明治四十年四月二十日印刷
明治四十年四月廿五日發行

非賣品

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
國書刊行會代表者
編輯兼發行者　市島謙吉

東京市本所區番場町四番地
印刷者　本間季男

東京市本所區番場町四番地
印刷所　內外印刷株式會社

さるははじめより御母額田姫王と御心を合せ給ひたりしなるべし、か丶りければ、額田姫王も召納れて、更に妃とし給ひたりとぞきこえたる、そも〳〵男女(イモセ)の道は、上つ世はおのづから神ながらに、おほらかなる定りありて、後の御世の令(ミサダメ)のごとく、嚴しくはあらざりけれど、この御兄弟またこの姫王のごとき、まほならぬ御行(ミフルマヒ)は、をさ〳〵きこえず、さればまことは、かの三山の喩歌の事にはじまりて、御兄弟の御中のしたには親睦からず、つひに壬申年のゆゝしき諱事も、それにきざせるにはあらじかとさへに、かしこくもおしはかり奉られてなむ、

ていなは君か名はあれと我名しをしも」内大臣藤原卿報贈鏡王女歌一首、「玉くしけみむろの山のさなかつらさねすはつひにありかてましも」と、よみかはされたる歌も見えたり、藤原卿は、中臣鎌足卿なり、藤原は末期に賜へる氏なるを、これも後よりかくしるせるなり、此姫王の、はなはだしき色ごのみしたまへるおもむきおしはかりつべし、

大海人皇子も、うけばりたる御中にあらざれば、中大兄皇子は、御兄とますがうへに、太子がねにてさへおはしましける御勢なりければ、いかゞはせむにておはしつゝも、なほねたくぞおもほしこめたりけむ（中大兄皇子の三山の歌よみたまへるも、此ほどの事なるべし、）しかありけるほどに、かの阿菩の神だちて御中のことこしらへまをせる人のいできなどして、つひに露顯に妃の列にめして、仕奉らせ給ふ事とはなりしなるべし、さるにあはせて、御弟皇子のみそか行も、おのづからはるけ事解けて、さる御中にいできたまへる、十市皇女をしも、大友皇子の妃とせさせ給ひたりしなり、さるは御弟皇子の御こゝろをとり給ひ、はた姫王のねき言をも、きかせ給ひたりしにもやありけむ、（上にいへるごとく、大友皇子十四の御年にて、皇子いでき給ふばかりに、十市皇女を配偶せたまひ、また御女大田ノ皇女、同母妹の鸕野皇女、また大江ノ皇女新田皇女、四人を、ともに大海人皇子の妃に參らせたまへるなど、なべてならぬ御事なり、）かくて齊明天皇崩まし、中大兄皇子御代を受繼たまひて、大海人皇子を皇太子に立て給ひ、姫王もゝとの如く妃に仕奉りて、蒲生野の御獵にも侍ひ給ひけるが、なほ皇太子と御情をかよはして、かの紫野のいろ〳〵しき歌をさへに、よみかはし給ひたるをおもへば、もてはなれ給へるはじめより、互に御情をかよはしたまひたりしなりけり、さるほどに、天皇御病にわづらひ給ひ、あつしくなり給へる時、皇太子さりがたき御事のさまにて、太子を辭て、吉野宮に罷出給ひければ、やがて大友皇子をもて皇太子とはしたまひけるなり、天皇崩り給ひ、皇太子すなはち御世を受嗣せたまひつれど、ほどなく壬申のはなはだしき亂いできて、天皇御みづから崩り給ひ、大海人皇子御みづから御世を知しめしたりき、此時十市皇女は、御夫天皇に忠ならぬ御ふるまひおはしけるを、諱事ありければ、やがて御父尊の御許に、御子葛野皇子を率て逃去りたまひたりき、

るなり、人嬬故には、御兄天皇の妃なるが故になるを、如此のたまへるに、いたく嫉たまへる御慮ばえありてきこゆ、おほかたの心ざしならむには、いかでかはかく戀むと、眞情にのたまへるなり、此御贈答の御歌によりて、おのづから三山の御歌の御底心も、推量り奉られ、かつは三山の古諺にもおよぼして、おもひあはせらるゝなりかし、

○附て論ふ額田姫王の、天武天皇天智天皇に娶されたまへる本末の趣を、其二天皇紀、懐風藻、また萬葉集にみえたる御歌どもに併せて證し考るに、姫王はじめ大海人皇子に竊にめされて、十市皇女を生み奉り、其後中大兄皇子（天智天皇）に婚されて、御世の涯り仕奉り、大友天皇諱事ありて、天武天皇御世知しめして後、更に此天皇にめされて仕奉り給へるなり、しか考定たるは、まづ大海人皇子、はやく額田姫王を娶して、十市皇女を生したまひ、この皇女大友皇子の妃となりて、葛野皇子を生み給ひたりき、いまその皇子の享年によりて推しかむがふるに、齊明天皇御世七年の誕に當り給へり、是年をしばらく十市皇女の十五歳の時として、推し考ふるに、（大友皇子は十四歳）御父大海人皇子三十九歳（中大兄皇子は四十八歳）の時に當れり、この前の年ごろより、大海人皇子竊に額田姫王に婚給ひて、十市皇女は生れたまへるを、密にはからひて養し給へるほど、御兄中大兄皇子それまことに知しめさずてや、またしらずがほつくりてにもやおはしけむ、姫王に御情をかけたまひけるに、姫王もあだしごゝろのいできて、かたへには從ひ給ひけるを、

注萬葉集四の卷に、額田王思二近江天皇一作歌「君待つとわか戀をれは吾宿の簾うこかし秋の風吹く」二の卷、近江大津宮御宇天皇の部に、天皇賜二鏡王女一御歌一首「いもかあたりつきて見ましを倭なる大島の嶺に家もあらましを」鏡王女奉和歌一首、鏡王女又曰二額田姫王一也「秋山の樹の下かくり行水の我こそまさめ みおもひよりは」とみえたるは、このころ竊に逢たまへるほどのことなりしなるべし、近江天皇、また近江大津宮云云など書るは、後をめぐらして記せるなり、又同集四の卷に、内大臣藤原卿聘二鏡王女一時、鏡王女贈二内大臣一歌一首「玉くしけおほふをやすみ明

茜草指、武良前野逝、標野行、野守者不見哉、君之袖布流

武良前野は、蒲生野の内にて、別て紫野と呼ところの在しにか、近江國人の云、蒲生野は宇爾野とも云、布引山へかけたるいと曠き荒野らなり、野の中に何くれといふ小名ありといへり、また紫をめづる意より、紫草の生ふる野とだゝへたまへるにてもあるべし、標野は、御獵のために標おかるゝ野の由なり、紫野標野とかさねて紫を染めといひ、下ノ句の袖といふにもうつして、わきて詞を艶しくとゝのへ給へるなるべし、上代の歌にもさるこゝろばえによめる例あり、一首の意は、君が其處の野を歩行つゝ、袖うち振りて吾に情を通はし給へるは、嬉しく見奉れど、野守の在りて見とがめずやはある、人目を憚ることを野守にそへて、心したまへとのたまへるなり、

注萬葉集十四卷武藏國歌に、「戀しけは袖も振らむを武藏野のうけらか花の色に出なゆめ」とよめるも似たる趣なり、さて男女の中らひに情をかよはして、袖振りて見するは古の習慣なり、萬葉集十五卷に、「わかせこしけたしまからは白たへの袖をふらさね見つゝしぬはむ」、十一卷に、「白たへの袖はまよひぬ吾妹子か家のあたりをやます振しに」、二卷に、「石見のや高角山の木の間より我振る袖を妹みつらむか」、六卷に、「おほならはかもかもせむをかしこみと振りたき袖を忍ひてあるかも」、十一卷に、「高山の峰ゆくしゝの友をおほみ袖ふらす來ぬ忘ると思ふな」、十三卷長歌に、「吾妹子に戀つゝ來れば云々、白たへの袖振るみえつ相思ふらしも」などなほあり、後の歌にも數知らず多かる中に、源氏物語紅葉賀卷に、「ものおもふに立儛ふべくもあらぬ身の、袖うちふりし心知りきや」とよめるは、そのこゝろばえよくきこえたり、

○皇太子答御歌　皇太子は、大海人皇子を申せり、天武紀に、天智の元年に立爲二東宮一、

紫草能、爾保敝類妹乎、爾苦久有者、人嬬故爾、吾戀目八方、

一二の句は、集中茵花香未通女、また山振之爾保敝流妹之などよめるがごとく、女王の容貌の艶を美たまへるなり、女王の歌に、紫野ゆき、しめ野ゆき、君が袖ふるなど、よみかけたまへるに應へて、紫の匂へる妹とよませ給へるなるべし、憎くあらばは、いと愛しとおもほせるよしを、深くのたまへ

の誤寫也、注に又曰ニ額田姫王一也とあるは、後人のさかしらに書入たるものなりといへるがきこゆれど、同卷の中四ところに、みな鏡王女と書て、諸本ともに相同じきを、それことごとく誤りといへるは强說なり、また注に、額田姫王也といへるを、後人のさかしらの書なりといへれど、もとより此集に書載たる本書のまゝなるにてもあるべし、よしや後人のわざならむにも、かく證ありて正しき說なれば、すつべきにはあらぬものをや、さてまた萬葉集なる、鏡王女の天智天皇に和奉れる秋山之の歌を、玉葉集に載られたるにも鏡王女とあり、但し新千載集に、その天皇の御贈歌を載られたる詞書には、鏡女王とあれど、これも一本には鏡王の女と書るぞ正しき、しかれば件の二集撰ばれたる正和延文の頃の萬葉集にも、然ありし事知られたり、

旣く大海人皇子に婚されて、御子十市皇女をさへに生シ給ひたりし御中なりければ、御兄皇子にめされて在つゝも、しかすがに互におもひはなれがたく、しのびのびに御ことかよはしなどしたまひけるにあはせて、（この御兄弟皇子の姫王に婚給へる趣は、下に擧る紫野の贈和の御歌にて知られ、又下に別にも論へるを、こゝにめぐらしておもはかり奉るべし、）したには御兄弟の御間の親睦からざることを、御兄皇子の御こゝろやましく、かつはつゝましくおもほしこめ給へるあまりに、三山の古諺に喩て、その御懷を長歌に述給ひ、反歌にもまた其古諺に喩て、いかでむかしの阿菩神のごとき人の出來て、御中とりもちて、和平し得させよかしと、遺るかたなき御懷を述たまへるなるべし、（そへ歌といふは、寄歌にて、その的す事を顯にいはず、他事に寄へて、底の意を述るがごとき體なるをいへり、此三山の御歌も、いはゆる諷歌の體とやまなすべからむ、その諷歌ノ體の事は、既に諷歌倒語考にくはしく論へり、）さて額田女王と、大海人ノ皇子との御間の事は、萬葉集同卷に、（件の御歌の下五首隔てゝ）

○天皇遊ニ獵蒲生野一時、額田王作歌

蒲生野は、近江蒲生郡なる野なり、天智紀に七年（集の左注に、此文を注して、干支を丁卯と作るは誤なり、是年は戊辰なり、）五月甲辰朔戊子（印本戊子を五日と作り、集の左注も同じ、紀中の例と違へり、）天皇縱ニ獵於蒲生野一、于レ時太皇弟諸王內臣、及群臣皆悉從焉と見えたり、（此前年三月都を近江の滋賀の大津に遷して坐ませり、）額田王も御從に侍ひて、大海人ノ皇子によみかけ給へるなり、次に此御答歌あり、

にて、海邊に遠からぬところにて、賀古郡に近きを思へば、むかしは印南の曠野の中に立在りしなるべし、彼此よく古事に合ひてきこゆかし、さて又右に引たる赤人の歌の藤江浦を、集の本どもに藤井と書たれど、三卷に藤江浦とあると、もはら同地にて、誤寫なること著ければ、訂して引たるなり、なほ三卷なる藤江浦と共に載たる、人麻呂の羇旅の歌どもの次をよみ合せて、此説をわきまふべし、

其は額田姫王との御中に係りたる由ありてよませ給へるにて、御歌ざまは、いひしらずめでたし、さてその姫王との御中の事は、此下にいふを、こゝにめぐらして、したの御意をおしはかり奉るべし、さてこれ迄に御歌と風土記とを相俶せて、三山の古事の趣はとゝのひてきこえたり、さてまたたちかへりていふ、長歌の五句よりはじめて、神代從、如此爾有良之、云々とよみ結め給へるは、上に高山波云云と、その古諺を言擧し給ひて、神代より如此る妻爭せる事は有けり、古昔も然あればこそ、今の世の人も妻戀に相爭ふなれとのたまへる御意なり、さてしかよませ給へる、長歌反歌をあはせて、まことの底の御慮を推量りたてまつるに、そのかみ御弟大海人皇子の、天武天皇皇子に坐ましける時、はやくより竊に婚しておはしませる額田姫王を、御兄として又竊にめしたまへるによりて、よませ給へる御歌なり、そもそもこの姫王は、

注天武紀下卷に天皇初娶鏡王女額田姫王、生十市皇女と見えたり、但し印本他本に、この鏡王の下の女字脱たり、荷田東麻呂同在滿の挍本、また古寫の京本と稱ふを挍へたる一本に據りて補ふ、萬葉集二の卷あまたところに、額田王と書るこれなり、古書に、女王にても、徒に某王と書るも例あり、和名抄大和國平群郡の鄕名に、額田は奴加多とみえたる地名に依れる御名なるべくや、また萬葉集二卷に、鏡王女奉和歌一首と題せる下に、鏡王女又曰額田姫王也とあり、此集もとうるはしく撰とゝのへたるものならず、彼是の集どもをとりあつめたるものなれば、同じ人の名も、記しざまの異なるは他にも例あり、然るに前人たちの説に、集に鏡王女とあるは、鏡女王

注萬葉集の歌の中に、人代になりても神代といへるは、日本の國は皇祖乃神之御代自志きませる國にしあればとよめるは、神武天皇の御世を申し、自神代芳野宮爾あり通ひ高知らすはとよめるも、人代になりての事なり、又垂仁天皇の御世をさして、皇神祖能可見能大御世とよみ、又は當代を讃奉て、神の御代とよめるなどみえたれど、これらは天皇をさして神と申して、其天皇の御世といふ意の文詞なり、たゞに神代とよめるは、此御歌のほかにもあまたみえて、みなそは神代人代と別ち稱ふうへの神世なり、おのれ前には此御歌に、神代とよませ給へるは、たゞ上代をひろく神代とのたまへるなるべくこゝろえたりつるが、よくおもへばわろかりき、

さてまた御歌に、立見爾來之伊奈美國波良とよませ給へるは、風土記にみえたる阿菩神の、出雲を發て、播磨の伊奈美まで來まして、云々といへる古事をことそぎて、發て闚に來し伊奈美國ばらとよみながし給へるなり、

注上世には、一かたづけける所を國といへるはつねなり、國原とは、見わたし廣くうちひらけたる地のさまをいへり、萬葉集一卷に、天香山騰立、國見乎爲者國原波、煙立籠とみえたるこれなり、和名抄、印南郡の郷に、大國於保久爾といふも見えたり、萬葉集六卷に、神龜三年播磨國印南野に行幸の時、赤人の長歌に、稻見野の大海の原の、荒妙の藤江の浦に云々、この外にも、此野をよめる歌なほあり、いま國體を按ふるに、印南郡は、東は賀古、西は餝磨の郡に接きて、ともに南海に向ひたる地なり、稻見野の大海の原とよめるは、其野の大海に接けるごとく見ゆるによりて、大海の原といひて、其海邊なる藤江の浦といへりときこゆ、藤江は、和名抄明石郡の郷に、葛江、布知衣とあるこれなり、明石郡は、印南の東に隣りて、其海邊に今も藤江といふ浦里あり、又續紀天平神護元年五月の下に、家ニ居播磨國賀古郡印南野一といへることみえたり、賀古郡は、印南郡の東に隣れり、そのかみ稻見野は、明石印南より、賀古にわたりたる曠野なりしことを知るべし、上に云へる神集の石船の存る生石山は、離レ山

るは、即伊奈美なることを知るべし、和名抄、播磨國餝磨郡の郷に、英保安母とみえたり、今野阿保村西阿保村といふが在りとぞ、此郡印南郡に隣れり、此時の事によりて、阿菩大神に由ある地名なるべし、此欲ニ諫止一を、印本に、此諝諫山と書るは、誤寫なる事論ふまでもあらざれば、古本を採れり、故號ニ神集舟一形似レ覆は、注釋の古本片假字書なり印本ともに、神集舟を神隼隼に詐り、印本に似字を脱せるを採りて訂して書たるなり、今井似閑が萬葉緯に載たる此文は、古本を採れりと見えたるに、隼隼を阜阜とかけるは、然書る本もありしにか、又傳寫の訛なるにか、いづれにても誤字なることは著し、〔頭注〕春村曰、眞本本國風土記にも、故號ニ神阜一阜形似レ覆とあれば、神集舟は強説也、猶おなじ飾磨郡に、松尾阜鹽阜御立阜言擧阜など、岡を阜とかけるもの多きをもおもふべし、其訂せる據は、播磨人の談に云く、己が國印南郡生石村石寶殿の山の後の西の嶺なるカヅミと呼ふ處に、いひしらず舊びたる石船あり、その形おほかたかくのごとし、凡そ長九尺ばかり横四尺ばかり厚一尺四五寸もありぬべし、兩端に珥二づゝあり、形にあはせて、中を凹く淺く彫たるもの、ごとく見ゆといへり、神世に磐船ときこえたるものは、齋船の義にて石にて製れるものにはあるべからず、此事天石屋考の中に論へるがごとし、此石船も樟などにて製れるものなりけむが、年歴るほどに、石に化りたりしものなるべし、これ阿菩大神の、覆ニ其所レ乗之船一而坐之といへる船なる事著し、其在る處をカヅミと云るは、神集りの約れるにて、其は阿菩神の牽て來ませる神も、他神も集り給ひたる由にて、地名に呼傳へたるなるべければ、神隼を神集と訂して、今の地名にも合へばカヅミとよめり、さて其處に存る舟なるが故に、神集舟と號び來れるなり、いまその生石の山の東の麓遠からぬ程に、神爪村と云ふがありとぞ、其はむかしは此わたりかけて神集といへるが、一村の名に遺りてカヅメと訛り呼ことゝなれるにて、もと同じ由縁の地名なるべきこと決し、さて形似レ覆とは、今現存る石船の形につきておしはかるに、その船形の中に凹きが尋常の船の底裏面の狀にもあらず、そのかみの傳説に船を覆せてと云へるには、もはら合ひても見えざれば、おぼめきて形似レ覆といへるにて、それぞかへりて正しき記しざまなりける、故古本なる似字を採り、形字の上なる隼を舟の訛として、然は訂して書るなり、萬葉考に引載られたる此風土記の文は、推はかりに改られたるところありげなるがうへに、どゝのひてもきこえざればとらず、さて此三山の古諺は、御歌に神代從如此爾有良之とよみたまひたれば、神代の事として語り傳へたる古事なり、

説へり、（頭注）春村曰、吡儺利は、ヒトリなり、允恭紀に阿摩儾霧（アマトブ）ともあり、但猶説あり、

毛々那比は、百の相約りたるなり、呉の藍をクレナヰと云ふに同じ、和名抄、讃岐國香川郡の郷名、百相ハ毛々奈美とよめるも、毛々奈比を訛れるなり、おもひあはすべし、（頭注）春村曰、もゝなひ、くれなゐのなは、あの聲の轉れるなり、のあの約めとおもへるはいまたしき説なり、此轉音の例いと多し、また神功紀に見えたる、忍熊王を撃しめたまへる條に、時有二熊之凝者一、爲二忍熊王之先鋒一、則欲レ勸二己衆一、因以高唱之歌曰、伊徒姑奴地上に貴人等といへるに對へておもふに、賤子等の意なるべし、伊弉阿波那和例波と唱へる、伊弉阿波那も、率將相にてこの相と同言なり、

注 角力に召合といふも、諸國より力士を召て合せらるゝ由なり、七十一番職人歌合に、すまふとりを題にて、「我戀は薩摩の氏の長なれや片手にたにも合ふ人のなき」判詞にかの氏をさがあふ人のなかりけむ、よくとりよれりといへる合もこれなり、戰も敵合なるべし、そのほか立合、合手などいふたぐひの言なほあり、准へて知るべし、さて又えみしをの歌の一首の意は、八十梟帥は強敵にて、渠一人に百人の相なりと、世人は云へども、手向ひもえせで誅されぬよと嘲笑へる意なり、

立見爾來之伊奈美國波良は、播磨風土記なる三山の古諺にきこえたる阿菩神の事を喩へ給へるなり、いまそれに因みて、こゝにその風土記の文を擧て其由を解きて、二首の御歌を相倂て心得るときは、三山の古諺もとゝのひてきこえ、御歌の意もとほりて、かつはそのかみのかたへの御ありさまさへに、おのづから推はからるゝ趣をいふべし、さるは仙覺が萬葉集注釋の、伊奈美國波良の注に引たる播磨風土記に、出雲國阿菩大神、聞二大和國畝火香山耳梨ノ三山相闘一、此欲二諫止一上來之時、到二於此處一乃聞二闘止一、覆二其所乘之船一而坐之、故號二神集舟一、形似レ覆とみえたるを、まづ一わたり解おきて、後にいふべし、阿菩大神は他書どもに見あたらず、出雲の地名などにはなきか尋ぬべし、相闘の相は上にいへるがごとく、互に相向て力をもて勝むと闘へるなり、闘字は、字書に爭也、交爭也など注せり、さて此記なべては漢文ざまに作るものながら、この相闘は、三山の御歌に相諍競と、よませ給へると同じ古言もてしるせる本書のありけるによりて書けるから、おのづから、御歌詞と相符合るなるべく、ことにめでたくきこゆ、到二於此處一は、注釋の伊奈美國波良の注に、此風土記の文を引たるをおもへば、記の本書には、印南郡の條にありし文にて、此處とあ

恨などをウラムとよむはつねなるを、古訓にコロヤムともよめるをおもへば、ウラムもウラヤムの約言ときこえ、つねにもいふ羨も、言のもとは心裏惱なるべく、愛字をカナシとよむも、心に切におもふをいふより、悲字の意に轉し、乎加之も心に良ひたるをいふ言なるを、笑はしきにも轉して、今の俗には、さるかたにのみいへり、此たぐひの言いと多し、よくあぢはひ悟るべし、

さて又長歌の、高山波云々相諍競伎までは、三山の古諺を言擧して、それに譬て御情を述たまひ、その長歌の反歌にも、又其古事をよみ給へるを、ともに播磨風土記なる、同じ古諺の文に相證してこゝに云ふべし、

反歌　高山與、耳梨山與、相之時、立見爾來之、伊奈美國波良

此反歌は、長歌によみのこし給へる古諺をうちかへしのたまひて、それにそへて、御情をのべたまへるなり、

注此反歌の次なる、渡津海の云々の一首は、別歌にて反歌にはあらず、はやくより題の脱たる也、左注にも不似反歌といへり、〔頭注〕春村曰、故正木千幹門人相庭永昭〔是も故人なり〕といひし人の説に、相の下挌ノ字脱たるなるべし、相挌之時竟而來之と改めたらむには、つゞけざまもうるはしく、理もよく協へりと、云ひたりしは、いとめでたき考へなり、此説によるときは、信友の注には强説も多かるやうにおもはる、

さて上の句は、長歌の五句までの古諺を約めてのたまへるにて、畝火山を得むとて、高山と耳梨山と相戰し時にといふ意なり、相とは、長歌に相諍競伎とよませ給へる相これにて、播磨風土記に、相闘とみえたる相も同じ、此事は次に云べし、互に相向て、力をもて勝むとするをいふ言なり、夫婦の戀にいふ婚も、人と人との逢も、言のもとは同じけれど、事狀によりて異意となるなり、この歌詞を、婚の意とせる說あれど、さては事狀にかなはず、神武紀天皇兄猾を誅給ひける時、の歌に、愛瀰詩を毗儺利毛毛那比苔、人は云へども、手向ひも爲ずと見えたる、

注愛瀰詩は、夷にて八十梟帥をいふ、毗儺利は一人なり、一人の本語は、一多利にて、二人三人などいふもみなこれなり、三代格天長三年十月の官符にみえたる、額田國造今足の名を、類聚國史に、今人と作るも、タリに人字を當て通はし書るなり、又神代紀に、唯弟獨見御をタ、ヒタリメセリともよめり、なほこの多利の事は鎭魂考の中に

山々をうしはき坐る男女の神ありて、其神々の猛びによりて、其山々の甚しく鳴響動きなどして、奇靈き事どものありけるによりて、山名を呼て語り傳へたりしものなるべし、さて其神々の男女の別は、此御歌にて推はからるゝなり、

注萬葉集九卷に、二並、筑波乃山乎云々、男神毛、許賜、女神毛、千羽日給而とよめるは、其二並の山の神の事なるを、又男神爾、雲立登、斯具禮零とも讀るは、筑波山の男神の、うしはき坐すかたの山をさして、男神といへるなり、また三卷に、筑波山を朋神之貴山ともよめり、これら似かよひたる云ひざまなり、

なほこまかに考るに、耳梨は前に雲根火に媢て在つるに、高山も雲根火を愛しみて得むとせるに、情を通はしけるによりて、三山ともに相諍競ふ事となれるなるべし、然らずは、雲根火も共に相あらそふべきにあらず、高山波とのたまへる波の辭に、よく意をつけてあぢはふべし、さて又二の句の畝火を男志は、愛字をよめるこれにて、深くあはれとおもふ言なり、允恭紀年の下四十二に新羅人恒愛ニ京城傍耳成山畝傍山」とある愛字を、古訓にヲ。シ。ム。とよめるも、おのづから此御歌詞に似たるよみざまなるが、をかしきこゝちさへしてきこゆ、また土佐日記に「をしと思ふ人やとまると葦鴨のうちむれてこそ我は來にけれ」とよめるをしも、愛しなり、

注こは貫之主の船出せるあとより、人々おひ來てよめる歌にて、一首のうへは、愛しといふ言に、名殘を惜む意はおのづからこもりて、その愛しといふに、鴛鴦を譬へ、送り來れる人々を葦鴨にそへて、今までたぐひてあそびてありつる、鴛鴦のたち別去くを、とゞめむとする趣によみなせる也、さてまた鴛鴦は、水鳥どものあるが中に、毛色の目にたちて美麗しく、形もなべてならずめでたく見ゆるによりて、愛鳥の意もて名づけたるものなるべき事、はた思ひ合すべし、さて平他字類抄に、愛をヲ。シ。ム。と訓み、孟子白氏文集などの古訓にも、然よめるが見えたり、○因にいふ、惜吝などの字をヲシムとよむも、もとは愛するよりをしむ意ありて轉れる言なり、漢ぶみに愛猶レ吝と注へるも、おのづから合へり、また怨

其古諺と相諍し、かつは御歌の意を説きこゝろみむとせるが、おのづからおほきみたちの、まほならぬ御行をあらはし奉れることゝなれるは、畏きわざながら、おほらかなりし上古の御てぶりにあはせて、ながれたる御ふるまひなるべければ、さしもはゞからでなむ、かくて御歌詞の解ざまは、多くは前の物しり人たちの説をえらびとり、或はそれにしたがひて、こゝには云はざるもあり、それらにたがひたるは己が考なり、そのけぢめはこれよみ見む人は、おのづから見もわくべければ、ことごとしく論はであるなり、

中大兄近江宮御宇天皇三山御歌一首

こは萬葉集一の卷雜歌の部、後崗本宮御宇天皇代齊明の下に載たり、中大兄はナカチオヒネと唱み奉るべし、天智天皇のいまだ太子がねにておはしましける時の御名稱なり、其由は上に考注せるがごとし、近江宮御宇天皇はたゞ御名を注釋したるなり、本書のまゝなるか、又後人の加筆なるにか、いづれにてもあるべし、三山は、大和國十市郡なる香山と耳梨山、高市郡なる畝火山なり、この三の山、ともに孤立山にて、遠山の周れる平坦なる國中に、圓器の三脚の在狀のごとく、三方に在りて、其間おのおのおほよそ廿町ばかり隔りたりしが、同じさまにて在る山なるによりて、すべては三山といへるなり、此山々の事は古書どもに見え、今もかくれなき名所なり、三山御歌とは、たゞ三山の事をよませ給へる御歌といふ意もて、おほらかに書加たるにて、なべての題辭の例とは異なり、歌の上の御字は、目錄によりて補へつ、

高山波、雲根火雄男志等、耳梨與、相諍競伎、神代從、如此爾有良之、古昔母、然爾有許曾、虛蟬毛、嬬乎相挌良思吉、

高山は、香山と書けると同例に、カウの字音を轉用たるなりカグヤマとよむべし、上の四句は高山は畝火を愛しと耳梨と合鬪ひきなり、さるは古諺に、高山の男神の、畝火山の女神を愛しみて、妻とせむとして、耳梨山と戰ひ爭ひたる事ありきとのたまへるなり、此古諺はなほ此反歌、又播磨風土記に見えて下に擧るがごとし、但し御歌にも、風土記にも、三山の名こそはあれ、神とはいはざれど、その

兄とありて其ほかには大兄を省きて、たゞ去來穗別天皇と記され、古事記にも然記せるは、大兄（または大江）も天皇と記され、古事記にも然記せるは、大兄（または大江）もと地名にて、素よりの御名にあらざるが故なるべし、但し古き史籍どもを考ふるに、なべて語をいくつも複たる名稱は、上なる語どもを省きても稱へる例なるは、上なるは殊さらに添たるがごとき語なるが故なるべくきこゆれば、此御名の大兄を省きて申せるも、同例の中ながら、此には地名ならむと說ふにつけてこまかに論へる物ぞ、また古事記に景行天皇の皇子に、彦人之大兄王と申すが坐すを、書紀景行卷の、皇子等の中には無くて、仲哀紀に、娶ニ叔父彦人大兄皇子（皇子印本には脱たり）之女、大中姫ニ爲レ妃云々とあれば、無きは脫つるなり、かくてこの大兄王は、古事記に同じ皇子の列に大枝王、下文に大江王とも書る王の事なるを、混へて二柱と書る傳なること決き由、古事記傳に委しく辨へられたるがごとし、玄かれば此皇子の大兄も、オホエとよむべきなり、然るを紀に此二柱（大兄去來穗別天皇彦人大兄皇子）の御名の大兄にも、オヒネと訓をつけたるは、上に擧たる大兄の御名稱どもの訓に傚ひて、後人のよくも正しあへずしてものしたるにこそあるべけれ、

注かく誤れるにつけて、かへりていにしへ大兄を、なべてはオヒネとよみなれたりし一證とすべし、又天智紀に、天皇の皇女に大江皇女と申すがおはしませり、父天皇の御名の大兄をオホエと唱へ奉りたらむには、皇女の御名に然は申すべきにあらず、これも又傍證とすべし、或人難て云、此に別に論へる二柱の大兄をオホエとよむべくは、紀中オヒネとよむと混はしければ、倶（トモ）に訓注あるべきに、無きは意得がたし、答云、あまりに偏（カタヨ）し、書紀の訓注は、たゞ記者のさしあたりたる意玄らひにて、かならずしも訓がたきや混はしき字にものせりとは見えず、又かの訓注記者のわざにはあらで、後人のならむも知らず、さて件の二柱の大兄は、何となく舊記のまゝに、紀に書載たるにて、よみざまにはさしも心づかでありしにもあるべし、すべて古は人名地名などのたぐひは、言を主として、さしも字には拘はらざりし例にて、紀中の例も然り、書紀撰給へる舍人親王の、嫡母におはしましつる持統天皇の御名をすら、天智紀には、鸕野、天武紀には、菟野と字を異に作り、准へて意得べきわざなるにや、

三山考論

今此に萬葉集なる三山の御歌どもを說けるは、もはらその三山の古諺を、播磨風土記に見えたる、

にて、文義貫りて通えがたきを、上文の趣によりて推考るに、そのかみ姓の字をなべて、朝臣宿禰など書く例なりけるを、戸籍にははやくより、阿曾美足尼なども書來れるがあるを停給へる由ときこえたり、〔頭注〕春村曰、足をスクと呼ぶは眞の呉音にて轉音には非ず、

また仁德紀に、履中天皇の御事を、皇后生二大兄去來穗別天皇一と記されたるを、古事記に、大江之伊邪本和氣命と書されたれば、此大江とあるを證として、なべて大兄と申せる御名も、悉オホエとよむべく、前にはおもひたりしかど、なほよく考ふるに、上に擧たるごとく、紀中さばかり數多處に大兄をオヒネ、またオホヒネオホネなどよめるは、決く私記などに見えたる舊傳說なるべく、はた其議も由ありて通ゆれば、上件のごとく考定たるなり、かくて此履中天皇の御名の大江は、地名なるべし、さるは古事記に、御同胞四柱の皇子たちを、次第て、大江之伊邪本和氣命、次墨江之中津王、次蝮之水齒別命、次男淺津間若子宿禰命と記されたり、此弟皇子たちの御名稱の墨江は、攝津國の地名、蝮は河內、淺津間は大和の地名なり、各その地に由ありて、御名に係て稱し奉れるなるべきに、合せおもふにも

注此皇子たちの御名の、地名に依れるなるべき由、記傳に委く考證されたるがごとし、又異腹の皇子の大日下王、若日下部命も、地名に依れる御名稱なるべき由、これも傳に說はれたるがごとし、さてかくさまに地名を、御名稱に係たるは、傍に例いと多き事なり、さて若子宿禰と申す、御名の宿禰は、上に論へるがごとく、寵親しみ給へる稱なるべければ、上代は必しも臣等にかぎらず、皇子等にも御名加へて稱し給へるなるべし、上に大尼の事を論へるに准へてもおもひやるべし、

此天皇の御名の大江も、地名にて、和名抄に、山城國乙訓郡大江、於保江諸陵式に大枝陵在二山城國乙訓郡一など見えたる處なるべし、釋日本紀の述義に、爲二大兄去來穗別皇子一定二壬生部一云々と紀の本文を擧て、私記曰、師說凡定二御名代之部一、或取二御名一、或取二所居之地名一乎と注せり、さて大江は、天武紀に、初て大江山に關をおかれたる事見え、萬葉集の歌に、丹波道乃大江乃山とみえたるも、此大江にて、此處を經て丹波に出るなり、かくて此御名上に擧たるごとく、仁德紀に、皇子等を載られたる條に、初て見え給へるところも、顯宗紀の首に、天皇の御祖父に坐す由に係て記されたるところにのみ、大

を、別稱なりと心得て、さかしらに次為二宿禰一と書なせるにてもあるべし、（此外宿禰と為れるが多く見ゆ、）かくて大尼の禰は、大綜杵（ヘソキ）命、輕境原宮御宇天皇（孝元天皇）御世為二大禰一、また、武建大尼命、此命春日宮御宇天皇（開化天皇）御世為二大尼一供奉とみゆ、件の大綜杵命よりも前に大禰命と稱ふがありて、片鹽浮穴（カタシハウキアナノ）宮御宇天皇（安寧天皇）御世為二侍臣一、奉レ齋二大神一とあり、為二大禰一とは記さゞれど、譜中の例をおもへば大禰に為されたるを、やがて名に負せて唱來れるなるべし、しかるに又大峯大尼命も、春日宮御宇天皇御世、為二大尼一供奉と記して、其大尼之起發二此時一矣とあり、前に大綜杵命を、輕境原御世に為二大禰一と記せるに、（大禰命の事はしばらく論はず、）此にその後の春日宮御世に係て、大尼之起發二此時一と記せるは差へり、これも舊記を疎に讀てさかしらに書添たるものなるべし、さて其後の御世に係ては、建膽心大禰命、此命磯城瑞籬宮御宇天皇（崇神天皇）御世、始為二大禰一供奉とみえたり、但しこれも、始。の字いかゞ、（一印本に、姫とあるはことにいかゞなり、）決く誤なり、次に云々と文のありしが脱たるにやあらむ、（件の人々のほかには、大尼の稱見えず、）さて此物部連等の世次は、其家の氏文を採りて書載たるものなるべし、中には疑はしき事どももまじりたれど、そは氏文の類に例ある事なり、（旁の古書どもに考て撰とるべきなり、）件の大尼足尼の事などは、あともなき造説とはおもはれず、家の舊説なるべし、故今しばらく此傳に據りてさらに推考れば、上代には臣等をも寵親しみて、大ヒネと稱へ給へることのありしなるべし、上代はよろづにおほらかにして、情ふかゝりし趣おもひやるべし、さて上代は正しく大ヒネと唱たりけむを、此に大尼と書るは、後にオホネと約めて云なれたるうへをもて、然は書るものなるべし、少ヒネを宿禰、足尼など書るも同じ例とすべし、

注宿禰を足尼とも書けるは、足の字音のソクを、スクに轉用たるなるべし、また子遇切のスウの音を轉用たるにてもあるべし、共に古書に例ある事なり、いづれにもソクネとはよむべからず、かく書る例、史どもにもをり〳〵見え、自餘古書どもにも見えたり、國造本紀には、ことに多かり、さて續紀寶龜四年五月辛巳戸籍の事の官判に、天下氏姓云云、阿曾美為二朝臣一、足尼為二宿禰一、如レ此類不二必從一古といへる事見えたり、此條多く字の脱誤ありげ

實錄に、立太子の事の條に、大枝(オホエ)乎(ヲ)超(コエテ)天走(ハシリ)超(コエテ)天云々といふ、童謠を載て、識者以爲、大枝謂二大兄一、是時文德天皇有二四皇子一云々、皇太子是第四子也、天意若レ曰下超二三兄一而立上、故書二此三超之謠一焉とみえたる大兄は、たゞ御兄の由なり、また高麗人に、大兄某と稱へるがありて書紀に見えたり、此は彼國の官に十二級ある中の第六級にて、皇朝より賜ひたるにはあらず、混へおもふべからず。

さて釋日本紀に日本紀私記を引て、昔稱二皇子一爲二大兄一、又稱二近臣一爲二少兄一也、宿禰之義取二少兄一也と見えたり、大兄はオホヒネ、少兄はスクナヒネとよむべし、そのスクナヒネの約りてスクネと云ひならへるまゝに宿禰とは書るなり、（宿禰の唱は、古事記允恭天皇の段に、小前宿禰を歌に、袁廝幣須久泥と見えたるこれなり、）上にも擧たるごとく、欽明紀の皇子たちを擧られたる文の中に、生二二男一女一、長曰二箭田珠勝大兄(オヒネノ)皇子一、仲(ナカチチ)曰二云々一、少(スクナチ)曰二云々一と見えて、長を大兄と稱し、また少をスクナとよめる、はた思ひ合すべし、（神名にも人名にも、大と少を對たる例多し、）但し私記の件の文に、稱二皇子一と云るは、並ての皇子ときこえ、稱二近臣一と書るは、並ての近臣の如く聞えていかゞなり、こはそのかみの說に、古は皇子の中に重くあへしらひ給へるを崇めて大兄と稱し、近臣の中に、殊に親しく寵み給へるを重みして少兄と稱へる事あり、宿禰と云ふ稱は、もと其少兄より出たる者なりと云る義と聞えたり、（皇子たちの御名、また凡人の名に宿禰と稱へるも、また骨(カバネ)に稱ふも、いひもてゆけばみな同義なるべし、さて又此私記は打聞に記せるごときものにて、文はいと劣く調はざる書ざまも多ければ、心しらひして見るべきなり、）かくて又舊事本紀（卷五）のなる饒速日尊の裔の、物部連等の世次に、大尼(オホネ)（太禰）また足尼(スクネ)（宿禰）またといへる禰の見えて、大少(オホスクナ)と次第(ツイデ)たる禰のごとくきこえたるを擧て、此に論ふべし、まづ其足尼の稱は、彥湯支命、此命亦名木開足尼、葛城高丘宮御宇天皇（綏靖天皇）御世、元爲二宿禰一、次寵爲二申食國政大夫一、奉レ齋二大神一、（大神の事は、伊香色雄命の譜に、石上大神を齋て、氏神とせるよし見えたり、）また六見(ムツミノ)宿禰命、その弟三見宿禰命二人の譜に、秋津島宮御宇天皇（孝安天皇）御世、並（兄弟並になり、）緣二近宿一元爲二足尼一、次爲二宿禰一、奉レ齋二大神一と見えたり、かくて六見宿禰等の譜に、次爲二宿禰一と書るは、足尼も宿禰も同稱なるを、別稱の如くに記せるはいかゞなり、此は舊は次爲二大禰一と書たりけるを、早くより書混へたる者なるべし、もし然らずは、家の舊記に、足尼とも宿禰とも、二さまに書たりける

也、（中大兄の庶兄にませり、）輕皇子（皇極天皇の御弟、孝徳天皇の御事なり、）殿下之舅也、方今古人大兄在、而殿下陟ニ天皇位一、便違ニ人弟恭遜之心一、且立レ舅以答ニ民望一不ニ亦可一乎、於レ是中兄深嘉ニ厥議一、密以奏聞云々、天皇授ニ璽綬一禪レ位策曰、咨爾輕皇子云々、輕皇子再三固辭轉讓ニ古人大兄一（注に更名古人大市皇子、）曰、大兄命是昔天皇（舒明）所生、而又年長以ニ斯二理一可レ居ニ天位一、古人大兄避レ座逡巡拱レ手辭曰云々、臣願出家入ニ于吉野一勤ニ修佛道一奉レ祐ニ天皇一、辭訖云々、剔ニ除鬚髮一披ニ著袈裟一、由レ是輕皇子不レ得ニ固辭一、升レ壇卽レ祚と見え、（年號を大化元年と建給ひき、此時中大兄の固辭奏し給へるは故ある事にて、既に別に論へる書あり、）又同年（大化元年）九月戊辰、古人皇子與ニ某々等一謀反云々、注に或本云古人大市（印本市を子とあるは、誤なり今古本に據れり、）或本云、古人大兄、此皇子入ニ吉野山一、故或言ニ吉野大市一、（印本大市を太子に書るは誤なり、此も古本に據る、）丁丑吉備笠臣垂、自ニ首於中大兄一曰、吉野古人皇子與ニ某々等一謀反云々、注に或本云、某々預ニ於吉野皇子謀反之徒一、（以上注）中大兄卽使ニ某々一將ニ兵若干一討ニ古人大市皇子等一、注に或本云、某々二人攻ニ古人大兄一斬ニ古人大兄與レ子云々、或本云、十一月吉野大兄王謀反、事覺伏レ誅也（以上注）と見えたり、右に引出たる紀の文をよみあぢはひて、山背大兄、古人大兄ともに並べてならぬ品にておはしましたりけむこと、事狀につきて思ひやり奉るべし、又件の文の中に、輕皇子再三固辭轉讓ニ古人大兄一曰、大兄命是昔天皇所生云々とみえたる大兄命とは、輕皇子のことさらに深く敬ひ給へる御言なり、紀中大兄命と書るは此一處のみなり、いま此に擧たる文の餘にも、なほ紀中の事實をよく讀貫しあぢはひて、思ひ遣り奉るべし、さてまた大兄と稱したる御かたがたの事狀につきて、なほつらつら思遣り奉るに、中昔の書どもに、皇子の中にて皇太子に立て給ふべきえたかたにかしづき給ふを、坊がねと稱せるに似たるを、古は其崇稱を儲て、然は大兄と稱せる例のありしにこそ、

注上代には、太子すら二柱おはしたる御世もありて、古事記傳に辨へられたるがごとし、さて天智天皇を中大兄と稱し給へる後は、大兄と稱せる皇子はきこえ給へること無し、おのづから廢たりしなるべし、さて又今武家の品高きあたりにて、なべて庶子には某殿と稱す、中に故づけたる御子には、某樣と崇め稱すたぐひの事のあるも、おのづから大兄と稱せるに似たるこゝろばえあり、さてまた文德

たることなく、しか二年の十月に將下云々立二古人大兄一爲中天皇上といへる事見えたり、此ときより、大兄の稱をもて記されたり、事狀につきて推考るに、元年の冬の半より、二年の秋の末つかたまでの間に、開別皇子の皇太子を停め給ひたりけるが、さるは入鹿が謀らひて、申行ひたるなるべき事決し、並ての皇子の列におはしまさせ給はむ事のさすがなれば、ゆゑづけて大兄の崇稱をもて、中大兄と申してあへしらひ給へるなるべし、然るは上に擧たるが如く、舒明紀十三年十月丁酉の下に、東宮開別皇子、皇極紀元年十一月丁卯の條に、皇太子と書され、此間に二年十月戊午將下云々、立二古人大兄一爲中天皇上と見ゆ、三年正月乙亥朔より、ゆくりなく中大兄と書され、孝德紀の首章におよびても、なほ中大兄と書し、天皇即祚のさし次に、是日以二中大兄一爲二皇太子一と書されてより後は、次の紀の齊明天皇の御世かけて、皇太子と書されたるをもておもひやり奉るべし、但し孝德紀大化元年九月丁丑の下の、古人皇子の事の件に、二ところ注に、一處中大兄と書るは、前後數處の例に違へり、決めて記者の失なり、かくて中大兄と申す中は、ナカチと訓べし、さるは欽明紀に、皇后の御腹の皇子を擧られたる文に、生二二男一女一、長曰二箭田玉勝大兄皇子一、仲曰二譯語田渟中倉太珠敷尊一、少曰二笠縫皇女一、更名狹田毛皇女、繼體紀に生二三女一、長曰二神前皇女一、仲曰二茨田皇女一、少曰二馬來田皇女一などある仲字を、古訓にナカチとよみ、又推古紀の首に、天皇の御事を天國排開廣庭天皇中女也とある、中女也を釋日本紀の秘訓に、ナカチニアタリタマフミコナリともよめり、其ナカチのチは、いかなる義にかいまだ考得ざれど、尋常に上ッ某、中ッ某など云ふごとき助辭のッとはきこえず、人の子の序にコノカミナカチスクナと、對稱る古言なるべし、中大兄は舒明天皇の皇子、四柱ましまし〳〵けるなかの第二皇子にて、古人の大兄の御弟にて座せば、ナカチオホヒ子と稱し奉りしなるべし、漢國にて兄弟の序の稱に、伯仲叔季と呼て、二男を仲某と稱ふに倣ひたるにてもあるべし、然らでも、もとより三男より多き子あらんには、二男を然もいふべきなり、今の俗小兒の兄弟の間にかけて呼ぶ稱に、ほと〳〵につけて、おのづからさる心ばえにいへるを、あぢはひおもふべし、さて中と仲とは通じ用ふる字なり、かくて皇極紀に、四年六月八日かねて中大兄鎌子連に、私に言合せおき謀ひて、蘇我入鹿を殺し給ひける事見え、此皇子上に論へる云々の事によりて、殊更に入鹿を惜み給へる事の且は深くおはしましたりけむ、孝德紀の首に、同月十四日、天皇皇極思三欲傳二位於中大兄一、而詔曰云々、此云々は紀の文なり、さて中大兄皇子既に皇太子に立ておはしましつるをすら、なほ中大兄と記されたり、中大兄退語二中臣鎌子連一、中臣鎌子連議曰、古人大兄殿下中大兄を申せる稱、之兄

侍諸女王、及采女等悉知レ之、且大王所レ察、於レ是大兄王且令レ問レ之曰、是遺詔也專誰人聆焉、對曰臣等不レ知二其密一、既更亦令レ告二群大夫等一曰、（以下大兄王の辭、）愛之叔父、勞思非二一介之使一、遣二重臣等一而教覺、是大恩也、然今群卿所レ噵、天皇遺命者小小違二我所一レ聆、吾聞二天皇臥病一而馳上之侍二于門下一、時中臣連彌氣、自二禁省一出之曰、天皇命以喚レ之、則參進向二于閤門一、亦栗隈采女黑女迎二於庭中一引入二大殿一、於レ是近習者栗下女王爲レ首、女孺鮪女等八人、并數十人侍二於天皇之側一、且田村皇子在焉、時天皇沈病不レ能レ覩レ我、乃栗下女王奏曰、所喚山背大兄王參赴、卽天皇起臨之詔曰、朕以二寡薄一久勞二大業一、今曆運將レ終、以病不可諱、故汝本爲二朕之心腹一、愛寵之情不レ可レ爲レ比、其國家大基是非二朕世一、自レ本務レ之、汝雖二肝稚一愼以察、乃當時侍之近習者悉知焉、故我蒙二是大恩一、而一則以懼、一則以悲、踊躍歡喜不レ知二所如一、仍以爲社稷宗廟重事也、我眇少以不賢、何敢當焉、當二是時一思三欲語二叔父及群卿等一、然未レ有レ可レ噵之時一、於レ今非レ言耳、吾曾將レ訊二叔父之病一、向レ京而居二豐浦寺一、是日天皇（推古）遣二八口采女鮪女一詔之曰、汝叔父大臣常爲レ汝愁言、百歲之後嗣位非レ當レ汝乎、故愼以自愛矣、既分明有二是事一、何疑乎也、然我豈餮二天下一、唯顯二聆事一耳、則天神地祇共證之、是以冀正欲レ知二天皇之遺勅一、亦大臣所レ遣群卿者、從來如二嚴矛一取二中事一而奏請人等也、故宜レ白二叔父一云云、かくて蝦夷が御答に、先日言訖、更無レ異矣、然臣敢之輕二誰王一也、重二誰王一也といひて、眞の遺詔を奉らず、つひに田村皇子卽位し給へり、これ舒明天皇の御事なり、件の文にて推古天皇のこの大兄王を、並べてならず愛寵給ひたりし事狀を思やり奉り、はた御名稱の記されざまに意をつけて推察らるゝなり、又舒明紀に、皇子たちを擧られたる條に、蘇我島大臣（蝦夷が稱號なり、）女、法提郎媛生二古人皇子一、（注に更名大兄皇子、）と見え給へる皇子を、皇極紀に、二年十月戊午、蘇我臣入鹿（蝦夷が子なり、）獨謀將下廢二上宮王等一、立二古人大兄一爲中天皇上、（古人大兄は、入鹿が外甥に當れり、）と記されたり、（同年十一月丙午朔、蘇我臣入鹿遣二某々一掩二山背大兄王等於斑鳩一とありて、つひに山背大兄王等自經て薨給へる由見えたり、）此は上に論へる如く、同紀に、此前年（元年）十一月丁卯、天皇御二新嘗一、是日皇太子大臣各自新嘗と見えたる皇太子は、開別皇子（天智）の御事なる事は、著くきこえ給へるを、皇太子とも開別皇子とも記され

名を申さで、うち任せて大兄と稱せるにも意をつくべし、かくて思ふに、此皇子は父天皇の殊に愛寵給ひて、大兄と稱して、後の御世の皇太子に立給ふべき御ぞたがたにせさせ給ひりたしなるべし、又山背大兄王と申しは、廐戸豐聰耳皇子の長男に坐ませり、此王の事は、舒明紀の首章に、推古天皇の御世事に係て、廿九年皇太子豐聰耳尊薨而未レ立二皇太子一、以二卅六年三月一天皇崩、九月葬禮畢之嗣位未レ定、當二此時一蘇我蝦夷臣爲二大臣一、獨欲レ定二嗣位一、顧二畏群臣不一レ從、則與二阿部麻呂臣一議而聚二群臣一饗二於大臣家一、食訖將レ散、大臣令下阿倍臣語中群臣上曰、今天皇既崩無レ嗣、若急不レ計畏有レ亂乎、今以二誰王一爲レ嗣、天皇臥病之日、詔二田村皇子一曰、天下大任本非二輙言一、爾田村皇子愼以察之不レ可レ緩、次詔二山背大兄王一曰、汝獨莫二諠譁一、必從二群言一愼以勿レ違、則是天皇遺言焉、此遺詔は蝦夷が造言なり、下文にて明らかなり、今誰爲二天皇一、時群臣嘿之無レ答、亦問レ之非レ答強且問レ之、於是大伴鯨連進曰、既從二天皇遺命一耳、更不レ可レ待二群言一、阿倍臣則問曰、何謂也、開二其意一、對曰、天皇曷思歟、詔二田村皇子一曰二天下大任也不一レ可レ緩、因レ此而言二皇位既定一誰人異言、時某々四臣曰、隨二大伴連言一更無レ異、某々三人進曰、山背大兄王是宜レ爲二天皇一云々、爰大臣知二群臣不一レ和而不レ能レ成レ事退之、先レ是大臣獨問二境部摩理勢臣一曰、今天皇崩無レ嗣、誰爲二天皇一、對曰、擧二山背大兄一爲二天皇一、是時山背大兄居二於斑鳩宮一、漏二聆是議一、卽遣二某々二人一密謂二大臣一曰、傳聞之叔父蝦夷は、大兄王の御母方の表叔父なれば、媚て如此謂へるなり、以二田村皇子一欲レ爲二天皇一、我聞二此言一立思矣居思矣未レ得二其理一、願分明欲レ知二叔父之意一、於是大臣得二山背大兄之告一、而不レ能二獨對一、則喚二某々等一仍曲擧二山背大兄之語一、既而便且謂二大夫等一曰、汝大夫等、共詣二於斑鳩宮一、當レ啓二山背大兄王一、曰賤臣何之獨輙定二嗣位一、唯擧二天皇之遺詔一以告二于群臣一、群臣並言下如二遺言一田村皇子自當レ嗣レ位、更誰異言上、是群卿之言也、特非二臣意一、但雖レ有二臣私意一而惶之不レ得二傳啓一、面日親啓焉、爰群大夫等受二大臣之言一共詣二于斑鳩宮一、使下二某々一以二大臣之辭一啓中於山背大兄上、時大兄王使レ傳問二群大夫等一曰、天皇遺詔奈之何、對曰臣等不レ知二其深一、唯得二大臣語狀一稱、天皇臥病之日、詔二田村皇子一曰、非下輕輙言上秉二國政一、是以爾田村皇子愼以レ之、不レ可レ緩、次詔二大兄王一曰、汝肝稚而勿二諠言一、必宜レ從二群言一、是乃近

子（箭田も、珠勝も、地名なるを、かさねたるなるべし、古事記にはたゞ八田王、）云々、十三年紀に、四月箭田珠勝大兄皇子薨と見えたり、紀中の例皇子等のうへには、上に記されたる事のさまによりては、其薨を記されたれど、事なきに薨給へる年月を載られたることは、をさ〳〵無きを、此皇子の薨を載されたるは、其品の並べてならぬにつきて、おのづからその薨給へる年月も慥に傳りたりしによりて、かたがた記されたるにもやあらむ、（さはいへど、なべての例には合ひがたし、いづれにも故ありし事なるべし、）いま一柱は、二年紀に、蘇我大臣稻目宿禰女堅鹽媛生七男六女、其一曰大兄皇子、（此御名古事記にには見えず、）是爲橘豐日尊と見え給へるこれなり、用明天皇の御事なり、稻目大臣は馬子が父にて、そのかみ威權ありし人なり、大兄皇子と申奉れるは、御兄珠勝大兄皇子薨給へる後、大兄と爲されたるにか、また相並ておはしましたりけるにか、其は詳ならず、かくて御兄敏達天皇十四年八月十五日崩給ひ、この大兄皇子九月五日卽位坐たまへる由、紀に記されたり、此天皇もさきに立太子の事はおはしまさゞりき、また敏達天皇の皇子に、押坂彥人大兄皇子と申すがおはしましき、

紀四年春正月丙辰朔甲子、立息長眞手王女廣姬爲皇后、是生一男一女、其一曰押坂彥人大兄皇子、（注に、更名麻呂子皇子○古事記には、忍阪日子人太子とあり、さて押坂は地名なるべし、）皇極紀の首章にも、押坂彥人大兄皇子、用明紀には太子彥人皇子、古事記敏達段の皇子等の中にも、忍坂日子人太子とみえ給へるこれ也、（但し立太子の事は脫たり、）太子と記されたるは、此皇子後に用明天皇の太子に立給ひけるをもて、めぐらして然は記されたるなり、然るに用明天皇崩たまひて後、故ありて御世をば嗣せ給はざりし也、其は物部守屋（蘇我馬子カ）大臣厩戶皇子と心を合せ、威權にまかせて、皇太子を除奉り、ひきかへて欽明天皇の皇子、崇峻天皇に御世を嗣せ奉りたりき、さるは用明紀二年四月丙午、天皇の頓に重き御病坐給ひける時に、中臣勝海連於家集衆隨助大連、遂作太子彥人皇子像竹田皇子（これも敏達の皇子に坐す、）像厭之、と紀に見えたる一事をもても著し、なほ本紀、又崇峻紀を合見て坐るべし、さて又孝德紀二年の下に、皇太子（天智天皇の御事なり、）使使奏請曰云々、皇子等私有御名入部、皇祖大兄御名入部、注に謂彥人大兄とみえたり、（皇祖とは、天皇の御祖父に坐る由なり、舒明天皇の皇子なればなり、）當時彥人の御

又未だ日嗣の皇子と、きはやかに定め給へることも無くて、上文に記されたる趣にて、殊なる愛寵によりて、大兄に爲し置給へるを、御病し給ひて、限りにならせ給ひけるによりて、直に天皇に爲しおきて崩給へるなるべし、さるは書紀に、此皇子を愛寵給へる趣の詔詞に、處二春宮一助レ朕云々と作き、其より後の文に、皇太子と作き記されたるは、例の潤飾の文なるべし、然れば終の文にも、立二皇太子一爲二天皇一と記さるべきに、立二大兄一云々とあるは、しかすがに上世の趣のまゝに、其御名稱をも失はずして、記されたるものなるべし、又その詔詞に懿哉摩呂古云々、盛哉勾大兄云々と書されたる、摩呂古も漢文の中にはつきなけれど、これも殊なる皇子の御美稱なるが故に失はずして記されたりけむ　はたおもひ合すべし、（これより前の御代々に、御齢の御内に御位を譲りておりゐさせ給へる例あることなし、この繼體天皇も後の御世の譲位とは趣ことなり、事無くおはしましながら譲位し給ひしは、皇極天皇ぞ始におはしける、されど此天皇は、女帝におはして、うちまかせたる御世のさまにはあらざりけるを、男帝にては、聖武天皇なむ其始にはおはしける、）また舒明紀に、古人皇子更名大兄皇子と記されたるを、皇極紀に、將下云々立二古人大兄一爲中天皇上、また孝德紀首章に、皇極天皇四年に係て、天皇思三欲傳二位於中大兄一而詔云々、また立二中大兄一爲二皇太子一とあるも、同例の書ざまなるを、たがひに相證して推察るべきなり、

注古人皇子の事は、下に擧る紀の文を見て知るべし、さて紀中に大兄たちを、某大兄皇子、某大兄王、また某大兄、またたゞに大兄王など書されて、稱呼例定まらず、こゝに引出つる紀の文にみえたるを見て知るべし、然るに爲二天皇一、また爲二皇太子一などあるところには、ことさらに皇子王など申す崇辭無くて、某大兄と書されたるは、上に論へるがごとく、大兄と稱すが品別なる御名稱なれば、其もとよりの品を顯さむがために、意しらひせる書法なるべし、なほ下の條々に論ふべき事のあるを、互に考合すべし、但し他の文にも、稱呼の例定まらざるが、此ほかにもとりぐ交れるは、紀に採用給へる舊記の文のまゝなどにものして、文飾の疎なりしもあるなるべし、書紀を讀觀るには、あぢはひ悟るべきわざなりかし、

又欽明天皇の皇子に、大兄と申が二柱おはしましき、その一柱は、元年紀に、皇后（宣化天皇の皇女石姫、）の御腹の御子を擧られたる下に、生二二男一女一、長曰二箭田珠勝大兄皇

注古事記垂仁段に、多遅麻毛理が祖父に多遅麻比泥といへるが見えたり、多遅麻はもと地名ときこえて、後の世の氏のごとし、比泥は名なり、また續紀に、中臣部干稲麻呂といふもみえたり、これらの名の比泥も、もしくはおなじ義なるにか、さて物語ぶみなどに、かたちなどねびたれど云々、ねびとゝのひ給ふまゝに云々、又年ごろねびなどいひ、またねび人などいへるねびも、此ひねびの約りたるにもやあらむ、しからば長び長ぶなど活く例の詞なるべし、

さて上に論へるがごとく、オホヒ子と申すぞ本語なるべきを、古訓にオヒ子と見えたるかたの多きによりて、然るは言便の好きまゝに、おのづからしか唱なれたるなるべし、うちまかせてはしばらく然よみてあるべし、かくて上に擧たるが如く、中大兄のほかにはやく紀中に大兄と申すかたがたの御稱どもを、古訓にオホヒ子オヒ子オホ子などかよはしよめるを、其かた〴〵をまづ擧て申さむには、安閑天皇の初の御名大兄、欽明天皇の皇子箭田玉勝大兄皇子、同天皇の皇子用明天皇の初の御名大兄皇子、厩戸皇子の長子に山背大兄王、また舒明天皇の皇子に古人大兄王と見え給へる此なり、さて此大兄たち皆なべてならず愛寵かしづき給ひたりけむ趣のきこゆるにつけて、おもひ合さるれば、さらに紀の文をこゝに摘出て考の證とす、其はまづ安閑天皇の御名を、繼體紀に、元妃尾張連草香女曰二目子媛一、生二二子一、皆有二天下一、其一曰二勾大兄皇子一、其二曰二云々一、本紀の首章には、勾大兄廣國押武金日天皇、男大迹天皇繼體長子也云々「天皇爲レ人墻宇凝峻不レ可レ得レ窺、桓桓寛大有二人君之量一」と記されて、勾はこの安閑天皇の御世に、宮所と爲給ひたる倭の地名なり、さて此天皇の御名を、宣化紀に載られたるにも、大兄をオヒ子と訓み、左旁にオホ子とあるは、一の訓ざまなり、七年の下に詔曰、朕承二天緒一云々、懿哉摩呂古、示二朕心於八方一、盛哉勾大兄、光二吾風於萬國一云々、處二東宮一助レ朕、施レ仁翼レ吾補レ闕とみえ、此後は皇太子印本にはたゞ太子と記されたるに、終の文に男大迹天皇立二大兄一爲二天皇一、即日男大迹天皇崩と記されたるは、大兄と申が品殊なる御名稱なればのみ書さるべきにあらず、なほつら〳〵推考るに、御父繼體天皇此時御年八十二になり給ひたりけるに、當時いまだ皇太子と申す漢ざまの御名稱はあらず、

詔レ老衰（ヒネタリト）道路一、故令云二日根一といへる事も見えたり、

注此古事を、書紀に古事記を並て考るに、甲寅年十月神武天皇、御兄彦五瀬命と共に東征し給はむとして、日向の高千穂宮を發幸（タ）せたまひ、戊午年三月の頃、今の攝津國より、和泉に入給へりときこえて、四月九日大和の龍田に入給へる趣なり、然ては日向より和泉に入給へるまで、御路のほど三十箇月ばかりの日數を歴給へるに當れり、此年神武天皇の御齡四十五になり給へり、五瀬命は天皇の同胞にて、四柱おはしましける中の御長兄に坐まして、そのかみの御齡おしはかり奉るべし、さて日根は允恭紀に日根野、雄略紀に、日根、和名抄和泉國の郡名に日根、（比禰）又また神名式同郡に日根神社などみゆ、さて又此風土記は古の出雲常陸などと同頃のものにはあらず、はるかに後の世に書るものと見えて、信がたき説も交れゝど、みながら巧て作れる僞書にはあらず、撰とりて傍證に加ふべし、此論は別にいへる書あり、

但し老衰の字、うちまかせてヒ子といふ本語の義によくは當りがたけれど、本書に既くヒ子タリと訓をさしたり、古傳說の意は、道路に年月を歴て勞たまへる間に、御齡のほどよりも老たりとおもほせる御歎キ詞なれば、いひもてゆけば同意なり、内宮儀式帳に、豊耜入姫命御形長成支云々と書せる長成支も、ヒネタマヒキとよむべくかけるなるべし、

注姫命の事歴を考るに、此はよのつねのごとく、ヒト、ナリタマヒキとよむべきにあらず、またオイタマヒキとよむべき字つかひにもあらず、なほ本文の前後を見とほして考知るべし、又倭姫世記に、採載たる古文に件の古事を記せる文に、是時豊鋤入姫命吾日足止（マチシキ）白支云々と見えたる、日足もヒタヽリとよまゝほしきところなり、されど日の一字をヒ子とよむべきにあらず、日の下に子とよむべき一字の脱たるものなるべし、これをもおもひ合すべし、

これかれ言づかひのさま合せ考るに、兄をヒ子に當たるは、（其は漢籍に老成の字をよめる古訓をとれるなるべし、すべて皇國の字訓書には、かゝる例多し、）大かたかなひて、年のほどよりも長しき（オトナ）意ばえある義にて、當たるものなるべし、

り、（紀中の假字に然る例多し、）また欽明紀なる箭田珠勝大兄皇子のにも、オヒ子今一處にはオヒネとも見え、釋日本紀帝王系圖の下にもオヒ子とあり、（此は寫本には無し、）又その御弟の大兄皇子を、欽明紀には、オホ子とあり、こは用明天皇の御事なり、（この御名今の板本子の字上のごとく見ゆるは、鐵字の子の下畫の缺損たるが故なり、その古き本には鐵にオホ子とぞ見えたる、）又敏達紀に、押坂彦人大兄皇子のにもオヒ子、皇極紀にもオヒネ（上に擧たるごとく、釋日本紀にはオホヒネ、）と見え、また同紀に、古人大兄皇子のにはオヒ子、又オホ子とも訓り、釋日本紀にもオヒ子とあり、（但し寫本に依る、）又舒明紀に、山背大兄の御名あまたある中に、兄字にのみ子と假字さしたるが一ところあり、其は上の大字の假字のオホを略けるにて、書紀の假字に例多きことなり、かくて上件に擧たるがごとく、書紀に、十八ところに同じ訓ざまを註して、なべて近世によみなれたるがごとく、オホエとよめるはひとつだにあることなく、また釋日本紀に、七ところ見えたるも、同じ訓ざまなることと上に擧たるがごとし、（又皇極紀に、板本吉志長兄と云ふ人名を印本にナガ子、釋日本紀の古寫本には、ナガヒ子と訓り、印本にナガ尓と書るは子を尓に誤れるなり、此名の訓ざまをもおもひ合すべし、〔頭注〕春村曰、尓はネを誤れるには非ず、こは爾の旁なるを、古書には偶ある事也、）これ決く古の稱を傳へたる私記等の訓ざまなるべくぞきこえたる、かくて其本語のオホヒ子といへる義は、オホは例の大なり、ヒ子はもと物の年經て成とゝのひたるさまをいひて、今の世にも云ふ言なり、然るはまづ舊き節用集に、老成の訓ヒ子と注し、また稚松古松を、共にヒ子マツと訓み、和名抄一本に、晩稲を比禰と訓り、（色葉字類抄にも然よめり、）また萬葉集（卷十六）に、荒城田乃、子師田乃稲乎、倉爾擧藏而、阿奈干稲干稲志、吾戀良久者、とよめる歌詞みえたり、

注 歌詞のひねぐ〜しは、人を戀つゝ年月を經たる事を、倉に積みたる稲の陳くなれるを、ひねといふに諷へよめるなり、今の俗にも新穀のいでたる後、舊穀をヒ子といひ、陳きをばオホヒ子ともいへり、さて件の歌のひねを、干稲と作るは、もはら字の義にはあらず、借訓ながら、こゝは上の云々の詞の緣をおもへる心しらひにて、駒を夜干玉之黑駒之來夜者と連ね書き、青楊を阿乎楊木など書るたぐひの、集中一種の書ざまとみゆ、

運歩集には、古をヒ子とも訓めり、又後の和泉風土記日根郡の下に古老傳云、神日本磐余彦天皇東征之時、皇師至此留止三日、而後至山跡國給、其時彦五瀬命

臣の和名抄にも引れたり、かくて書紀の印本、又別本にも訓點の旁、或は本文の旁にも、私記また私など注せるは、さらに比挍(ベ)たる人の目じるしにして、印本の並(ナベ)ての訓は、件の本どもの訓ざまを、とりどりに寫し傳へ、又假名日本紀とて在けるもの丶假名にも依りて、次々に訓を加へたる本のありけるを、永正の頃、藤原實隆公の謄(ウツシ)書給ひ、訓點を訂し給へるものなるべし、さる中に古訓のめでたきは、しかすがに延喜の公望私記に傳たる説ぞ多かりぬべき、しかるゝに印本の訓假字の誤寫の多きに、書ざまさへわろきを、また彫ざまの疎にて、字體のかたはになりなどしてとりどりに讀がたきところいと多かり、三白さばかりいたづきものしながら、彫たるうへをば正さずして、跋文にしかじかといひ遁れたるいと口をしきわざなりけり、さはいへど今はいかゞはせむ、よく讀み、よくよみ合せ、よく考へて古言を選びとるべきなり、

オヒ子とあり、釋日本紀の訓にも、（卜部兼方宿禰文永弘安の頃著されたる書なり、）オホ子オホネと二ところみえ、また一ところオヒ子ともあり、（但し此は古寫本に依れり、印本には件の二ところは、ともにチホエと書き、今一ところなるは、本文誤脱ありて訓も缺たり、さて印本にチホエとあるは、決くさかしらの寫誤なり、其は下に論ふ説をまちて知るべし、）然るは本語はオホヒ子なるが、音の約りてオヒ子とも申し、又オホ子ともかよはして申し奉りたりしにて、いにしへ皇子たちの中にて、品別(シナコト)にゆゑづきて、愛寵てかしづき給ふを申名(ミナ)稱なりしなるべし、（古は太子は一柱にかぎらず、二柱も三柱もさだめおかせ給へる御世のありしにも准へて、おしはかり奉るべし、）其ほかに大兄と申す御名稱の訓の、紀中に見えて證とすべきは、まづ皇極紀に、山背大兄の古訓、オホヒ子と訓り、これぞオヒ子と申す本語(モトツコト)なるべき、今一ところにはオヒ子とあり、釋日本紀にも、推古紀三十六年の條なる此御名を擧て、オホヒ子と訓み、（但し印本には大兄の字こゝに脱たり、今古寫本に依る、）また同書帝王系圖の下の、押坂彦人大兄皇子をもオホヒ子と訓めり、（印本寫本共に同じ、）このほか紀中に見えたるところ、仲哀紀の彦人大兄皇子、繼體紀に安閑天皇の初の御名、勾大兄皇子、安閑紀に天皇の御名、勾大兄云々、またたゞに大兄と二處あるをともにオヒ子と訓り、この御名宣化紀に載られたるにはオヒ子オホ子兩かたに訓あり、但し繼體紀に載られたる、此御名の大兄の左旁に。シ子とあるは、一本に兄字の訓に、ヒ子と書るヒを、。シと誤書るがありける異訓なりとおもひて注せるな

見えてまぎれなし、さてかく考定たる後、革暦勘文を見るに、三善淸行朝臣の革命勘文に、天智天皇者、息長足日廣額天皇舒明天皇之太子也、讓二位於母天豐財重日足姫天皇一、皇極天皇重祚したまひて、齊明天皇と稱し奉る、二度の御世かけて、とりすべて申し奉れる文なり、及二舅天萬豐日天皇一孝德天皇廿一年間、猶爲二太子一攝二萬機一、爰與二内臣中臣鎌子連一、誅二賊臣蘇我入鹿、幷入鹿父大臣蝦夷一云々、天豐財重日足姫天皇七年辛酉秋崩、天智天皇卽位また昌泰三年の事に係て、自二天智天皇卽位辛酉之年一、至二于去年庚申一合二百卅年、と見えたり、これにて其證益々明なり、廿一年間猶爲二太子一とは、舒明天皇御世の十三年に崩給ひて、皇極天皇卽位し給ひける其年より、孝德天皇の御世、齊明天皇重祚の御世の七年に崩給へる年かけて、計へたる年數なり、猶字に意をつくべし、かくて其大御名を中大兄と書して、例のごとく皇太子と申す、崇稱もてしるされざるは、大兄と申にやがて崇稱の義のあればなるべし、然考奉れる謂は、紀中に、此中大兄の御名稱あまたところ載られたる中に、皇極紀に二處、孝德紀に二ところ、古訓に

注こゝに古訓と云へるは、今世に流布る日本書紀の版本の訓なり、奥書に、此寫本者當初安貞二年兼賴校二縫諸本一、正應之中神祇權大副卜部兼方筆之、永仁正四位下行神祇權大副兼山城守卜部仲季、嘉元甲辰沙彌蓮惠、康永壬午神祇權大副兼員轉書之云々、至二永正之頃一内大臣實隆公、以二件本一親謄書訂二朱墨點一、今據二内相公本一鏤レ梓廣傳二于世一、恐三活板之徒多誤二刁刀陶陰一矣、庶幾莫レ貽二誚於余一焉、慶長十五庚戌仲夏念八、洛汭野子三白誌と識せる本なり、さて書紀の古訓は、多くは日本紀私記の說に據れるなるべし、しかるにその私記今の世に傳はらず、釋日本紀に引るは、養老私記、弘仁三卷私記、延喜公望私記なり、但し養老弘仁の私記は、少引るのみにて、訓ざまの事はあらず、公望のをたゞ私記とのみも稱りときこえて、あまたところ引て、訓をも擧たり、又本朝書籍目錄には、件の私記のほかに、承和元慶承平康保等の私記、又たゞに日本紀私記といふも見ゆ、これらの中の私記を交へ引るもありなむか、なほおもふに卜部兼直宿禰の古語拾遺の奥書に、本朝秘書等、大牟允亮初點讀レ之とみえたり、允亮、姓は惟宗朝臣、政事要略の撰者にて、一條天皇の御世の頃の人なり、此主諸家の私記により、又己が才覺をも加へて、もはらものせられつる本もありけむかし、さて又公望私記の訓は、順朝

皇は姫尊ながら、はなはだ雄々しき御本性なりけむと、おもひ奉らるゝ御政ども多かる中に、蝦夷肅愼の國々を征しめ給ひ、又百濟を救ひて、新羅を征伐給はむとして、筑紫に幸し給へるなど、神を敬ひ給へるかたの、殊にきこえ給へる事をおきては、神功皇后に似させ給へるところぞおはしましたりけむ、二度の御世の紀を、よく讀考へて思やり奉るべし、

さてまた皇極天皇の御世の初つかたは、開別皇子をたゞ皇太子と申し、三年のころほひより御名を改て、たゞに中大兄と記されたるは、其ほどより何となく、皇太子を停めて中大兄と稱し給へるなるべし、此事下に委しく論ふべし、

さるを紀には、さだかに記されがたき趣などのありて、文を婉曲して、當昔皇太子にておはしましゝ狀を、東宮開別皇子と書し、また年十六而誄之と記されたるものなるべし、紀中皇太子をうちまかせて、東宮と記されたる例なく、但し用明紀に、厩戸皇子の御事を、住居東宮、摠攝萬機、行天皇事、敏達紀に、皇子を擧られたる下に、一曰、菟道貝鮹皇女、是嫁於東宮聖徳と記されたるは文例異なり、又天智紀天武紀に、大海人皇子の御事を、東宮とあるは、殊なる趣ありて、上に論へるがごとし、又開別と申御名も、こゝにのみたゞ一ところ見えたり、この天皇初の御名は葛城皇子と稱奉る、舒明二年紀の皇子たちを擧られたる處に見えたり、開別皇子と申奉るは、舒明天皇の皇太子に立給へる頃よりの御名なるべし、天智紀に、天命開別天皇と記されたるは、卽位し給へる上の大御名を定給ふとして、天命と申す言を本の御名の上に冠て稱へ奉れるなるべし、又年十六と記されたるは、紀中斯る處に御齡を記されたることさらに例なく、はた此天皇崩の下にすら享年を記されざるに合せても、つきなき記されざまなるは、もとより皇太子に立ておはしましけるが上に、御年も十六になりて、いと稚くもおはさゞりける義をも含める意しらひにやあらむ、然るを皇極紀元年の下に、ゆくりなく皇太子と書せるは、其據れる本書の文のまゝに書せるにて、記者のとりはづして、文例の調はざりしなるべし、さて孝德天皇崩給ひ、齊明天皇重祚し給ひけるに、此度は中大兄皇子を、前の御世のまゝに皇太子と申て、儲の君とせさせ給へり、其由ことわけて記されざれど、孝德紀より、此齊明紀かけて、また皇太子と記されたり、もとよりその二御代の皇太子におはしまし、齊明天皇崩坐して後、卽位し給へる事は、かたへの書どもにも

に何の由もみえずして、舒明天皇の皇后にてましましける天豐財重日足姫尊ぞ、その皇太子をさしおきて大御みづから卽位し給ひける、皇極天皇と稱す御事なり、此御世を齊明紀に、改元幾許年と書されたり、例無き書されざまなり、此事はすでに年號論の中に論へり、かくてその皇極天皇の紀の元年に、十一月丁卯、天皇御ニ新嘗一、是日皇太子大臣、大臣は蘇我入鹿なり、各自新嘗と載られたる、皇太子すなはち開別皇子の御事にて、卽位の後もなほ皇太子と稱しておはしましけるなり、然るに其年の十二月甲午日十三に、初發ニ息長足日廣額天皇喪一舒明天皇の御事なり、下文辛丑廿日に、この天皇の御葬の事見え、其御事によりて更に發喪し給へるなり、と見えて、此時大派皇子敏達天皇の皇子、輕皇子敏達天皇の御曾孫、後にこの皇極天皇の御讓を受給ふ、孝德天皇の御事なり、に代りて某々等誄し、又臣たちも誄したるに、此度は開別皇子の誄したまへること見えず、其は前年殯宮にて、誄し給ひたりしによりて、その時、此皇子一柱のみ誄したまひき、其は皇太子にてましませるが故なるべし、今度はものし給はざりしにぞあるべき、さてその開別皇子と申す御名は、上に擧たる只一所に見え給へるのみにて、同三年正月乙亥朔の下に、中臣鎌子連云々、歷試接ニ王宗之中一而、求下可レ立ニ功名一哲主上、便附ニ心於中大兄一此御名ナカチオヒネと訓べし、その訓ざまの事下に委しく論ふべし、と記されたるを始にて、此より後は皇子とも稱せることなく、たゞに中大兄とのみ記され、四年六月庚戌の下にも、天皇讓ニ位於輕皇子一、立ニ中大兄一爲ニ皇太子一と記されたり、輕皇子とは、孝德天皇の御事なり、此時中大兄皇子を更に皇太子に立給へるも、皇極天皇の詔なり、これより前に安閑天皇の御事なども大兄とのみ稱して、立ニ大兄一爲ニ天皇一と、本紀に記されたり、此御事になほ下に擧て論ふべし、今紀に就てつら／＼推考るに、舒明天皇崩たまひたるうへは、東宮開別皇子ぞ御世を嗣せ給ふべきを、皇后に坐ましける皇極天皇の卽位したまへるは、もとより然る御私意のおはしませるにあはせて、蘇我蝦夷大臣、その子入鹿など御心を受てはからひたりしなるべし、故その二人こと更に威權ありて、殊に入鹿は、紀に自執ニ國政一威勝ニ於父一、由レ是盜賊恐懼、路不レ拾レ遺と記されたるばかりなりけるが、驕借て恣なる行せるを惡みて、中大兄皇子中臣鎌子連に御心を合せ、謀て其二人を殺し給ひ、幾ほどなく、天皇御位を孝德天皇に讓たまへる御事にもおよぼし奉れるにて、もと大御心より起たる事にはあるべからず、其は孝德天皇崩給へりけるに、すでに皇太子に立置給へる中大兄皇子を、又しもさしおきて重祚し給へるをもても思ひ合せ奉るべし、

注重祚の御論をば、齊明天皇と稱し奉る、さて此天

封の前にも後にも、臣等の卒後壬申年功を擧て、爵を贈賜へること度々見えたり、天武紀上卷の注の後に、擧載せるがごとし、さて同二年十二月廿二日甲寅、持統天皇御齡五十八にて崩給ひき、壬申年の亂のなごりは漸につきはてゝ、よろづに御うら安き御世にはたちかへりたりけむかし、

長等の山風附錄四

天智天皇立太子及大兄名稱考

舒明紀に、十三年冬十月己丑朔丁酉、（九日）天皇崩二百濟宮一、丙午（十八日）殯二於宮北一、是謂二百濟大殯一、是時東宮開（ハルキ）別（ワケノ）皇子年十六而誄之と、載されたる東宮開別皇子は、舒明天皇第二皇子、天智天皇の御事にて、此天皇紀に、御名を天命開別天皇と記されたる御事なり、

注 御名の開字、波流岐と訓奉るべし、開字の訓は、書紀に、欽明天皇の御名、天國排開廣庭天皇と書るを、古事記に天國押波流岐廣庭天皇とみえ、上宮聖德法王帝說の中に載たる古文にも、阿米久爾意斯波留支廣庭天皇と見えたるに依れり、但し繼體紀には、天國排開廣庭尊、注に開此云二波羅企一とあり、〔頭注〕春村曰、波流岐波留支波羅企等は、凡てヒラキと讀むべし、波にヒの音、流留にラの音ある事は、古書の徵いと多し、

東宮と記されたれば、當時すでに舒明天皇の皇太子に立ておはしませる趣なるを、その立太子の事紀に載られず、（いづれの書にも見およばず、）かくて御父天皇崩たまひてければ、やがてその開別皇子ぞ卽位したまふべきを、紀

帝におはして、たはやすげに禪位せさせ給ふことは、太古より例なき御事なりければ、あなかしこ遠つ皇祖より、受傳はり給へる天つ日嗣の道には背戻給へる御行にて、おのづから大御稜威の衰へ給へるねざしとなりて、遂には御政の上にも、深き害ある事どもなりしなるべし、すべて上件にいへる趣なる事どものくさぐさを、畏けれど別にくはしく論ひ記さむと、したがまへせる書のありて、其中に辨へいふべきを、こゝには因にとりすべて一わたり論へるなり、

かくてたちかへりおもひ奉るに、持統天皇の三皇子を日嗣と定置給へるも、もはら御世を危ぶみおもほせるが故なるべけれど、かつは古道に依り、皇太子の義を立給ひたるにて、珂瑠皇子を後に皇太子に立て給へるも、實は持統天皇には係給はず、前の天武天皇の皇太子と定て、日嗣を受傳はらしめ給ひたりしなるべし、然るに此時の詔詞、また續紀の本文にも、直に禪位受禪し給へる趣なるは、これも上に論へると全く同じ意ばえに、ものせられたるにぞあるべき、

注禪位受禪の明年を、元年と立らるゝは、なべての御例にて、史に記されたるが如くなるを、此度のみ受禪の年をもて、すなはち元年と立られたりけるも、御こゝろしらひありての御事なるべし、また持統天皇と稱し奉る御謚の字、なべての謚法の字の類に似ず、もしくは扶持皇統など云はむがごとき義にて、御行をもて稱へ奉れるにはあらざるか、

この珂瑠皇子、すなはち文武天皇の御事なり、かくて此天皇の御世におよびてぞ、

注續紀を按るに、御世の四年の正月乙亥朔、天皇御大極殿受朝拜、其儀云々、文物之儀於是始備矣、三月甲午云々、建元爲大寶元年、始依新令改制官名位號とみえ、次々に新律令を行ひ給へる事を載られたり、さて其律令は、大略以淨御原宮朝廷爲准正と見えて、刑部親王（天武天皇皇子）藤原不比等公（天智天皇の落胤鎌足公の嗣子）等の撰なり、また七月壬辰の勅に云々、壬申年功臣、隨功第亦賜食封、並各有差、又勅、先朝論功行封、特賜村國小依百二十戶、某十人各一百戶、某々四人各八十戶、凡十五人、賞雖異而同居中第、宜依令四分一傳子とあり、壬申より是年まで三十年なり、さて又件の賜

坐ましける開別皇子を措きて、皇極天皇立かへりて再御位に卽給ひ、開別皇子をば中大兄と稱しておはさしめ給へるを、又さらに皇太子に立て給ひたりき、かくせさせ給へる事も、もはら中大兄皇子鎌足公と御心を合せて、申行ひ給へる御謀ひなるべき事、史籍どもに證し察らるれど、こゝにはつくすべくもあらず、別に論ひ記せる書あり、さて然ふたゝび御位に卽給へる御世の御論をば、別に齊明天皇と稱し奉る、これも後の御世の例となりて、重祚とてせさせ給へる事の始となれり、此天皇崩給ひてぞ、皇太子中大兄皇子日嗣知食されける、天智天皇の御事なり、上件の如く孝德天皇の日嗣知食れけるも、天智天皇、齊明天皇の御世の皇太子に立給へるも、又日嗣知食れけるも、共に實のおもむきは、前の舒明天皇に係りて授り給ひたりけむを、これも紀には、御代のさまをきはやかにものせむとて、よのつねの承統の例文に記されたりしにぞあるべき、上に擧たる孝謙紀の文にも、准へおもふべし、また竊に論ふ、齊明天皇の後の女帝は、持統天皇に坐せり、其後には、元明天皇元正天皇みな讓位し給ひき、又其後には、稱德天皇も讓位したまひけるが、後また大炊天皇を廢して重祚し給ひ、同天皇崩給ひける時、遺詔なりとて、光仁天皇を皇太子に定奉り、やがて日嗣知食されけり、こは云々の御世のさまなりければ、別なる御事なりき、其御代の史どもをよみあぢはひて悟るべきなり、其後男帝にては、文武天皇、御母元明天皇に禪位せむとせさせ給ひけるが、固辭給へるによりてぞ停り給ひける、其翌年天皇崩給ひ、遺詔によりて元明天皇御位に卽給へり、其後聖武天皇ぞ、始て禪位せさせ給ひける、それより後、漸におほかた事なくおはしましながら、禪位し給ふ例の如くになむなれりける、但しこれよりいとはやく、繼體天皇御世の廿五年、御齡八十二になり給ふまで皇太子を立られずして、直に立㆓大兄㆒爲㆓天皇㆒とありて、卽日崩給へり、大兄とは皇子安閑天皇の御事なり、此は故ありての御事なるべければ、後の御世の禪位とはその趣殊なり、そも〳〵女帝は故ありて姑ク知食せる御位なれば、皇子の御世繼を俟はからひて禪位し給はむこと、かならず然あるべき義なるべきを、なべての男

けても、やがて此皇子ぞ日嗣知食すべきを、ひきたがへて崇峻天皇の御妹推古天皇御位に卽給ひ、すなはち厩戸皇子を皇太子に立て、政を委給ひたりき、すべて此厩戸皇子の行狀、馬子賊が凶惡行の事どもは、既く漢學の人々の論定たるばかり、言舊りたる甚き朝廷の亂なりければ、例などに申出べき御世のさまにあらず、かくて推古天皇崩給ひければ、舒明天皇ぞめでたく日嗣知食されける、其は此後の事ながら、上に擧て論へるごとく、大炊天皇を聖武天皇の皇太子と定て、日嗣に立給たる義の正しき例を、立かへり准らへおもひ奉るに、此天皇の日嗣は、崇峻天皇の皇太子の定(ミサダメ)にて受知食せるにて、推古天皇より授り給へるにてはおはしまさゞりけむ、かくて此天皇崩給ひける時、東宮開別(ハルキワケ)皇子御年十六にてぞおはしましける、此皇子後に中大兄皇子と稱し奉る、天智天皇の御事なり、然かるに此開別皇子を措て、引たがへて前の天皇の皇后にて、開別皇子の御母にて坐ましける皇極天皇ぞ、御位には卽かせ給ひにける、然るは當時蘇我蝦夷其子入鹿等が威權にまかせて、恣に計らひ奉りたりとぞきこえたる、又其頃中大兄皇子は、中臣鎌足公と御心合にて、密に謀ひ給へる事多かりけるが、遂に蝦夷入鹿をも殺し給ひけり、此天皇御位をおり給ひて、御弟孝德天皇に日嗣を受傳はらしめ給ひ、中大兄皇子を皇太子に立給ひたりき、但し天皇の御位おりゐさせ給へる事は、遠つ皇祖より例なき御事なりき、古事記のなべての書しざま、御世々々の終に、坐二某宮一若干歲、御陵在二某地一也、或は此天皇御年若干歲、御陵在二其地一也など記して、崩御の事をしるせるは、をさ／＼あることなし、然るは御生涯かならず御うごきなく天下知食すが、太古よりの御例なりけるから、おのづから然は語り繼たるを、やがて記さしめ給へればなり、いとも／＼めでたき御例にこそはありしか、かくて漢國の王どもが、禪位と云事すなるは、彼國風の恒なるを、當時其をまねび給へるにはあらで、しかすがに姫尊に坐が故に、ところ遜り給へる御意のおはしけるにてもあるべし、さて此御世嗣のさまは、後の御世に禪位受禪とてせさせ給へる事の、例の始となむなれりける、かくて孝德天皇崩給ひければ、皇太子と

乖ヒてきこゆるは、前々の女帝の禪位の詔詞の例に倣ひ給へるにて、然るは並ての御代々の即位の時の詔詞と異りて、皇太子の御次まぎらはしく、はた女帝の御位の劣り給へるごとくきこえて、衆人の奉りおどろかむ事も、ゑかすがに御うしろめたくて、眞誠の趣をば普くは露顯し給はざりけむ乎、紀もそれに隨ひ、かつは並ての御代々の例文に合へて、きはやかに記しなされたるにこそはあるべけれ、

此時皇太子を立給へる趣、そのかみの實の御ありがたにて、正しき古の道にこそはありけめ、然るは皇女として、日嗣の御位に卽給へるは、止事得給はぬ時に當り給へるが故にて、殊なる御事なれば、其女帝の皇太子と申すに立て、皇統を繼しめ給ふべき義あるべからず、故女帝の次の日嗣は、その前の天皇の皇太子と稱し定給ひて、御位を受傳はらゑめ給へる御例にてこそはありけめ、

注姫尊に坐て日嗣の御位に卽給へるは、忍海飯豊(オシヌミノイヒトヨ)青尊(アヲノミコト)ぞ始にはおはしける、然るは清寧天皇崩給ひけるに、皇太子億計王故ありて、御弟弘計王に日嗣を強讓りて、御位に卽給はざりければ、止事得給はぬ事情にて、姫尊御位に卽せ給ひにき、されど其は遠つ皇祖より例なく、いとも畏き御事なれば、たゞ姑(シバシ)がほどの御心おきてにてこそは、おはしけむを、やがて其年の内に崩給ひにければ、億計王またさらにあながちに禪り給へるによりて、弘計王日嗣知食されけり、これ顯宗天皇の御事なり、かくて此天皇崩坐てぞ、億計王は日嗣知食されたりける、仁賢天皇と稱す、さてまた飯豊青尊をば、古事記日本書紀には、皇代に入奉られざれど、其二書より前の和銅七年に、上奏れる日本紀には、奏聞を經て皇代に入奉れる由、旁の古書どもに見えたり、その日本紀の事は、因に本篇に論へるがごとし、さて其後推古天皇姫尊にて御位に卽かせ給へる事は、崇峻天皇忌々(ユユ)しくも、馬子賊(タブレ)が計らひにて大諱事ありけるが、皇子に蜂子皇子おはし坐けれど、日嗣知食すべき世の事狀にあらず、然れば用明天皇の皇子、崇峻天皇には御甥に坐す廐戸皇子、御齡二十一になりたまへるが、近き御族にておはしまし、はた既く馬子と深き御心合にてさへおはしければ、時勢につ

孫尊降臨坐ましけるより、爾來御代々々の天皇の御上にて、確實なる事は申すもさらなれど、無窮遠長の御代々々の中には、時勢によりては止事得給はぬことの無きことあたはず、いと希には姫尊におはして、姑く日嗣の御位に立給へる事もいでき始ぬるなり、されど其は素より、天照大御神の御依のなべての例のまゝならぬ御事なれば、次の日嗣をば、前の天皇の皇太子と稱し定めて、御位を受傳はらしめ給へるは、なほ古の道を守り給へる義にかなひたる御行にて、持統天皇すなはち其道に依らせ給ひたりけむと、畏くも推はかりおもひ奉らるゝなり、然るは後の御事ながら、續紀大炊天皇卷、天平寶字三年六月庚戌の詔に、比來太皇大后光明皇后御命以弖、朕爾語宣久、大政之治波、人心未レ定在可波、吾子爲弖皇太子止定弖、先奉昇於君位畢弖、諸意靜了奈牟後爾、傍上乎波宣牟止爲天奈母、抑閇弖在川流、然今波君坐弖、御宇事日月重奴云々、以上光明皇后の御命なり、朕又念久、前聖武天皇乃、皇太子止定賜比天、天日嗣高御座乃坐爾昇賜物乎、云々と見えたるにつけておもひ奉るに、

注詔詞解に、件の詔詞の文の意は、孝謙天皇姫尊に坐が故に、此大炊天皇乎以て、聖武天皇の皇太子として立給へりしよしなり、さるは聖武天皇は、早く崩坐て後の事なれば、聖武天皇の立給へりといふにはあらず、又云く、此詔詞の件の趣は、太上天皇の敎へ給ふべき事なるに、太皇太后の敎給へるは、聖武天皇の御子として立給へる故にやあらむと、説はれたるが如くなるべし、いづれにも大炊天皇を、聖武天皇の皇太子と稱し定め給ひて、日嗣を受授らしめ給へる事は、此大御みづからの詔詞にて明確なり、然るに此大炊天皇の立太子の事を、同紀孝謙天皇卷に、天平勝寶九歲四月辛巳云々、迎二大炊王一立爲二皇太子一、また大炊天皇卷にも然記され、禪位の事は、孝謙天皇卷に、天平寶字二年八月庚子朔、高野天皇禪二位於皇太子一詔曰云々、日嗣止定賜弊流皇太子爾、授賜久止宣云々、受禪の事は、大炊天皇卷に、同日に皇太子受レ禪、卽二天皇位於大極殿一、詔曰、云々、掛畏現神坐、倭根子天皇孝謙天皇の御事なり我皇、此天日嗣高御座之業乎、拙劣朕爾被賜弖仕奉止、仰賜比授賜閇、頂爾受賜利云々とみえて、前の聖武天皇の皇太子と、定たまへる由には記されず、事

非ニ庸常士之所ニ能及一者、矧以衣裨翟之人乎、薦ニ天智之寘禍一、置ニ國忌於崇福寺一、以爲ニ永制一可レ謂レ孝矣、然帝大友親其弟也、狗ニ天武之私一、棄ニ父皇之命一、戎車一駕而同氣相戕、則雖ニ能輸ニ追遠之誠一、父皇在天之靈其能享乎、不レ可ニ得而知一也、

そも〳〵上に論へるごとく、懷風藻に、持統天皇を皇太后と申し、高市皇子に相繼給ふべき御事を日嗣と稱し、また葛野王の論奏の趣の、紀とうちあひてきこえがたきは、持統天皇の御世知看しつゝも、なほよろづに世を危みおもほしめし、御みづからは讓り給ひて、二皇子を繼々に日嗣と申に定奉り置給へる御事どもの、例なき御ありさまなりけるを、然は記されがたき趣なとのあるを、史例にとゝのへて、文を作られたるが故なるべし、

注上に懷風藻に、日嗣と書る事を論ひたる趣にもおもひ合すべし、さてなほ此天皇の御世のありかたをおもひやり奉るに、神功皇后韓國を事向給ひ、其始國の御政攝りおきて給ふに依りて、殊に彼國の王どもの畏懼皈服ひたりければ、應神天皇成長坐て後も、なほ母皇后の、もはら韓國の御政行ひ給ふにあはせて、よろづとりすべてまつりごち給ひけむ事、おのづからの勢なりしなるべし、當時のありがた何事も直くおほらかにして、後のごとくきはやかなる事は無かりしかば、天皇はおのづからなほ太子のごとく、皇后はおのづから天皇の如くにてぞ坐ましけむ、此持統天皇の御世も、實のありかたは、その神功皇后の御政攝り給ひたりしに似たる趣なりければ、そのかみ既に漢國風を用ひ給へる御世なりけるが、義を定めて外面をつくろひ給へるから、內の實と乖ひたる事もぞ多かりけむ、然るを紀の例として、きはやかに記しなされたるが故に、事實のおほゝしく、はた混らはしくもきこゆるなるべし、

然る中にも、かの日嗣と定給へる草壁皇子には尊と稱し、又相繼て立給へる高市皇子をば後皇子尊と稱して、例の皇太子にてはおはしまさゞりつる御品を、顯はされたるにぞあるべき、珂瑠皇子も立太子の前には、二皇子と同じ例に尊と稱し給ふべきを、紀の見本どもには、此皇子の事見え給はず、もしくははやくより寫脫せるにかと、例によりて竊に補へる文は、上に記せるがごとし、

そも〳〵皇女におはして天津日嗣知看すことは、さらにあるまじき御事にて、其はかけまくも畏き皇

宮大傅一、直廣參路眞人跡爲二春宮大夫一、直大肆巨勢朝臣粟持爲レ亮、三月丁酉朔甲辰、設二無遮大會於東宮一とのみあり、故釋日本紀に、私記に引る王子枝別記を亦引て云、文武天皇少名珂瑠皇子、天武天皇皇太子、草壁皇子尊之子也、持統天皇十一年春二月丁卯朔壬午、立爲二皇太子一と注せり、（萬葉集古本、輕王宿二于安騎野一時云々の歌の傍書にも、皇子枝別記曰とて、件の文を引り、扶桑略記、帝王編年記には、二月以二輕皇子一立二皇太子一とありて日を記さず、續紀には、月日ともに記されず、）今按るに、枝別記に記せる立太子の壬午の日は、十六日なり紀に東宮大傅等を任給へる甲午は、廿八日にて次第も合へり、決て實錄なり、紀を撰給へる頃、立太子の事詳ならぬ事はあるべからず、奏上の原本には、決て載られたりけむを、いとはやくより其條を寫脫せる本の、世に傳はりたるなるべし、さて其脫文は紀の例によれば、十一年の二月丁卯朔と、甲午との中間に、壬午立二天渟中原瀛眞人天皇之孫、草壁皇子尊之第二子一（第二子は續紀に據れる）珂瑠皇子尊一爲二皇太子一とぞありけむ、かくてぞ禪位のところに皇太子と記されたるがとゝのひてきこゆるなり、（上に論へる草壁皇子に、日並知皇子と謚したまへるも、此立太子よりや、前の事にて、此脫文ならむといへる上にありけるが、それ共に脫たるにもやあらむ、）さて又續紀に載られたる元明天皇卽位の時の詔詞に、藤原宮御宇倭根子天皇（持統）丁酉八月爾、此食國天下之業乎云々、今御宇豆留天皇（文武）爾授賜而、並坐而、此天下乎治賜比諧賜岐、是者關母威岐、近江大津宮御宇大倭根子天皇（天智）乃、與天地共長、與日月共遠、不改常典止、立賜比敷賜覇留法乎、受被賜坐而、行賜事止、衆受被賜而、恐美仕奉利豆羅久止、詔命乎衆聞宣と詔へり、こは持統天皇、文武天皇に御位を禪りたまひし後も、なほ相並ばして政きこしめしたりし由なり、これをもても前に日嗣と申に立て給へる三皇子（草壁高市珂瑠）の御上の御ありさまを、おもひやり奉るべきなり、さて讓位の後、太上天皇の尊號を奉られたまへるは、此持統天皇ぞ始にはおはしける、これも御世のさまに合せ給へる御事なりけむかし、

注 尊號奉られたる年月は、史どもに記されず、扶桑略記、水鏡、神皇正統記など、其ほかの書どもには、禪位の日に連ね記せり、史には、續紀大寶元年六月の下に、始て尊號をもて記されたり、大日本史の此天皇の賛曰、帝居二天武之正嫡一、周二旋軍旅之間一、贊二畫機密一、多レ所二毗補一、坤儀既正、壼政克諧、及レ踐二大位一、能平二大津皇子之亂一、却二新羅之貢一而責二其無禮一、

づから皇太子に當りて おはしましけるに事ありて、云々の御世となりぬる上は、いかゞはせむにておはしつれど、今斯る時におよびて日嗣を定給はむには、葛野王ぞ御世を嗣給ふべき義なるを、皇太后他御慮のおはしまして、ことさらに王公卿士を召て、其意を問はせ給へるに、葛野王はやくその御裏慮を悟りて、御自の嫌を避け、旁の一道につきて云々と進奏し給へるを、皇太后御意に合ひて悦詔はせる趣を、嘉二其一言定一レ國と記しも傳へたるものなるべし、懐風藻にこの王の詩を載て、遊二龍門山一といふを題にて、命レ駕遊二山水一、長忘二冠冕情一、安得二王喬道一、控レ鶴入二蓬瀛一とみえたるは、其のち言を方外に託て、懐を述べ給へるを、御船眞人も意ありて、選て採載られたるにもやあらむ、

さてその珂瑠皇子を日嗣にと定給へるは、高市皇子の薨給へるに、十年の七月遠からぬほどの事なるべし、萬葉集に、輕皇子宿二于安騎野一時、柿本人麻呂作レ歌、八隅知之、吾大君高照、日子皇子云々、多日夜取世須、昔念而とよめるは、前にこの皇子の御父日並知皇子命の、此野にて御獵したまひたりし事を慕ひ念ほして、同じ御さまにものし給へる趣なり、續世繼に、萬葉集を引て、輕皇太子安騎野に宿り給ふ時の歌云々といひて、文武の御事なるべしとあり、輕皇太子と書るは、むかしの本には然書たるもありけるにや、御名を申て、某皇太子と稱せる事、古書にはをさ／＼見えざる例ながら、續紀元明天皇の詔詞に、日並知皇太子とみえたり、さて此輕皇子の、あらためて皇太子となり給へる事は次に云べし、また此歌にさし繼て載たる、反歌ときこゆる短歌の中に、日雙斯、皇子命乃、馬副而、御獵立師斯、時者來向、また阿騎乃野爾、宿旅人、打靡、寐毛宿良目八方、古部念爾、また眞草苅、荒野二者雖有、黄葉、過去君之、形見跡曾來師、などよめるも、往に日並知皇子の、此野の御獵の時も、今度と同じ御さまにものし給へるに、人麻呂從駕に仕奉れりし事を懐といでてよめるおもむきなり、此歌どもによりても、この皇子も、前の二皇子と同じ御ありさまに おはしましける事を、おもひめぐらしておしはかり奉らるゝなり、

かくて此輕皇子はいくほどなく、持統天皇皇太子に立て給ひて、御位を受傳はらせ給へり、其は持統紀に十一年八月乙丑朔、禪二天皇位于皇太子一と記されたるこれなり、御諡文武天皇の御事なり、御年十五しかるに此天皇の立太子の事、書紀にみえずして、十一年の下に、二月丁卯朔甲午、以二直廣壹當麻眞人國見一爲二東

らひなりしなるべし、かくて此高市皇子も、薨給ひにければ、亦相繼で同じさまに、立給はむ皇子を選給ひたるを、懐風藻に謀レ立ニ日嗣一と記せるに意を着くべきなり、
注日嗣の皇子を立給はむとの事ならむには、然しもとゝのへ書る漢文なれば、皇太子また儲貳などいへるごとき、漢ざまの稱呼はあるを、これのみ皇國言に日嗣と書るは、もとより皇太子にはあらず、又今御世知看す天皇にもあらねば、天位とも、帝位とも云ふべきにあらず、いと別ざまなる御事なりければ、いかにとも漢文には作きがたきが故に、然は書るなり、大日本史葛野皇子傳に、懐風藻の件の文を引書として、及ニ高市皇子薨一、持統帝會ニ百官一議レ立ニ儲貳一云々、帝嘉ニ其一言定ニ國本一云々と改作せ給へるは、事狀を正しあへ給はざりしなるべし、さて又古事記序に、勅ニ語阿禮一令レ誦ニ習帝皇日繼、及先代舊辭一と書されたる日繼の字、漢文には似つかはしからざれど、こゝに帝皇日繼といへるは、そのかみ在來れる書名ときこえたり、先代舊辭といへるも、そのかみの舊記どもをいへるにて、それらの書どもの本をはなれて、暗に口誦べさせ

給へるよしなり、
さて其時葛野王の議に、兄弟相及則亂此興云々、聖嗣自然定矣、云々と奏し給へるを、一言定レ國と嘉給ひ、すなはち日嗣に選定給へるは、草壁皇子の第二子（持統天皇には御孫、）珂瑠皇子に坐しませり、かくて葛野王の議に、兄弟相及云々と奏し給ひたるは、草壁皇子うけばりて御位に卽きて御世をば知看ざりしかど、父天皇崩給ひしかば、皇太子はおのづから御世を繼給へる日嗣の君に坐ます義なれば、其嗣を兄弟に及ぼし給ふべきにあらず、その御子ぞ相繼て日嗣に立給ふべき義なると奏し給へるなり、
注前に高市皇子を、日嗣に立給へりしは、葛野王の意にはあるまじき義とおもほしたりげなり、さて聖嗣とは、もはら天武天皇の御世嗣のごとくにもきこえ、また草壁皇子のにもひゞきてきこえ、また持統天皇のにかゝりてもきこ[illegible]、[illegible]は幽微に回邏たる文義と見てあるべし、〇今案に案ふるに葛野王は、大友天皇の第一皇子、殊に天武天皇の皇女十市皇女の御腹にてさへおはしければ、大友天皇卽位し給へば、いまだ立太子の詔はあらずとも、おの

に、まづ高市皇子の薨の事は、持統紀に、十年七月庚戌、後皇子尊薨と載られたるこれなり、天武紀下巻に、天皇の皇子等を惣載されたる中に、草壁皇子尊高市皇子命と、この二柱にのみ尊と命との字を別て崇書され、書紀に至貴曰レ尊、自餘曰レ命、草壁皇子尊の薨後に及て、この高市皇子を後皇子尊萬葉集には、日並知皇子尊高市皇子尊と書り、紹運錄には高市皇子命、と記されたるにても、草壁皇子の薨後相繼て同等におはしましたる事著し、但し上文に何事をも記されず、又御名をも申さでうちつけに後皇子尊と書されたるはいとにはかなり、されど然ものし給へるも故ある事ときこえたり、其は下に論ふ趣によりて考合すべし、萬葉集に、日並知皇子尊殯之時よめりとある長歌の反歌の下に、或本云以二件歌一爲二後皇子尊殯宮之時反歌一也と注せるも、二皇子同じさまにおはしましたりけるから、傳の混のありしなるべきをも思ひ合すべし、かくて懷風藻に、高市皇子薨後、皇太后云々、謀レ立二日嗣一と記せるを合せ思ふに、紀に記されたるところは、持統天皇此頃既に御世を知食し、卽位の禮をさへに行ひ給へる後の事なるに、なほ皇太后と申し、皇后を皇太后と稱す事は、次の御世におよびて奉らるゝ例の尊號なり、此にその尊號もて記せるは、草壁皇子の奉り給へるなるべし、ゝかるに天武紀遺詔のところに、皇太后とただ一ところ書されたる太字は衍寫なるにか、又紀を撰ばるゝ時、當時の文書のまゝに採り記されて、修飾はざりしにもあるべし、また謀レ立二日嗣一と記せるなど、日嗣とは、天照大御神の御任を、御子の尊の嗣々に受傳給ひて、天下を知看す由の御稱なり、天武紀の體極の字注に、古云二日嗣一也と記されたり、かくて其御位を嗣給ふべき儲の皇子を、日嗣皇子と申し奉る、漢ざまには皇太子、また太子とも申す御事なり、事たがひてきこゆるは、紀には據らずして、別に當時の實の御ありさまのまゝに、錄し置る書の在けるによりて、採れるものなるべし、其は上にも論へるごとく、草壁皇子薨給ひける後、群臣皇太后に請申して、強て神器を奉り、天皇と崇め奉り、卽位の禮をも行ひ奉りつれど、御みづからはなほ謙給ひて、うけばりてもはら天皇のごとくにのみはものし給はず、草壁皇子に繼てまた高市皇子をもて、日嗣にと定おかせ給ひたるなり、其は此高市皇子の薨給へるによりて、謀レ立二日嗣一といへるをもて、前の草壁皇子の上に旋らして、もとより日嗣に定まりて、おはしましたりし事のおのづから然と知られたり、さて然定め給ひける後の事なるべし、此高市皇子を、御世の四年に太政大臣とし、七年に淨廣壹の爵を授給ひたる事、紀に見えたり、こは前に草壁皇子立太子の時、令レ攝二萬機一と命給ひ、其後淨廣壹を授給ひたると、おほかた同例なりけり、皇太子に立給へる草壁皇子に、爵を授ひ、また此皇子を日嗣に定め置給ひつゝも、太政大臣として爵を給ひたるは、時情によりて、殊さらに深き御慮もちひありての、御はか

市皇子を立て給ひて、同じ御さまにてぞおはしましける、さて此高市皇子は、皇胤紹運錄に、日並知皇子のはるかに末の御弟に系りて記され、

注今世にある皇胤の系圖に、此レばかり委しきはいまだ見ず、さて其紹運錄をはじめ、系圖どもにみえたる御子たちの次序は、必しも正しからず、然るは古事記、日本書紀には、御世の首ごとに、とりすべて御子たちの御名を載られたれど、みな其御母に係て書されたれば、總ての御子たちの次序は詳ならず、續日本紀より繼々の史どもには、御子たちを載られざれば、ことに詳ならず、

其外の書どもに記せる趣も、日並知皇子の御弟のごとくきこえ給へれど、まことは御兄になむおはしましける、其は公卿補任の此皇子の傳に、天武天皇第一息、一を三と書る本は誤なるべし、母胸形君、德善女尼子娘也云々、持統天皇十年七月十三日年四十三にて薨給へりとみえて、但し本書に年四十二、或四十三とあり、上に四年七月五日任太政大臣年三十七とあるに合せて、四十三とあるに隨ふべし、此皇子の享年書紀そのほかの書どもには見えず、白雉五年の生に當り給へば、日並知皇子の八歳上の御兄なる事著し、天武紀壬申年の御軍の條に云々と見えたる時、此皇子は御年十九に當り給ひ、日並知皇子は十一に當り給へり、天武紀壬申年の御軍の條に、天皇詔ニ高市皇子ー曰云々、今朕無ニ與計レ事者一、唯有ニ幼少孺子ー耳、奈ニ之何一、皇子攘レ臂按レ劔奏言云々、臣高市賴ニ神祇之靈一、請ニ天皇之命一、引ヨ率諸將ー而征討豈有レ距乎、爰天皇譽レ之云々、因賜ニ鞍馬ー悉ヨ授軍事ーと見えて、もはら此御軍に勇ありて、善く謀り仕奉り給へる事みえたり、然はおはしけれど、高市皇子は胸形君腹に生れ給ひ、日並知皇子は皇后の御腹なりければ、皇太子に立給ひ、天皇崩後、とかくの御ありさまにておはしましけるほどに、薨給ひけるによりて、此度は御兄とます高市皇子を相繼がしめ奉り給へるにぞあるべき、然に此皇子も薨給ひにければ、又日並知皇子の御子珂瑠皇子を相嗣て立給ひ、又同じさまにておはしましけるを、後にさらに皇太子に立て、御世を嗣しめ給へるなるべし、文武天皇の御事なり、かく考奉れる事は、懷風藻葛野王の傳に、高市皇子薨後、皇太后引ニ王公卿士於禁中一、謀レ立ニ日嗣ー云々、王子進奏曰、我國家爲レ法也、神代以來子孫相承以襲ニ天位一、若兄弟相及則亂此興云々、聖嗣自然定矣、此外誰敢間然乎云々、皇太后嘉ニ其一言定レ國云々と記せるを、つらく按る

革れる事もありけるにあはせて、岡宮御宇天皇を皇代に入奉らる、事をば停められたりしなるべし、（其後皇代に入りてきこえ給へる事なし、）さてその岡宮は皇子の御座したりし宮號なり、其は大和高市郡飛鳥の地にて、舒明紀に、二年十月遷ニ都飛鳥岡傍一、是謂ニ岡本宮一とみえ、齊明紀に、二年是歲於ニ飛鳥岡本一更定ニ宮地一、號曰ニ後飛鳥岡本宮一と在も同地にて、岡宮も同じ飛鳥岡傍に在しなるべし、龍蓋寺字を岡寺と稱て、今岡村といふ所にありとぞ、（其地ノ理はなほ國人に問ひ明らむべし、）東大寺要錄嘉承元年（舊記を蒐拾て記せる由序にみゆ、）に龍蓋寺記を引て、義淵僧正が奇特ありて生れたる事をいひて、天智天皇聞ニ食之一、與ニ日並知皇子一共令レ移ニ岡宮一、遂以レ宮賜ニ僧正一爲レ寺、號ニ龍蓋寺一とみえたり、此岡宮をもて尊號に係け奉られたるなり、

注此皇子の尊號を、神皇正統紀、紹運錄、帝王編年記等に、長岡天皇と記せり、岡を長岡とも云へるによりて、然も稱しならひたるなるべし、萬葉集に、此皇子を慟奉れる歌によりて考れば、高市郡勾の地なる島宮にて薨給へる由なり、其は天武紀の首に、御ニ島宮一と見えたる宮なるべし、但し其は皇子の別宮なりしか、また岡宮より徙り給ひたりしにか、詳ならず、

色葉字類抄に、岡寺扶桑略曰、大炊天皇之時、越前國封五十戸施入之とみえたり、（扶桑略とは、扶桑略記を、かくも書る例なり、但し略記見本缺ありて、件の文見えず、）かくて其尊號奉られたる次の年、天平寶字三年六月、天皇の御父舍人親王に、崇道盡敬皇帝と稱す、漢ざまの尊號を贈り給ひき、亦其後の御世におよびては、光仁天皇の御父施基皇子に、春日宮ニ御宇天皇、（亦田原天皇とも申、）桓武天皇の廢太子早良親王に、崇道天皇と尊號を贈り給ひ、また後花園天皇の御父貞成親王、後陽成天皇の御父誠仁親王に、太上天皇の尊號を贈り奉り給ひたりき、崇道盡敬皇帝の尊號は、同じ大炊天皇の御世の事にて、やがて此岡宮の尊號に准へ給へるなるべく、其後々のも、亦それに准へ給ひたるめれど、現にしばしも日嗣しろしめさゞりつる皇子たちに、天皇の號を奉り給ひ、春日宮御宇とさへに稱へ奉られたるはいかなる御事にか、漢國にて威勢にまかせ、國を領りて王となりたる者が、それが父などを尊びて、帝號王號などを贈れるとは、あなかしこ其義いとしも殊なるものをや、さてまた持統天皇の御世の三年に、日並知皇子薨給ひにければ、相嗣てまた高

給へりしよしなれば、此宣旨には、聖武天皇の詔給へるなりとて、なほ委しく解れたり、此政行給岐、解に此政云々は、孝謙天皇の御みづからの御事にて、朕レ天皇と立チて此天下の政を行ひ給ひきと、詔給へるなりとて、委しくわきまへられたるが如し、加久爲弖、今帝大平立弖云々と詔へるをもて、畏ければおしはかり奉るべし、さるはよのつねにては、岡宮御宇天皇の御後、また御末など詔ふべきを、日嗣としも詔へるを、既の勅に、天下未レ稱二天皇一と、て、尊號を奉り給へるに、思ひあはせ奉るに、聖武天皇の叡慮に、此皇子尊の日嗣にておはしましける趣を顯はし給ひ、すなはち其御後をもて、日嗣とし給はむとおもほしめしたりしこと著し、故こゝをもて孝謙天皇、まめやかに御父天皇の叡慮を繼給ひて、皇子尊の日嗣に坐ませりし事を顯はし、尊號奉らるべき由を、もはら事執り詔ひけるにあはせて、行ひ給ひたるにぞあるべき、この御世は、孝謙天皇讓位坐ましつゝも、なほ御政をさだし給ひき、さて此件に申奉れる御事は、天武天皇の皇子草壁皇子尊、その尊號は岡宮御宇天皇、その御子文武天皇、次にその皇子聖武天皇、次にその皇女孝謙天皇、さて此當今の大炊天皇は、草壁皇子尊には御從子舍人親王の御子に坐ませり、かくて又同紀に、其尊號奉られたる同じ八月の甲子、廿五日藤原仲麻呂を大保に任さるゝ時の詔に、自二乃祖近江大津宮天智天皇内大臣一鎌足公以來、世有二明德一翼二輔皇室一、君歷二十帝一、年殆一百云々とのたまへる、十帝とは天智天皇より岡宮御宇天皇を計へて、大炊天皇の御みづからまでの御代數なり、書紀續紀に載られたるをはじめ、いづれの書に記せるも、此御世まで九帝にてまぎれなし、年殆一百とは、天智天皇の御世の元年より、此年まで九十六年なるを、おほかたに詔へる文なり、字書に殆近也しかれば、此御世におよびて、日並知皇子命を岡宮御宇天皇と稱して、更に皇代に備奉り給へるなる事著し、さるはこれも、もはら孝謙天皇の叡旨によりて行ひ給ひけむ事、上に擧たる同天皇の詔に、岡宮御宇天皇日嗣波云々と詔ひたるに、おもひ合せ奉らるゝなり、

注なほおもひ奉るに、件の詔詞に君歷二十帝一と詔へるは、此御世に議ありて、御世數に備へ奉り給へるによりて、殊さらに然る文をもて、顯はし給へるにやあらむ、日下部勝皐主の説に、此十帝と詔へるは、大友天皇を計へ奉れるなりと云はれたれど、予がおもふところはかくのごとし、後見む人よく證考たてまつりてよ、さて此御代數の考はあたらずとも、すべての此考に難なし、

然るに、孝謙天皇、大炊天皇の御位を廢し奉り、御身づから重祚し給ひけるが、重祚の別御諡稱德天皇まほならぬ御在狀にて、御世を盡させ給ひける後、御世のさまの痛く

り奉るべし、かくて紀には、皇太后御位に卽かせ給ひて後、天武天皇崩後の新御世を、立かへりて此天皇の御世と定給ひ、草壁皇子は、御世の數には入れ奉られざりしにぞあるべき、さて日並知皇子と稱す御名は、書紀には載られず、史には續紀に、文武天皇卷の首に、御父の御名に日並知皇子尊と始てみえ給へり、後に美稱奉られたる御謚なるべし、この皇子皇太子にておはしましけるに、父天皇の崩後、しかぐ〳〵の御ありさまにておはします程に、薨給ひにければ、御母天皇いといふがひなくおもほしいりて、日嗣の並に御世を知食したるに准へたる義にて、日並知と稱へて御謚に奉られたるなるべし、知を斯とのみも云ふ例は、萬葉集に八隅知之とあり、さて紹運錄等に日並知と申を、一名と注せるは疎なり、また此後岡宮御宇天皇と、尊號を奉られたる事は下に云ふべし、萬葉集に、輕皇子宿二于安騎野一時云々歌に、日雙斯、皇子命乃、云々とよめり、輕皇子とは文武天皇の御事なり、此天皇未だ御世知看さゞりけるころ、御獵の時從駕人の歌なり、輕皇子は日並知皇子命の御子にて坐しますに、此時其御父の現御名を禮なく顯によみ奉るべきにあらず、後に美稱奉れる御謚なるから尊びてわざとよめりとぞきこえたる、此歌の事なほ下にもいふべし、玄かれば此御謚は、持統天皇の御世に奉られたりし事明なり、紀に其事を載られざるは、洩らされたるにか、又今本に寫脫せるにもあるべし、此事もなほ下にいふべし、そも〳〵此皇太子命、うけばりて卽位の禮儀をば行はせ給はざりつれど、もとより皇太子に立ておはしましたりければ、父天皇崩給へる後は、おのづから天つ日嗣を受給ひて、天皇に坐ますべき義なり、卽位の禮を行ひ給ふは、たゞ其儀式にこそはあれ、其ありなしに拘らず、一日も御位を嗣給ひたらむには、御代の列にもれ給ふべき義理あるべからず、故レ其をいふがひなく、かなしくおもほしいり給ひて、天下未レ稱二天皇一と御詔擧し給ひて、岡宮御宇天皇と尊號を奉り給へるにて、いと義理ある御事なるべし、此御世の頃は、御世々の天皇たち悉に、漢ざまの御謚奉らるゝ事は、いまだあらざりき、さて此より前文武天皇の御世、慶雲四年四月庚辰、以二日並知皇子命薨日一始入二國忌一と續紀に見えたり、諸陵式に、眞弓丘陵、岡宮御宇天皇在二大和國高市郡一云々、其は續紀の大炊天皇ノ卷、天平寶字六年六月庚戌、孝謙天皇讓位給へる後の詔に、朕御祖太皇后聖武天皇の后光明皇后、孝謙天皇の御母、乃御命以弖、朕爾告之久、岡宮御宇天皇乃日嗣波、加久弖絕奈牟止爲、女子能繼爾波在止母、聖武天皇男御子おはしまさずなり給ひぬれば、孝謙天皇は女御子にはましませどもとなり、欲令嗣止宣弖、詔詞解に、岡宮云々よりこゝまでは、むかし聖武天皇のかく詔ひて、孝謙天皇を立テ

上の訓に傚ひて、タカテラスとよむべきなり、然てもなほ義はまたく同じ、集中此のほかにも然書るが多し、准へて然よむべし、かくて此歌のさし次に見えて、この下にも引く短歌二首に、高光、我日皇子と書る、光字も又准へてテラスとよむべきがごとくなれど、其はもとより然よみなれたる詞なれば、うちまかせたる訓のまゝにヒカルとよみてあるべし、

飛鳥之、淨之宮爾、神隨、太布座而、天皇之、敷座國等、

注飛鳥之云々天皇とは、持統天皇をさして申せり、敷座國等とは、知看國としてなり、上の葦原乃水穗國乎といへるにかけていへるなり、此一段は、皇太后のうけばりて、御世知看す事となり給へるおもむきをいへり、次の句へかけて心得べし、

天原、石門乎開、神上、上座奴、

注これより皇太子のうけばりて、御位に卽給はで薨給へるを深く歎きたるなり、上の高照日之皇子波の句に係て意得べし、さて此四句皇太子の薨を、天上に歸上りて、窟戸を開き入りて閉隱り坐せる趣によみなしたり、上に天雲之八重搔別而神下といへるにかけ合せて、石門乎開、神上上座奴といへるに、憾の意もきこえて、いと感ふかし、よく意をつけてよみあぢはふべし、

吾王、皇子之命乃、天下、所知食世者、春花、貴在等、望月乃、滿波之計武跡、（皇太子の既く定り給へるごとく、御世を御したらましかば、めでたからむものとなり、）天下、（一云食國○此食國とあるかた、ことに其意とほりてきこゆ、）四方之人之、大船之、思憑而、天水、仰而待爾、何方爾、御念食可、由緣母無、眞弓乃岡爾、宮柱、太布座、御在香乎、高知座而、（眞弓岡なる殯宮をかく云るに憾を含めり、）明言爾、御言不御問、日月之、數多成塗、其故、皇子之宮人、行方不知毛、（一云刺竹之皇子宮人、歸邊不知爾爲、）反歌二首の中に茜刺、日者雖照、烏玉之、夜渡月之、隱良久惜毛、（日者雖照は、皇太后の御世を知看せるを謂たるなり、夜渡月之云々は、皇太子の薨給へるを謂悲めるなり、）また此歌のさし繼に、皇子尊宮舍人等慟傷作歌の中に、高光、我日皇子乃、萬代爾、國所知麻志、島宮婆毛、また天地與、共將終登、念乍、奉仕之、情違奴、などみえたる歌をもて、當時の人の性情を、眞心によみ出したる言辭のおもむきを、かへすがへすよくはらにあぢはひて、皇子尊の御ありさまにおよぼして、推察

之、天河原爾、八百萬、千萬神之、神集、集座而、神分、分時爾、天照、日女之命、天乎波、所知食登、葦原乃、水穗之國乎、天地之、依相之極、所知行、神之命等、天雲之、八重搔別而、神下、座奉之、高照、日之皇子波、

注 日之皇子とは、日神の御裔と申事にて、天皇はさらなり、なべての皇子にも申せる例あれど、此歌なるは、天地之初時之云々と、日嗣の尊き由來をねもごろに述ひつゞけて、高照日之御子と稱へ申せるにて、すなはち日並知皇子をさし申せるなり、其は此皇子は御父天皇の皇太子と坐ながら、天皇の崩後、いまだうけばりて、御位に即給はず、なほ皇太子と申て御母皇太后ぞ、天皇のごとくにておはしましけるを、その皇太子の舍人ときこえたる人麻呂が、殊にいふがひなく思ひ奉れる眞心より、かくはよめりとぞきこえたる、すべて今こゝに擧る歌ども、みな其宮の舍人などの歌ときこゆるを、この意を得てよみあぢはふべし、○因に云、此長歌の九句十句に、神分分時爾と書る神分を、カムクバリとよむべし、分配の義なり、書紀に分を訓み、伊呂波字類抄に配をもよめるこれなり、字鏡に嘲以レ財施ニ於僧尼一也、久波留と訓るも言の義は同じ、書紀に施を訓るもまた同じ、但しその施字をクマルとよめるところも見え、水分の神號をミクマリとよみなれたれば、これも同言なり、いづれ古言ならむ知られねど、字鏡の訓に從ひ、はた今も然言へばクバリとよみてあるべし、さて神分分時爾とは、高天原にして八百萬神の集座して、諸神に知食國々を分配依し給ふとして、まづ天照大御神はもとよりのまゝに、天を知食すことゝ定給ひ、皇孫命は此大皇國を云々知食せと言依し給ひ、さて其外にも他諸國を諸神に、分配依し給へる由の古傳說のありけるによりて、然はよめるなるべし、いとも〳〵めでたく尊き古事とぞきこえたる、はやくよりカムハカリとよみきたれゝど分字をしか訓むべき義あるべからず、いかに思ふと云へるにおどろかされて考へたるなり、さて又十五六句の、高照日之御子波とある高照は、はやく古事記なる御歌の例によりてタカヒカルとよみきたれゝど、此歌にては上に天照日女之命と書て、たちまち此にひきたがへて、照字をヒカルに當て書べきさまにあらざれば、

氏藻林に、太后臨レ朝行二天子事一曰二稱制一、御世をよく治めおきて後、うけばりてかの天智天皇の始給へる即位の禮儀をも、めでたく行はせ奉らむとおもほしたるなるべし、前に、孝德天皇中大兄皇子を、皇太子に立給ひけるに、天皇崩後、齊明天皇重祚し給ひ、なほ同皇子を皇太子とし給へるとは、別なる御ありさまなり、中大兄皇子とは、天智天皇の御事なり、然るにいまだ、其年ごろ畢給はざりつるほど、新御世の三年の四月乙未十三日に、皇太子薨給ひにければ、皇太后豫ての御あらましごともたがひゆきて、皇太子と、皇太后と、此頃までの御ありさま、まことは仲哀天皇崩の後、應神天皇は皇太子のごとく神功皇后はおのづから天皇の如くにて、おはしましけるがごとくなりしなるべし、またさらにあやぶみおもほしめせるにあはせて、群臣のあながちに請申て、皇太后を御位に即奉り、紀に載られたるごとく、その翌四年の正月朔に、即位の儀をも行はせ給へるなるべし、其は四年紀に、春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹二大盾一、神祇伯中臣大島朝臣讀二天神壽詞一、俾三忌部宿禰色夫知奉二上神璽劒鏡於皇后一、皇后即二天皇位一、公卿百寮羅列匝拜而拍レ手焉と書されたるこれなり、水鏡に、丁亥の年を元年として、第四年と申すに位につき給ひて、世をしり給ふ事十年なりと云へるも、こゝろえらひせる書ざまにきこゆ、なほ此御位に即給へる御ありさま下にも論ふべし、然るに此天皇紀の首に、皇后臨レ朝稱レ制と書されたるに、元年紀より天皇と書るし、こゝに至りて皇后即二天皇位一と書せるは、記者の疎なりしなり、また懷風藻葛野王の傳に、高市皇子薨後、皇太后云云、謀レ立二日嗣一と記せるによりて推し考るに、まづ高市皇子は、持統天皇の十年に薨給へる由紀に見えて、天皇即位し給へる後の事なるを、なほ皇太后と稱し、又草壁皇子の薨後、相繼て同じさまにておはしまして、高市皇子の此皇子の御ありさまの事下に論ふべし、薨給ひけるによりて、亦相繼給ふべき皇子を、選び給へる事をさへに、謀レ立二日嗣一と記せるをもて、そのかみ草壁皇子命は、なほ皇太子と稱しつゝも、まことは日嗣の君にておはし坐しける事の、立かへりておのづから知らるるなり、既に年號論に擧たる元明天皇の御世、和銅八年に誌せる粟原寺の塔の鑪盤銘に、奉下爲大倭國淨美原宮治二天下一天皇時日並斯命東宮上云々と云へるも、この命天武天皇の時の皇太子にて坐しましたりし由にて、持統天皇の御世にかけて稱さゞるなも證とすべし、此懷風藻の傳は、御船眞人の當時のまことのありかたのまゝに、錄せるものゝありけるによりて、書るものと聞ゆれば證とすべき也、猶件の傳につきて、證とすべき事のあるを、医ありて下に云ふを、こゝにもめぐらして考合すべし、さて又この皇子命の御事を、萬葉集に、日並皇子尊並の下に知字脫たり草壁皇子の御事なり、殯宮之時、柹本朝臣人麻呂作歌并短歌、天地之、初時之、久堅

たる御心づかひなるべし、かくて天武天皇崩後いくほどもなく、大津皇子皇太子を亡なはむと謀ごちて、誅はれ給へる事、紀に載されたるがごとし、

はた前の天智天皇天武天皇の御世に始給ひし制どもの多かりつるを、いまだ熟行はれがたき事どものありて、よろづに御うしろめたくおもほしければ、しばらく御みづから御政をとらせ給ひ、御稜威ゆるびなく治給ひて後に、皇太子を御位に卽け奉り給はむとの御慮なりしなるべし、さるは天武紀に、天皇御病おもらせ給ひける時、天下之事不レ問ニ大小ハ悉啓ニ于皇太后及皇太子ニと遺詔給へる事の見えたるも、深く御世を危みおもほしめしけるが故なり、故崩給へる後は、もはら皇太后持統の御はからひにてぞ治め給ひたりけむ、さるにつけては、前に齊明天皇崩給ひける時、天智天皇皇太子に坐まして、漢國風の三年の喪といへる行のさまを擬び給ひしごとく、

注天智天皇、御母齊明天皇崩給ひて御世を嗣給ひつれど、六年になるまでなほ皇太子と稱して、卽位の禮をも行ひ給はざりつるは、かの三年の喪のとしごろを終へ給ひ、又幾程もなく、孝德天皇の后間人皇太后崩給ひければ、又同じさまの事を行ひ給ひけむ、合て六年を經て、御世の七年の正月に、うけばりてあたらしく漢樣を加へたる卽位の儀式を製りて、始て行ひ給へり、○惠美押勝が記せる大織冠公傳に、齊明天皇崩給ひし明年壬戌を、皇太子攝政元年とし、其七年戊辰を、更に卽位元年として事を記せり、昌泰三年に、藤原良世公の注進り給へる興福寺緣起に、天命開別天皇卽位二年歲次己巳と記されたるも、此年紀に同じ、これ舊本日本紀の年紀なるべし、又天武紀に、二年二月癸未、天皇命ニ有司ニ設ニ壇場ハ卽ニ帝位於飛鳥淨御原宮ニと記されたるは、天智天皇の始給へる卽位の儀式を潤飾りて、ますく禮々しく行ひたまひたりしなるべし、さて其卽位の儀式を、天智天皇の始給へる由は、元明天皇紀、また仁明天皇紀の卽位の時の詔詞にみえたり、

此皇太子も、もはら御父天皇の御喪のさまにことつけて、其年ごろ畢給ふ間に、御母皇太后稱制し給ひて、上に擧たるごとく、紀に皇后臨レ朝稱レ制と記されたるをもておもひ奉るべし、臨朝稱制は、後漢書高后紀にみえたる文なり、卓

眞人天皇〈天武〉避ニ難東國ニ、鞠レ旅會レ衆遂與定レ謀、廼分ニ命敢死者數萬ニ、置ニ諸要害之地ニ、秋七月云々、誅ニ大友皇子ニ云々、二年立爲ニ皇后ニ、皇后從レ始迄レ今、佐ニ天皇定ニ天下ニ、毎於ニ侍執之際ニ、輙言及ニ政事ニ、多レ所ニ毗補ニ、朱鳥元年九月戊戌朔丙午、天渟中原瀛眞人天皇崩、皇后臨レ朝稱レ制、〔頭注〕未楷本稱制此時皇后御齡四十二なりトアリ と載られたる、御度量御權重をもて察ひ奉るに、天皇崩給ひて御世の革れる時を窺ひて、さきの壬申年の亂に、近江の朝廷に心よせありし輩の、裏心の御こゝろもとなく、

注壬申の年の亂に吉野方に屬ひて勤しかりし人々を、其御世はさらなり、次々の御世までも、壬申ノ年ノ功臣とて殊さらに賞給ひ、また沒後に官位を贈り給へるが多かりしをもても、そのかみの事情推察るべし、又天武紀十三年四月丙戌の詔に、凡政要者軍事也、是以文武官諸人務習ニ用レ兵及乘レ馬、則馬兵幷當身裝束之物、務具儲足、其有レ馬者爲ニ騎士ニ、無レ馬者爲ニ歩卒ニ、並當試練以勿レ障ニ於聚會ニ、若忤ニ詔旨ニ有レ不レ便レ爲ニ馬兵ニ、亦裝束有レ闕者、親王以下逮ニ于諸臣ニ並罰レ之、大山位以下者可レ罰罰レ之、可レ杖杖レ之、其務習以能得レ業者、若雖ニ死罪ニ則減ニ二等ニ、唯恃ニ己才ニ以故犯者不レ在ニ赦例ニと見えたる事もあり、

又さらぬかたにも、御世を危ぶみ給ふ事の機もありしなるべく、

注天武紀に、八年五月甲辰朔甲申、幸ニ于吉野宮ニ、乙酉〈六日〉天皇詔ニ皇后、及草壁皇子尊〈いまだ皇太子に立給はざる前なり〉、大津皇子、〈已上二柱は天武の皇子〉高市皇子、河島皇子、忍壁皇子、芝基皇子ニ〈已上四柱は天智の皇子〉曰、朕今日與ニ汝等ニ倶盟ニ于庭ニ、而千歲之後欲レ無レ事奈之何、皇子等共對曰、理實灼然、則草壁皇子尊先進盟曰、天神地祇及天皇證也、吾兄弟長幼幷十餘王、各出ニ于異腹ニ、然不レ別ニ同異ニ、隨ニ天皇勅ニ而相扶無レ忤、若自今以後不レ如ニ此盟ニ者、身命亡之子孫絕之非レ忘非レ失矣、五皇子以レ次相盟者如レ先、然後天皇曰、朕男等各異レ腹而生、然今如ニ一母同產ニ慈之、則披レ襟抱ニ其六皇子ニ、因以盟曰、若違ニ茲盟ニ忽亡ニ朕身ニ、皇后之盟且如ニ天皇ニ、丙戌〈七日〉車駕還レ宮、己丑〈十日〉六皇子共拜ニ天皇於大殿前ニと見えたり、天智紀に、大海人皇子〈天武〉皇太子を辭りたまへる後、天皇の御前にて、大友ノ皇子と五人の大臣と誓盟をせさせ給へるに、いとよく似

り給へる御世の始の年頃は、なほその長津宮におはしまし、天武天皇は皇子にて、持統天皇は其妃にて、もとより隨行おはしましたりける趣なれば、草壁皇子も其處にて生れさせ給へるにて、その長津宮を、こゝには大津宮と記されたるなり、但し前に改ニ此名一曰ニ長津一とみえ、下文にも長津宮と記されたるに、こゝに舊名をもて記されたるは混はし、或説に、其大津宮を近江の大津宮なりといへるはいと疎なり、さて其娜大津、磐瀨ともに筑前の國内にて、今の博多津わたりの地名と知らるゝ證あり、事長ければこゝには云はず、〔頭注〕娜大津種松按に齊明紀舊訓なかのとあれば、娜下に珂字を脫したるにもや、その改め玉へる長津も、舊點往々に長ノ津長ノ津ノ宮などありてなかのつとよむなるべければ、娜大津もなかの大津なるを相ひてらして知べし、是れ今も筑前國娜珂郡存り○娜ノ大津を長津と改玉へるは天武の御名天渟中の中を那と訓注せるごとく、ながとのなも同義にかよふ古言にもやありけん、

御父天武天皇の紀に、御世の十年二月、立ニ草壁皇子尊一爲ニ皇太子一、因以令レ攝ニ萬機一 天平十九年大安寺注進の流記にも、天武天皇の御世に係て、十三年天皇寢膳不レ安、是時東宮草壁太子尊云々、とみえ、

注 但し是より前八年ノ紀に、十月甲子新羅遣ニ某々一朝貢也云々、別獻ニ物天皇皇后太子一と見ゆ、此太子古寫本には皇太子と作り、是年に係て太子とあるはいかゞ、もしくは新羅王皇子等のおはしませる事を知れゝば、かならず皇太子はおはしますべく推量り奉れるにか、また外蕃へは皇太子の立ておはしませる趣に示しおかせ給へるが故にてもあるべし、然りとも紀には記されざまもあるべきを、例の記者の疎なりしなるべし、さて十年紀に、十月癸未、新羅遣ニ某々一貢レ調云々、別獻ニ天皇皇后太子金銀云々一、各有レ數とみえたるは、立太子の後の事なれば事もなし、これも古寫本には皇太子とかけり、

同十四年正月淨廣壹を授給ひき、淨廣壹は諸王以上の位を十二階に定給へる第六等に當れり、但し皇太子に位を授たまへるは、例なき御事なるべし、日並知と稱す御名は、書紀にはみえ給はず、御謚なるべし、其由は下に云ふべし、斯て此皇子命の御父天武天皇は、御世の朱鳥元年九月崩給ひ、此皇子命ぞ既に皇太子に立て坐ましたりければ、是年御齡廿五すなはち御代を嗣がせ給ふべきを、御母皇后持統天皇の嗣がせ給ひけるは、いかなる御事にかと、つらつら推考奉るに、神皇正統紀に、皇子草壁わかくまし〳〵ければ、皇后朝にのぞみ給ふと、記されたるは疎なり、まづ其持統天皇紀の首に、天皇深沈有ニ大度一云々、雖ニ帝王女一、而好レ禮節儉有ニ母儀ノ德一云々、從ニ天渟中原瀛

からねど、まぎらはしくきこゆれば、因に擧て辨へつ、

そも／＼此年號どもの考は、朱雀白鳳の事を論はむとせるが基にて、論ひ說ひもて行くまゝに、因にふかく入たちて、おもほえずかく長々しくなりて、年號の次もなにも前後になりて論へるすぢも貫りて聞えがたかるめれど、始よりわざとせぬ業なりければなりけり、惣て此考は引書どもの此と彼と互に合ひ合はぬ處ありて、甚混らはしく、うけばりたる證とは爲しがたき說もうちまじれゝど、かつ／＼古傳ののこれりと聞えて、由もなき謾說とおもはれぬかぎりは、彼此をかよはし考て、其とほりて聞ゆるかたの說を採り、すべてかくは記し試みたるなり、さるはいとたやすからぬわざなれば、猶いく度もおもひかへし、他古書どもをもひろく讀あきらめて後、よく書とゝのへて、人々にもいひあはせて、おもひ定むべきものぞ、

長等の山風附錄二

持統天皇草壁皇子尊高市皇子尊珂瑠皇子尊の御うへの事

續日本紀大炊天皇の御世、天平寶字二年八月戊申(九日)の勅に、日並知皇子命、天下未レ稱二天皇一、追二崇尊號一、古今恒典、自今以後宜レ奉レ稱二岡宮御宇天皇一と載られたるは、書紀を案るに、天武天皇第一皇子、持統天皇の御腹にて、草壁皇子と稱し奉る、持統紀に天命開別天皇(天智)元年、生二草壁皇子尊於大津宮一と見えたまへる御事なり、

注今按に此大津宮は、齊明紀五年七月の條の注に載られたる伊吉連博德書に、吳唐の國に遣す御使の船の事を、發レ自二筑紫大津浦一とみえ、また七年正月百濟の救軍の爲に、御子たちをも誘ひ給ひて幸ませる條に、三月御船至二于娜大津一、居二于磐瀨行宮一、天皇改二此名一曰二長津一、七月丁巳天皇崩二于朝倉宮一、天智紀に同年同月に係て、皇太子遷二居長津宮一、稍聽二水表之軍政一と見えたる長津宮これなり、皇太子とは天智天皇の御事にて、すなはち御位に備

おはしける王たちの、私に建られたる年號なるを、其御方人の用ひたるものなるべし、その王たちの御事は、さきに殘櫻記に志るせり、又越後國蒲原郡佐取村なる舊き村吏の家に、先祖石井彥七に、源吉次の與へたる大道二年八月二日の古文書を藏傳へたり、南朝の末つ方の頃のものなるべく、推量らるゝ由なりと、南朝の高倉宮考といふ書に見えたり、越後は後々まで南方の宮方に、心よせの人人のありつときこえたる國なれば、紀伊國なると相證しておもひ合すべし、又妖僞言せる年號あり、己が書どもに見及びたるは、百練抄、承安二年壬辰十二月の條に、近日諸國稱下有二改元一之由上、公家被二誡仰一、其號泰平元年云々と見えたり、其後の御世々々に、御政治ありがたく、漸に世間亂れてより、畿外邊鄙の社寺の記錄、文書、佛塔、名板、墓碑、器物などに記せる妖僞年號に、應安の頃に文德、延德の頃に正亨、福德、永正の頃に彌勒、天文の頃に命祿と云へりし事きこえ、亦その他にも深久、天龍、和勝、謝德、寶壽、善喜、證明、元長、永覺など云へるも聞えたれど、是は何年の頃の事なりしか未考へず、件の年號どもの見えたる證文は、あまりに煩らはしければこゝには擧ず、逸號年表に本づきて書補へおけり、さて又後醍醐天皇吉野の行宮に入ませる延元元年より、後龜山天皇の元中九年まで、五十七年が間、北朝にて別に年號を建給へるは、常ならぬ御事にて、人あまねく知るが如し、

注 但し南朝の間の年紀に混らはしきがあるを、近きころ大草公弼主の著はされたる南山巡狩錄に、證文を引て辨へ定められたり、然る事なるべし、また下總國の佐倉志に、印旛郡瀧村瀧水寺の事を記せる中に、藏二國司藤原朝臣手狀一、曰不レ可レ隨二武家等一、亦似下自二南朝一置中國司上、然其狀記二天壽三年乙未二月八日一、按大寶以來無レ有二天壽號一矣、但吉野乙卯改二文中一爲二天授一、未レ考二授壽以レ音通用耶否一、天授三年乃丁巳而、己未其五年也、終レ號不レ有二乙未一焉、若果天壽通二天授一則三當レ作レ五、乙當レ作レ己耳、未レ知二古紙蠹漫之所一レ致乎、抑其狀之不レ眞乎一と見えたり、此は撰者の考のごとくにて、亂世の間、東國の未練なる在廳の執筆人の誤りて、授を壽と書たるものなるべく、また古びたる紙の蠹損墨痕の摩剜などしたらむには、五を三、己を乙とも見なさるべきなり、されば別なる年號にはあるべ

も、同寺の公文、また法隆寺に藏る沈水香の銘文にも見えたり、これらも混らはしければ因に辨へつ、上件に論へる年立の趣の、くだ〳〵しくなりて、うち讀みに聞えがたからむには、其年表に合せて、予が考の別なるところをも見るべきなり、扨こゝに河內國西琳寺古記跋に、右謹披舊記、粗注肝要之狀、如件、文永八年三月廿六日、比丘惣持とあり、この書今古市郡古市村西琳寺に秘藏せるを、寛政八年藤貞幹が摸寫せる本に依る、の中に、寶藏安置金銅彌陀一居長一尺六寸光銘とて載たる銘文中に、書大阿斯高麗副本には麗を君と書り、正しかるべし、干支彌高首、修行佛法、草創西琳寺、復以子例に依るに、こゝに仕字を寫脫せるなるべし、栴檀高首土師、長兄高連羊、古首韓會、古首敢、奉造彌陀佛像並二菩薩云々とあり、此寶元とあるも、年號の如く聞ゆるにつけて考るに、件の銘文の寫の上に、天平十五年十二月晦日記云、西琳寺古市寺右緣起、奉爲志貴島大宮御宇天忍羽今按るに、羽の下に留佐二字脫たるなり、廣庭天皇、己卯年九月七日、始大山上文首阿志高時、率諸親屬等、仕奉此寺並阿彌陀丈六佛像と記して、注に私曰、廣庭者欽明天皇也、己卯者卽位廿年也、文首者氏也、阿志高者名也、仕奉者造佛立寺之詞也といへるに合考るに、いはゆる寶元の寶は、寶祚寶位など稱す寶の意、元は御世の始の義にて、卽位の年を稱し、さて°五は廿字、未は卯字なるべきを、其銘文讀寫せる文永の頃、すでに舊び銹損などせるを、然は見なしたるものなるべし、此佛像居長一尺六寸なるが、其光後に記せる銘文、惣て百三十字餘り在れば、字も細少にて、ことに見わきがたかりしもあるべきなり、又おもへば舊記といへる本には、己が考たるが如く有けむを、此記に誤寫たるにてもあるべし、かくては件の天平の緣起文の趣によく符へれば、眞は寶元廿年己卯と記せるものとすべし、しかればこの寶元は年號にはあらずかし、又この因に云ふ、後龜山院天皇、吉野より還幸まし〳〵て、後小松院天皇に御讓位の後、吉野に留りて更に御世を興さむと企て給ひたる忠義王、後龜山院天皇三世なほ朝家に隨はでおはしける嘉吉の頃、私に天靖と年號を建られたる事聞えたり、其は上島下島兩氏の古家牒に記せり、又紀伊國人加納諸平云、當國那賀郡名倉村地藏寺の側に、舊き石燈籠の柱ばかり遺れるに、大道元年と彫たるがあり、其傍に正平の年號を彫たる五輪塔のあるが、其よりはやゝ新しく見ゆ、此地わたりは南北朝御和睦の後も、なほ南方の宮方に隨ひて、御世の事謀れるものゝ在りし處なりといへり、これも忠義王か、又同じ御有樣に

又敎到の年號あり、その敎到は狛朝葛の續敎訓抄、又豐原統秋の體源抄には、丙辰記を引て、ともに安閑天皇の御世の年號とせり、か丶るたぐひなほありつとおぼゆれどわすれたり、か丶る僞年號の、中むかしより世に弘まりたりし事知るべし、

注壒嚢抄に、吾朝には初は年號無りき、人皇第廿六代武烈天皇の御世に、始て善記と云ふ號ありしかども、不レ次して有無不定なり、其後第卅七代孝德の御代に、大化、白雉、天武の御時、朱雀、白鳳なむど云號ありしかども今年紀に不レ連、第四十二代文武天皇の御宇大寶よりこそ絕ぬ事とはなりにけれ、但又善記より次第する本あり、白鳳を天智の御代に繫け、大化を天武の末に係たる本あり、此本頗違ふ事多き故に、是を不レ用と云、只文武天皇五年に係る、大寶より次第するを善とするなりと云へり、此は一わたりの説にて、今此考にはとるにたらざれど、か丶る異年號の事を、古く論へる説のめづらしければ引出つ、此壒嚢抄は、文安三年觀勝寺の僧行譽が記せる書なり、

さて今論へる史外の年號、また僞年號どもをも、藤貞幹が證文二十餘種、朝鮮籍に記せるをさへに蒐輯めて、逸號年表と云書に、目安く作りて板本とせり、予も其に原きて書よむついでに見當りて、心とまれるをり〳〵一ッ二ッと書加へつ丶あるほど、今其上に證文八十種ばかりも加ひたらむかし、

注僞年號とり〴〵ある中に、古きは孝靈天皇の御世に當て、善記、列滴といへる二號を作れるが始と見ゆ、但しいと上世に係ては、太平記に、神日本磐余彥天皇御宇、天平四年云々と記せる年號あり、この書の參考本に見えたる諸本、また己が見たる古寫本二部、みな然あり、あまりに甚しき妄説なるを、撰者のいかでとり用ひたりけむ、また公卿補任、運歩色葉集の中に、天平の年號を天平聖曆幾年と書るところあり、此は御世を賀たる僧徒の文なるべし、本願寺三世覺如の作る親鸞聖人繪詞に、今上聖曆承元丁卯歲とも書り、さて又天平感寶、天平勝寶、天平寶字、天平神護などの天平を省きて、感寶、勝寶など書き、神護景雲を景雲と書るなどは史にも見えたるを、當時の公文に、天平感寶を天感と書るが東大寺にあり、又天平寶字をたゞ字とのみ書る

れに據りて古の事を記せるもの、漸に出來、また社寺の記抔にも用ひ記し、又僧徒があらぬ虛言せる事も出來たるものなり、いま其僞年號を僧徒の作なりと推決めて云ふは、大方佛說の意にかなへて作れりときこゆる中に、僧聽、知僧、僧要、願轉、金光など云へるがあり、殊に物しらぬ僧のわざと見えて、其用字のつたなさ、云はむ方なきぞ多かる、さて其僞年號作れるも近き世の事ならず、予が見及たる中にては、源平盛衰記、平家物語等に、崇峻天皇の御世に係て端政、敏達天皇の御世に金光の號見え、平家物語、善光寺炎上の段に、此如來欽明天皇の御宇に及びて、彼國より此國へ徙らせ給ふに、常に金色の光を放たせ給ふ、是に依て年號をば金光と號すと云へり、さてこの平家物語の作者、信濃前司行長は、後鳥羽天皇の御世の頃の人なり、神明鏡に、推古天皇の御世に定居と云號あり、

注 神明鏡は神武天皇より歷代の事を記して、後花園天皇の御世まで記せり、其近き御世に書るものと見えたり、さて水鏡の一本に、繼體天皇の御世の事記せる終に、此御時はじめて年號を書給ふといひて、御世の二十五年辛亥より、安閑天皇の御世かけて教到とし、宣化天皇の御世に僧聽、欽明天皇より敏達天皇の御世かけて喜樂、金光、敏達天皇より用明天皇崇峻天皇の御世かけて勝烈、舒明天皇の御世に聖德、命長等の年號を記せり、但し件の年號の事どもは、其原よりの本にはあらず、後人の書加へ書換へたるものとぞ見えたる、其考は別にいへり、

また濫觴抄に、繼體天皇の御世に善記といふを擧て說へる事あり、

注 其は本朝年號の條に、繼體十六年壬寅善記元年、自注に或記云、元年壬寅巳前一千百七十八年無二年號一云々とありて、今按從二神武元年辛酉ハ至二繼體十五年辛丑ハ一千百七十一年歟、但甲寅年神武即位之說在レ之、若據二此說一者一千百七十八年歟、自レ此以後至二大寶一雖二相續ハ普通記不レ載レ之、大畧以二大寶以後一載歟と云へり、さて此書上下二卷あり、おほかた史類の書どもに依りて、歷世の序に記せりと見えたるが、下卷の末に建長四年の事まで見えて缺たり、上卷の紙數に合せて考れば、下卷は少し缺たりげなり、その記せる頃おほよそおもひやるべし、

正和年中に劔工の事を記せる書にも、その善記見え、

子といへるは、今己が考たる説に合ひがたし、其はまづ法興元世といへる世字の論はしばらく除て、廿一年壬子とある干支年次によりて推し撿るに、聖德太子のおはしましける御世の壬子は、崇峻天皇の五年にて、かの速見の湯の碑文の法興二年に當れば、廿一年と云へるに合はず、かの佛光後の銘を法興元世の一年とせむにも、其廿一年は舒明天皇の十三年辛丑に當りて、干支も合はざる上に、聖德太子薨給ひて、廿年の後なれば、是も合はず、すべて件の緣起の趣古書どもに見えたる事實にもさらに合はず、有べくもあらぬ事どもにて、いと妄浪(ミダリ)なるを思へば、既く其寺の僧徒が造言にて、彼善光寺如來に賜ひたる聖德太子の文の類にて、かの佛光後の銘を法興元世と讀なれたる説によりて、干支年次をだに考ずして、謾りに造言せるものなりけり、

かくて其年號は、次の推古天皇の御世かけて、廐戸皇子の攝政のほどまで用ひ給へるを、いはゆる法興元卅一年に皇子薨給ひて後、おのづから廢みぬるなるべし、但し此年號も、後の例のごとき重事として、天下に遵用ひさせ給へるにはあらで、一時の嘉號の如くなりけるが上に、もはら馬子などが申し行ひたる事なるべければ、是も史には除かれたるなるべし、然はあれど、是ぞ年號と稱ふもの丶創(ハジメ)には有るべき、そもそも大寶より以前の年號は、上件に論へるが如く、ただ御世の嘉號の如く建られたるおもむきにて、御世御世うちつゞき同號を用ひて、其年次をも改給はず、或は前代の年號をさらに再用ひなどして、かつは混はしきかたも打まじりたりければ、原より日本紀に除かれたるもありぬべく、又後の改刪の度(トキ)に除かれたるも有しなるべし、されど其除かれたる年號も、しかすがに世には傳はり聞えたるを、おほかたに御世々々の年立にものしたるもの丶有りけるに、其年號の前後に、僧徒が僞年號を作りて、年代記と云ふらむものを製り始たるに、繼々に又作り加ふとて、又その年號の次第年次なども、彼此參差(タガヒ)の出來たるがありと見え、又寫誤れるも有げなり、然る古き年代記の類數あり、海東諸國記なる天皇代序の下に載たる年號も、その類なり、(この天皇代序の事は既に論へるが如し、)よく撰びてかたへの證とはすべきなり、かくて其僞年號に欺かれて、そ

共平章而建㆓立三寶㆒始興㆓大寺㆒故曰㆓法興元世㆒也、

注帝記とは日本紀をいへるにか、又そのかみ然る書のありしにもあるべし、故曰云々は釋者の考說なり、さて此法王帝說、何時の頃誰の著せるにか詳ならず、文體を案るに、釋日本紀に引たる上宮記に似たるところあり、今の世にはいと類稀なる古書と見ゆ、釋曰とある釋者も知られず、裏書の中に注云とて、云々とある文の末に、注承曆二年戊午南一坊寫之とあり、

此卽銘云法興元世一年也、後見人若可㆑疑㆓年號㆒此不㆑然也、然則言㆓一年㆒字、其意難㆑見云々といへれば、そのかみ猶世を世とよみて、其を助けむとして、强て然は釋けるものなり、但し小治田天皇之世云々、始興㆓大寺㆒といへるは法興寺の事にて、是に緣ありと意づきたる說はさる事なり、此寺の事は、書紀に崇峻天皇五年十月、起㆓大法興寺佛堂與㆒步廊㆒と見えて、實は馬子が本願なるを、威權にまかせて勅願の如く申行ひ、もとより廐戸皇子も、御力を戮せて營ませ給へりと聞えたり、此造營を四年に事始せるにあはせて、まづ年號を法興と建らるべく、申行ひて、やがて彼寺號にも稱けたるなるべし、其四年より六年に當りて、推古天皇四年十一月に、法興寺造竟、則以㆓大臣男善德臣㆒拜㆓寺司㆒と、これも書紀に見えたり、大臣とは馬子が事なり、又色葉字類抄に、元興寺有㆓本新兩寺㆒云々、推古天皇御願建㆓立於大和國武市郡㆒號㆓本元興寺㆒云々、格云、此寺佛法元興之場、聖敎最初之地云々、寺家緣起云、崇峻天皇第二年己酉、聖德太子與㆓蘇我馬子大臣㆒武市郡飛鳥地建㆓法興寺㆒本元興寺是也中略天平十七年造㆓本寺㆒今元興寺是也と見えたり、この緣起に依るときは、崇峻天皇二年に建㆓法興寺㆒とあるは、造營の事始を云へるにて、四年におよびて建始たる時、年號を建られたるなるべし、件の格に、此寺佛法元興之場と謂るも、據ありときこえ、また後に元興寺と改たるも、件の文に據れりときこえたるに、其格文を擧たる、はたおもひ合すべし、

注源平盛衰記なる近江國長光寺の緣起を語れる文に、そも〳〵長光寺と云ふは、武佐寺の事なり、昔聖德太子、近江國蒲生郡老蘇の森におはしましけるに云々、法興元世廿一年壬子、二月十八日、太子と后と相共に彼寺に幸して云々、武佐寺を改て長光寺と定らると見えたり、此はそのかみ、彼寺の緣起文によりて記せりと聞ゆるに、其法興元世廿一年壬

ありしと聞えたり、其は釋日本紀に引載たる伊豫風土記の、大分速見湯(オホキタノハヤミ)の碑文に、法興六年十月歳在丙辰、我法王云々とあり、全文を按るに、法王は聖德皇子の御事なり、此皇子のましましける御世の干支によりて推考るに、件の法興六年丙辰は、推古天皇の四年に當り、其六年丙辰を推上せて按れば、元年は崇峻天皇四年辛亥に當れり、かくてまた今も存る法隆寺釋迦佛光後銘文に、法興元世一年歳次辛巳十二月云々、明年正月廿二日、上宮法王枕病弗悆干食云々とあり、此銘文、上宮聖德法王帝説にも載たり、さてこの法興元世一年辛巳を、彼碑文の法興六年の年次干支によりて推按ふれば、卅一年辛巳とあるに相符ひて、すなはち推古天皇の廿九年なり、（但し上宮法王の薨は、書紀には此年の二月の事とせられたるを、此佛光後の銘文には明年の正月と記せり、そは法王帝説に記せるも同じくて、異傳ながら正しくきこゆ、別に論あり、又すべて書紀の年立干支などの事には、おぼつかなき事の多かるを、おのれ別に考合て記せるものあり、日本書紀年歴考といふ、此くだりの事にも互に考合すべし、）銘文に、世と作るは（世字には非ず）卅字の一體にて、古書にも見え、今も然書來れり、但し法興の下の元字はいかなる義なるにか、もしくはもとより法興元といへる三字の號にて、風土記なる碑文も、原書には然ありけるを寫脱せるにやあらむ、又上にも注へる前漢の文帝が世の、十七年を改て（後元と稱ひて、其より更に世の年次を數へ、次の景帝が世の八年を、中元と稱ひて、同じさまなりけるに准へて、法興元と稱へりしにか、又おのづからさる意ばえの似たりしにもあるべし、）また元年より數ふる意にて、然も書るにか、いづれにも其年號の卅一年辛巳なる事はうごきなければ相證すべきなり、

【注】存覺が報恩記、壒嚢抄等に、聖德太子の善光寺如來に賜へる御消息なりと云へる文の奥に、法興元世一年辛巳十二月五日、また法興元世二歳壬午八月十三日とありて、共に廐戸勝曼上とあり、その世一年辛巳とある方の文は、太子の磯長の御墓の窟内に建られたる碑文にて、今も全く存りとて、前にその寫を見たりき、此文を取てかの佛光後銘の年號を謾に書添へ、亦その世二歳壬午といへる文をも作り添て、妄説せるものなり、また古代年號といふ書に、推古四年丙辰を法興元年として記せるは、彼湯岡の碑文の丙辰の干支のみによりたるにて疎なりしなり、

玄かるに聖德法王帝説に、件の銘文を載たる下に、釋曰、法興元世一年此能不知也、但案帝記云、小治田天皇之世、東宮廐戸豐聰耳命、大臣宗我馬子宿禰、

改二大同五年一爲中弘仁元年上と見えたり、孝德天皇の大化より爾來、歷世年號の絕ざりつる事あきらかなり、

注此は嵯峨天皇の御世の始の詔詞にて、いまだ改削せられざる前の日本紀の年號の次第に依りて、かく詔ひたるなるべし、さてこの詔詞をもて、上に論へる日本紀に、後の改刪ありし事の證ともすべきなり、さてまた三敎指歸の覺明が抄に、覽初要集といふ書を引て、皇極天皇の四年を大化元年とす、是より以來年號ありといへり、皇極天皇の四年は孝德天皇踐祚元年にて、大化の年號を建られたる事、續紀にも載られて混なきを、皇極天皇の年號とせるは誤ながら、是より以來年號ありといへるは、件の說に合へり、

○上に考論へる孝德天皇の御世よりの年號年次の目安

乙巳	孝德	大化元	甲子		十五	癸未		十一
丙午		二	乙丑		十六	甲申		十二
丁未		三	丙寅		十七	乙酉		十三
戊申		四	丁卯		十八	丙戌		朱鳥元
己酉		五	戊辰		十九	丁亥	持統	二
庚戌		改號白雉元 白鳳元	己巳		二十	戊子		三
辛亥		二	庚午		廿一	己丑		四
壬子		三	辛未		廿二	庚寅		五
癸丑		四	壬申	大友 天武	推考 廿三 朱雀元	辛卯		六
甲寅		五	癸酉		改號白雉元 白鳳元	壬辰		七
乙卯	齊明	六	甲戌		二	癸巳		八
丙辰		七	乙亥		三	甲午		九
丁巳		八	丙子		四	乙未		大化元
戊午		九	丁丑		五	丙申		二
己未		十	戊寅		六	丁酉	文武	大長元
庚申		十一	己卯		七	戊戌		二
辛酉		十二	庚辰		八	己亥		三
壬戌	天智	十三	辛巳		九	庚子		四
癸亥		十四	壬午		十	辛丑		大寶元

○此因にまた云はむ、上に論へる年號よりも前、崇峻天皇より推古天皇の御世かけて、法興と云へる年號

銅の年號を記せるも、持統天皇の御世のなるは、上に論へる趣なるが故に、記さゞりしものとすべし、但し上に擧たるが如く、鬼室集斯が墓碑に、朱鳥の年號を記せるは、集斯百濟より參來て、學頭職といふに補されて仕奉れるばかりの文人なれば、庶孫の美成が、祖父の本郷の例を聞ならひをりて、書記せるものなるべし、いづれにもこはそのかみの異例とすべし、

さて上に擧て論へる年號どもの中に、史に除かれたるがあるは、いかなる故なるにか知られねど、いま推考るに、孝德天皇の白鳳を、齊明天皇、天智天皇の御世にも用ひ給ひ、また次の御世、大友天皇の元年壬申に及ては、云々の御事狀にて、御世を盡したまひにければ、先朝の白鳳を用ひ給へるにか、いかなりけむとさだせらるべき御世の勢にあらず、さて次に天武天皇の朱雀の事は、上に云へるがごとくにて、かの壬申年に建られたれど、明る癸酉に更に白鳳元年と改給へるは、天智天皇より受傳へ給へるが如くにも聞ゆれど、實は然（サ）しもあらぬ御世の狀なりけるが上に、且は前朝の年號を、次々の御世に用ひ給ひたりしは、理なき事なりと議ありて、削（ノゾ）かれたるなるべし、かくて天武天皇の御世の十五年七月戊午廿日に、朱鳥と改元し給へるをば、紀に載られたれど、（此改元の日より、同年九月九日丙午天皇崩たまへる日まで、この年號を用ひたまひたらむには、僅に四十八日行はれたりしなり、さてこの改元の事、書紀に改レ元曰二朱鳥元年一、仍名レ宮曰二飛鳥淨御原宮一と見えて、上に論へるがごとく、更に宮號を定給へる由縁と相離れざる趣あり、意をつくべし、）其を持統天皇の御世に係て用ひ給ひたると、また再大化の號を用ひたまへるとは、これも議ありて、共に後の改刪の度に削かれたるものなるべし、（件の後の御世には、續紀に、大炊天皇の御世、前代の天平寶字の年號年次を用ひ給へり、これも先の御世々々の例に因り給へるにやあらむ、されど理なき御事なるべし、その後字多天皇の元年に、前代の仁和四年を用ひたまひ、また其のちの御世にも、まれには然る例ありき、）また文武天皇の卽位の年、大長と改られたりけれど、その五年に大寶の號を建て、此ときより更に年號を重事としたまへるによりて、前の大長をば續紀には廢（ステ）て載られず、故建レ元爲二大寶元年一とは記されたるものなるべし、

かくて孝德天皇の御世の大化より始りて、年號を絕やしたまへる事の無かりし證は、日本後紀、弘仁元年九月丙辰の詔に、飛鳥（皇極天皇）以前未レ有二年號之目一、難波御宇（孝德天皇）始顯二大化之稱一、爾來因循歷世至レ今是用、皇王開レ國承レ家莫レ不二登極稱一レ元、隨レ時施レ號云々、宜下

本を觀るに、永昌と讀るに從ふべし、其は水戸人佐佐宗淳の考書に曰、唐武后永昌元年、中宗嗣聖六年己丑也當ニ持統三年ニ、此時本邦年號闕、故假ニ異域年號ニ乎といへるを、藤塚知明が那須國造碑考に、件の宗淳の考を佳として曰、想此時令下投化三韓人多置中於此地上、蓋皇朝文學之始祖出ニ三韓ニ、當時亦投化人中有ニ文學者ニ而作レ之乎、其文其書非レ和非レ漢、殆似レ出ニ韓人之手ニ、韓者則爲ニ唐之服從ニ、假ニ用唐年號ニ者不レ可レ疑、持統紀曰、元年三月以ニ投化新羅人十四人ニ、居ニ于下野國ニ、賦レ田受レ稟安ニ生業ニ、同夏四月投化新羅人、居ニ于下毛國ニ、四年八月以ニ歸化新羅人等ニ、居ニ常陸國ニ、下野又可レ言ニ犬牙地ニといへるは據ある考なり、大織冠公傳に、百濟人小紫沙吒昭明、才思穎拔、文章冠レ世、傷ニ令名不レ傳賢德空沒ニ、仍製ニ碑文ニとあるも、相似たる例なり、さて宗淳が考に、此時本邦年號闕と云へるは、予が此考をもて云ふときは、疎なりとも云ふべけれど、件の考說の上にて難むべきにあらず、上に論へる如く、後の御世のごとく、年號を重事とせられざりつる頃は、碑銘の類にも用ひざりしおのづからの例なりしかば、此御世もなほ然ありしにこそ、故此碑銘はかの國造某が子孫等、新來の韓人に誂へつけて作せけるに、己が本鄕にして、私に唐國の年號を用ひたりけるこころならひに、然る皇朝に禮なき文を作るなるべし、さて又件の碑の下文に、歲次庚子年正月二壬子日辰節殄と書る、其庚子年は、文武天皇の四年に當りて、正月二日の干支も合へり、續紀に記されたるところは、此年いまだ年號を建られず、明る五年に大寶の號を建られたり、別證に據るときは、此四年すなはち大長四年に當り、武后が世にては垂拱四年なるを、たゞに歲次干支のみ記せるなり、また大和の多武峯に藏置る、昔の同國粟原寺の塔の鑪盤の銘に、此粟原寺者、仲臣朝臣大島、惶惶誓願、奉ニ爲大倭國淨美原宮治ニ天下ニ天皇時日並斯命東宮上、敬ニ造伽藍ニ云爾、故比賣朝臣額田、以ニ甲午年ニ始至ニ於和銅八年ニ、合廿二年中敬ニ造伽檻ニ、而作ニ金堂ニ云云、和銅八年四月、敬以進ニ上於三重寶塔七科鑪盤ニ矣、云々と記せり、甲午年は書紀の持統天皇の八年に當り、別證にては朱鳥九年に當れるを、其朱鳥の年號をば記さずして、たゞ甲午年と書し、當時の和

へる延暦の古文書を正しき據として、かくは擧たるなり、但しかの逸號年表に、海東諸國記なる大長をも、丁酉の改元に當てたるは訛なり、さて又此大長を古き年代記ども四本に、持統天皇の六年壬辰の改元として、文武天皇四年庚子まで係て、尚前朝の年次を用ひて、九年辛丑を大寳元年とせり、また八宗傳來集といへる古寫本にも、それと同じ年次干支に當て記せる事あり、持統天皇の御世に係たるは、決て混淆(マガヒ)ひたる方の傳なるべし、

然るに京妙心寺に在るところの、もと淨金剛院のなりしといへる古鐘の銘に、戊戌年四月十三日壬寅收、糟屋評(コホリ)造春米連廣國鑄鐘とある年と日の干支を、續紀に依り、又長暦をもてあまねく推考るに、決て文武天皇の二年に當れるを、其大長の年號を記さず、續紀には、その文武天皇の四年庚子までは年號あらず、五年辛丑三月廿一日に、建レ元爲ニ大寳元年一と載られて、それより以來は、歷世年號相續て混れある事なし、此時より更に年號を重事とはし給へるなるべし、〔頭注〕此鐘の事は、扶桑鐘銘集、また銘所談に影寫あり、以文も文武天皇二年といへり、

注神皇正統記、文武天皇の條に、卽位五年辛丑より始て年號あり、大寳と云ふ、是よりさきに孝德の御世に、大化、白雉、天智の御時、白鳳、天武の御世に、朱雀、朱鳥など云號ありしかど、大寳より後にぞ絕ぬ事にはなりぬる、依りて大寳を年號の始とするなりと記されたるも、意えらひし給へるおもむきなり、

然ればこの大寳より前つかたの年號は、後の例をもてさだすべきにはあらざるべし、また天智天皇の御世戊辰年に記せる船王後首〔一本作船王後首〕の墓誌、また上に擧たる天武天皇の御世、丁丑の小野毛人朝臣の墓誌、同年の采女竹良卿の壽地碑銘等に、干支のみ誌し、また藥師寺の塔の擦銘にも、淸原宮馭宇天皇卽位八年庚辰之歲とありて、いづれも白鳳の年號を記さゝるも、そのかみ重事とせられず、世に普くは用ひざりつるが故なるべき事を思ひ合すべきなり、

注下野國那須國造碑銘に、□□元年己丑飛鳥淨御原大宮云々とある元年の上の二字、剝落ありて鮮ならず、推て朱鳥とよむべしと云ひ、或は永昌と見ゆなど云へる、前の人々の考のあるが中に、或人の朱鳥四年なりとして考たる說あれど、今其眞の揩

ろしらひにて、改元年と立られたりしなるべし、さるはもろこしの漢文帝が世の十七年を賀ぎ改て、後元年とし、次の景帝が世にも、其八年を改て中元年とし、又その中七年を改て、後元年とせし例に准據られたりしにやあらむ、又同紀上件の文のさし次に、齊明天皇（皇極天皇の重祚）の御事を、天萬豐日天皇後五年十月崩と書されたるは、孝德天皇の御世、白雉五年に崩給へる由なるを、こゝに其白雉の年號を用ひずして、後五年と書されたり、こは皇極天皇の御世の四年六月乙卯讓位、孝德天皇受禪し給ひ、即ち大化の年號を建られたるを、紀に改ニ天豐財重日足姫天皇（皇極）四年一、爲ニ大化元年一と書され、其六年に、二月甲申改ニ元白雉一と書されて、その五年に崩給へる事を書されたるに、しか白雉を用ひずして、後五年と書されたるは、之もかの文帝、景帝が世の例に准據りたる書されざまにて、後の御世のこと、年號を重事とせられざりつるが故なるべし、（書紀に大化、白雉の年號を擧て、年次を立られたるはさるものにて、其後の文には其年號をもて、記されたる事なし、但し其大化、白雉の間の事をば記されたる事の無ければ、その年號を年次に係て用ひ給ひたりや否や、證にはたちがたけれど、かの後五年は白雉の年號を用て記されざりつる證なり、）續紀以後の例にては、かの後五年はかならず白雉五年と書さるべきところなれば、書紀改削の時改らるべきを、疎にして漏されたるから、舊文の遺れるものなるべし、そも／＼上件の年號、年次のさばかりおほゝしくきこゆるは、もと舊本の日本紀などの御世の年紀に依りて、彼此記せるものゝありけるに、亦それらによりて何くれと書出せるものの、次々にいでくるほどに、とり／＼に混ひの出來たるにあはせて、さかしらをも加へたるがあるなるべし、さてまた上に擧たる持統天皇の大化三年丁酉にあたりて、文武天皇受禪し給ひ、其年を大長と改元し給へりと聞ゆ、其は京人藤貞幹が筆記に、延曆某年（年次の字は壞破て詳ならず、）の解文に、大長四年庚子云々と書る當時の古書を見たり、此明年の辛丑に、大寶の號を建られたれば、件の大長は文武の元年より、四年庚子に至るまでの年號なりと云へり、

注同人の逸號年表にも、其年立に載たり、然るに海東諸國記には、文武元年丁酉、明年戊戌改ニ元大長一、四年辛丑改ニ元大寶一と記して、大長の改元一年後れたるは、斯方より見せたる差錯のありつるにか、又はその書の記しざまを意得たがひて、さか繕寫れるにてもあるべし、いづれにも貞幹が見たりとい

は、孝德天皇受禪し給へる大化元年六月より、前の皇極天皇の小治田宮に坐まし、同年十二月、難波長柄豐崎宮に遷都し給へるを、其御世の始の宮號をもて申せるなり、但し三年と在るは、四年の誤なり、其年と日の干支、また其記せる事實によりて考ふるに、悉四年の事に當れり、然れば三年は四年の寫誤なる事決し、古書に四を亖と作る例あれば、其亖を三と見て寫誤れるにか、いづれにも四年の誤なり、

然れば天智天皇の崩後、大友天皇の御世も、尚前代に因循給ひつらむを、ほどなく壬申の亂出來て、御世も更りければ、此御世はいかなりけむ、書傳ふばかりの事もなくて過にしなるべし、かくて上に云へる如く、壬申の八月、天武天皇、野上の御軍營に、赤雀を進れるを嘉瑞として、年號を建て朱雀元年と云給ひ、明る癸酉年白雉の出たるを嘉瑞として、白雉の元年と改給ひ、やがて白鳳と換へ給へるなり、其は前に孝德天皇の御世、白雉の瑞によりて白雉と改元し給ひ、其を白鳳と換へ給へると、同例にものし給ひ、立かへりて前の御世々々の如く、其年號を受傳へ、年立をば更に元年とし給へるなるべし、（此御世の白鳳の年紀は、既に云へるが如し、さて神皇正統記に、天智の白鳳をば擧て、後の天武の御世なるを擧られざるは、異なる傳に據り給へるにか、又後世の例をおもほして、二御世同號のあるべくもあらじとおぼつかなくて、後なるを除き給へるにもあるべし、）かくて立かへりて又論ふべき事あり、齊明紀首章に、改元四年六月、讓㆓位於天萬豐日天皇㆒と記されたるは、前に御世知食し、（其御世の御諡を、別て皇極天皇と稱し奉る、）即位四年に孝德天皇に讓位し給へる由の文なり、然るに書紀の文例を案ふるに、即位四年など書さるべきを、改元四年としも書されたるは例なき書ざまなり、故書紀を考ふるに、此天皇は敏達天皇の七世の御末裔にて、舒明天皇の皇后に立給ひ、夫天皇崩給ひて（御世の十三年十月）後、しばらく攝政と申す御ありさまにておはしまし、つひに東宮開別皇子を措て、（此御事は下に加へたる淡海帝儲位名稱考に論へり、）即位し給へる（舒明天皇の崩給へる翌年正月十五日、）なり、此御世の後の御定ながら、繼嗣令に、凡皇兄弟皇子ハ、皆爲㆓親王㆒、（女帝子亦同、）以外並爲㆓諸王㆒、自㆓親王㆒五世、雖㆑得㆓王名㆒不㆑在㆓皇親之限㆒、もとより前々の天皇の御すぢも遠く、女子にてさへおはしますが、皇太子を措て即位させ給へる御事のなべてならざりつるから、其御世の始を前の御世に倚へたるが如き御こゝ

へる中にも、御世の始のほどは、漢風の御喪のさまにものし給ひて、皇太子攝政とさへ稱さしめ給へるなど、殊の外なる御謙遜にまし〳〵けるに合せて思ひ奉るに、前の御世々々傳へ給る年號を停廢給ふべくもあらず、あり來しまゝに因循てぞおはしましたりけむ、されど後の御世の如く、年號を重事とは爲給はざりけるがうへに、おもほす旨などもありて、其年號を用ひ給へる事の多からざりつるから、當時其御世のさまに隨ひて、ものにも書記したりけむ、故自から其年號を記せるものも多からず、後世に至りて、其傳もとり〴〵に混はしくきこえ來れるにて、實は此御世に及びて、白鳳を停廢給ひたりしは有るべからず、

注一代要記、天智天皇の條に、箕面寺縁起云、白鳳廿年庚午、役行者登二金峯山一、召二諸神一欲レ渡二石橋於金剛山一云々と見えたり、又色葉字類抄、箕面寺の下にも、白鳳二十一年辛未十月十七日云々とあり、これも同じ縁起の文ときこゆ、互に年次干支相合へり、いま此干支をもて推のぼせて書紀に合せ考るに、白雉二年を白鳳の元年とせるに當り、大織冠公傳に依りて考たる説にては、一年後れたれど、例の僧徒の造説を加へたりときこゆる縁起なれば、事實は信がたけれど、しかすがにそのかみの年代書などによりて、年號をばものしたりけむ、一年の差たるは、其もとづける書のまゝなりしか、又其を採り記すとて、ふと誤りたりしにか、いづれにまれ旁證とはすべきなり、

常陸風土記に此風土記は和銅六年の詔に依りて撰進れる書と見ゆ、其考は別に注せるものあり、古老曰、難波長柄豐前大朝馭宇天皇之世、己酉年云々、又古老曰、難波長柄豐前大宮馭宇天皇之世、癸丑年云々と、二どころ見えたるは、共に孝德天皇の御世にて、書紀の年紀にて、己酉は大化の五年、癸丑は白雉の四年なるを、年號を記さずして、其後の御世に係れる事をば、慶雲元年文武天皇の御世、大寶の次の年號なり、云々と記せるも、そのかみ年號を重事とせられざりつる時の、古老の語ままに記せるものなるべき、はたおもひ合すべし、

注但し孝德天皇の御世の大化に混らはしき事あり、其は天平十九年に勘錄せる法隆寺縁起に、小治田天皇大化三年歲次戊申、九月廿一日己亥と記せるこれなり、うちまかせて小治田宮と申すは、推古天皇、皇極天皇の御世を申す稱ながら、此に然申せる

又西宮記（此記錄し給へる源高明公は、天元五年六十五にて薨給へり、）十月宰相行列の條に、菅蓋（オホガサ）云々、白鳳制云、三品已上聽二菅蓋一云々と記されたり、この白鳳も孝德の御世なるべし、

注此御世二度冠位を改制し給へる事、書紀に載られたり、三品とは第三階の大繡冠の品なるべし○天祿元年に著されたる源爲憲朝臣の口遊（スサビ）に、昔大寶以往有二年號一、曰二大化、白雉、白鳳、朱鳥一、凡從二大化一至二白雉一合九載、其後齊明、天智二帝、雖レ治二天下一專無二年號一、轉至二天武治天歲一號二朱鳥一、其後持統一帝無二年號一、亦文武御天歲號二大寶一、從レ此以來永以不レ絶也とあるも、白鳳を孝德天皇の御世に係たる文なり、然るに從二大化一至二白雉一とありて、下文に白鳳の係るところ無くて通えがたし、按るに至字下の白雉は、白鳳の寫誤なるべし、又そのかみより、白雉、白鳳の混らはしかりつるを、よくも正さずして然しるされたるにても有べし、但し書紀の年紀は、大化は五年、白雉も五年にて終りて、齊明天皇の御世となれりしかば、合て十載なるを、九載とあるは算へ違へられたるか、又は寫誤なるべし、さて齊明、天智二帝云々以下の說は、史に載られたると全同じ、神皇正統記、文武天皇の段に、年號を大寶と云ふ、是よりさきに孝德の御代に、大化、白雉、天智の御時に、白鳳、天武の御代に、朱雀、朱鳥など云ふ號ありしかど、大寶より後にぞたえぬ事とはなりぬると有て、是には白鳳を天智の御時とあり、古代年號といふ書に、白鳳を天智の元年壬戌に係け、また其外年代記の類には、多く齊明崩給ひ、天智踐祚し給へる辛酉の年を白鳳の元年とせり（大織冠公傳に記せる白鳳十四年なり、海東諸國記も同じ、）水鏡一本の注に、天智天皇治十年、白鳳十年辛未崩と記せるも、御世の始の壬戌を元年とせる年紀也、しかるに大織冠公傳には、天智の御世の始を、皇太子攝政元年（壬戌）其七年（戊辰）をもて、即位元年と立て記せれば、（天智紀に、十年冬十月庚辰、天皇疾病彌留云々以下の事どもを、天武紀の首章に、四年に係て記されたるも、御世の七年を即位元年と立られたるかたの年立なり、前紀と差へるは撰者の疎なりしなり、昌泰三年に、藤原良世公の注進り給へる興福寺緣起に、天開別天皇即位二年歲次己巳と記されたるは、これも戊辰を即位の元年と立たる年立なり、）白鳳は齊明の御世まで用ひ給ひ、天智の御世には停給ひたる如くきこゆれど、いまつらつら考るに、此天皇ことに漢國風の禮（イヤ）しげなる事どもを、まねび張行（オコナ）ひ給ひし事のいと多く聞えさせ給

年號年紀などを記せるに、浮虚たる事はあるべからず、決て舊本の日本紀に據り、訂してものしたりけむ、しかれば今の書紀なる件の年號年次なども、後に議ありて改刪せられたるなるべし、さてまた孝德天皇の御世の白鳳は、はじめ改元の時、白雉と定られたりけるを、後に白鳳に換改給へるなるべし、さるは紀に大化六年穴戸國より白雉を獻りたるを、百濟人どもに聞はせ給ひけるに、其は嘉瑞なりとて、諂諛言して、ことごとしく賀ぎはやし、そそのかし奉れるによりて、やがて其白雉をもて、年號を改め給へる趣、委く載されたるが如し、かくて後殊さらなる改元とはなくて、白鳳に換改められたるなるべし、然るは雉と云ふが卑しげなれば、鳳に換へ給へるにぞ有べき、もしくはかの百濟人等がなほも媚奉りて、雉よりも鳳といふはめでたき鳥なる由をこしらへ申むねのありけるにより給へるにもや有けむ、

注說文に、鳳神鳥也云々、出ニ於東方君子之國一、翺ニ翔四海之外一と云へる事も見えたるに、續紀に、慶雲元年七月、遣唐使粟田眞人朝臣の唐國より歸りて申せる語に、唐人謂ニ我使一曰、亟聞海東有ニ大倭國一謂ニ之君子國一、人民豐樂禮儀敦行、今看ニ使人儀容一大淨豈不レ信乎といへる由見えたるを合せおもふに、慶雲の度はこの白雉より後の事ながら、もとより唐にて然る傳說どものありけるを、百濟人等が聞傳へをりて、佞言つくりしにもあるべし、又其後の事ながら、僧最澄が唐國にものならひに行て、延曆廿四年、かの國の貞元廿一年に歸る時、明州にて刺史鄭審則が與たる印署の摹を見るに、最澄闍梨、性稟生智之才、來レ自ニ禮義之國一、萬里求レ法と云へり、嚮に唐人が眞人朝臣に、皇國を君子國と稱へて、禮儀敦行云々と謂へるに、審則がうちまかせて、禮義之國と稱へたるも符合ひてきこゆ、

日本紀の舊本には、件の二號の事を載られたりけるを、改刪の時議ありて、始の白雉の號を擧て、白鳳に換給へるをば除かれたるなるべし、扨其白鳳の號の古書に見えて、證とすべきは古語拾遺大同二年齋部廣成宿禰撰上、に、至ニ難波長柄豐前朝孝德天皇の御世なり、白鳳四年一以ニ小華下諱齋部首作賀斯一拜ニ神官頭一と見えたり、此事孝德紀に見えず、廣成宿禰の家傳にぞありけむ、本朝月令、年中行事秘抄、公事根元等にも此文をひかれたり、然るに古語拾遺一本に、白鳳を白雉と作るがあるは、後人の書紀に據りて、私に改たるものなり、其一本を除ては、數本悉白鳳とあるが上に、月令等の古書に引載たるにも白鳳とあり、

實錄、齊衡元年天安元年の詔詞、又三代實錄、元慶元年の詔詞に、御世乃名とあるは、もと御世の始の年號を、皇國詞に譯したるにて、ことわりなる事ながら、同御世の內に復改らるゝ例あれば、其時にも然いはむには、御世も改りたる如く聞えていかゞなり、續紀には和銅元年の度の詔詞をはじめにて、みな御世年名とあるは、やゝ勝りて聞ゆれど、くだくだしげなり、但し神龜元年の詔詞に、今將嗣坐（イマツギマサム）御世名乎云々とありて、次に今神龜二字御世乃年名止定弖、改ニ養老八年一爲ニ神龜元年一而云々と見えて、上に御世名とあるは、下に御世の年名といふにかけあはせて、おほらかにいへる文なり、しかあれど御世の間に改元ある例なるうへには、いづれにても穩當ならぬいひざまなれば、今わたくしにはたゞしく言はむにも、なほ字音のまゝにて有ぬべくや、さてもろこしの國にて、明の世より始めて、今の淸の世も、王が世の涯一號に定たるは、後世にも混なく便よろしき事なりとぞきこえたる、さて又孝德天皇の御世に始給へる白鳳の年號を、齊明天皇、天智天皇の御世かけて用ひ給ひ、復天武天皇の御世にも用ひ給へりときこえたり、其はまづ惠美押勝が記せる大織冠公傳に（天平寶字四年、五年の頃に作る書なり、其考は別に記せるものあり）、孝德天皇元年乙巳大化の年號を建給へる事を記し、次に白鳳五年（支干を記さず以下も同じ）、天皇崩給ひ、齊明天皇卽位の事を載せ、其次々に十二年云々、十三年云々と記せるは、前代孝德天皇の白鳳元年よりの年次にて、其十三年といふに、齊明天皇崩給ひ、十四年に天智天皇の御世にうつりたる事を記せるに及て、皇太子攝政元年として記せり、さて其記せる事實どもを書紀に按ふるに、まづ孝德天皇は白雉五年に崩給ひたるを、傳に白鳳五年とあれば、白鳳すなはち白雉の一號なる事明なり、然るに其後白鳳を齊明天皇の御世に係て、尙十二年十三年十四年と擧て記せる事の、書紀の年紀とは一年差進（タガヒスヽミ）たり、故按ふに、書紀には大化の六年庚戌をもて、白雉の改元と記されたるを、傳の年歷に據りて、五年己酉に白鳳と改給へりとするときは、書紀に記されたる事實と悉く符合へり、（その事實は二書を合せ見て知べし）、大鏡一本の注に、齊明天皇治七年、白鳳十三年辛酉崩御と書るも傳と合ひ、辛酉も年紀に合へり、そもそも此傳は押勝が大師の時記せる書なれば、御世の

説ふべし、

さて大化は既に孝徳天皇の年號なりしを、再用ひ給へる事は、いとあるまじき事に思はるれど、大寶より前つ方の年號は、後の御世の例の如くに、さばかり重事として、必天下に遍用ひさせ給へるばかりにはあらで、一時の嘉號の如くに、ものし給ひけるなるべし、

注年號はもともろこしの制に倣ひ給へるにて、其始を原ぬれば、周の顯王が世の四十五年、いはゆる戰國の世に、秦景文王が自立の世の十四年を、故ありて更て元年とせし事あり、其後前漢の文帝が世にめでたき玉杯を得たる事ありて、其世の十七年を改て元年とし、世を賀ぎて後元年と稱ひて、後二年後三年と、年次に數へて世を終へたり、是いはゆる改元なり、次の景帝も其例に沿りて、世の八年を中元年と稱ひ、また其七年を改て、後元年と稱ひて世を終へたり、次に武帝が世の始に、新に年の號を制て建元元年と稱ひ、其七年を元光元年とし、また元狩、元鼎、元封、太初、天漢、征和など度々改元して、其征和五年を、後元元年と改たり、但し是は年號にて、前に文帝が世にいひし後元年とは同じからず、さて此後代々相續ぎて、年號を建たるにも、昭帝が世に始元、元鳳、元平、宣帝が世に、本始、地節、元康、神爵、五鳳、甘露、黃龍、元帝が世に、初元、永光、建昭、竟寧、成帝が世に、建始、河平、陽朔、鴻嘉、永始、元延、綏和、哀帝が世に、建平、元壽、平帝が世に、元始、孺子嬰が世に、居攝、初始、王莽孺子嬰を廢して漢祚を奪ひて、建國、天寶、地皇の年號を建たり、淮陽ノ劉玄、王莽を誅して漢祚を與し、年號を建て更始とし、その二年に樊崇に亡されき、これらの年號おほくは世を賀ぎ改め、又は祥瑞災異などいふことに依りて、更に世を賀ぎて改たる趣なり、次に後漢の光武帝、再漢祚をもて與したる世の始を建武とし、其三十三年を中元元年と改たるは、景帝が世の號に似て同じからざりき、年號の沿革れるおもむきかくのごとし、よろづに禮しげにものするもろこしすら、始のほどは一時の嘉號の如くにて、後の例のごとき重事とはせざりつと聞ゆ、皇國にても始のほどはおのづから同じ趣きなりけむこと、准へて思ひ合すべし、さて年號の事を、文德

朝の文明三年に當れり、

然れば靈異記に有レ紀曰云々とは、日本紀に因りて記せる由なれば、舊本には然ありけるを、後に改刪られたるものなるべし、但し其改刪は本篇に論へる大友紀、天武紀、改刪の時にはあらで、其後の度の事なるべし、今その後の度といへるは、藤原長良公の承和元年の舊本日本紀の跋に、近者文臣請レ詔數增二補之一、云云、輙案二千古實一、可レ不レ痛哉、愚竊寫二原書一藏二之函底一、此原書の本は傳はらず、件の跋文のみ寫傳へて、或古本に載たるなり、近者とは嵯峨天皇の御世の頃なるべし、すべての委き事は、別に考へて辨へ記せるものあり、と記されたる改刪の度を云へるなり、

靈異記は弘仁十四年の頃著せる書なれば、舊本に因て注せるものなるべき事決し、萬葉集一卷の左注に、日本紀を引て、朱鳥四年庚寅といふをはじめにて、八年甲午まで注せる支干は、持統天皇の御世の始の丁亥を朱鳥元年とせる年立にて、上件の傳と差へり、按ふに其は改刪本を疎漏によみ誤りて、前年の朱鳥を持統天皇の元年にかけて、思ひ誤りたるものなるべし、かくて其持統の朱鳥九年乙未を大化と改られたる傳あり、其は皇年代略記に朱鳥は至二八年甲午一とありて、乙未を大化元と擧て、大化二二とは、此年號を二年用ひ給へる由なり、と記し、さて元年乙未、去三月癸巳、近江國都賀山醴泉出、爲レ瑞歟とあり、愚管抄なる皇帝年代記、また大鏡目錄、件の四書の年次の數字、本ども異同あり、彼此異本どもを見合せて、合へる方を採れり、東寺年代記、明應製年代記に記せるも、年號年次これに同じ、紹運錄、文武天皇の譜に、大化三年二月立太子とあるは、續紀に持統天皇の十一年、立爲二皇太子一、王子枝別記に、文武天皇の御事を持統天皇の十一年春二月丁卯朔壬午、立爲二皇太子一と見え、又袋草紙に、持統天皇大化三年、讓二位於輕皇太子一、紹運要略、太上天皇の部に、持統上皇大化三年丁酉八月一日、讓二位于文武一、紹運錄、文武天皇の譜に、大化三年八月一日卽位とあるも、ともに持統紀十一年に見えて、すなはち文武天皇の卽位元年に當れり、

注但し歷代皇紀、簾中抄には、朱鳥殘七年、大化四年とあり、此年數上件の年立にては、朱鳥殘八年、大化二年とあるべきを、共に數字を書誤れるか、又もとより年立を算へ誤れる傳にもやあらむ、いづれにも此御世の朱鳥、大化の證とはすべし、なほ異本どもを得て考合すべし、さて此大化を海東諸國記には大和と作り、化和音通へるから書誤れるなり、尒かれば是も合へり、さて件の大化三年に文武天皇卽位し給ひ、大長と改元し給ひ、其五年に更に大寶の年號を建給へりときこゆる事あり、其は下に

出したる、鬼室集斯墓と彫れる、いと古き碑の右の横面に、朱鳥三年戊子十一月八日殂、左の横面に、庶孫美成造と彫りたり、

注この集斯は百濟人にて、天智紀に御世四年に歸化り、八年蒲生郡に遷居らしめ給ひ、また學頭職に補されたる事見えたり、さて庶孫にて、美成が墓を造たるは、集斯が子どもは既く亡て、美成は庶子の子なるが、世嗣にて在し故なるべし、おのれ近頃この墓碑ある事を聞およびて、土人によく尋問ひ、其墓碑を摺摹したるをも得て、なほ委しく考て別に記せるものあり、

この朱鳥三年戊子、すなはち持統天皇の二年に當れり、また靈異記に、故中納言従三位大神高市萬侶卿者、太后天皇(持統天皇の御事なり、)時忠臣也、有レ紀曰、朱鳥七年壬辰二月云々といへり、件の有レ紀曰といへる事は、すなはち持統紀六年二月丁未乙卯、三月戊辰等の條に記されたる事なるを(兩書を見合せて知べし、)然記せるは、丁亥を元年には立られず、猶先帝(天武)天の御世の朱鳥の年次を用ひ給へる趣なり、紹運錄、紹運要略等の草壁皇子の譜に、朱鳥四年四月薨とあるも、持統紀三年に載られて、これも同じ年立なり、また新古今集(元久三年奏進、)に朱鳥五年九月、紀伊國行幸の時、河島皇子、白浪の濱松が枝の手向ぐさ云々と題されたる朱鳥五年云々の事は、持統紀に、四年九月丁亥、天皇幸二紀伊一と載られたる度の事にて、萬葉集、藤原宮御宇天皇代(持統)の部に、幸二于紀伊國一時、川島皇子御作歌、白浪乃濱松之枝乃云々と同歌を載たるこれなり、件の朱鳥五年も同じ年立をもて記されたるなり、其ほか大鏡裏書、愚管抄なる皇帝年代記、また皇年代略記、師光年中行事等にも同じ定に記せり、これも同じ傳に據れるものなり、

注但し皇年代略記に、又一説を載て、朱鳥二年丁亥、受禪不二改元一至二八年甲午一とあり、この八年と書るは、持統天皇の御世の年立をもていへるにて、年號の年次にては九年なるを、こは注しざまのわろきにて、實は異説にはあらぬを、心得かねて一説として書加たるものなり、さて朝鮮籍、海東諸國記に、皇國の事を記せる中にも、朱鳥二年を持統天皇の御世の始に係て記せり、上件の傳を奉りて錄せるなり、此記は明の年號、成化七年に著せる書にて、皇

書の古文を省き遺されたるなり、これもまた證とすべし、上世は地名に如此さまに枕詞をおきてうるはしく賀唱たる習俗なりし事、著くきこえていとめでたし、故因にかれこれ引出つ、さて又神名帳に河内國石川郡壹須何神社あり、天正年中祭禮の記に、此社の在地を、壹須何村と記せるを、今は甘南備村といふとぞ、此國の地名の飛鳥と同じ由ある地名にはあらぬか、さて天武紀に、七年十二月己卯獦子鳥蔽レ天自ニ西南一飛ニ東北一といふ事見えたり、和名抄に獦子鳥阿止利云々、或説云、此鳥群飛如ニ列卒之滿ニ山林一故名ニ獦子鳥一と云るこれなり、此鳥も美はしくはあらねど、赤色に黒斑あり、これも伊須迦と同じさまに、秋毎に西南より多く群來るものなるが、伊須迦の來る年には、殊に多く來るものなり、紀に載られたるは、殊に奇しきまで多かりしさまに聞ゆ、今推量説せる伊須迦に思ひ合さるゝこゝちす、但し此伊須迦、獦子鳥の事は、もはら若狹わたりの事をもて云へるにて、大和わたりの事はよくも聞えらねど、打わたしにはいとしも遠からぬ國なれば、試にいへるなり、大かたかゝる趣なる事は、古と後と變る事もあるものなれば、今の世のさまをのみおもひて、あながちに論ふべきにあらず、〔頭注〕廣臣云、魚鳥獸、古と今と變りある事かくの如し、古いと多かりしに、今少きはいかにといふ人もあれど、いにしへは狩とる事も少く、今狩人も多き故の事なり、いま鴨雁など尾張伊勢近江山背、おのれ傳來に考へ見るに、この國々すべて少きはとる人多き故なり、江戸は京などより人數いと多し、されど家に飼ひしヒルなど食ふはまれなり、雁鴨江戸近在また御堀にさへ澤山なるは所謂御留場ゆゑなり、然らば宮所の地名も、彼鳥の名に同じくてよせあれば、かた〴〵大宮の嘉號にもふさはしくて、ものし給へるにもや有けむ、

○此因に古き年號につきて、とり〴〵混しく又疑しき事や、僞言などの聞ゆるを、一わたり辨へむとす、まづ朱鳥は書紀に記されたるところは、更に年號を建られたる朱鳥元年丙戌の九月に、天武天皇崩給ひにければ、其年號は此年のみに係て、明る丁亥年持統天皇の御世の始を、たゞに元年と記されて、年號はあらず、然るにその天武天皇の朱鳥元年を改給はずして、持統天皇の御世かけて、尚其年次を用ひ給ひたりけむと、きこゆる證どものあるを論ふべし、其はまづ近江國蒲生郡小野村に、西宮と稱ふ祠の境内より探

ものにも見えねど、音の通ふから同じ鳥を云ならむか、ともあれかく云ひかくる例多きに依るに、定かにあすかは鳥の名なり、地名の緣は別なれど言本は古事記履中天皇段に見えたり、いと古よりかくつゞけて云ひ來し故に、あすかと云ふ地に、やがて飛鳥の字を用ふる事とはなれるなり、其は地名の加須我に、春日のと冠辭をおきて云なれたるを、やがて加須我を春日と書ことゝなれるに同じ例なりと云れたるがごとし、此は冠辭考の說なるを、本文は長くて此にはいたづらなる事も交れゝば、今其說をとりすべて、いささか己が意を加へて云へり、其は本文を讀て見わかつべし、さて件のあすかはいすかならむかと云はれたる考によりて、なほ按るに、伊須迦は誰も知るごとく、もはら美はしく紅色にて、嘴の齟齬たるものなり、皇國にあるなべての鳥の中に、かばかり全く紅きはをさ／＼あらず、但し此鳥の中には、蒼きも、また蒲色なる類も有れど、なべてのうへを云、此鳥いづくに棲るにか、尋常は見え來ぬ鳥なり、わが生土の若狹の國わたりにては、年ぎりして、をり／＼秋のころ西南の方より、いとあまた打群れ飛渡り來て、春の半過る頃、又うち群れて歸去くものなり、諸國の中にも、然るさまに群來るところありとぞ、此鳥を古は阿須迦と云ひて、倭わたりの風俗諺に、飛鳥の阿須迦と地名にかけてぞ唱ひなれたりけむ、

注例は常陸風土記に、地名にかけて風俗諺云とて載たるに、筑波岳黑雲挂衣袖漬國と云へるを、萬葉集にも、衣手常陸國云々とよめる歌見え、又霰零香島之國と云るに、萬葉集に霰零鹿島之崎乎云々と見え、又薦枕多珂之國とあるは、はやく武烈紀の歌に、擧暮摩規羅柁箇幡志須擬と見えたり、其ほか白遠新治之國、握飯筑波之國、水依茨城之國、立雨零行方國などいへり、內宮儀式帳に載たる天照大御神の宮所求の古文にも、倭姬命諸國の國人に、其國の名を問給へる答詞に、神風伊勢國、味酒鈴鹿國、草蔭安濃國、宍往呰鹿國、忍飯高國、許母理國、志多備乃國、眞久佐牟氣草向國、百張蘇我乃國、五百枝刺竹田國、百船平度會國、佐古久志留伊須々乃川など白せる事見ゆ、倭姬命世記に收たる古文にも、同趣に記して、白鳥之眞野國止國保伎白支といへるところもあり、これらもいはゆる風俗諺にて、他古書どもの中にも見えたり、神武紀に、至河內國草香邑青雲白肩之津とある青雲も、白肩之津に係たる枕詞にて、漢文にはつきなきを紀に採られたる本

傳中の説に、此飛鳥はトブトリノと訓べし、是をアスカと訓は非なり、其故は朱鳥の祥瑞の出來たるをめで給ひて、年號をも然改給ひ、大宮の名にも其朱鳥を取て飛鳥の云々とは名つけ給へるなり、あすかと云むは本よりの地名なれば、殊更に仍名宮曰など云べき由なきを思ふべし、又云く大宮の號を飛鳥云々と云から、其地名にも冠らせて、飛鳥の明日香と云ひ、終に其枕詞の字を、即地名にも用ひて書たるものにて、加須賀を春日と書例に同じといはれたれど、己が考たるところは、天武紀元年に是歳營宮室於崗本宮南、即冬遷以居焉、是謂飛鳥淨御原宮と見え、又二年二月癸未天皇命有司設壇場、即帝位於飛鳥淨御原宮と記されたれば、朱鳥元年より前に宮號は定りたりと聞えたり、但し此は後に定給へる宮號を、前にめぐらして記されたらむとも云べけれど、小野毛人朝臣の墓誌に、飛鳥淨御原宮治天下天皇朝、云々墓營造、歲次丁丑年十二月上旬即葬と書し又采女竹良卿の壽地碑に、飛鳥淨御原大朝廷云々、丁丑年十二月廿五日とも書したるは、共に天武天皇の御世の六年に記したるものなれば、朱鳥元年より前の大宮の稱にて、飛鳥は其宮所の地名なる事明確なり、斯て其地名の阿須迦をうちまかせて飛鳥と書く事も、上に擧たる如く、當時の墓誌壽地碑に書たれば、既くより普く世に書なれ來たりけむ事志るべし、古事記にも然書て、序に於姓日下謂玖沙訶、於名帶字謂多羅斯、如此之類隨本不改と云へる類の書ざまなりさて又書紀に、改元曰朱鳥元年、仍名宮曰飛鳥淨御原宮と殊更に擧記されたるは、仍字かろく見てあるべし、紀中然る用ひざま例多し、また字書に仍重也とも注へり、マタの意に近しともいふべし、赤き鳥の祥瑞に依て、年號を朱鳥と改給ひ、亦地名の阿須迦と呼ふが、おのづから例の赤き鳥の名に偶合る事をおもほしよりて、此赤き鳥の事は下に云ふべし、再更に大宮の易るまじき嘉號と定給へるなるべし、但し此宮號、これより前の飛鳥は宮所の地名なれば、飛鳥之淨御原と、之をそへて唱へ、嘉號と定給へる後は、飛鳥をも宮號として、飛鳥淨御原と引續て稱すべくさだめ給へるにもやあらむ、然らばもはら阿須迦といふ鳥の名に係て、阿須迦清見と云ふ義もて稱へ給へるなるべし、かくて阿須迦を飛鳥と書る由は、岡部翁の說に、萬葉集の人麻呂の歌に、飛鳥明日香乃河之云々とよめる飛鳥は、明日香の冠詞なり、かくよめる歌猶多かり、其はあすかと云ふ鳥名を、明日香の地にいひかけて、飛鳥とは置しなるべし、天飛や雁、高行や隼などつゞけたる類なり、さて今いすかと云ふ鳥はありて、あすかと云ふは

さて又書紀に、此朱鳥の訓注に阿訶美苫利とあるは、年號には似つかはしからず聞ゆれど、こは此度の大御心にて、嘉稱をむねとして、皇國言もて唱ふべしとの詔ありけるなるべし、書紀撰給へる御世に近き事なれば、殊に慥なる事なるべし、（清輔朝臣の尙齒會序に、承安二年をうけやすきふたとせと見え、その後の文詞にも、年號をさるさまに書るが、まれ／＼見えたるは、いとあるまじきわたくしわざにて、それとは別なり、）さて此天皇の御世には、彼野上の御軍營に赤雀を奉れるを始にて、紀に載られたるところ、六年十一月、筑紫太宰獻二赤烏一、則太宰府諸司人賜レ祿各有レ差、且捕二赤烏一者賜二爵五級一、乃當郡郡司等加二增爵位一、因給二復部內百姓一、以二一年之稅一、是日大二赦天下一と見えて、殊のほかに喜ばせ給へり、又九年の七月と十年の七月に、朱雀の出たる事も見え、又其後赤雉を獻れるによりて、年號を朱鳥と改られたる事、上に云へるが如し、書紀を案るに、件の餘にも、種々の異鳥の出たること度々見えたり、總て此御世ばかり、異鳥の多く出たる事のをさ／＼聞えぬを思へば、此天皇殊に鳥を愛給ひける由ありけるに因て、おのづから異鳥をもてはやして獻たりしなるべし、

注中にも御世の十年正月朔庚寅、百寮拜二朝廷一、筑紫太宰丹比眞人嶋等貢二三足雀一、乙未親王以下及群卿喚二于太極殿前一而宴之、仍以二三足雀一示二群臣一、丙午詔曰、云々朕初登二鴻祚一以來、天瑞非二一二一多至、云々、是今當二朕世一每年重至、云々と詔給ひて、群臣に祿を給ひ、罪人の原免を行ひ給へり、かゝる妖物をさへに天瑞なりとして喜ばせ給ひたりき、

亦此天皇赤色を重み給へるにや、彼壬申の時の御旗、軍人の幟にも赤色を用ひ給ひたりしも、其御心おきておはしましけるにか、然るははじめ皇太子を辭りておはしましける吉野は、近江の南に當りて、漢國にてはやく星象を四方の色に配して、四神と稱へる中に、南を赤色として朱鳥朱雀など稱へる如き說を信み重みし給へるから、

注書紀に、此天皇天文遁甲を能し給ひたりし由見え、又始興二占星臺一といふことも見えたり、

鳥の中にも殊に赤きを愛給ひて、前にて赤雀を奉れるに依りて、朱雀の年號を立給ひ、遂にまた朱鳥の年號を建給へるにや有けむ（中間に白雉、白鳳の年號ありしは、前朝の號をもて興し給へるなれば、別なり、）さて書紀に、改レ元曰二朱鳥元年一、仍名レ宮曰二飛鳥淨御原宮一と記されたる宮號の事を、鈴屋翁の古事記

る事は、記者の自ら年數をば算合せずして、彼此の古事をたゞに蒐輯（トリアツメ）て記せるが故なり、然るはもとそのかみの舊傳說に、天武天皇の御世の元年を白鳳と稱へりと云へるを、（壬申を大友天皇の御世の元年に立られ、次の年癸酉を天武の元年と立られたる時をもて云へるなり、）後に壬申の大友天皇紀を除きて、天武天皇紀の元年と定られたる上に係て、其年號を當て記せるものに依れるが故に、一年の進退の差のいできたるものなりけり、然れば此一年の差あるは、かへりて後に大友天皇紀を除きて改撰ばれたる一證ともすべきなり、かくて吾妻鏡には、白鳳十五年自二大和國一獻二赤雉一、改二年號一爲二朱鳥元年一と慥（サダカ）に記せり、十五年は丙戌にて、これも壬申を白鳳の元年とせる年紀なり、著聞集に天武天皇の御宇白鳳十四年といへるも、此年號の終の年にて合へり、

注さきに播磨國加古郡鶴林寺といふ古寺に、藏傳へたりといへる琵琶の腹板の裏の銘文の寫を見たるに、すべていと舊びて字詳ならぬ由にて、白鳳の下に丁六と見ゆる字あり、丁丑の字の舊びて、ほのかに然は見ゆるにや、さらば白鳳五年の干支なり、丁六は十六ならむとも云ふべけれど、白鳳に十六年までの年次はあらず、又その下傍に在田坊と見なさる字、ほのかに遺りて見ゆとぞ、この琵琶近き頃、ある大國の君のめし得給へりとぞ、これもし正しき器ならむには、希しき證物なり、また或人の藏てる古瓦二枚の銘ならとて、揩たるを見たりしに、一枚は白鳳十一年壬午正月云々とあり、この干支壬申を元年とせる年紀なり、其は上に論へる如く後世の謬傳にて、當時の實に違ひたれば信がたし、今一枚は和銅二年正月云々とあり、かの白鳳と同じさまなる銘文にて、共に信がたきものなり、

其說もあれど、こゝには論ふべくもあらず、かくて丙戌年朱鳥改元の事は、書紀に十五年七月戊午改レ元曰二朱鳥元年一（朱鳥此云二阿訶美苫利一）仍名レ宮曰二飛鳥淨御原宮一と記されたるを始にて、書どもに見えたるところ混なし、赤雉の出たるを瑞として改元し給へるなり、其は扶桑略記に白鳳の十五年丙戌、大倭國進二赤雉一、仍七月改爲二朱鳥元年一と記せり、水鏡、吾妻鏡等に記せるもこれに同じ、また皇年代記にも、十五年大和國獻二赤雉一、仍爲レ瑞改元と記せり、（前の人々の考に、天武紀の九年と十年と、兩度朱雀の見えたる事あり、それに依賜へるならむと說へれど、五年六年前の瑞に依りて、今更に改元し給ふべくも思はれず、）

たり然る事の如くにもきこゆめれど、續紀いづれの本にも、朱鳥と書たるはあらざるがうへに、然ては省奏の旨も詔報の趣もさらに通えがたきをや、年號の次の後前なるも婉曲ものせる文とぞきこえたる、かへすゞゝ年代玄遠難明といへる文に、意をつけてあぢはひ察るべし、

かくてまた愚管抄に附たる皇帝年代記、また皇年代略記、紹運錄、明應製年代記の首書などには、白鳳を壬申元年に係け、多武峰略記に舊記を引て白鳳の年號をもて記せる事のあるを、天武紀に合せ考るに、これも壬申をその元年とせる年次なり、（多武峯略記は、建久八年に舊記を書あつめたるよし、奥書あり）元亨釋書なるも、同じ年次に記して、白鳳十四年百濟常輝賜封三十戸といへるより、後の年次は見えず、件の常輝が事は、天武紀十四年に載られたると全同じ、また師光師緒等の年中行事、また年中行事秘抄、袋草子、袖中抄等に引たる帝王系圖、また山家要略、廿二社注式等に引たる扶桑明月集、又朝鮮にて記せる海東諸國記の日本國紀天皇代序の中にも記し、（この書皇國の文安二年、かの國成化七年申叔舟が撰べる由自序あり、この天皇代序は斯方の人書て與へたるを騰寫せるものなり）其外中むかしの書どもに、白鳳元年を壬申に係たる年紀に書るが多し、

注源平盛衰記十四卷に、壬申の亂の事を記せる處に、白鳳元年壬午始て不破關を置て、美濃國にて軍構し給へりとあり、午は申の寫誤なり、但しすべての說はいみじき謾說にて論ふにたらざれど、たゞ其年號の合ひてきこゆるにつきて引出つ、さてこの白鳳元年を壬申に係たる年紀の事は、上に壬申を朱雀元年とし、癸酉を白雉元年と改、また白鳳と換へられたりといへる、下に注へる趣を、こゝにもめぐらして考合すべし、

然るに水鏡に、天武天皇の條二年に、白鳳と改元ありけるよし記して、十五年と申しゝに、大和國より赤き雉を獻れり、さて朱鳥元年と年號をかへられきとあり、二年を白鳳の改元とするときは、朱鳥の改元十四年なるをかく云へり、上に引たる扶桑略記にも、二年に白鳳と改元と記して、注に白鳳合至三十四年と云ひ、さて二年に改元を記しながら、壬申を元年として、十五年を朱鳥の改元とせり、（歷代皇紀の或校本に、朱雀元年壬申、白鳳十三年元年癸酉とあるは、予が考に合へり、されど普通本には、朱雀元年壬申（一本には丙戌）、白鳳十三年元年壬申と同年に係て記せり、校本なるは撰者の後に正せるかたの本なるべし、）かくとりどりにうち合ぬ記しざまな

還落二官籍一、或形貌誌レ黶(ハヽクソ)既不二相當一惣一千一百二十二人、准二量格式一合レ給二公驗一不レ知二處分一、伏聽二天裁一、詔報曰白鳳以來朱雀以前、年代玄遠難レ明、亦所司記注多有二粗略一、一定二見名一仍給二公驗一と見えたり、此詔報の趣を按ふるに、白鳳以來朱雀以前とは、もはら天武天皇の御世に當りて、わづかに其前後に亘る文なり、其は大友天皇卽位し給ひて、明る壬申の年の亂世となり、天武天皇御世知食して、漸に治りゆくほどなりければ、僧尼を治め給ふ式のよくも行はれず、又別なる由(コト)ある事のうち混りなどして、所司の記注も調はざりしなるべし、然るを後に格式に准量(カナヘ)て、其得度の元由(ハシメ)を正さむとするときは、かの兩紀の改撰によりて、御世の年紀も差ひ、年號も除かれたるがあれば、そのかみの紀注のまゝに注しがたき趣もありぬべく、また奏狀に入道元由披陳不レ明と言へるを思ふに、壬申の御事の後、近江の朝方(ミカドカタ)の人々の中に、諸國に流離て、鄕里姓名などを易へて私度し、或は密に死闕に代りたりしなども多かりけむ、かたがたにつけて、更に改正して、公驗を賜はむ事の妨あれば、白鳳以來朱雀以前、年代玄遠難レ明と婉曲文飾して、件の年間の事は、名籍綱帳官籍等を勘撿する事を閣(サシオキ)て、更に見在(イマア)る僧尼の上を正して、公驗を給ふべしと、御處分ありしものとぞきこえたる、

注僧尼令に、凡有二私度及冒レ名相代云々者一、依レ律科斷、義解に、謂冒者覆也、言甲冒(タル)二承乙名一、而官司不レ覺與レ度、或詐二受身死僧尼名一、相代爲二僧尼一者也、また續紀寶龜十年九月癸未敕に、僧尼之名多冒二死者一、心挾(セハ)二奸僞一犯二亂憲章一、就レ中頗有二智行之輩一、若頓改革還辱二緇侶一宜下撿二見數一一與中公驗上、自今以後勿レ令二更然一、と見えたる趣などにも准へおもふべし、

然らずば朱雀白鳳は、そのかみわづかに四五十年ばかり前の年號にて、いとしも遠からず、はた見在の僧尼にも係るべき事なるを、年代玄遠難レ明と詔報し給ふべきにあらざるをや、此文に意をつけ、腹にあぢはひて悟るべきなり、

注或人此說を見て云く、白鳳以來朱雀以前とあるは、年號の次後前(アトサキ)にて、文の成(トヽノ)はぬに似たり、故おもふに朱雀は朱鳥の誤寫にて、たゞ天武天皇の御世を云へるなるべしといへり、己答へけらく、一わ

重事の議に浮きたる事言はるべきにあらず、故今推案るに、壬申年八月野上の御軍營に、赤雀を奉りたるを祥瑞として、新御世の御事始に、朱雀の年號を建給ひたれど、もとより云々の事狀にて、御世知食たる御事にて、實は先帝の御世に係れる年內なれば、前の御世々々の御事始の例に准へては、しかすがにあるまじき理にぞおもほしかへし給ひたりけむ、漸世も治りゆくほど、明る癸酉年三月に及て、白雉の出たるを祥瑞として、白雉と改給ひ、また其を白鳳に換へ改られたるなるべし、但し其白雉、白鳳共に孝德天皇の御世の年號にて、これも白雉を白鳳に換へ改給ひて、その白鳳をば齊明天皇、天智天皇の御世まで用給へる號なりけるを、此御時に白雉の出たるが、孝德天皇の御世にありしと同じ例の祥瑞なりければ、更にもて興じて、同じ例にものし給ひたりけるなるべし、但し此御世にも白雉の號ありし事は、件の賴業眞人の說をおきては、いまだ書どもに見あたらず、さるは同じ年內の改號にて、初の白雉はたゞしばしのほどの事にして、白鳳と改られたりければ、白雉の號はおのづから後の世にはをさ〳〵聞えぬ事となりにしなるべし、其は天平廿一年四月に、天平感寶と改元ありて、同年の七月に、また天平勝寶と改め給へる事の、續紀に記されたるすら、初の天平感寶は古き年代記の類の書にも、をさ〳〵記せるはあらず、なべての人は知らずてあるも多かるめり、おもひ准らふべし、猶件の孝德天皇の御世の白雉、白鳳の事をはじめ、齊明天皇、天智天皇の御世かけて、白鳳の號を受傳へ給ひたりときこゆる證は、下に委く論ふべし、かくて按ふるに、本篇に論へる如く、日本紀の始撰給へる本には、壬申年を大友天皇紀とせられたるべければ、かの朱雀をば其年の八月より、明る癸酉の年の天武天皇紀に係て記し、また其年三月白雉と改元し給ひ、更白鳳に換改給へる事を記されて、十三年乙酉に至りたりけるを、かの大友天武の兩紀改撰のとき、議ありて件の三號、朱雀、白雉、白鳳を除かれたりけむ、然るにあはせて、明る丙戌年の朱雀の條なる改元の字をば、建元など改らるべきを遺れられたるものなるべし、さて又かの朱雀、白鳳等の年號の正しき證とすべきは、續紀に、神龜元年十月丁亥朔治部省奏言、勘二檢京及諸國僧尼名籍一、或入道元由披陳不レ明、或名存二綱帳一

な同じ、一古傳を採りすべて記せるものなり、

注一代要記に、箕面寺緣起を引て、癸酉歳大宰府獻二三足赤雀一、仍改二元朱雀一、即白鳳元年也といへるは、癸酉を朱雀の元年とし、其年また白鳳と改られたる趣なり、大宰府獻二三足雀一ことは、上に擧たる如く、壬申年の事なるを、癸酉の年として、其年内に再白鳳と改られたる由にて、上に考定たる年立に合せては、朱雀の改元は一年後れ、白鳳の改號は一年前たちたり、紹運錄に、天武天皇を白鳳二年に即位と記し、元正天皇を白鳳十年辛巳降誕と記し文武天皇を白鳳十二年癸未降誕と記したる、白鳳を書紀また享年等によりて推考るに、これも要記と同じ年立干支に合へり、案ふにこは下に論ふ如く、壬申年大友天皇の御世に坐ませるほどは、白鳳の年號を用ひ給ひ、其年の内に天武天皇の御世となりて、朱雀と改給ひ、二年癸酉に又白鳳を用ひ給へるを、然は混へたるにて、その年立に據りて記せる傳へなるべし、此餘に白鳳元年を壬申に係て記せる書多し、下に擧て論ふが如し、立かへりてこゝにも合せ見て考ふべし、さて此要記は後二條院の御世文保二年まで記せり、その御世の頃記せる書と見えたり、

然るに源平盛衰記養和二年を壽永と改元せらるゝ時の事の條、に、大嘗會以前兩度の改元、其例明かならずと沙汰有けるに、天智天皇十年辛未に崩じ給ひしに、天武天皇固辭して即位し給はず、大友皇子の亂有て、次の年壬申の天武元年七月に、かの皇子を誅せられき、同八月に太宰府より三足の赤雀を獻ず、よつて年號とす、朱鳥これなりと、左大臣經宗申されけり、大外記頼業は、白雉を改て白鳳として、十一月に大嘗會を行れきと申ければ、忽に改元ありけるとかやと見えたり、今按るに件の經宗公の朱鳥との給へりとあるは、決て朱雀なるべきを、今本の書寫の誤か、さらずは記者の傳聞の誤なり、朱鳥の改元は書紀にも載られてかくれなく又此時の例に引出給ふべきにはあらざるをや上に擧たる扶桑略記、水鏡等の説を考合すべし、また頼業眞人の白雉を改て云々といへるは、上に擧たる如く、二年癸酉三月に白雉を獻れる端によりて、すなはち白雉と改元ありけるを、其年更白鳳と改られたる由の傳のありけるなるべし、この眞人はきこえたかき博識なりけるが、大外記の職に在りて、かゝる

る丶例なり、然るに此朱鳥に改元とあるは、紀の例にも違ひ、もとより然は記さるまじき理なるを思ふにも、是より前に朱雀、白雉、白鳳の年號ありしを改給へるが故なるを、本篇に論へる趣にて、天武紀の文を改删らる丶時、件の朱雀、白雉、白鳳の號を除かれたるによりて、改元の字をも改らるべきを、訂し漏されたるものなるべし、但し齊明紀の首章に、この天皇前に御世知食し丶時の事をいへる文に、皇后即二天皇位一改元四年六月云々とあるは、其即位し給へる年を元として四年に當る年と云ふ意の潤飾文にて、年號にいふ改元とは異なり、然考たる由は、まづ本篇に引たるごとく、扶桑略記に、壬申年を元年として、近江にて御軍事畢へ給ひて、八月天皇幸二於野上一、立二年號一爲二朱雀元年一、太宰府獻二三足赤雀一、仍爲二年號一と見えて、水鏡の說もこれにおなじ、一代要記、愚管抄、興福寺略年代記、東寺年代記の說も同じ、源平盛衰記に載たる經宗公の說も、これと同說なるべし、其事は下に云ふをむかへ見るべし、また帝王編年記にも此建號の事を載せて、信濃國獻二赤雀一と見え、皇年代略記にも、朱雀元年壬申として、信濃國獻二赤鳥一爲レ瑞改元とあり、但し赤鳥は赤雀の誤寫なるべし、又紹運錄大友皇子の譜に、朱雀元年依二讓位一被レ諡とも注されたり、但し印本、また群書類從本には朱鳥とあり、今寫本に依りて引り、神皇正統記にも、北畠親房卿撰、此記の文を推案ふるに、延元四年の頃著し給へる書なり、櫻雲記興國元年の條に、此書を常陸國より吉野の行宮へ獻られし由記せり、天武の御代に朱雀、朱鳥など云ふ號ありと記し給へり但し白雉、白鳳をば漏されたり、其は下に論ふべし、かくて其明る癸酉年を白鳳と改給へり、其は扶桑略記に、朱雀二年三月備後國進二白雉一、仍改爲二白鳳元年一とあるこれなり、水鏡編年記に記せるもこれに同じ、天武紀に、二年春二月癸未、天皇即位、三月壬寅、備後國司獲二白雉於龜石郡一而貢、乃當郡課役悉免、仍大二赦天下一是年也、大歲癸酉とあり、此時白雉と改給しなりけるを、白鳳に換へ改られたるなるべし、其由は下に辨ふべし、年中行事秘抄奥書に、本云、永仁之頃被レ書始一之處、自然被レ閣之畢、嘉曆令レ終二寫功一者也、外見不レ可レ許、に、天武天皇白鳳元年四月十四日、以二大來皇女一獻二伊勢神宮一、依二合戰願一也とあるも、天武紀に、二年四月丙辰朔己巳十四日欲レ遣レ侍二大來皇女于天照大神宮一而令レ居二泊瀬齋宮一、是先潔レ身稍近二神之所一也とあるに合ひて、その二年癸酉をもて白鳳元年と記せり、又愚管抄に、天武天皇十五年云々、朱雀一年元年壬申、白鳳十三年、朱鳥一年とあり、通本白鳳十三年の下に、細書に元年壬申支干同前、年內改元歟と注し、又朱鳥を八年と記て、小書に內一年と注し、一本元年丙戌歟と注せり、朱鳥の八は一の誤、小書は後人の加筆と見えたり、故今訂して引つ、さて此抄は貞應頃記せる書なり、簾中抄此書は壒嚢抄に、資隆卿八條院へ書進簾中抄と云へり、元弘の頃記せる書なり、に天武天皇の御世に朱雀一年白鳳十三年朱鳥一年と記しこの朱雀と朱鳥を前後に書き、また十字を脫せる本あり、誤とすべし、東寺年代記にも、天武天皇元壬申云々、元年建二朱雀號一、二年即位改二朱雀一號二白鳳一、また十四年改二白鳳一爲二朱鳥一と記せり、これらみ

にあづかりたる人々はさらなり、然らぬもみなうちまかせて、後大津朝の奉爲には、壬申之叛臣とこそは論ふべけれ、

長等の山風附錄二

年號の論

天武紀に、十五年六月戊午、改レ元曰二朱鳥元年一、朱鳥此云二阿訶美苦利一、と見えたる改元とは、年號を改められたる事を云ふ文なるべきを、書紀に記されたるところ、大化白雉の後は年號を建られざりつれば、朱鳥の度に改元とは記さるまじき事なるべくおもはるゝにつけて、つら〳〵考るに、まづ孝德紀に元年六月十九日是月十四日に皇極天皇禪位ありて、孝德天皇御世知食せり、天豐財重日足姬天皇四年、爲二大化元年一と見え、その六年白雉の瑞によりて、年號を改られたるところには、改二元白雉一と記されたり、かくて次に齊明天皇、天智天皇の二御代は、年號を建られず、天武天皇の御世の十五年に及て、又この朱鳥の年號を建られ、持統天皇の御代又年號あらず、かくて文武天皇の御代の五年に及て、また年號を建られたる時には、建レ元爲二大寶元年一と、續日本紀に記されたるを始にて、これより年號相續きて其を改らるゝには、必改元と記さ

での史に見えたる人々

坂田公雷、天武五年紀曰、九月坂田公雷卒、以二壬申年之功一、贈二大紫位一、

秦造綱手、天武九年紀曰、五月乙未、大錦下秦造綱手卒、由二壬申年之功一、贈二大錦上位一、○持統十年紀に、五月甲辰、詔二大錦上秦造綱手一、賜レ姓爲二忌寸一、とあるは、天武九年紀なると合はず誤あるべし、

星川臣麻呂、天平寶字元年紀、十二月の下に、臣麻呂が壬申功田四町、中功合レ傳二二世一、○天武九年紀曰、五月辛丑、少錦中星川臣麻呂卒、以二壬申年之功一、贈二大紫位一、○靈龜二年紀、四月壬申功臣子賜田の中に、臣麻呂息、從七位上黑麻呂、

當麻公國見、大寶元年紀曰、七月壬辰、勅曰、先朝論レ功行レ封時、賜二當麻公國見一百戸一云々、

大伴連御行、大寶元年紀曰、七月壬辰、勅曰、先朝論レ功行レ封、時賜二大伴連御行一百戸一云々、○同年紀曰、正月己丑、大納言正廣參大伴宿禰御行薨、帝甚悼二惜之一、遣二直廣肆榎井朝臣倭麻呂等一、監二護喪事一、遣二直廣壹藤原朝臣不比等一、就レ第宣レ詔、贈二正廣貳右大臣一、御行難波朝右大臣大紫長德之子也、

阿倍普勢臣御主人、大寶元年紀曰、七月壬辰、勅曰、先朝論レ功行レ封時、賜二阿倍普勢臣御主人一百戸一云々、○持統紀には、布勢朝臣御主人と見ゆ、○大寶三年紀曰、閏四月辛酉、右大臣從二位阿倍朝臣御主人薨、遣二正三位石上朝臣麻呂等一、弔二賻之一、

舍人連糠虫、天武十一年紀曰、二月小錦下舍人連糠虫卒、以二壬申年之功一、贈二大錦上位一、

土師連眞敷、同年紀曰、三月土師連眞敷卒、以二壬申年之功一、贈二大錦上位一、

膳臣摩漏（カシハデノマロ）、同年紀曰、七月己酉、膳臣摩漏卒、天皇驚レ之大哀、壬子摩漏臣、以二壬申年之功一、贈二大紫位及祿一、更皇后賜レ物、亦準二官物一、

忌部宿禰色布知（シコフチ）、大寶元年紀曰、六月癸卯、正五位上忌部宿禰色布知卒、詔贈二從四位上一（上一本作レ下）、以二壬申年之功一也、

尾張宿禰大隅、天平寶字元年紀、十二月の下に、尾張宿禰大隅が壬申功田三十町、（一本四十町）、上功合レ傳二三世一、○持統十年紀曰、五月己酉、以二直廣肆一授二尾張宿禰大隅一、并賜二水田四十町一、○靈龜二年紀、四月癸丑詔に、壬申功臣子賜田の中に、贈從五位上尾張宿禰大隅息、正八位下稻置、

文直成覺、天平寶字元年紀、十二月の下に、文直成覺が、壬申功田四町、中功合レ傳二二世一、○靈龜二年紀、四月癸丑、壬申功臣子賜田の中に、贈大錦下文直成覺息、從七位上古麻呂、

尾張連馬身、天平寶字二年紀曰、四月庚申、初尾張連馬身、以二壬申年功一、先朝二聖武一叙二小錦下一、未レ被レ賜レ姓、其身早亡、於レ是馬身子孫、並賜二宿禰姓一、

置始多久、持統七年紀、四月辛巳詔に、大伴男人坐レ贓云々、典鑰置始多久、與二菟野大伴一、亦坐レ贓、降二位一階一、解二見任官一云々、然置始多久、有レ勤二勞於壬申年之役一、故赦レ之、但贓者依レ律徵納、

蚊屋忌寸木間（コノマ）、持統七年紀曰、九月壬寅、以二直廣參一、贈二蚊屋忌寸木間一、並賜二賻物一、以褒二壬申年之役功一、

百濟淳武微子、持統五年紀曰、五月辛卯、褒二美百濟淳武微子壬申功一、賜二直大參一、仍賜二絁布一、百濟人なるべし、

注 上件の人々は、書紀の天武卷、持統卷及續紀に載られたるところなり、なほ讀もらしたるもありなむか、さらば後に書加ふべし、さて吉野皇子に從ひまゐらせて、壬申之功臣と言擧（コトアゲ）て、殊さらなる寵賞（ミメグミ）

大伴連吹負、馬来田が弟なり、○天武十二年紀曰、八月庚申大伴連男吹負、（上卷男字なし）卒、以壬申年功、贈大錦中位、

坂上忌寸老、文武三年紀曰、五月辛酉詔曰、圖勳之義、肇自前修、創功之賞、歷代斯重、蓋所以照壯士之節、著不朽之名者也、汝坂上忌寸老、壬申年、軍役不顧一生、赴社稷之急、出於萬死、冒國家之難、而未加顯秩、奄爾隕殂、恩寵往魂、用慰冥路、宜贈直廣壹、兼復賻物、

三輪君高市麻呂、慶雲三年紀曰、二月庚辰、左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂卒、以壬申年功、詔贈從三位、大華上利金之子也、

置始連菟、天平寶字元年紀、十二月の下に、宇佐支が壬申功田五町、中功合傳二世、○靈龜二年紀、四月癸丑、壬申功臣子賜田の中に、贈小錦上置始連宇佐伎息、正八位下蟲麻呂、

坂上直熊毛、天平寶字元年紀、十二月の下に、熊毛が壬申功田六町、中功令傳二世、○靈龜二年紀、四月癸丑、壬申功臣子賜田の中に、贈大錦下坂上直熊毛息、正六位下宗大、

鴨君蝦夷、持統九年紀曰、甲午以直廣參、贈賀茂朝臣蝦夷、並賜賻物、本位勤大壹、

逢臣志摩、

屯田司舍人土師連馬手、和銅四年紀曰、二月辛丑、從四位下土師連馬手卒、

大伴朴本連大國、獦者二十餘人の首となりて、甘羅村に會奉れり、

民直大火、大寶三年紀曰、七月壬子、贈從五位下民忌寸大火正五位上、遣使吊賻、以壬申年功也、

出雲臣狛、　大藏直廣隅、

赤染造德足、　古市黑麻呂、

坂上直國麻呂、　膽香瓦臣安倍、

竹田大德、　路直益人、

美濃國主稻高田首新家、大寶三年紀曰、七月壬子、贈正六位上高田首新家從五位上、遣使吊賻、以壬申年功也、○天平寶字七年紀曰、十月丁酉、高田毗登足人祖父、嘗任美濃國主稻、屬壬申兵亂、以私馬奉皇駕、幸美濃尾張國、天皇嘉之、賜封戶、○慶雲元年紀曰、七月乙巳、贈從五位上高田新家首功封四十戶四分之一、傳子无位首名、

難波吉士三綱、　駒田勝忍人、

山邊君安摩呂、　小墾田猪手、

泥部賦枳、　根連金身、

漆部友背、　安斗連阿加布、

秦造熊、　大伴連安麻呂、

佐味君宿那麻呂、宿那下文に少と作り、　荒田尾直赤麻呂、直下文に連とあり、

長尾直眞墨、　倉橋直麻呂、

民直小鮪、　谷直根麻呂、

漢直某等一二人、　大井寺奴德麻呂等五人、

勇士某姓來目、　甲斐勇者某、

高市郡大領高市縣主許梅、著神の人

○壬申年吉野皇子に從ひたる事の其年の紀には見えずして天武二年紀より續紀に及ぶま

吉野宮舍人黃文造大伴、大寶元年紀曰、七月壬辰、勅曰、先朝論レ功行レ封時、賜二黃文造大伴一百戸一云
云、○天平寶字元年紀、四月の下に、大伴が壬申功田八町、中功合
レ傳二二世一、○和銅三年紀曰、十月辛卯正六位上、〔これより前、大寶
三年紀に、七月甲午、正五位下山背守とあり、いづれか誤なるべ
し〕、黃文連大伴卒、詔贈二正四位下一、並吊賻之以二壬申功一也、○靈
龜二年紀、四月癸丑、壬申功臣子賜田
の中に、大伴が息、從七位上蜂麻呂、

吉野宮舍人大友連友國、持統六年紀曰、四月丁酉、贈二大伴宿禰友國直大貳一、並賜二賻物一、

吉野宮舍人文首智德、大寶元年紀曰、七月壬辰、勅曰、先朝論レ功行レ封時、賜二書直智德一百戸一云々、
○天平寶字元年紀、四月の下に、智德が壬申功田四町、中功合レ傳二二
世一、○持統六年紀曰、四月甲申、贈二文忌寸智德直大壹一、並賜二賻物一
○靈龜二年四月癸丑、壬申功臣子賜田の下に、
贈二直大壹一文忌寸智德が息、從七位上鹽麻呂、

吉野宮舍人調首淡海、萬葉集、大寶元年九月、持統天皇紀伊國に御幸の時に 此の人の歌一首見ゆ、

吉野宮舍人安斗連智德、

吉野宮舍人山背直小林、

吉野宮舍人山背部小田、以上、吉野宮舍人十四人、

坂本財臣、天武二年紀曰、五月癸丑、大錦上坂本財臣卒、由二壬申年之勞一贈二小紫位一、

吉野方東道將軍紀臣阿閉麻呂、同年紀曰、八月甲辰朔壬辰、詔レ在二伊賀國一紀臣阿閉麻呂
等、壬申年勞勳之狀上而顯二寵賞一、○同三年紀曰、二月辛巳
朔戊申卒、天皇大悲レ之、以レ勞二壬申年之役一、贈二大紫位一、

美濃國安八磨郡、湯沐令、多臣品治、持統十年紀曰、八月庚午、以二直廣壹一、授二多
臣品治一、並賜レ物、褒三美元
從之功與二堅守一關事一、

伊勢國司守三宅連石床、天武九年紀曰、七月丙申小錦下、三宅連石床卒、由二壬申年之功一、贈二大錦下
位一、

伊勢國司介三輪君子首、大寶元年紀曰、七月辛巳、勅曰、先朝論レ功行レ封時、賜二神〔ミワ〕麻加牟陀
君兒首一百戸一云々、○天武五年紀曰、八月大三輪眞上田子人君
卒、天皇聞レ之大哀、以二壬申之功一、贈二內小紫位一、仍諡曰二大三輪
〔一本大神眞上田迎君〕

伊勢國、湯沐令、田中臣足麻呂、文武二年紀曰、六月丁巳、直廣參田中朝臣足麻呂卒、詔
贈二直廣壹一、以二
壬申年功一也、

鈴鹿關司某、

大分君惠尺、天武四年紀曰、六月癸酉朔乙未、大分君惠尺病將レ
死、天皇大驚、詔曰、汝惠尺也、背レ私向レ公、不レ惜二身
命一、以二遂雄之心一、勞二于大役一、恒欲二慈愛一、故爾雖二既死一、
子孫厚賞、仍騰二外小紫位一、未レ及二數日一、薨二于私家一、

村國連雄依、大寶元年紀曰、七月辛巳、勅曰、先朝論レ功行レ封時、
賜二村國小依百二十戸一、○天平寶字元年紀、十二月の
下に、小依が壬申功田十町、中功合レ傳二二世一、○天武五年紀曰、
七月雄依卒、以二壬申年之功一、贈二外小紫位一、○靈龜二年紀曰、四月
癸丑、壬申功臣子賜田の中に、村
國連小依息、從六位下志我麻呂、

紀臣堅麻呂、天武八年紀曰、二月甲寅、紀臣堅麻
呂卒、以二壬申年之功一、贈二大錦上位一、

大分君稚臣、同年紀曰、三月丙戌、兵衞大分君稚見卒、當二壬申
年大役一、爲二先鋒一之破二瀨田營一、由二是功一贈二外小錦
上
位一、

同 草壁皇子、是年十一歳になり給へり、

同 大津皇子、是年九歳になり給へり、〇持統紀に、天武天皇の第三子とあり、聖武紀には、舍人親王を、第三子と見ゆ、

同 忍壁皇子、御年考へがたし、

石川王、天武八年紀曰、三月己丑吉備大宰石川王病之薨二於吉備一、天皇聞レ之大哀、則降二大恩一云々、〔この云々は、本文なり、恩詔の文を除かれたるは、故ある事なるべし〕、贈二諸王二位一、〇此王の事上紀に論へるがごとし、

筑紫大宰栗隈王、天武五年紀曰、六月四位栗隈王、得レ病薨、

三野王、栗隈王之子、〇和銅元年紀曰、五月辛酉、從四位下美努王卒、

武家王、栗隈王之子

美濃王、天武二年紀、十二月の下に、小紫位と見ゆ、

稚狹王、天武七年紀曰、九月稚狹王薨之、

吉野宮ノ舍人朴井ノ連雄君、大寶元年紀曰、七月壬辰、勅曰、先朝論レ功行レ封時、賜二榎井連小君一百戸一云々、居二中第一宜レ依レ令四分之一傳一レ子と見えたり、さて先朝とは、天武天皇の御世なり、〇天武五年紀曰、六月物部雄君連、忽發レ病而卒、〔天孫本紀に、內大紫冠位、物部雄君連公、守屋大連之子云云〕、天皇聞レ之大驚、其壬申年、從二車駕一入二東國一、以レ有二大功一、降レ恩贈二內大紫位一、因賜二氏上一、

吉野宮ノ舍人縣犬養ノ連大伴、大寶元年紀曰、七月壬辰、勅曰、先朝論レ功行レ封時、賜二縣犬養連大侶一百戸一云々、〇天武九年紀曰、六月戊寅、天皇幸二縣犬養連大伴家一、以臨レ病、卽降二大恩一云々、〔此云々も、石川王の下に論へるに同じ〕、〇大寶元年紀曰、正月癸卯、直廣壹縣犬養宿禰、〔下文連とあり〕、大侶卒、遣二淨廣肆夜氣王等一、就レ第宣レ詔、贈二正廣參一、以二壬申年功一也、

吉野宮ノ舍人若櫻部(ワカサヘ)ノ臣五百瀨、大寶元年紀曰、七月壬辰、勅曰、先朝論レ功行レ封時、賜二若櫻部臣五百瀨封八十戸一云々、〇持統十年紀曰、九月甲寅、以二直大壹一贈二若櫻部朝臣五百瀨一、幷賜二賻物一、以顯二元從之功一、

吉野宮ノ舍人佐伯ノ連大目(オホメ)、大寶元年紀曰、七月壬辰、勅曰、先朝論レ功行レ封時、賜二佐伯連大目封八十戸一云々、〇持統五年紀曰、九月辛卯、以二直大貳一贈二佐伯宿禰大目一、幷賜二賻物一、

吉野宮ノ舍人大伴ノ連馬來田(マクダ)、大寶元年紀曰、七月壬辰、勅曰、先朝論レ功行レ封時、賜二大伴連馬來田一百戸一云々、〇天武十二年紀曰、六月己未、大伴連望多薨、天皇大驚レ之、則遣二泊瀨王一而弔レ之、仍擧二壬申年勳績及先祖等每時有レ功、以顯二寵賞一、乃贈二大紫位一、發二鼓吹一葬レ之、

吉野宮ノ舍人和珥部ノ臣君手、大寶元年紀曰、七月壬辰、勅曰、先朝論レ功行レ封時、賜二和爾部臣君手八十戸一云々、〇天平寶字元年紀、十二月の下、君手が壬申功田八町、中功合レ傳二二世一、〇文武元年紀曰、九月壬寅、勤大壹丸部〔ワニべ〕臣君手、賜二直廣壹一、壬申之功臣也、〇靈龜二年紀、四月癸丑、壬申功臣子賜田の中に君手が息從六位上大石、

吉野宮ノ舍人文首根麻呂、大寶元年紀曰、七月壬辰、勅曰、先朝論レ功行レ封時、賜二書首尼麻呂一百戸一云云、〇天平寶字元年紀、十二月の下に、禰麻呂が壬申功田八町、中功合レ傳二二世一、〔〇慶雲四年紀曰、十月戊子從四位下文忌寸禰麻呂卒、遣レ使宣レ詔、贈二正四位上一、幷賻二絁布一、以二壬申功一也、〇墓誌云、壬申年將軍左衞士督府、正四位上文禰麻呂忌寸、慶雲四年歲次丁未九月廿一日卒、按に卒れる月日の紀と違へるは、故ありて公さまには、延べて奏せるなるべし、さて贈位をもて墓誌には、顯位のごとくしるせるなり、是等の事は、私ざまの事なれば、とかく論ふべきにあらず、〇靈龜二年紀に、四月癸丑、壬申功臣子賜田の中に禰麻呂が息、正七位下馬飼、

れり、

云々、〔二年紀に、二月丁巳朔、癸未、天皇命有司設壇場、即帝位於飛鳥淨御原宮、立正妃爲皇后、云々、この二年と立られ〕たるは、癸酉年にて、もとは元年と立られたりけるを、後に御世の年紀を改られたりときこゆる事、本論に辨へ記せるがごとし、

○壬申年の官軍の中に其名きこえたる人々

左大臣大錦上蘇賀赤兄臣、〔軍畢りて後、子某孫某ともに流さる、〕

右大臣大錦上中臣金連、〔軍畢りて後、斬らる、子某流さる、〕

御史大夫蘇賀果安臣〔軍中みづから頸を刺て死、軍畢りて後、子某流さる、〕

御史大夫巨勢比等臣〔紀中比等な人とも書り、軍畢りて後、子某孫某共に流さる、○續紀云、天平勝寶五年三月辛未、大納言從二位兼神祇伯造宮卿、巨勢朝臣奈弖麻呂薨、云々、大納言大紫比登之子也、〕

將軍大野君果安、

近江三尾城將某、〔城降たり〕

將軍智尊、〔戰死〕

將軍犬養連五十君、〔官軍敗れて後斬らる〕

將軍壹伎史韓國、

將軍秦友足、〔戰死〕

將軍境部連藥〔戰死〕

別將軍廬井造鯨、

別將田邊小隅、〔自死の事上に、論へるが如し、〕

尾張國司守小子部連鉏鉤(サヒチ)

韋那公磐鍬、

忍坂直大摩侶〔捕へらる〕

書直藥〔生捕らる〕

穗積臣五百枝、〔百足の弟なり、倭にて捕へらる〕

興兵使穗積臣百足〔倭にて殺さる〕

物部首日向、〔倭にて捕へらる、〕

佐伯連男、

樟使主磐手、

社戸臣大口、

土師連千島、

谷直鹽手、〔官軍敗れて後斬らる、〕

物部連麻呂、〔殉死〕

舍人某一二人、〔殉死〕

御史大夫紀大人(ノオフトノ)臣〔御軍の事起れるに及びて、心變じて吉野方にこゝろよせられたりと聞ゆる事、證注に論へるが如し、〕

山部王、〔反心の機あらはれて、殺され給ふ、〕

倭古京留守司高坂王、〔反て、吉野方に從ひ給へり、○天武十二年紀曰、六月壬戌、高坂王薨、〕

吉備國守當摩公廣島、〔反心の機あらはれて誅さる、〕

河內國司守來目臣鹽籠、〔叛心の事あらはれて自死、〕

羽田公矢國、〔將軍に任されて在ながら、吉野方に降れるを、さらに將軍に任じて、越に遣はさる、天武紀、朱鳥元年三月丙午、大辨官、直大參、羽田眞人八國病、爲之度僧三人、乙丑羽田眞人八國卒、以壬申年之功、贈直大壹位、〕

羽田公大人、〔矢國が子なり、父と共に降れり、〕

○壬申年吉野皇子に從ひて其名きこえたる人々

高市皇子、〔大海人皇子御子、公卿補任に、天武天皇第一息とあり、〈一本に、第三息と書るに、誤なるべし〉、是年十九歳になり給へり、本紀の注に論へるがごとし○天武元年紀曰、六月丁亥、賜鞍馬、悉授軍事、〕

し、然る例なほあり、さて紀に、幼曰二大海人皇子一とあれば、この天渟中原云々の御名は、や、長給ひて、後の御名の如く聞ゆれど、天皇にこそはあれ、皇子たちの御名に、然るさまに稱言を疊たるは、をさ〳〵きこえたまはぬを思へば、御世しろしめしける時に、臣たちの然稱へ奉れるを、受給へる例の御名にぞあるべき、紀に幼曰二大海人皇子一とある幼は、初の義と心得べし、かくておもへば、宮號の淨御原も、清海原の義にて、これも御名と同じく海に由ありて、稱へ給へるなるべし、しからば海原、滄(アヲ)海原の例にて、キヨナバラと云べくが如くなれど、此は清海と引合せて、言を連ねたるなるべし、此御世の頃書るものに、淨原また清原とも書るは、清淨等の一字をキヨミと訓べく書るなり、萬葉集には飛鳥之淨之宮とも書り、又尊卑分脉に見えたる、天武天皇の皇子、舍人親王の裔の清原氏も、彼大宮の號をとりて賜ひたるにて、舊はキヨミバラと唱へたるなるべし、またその清原氏の系譜に、本海宿禰と見えたり、その海も宇美と唱て、清海の海に依れる稱なりしなるべし、おもひ合すべし、又此天皇紀の十三年に、八色姓(カバネ)を定て、其次第を一曰二眞人一、二曰二云々一と見えたり、其八姓の中に、眞人の姓は八姓の上首にて、今度新に制給へる稱なり、姓氏錄序に、眞人是皇別之上氏也、並集二京畿一、以爲二一卷一、附二皇別上首一、と謂はれたるが如く、皇族を親しみて、ことさらに賜へる姓ときこえたり、然るは御名の末の眞人と申すをもて、寵親みて賜へる御意ばえにてぞおはしけむ、さてまた宮號の飛鳥の事は、因ありて、別に年號の卷にあげつらふべし、

云々、十二月戊午朔辛酉、（四日）選下諸有二功勳一者上、増二加冠位一、仍賜二小山位以上一、各有レ差、

注下卷二年紀にも、二月乙酉、有二勳功一人等、賜レ爵有レ差、○次の御世文武天皇紀に、大寶元年六月庚午、太上天皇（持統）幸二吉野離宮一、七月辛巳車駕至レ自二吉野離宮一、壬辰勅二親王已下一、准二其官位一、賜二食封一、又壬申年、功臣隨レ功等第、亦賜二食封一、並各有レ差、又勅、先朝論レ功行レ封、時賜二村國小依百二十戸一、某々十一人、各一百戸、某々四人、各八十戸一、凡十五人、賞雖二各異一、而同居二中第一、宜三依レ令四分之一傳レ子と見ゆ、先朝とは、この天武天皇の時の事に當

大津に遷都ありて後、古京に離宮の如くにものして、遺し置れたる宮なるべし、此宮を假宮として、姑おはしましけるなり、是歳營二宮室於崗本宮南一、即冬遷以居焉、是謂二飛鳥淨御原宮一、

注飛鳥は地名なり、淨御原とは、大宮の美稱なるべし、今高市郡上居村その大宮の舊趾なりとぞ、因に云、此天皇の御名を大海人と稱し、後に天渟中原瀛眞人と稱し奉りて、共に海に由ありてきこゆるは、生れませる時などに、海原なる海人に據たる祥瑞のありけるに依りて、御名とし給へるにやあらむ、さて日嗣知食しける上の御名の、渟中原の渟は、字書に、水止也とあり、されば渟を沼とよむは、うちまかせては沼の義とおもはるれど、沼中原といふ事のあるべくも思はれず、又瀛と申すも、渟中原に縁ある事なるべくおもはるれば、かたがた渟を沼の渟とは云ひがたし、故按ふに、天渟中原は、天之海原を言便のいきほひに、乃宇の約りて、阿米奴奈波良といはるゝを、御名の唱とし給へるなるべし、名に某之字と連く、之字を奴と唱へる例は、齋之大人を齋主、美智能宇斯を道主とも、かよはし稱へるを以て知るべし、又其を天渟中原と物どほき書ざまなるは、此より前に敏達天皇の御名を、渟中倉太珠敷と稱し奉りて、すなはち書紀にも記されたり、御名にも例ある好字なれば、撰び用ひさせ給ひたるなるべし、しかるに此より前の敏達天皇の御名の、渟中の字の下には、其訓さまを註されずして、後なる此天皇の御名の下に、渟中此云二農難一とて訓注あるは、此紀撰給へる近き御世にて、御名の唱も詳なりけるを、後世に混なからしめむとてのわざなるべし、さて又かの敏達天皇の御名の渟中倉は、神功紀に、大津渟中倉、攝津國風土記に、沼名椋長岡と見えたる地に、由ありて稱爲奉れるにやあらむ、其ほかに渟名川耳命、渟名底仲姫など稱せる渟名は、また異義なるべし、さて瀛は海原の瀛なり、眞人は良人の義なるべし、おきの眞人と連ねて唱すべし、かくておきの眞人とは、初の御名の大海人と申たると義同じかるべし、然れば、天ぬなはらおきのまひと、と申すは、大海人と申すを、うるはしく稱へ奉りたる言ときこえたり、御母皇極天皇の初の御名、寶皇女と申せるを、御位に即給ひて、天豐財重日足姫天皇と稱し奉れるも、同じ例なるべ

に叙されたる事始て見えたり、

以餘（ソノホカ）悉赦レ之、

注 此事どもを扶桑略記には、尚七月に係て廿七日丙辰、右大臣中臣金連被レ誅、左大臣蘇我宿禰配流、時年五十、自餘左遷、其員甚多、同日依二其功勞一、各叙二官位一とありて、この紀の此のさし次なる、丙戌廿七日の下の事を記さず、水鏡にも、廿七日に右大臣殺され、左大臣流されにき、其外の人々罪蒙るもの多く侍りき、やがて其日軍に力をいれたる人々、つかさ位どもを給はせしなりと見えたるは、此紀のこゝのさし次に、丙戌廿七日に云々と載られたる事もこもりてきこえ、編年記にも、廿六日云々、翌日依二功勞一任二官位一と見ゆ、形勢かならず然ぞありけむとおもひやらるゝを、此紀に七月廿三日、大友天皇の御事ありしより、三十日餘を經て、かく八月廿五日、廿七日に係て載られたるは、日次前後の差ありげなり、

先レ是尾張國司守少子部連鉏鉤、匿レ山自死之、天皇曰、鉏鉤有レ功者也、無レ罪何自死、其有二隱謀一歟、（この鉏鉤の事は、上に論へるが如し、）丙戌（廿七日）恩下勅諸有二功勳一者上、而顯寵賞、

注 扶桑略記に、八月天皇幸二野上宮一、爲二朱雀元年一、大宰府獻二三足赤雀一、仍爲二年號一とあり、水鏡に記せる趣も同じ、此ときの大宰帥は栗隈王なり、此王の事上に見えたり、かゝる行宮にしも然るものを奉り給へるは、いたく媚給へる御しわざときこえたり、しかるを其を歡び受給ひて、祥瑞として、新世を知食せる御事始の年號を建給へるなるべし、されどいまだ天下に令行給ふばかりの、世の事情ならざりければ、此紀には、載られざりつるなるべし、續紀神龜元年の詔に、白鳳以來朱雀以前、年代玄遠、尋問難レ明とある、朱雀は、此ときのなるべし、その朱雀白鳳の事は、別に年號の論の巻にあげつらふべし、

九月己丑朔丙申、（八日）車駕還宿二伊勢桑名一、（路程をもて考るに、不破の行宮より發給へるなるべし、）丁酉（九日）宿二鈴鹿一、戊戌（十日）宿二阿閇一、（和名抄、伊賀國阿拜郡、）己亥（十一日）宿二名張一、（伊賀國上に云へり、）庚子（十二日）詣二于倭京一、（四宿にして、大和の古京に着せ給り、）而御二島宮一、（此宮は、當時大和の古京にありける離宮なるべし、其考は、日並知皇子等の傳巻にいふべし、天武天皇前に、皇太子を辭て、吉野に入給へる時にも、此宮に次給へる事、上に見えたり、又御世知食して後、五年の紀にも、正月乙卯天皇御二島宮一宴之と見ゆ、）癸卯（十五日）自二島宮一移二岡本宮一、（島宮に、三宿し給ひてなり、岡本宮は、

るべし、其は紀氏系圖に、大口臣子大人大納言、天武十五六三薨と記せるぞ詳なる證なる、群書類從に收たる本に、天武を天智とあるは、時實に合はざるが上に、天智天皇は、御世の十年に崩給ひたれば、かた〴〵天智とある本は、寫誤なること明けし、故今一本に依る、かくて大人の子のゆくへは、續紀に慶雲二年七月丙申、大納言正三位紀朝臣麻呂薨、近江朝御史大夫贈正三位大人子也と見えたり、但し贈字諸本脫たり、今一古本また、或挍本又公卿補任に依る、かくて補任に、この薨事に連て、帝深悼惜、特賜二葬儀一、遣二中納言正四位下高向朝臣麻呂一宣命とあり、この麻呂朝臣はやく、持統七年紀に、六月壬戌初て直廣肆を授給へる事見え、續紀に、大寶元年三月甲午、官名位號改制ありて、卽日授二中納言直廣貳紀朝臣麻呂正從三位一、又爲二大納言一、是日罷二中納言一とみえたり、今推考るに、この大人臣は、そのかみ陽こそはありけれ、陰には壬申の功臣の徒なれば、御許をうけて世を沒へ、其子の麻呂朝臣は、世に出てときめきたる官をさへに賜はり、父にも位を贈給ひたりしなるべし、正三位は、大寶元年に改制給へる位號なれば、文武天皇の御世か、さらずは元明天皇の御世の贈位なる事決し、さて又これも群書類從本の系圖に、大人の子園益、その子に諸人、その子に麻呂と系りて書るも誤なり、一本に大人の長子に麻呂、二子に園益と系りて書るぞ、元明紀の傳にも合ひ、麻呂朝臣の世ごろもかなひてきこゆる、又天武五年紀に、四月己未、詔二美濃國司一曰、在二礪杵郡一紀臣阿佐麻呂之子、遷二東國一卽爲二其國百姓一と云へる事見えたり、阿佐麻呂は、大人の族の官軍の中に在て討れなどしたるが、子の匿れ居りしにもやあらむ、但大人臣の近族ならぬ紀氏人もあるべければ、こは推し定めて云には非ず、又比登臣の子のゆくへは、續紀に、天平勝寶五年三月辛未、大納言從二位兼神祇伯造宮卿巨勢朝臣奈氐麻呂薨、小治田朝小德大海孫、淡海朝大納言大紫比登之子也と見えたり、此奈氐麻呂卿の事、公卿補任に、天智天皇五年丙寅生、天平勝寶五年三月卅日薨、八十八と見えたれば、壬申年は七歲の時なり、稚くて罪せらるゝ事を免れられたるなるべし、續紀に、天平元年三月 正六位上より、外從五位下

西の國々なり、その國分は詳ならず、今の俗諺に、東三十三箇國、西三十三箇國といひならへるも、古のなごりにや、令進管鑰云々は國司等に任國を放れて避奉らしめ給ふ、御行なり、さてこゝに准ふべきにはあらねど、承德三年の寫本の將門が事を書る記に、將門が言に、苟將門刹帝苗裔、三世之末葉也、同者始自八國、兼欲虜領王城、今須先奪諸國印鑑、一向受領之限、追上於官堵、然則且掌入八國、且腰附萬民といひて、上野下野に打入て、國司を逼めて、廳の印鎰を奪ひたる事みえたり、

癸丑廿四日なり、昨廿三日、天皇山前にて、御事坐ましける事、既に上に見えたり、諸將軍等、悉會於篠浪、而訓注に、篠此云佐々とあり、字書に篠の古字なりと見ゆ、篠浪は志賀の地の大名なる事、上にいへるが如し、諸將軍等を扶桑略記に、吹負等と書るは、誤りときこゆ、探捕左右大臣及諸罪人等、罪人とはあまりなる貶言ならずや、乙卯廿六日將軍等向於不破宮、因以捧大友皇子頭、而獻于營前、持統紀に、七月美濃軍將等、與大倭桀豪、共誅大友皇子、傳首詣不破宮と記されたり、いづれもあまりなる記されざまなり、あなかしこ、あなゆゝし、八月庚申朔甲申、廿五日なり、大友天皇の御事ありし、去七月壬子廿三日より、三十三箇日に當れり、其間さまぐおきて治給へる事のありしなるべきを、紀に載られず、命高市皇子、宣近江群臣犯狀、則重罪八人、坐極刑、仍斬右大臣中臣金於淺井田根、重罪極刑とは甚しき貶言なり、さて此金公は、其八人の中ときこゆ、骨の連字無きは、脱たるにか、亦疎なりしにか、下文にもあり、田根は和名抄近江國淺井郡の郷に、田根、多禰、是日左大臣蘇我臣赤兄、大納言巨勢臣比等、此名上には人と作り、及子孫、並中臣連金之子、蘇我臣果安之子、父果安は、軍中に自死給ひき、悉配流、

注上にも注せる如く、天智十年紀に、十一月丙辰、大友皇子在內裏西殿織佛像前、左大臣蘇我赤兄臣、右大臣中臣金連、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣侍焉、大友皇子手執香爐、先起誓盟曰、六人同心奉天皇詔、若有違者必被天罰云々、於是左大臣蘇我赤兄臣等、手執香爐、隨次而起泣誓盟曰、臣等五人隨殿下、奉天皇詔、若有違者云々、子孫當絶家門必亡云々、いくほどなく十二月三日に、天智天皇崩給へり、さてかく誓盟たる五臣の中に、紀大人臣一人は、その後、紀中に記せる事なく、又此に罪せられたる事見えず、又其子孫配流の事もきこえざるは、御軍の事起れるころより、心變して竊に吉野皇子に心よせして陰に告し謀らひたる事などのありけるが、時を窺ひて逃匿れて在しな

敬ありし事などによりても、すべて神を崇尊奉るべき幽理を、つら〳〵に悟り、また尋常の聊き私事などに、謾に神に祈禱などすまじき事をも、辨へしるべき事なりかし、

辛亥

注廿二日なり、さきに壬子廿三日の事までを記して、立かへりて大和にての事をしるし、またこれより再たちかへりて、近江にての事を載すとて、吹負等が大和を定て上り來れる時の事に立かへりて、辛亥廿二日より記して、是より以下は日次を次第記されて、事實は貫りて通ゆ、但しかく書ざまのとのはざるは、例の記者の失とこそ見えたれ、釋日本紀に、此辛亥の事を擧て、私記曰、七月庚寅朔二十二日有ニ辛亥一、而同月中又有ニ二辛亥一乎、失誤之甚也、師說史之失可レ滅、戸部侍郎同レ之とあるは、かへりて疎なる說なり、

將軍吹負既定ニ倭地一、便越ニ大坂一往ニ難波一、大阪を越たる河内に入りて、難波へ往たるなるべし、さて此難波に往たる事の狀は、すなはち此の下文に見ゆ、以ニ餘別將軍等一、上に大和にての事の條に、令ニ吹負拜ニ將軍一、是時三輪君高市麻呂、鴨君蝦夷等、及群豪傑者、會ニ將軍麾下一、乃規レ襲ニ近江一、因以撰ニ衆中之英俊一、爲ニ別將及軍監一、庚寅初向ニ乃樂一とある人々なり、各自ニ三道一進、至ニ于山前一屯ニ河南一、

注自ニ三道一進とは、大和より三道に分れて、近江に進み入たるなり、三道とは上に見えたる三道なるべし、山前は上に見えたるごとく、天皇の隱び坐ませる處なり、屯ニ河南一とは、其處の河の南に屯み居りて、逼め奉れるなり、かくて明ぬる廿三日に及て、遂に天皇御事まし〳〵けるなり、この山前の地、また河南とある河の考も、既に本論に說へり、

將軍吹負留ニ難波小郡一、而仰以ニ西諸國司等一令レ進ニ管鑰驛鈴傳印一、

注此は天皇の御事無き以前に、吹負が大和に在ける間に、命せつけ給へるを奉りて行ひたるなり、其は使を遣し、又軍兵を向け給はむ爲は、然る事にて、なべて御稜威を四方八方に示し給へる御所爲にて、是も又いちはやき御計ひにぞありける、さて又難波小郡は、既に敏達紀にも見えたり、攝津志に、西成上古難波小郡と云へるは、舊說なるべし、難波古圖にも小郡見えたり、西諸國には攝津國より

神者、即八重事代主神爲ニ神之御尾前而仕奉者、違神者非也とある條の傳に、此事代主神渠師として、諸神の前にたち後にだちて、天神の御子を守護奉仕らむとなり、書紀天武卷に、高市社に坐事代主神と、牟佐に坐生靈神と二柱、高市縣主許梅に著て、吾者立ニ皇御孫命之前後ニ云々、守護之と詔へる事をも思合すべし、此神後世まで神祇官の八神の列にも入て、祭られ奉給ふも、全天皇の大身を守護奉給ふ由縁なりと、説はれたるは然る事なり、なほ思ふに、生靈神はもしくは産靈神の分靈を稱へ奉れる御名にやあらむ、然おもひ奉る由は、彼八神の中の神産日、高御産日二神に次て、玉積産日、生産日、足産日など稱して、祭奉り給へるはもとより、産靈神の靈の功德を分稱へて、祭奉れる上の御名にて、生靈とも申すは、もはら人の命の幸くあるべき事を司り給ふ御靈なれば、然は稱へ奉れるなるべし、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、右の八神の中の産日の神たち五座、相共に無位より從一位を授奉り給ひ、ほどなく同年二月朔日に、又共に正一位を授奉り給へり、八神の中にて此産日の五神をすぐりて、同等にことさらに然ものし給ひたりけるは、産靈の功德を等しくして、天皇を守護給へるが故なるべき事の、おもひ合されてなむ、また彌富都比賣神の御上は、神代紀皇孫尊天降の段の一書に、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合ニ八十萬神於天高市ニ、帥以昇レ天、陳ニ其誠欵之至ニ、時高皇産靈尊勅ニ大物主神ニ、汝若以ニ國神ニ爲レ妻吾猶謂ニ汝有ニ疏心ニ、故今以ニ吾女三穗津姫ニ配レ汝爲レ妻、宜領ニ八十萬神ニ、永爲ニ皇孫奉護ニ、乃使還降之と見えたり、これ高皇産靈尊皇孫尊の御爲に、如此計らひ治め給へるにて、すべて此度の神々の御守護の趣に、おもひ合されていと畏し、又神武天皇の御事は、書紀に載られたる古語に、於ニ畝傍之橿原ニ也、太ニ立宮柱於底磐之根ニ、峻ニ峙搏風於高天之原ニ而、始馭天下之天皇と稱奉りて、現御神の天皇の御始祖と坐し、殊に其大和國の山陵に御魂の鎮坐ませば、馬兵器等を奉りて、更に大御世の爲に軍の利を祈禱奉るべき理なれば、然教し祭らしめ給へるなるべし、さて又此度の高市牟狹村屋の神たちの驗き御守護の情狀、又神武天皇の陵を祭り給ふべき御

顯之曰、於二神日本磐余彥天皇之陵一、神武天皇の御陵なり、諸陵式に、畝火山東北陵、在二大和國高市郡一とあり、此陵今山本村の西、慈明寺村の南に連きたる高處に在りとぞ、さて此陵を祭奉るべき事は、上の三神に合せて下に云ふべし、奉二馬及種々兵器一、便亦言、吾者立二皇御孫命之前後一皇御孫命とは天皇を申奉る稱なり、こゝは神語に、大海人皇子の御事をかく申したまへるなり、以送二奉于不破一而還焉、今且立二官軍中一而守二護之一、皇子の吉野を發給へる頃より、二神其前と後とに立て、不破に營を定め給ふまで守護り送り奉て還り給ひぬ、今より且大和わたりの御軍の中に立て、守護り給る由にて、いとも畏き御事なりけり、且言、自二西道一軍衆將二至之一、宜愼也、西道の軍衆云々とは、官軍壹伎史韓國が至らむ事を預に示し給へるなり、下文に見えたり、言訖則醒矣、故是以便遣二許梅一而祭二拜御陵一、因以奉二馬及兵器一、又捧レ幣而禮二祭高市牟佐二社之神一、こは金綱井の營にて、吹負が計らひて禮祭り、幣奉りたりときこゆ、然後壹伎史韓國、自二大坂一來、こは前に、自二大津丹比兩道一軍衆多至云々、近江將軍壹伎史韓國之師也とあると、又此上の神教に、且言自二西道一軍衆將レ至之一とあるに合へり、但し大津は、大坂の誤寫なるべき事、上に辨へ注せるを、此と考合すべし、故時人曰、二社神所レ敎之辭適是也、又村屋神神名式、城下郡村屋坐、彌富都比賣神、大、月次新嘗、國人云へり、此社今藏堂村と云ふに在て、里俗なべて天王と稱すと云へ着レ祝曰、今自二吾社中道一軍衆將レ至、故宜レ塞二社中道一、中道は、上に上中下の道とある中道なり、しかるにこゝに吾社中道と宣へるは、村屋神社は其中道に當て在けるに依て、神社の邊より向にて、近江の軍衆を塞防くべき由なるべし、故未レ經二幾日一、廬井造鯨軍自二中道一至、時人曰、卽神所レ敎之辭是也、こは前に、犬養連五十君は自二中道一至之留二村屋一云々とみえ、また鯨が三輪君高市麻呂等に、擊敗られて走たる事見えたり、共にこの村屋神の敎し給ひ護助給へるなり、軍政既訖、此時の亂治りて後の事を、因にこゝに載られたるなり、將軍等吹負等擧二是三神敎言一而奏之、卽勅登二進三神之品一、以祠焉、

【注】三神は上に見えたる高市牟佐村屋三社の神なり、品を登進とは、當昔の恒例の祭典を更めて、此度の守護の報賽に、其品を登進て祭り給へる由なるべし、當時神に位階を授給へる事はいまだあらず、件の三神の位階の事の史に見えたるは、三代實錄に、貞觀元年正月高市の事代主神を、從二位より從一位に、牟佐神村屋神を、共に從五位下より從五位上に、進め給へる由見えたり、但し三神とも前々の叙位、史どもに記漏されたり、さて此度高市に坐事代主神、牟佐に坐生靈神、村屋に坐彌富都比賣神の御名を顯はして、ことさらに守護給へる事は、もとより天照大御神の御慮にて、神々相うづなひ給へる上の御計ひなるべければ、あなかしこ、かにかくに議し申すべきにはあらざれど、今こゝに顯はれ給る三神の由緣を、竊におもひ奉るに、古事記に大國主神國避のときの言に、僕子等百八十

は城上郡三輪箸陵の通道、中道は城下郡村屋の通道、下道は葛下郡當麻の通道なるべきにや、唯將軍吹負、親當二中道一、於レ是近江將犬養連五十君、自二中道一、至之留二村屋一、村屋は、城下郡の地名なり、此自二中道一云々のこと、下文に村屋神、着レ祝曰云々とある下に注へると、合せ考ふべし、而遣二別將廬井造鯨一、率二二百精兵一衝二將軍營一、吹負が金綱井の本營ときこゆ、當時麾下軍少以不レ能レ距、爰有二大井寺奴名德麻呂等五人一從レ軍、即德麻呂等爲二先鋒一、以進射レ之、鯨軍不レ能レ進、是日三輪君高市麻呂、置始連菟、當二上道一、戰二于箸陵一、

注 箸御陵は、倭迹々姫命の御陵なり、崇神紀に、大市に葬と見えたり、大市は和名抄にも見えて、城上郡の郷なり、此御陵いま箸中といふ村の大道の西面に、いと大なる冢山にて存りとぞ、大井寺詳ならず、按に皇極紀に、百濟大井家とあるを、下文に考合するに、河内國なり、和名抄河内國錦部郡百濟郷あり、今其地に大井村と云ふがありとぞ、其地に在ける寺なるべし、敏達紀に、宮二于百濟大井一とも見ゆ、

大破二近江軍一而乘レ勝、兼斷二鯨軍之後一、五十君が兵は村屋に留り、鯨は精兵を率て、進て吹負が營に衝入りたれど、德麻呂等に防がれて、進かれてあるほど、高市麻呂等上道の軍に勝て、其勢に乘て中道より至る鯨が後を断て伐ちたるなり、但し其中道より至る由は、下條に見えたり、鯨軍悉解走、多殺二士卒一、鯨乘二白馬一以逃之、馬墮二泥田一不レ能二進行一、則將軍吹負、謂二甲斐勇者一甲斐國人にて、姓名のつたはらぬなるべし、曰、其乘二白馬一者、廬井鯨也、急追以射、於レ是甲斐勇者馳追之、比レ及レ鯨、鯨急鞭レ馬、馬能拔以出レ泥、即馳之得レ脱、將軍亦更還二本處一、本營なり、上に云へる如く、金綱井のなるべし、而軍之、自レ此以後近江軍遂不レ至、先レ是たちかへりて、是より先に神の教ありし事をいへり、軍二金綱井一吹負が本營なるべき事、上にいへるが如し、之時、高市郡大領高市縣主許梅、倏忽口閉而不レ能レ言也、三日之後、方著レ神以言、吾者高市社所レ居名事代主神、神名式に、高市郡高市御縣坐鴨事代主神社、大、月次新嘗、この社今高殿村にありて、つれは大宮と稱すとぞ、又牟狹社所レ居名生靈神也、

注 神名式に、高市郡牟佐坐神社、大、月次新嘗、此社今三瀨村にありて、境原天神と稱すとぞ、さてこの神名、書紀の本どもに生雷とあるを、一本と釋紀に生靈とあるに據れり、其は生產日神と稱すと同じ、靈にやあらむ、然らば生產日神、事代主神は、共に神名式神祇官に坐、御巫祭神八座の中なり、但し生雷神ならむには、神名式に、遠江國磐田郡に生雷神社、一本には生雷命神社とあり、なほ此神たちの事は、下に合せていふべし、

丹比兩道、和名鈔に、河内國丹比郡、さて大坂丹比共に、高安郡より西方に當れり、軍衆多至、顯見旗幟、有人曰、近江將壹伎史、韓國之師也、財等自高安城、降以渡衞我河、古事記に、應神天皇の御陵、惠賀之裳伏岡、諸陵式、志紀郡とす、雄略紀顯宗紀に、餌香市、崇峻紀に餌香川原などあり、此川今は石川とも云ひて、石川郡より北へ流れて、古市郡を經志紀郡の東堺を經て、大和川に入る川なりとぞ、與韓國戰于河西、財等衆少不能距、先是遣紀臣大音、令守懼坂道、或説に、萬葉集に、石上乙麻呂、配土佐國時の歌に、「參上八十氏人の、手向すと、恐の坂に幣奉り、吾はぞ追、遠き土左道を」とよめる恐の坂は、此懼坂にて、大和より河内へ越る坂なるべしと云へり、於是財等、退懼坂道、而居大音之營、是時河内國司守、來目臣鹽籠、有歸於不破宮之情、以集軍衆、爰韓國到之、密聞其謀而將殺鹽籠、知事漏乃自死焉、以上二日の事なり經一日、一日を隔てゝなり、すなはち癸巳四日なり、近江軍當諸道多至、即並不能相戰、以解退、吉野方、財大音等が戰に堪ずして、解退たる由ときこゆ、是日將軍吹負、爲近江所敗、以獨率一二騎走之、上文に、癸巳將軍吹負、與近江將大野君果安戰于乃樂山、爲果安所敗、軍卒悉走、將軍吹負、僅得脱身と見えたる時のこと也、逮于墨坂、墨坂は神武紀に、女坂男坂墨坂、古事記崇神段に、宇陀墨坂神、姓氏錄、難波忌寸の諸に、大彥命、遣治蝦夷之時、至於菟田墨坂云々、此坂宇陀郡萩原の西にありて、伊賀伊勢へ越る坂路なりとぞ、遇逢菟軍至、去二日、紀臣阿閇麻呂、三輪君子首、置始連菟等數萬騎を率て、伊勢の大山を越て、倭に向ひける途中九日に、去四日大和にて、吹負が敗軍せる由を聞て、軍を分り、菟三千餘騎を率て、急馳倭京とあるが來れるに逢たるなり、更還屯金綱井、而招聚散卒、

注金綱井詳ならず、桔槔井と云へる井のあるに依りたる地名なるべし、其地は宇陀郡墨坂に近き處ときこゆ、此次文に、將軍引軍如西、到當麻衢とあり、方位も叶へり、さて更還屯金綱井とあるをおもふに、此處吹負が本營ときこえたり、又下文に、軍金綱井之時云々とて、高市牟狹の二神の、著神の事を記されたるは、此時の事なるべし、こゝに合考べし、

於是此日考がたし、上に遠からぬほどなるべし、聞近江軍至、自大坂道、大坂、上に注へり、而將軍吹負引軍如西、到當麻衢、和名鈔、大和國葛下郡當麻郷多以末、正しくは多岐麻といへり、古事記履中段に、到幸大坂山口、遇一女人、其女人白之、持兵人等多塞茲山、自當岐麻道、廻應越幸とある地理も考合すべし、當麻衢の舊趾は、今葛下郡長福寺村に、衢の池と云が有とぞ、與壹岐史韓國軍、戰葦池側、今葛下郡に、葦田池と云があり、これなるべしといへり、時有勇士來目者、拔刀急馳直入軍中、騎士繼踵而進之、則近江軍悉走之、追斬甚多、爰將軍令軍中曰、其發兵之元意、非殺百姓、是爲元凶、故莫妄殺、於是韓國離軍獨逃也、將軍遙見之、令來目以俾射、然不中而遂走、得免焉、將軍更還本營、本營は、金綱井なるべし、其考は上にいへり、時東師頻多臻、官軍なり則分軍各當上中下道、而屯之、上中下の道詳ならず、この次の文に依て考るに、上道

此大事におよべり、あなかしこ、あなゆゝし、御年二十五にてましゝき、此期皇子與多王に遺詔ありて、後に此地に園城寺を建られたりし事、又御陵も此地なりけむ事、本論に委く説へるがごとし、さてかく大事畢へ給へる事を、古事記序に、杖矛擧レ威猛士云々、凶徒瓦解未レ移二浹辰一、氣沴自清と作り、浹辰とは子より亥まで、一周の日數を云ふ、氣沴は妖氣なり、漢風の潤飾文とはいへど、あまりなる作ざまならずや、

時左右大臣左は、蘇我臣赤兄公、右は、中臣連金公、及群臣皆散亡、唯物部連麻呂、且一二舍人從レ之、

從レ之とは、崩に殉死るなり、さて下文に立かへりて、癸丑二十四日諸將軍等、悉會二於筱浪一、而探二捕左右大臣及諸罪人等一、乙卯廿六日將軍等、向二於不破宮一、因以捧二大友皇子頭一、而獻二于營前一とあるを、此に回して事狀貫りてきこゆ、筱波はもと志賀の地の大名にて、古くより聞えたる所なり、

初將軍吹負向二乃樂一至二稗田一之日、これより立かへりて、又大和にての事を擧られたり、下文に依りて推上せて考るに、七月庚寅朔に當れり、稗田は今添上郡の西に、稗田村と云があり、有レ人曰、自二河内一軍多至、官軍則遣二坂本臣財、長尾直眞墨、倉橋直麻呂、民直小鮪、谷直根麻呂一、率二三百軍士一、距二於龍田一、龍田山、神武紀、履中紀に見ゆ、神名式、大和國平群郡龍田神社あり、龍田より河内へ越ゆる山路は、今のくらがり峠なるべし、復遣二佐味君少麻呂一、率二數百人一、屯二大坂一、和名鈔に、大和國葛上郡大坂郷、古事記垂仁段に、大坂戸とあるもこゝにて、これも河内へ越す山路ありて、穴蒸越といふとぞ、此後天武紀八年十一月、初置二關於龍田山大坂山一と見えて、件の二所に、同時に關を置せ給へり、遣二鴨君蝦夷一、率二數百人一、守二石手道一、此地未考へず、或説に河内國石川郡に隸ける、岩窟越の山道ならむと云へり、是日坂本臣財等、次二于平石野一、河内國石川郡に、今平石村あり、時聞下近江軍在中高安城上、天智紀六年十一月、築二倭國高安城一とあり、此地後に河内國高安郡に入りて、城址は今服部川の上の方にありとぞ、而發之、乃近江軍知二財等來一、以悉焚二秋稅倉一、前に天智紀八年に、是冬修二高安城一、收二畿內之田稅一また九年二月に、又修二高安城一、積二穀與レ鹽と見えたり、此事の後四年紀に、二月丁酉、天皇幸二高安城一とみゆ、皆散亡、仍宿二城中一、財等が軍士高安の空城に入て、宿れるなり、○文武紀に、大寶元年八月丙寅、廢二高安城一云々、會明辛卯二日に當れり臨二見西方一、自二大津

注和泉國和泉郡に今此地名あり、但し今按に、下文に聞下近江軍至上自二大坂道一、而將軍引レ軍如レ西、到二當麻衢一、與二壹岐史韓國軍一、戰二葦池側一とあると、又高市牟佐二神の敎に、自二西道一軍衆將レ至云々と見え、又二神所レ敎の如く、韓國が大坂より來るとあるに依るに、此に大津とあるは、大坂なるべきを、既く大津と寫誤れにやあらむ、

きて、燃るがごとく、然こそは見えわたりたりけむかし、太平記、武藏野合戰の條に、先陣は平一揆三萬餘騎、小手の袋四幅袴、笠符に至るまで、皆赤かりければ、殊更輝きてぞ、見えけるといへる事も見えたり、但し此句本集には冬ごもり、春さり來れば、野每に、着而在火(ツケタルヒ)のとあり譬へたる趣は同じけれど、いさゝか勢ひおとりてきこゆれば、こゝには一云と注るかたを擧たるなり、すべて此歌は、一云といへる中にまさりてきこゆるが多きを、此外にも撰びて採れり、さて渡會の齋宮の神風の事は紀には載られず、此事は首に擧て論へるが如し、すべて此時の御軍の勵しきありさま、また其風の畏かりし事、此人麻呂の歌にて、まさ目に見るこゝちす、

則大友皇子左右大臣等、僅身免以逃之、男依等卽軍二于粟津岡下一、粟津は續紀聖武ノ卷に、幸二近江國一云々、次二禾津頓宮一と見えたり、勢田ノ橋の西の方なり、壽永三年木曾義仲の誅れたる所にて、今も志賀郡にかくれなし、源平盛衰記に、其事を記せる處に、粟津の岡と見ゆ、是日尙廿二日羽田公矢國、出雲臣狛、合共攻二三尾城一降レ之、

注 上宮記に、彌乎國高島宮、これを繼體紀に、近江國高島郡、三尾之別業とあり、和名抄に、高島郡三尾鄕、美乎、此三尾の城將の名見えず、さて矢國が事は、前の二日の下に、近江將軍羽田矢國其子大人等、率二己族一來降、因授二斧鉞一拜二將軍一、卽北入レ越と見えたるが、こゝに來れるなり、さるは上に論ずる如き御意おきてにて、越前の方を事狀にしたがひて治しめ、愛發(アラチ)の關路を開て、ゆくりなく高島に襲入て、狛(コマ)と共に三尾城を攻伐せ給へるなるべし、去二日より十一箇日に當たり、日ごろもかなひてきこゆ、さて下文に是日に立かへりて、辛亥廿二日將軍吹負既定二倭地一、便越二大坂一往二難波一、以餘(コノホカ)別將軍等、各自二三道一進至二于山前一、屯二河南一、將軍吹負留二難波小郡一、而仰二以西諸國司等一、令レ進二管鑰驛鈴傳印一とあり、此に囘(ラ)して見るときは、事狀よく通りてきこゆ、さて山前は天皇の皇子にましくける時の古宮の地なり、其處に隱(シヌ)び坐ましけるを知りて、其地の河南に屯して逼(セメ)奉れるなり、委くは本論に說へり考(ガ)合すべし、

壬子廿三日男依等斬二近江將犬養連五十君(イキミ)、扶桑略記等には、近江犬上五十君とあり、及谷直鹽手於粟津市一、扶桑略記には、粟津岡下とあり、於レ是大友皇子走無レ所レ入、乃還隱二山前一以自縊(ワナギシマヒヌ)焉、

扶桑略記には、たゞ自害と記し奉れり、大海人皇子吉野を發(イデ)給ひし六月廿四日より、廿九箇日に當り

るべし、上に引たる萬葉集に、高市皇子の殯宮にて、人麻呂がよめる長歌のつゞきに、大御身に、大刀取佩し、大御手に、弓執持たし、御軍士を、誘ひたまひ、調ふる鼓の音は、雷の聲と聞まで、吹響せる、笛之音は、敵見たる、虎歟叫吼ると、諸人の、脅ゆるまでに、指擧たる、幡の靡は、冬隱り、春野燒火の、風の共、靡けるごとく、取持てる、弓弭のさわぎ、眞雪降る、冬の林に、飄かも、いまきわたると、諸人の、見惑ふまでに、引放つ、箭の繁けく、大雪の、亂れて來たれ、服はず、立向ひしも、露霜の、消なば消ぬべく、行鳥の、相競ふ間に、渡會の、齋宮ゆ、神風に、い吹惑はし、天雲を、日のめも見せず、常闇に、覆ひたまひて、定めてし、瑞穗國を、神ながら、ふとしきまして、安見之ゝ、吾天皇の、天下、政したまへば云々とあるは、決く此瀨田の御軍のさまをよめりとぞきこえたる、さて其處は、上に考ていへる如く、粟津原なるべし、粟津も瀨田の內なり、かくて此の紀の文に、旗幟蔽レ野、埃塵連レ天、鉦鼓之聲、聞ニ數十里一、列弩亂發、矢下如レ雨と記されたるも、當時の記文の趣なるべし、件の歌詞にもよく合ひて聞ゆ、但し件の文の中、鉦鼓より如レ雨といへるまでの文は、後漢書光武紀なると同じければ、其文によられたるにてもあるべけれど、實に其時の狀の然ありしなるべき事、歌詞にも思ひ合すべし、又幡の靡を、春野燒く火にたとへたるは、古事記序に、此御軍のさまを賛たる文に、杖矛擧レ威、猛士烟起、絳旗耀レ兵、凶徒瓦解と作るに符へり、絳旗は赤旗なり、赤旗兵士を耀して、殊に勢を益して、見えたるさまをいへるなり、さて其絳旗を赤旗なりといへる證は、新撰字鏡の原本に、絳古向反、緋、大赤絹と注し、また縉疾陵反、平旌也、麾也、旌麾二字縉也と注せるを合せて、其義明なり、此二字の義今ある漢土の字書どもに、然ばかり詳に通ゆる注は、未だ見およばず、但し絳を說文に、大赤也と注し、類聚名義抄に、アケまたアカイロと訓り、かくて此紀には上文に見えたる如く、以ニ赤色一著ニ衣上一とあるは、かたへを記されて、旗のかたにはおよばれざりつるなり、誠は旗も徵幟も、赤色を用ひ給ひたりけるを、其指擧たる赤旗に、數多の兵士の戎衣の赤徵幟の耀きあひて、競ひ進めるが、春野燒く火の風に靡

壬寅十三日、これより、男依等、戰于安河濱大破、和名鈔、近江國野洲郡、萬葉集に、安河とありて、今もかくれなし、野洲村と云もあり、則獲社戸臣大口、土師連千島、獲とは生獲なり、丙午十七日討栗太軍追之、和名鈔、近江國栗太郡、久留毛止、この軍の事記されざま疎なり、そのかみも詳ならざりしにこそ、辛亥廿二日男依等到瀬田、神功紀に、瀬田濟、和名鈔、近江國栗太郡勢多郷、兵部式、勢多驛、此地今も隱れなし、さてこれまでの御稜威を、古事記の序に、皇輿忽駕凌渡山川、六師雷震、三軍電逝と作り、時大友皇子及群臣等、共營於橋西、而大成陣、不見其後、旗旘蔽野、埃塵連天、鉦鼓之聲聞數十里、列弩亂發、矢下如雨、其將智尊率精兵、以先鋒距之、仍切斷橋中、須容三丈、置一長板、設有踏板度者、乃引板將墮、是以不得進襲、於是有勇敢士、曰大分君稚臣、則棄長矛、以重擐甲、拔刀急踏板度之、便斷著板綱、以被矢入陣、衆悉亂而散走之、八年紀曰、大分君稚臣卒、當壬申年大役、爲先鋒之破瀬田營、由是功贈外小錦上位、不可禁、將軍智尊拔刀斬退者、而不能止、因以斬智尊於橋邊、

注橋邊は瀬田の橋の西邊なり、按るに此記されたる趣は、稚臣が一人勇敢て、橋を度りて陣に入たるによりて、大成陣云々とある、官軍の悉亂れて散走りたる如くにて、事實と係りて聞えがたし、入陣の下に、男依等が軍衆勢を得て、悉く橋を度りて衝入たる由の文の脱たりげなり、さて其大に戰たるは、粟津原なるべし、下文に粟津岳、また粟津市に逼進めるをもおもふべし、さて又今按ふに、此時にのぞみて、橋中を切斷たる儲あまりに拙きに似たり、然るは如此ものしおきて、川を隔てゝ挑ほどに、豫て官軍の援來りて、吉野方の後より襲ふべき約ありて、其を待つけて前後より攻擊べき謀なりけるが、事たがひてあへなく御軍士の破れたるにやありけむ、さて上文の二日に、遣村國連男依、書首根麻呂、和珥部臣君手、膽香瓦臣安倍、率數萬衆、自不破出、直入近江、恐其衆與近江師難別、以赤色著衣上、七日に男依等、與近江軍戰息長横河云々、九日に男依等、討近江將秦友足於鳥籠山斬之と見えて、男依等不破より出で近江に入とあるこれなり、不破より横河に入る、次は續紀天平十二年の下に、從不破發至坂田郡横川頓宮と見えたるをおもふべし、かくて今按に、二日に高市王和蹔を發て、不破より入來れる男依等を率おはして、此瀬田の軍をもせさせ給へるな

犬養連五十君、自二中道一至之留二村屋一、而遣二副將盧井造鯨一、率二二百精兵一、衝二將軍營一云々、鯨軍不レ能レ進、是日三輪君高市麻呂、置始連菟、當二上道一戰二于箸陵一大破二近江軍一、而乘レ勝兼斷二鯨軍之後一、鯨軍悉解走、多殺二士卒一云々、自レ此以後近江軍不レ至とあるも、四日の事にて此日に當れり、又件の次の文に、先レ是軍二金綱井一之時とありて、高市牟佐村屋の三神、吉野方の軍を守護給へる由の敎言ありて、卽その驗ありし事をも記されたり、これら此に廻らして知るべし、是まで大和にての事なり、

甲午五日近江別將一本には副將田邊小隅、越二鹿深山一、而卷レ幟抱レ鼓詣二于倉歷一、以二夜半一之銜レ枚穿レ城劇入二營中一、上に令レ守二倉歷道一と見えたる、田中臣足麻呂が營なり、則畏下己卒與二足麻侶衆一難上レ別、以毎レ人令レ言レ金、仍拔レ刀而毆レ之、非レ言レ金乃斬耳、於レ是足麻侶衆悉亂之、事忽起不レ知二所爲一、唯足麻侶聰知レ之、獨言レ金以僅得レ免、小隅がこの金と言はしめたる事は、後世にいはゆる夜擊の合言にていとよろしき計らひなり、乙未六日小隅亦進、欲レ襲二莿萩野營一、而忽到、上に命二多臣品治一率二三千衆一屯二莿萩野營一、爰將軍多臣品治品治既に將軍に拜されたりときこゆ、但し此紀の文法、たゞの隊長をも、將軍と書るにかとおもはるゝところあり、遮レ之以二精兵一追擊レ之、小隅獨免走焉、以後遂復不レ來也、丙申七日〇去二日より今日まで連日事あり、男依等與二近江軍一、戰二息長横河一破レ之、扶桑略記に、途戰云々とあり、息長横河は諸陵式に、息長墓在二近江國坂田郡一、續紀に、坂田郡横川頓宮、兵部式に横川驛みえたり、息長は大名の地ときこゆ、更科日記に、不破の關阿墓の山など越て、近江國おきながといふ人の家にやどりて云々、斬二其將境部連藥一、齊明紀に、坂部連藥、戊戌九日男依等、討二近江將秦友足於鳥籠山一斬レ之、鳥籠山、近江國犬上郡にありて、今もかくれなし、萬葉集に、狗上之鳥籠山と詠り、兵部式に鳥籠驛、是日尙九日にて、是より大和の事に係れり、東道將軍紀臣阿閉麻呂等、阿閉麻呂は、二日の條に向レ倭とある軍長四人の中なり、此文にて將軍なる事知られたり、さて東道は、もし南道の寫誤にはあらぬか、近江より大和は南に當れり、聞下倭京將軍大伴連吹負、爲二近江一所上レ敗、去四日の敗なり則分レ軍以遣二置始連菟一、率二千餘騎一而急馳二倭京一、

注菟も阿閉麻呂と共に、去二日向レ倭とある軍長の中の一人なり、此文の趣を考るに、阿閉麻呂等いまだ大和に行着ざる途にて、吹負が敗を聞て、まづ菟を急き遣りて救はしめたるなり、二日より今日まで、中間六日なり、さて此八日九日の頃より、十三四日の頃までの事なるべし、下文に大和にて吹負が軍敗れて、墨坂まで走たる事の次の文に、偶逢二菟軍至一とありて、又合戰の事見えたり、さて吹負定二倭地一、廿二日に大坂を越て往二難波一とあり、

るは、然る事なり、さて此玉倉部さして衝入らしめ給へるは、いといはれたる術なるを、御軍士の弱かりつるぞくちをしきや、さて下文に、大和にての事を、初將軍吹負、向二乃樂一至二稗田一之日、有レ人曰、自二河內一軍多至、則遣二坂臣財、長尾直眞墨、倉橋直麻呂、民直小鮪、谷直根麻呂一、率二三百軍士一、距二於龍田一、復遣二佐味君少麻呂一、率二數百人一、屯二大坂一、遣二鴨君蝦夷一、率二數百人一、守二石手道一、是日坂本臣財等、次二于平石野一、時聞下近江軍在中高安城上而發レ之、乃近江軍知二財等來一、以悉焚二秋稅倉一、皆散亡、仍宿二城中一、會明臨二見西方一、自二大津丹比兩道一軍衆多至、顯見二旗幟一、有レ人曰、近江將壹伎史韓國之師也、財等自二高安城一降以渡二衞我(ユガ)河一、與二韓國一戰二于河西一、財等衆少不レ能レ距、先レ是遣二紀臣大音一令レ守二懼坂(カシコザカ)道一、於レ是財等退二懼坂一而居二大音之營一、是時河內國司守、來目臣鹽籠、有下歸二於不破宮一之情上、以集二軍衆一、爰韓國到之、密聞二其謀一而將レ殺二鹽籠一、鹽籠知二事漏一乃自死焉とあり、通考るに、二日にて今日の事なり、

壬辰(三日○是より大和國にての事なり、)將軍吹負、屯二于乃樂(ナラ)山上一、時荒田尾直、(直を下文に連と作り、)赤麻呂、啓二將軍一曰、古京(飛鳥の岡本)是本營處也、宜二固守一、將軍從レ之、則遣二赤麻呂忌部首子人一、令レ戍二古京一、於レ是赤麻呂等詣二古京一、而解二取道路橋板一、作レ楯竪二於京邊衢一以守レ之、癸巳(四日)將軍吹負、與二近江將大野君果安一(此果安は、何國の人なるにか、未考へず、近江朝にて、將軍に拜されて、下されたる事上に見えず、)戰二于乃樂山一、爲二果安所レ敗、軍卒悉走、將軍吹負、僅得レ脫レ身、於レ是果安追至二八田岳一、(八田岳、通本八口岳と書り、今古本共を按へて訂せり、八田は和名鈔に、大和國添下郡の郷に見ゆ、萬葉集の歌に、八田の野ともよめり、今も矢田村と云ふがありて、矢田寺と云ふもありとぞ、)而視レ京毎レ街竪レ楯、疑レ有二伏兵一、乃稍引還之、

注 京は上にいはゆる倭古京にて、本營の處なり、下文に是も大和にての事を、近江軍當二諸道一多至、即並不レ能二相戰一、以解退、是日將軍吹負、爲二近江所レ敗、以獨率二一二騎一走之、逮二于墨坂一、偶逢二菟軍至一、更還屯二金綱井一、而招二聚散卒一、於レ是聞二近江軍至レ自二大坂道一、而將軍引レ軍如レ西、到二當麻衢一、與二壹岐史韓國軍一、戰二葦池側一云々、則近江軍悉走之云々、將軍更還二本營一、時東師頻多臻、則分レ軍各當二上中下道一而屯之、唯將軍吹負親當二中道一、於レ是近江將

此國の事記せるものに、犬上川は、今の高宮川なりと云へり、

山部王爲二蘇賀臣果安、巨勢臣比等一見レ殺、

注按に山部王は、此軍將に任され給へりしなるべし、殺され給へる故は、此處にて心變じて、吉野方にならむと爲給へる事の、顯はれたるなるべし、其は六月廿五日の夜半、伊勢の三重わたりにて、鈴鹿關司の山部王、石川王來歸之、故置レ關と吉野皇子に告せるによりて、徵に遣はしたるに、其二王たちにはおはさで、大津皇子にておはしける由見えたり、其は實は、山部王、石川王の從はむとて來り給へるが、關外に待給へる間、障る事などの出來て、立還り給へるに、さしちがひて大津皇子の參り給へるなるべし、然らずは關司のさばかりの違を、告申すべきにはあるべからず、かくて山部王もとより吉野方に心よせおはしけるによりて、此とき反伐し給はむの機ありけるによりて、討れ給へるなるべし、さて石川王も、はやく吉野方になりて、功しかりしときこえたり、天武紀八年に、吉備太宰石川王病之薨二於吉備一、天皇聞レ之大哀、則降二大恩一云々、贈二諸王二位一と見えたるを思ひ合すべし、

由二是亂一以軍不レ進、乃蘇賀臣果安、自二犬上一返刺レ頸而死、（果安臣、軍將山部王を誅したるによりて、軍人驚動亂れて進まず、故果安其功なき事を耻て、返りて自死たるなるべし、あはれむべし、比等臣は、いふかひなくたゞに在けるか、後に配流の刑に行はれたる事、下文に見ゆ、）是時近江將軍、羽田公矢國、其子大人等、率二己族一來降、因授二斧鉞一拜二將軍一、（矢國をなり）即北入レ越、

注此叛臣矢國等を、直に麾下には置給はず、矢國が大津朝の將軍なりしを、耻かしめ給はず、更に將軍に拜して、越を治めに遣したるは、遠き御慮づかひなるべし、越は今の越前越中越後より、なほ廣くかけたる古の總名ながら、此時なるは、越前をさして入らしめ給へるなり、垂仁紀に、越國笥飯浦とあるも越前なり、なほ下の廿二日に、矢國が出雲臣狛と共に、三尾城を攻降せる下に論ふべし、

先レ是近江放二精兵一、忽衝二玉倉部邑一、則遣二出雲臣狛一、擊追レ之、

注玉倉部は、古事記景行段に見ゆ、傳に美濃國不破郡の地なるべし、此玉倉部邑とあるは、不破の行宮に遠からぬ地と聞ゆとて、彼是證を引て說はれた

且遣二村國連男依、書首根麻呂、和珥部臣君手、膽香瓦臣安倍一、率二數萬衆一自二不破一出直入二近江一、

注近江とは、專大津をさして軍を進め給へるなり、さて此軍士の中にゐる書首根麻呂は、吉野宮を發給へるとき、御供の中に見えたる舍人なり、近頃大和國宇多郡八瀧村にて堀出せる墓誌に、壬申年將軍、左衛士督、正四位上文禰麻呂忌寸、慶雲四年歲次丁未九月廿一日卒とあり、壬申年將軍と誌せるは、上文に撰二衆中之英俊一爲二別將及軍監一と見えたる別將になされたりけるを譽として、子孫の壬申年將軍とは書るなるべし、此餘位署銘文の事など、おのれ別に勘たるものあり、

恐下其衆與二近江師一難上ㇾ別、以二赤色一著二衣上一、

注衣の上に、戎字脫たりげなり、はるか後世の軍に、鎧に笠符袖符などゝて着る事のあるは、おのづから合へり、當昔さばかり御慮を用ひ給へること、なべてならぬ御事なり、萬葉集に載たる、柿本人麻呂の、此度の御軍の狀をよめる歌に、春野燒火の、風の共、靡けるごとく、とよめるも、此戎衣上の赤色の徽幟なるべき事決し、なほ其歌は、下に引ていふべき事あり、

然後別命二多臣品治一、率二三千衆一、屯二莿萩野一、品治は、上文に見えたる、倭に向ふべく命せ給へる軍長の中の一人なるを、更に別に選すぐりて、莿萩野に屯せさせ給へるなり、莿萩野の地の事は上に云へり、遣二田中臣足麻呂一、令ㇾ守二倉歷道一、近江國甲賀郡藏部鄕久良布と、和名鈔に見ゆ、伊賀の國堺なり、莿萩野、倉歷、共に伊賀國より近江に入山道なりとぞ、こゝは伊賀なば、ことに御心もとなくおもほせるが故なるべし、時近江命二山部王、蘇賀臣果安、巨勢臣比等一、率二數萬衆一、將ㇾ襲二不破一、而軍二于犬上川濱一、

注こゝに近江とあるは、前文の例にては、近江の朝廷、また近江朝など書さるべきを、たゞに近江とあるはいかゞなれば、朝廷などの字の脫たるにかとおもはるれど、下文にも近江放二精兵一云々ともあれば、脫たるにはあらず、此あたりにては、しかすがに近江朝廷などは書がたき文勢なれば、しひて貶しめむとして、かく不調になれるにて、是も亦例の改刪の跡なりしなるべし、上にも下にも見えたる如く、など大友皇子とだに書れざりけむ、さて此時の事を、帝王編年記には、大友皇子率二數萬兵一、軍二犬上川一、自注に、近江國犬上郡とあり、萬葉集の歌に、狗上之鳥籠山、和名鈔に、近江國犬上郡見え、

上直老、佐味君宿那麻呂等於不破宮一、（軍營なり、下文に、たゞ營とあるもこれなり、）令レ奏二事狀一、天皇大喜レ之、因乃令下吹負拜中將軍上、是時三輪君高市麻呂、鴨君蝦夷等、及群豪傑者、如レ響悉會二將軍麾下一、乃規レ襲二近江一、因以撰二衆中之英俊一、爲二別將及軍監一、庚寅初向二乃樂一、

注別將軍監等、かの飛鳥寺の西の營に會たりけるが、近江を襲はむ事を規りて、まづ乃樂に向ひたる由なり、さて此六月は小月にて庚寅なし、こは此直下の七月庚寅朔の事なるを、上文に大和にての事を記せる因に、こゝに記されたるものなり、下文にも立かへりて前の日を更に擧て、事を記されたるところもあり、相似たる例なり、但し其は紀中、此卷を除ては、例なき記されざまにて、ことに六月の下に書連たるは、いかにぞや、例の此御世の紀の記者の失なるべし、釋日本紀に、私記曰、多生郞按云、六月辛酉朔之內、已有二庚寅一、而又七月庚寅朔辛卯云々、六月下旬七月上旬之間、何有二二庚寅一、愚實惑二此案一、但案和邇部臣君手日記云々、六月是小月也、早可レ消二六月之庚寅一云々と見えたるは、文義をよくも考へず、また下文の例をもおもひ合せざる說にて疎なり、さて私記に、多生郞といへるは、後紀に弘仁三年六月戊子、始て日本紀を讀しめ給ひ、散位從五位下多朝臣人長執講と見えたり、この人長の事なるべし、又日記主の和邇部臣君手は、吉野方人にて、上文に見えたり、右に引たる日記を、釋紀の印本に、和邇部尼手記とあるは誤なり、一本に依りて訂して採れり、

秋七月庚寅朔辛卯、（二日）天皇遣二紀臣阿閉麻呂、（下卷に、在二伊賀國一、紀臣阿閉麻呂とあり、）多臣品治、三輪君子首、置始連菟一、率二數萬衆一、自二伊勢大山一、越之向レ倭、

注大山上にも見ゆ、鈴鹿山ときこえたり、こゝなるは、其山つゞきの鹿太越なるべし、今も其處を越て、伊賀を經て大和に入る道ありとぞ、さてこは、前に撰二衆中之英俊一、爲二別將及軍監一、庚寅初向二乃樂一とありて、亦此阿閉麻呂等をして、大和の方より來らむ官軍をおさへつゝ、大和を治めしめ給へるなり、かくて四日に、大和にて吹負が官軍に敗られて逃たるとき、墨坂にて菟が軍の至れるに逢たる事下文に見ゆ、さて阿閉麻呂下文に東道將軍とあり、

から、任給へば、大御身に、大刀取佩し、大御手に、弓執持たし、御軍士を、誘ひたまひ、云々」とよめり、此歌に據りておもふに、和蹔にも行宮を興てゝ、高市ノ皇子を置て、近江の官軍をおさへさせ給ひ、野上より度々其處に往まして、軍事を撿挍給ひたりしなるべし、美濃國人云、和蹔ガ原は、今の不破郡青野ガ原なりと云ひ傳ふといへり、

是日是日は、尙二十九日なり、こゝにまた別に大和國にてのことをのせられたるなり、大伴ノ連吹負、上に、唯吹負留謂、立ニ名于一時ニ、欲ニ寧ニ艱難ヲ、卽招ニ一二族及諸豪傑ヲ、得ニ數十人ヲと見えたり、密ニ與ニ留守司坂上ノ直熊毛ニ上にも此下にも、留守司高坂王と見えたるには、其司の上官にて、熊毛は次官なるべし、議之、謂ニ一二ノ漢ノ直等ニ曰、我詐稱ニ高市ノ皇子ニ、率ニ數十騎ヲ、自ニ飛鳥寺高市郡飛鳥村北路ニ出之臨ニ營、營は留守司高坂王、官軍を興して屯居る處なり、下文に寺西營、又據ニ飛鳥寺西槻下ニ爲ノ營とも見ゆ、乃汝內應之、既而繕ニ兵於百濟ノ家ニ、吹負が家なり、今廣瀨郡に百濟村あり、自ニ南門ニ出之、先秦ノ造熊ニ令ニ犢鼻ニ、

注 犢鼻、舊訓タブサキ、雄略紀に、喚ニ集采女ヲ、使ニ脫ニ衣裙ヲ、而著ニ犢鼻ヲ、露所相撲とある犢鼻をも、タブサキとよみ、萬葉集にも、然よみ來れり、和名抄に、褌ノ方言注云、袴而無跨謂ニ之褌ト、和名須萬之毛能史記云、司馬相如著ニ犢鼻褌ヲ、韋昭曰、今三尺布作之、形如ニ牛鼻ノ者也、唐韻云、衳小褌也、漢語抄云、衳子、毛乃之太乃太布佐岐、など見えたれど、こゝにいへる犢鼻は、旅服の短き褌なるべし、近江より急ぎて馳至れる狀にものしたるなり、下文に考合すべし、

而乘馬馳テ之、俾謂ニ於寺ノ西ノ營中ニ曰、留守司の營なり、上に注へり、高市ノ皇子、自ニ不破ニ至、軍衆多從、熊にかく云はしめたるなり、爰留守司高坂ノ王、及興兵ノ使者穗積ノ臣百足等、さきに、近江の朝廷より、この百足及弟五百枝、物部首日向を、倭京に遣して、令興兵とあり、故興兵使者と記されたるなり、據ニ飛鳥寺西ノ槻下ニ、六年紀に、二月饗ニ多禰島人等於飛鳥寺西槻下ニ、爲營、唯百足居ニ小墾田兵庫ニ、小墾田は高市郡、運ニ兵兵器なり於近江ニ、近江の官軍の爲になり、時營中軍衆、聞ニ熊毛叫ガブ聲ニ悉散走、仍大伴ノ連吹負、率ニ數十騎ヲ劇來、則熊毛及諸直等、諸直は、上に注へる漢直等なり、共與連和、軍士亦從、乃擧ニ高市ノ皇子之命ヲ、喚ニ穗積ノ臣百足於小墾田ノ兵庫ニ、爰百足乘馬緩來、逮ニ于飛鳥寺西槻下ニ、有人曰下馬也、時百足下馬遲之、便取ニ其襟ヲ以引墮、射中ニ一箭ヲ、因拔刀斬而殺之、乃禁ニ穗積ノ臣五百枝、物部ノ首日向ヲ、此二人、共に興兵使なり、俄而赦之置ニ軍中ニ、且喚ニ高坂ノ王稚狭王ヲ、而稚狭王こゝに始て見ゆ、留守司におはしたるなるべし、令從軍焉、既而遣ニ大伴ノ連安麻呂、坂

注此樂等が事昨日の條に見えたり、釋日本紀に云、私記曰、案ニ調連淡海、安斗ノ宿禰智德等ガ日記ニ云、石次見ニ兵起一乃逃還之、既而天皇問ニ唐人等一曰、汝國數戰セル國也、必知ニ戰術一、今如何矣、一人進奏言、厥唐國先遣ニ看親者一、以令レ視ニ地形ノ險平及消息一方出レ師、或夜襲或晝擊、但不レ知ニ深術一、時天皇謂ニ親王ニ云云と引載たり　淡海智德は、上に見えたるが如く、共に舍人にて、吉野より御供に仕奉れる人なり、但し智德は此紀に安斗ノ連とあり、私記に宿禰と書るは、後に姓を改賜ひたる上をもて稱へるなるべし、さて唐人とは齊明紀に、六年十月百濟ノ佐平鬼室福信、遣ニ佐平貴智等一、來獻ニ唐ノ俘一百餘人一、今美濃國不破片縣二郡ノ唐人也と見えたるともがらなるべし、その俘を獻れる年より、當年まで十三年に當れり、此度かの唐人等を行宮に近く召置て、件の事の外にも、毎に己が國の軍の狀を語らせて聞食し、取用ひ給へる事ぞおはしましたりけむ、かゝるをりから彼等をさへに喚出して、戰術を問はしめ給へるは、いと大なる御心用ひになむおはしましける、

既而天皇謂ニ高市ノ皇子一曰、其近江ノ朝左右ノ大臣、及智謀群臣共定レ議、今朕無ニ與計レ事者一、唯有ニ幼少ノ孺子一耳、奈之何、此時御軍中におはしませる、草壁王大津王、共に幼くおはせる事上に云へるが如し、高市王は公卿補任に、持統十年七月十三日薨、年四十二、或四十三と見えたれば、この時御歲十八か十九かにておはしゝなり、この王を激勵しめ給はむとて、如此曰へるなるべし、皇子攘レ臂按レ劍奏言、近江ノ群臣雖レ多、何敢逆ニ天皇之靈一哉、天皇雖レ獨釋日本紀に、私記曰、按ニ安斗智德日記一、雖獨下有ニ居字一、則臣高市賴ニ神祇之靈一、請ニ天皇之命一、引ニ率諸將一、而征討、豈有レ距乎、爰天皇譽レ之、携レ手撫レ背曰、愼不レ可レ怠、因賜ニ鞍馬一、悉ヲ授ニ軍事一、皇子則還ニ和蹔一、天皇於レ茲行宮興ニ野上一而居レ焉、此夜雷電雨甚、則天皇祈之曰、天神地祇扶レ朕者雷雨息矣、言訖卽雷雨止之、此御祈の事は、首に云り、戊子廿八日天皇往ニ於和蹔一、撿ヲ按軍事一而還、己丑廿九日小天皇往ニ和蹔一、命ニ高市ノ皇子一、號ヲ令軍衆一、天皇亦還ニ于野上一而居レ之、

注萬葉集に、高市皇子ノ尊城上ノ殯宮之時、柹本朝臣人麻呂作歌、上略「安見しゝ、吾天皇の、聞し召、背面の國の、眞木立、不破山越えて、狛劍、和蹔が原の、行宮に、天降居まして、天の下、治給ひ、食國を、定めたまふと、雞が鳴東の國の、御軍士を、喚給ひて、ちはやぶる、人を和せと、服はぬ、國を治めと、皇子な

る始より、危難を凌ぎて、東國に入ませる間の御心づかひの、いかばかりにか、思ほしめしたりけむと、天皇の辛苦給ひし舊を、またさらに懷し出で、歎き給へる御情を、たゞ二句に簡めてのたまへるにて、いと感ふかくきこゆる御言なるべし、かくて伊勢國は、奧津藻も靡きし波にとは、天皇伊勢の桑名に坐ませるほどより、ことに御稜威の甚しきに恐れて、諸國なびき從ひ奉れる狀を諷へ、鹽氣のみかをれるとは、海上の潮曇のさしのぼる日影にやがて霽わたる如く、世の亂の治れるさまを、御名稱の高照日と申すに諷へて、讚稱へ給へりとぞきこえたる、然るはそのかみ皇后桑名に留居ませる時、御目馴れ給ひつる海邊のさまを、おもほし出てよみ給へるなるべし、例の因におもひ合さるゝよしを書加へつ、

比レ及ニ郡家一（郡家は、尾張のなるべし、）尾張國司守小子部ノ連鉏鉤、率ニ二萬衆一歸之、天皇卽美レ之、分ニ其軍一塞ニ處々道一也、

注下文八月丙戌の下に、尾張國司ノ守少子部ノ連鉏鉤、匿レ山自死之、天皇曰、鉏鉤有ニ功勳一者也、無レ罪何自死、其有ニ隱謀一歟と見えたり、是に依りて推察るに、鉏鉤は大津ノ朝廷の忠臣にて、此時謀を定めて二萬の軍衆を率て、詐りて降り居て、隙を窺ひて皇子を捕りまゐらせむと巧みたりけるを、皇子速く察りまして、其軍衆を分りて處々の道の塞の軍に加へ給へるなり、さてもなほ御慮をつかひて、あへしらひ給ひけむから、其謀の如く行ふ事あたはず、さるほどに官軍利なくて、天皇御事ありければ、いふがひなく悲に堪ずして自死りたるにこそ、此鉏鉤ノ連の事は、本論にも擧たれど、かゝる忠臣のありける事を、世に語りも傳へざる事のあはれに悲しくて、またしも此に委しく云ふになむ、さて又此死れる事を聞食て、鉏鉤ハ有ニ功勳一者也、無レ罪何自死、其有ニ隱謀一歟とのみ曰ひて、おはしつるはしかすがにいともて鎭めたまへる、大御心もちひにこそはおはしましゝか、

到ニ于野上一、（和名抄に、美濃國不破郡野上郷、此地今もかくれなし、）高市ノ皇子自ニ和蹔一、（此地の事、下に云ふべし、）參迎以レ使奏言、昨夜自ニ近江一朝ノ驛使馳至、因以ニ伏兵一而捕者、書ノ直藥、忍坂ノ直大麻呂也、問ニ何所往一、答曰、爲下所レ居吉野一太皇弟上、而遣レ發ニ東國軍一韋那ノ公磐鍬之徒也、然磐鍬、見ニ兵起一、乃逃還之、

に見えず、事平ぎて後よく御慮をとりて、媚仕へ寵をうけたりしがゆゑなるべし、何の御世の事にかありけむ、先祖等の毎時功ありし由を、ことさら擧加へて、しか贈位などして、寵賞し給ひたるものなるべし、

唯吹負留謂、（兄馬來田は、再吉野方の近江の軍陣に參り、吹負はなほ其大和の家に留まれるなり、さて其家は百濟にありける事下文に見ゆ、百濟村今廣瀨郡にありとぞ、）立ニ名于一時ニ、欲レ寧ニ艱難ニ、即招ニ一二族及諸豪傑ニ、僅得ニ數十人ニ、（吹負が吉野方として功たりつる事は、廿九日の條より始て、次々に見えたり、持統紀に、大倭桀豪と記されたるは、もはら此吹負が事ときこゆ、）丁亥（廿七日）高市ノ皇子、遣ニ使於桑名郡家ニ以奏言、（こは高市王、既に和蹔に屯しおはしまして、其處より申し給へるなり、此次に自ニ和蹔ニ參迎とあるをもて知るべし、）遠居ノ御所、行レ政不レ便、宜レ御ニ近處ニ、即日天皇留ニ皇后ニ、而入ニ不破ニ、

注萬葉集、天武天皇の御代の歌の下に、天皇崩之後八年九月九日、奉レ爲ニ御齋會ニ之夜、夢裏ニ習賜ヘル御歌一首「明日香能、清見原ノ宮爾、天下所知食之、八隅知之吾大王、高照日之御子、何方爾所念食可、神風乃伊勢能國者、奥津藻毛靡足波爾、鹽氣能味香乎禮流國爾、味凝文爾乏寸、高照日之御子」と見えたる御歌を、此に思ひ合せらるゝ事あり、其はまづ端作に、天皇崩後八年といへるは、天武天皇の崩後八年にて、持統天皇の御世の七年に當れり、御齋會は持統紀二年二月の詔に、自今以後毎取ニ國忌日ニ、要須レ齋也と見えて、この九月九日は、天武天皇の國忌御齋會なり、かくて件の歌ざまをおもふにも、決めて持統天皇の御歌にて、此さし次の其御代の下に入べきが、前後に混ひたるものなるべし、さて御歌は、もはら天武天皇を稱へ奉り給へるにて、神風の伊勢能國者云々以下は、桑名に停り給へる時より、ことに御勢の盛になりて、不破に入り給ひ、いくほどなく事遂して、日嗣知食せるよしを讃美給へるなり、其ほど皇后はなほ桑名に留りておはしければ、そのをりの事どもを、國忌の御齋會につけては、ことさらにおもほし出て、天皇を崇め慕ひて、よませ給へるなるべし、さるは眞に夢の御歌なりしにか、とまれかくまれ侍ふ人などの、然は語り傳へたりしなるべし、習ノ字は略解に、誦の誤かといへり、然ることなり、かくて御歌の意は、起より云々の八句は、天皇を讃美奉り給へる御言なり、何方に思ほしめせかとは、天皇吉野宮に入ましけ

王、武家王、佩レ劔立ニ于側一、而無レ退、於レ是男按レ劔欲レ進、還恐レ見レ亡、故不レ能レ成レ事、而空還之、この磐手男等が、吉備筑紫に云々せる頃は、すでに大津にては、天皇の御事ありし後に當るべし、東方ノ驛使磐鍬等、藥、大摩侶と共に三人なり、上に見ゆ、將レ及ニ不破一、東國へ行むとしてなり、磐鍬獨疑ニ山中有一レ兵、以後之緩之行、時伏兵自レ山出遮ニ藥等之後一、藥、大摩侶の二人が後なり、此二人爰にて捕られたる事、廿七日の下に見えたり、磐鍬見レ之知ニ藥等見一レ捕、則返逃走、近江の方へなり、僅得レ脫、當ニ此時一、大伴連馬來田、弟吹負（フケヒ）、並見ニ時否一、以稱レ病退ニ於倭ノ家一、

注此馬來田は、去シ廿四日皇子吉野宮を發チ給ひて、菟田ノ吾城に到給へる時、黃書連大伴と共に追次參れり、大伴は其日志摩と共に、留守司に驛鈴を乞給へる御使に遣されたるが、志摩は豫て命ありけるまゝに、其を得ぬ由を復命したる由見えたるに、大伴が事の見えざるは、別に命せつけ給へる事などのありて、志摩よりはやゝ後れて、追次たりけむを、馬來田が後れて、大伴と共に到れるは、二心になりて猶豫（タユタヒ）たりしが故なるべし、かくてこゝに見ニ時否一とあるは、此御軍の間に、官軍の勢の勝りたる事のありけるを見て、又二心になりて、弟吹負と云合せて病と稱して、大和の家に退て、世のさまをうかゞひをりたるなり、さて吹負が名こゝに始て見ゆ、兄と共に追次て、御供に立たりしなるべし、

然知下其登ニ嗣位一者、必所ニ居（マシマス）吉野一、太皇弟上矣、是以馬來田、先從ニ天皇一、

注しかるに、又吉野方の勢の強くなれるを見聞て、御世は此皇子ぞ知食さむと、また心を反し、決めて弟の吹負に先だちて、吉野方の御軍に參り來て、心みせして仕奉れるなり、此時吹負も同意なりつる事、此上下の文にて明なり、さてこゝの馬來田等が語を、文に知下其登ニ嗣位一者、必所ニ居吉野一、太皇弟上矣とあるは、今の天皇に代りて、御世を知食すべきは、吉野宮の皇子なりといへる由なるを、此紀の例の婉曲（コトヨ）く書成されたるものなり、そもそもこの馬來田は、此御軍にさせる功もきこえず、もとよりゑか心も定まらぬわろさかしき佞人ときこゆるを、天武紀十二年に、六月丁巳朔己未大伴連望多（マクダ）薨、天皇大驚之、則遣ニ泊瀨王一、而弔レ之、仍擧ニ壬申年之勳績、及先祖等每時有一レ功、以顯ニ寵賞一、乃贈ニ大紫位一、發ニ鼓吹一葬レ之と見えたり、馬來田が功、紀中

歩於東國一と書るは、此頃の御いきほひをいへるなり、續紀天平寶字元年十二月壬子、太政官奏言の中に、從五位上尾張ノ宿禰大隅、壬申ノ年功田三十町一本四十町、淡海朝廷諒陰之際、義興ニ警蹕一、潜出ニ關東一、于レ時大隅參迎奉レ導、掃ニ清私第一、遂作ニ行宮一、供ニ助軍資一、其功實重、准レ大不レ及、比レ中有レ餘、依レ令上功、合レ傳ニ三世一と見えたり、此時の事に當りてきこゆ、此時大隅が第桑名に在りて、其處に宿給へるにや、

是時近江朝、聞下太皇弟當時の稱なり、入ニ東國上、其群臣悉慴（ミナオヂテ）、京內震動、或遁欲レ入ニ東國一、或退將レ匿ニ山澤一、爰大友ノ皇子謂ニ群臣一曰、將ニ何計一、こゝに至りて、如此詔へるごとき、御意おきての慮りないかにし給ふべき、御あなかしこ、本論に擧たる三首の童謠も、この時におもひ合されてなむ、古事記序に、皇輿忽駕、凌ニ渡山川一、六師雷震、三軍電逝と書るは、大海人皇子の、かゝる御稜威をいへるなり、一臣進曰、遲謀將レ後、不レ如下急聚ニ驍騎一、乘レ跡而逐上レ之、皇子不レ從、則以ニ韋那公磐鍬、書直藥、忍坂ノ直大摩侶一、遣ニ于東國一、以ニ穗積臣百足、及弟五百枝、物部首日向一、遣ニ于倭ノ京一、且遣ニ佐伯連男於筑紫一、遣ニ樟使主磐手於吉備國一、按るに、そのかみ筑紫は、筑前筑後わたり吉備ノ國は、備前備中備後に美作までに、わたりたる國名ときこえたり、並悉令レ興レ兵、仍謂ニ男與ニ磐手一曰、其筑紫大宰栗隈王（クリクマノ）天智十年紀に、以ニ栗隈王一爲ニ筑紫帥一とあり、此本文大宰の下に、帥字脱たりげなり、與ニ吉備ノ國守國の下に、司字脱たりげなり、此ほかみな某國司守とあり、當摩公廣島二人、元有レ隸ニ太皇弟一、疑有レ反歟、若有ニ不レ服色一、卽殺レ之、於レ是磐手到ニ吉備國一、授レ符之日、紿ニ廣島一令レ解レ刀、磐手拔レ刀以殺也、

注吉野方の御軍の都外に滿々て、不破鈴鹿の要害をも塞がれたるに、倭ノ京はさる事ながら、遙けき吉備筑紫の國に御使を遣して、反心あらむかと疑ひおもほせる筑紫の大宰、吉備國守等に勅して、兵を徵（メ）し給ひ、有ニ不レ服色一、卽殺レ之と詔命給へるは、何なる御慮にか、さて又磐手が廣島を殺せるは、不レ服色（マツロハザル）ありつらめど、文には見えず、

男至ニ筑紫一、時栗隈王承レ符對曰、筑紫國者、元戍ニ邊賊之難一也、其峻レ城深レ隍、臨レ海守者、豈爲ニ內賊一耶、今畏レ命而發レ軍、則國空矣、若不意之外、有ニ倉卒之事一、頓社稷傾之、然後雖ニ百殺レ臣、何益焉、豈敢背レ德耶、輙不レ動レ兵者其是緣也、栗隈王承レ符對曰云々とある言の趣にても、大友天皇の御世なる事、おのづから著るきがうへに、承符といひ、社稷といひ、臣と申給へるにて、ます／＼其御世のありかた著し、さてこの王、實は旣に吉野方になりて、おはしけるが故に、邊賊の事を言たてして、遁れ給へるなり、時栗隈王之二子、三野ノ

年號の事は、四ノ卷年號論にいふべし、

是時益人到之奏曰、所レ置レ關者非ニ山部ノ王石川ノ王一、是大津皇子也、便隨ニ益人一參來矣、大分君惠尺、難波吉士三綱、駒田勝忍人、山邊君安麻呂、小墾田猪手、埿部䏄枳、大分君稚臣、根連金身、漆部友背之輩從レ之、

注廿四日吉野より惠尺を近江に遣はし、高市ノ王大津ノ王にともに伊勢に參會ひ給へと曰ひつけ給ひたりき、故レ高市ノ王は昨日積殖ノ山口に參會給へるにて、其は惠尺が最に傳へ申せる故なるべし、大津ノ王も近江におはしましけるを、次デに傳へ申せるによりて、後れて夜半に關まで來り給へるなり、惠尺が此御從にあるをもてしるべし、さて此時大津皇子わづかに十歲になり給へるを、はやく三綱等八人、吉野宮に心をよせて、近江より此皇子を輔けて、御從にて參れるものなる事決し、扶桑略記に、大津ノ皇子六七人ノ男相具、率ニ三千人ノ軍一參來、塞ニ美濃國不破之道一とあり、六七人ノ男とは、惠尺三綱等が事ときこゆ、又率ニ三千人軍一云々は、此下文に男依が發ニ美濃師三千人一云々、とあるに當りて聞ゆるを、本づける書をわろく書とれるにか、又寫誤あるか、

天皇大喜將レ及ニ郡家一、男依乘レ驛來奏曰、發ニ美濃師三千人一、得レ塞ニ不破道一、(男依は、去廿一日君手、廣等と急に美濃へ遣され、告ニ安八磨郡湯沐令多臣品治一、宣ニ示機要一、而先發ニ當郡兵一、仍經ニ國司等一差ニ發諸軍一、急塞ニ不破道一、朕今發路とある事を奉行ひて、こゝに至て其由を告申せるなり、)於レ是天皇美ニ男依之務一、既到ニ郡家一、(これ伊勢の桑名の郡家なり、文下に見えたり、)先遣ニ高市皇子於不破一、令レ監ニ軍事一、遣ニ山背部ノ小田、安斗ノ連阿加布一發ニ東海ノ軍一、又遣ニ稚櫻部臣五百瀨、土師連馬手一發ニ東山軍一、(件の人々を遣はして、東海道東山道の國國の軍を發さしめ給へるなり、釋日本紀この東山軍の注に、私記曰、按安斗智德日記云、令レ發ニ信濃兵一、)是日(尙廿六日)天皇宿ニ于桑名郡家一、郎停以不レ進、

注內宮儀式帳に、桑名ノ神戶、和名抄に伊勢國桑名郡桑名鄉、久波奈、書紀通證に、勢陽雜記曰、桑名郡矢田村有ニ小祠一、相傳祭ニ天武天皇一、此蓋頓宮ノ趾也といへり、此御社桑名ノ驛に近く西の方にあり、さて去廿一日の夕つかたなるべし、云々の急卒なる御ことにて、吉野を發チ給ひ、七日にあたる今日までに、かくばかりいち速く事成し給ひて、桑名の郡家に宿り坐まして進み給はず、重りかにおはしまして、御稜威をかゞやかし給へるは、いとよく軍の道を得給へる御事成べし、古事記序に、人事共ニ洽、虎ニ

介は次官なり、

到二川曲坂下一、而日暮也、和名抄に、伊勢國河曲郡加波和、以二皇后疲一之暫留レ輿而息、然夜曀欲レ雨、不レ得二淹息一而進行、於レ是寒之雷雨已甚、從レ駕者、衣裳濕以不レ堪レ寒、及レ到二三重郡家一、古事記に、倭建命幸二到三重村一之時云、和名抄に、伊勢國三重郡、〔美倍〕焚二屋一間一、而令レ熅二寒者一、六月にしてかくありけり、すべてこれまでの御辛苦のほどおし量り奉るべし、是夜半鈴鹿ノ關司、此時すでに、關司も國司守とともに、吉野方になりて在しなり、遣レ使奏言、山部ノ王、石川ノ王、並來歸之、故置レ關焉、天皇便使下二路直益人一徵上、丙戌廿六日旦於二朝明郡迹太川ノ邊一、望二拜天照大神一、

注 此神拜ミし給へる事は首に論へり、さて望拜を、古訓にタヨセニヲガミ玉フとあり、タヨセの言めづらしげにおぼえて、因に考ふるに、惠慶法師集に、神の社障子の繪に、須磨の浦のかたをかきたるに、神の社に舟よりゆく人の波の高ければ、たよせにみてぐら奉るところをよめる、「たよせとはおもはさらなむわたつうみに、いのるこゝろは神そしるらむ、」「白波の一本に白雲に色みえる或本に色にぞとあるは誤ときこゆ、まかふみてくらを、たよせにうけよ神の此神」とよめり、案ふに件の歌詞のタヨセは、遙に坐す神を此方へ寄せ奉る義にて、タはたゞ輕く加へて云ふ例の辭なるべし、又夫木抄に、光長、「此森の紅葉の錦たてなから、道のたよせにぬさ奉る」、又久安百首に、小大進、「云のひかねつゝましとする女郎花、たよせにをると思ひうとむな」、源賢法眼集に、七月七日、「たよせにやけふはかさましたなはたの、空にたなひくさゝかにの糸」などよめるをもかよはして考ふべし、但しタヨセは、うちまかせて望字の意には叶はざれど、望拜をタヨセニヲガムとは訓むべきなり、さて朝明郡は、和名抄に、伊勢國朝明郡、阿佐介迹太川は、今は朝開川と呼ぶとぞ、釋日本紀に、私記曰、按安斗智德ガ日記云、二十六日辰時於二朝明郡迹太川上一而拜二禮天照大神一といへるは、此時の御事なり、さて件の日記主の智德は、上文に皇子吉野宮を出給へる時、供へ奉れる舍人の中に、安斗連智德と見えたり、また年中行事秘抄に、天武天皇白鳳元年四月十四日、以二大來皇女一獻二伊勢神宮一、依二合戰願一也と見えたるは、此時の御祈の報賽なるべし、此はこの紀の下卷に、二年四月己巳、欲レ遣レ侍二大來皇女于天照大神一云々とある時に當れり、白鳳の

の神々しき、はるかに後の甚しき亂世のますら武雄等にも、をさ〳〵きこえぬばかりの御性になむまし〳〵ける、次々の御ありさまも悉乏かり、

到₂積殖山口₁、（大神宮儀式帳に、阿閇柘殖宮、和名抄に伊賀國阿拜郡柘殖郷、後の伊賀風土記にも、阿拜郡、柘殖山、柘殖里あり、）高市ノ皇子自₂鹿深山₁越以遇レ之、民ノ直大火、赤染ノ造德足、大藏ノ直廣隅、坂上ノ直國麻呂、古市ノ黑麻呂、竹田ノ大德、膽香瓦ノ臣安倍、從焉、

注昨廿四日、留守司の鈴を得ずは、惠尺馳テ之往₂於近江₁、喚₂高市ノ皇子、大津ノ皇子₁、逢₂於伊勢₁と命セ給ひき、此時高市ノ皇子近江におはしましけるが、速にものして、宗とある大火等七人を從にて、皇子のおはしませるをうかゞひて、此積殖の山口に參リ會給へるにて、これも既に密にのたまひあはせおき給へる事著し、さて鹿深は、和名抄に見えたる、近江國甲賀郡にて、こゝに自₂鹿深山₁越とあるは、今云ふ信樂越なるべしとぞ、

越₂大山₁至₂伊勢鈴鹿₁、

注大山は鈴鹿山なるべし、里人今御山とも云ひ、なべてはたゞ坂とのみ呼べり、下文に伊勢大山ともあり、和名抄に、伊勢國鈴鹿郡、鈴鹿郷須須加、さて上にも論へる如く、昨日菟田の郡家の頭にて遇たる、運₂湯沐之米₁伊勢國駄五十匹云々とあるは、既く此國の湯沐令に命セ置て迎へしめ給へるにて、實は馬を得給へるなり、米といへるも、實は兵器にてぞありけむ、

爰國司守（釋日本紀に、伊勢國司守、）三宅ノ連石床、介三輪ノ君子首、及湯沐令田中ノ臣足麻呂、（上文に、運₂湯沐之米₁伊勢國駄云々と見えたり、足麻呂は、此國の湯沐令ときこゆ、）高田ノ首新家等、參₂遇于鈴鹿郡₁、（續紀天平七年十月の下に、此新家が事を、嘗任₂美濃國主稻₁、屬₂壬申兵亂₁、以₂私馬₁奉₂皇駕₁、幸₂美濃尾張國₁、天武天皇嘉レ之云々と見えたるは、新家の孫足人が事に係て、此時の事に當れり、）

則且發₂五百ノ軍₁塞₂鈴鹿ノ山道₁、

注扶桑略記には、此下文の廿六日の下に載られたる、天照大神を拜給へる事に引つゞけて、伊勢國司發₂五百ノ軍₁、塞₂鈴鹿關₁と記せり大鏡にも同じつゞきに、伊勢國におはして云々、國の守五百人の軍をおこして、鈴鹿の關を固め奉る、大友の皇子三千人の軍をひきゐて、不破の關を固め給ふと見えたり、鈴鹿ノ關も軍防令に見えたる、三關の一所にて、因に上に引載たるがごとし、さて國司守の國司は、國を治る職名、守は其長官にて、すなはち伊勢守なり、

にいちはやく逆寄に打入りて、御威を示し給へるを、郡司等いたく恐懼れて、云合せて降り随ひたるなるべし、但し既に本編にも引出たる如く、後の伊賀風土記に、伊賀郡の下に、和歌山有二淨見御所一、昔日淨見原天皇、與二大友皇子一、爭戰之地也云々といへる事見え、また伊賀史に、天武天皇與二大友皇子一相戰、戻レ原詠歌曰、風早之、伊勢乃神遠母、美千比幾弖、多々多寸氣弖女、猿田云爾、故號二地和歌山一、祭神猿田彦也、此歌逸二于記一といへる事も見えたり、こは古事記の序に、聞二夢歌一而想レ纂レ業と見えたる古事を、訛りつゝも談り傳へたりしものなるべし、また伊賀名所記に、和歌山亦若山、清見原天皇大友皇子之御位を爭ひ給ひしとき、あまたゝび國をせめいどみ給ひしに、此國は御母君の古郷とて、大友こゝに屯し給ふ事二月ばかり、淨見原もにぐるを追て、此國に至り給ひ、此若山に陣取給ひし、其處を今にきよみの御所と云ふなりと見え、又既に本篇に引たる如く、伊賀記にも、和歌山、清見原之戰場矣と記し給へり、和歌山今上神戸村といふに屬て在りとぞ、また同記に、城村之內、山田郡ニアリ、大友御在城之所也、城村權現大友ヲマツル所也、また後の伊賀風土記に、阿盃郡の下に、鳥飛山、此山甚低而又其形奇也、昔大友ノ皇子來二此山一暫休之、刀鉾多殘置、今國俗謂二鉾ノ岡一者、此其綠之本也などいへる事も見えたり、これら土俗の傳說にて、悉は信がたけれど、此時の事に參考ふるに、もしくは此時天皇潜に軍將にまぎれて、この伊賀に幸し給ひたりけるが、御軍敗れけるによりて、密に大津ノ宮にかへりおはしましゝにもやありけむ、

會明廿五日のなり、至二莿荻野一、暫停レ駕而進レ食、

注 莿荻野は、書紀通證に云、今云二多羅尾一、與二近江甲賀郡信樂鄉一相接といへり、さて此時の皇子の御擧動をおもひ奉るに、まづ廿四日に、大和の留守司の驛鈴を得ざる事を聞し食す、すなはち云々の御ありさまにて、吉野宮を發給ひて、日暮に宇陀の大野に到り給ひ、短夜の夜道に山中をものして、隱伊賀の驛家を焚きて、御威を示し給ひけるに、當國の郡司等數百衆を率て降り來れり、かくて廿五日會明に、近江の莿荻野にて御食し給へりしなり、すべて其御おもひかねの深き、御擧動のいちはやき、御威

其處に云ふを考合すべし、

將レ及ニ横河一、有ニ黑雲一廣十餘丈經レ天、時天皇異レ之、則擧レ燭親秉レ式占曰、天下兩分之祥也、然朕遂得ニ天下一歟、

注横河は孝德紀に、名墾（ナバリ）横河とあり、名墾は名張なり、古事記の序に、投ニ夜水一而知レ承レ基と書せるこれなり、横河は後の伊賀風土記に、伊賀郡中郡也、東云々、西云々、北限ニ横河一とみえたり、今長田川ときこゆるそれなるべし、秉レ式云々、式は漢國にて式と云ふ器を秉りて、天文を察ひ、時日などを占ふ方ときこゆ、史記の日者傳に、旋レ式云々、索隱に式即栻也、旋轉也、栻之形上圓象レ天、下方法レ地、用レ之則轉ニ天綱一、加ニ地之辰一、故曰ニ旋式一、前王莽傳、天文郎按ニ栻於前一、師古曰、栻所ニ以占ニ時日一、天文郎今之用レ栻者也など見えたり、上文に此天皇の御事を、及レ壯雄拔神武、能ニ天文遁甲一と賛記されたるをもおもひ合せ奉るべし、さて此時の占方はとまれかくまれ、神敎を占へて、御慮を決（サダ）め行ひ給へる也、さて此神助の事は上に論へり、

即急（アカラサマニ）行ニ到伊賀郡一、焚ニ伊賀驛家一、還ニ于伊賀中山一、而當國郡司等、率ニ數百衆（イクサ）一歸焉、

注和名抄に、伊賀國伊賀郡あり、さて此伊賀驛家は近江へ入給ふ、驛次にはあらぬを、ことさらに襲入て焚給へるにて前に隱驛家を焚給へると同じ御行なるべし、還ニ于伊賀中山一と記されたるにても、わざとものし給ひたる事明なり、中山は谷川士淸の書紀通證に、在ニ伊賀郡岡田村ト下河原村ト之間一、今中山寺之名存といへり、而當國郡司等、率ニ數百衆一歸焉とは、前にも隱ノ驛家を焚給ひ、またしも伊賀の驛家を焚給ふに恐れて、當國内の郡司等、各軍人を促し聚めて出來れるなり、但其時の事狀を察ふに、六月廿四日云々の事ありて、晝もすぎたりけむ、吉野を發給ひて、をりしも短夜の夜半ばかりに、隱ノ驛家を焚たまひ、たゞちに伊賀に到りて、驛家を焚給へるも、なほ夜の中の事なるに、其夜の明ざるほど、如何にしても國内の郡司等が、軍人を率て來るべきにあらず、故おもふに、大津ノ朝廷より、官軍をととのへて、儵（ニハカ）に吉野を討給はむとて、密に伊賀の郡司等に詔ありて、軍卒をとゝのへてありしを、吉野ノ皇子も既に其事を知召けるによりて、二所の驛家

小田、（諸本田を由と書り、下文又釋日本紀の諸本に依りて訂せり、）安斗ノ連智德、調ノ首淡海之類二十有餘人、女孺十有餘人也、（二皇子のほか二十餘人悉舍人なり、さて吉野宮には男女一人も、殘し給はざりつときこゆ、）即日（これも尙廿四日なり、）到ニ菟田ノ吾城一、（神名式に、大和國宇陀郡に阿紀神社あり、萬葉集に安騎野とあるは、此地ときこゆ、）大伴ノ連馬來田、黃書ノ造大伴、從ニ吉野宮一追至ニ於此一、（此二人も舍人ときこゆ、さて此二人追至れる上は、吉野宮に殘留れる人は、あらざりしなるべし、）時屯田司（ミタ）（これ東宮におはしましける時の屯田司なるべし、）舍人土師（ハニシノ）連馬手、供ニ從駕者食一、過ニ甘羅村一、（今宇陀郡に葛村あり、こゝなるべしとぞ、）有ニ獵者（カリビト）二十餘人一、大伴ノ朴本ノ連大國、爲ニ獵者之首一、則悉喚令レ從レ駕、（この獵者は、大國密に命をうけて、既にかたらひおきつるが、此地にて參會たるなるべし、）亦徵ニ美濃王一、乃參赴而從矣、（美濃王の傳いまだ考ず、此王此時何地におはしけるにか知られねど、これも既に密にかたらひおき給へるが、軍人を率て來り給へるなるべし、さて件の文によるに、此時に至りて、御從の男子は前の二皇子に、この美濃王の外に、宗とある軍人五十人ばかりになりたりときこゆ、）運ニ湯沐之米一伊勢國駄五十匹、遇ニ於菟田郡家頭（ミヤケノホトリ）一、仍皆棄レ米而令レ乘ニ步者一、到ニ大野一以日落也、

注扶桑略記には、米駄卅匹とあり、さてこゝにて伊勢國の湯沐米の駄あへる事も、實は豫て密に其處の令、田中臣足麻呂に命せつけ給ひたるにて、實は馬と兵具を得給ふ御謀にてぞありけむ、なほ下にいふと考合すべし、伊勢の湯沐ノ令、田中ノ臣足麻呂下に見ゆ、大野は萬葉集二卷の歌に、宇陀の大野と見えたる所なるべし、大野の邑下文に見ゆ、一說にこの大野を安騎野の事とせるは違へり、安騎野は上文に菟田吾城とある地なるべし、上に說へるが如し、

山暗不レ能ニ進行一、則壞ニ取當邑（大野の邑なり、今も大野村ありとぞ、）家籬一爲レ燭、及ニ夜半一（尙廿四日のなり、）到ニ隱（ナバリ）郡一、（和名抄、伊賀國名張郡、但し此時は伊勢國内なる事、本論にいへるがごとし、）焚ニ隱ノ驛家一、因唱ニ邑中一曰、天皇入ニ東國一、故人夫諸參赴、然一人不ニ肯來一矣、

注伊賀は大友天皇の御母の本鄕なる事、本論にいへるが如し、此わたりに其御緣人のありて、ことに近江の朝廷に親しみ奉り、心よせ深き人の多かりけむ、故レ驛家を焚たてゝ、天皇東國に入給ふ云々と唱へさせて、御威を示して人心を試み、かつは驛家を焚亡ひて驚キ騷がしめ、また馬を奪はせて、軍人に乘せなどし給ひけむ、かにかくに近江ノの官軍を妨ゲ給へる御行トなり、然ニ一人モ不ニ肯來一とは、近江ノ朝廷に心よせ深かりけるが故なるべし、さて此夜、又伊賀ノ驛家を焚給へること下文に見えたり、

於伊勢一、既而恵尺等至二留守司一、擧二東宮之命一、大海人皇子、去年東宮を辭給ひたれど、如此云はしめ給へるなり、此後隱の邑中にて、天皇入二東國一と唱しめ給へるも、同じ御心おきてなり、おもひ合せ奉るべし、乞二驛鈴於高坂王一、然不レ聽矣、時恵尺往二近江一、志摩乃還之、復奏曰、不レ得レ鈴也、

注かの一臣の議よりも前に、近江の朝の御企を知召けるに依ッて、深謀を定めて、かく速にものし給へる趣なるに、一臣の議に依て、思下欲返中召男依等上云々と、命せ給ふべきにあらず、然ればまことに此時に、男依等召返し給はむの御慮にはあるべからぬを、亦さらに計策を設ヶて、かの一臣の議に從ひ給ふさまにて、東國よりものし給ふ事を止めて、彼等を召返し給ふ由にて留守司高坂王に驛鈴を乞はしめ給ひて、其王の吉野方に隨ひ給ふべきや否やと、試させ給へるなり、今推考るに鈴を得、得ざるによらず、恵尺は近江に往て云々と、命せ給へるなるべし、志摩は鈴を得ぬ由、卽日に復奏せり、大伴は稍後れたりときこえて、卽日菟田ノ吾城（アキ）に追次キて、御供に仕へ奉れる由、共に次に見ゆ、志摩の事は見えず、

是日尙廿四日なり發途入二東國一、

注これ始（モト）よりの御慮にて、彼一臣の議に從ひ給はざりつる事しるべし、さて又本篇に擧注せる如く、鎌足公傳に、帝召二群臣一置二酒濱樓一、酒酣極レ歡、於レ是皇太弟以二長槍一刺二貫敷板一、帝驚大怒以將二執害一、大臣固諫、帝卽止レ之、皇太弟初忌二大臣所レ遇之高一、自レ茲以後殊親二重之一、後値二壬申之亂一、從二芳野一向二東土一、歎曰、若使二大臣生存一、豈至二於此困一哉と、のたまひしよし見えたるは、この時の御事なり、あなかしこ、かゝるきはに臨み給ひては、しかすがに然もこそはおもほしたりけめ、

事急不レ待レ駕而行之、倏（ニハカニ）遇二縣ノ犬養連大伴鞍馬一、因以御駕、乃皇后載レ輿從レ之、皇后とは、當時の妃菟野皇女、持統天皇の御事なり、持統紀に、從二天渟中原瀛眞人天皇一、避二難東國一、鞠レ旅置二諸要害地一云々、從レ始迄レ今、佐二天皇一多レ所二毗補一と載られて、此時專軍政を補佐給ひたりしなり、是年御歳廿八にて坐ましき、逮二于津振川一、此川詳ならず、吉野に遠からぬ所とは聞ゆ、車馬始至便乘焉、是時元從者草壁ノ皇子、大海人皇子の御子、御母は菟野皇女、是年十一歳、日並知皇子と申す御事なり、忍壁ノ皇子、草壁皇子弟なり、御年のほどおしはかるべし、此時の事を扶桑略記には、引二率男女子息一と記せり、及舍人朴井（エノヰ）ノ連雄君、縣ノ犬養連大伴、佐伯ノ連大目、大友ノ連友國、稚櫻（ワカサベ）部ノ臣五百瀨、印本こゝにのみ、百を十と作るは誤なり、異本にも釋紀にも、又下文にも百とあり、書首ノ根麻呂、書直ノ智德、山背ノ直小林、山背部

原をいはひ奉るといふ、まことや彼御世に、軍を防がむとて、建られし事なれど、今は關のやうにもあらぬを見はべりて云々と、記し給へり、清見原の天皇を齋ひ奉れる事は、新世の古事を懷ひたてまつりて、關司の祀り來れるなるべきを、彼御世に創て建られたる關のごとしるし給へるは、疎なる御事なるべし、さて今不破郡關原宿の南に、古の關の趾なりといふ所あり、持統十年ノ紀に、多臣品治に、爵幷物を賜ひて、褒ニ美元從之功與ニ堅守レ關事一と、見えたる守關は、此時の功に當れり、

朕今發路

注如此おきて給ひたるは、吉野より出發て、東國の方より、速に大津ノ都に襲入給はむ、御慮がまへなり、但し此は、豫て品治にうち〳〵よく示しおかせ給へる事のありしなるべし、さらでは男依等が復命をも聞食さで、かろ〴〵しく發路し給ふべきにあらず、亦品治が除にも諸國に豫て事發らば云々と、命せあはせおかれたる人々の多かりしなるべし、其等は次々に出會奉れる人々の行もて、推量りえるべし、

甲申日廿四 將レ入レ東、

注東とは、大和にしてもはら伊賀伊勢わたりをさしたる文なり、それより近江路をさしてものし給ひ、大津の都に向ひて、情狀を明らめ給はむとて發ませる由に、御言擧し給へるなるべし、さて又續紀ノに、尾張ノ宿禰大隅が、此壬申の度の功を處分せる文中に、淡海朝廷ノ諒陰之際、義興ニ警蹕一、潛出ニ關東一、于レ時云々とあるは、此時の御擧動をいへるなり、さて竊に按ふに、件の文は後世より申す潤飾の漢文とはいへど、諒陰之際、義興ニ警蹕一といへるまでは、中々にもの害ひなる文なるべし、その全文は下に引べし、

時有ニ一臣一奏曰、近江ノ群臣、元（元字印本等に無とあるは、元を无と誂れるを、又無字に換て誤れるなり、今古本に據る、）有ニ謀心一、必告ニ天下一、則道路難レ通、何無ニ一人兵一、徒手入レ東、臣恐ニ事不レ就矣、天皇從レ之、思下欲返中召男依等上、卽遣ニ大分ノ君惠尺、黃書造大伴、逢臣志摩于ニ留守司（大和の古京に置れたる司なり、）高坂王一、而令レ乞ニ驛鈴一、因以謂ニ惠尺等一曰、若不レ得レ鈴、廼志摩還而復奏、惠尺馳テ之往ニ於近江國一、喚ニ高市ノ皇子、大津ノ皇子一、（二皇子ともに大海人皇子の御子なり、此時高市皇子の御年、いまだ廿歳にはなり給はざりしなるべし、下に論ふべし、大津皇子は十歳の時に當れり、）逢ニ

の殘遺れるを、土中より堀出せるを搨寫たるを見るに、件の銘文の中全く符へり、さてその橋造れる人を、續紀に道昭一人に係て記され、銘文に、道登一人が名を署せるをおもふに、道昭は橋造らむの心をいたして、公家に請して其料を出し、道登はもはら橋造の宰り勞きて、道昭が志を佐て搆立したりけむ、扶桑略記に、道昭一人に係て記せるは、續紀の文にのみ據りたるものなり、さて守橋の事は、古今集雜部によみ人しらずの歌に、「ちはやふる宇治の橋守なれをしぞ、あはれとはおもふ年の經ぬれは」と見えたり、此歌のよみざまを思ふに、この歌主のこゝろは、昔のなごりのかたばかりに、橋守の在りしなるべし、そも〳〵此橋造れる人の事などは、こゝに論はでもあるべきを、例の因にひかれてなむ、

天皇惡レ之、因令ニ問察一、以知ニ事已實一、於レ是詔曰、朕所ニ以讓レ位遁レ世者、獨治レ病全レ身永終ニ百年一、然今不レ獲レ已應レ承レ禍、何默亡レ身耶、六月辛酉朔壬午、廿一日詔ニ村國連男依、和珥部臣君手、身毛君廣一曰、今聞近江朝廷之臣等、爲レ朕謀レ害、是以汝等三人急往ニ美濃國一、此度遣はされたる村國連男依は、美濃の國人なるべし、續紀に美濃國言、村國連等志賣、一產ニ三女一と見ゆ、告ニ安八磨郡和名抄に美濃國安八郡湯沐令一、

注湯沐令は、大海人皇子の湯沐料の地の司なり、延喜春宮坊式に、東宮湯沐二千戸とあり、當昔の戸數はいかなりけむしられねど、東宮にておはしける時の湯沐の地を、舊のまゝに進せ給ひたりしなるべし、下文に運ニ湯沐之米一伊勢國駄云々とも見えたり、伊勢にも湯沐の地のありけるなり、漢書高帝紀に、以レ沛爲ニ湯沐邑一、師古注に、凡言ニ湯沐ノ邑一者、謂下以ニ其賦稅一供中湯沐之具上也、

多ノ臣品治、宣ニ示機要一、而先發ニ當郡ノ兵一、仍經ニ國司等一、差ニ發諸軍一、急塞ニ不破道一、

注後の事ながら、大寶の軍防令に、三關とあるを義解に、伊勢ノ鈴鹿、美濃ノ不破、越前愛發と見えて、共に畿內の要路なり、かくて按るに、件の三關は、此御世より前に置れたりしなるべし、下文の伊勢の國司守の塞ニ鈴鹿ノ山道一とあるところの注にも考證すべし、然るに藤原兼良公の應仁六年の藤川記に、不破の關屋を見侍るに云々、關屋の中にちひさきほこらのあるを、里人に尋ねはべれば、これなむ清見

たるこれなり、此に爲ㇾ造ニ山陵一云々と云へるは、此時より前に、御葬の事は畢りて、御陵の山作ㇼの人夫に託けて、兵士を喚集給ひたりしなるべし、此御陵修營の事、續紀大寶三年十月の下に見えたり、御葬よりわづかに三十二年を歷たり、さるは此世の亂によりて、前の御代々々の山陵の如く、嚴にはえものし給はざりつるから、いくほどもなきに、壞崩たる處のいできたる修營せられたるなるべし、

若不ニ早避一當ㇾ有ㇾ危歟、或有ㇾ人奏曰、自ニ近江京一至ニ于倭京一、

注倭ノ京は、大和の高市郡にて、後の飛鳥岡本ノ宮と稱して、前の齊明天皇より、天智天皇十二年二月、大津に遷都し給へる迄の都なり、書紀に前に舒明天皇此地に都を遷し給ひける事を、遷ニ飛鳥岡傍一、是謂ニ岡本宮一とみえ、齊明天皇のには、於ニ飛鳥岡本一更定ニ宮地一、號曰ニ後飛鳥岡本ノ宮一と見えたれば、前なると同じ所にて飛鳥の地也、今高市郡岡村と云ふに岡寺といふもあり、岡本ノ宮も此わたりに在りしと云ひ傳ふとぞ、さて此倭ノ京を下に倭ノ古京ともあるは、然る事なるを、こゝの外にも、徒に倭ノ京とあるは、いと混らはしき書ざまにて、いかにぞや聞ゆ、

處々置ㇾ候(ウカミ)扶桑畧記に、處々置ㇾ軍云々、また世傳云、大友皇子之妃、是天皇女也、竊以ㇾ謀ㇾ事隱通ニ消息一と記せり、此事他書どもにも見えて、本論に擧たるがごとし、亦命ニ菟道守橋者一、遮下皇太弟ノ宮ノ舍人ノ運ニ私粮一事上、

注菟道橋は、山城の宇治橋にてかくれなし、大和より近江に往く要路なり、守橋は此の文を按るに、當昔菟道橋を關の如くに搆へて、守を置給へるなり、既く仁德紀に、大山守ノ皇子の事を、詣ニ菟道一將ㇾ渡ㇾ河云々、跳ニ度子(ワタリモリ)一踏ㇾ船傾云々と古事記にも見えたり、當昔橋は在らざりし趣なり、さて此橋の始は、續紀に文武天皇四年三月己未、道昭和尙物故云々、和尙河內國丹比郡ノ人也、俗姓船ノ連父惠釋小錦下也云々、山背國宇治橋、和尙之所ニ創造一者也と見えたり、靈異記に、高麗學生道登者、元興寺沙門也、出ㇾ自ニ山背惠滿之家一、而往大化二年營ニ宇治椅(ハシヲ)一、水鏡に見えたるもこれに同じ、また帝王編年記大化二年の下に、元興寺道登道昭、奉ㇾ勅始造ニ宇治川橋一、石上銘、浼々橫流其疾如ㇾ箭云々、世有ニ釋子一、名曰ニ道登一、出ㇾ自ニ山尻惠滿之家一、大化二年丙午之歲、搆ニ立此橋一、濟ニ度人畜一云々と記せり、近き年頃その石碑

と見えたり、

是時聚ニ諸舍人一謂レ之曰、我今入道修行、故隨欲ニ修道一者留之、若仕欲レ成レ名者、還仕ニ於司一、然無ニ退者一、更聚ニ舍人一而詔如レ前、是以舍人等半留半退、（此舍人は春宮坊の舍人なり、この半留りける輩、壬申の亂にいさをしく仕奉れる事下に見えたり、なほ其舍人の事は本論にもすでにいへるがごとし、）

十二月（干支なし）天命開別天皇崩、

注天智紀に、十二月癸亥朔、乙丑（三日）天皇崩ニ于近江宮一、癸酉（十一日）殯ニ于新宮一、于レ時童謠曰、美曳之弩能曳之弩能阿喩云々、其一於彌能古能、野陛能比母騰倶云云、其二阿箇悟馬能、以喩企波々箇屢、云々（其三）この童謠の意は、本論に注せるが如し、或人云、天智紀に、九年六月邑中獲レ龜、背書ニ申字一、上黃下玄、長六寸許と見えたり、上黃下玄は天地の色の反なるにて、申字は壬申亂の妖兆なるべしといへり、合せていはゞ然もいはるべけれど、さる異物の出る事は、古今もありて事も無きことなれば、今よりいはでもあるべし、

元年（壬申なり、以下七月壬子（廿三日）までの事、實は大友天皇の御世元年の事なり、詳に本論に辨へたるが如し、さて大海人皇子今年五十九歲の御時なり、但し此は正統記に、崩り享年を七十三と記されたるに依る、紹運錄に六十五とあるに依れば、五十一歲になり給へり、）春三月壬辰朔己酉（十八日）遣ニ內小七位阿曇連稻敷於筑紫一、告ニ天皇喪於郭務悰等一、於レ是郭務悰等咸著ニ喪服一、三遍擧レ哀、向レ東稽首、壬子（廿一日）郭務悰等、再拜進下書函與中信物上、夏五月辛卯朔壬寅（十二日）以ニ甲冑弓矢一賜ニ郭務悰等一、是日賜ニ郭務悰等物一、捴合絁一千六百七十三匹、布二千八百五十二端、綿六百六十六斤、戊午（廿八日）高麗遣ニ前部富加抃等一進レ調、庚申（三十日）郭務悰等罷歸、（三月己酉より是までの事どもは、大友天皇の近江朝廷の御政なり、既に本論に辨へたれば、此に注はず、）是月舍人（印本に無し、古本に依りて補ふ、以下の文にも印本と異なるは、古本どもをもて訂して書むを、わづらはしければ、其ところ〳〵には云はである處も多かるべし、わすれたり、上にも古本に依りて、訂したる文ありき、）朴井連雄君、奏ニ天皇一（天皇とは、吉野の大海人皇子を申せる文なり、）曰、臣以レ有ニ私事一獨至ニ美濃一時、朝廷（朝廷は、近江大津朝廷をさして申せる辭なり、意を着べし、）宣ニ美濃尾張兩國司一曰、爲レ造ニ山陵一、豫差ニ定人夫一、則人別令レ執レ兵、臣以爲非レ爲ニ山陵一必有レ事矣、

注山陵は天智天皇のなり、さて此天皇を葬奉られし事、紀に載られず、御陵は諸陵式に、山科陵、近江大津宮御宇天智天皇、在ニ山城國宇治郡一、萬葉集に、從ニ山科御陵一退散之時、額田王作歌、八隅知之和期大王之、恐也、御陵奉仕、山科乃鏡山爾、云々と見え

再三固辭轉ニ譲於古人大兄一曰云々、於レ是古人大兄避レ坐逡巡拱レ手辭曰云々、臣願出家入ニ于吉野一、勤ニ修佛道一、奉レ祐ニ天皇一、辭訖解ニ所レ佩刀一、投ニ擲於地一、亦命ニ帳内一皆令レ解レ刀、卽日詣ニ於法興寺佛殿與レ塔間一、剔ニ除髯髮一披ニ著袈裟一、由レ是輕ノ皇子不レ得ニ固辭一、升レ壇卽レ祚云々、以ニ中大兄一爲ニ皇太子一、以ニ阿倍内麻呂臣一爲ニ左大臣一、以ニ蘇我倉山田石川麻呂臣一爲ニ右大臣一、以ニ大錦冠一授ニ中臣鎌子連一爲ニ内臣一云々、中臣鎌子連懷ニ至忠之誠一、據ニ宰臣之勢一處ニ官司之上一、故進退廢置計從事立、また乙卯、天皇皇祖母ノ尊皇太子於ニ大槻木下一、召ニ集群臣一盟曰、告ニ天神地祇一曰、天覆地載、帝道唯一、而末代澆薄君臣失レ序、皇天假ニ手我一誅ニ殄暴逆一、今共瀝ニ心血一、而自レ今以後君無ニ二政一臣無レ貳レ朝、若貳ニ此盟一、天災地妖、鬼誅人伐、皎如ニ日月一也、改ニ天豐財重日足姫天皇四年一、爲ニ大化元年一と見えたるに、やがて是年の九月に、戊辰古人皇子與ニ蘇我田口臣川掘某某一謀反丁丑云々、中大兄卽使下菟田朴室古高麗宮知將ニ兵若干一討中古人大兄皇子等上或本云、十一月甲午云々、斬ニ古人大兄與レ子云々、或本云、十一月吉野大兄王謀反、事覺伏レ誅と見えたるこれなり、さて大海人ノ皇子十月廿日吉野にいり給ひ、同月の内に大友皇子を皇太子に立給へり、其は本論に擧たるが如し、日は詳ならねど、廿日に云々の事ありていくかもあらぬに、立太子の御事ありしなり、かくて天智紀に、翌十一月丙辰廿三日に、大友皇子在ニ内裏西殿織佛像前一、左大臣蘇我赤兄臣、右大臣中臣金連蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣侍焉、大友皇子手執ニ香鑪一、先起誓盟曰、六人同レ心奉ニ天皇詔一、若有レ違者必被ニ天罰一云々、於レ是左大臣蘇我赤兄臣等、手執ニ香鑪一、隨レ次而起、泣血誓盟曰、臣等五人隨ニ於殿下一、奉ニ天皇詔一、若有レ違者、四天王及天神地祇、亦復誅罰、三十三天證ニ知此事一、子孫當下絶ニ家門一、必亡上云々と見えたり、件の二ところの云々は、盟詞を除れたるなり、故あるべし、さてこゝに大友皇子と記されたれど、實は皇太子に立たまへる後の事にて、本論に論へるがごとし、かくて又次に丁巳廿四日災ニ近江宮一、從ニ大藏省第三倉一出と見ゆ、時の事情をめぐらし察ふに、故ありける放火にてはあらざりしか、さて壬戌廿九日にも、また五臣奉ニ大友皇子一盟ニ天皇前一

にものすべきにあらず、此は實に時人の語にて、未然に世の亂を察れりし徵語なりけるに依て、語も書も傳へたりける說にこそはあるべけれ、但し此虎翼の語は、無くても事實には闕ることなきを、など改作のときには削れざりけむ、さて又此時の事を天智紀には、壬午東宮卽入二於吉野一、大臣等侍送至二菟道一而還とのみあり、庚辰より此日に至るまでの事、天智紀との異同右に注せるがごとし、原本かくのごとく、前後の紀に同事を重記し、又其事實文例のかく違ふべきにあらず、改作のとき疎にして、かく成はぬ文となりたるものなるべし、

是夕御二島宮一、此宮の事下に云べし、癸未廿日至二吉野一而居レ之、

注大和國吉野郡なる吉野宮になり、吉野宮古くは、應神紀に、十九年十月幸二于吉野宮一、また雄略紀に、二年十月幸二于吉野宮一と見えたり、此御世に近くは齊明紀に、二年是歲造二吉野宮一とあり、古宮の廢れたりけるを、更に造り給へるにて、その宮の在けるに入て居給へるなるべし、前に古人大兄、皇極天皇の讓位せむと詔へるを辭びて、出家して吉野山に入ておはしたるも、此宮なりしなるべし、さて古事記序に、天武天皇を贊申せる文の發端に、潜龍體レ元、洊雷應レ期、また天時未レ臻、蟬二脫於南山一など作るは、此時の事をいへる也、潜龍洊雷は、ともに周易の言にて、こゝにては太子の事に當たる文なり、さて其古事記は、日本紀よりは前に撰錄せる書なれば、其序文にいへる事實はもとより、紀には據らずして、そのかみの記錄によりて作る文なれば、こゝに引出るも、又次々に引出むも其意しらひして證とすべきなり、さて又此とき妃鸕野ノ皇女も相伴ひ給ひけり、この妃と申せるは、後に御世知食しける持統天皇の御事なり、其持統紀に、十年十月、從二沙門天渟中原瀛眞人天皇一入二吉野一と記されたる是なり、沙門とはあまりなる書ざまなり、此とき御子草壁ノ王忍壁ノ王をも伴ひ給ひたるなるべし、壬申年六月皇子吉野を發給へる時、妃も共に率て出ませる事下文に見えたり、さて此大海人ノ皇子東宮を辭りて、吉野宮に入給へる時の事の趣、舒明天皇の皇子古人大兄と輕ノ皇子との御行に似させ給へるところあり、其は孝德紀の首章に、皇極天皇四年六月庚戌、輕ノ皇子に位を禪り給へる時に、輕ノ皇子

あらむ、さてその釋紀に引たる日記の文は、此紀の本文の下に擧注せるを見て考へ知るべし、

天渟中（本注に、云渟中此云二農難一、）原瀛眞人天皇、（舒明天皇の皇子、御諡天武天皇、）天命開別天皇（御諡天智天皇）同母、（寶皇女舒明天皇皇后、後に即位し給ひて、天豐財重日足姬天皇と稱し奉る、御諡皇極天皇重祚の御諡をば、別て齊明天皇と申す、）弟也、幼曰二大海人皇子一、（幼字初の義に心得べし、日嗣知食すまでは、此御名にておはしましき、なほ御名の事は下に申すべし、）生而有二岐嶷之姿一、及レ壯雄拔神武、能二天文遁甲一、納二天命開別天皇女菟野ノ皇女一、（後即位し給ふ御諡持統天皇）爲二正妃一、天命開別天皇（天智）元年立爲二東宮一、（此東宮に爲給へる年、天智紀の文と合はず、此事既に本論に委く論へり、）四年冬十月庚辰、（四年十月に庚辰なし、按るに、此より下の十二月までの事は、天智紀十年十月庚辰云々と載られて、干支も事實も合へり、庚辰は十七日なり、志かれば此年は十年辛未なる事明なり、この事も既に本論に論へるがごとし、）天皇（天智）臥病以痛之甚矣、於レ是遣二蘇賀臣安麻侶一、召二東宮一引二入大殿一、時安麻侶素東宮所レ好、密顧二東宮一曰、有意而言矣、東宮於レ是疑レ有二隱謀一而愼レ之、（此ノ時いかに危き隱の謀ありたらむも知るべからず、前に鎌足大臣などと云合せて、齊明天皇の御前にて、入鹿を謀殺し給ひし、御慮さまにもおもひ合せ奉られてなむ、）天皇勅二東宮一授二鴻業一、（天智紀に、庚辰天皇疾病彌留、勅喚二東宮一、引二入臥内一、詔曰、朕疾甚以二後事一屬レ汝云々とあり、この云々は本文なり、わざと詔詞を省かれたるなるべし、）乃辭讓之曰、臣之不幸元有二多病一、何能保二社稷一、願陛下擧二天下一附二皇后一、仍立二大友皇子一宜レ爲二儲君一、（天智紀には、於レ是再拜稱レ疾、固辭不レ受、曰請奉二洪業一付二屬大后一、令三大友王奉二宣諸政一と有て、儲君とはあらず、又大友王と貶しめ記されたり、稱呼此紀と合はず、）臣今日出家爲二陛下一、欲レ修二功德一、天皇聽レ之、（天智紀には、臣請願奉レ爲二天皇一出家修レ道、天皇許焉とあり、）即日出家法服、（天智紀には、東宮起而再拜、便向二於内裏佛殿之南一、踞二坐胡床一、剃二除鬢髮一爲二沙門一、於レ是天皇遣二次田生磐一送二袈裟一、さて持統紀に此頃の事に、沙門天渟中原瀛眞人天皇と記されたり、）因以收二私兵器一悉納二於内一、（此事天智紀には記されず、）壬午（中間一日隔きて十九日）入二吉野宮一、時左大臣蘇賀赤兄臣、右大臣中臣金連、及大納言蘇賀果安臣等送レ之、（大納言蘇賀果安は、天智紀に紀ノ大人臣巨勢人臣と共に、爲二御史大夫一とあるに、此紀にはみな大納言と換へ書されたり、後の令制に當て、、謾に改删せるものなるべし、但し天智紀のその御史大夫とある下に、御史蓋今之大納言乎と分書せるは、後人の旁書などの攙入たるにて、論ふにたらず、古本には其分書なきもあり、）自二菟道一返焉、或曰、虎着レ翼放レ之、

注　この虎云々といへる譬の語によりて、此壬申の亂の事情推察り奉るべし、然るに此語漢籍韓子に、無レ爲二虎傅一レ翼、將二飛入一レ邑擇レ人而食レ之と云へる語に似たり、書紀は漢籍の語を採用ひて、潤飾して作る文多き例なれば、こゝも韓子などの語に依りて作るにかとも云ふべけれど、此ところなどは、善さまにこそは潤飾すべきわざなれ、かく惡ざま

太古より必生(ウミ)の皇子のみ受傳へ給へる例のみにはあらず、もと天照大御神の皇孫尊(ミヒコノ)の御子孫(ミスヱ)の中にて、受傳へ給ふべき御位なれば、時のさまによりては、いづれの天皇の御子にても受傳へ給ふ御事なれば、某の天皇の御子孫とて、かたわきて申し奉るべきにあらず、天武天皇より今一等上の御父に係て、舒明天皇より申すときには、天智天皇の御後も天武天皇の御後も、同じ御統(オホミスヂ)にておはするものをや、さて件の論説の因にいふ、天智天皇は鎌足大臣をかたらひ給ひて、まほならぬ御行ひの多くおはしましける中にも、天武天皇を皇太子に立置給へるに、御私心をもておろしまゐらせ給ひ、皇子の大友天皇を立給るによりて、古より例なき世の大亂もおこりたり、又此天皇ことさらよろづに漢國風を好給ひて、神祖の道を改はじめ給ひける事の多くおはしけるによりて、後遂に朝廷の御衰の基となれる事はたいと多かるを、書紀を始め、古の史籍どもを能くよみわたして考るときは、おのづから著明(イチジルク)きを、中興ノ良主としもさだし奉るべきにはあらざるべし、さるはひたおもむきなる儒士の、たゞ漢風を好給へる上のみを云ひおもひて、中宗など稱へ奉れるなるべけれど、あまりなるしなさだめにこそはありけれ、

さて天武天皇はじめ、東宮を避辭給へる事の始より、大御世知食せるまでの事は、本紀の上卷に記されたるを、今其本文を寫し出て、彼此考へ併せて、條々に其事實を證注して、當時の御世の事狀を窺はむとす、

天渟中原瀛眞人天皇

【注】按るに、釋日本紀此上卷の部にのみ、日本紀私記に引たる、安斗宿禰智德(チトコ)、調連淡海、和邇部臣君手が日記を引たり、其三人は此紀に見えたる如く、大海人皇子の舍人にて、吉野より御從に侍ひて、御軍に勤み仕へ奉りし人々なるを、其三人の日記を引て、此紀の上卷の中の文と異なる事を注せるが中に、少のたがひなる事をさへに、件の日記どもの文を擧たるをおもへば、なべては此紀と同じかりけむ、かくて思へば、此紀の上卷に見えたる御軍の事は、おほかた、三人の日記を採りて記されたるにもや

給へるなるべし、上の御長歌にならべ唱へて、おもひやり奉られてなむ、愛愍給ひて、神々にも命せて、守護助けさせ給ひて、遂に御世をも知食させ給へるなるべし、

注天武紀に、二年四月己巳、欲レ遣三侍大來皇女于天照大神宮一而令レ居二泊瀨齋宮一、是先潔レ身稍近二神之所一也、十月乙酉、大來皇女、自二泊瀨齋宮一向二伊勢神宮一とあり、此より前、舒明天皇の御世より五代、齋宮を奉られざりけるを、再もて興じて、然皇女を奉り給へるは、今度の神助の御報賽なるべし、また同四年二月丁亥、十市皇女、阿閇皇女、參三赴於伊勢神宮一とも見えたり、

さて大友天皇の御事は、本編に申せるごとく、ことのほかに漢學を好給ひて、辱も韓人沙宅紹明等を賓客として、物學びし給ひて、西戎風の文武の材幹おはしまし、かへりてはものぞこなひとなりて、遠ッ神祖の道に隨ひ給はず、神祇を尊び給へる趣なる御所爲も、をさ〳〵きこえ給はず、天ッ日嗣の大事を御私心にかけて、あながちにものし給へるから、御祖神たちの見離給ひて、守護給はざりしなるべし、あなかしこ、顯世の人倫の間に定れる義のみをもては、神の情狀は、測りがたき御事にぞありける、

注人倫の間におきて、おのづから定まれる義のそなはりて、其をまもりて在經るは、もとより然神のさだめ給へる御靈たばりたる故なるべきを、まれまれには尋常の義の如くにはえあられぬ事の、うちまじりてまほならねども、事遂せるが榮ゆるもあるは、別に神の御慮のそはりたるもあるべき也、この眞實の幽理をよくあぢはひて、古今の事實の迹につきてよくさとるべき事にこそ、しかるに一儒者の說に、天武帝背二大友帝之盟一、而虐三取大友帝之天下一、傳レ祚數世、至二孝謙帝一而天武之統絕矣、光仁帝以二諸王一登極、方得レ復二天智之統一、自二天智一至二光仁一、實十一世矣、蓋天智中興良主、三善淸行稱レ之爲二中宗一、以配二大祖神武天皇一、使二之絕而無一レ胤、則爲レ善者沮矣、天定亦能勝レ人、其理固不レ爽矣といへるは癖見なり、すべて人がらの善惡によりて、子孫の盛衰存亡をさだむるは、おほかたの世の敎術のあらまし言にて、實の世間の狀には叶はざる論なり、かけまくも恐けれど、天皇の御世嗣の事は、

る御事なれど、既く東宮に立給へる御身の云々のいはれにて、止事得給はず御許を承て、東宮を避辭りて出家し、鬢髮を剃除り給ひ、御袈裟をさへに賜はりて、僧服を着沙門となりて、吉野宮に入居坐ましけるに、なほ禍を承け給ふべき機の露はれきこゆるを、あまりにあぢきなく、かつはくちをしくも恨めしくも、御眞心におもほしつめ給へる事を、わりなく天照大御神に愁訟給ひて、祈禱給へる趣を、

注此御軍の時、高市ノ皇子の言に、臣高市賴神祇之靈、請天皇之命、引率諸將而征誅、豈有レ距乎と見えたるも、父皇子と同志に、もはら神祇の御助を祈禱給へる御心ざま、推察り奉るべし、〇因に云ふ、萬葉集、明日香淸御原宮御宇天皇代の歌の中に、天皇御製歌、三芳野之、耳我嶺爾、時無曾、雪者落家留、間無曾、雨者零計類、其雪乃、時無如、其雨乃、間無如、隈毛不落、思乍叙來、其山道乎とよませ給へるは、此皇子東宮を辭て、吉野宮に入給へる時乃御歌なるべし、其は云々の事にていとおもほしかけぬ禍のいできて時しも、十月二十日ばかり吉野宮に入給ふ、山道にて雨雪の降りみふらずみ、空さだめなきを、御身のうへの常なきによそへ給へるなり、かくて隈もおちずとは、その雨雪の山の隈々も漏れぬ由の御詞なるを、終におきてあやなし給へるなり、上の雪と雨との降りけるの上の二ところにめぐらして意得べし、然るはしか御身の常ならぬ禍に遭ひ給へる事を、雨雪の定めなく降るに念ひよそへなぐさめ給ひつゝ、いぶせき山道を吉野宮に入給へる趣をよみて、御懷を述て御歎し給へるなるべし、然るを一說に十二句の思乍叙來の來をくるとよみて、此山の隈々を漏さず見まして、おもしろく思ほしつゝ、山道を幸ますとなりといへるはいかゞ、山中にてしかいぶせく、雨雪の降る隈々をさへに見そなはして幸ますが、何のおもしろき御情のおはすべき、さて件の御歌のさし次に、天皇幸吉野宮時御製歌、淑人乃、良跡吉見而、好常言師、芳野吉見與、良人四來三二とは大御世知召して後、吉野宮に幸ましてよませ給へるなるべし、吉野宮の幸は、八年紀五月甲申にたゞ一度見えたり、此御歌うちきゝには事も無けれど、前に此宮に入ましける頃の御困阨をおもほし出て、叡慮をはるけ

なり、こは前に逬太川邊にて、天照大御神を望拜給ひての御祈禱を愛愍に聞食て、然は護助給へる事の、掲然かりしなるべし、

注豐受大神の大宮も、度會の山田原に在りて、延曆儀式帳、延喜大神宮式にも、度會宮と見えたれば、件の歌に渡會の齋宮とよめるは、豐受大神宮の事なるべくもきこゆれど、前に逬太川邊にての御祈禱に應給る靈驗なるべければ、畏かれど五十鈴川とおし定めて申奉るなり、かくて其五十鈴宮を齋宮としもよめるは、天照大御神の御靈體の御鏡を齋まつれる大宮の由なり、然るは大御神、此御鏡を皇孫命に授給ふ時の詔を、古事記に、此之鏡者、專爲二我御魂一而如レ拜二吾御前一、伊都岐奉、書紀の一書に、可三與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一など見えたる古語によりて、齋の宮とはよめるにて、人麻呂の歌の巧に力あるよみ口とぞきこえたる、かくておもへば内宮の末社の風神は、此御軍の時の靈驗によりて、別に祠給ひたりしにもやあらむ、弘安四年に、蒙古の賊船おびたゞしく、筑紫のあたりまで寇なひ來れるとき、大神宮に勅使を發て御祈ありけるに、風神の靈驗いちじるしく暴風おこりて、賊船波にたゞよひうちやぶられて、寇どもこと〴〵く亡びたりしこと、當時の記錄どもに見えたり、かくて此風神は大神宮式に、毎年七月日祈内人祈レ平二風雨一云々とある神社十座の中に見え、又はやく内宮の延曆儀式帳に、七月ノ例に、其祈の行事見えて、外ッ宮のには見えず、然るは此風神、本より内ッ宮の末社におしまして、外ッ宮なるは後に祠れるなるべし、太平記に、かの弘安の度の靈驗を云へるくだりに、兩宮の禰宜の上奏の詞に、二宮の末社ノ風社と稱ひて、その神異を述べ、若し誠有て奇瑞變に應せば、年來申請處の宮號、以二叡感之儀一可レ被二宣下一と申せる由見え、その後正應六年三月廿日、異國降伏の御祈に依て宮號を授け、官幣に預へ給へる由、風宮社記に見えたりとて、神祇本源に引記せり、今も兩宮の末社に風日祈宮とて坐しませるは、すなはちこの風宮なりといへり、

そも〳〵此天皇の此御軍に勝給ひ、大御みづから御世知食せる御事は、恐かれど遠つ御代々々の例にあるべくもあらず、また尋常の大義にもいと背け給へ

長等の山風附錄一

壬申紀證註

天武天皇の御上の事は、始大事を思ほしたちて、吉野の宮を出給ひけるより、神々に御身の禍を歎訴へ給ひて、殊に天照大御神に御禱坐ましけるによりて、神々の御助ありて、速に事成し給て、御世をも知食御事とはなり給るなるべし、其はまづ古事記の序に、此天皇の御事を讃稱奉れる文に、潜龍體元、洊雷應期云々、聞夢歌而想纂業と書るは、皇太子を辭給へる後に、日嗣知しめすべきさとしの歌を、御夢中に聞しめしたりし由なり、（こは其かみの正しき傳説なるべきを、書紀にも他書どもにも見えず、）また天武紀に、御軍にとて近江に向ひ給へるとき、伊賀の横河にて、有黑雲、廣十餘丈經天、時天皇異之、則擧燭親秉式占曰、天下兩分之祥也、然朕遂得天下歟と見えたるは神應を占へて御慮を決め給へるなり、また伊勢にて於朝明郡迹太川邊、望拜天照大神と見えたるは、殊さらに祈禱し給へるなるべし、また行宮興野上而居焉、此夜雷電雨甚、天皇祈之曰、天神地祇扶朕者、雷雨息矣、言訖卽雷雨止之、また御軍の最中に倭國にて、高市社に坐事代主神、牟佐に坐生靈神の託宣に、於神日本磐余彦天皇之陵、奉馬及種々兵器と敎たまひ、又吾者立皇御孫命之前後、以送奉于不破而還焉、今且立官軍中而守護之、また自西道軍衆將至之宜愼也と敎給ひ、又村屋坐彌富都比賣神の託宣に、今自吾社中道軍衆將至、故宜塞社中道と示し給へる事ありて、いづれも其靈驗に合ひて、御軍の利を得給へり、（後に此三神の品を、登進奉り給へり）また萬葉集に、高市皇子尊、城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂の長歌に、此時の御軍の狀をよめる中に、御軍士乎、安騰毛比賜云々、相競端爾、渡會乃齋宮從、神風爾、伊吹惑之、天雲乎、日之目毛不令見、常闇爾、覆賜而、定之、水穗之國乎云々とよめり、此歌主の人麻呂は、縣居翁の考の如く、此御軍の時はまだ弱くては在けめど、そのかみのありしさまを聞もちてよみつらねたる中にしも、件の神風のことは、ことさらによみ入れたるなるべければ、決て正しき靈驗ありける事疑なし、さてその渡會の齋宮といへるは、すなはち度會の五十鈴川上に齋祭り奉り給へる、天照大御神の大宮

走據二近江一、先遣二使者一調二發兵馬一、御船在二勢田一、與二使判官佐伯宿禰三野一、共捉二縛賊使及同惡之徒一、尋將軍日下部宿禰子麻呂、佐伯宿禰伊達等、率二數百騎一而至、燒二斷勢多橋一、以レ故賊不レ得レ渡レ江、奔二高島郡一、以レ功授二正五位上勳三等一、叙二近江介一、遷二中務大輔兼侍從一、補二東山道巡察使一、出而採訪、事畢復奏昇降不レ慥、頗乖二朝旨一、有レ勅譴二責之一、出爲二太宰少貳一、遷二刑部大輔一、歷二大判事大學頭兼文章博士一、寶龜末授二從四位下一拜二刑部卿兼因幡守一、卒時年六十四と載されたり、姓氏錄左京皇別に、淡海ノ眞人、出レ自二諡天智皇子大友ノ末一也と載られ、（皇子とだに申さで、たゞに御名のみものして貶しめ奉れるはいかにぞや、）續日本紀二合ッと註せるこれなり、さてこの御船眞人、意趣ありて懷風藻を撰れたる事は、上に論へるが如し、史にかゝる文人の著書あれば、其人の卒去の條の傳に、其書目を記さるゝなべての例なるを、此書の事を載られざりつるは、當時其家に秘して世に聞えざりしなるべし、さて其後孫は三代實錄に、貞觀十五年五月廿九日、左京人河內大掾正六位上淡海眞人濱成、散位淡海眞人高主、內豎淡海眞人秋野、淡海眞人最弟、蔭子從八位上淡海眞人安江、正六位上永世眞人志我、永世眞人仲守、右京人文章生正八位上永世朝臣有守、蔭子正六位上永世朝臣宗守等九人、並賜二姓淡海朝臣一、其先大友皇子之苗裔也とみえたり、此氏人も後の世にはきこえずなりにたり、

注 大友天皇の御後ならぬ淡海眞人ノ姓あり、三代實錄に、貞觀七年六月、左京人六世無位三坂王ノ賜二姓淡海眞人一、河島ノ王子裔孫也とみゆ、河島ノ王子は天智天皇の御子なり、又同書に、元慶四年八月、正六位上本野ノ王ニ賜二姓淡海眞人一、其先出レ自二天命開別天皇之後一也、本野自言、親父清直、延曆十一年七月三日、賜二姓淡海眞人一、而本野脫漏不レ預二爲レ臣之例一、故追賜焉といへる氏人も見えたり、又是よりさきに續後紀に、承和十四年三月、左京人戶主御友王ノ男無位廣野、大野ノ戶主武藏ノ王男福雄、春雄、眞野、安野等ノ王六人、賜二姓淡海眞人一と見えたり、御友ノ王武藏ノ王も、天智天皇の裔孫なるべけれど、いまだ考へず、

友の氏人八十續に主持（タモチ）て供へ奉るべき事なるを、圓珍に欺れて都堵牟麻呂を始にて、黑主夜須良麻呂に及て、御寺を圓珍に附屬し、延暦寺の別院となり、後遂に氏人も離れ奉れるにあはせて、御寺の由來もかくれはてゝ、御陵所だに詳ならずなりぬるは、もはら氏人の忠ならぬおこたりにこそはありけれ、然はいへどやむことえぬ時勢にて、力なきかたもぞありけむかし、さて大友氏のほかに、大友天皇の御後に、淡海永世の二氏ありしなり、其は續紀に、天平勝寶三年正月辛亥、賜二無位御船王淡海眞人姓一、（姓氏錄ノ序に、眞人は是皇別ノ上氏也云々、附二皇別ノ首一、さて懷風藻ハ是年十一月の撰にて、この御船眞人の三十の齢に當れり、）延暦四年七月庚戌、刑部卿從四位下兼因幡守淡海眞人御船卒、御船ハ大友親王（親王と稱せるはめづらし、）之曾孫也、祖葛野王正四位上式部卿、

注 懷風藻葛野王之傳に、王子者淡海帝之後、大友太子長子也、母淨御原帝之長女十市內親王、器範宏邈、風鑑秀遠、材稱二棟幹一、地兼二帝戚一、少而好レ學、博渉二經史一、頗愛レ屬レ文、兼能二書畫一、淨御原帝嫡孫授二淨大肆一、拜二治部卿一、高市皇子薨後、皇太后引二王公卿士於禁中一、謀レ立二日嗣一、時群臣各挾二私好一、衆議紛紜、王子進奏曰、我國家爲レ法也、神代以來子孫相承以襲（ツグ）二天位一、若兄弟相及則亂此興、仰論二天心一誰能敢測、然以二人事一推レ之聖嗣自然定矣、此外誰敢間然乎、弓削皇子在レ座欲レ有レ言、王子叱レ之乃止、皇太后嘉二其一言定一レ國、特閱授二正四位一、拜二式部卿一、時年三十七と記して詩二首載たり、續紀に、慶雲二年十二月丙寅正四位下葛野王卒とあり、懷風藻に三十七とある年ごろによりて推考るに、年四十五六にて卒り給へるなるべし、父池邊王從五位上內匠頭、御船性識聰敏、渉二覧群書一、尤好二筆札一、

注 續紀に、天平勝寶八歲五月癸亥、出雲國守從四位上大伴宿禰古慈斐、內竪淡海眞人三船、坐下誹二謗朝廷一无中人臣之禮上、禁二於左右衞士府一といへる事見えたり、孝謙天皇の御世なりき、また天應元年六月の下、石上宅嗣朝臣の傳に、自二寶字一後、宅嗣及淡海眞人御船爲二文人首一といへる事も見えたり、寶字元年賜二姓淡海眞人一起レ家、（姓を賜ひたる事は、天平勝寶三年の下に載られて、既に引出たるが如し、こゝに寶字元年とあるは、夬く書寫の誤なり、）拜二式部少丞一、累遷寶字中授二從五位下一、歷二式部少輔參河美作守一、八年被レ充二造池使一、往二近江國一修二造陂池一、時惠美仲麻呂適レ自二宇治一

たるふるまひ、或は打出の濱にするゑおかれて、法皇の御前にて歌たてまつれるありさまなど、げにも逸れて興しきかたの心ばせありて、おほよそ人にはあらざりけらし、

注陰陽寮の陰陽師は、令條を考ふるに從七位上相當の官なり、黑主は大領の時從八位上とみえたり、大領より任さるまじきにもあらざめれど、中昔の書どもに陰陽師と云へるに、寮のならでも其業する者をば、なべてしか呼へりときこゆれば、黑主も寮の官人にはあらで、既く致仕しておのれと其業したりしなるべし、上に論ひたる官符勸記文の名署の趣、又かの御石山詣の時のありさまをおもふにも、官人とはきこえずかし、

されば郡領たりし時も、よく郷人をめぐみなどして、しかもこよなき壽をさへにたもちたりければ、其郷人らのあはれみたふとびて、神としてしか祭來れるにぞあるべき、また夜須良麻呂主麻呂の事は、上に擧たる事のほかには、いまだ書どもに見あたらず、

注後撰集に、わかう侍りけるときは、志賀に常にまうでけるを、とし老てはまゐり侍らざりけるにまゐり侍りて、よみ人しらず「めつらしや昔ながらの山の井は、しつめるかけぞ朽はてにける」と見えたる、昔ながらの山の井とは、長柄山に云かけたるにて、三井寺の御井をよめりと聞ゆれば、もしくは大友の氏人の歌にはあらじか、さらば此集は、天暦の御世の撰にて、其より前の人のなれば、もしくは夜須良麻呂主麻呂などのよめるにもやあらむ勅撰の歌集には、其人がらによりて名を顯はされざりとみゆるがまゝ例あり、さて件の詞書に志賀といへるを、或説に志賀寺の寺字の脱たるならむと云へれど、さては長柄山とはいたくへだゝりたればかなはず、但し詞書に三井寺と云はで志賀といへるは、物遠き書ざまなれど、己が考の如くにて、歌の作者を顯はされざる心しらひならむには三井寺はそのかみ志賀の地なれば、さも書なさるべきなり、こはせめていふのみ、さて此歌六帖に見えたり、但し印本に作者を興風とせるは誤なり、古本に興風は件の歌の上にありて、此歌は讀人を記さず、其子孫とおぼしき氏人はた聞えずなりにたり、そもそも園城寺は上ノ件リの因縁に依りて遺詔を重みし、大

見えたり、さて又或人此説を見て、貞觀の黒主夜須良麻呂が解狀に、大友村主と見えたるによりて難めて云、皇子皇孫に姓を賜るには、眞人朝臣などを賜ふ例なり、黒主等皇別ならむには、卑しき村主の姓を賜ふべきにあらず、はやく推古紀に、大友村主高聰といふが見え、又續日本紀天平寶字七年の下に、正六位上大友村主廣公、神護景雲元年の下に、近江國人外正七位上大友村主人主などいへるがみえたり、是等と同姓なるべしといへり、是は一わたりいはれたり、されど上に證し述へる如く、大友天皇の皇子の與多王より、夜須良麻呂に及まで、園城寺に仕奉りし事かくれなく、また大友氏は上に云へるごとく、與多王より始て天皇の御名代の意しらひにて自稱び來り、（御寺を氏寺と申し、其御寺に供へ奉れる大友の族を、氏人と稱へる事、上に擧たる證文どもに見えたるが如し、）たゞ御寺の旦越と云さまにて、繼々に在經けるほど、黒主夜須良麻呂等の世におよびて、いさゝか時めきて滋賀の郡領に補されたりけるが、公ざまの解狀などに骨なくてはとて、同郷わたりに在來し、大友村主の氏人のきこゆるに准へたりしにか、又は其氏人に姻戚のありけるに、たまたま氏名の同じきを據にいひあはせて、私に同じ村主の骨を稱びたりしにぞあるべき、（黒主夜須良麻呂が、貞觀四年八年の解狀に、村主の骨を書たれど、同九年の勒記文には骨を記さず、）然るは御世のありさまをおもひやるに、與多王のはじめより身もおちぶれたるが、ことに御代の數にも除かれさせ給へるばかりの、大友天皇の御後なる由を奏して殊さらに氏姓の御許を請奏すべきにもあらざりしなるべし、（祖の時に氏姓を誤り、或は母氏に混へて在來しを、子孫の世になりて公に請と奏して、舊に復したる事の史どもになり／＼見えるも、そのかみ己が氏姓をたゞなにとなく混へ誤るべきにあらず、何ぞの故ありて混ひたりけるを更に正せるなり、此大友村主の骨の混淆に思ひ合すべし、）さてまた鴨長明抄に、志賀郡に大道より少し入て山ざはに、黒主の明神と申かみいます、是はむかしの黒主が神になれるなりと云り、今其郡の新在家村といふところに其祠ありて、黒主の家地の趾なりと云傳へて、毎年に六月朔日九月十六日に祭事を行ふ例なりとぞ、また其祠の東の方の田中に、心靜石と呼ぶ大石あり、里人なべてはすゞみ石といへり、是も黒主の家庭にありけるまゝに存れるなりと云傳ふとぞ、抑この黒主の翁は、さる田舍わたりにとしをへて、上に論へるごとく、歌の道にとりて殊にきこえ高く、又陰陽道をさへにうけ行ひたりときこゆれば、人にもてはやされたりけむ、さるはかの辛崎の祓のときのざればみ

ともに載む事の憚らしくて、わざと名を隱したる撰者の意しらひにやありけむ、さて古今集より後の撰集に載られたる黑主の歌、後撰集戀部に、久しうあはざりける女につかはしける、「白波のよするいそまをこく船の、かちとりあへぬ戀もするかな、」また題知らず、「玉津嶋深き入江をこく船の、うきたる戀もわれはするかな」、拾遺集物名部に、つぐみ「わかこゝろあやしくあたに春くれは、花につくみといかてなりけむ」、「さく花におもひつくみのあちきなさ、身にいたつきのいるも知らすて」、但しさく花に云々の歌は、古今集序にかぞへ歌といふに擧て、名をば記されず、又六帖國の題の中に、「美濃山にしけりかさなる（一本しげりさかなる）玉かしは、とよのあかりにあふかたのしさ」、此歌催馬樂呂歌にみえて、二句之々爾於比多留とあり、勝りてきこゆ、又六帖國の題の中に、「まかねふく吉備の中山おひにせる、細谷川の音のさやけさ、」但し此歌古今集には讀人しらずとあり、なほ此ぬしの歌餘にもありなむか、いまだよくもたづねあへず、

國守は云々のかしこまりにかくれ居て、前に大領とありし黑主翁たゞ一人を御眼路にすゑおき、歌奉らせて法皇の御心をとり、御輿を添奉らむと心を盡せるはからひにてぞ有けらし、かくて黑主の在經し世のほどをもて推考るに、紹運錄の系圖の如く、都堵牟麻呂の子なりとしては、父子の齡のほど符ひがたき事あり、そはまづ黑主は、延喜十七年御石山詣の時を、しばらく九十歳として推上せて數ふるに、天長五年の生にて、（官符に見えたる、黑主が解奉れる貞觀四年は卅五、また大嘗會の歌上れる寛平九年は、七十の時に當れり、）父都堵牟麻呂百十七の時に當れり、（圓珍が緣起ノ文に、都堵牟麻呂が齡を百卅七とあるを、天安二年の事と定めて云へり、其說は既に論へるが如し、）都堵牟麻呂の長壽はさもありけめど、然ばかりの齡にて子を生さむ事のおぼつかなきを、黑主の弟に夜須良麻呂といふさへあれば、ます〱合ひがたし、故考るに前に都堵牟麻呂の子のありて黑主夜須良麻呂は、ともに其が子なりけるを、其父とある某は既くなくなりて、黑主祖父の都堵牟麻呂の世嗣となりたるが、年歷て後の人、其父の事を知らずなりて、世嗣の次第に子の列に系りて記せるを、それに引れて夜須良麻呂もともに、都堵牟麻呂の子の如く記せるものなるべし、（さる例、世の系圖氏文などになり〱）

は云々、大友の黒主は（今本此間に脱文ありときこゆ文に引く漢文ノ序に、古ノ猿丸大夫之貌也、頗有㆓逸興㆒而と云へる文に當る詞の有しなるべし）、漢文序に、近代存㆓古風㆒者云云、大友黒主之歌古猿丸大夫之貌也、頗有㆓逸興㆒、而體甚鄙、如㆔田夫之息㆓花前㆒也といへり、此考選の六人の傳を考ふるに、其序書ける時世に在しは、黒主ひとりのみなりき、いとありがたき事にこそありしか、

其よみ歌をも載られて、身は下ながら大内にきこえあげたる歌よみなれば、

注古今集に載られたる此主の歌は、大歌所の歌の中に「あふみのや鏡の山をたてたれは、かねてそ見ゆる君か千とせは」、古注に、これは今上の御贄（オホニヘ）の近江の歌とあり、今上とは醍醐天皇の御事なり、扶桑略記に寛平九年十一月廿三日甲午大嘗會近江丹波供㆓奉其事㆒とみえたり、これより前にも續後拾遺集賀の部に、仁和の御時大嘗會の悠基方、伊勢國の風俗歌、大友黒主、「伊勢の海のなきさを清みすむ鶴の、千歳の聲を君にきかせむ」と載られたり、こは光孝天皇の御世、元慶八年の度の事にて、其ときの悠基は、伊勢員辨郡と扶桑略記に見えたり、これも黒主致仕の後に當れり、さてまた古今集春歌下ノに題しらず「春雨のふるは涙か櫻花、散を惜まぬ人しなけれは」、戀歌四に人をしのびにあひしりて逢がたくありければ、其家のわたりをまかりありきけるをりに、鴈のなくをきゝてよみてつかはしける「思ひ出て戀しき時は初鴈の、鳴てわたると人はしらすや」、此外に雜歌上に題知らず、讀人しらず「鏡山いさ立よりて見てゆかむ、年歴ぬる身は老やしぬると」とあるを、古注に、此歌は或人のいはく、大友の黒主がなりと注し、又序にも、此歌と思ひ出て戀しき時はとの二首を、黒主が歌とさだせる下に引注せり、さて又鏡山の歌、黒主のならむには、此集撰ばるゝ頃世に在りて、然る歌よみなりければかくれ有るべからず、もとより歌主の知られざりしなり、然れば、古注の説は謬傳ならむとさきにはおもひたりしが、又思へば古注の説のごとく、まことは黒主がなりけるを、今上の御贄の時奉れる風俗歌の此集に入られたる、鏡の山をたてたれば云々の賀詞と、其同じ鏡山に向ひて、年老たる情を述たるとは、おもむきいと別にして、ゆゝしげなるをも

守はおぢ畏れて外にかくれ居りて、たゞ黒主をなむするゑおきたりける、おはしまし過るほどに、殿上人黒主はなどてさては侍ふぞと問ひけり、院も御車をおさへさせ給ひて、なにしに爰にはあるぞと問はせ給ひければ、人々問ひけるに申ける、「さゞら波まもなく岸を洗ふなり、渚清くば君とまれとか」とよめりければ、是にめで給ひてなむとゞまりて、人々に物賜ひて還らせ給ひける、石山寺縁起（第一巻）にも此事を記していはく、亭子院のみかど常に當寺に臨幸あり云々、延喜十七年九月廿日あまりの頃まうでたまふ云々、たゞ黒主の翁ばかり此所にはまゐりまうけたりけるを、御供にさぶらふ人々黒主はなどてさてはさぶらふぞととがめければ、上皇も御車をとゞめて、なにしにこゝにはあるぞと問はせ給ひければ、さゞら波云々とつかうまつりたりければ、上皇めでさせ給ひて、しばし還御をおさへて、黒主にかづけものなどたまはせて、かへらせ給ひけりと云へり、

注躬恒集に、延喜十七年九月廿一日、（一を二と書たるは誤なり）近江の守のおこせたるふみにいへるやう、あけむあした法皇石山にまうで給ふべし、いとまあらばけふのうちにきたれ云々、法皇一夜はとまらせ給ひて、三の日御船にて瀬田にのぼらせ給ふ、とまらせ給へるところ〴〵御まうけの事どもあり云々、すなはち歌を奉る、「和泉にてしづみはてぬと思ひしを、けふぞ近江にうかぶべらなる」と有るも此度の事なり、

此時の歌を、新千載集雜には、亭子院石山にまうでさせ給へりける日、近江國のつかさ打出濱に御まうけつかうまつりたりけるを、たゞに過なむとせさせ給うければよめる、大伴黒主、「さゞら波ひまなく岸を洗ふなり、渚きよくばきても見よとや」と載られたり、（大友を大伴と書るは、後世の誤なり、）さて件の御石山詣の時のおもむきに依り、またこれかれの書どもに打あはせて推考るに、黒主當昔（ソノカミ）いと齢たかき翁にて、（石山寺縁起に、たゞ黒主の翁ばかり云々と云へるもおもひ合すべし、此翁の齢の事は、父の都堵牟麻呂が齢につけて推考たるなり、其は下に論ふべし、）御幸給へる其滋賀の郡の前の大領にてさへ在りしが、致仕の後當今の御世の始に、大嘗會（醍醐天皇寛平九年十一月廿三日、）の時の風俗歌をめでたくよみて獻り、其のち（延喜五年）撰ばしめ給へる、古今集の序の歌人の考撰にさへ入りて、

注その序文に云く、近き世にその名きこえたる人

りて、一人して奏せるは、黒主はかの解文にみえたる貞觀四年四月の後、大領を辭して凡人となり、解にみえたる如く位は從八位上にて止りたるなるべし、作者部類に黒主を六位の部に載たれど、其六位の部には、六位以下をもおしこめて載たりと見ゆれば、違へるにはあらざるか、其はいかにまれ、黒主六位までには至るべからず、弟の夜須良麻呂家を嗣たるが故なるべし、黒主は滋賀郡の大領にて從八位上、夜須良麻呂は、同郡擬少領にて職は劣りたれど、從七位上にて上階なりしは、殊なる功などのありて進められたりしなるべし、其は同九年の勅記文の連署に、須夜良麻呂は從七位上にて、俗大別當氏長者と稱て上首に署し、次に俗權別當從七位上大友主麻呂と署せるは、夜須良麻呂が子なるべし、さて其下次に俗別當大友黒主麻呂と署して、位を書ざるは、そのかみ既に致仕して、凡人となりたりし事決し、但し主麻呂は權別當なれば、別當黒主の次なるべく、また夜須良麻呂が子ならむには、黒主が甥なれど、位を賜はりてあるが故に、黒主が上に署名せるなるべし、さて此署名に黒主麻呂と書るは、凡人となりて後は、麻呂を加へて稱るなるべし、されど古書どもに致仕の後と聞ゆる時の事にも、黒主と記せるを思へば、世には猶素のまゝに呼ならひたる成べし、古今集序注には、號二志賀黒主一とも見えたり、黒主はざればみたる人と聞ゆ、下に引ちるせる趣なみておもひやるべし、又古今集目錄なる黒主傳に、如二後撰第十五卷一者陰陽師歟、於二唐崎一預二祓之纒頭一之故也とい

はれたるは、後撰集に、志賀の辛崎に祓しける人の下づかへに、みるといふ侍り、大とものくろぬしそこにまかできて、かのみるに心をつけていひたはぶれにけり、はらへはてゝ車より黒ぬしに物かづけゝり、その裳の腰に書つけて、みるにおくり侍りける、黒主、なにせむにへたのみるめを思ひけむ、おきつたま藻をかづく身にして、初句一本なにゝこのとあり、さてへたは神代紀に濱を訓り、歌にはなさしくきこえぬことばなり、萬葉集に、淡海の海へたは人知るおきつなみ、君をおきては知る人もなしと見えたり、黒主此歌によりてよめりげにきこえておもしろし、とあるによりての考なり、黒主もとより陰陽の道を好みたるによりて、致仕の後は祓する人のたのみ人となりて、其事を行ひたる事のありしなるべし、此陰陽師となりたりし趣は下に論ふべし、又大和物語に、亭子の帝宇多天皇石山につねにまうで給ひけり、國のつかさ民つかれ國ほろびぬべしとなむわぶると聞しめして、こと國々の御庄などに課せてと詔たまへりければ、國々よりもて運びて、御儲を供奉りて詣で給ひけり、近江の守いかに聞しめしたるにかあらむとなげき畏れて、又むげにてすぐし奉りてむやとて、還らせ給ふ打出の濱に、よのつねならずめでたき假屋どもを作りて、菊の花のいとおもしろきを栽て、御儲仕ふまつれりけり、國の

文保元年といへるは三年の訛ときこゆ、上に引出たる六度のほかに、いま一度燒れたりしにこそ、しかればこの建武の時を合せては、八度燒れたりしなり、

根本の傳說もます〳〵失せはて、專と崇め奉るべき大友天皇の本緣の御事をばつゆしらず、御陵處も詳ならずなりにしは、いとも畏くいとも悲痛き御事になむありける、

注古き漢籍讀の點圖を輯たるものゝ中に、園城寺所レ用西墓點と注せるがあり、此圖どもは、延曆寺所レ用寶幢院點、高野山所レ用中院僧正點、東大寺三論宗所レ用點など注せる例なれば、件の西墓は、園城寺中の地名にて其處なる學寮などの稱なるべし、然らば其西墓と稱へるは、もしくは大友天皇の御陵の在ける由緣にてはあらぬか、今も然呼ぶ處はあらぬか、ねもごろにたづね明らめまほしき事にこそ、

されどたま〳〵舊の金堂の柱ノ記文の、いさゝかばかり遺れると、圓珍が造り言交りながらも、書置る緣起文の中に、眞の故事の見えたるにもとづき、他古書どもを參へ考へて、かくばかりも考證奉れるは、いとあやしきまでになむ、但し上に引出たる書紀通證に、金堂ノ柱ノ記文を見ニ當寺傳記一とて注せる、その傳記は、今も三井寺に在るにか、又寺にははやゝ亡びたるが、世には傳はれるにかしらず、いづれにまれ度々の燒亡の後、柱ノ記文を他よりもとめ得て、傳記にも載たるものなるべし、

又今近江の粟津郡志賀の南、勢田橋ノ西ざまに、鳥井川村といふ處に、御靈社とて在るを、大友皇子を祭れるなりと云傳へたりとぞ、天武紀を案ふるに、其わたりは太しき御軍場にて、大友天皇大みゝづから屯し給へる御跡處なるべければ、そのかみ土人の畏みいとほしみ奉りて、御靈を鎭め祭り奉りたるなるべし、此天皇の御事を、さらに土人に云ひ聞せて、なほざりに思ひ奉るまじき由を、示しおかまほしき事にこそ、

○いはゆる大友の氏人の事は、上に引出たる書どものほかにはものに見あたらず、たゞ黑主の事は、名たたる歌人にて、他古書どもにも見えたるを、今これかれとりあつめ考るに、まづかの貞觀四年の宣旨に載られたる解文に、上に擧たる貞觀八年の宣旨の文中に見えたり、黑主等とあるは、弟の夜須良麻呂と等に奏したるなるべきを、同八年の度には黑主の名はなくて、夜須良麻呂狀偁とあ

姦僧どもに強ひ欺れ、彼を憚り給へるに依りて、おのづから朝廷の稜威のおとろへともなりたりけるを、近き御世となりて尋常の寺のごとく治め給へるはいとめでたき御政なるべし、

さて三井の寺門に取ては、しか本の由縁を忘て、義理なき事を云ひつのり諍ひけるに因て、然度々寺を燒亡され、又其後兵火にさへ遭ひたりければ、

注園城寺高倉宮以仁王の謀反に與しけるによりて、院宣を下して討伐しめ給へる事あり、その時の事を、百練抄に治承四年十二月十二日、淡路守清房追ニ討園城寺一、堂塔房舍拂レ底燒拂、金堂一宇相殘とみえ、此事吾妻鏡にも載て、今日園城寺爲ニ平家一燒失、金堂以下堂舍塔廟、幷大小乘經卷、顯密聖教、大略以化ニ灰燼一云々とみえたるこれなり、源平盛衰記に此時の事を委しく記して云、頭中將重衡大將軍として、一千餘騎の軍兵を率して、三井寺へ發向す云々、大勢にうちおとされて、大衆法師原に至まで、死するもの八百餘人、重衡勝に乘て寺中に亂入り、坊舍に火をかけたれば、南中北の三院、金堂、講堂、神社佛閣、一宇も殘らず燒にけり、本覺院、鷄足院、常喜院、眞如院、桂園院、尊星王堂、普賢堂、青龍院、大寶院、新熊野、同拜殿、護法善神の社壇、教待和尙の本坊、同じき御身像、七宇の鐘樓、二階大門、八間四面の大講堂、三重一基の寶塔、阿彌陀堂、唐院寶藏、山王寶殿、四足一宇、四面の廻廊、五輪院、十二間大坊、三院格別灌頂院、惣坊舍塔廟六百三十七宇、大津の在家二千八百五十三宇、速に火炎となるこそ悲しけれ、佛像二千餘體、經卷幾千萬ぞ數を知らず、文德天皇の御宇、仁壽三年に、智證大師みづから入唐して、渡し給へる唐本の一切經七千餘卷も燒にけり、顯密須臾に亡びて大小の書籍も失にけりといへり、また其後三井寺足利尊氏に與して朝敵となりしかば、建武三年正月十四日官軍に攻破られ、此時比叡山の僧徒官軍に加はり來りて火を放ち、堂舍佛閣金堂ことごとく燒亡ひたる由太平記に見えたり、此事元弘日記裏書、保曆間記にも見えて、十六日のことゝせり、さて又太平記件の事を記せる下に、承曆年中より去ル文保元年に至ル迄、此戒壇ゆゑに園城寺の燒る事、既に七箇度なりといへり、但し承曆といへるは、永保元年の事なり、

燒ニ殘堂舍僧房等ニ畢、堂院廿處、經藏五所、神社九所、僧房一百八十三處、但舍宅不レ注ヲ載之ニ、不レ知ニ其數幾千ニ而已、門人上下各皆逃ヲ隱山林ニ、或含レ悲入ニ黄泉ニといへり、古事談にも件の時の事を、同じさまに載て、次の章に、西京座主良眞之時寺を燒たりけるが云云、翌日又發向して、始レ自ニ金堂ニ、堂宇經藏みな燒拂ける云々と記せるも、同度の事なり、但し良眞之時と云へるは疎カなり、天台座主記を案ふるに、良眞僧都は、永保元年十月廿五日座主に補され、治山十二年と見えて、彼六月の頃は前の覺尋法印座主の時なるを、良眞の其年に座主に補されたるをもて混へたるなり、また壒囊抄にも、此時燒失の所所、經卷文籍等の品目を委く記して、また云く、大都任レ火焚燒、任レ手拘取所寺鄕都合二千四百餘所、聖財世寶悉搜取、是積レ船負レ馬、山上運盜、卽大船十三艘、以レ沈爲レ期、駄馬六十足、以レ斃爲レ限、寺中殘所僅小堂二、如意輪堂、安樂行堂、僧房十四宇云々と云へり、此時金堂も燒亡たりければ、かの康平二年に見出したる杜記も亡びたりけむ事決し、此より五年の後、應德三年七月十日、供ヲ養三井寺金堂ニと扶桑略記に見えたり、さて此後もなほ兩寺の間平ならず、保安二年五月、また閏五月、保延六年閏五月にも、延曆寺より薗城寺を燒きけり、共に百練抄に見えたり又應保三年三月三日、延曆寺の衆徒奏狀を上りて、三井寺沙彌南都小乘戒壇登事停止、於ニ本山大乘戒壇ニ可レ令ニ受戒ニと奏せるによりて、三井寺に宣旨ありければ、此事百練抄にも見えて、延曆寺衆徒訴申、園城寺僧不レ受ニ天台戒ニ之由訴申時、書ニ南都ノ律宗小乘戒ニ之由、興福寺訴申、仍被レ下ニ宣旨ニとあり、同廿日陳狀を捧て、去保延年中の起請のごとく、生々世々爲ニ智證大師門人ニ輩、永以ニ山門侶ニ不レ爲ニ傳戒師ニ、若破レ之輩永非ニ大師門弟ニ云々、守ニ起請ニ將レ背ニ勅宣ニ、一天之下似レ輕ニ皇威ニ歟、仍門人悉所レ離レ寺也云々と拒み奏せる由、これも壒囊抄に載たり、かくて此年六月九日、また延曆寺の爲に本堂以下を燒亡されたる事百練抄に見え、又文保三年の古記に、四月十三日園城寺金堂供養、被レ立ニ勅使ニ被レ許ニ赤袈裟ニ之間、延曆寺令ニ發向ニ、彼寺可ニ燒拂ニ之由騷動云々、四月廿五日辰刻、山門衆徒發ヲ向三井寺ニ、大津在家幷寺內堂舍佛閣僧房、不レ殘ニ一宇ニ悉燒拂畢云々、寺法師悉逐電畢など見えたり、

注 上件のごとく、兩寺公家を凌ぎ奉り、そのほか數度とりどりに暴逆事を行ひけるを、罰なひ給ふ事もなく宥め置給ひ、なほ此後の御世々々にも及たりけるは、もはら圓珍が姧巧にはじまりて、次々に

十二ヶ條大師御遺言、於二和尚病床之前一、手自握レ筆記レ之耳、寛平三年十月廿八日、受法面授一乘佛子增命、老僧圓畝、老僧玄鑒、老僧康濟、老僧惟首とあり、件の遺言に園城寺延曆寺末寺也といへど、もと天台の別院と爲むと奏して御許しありて、其後書どもにも別院と書き來れるを、こゝに至りて改めて末寺と稱ひ、延曆寺を本寺としも稱へるは、これも向後漸に俗別當の氏人の勢あらせず、もはら御寺を延曆寺の有とせむの姦計を遺せるものなり、またかの貞觀八年の氏人等と連署の勅記文に與二寺僧氏人等一爲二互水乳之穆一、專離二希望之心一云々と約り記せりしに、こゝに至りて沒後門人必與二慈覺大師門徒一、相互成二水乳義一云々云とのみ云ひて、さばかりおもく深き因緣ある氏人の俗別當と、親しむべき由をいはざる心根を、はた思ひ合すべし、かくて後俗別當の氏人の事を、座主記にも記せる事なく、其ゆくへの聞えざるは、圓珍が姦計にかゝりて、いくほどもなく御寺を離れて衰微たりしなるべし、但し黑主の事は下に云ふべし、さて又しか末寺と呼べるに始りて、園城寺憤をふくみて、後遂に延曆寺とひまき出きて、互に法師軍をしいだし、其いきほひにまかせて、兩年おの〱朝威をかろしめ奉り、世のさわぎを引出せる事ともなりたるなり、此外にも延曆寺の惡行の甚しくなれる事は、多く圓珍が巧にはじまりたる事、予が著せる瀨見小川の末に因に附へて論へり、さるは圓珍が門徒、相續て園城寺の寺主となりけるが、素より御寺の根本の來由には忠ならず、かの僞妄說の三井の由緣につけて、なほさま〲の附會說して、公家を欺き奉り、漸に繁昌くまゝに延曆寺を凌ぐ勢となりけるにあはせて、延曆寺よりは末寺なりとて、いよゝ貶しめけるによりて、ます〱間あしくなりゆくほど、園城寺公に請奏て、新に戒壇を建て延曆寺と等しなみに物せむとしけるを、延曆寺いたく憤り公に奏し支へ、強訴を企て、永保元年六月九日、僧軍を興して園城寺に襲寄せ、火を放て寺塔房舍悉焚亡したる事、記錄どもに見えたり、さて其燒亡したるさまは、扶桑略記に、御願十五所、堂院七十九處、塔三基、鐘樓六所、經藏十五所、神社四所、僧房六百廿一所、舍宅一千四百九十三宇也、已上官使實錄ノ記也、廣考二天竺震旦本朝佛法興廢一、未レ有二如レ此破滅一、今記二此災一落淚添レ點、智證大師門人、頻注二子細一、雖レ上二奏狀一、全無二官裁一云々、智證大師入滅以後、歷二百九十一年一有二此災一乎、また十五日に重

承引一違背、慈覺大師門徒者、經二官奏一可レ停二止別當職一、圓珍之門弟、不レ可レ受二南都少乘劣戒一、必於二大乘戒壇院一、可レ受二菩薩列解脫戒一、宍賢宍賢、當時別當寺院本願主俗別當等、各加二連署一記二勅緣起之旨一、但於二俗別當職一、以二氏之老公一可レ爲二俗別當一、仍各注二記文一狀如レ件、敬白、貞觀九年十月三日、俗大別當氏長者從七位上大友夜須良麻呂在判、俗權別當從七位上大友主鷹在判、俗別當大友黑主鷹在判とあり、（上に引たる楊鴫曉筆の、園城寺を延暦寺の別院とせむと請へる奏狀の文の續に、加之貞觀九年十月三日智證記文曰、圓珍之門弟不レ可レ受二南都小乘劣戒一、必於二大乘戒壇院一可レ受二菩薩列解脫戒一云々、然らば本末の號歷然たり、（此文も太平記に見えたり）といへるは此勅記文のことなり、）さて件の文中に、當時別當と云へるは圓珍なり、寺院本願主俗別當とは、夜須良麻呂等三人なり、各加二連署一記二勅緣起之旨一といひ、また此文の題にも、智證大師勅記文と書せるに、圓珍が署名の見えざるは、この座主記の本に寫脫せるにか、またもとより例のこゝろしらひありて、圓珍が名をば署さゞりつるにてもあるべし、そもそも此御寺の緣起を記さむとならば、まづ大友天皇の御事より、遺詔によりて天武天皇の勅許をうけて、大友與多の建立して、其孫住持してありけるを、圓珍に附屬せる由緣を詳に記すべき事なるを、然る事をばつゆばかりもいはずして、まづ延曆寺にて山王三聖といへるものを、こゝにも從しこしらへて、寺の鎭主明神と呼て崇めおき、かたじけなくも三尾明神をば、定二當院佛法外護一といひ、宛二本山護法善神一、時々刻々替番守護給也など云ひ、勿レ詣二拜餘社神殿一、此院繁昌偏山王擁護之力也など云ひたるは、もとより圓珍がわざにして、聞くにも堪ぬ誣妄言なるを、いかなれば夜須良麻呂等さるやむごとなき氏人として、寺院本願主俗別當と稱ひつゝも、相うづなひて、いふがひなくかゝるたふれ言書たる圓珍と、連署したるにかと、今うち讀だにあさましく、はたいきどほろしくてなむ、また座主記圓珍が譜に、寬平三年十月廿九日圓珍が卒たる事を載て、（七十八歲）其前日に遺言る條々を記せり、其が中に、一園城寺延曆寺末寺也、於二別當職一者以二座主擧狀幷寺牒一、先盡二用予門徒一、無レ人時以二大師（圓仁諡慈覺なす）門弟一可レ爲二別當一、若予門人與二慈覺大師門徒一、違背者同二犯過一、本寺牒二送重過之由一、可レ停二止寺務職一耳、また一我沒後門人必與二慈覺大師門徒一相互成二水乳義一、令レ如二父母兄弟一耳云々、右

台別院と爲る事も、圓珍を主持と爲る事をも許し給へるに、それと同日に、圓珍が奏狀に依りて云々の宣下あるべくもあらず、符旨に託たる寺門の僞言なる事決し、（但し此後同月廿九日、圓珍が請奏に依て弘傳眞言止觀兩宗敎ニと宣下ありし事は、三代實錄に載られて、上にその全文を擧たるが如し、）そもそも此事の起は、黒主夜須良麻呂等が志によりて、御寺を圓珍に附屬し、天台の別院とならむ事を請奏して、御許ありつる事なるを、黒主等が事をば一言もいはで、圓珍が奏狀に依りて寄進せる由にいひなし、興隆佛法、可誓護國家之由、蒙宣下畢とさへに符旨に託けたる僞言して、向後ますます氏人を蔑如して、園城寺の事を專執行はむしたがたとせるにて、其姦計なること著し、さて明ぬる九年、貞觀圓珍夜須良麻呂等と連署して、緣起の旨を記せるを、是も座主記に、同九年智證大師勅記文云とて載て云く、鎭主明神御事、右當寺鎭主卽日吉山王三聖也、別當內供奉圓珍、貞觀二年夏勸請叡山山王三聖、崇此寺鎭主、以三尾明神定當院佛法外護者、宛本山護法善神、時々剋々替番守護給也、當寺來住禪侶勿諂拜餘社神殿、此院繁昌偏山王擁護之力也、延曆十年夏四月中申日、桓武天皇有本社行幸、以中申日、山王託宣被始御祭、加置年分度者七人、當今聖主亦貞觀七年四月中申日、本宮社臨幸攝籙臣下左右大將、文武百官引率御、共參籠、一七日御祭奉年分度者七人、祭勅使左近衞中將兼正三位藤原朝臣齋道也、日吉祭使初也、桓武天皇臨幸時、於日吉社壇始法華講、其會講師故傳敎大師、問者南京善珠行賀也、當今聖主時新宮奉幣有之、凡本宮新宮、宛威光四海而赫然、宛神德當寺而魏々、當寺傳持禪衆俗別當等、穴賢本社新宮破壞之時、上奏可必奉修復、勿背此記文耳、右條々子細元起委曲在右分明也、於當寺別當職者、以本寺座主之擧狀寺牒、不及臈次以門徒和上可寺務矣、尙々寺院來居者、與寺僧氏人等、爲互水乳之穆、專離希望之心、拋互我執門執之思、本山居住山修山學、於寺家莫長住持、時時往來勤御願、勿造房舍廣大、不可三色之解、僧往來入堂別當官又以分、別當門徒禪衆若不調、當吹於法螺叩於磬鐘、呪稱其交名擯出、別當師主慈覺大師門徒、都於不善者刊先師圓珍之門弟之名、女犯橫輩永應掃於跡圓珍之門人、若違背先師門徒離本山當院移住者、可停止寺務奉行別當職、若尙無

の御願に寄附し奉り、本佛も彼時の御本尊生身の彌勒と申し、、敎待和尙百六十年行ひたまひて、其後智證大師の草創なりと云へり、但し夜須良丸を、天武天皇の御代に係ていへるは訛りなり、平家物語にも、件のおもむきをあら〳〵と記せり、

同月廿九日に、勅二内供奉十禪師傳燈大法師位圓珍一、弘ヲ傳眞言止觀兩宗敎一、先レ是圓珍奏言云々、圓珍奉レ詔入唐傳ヲ得眞言天台兩宗敎文一以添二先師之遺跡一、奉レ翼二皇王之至化一、伏乞准レ例蒙ヲ賜牒身公驗一、兼下ヲ知所由一、隨レ力流傳、擁ヲ護國家一利ヲ益群生一、酬二先師恩一、謹具二求法來由一、伏聽二天裁一從レ之と三代實錄に見えたり、此宣下は圓珍園城寺の主持となされたる十日餘り後の事なるに、先レ是圓珍奏言云々とあるは、夜須良麻呂が請奏よりも先立て請奏しけるを聞看しおかれて、圓珍園城寺主持の勅許ありて後、いくほどもなく、先に請奏したる兩宗弘傳の勅許宣下はありけるなり、事のさまを思ひめぐらすに、はやくより圓珍いとよく公家さまをこしらへ置たりけむ事推察り知るべし、かくて同年の十一月十一日に、延曆寺より圓珍を始て園城寺の別當職に任じ、又三綱の職をも任じたる事を、これも座主記に載せていはく、同年上に貞觀八年とあるをうけてかく書り、十月十一日被レ下二延曆寺牒一、補ヲ任園城寺別當職一、延曆寺政所牒二天台別院園城寺一、內供奉十禪師圓珍、右宛ヲ任第一別當職一、傳燈法師位豐珍、右宛ヲ任上座職一、傳燈法師位徹海、右宛ヲ任寺主職一、傳燈法師位朝還、右宛ヲ任都維那職一、牒件院依二太政官今年五月十四日符一、爲二延曆寺別院一已畢、茲得二別院內供奉十禪師圓珍奏狀一、園城寺寄ヲ進天台別院一、興ヲ隆顯密佛法一、可レ誓ヲ護國家一之由、去五月十四日蒙二宣下一畢、望ヲ請天裁一因ヲ准傍例一補ヲ任別當三綱等一、令レ執ヲ行寺務一者、別院宜二承知一、牒到准レ狀故牒、貞觀八年十月十一日、座主阿闍梨內供奉十禪師安惠、大別當傳燈大法師樂珍、小別當大法師位眞海、上座大法師位敏芬、寺主法師慈徹 少寺主法師圓海、都維那大法師賀徹とあり、さて件の牒文に、依二今年五月十四日符一云々已畢と云へるは、上に擧たる官符の旨を約めていへるなるを、茲得二別院內供奉十禪師圓珍奏狀一、園城寺寄ヲ進天台別院一、興ヲ隆佛法一、可レ誓ヲ護國家一之由、五月十四日蒙二宣下一畢といへるは、官符の旨にあらず、また五月十四日宣下ありて、夜須良麻呂が請奏によりて、天

縁起文に其時の事を記して、奉ニ受附屬一畢、別當西塔共奏ニ事由一、勅急造ニ唐坊一、佛像法門運ニ移此寺一、予改ニ御井寺一成ニ三井寺一といへるにて、當時の趣しられたり、(かく急に云々ものせるは、早く此寺を得て他の坊の出來む事を、防がむための計らひと推察られたり、)但し奏ニ事由一といひ、勅急云々といへるは、實はうけはりたる事にはあらで、既にうち〳〵こしらへ置たる、公家さまの下吏どもにかたらひ合せて、もはらこしらへすましたるをかくいひなせるものなるべし、さらずばさる由(ヨシ)緣ある御寺をもて、私に附屬せる事を、公家に聞食いれらるべきにあらざるをや、かくて其後ます〳〵 黑主夜須良麻呂等をそゝのかして、貞觀の四年と八年との二度に、公家に請奏さしめて、圓珍に附屬の事どもを勅許の宣下ありければ、(四年の官符は、八年の官符の中に見えて、全文は上に擧げたるがごとし、)圓珍ます〳〵 所得て、おもふまゝに事なしたるものなりけり、

注これより前に三代格、延暦廿四年 正月三日の官符に、諸寺檀越名載ニ流記一、已入ニ定額一、豈合ニ輙改一、如レ聞五畿内及近江丹波等國、愚闇之徒假ニ託權勢一、以レ寺私付ニ王臣一、卽詐稱爲ニ檀越一、遂乃有犯之僧縱任ニ三綱一、寺田之類恣レ情賣ニ買之一、事多ニ奸濫一僧深乖ニ道理一、宜ニ嚴禁斷依レ舊改正一、自レ今以後不レ得ニ更然一云々又大同元年八月廿二日の官符に、夫功德之興因心格別云々、大小諸寺每有ニ檀越一、田畝資財隨レ分施捨、累世崇敬至レ今、如レ聞王臣世家不レ顧ニ本願一、而追ニ放檀越一、改ニ替綱維一、田園任レ意或賣、或耕、各稱ニ己寺一還致ニ損穢一云々、其檀越子孫總ニ攝田畝一、專ニ妻子一不レ供ニ衆僧一先禁制訖云々、凡庶事勿レ致ニ疎略一などいへる事見えたり、此改正ありし奸濫(ミダリワザ)事に准らへ察ふに、まことは圓珍が黑主夜須良麻呂等をそゝのかして、竊に御寺を買得たるにもやありけむ、

其は上に擧たる官符のごとく、貞觀八年五月十四日宣下ありて、夜須良麻呂が請奏せるごとく、園城寺を天台の別院と爲し、圓珍その寺の主持となる事を許し給ひ、

注東寺年代記にも、天安二年圓珍歸レ自レ唐、賜ニ園城寺于圓珍一、初大友氏與多、奏ニ天武帝一所レ建也と記せり、但しこの宣下の事どもを史には載られず、又源平盛衰記に、三井寺は是近江の國志賀の郡擬の大領、大友の夜須良丸が私の寺たりしを、天武天皇

注此頃よりは百年にあまれる前の事ながら、藤原武智麻呂傳に、公近江守にて在國の間、和銅の比の事を云へる條に、常禮ニ精舍ヲ忽ニ入ニ一寺ヲ寺内荒涼、堂宇頽落、房廊空靜、顧問ニ國人ヲ國人答曰、寺檀越等統ニ領寺家財物田園ヲ不レ令ニ僧尼勾當ヲ不レ得ニ自由ヲ所以有ニ此損壞ヲ非ニ獨此寺ニ餘亦然、公以爲云云、仍奏曰云々、禮ニ精舍ニ部内人民不レ知ニ因果ヲ檀越子孫不レ懼ニ罪業ヲ統ニ領僧物ニ專養ニ妻子ヲ僧尼空載ニ名於寺籍ヲ分散鋤ニ口於村里ヲ未ニ嘗修ニ理寺家破壞ニ云々、伏請ニ明裁ヲ勅曰云々、今聞諸國寺多不レ如レ法云々、宜下諸國兼ニ幷數寺ニ合ニ成一區ヲ庶幾同レ力共造、更興ニ頽法ヲ明告ニ國師衆僧及檀越等ヲ具ニ條部内寺家便宜幷財物ヲ附レ使奏上、待ニ後進止上と見えたり、されど此勅旨のごとくには行はれざりけむ、また續紀に、靈龜二年五月近江國守從四位上藤原朝臣武智麻呂言、部内諸寺多割ニ疆區ヲ無不ニ造修ヲ虛上ニ名籍ヲ觀ニ其如レ此更無ニ異量ヲ所レ有田園自欲レ專レ利、若不ニ匡正ニ恐致ニ滅法ヲ臣等商量、人能弘レ道先哲格言、闡ニ揚佛法ヲ聖朝上願ヲ方今人情稍薄、釋教陵遲、非ニ獨近江ヲ餘國亦爾、望遍下ニ詔諸國ヲ革レ弊還レ淳、更張ニ紀綱ヲ仰稱ニ聖願ヲ許レ之といへる事も見えたり、

元亨釋書に、圓珍が園城寺を得たる後の事に係て、大友太師所レ捨四至界依レ勅全歸、且免ニ官租ヲ永充ニ寺供ニ（大友の上に爲ノ字脱たりと思はるゝ事、上にいへるがごとし、）と見えたるは、かの都堵牟麻呂が、氏人無レ力ニ辨定ヲ早觸レ國可レ被ニ糺返ヲといへるに隨ひて、圓珍が公家をよくこしらへて、件の宣下ありたる後に、舊の如く歸し下されたるなるべき事決し、さて件の四至依レ勅全歸且云々とあるをもて、中頃刻吏のはからひにて、寺領を沒官せられたりし事の證ともすべし、さて右に云へる如く、寺領を沒官せられ、たゞ大友の氏人の私領の如くなりけるに合せて、官租を輸し國役をも課せらるゝ事となりければ、寺供に堪がたき事ども出來て、衰へたるを幸に、圓珍おのれ主持となりて、寺務を執まかなひ、衰へをもて興し、講讀師を停て、おのれこれに代り門徒を立てゝ、天台眞言の兩宗を弘め繁昌し、朝家に信用させ奉らむと巧みて、うち〳〵公家さまをこしらへおきて、敎待といひ合せて都堵牟麻呂等をそゝのかして、まづ如此わたくしの附屬おうけたるものなり、其は

記第一卷安惠和尚譜に、貞觀八年丙戌五月十四日被レ下下以二園城寺一可レ爲二延曆寺別院一宣旨上、太政官牒、延曆寺以二園城寺一可レ爲二天台別院一事、（これは延曆寺へ下されたる牒なり、）右太政官今日下二近江國一符偁、滋賀郡擬少領從七位上大友村主夜須良麻呂狀偁、太政官貞觀四年十月十七日下レ國符偁、彼國解偁、大領從八位上大友村主黑主等、（黑主等とあるは、下文に出たる夜須良麻呂と共に奏せるなるべし、此事下に委く論ふべし、）解偁、件寺停二講讀師一將下以二十禪師傳燈大法師位圓珍一任二別當一、令レ加二修治一、兼演中法音上者、國司覆審所レ陳有レ實、謹請二官裁一者、右大臣宣、依レ請者、（以上前に黑主等が請と奏せるによりて、講讀師を停め、圓珍を園城寺の別當に任されたりし由なり、以下は夜須良麻呂が請と奏なり、此頃は黑主すでに致仕したりしによりて、夜須良麻呂一人して奏せるなるべし、黑主の事は下に委く云ふべし、）今圓珍引二率徒衆一、勤二力修治一、興レ廢繼レ絕、望請長爲二天台別院一、以二件圓珍一作二主持之人一、其別當者先盡用二圓珍血脉一、若無レ人方及二圓宗一、於二彼此中一、智行兼具、少欲知足堪能者、便令二寺家簡定一、加二國印一署進レ官補二任之一、謹請二官裁一者、右大臣宣奉レ勅、依レ請者、（以上此たび夜須良麻呂が奏請に、園城寺を長く延曆寺の別院とし、圓珍をその寺の主持の人として、別當には云云と奏せるを許し給へる由なり、）國宜二承知一、依レ宣行レ之、寺宜二承知一、牒到准レ狀、故牒、貞觀八年五月十四日　正六位上行左大史廣階宿禰八釣奉、從四位下行左中辨兼皇太后宮亮藤原朝臣在判、と載たるをもて知るべし、顯昭法橋の古今集序注大友黑主の下に、今注云、號二志賀黑主一、爲二園城寺之地主一、依二彼等之奏狀一、以二園城寺一爲二叡山之別院一、免二講讀師責一之由載二官符一といへるは、件の官符の旨をいへるなり、（但し責字は貴の誤寫にて、符文に停二講讀師一とあるを、僧供の貴を免れむとせる意なりとなま心得に、かく書とれりと聞ゆ、）また古今集目錄に、黑主者薗城寺本主歟、大友黑主村主等、以二氏寺一申二智證大師一、寄二天台末寺一、爲レ遁二國役一云々、見二緣起一云々とも見えたり、（緣起とは、上に擧たる圓珍が文を讀見たる人の大意を誤れるを聞て、注されたりと聞ゆ、圓珍が諡もて云へるにても知るべし、）さて黑主等が園城寺を圓珍に附屬せる事は、もはら圓珍に謀られたるにて、其謀られたるいはれは、右に擧たる古今集目錄に、見二緣起一とて、爲レ遁二國役一と云へる意と聞えたり、そは其圓珍が緣起文に記せる都堵牟麻呂が言に、此地先祖大友太政大臣之家地也、公家埒二其四至一被二宛給一也、今以二此寺家一奉二附屬一、此寺之領地四至內專無二他人之領地一、而時代移、人心諂曲、當國之刻吏稱二私領之地一、然而氏人無レ力二辨定一、早觸レ國可レ被二糺返一者といへるにも、よく符ひてきこえ、

記せり、大師とは圓珍が師延暦寺別當光定が事なり、私號二別當大師一と同記に見えたり、勅許の大師號は貞觀六年に始れり、この時いまだうけばりたる大師號はあらず、さてかく大師門弟と記して、圓珍が名を顯はさゞりつるは、門弟と云へるに、氏人都堵牟麻呂等をも、強ておしこめたる意しらひと聞ゆ、後に又計らふべき深謀のありけるが故なり、下に記せる趣を見て察知べし、さて又圓珍が園城寺に入來りて、敎待等とかたらひし事を、元亨釋書に、天安二年の事といへるはさる事なり、敎待傳にも見えて上に注せり、圓珍其年の六月に歸朝して、まづ住處もとむとて、園城寺の衰へたるを見出して、氏人を欺きこしらへて、おのれ主持とならむと、巧み計らひたりけるを、翌(アク)るこの貞觀元年になりて、うちうち其事をはからひすまして、御寺を延暦寺の末寺に奉れる由にこしらへて、まづ此供養といふ事を行ひたるものなり、圓珍が延暦寺の座主に補されたるは、これより後貞觀十年六月の事なり、三代實錄に見えたり、さて此時の座主は、圓仁和尚なり、謚を慈覺と稱ふ、圓珍と同じ心ざまなる僧なりき、かくてまた明ぬる二年の夏、比叡山の山王三聖と稱(ナツケ)たる神を徙して、此寺の鎭守と崇めたる由、圓珍氏人等と連署したる勅記文に見えたり、全文は下に擧べし、これらのほかにも、いろいろ姦巧せる事のあるを、次々に證文を擧げて辨ふべし、上に擧たる姦計の趣と、互におもひ合せて推し

察るべきなり、さるは圓珍私(ヒソカ)に、園城寺をさばかりはからひすましたりけれど、素より重き由緣(ヨシ)ある御寺にて、たやすからぬわざなりければ、此後又さらに氏人等をそゝのかして、うけばりて公家に請奏(ヒ)さしめ、勅許を請て御寺を延暦寺の別院となし、おのれは御寺の主持と稱ふになりけるを、いくほどなく延暦寺の座主になされたりければ、貞觀十年ますますところえてほしきまゝにぞふるまひける、さて其氏人の公家に請奏の事は、楊鴫曉筆大永享祿の頃、僧徒の記せる書と見ゆ、長暦年中、延暦寺より園城寺に戒壇を立てむとせる事を支へて、公家に奏せる時の詞、に、彼寺の本主太政大臣大友皇子の後胤、大友夜須良麻呂、氏族連署の官符を以て申けるは、貞觀六年十二月五日狀曰、望請長爲二延暦寺別院一、以二件圓珍一作二主持之人一、早垂二恩恤一、以二園城寺一如二解狀一可レ爲二延暦寺別院一之由被レ下二寺牒一、將レ俾レ慰二夜須良麻呂幷氏人愁吟一、彌爲二天台別院一、專二天下禱祈天長地久御願一、可レ致二四海八埏之泰平一云々、仍貞觀八年五月十四日に官符を成し下されて曰、以二園城寺一可レ爲二天台別院一云々と見え、此文太平記園城寺戒壇ノ事の條にも見えたり、但し諸本大友を大伴と書き、夜須良麻呂の良字脫たるを、たゞ本郷本のみ在り、其レもなほ大伴と書り、又曉筆に載たる解狀の文に、誤寫脫字あるをば、太平記に依りて訂せり、その貞觀八年の官符は、これも座主

して裳層を造たり、其の内に丈六の彌勒在ます、寺の邊に僧房あり、寺の下に石筒を立たる一の井あり、一人の僧出來れり、此の寺の住僧也と名乘て、大師に告て云く、これは井は一也と云へども、名は三井と云ふ云々、大師かく聞て、かの有つる僧房に行て見れば、人氣も無し、但し荒たる一の房あり、年極めて老たる僧一人居たり、此僧の名敎代といへるよし下文に見ゆ、上に引たる緣起文等に、敎待と書たる僧の事にてすべて合へり、委くみれば鱗骨などを食ひ散したり、其香穢き事無レ限し、これを見て傍の房にある僧に大師問て云く、この老僧は何なる僧ぞと、僧答て云く、この老僧は年來此江の鮒をとり食ふを役とせる者なり、その外に便に爲る事なしと、大師云々、老僧を呼出て語ひ給ふ、老僧大師に語て云く、我此所に住して既に百六十年を經たり、緣起文には、生年を百六十二なりといへる由記せり、この寺は造て後此間四五字空たり、歲に成ぬ、緣起文に建立以後經ニ百八十餘年一也とあり、物語には年數を忘れ給へるか、又詳ならざるによりて、後に書入れむとして、字を空おかれたるものなるべし此書あまたこの例あり、云々、而るにこの寺を可レ持き人無かりつるに、今日幸に大師來り給へり、然れば此寺を永く大師に讓り奉る、大師より外に可レ持人無し、我れ年老て心細く思ひつる間、かく傳

へ奉る事喜きかなやと云て、泣々返ぬ云々、その後經論正敎を相具し、諸弟子を引具して此の寺に佛法を弘め、于レ今佛法盛なり、今の三井寺の智證大師と申すこれなり、云々と語りつたへたると也と記されたり、此物語のおもむき上に引たる古記どもに符ひ、御寺の衰へたりしさまなどよくきこえたり、思ひ合すべし、但し大友の氏人の事をいはざるは、佛を貴む世のこゝろならひには、語り繼ぐばかりのくさはひも無れば、かの敎待と圓珍とのうへにのみかけて、語り傳へたるものなり、かの圓珍が緣起文に合考て、おのづからそのかみの御寺の有さま、また圓珍が此寺に入そめて、吾が物とせる姦計をおもひやるべし、かくて圓珍敎待をかたらひて、都堵牟麻呂等を欺きそゝのかして、まづ園城寺をもて延曆寺の末寺といふにこしらへたり、その證は天台座主記に、第一圓仁和尙譜〇此書缺本にていま四巻存り、一巻の奥書に、御本曰、（爲善私云、圓智院大王御自筆也、）此座主記第一者仰ニ久善一□遂ニ書寫之功一了、於ニ寫本一者雖レ爲ニ卷本一、爲レ令ニ見安一如レ此、裡書本書載レ面了、後覽之人察レ之とあり、貞觀元年九月三日、薗城寺供養、導師座主圓仁、咒願安惠阿闍梨、三禮安然、讃師惠亮、唄慈叡、散花承雲、堂建法勢、以上以ニ大師門弟一供養ニ云云、別爲ニ天台末寺一畢と

師堯、其子與多承二顧命一奏二天武帝一創レ之、亦亦ノ字は元の誤なるべし、是太師之家基也、天安二年圓珍法師云々、到レ寺問二經始寺僧一、時老比丘來曰、我名教待、年一百六十二、傳聞寺成以來過二我壽一者殆二十歲、現今有二檀家之孫一、乞問レ彼、待卽呼二彼人一來、大友氏具說二寺事一云云、また教待傳に、教待久居二薗城寺一、天安二年圓珍法師云々、到二薗城寺一、待見レ珍如二故舊一、時有二檀越大友氏一云々、珍還レ寺問二大友氏、待公本貫何所、生平行業如何、大友氏曰、不レ知二何人一、居二此寺一已百餘歲云々、珍問二大友氏一曰、此寺曰二御井一何、答曰寺之西岩有二泉井一、天智天武持統三皇降誕時、汲二此井水一爲二浴湯一、俗因而號二御井寺一云云、乃改二御井一爲二三井一、曰取二三皇浴井之事一也、御三和訓近又曰、我酙二此水一爲二三部灌頂之閼伽一、至二慈氏三會之期一、故改二三字一耳、珍與二二僧一還、詣レ闕奏二三井事一、勅造二一宇一名二唐坊一、移二尙書省經籍一置焉、今曰二唐院一○此文都堵牟麻呂の名を擧ずして、大友氏とのみいへり、與二二僧一還詣レ闕とは、緣起文に別當西塔共還二本山一、別當共奏二事由一、勅急造二唐坊一、佛像法門運二移此寺一といへる趣なり、又大友太師所レ捨四至界、大友の上に、爲ノ字脫たるなるべく思はるゝ事、上に論へるがごとし、依レ勅全歸、且免二官租一、永充二寺供一焉といへり、僧知逢が此書の便蒙に、按此事見二太師起文一、蓋本書之所レ本也と注へるは然る事ながら、又他の書をも參へ考へて記せるものなり、中にも大友太師所レ捨云々の一條は、全く緣起文には見えず、さて皇胤紹運錄に、足利義尙朝臣の請によりて、長享二三年の頃、中御門藤原宣胤卿の撰びて進せられたる書なり、本名は帝皇系譜と云へり、大友皇子の第二の御子に與多王、賜二大友姓一、この王はじめて大友を氏とせられたるにはあれど、賜レ姓と注せるは、後人の推量りて書けるものなるべきこと、上に論へるがごとし、その子に都堵牟麻呂、

注この都堵牟麻呂の事は上に擧たる緣起文に見えて、其處に云へるごとく、その長壽の齡によりて推考るに、父與多王薗城寺を造畢られたる、天武御世十五年より廿七年に當れる、和銅五年の生にて、父王五十歲ばかりの時に當れり、

其子に黑主、其弟に夜須良麻呂と云ふ迄を系(ツ)りて載られたり、古今集玄旨ノ抄にも、黑主一說大友ノ皇子曾孫、與多王孫、都堵牟麻呂ノ子とあり、黑主夜須良麻呂の事は下に擧べし、また今昔物語集に、宇治大納言隆國卿の筆錄なり、此卿承保元年に薨給へり、今昔智證大師比叡山の僧として、千光院と云ふ所になむ住給ひける、而るに天台座主として彼の院に住給ひける、「天皇より始め奉り、世擧て貴ひ合へる事無レ限し、而る間我門徒を別に立てむと思ふ心有て、我門徒の佛法を可二傳置一き所か有ると、所々に求め行き給ふに、近江の國志賀の郡に、昔し大伴友を伴と誤れり、の皇子の起(タテ)たりける寺あり、其寺に至て寺の躰を見るに、極て貴き事無レ限し、東は近江の江を護(マモラ)へたり、西は深き山なり、北は林南は谷なり、金堂は瓦を以て葺けり、二階に

いへる語は、上に云へるが如く、おほかた合ひてきこゆれば、そのかみ御寺の創建の年は慥なりければ、それに合へて己が齢をこしらへ欺るにてもあるべし、

今敎待已ニ隠、我院早可レ被ニ興隆一者也者、予問侢、此寺名謂ニ御井寺一、其情如何、氏人答云、天智天皇、天武天皇、持統天皇、此三代之天皇、各生給之時、宸初之時御湯料水、汲ニ於此地内井一奉レ浴之由俗詞語來、件井水依レ經ニ三皇御用一號ニ御井寺一者、予聞ニ此緣起一、漸見ニ地形一、宛如ニ大唐青龍寺一、奉ヨ受附屬一畢、別當西塔共還ニ本山一、別當共參ニ内裏一奏ニ事由一、勅急造ニ唐坊一、佛像法門運ヨ移此寺一、

注唐坊は後に唐院とも稱へり、圓珍が唐より將來れる佛物を置ける所と聞ゆ、延暦寺に前唐院とてあるも、宸澄が前に然ものしたりし處と聞えたり、それに准へたるなるべし、佛像法門運ヨ移此寺一とは、前に比叡山にて、山王の託に彼山にといひたりけるを、新羅國明神の此地者、末代必有ニ喧事一歟云々、我見勝地云々、至ニ彼地一可ニ相定一と云へる山に云ひなしおきて、今此寺に運移せる趣にいひなせるなり、さてこの別當共、奏ニ事由ニ云々のことは、下に辨へ論ふべし、

予改ニ御井寺一成ニ三井寺一、其由何者、件井水三皇用給之上、此寺長爲ニ傳法灌頂之庭一、可レ汲ニ井花水一之事、令レ繼ニ於彌勒三會曉一、故成ニ三井寺一と云へり、

注この御井寺と稱ふ謂の俗詞は信がたし、三皇ともに大和にて誕れさせ給へるに、何の由ありてかは、三代相續てはるばる此地の井水を、御産湯に用ひさせ給ふべき、今推考るに、いはゆる御井は、天智紀に九年三月甲戌朔壬午、於ニ山御井傍一敷ニ諸神座一、而班ニ幣帛一と見えたる山御井にて、今昔物語集に、寺の下に石筒を立たる一の井ありといひ、元亨釋書に、寺之西岩有ニ泉井一といへるも其なるべし、其全文は共に下に擧べし、さて其御井より出て、其わたりの地を御井と呼ならへるを、圓珍が例の僞妄説をかまへ、三代の天皇の御産湯の由緣を造言し、都堵牟麻呂をすかしこしらへ置て、里俗などにまことしげに語り聞かせなどして、緣起文に如此は記せるものなるべし、

また元亨釋書に、園城寺者大友與多所レ建也云々、太

注附屬之後以下のおもむきは、圓珍に寺を附屬の事畢るまで、山王は附副をり、新羅國明神は住まりて寺を護り、又三尾明神の訪に來り給ひて明神を饗し、敎待は彌勒の化身なるが、此時より隱れて見えず、此寺に住りて佛法を護持すといへるなり、有るが中にもいと〳〵甚しき僞言にぞありける、かかるたふれ言をも、都堵牟麻呂等にきかせて、欺きけむ事よ、

予還到レ寺、敎待有樣問二都堵牟麻呂一、專不レ知二此老比丘案内一、年來此比丘不レ魚不二飮食一、不レ酒不二湯飮一、常到二寺領湖邊之江一、取二魚鼈一爲二齋食之菜一、而欲レ謁二和尚一忽隱之、悲哉悲哉、不レ惜レ音哀泣、今大衆共見二住房一、年來干置魚類、皆是蓮華莖根葉也、於レ是知二不レ例人之由一

注本朝神仙傳にも、敎待和尚者近江國志賀郡人也、雖レ及二數百年一容顏如レ元、唯愛二少年女子一、兼食二魚宍一、口悉吐之、變成二蓮葉一、後逢二智證大師一、讓二園城寺地一曰、待二君來一守二此勝地一、自レ今可レ被レ弘二佛法一、言訖而失と記せり、さて此敎待が事を推察ふるに、御寺のしか衰へ行て方便なかりけるに、敎待浮浪たるえせ法師にて、長壽して健にてありけるを、都堵牟麻呂がかたらひて御寺を預け、房に住せ置たりけるを、圓珍がかたらひ出して、ものとらせなどして、うち〳〵熟くいひ合せおきて、圓珍御寺に行て、都堵牟麻呂に逢ひけるに、圓珍とともにあざむきそゝのかして、遂に御寺を附屬せさせて後、敎待は遁亡せたるなるべし、敎待常に魚鼈を捕り食ひ、干魚などをも貯へたりける異行を、よりどころに圓珍が云ひ合て、その遁亡むとする期になりて、蓮の葉などゝ取換へ置たりけるを、かれは彌勒の化身なるが、今はもとの佛に還りて、此寺を護るべきよし言遺たりなど、こしらへ欺けるものなる事決し、然るおもむきなる姦巧は僧徒の常なり、また園城寺に敎待堂といふが、古きものに聞えたるは、舊より在來し彌勒堂の彌勒の、敎待と化りたる由に僞言したるによりて、然呼ことゝなりしなり、その舊の彌勒堂の事は、今昔物語集に見えたり、下に引くを見て知るべし、さておもふに、敎待いと齡長くはありけめど、實に百六十二歳なりしにか疑はし、されど己が齡にかけて、御寺の創建の年ごろを

皇時熟二覩西（西當レ作レ東）境風致、地跨二伊駿相三州一、分二其域一而良材立二波心一號二目代木一、西汀名二駿河津一、南岸號二伊豆地一、東濱名二相摸津一と記して、其附錄に云、是木に和歌を刻す、亦印木とも國分木ともいふ、三椏の木なり、歌に足柄や筥荷の湖のけゝら木に、三國を分けてたつは白波、按るにすべて物の眞中を心といふ、けゝらはこゝろなり、湖水の眞中をいふ事なり、古今集甲斐歌に、甲斐が嶺をさやにも見しかけゝらなく（信友云、此三ノ句、普通本けゝれなくとあり、後頼卿の無名抄にはけゝらなくと書て、此歌のけゝらなくとよめる詞、心なくといへる詞なりと注されたり、袖中抄にも或はけゝらともかけりとあり、）云々、目代の字を用ひたるは、目印の義にや、箱根人に問ふに、その木今に存りて、旱して湖水減ぬれば、水上に三尺ばかり顯はれ見ゆといへりといへり、信救記にいへる御世の事は信られねど、當時の舊說にて、其湖上に標木を立たる事は、件の棹立におもひ合すべし、次に南限二大關下路一とは、逢坂の關のこと也、西限二國堺峯一とは、山城の堺にてすなはち長等山の峯なり、北限二崇福寺一、此寺一名志賀寺と稱ひて、古より今にかくれなし、元亨釋書に、圓珍が園城寺を得たる後の事に、又大友太師所レ捨四至界畔、依レ勅全歸、且免二官租一永充二寺供一焉と記せるは、件の四至界の中度湿ありしを、さらに歸し賜へる由なり、但し大友太師所レ捨と作るは、事たがひてきこゆ、大友の上に爲字の脫たるにて、爲二大友太師一所レ捨なるべし、然らずば師錬が傳聞の疎なりしなり、

敎待大德年來云、獨可レ領二此等一人渡唐也、遲二還來一之由常語、而今日已相待人來也、可二出會一者、今以二此寺家一奉二附屬一、此寺之領地四至内專無二他人之領地一、而時代移、人心諂曲、當國之刻吏稱二私領之地一、然而氏人無レ力二辨定一、早觸レ國可レ被二糺返一者、（以上部堵牟麻呂か言なり、）附屬之後山王還給、明神住二寺北野一、無量之眷屬圍遶、他人之所レ不二知見一也、見知明神住給野、乘レ輿之人引二率百千眷屬一來向、以二飲食一奉レ饗二明神一之處、老比丘敎待到二於彼明神之在所一、遞以喜悅、即比丘與二與人一形隱不レ見、予レ時問二明神一倘、（圓珍が明神に問へるなり、）となり丘與二與此比人一忽不レ見、是何人耶、明神答レ之、老比丘是彌勒如來、爲レ護二持佛法一住二給此寺一也、輿人者是三尾明神也、（神名帳に高島郡三尾神社あり、釋書園城寺の條、新羅明神のところに、この水尾明神の事をいへり、）新爲レ訪レ我來也者、

聞寺成以來過ニ我壽ー者殆二十歳、現今有ニ檀家之孫ー、乞問レ彼云々とあり、此年數どもを推考るに、ここに建立以後經ニ百八十餘年ーとあるを、上に辨へたるが如く、天武三年甲戌の經始より數れば、其天安二年まで百八十五年なれば合へり、もし十五年の建立とする時は、七十六年なれば合はず、また敎待が言に、敎年百六十二也といひ、また寺成以來過ニ我壽ー者殆二十歳といへるに當つれば、敎待は文武天皇元年の生れに當りて、これも經始の年より數ふれば、彼が壽に過たる事二十三年なれば、殆ど作るに叶がたし、故案ふに釋書の原ける書に、二十許年などありけるを、如レ此作なせるにや、また殆は餘字の艸體の、餘を殆ど見まがへて、はやく寫誤たるものにてもあるべし、すべて眞行艸まじへ書るは古書の例にて、然る混はつねある事なり、寺造畢の十五年といふ年よりの事とする時は、敎待が壽に過たる事十三年なれば、いかにしても殆二十歳とは云べきにあらざるをや、然れば今訂して餘ニ二十歳ーとする時はよく符へり、かくて彼此考合するに、天武三年の建立と書るは經始をいひ、十五年

とあるは、造畢をいへる傳なる事うごきなくぞきこゆる、さて此釋書の全文は、下に引載すべし、

卽敎待呼ニ彼氏人ー、爰氏人姓名大友都堵牟麻呂出來云、（都堵牟麻呂は、與多ノ王の子孫なり、其世系は下に擧べし、）都堵牟麻呂生以降百卌七也、（釋書にいへるごとくに、此時を天安二年とするときは都堵牟麻呂は、和銅五年の生に當れり、此都堵牟麻古といひ、敎待といひ、長壽人の出會たることいと希らし、）此寺先祖大友與多、奉ニ爲天武天皇ー所ニ建立ー也、（奉ニ爲天武天皇ーと書る天武は、決く天智の誤寫なるべし、さらずば圓珍が聞誤たるなり、御井寺は天武天皇の三年に始て、十五年に造畢たれば事實に合はず、また何の由も無きことなるをや、）此地先祖大友太政大臣之家地也、公家埒ニ其四至ー被ニ宛給ー也、其四至文云、（東限ニ海棹立ー、南限ニ大關ノ下路ー、西限ニ國境峯ー、北限ニ崇福寺四至ー、）

注其四至ノ文云より、分書の四至まで廿八字、著聞集には略きたるを、字類抄によりて加へたり、今三井寺の邊より、此四至を撿ふるに、まづ東云々とは湖上に及びて、其埒に標木を立たるを、棹立と謂へるなるべし、此下文に、到ニ寺領湖邊之江ー取ニ魚鼈ーといへり、さて湖をもたゞに宇彌といひ、字に海とも書ること古書に例多し、此國名を淡海とも書るもそれなり、さて標木の事は、秋山章が豆州志に、其國に傳はれる信救記といふ書を引て曰、孝安天

り、或一本によりて訂して採れり、また色葉字類抄薗城寺の下に、本朝文集云とて此文を抄記せり、今それをも挍合せ、又その二書の異本をも比べ見て、誤脱の字を訂して引り、智證とは圓珍が謚なり、さて又この縁起文の趣、新羅國の明神といふを、延暦寺の山王に託けて、いとも甚しき妄説を附會たり、其意しらひして他書どもにも考證して、そのかみの實を採るべきなり、さて此縁起文、すべて文體のいと拙劣きは、いまだ漢文の潤飾を加へざりしなり、故かへりて虚實よくみゆるなり、

予依二山王御託一渡二於大唐國一、受二持佛法一還二本朝一、圓珍は仁壽三年七月入唐、天安二年六月歸朝と、天台座主記にみえたり、帝王編年記にも、天安二年戊寅六月歸朝、在唐六年といへり、但し歸朝を座主記畧本に、天安三年己卯とあるは違へり、海中老翁現二於予船一而偁、我新羅國明神也、和尚受二持佛法一、至二于慈尊出世一、爲二護持一來向也者、如レ是言訖之後其形既隱、予着レ岸申二公家一、即遣二官使一、所二受持一佛像法門被レ運二納於太政官一、于レ時海中老翁亦來云、此日本國有二一勝施一、我先至二彼地一早以點定、申二公家一建二立一伽藍一、安置興二隆佛法一、我爲二護法神一鎭加持矣、所レ謂佛法、是護二持王法一也、若佛法滅者王法將レ滅矣、海中老翁より此までは、新羅國明神といふを假造言して、其に託けて佛法を弘めむとせる姦巧なり、其中に此日本國有二一勝地一云は、陰に園城寺をさしていへるにて、これ其御寺を得むと巧める謀詐の僞造神語なり、但しさる僞造言せるは、古の名たゝる名僧等のつれなり、予出二登本山千光院一、本山は延暦寺、千光院は其時圓珍が住持の寺なり、從二千光院一至二山王院一、爰山王託宣、早佛像法門移二運此所一者、比叡山になり、明神いはゆる新羅國明神也、偁、此地者比叡山はなり、末代必有二喧爭一歟、其奈何者、谷受レ北長下也、其内此山可レ盛事今二百歳哉、我見勝地來世衆生可レ爲二依所一、興二隆佛法一、護二持王法一、至二彼地一可二相定一者、我見シ勝地とは、陰に園城寺をさしていへるにて、その處は比叡山にも勝れるなれば、其處に寺を定めて、佛法を興隆すべしと明神の示へる由を妄語せるなり、明神、山王、山王は比叡山の山王なり、別當、天台座主記を按るに、光定和尚延暦寺の別當なり、私號二別當大師一、天安二年八月十日入滅年八十とあり、圓珍が後の師なり、西塔、西塔の院司なり、座主記に、承和の始の座主圓澄和尚を西塔建立ノ主とあり、三代格貞觀元年の官符に、西塔院、また西塔院司など見えたり、予共到二近江國滋賀郡薗城寺一、此事年を記さゞれども、元亨釋書の敎待ノ傳に、此時の事件を記して天安二年の事とせるは、圓珍が歸朝の年にて他の證にも合へり、下に擧るを見て知るべし、此縁起文にも、歸朝の時の事に引つゞけて書たれば、其年の事と聞ゆるなり、問二寺案内於住僧等一、爰住僧等申云、不レ知二案内一、有二一人一云、老比丘名謂二敎待一出來云、敎年百六十二也、此寺建立以後經二百八十餘年一也、有二建立檀越子孫者一、

注元亨釋書に云、天安二年圓珍法師云々、到レ寺問二經始寺僧一、老比丘來曰、我名敎待、年一百六十二、傳

までに營作りて、この十五年七月十二日、さらに年號を建て朱鳥と改元あり、御寺は改元以前に造畢たるによりて、十五年と書傳たるにか、さらでも然こまかに記わかたざるも、古書の例なれば、いづれにてもあるべし、さて是年九月九日天皇崩給へり、園城寺と號と云るをもて證とすべし、此は決く古縁起の類に見えたる正しき傳とぞ聞えたる、但し此外の説は、僧圓珍が徒の妄説を、とりあつめて記したれば採るに足らず、其圓珍が事は下にいふべし、上に引たる扶桑略記、水鏡等に、十五年とあるは造畢の年をもて云へる傳なり、その扶桑略記に、私云とて云々と云へるは、いまだ考のおよばざりしなり、さて又たちかへりて、與多王父天皇の諱事ありける始より、此造寺の事に及べる趣を、こまかに推考るに、紹運錄の系圖のごとく、與多王を葛野皇子の御弟として、御齡のほどを考るに、まづ其御兄葛野皇子の享年をもて推考るに、父天皇十四歲の御時の生にて壬申年十一二歲になり給へり、此御齡の考は下に云べし、然れば與多王異腹にて、同年に生れ給ひたらむにも壬申年十一二歲に過給ふべからず、いづれにもいと弱くおはしたりけるを、其御方ざまの人のありて、父天皇の諱事ありける始より仕奉りて、よろづ輔佐まをしたるにぞあるべき、金堂內陣柱記に、大友與多等建立と記せる等字にも意をつくべし、かくて與多王の御齡を、壬申年をしばらく十一二歲と定て考るに、御寺經始給へる天武天皇三年は、十四五歲の時に當り、造畢の同十五年は、二十五六歲に當れり、その經始の頃は、さばかり弱くおはしたりければ、もはら仕奉れる人々の御うしろみして、請奏し給ひたるなるべし、しかるに其頃天皇の新御世も、やう〳〵に治りゆくにつけては、しかすがに前帝を亡ひ給へる御行のまほならず、御心安からぬかたのおはしまし、皇后はた同じ御心におはしましたりけるに合せて、いかで御陵を荒さず、御靈をも和め鎭めまゐらせ給ひ、かつはその御方ざまの人々の、命死にたりし靈をもなぐさめ、また身をはふらしてあるものゝ、意をもとり給はむと、かた〴〵につけたる御心しらひの御政にて、請奏のごとく御寺造らせ給ひ、故の宮地のわたりを捨て寺供に宛賜ひ、また與多の王號は稱ふべくもあらざれば、みづから大友與多と名のれるまゝに聞しめして、世々御寺に仕奉るべくおきてさせ給ひたりしなるべし、御井寺を大友の氏寺といへるも、此いはれなりとぞきこえたる、なほ下に擧る證どもを、こゝにめぐらしても思ひ合すべし、さて古今著聞集建長六年の撰に、智證大師縁起文云、

注縁起文を、印本一本ともに、御起文と作るは誤な

粟津は今昔物語集に、天智天皇の粟津ノ都と云へるをおもふに、いにしへ粟津は、大津までかけたる大名にも呼て、然ら語り傳へたるにて、所の違へるにはあるべからず、さて扶桑略記、水鏡には、此山前に還給へる事を廿二日辛亥の事として、明る廿三日壬子御事ありし由記せるは委き傳にて、別に正しき書によれるにぞあるべき、

注 但し水鏡印本に廿二日を廿一日と書り、今一古寫本に據りて云ふ、山前の地の事を、谷川士清云、今三井寺よりやゝ東の湖邊に山上(ヤマカミ)といふ里あり、山前の訛(ヨコナマレ)るならむかといへど、地理合はざれば諸ひがたし、山前は長等山の山岬(ザキ)にて、今の三井寺の地に合へり、山上も古き地名ならむには、山前に相對ひたるごとき地名なりけむ、かくて山前の地名は、三井寺の時めく世となりて、おのづから廢(タエ)たるにやあらむ、

紀に、廿二日辛亥別將軍等、各自二三道一至二山前一屯二河南一と記されたるは、そのかみ三井寺の前を、北より南ざまに流れたる河の在けむを、其向(ヒ)に屯(イハ)み居りて逼(ヤ)め奉れるなり、故堪(レ)給はずして還りて山前の宮に隱坐まして、あくる廿三日壬子になりて遂に御事ありしなり、かくてぞ別將軍等が逼め奉れる趣も、御事ありし御ありさまも、よくとほりて聞ゆるかしあなかしこ、さてその山前の河は、今それならむとだにおもはるゝ處もあらずとぞ、されど古ありし川の、後世には涸(ア)せはてたる、また古と後といたく革りたるなど、諸國に多かる例なれば、山前なるも既く涸せはてゝ、知られずなりしなるべし、なほ其わたりの郷人などにたゞらひて、よく捜索べきなり、されどいまこゝろみに云はゞ、今時(イマ)山上といへる處の北に、湖に入る川のあるを、そのかみ山前宮の前面に廻して、北より南ざまに鑿(ホリ)通し、湖に入(オト)して宮地の結構とせられたりしにもやありけむ、さて又谷川士清が日本紀通證に、三井寺號二長等山一、在二滋賀郡一、金堂内陣柱記曰、天武天皇十五年丙戌、大友與多麻呂建二立此伽藍一、與多麻呂大友皇子之第五男也、見二當寺傳記一と注せり、この柱記の文、上に引たる古今集目錄に載たる皇代記なると、事は同じくて文の異なるは、彼もともに要を採りて記せるにかともおもはるれど、御寺建立の事を、彼は天武天皇三年甲戌と記し、此は十五年丙戌と云ひて、其年のたがひて聞ゆるは、彼は造寺の經始(ハジメ)をいひ、此は造畢(リ)たる年をもて記せるなり、其は壒囊抄に、大友與多、父太政大臣の顧命に任せて、清見原御門に奏して、天武天皇三年甲戌より、同十五年に至る

皇御位し給ひて、與多王のいまだ年弱くておはすを、己命の前の御在さまに擬へて、かたばかり其官に爲されておはしけるを、

注今案ふに、この頃與多王の御齢十一二歳になり給へり、其考は下に云ふがごとし、さて又書紀壬申年の條に、右大臣中臣金連と見えたれば、同時に右大臣を二人置るべきにあらざるがうへに、さばかり弱き與多王を右大臣に任されむこと、はたいと疑はしきを、なほつら／＼におもへば、天智天皇の御世の末より、この大友天皇の御世におよびては、いと異なる趣ある時なりければなべての御世々々のさまもて論ふべきにあらず、しかありければ、其ころ大友天皇なにぞの故によりて、念ほす旨ありて、與多王を品づけ給はむとして、金連公をかたらひて右大臣を辭しめ給ひ、其替をかたばかりに與多王に授給ひて、まことは金連公は、もとのまゝに王の御うしろみして、仕奉らしめ給ひたりしなるべし、されど其はいみじき亂世の中といひ、いと異なる御はからひなりければ、そのかみ世にひろく聞ゆべくもあらざれば、書紀にさる上をもて記さるべきにあらず、いへばえに此事は御世のさまにあはせあぢはひて、おもひやり奉るべきわざなりかし、

然ばかり更りたる御世となりては、かけてもいひ出給ふまじきわざながら、人目に遠き内陣の柱なれば、昔忘れぬ眞情に、造畢の時にあたりてさは書記し給ひたりけむかし、又大友の氏は、父天皇の皇子におはしましける時の御封の地名に依り、裡には御名代の意しらひにて、みづから稱び賜ひたるなるべし、故骨は無かりけるを、子孫に村主の骨を稱べり、其由は下に論ふべし、紹運錄與多ノ王の譜に、賜二大友姓一と注せるは、當時の事情に合ひてもきこえず、この賜姓の事は、後人の推量りに書るものなるべし、此下に擧る書どもによりて考知へし、かくて其御井寺建られたる處、すなはち謂ゆる太政大臣之家地にて、天皇皇子にまし／＼ける時の宮地なり、其ところ長等山の山前なれば、そのかみ山前といへるは、決て此地なるべし、懷風藻の詩の作者に、刑部卿山前王と見えたるは、もしくは此山前の地名を負給へるにもやあらむ、王等の名稱に粟津ノ王、犬上ノ王など、一區の地名を名稱とし給へるが多きは古への例なり、紀に乃還隱二山前一云々と記されたるは、軍場より山前の故宮に還り隱び坐して、遂に崩給へる由なれば、此地にて御事ありしこと明かなり、紹運要略には、於二近江國粟津一自害とあり、この

のほかにも、扶桑略記天武天皇十五年の下に、是歳大友太政大臣子與多、大臣家地建御井寺、今三井寺是也、依父遺誡建立之、注に、私云若天皇崩後建立之歟、可考と記し、（年中行事秘抄にも、此本文のごとく記せり、皇代記には上に引たるが如く、天武天皇十三年として如此記せり、）濫觴抄にも十五年の事として、大友皇子之子大友與多、於亡父家地造御井寺云々、元亨釋書に、（元亨二年僧師錬撰録して奏上れり、）園城寺者大友與多所建也云々、大師甍、（大師は太政大臣の唐名、大友皇子の御事をかく申せるなり、）其子與多承顧命奏天武帝創之、元是大師之家基也と云ひ、（此全文は下に擧べし、）また沙門年表に、（此書首缺て、天武十一年より存りて、延暦廿一年まで記せり、永萬元年書寫の奥書あり、尾張の眞福寺に藏り、）天武十五年丙戌に表て、立三井寺金堂、大友與多爲天皇造也と記し、水鏡にも天武天皇の段に、十五年と申すに、朱鳥元年と年號をかへられにき、同年大友皇子の御子與多王、父のの給ひ置しによりて、三井寺をつくり給ひし也と記されたり、（水鏡印本一本ともに、與多王の三字を脱し、同年をあくる年とあり、此は異本、またの一古寫本に據れり、東寺年代記にも、朝大友與多奏天武帝所建也と記せり、さて上に擧たる書どもに、御寺建立の事を、天武の御世の三年とも、十五年とも記せる由は下に論ふべし、）今つら〳〵當昔の事狀を考わたすに、天皇大御身づから崩給はむとし給へるいまはの期に、與多王を召て太子におはしましける時の、この山前の家地に、（此地すなはち山前なり、其證は下にいふべし、）寺を建立べきよしを遺詔給ひたりしなり、さて然遺詔給へる趣を、畏くもおもひやり奉るに、崩給ひたる御骸をば、やがて其家地に葬奉り、後によきに計らひまをして、其處に寺を建立て、與多王に司り奉仕らしめて、御靈の鎭坐す處とし給はむとなるべし、しからば龍華會縁起に、奉爲天智天皇所建立也とあると、事たがひてきこゆれど、其はそのかみ大友天皇の後の御世のさまを、おしはかり給ひて、しかじかとこしらへ申すべく、遺詔給へるにもあるべく、又與多王の心としてはからひ申給へるにてもあるべきを、申まゝに聞食いれ給ひて、其實を遂させ給へるなるべし、さて又天皇崩給ひにければ、與多王はからひ給ひて、まづ御骸を其地に葬奉りおきて、（紀に七月廿二日に崩り給ひけるを、將軍等其御頭を賜りて、廿五日に不破ノ宮に捧奉れる由見えたり、後に其御なきがらも具へて葬奉れるなるべし、あなかしこあなゆゝし、）天武天皇の御世となりての三年におよびて、遺詔のごとく其陵地に園城寺（字御井寺）を創建させて、與多王に司り奉仕しめ給へるなり、（此御井寺を後に三井寺と書改たるなり、其は上に引たる扶桑略記、皇代記等にも注し、また其改たる由は、圓珍が作るこの御寺の縁起文に見えて、下に擧るが如し、）さて與多王を、金堂内陣柱記に、右大臣大友與多と記せるは、大友天

ありけるを、御井寺後に智證が三井寺と書改たるなり、これらの事は、下にところ〳〵に論ふを合せ見て知るべし、貞觀の頃におよびて、故ありて大友黑主、同夜須良麻呂等、更に公家に請奏して、寺を延暦寺の別院として僧圓珍に附屬し、永く其門徒に傳ふる事とぞ爲たりける、然るに圓珍其寺の重き縁起には忠ならずして、あらぬ妄説を造爲出してとかくこしらへけるにより、實の由來は漸に隱れゆき、はたその大友の氏人も、遂にその御寺を離れて衰へはてにけり、かくて其後園城寺延暦寺と爭論いできて、度々寺を燒れ、什物資財を失ひ、亂れとみだれけるにあはせて、ます〳〵其傳をわすれゆきて、つひには天皇の遺詔によりて建られたる御寺なる由來をも、陵所は此地なりと云ふ事だにも、たえてしれずなりにしものとこそは思はるれ、いまかく推考たる事の證は、まづ古今和歌集目錄此書顯昭法橋の古今集ノ注に、藤原ノ仲實朝臣作れりと云へり、此主寛治の頃盛におはしゝ人なり、大友黑主傳の條に、皇代記ニ云、天武天皇三年甲戌、大友太政大臣之子與多、大友皇子とだに稱さずして、太政大臣としも書るは、御世のありさまに憚りて、其官に補りて坐ましける時の稱もて書るものに據りて記せるなり、下に引く書どもにも、みな其意しらひして書り、さて子ノ字を孫と書る本あるは誤なり、他ノ書どもにも證あれば、子とある本に從へり、大臣家地造ニ御井寺ヲ、大臣とは、上に大友太政大臣と書るをうけて記せるにて、すなはち大友天皇の御事なり、家地とは此天皇の太子におはしましける時の宮所にて、上にいへる如く、山前の地ときこゆ、なほ下に論ひ辨ふべし、造ニ御井寺ヲ、注に云々、今ノ三井寺是也、依テ父ノ遺誡ニ建立云々、父とは與多の父といへるにて、すなはち大友天皇をさして申せるなり、金堂內陣柱記云、今年甲戌、右大臣大友與多等建ニ立此伽藍ヲ云々、過シ康平年中見ニ出之ヲとあり、內陣の柱に書付たる記文の、年て舊歷びたるに、內陣の幽闇きにあはせて、絶て見とめたる人も無かりつるに、此時何ぞの由ありて、見出したるなるべし、己さきに京に在けるとき、東寺に藏る古文書どもを見たる中に、康平二年己亥歲八月十八日、作者大學頭定範朝臣と標題せる、薗城寺龍華會縁起に、先祖大友與多奉ニ爲天智天皇ノ所ニ建立ニ也、本是太政大臣之家地也とあり、此文の前後所々いたく蠹喰、また腐破れなどして、文字讀がたかりければ、全くは寫とゞめざりき、上に引たる皇代記に、金堂內陣柱記を過シ康平年中見ニ出之ヲと云へるは、此康平二年の事にて、當時中絶て知らざりし、金堂の內陣なる柱の記文を見出して、其寺建立られたる縁由を知り歡喜て、龍華會と云事を行ひたる時、定範朝臣其事の縁起を作れたるにこそはありつらめ、さて又與多は天皇の第二の皇子にて、他書どもにも與多王、又たゞに與多とも記せり、此與多王、また其子孫の事は、下につぎ〳〵に論ふべし、さて此御寺造營らしめ給へる來由は、上に擧たる金堂內陣柱記、皇代記

元明天皇の御世におよびて、和銅五年に、かの阿禮が記誦たる言詞を錄さしめ給へる古事記成り、また同六年に、諸國の風土記を注進らしめ給ひ、此事は風土記考に論へり、また同七年に、日本紀を撰ばしめ給ひ、この日本紀の事は、因に上にいへり、元正天皇の御世におよびて、養老四年に舎人親王、天武天皇の皇子、太安麻呂朝臣とに勅て、日本紀を撰奉らしめ給ひたるも、此天皇の御志の貫りたるにかとおもひ奉られてなむ、かへすがへすもたゞならぬ天皇にこそはおはしましたりしか、

長等の山風下之巻

大友天皇の崩給へる地また陵所、また其後の御事どもを、古書どもに相證して、つらつら推考ふるに、まづ崩給へる地は、壬申の年の紀に、七月廿三日壬子云々、於是大友皇子、走無所入、乃還隱山前云々と見えたり、其崩所の山前といへる地は、同紀の下文に、別將軍云々、進至三子山前屯河南とも見えたるところにて、其は滋賀郡長等山の山前にて、そのかみの一區の名なりしなるべし、唱へは也末謝佉なるべし、佐佉に前ノ字を用ひたる事古書に例多し、此地宇治拾遺物語には山崎と書り、かくて其山前を、天皇皇子におはしましける時の家地なりけるが、御軍の敗に堪給はで、其地に還り隱び坐まして、遂にゆゝしき御事のありしなり、其期に天皇、皇子與多王に遺詔給ひけるによりて、其地を陵所として葬奉り、また後公家に奏して其地に園城寺を建立、また舊の家所のわたりを捨て寺用に宛賜はり、與多王は王號を避て大友氏と稱て、其寺の主持となりて供奉り、すなはち氏寺と稱て子孫に傳へたりける間に、御寺の字を御井寺とも呼て

皇の日繼、また上古の舊辭を選び正し給ひて、書に記さしめ給はむとて、まづ舍人とある稗田阿禮を選擧(スグリ)出て、御みづから其文詞を誦習(ヨミ)はしめ給ひたりけるを、元明天皇の御世、和銅五年におよびて、太安麻呂朝臣に錄さしめ給ひて、古事記といふ史となりたるが、推古天皇の御世止まれり、まことは已ヶ命の御世近くまで選び記さしめおきて、御世の後には相續て、已命の御世かけて記さしめ給ふべき御慮なりけむが、事をへ給はぬほどに崩り給へるなるべし、今の世まで傳はりたるなどは、ことにめでたき御政にぞありける、

注此舍人、稗田阿禮が御語をうけたまはりたるいはれを察(カムガ)ふるに、紀に天皇はじめ吉野宮に入給ふ時、もとの坊(ミヤ)の舍人を御衞(マモリ)として、差添て送らしめ給ひけるに、其舍人どもを聚て云々とのたまひけるに、其舍人等半(ナカラ)は御許に留り、半は退りけり、かくて明る壬申の年の五月、舍人朴井連雄君、私の事ありて美濃へ往く路にて、近江の朝廷のありさまを見疑(アヤシ)みて、吉野に還り參りて、ひそかに告申せる事のありけるによりて、皇子急速(アカラサマ)に吉野宮を出て、東國に向ひ給へるが、この時の御從二十人ばかり、悉(ミナ)舍人なりき、其ほか此度の御軍に、はじめの程は舍人のみ多くきこえて、功(イツシ)かりける事見えたり、かくて御世知しめして後も、舍人どもをたのもしきものにおぼし愛(メグ)み給ひ、殊に御許ちかく親しく奉仕しめ給ひたりけむ、さる趣紀に見えたり、また二年五月、詔二公卿大夫及諸臣連、並伴造等一曰、夫初出身者、先令レ仕二大舍人一、然後選二簡才能一以充二當職一と令給へる事も見えたり、此令は後の御世の例ともし給ひて、大寶の選叙令にも載られ、また職員令に、春宮大舍人六百人とも見えたり、さて阿禮も舍人なりけるが、記誦の才あるを選び給ひて、咫尺(チカク)侍らはせて、したしく勅語(オホミコト)を詔(ノ)ひ屬(ツ)け、口誦(ヨミ)うかべさせ給ひたるなるべし、

又十年紀に、三月丙戌、天皇御二于太極殿一、以詔二川島皇子、忍壁皇子、忍壁ノ皇子は天皇の皇子なり、某々、中臣連大島、平群臣子首一、令レ記二定帝紀及上古諸事一、大島、子首、親執レ筆以錄焉と見えたり、是も又めでたき御政になむありける、然るに件の帝紀等の書功畢て奏上られたりしにか、如何なりけむ、世に傳はらず、いとくちをしき事なりかし、また十一年の紀に、三月命二境部連石積等一、更肇俾レ造二新字一、一部四十四卷と見えたり、此書も字も今傳はらず、この新字の事、別に考說ありて、假字本末の附錄に云へり、かくて

宮ニ被レ置二内裏一と載たり、當時古書に見えたるを採りて錄せるものなるべし、然るは神劒の威德を假りて、神祟を免給はむとし給へるが、かへりて其祟をさへに得給ひたりけり、あなかしこ、或說に神劒を天皇の御許に安置まつられたるは、天智天皇七年、新羅僧道行が盜奉らむとせし時よりの事なりといへるは、何の證もなき推量說とぞ聞えたる、但慶安の頃著たる年代記に、天武天皇二年に、藂雲劒熱田に送と記せるは古傳にて、道行が犯行せし時より御許に安置まつり給へるにか、又前にも壬申の頃にも迎へ奉り給ひて、二年に送置給へる事のありしにか、さらば十三年には再迎へ奉り給ひたるなり、然るに文明の頃記せる楊田曉筆と云ふ書に、草薙の劒を道行が迎奉らむとせし事に引つゞけて、天武天皇朱雀元年に、これを召て內裡に置るといひて、此劒後の御世々々かけて、大御許に置れたりけるが、壽永の御事の時、西海に沒給へるごとく記せるは、古書どもを疎によみわたしたる臆說にて、いとも畏く、いともゆゝしき禍言にこそはありけれ、

これより後、御病の安和給はむ爲に、もはら佛を信み給ひて僧等に祈らせ、又とりどり佛事をも行はせたまひ、中にも十四年の紀に、四月始請二僧尼一安二居宮中一とあり、御みづからも佛に祈り給ひ、またかつがつ神々にもゝのし給ひけり、さるほどに七月廿二日、年號を改て朱鳥元年とし給へり、御世を賀ぎ給ひたるなるべし、なほ附錄年號の條に論ふべし、かくてもなほ御病は差給はで、九月十一日になむ遂に崩給ひにける、御齡神皇正統記に七十三、紹運錄には六十五、そもそも此天皇、さきに天智天皇の御眞情を覺り給ひて、儲位を辭し給ひ、僧形にさへなり給ひて、吉野宮に退出おはしましたりけれど、なほ此事得給はぬ事どもの起りければ、徒にもおはしましがたくて、つひにあかぬ御擧動ながら、大御身づから天下知しめす事となむならせ給ひにける、おほかた此天皇は、たゞならずふとく雄拔しき御心ざもの、いと敏くさへおはしましければ、かの壬申の大事ありし後々の政事をば、よくしたゝめ治め行ひ給ひ、御世のほど古き例を興しも改もし給ひ、また新しき制をも始給ひなどし給ひて、よろづにいたり深き御心おきてなむおはしける、さる中にも古の例に據りて、姓を序定給ひて、世人の貴賤を正し給ひ、又天

女と阿閉皇女と共に、神宮に參給ふ事見えたる時の事にて、そはもはら此皇女の云々の事によりて、御祈の爲にぞ物し給ひたりけむ、故刀自が、皇女の御命の長く幸くましまさむ事を賀て、よみて奉りたりけむ、はたおもひ合すべし、

また天武天皇の御うへの事は、ことさらに然ばかりおもほし立て、齋宮を建て、御みづから天神地祇を祭らむとせさせ給へるは、いと御心裏にあかぬ御世知召ける、報謝のためなるべし、又畏き神たち、また大友天皇の祟らせ給ふ事などの有けむかとさへに、おしはかり奉らるゝなり、是より前、大友天皇の遺詔によりて、其皇子與多ノ王に命て、はやく其住せ給ひける家地に、薗城寺を建させ給へる事あり、此事は下に委く云べし、又四年十一月癸卯、有レ人登二宮ノ東ノ岳一妖言而自刎死、當二是夜ノ直一者悉賜二爵一級一と紀に載られたり、これも異常ことゝきこえたり、さて其行幸の期に、皇女の卒に薨り給へるによりて、停り給ひたるだにゆゝしきに、後遂に其祭を停てせさせ給はざりつるをおもへば、いとも畏き神の祟の掲かりつるなるべし、

注紀に、此のち八年三月、ことさらに御母齊明天皇の陵に行詣で拜給へる事見ゆ、そはすでに天智天皇の御世嗣にと、遺詔し給ひたりしによりて、太子に立給ひたれど、云々の事によりて儲位を避り給ひ、更にあながちに御世を知召ごとくなり給へるを、護り賜はり給はむの御慮にぞおはしたりけむ、又十年五月殊さらに、皇祖の御魂を祭り給へる事紀に見えたり、御世々々に例なき御事なるべし、是も同じ道の御祈にてぞおはしけむ、

さて皇女四月七日に薨給ひ、同月の十四日に葬り給はむとせる前の十三日に、新宮に霹靂したるを始にて、年々に變妖ありし事、上世にも後世にも、きこえぬばかりいと多かり、紀を見て知るべし、しかるを十二年正月の紀に、丙午詔曰云々、朕初登二鴻祚一以來、天瑞非二一二一、多至之傳聞、其天瑞者、行レ政之理、協二于天道一則應レ之、是今當二于朕世一、毎年重至云々と詔ひたれど、事實はさもあらざりけり、又としごろ不豫し賜へる事の、度々坐ましけるが十五年に及て、六月戊寅卜二天皇病一、祟二草薙劍一、卽日送二置于尾張國熱田社一と紀に載られたり、

注熱田大神鎭座記に、六月戊寅、卜二帝御病一、復爲レ祟二神劍一、故卽日勅而奉レ還二熱田宮一焉、此時更改經二營大宮及別宮諸神社一、十二月辛巳奉レ遷二新宮一、以二前下之永宣旨一、諸祭始勤二行之一とみえたり、さてその草薙劍を、前に御許に迎へ置き奉り給ひたる事紀に載られず、永祿八年に僧道器が撰べる、新撰和漢合圖、天武天皇十三年の下に、村雲劍自二熱田

また第二に、「神山之山邊眞蘇木綿短木綿、如此耳故爾、長等思伐、」これも皇女の三輪の神山の邊にて、木綿のことに短きを見給へるか、又は神の賜ひたる由などを夢し給へる由を語給ひて、命の短かるべき誨の兆ならむと占せて、畏み悲み給へるを、皇子は如此る夢の故に依りて、いかでさる事のおはさむと、和平に思ひ居給ひつるに、其誨のごとく御命の短くて、かく卒然にはかなくなり給へるものを、然しも悟らで、御命は長くおはしまさむと思ひ侍りし事よと悲歎給へるなるべし、此二首のおもむきをもて、大三輪の神の祟を受給ひたりけむとは、おしはかり奉らるゝなり、

注件の二首の次に、「山振之立儀足山清水、酌爾雖行、道之白鳴」とある御歌も、ひとわたりにては通えがたき御歌さまなるを、上の二首につらねてよみあぢはふれば、おのづから深き御哀の相かよひて聞ゆるを、因に解こゝろみてむ、さるは此上の御句は、皇女の身まかり給ひて、豫美國に往ておはしますべきうへをの給はむに、たゞに豫美との給はむ事のゆゝしきを、そのかみ早くより、漢語の黃泉といふを、豫美に當てゝ用ひなれたるをおもほしよりて、その漢語にめぐらして、山振の花の黃なるが泉にうつろひたる所に、おはします趣にとりなして、其處に追往まさまくおもほせど、道行しろしめさねば、いたづらに慕ひてのみおはすことよと、歎き給へるなるべし、萬葉集五に、戀男子名古日歌の中に「わかければ道ゆき知らじまひはせむ、下方の使おびてとほらせ」と黃泉路の事をおもひやりてよめるも、おのづから似たる趣なるにもおもひ合すべし、然るにこの上の御句を、御墓所にかけて解る說あれど、そのかみ其處へおはしまさむ道の知られぬ事は、あるべくもあらぬをや、さて又後の事ながら洞物語あてみやの卷の長歌に、黃なるいづみにきえかへり云々、又菊宴の卷の長歌にも、きなる泉におりたちて云々、源氏物語手習の卷に、黃なる泉のほとりばかりを云々といへるなど、はためぐらしておもひ合すべし、さて又萬葉集に十市皇女、參赴於伊勢神宮時、見波多横山巖、吹黃刀自作歌「河上乃湯津盤村二、草牟佐受、常丹毛冀名、常處女煮手」とあるは、天武四年紀に、二月此皇

遁出て、天武天皇の御許に參りて、再妃に娶されて仕奉給へるなるべく、また十市皇女の御腹に生れ給ひたる葛野皇子は、享年をもて推考るに、是年十二歳になり給へるを、この皇子をもともなひ出し給ひたるなるべし、

天武紀七年正月の條に、是春將祠天神地祇而天下悉祓禊之、竪齋宮於倉梯河上、夏四月丁亥朔、欲幸齋宮卜之、癸巳(七日)食卜、仍取平旦時警蹕既動、百寮成列、乘輿命蓋、以未及出行、十市皇女卒然病發、薨於宮中、由是鹵簿既停、不得幸行、遂不祭神祇矣、己亥(十三日)霹靂新宮西廳柱、庚子(十四日)葬十市皇女於赤穗、(赤穗は神名式に、大和國添上郡赤穗神社あり、此地なるべし、)と載されたるによりて察ふに、天皇の日を卜へて、さばかり嚴重き神祭にものし給ふ期に及りて、皇女の卒に薨給へるは、おのづから時あひたるにはあらで、もはら大三輪神の御祟にぞありけむ、さるは萬葉集に十市皇女薨時、高市皇子尊、(皇女の御弟なり、)御作歌三首とある第一に、三諸之神之、神須疑、已目耳矣、自得見管本名、不寐夜叙多、(目ノ字通本具とあるを、一本に據れり、管は本書に監と作り、草體の相似たるによりて、傳寫の誤りなるべし、本名は本書乍共と作るを、眞淵翁の考に、本名の草書を見誤て、寫ひがめたるなるべしといはれたるに隨へり、)とよみ給へるは、前に皇女の、大三輪神の(すなはち三諸神の御事なり、)御心なるべくおもほせる、不祥御夢し給ひて、忌しみ給へる由を語給ひたりしに、然怪しく畏きさまにて薨給へるによりて、眞にその神の祟なりし事を覺り畏み給ひ、かつ慕ひ哀み給ふおもひ寐の夢には、三輪の神杉のみ見えて、快寢し給ふ夜の無きよとなるべし、

注 神杉は萬葉集に、丹波大娘子歌に、味酒を三輪の祝が、忌杉手觸れし罪か、君に遇ひがたきとよめる是なるべし、また和歌六帖に、三輪神の御歌とて、「わがいほは三輪の山本戀しくは、とふらひ來坐せ杉立る門」といふ歌見えたり、此歌古今集雜部に入て、題しらず讀人知らずとあり、六帖に、三輪神の御歌と云へるは信がたけれど、そのかみ神木の杉樹のありけるに依て、然る俗說をも云出づるなるべし、袖中抄に、諸說を載たれど、いづれもいとしどけなき說にて採るにたらず、さて今も此神山には杉多く、又神木なりとて、大なる古杉樹のあるなどをおもへば、上古より神杉とて畏き杉のありけるが、それにつきて、皇女の不祥夢を見給ひたりしにぞあるべき、

きこゆ、すべては此御二方の、吉野の御二方に御縁の深きに因て、誘へ招きて捕りまゐらせむとし給へる陰謀のありけるを、大津の御二方の、然とは知り給はで、何の御心も無くておはしませるを、遊ばひ居るよといひて、哀み喩し告せる諷言とぞきこえたる、さるは崇神紀に、四道に將軍を遣はしける時、怪しき童女の出でゝ詠へる歌に、「御間城入彦はや、己が命を亡せむと、盗まく不知に、女遊に女遊すも、」また「大城門より窺氛て、殺さむと爲らくを不知に、女遊すも」と詠へるが、武埴安彦が謀反の表なりしと、同意ばえなるにもおもひ合せらるゝなり、此童女の歌、古事記なるは異なる句あれど、總ての意は同じ、さて上件の萬葉集の歌に、伊蘇婆比と書る、伊は阿の草誤にて、あそばひなるべしと、眞淵大人の說はれたるに隨へるなり、また惠慶法師歌集に、わらはべはがたてゝ鳥とる、おもふことなきよなるべし、むら鳥の、今日はなく音もたてぬなるべしとよめる歌の趣も、いさゝかおもひ合せらるるなり、

かくて大友天皇吉野方の軍に堪させ給はで、御みづからものして崩り給ひけるに、妃としも坐ましける十市皇女は、いかにしてかは遁出給ひたりけむ、つひに御父天皇の御許になむいたりておはしましける、（天神の璽寶は、此時皇女の執り竊出で奉られたりけむ、此事上に述べる事を、併せ考て察るべし、）然るは父のみことには、孝なる御こゝろおきてなるべかめれど、天皇にて御夫にさへましますゝ御事には、いとも忠貞ならぬ御行になむおはしける、

注額田姫王は、はじめ大海人皇子に娶されて、十市皇女を生み給ひ、後に天智天皇に娶されて、妃の列にて大津宮までも奉仕給ひたりけるが、なほ大海人皇子にも、御情をかよはしてなむおはしける、その御ありさま書紀には見えざれど、他の古書どもに見えきこえてかくれなし、但しそのおもむき事長ければ、こゝにはつくしがたきを、因ありて三山考と號たる書に論ひしるせるを、この附錄の末に添ふべし、さて此姫王天皇の殯宮、また御陵に仕奉給へる御歌、萬葉集にみえたれど、其後の御行方書どもに見えたる事なし、年ごろ貳心おはしけるおもむきによりて推察るに、大友天皇の諱事おはしましける時、御女十市皇女とゝもに、大津宮を

て葛野皇子を生し給ひけり、此皇子の薨給へる時の齢によりて考るに、御父天皇の十四の御時に誕れ給へり、然るに大友天皇御世を嗣給ひて、明る壬申の年の大事に萌けるころ、密に御書をもて吉野宮に告し給ふ事ありけり、

注此事は扶桑略記に云、世傳云、大友皇子之妃、是天武天皇女也、故竊以謀事隱通消息也と記せり、水鏡、愚管抄等にも其由見えたり、宇治拾遺物語には、父のころされ給はむ事をかなしみ給ひて、いかでこの事つげ申さむとおぼしけれど、すべきやうなかりけるに思ひわび給ひて、鮒のつゝみやきのありける腹に、ちひさくふみをかきて、おし入れてたてまつり給へりといへり、此下にいへる事どもは、いと謬れる説ながら、件の説は實なるべし、近江の湖には殊れて大なる鮒あるところなれば、事のさまもかなひて聞ゆ、新撰六帖に、鮒を題にて、藤原家良公の「いにしへはいともかしこし堅田鮒、裹焼なる中のたまつさ」とよみ給へるは、くだりの古事にそへ給へりときこえたり、又萬葉集十三卷に載たる雜歌の中に、「近江の湖泊八十あり、八十島の、島の崎々在立てる、花橘を末枝に、黐引懸け、中枝に鵤懸け、下枝に鴲を懸け、汝が母を捕らくを知らず、汝が父を捕らくを不知に、阿蘇婆比居るよ、鵤よ鴲よ」と見えたるは、尋常の歌とはきこえず、然るは起に近江の湖云々と、因もなくいひ出たるにつけて案ふに、このごろ吉野宮との御中につきてよめる諷歌か、又は童謠ならむかと推察らるゝ説のあるを、試に解辨へむとす、さるはまづ此歌の表は、近江の國にて諸所の橘樹の上に黐を懸て、鵤と鴲との媒鳥をもて、其ともがら鳥を捕らむとする趣にて、裏の意は、近江の湖云々とは、大津の朝廷を云ひ、泊八十有り、八十島の云々は數所になり、花橘は五月山陵を造らしめ給ふ由にて、人夫を差集へ給へる頃の歌なるべければ、その花の咲く時節なるにあはせて、香をとめて人の依り來べき意を包たりときこゆ、末枝に黐引懸てとは、吉野に坐す大海人皇子、妃鸕野皇女御二方を招き捕りまゐらせむと爲給へる設にたとへ、さて鵤と鴲の媒鳥は、大津に坐す十市皇女、又其御腹の葛野皇子に當てたるにて、鵤と鴲とは同屬の鳥にて、つねに伴ひてあるものなるをもて、親屬の意を包たりと

二年の歴運記に、大友天皇を御代に入奉らざる記ざまなるをおもへば、其より前の事とは知られたり、かくて又其後承和元年の藤原長良公の日本紀の裏書に、近者文臣請レ詔數增二補之一、合二叡旨一云々と記されたり、今世にある日本書紀は、其文臣の云云せる本なるべき事其證も見えたり、此事附錄の中に因に粗論ふべし、

又同紀下巻に、二年六月己亥、新羅遣二韓阿飡、金承元某々等一、賀二騰極一、幷遣二一吉阿飡金薩儒某々等一、吊二先皇喪一、また八月戊申喚下賀二騰極一使金承元等、中客以上二十七人於京上、命二太宰一詔二耽羅(耽羅は新羅の訛なるべし、耽羅は新羅の屬國なれば、本のまゝにては通えがたし、)使人一曰、天皇新平二天下一初之卽レ位、由レ是唯除二賀使一以外不レ召、則汝等所レ見云々と、記されたる賀二騰極一使は、大友天皇の卽位を賀奉り、吊二先天皇喪一とは、天智天皇の崩給へるを吊奉れるなり、然るは大友天皇の諱事ありて、天武天皇の御世知食れたるは、書紀の元年壬申の七月末よりの事なれば、其頃はさらなり、明る二年の春の頃などは、いまだ韓國へ告らせ給ふべき御世のさまにあらざれば、六月に新羅の賀使吊喪使の參渡り來べきにあらず、實は大友天皇に奉れる使なりけるを、天武天皇の代て騰極の賀を受給ひ、吊喪使をば召されざりつるなり、故殊さらに天皇新平二天下一初之卽位と、辭善(ミコトヨ)げに詔ひ、また除二賀使一以外不レ召、則汝等所レ見と詔ひつけ給へるものなる事著し、此をも思ひわくべきなり、

○又大友天皇の御母、伊賀宅子娘の御ゆくへ書に見えず、又上に引たる國分に見えたりといへる、天皇の同胞の御弟阿閇皇子、次に阿雅皇女も他書に見え給はず、但し安雅皇女は上に擧たるが如く、伊賀史に、和銅二年に薨二杉坂一葬二于伊賀國一、賜レ封如レ例と見えたり、(杉坂の地未考へず、殊さらに葬二于伊賀國一とあれば、他國ときこえたり、)察ふに天皇御事ありし後、宅子娘本鄕の伊賀に還りて幽居し給ひ、阿閇皇子も同じさまにて、共に伊賀にて御身を沒し給ひ、安雅皇女も其緣にて、伊賀に葬り給ひたりしにもやあらむ、こは天皇の皇子與多王の後の在狀にも准へて、せめていへるなり、(與多王の事は下にいふべし、)又同天皇の妃、十市皇女、及天武天皇の御行末を書に考るに、まづ十市皇女は、天武天皇の皇子ときこえたる時の御女にて、大友天皇も皇子におはしましける時、夫人に娶給ひ

あへず、原文の遺りて、おのづからさる齟齬(タガヒ)の出來たるものなるべし、右に論へる餘にも、天武紀上卷には、大友天皇天武天皇の御上につけたる稱呼などの區にきこえて、紀中なべての例のごとくならざる事なほあり、意をつけて讀あぢはひて知るべし、

注大日本史大友天皇紀の賛に、書紀に大友天皇を皇代に立られざる事を論ひ給ひて、天武之於二舍人親王一君父也、不レ能三直筆書二之固宜矣と見え、檫銘釋にも、此御説と大旨同趣にて、なほ漢國の例を引出て論はれたれどいかゞあらむ、勅を奉りて撰錄(シルシ)給ふ史に、いかでか私には曲筆し給ふべき、はた公家にも允容(ユルシ)給ふべきにあらず、但し其評論はとまれかくまれ己が推考たるところは、上件に論へるごとく、紀中なべての例に似ず、然ばかり文の成(トヽノ)はざるをもて、後の改刪ならむとは思ひなさるゝなり、なほ思ふに、類聚國史大同五年九月丁未、桓武天皇の陵に奏(サ)しめ給へる詔詞の、平城天皇の御行(ミシワザ)の事を擧給へる中に、續日本紀所レ載の崇道天皇、與二贈太政大臣藤原朝臣不レ好之事、皆悉破卻(リ)賜(ケ)天支而更依二人言一天破卻(リタル)之事、如レ本記成、此モ無禮之事利奈、今如レ前改正云々と見えたるは、桓武天皇の始の皇太子早良皇子を、故ありて廢して、淡路國に流しまゐらせ給へる事件を云々と詔へるなり、さて然おきてさせ給へるによりて、今續日本紀にその事件は在らず、然るに延暦四年十月庚午、所々の山陵に御使を遣はして、告下廢二皇太子一之狀上と見え、同十九年七月故皇太子早良親王と申て、崇道天皇と追稱し、御墓を山陵と改稱し、そのほかの皇太子の故に係れる事どもをも載られたり、然其本の事實をば、皆悉(ミナ)破卻して載られざらむには、其末々の事をも破卻せらるべく、然らずば諱言などを用ひて、本末とほりて通(キコ)ゆべく書調へらるべきわざなるを、本を削(サ)りて末々をばさながら存(ノコ)し置れたるは、いとかたはにて、何事とも知られざるなり、然るに其事件の實は、延暦四年九月十月の事にて、水鏡、帝王編年記等に詳に記し、そのほか彼此の書どもにもかづ〳〵見えて、かくれなき事になむありける、これらの趣にて准へても、日本紀改刪ありけむ事の推量られ、おもひやられてなむ、さて其改刪られたるは、いつばかりのことなりつるか、弘仁

天智天皇十年唐客郭務悰等來聘云々、天武天皇元年、郭務悰等來、安二置大津館一、客上二書函一題曰、大唐皇帝敬問二倭皇一（印本皇を王と造り、）書、又大唐皇帝勅二日本國使衛尉寺少卿大分（ナホキタ）等一書曰、皇帝敬致二書於日本國王一と記せるは、實の記錄の傳れるに據れるものなり、そは右に擧たる郭務悰等再拜進二書函與二信物一と記されたる度の事にて、安二置大津館一と記したるをもて、大友天皇の大津の都へ召上給へる事明確なるをや、然るに天武天皇元年（カナ）としも書るは、大友天皇を除き奉れる後の年紀に當へて記せるものなり、かくて推考れば、五月壬寅に、郭務悰等に大物賜ひたるも大津の都にての事にて、（三月己酉、郭務悰等筑紫に在て天皇の喪の事を奉りしより、五月壬寅に、大物賜ひたるまで五十日に餘れり、）甲申郭務悰等罷歸と記されたるは、その都を發（タチ）て罷歸れるなり、然るに紀には書函信物を上れる事を、御使の筑紫に至りて勅を諭たる己酉日より、わづかに四日に當る壬子日に係（ケ）て、筑紫にての事の如く記されたるは、是も後に改刪られたる事疑なかるべし、また大日本史の此天皇紀の賛に、書二近江朝廷一某々とのたまへる事は、天武紀に詔二云々一曰、今聞（サ）近江朝廷之臣等、爲レ朕謀レ害云々とある文をむねと斥し給へるなるべし、此外にも近江朝聞二太皇弟入二東國一、其群臣悉愕京內震動ともあり、件の文中に太皇弟と書るは、先帝の御世の時の稱のまゝに、當時記せる書にありけるをとりて、さながら書載られたるものなるべし、かくても事情はよく達（キコ）えたれど、すべて此文の前後に、うけばりて天皇と書給へるに合せては、文飾の成（トヽノ）ざりしなり、また此大事の最初に、舍人朴井連雄君奏二天皇一曰、臣以レ有二私事一至二美濃一、時朝廷宣二美濃尾張兩國司一曰云々とあり、朝廷とは近江の朝廷なり、（雄君が言に、臣と稱へるは、大海人皇子の舍人なればなり、）また天皇謂二高市皇子一曰、其近江朝左右大臣、及智謀群臣、共定レ議、（また高市皇子の奏言に、自二近江朝一驛使馳至、）などあり、これら上に大海人皇子を天皇と書て、下文に近江朝といひ、たゞに朝廷ともいへるは、名稱たちまち牟盾（タガヘ）り、また佐伯連男を、筑紫太宰栗隈王の許に遣はしたるところの文に、栗隈王承レ符對曰、筑紫國者元戍二邊賊之難一也云々、豈爲二內賊一耶、今畏レ命而發レ軍云々、頓社稷傾之然後雖二百殺レ臣何益云々と見えたり、承符といひ、また社稷といひ、臣と申給へるにて、ます〳〵そのかみの御世のまことのありかた著し、これらの文も改刪の成（トヽノ）はざりつるを正し

宜為儲君とあり、かゝる大事をかく二かたに記されたるも、いづれか改刪の漏たる者なる事著し、又天武紀に、壬申年の三月朴井連雄君等が、近江の朝廷の事を密に告申せる下に、天皇惡之、因令問察以知事已實、於是詔曰、朕所以讓位遁世者、獨治病全身永終百年、然今不獲已應承禍、何默亡身耶と見えたり、讓位とは皇太子を辭し給へる事ながら、讓とは大友皇子に讓り給へる由ときこえたり、大海人皇子の御事を天皇また詔、朕など書されたるは、後をもて記せる本紀の文なり、件の文にても、此時大友天皇の御世なる事も、大海人皇子の出家遁世しておはしましたりける事も、又止事得たまはで大事を思ほし立給へる趣も、おのづから明にきこえたり、かくて其後大伴連馬來田、弟吹負並見時否、以稱病退於倭家、然知其登嗣位者、必所居吉野太皇弟矣とて、大海人皇子に從へる由見えたり、これも大友天皇の御世なりけるを、大海人皇子の御軍の勢つよく、やがて御世を代り嗣給はむ事を、量り察知りたる趣にて、當時の事實ほころび通えたり、そのほか此二代の紀の中には、前後うちあはず、事實貫りて通えがたきところなほあり、意をつけて讀辨ふべし大日本史大友天皇紀の賛に、天智登遐以至天武得志、凡所記機務政令、非帝而出誰歟、其書近江朝廷、豈非欲蓋而章之之謂乎、觀者就而繹之、則其是非曲直自不能掩との給へるは、まことに然る御論にぞありける、今其御論に就てなほ推繹ぬるに、天武元年壬申に春三月壬辰朔己酉、十八日遣內小七位阿曇連稻敷於筑紫、告天皇喪於郭務悰等、天智紀に十年(辛未)十一月、唐國使人郭務悰六百人また其國より歸朝の沙門道文等が送使、一千四百人參渡れりし事見えたり、これなり、於是郭務悰等、咸着喪服三遍擧哀、向東稽首、壬子廿一日郭務悰等再拜進書函與信物、夏五月辛卯朔壬寅、十二日以甲冑弓矢賜郭務悰等、摠合絁一千六百七十三匹、布二千八百五十二端、綿六百六斤、戊午廿八日高麗遣前部富加抃等進調、庚申三十日郭務悰等罷歸と、載られたる事どもは、大海人皇子儲位を辭りて、出家僧形にて吉野宮におはしましける頃なれば、然る御政を行はせ給ふべきにあらず、三月己酉筑紫にて、告天皇喪於郭務悰等とは、前年十二月天智天皇崩給ひ、大友天皇の御世知食せる由を告させ給へる文なり、持統紀に六年五月乙酉、詔筑紫太宰率河內王等曰云々、復上送大唐大使郭務悰、為御近江大津宮天皇所造阿彌陀像と載られたるは、此度造たりし佛像なるべし、決く大津の朝廷の御政なるを、後に天武の御世に係て記されたる事著し、中にも郭務悰が事は、善隣國寶記に、菅原在良勘隋唐以來獻本朝書例云々、

とも、東宮とも、また所レ居二吉野一太皇弟など書されたるは、儲位を避り給へる後の事ながら、なほそのかみの實の稱なるべきを、うちまかせては天皇と書されたる所もあるは、またいかにぞや聞ゆ、さて紀中の例、日繼の皇子に立ちたまへる事を、立爲二皇太子一、或は立爲二太子一など記されたるに、此紀にのみ立爲二東宮一と見え、紀中此稱を交へ用ひられたり、すべて紀中に、皇太子をさして東宮と書されたる事は、漢文ざまの潤飾文にこそは稀々には見えたれ、うちまかせて春宮とのみ書されたる例なきを、此天皇にのみ係て稱せるはつきなく見ゆ、これによりて竊に考るに、實は天智天皇の御世、大海人皇子を皇太子には立てたまはず、皇太弟と稱に爲し給ひて、おのづから皇太子の如くにておはしましけるにもやあらむ、もし然らば紀の原文には、皇太弟とのみ記されたりけるを、改删らるるときに、まさしく皇太子に立給ひたりし趣にものせられけるが、文人の疎にして稱呼の文を訂しあへず、かくは成はざりつるなるべし、此事はやく大日本史、天智紀に、大海皇子と書たる下注に、本

書日本書紀の事なり例、凡立二皇太子一、必兩書二於前後帝紀一、前帝紀書曰下某年立二某皇子一爲中皇太子上、嗣帝紀書曰三某天皇幾年立爲二皇太子一、特至二天智紀一不レ書レ立二皇太子一、至二天武紀一始曰三天命開別天皇元年立爲二東宮一、既與二前後書例一異、且其書二太皇弟、東宮、太皇弟、皇太子一者、名稱不二分明一、似下強爲二之辭一者上、故今於二此紀一不レ書下立二天武一爲中東宮上、前後皆以二大海人皇子一稱レ之と、決めて記し給へり、然れども今予が論へる此本文には、しばらく書紀の大體の文のまゝに、皇太子に立ておはしましける趣を以て論へり、又天智紀に、十年十月庚辰、天皇疾病彌留云々とある時の事を、天武紀に、四年十月庚辰とあるはいたく違へり、四年十月に庚辰の日なし、但し天武紀此十月庚辰の次に、壬午とあるより以下は、天智紀十年の干支に合ひ、事實も合へるをおもへば、舊本には十年とありけるを、はやく四年と寫誤れるものなるべし、

また大海人皇子の東宮を辭したまへる御言を、天智紀に、請奉二洪業一付二屬大后一、令下大友王宣中諸政上とあるを、天武紀には、擧二天下一附二皇后一、仍立二大友皇子一、

を記され、又綏靖紀の首章に、神武天皇崩後、手研耳命の事の下に大歳を記して、其明年天皇即位元年の下にも大歳を記され、又神功紀、攝政元年の下と、崩の年の事の尾とに、大歳を記されたるはいづれも故ある事なり、その説は由ありて、別に日本書紀年暦考の中に論へり、

又天武天皇の皇太子に立給る事を、本紀に天智御世の元年に、（係て月日を擧ずしてたゞに、）立為ニ東宮一と記されて、むねとある天智紀に、其立太子の事を載されず、紀中なべての例と異なるもいかにぞや、然るに扶桑略記に、天智七年二月戊寅日、倭姫皇女立為ニ皇后一、以ニ大海皇子一立ニ皇太子一と見え、水鏡にも、七年二月東宮に立給ふとあれど、天智紀には、同年月日に、立皇后の事をのみ載られて、立太子の事はあらず、其より前の正月の條に、戊子日（三）皇太子（天智天皇既に御世を繼ておはしましながら、意しらびありて、なほ皇太子と稱さしめ給へる）即ニ天皇位一（前年三月近江に遷都し給ひき、）壬辰日（七）宴ニ群臣内裏一となり、見えたる事を、鎌足公傳に七年正月皇太子（これも天智天皇、）即ニ天皇位ニ云々、朝廷无レ事、遊覽是好、人无ニ菜色一、家有ニ餘蓄一、民咸稱ニ太平之代一、帝召ニ群臣一、置ニ酒濱樓一、（天智紀七年七月の下に、於ニ濱臺之下一、諸魚覆レ水而至と、記されたる臺にて、大津の内裏に、湖濱の眺望よき樓を造られたりしなるべし、）酒酣極レ歡、於レ是皇太弟以ニ長槍一刺ニ貫敷板一、帝驚大怒以將ニ執害一、大臣（鎌足公なり）固諫、帝即止レ之、皇太弟初忌ニ大臣所遇之高一、自レ茲後殊親ニ重之一云々と記せり、皇太弟日來憤り給へる事のおはしけるが、さらでも酒に酔しれ給ひて、ふと然る暴行爲給ひたるなるべし、かゝる暴行し給ひけるによりて、時から群臣の見るめにも御慮をおきて、執害さむとさへ爲させ給ひたりけむを、いくほどもなく、二月に皇太子に立て給ふべくもあらず、然れどもさる御失をも宥め給ふとして、例の鎌足公にぞ詔合せ給ひたりけむ、やがてその月戊寅日（廿三）に立皇后の時、品づけて皇太弟と申すに、なし參らせられけるを、皇太子と書なせるにて、實は紹運要略、紹運錄等に、天智七年戊辰、爲ニ皇太弟一とあるぞ正しかるべき、（上に引たる鎌足公ノ傳に、是年の正月の事に皇太弟と書るは、後をめぐらして記せる文として見るべし、然る書さまなるも例多き事なり、）また天智紀には、御世の始より八年五月壬午までは、太皇弟また皇太弟など書され、（但し八年五月壬申の條にのみ、一本には太皇太弟、）同年十月庚申の條より始て、東宮太皇弟、また皇太子、また東宮など記されたるも、またいかにぞや、

注天武紀元年（壬申）に及て、時人の語に係て皇太弟宮

自二近江大津宮内大臣一已來、世有二明德一、翼二輔皇室一、君歷二十帝一、年殆一百、繇レ是而言、天朝以二大友一、公然列二叙世數一、則其於二負扆一、亦何所レ疑焉と說はれたるは、一わたりにては然もやときこゆれど、己が考たる所は、そのかみ議ありて、日並知皇子を、皇統に入奉り給ひたる事のありけるにあはせて、やがて御世の數に備へて詔へるべくおぼゆ、其考は下に附へて云べし、また天慶六年、日本紀竟宴歌の橘直幹朝臣の序に、日本書紀云々、惣三十卷云々、自二彼天孫云々、神倭云々一、洎二于持統禪讓之際一、傳以二洪基一、文武謳歌之初、受二其曆數一、乃是四十二帝之興衰者、纖微必錄云々と云へるを、今の書紀の御代數にては、四十一帝なれば、天慶の頃の日本紀には、大友天皇紀を、いまだ除かれざりしにやともいふべかめれど、然にはあらず、書紀は持統の御世にて止りたれど、禪二天皇位於皇太子一といふまで記されたれば、文武のみうへまでおよぼして、四十二帝といへるなり、文武謳歌之初云々といへるに心をつくべし、なほいはゞ、和銅五年の古事記の序に、天武天皇の御事を稱奉れる漢文に、壬申の亂の時の事を書つゞけて愷悌歸二於華夏一、卷レ旌戢レ戈、儛詠停二於都邑一、歲次二大梁一、月踵二夾鐘一、清原大宮昇卽二天位一と書るは、酉年の二月に卽位し給へる由にて、書紀に記されたる卽位の年月に合へり、件の序文の旨意を考ふるに、これもそのかみ癸酉を元年と立られたりし趣なり、かくて日本紀も、創は其定に記されたりけるを、奏上の期などになりて、大友天皇紀(元年壬申)を除きて、直に天武天皇の元年に立らるべき議ありて、頓に改刪給へるにか、又其後の御世に改られたるにてもあるべし、其はまづ紀の例として、御代々々の元年の條の終に、かならず大歲干支を記されたるに、天武紀のみ二年の條に、大歲癸酉とあり、こは創天武紀の元年の條なりけるを、大友紀の元年を除きて、天武の元年に改刪らるる時、大歲をも其年の下に遷改て、壬申と改記さるべきを、遺れたるものなる事決し、

注その二年紀に、去年の亂の時の事につきて、壬申勞勳云々、壬申役云々など、程々しげに記されたるもつきなきこゝちす、是年新御世の元年ならむには、おのづから然も書さるべきいきほひなり、意をつくべし、但し神武紀に、卽位より八年前に大歲

の御世におよびて、うごきなく受傳へ給へる事著明ければ、論すまでもあらぬ御事なり、さて此とき神寶を傳はり給へる事は、此天皇の皇女にて、大友天皇の妃におはしましける、十市皇女ぞものし給ひけむ、そは下に皇女の御ゆくへを記せる所に、注へる事あり併考ふべし、

御謚天武天皇と申奉る御事なり、

【注】書紀を案るに、これより前皇極天皇御世四年、御弟の天智天皇、太子がねにて中大兄と稱しておはしましけるに、御位を讓らむとせさせ給ひけるを辭びて、舒明天皇の皇子古人大兄にと推讓り給へるに隨ひて、御位を讓らむと詔ひけるを、古人大兄辭びて出家して吉野に入、佛道を勤修せむとて、すなはち刀を解きて法興寺に入り、鬚髮を剔除り袈裟を着て、吉野山に入ておはしけり、故孝德天皇受禪し給ひけるが、翌年の九月古人大兄謀反の企あらはれければ、中大兄もはら事執りて誅亡し給へることありき、此度の天武天皇の御行も、おのづから相似てきこえ給へる趣あり、

されどなほ壬申年をば、大友天皇の御世として、翌る癸酉を天武天皇の元年とせられたりし也、其は舍人親王の(天武天皇の皇子)題書し給へりとて、現も存る奈良の藥師寺の塔の露盤の檫銘に、維清原宮馭宇天皇卽位八年(○日本紀は九年とせり)庚辰之歲建子之月、以二中宮不悆一、創二此伽藍一云々とあり今此八年の干支をもて計るに、當時癸酉を元年と立られたりしなり、此塔建られたる事は、扶桑略記に、天武九年庚辰十一月、(檫銘に建子之月と書るは、此月の事なり、)因二皇后病一造二藥師寺一云々、爲憲記云、藥師寺云々、寶塔二基(今一基存り)各三重云々、兩塔內安二置釋迦如來一云云、金堂一宇云々、安二置丈六金銅須彌座藥師像一軀一云々、已上持統天皇奉二造坐一者也と見えたり、然れば持統天皇の御世までは、壬申年をば大友天皇の御世に立られたりし事、その證明かなり、

【注】但し此檫銘の干支に據りて、そのかみ壬申年を、大友天皇の御世に係られたりける證とせる說は、旣く寬政六年に、日下部勝皐主の著されたる、藥師寺檫銘釋に論はれて、まことに然ることなり、其餘にもそれにつけたる考證あれど、己が意には疎にきこえてあかぬ事多く、又諾ひがたき說もあれば、此に擧ず、但其釋の考此中に、天平寶字二年勅曰、

謀將レ後、不レ如下急聚二驍騎一乘レ跡而逐上レ之、皇子不レ隨とある謀も、此歌の意には、既に機の後れたるを、それだに隨ひ給はざりつるは、いとあぢきなき御事なりけり、さて此赤馬の歌を、萬葉集相聞部にのせたるは、後人のたゞに聞傳へて、尋常の相聞の歌と意得たるにか、又は態と相聞の情にとりなして、人に贈りたりけるを、聞まゝに書載せたるにてもあるべし、

七月廿三日、大友天皇御軍中に坐まして、自ら崩給ひにけり、あなかしこ、あなゆゝし、御年廿五にましましき、彼五臣も此御軍に供奉れり、

注その中に果安臣は、軍場にて自死、金連は後に斬られ、赤兄臣また比等臣は、其子孫と共に流刑に處はれ、又金連果安臣の子も、同刑に行はれたる事紀に見ゆ、然るに大人臣また其子孫のゆくへは記されず、續紀に慶雲二年七月丙申、大納言正三位紀朝臣麻呂薨、近江朝御史大夫贈正三位大人之子也と見えたるをおもへば、大人は御軍の事起れるに及て、心がはりして吉野がたに心よせしたるなるべし、贈正三位とあるをもても察るべし、但し此贈字諸本脫たり、今一古本、また或板本、又公卿補任に據れり、正三位は大寶元年に改制給へる、三十階の中の位號なれば、近江朝のならぬ事明なり、さて天武紀に大友天皇崩後に及て、尾張國司守少子部連鉏鉤、匿レ山自死之、天皇曰、鉏鉤有レ功者也、無レ罪何自死、其有二隱謀一歟と記されたるは、前に六月廿七日に天皇云々、入二不破一比レ及二郡家一、尾張國司守少子部連鉏鉤、率二二萬衆一歸レ之、天皇卽美レ之分二其軍一塞二處々道一也と見えたる人なり、鉏鉤まことは近江の朝の御方人にてありけるを、謀ありて詐りて吉野方に參りて、時を窺けるに、其軍衆を處々に分給ひなどして、事遂らざりしを耻かなしみて、おのれと死りたるなるべし、此人々の事なほ壬申紀の證註に論ふべし、

さて是によりて天璽の神寶は、御事なく大海人皇子の御許にわたらせ給ひ、御みづから御位をぞしろしめされける、

注此時神寶を受傳へ給へる事、紀に殊さらには載されざれど、持統紀に、四年春正月戊寅朔云々、奉二上神璽劔鏡於皇后一、皇后卽二天皇位一と記されて今

臣一とあり、弱冠は曲禮に、二十曰二弱冠一とあれど、文には必しも二十のみに拘はらず書る例なり、さて其年の十月天智天皇御病あつしくなり給ひける時、大海人皇子儲位を避り給ひければ、大友皇子を皇太子に立て給ひ、同十二月三日天皇崩給ひにければ、中一日を隔て皇太子即位し給ひける事、上にいへるが如くにて、つひにとしごろの御本意をば遂給ひてけり、但し鎌足内大臣は、此より二年前に薨給ひつれど、上に論へるが如く、既くより陰に助奉られつる事の、こゝにいたりて濟給へるなる事は覆なし、かくて其翌の年、御世の元年といふに、天皇と大海人皇子との御中につきて、いはゆる壬申の大亂起りて、

注天智紀に、天皇崩給ひ、新宮に殯し奉れる時の童謠三首あり、その謠の意を推考るに、大海人皇子の御事に係りて聞ゆるを、今めやすく書あらはして解こゝろむべし、まづ其第一の謠に、美吉野の、吉野の鮎、鮎こそは、島邊も宜き、え苦しゑ、水葱の下、芹の下、吾は苦しゑと云へる意は、吉野川なる鮎は、淸き川島邊を住處として在るぞ宜きを、濁川の水葱芹などの下に住まむは、苦しかるべきなり、吾は其水葱などの下に住む鮎の如く、苦くて在る事よと、大海人皇子の吉野に御憤しくて、おはしますよしを諷たりと通ゆ、次に臣の彌重の紐とく、一重だに、未解かねば、皇子の紐解く、此は天智天皇御腦のほどより崩給ひて後、かく殯し奉り、俄に御世嗣の更まり給へるにつきては、世間のさま紐のとゞこほりて、彌重に結ぼゝれたる如くなるを、大臣たちの解治めむとし給へど、未一重だに解く事あたはぬ間に、吉野の皇子のおもほし起て、ものし給ふ擧あるべしといへる意に通ゆべし、又次に、赤馬の、い往き難る、眞葛原、何の流語、直にし宜けむ、此意は吉野宮へ人をさしつかはして、治むとおもほせるに、その道に防禦のあるが、馬だにも往難るばかりに、葛の蕃延たる如くに聞ゆとて、猶豫給へるは、何なる人の流言を信み給へるにか、今時をうしなはず、直にこなたよりものしたらむぞ、必宜しかるべきものをとなるべし、これらの童謠をもて、なほ時情のあぢはひ察らるゝ也、天武紀に、近江朝聞三太皇弟入二東國一、其羣臣悉愕、京内震動云云、爰大友皇子、謂二群臣一曰、將二何計一、一臣進曰、遲

高、自レ茲以後殊親ニ重之一、後壬申之亂從ニ芳野一向ニ東土一、歎曰若使ニ大臣生存一、吾豈至ニ於此困一哉とあり、又公の病篤たるにおよびて、東宮皇太弟を其家に遣して、殊なる恩詔ありし事の天智紀に見えたるも、かつは皇太弟の日頃の親重をおもほせるなるべく、思ひやり奉らるゝなり、此公大友皇子に心よせありける深謀を、生涯遂に露顯されざりつるなり、また懷風藻大友皇太子傳に、皇子博學多通、有ニ文武材幹一云々、廣延ニ學士沙宅紹明、答㶱春初、吉大尙、許率母、木素貴子等一以爲ニ賓客一、太子天性明悟雅愛ニ博古一、下レ筆成レ章、出レ言爲レ論、時議者歎ニ其洪學一、未レ幾文藻日新とあり、天智九年紀に、皇子を太政大臣に拜され給ひたりける頃、件の五人に冠位を授給へり、その中に紹明は法官大輔、答㶱春初と木素貴子は閑ニ兵法一、吉大尙は解レ藥、許率母は明ニ五經一と各名の下に注されたり、其は彼等が能を擧て、其道々の師に立られたるなるべし、さて、その同時、六十餘人に冠位を授給ひ、其中にも閑ニ兵法一二人、解レ藥二人あり、また學職頭一人、閑ニ陰陽一一人あり、いづれも韓人ときこゆる中に、紹明は百濟人にて、鎌足大臣の薨後、碑文を製たる事公の傳に見えたり、かの五人をはじめ是等のから人ども、早くより皇子にも大臣にも御心あひのともがらにて、己等が國風をもとり〴〵に傳へそゝのかし奉りけむ、此皇子の始て詩作り給へるも、かの紹明等が勸教へ奉りたりしなるべし、いはゆる皇子の博學多通、文武材幹も、西戎人意にもそみてぞおはしたりけむ、また今昔物語集に、この皇子の御事を、田獵を好て猪鹿を殺すことを、朝暮の役とせり、常に身に弓箭を帶び軍を引具して、山を籠ロ纏て獸を令レ狩云々といへる事も見えたり、

かくて皇子の太政大臣に拜され給へるは、天智紀に十年辛未正月己亥朔とありて、廿四歲の御時に當れり、

注懷風藻に、崩年を二十五とあるによりてかく定めたり、しかるに同文中に年二十三立爲ニ皇太子一とあるは、是年の事なれば、二十四とあるべきを、二十三にては合はず、こは決て傳寫の誤なり、又扶桑略記、水鑑に、卽位の御歲を廿五といへるは謬傳か、又は其もとづける本書の誤寫によれるにてもあるべし、さて又懷風藻には、年甫弱冠拜ニ太政大

王勤修德、灾異不足憂、臣有息女、願納後庭以充箕帚之妾、遂結姻戚以親愛、年甫弱冠拜太政大臣、總百揆以試之、皇子博學多通、有文武材幹、始親臨萬機、群下畏服莫不肅然云々、會壬申年亂、天命不遂、年二十五と云へり、（此文中印本には、腋庭の庭を、底にあやまり、臨字服字を脱せり、）此御夢談の、朱衣老翁捧日而至、擎授皇子は、或人の謀らひて帝位に即け奉らむと爲るに兆せ、忽有人從腋庭出來、便奪將去は、大海人皇子に兆せて驚異し給へるなり、さて此御夢、神の御誨ならむにも、又日比おもほしつめたる御思夢ならむにも、大臣の裏心をひき試給へる託言ならむにも、大臣に語り給へる御心ばえは同じかるべし、かくて大臣その御夢談を聞て、臣平生曰、豈有如此事云々と奏し、亦皇子のさる御夢談し給へるにて、旣くよりことに皇子の御私心を助奉られし事著く、（臣平生曰といへるに意をつくべし、）はた父天皇の御陰心を助奉られし事をも推て察るべし、然ればかの御夢談に、朱衣老翁云々との給へる老翁は、大臣に當りて此大臣の謀ひて、帝位に即せ奉らむとせるに兆せられたる事かくれなし、故御夢談に答て云々と慰め奉り、はた息女を妃に奉りてその姻戚によりて、ますます親愛奉れるなり、さて其息女は、前に天智天皇の女御の孕たるを大臣の賜はりて、不比等公は生れ給ひけるを、其腹に生れ給へる女子なるよし大鏡にみえたり、紹運錄に、大友皇子の御女、壹志姫王、母大職冠女、耳面刀自と載されたるこれなり、さて其不比等公、まことは皇子の御弟に當りたれば、その御緣につけても、もとより大臣は皇子に殊更に心を屬せ奉り、皇子もまた大臣をたのもし人に念ほしいり給ひたるに、いま又さる御緣にかゝれる息女を妃にさへ奉りて、いよいよ親愛を重ね奉られたるものなりけり、此大臣嚮には、輕皇子（孝德天皇）に心を屬せ奉り、孕婦を賜はりて其御子を子とし、又更めて中大兄（天智天皇）に媚附て、また孕婦を賜はりて其御子を子とし、二帝の御私心を助け奉られたりつるにも、もはら姻戚によりてものし給ひ、其ほか女緣をもて謀ごち給へる事どもありける（此事既に己が記せる松の藤靡の中に、論へるがごとし、）こゝにもまた思ひ合せらるゝなり、

注公の傳に、帝召群臣、置酒濱樓、酒酣極歡、於是皇太弟以長槍刺貫敷板、帝驚大怒以將執害、大臣固諫即止之、皇太弟初忌大臣之所遇之

を記して、自レ茲以降諸人未レ得ニ傳記一と注して、其より以下五十八人の作者の中、僧三人と石上乙麻呂卿、合せてたゞ四人の傳のみ載たるは、主と大友天皇の皇を擧、因に葛野王の傳をも加へて、世に遺し傳へむの下心なりけるによりて、餘人々のをば、さばかり心をもいれずして、止みたるものなりとぞ知られたる、さてまた淡海朝皇太子と題して、傳にいまだ皇子におはしましける時の、御夢の兆を擧て、太子に立給へる事實を顯はし、また述懷の御詩の、道德承ニ天訓一、鹽梅寄ニ眞宰一、羞無ニ監撫術一、安能臨ニ四海一といふを載て、皇太子には立給ひたれど、豫ておもほしかけ給へる如くにはあらで、遂には世の治るまじき勢となり行かむ事の萌せるを、今さらに歎き給ひて、御眞心を述給へる趣のおのづから聞え、かつは感も深く、想像り奉らるゝから、あるが中にも選び載たるものなるべく、

注件の御詩句の監撫とは、もと漢國の王の太子の職に係て云へる熟語なり、春秋周閔王二年の條の左氏傳に、里克諫曰、太子云々、君行則守、有レ守則從、從曰ニ撫軍一、守曰ニ監國一、古之制也とみえ、梁昭明太子蕭統が文選の自序に、余監撫餘閒居多ニ暇日一と云へる文も見えたり、蕭統は父武帝が世、中大通三年に卒れり、吾朝繼體天皇の御世五年の頃に當れり、さて件の御詩の上に侍宴とて、皇明光ニ日月一、帝德載ニ天地一、三才並泰昌、萬國表ニ臣儀一と作せ給へるは、父帝の御事を讃美給へるなり、此二首を載たるは、序に天智天皇と此天皇の御事をもはらいへると、ほのかに應あひて聞ゆるも、意しらひありげなり、

また父天皇崩給へるによりて、踐祚し給ひしかども、即位の禮をも行ひ給はで御事ありし由を、會ニ壬申年之亂一、天命不レ遂と記せるものとぞきこえたる、（大日本史この天皇紀の賛に、淡海ノ三船歎ニ其天命不レ遂一との給へるこれなり、）さて又大友皇子も、もとより父帝の御世嗣にと、御私心に念ほしかけ給ひけるを、鎌足大臣ぞ殊に助奉られたりける、其は此も同じ皇太子の傳に、皇太子者淡海帝之長子也云々、當夜夢、天中洞啓、朱衣老翁捧レ日而至、擎授ニ皇子一忽有レ人、從ニ腋庭一出來、便奪將レ去、覺而驚異、具語ニ藤原内大臣一、歎曰、恐聖朝萬歲之後、有ニ巨猾閒釁一、然臣平生曰、豈有ニ如レ此事一乎、臣聞天道無レ親、惟善是輔、願大

て察るべし、うちまかせて淡海とのみ云ひて、次に平都と云へる都字にかけ合せたる文章に、深く意を用たる書ざまとぞ聞えたる、

注谷森種松がいふ、懷風藻の序に、天智天皇の御事を淡海先帝と作れたるも、淡海後帝ありしことを竊に知らせむとての文ときこゆ、淡海朝たゞ一帝ならむには、淡海先帝と稱すべきにはあらざるべし、其例にひくべきにはあらざれど、西蕃の蜀漢の先主後主といへるも、おのづから思ひ合せらるといへり、

さて時經二亂離一、悉從二煨燼一、また秦灰としも云へるは、正に壬申の兵火をいへるなり、壬申に近江の都燒亡の事、書どもには見えざれど、此序の文にて明なり、藤原武智麻呂公傳に、和銅元年三月遷二圖書頭一云々、爰以テ其間撿二挍圖書經籍一、先從二壬申年亂離一已來、官書或卷軸零落、或部帙欠少、公爰奏請尋二訪民間一、寫取滿足、由レ此官書髣髴得レ備と云へる事も見えたり、さて魯壁といひ、秦灰と云て對へたる文意句勢に意を着くべし、また宸翰垂レ文といへる宸翰は、これも正に大友天皇の御事にて、本文の傳に、皇子博學多通云々、また廣延二學士某々等一以爲二賓客一、太子天性明悟、雅愛二博古一、下レ筆成レ章、出レ言爲レ論、時議者歎二其洪學一、未レ幾文藻日新と記せるに當り、秦灰之逸文といへるは、すなはちその御詩二首に照應たる文なり、言念二湮滅一輙悼傷懷とは、いはゆる秦灰の逸文にて、もはら天皇の御詩の世に傳はらで、湮滅せむ事を悼悲めるなり、皇國にて詩作れるは、此天皇ぞ始なるべければ、殊にめでたくおもへる意をも兼たるべし、

注今昔物語に、大友皇子と申御ましけり、心に智り有て才賢かりけり、文道を好み給ひけり、詩賦を造る事は、此御子の時よりぞ始りけるとあり、持統紀に、大津皇子の事を、及レ長辨有二才學一、尤愛二文筆一、詩賦之興自二大津一始也と記されつれど、大友皇子の崩給へる壬申年に、大津皇子はわづかに九歲にておはしければ、大友皇子よりは後れてものし給へるなり、

自レ茲以降詩人間出とは、大友天皇以降なり、目錄にも、略以二時代一相次、不下以二尊卑一等級上といひて、淡海朝皇太子の詩を卷首に載せ、次に河島皇子、大津皇子某々と次第たり、また序に、作者六十四人、具題二姓名一、幷顯二爵里一冠二于篇首一といへるに、本文には大友皇太子より、その皇子葛野王まで、わづかに六人の傳

て今かく論ひ辨へもてゆくにつけては、そのかみ古事記、和銅の日本紀を、國史とはし給はざりつる事の如くなれば、誤もぞ多かりけむ、信がたき書なめりと思ふ人もありなむか、さらに〳〵然ひとむきに思ふべきにあらず、古事記はいふもさら也、日本紀もうきたる事記して奏上るべきにあらず、奏聞して飯豐天皇を皇統に定め奉りたるをもても、なべて正しき傳どもを、つとめて撰び記したりけむ事のおもひやらるゝを、今の世に傳はらぬぞ歎しきや、かへす〴〵も件の二書は、かろ〴〵しく思ふべき書にはあらずかし、さて件の書どもの事をかくまで論へる事は、日本書紀の今本の文の事實に乖ひたるごとく、或は疎にきこゆる事どもを論ふが故に、因にこゝにとりすべて、一わたり論ひおくものぞ、其委曲しき説は、別に證考て記せる書あり、

さて上件の引書どもの中にも、懐風藻は、大友天皇の曾孫、淡海三船眞人の天平勝寶三年に撰べる書なり、（本朝書籍目録に、懐風藻一卷、淡海三船撰とあり、但し印本又一本等には此撰者の名、次の凌雲集の撰者小野岑守の名もともに脱たり、其外にも脱字多し、さて此書撰へる時の年號は其序に記せり、）日本紀奏上り給へる養老四年より、三十年ばかり後れて其御族として、聞えたる文人の記せる書なれば、ことに慥なる證とすべし、故なほよく此書を讀あぢはふるに、深き意趣ありて作れるものなり、其は此天皇の御うへの隱れたまへる事の、悲しくいきどほろしけれど、其をあらはに記さむ事は、諱憚るべき御世なるがゆゑに、此詩集を作りて、陰にはむねと其事實を記置て、後世に顯はし奉らむの意がまへにて、文には套語を用ひ、或は婉曲くあやなしなどして自然と知らるべくものせられたりと聞ゆるを、今解辨へて證さむとす、其はまづ序の始に、から國より文學の入來れる起原を擧、天智天皇殊にその文學を好給へる由を讃述て、さて當二此之際一宸翰垂レ文賢臣獻レ頌、雕章麗筆非二唯百篇一、但時經二亂離一悉從二煨燼一、言念二湮滅一輙悼傷懷、自レ茲以降詩人間出云々、遂乃收二魯壁之餘蠹一綜二秦灰之逸文一、遠自二淡海一云暨二平都一、凡一百二十篇勒成二一卷一と云ひ置て、卷首に大友皇太子の詩二首を載たり、さてその遠自二淡海一といへるは、正に淡海宮の天皇の套語にて、すなはち大友天皇をさして申せる也、其は此天皇の除ては、淡海朝の人の詩は一首もある事なきをも

扶桑略記に、此天皇を皇統に擧奉りて、此天皇不レ載ニ諸皇之系圖一、但和銅七年上奏日本紀載レ之、仍注傳レ之と注せる日本紀これなり、紹運錄にも、此天皇を皇統に擧奉りて、皇代曆云、是不レ注ニ諸王系圖一、依ニ和銅奏聞一入レ之と注されたるも、其日本紀首書にも、件の皇代曆の文を載たり、いま引たる書どもに見えたる大友天皇の事も、かの飯豐天皇のごとく、その日本紀に據りて記せるにもやあらむ、さて其日本紀撰ばしめ給へる事は、續紀に和銅七年二月戊戌、詔ニ從六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂一令レ撰ニ國史一と載られたる國史、決く其なるべし其は古事記と同じ年頃に撰び上らしめ給へる書にて、古事記は、前に天武天皇稗田阿禮に詔ひ屬(ツケ)給ひたりし舊辭(フルコト)を、和銅四年九月十八日、太安(オホノ)麻呂朝臣に仰つけ給へるを、同五年正月廿八日に錄畢て奏上れる書なり、日本紀は其より中間一年隔て、同七年に奏上れるなり、其はもはら古事記に記せる説を本として增補へなどし、それに載られざる後の御世々々の事をば、既に書繼ぐべく、うちうち清人朝臣等に豫仰つけ、宿搆(シタガマヘ)させさせ置て、古事記奏上れる上にて、併せて修撰(エラビ)とゝのへて、漢文に書記さしめ給へるものなるべし、然るを七年の二月に詔ありて、令レ撰ニ國史一と載られたるは、既にうち〳〵におほかた卒業たるに依(リ)てきはやかに更めて、詔ありしものなるべし、但し件の二書奏上れる事、續日本紀には載られずして、かの和銅七年より中間五年隔て、養老四年に日本紀奏上られたる事をば載られたり、さて其日本紀は、前の和銅の日本紀を議(サタ)ありて、更に改刪(アラタメ)て修撰しめ給へるにぞあるべき、かくて續紀に、和銅に錄し奏上れる古事記の事を載られざるは、日本紀の原書の如く、其日本紀奏上れる事を載られざるは、後に養老に日本紀を修撰しめ給ひたるを、うけばりたる國史とはして、御庫にも納めたまへるが故に、前の二書の事をば除てゝ、載られざりしにもやあらむ、さて養老の日本紀は、後に改刪られたるところありと見ゆる事あり、また承和よりやゝ以前に、更に增補修飾を加へ、題號にも書字を加へて、日本書紀と爲させ給へりときこゆる證あり、今世に在る本これなり、さ

臣ハ天智天皇男也、後爲㆓皇太子㆒卽㆓帝位㆒、水鑑（中山内大臣藤原定親公の撰なり、此公建久六年六十五歳にて薨給へり）、天智天皇の段に、十年正月五日、みかどの御子に大友皇子と申しを、太政大臣になし給ひき、廿五にぞなり給ひし、（五は四の誤なり、これも下に辨ふべし）、さて十月にぞ大友皇子東宮に立給ひしなり、天武天皇の段に、天智天皇十二月三日に、うせさせ給ひにしかば、同じき五日大友皇子位をつぎ給ひて云々、大鏡（萬壽三年の頃作る書なり）、六十八代の帝の段の末に、天智天皇十年十二月三日うせ給ひて後、大友の皇子我位につかむとてし給ひしに、明る年の七月廿六日此皇子をおろして、おほあまの皇子位につき給ひて、天武天皇と申し給ひきとみえ、また太政大臣になり給ひぬる人は、うせ給ひて後、かならずいみなと申すものありけり、しかりといへども、大友皇子は、やがて帝に立給へり、みかどながらうせ給ひぬればいみなゝし、又鎌足大臣の子の事をいへる條に、その姫君は天智天皇のみこ、大友皇子と申しゝ時、みめに奉り給ひけり、此皇子太政大臣の位にて、つぎにはやがて同じ年のうちに、みかどゝなり給ひにきなどみえたり、

注京人若槻幾齋が見たる、承和元年藤原長良公の裏書を書加へたる、日本紀の古寫本に、今本とは異なることどもの見えたりと云へる中に、天智紀に大友皇子受禪の事みえたりといへり、此事こまかに尋あへざりつるほどに、死りたればかひなし、但しくだりの裏書につきて、古本の趣を考たる說ありて、別に記せる書あり、また日下部勝美主の疑齋辨に、大友天皇の御事を論はれたる漢文に、大鏡裏書引㆓西宮記㆒云、天智十年任㆓太政大臣㆒、十二月卽㆓帝位㆒と記されたり、おのれが見たる本ども、いづれも缺ありげにて、件の文あるを見ず、全本は然ぞありけむ、

是ら皆、そのかみ別に正しき古記錄のありけるによりて、採りたる物なる事決し、

注今按るに、右に引たる類の古記錄どもの中に見えて、日本書紀に載られざる說のあるが中には、和銅七年に奏上（タテマツ）れる日本紀に據りて、記せるも多かるべし、その日本紀の事は、水鏡に清寧天皇の次に、飯豐天皇を皇統に擧奉りて、此帝をば系圖などにも入れ奉らぬとぞ承る、されども日本紀には入れ奉りて侍ればゝ、次第に申侍るなりといへり、そは

レ之といへるとぞ、是時御供仕へ奉れる諸舍人どもを聚て曰マヘる文に、我今入レ道修行、故隨欲レ修レ道者留レ之、若シ仕欲レ成レ名者還仕レ司、然無ニ退者一、更聚ニ舍人一而詔如レ前、是以舍人等半留半退と見えたり、さて此留りたる舍人等は、皇子の陰心を察りて、隨ひまひらせむとおもひ定メて、後にいさゝしく仕奉りたるともがらなりけり、かくて同月の内に、大友太政大臣を皇太子に立給ひにき、この立太子の事は、書紀に記されず、下に擧る書どもに證して殊さらにかく擧記せるなり、これより下書紀の文に依りて記せるところにも、さらに皇太子と記せり、十一月廿三日、内裏の西殿の佛像の前にて、皇太子五臣とゝもに、同レ心奉ニ天皇詔一とて、誓盟をたて給ひ、次に隨レ次而起、泣血誓盟曰、臣等五人、隨ニ於殿下一、皇太子をさす奉ニ天皇詔一と誓ひたる事あり、件の泣血誓盟とあるは、深き由ありし事なるべし、意を着べし、さて同廿四日、灾ニアリ近江宮一從ニ大藏省第三倉一出とあり、時勢によりて推考るに、もしくは吉野の前坊に心よせある人の所爲にはあらじかと、いさゝか疑なきにあらず、又同廿九日、五臣皇太子を奉て、天皇の御前にて、誓盟奉れる事あり、この度も盟へる事の由は記されず、さてかの五臣は上にいへる如く、皇子におはして今始給へる太政大臣といふ職に拜され給へると同時に、これも共に始給へる高官に任し給ひけるを、今かく皇太子に立て給ひて、心屬奉りて仕奉らしめ給へるは、深き御陰心ありての事なるべし、かくて十二月三日、天皇崩給ひにければ、たゞ一日隔て、五日に皇太子御位に卽き給ひにけり 時の勢ひ止

事得給はぬ故こそはありつらめど、いとにげなき御行になむおはしける、さてこは天智紀天武紀に載られたる趣を、とりすべて論へるにて、大友皇子を皇太子に立て給へる事、また卽位の事等は、紀に記されざるを、他古書どもに記せるを採りて述へるなり、其證はまづ淡海三船眞人の撰べる懷風藻此書本朝書籍目錄に淡海三船撰とみゆ、但し普通本には撰者の名脫たり、今一寫本に依る、さて此書籍目錄は、奥書に以ニ禁裡御本一寫了、次に以ニ仁和寺宮本一書レ之云々、永正二年八月四日寫之、師名とある本なり、さて又三船眞人は、大友天皇の曾孫なり、此懷風藻の事につきては、論ふべきことあり、下に云べし、に、淡海朝大友皇太子二首、太ノ字通本脫たり、今一本に據る目錄には、諸本ともにあり、皇太子者、淡海帝天智天皇を申せり之長子也云々、年二十三、三は四の誤なり、其由は下に辨ふべし、立爲ニ皇太子一云々、太子天性明悟云云、會ニ壬申年之亂一天命不レ遂、時年二十五、また葛野王の傳にも、淡海帝之孫、大友太子之長子也と記し、扶桑略記堀河天皇の御世、延曆寺の皇圓阿闍梨撰に、天智十年十月立ニ大友太政大臣一爲ニ皇太子一、十二月三日天皇崩、同五日大友皇太子卽ニ帝位一、生年廿五、紹運要略の、立太子月立にも以ニ扶桑記一抄レ之とて、如此記せり、この要略は、後醍醐天皇の御世に記せる書なり、扶桑記といへるは、扶桑略記の事なるべし、さて廿五の五は四の誤なり、これも下に辨ふべし、年中行事秘抄奥書に云、永仁の頃被ニ書始一之處、自然被レ閣レ之畢、嘉曆令レ終ニ寫功一者也、に、天智天皇十年春正月己亥朔庚子、大友皇子始爲ニ太政大

めど、やむ事え給はぬ義のありける故なるべし、天智天皇大海人皇子は、齊明天皇の同胞の皇子にましけるを、天智天皇は御母帝の太子として御世を嗣がせ給ひ、次の太子には大海人皇子をと、母帝の遺詔給へるにやあらむ、なほ思ひ合さるゝ事は下に云ふべし、されど陰にはなほ此皇子をと、あながちに念ほしいり給ひ、皇子もまた同じみちにと、共におもほしかけ給へる御眞情なりけれど、いかゞはせむにても過し給ふべきを、としごろ御たのもし人とありける鎌足内大臣の、諫奉るとはなくて、かへりて陰に助奉りさへせられたるによりて、御力をえ給ひ、ます〳〵 其御まごゝろなる御行(ミシワザ)をせさせ給へるから、遂に壬申の大亂とぞなれりける、さて其天智天皇の陰の御心の露顯(アラハレ)きこえ給へる事は、御世の六年三月、大和の飛鳥岡本宮より近江大津宮に遷都し給ひて後、十年正月癸卯五日大錦上中臣金連宣二神事一とありて、宣字の上、印本等に命字あり、今或古本のなきに從ふ、是日大友皇子をもて、始て太政大臣と云職に拜して、諸臣の上首とし給ひ、同時に蘇我赤兄臣を左大臣に、中臣金連を右大臣に蘇我果安(ハタヤス)臣、巨勢比等臣、紀大人臣を御史大夫といふ職にはじめて任し給ひて、この五臣をもてことさらに皇子に心を同(アハ)せて、仕へ奉らしめ給ひけり、そはかの御眞情のすぢを謀はせむの御陰心なりけり、

其は下に次々に擧る事實によりて、おもひ合すべし、かくて同年の九月、天皇御病にわづらひ給ひけるが、十月十七日彌留(アヤフク)なり給へる由にて、蘇賀臣安麻呂をして、東宮大海人皇子を召れけり、安麻呂日ごろ東宮の好(ウルハシ)み給へりける人なりければ、此時密に東宮に告知らせ奉れる事ありけり、かくて天皇東宮を臥内に召入れ給ひて、朕疾甚、以二後事一屬レ汝云々と詔けるを、この云々は紀の文なり、かく省きて載られざるは故ある事なるべし、此時の事を天武卷には、勅二東宮一授二鴻業一とあり、東宮辭讓(イナビ)て臣之不幸元(ヨリ)有二多病一、何能保二社稷一、願ハ陛下擧二天下一附二皇后一、仍立二大友皇子一宜レ爲二儲君一、臣今日出家爲二陛下一欲レ修二功德一、こは天武紀の文なり、天智紀には請奉二洪業一付二屬太后一、令三大友王奉二宣諸政一、臣請願奉二爲天皇一出家修レ道と、記されて異なる趣あり、意をつくべし、と請奏し給ひければ、即ち聞召(シ)入れ給ひけり、さてそは大海人皇子のいとおもほしかけ給はぬ御事ながら、天皇の御陰心を悟り給ひ、御身の害を避むために、止事え給はぬ御行なる事著し、皇子やがて内裡にて鬚髮を剃(ソリ)除て、僧形となり給ひければ、天皇御袈裟を進らせ給ひけり、かくて退出給ひて、私の兵器をこと〳〵く司に納め給ひ、十九日都を罷出て、翌廿日吉野宮に入給ひき、此時かの五臣をして菟道(ウヂ)まで送出しまゐらせらる、時人此御事狀を議して、虎著レ翼放

親房卿の記置れたる譲狀を、伊賀記と題せる書に、伊賀當家領地受納之分云々、城村之内、山田郡ニアリ、大友御在城之所也、城村權現、大友ヲマツル所也と見えたり、此事伊賀名所記にも見えて、城内村城内權現といへり、こは壬申の亂の時、御母方人に心屬したてまつれるものゝありて、其所に要害の行宮所を造らせ給ひたりけむ、かの國分に、宅子娘伊賀國山田郡、郡司之女也とありと云へるに、またかの大稅帳にみえたる郡領に、伊賀朝臣の氏人の在りしは、もしくは其族なるべきにやとも思ひ合されて、かたがたに由ありてきこゆ、但し伊賀を國といへるは、後の稱をもて古を談れる言とすべし、又同じ時、大海人皇子伊賀に入り給ひては、ことにいち早くふるまひおきてさせ給へる事、書紀に見えたり、よみ見て知るべし、是もその心よせ有ける人々を、はやく事向け歸順へ給はむの御謀ひなりしなるべし、伊賀風土記、伊賀郡和歌山の下に、有二清見御所一、昔日淨見原天皇與二大友皇子一爭戰之地也、また阿盃郡鳥飛山の下に、昔大友皇子來二此山一、暫休之刀鉾多殘置云々など見え、伊賀名所記に、若山は清見原の天皇、大友皇子と御位を爭ひ給ひし時、あまたゝび國をせめいどみ給ひけるに、此國は御母君の古鄕とて、大友こゝに屯し給ふ事二月ばかり、淨見原もにぐるを追て此國に至り給ひ、此若山に陣取給ひし、其處を今にきよみの御所といふ也とも云へり、さて此に引る伊賀名所記は跋に、山城、大和、伊賀三个國之風土記地圖等之内、並歌林之記錄抄物等盡授爲二三卷一畢、陽月齋永閑とありて、紹巴が奥書あり、書中宗祇が至寶抄を引たり、其撰べる頃大方おしはかるべし、御母君の古鄕とて云々といへるは、決て古き傳說なるべし、思ひ合すべし、

また大友と稱せる御名は、大友は近江の地名なり、（和名抄滋賀郡の鄕に、大友〔於保止毛〕今も大友村とてあり、大津へ近き所なり、）御父天皇大津に遷都の後、其地を御封に賜ひたるによりて改給へるにか、いづれにも其地名に由ありて、御名にも負ひ給ひたるなるべし、さて天智天皇の御世の元年、此皇子御年十五にならせ給ふ時、天皇の御弟大海人皇子（御諡天武天皇）を、皇太子に立て給ひにき、然るはもとより大友皇子を除て、御弟皇子にとはおもほしかけ給はざりつら

し、和名抄伊賀國に阿拜郡、また伊賀郡に阿我郷あり、舊くきこえきたれる地名なり、件の御子たちの御名も由ありてきこえ給へり、阿雅皇女は伊賀史に、元明天皇御宇、和銅己酉五月廿六日、安雅皇女薨ニ杉板驛一、六月廿六日葬ニ于伊賀國一、賜ニ封田一如レ例とみえたる御事なるべし、この伊賀史は、跋に應ニ或人之需一撰ニ伊勢伊賀兩國史一、蓋抄ニ出於國史及諸家之記文一、或復先年就レ任在ニ于伊勢一時、捜ニ求寺社之書記一者、相併記レ之、故雖レ未レ全ニ其始終一、唯次ニ眼之所一レ覃而已、後人補ニ其不一レ足正ニ其謬一、則幸甚、天永庚寅十二月大江廣房とありて、永享七載文明二年傳寫の人々の奥書あり、廣房は橘以綱の子にて、大江匡房の子と爲り、天永二年本姓に還ると橘氏系圖に見えたり、さて采女は、其本國本郷の名をもて某の采女と喚さるゝ例なれば、此御母は伊賀の郷人なる事決し、扶桑略記紹運要略等に、母采女伊賀宅子娘と書るに據れば伊賀氏ときこえたり、この氏は、天武紀十三年に、伊賀臣賜レ姓曰ニ朝臣一と見えたるは、もしくは此宅子娘の父か兄弟などにてはあらざりしか、姓氏錄右京皇別に、伊賀朝臣大稻輿命男、彦屋主男心命之後也、日本紀合と見えたり、此伊賀氏、姓氏錄印本には骨字無く、一本には宿禰とあり、其はともに訛にて、又一本に臣とあるは、朝字の脱たるなり、日本紀合と注せるは、上に擧たる天武紀に合へる由にて、餘に混なければ、こゝには訂して引り、東大寺に藏る伊賀國の天平三年の大税帳の署に、郡領外正八位下伊賀朝臣果安といふが見えたり、但しこの帳缺ありて郡名知られず、また伊賀名所記に、此國は御母君の古郷とて大友こゝに屯し給ふ云々と云へり、猶この名所記の文を下に引て論ふべき事あり、考合すべし、

大化四年に生れさせ給へり、崩給へる御齢をもて推考へたるなり、御名の伊賀は、御母の本郷の名に依り給へるなるべし、

注又御母の伊賀氏なるが故にてもありけむ、さて伊賀は國造本紀、倭姫命世紀、伊賀風土記を併せ考ふるに、往古伊勢國に屬ける大名の地なりけるを、孝靈天皇の御世に、分ちて國と爲られ、孝德天皇の御世、又伊勢に隷られ、天武天皇の御世九年に、復國と定給へり、天智天皇の御世の頃は、伊勢の國内にて、いと廣き大名の地にてありける也、さて北畠

長等の山風上之卷

伴信友稿

後近江大津宮馭宇大友天皇の御事はしも、日本書紀に御世の紀を立られず、おほゝしく書なし給へるによりて、千歳に餘れる後の世まで、御世の數にもゝれ給へるを、水戸の源光圀卿の大日本史に、其おほゝしき御ゆくへを、他古書どもに考徴して、始て其大友天皇紀を撰り收れて、皇統に立揭はし奉り給ひにき、さて遂に其史を朝廷べに奏進奉り、又公方ざまにも獻り給へりとぞ、まことに勤しく忠やかなる御志になむ有ける、かくて今其史の徴に引給へる本書どもを、立かへりよみ見るに、省ぎて採り給へるにかとおもはるゝ事のあるがうへに、なほ他書どもの中にも、徴とせまほしき事の見えたるを考あはせ、すべてこの天皇に係れる後の事どもをも、これかれとあつめ、はた後の御世におよべる事をさへに書附へて、竊に論ひ試みむとてするなり

注凡て日本書紀を主として記せるが故に、事毎に書名を擧げず、徴に引ける書どもは其名を擧げ、書によりては其著せる年頃、また撰者の知られたるをばその書名の下に注すべし、其はいつばかり、既に然る古傳說を書にも記し、世にも語り傳へたりけむと、おもひやらるればなり、又いまだかたなりなる考も、また此論の中に、いはでもあるべき事をも因に心のゆくまゝに、いたづらなるまで云事あらむ、後に改め又除きもしつべし、附錄なるも同じ、

大友天皇は、天智天皇の第一の皇子、始の御名伊賀皇子、後に大友皇子と稱し奉る、御母は伊賀采女宅子娘、

注書紀印本寫本ともに、宅子の下の娘字なし、今一本に據る、旣に大日本史にも其を採り給へり、紹運錄には母宅子娘伊賀采女とあり、さて書紀にこの宅子娘の父の名を載られず、谷川士淸が日本書紀通證に、信西國分曰、宅子媛伊賀國山田郡郡司之女也、此腹生三子、其一曰大友皇子、其二曰阿閉皇子、其三曰阿雅皇女と記せり、此國分と云ふ書おのれ未だ見ず、正しき書ならむには古の傳なるべ

り漁者の捕り得るはその遊び出ゆく處にてとるなり獸もくさ〳〵ありてたま〳〵陸に上るものは人も知りて名をつくれどたゞ深き海底にのみ住るもくさ〳〵ありと見えたりこれを以ておもへばなほ深き處を日數久しく探りなばいかなる神異(アヤシ)き處の有なまし蟲貝なむどの多きは人も知る如く云ふもさら也と語れりとぞ生物植物のうちにも上國とはこよなく大なるがあること物產の書和外に見えたるがごとし

鰐海宮の故事八尋鰐の皇孫を送り奉れる事豐玉姬の本國の形をあらはして八丈鰐になり給へりとあれば常は人の形なる神なれば其神性は鰐にやあらむ

鰐の神なる事は出雲風土記に□□肥前風土記に□□なほ有べし後の世にも此神の神々しき事は多く聞傳る事なり紅毛雜話に□□□□□□□□□□□□□そも〳〵此魚はあるが中に猛き魚にて鯨など云大魚もおそるゝものなりとぞ

海神の裔に某海といふが多き事

火々出見尊海神のをしへによりてあらぶる兄神をせめ和し給ひて皇國しろしめし□□□神武紀に三毛野命の吾父は天神母は海神との給へるが如く鸕鷀草葺不合尊より皇統天と海との神に系り給へるこれも幽き契ある事なるべし　海宮妣の國へ行たまふ事

海神の初は大海津見神と見ゆ記紀

大氣津比賣神の海にむかへば鰭廣(ハタノヒロモノ)云々こは人のうまく食ふべき魚どものなり出たる由にて魚の始にはあるべからず

海宮のさまたとへば試にいはばいと大きなる窟の如くにて其入べき口の方に渚あるが尋常の水の有形を以てすきまへはもれ入んと疑ふべからず此大地天月の大空に浮であるをも思ふべし海をしろしめす神の御威德をもてはさばかりの奇異何か疑ふべき

海中に井のある事疑ふべからず清水をみて海中の岩に清水の井所々あり地中はみな清水なりこは理になづまん人のために云ふ

一佛經に龍宮といへるも天竺にても海宮の古事のかつ〳〵殘れるに釋迦が說法の據とせるにもやあらん

高天原に天堂黃泉に地獄の似てきこゆるも同じその外のから國どもの傳說にもそれに似通ひたる事ありとぞ漢□にもありこれらを思ひ合せて皇國の古傳說の正しきさまことなることはたうつゝに天皇の御統傳はり又その事蹟ののこりたるを見て悟るべきなり

一鯨の夢に見たる事　櫻井純助話

追　加

以下二件は黒川本には無きを存採叢書本に見えたればこゝに加ふ

まかだち

古事記傳十七二十二丁に從婢之を書紀に侍者欽明紀侍者遊仙窟に婢また侍婢などみな然よめり前子等（マヘコラ）等（タチ）の意なるべしといはれたり信友按に目驗立（マカゲタチ）なるべし女は人にあからさまに面の見ゆる事を耻る情なるもの故貴人（ウマヒト）の婦は婢（ノノヤツコ）を前に立てゝ歩くめり今も貴家の婦人はさるさまなりさて目驗とは遠く望るときなどに目の上邊に掌をさし驗て見るなどに專云へり□□にまかげをさして云々とあるなどこれなりかざすといふ詞もこのマカゲをさすと云と同言にてそのカザスのカ又カクルなどのカもカゲのケを省たる言ときこゆるにもおもひ合てマカゲをマカといへるを知るべしなほいはゞ日影の覆も日の光を覆ひへだつる由なり又御殿の事を天の御蔭日の御蔭といふも大小は異なれども同意なり故婦人に侍る婢をまかだちといへるなるべし

海神宮

筑前國志摩郡毛屋村に屬る毛屋の大門は玄海灘と云へる海中へさし出たる山の埼の岩窟なり當國の貝原篤信云神代に海神宮へ遊行の地なりといへり窟中二三町ばかり船にて入るに水の滴り濤るなるが二所へ拔出る穴道ありて其直に至る穴の奥を知らず神異（アヤシ）き事ありと云ひ傳へて深く入ものなしこれ大古海宮と往來せる道なりといへり彦火火出見尊の海宮に到り給へる當時日向國より物し給へると紀に聞えたるが其日向といへるは今の筑前後なるべしなほ考べしさて此毛屋の内なる畑地の字にうがや屋敷といふがあり又御産屋跡とて芝を殘したる處ありて不淨を近くる事を忌（イム）ならひなり又豐玉姫社龍宮社大祖宮祭神彦火火出見尊と云ふも同地にあり毛屋村に鹽筒翁宮といふがありて今はいと小さき社にて農民八兵衞といへるものゝ家の裏にあり天明九年の比彼八兵衞が妻に件の鹽筒神の神託ありて彼海宮へ行幸の舊事などを語りけるとぞ此事のさまをこまかに筑前國主の正し給ひやがて宮地を海邊に移し再興ありて彼八兵衞を奉仕かの妻をも共に仕へさせ給へりとぞ

三代實錄元慶四年三月廿二日の下に筑前國正六位上賀津間神无間勝（マナシカタ）間（マ）によしあるにか

式に筑前國糟屋郡志加海神社舊事紀に底津少童命中津少童命上津少童命此三神者阿曇連等齋祀筑紫斯香神

和名鈔に當郡に志河阿曇鄉あり

萬葉七に千磐破金之三崎乎過鞆吾者不忘牡鹿之須賣神

式に筑前國宗像郡住吉神社

西國の蜑の語りけるとて其方人の話りけらく深き海底は何のも大かた陸地の形狀に合せて異なることなし山岳あり草木あり草は藻の類木は海松海杉などの類くさ〴〵あり其外殊に大きなるがあり生物にむれとあるものは魚にて各其族の集り居る處あだかも陸土の村落の趣にて一區だちたる處あ

も葉つきたり、裏いさゝか白みたり、此葉に因て生る蟲あり、本草和名にヌデノキノムシ（字は樗雞とかくなり）といへり、その蟲の着たる處を俗にふしと云（齒黑めする鐵汁に和はせ用るものなり）本草和名傳抄（康賴撰）に五倍子、美々不之生ニ膚葉上ニ（藻鹽草の和名の部にも五倍子、みゝふしとあり）とあるが雅名なるべし（かれ、ふしの木ともいへるなり）さて東遊歌に□とあるも此萬葉の歌□さて此木の方言尾張上總わたりにてはノデ、上野信濃わたりにてはオッカド、三河わたりにてははふしの木、若狹わたりにてはユルダ（ヌルデの訛なり）奥の津輕にてはゴマノキといへりとぞ、なほ國々にして異なる名あるべし（橦鐘の鉤木には多く此木を用ふるなり、そは木質ねばくしてたはむことなく、又いかにしてもをるゝ事なしとぞ、又或人漢籍に掌樹といへるも同種にて、たはめむとすればかへりて反張せんとする勢ある木なりと見えたりといへり、されば堪へ勝の義にてかつの木といへるにもやあらん、さて和名抄に穀とあるは異なり）

○續日本紀の中なる年代曆といふもの、ことに續日本紀大寶元年三月甲午（廿一日）の下に、依ニ新令ニ改ニ制官名位號ニ云々、合十二等、始停レ賜レ冠易以ニ位記ニ、語在ニ年代曆ニ、○同紀八月丁未（七日）先レ是遣ニ大倭國忍海郡人、三田首五瀨於對馬島ニ冶ニ成黃金ニ云々、又贈右大臣大伴宿禰御行首遣ニ五瀨冶レ金、因賜ニ大臣子封百戸田四十町ニ（註年代曆曰於後五瀨之詐欺發露、知贈右大臣爲五瀨所誤也）とある分書は後人の傍書を分書せる事疑なし、上文に語在ニ年代曆ニとあるも後人の傍書なるを落字と見誤りて、はやく本文に書入たるものなるべし、年代曆の上の註字はもと傍書の叉傍などに書そへたりし字なるべし、紀中事在ニ別式ニなど記されたる事あれど、年代曆など云ものにゆづりて然記さるべきにあらず、五瀨が詐欺發露の事など記せる由みえたるをおもへば史外に年代曆と云る古書ありて御世々々の事を記せる一種の書なりけむ、さて叉すべて此續紀にをり〳〵分註あるは多くは傍書と見えたり、一二卷はことに多し

比古婆衣二十の卷終

(也カ)老者爲人形、亦呼爲靈楓、至今越巫有得之者、以彫刻鬼神可致靈翼」、据此則白膠木之爲楓不可疑、而楓和名加豆羅、有勝軍木之義、又名加倍弖、倭歌往々幷稱奴流弖可倍弖、以當其丹葉亦相近耳なほ因に考ふるに崇峻紀の厩戸皇子、物部守屋大連を滅さんとて軍爲たまふ條の文に、皇子等軍與二群臣衆一怯弱、三四回却還、是時厩戸皇子云々、乃斮二取白膠木一疾作二四天王像一置二於頂髮一而發二誓言一云々、(白膠木此云農利泥)今若使三我勝二敵云々、蘇我馬子大臣又發二誓言一云々、誅二大連幷其子等一、これを太子傳には委しく記して、皇軍恐怖三廻却還云々、乃命二軍允秦造川勝一、取二白膠木一刻二作四天王像一、置二於頂髮一(一云擊立軍鉾)而發レ願曰、今使三我勝二敵云々、大臣又發願如レ此云々、川勝斬二大連頭一云々とあり、これによりて按ふに白膠木と書るはすなはちカツノキにて、(すなはち白膠木なり)そは太子の謀ごちてカツノキといふ名を軍に勝てふ事に言ほぎて言靈の幸はふべくとりなして四天王の像を作りて云々して佛がみの稜威を託り、又川勝を軍允として其事らまかなはしめたまへるも川勝の名の勝てふ事をさへに言ほぎにとりて我此軍に勝ば云々と詔ひて太子の御方を勇め勵ませ給へるなるべし(太子の謀事、大臣の賊事、察ひ知るべし、穴賢)後の世の武士どもの習俗にも彼時の太子の古事によれりとて白膠木を勝木とも將軍木とも稱て軍の器に用ふ、林逸が節用集に、白膠木、注に勝軍木也、護魔乳木用之、又天文の頃作たる運歩色葉集に白膠木、勝軍木とあり、また鉢卷云々、内書二四天之名一、以二勝軍木漆一、などいへるこれなり○甲斐人山本氏云、己が國の土俗に年始の齋の餅食ふにカツノキもて箸に製りてくふ、その箸を藏めおきて事ある時懷に入もてれば勝負ある事には必勝つと云なれて然する人ありといへり、これらおもひ合すべし、然るを書紀のそこの文に、白膠木此云二農利泥一と注されたるはカツノキとよむべき意を得られずしてヌリデと云へる方の名をもて注されたるにや、又後人の書加にてもあるべし(書紀の文は、後人の文飾を加へ、また書加事ある事、別に論あり)また因に按にヌリデと稱ふ義は谷川士清が考に、白膠木は白膠ありて塗べきものなれば名とせるなり、□老たる鷹にぬるでのうるしをたれて羽をつぐと云ふ事有といへりと云へり、さる事也、ヌリデ、ヌルデ、ヌデ同音なり、釋日本紀に私記白膠靈木也、故修法之壇取二此木乳一塗用とあり、乳とは此木より出る白膠(ヤニ)をいへるなり、おもひ合すべし、さて此木葉は胡桃に似て、さてたてのしべに

りにさる名の木有やと問ひ試たりしに、吾伊豆國また相摸わたりの田舎にかつの木と云ふものありて云々可頭の頭は濁音か、舶氅は清音によみて、木をカツ事とす、されどそれにはさしもかゝはるべきにあらずと語るにつけて相摸人に逢ひて問ひ試るに、眞に然いふ木ありとてやがて便につけて取寄て見せけるを見るにめづらしげもなきぬるでの木白膠にてぞありける、さて相摸には此木所々におほくありて彼此の神の祠にて焚上とて庭燎燃事ある時にはむねと此木を焼くならひ也、これを焼けばはしりはためきよく燃ゆる木也、僧徒の護魔といふ事を修ふときにも多く此木を焚く、故護魔木ともいふといへりこは素より神事の庭燎などに用ひたるに習ひたるなり、釋日本紀に、私記白膠靈木也、故修法之壇取此木乳塗用といふ事も見えたりそののちなほ諸國の人に問試るに甲斐また陸奥の一關わたりにてもぬるでをかつの木といふとぞ、さて上にいへる諸國いづこも其國の俗として春の始の祝事にこの木を斫取て用ふることありといへりその各國處々にて異なれど、新年の意にて用ふるわざときこゆ、くはしく聞もちたれど、事長ければこゝには記さず、これらに付て考へよれる事のあれば別に記すべしさて按に此をカツノキといへるもいにしへの雅名なるを、一名をヌリデまたヌルデなどいへる方の名のみ世にあまねくなれる也、そは崇峻紀に、白膠木此云二農利泥一とあるを、和名抄に樗、陸詞切、韻云樗、勅居反、和名沼天、惡木也、辨色立成云、白膠木和名中同上有白膠者也中の字より以下六字印本には脫たり、本草和名に、樗雞云々、奴天乃岐乃牟之又と見え類聚名義抄又伊呂波字類抄には、樗ヌルデノ木、ヌデなど見えてヌリデといふがもとにてヌデともいへるなるべし古より樗、また白膠木等の字を專書ならへり、然るを新撰字鏡には樗加知乃木と譯り、こは決く可頭乃木にてカツ、カチ通はせいはんはもとより難なけれど、カツノキといへるは東國の方言にて、カチノキといへるや雅しからんヌリデ古よりヌリデに樗字を用たるとる事、上に引たるがごとし同木なる慥しき證とすべきなり、又佛書最勝王經に、香藥白膠、楞嚴經に、諸香木中有二白膠一とあるはから書本草に楓香脂名二白膠一とあるなどは同類の木にて香木ときこゆ、ヌリデは香木にはあらず、或人云ヌリデは漢名樗にあらず木草なる鹽麩樹なりといへりさもあるべし、此木の實漆樹に似たるが白脂出て實の見えぬばかりに着けり、其狀も味も燒鹽の如し、故武藏の田舎にては鹽の木といへりすべてものゝ名は、眞漢字に當れるや否をもて論らふは、古書に付て事實を識るには疏し、古書の字つかひの例を考へ、眞のものに證して識るべきなり、□□□□□白膠香、五月斫樹爲坎、十月採脂云々、已上出飛名苑、カツラ□□□□或書に未聞驪欽木有白膠木名、考本草、楓香脂、名白膠香、金光明經、謂其香爲須蔭折羅婆香、軒轅本紀曰、黃帝殺蚩尤於黎山之丘、擲其械于大荒之山中、化爲楓木之林、述異記曰、南中有楓子、鬼木之

るは、字鏡集に、葦アシノナカゴ、古板節用集には、葦アシナカゴとあるぞ、その名なるべきさて此アシツヽをよめる歌詞にもいまだよくもたづねざれば多くは見あたらねど夫木集また新撰六帖に正三位知家、「けふもこずうきにかるてふあしつゝのうすきや人の契なるらん、このあしつゝのうすきとよみ給へるも蘆の皮としてきこゆるなり六帖に、「あしつのゝおひ出しときに天地と人のしなほさたまりにけり、異本に初句な、あしつゝのとあるは誤り也、さてはかつてきこえざる歌なるをおもひ惑ふべからずなほ此もの、名ふるき書どもに見あらはしたるうへに、なにはがたよしやあしやおもひ定むべし

貫之朝臣の手なりといふ堤中納言集兼輔卿也には、へだてたるところありとうらみけるをんなに、「なにはがたかりつむあしのふししげみ、ひとよもきみをわれやへだつる、とあり世にある兼輔集にはこの歌みえず三四の句の異なるはいづれをか後によみなほし給へるなるべし後撰集の撰者の改められたるかともおもはるれど、件の集にみえたるおだやかなるを、さらにあしつゝと改らるべきにあらず、みづから改給へるなるべし

○久毛韋多知久母

古事記倭建命の御歌に、波斯祁夜斯和岐幣能加多用久毛韋多知久母、按に久毛韋多知久母は雲居起來もなり、雲の居起來るよの意なり雲と句て、居起來もとよむべし、萬葉集七卷に、由槻我高仁雲居立良志ともよめりさて居とは動くべきもの、動かずして在るやうの詞にて、こゝは雲の居ながら徐に起て此方へ來る狀をしかよみ給へるなるべし萬葉集三卷、十一卷、十七卷等に、雲居たなびくとよめるは、雲の居たるさまなり、又十五卷に、うらまよりこぎてわたれば、わぎもこに淡路の島は、ゆふされば久毛爲可久里奴、又同卷に、いへ島は久毛爲に見えぬ、などよめるは遠く向伏て、雲の居るあたりに見ゆる由なり、こは雲の居るを體言にいへるなり、後世雲居とよめるは、この意なり土佐日記に、舟を引つゝのぼれども川に水なければゐざりにのみゐざる、とあるも舟の艘ながら徐に行る由にて高橋氏文に、船遇潮涸天渚上爾居奴、和名抄に、艘俗云爲流、ゐ船著沙不行也、色葉字類抄に、艘フネヰル人の膝行も同義なるに源氏物語に、ゐさり出る、拾遺集の歌に、かたゐざりするみとり子ともよめり、和名抄に臀井佐良比と訓るも、ゐざりを延たる言なり命の倭の御家の其方の空をふりさけてみそなはすに、心ありげに雲の居起來るよとをりからの御嘆の御意を述給へる御歌と通ゆ傳の說と異なり

○かつの木

萬葉集十四卷なる相摸歌に、あしかりのわをかけ山の可頭乃木（カツノキ）の云々、此可頭乃木といへるもの詳ならず、集の注釋に仙覺が說るもいかにぞやおもはれて年ごろ心にこめたりけるに此比伊豆國人に其國わた

をわれやへたつる、奥義抄に、あしつゝとは葦のよの中にうすやうのやうにてあるかはなり、うすき異本にかはなりうすきの七字なしものなり云々とあり僻案抄には、あしのよのなかにうすやうのやうなるものあり此說によりて谷川士清がいはく此歌前漢書王莽傳に、臣莽上與二陛下一有二葭莩之故一、師古注に葭蘆也、莩者其筩裏白皮也、言其輕薄而附着也、故以爲レ喩、とあるによりてよめるなり、また葭莩之親これも前漢書中山靖王傳に、今群臣非有葭莩之親鴻毛之重、師古注に、葭蘆也、莩者其筩中白皮至薄者也といふ事あるよしいへるはめづらしき考ながら、あしづゝを葭莩なりといへるはくはしからず女にやり給へる返事の歌に、戀の情もてさるくれ〳〵しき漢國の故事を詠て遣りたまふべくもあらねど、さる本文をおもひてとりなほしてよみたまふまじきにはあらず按ふにあしつゝは葦の笭ごとにうすき皮のまつひ着たるがあるをいへる名にして、葦の笭のつゝといふ義なるべし冬がれになれば多くはぬけてとぶものなりそは和名抄に、篾、竹乃加波、竹皮也とあるを字鏡集に篾、カハタケ、タケノカハ、タケノツヽ、と譯り類聚名義抄には、タケノカハ、アシカハとありカハタケ和名抄に、箬竹、加波多計といへるもよのつねのとは種かはりて、常に皮あるよしの名なるべし、さればタケノカハもタケノツヽも、ともに竹皮の名にしてアシツヽすなはち葦の皮なる證とすべし、おのれ既には顯昭法橋の袖中抄に此歌を注して、蘆管なり、あしのつゝのことなり通本竹のつゝのことなりとあるはあやまりなるべし玄かればこの歌考二後撰一證本はひとよも君にとあり」といへるにつきて竹にまれ蘆にまれ兩節の間をヨともツヽともいへればアシツヽも蘆の笭間をツヽといへるなり、散木集に、「くれ竹のつゝをのみ見るせはしさによもこのふしはあらしとぞおもふ、と見え、新撰字鏡に笭云々、竹筒也、竹乃與、又竹乃豆豆和名抄に、兩節間俗云與類聚名義抄に笭无レ節竹、竹ノツヽ、竹ノヨなど見え、醫心方に以二葦管一吹レ之とある、葦管にアシツヽ、又大麻子、大豆分等葦筩中內レ之とある葦筩にアシノツヽと譯をさしたればかた〴〵おもひ合すべくおもひしは非ずさては雅輔朝臣の歌の四の句に、ひとへといへるも叶はず、下に引く知家卿の歌にもかなはず、又袖中抄に、ひとよも君にとある本ありといへるは、笭間をいへりとせんには、詞叶ひてきこゆれど、さては一首の意詞とゝのはず、ひとへといへるぞよく叶へる竹などの笭間をツヽといふは、もと管などの如き中の空なる器につきていふ名なるが、全ら竹などを切て用ふ上に竹の筒などいへるから轉ひては生植るうへにも玄か云へるなり井筒などいへるものゝツヽも、義は同じ、さて竹の兩節間を、もとはヨといふなるを、轉りては節をもヨといひて、今はまぎらはしきをもおもふべし名の同じきによりて既く古人もおもひ混へられつるなるべしかのいはゆる蘆のよの中のうすやうのやうなるかはといへ

ろ、緒になるまでにきみをしまたむ、とよめるは莚の破れこぼれて、糸ばかりになりたるを云へれば、フといはで緒とはいへるなり紀伊國報恩寺の至徳三年の檢帳に、薦十二枚内六枚六フ、六枚四フなど記せるなほありこれ也高館草子といふものに、十二ふかけたるあみ笠といへるも菅繭などを笠に編たる緒の數ないへるなるを、おもひあはすべしさて七編菅とは菅の疊薦などを製るに七ふ六ふ四ふなどいふあるが中に七ふといふは其幅の廣きをいふ稱にて、そは菅の葉の長きを選用ふめれば、そのかみ菅の長く生たるをば、玄か疊薦などに製る料にするうへより稱へて七編菅といひ習たるものなるべし、さて壓添壒嚢抄巻一に擧たる歌に、「陸奥のとふのすがごもなゝふには君を玄なしてみふにわれねむ、といふ歌あり此歌の意はそのかみ普ナベて七編の菅薦は廣くて夜床に佳き品とは玄たるを、陸奥より出せるには十編に製りて殊に幅廣きがあるは佳品なるを堤中納言物語よしなしことの巻に、女の師にしける僧の物借にやらんとて書たる文の詞の中に、かたのゝはらにあるすがこもにまれたゞあらんをかし給へ、とふのすがこもなたまひそ、といへるもとふなるは佳品なれば、その心づかひしたるなり其を敷設てその七編には夫を安く令レ寢て餘る三編に女の吾寢むといへるなり、なべては七編の薦に夫婦二人寢るだに安きを、今陸奥の十編の菅薦を敷てその七編に夫を安く寢せて己は云々といへるに、女の深き情をこめたるいひ玄らずいとあはれに聞ゆ、これらおもひあはせて七相菅といへる趣を知るべく、はた因にとふの菅ごもなどよめる意詞をも知るべき也和歌童蒙抄(範兼作)に、「みちのくのとふのすがごもなゝふにはきみをみなして(袖中抄の寫本には、やどしとあり、又同印本には、しなしとあり)みふにわれねん、古今廿にあり(今本になし)かの國にとふの郡といふ所のあれば、それにつきてとふのすがごもとよみて、やがてふのとをあるにとりなせるとぞきこえたる、たゞとふあるこもといはゞ、みちの國にかぎらずあるべし、八雲御抄に、とふのすがごも、是は薦の事なり、十ふあみたる也、されど疊によむもくるしからず、金葉集冬部に、經信、「水とりのつらゝの枕ひまもなしうべさへけらしとふのすがごも」、新古今集羇旅部に、橘爲仲、「見し人もとふの浦風おとせぬにつれなくすめる秋の夜の月」、七つふのさいみかたびら冬もきて、袖中抄に、□□綺語抄には、とふとはとふあみたるを云ふといへり、又みちのくにてもつくろは、此ひろきこもの□□にあるなめり□□童蒙抄綺語抄などに、みちのくにゝとふの郡よりとふあみたるものいでくるよしいへる心えられず□□の郡の中にまたくとふの郡なし□俊頼、山家嵐歌、「あらしのみたえぬ深山にすむたみはいくへかしけるとふのつかなみ」つかなみとてわらをあみてしく也、わらくみあらしきれこかきともいふ、田舎にてれこかきといふむしろはわらもてくみたり

○あしつ、

後撰集戀二に、おのれをおもひへたてたる心ありといふ女の此詞書慶長本に、われを思ひへだつる心ありとかたりけるひとのもとへ、とあり(後撰集古寫片假字本にワレチ(オ脱)モヒヘタテタルコ、ロナドイヒワタリケル人ノモトヘツカハシケル兼□□ナニハカタカリツムアシノアシツ、モヒトヘモキミニワレヤヘタツル返りごとにつかはしける、兼輔朝臣、「なにはかたかりつむ異本につむをたるとありあしのあしつゝのひとへも君

ニモテフサムソナヘニスベシ」とよむべし、この一章はもはら古語のまゝときこゆ

○於與豆禮言考 文政五年年十二月、答于大平翁之問

於與豆禮言といふ言、萬葉集に七首ばかりあるみなオヨヅレ 十七卷に、於餘豆禮、その外は逆言とかけり とタハコト 十七卷に、多婆許登とかけり、その外は枉言とあり、枉は狂の語なりと鈴屋翁いはれたり とつらねて云ひ、又光仁紀宣命なるも同じ、天智紀なるも禁ニ斷誣妄妖僞一とありていづこも〳〵タハコトとつらね云へり、これらの歌また文の意をつら〳〵考るに不祥（サガナキ）あとなし言を誰云ふとなく連々に云ひあへるを云へる詞ときこゆ、言の意は及連言にてその本誰云出せるともなくこゝよりかしこへ及び連れて虚言をあまねく云ひあへる由なるべし、萬葉集に逆言とかける逆は迕違などの意をとれるなり しひて字義になづむべからず さて及といふ言の本はオヨにてオヨビ、オヨブなど活く言なり、天智紀に大野、及椽ニ城とある及椽の古訓にヲヨキ引合とあるヲはオの誤寫にて二字を引合てオヨキと訓むべき趣なり、これオヨに及字を塡たる例なり、また水上を浮び行をオヨグといふも水をしのぎて彼方へ及ばむとするより云へる詞なるべし、遍照僧正家集に馬にのりて物にまかりし道に、女郎花の見えしを及ひて折しほどに馬より落て云々とあるごとくこなたよりかなたへいたるを及ぶと云へり 今俚言に及びごしなどいへり 又今川貞世の作る鹿苑院殿嚴島詣記に、備前國よもき島といふ處になりぬ、いく藥とらましものをよもき島およぶばかりに漕わたるかな、しかるに天武紀に、有人登宮東岳妖言而自刎死之、とある妖言を、オヨツレコトシテと訓るは誤にて、こは物狂はしく妖しき言を云て、みづから刎て死たる趣なるべし、又按ふにこゝの文の下に、脱字ありとおもはるゝに合せておもへば、この文にも誤寫か脫字のあるにてもあるべし〔オヨツレ言は老痴言（オイドレ）言なるべし〕

○七相菅

萬葉集三卷の長歌に、木綿手次可比奈爾懸而、在天佐佐羅能小野之、七相菅（ナヽフスゲ）手取持而、久堅乃天川原爾、出立而潔身而麻之乎云々、按に七相はアフの訓を借たるにて、さてはナ、アフなるを其ナアのナと約まる方の言にとりてナ、フとよむべく書たるなり、さてナ、フスゲとは七編菅なり、フとは疊薦莚などの類を編たる緒をいふ、萬葉集十一卷に、たゝみごもへだてあむ數云々とよめるその編たる緒の數をもて幾千（イク）フと云ふ、フとは萬葉集十四卷に、まこもをの、ふのみ近くて云々とよめるフにて 十一卷に、ひとりぬとこも朽めやも綾むしし

まほし、又同書に奥城奥槨とも書るはいづれにもよまるべきなり但し和名抄に、棺を比止岐と訓るは、死者を藏むるものゝかぎりをヒトキと云るなり、又累れ〳〵し棺槨をミキといふは、御キなり、孝德紀には棺槨、また棺をたゞにキと訓り、同卷に轜車をキクルマと訓て、ヒトキといはでたゞにキとのみもいふは、其事のうへにてはぶきていへるなり、萬葉集に奥槨とかけるも、槨をキにあてたり神樂歌に「おきつきにすめ神たちをいはひこし心はいまぞ樂しかりける、とあるオキツキは神を祭れる社をいへるにて、あなかしこさすところはことなれど、しかいへる言の義はもはら同じ今の人情には、神をいはひ祭れる所をば、オキツキと申さん事、死者の墓所にもいふとの差別なくて、いとあるまじきことゝ思はるれど、其は墓所をつれ云ならへる上の心ならひなればなり、神のます山をも、たゞの山をも山といひ、神のます森をも田居中なる森をも共に森といひて、差別なきたぐひなり　さて冢とオクツキの別は、萬葉集九卷過二葦屋處女墓一時作る長歌に磐構作冢矣、天雲のそきへのきはみ、此道を行人ごとに、ゆきよりていたち歎かひ、惑人者ねにも泣つゝ、語つぎしぬひつきこし、處女らが奥津城所、吾さへに見れば悲しもいにしへおもへば、この冢は奥津城所といへるにて辨ふべし

棄戸、訓注に此云二須多杯一、字の如く棄戸の意にてこの戸を一本、また類聚國史の一本、舊事紀、元々集などに尸とあるは誤なり、訓注の杯は、此戸にあたる訓なればなり、さて棄戸の字は、漢語のあつべき字なきによりて、例の訓義に借字をものせられたるなり　尸を棄る戸の由なり、さて戸はもと竈をいふ稱ながら人家には必竈のあるものなるゆゑやがて人家をもいふ民戸幾烟といふもその意なり　伊閇の閇もそれなるべしたゞし伊義は考へず　さて戸字をかくは漢國にて民家を戸といふが故に此方にてもはら民家を閇といふに此字を用ておのづから家の意にも用ふるなり、古事記傳卅九卷に波夫流といふ言を解て波夫流は放棄遣る意の言なり、死人を葬ると云も家より出しやりて野山に放らかす意にて言の本は同じと云れたる葬るの意にて家より出して放棄る家の由なり、さるは人家にはあらざれど死者を置處なるをもて家に比へて然いふべきなり、今語にていはゞ棄家と云べきをスタベと云るは通音の轉語なるべし棄松、棄子などいふは、松を棄子を棄るなり、こゝは棄るものを置家にてうらうへなり、棄處といはんが如しオキツスタベと連語して遠き棄家と云義なり萬葉集八卷に、之多敝乃使とよめるも、スタベノ使ならんか、若狹にて兒童、また里人など、棄ることをステルとも、シテルともいひ、又ステンと云を、スチヨともシチヨともいへり、スタベをシタベともいふべきなり、さらばシタへの使は、スタベより泉路を往來する使のあるよしにて、さはいへるなり　將臥之具は、永和本に毛豆布沙无會奈倍と訓を書そへたり、古の一私記の訓ざまなるべし、從ふべし、「マキハウツシキアヲヒトグサノオキツスタへ

〔以下朱書〕
〇萬九葦屋處女云々、うなひをとめの奥城を云々、（ミサヽキノキモ必コノ城也土上ヘ云々シテツカチカマヘタル也イハカマヘツクレルツカチ）道邊近　磐搆作冢衮云々、奥城所われさへに見れば悲しも古へおもへば　サヽキハサヽヘ城カ御ハカニフル、フヲサヽヘ禁ムル義ナルベシ、童蒙頌韻ニ支ツレ／＼（冊七段）身の後に金をして北斗をさゝふト云ヘルハ白文ニ身後堆レ金柱ニ北斗一ト云ヘル句ニテ柱ヲサヽフトヨメル也、字書ニ支ハ持也マタ柱ハ持也トアリ通用〇萬十六竹取翁いにしへの狭狭寸爲我哉、鈴屋云、さゝきしは壯年ノトキサカリニソヽメキサワギシフトキコユト云フ
〔以下墨書〕
今昔物語卅一巻に、今昔元明天皇ノ失給ヘリケル時。陵取ラムガ爲ニ大織冠ノ御一男定惠和尚ト申ケル人ヲ差シテ大和國ヘ遣シケリ、然レバ吉野ノ郡藏橋山ノ峯多武峯ノ岸重レルガ後ニ峯有リ、前ニ七ノ谷向テ有リ、定惠和尚此ヲ見給ヒテ哀レ微妙カルベキ止事无キ地カナ、但シ天皇ノ御墓所ニテハ左右ハ下レリ［　］ノ人不有シ前々モ狭キニ依テ不取サリケル也ケリトテ不取ナリヌ、然テ其麓ニ戌亥ノ方ニ廣キ所有リ其ヲ取ツ、輕寺ノ南也、此レ元明天皇ノ檜前ノ陵地也、石ノ鬼形共ヲ廻ノ池邊陵ノ墓樣ニ立テ微妙ク造レル石ナド外ニハ勝レタリ」トアリ
但此事實ハ誤アリ、陵ト墓トノ言ヅカヒヲトルベキナリ
（清臣按、此押紙ノ朱書ハ信友翁ノ事ナルベク、墨書ハ信近ノ書入ナラン）

〇奥津棄戸

奥津の奥はオクとも通はしいひてもと此處より放たる處をいふ言なり、古事記、萬葉集そのなかにも奥字をオクともオキとも訓べく通はして用たり（室内にても路程にても同じ、さてなべて野山にはオクといひ、海川にはオキといへど、信濃の山里人は山にもオキといふとぞ）津は例の辭なり、かくてオクツキは奥ツ城なり、こゝにいふは墓所を標たる搆をいへり（孝徳紀に、皇國の墓の大なるな、西土の墓にならひて移し玉へる詔にすら、王以上之墓者云々）但し奥津某と津といふ辭を加たるは奥津島などいふ如くオキツ某といひてオクツ某と云る例はをさ／＼きこえぬをおもへばオキツキと云ぞ正しかるべきを、萬葉集十八巻には於久都奇と書り、然も云なれたるなるべし（天智紀に、丘墓をオクツキと訓り、なほあり）同書に奥津城と書るは奥津島などの例にオキツキと訓

又童蒙抄にうぐひすを百舌といはんからにも、ちどりといふべきにあらず（これまで袖中抄）といへり、これはやくより百舌鳥をうぐひすともよめることのありし證なり、少納言がころはやく百舌鳥をしかよみたる說のありけるによりて、陵地の事はよくも考ずしてたゞかたへのよしにすがりて、陵の地名をもうぐひすとよみたるものゝありけるによりたるものなること決し、さて其陵は仁德天皇の陵地を書紀及諸陵式に百舌鳥耳原、反正天皇のを諸陵式に百舌鳥耳原とありて和泉國大鳥郡の地名なり、その百舌鳥を古事記に毛受と記されたるにて其唱さだかなり○柏原陵、桓武天皇の御なりまぎれなし○あめのみさゝぎは聖武天皇の御なるべし、其は東大寺要錄（嘉承元年に其寺の舊記を書集たるものなり）本願章第一に、天璽國押開豐櫻彥天皇者、當伽藍之本願、勝寶感神聖武皇帝、俗號天帝是也と記せり（御名の唱はアマツシルシクニオシハルキトヨサクラなるべし天帝はアメノミカド）俗號とはことさらに當時然稱なれたりしなるべし、古今集戀四に、梓弓ひき野のつゝら末つひに歌の古注に、或人のいはく天のみかどのあふみの釆女に給ひけるとなんといへるも聖武天皇の御事なるべし（但し件の歌は、聖武天皇の御にはあるべからず、其考はこゝに盡すべくもあらず、今こゝに引けるは、古人の一說によりて、かの稱號の證にひけるなり）その稱號によりて聖武天皇の御をあめの陵と申たりしなるべし、さて此天皇の陵は續日本紀に佐保山、諸陵式に佐保山南とあり

○蜻蛉日記康保四年五月廿四日村上天皇崩給へる御事をいひて其頃の事を云る文に、みさゝぎやなにやときくにときめき給へる人々いかにとおもひやりきこゆるにあはれなり、やう／＼日ころになりて（御葬の事おはりてなり）貞觀殿の御方（登子）、いかになどきこえけるついでに、「世中をはかなきものとみさゝぎのうもるゝ山になげくらんやぞ、此歌はかなきは墓なきに兼たる詞にて葬奉れる御墓を無きものゝ如くうづみて御丘（ツカ）山の如くものしてみさゝぎの域內に置奉れるをいかになげき給ふらむぞと云るなり、かくて件の歌のさし次に御返事いと悲しげにて、「おくれじとうきみさゝぎに思ひいる心はしでの山にや有らむ、とよませ給へるは夫君におくれまゐらせじとみさゝぎの域內に思ひ入給ふよしなり、かくて御丘を山といふによせて、死での山とのたまへるにて、其山よりみさゝきの內に入給はんとおもほせるよしなり

古事記傳十七卷八（十四丁）に御陵は美波加と訓べし云々（此下文に、なほ美佐々記の事は、下卷なる佐々紀山君の注に云べしと注されたれど、其考は後におもひ直してすてられたるよし、他處に注されたり）と注されたり、まことにさる事なり、なほおもふにまづ波加といふは萬葉集玉小琴に（萬葉集四十七丁）秋の田の穗田の刈婆加とよめるは田中道麻呂が說を擧て美濃尾張にて田を植るにも刈るにも其外にも一はか二はかなどいふ事ありそれなりと委しく注されたるさる事なり（谷川が栞に、東國にて稻を苅に一はか二はかと云ことありといへり、俗にはかのゆくゆかぬといふも、これより出たる詞なるべし）また稻にまれ草にまれ同集に又秋の田の吾苅婆可、草苅婆可になどよめるも同じ、もと土地を涯りてものするうへに稱ふ詞ときこえたり、かくて加は在（アリ）處（カ）、住處（スミカ）などの處なるべし（但し波の義はいまだ考ず）伊勢物語にいづくをはかともおぼえざりければなどいへるごときはかも行止るべき所をいへるにてもとは同言なるべく、はか無しといへるはかも其義よりいでて轉れる詞なるべし（和名抄に、唐韻云鑷所以黏鳥也（和名毛知）𢹂所以捕鳥也、漢語抄云波加、とみえたる波加も、鳥の集止るべく構へたるものなれば、これも同意におつめり）かくて葬處を波加といふもその葬藏めたる所をいへるなり（某の葬所といふ意なり）菅家萬葉集下卷に、五十人童葬處（ハカト）砥人將來と書給へる葬處の字の意おのづから此證とすべし（天皇の御をみはかと申せる例は、源氏物語須磨卷に、院御は

かとあり、（そのかみの稱呼證とすべし、古よりの唱なるべし）さてみさゝぎは、谷川士清が和訓栞に御狹々城なるべしといへり、狹々はいかがあらむ、城の義はさる事にて御葬所めぐりの外兆域をいふ稱なるべし、諸國の中に古さまの墓のあるをみさゝきと稱ひ來れるにきはめて天皇の御にはあるべからぬがきこゆるはみだりに稱へるにはあらで古は天皇のならでも良人の墓の外、兆域あるをみさゝきと稱きたれるなるべし、墓は天皇にも凡人にも通はしいへるも思ひ合すべし

○枕草子にみさゝぎは鶯のみさゝぎ、柏原の陵、あめのみさゝぎ、この鶯のみさゝぎは百舌鳥野陵をさかしらにうぐひすのみさゝぎとよめるものによりて其名をかしくおぼえて書のせたるものなるべし、其さかしらよみせる事は後の物ながら顯昭の袖中抄も、ち鳥の論の下に、月令五月中第六日鵙始鳴、第十二日反舌無レ聲云々、此反舌は鶯也、而るを反舌はもずとまうす人あり、しかれば鵙はじめて鳴くといひてほどなくこゑなしといふべからず、而を易通卦驗曰、反舌者百舌鳥也、能反二覆其舌一隨二百鳥之音一云々、反舌をば月令にうぐひすとよめり云々、

は大祓詞に荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會とあるこれなり、つは海路を海つ路なども云へる如く例多き辭なり、神代紀に彦火火出見尊、憂苦甚深行吟ニ海畔ニ時逢ニ鹽土老翁ニ老翁問曰云々、同一書に彦火火出見尊云々、行至ニ海邊ニ彷徨嗟嘆、時有ニ一長老ニ忽然而至、自稱ニ鹽土老翁ニ乃問之曰云云、また一書に弟往ニ海邊ニ低徊愁吟時云々、有ニ鹽土老翁ニ來云々、また一書に弟愁吟在ニ海邊ニ時遇ニ鹽筒老翁ニ老翁問曰云々、對曰云々、老翁曰勿ニ復憂ニ吾將計レ之、計曰海神所レ乘駿馬者八尋鰐也、是竪ニ其鰭背ニ而在ニ橘之小戸ニ吾當與ニ彼者ニ共策、乃將ニ火折尊ニ共往而見之、是時鰐魚策之曰云々と記されたり、こは往昔鹽路の事を云々と老人の貌にて命に敎まつりしから鹽津路の老翁といへるを紀には其方の稱のみをとりて記されたるものなるべし、さて神武紀に天皇の御言に、抑又聞ニ於鹽土老翁ニ曰、東有ニ美國ニ云々、其中亦有下乘ニ天磐船ニ飛降者上とある鹽土老翁も決く同神なるべし、こは天皇いまだ高千穗宮に坐し、時の事なり、この宮地は今の大隅國なるべしと古事記傳十八卷にいはれたり、さても此神の主はき給へりし笠沙國に遠からぬ地なれば彼此の事情殊に由緣ありてきこゆ（邇々藝命の御天降の時より、神武天皇の御世の當時までいたく邈遠なる年經たるをもて、同神にはあらじかとおもはんは、後世の意なり、此ころはいまだ神代にわたれる時なれば疑ひなし）

○秋しべ

しべは和名抄に蘂をよみて中心をいへれど、こまかにいへば花心の梅櫻などのごとくほそく立たるをいへる名にて、なべて花心をいへる名にはあらず、すべて艸などの蘂のすぢ立たるもの、又稻藁のほそき處、又は草の蘭などのごときほそやかに立のぼるものをもいへり、菊には花瓣の細く管のごときを今もしべともいへり、菊はなべての花とは異にて花瓣ほそく重なりたるものにて中心もあざやかならずたま〳〵（あるもしべたちてあらず）かれ花びらをしべといへるにて其しべの重なり咲て愛たきをもて秋しべと云へるなるべし、秋とは其時をいへるなり、さて此詞は東福寺の聖一國師の陶元亮が詩を（本ノマヽ）採菊東籬下とよめる由見えたり（此事何にあるか）聖一の私訓か、それよりさきにありしことか知るべからず、いづれも名義は右のごとくなるべし

○陵

玉篇に弓無レ緣也、又字彙に弓末象骨爲レ之、又爾雅、弓有レ緣者、謂二之弓一、無レ緣者、謂二之弭一、孫炎曰、緣謂二繳束而漆一レ之、これよりうつりてはじきやる事をもいへるなり、此詞の本末をよくしるべきなり、さて右の歌の都良波可馬は弦はげめなり、はなづらはけて野はなしにせよなどあり、ハグルとは懸る事なり

○鹽椎神

古事記に、於是其弟（日子穗穗手見命なり）泣患居海邊之時鹽椎神來問曰云々見相議者也、火遠理命の御父邇邇藝命吾田の長屋の笠沙御碕に大宮敷坐せり、こは今の薩摩國吾田郡の邊なるべし（以上古事記傳の説）されば此海邊とあるも今の薩摩もしくは日向あたりなるべし○神代紀皇孫天降の下に、到二於吾田長屋笠狹之碕一矣、其地有二一人一自號二事勝國勝長狹一、皇孫問曰國在耶以不、對曰此焉有レ國請任レ意遊之、故皇孫就而留住時彼國有二美人一名曰二鹿葦津姬一（亦名神吾田津姬、亦名木花之開耶姬）云々、同一書に此時の事を乃召二國主事勝國勝長狹一而訪之、對曰是有レ國也取捨隨勅、時皇孫因立二宮殿一是焉遊息後遊二幸海濱一見二一美人一、皇孫問曰汝是誰之子耶、對曰妾是大山祇神之子、名神吾田鹿葦津姬、亦名木花開耶姬云々、また一云に到二于吾田笠狹之御碕一、遂登二長屋之竹島一、乃巡二覽其地一者、彼有レ人焉名曰二事勝國勝長狹一、天孫因問之曰此誰國歟、對曰是長狹所住之國也、然今乃奉二上天孫一矣、天孫又問曰其於秀起浪穗之上、起二八尋殿一而手玉玲瓏織紝之少女者是誰之女子耶、答曰大山祇神之女等、大號二磐長姬一、少號二木花開耶姬一云々、また一書に到二於吾田長屋笠狹之御碕一時、彼處有二一神一名曰二事勝國勝長狹一、故天孫問二其神一曰國在耶、對曰在也因曰隨レ勅奉矣、故天孫留二住彼處一、其事勝國勝神者是伊弉諾尊之子也、亦名鹽土老翁とあり、此一書に亦名鹽土老翁とあるに據て考るに事勝國勝神、鹽土老翁同神なれば海神の段に鹽椎神とあるは決く此事勝國勝長狹神の事にて則邇々藝命天降の時己が主はき住たりし笠沙國を奉れりし神なり、なほ忠心もて御子の火遠理命の海邊に出て患給へるを傷み奉りて綿津見神之宮に到りまして云々と申て其海の御路をも敎へ奉り御船作りて幸まさせ奉れるから（此神、伊弉冉尊の御子なれば、ことに皇孫の御子に忠なりしもことわりなり）此功を稱へて潮つ路神とも申せしなるべし、潮つ路

のなり鑓字太平記に始て見ゆ、下學集その他中世の書どもに、次々多く用ひたり、尺素往來には遣刀と書り此器の古く聞えたるは建武二年三井寺合戰の時、寺方の城の三方の出矢間(ダシヤマ)より鑓長刀をさし出して突たる事きこえ、又貞和四年住吉の合戰に阿間了願と云へる法師武者、柄の長さ一丈ばかりなる鑓を馬上に執たる事など聞えたり太平記○南都興福寺なる寶藏院に傳ふる鎌鑓の術は、此了願の傳へたるを、天正の頃寶藏院の住持、覺禪房法印胤榮といへるが受傳へて、代々此術を相續りと、享保の頃神田白龍子といふ人の著せる、雜話筆記に見えたり雜々拾遺藤原行定著、天正慶長の頃の人なるべしといへり敏達天皇の本ノマヽ―其後のものどもには手鑓奇異雜談長鑓應仁別記鈎鑓北條三代記鎌鑓北條五代記光源院殿記十文字鑓室町殿日記、江陽屋形年譜など見えたるを始め、又其後々の近き世々次々に其利用ある手術を考て種々の製樣も出來たり、そもそも此鑓の利用は原矛(モト)より始りて武士の家に世々其業を習ひ戰の場には最便利よき專(ムネ)とある兵器として用ふ例となり來しままに武士の軍に戰するを何の兵器にまれなべて鑓と稱ひ鑓を合す、鑓を始むなど云ひ、或は軍場の働きざまに先がけするを一番鑓、それに次ぐを二番鑓など稱ひ、或は横鑓、鑓衾などいひ、又近年の軍には長柄の鑓を數多列ね隊伍軍卒に執せ、徒に長柄と呼て弓鐵炮と同じさまに配り設て要とある物とする例にさへなりて意ばえに同じいやますます兵器の寶となれり武士の家にて時の狀によりては、鑓の事を道具ともいへるは、古弓矢を調度といへる

○はじく　はぐ

萬葉集十四卷の陸奥歌に、みちのくのあたゝらま弓波自伎於伎氐(ハジキオキテ)、西良思馬伎那波都良波可馬可毛(セラシメキナバツラハカメカモ)、畧解に弦をはづし置てそらしめおきなば弦はげ難かるべしと云ふを、かく東言にいへるなり、きなばはおきなばを畧けり、譬る心は夫をゆるべおかば末遂にかなはじとおもふなりといへり、字鏡に弨、弓波自久、此弨字玉篇に弓弛貌とあり、色葉字類抄、又詩經には弨をハヅとよめり、又色葉字類抄に弛ハヅス、離ハッスなどもあり枕册子に、もとすけが後といはるゝ君しもやこよひの歌にはづれてはをる和名抄に旝以之波之岐建二大木一置二石其上一發レ機以投レ敵也、こは機をはづして石をなぐるなり、又彈レ冠も冠をはづすなり、彈指をツマハジキといふも爪と爪とをかけてはづすより云ふ、字書に鼓レ琴曰レ彈、又鼓レ爪曰レ彈、琴とあるも引かけてはづすかたよりいへり、さてハジクは古言にて、ハヅスは後なり、古事記訶志比宮の卷なる弭レ弓を其記の傳に弓をハヅシとよまれたれど弓をハジキテとよむべきなり、弭は

にて、矛ともすべきものなるべくきこえ、又巴戟天といふ字をおもへば、戟材に由ありてきこゆ、本草學せる人の說に、今俗に比比頁木といふは、漢名枸骨といふに當れり、その一名を剛毅といふといへり、しかれば杠谷の通音なるべきかともおもはるれど、物實に合はざれば、其はおのづから相似たるなるべし、今しひて按ふに、なべて木矛の料にするものに、樫木の類なるものありて、そを比々頁岐とも云へるは、矛に作りて他の身を疼かすものなるによりて、木矛をヒヽラ木の矛ともいひ、打まかせては其矛に用る木なるによりて、其木を比々頁岐といへるならむか、漢名の字は合がたきが多き例なればなづむべからず、今の比々頁木は葉に刺ありて、人の身に觸るれば疼らぐものなるによりて然いへるにて、別物なるべし、此木字に柊字を書くは疼に从へて皇國にて製れるにもやあらむ、漢字にも見えたれど、椎の一種をいひ、またたゞに木名と注して、その物實詳ならず、然るに壒嚢抄武具字の中に、サイボウといふに柊棒と書るは、比々頁岐といふ名によりて書ならひたるにて、古實に由ありてきこゆ、さてさい棒といへるは、ふるくは義經記にみえ、太平記に八尺餘のかなさい棒といふもみえたり、さい棒とは先棒にて、棒の先を尖に造りたる由なるべし（さい椎は頭を大にものしたる由ときこゆ）さて又木名に負せたる比々頁木は、今の俗追儺の夜門にさすものにて、土左日記に九重の門のしりくへなはのなよしのかしら、ひゝら木（通本ひらゝ木）とあるものなり、されど此木は、矛竿などになるべきものにあらず、まして長八尋などいふがあるべくもあらず

既く神武天皇の御世種々の神寶を作らしめ給へる時に手置帆負、彦狹知二神の孫に負せて矛又其竿を造らしめたまふ、其子孫分れて讃岐に在て毎年の調庸の外に矛八百竿を奉り（古語拾遺）又同國より桙木千二百四十竿、毎年十一月以前進納（延喜式臨時祭の條）と云ふ事も見え、又紀伊國に分れたる忌部も大嘗祭の時一丈八尺の戟八竿奉れる例ときこえたり（儀式大嘗祭儀）さて竿とはいはゆる矛の柄にて（古は矛若干竿といへり、上に引たる崇神紀、又下に延喜式の文を引くがごとし、儀式大嘗祭儀にも戟八竿とあり、此後の書にも見えたり）木矛の料をもかねたるものにしていにしへ桙削といへる伎の聞えたるも（續日本紀）木矛を作りまた矛の柄をも作れるなるべし、さて其木矛には、竿の本末ともに鋭く削りたるもありしときこゆ（軍防令に、弄槍云々義解に、槍者木兩頭鋭者也）延喜兵部式に木槍一百八十竿、長一丈一尺とあり、又同大神宮式に神寶桙二十四竿、長各一丈二寸、鋒金八寸五分、廣一寸五分、徑一寸四分、本金長二寸八分、徑一寸四分、本末塗ニ金漆ー（さて四時祭式祈年祭の奠物に、案上官幣の神に、槍鋒一竿、案下官幣の神には、槍鋒一口と載せたる一竿は、柄を備へたるを云ひ、一口は、鋒のみなるを云へり、三善清行朝臣の異見十二條の中、神祇官にて祈年月次の祭物を、諸社の祝部に頒奉進る、に、祝部が怠りある狀を論へる中に、拔棄鉾柄唯取鋒といへるは、かの一竿といへるかたのなり、さて式中此外にも槍鋒に一竿一口と差別して載られたり、この槍鋒は二字にて保古とよむべし、槍の鋒刃のみにはあらず、儀仗には鋒刃の形をも木にて製れるがあり、それに對へて鋒刃を薄金をもて造れるを、金矛といへる事もきこゆ、年中行事秘抄等に見えたり、又管見記に、天仁元年の江記御禊の式を載て、節旗云々件旗上三股鉾如山字とあるものは威儀の製にて眞の武器にはあらず）さて鑓といふものは、中世の世々に戰の庭にて便利善き事を考へて古より在來し手鉾の柄を細く長くし、鋒刃をも小さくしたるものなり、也利と云ふ由は手鉾よりも遠く突遣る義にて字をも更に鑓と製りたるも

但日本紀には文飾りて記されたり、さて此八尋矛、伊勢神宮に納るか、倭姫命世記に見ゆ　又神功皇后新羅國を征給へるとき御みづから杖給へる御矛を執て御軍を勵まし給ひ彼國歸順ければその御矛を新羅王の門に樹置て後葉(ノチノヨ)の印とし給へり日本紀　これ神代の古實にて平國の將軍としては必矛を杖たまひしなりけり軍防令に、大將出征、皆授節刀とあり、こは唐國の制を擬び給へるにて、古實にあらず　かくのごとく軍將の稜威を示すべき兵器なれば嚴矛とも稱ふなるべし舒明紀、又大中臣本系帳、大職冠公傳　故軍士も矛を執て戰ふ事古の例にて古書どもにあまた見ゆ　其制造は種々聞えたり、或は三叉矛武烈紀　長槍皇極紀、長矛、天武紀には東鑑に長槍刀　手鉾和名抄等　或は鎌鎗、鯰尾槍共に三代實錄　など云へる製も聞えたり古事記崇神段に、宇陀墨坂神に赤色楯矛、大坂神に黑色楯矛を奉りて祭り給ふ事みゆ、此事を日本紀には神の御誨にて、赤盾八枚赤矛八竿黑盾八枚黑矛八竿とあり、又神功紀に、立大三輪社以奉刀矛、裏祭令の集解の古記に、□□頁刀持戈云々、入內供奉、延喜式に、花槍、百練抄に、金銅鉾など修飾をもて稱へるもあり、古語拾遺に、著鐸之矛とあるを、神代紀には茅纏矛と記されて、こは神樂乃採物に用ひたるなり、神代卷に、大御國の別號に千足國と稱ふに冠て、細矛といへるは、美好き戈を稱へたる言なりとぞ、枕詞に玉梓といふ多萬は、もと物を愛で稱ふる言なり、古事記にみえたる天日矛が玉津寶の例いと多し、珠玉にかぎりたる名とのみおもふべからず　今つらく古實を稽るに上古の矛の中には鋒刃無くて竿古は柄を竿といへり、下にいふべしの先を尖に造りたる木矛にて、所謂比々羅木之八尋矛も長き木矛と聞えたり、出雲風土記島根郡生馬郷の下に八尋鉾長依日子命とある八尋鉾は長と云ふにかけたる枕詞なり上に論へる廣矛におもひ合すべし、古は長きを事としたるなるべし、さて大寶二年正月、造宮職獻杠谷樹長八尋(杠谷樹俗曰比々良木)同年四月、秦忌寸廣庭、獻杠谷樹八尋桙根、遣使者奉伊勢大神宮、といへる事續日本紀に見えたり　又同書秋鹿郡多太郷の條に、衝桙等乎而留比古命、國巡行坐時云々とみえたる御名も桙を杖けば等乎(トヲ)々々と撓む由にて桙を杖て國巡行し給へる御功業を稱へたる御名なるべし等乎といへるにて、桙の長きさまおのづからきこえたり　後の和泉國風土記大鳥郡の條に、古老傳言、昔素佐烏尊御子、衝桙等乎而留比古命、巡二行此國一詔云々ともみえたり、又播磨風土記に、爾保都比賣命の新羅の國の事を敎し給へる御言に、比々良木八尋桙根、底不附國とヿたまへるは桙杖を國の底幸行して治め給ふまでもあらぬ弱國ぞとなり本草和名草部に、黃芩一名云々、一名虹勝云々、和名比々良岐、一名波比之波、字鏡に、巴戟天比々良木、杠谷樹上同とみえ、和名抄木類に、本草云黃芩、和名比々良木、楊氏漢語抄云、杠谷樹(杠音江、和名上同)一云巴戟天とみえ、本草和名草部に、巴戟天云々、和名也末比々良岐、和名抄にも草類に、本草云巴戟天、和名夜末比々良木、本草和名傳抄草部にも、巴戟天味辛甘微溫无毒、和名也末比比良支、二八月採根陰干、また黃芩云々、和名比々良支云々、後附の和名に、波比之波とあり、などあるは比比良岐と云ふもの、草にも木にもあるにより、かく混らはしきなり、されど續日本紀に杠谷樹を當たまへるは、實にあたれりや否はしられど、古き事なり、さて杠谷樹の事を本草學せる人に問あはするに、漢籍に見あたらずといへり、なほたづぬべし、楊氏方言に杠を旌旗竿と注へるをおもへば、杠谷樹もこのもの

雜五に、六條左大臣身まかりてのち播磨國にくだり侍りけるにたかさごのほとにて、こゝは高砂となんいふとある人いひ侍りければ、むかしを思ひいづる事やありけむよみ侍りける、源相方朝臣「高砂とたかくないひそむかしき、しをのへのしらへまつそ戀しき、古今集の序に高さご住吉の松もあひおいのやうにおぼえこは上にあげたる自らの、いたづらによにふるものとたかさこの松もわれをやともとみろらん、の詞をとれるか

山は彌圓なり、彌々に圓なる象によりて云ふ名なるべしマはマル、マトカなどのマなり

乎はもの、あるが中に細きやうなるを云ふ詞にて山丘などの横はりほそく見ゆる上より云ふなるべし、絲に乎といひ鳥獸の尾のさまなどをおもふべし

禰は高くめにたつばかりの處を云ふ詞ときこゆ、屋上を也禰といふ禰も同じかるべし、これらを根とかくはわろし根本の根とはかへさまなるがごとくなれども、理をはなれて見たる上より云ふときは、山上、山の根ともいふべきこゝろばへあり

多計は長なり、木草の中にてすく〳〵と高く目立たるを竹といふと同意にて山の中にての多計なる由なるべし

○矛鐽根原

矛の始は神代に伊弉諾、伊弉冉二柱大神、天神等の命を受け天瓊矛を賜はりて大御國を造固給へる事神典古事記、日本紀等に記されたり、されど此は幽玄（フカ）き由緒ある事にてたやすければ姑おきぬ、天にして天照大神の石屋隱の時讃岐國の忌部の祖、手置帆負命、紀伊國の忌部の祖、彦狹知命二神矛盾を作りたる事見え古語拾遺　其後大己貴神みづから廣矛を杖き廣矛は、尋矛にて長き由なるべし、下にいふ比々羅木八尋矛、おもひ合すべし暴神を治め國中を平け給ひけるが皇孫瓊々杵尊天下領しめすとして天降坐す時、大御國を避まつるとき、彼國平の矛を用て國を治め給はゞ天下必平安からむと奏して授奉たまへり日本紀さて此神の別名を八千矛神と申も古事記、日本紀、萬葉集　廣矛もて國平ませし武威の八千々に坐し由なるべし、天慶六年日本紀竟宴に、得二大己貴命一（ミタマノフユ）矢田部宿禰公望、國平し鉾の鋒より傳へくる恩賴は今日ぞ喜しき、又常陸風土記に經津主大神の事を葦原中津國を巡行し給ひける時、嚴杖甲戈楯劒をもち給へる事あり、景行天皇の御世皇太子日本武尊を東國征伐の大將軍として下し給ふ時比々羅木八尋矛を賜ひ古事記、日本紀に見えたり、

又山ならねど打はへて陵き處をも所のさまによりては岡と云へりと聞ゆ、神代紀の舊訓に丘陵をヲとよめり、播磨なる高砂も海邊に近き砂ある丘陵なりとぞ（山足の引はへたる處を、乎と云ふと思はむは疎なり）新撰六帖に光俊朝臣の歌に、「須磨明石浦の見わたしちかけれとあゆみくるしきたかいさこかな、とよみ給へるがみえたるを證とすべし（此歌の結句、印本たかすなごかなとあり、今一寫本によれり、按ふに高砂と書るを、なべてよみなれたるごとく、たかさごとはよみがたきしらべなるによりて、おしあてにたかすなごとよみて、かなに書たる本もありしなるべし、夫木抄に載たるも、たかすなことあるは、くだりの本のまゝにより載たるものなるべし）但し和名抄に、砂聲類云、砂水中細礫也、和名以左古、又須奈古とみえたるごとく、以左古、須奈古ともに同物なれば（水中細礫と擧られたるは漢字の本文にて、訓のうへには水中の字に泥むべきにあらず）いづれにても同意ながら此歌は高砂といふ地名を陰におもひてよまれたりときこゆれば、或一本にたかいさごとある方をとりて證せるなり、さて乎加といふも加は例の處の義にて同言なり、しかるを萬葉集に、峯、嶺寺の字を乎とよむべく書たるが有によりて紛らはしきを因に辨ふべし、まづ山に彌といふは（美彌と云ふは、彌に美の稱言を添たるなり、信濃にては乎彌ともいへりとぞ）いはゆる平の中にて高き處をいふ名なり（その平の中にて低くたわみたる處多和なり）多計嶽とは山々の在が中に殊に勝れて尖く高き處をいへり、故所によりて多計をば彌とも云べければ彌に峯、嶺などの字を用ひたるなり、然れば彌を多計とは云ふべからず、此差別をよく辨ふべし、但し大江匡房卿の、「高砂のをのへの櫻咲にけり外山の霞たゝずもあらなむ（此歌、後拾遺集春上に載られて、詞書に（上略）はるかに山ざくらをのぞむといふ心をよめるとあり）とよまれたる高砂は高き山としてよまれたり、こは轉りたる上の詞か又はひがこころえし給へるにもあるべし、古今集雜上に、よみ人しらず、「かくしつゝ世をやつくさん高さごのをのへにたてる松ならなくに、又藤原興風、「誰をかもしる人にせむ高砂の松もむかしの友ならなくに、拾遺集雜上に天暦御時名ある處を御屛風にかゝせ給ひて、人々にうた奉らせ給ひけるに、たかさごを忠見、「をのへなる松の梢はうちなびき浪のこゑにそ風も吹ける、また同集に、つかさ給はらでなげき侍けるころ人のさうしかゝせ侍りけるをりにかきつけ侍りける貫之、「いたつらによにふるものと高砂の松もわれをや友と見るらむ、また同雜戀に、これも貫之の歌に、「ひとりして世をしつくさは高砂の松のときはもかひなかりけり、地名によめるは後拾遺集

べし、又中心の丸木を杌とも云へば此器を眞魚杌と云ふべきなり、かくて其拆竹に數多の年魚を着け足らはしたるは眞に拆竹の撓々と稱ふべきさまにていと古風に見ゆるにおもひ合すれば此古事の尾鰭鱸もかゝるさまに拆竹の撓むばかりに眞魚杌に着て獻れる由なるべし 眞魚咋の咋は、例の借字なり、古事記遠飛鳥宮の巻の歌に、初瀬の川の、上つ瀬に齋杙を打、下つ瀬に眞杙を打、齋杙には鏡を懸け、眞杙には眞玉をかけ、とあるも神祭の時、物を獻るさまときこえたり、又伊勢氏に傳はれる笠掛てふ射儀の聞書に、その笠掛の時神に贄獻る事あり、そは木の枝に魚鳥などを掛て奉る例なる由を記して、然て鱸など可然時は是も一懸、魚のあぎより口へ細繩を懸て引通し、同く懸べしとみえ、また予が産土の若狹の邊鄙にては、今も懸魚とて木の杌などに魚を懸て、山神に奉る所彼此にあるなど、合せ稽れば、古魚鳥などを神に獻るには、杌に懸けて奉る例なるを、魚を多く奉らむ料に、杌に拆竹をそへたるにて、其もとの意もて杌とは云ふなるべし、さて眞魚を獻る由を申とて、其を着る器の名もて、眞魚杌とは云まじきがごとくなれど、其は種々の幣物を串に着て神に奉るを、やがて玉串と云ふ事のごとく、かゝる言ざま古も今も例ある事なり、さて彼秋山祭にいはゆる麻牟奈に昆布、熨斗、鰒、生姜を一種づゝ彼年魚と同じさまにつけて奉れり、そは眞魚杌に准へたるにやあらむ、又按ふに古は魚にかぎらず、かの拆竹に着て獻る例ありて、魚を着たるを眞魚杌と云ひ、昆布を着たるを昆布杌などやうに云ひけむも知るべからず さて天眞魚咋の天は例の天上の物の樣を摸して稱へたるなり、獻らむとは然々して獻らむと申せるなり 二荒山の神の大己貴神に生して、眞魚杌奉る例なるは、此段の古實を傳へたる祭式なるべくおもはれて、いとめでたくいと尊しかし

○高砂の尾上

按ふに高砂の岡(ヲ)の上(ヘ)なり、歌に古今集秋上に、是貞の王の家の歌合によめる、藤原敏行朝臣、「秋萩の花さきにけり高砂のをのへの鹿は今や鳴らむ、後撰集春中に、花山にて道俗酒たうべけるをりに、素性法師、「山守はいはゞいはなむ高砂の尾上のさくらをりてかざさむ、と見えたるなどや古からむ、奥義抄に此素性の歌を擧て、これは播磨國の高砂にはあらず山の一名をばたかさごといふなり、をのへとは山の尾の上と云なり、ひえの山にてよめる歌なりとあり、なほこまかにおもふに催馬樂歌高砂に、多可左(タカサ)古乃(ゴノ)、左伊左古乃(サイサゴノ) 本には左伊左々古乃と書たる左の疊字は詠ふ節なり、仁智要錄、又古箏の譜、梁塵愚案抄等に、さいさこのとあり、故左伊左古乃と書て引り 太加左己乃(タカサゴノ)、乎乃戸爾太天(ヲノヘニタテ)留之良多末太萬川波支(ルシラタマタマツバキ)、太萬也名支(タマヤナギ)、とある左伊左古の左は助辭にて砂なり、そは高砂の伊左古と複たる詠詞にて再高砂のと詠返す由にて記せるなり、さて高砂といふは山にまれ丘にまれ砂の多く目に立て高きを云ふ名なり、」乎乃戸とは岡の上なり 尾上と書るは、假て書るなり 岡を乎と譯むは字書に、山脊也と云へる義によれるにて當れり、高短をいはず山脊を乎と云へり、

といはる、からミタマフリと云ひ、又フルヒの本語フルなるをひ、ふ、へと活用く辭フユともいへるによりて ルとユとは殊に親しき音なり ミタマノフユと云へるなるべし、さて奥義抄に云曾丹歌に、「いとまなみかひなき身さへいそぐかなみたまの冬とむへも云ひけり 曾丹は、曾根好忠なり 歳の終に亡魂を祭りて恩徳を報るなり、よて御魂の冬といふ、所謂荷前祭也といはれたるはいかゞあらむ、但むかしは年の終に荷前使を立て定まれる陵墓に幣帛を奉られ又なべても年終に祖々の靈まつりする例なりければ 詞花集に、是も好忠の歌に、「たまゝつる年の終になりにけりけふもや人に逢むとすらむ、又後拾遺集哀傷部に、和泉式部、十二月晦日の歌に、「なき人のくる夜と聞けど君もなし我すむ里やたまなしの里、かけろふ日記、十二月卅日の事をいへる條に、みたまなど見るにも、例のつきせぬことにおぼゝれてぞはてにける、枕草紙に、ゆづり葉の事を、なべての月ごろはつゆきこえぬもの、しはすのつごもりにしもときめきて、なき人のくひものにもしくにやとあはれなるに、又よはひのぶるはがためのぐにもして、つかひとめるはいかなるにか、つれ〴〵草に、なき人のくる夜とて玉まつるわざは、此ころ都にはなきを、東のかたには猶する事にて有しこそあはれなりしか、報恩經に、除夜亡魂來る事見ゆ、さて又貞治五年、年中行事歌合に、盂蘭盆（七月十五日）けふとてや内藏の司の備ふらむ、たままつるてふ七月なかばに、二條良基公の此歌の判詞に、盂蘭盆の事は佛弟子目連母の生所を見て悲しみしにや、經文に侍るとかや、玉祭ると侍るはなき人に手向する心にや、玉のありかなど申、源氏物語にも、たま殿など云へるもみな亡者の在所にて侍るにや、鎭魂祭と申事の侍るは、あらぬ事にて侍るなり、それは人魂をしづむる祭にて侍るにこそ 其祭をミタマノフユといへりし由なり、そは祖々の靈のふゆかゞふらむとする意なり 清輔朝臣のフユを、冬の事と心得られたるは誤なり

○眞名咋

古事記神代卷なる天之眞魚咋の事は、下野國河内郡二荒山神社の秋山祭の獻物の中に思ひ合さる、ものあり 已前に二荒山神社の神官、中里詮篤が家に宿りつるほど、秋山祭の時に遭て、其祭儀を親しく拜み見たりき、總て此神社の祭式、古風なる事多かる中に、九月の秋山祭、十月の御田主祭は、ことさらに祭主を立てゝ、いと嚴重に齋淸まはりて仕奉れる事なるが、秋山祭には種々古風の獻物いと多に置足はして祭り奉る状いひしらずめでたく尊し、さて此神社を後世には宇都宮大明神とも申し、其鎭坐す地をもやがて宇都宮と呼へり、祭神は大己貴命に坐す、崇神天皇の御世、皇子豐城入彦命、東國を治坐すとて、今二荒山といふに連きたる白峰と云ふ山に、始て祭祀給ひつるを、後に今の地に遷し奉りて、なほ舊のまゝに二荒山神社と稱し奉れり、神名帳に、河内郡二荒山神社、名神大と載られたるは此神社に坐すとぞ 其は四方一尺五寸許づゝ、もあるらむ厚き板を基として長二尺五寸餘なる丸木を中心に建て拆竹を縱横に疎々とわたして上張に廣く造り、上面をも拆竹もて同じさまにして處々緜にて結ひかためたり、さて其拆竹に御贄の年魚の大なるを撰りて隙もなく緜もて結ひ着て獻れり 古式如此して二十基獻る例なるを、年魚の多からぬ年は三基ばかり獻りて、其外は小籠に盛れて二十基の數に備ふるなり、さて其年魚は、同國同郡なる衣川を贄所と定めて梁うちて取て奉る古例なり さて其器の名を麻牟奈と云傳へたり 牟は鼻音にンといふ こは東語の訛言にて眞魚の義なる

式古本にも鎮魂祭をオホムタマフリと訓るは古語なり、又上に引たる令集解に鎮魂祭につきて問ニ布利之由一とあるも、ミタマフリといへる證なりオホムはオホミの言便なり、式印本にもしか訓、またミタマシヅメ、またオホムタマ、ツリとも訓を施たるは、後の世の別の唱なり正しくはオホミタマフリと唱ふべし、職員令の鎮魂の義解に、謂鎮安也、人陽氣曰レ魂、魂運也、言招ニ離遊之運魂一、鎮ニ身體之中府一、故曰ニ鎮魂一、ある運は轉また動の義ある字にて運魂とは魂は固此方より彼方へ轉り動く德用を備たる義を解る文なるべし鎮安也、魂運也、と云へる義、字書に見あたらず、鎮魂の義を新に解れたりときこゆさらば卽上に說へる震ふ由なり、然るに其運魂は身體の中府に鎮坐れるものなるが、いかなる神の爲にや時として其位(ソコ)を離遊(アクガ)るときは萬葉集十一卷に、こゝろそらなり土はふめども、源氏物語葵卷に、物おもふ人のたましひは、げにあくかるるものになん、小大君集に、大納言朝光の歌に、なくなればなけのあはれもいはるいをさはこゝろみにあくかれぬたま、十訓抄に、和泉式部が男かれ〳〵になりける比、貴船に詣たりけるに、螢の飛を見て、物おもへば澤の螢も我身よりあくかれ出る魂かとぞ見る身體の惱の出來また魂の德用弱くなるめればその離遊れ在らむを招復して中府に太く安鎮め坐く方なる義なり、年中行事秘抄に載たる鎮魂歌にミタマカリ、タマカリマシヽカミハ、イマゾキマセル、タマバコモチテ云々、後にタマカヘシスナヤと唱ふは卽この意なり顯宗紀なる袁御部子の室壽の御詞に、築立柱者此家長御心之鎮也、また萬葉集二卷の歌に、眞木柱太心に有しかど此吾心鎮めかねつも、など見えたるによりても、古意をおもひ證すべし、洞物語俊蔭卷に、兼政がさきにあひたりし女の子をうみたるが、ともに洞に住たるをゆくりなく見出て、歸りて再訪ひけるほどの志をいふ詞に、此日比のほどだに魂の鎮まるかたなく思ひいられつるをかく魂を鎮坐くが卽魂の威の活き震ふ基なればなり、さればタマフリといふは用なりで、タマシヅメといふは體にて其行ふ旨は全く同じ江次第に鎮魂の方を行ふ間、女官藏人開御衣筥振動畢とあるは、元來は御體に向ひ奉りて奉仕方なるを御中府に鎮め奠給ひて、御體を震ひ給ふ事なりけむを、後には御衣を下して御體に代へ給ふによりて、しかして奉仕れるなるべし、所謂十寶を合せて一二云々と云て、ゆら〳〵と布瑠部と教導給ふも、御魂の威の震ひ給ふべき神ながらなる咒術にて、幽き理ある事なるべし、かの集解に問布利之由といへる答に古記を引出たるも其意なるべし、舊事紀にもその同じ古事を記して、是則所謂布瑠之本實とあるも據ありて記せるものとこそきこゆれ、上に說へる鎮魂歌の後に、タマカヘシスナヤと唱ふるを、あなかしこ西戎風の死者の招魂となおもひまがへそ、さてかの古記に記せる天神の教督に、若有痛所者云々、如此爲者死人反生矣とあれば、御體に御惱坐す時に行ひ給ふべきはもとよりの事ながら、恙なくおはし坐す時にも行ひ奉仕しめ給へるのみ例となりて、反りて御惱坐す時に行はせ給へる事の都でも聞えざるは、天神の大慈愛にも乖ていとも慷慨はしくくちをしき御事なりかし、なめしけれど神の道を承尊信ひ能く神習はむと爲る族は、ほど〳〵につけて魂布利の方を行はま欲しき事にこそ、なほ鎮魂の事は別に考記したる書あり、さて後醍醐天皇日中行事に、日每のせうこんの御祭、今は定まれる事なり、とあるせうこんは招魂にて、こは鎮魂にはあらず、陰陽家にて別に招魂祭とて爲る方なるべし、攝壤集に、外典陰陽部に、招魂祭と見えたる此なるべし、これよりも古書にも有しと覺ゆれど今おもひ出すさて其フルヒの約りてフリ

菜といふふりに、此意なるがなほありこれ魂にフルフフルヒ、フリ、フルといへる其意ばえさへに相同じきをも思ふべし白居易が新樂府昆明春水滿の篇の句に、注恩波とあるを古寫本の訓に、ミフユノナミチソヽクとよめるミフユはミタマノフユと云ふを略きたる言なるべし天武紀に、招魂をミタマフリ、延喜四時祭式に、鎭魂祭をオホムタマフリとよめるも古言にて天皇の御魂の威震り給ふべく奉仕る由の稱とこそおもはるれなほ下に云はむを待べし

そはまづ職員令集解に、問鎭魂祭云々、答云々、問ニ布利之由一、答古記云一本古事記云とあるは誤なり饒速日命降レ自レ天時、天神授ニ瑞寶十種一、息津鏡一、部津鏡一、八握劒一、生玉一、足玉一、死反玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品之物比禮一、教導導字、今の字書どもに見あたらず、類聚名義抄に、音道イフ、マウス、雜字記にも、广ウスと譯り、導とかける本のあるは中々に誤なり若有ニ痛所一者、合ニ茲十寶一一二三四五六七八九十ヒトフタミヨイツムユナヽヤコヽノタリヤ此數の字の唱ざまは年中行事秘抄によれり、いまだ知らぬ仁の爲におどろかしおくなり云而布瑠部、由々良々止布瑠ユラユラトフル部ヘ、如此爲者、死人反生矣此古記、何てふ書にや、いと正しき傳なるべし、こは古事記に、邇藝速日命參赴白於天神御子、聞天神御子天降坐故、追參降來、卽獻天津瑞以仕奉也、とある天津瑞物の中にして、皇孫の御子の繼繼、御體の御惱なく御坐まさしめ奉らむとて、天神の授教導て天降し給へるなるべし、さて舊事紀（五卷天神本紀）にも此事を記たれど、私言を加へたるがうへに、文もよろしからず、年中行事秘抄には、其文を全く引れたり、又彼紀（五卷天神本紀）に、天神御祖詔以天璽瑞寶十種、授饒速日尊云々、また宇麻志麻治命、以天神御祖授饒速日尊天璽瑞寶、奉獻於天孫云々などあるは、古傳なるべきこゆるに、私文錯りて悉は信がたし、さて宇麻志麻治命は饒速日命の子なりとあるは後の御世に鎭魂祭とて行はる事の本なりそは儀式、江次第、年中行事秘抄、またこゝに引たる職員令集解などの彼祭の條を見るべし、又舊事紀五卷天神本紀にも見えたれど、私言交りたれば用意して見るべきなりさて其事行はれし事の史に見えたるは天武紀に、十四年十一月丙寅云々、是日爲ニ天皇一招魂之とあるぞ始なるべきおのれ始おもひけるは、この招魂は佛法に去識還來、又金剛安立などとて、死者の魂を招き還す方ありて、敎王經など云ふ經に見えたりとぞ、又徒然草に眞言書の中によぶこ鳥なく時、招魂の法を行ふ次第ありといへる事あれば、こは死者の爲にはあらじ、漢國の禮記の檀弓喪大記などいへる篇に見えたる招魂は、死者の魂を招復す例の表を餝らふ禮事のみときこゆれば、かしこきや現御體に行ひ奉るべくもあらず、しかれば此招魂之とある以前、十月庚辰遣百濟僧法藏優婆塞益田直金鍾於美濃令煎白朮（ヲケラ）と見え、その十一月丙寅法藏法師金鍾獻白朮煎、是日爲天皇招魂之とあるをおもふに、白朮は本草に、朮草者山之精也、結陰陽之精氣服之令人長生、絕穀致神仙、神農本經に、朮作煎餌久服延年不飢、仙經に、又能除惡氣弭災沴など云へるごとき藥草なるをもて、佛ざまの招魂の方に取添て、法藏寺が媚て奉仕れるにやとおもひしかど、是日云云と事別て記されたればさにはあらず、白朮は長生の藥なりと云ふによりて、招魂の日の節にあひて獻らしめたまへるなり後に神祇令に、中冬寅日鎭魂祭、また職員令に、神祇伯掌ニ鎭魂一とあるこれなり按にかの天武天皇の十四年十一月丙寅は、癸卯朔にて、廿四日第二寅日に當れり、鎭魂祭のこの令に載られたるを始、後々も同じさまに寅日に行はるゝをもておもふに、かの天武天皇の十四年に招魂行はれしより、御世々々行はるゝ例となりしなり、鎭魂の字に改たまへるは、大寶元年に令を定記さしめ給へる時よりの事なるべし、むべ招魂と書ては死者にする招魂のごとくきこえてゆゝしかしさて彼天武紀なる招魂をミタマフリと訓み又延喜

比古婆衣二十の卷

○美多萬乃布由、又美多萬布利といふ事の考

日本紀神代上卷に、蒙恩賴を古くミタマノフユヲカカフレリとよめるをはじめ（印本フユをフヱとあるは誤なり、永和本に美陀萬乃不由乎とあり、古本の訓もフユとあり、下に引く文どもみなミタマノフユとあり）垂仁紀に、賴㆓聖帝之神靈㆒景行紀に、賴㆓天皇之神靈㆒、また賴㆓皇靈之威㆒、神功紀に、賴㆓皇祖之靈㆒（通本ノの字なし）また蒙㆓神祇之靈㆒、武烈紀に、賴㆓皇天翼戴㆒、欽明紀に、賴㆓可畏天皇之靈㆒、名義抄に、賴、カウフルミタマノフユ、曾丹集（曾根好忠）に、「いとまなみかひなき身さへいそぐかなみたまのふゆとむべもいひけり、天慶六年日本紀竟宴に、矢田部公望宿禰の得㆓大己貴大神㆒よめる歌に、「國平しほこのさきよりつたへくる美太末農扶由はけふぞうれしき、など見えたり按ふにミタマは靈を尊びたる辭、フユはフルフの義にて神の靈の威震ひてことさらに幸ひ給ふを辱なみ稱へてミタマノフユと云へるなり（天皇の御魂に申すも、凡人の魂に云ふも同じ意ばへなり、今は神の靈につきていふ）フユ、フル、同言なる證は古事記明宮の卷の歌に、大雀佩せる大刀本つるぎ末布由、とよめる布由は布留と同言にて大刀を揮る狀をえかよみなせるなり（布由、布留、同言なるよしは鈴屋翁の其記の傳に委しく論はれたるがごとし、なほいはゞ本つるぎ末ふゆとよめる本末は、たゞ歌詞の章のみ、さて刃あるものの格（ツカ）をフルと云ひ、又刀をいく振といふも、フルより出たる詞ときこゆ、又大和國の石上の布留てふ地名も、其處の神宮の靈劔に由縁ありて負へるなるべし）また神靈にフルと云へる事は神の出行に供奉るを、振奉、布理出奉など古記どもに見えたり、そは多くは神輿につきていへるごとくきこゆめれど言のもとは神靈の威震ひ給へるよしを畏み稱へたるなり、大鏡に、春日の大神の事を云々と云ひて文に、帝此京にうつらしめ給ひては又ちかくふり奉りて吉田と申て　おはしますめり、この吉田の明神は山蔭の中納言のふり給へるぞかし、なども見えたり（後世の行列にフルと云ふ言のあるも、威震ふ意あり、又フルマヒと云ふも、フルを活かせたる詞にて、安康紀に、威儀をよめるなどかなひてきこゆ）萬葉集三卷（大伴家持宿禰の歌）に、丈夫之心振起、劍刀腰爾取佩、梓弓靫取負而、天地與彌遠長爾、萬代爾如此毛欲得、憑有之皇子乃御門乃云々、とよめる心振起も心震ひ起にてフリはフルヒの約たるなり（今俗にも心なふるひおこすなどいひ、又威をふるふなどもいへり、また雅言にふりさけ、ふりはへなどいふフリも、ことさらに心のふるふよしなり、此ほかふり

の下に、襳褷、淋滲、皆毛羽始生貌也、豆々介、また今東人の言に物の今少にて満足ざる事をつゝしきといへるも決て古言なり、貞治五年藤原永綱の装束寸法口傳抄に、浄衣を狩衣よりつゞしくすべしともあり、これかれかむがへ合て歌の體裁を按ふに、百年に一年たらぬつゝといへるを、つゝも髪にいひかけて意は百年に一年もたらはぬといふばかりに、いたく老てつゝものごとき髪をたれ亂したる老嫗の云々とよみなしたるものときこゆ

源氏物語手習の巻に、浮舟の髪のうるはしきに對へて云へる老尼の詞に、一年たらぬつくも髪多かる所にて、目もあやにいみじき天人の天くだれるを見たらむやうに思ふも云々とあるも本はこれもつゝも髪とありしを、此物語の歌のあやまりのあまねく世に口なれたるまゝに、後の人の書かへたるにか、又此歌と同じさまにはやくより書誤りたるにてもあるべし、増鏡に、彼世繼がうまごとかいひしつくも髪の物語も、人のもてあつかひくさになれるは、云々とあるは、またはるかに後の文なれば論ふまでもあらず、さてつくもとあやまれるも、もとよりさる名の草のあるによりて、世々の人々其あやまれるに意つかで經に來しものなるべし、おのれ既におもへりしは、和名抄に江蒲草、和名豆久毛とある久の字は、豆の疊字の誤りにて、舊は豆々毛なりけむ、此餘にも同じ例の誤りの見ゆれば准ふべく、はた漢籍の物名などに、此方の詞をもて譯せるが、必しもあたらざるは常なれば、江蒲草に豆々毛のあたれりや否はさのみ正すべくもあらじとおもひしに、彼抄よりも以前に撰たる和名本草に、江蒲草都久毛と見え、また類聚名義抄にも江蒲草ツクモとあれば、此考はあたり難く、素より別種なりけり、序にいふ親房卿の洞津考に、日別命の子に都々藻別と云ふ名をのせられたり、ツゝモによしある御名にや、延暦の太神宮儀式帳に、伊勢國に都久毛島とあるを、或寫本に、都々毛島と書り、もしこれ正しからば、都々藻別の名も由ありげなり、されどなべての本ども都久毛とあれば異るにや、なほ都久毛の事は別にいふべし、東鑑九文治五年八月廿一日の下に、經松山道到津久毛橋給なども見えたり、さて付喪神記といふ古き繪卷の詞書に、陰陽雜記に曰、器物百年をへて化して、精靈を得てより人の心を誑かす、これを付喪神と號すといへり云々、百年に一年たらぬ付喪神の災難にあはじとなりと見え、又泣不動縁起と云ふ畫卷に、安倍晴明付喪神を祭る處ありとぞ、こは陰陽家より出たる附會の説なり、論ふにもたらず

比古婆衣十九の巻終

らで、しか〳〵などいふつゞはたちも十九二十といへる言なり十九にかぎりてつゞといふにはあらず、こは二十を地として其二十に滿足らはぬほどをいへる詞つかひなり、俗書に物の滿足らはざるを、ツヽ一ハイといへるをおもひ合すべし、さて又美濃國野上里の南に、ツ、ヤの池といふがありて、其ツ、ヤといふに廿字を當て書來れりとぞ、此はいはゆるツツヤハタチといふ諺の詞によりて書ならへるものなるべし故地名などに九字十九字などを塡て書ならべるがあり大和國吉野郡なるつゞらをといふ里の名を九尾とかくも九字なつつに當て、らは添て唱ふべく書ならへるなるべし、但し漢文に、九折、互折、盤折、陂陁など書るを、古訓にツヽラチリとよみ來れるは、坂路のいくつも折れたるをいふ言にて、葛籠織の義なるべければ、九尾も九折によれる書ざまなるべし、ともいふべけれど、そはものとほきこゝちす、又越前國敦賀郡に筒と云所のありしを、むかしの文書に、其地より出せる布を九十布とかきたるものあり、かゝるさまに書ける例、猶みおよびたれどいまおもひ出ず、又俗に九十九と書て、つくもとよむは、此歌の百年に一とせたらぬ云々とよめる意をとりて、戯書に書ならへるものなるべし、然るに今十字二十字をつゝとよめる事のなりなりきこゆるは、意得たがひたるもの也、中古武家の射儀に、十といふ事あり、小笠原持長の大的體拜記に、射手方の文字とて記されたる中に、中外十(アタリハヅレツヽ)一(ヒダリ)(カナマヘ)二(ミギ)(マケウシロ)など訓をさしたり、又同人の射法私記に、御的恩賞の事、十三ヶ年云々、恩賞を蒙るなり(中古の射儀の中付、十の矢數の中りには、圏をつけ、外レには黑圏を付て、其下に八九十などと中りの矢數を記す例也、此十をもツゞとよむ例なるをおもふべし)とあるは禮射のとき、十を三ヶ年爲たるものは恩賞を蒙る儀也、又同書に、十の射手を撰して云々とあるは、かの御的恩賞に預りたるをいへりときこゆ、又騎射に、五度の十といへるは諸矢もて五度騁て悉中たるを云、なほ他の書どもを參考るに、此定なるをおもふべし、そは十の矢を皆ツヾケて中たる義にて、ツヅてふ言に十の字を書たるなるべし、それより轉りて十にまれ二十にまれ定めたる矢の數を皆中たるをツヾといふめり、人の稱號に廿木をツヾキと唱ふがあるも、さる所緣有て書なれたるなるべし、さてツヾクも本はツヾなるべし、地名に續喜又ツヾル(リ、ルと活用)をツヾクル、これも(クリ、クルと活用)をおもふべし、文選に、十をツヾと訓るは、上にいへる射手方文字の唱を心得がてなるさかしらわざなり、かくて此ツヾクなどのツヾも、元ツヽの活用にてツヽシキをつなぐ意にて、ツヅケ、ツヾクなどいへるなるべし、かの地名の繼喜を、古事記高津宮の巻に、筒木(清濁今は異なれども、もとは清めるなるべし)とも書れば言の本末を考へておもひまがふべからず

また新撰字鏡に玄孫をツヽコとあるは父母よりいはば子孫曾孫玄孫と繼々に脈きの隔りて親みのやゝ玄遠く足らはぬ子なるよしの義なるべし、またつゝむ、つゝゑむ、つゝまやか、つゝしる、などいへるつゝも物事を滿て足らはせざる義ときこえたり右に引たる詞どもいさゝかづつ意のことなるが如く、なれども、もとの義はひとつにおつめり、能々考べし和名抄に淋滲

入二白鹽於土器一奉供と見えたり今もこれに違はず、古老口實傳、御鹽湯本緣事桃柏鹽三種水合爲湯也、以榊葉枝等拂灑之といふは桃柏の邪氣を避るといふより轉たる後の世のわざなるべし

○百年にひとゝせたらぬつくも髪云々

信友按に此歌のつくも髪といふにつきてつくもといへるもの、事を種々考たる說多かれど皆かなへりともきこえず、然るに近き比おのれがおもひ證したるやう○舊はつゝも髪なりけるをつくもと書誤りてさる本の世には廣ごり傳はれるなるべし假字の疊字をくに誤れる例いとおほし、己が持たる古き寫本に、つゝもとあれど、つくともつつとも見ゆれば證とはなし難し、明月記に、寛喜三年八月七日、徒然餘、余自一昨日染盲目之筆書伊勢物語其字如鬼、と記されたり、按に定家卿七十歲になり給へり、同卿の天福の本ときこえたるは、わづかに中間一年隔たれば、しか年老くづほれ給ひて、又別に寫されたるにはあらで、其を天福元年に書畢給へるなるべし、件の本を傳寫したらむには誤も出來つべし、海人藻芥に、定家卿といふ名人の手跡以外の惡筆なり、然れども明月記といふ名譽の記錄皆自筆也といへり、但し定家卿の手を經ざる本にもつくも髪とありと或人いへり、これまことならばはやくよりの誤なるべし、すべて此物語諸本不同なり、繼々に改削せるものなり、又眞字本に、築蛛神とあれど、この眞字本の事は玉かつまに論あり、古き證とはなしがたくなむ

そは己が產土若狹國の海につゝもといへる藻ありて浦人どもの采りて菜とするものなり、すなはち今の俗年始の齋物にするほだはらといふもの是なり今國人のむねくしききははほだはらといへど、浦人などはもはらつゝもといへり、決く古言なり、上田秋成の說に、若狹國の海につくもといへるものあるよし云へれど、國中に曾てさる名のものあることなしさて其さまはなべての人も知る如く一ふさの長さは二三尺ばかりにもなりて莖も枝もいとほそく連なりて髪を垂亂したる如く海中にある時は色黑くいさゝか黃ばみたるが其暴乾たるは薄く黃に變るなり葉はいと小さくて目にたつばかりもあらず、實も同じ色にていと小く丸しそはいかにも老嫗の髪のたれみだれたるに譬へつべきものなればつゝも髪といへるなるべしいはゆるほだはらは、漢籍本草綱目に、海藻生海島上黑色如亂髮、また馬尾藻とも稱て近海諸地采取亦作海菜と見え、又外臺秘要に、馬尾海藻ともあるものこれなりといへり、和名本草には、海藻を之末毛、一名爾岐女、一云於古、また和名抄にも爾岐女とあるはいかゞあらん、萬葉集に馬尾藻(ナノリソ)和名抄に神馬藻ナノリソとあるもほだはらの事也、といへり、このナノリソといへるにつきては己別に考ありさて此歌を釋むには、つゝも髪のつゝは百年といふへいひかけたる言なればまづ其つゝといふ言に意をとめて釋くべき也、つゝとは何にまれ物事の未少し滿足らはざるやうの事をいへる言なり手業の足りとゝのはざるを手づつと言へるをおもふべし此言、紫式部日記又無名抄などに見えたり、宇治拾遺に、口てづつとあるは、手づつと云るより轉りて、口語の足りとゝのはざるをいへる詞ときこえたり又若き人の年齡のほどをつゞはたちばかりといひ、又成人氣なき人をつゞやはたちの身にもあ

し俗にシホハユキともいふ、さて波由支は辭にて、マハユキ、オモハユキ、などの類なるべし

○布久利都岐

倭名抄に唐韻云、鶩音遅、俗云布久利都岐馬腹下聲也、布久利は同書に針灸經云陰囊俗云布久利とあり今俗に云キンなり都岐とは同書張揖云譂誕灘天二音之多都岐舌不正也とある都岐に同じ、之多都岐とは今も俗に云詞にて舌のことに柔輭にして物言ふと上齶に切りて餘韻ならぬをいふ、しかればツキは切鳴るやうのことを言ふ詞にて陰囊の兩膀に切りて鳴よしにて俗に云きむなり唐韻に、腹下聲といへるは、とらへ處もなき疎なる注ざまなり、さて又和名抄に、嘔吐を倍止都久と見え、又欬を惠豆支といふも、惠は吐むとする聲にて、豆久とは其聲の切り鳴るよりいへり、又息を都久といふも、たゞ吐くことをいふにはあらず、切りて聲ある上より云へる詞にて、詞のもとは同義なりと聞ゆ、今鄙言に、カツチツク、アクタイチツクのツクも、もと同義かさて此鳴りは實は何處の鳴にかしるべからねど耳目の及ぶところをもて布久利都岐といへるものなり、此言古本に聲を點たるに據りて久を清みて布久利都岐とこと〴〵く上聲に唱ふべきなり、陰囊はもと袋と同義の詞にてふくらみたる義の詞なるべし

○鹽湯

大神宮儀式帳解廿一卷に、卽大神宮司卜食定弖糸遠令㆓編定㆒、御調櫃入弖鹽湯持弖清弖御調倉進納畢、鹽湯は堅鹽を湯に和て其物をそゝぎ清むるなり、鹽を用るは伊佐奈伎命檍原にて身滌ませしによるならむ

信友云、鹽を用る由は海にて身滌し、また潮水にて物を滌き清むるに便りなき時鹽に代へてものするなるべし、然らはたゞ鹽水にてあるべきを湯を用るは鹽は燒て製りたるものなればその火の穢あらむ事の知られねば、清火にて沸したる湯に和して鹽を清むるなるべし

儀式大嘗祭條九月中旬云々、下旬至京齋場宮人並國司持㆓麻平鹽湯㆒迎㆓南門㆒、灑㆓御稻並雜物㆒訖、中宮式三月潔齋云々、宮主供㆓奉御祓㆒御麻并鹽湯案一前、解除調度如常春宮式四月上申、奉平野祭幣云々、至㆓神院外㆒、東宮下駕神祇官迎供㆓神麻㆒灌㆓鹽湯㆒至神院以下信友補

信友云、儀式大嘗祭中に神祇官中臣一人、率㆓神部等㆒、持㆓祓麻㆒鹽湯灑潔、供㆓神物並雜物㆒訖と見えたり

とあり、本宮にてはこゝに見ゆるを初め江次第公卿勅使祭、內人二人灑㆓鹽湯㆒獻㆓大麻㆒、また年中行事二月九日祈年祭云々御鹽湯小土器入白鹽以榊枝獻之勅幣中興記、正保四年九月十五日云々、於㆓同御門之內㆒灑㆓御鹽湯㆒、長重父子

其獸肉を忌む事は其血氣を穢とするにて其白骨にいたりては鹿の胛を卜問の物實とするを始め角皮など何くれの調度に用ひ延喜臨時祭式神供の中（四隅疫神祭、畿内堺十處疫神祭、蕃客送堺神祭、障神祭）に牛皮熊皮鹿皮猪皮あり、其餘にも鎭新宮地祭、鹿皮、羅城御贖、なほありまた獸肉などにて製造し膠もて墨に調へて神名をさへに書くをこれらをなじる者のあらむはかたくなゝり[illegible]臨時祭式に、凡甲處有穢云々、皆爲穢云々、其觸二死葬一之人、雖レ非二神事月一不レ得レ參二着諸司並諸衛陣及侍從事等一とあるに拾芥抄此文に引續て、但馬牛犬穢者當二齋月一忌レ之とあり、此十一字は後世の加筆なる事決く式の古本などにも見えず

○鹽尻

岐蘇の驛路鹽尻より越ゆる間の山に鹽尻峠といふあり（共に信濃國小縣郡）その峠より諏訪の水海一目に見おろさるゝが空よく晴たる日は其東南の方とおぼゆ、山の峽にあたりて海づらに富士の高ねはるかにちひさく見ゆ、かの鹽尻てふものを海邊にてまさめに見たらむこゝちしてめづらしさいはむかたなし、この峠をしもしほじりといへるは伊勢物語にいはゆるなりは云云といへるをおもひてむかしたれしのみやび人が名づけそめたりけむが（源平盛衰記に、白鳥川原を打出て、しほじりざまへあゆませ行とあるも、此地ときこゆ、）轉りて驛の名にもおひたるなるべし

追加

古今序法に云（應永丙戌仲秋上旬作、了譽記之とあり、全七冊）富士山に多の名ある中にしほじり山と云、云々海士の鹽たるゝに砂をたれはて、後打こぼす沙をしほじりとなん云、彼山其しほじりのすがたに似たり、故にしほじり山といふ、きゝを憚りしほり山と云、伊勢物語に彼山は云々なりはしほじりのやうになんありける云々とあり、はやくかゝる考のありしを心とゞめたる人のなかりしにや、近世となりて天野信景（サネカゲ）の心つきたりしよし今はめづらしげもなきがごとくになりつるなり、さてもとしほりじりといへるよしなるをおもへば潮をしほりたる砂の堆き處を尻としてしほり尻といへるなり、さればしほ尻とはしほり尻の略かりたる言なり、これによりてなほおもへば志保てふ言も志保利の約れる詞、宇志保は其志保のいまだ海にあるよしにてもとは鹽たれむ用ある時にいふ詞なるべし其鹽の味あるさまより、志波々由支ともいふなるべ

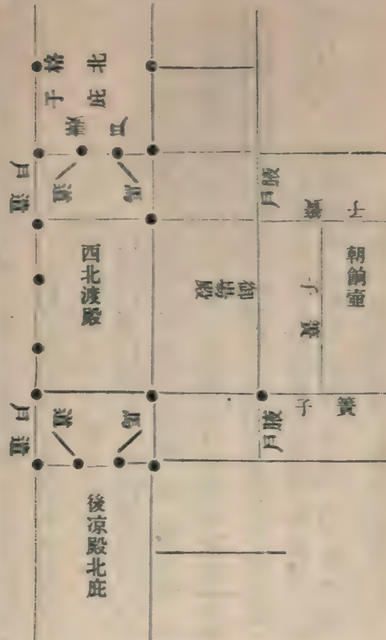
花はその心なるべしといへり、然ることなるべしまた小大君集に、女御たちのおほむつぼねにさぶらひける時の御佛名のまたの夜まゐりたるに人々あつまりいてとくまゐれとせむれば何事ならむと思ふにけづり花を庭にさしたりけるに雪のか丶りたるをよめとありければ一本に、よめとなりけりこゝろもえず年つまば誰かは雪をはらひあへむ菊のうへとも玄ばしこそみめ、又新續古今集俳諧歌に、ひえの山にかたわきイけてけづり花しける事侍るにかたきの方にをみなべしをつくりたりけるを人々もてあそびければねたくてむすびつけける、僧都觀敎「草も木もほとけになるといふなれどをみなへしこそうたかはれけれ、などありか丶る風情をもおもひ合すればたはむれに削り花を作らせてもてあそび給へりしにてもあるべし

○穢多

今の世に穢多と云ふ輩の者上代にきこえず、延喜臨時祭式に、凡鴨御祖社南邊者雖レ在二四至之外一濫僧屠者等不レ得二居住一、和名抄に、屠兒、楊氏漢語抄云、屠訓二保布流一屠兒和名、惡止利屠二牛馬肉一取二鷹鷄餌一之義也殺レ生及屠二牛馬肉一取賣者也、七十一番の職人歌合の繪に玄たありて獸皮を製する處を書りいたかと番へり歌に、人なから如是畜生ぞ馬牛のかはらのもの丶月見てもなそ丶しのび妻た丶すむ宵のかどの犬玄たにわかれの人をとがむる、歌林樸拾橡遺に、川原ものといふ穢多の云々などみえたり會津にて川の者、山の者などいふ賤民一種ありて村をなせり、これ古の俘囚なるべしと、其國人なる佐藤忠満いへりそは食料にする鳥すらその屠るに血あへたるはきたなき物なるを、獸はことにきたなく見ゆるものなれば良人はさらなり大かたの人も庖厨にて屠るに堪へず、又其皮などを剝ぎ制りて用ゆるにつきては其を業とする賤者のおのづから出來るなり漢國にも屠兒と云ふ者のありしをおもふべしかくてやう〳〵に獸肉を深き穢とする習俗となりこしまに〳〵屠者は深く其穢にふる丶ものなるによりて同火をいとひますます賤しみてつひにその子孫の八十續に至るまで人としもあらぬ者のごとあへしらふ事となりたるなり、彼等が遠祖をたづねなば氏姓正しき族のいかほどもあるべきを今はいかにしても良民となる事かなはざる例となりていともあはれむべき事なり、かくいへばとて今の世にしてかれきたなしとしていとはざらむは獸肉の穢を厭はざると同じ趣に道に違へり、たゞ其古今の差別をのべ明らむべきものなり、さて

もつくり、又これがくぎにさしなどするなり、されば草の處にこの歌侍りとあり、信友云、書の説は例の無稽なり、されど草の處にありといへるは、よき心づきなり、こは撰者もこころえかれて、書として其題へ入れられたりけむ 按に、こは公事根源御佛名、十二月十九日けふより廿一日まで三ヶ日なり或は一夜も例あり云々、佛前に香花などをそなふ云々、出居のまへに火櫃にをり松せさす云々、初夜中夜後夜おの〳〵御導師かはる、さしあぶら藏人是をつとむ云々、佛名の御導師は昔はよもすがらとなへければ延喜の御代などは夜御殿にて和琴をかきあはせ給ひけるとかや、云々とあり此を逐行はれたる朝によべ用たりし削花を東宮にもまゐらせられたるをもてあそび給ひて馬途の戸に挿たるなるべし、政事要畧、延喜十三年十二月廿一日御佛名の事を記して、廿一日竟夜云々以二導師雲晴一任二權律師一、次折二削花一爲二侍臣挿一、右大臣折二一枝一奉二天皇一云、雲乃內乃山乃路仁雲晴天皇雲晴か名をよみ入れ給へり發流花乃散由毛無、卽被仰云、此夜轉付雲晴法師一云、言爲花乎折天八歸 道仁見天迷八山乃白雲 延喜式圖書式、御佛名裝束の條に、金銅花瓶二口、菊削花二枚、左右近衞各進一枚、寮受供之と見えたり 按に花なき時なれば削花を作りたるなるべし、新古今集雜上に佛名のあしたけづり花を御らんじて、朱雀院御製「時過て霜に枯にし花なれとけふはむかしの心ちこそすれ、花山院おりゐ給ひて又の年御佛名にけづり花につけて申侍ける、前大納言公任「ほともなくさめぬる夢のうちなれとそのよににたる花の色かな、新千載集冬部に、佛名の菊の花を御覧じてよませ給ひける、冷泉院御製「秋ならて霜夜にみゆるきくの花時すぎにたるこゝちこそすれ、とよませ給へるを此菊の削花なり木を削りかけて菊の花を作れるなるべし、朝忠集に朱雀院のみかど院にならせ給ひて御佛名のあしたにけづり花をさして御あそびのをりに「年ことに梅は折れともいかなれはけふをる袖の露もかはらぬ、とあるもかの削花を院に奉られたるなるべしおもひ合すべし、かくて其等の時の削花餘れるを馬途にさしおけるを興ある事として人人に歌よませ給へる時康秀にめされしなるべし、但し詞書に二條の后春宮のみやすん所と申ける時にとあれば春宮にての事のごとく聞ゆれど御息所のそを見給ひて歌めしたまへるものとすべし、さらずは春宮坊にていづこにまれ馬途に何ぞの時のたはむれに削花をさしおけるを見給へりとしてもすべての考には害なし 契冲云、眞言門の經軌に、花のなき頃は雜色の綵帛を花に作りて供養すべきよしあまた見えたり、佛名の削

枕草紙に云、細殿の遣り戸いとゝうおしあけたれば御湯殿のめだうよりおりてくる、殿上人のなえたるなをしさしぬきのいたうほころびたれば、いろ〳〵のきぬどものこぼれ出たるを、おし入れなどして、北の陣のかたさまにあゆみ行に、やり戸のまへをすぐとて、えいをひきくして、かほにふたぎてすきぬ



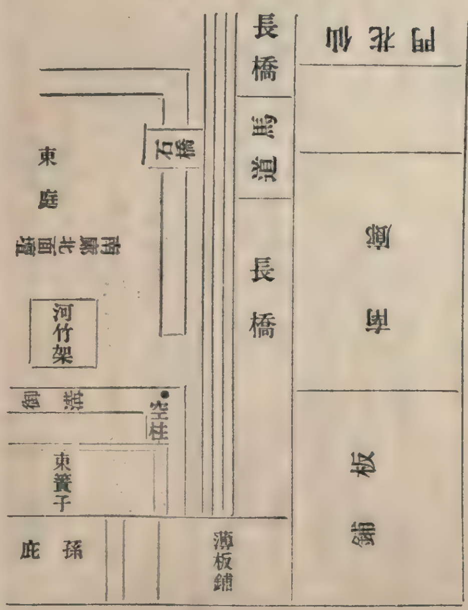
るもおかし、こは大鏡に、長德元年五月二日關白宣旨栗田殿なり中略殿上よりはえ出させ給はで御湯殿の馬道の戸口に本ノマヽ御前をめして云々、北の陣より出させ給ふ伊勢物語に、むかし男後北陣塗ごめ本涼殿のはざまをわたりたればそか、あるやむごとなき人の局より、わすれ草をしのぶ草とやいふとて出させ給へりければ、たまはりて云々とある、はざまも右の馬道なり、建武年中行事、日中行事など、御湯殿のはざま、水左記に、御湯殿間、山槐記に、後涼殿東簀子下御湯殿介など、なほ記錄どもに多かり

大饗次第作者未詳に、康平三年七月十七日記云東三條云々東三條殿大饗の時の事なり東御車宿馬道東爲二史生座一とあるを同書に六條右府記を引て、康和二年七月十七日東三條大饗也、西軒廊東砌引二塞二色細幔一、爲二軒廊馬途間一、用二幔門西一信友云、馬道の小門なるべし同書に此度の事を、康平三年七月十七日記云東三條云々、東御車宿馬道東爲二史生座一とあるも右府記に、馬途と書れたるも同東三條の第なれば同處ときこゆ、又同じ度の大饗の事を記されたる爲隆記を引て、西中門北廊上にいはゆる西軒廊なるべし西戸八帖、設二諸大夫座一、同廊馬途北遣戸八帖、設二尊者前驅座一とある馬途も同處にて決く馬道の事なり、榮花物語疑の卷道長公御堂(法成寺)をつくらせ給ふ處の文に、そなたをば北面とめたうをあけて、道をとゝのへつくらせ給ひて、らうわたどの數多くつくらせ給ふ、また同卷に、三昧堂を淨妙寺建させ給ひ、なかにめたうをあけて、拾二人の僧をすませ給ふ云々、さて歌の詞書なるめどは、春宮坊の馬途の門の戸などに、削花を挿したりけるをよませ給へるなり奥義抄物名に、めとにけづり花させりけるを、めとは草の名なり、蓍なり、これにてけづり花を

元服の下自二寢殿西透廊馬道一、令レ下御、同記久安三年丁卯祇園社中の事を検注の文に西廊馬道巽柱、江次第八七月相撲之條云、御厨子所候二於明義門内一或候承香殿北廂馬道之西云々自承香殿馬道、經仁壽殿北簀子鋪參入云々雲圖抄五節の次第の處裏書に、(い)次馬道御出入二大師局一殿下同入給、他公卿徘徊馬道邊、隨所々便宜或上﨟一兩參入云々榮華物語暮待星の巻に、承香殿のめむど(た小本)うより通りてのぼらせ給ふ平家物語長門本十四巻に主上をば時忠公(卿長門本)いだき奉て雪の御所のめんと(た長門本)うに立給ふ、百練抄五に延久二年己酉四月九日寅剋奉還石清水宮西第三御體乍レ帳奉レ移二東馬道一云云、兵範記、保元三年戊寅三月廿二日石清水臨時祭也云々主上清涼殿孫庇、南第三間出御、公卿著馬道北座西上北面藏人頭右中將公光朝臣依レ召出二殿上上戸一、候二于年中行事障子北邊一、奉レ仰下二南壁下一、經二公卿座後並長橋馬道一、渡二東庭一自二吳竹西(兩カ)一至二于瀧口戸下一、召レ使卽歸渡經吳竹東出二仙華門明義西門一了、此間使率二舞人陪從一參進云々、雲圖抄石清水臨時祭裏書曰、次立二挿頭花一、藏人取レ之立二長橋馬道西妻一此時の事を江次第六、立挿頭華臺、注に藏人取之立長橋東端といへり、本文馬道西妻とあるも、長橋東端とあると同所にて、記しざまの異なるのみなり江次第十十一月賀茂臨時祭曰、次立挿頭華、注に結レ藁爲レ臺、差レ之藏人取レ之、立二長橋馬道西妻一また次安螺坏銅盞銅盞上重螺坏、藏人徒手取之、安長橋馬道西妻、注に挿頭華在南螺坏在北云々などあるこれなりこの處などの如き馬道を切馬道ともいへれど、多くはたゞ馬道とのみいへり、今昔物語に延喜の御代云々、三月中旬霖雨多によつて、南殿のはざまは殊更くらきに、公忠辨ひそかに長橋より抜足してのぼりつゝ、南殿の北の腋戸のもとに至て、聲もせずうかゞひけり、とあるはざまも馬道の事なりけづり花は此挿頭華にてそのかみけづり花を用られしなるべしけつり花の事は下にいふべし

裏松固禪入道の大内裡圖考證に、據年中行事畫除目圖所考定長橋北面溝圖

信友云此馬道は打橋にてこれを徹して道とせしこと長秋記天永四年正月元日の下に見えて考證に引れたり上に引たる今昔物語に長橋よりのぼりてとあるも打橋にのぼりたるなり



心やたよるらむ森のこかぜも吹まさるなり、こは因におもひ出たれば引出つ

○めとにけつり花

古今集物名に二條の后、春宮のみやすむ所と申ける時にめとにけつり花させりけるをよませ給ひける

文屋康秀

花の木にあらさらめとも咲にけり
ふりにしこのみなるときもがな

按にめどは馬途にてなべて馬道といふこれなり（道はダウなり、途にミチといふ方にかよはしていふ）さてその馬道のありさまをまづあきらめて後この歌のことをとくべし、さて其馬道の事は和名抄に辨色立成云、馬道（俗音米多字）向レ堂之道也（信友考るに、下の第三條の徑路の注に、容牛馬道とある四字こゝにあるべきにあらず、此四字馬道の注のこゝにまがひ入たるものならむか、しからば馬道向堂容牛馬之道也、とありけるが、既くより寫しまがへたるか、いづれの本も異なる事なければ、此考いかゞあらむ）源氏などの物語にあまた見えて、宮中またさるべき人の第宅にもありて正堂の端の庇、長橋渡殿などいふ處の中間を庭中に通ふべき閑道を設け、尋常は內より戸鎖て事あるとき開けて出入し物をも出納る、料にかまへたるものときこえたり、さてこの馬道、物語ぶみなどにもめだうと書たれど又馬途ともいへるこれなり（但しその作りざまは品々あるべし、下に云ふべし）其證は大鏡（伊尹のおとゞのことを云へ

る條に、帝馬をいみじう興ぜさせ給ひければこうらうでん殿のめだうよりとほさせ給ひて朝餉のつぼにひきおろさせ給ひて云々、台記仁平元年十一月十一日の條に長元九年二月十日春日祭使發向、參內の儀を載られたる下に、主上出二御畫御座一、頭朝隆朝臣奉レ仰召レ使、使進二長橋代一（釣殿馬道北板上也、簀鋪菅圓座東西）舞人陪從、經二馬道一立二釣殿東砌邊一、陪從發二留聲一云々、陪從退出之後、餝二人馬一手振牽レ馬、自二馬道一牽入一二廻庭中一之後、自二本路一牽出之間、朝隆朝臣取二御袙一賜レ使、云云、源氏物語桐壺の卷に、御つぼねはきり壺なるも、あまたの御かた〴〵をすぎさせ給ひつゝ、ひまなき御まへわたりに、人の御こゝろをつくし給ふも、げにことわりと見えたり云々、うちはし、わた殿、こゝかしこのみちにあやしきわざをしつゝ云々、又あるときは、えさらぬ馬道のとをさしこめ、こなたかなた心をあはせ、はしたなめわづらはせ給ふ時もおほかり云々（馬道の戸をさしこめといへるこれなり）小右記に、寛仁三年己未七月廿七日（相撲召合の下）南殿出御也、此間降雨、仍太第自二承香殿馬道一北行、自二片庇一西行、通二弘徽殿一（母后御座仍宮司以下留片庇下）本朝世記十四卷に久安六年乙丑十二月朔日（於小六條殿一宮御

の園並韓神祭儀の下に、神祇官率ニ御巫物忌神部等ー歌舞、即調ニ神樂於兩神殿前ー云々、供ニ進朝神樂ー料酒一缶云々、延喜の四時祭式にも、同神祭の下にも、五色帛各三尺、朝神樂料など見えたり、さて同式に霹靂神祭三座、坐ニ山城國愛宕郡神樂岡西北ーとある神樂岡は文德實錄齊衡三年六月の下に、加具樂岡白川地とみゆ、但し印本には加具を賀の一字とし、岡を団と書るは誤なり、また三代實錄天安二年十一月の下に、神樂岡世々の書にも見えたる處にて今もかぐらの岡といへり、類聚國史卅三卷に、延暦十三年十一月戊寅、遊ニ獵于康樂岡ー此文は日本後紀よりとりたまひつらめど、此年間の條、本紀闕て今世に傳らずと記されたる康樂岡も決く同地なるを康樂と書たるに相證して神樂をカグラとよめる事明かなりカフの字音をカグに用ひ、樂をラに用ひたる事、古書に例多し又神樂歌古本に、神樂遊仕時云々とある神樂遊もかみあそびとは訓むべからず、必かぐらあそびとよむべく、はたこれによりて同書に、今一處神樂とあるをも准へてかぐらと訓むべきなり、これらをおもひ合せて上に引出たる古語拾遺、又儀式、四時祭式などの神樂もカグラとよむべき事准へて知るべし萬葉集書たらむ頃も、神樂と書てカグラと唱たらむも知るべからず、そのかみより字音の成語もありしなるべし、さて神樂の字訓の古き書に見えたるは、類聚名義抄に、神樂カクラとあり、又色葉字類抄にも、神樂カクラ、又闋樂カグラとあるは、按に說文に、闋事已閉門也、又曰息也、玉篇には止也、終也と註せり、續日本紀寶龜元年三月の下に、歌垣供奉れる事を記されて云々、歌數闋訖とも作れたり、然ば原はカクラノチハリとありしが、字の脫たるなり

さて假字にて書たるものには貫之集の詞書に、うちの御屛風のれうのうたなつかぐら、六帖の題に、かぐら、忠見集に水のほとりかぐらする「水上のこゝろ流れて行水にいとゞなごしのこゝろおもしろ二の句、古本にこゝら流れて云云、また結句、かぐらをぞするなどあり、さてカグラと云ふは神樂の義にてカミを音便にカウといふを又轉してカグといひ、ラは樂の字音にて上にいへるがごとし、催馬樂のラも同じ石川樂などいへるごとく言と字音とを連ねたる成語なり、さて其は神に奉る樂の義なるべし、しかるにたゞひとつ古今集にかみあそびとあるを證としてカグラといふはむげに後世の稱なるがごとくおもはむはひとむきなるべし、されば古書どもに神樂とあるカグラと訓むぞなほ當時の稱には叶ふべきされど古今集なる神あそびは、まことに古語ときこえ、上に擧たる延喜式に、園韓神祭儀に、神樂とあるを、北山抄には神遊とあり、そのかみなほカミアソビともいへりしなり、又體源抄に、宇治殿東三條にて神樂し給ひけるに云々、多時助又家風を傳へたるものなりと云へる條に、時助が子、助忠これを傳へて、殊に堪能なりければ、堀河天皇階下にしてうけならひ給ひて、常にこの神遊ありけりともあり、いま雅言にはしかならひいふべきなり、さて神あそびとは、あそびして神に奉る由なるべし、赤染集に、まうてつきてみれば(熱田の宮なり)いと神さびおもしろき所のさまなり、あそびして奉るに、風にたぐひてもの〻音どもいとおかし、「ふえの音に神の

なくに、又百鳥をよめるは同五卷に「梅の花今さかりなりもゝとりの聲のこほしき春來たるらし、など詠り上のもゝちとりなくなる春はの歌の顯昭古今集註に一說を擧て惣て百千の鳥と云なり春は諸鳥のやはらぎ鳴ゆゑなりといへるに對へり 顯注密勘なるも大意同じ 百千鳥は鳥のあまた打むれたるをいひて百鳥千鳥の意なり、また百鳥といへるも千鳥といへるも同意にて其差別あることなし 百をモ、チともいへるによりて、其意ならんともおもはるれどこちたし、百鳥とも千鳥ともいへるをおもへば、百鳥千鳥といへる意と辨むかたおだやかなりかし 水邊なる千鳥とは異なり 此鳥もあまたむれ居るものなるゆゑに、千鳥といへるなり また百千鳥を鶯なりといふ舊說あるを定家卿の愚勘に非レ鶯とも難ニ一決一とあり、定家卿の拾遺愚草雜下に、建久六年正月叙位にともに加階したるあした左衞門督隆房卿「くれ竹に木傳ふ鳥の枝うつりうれしきふしとともにこそしれ、返し、「百千鳥木傳ふ竹のよのほどにともにふみ見しふしそうれしき、とよみ給ひしは鶯としてよみ給へるにていかゞなり

こは三月の頃公事ながら事なくて殿にさぶらふ事ある定の時、三日 文みる事も叶はざれば、いねむらじとのすさみに何をか三つ考てんとおもひおこして、そらに考出たるを、其のちひとわたり本つふみともに挍へ合せて記したるなり、その後は思ひすてたればよくも考ず

○迦俱良考

古書に神樂と書たるをカミアソビと訓べきよし古今集にかみあそびのうたとあるに據りて縣居翁、鈴屋翁の既に委しく辨へ說はれたるはまことにさる事にて古意もてよまばしか云ふべきことわりながら古より神樂と書てカグラといへる成語も證ありてきこゆるを今試に論はむとす、其はまづ字に古く神樂と書たるは萬葉集中にさゝなみと云ふを戲書に神樂聲浪また神樂浪、神樂波など書たり 又樂浪とも書けるは、漸に字を省けるものなり、又續日本紀和銅五年八月の下に、樂浪河內といふ人の姓名見えたり、この樂浪もサヽナミなるべし、また和名抄但馬の鄕名に、樂前、佐々乃久萬ともあり、古くより用ひ熟れたる書ざまなり、さて然書る意は、神に奉る樂には必小竹葉を手種にとりて、打振つゝ歌ひ儛ひたりときこゆれば、其小竹葉のさやぐ聲をおもひよせて書けるか、又樂して神をいさめ奉るにサヽとはやす言のありしによれるにもやあらむ、今の俗のうたふ歌にも然難す事あり、そはとまれかくまれ、サヽとよむべきために神樂と書ける事は決し されどしか神樂と書てそのかみいかに唱たりけむ其は今知りがたければ姑く論はず、神樂をカグラとよむべきは古語拾遺に、猿女君氏供ニ神樂之事一と記し、儀式

露ならぬいなおほせ鳥の涙さへさもひちまさる秋の袖かな　　　知　家

はやはこへ門田の（夫木抄には、かり田とあり）面の駒のあしいなおほせ鳥の聲いそくなり　　信　實

此歌をこゝろえひがめて馬なりと云へるなり、夫木に、刈田とある方よろしくきこゆ、兼盛朝臣のからくしていそきかりつむ山田かな云々とよめるに思ひ合すべし

なにそこは（夫木抄には、なにそこのとあり）いなおほせ鳥の名のみしてかりほす民そあしたゆく來る

夫木抄　九十九首の歌中　　光　俊

かきほなる菊のしけみにかくろへていなおほせ鳥のこゑのけちかさ

こはきせきれいにて叶へり

このゆふへいなおほせ鳥も聲たてゝ秋うらかなしあさちふの庭　　爲　兼　卿

春の田はいなおほせ鳥にすみかへてけさわかかとに鶯のなく　　後九條內大臣

同抄　建長八年百首歌合

わか門につくる山田のほにつきていなおほせ鳥のこゑすたくなり　　行　家　卿

判者知家卿云、穗につきてと侍る詞いらなくすべもなし、いなおほせ鳥を雀といふ事の侍るとかや、たしかならぬ下說なりと云々

○百千鳥

古今集春上に題しらず（よみ人しらず）百千鳥さへつる春は物ことにあらたまれとも我そふりゆく（この歌の二句、顯昭古今集の註に、なくなる春はとあり）また萬葉集十六卷に「吾門の榎實もりはむ百千鳥千鳥は來れと君そ來まさぬ、貫之集、「百千鳥こつたひちらす櫻花いづれの春かきつゝ見さらむ、後拾遺集春下に、藤原長能「聲絕すさへつれ野への百千鳥のこりすくなき春にやはあらぬ、源氏物語若菜の上卷に、あさほらけのたゝならぬ空に百千鳥の聲もいとうらゝかなり、また御法の卷に、百千鳥のさへづるも笛の音におとらぬこゝちして云々、又千鳥ともよめるは上に引たる百千鳥の歌に並ひて萬葉集十六卷に「吾門に千鳥しばなくおきよ〳〵我一夜つま人に知らるな（これ百千鳥も千鳥も同じき一つのかむがへなり）また十一卷に、「明ぬべく千鳥しばなく白妙の君か手枕いまたあか

せ鳥のおとなふもさまぐ〵さまかはりたるこゝちして心ぼそげなり

秋ふかき頃稲葉の風吹そよぎ、かのせきれいの清亮に來なく田家のさま見るがごとし

堀河百首に　田家　藤原仲實朝臣

秋田刈るおしねのひたははへたれと
　　稲負鳥の來なくなるかな

此歌主の綺語抄に、稲負鳥は庭たゝきなりとあれば此歌庭たゝきをよめる事論なし、次に引二首も同度の歌人のなれば仲實主と同意にてよみ給へるなるべし、但し後頼朝臣も同度の歌人なるに上に引たる無名抄の説にてはおもひさだめられざりつるなり

同　同題にて　藤原顯仲朝臣

我かくる門田のひたにおとろきて
　　稲負鳥の立やさわがむ

稲負鳥は稲をはむ鳥ならねばかれをおどろかさむとて我かけたる引板ならねど雀などをおどろかすによりて稲負鳥も立さわぐならむが本意ならぬよしなり、此度藤原師時朝臣の同題の歌に「むれてくる田中の宿のいな雀我ひくひたに立さわくなり、とよまれたるは雀をおどろかさむ料にひたをかけたるよしなりおもひ合すべし同百首橋の題にて、藤原公實卿、「板倉の橋をは誰もわたれとも稲負鳥そ過がてにする、按に三句印本に、わたるともとあるは誤寫なり、鶺鴒の橋上を行返るさまをよめるのみなり、ことごとしく板倉の橋とよみ出られたれど、何のよせも風情もなき歌とぞきこゆる、此歌おのれ既には、いもせの道にかけて戀の情をよみ給へるにやとおもひよれる事のありしかど、橋の題にてよみ給へれば、さる意にはあるべからず、又此歌につきて、稲負鳥は馬なりといへる説もありとぞ、そは論ふにもたらぬたはごとなり

古くも猶あるべけれどおぼえず、この頃より後の人の歌もあれどそは心得ひがめたるがありときこゆればの引も出さず、夫木抄に、「我門につくる山田の穂につきて稲負鳥の聲すたくなり、とよめるは雀なりといへる説によれるにて論ふにたらず、（本ノマヽ欠文）に爲實卿の歌に、「かきほなる菊のしげみにかたへへて稲負鳥の聲すだくなり、これはせきれいか、たゞ何となくしらずよみか、また

新撰六帖　いなおほせ鳥の題にて

霜ふかき朝けの風のさむけきになくや門田のいなおほせ鳥　家　良

露けさもおのか涙か秋の田のいなおほせ鳥はなかすもあらなん　爲　家（定家卿子）

證あるをすて、順朝臣にのみへつらふべきものかは、順ぬしの說にはひとつも誤なしとおもへるにやかへすがへすをさなし そは倭名抄をよく見ればあやまり給へる事なほあり

大中臣能宣集に、九月ゐなかの家の稻をとるに狩する人まうで來たる女ども侍り

かりにとて我宿のへに來る人は
いなおほせ鳥にあはむとやおもふ

按に、こは繪題にて賤の女の戲れて狩人によみかけたるさまなり、歌の意裏に稻負鳥はとつきをしへ鳥ともいひて夫婦の道によしある鳥なるをもて女のおのれが事にとりなして狩のついでに吾家に立寄てわれにあはむとし給ふにや、そは心あさきふるまひなりとかこちたる意ときこゆ、狩にとては鳥狩にといへるにて、かりといひ稻負鳥といふに、鳥狩と稻を刈と兩樣に云ひかなへ、また假の意をもにほはせて一首をとゝのへたり

平兼盛集に、九月田かる處に翁あり

からくしていそぎかりつる山田かな
稻負鳥のうしろめたさに

これも繪題の歌ときこゆ、下の句稻をおこたりて刈おくれたらむには稻負鳥のとがめおもはむ事の安からねばとなり 又稻を負せ取と云ふ名の意にとりて、たはぶれたるにか 上句はきこえたるがごとし

あしひきの山田もるすごあすまでと
稻負鳥をおふも手たゆし

これも繪題なるべし、二の句は山田守る賤子なり、萬葉集によめる歌詞なり 夫木抄に、寂蓮、山田もるすこかいほりのうたゝねに云々 一首の意は稻を刈おくれて明日は刈とらむとおもひ居るに稻負鳥の來なき催すがうるさく其を追ふ手のたゆきよしなり

和泉式部集に

逢ふ事をいなおほせ鳥のをしへずは
人は戀路にまとはましやは

通本四句人をとあり、無名抄には人を戀路にまとはさらましとあり、古今集榮雅抄に四句を人はとあるそよろしかるべき、此歌の稻負鳥はとつきをしへ鳥の事にて鶺鴒なる事論なし、一首の意かくれたることなし

狹衣に 大貳三位作なりとぞ、三位は紫式部腹にて、右衞門佐藤原宣孝の女なり、後一條院の御乳母となれり 稻葉の風も耳ちかくは聞ならひ給はず、いなおほ

按に、鶺鴒は上に云へるごとく夜も鳴わたるものなればかくよめるなり、但し此歌はしかぐ〵のつとめてよみてやりたるなるべければ實に夜中に稻負鳥の鳴を聞てよめるにはあらざるべし、歌の意はかのとつきをしへ鳥といふ古事に庭たゝきともいふさまをも裏にふくみて、君がたゝくとおもひけるかな、と深く待懸し情を戯れかゝりてのべたるなり此俊子は、同物語の中、又他書どもに合せ考るに、延長四年亭子院の六十の御賀の頃、世ざかりにて右馬允藤原千兼に逢ひ、つひに實の妻となれり倭名抄に源順朝臣作、此主、延喜十一年に生れ給へり、俊子に少しおくれて、生れ給へるなるべし、萬葉集云、稻負鳥、其讀以奈於保世度里とありて按に、萬葉集に稻負鳥の名見えず、上に引たるごとく、新撰萬葉集に見えたれば、こは新撰の字脱たるなるべし、されど奥義抄にも、此倭名抄を引て、いなおほせとりと言て、萬葉集を引文に出したればとあれば、既くより新撰の字脱たりしなり鶺鴒とは別に擧られたり上に引たるがごとしさて序に、若本文未詳、則直擧云々、或擧類聚國史、萬葉集、三代式等所用之假字、水獸有葦麻之名、山鳥有稻負之名云々是也、と謂はれたるはいかゞ、水獸と山鳥と對へたる文飾にふと誤給へるにか、此朝臣の集に九月小鷹狩の所夫木抄には屛風とあり里遠み暮なは野邊にとまるへしいなおほせ鳥に宿やからまし、とよまれたるをおもへば稻負鳥をむねと野にある鳥の如くによみなされたりときこゆ、しかるを和名抄の序に漢名のしられぬよしにて山鳥と書き又本文にも鶺鴒と別に擧られたるは此書かき給へる頃はいまだおもひえられざりつるを後に鶺鴒なる事をおもひさだめて歌にもよみ給へるなるべし、さて此歌は稻負鳥に宿やからましとはとつきをしへ鳥の一名としてよまれたりときこゆ、此主の後寂蓮法師の歌に、「をみなへしおほかる野邊の庭たゝきさかなき事な人にをしへそ、とよめるにもおもひ合すべし、此歌は夫木集に見えたり、さて鶺鴒は上に云へるごとくむねと水邊田などによりくる鳥ながら野にもたえて來らざるにはあらねば歌ざまによりてさもよむべきなり經國集に、仲雄王の和和少輔、鶺鴒賦に、就河畔之青草、託孤栖於茂裏、また菅淸人の同和賦に、就醫蒼之安禪生雛しかるを上に引たるごとく順が和名抄にははにはたゝきをば云々、又別に稻負鳥と書て云々、こと鳥と見えたり順知らざらむやは云云、順がわきまへざらむ事を今の世に定めがたしといはれたるはをさなし、順朝臣そのかみの博識人にはあれど和名抄書給へる頃はいまだ知り給はざりつるなるべし、又そはつひに知り給はざりつゝとて外に

のなり、鳴聲いと高やかに清亮めきたり、稻を刈取たるあとの田面へはことに多く來るものなりそのころ民家の庭などへも來るものなる事は、庭くなきの下に云ふがごとし、合せ考ふべし　さて稻負鳥としもいふは此鳥の來鳴く頃稻を刈る候なるをかれに促されていそぎ刈收る義にて民どもの名づけたる名なるべし郭公の田植るころ來なくをもて、しでの田長といひ、又勸農の鳥などもいへるこゝろばへなり、すべて鳥蟲などの名にかゝるこゝろばへにて名づけたりと聞ゆる事なほあり　僻案抄に記されたる安藝國人の此鳥の來りなく時田より稻を負て家々にはこびおけば申なり、といへりと記されたるにいとよく符ひたり、又玉篇に鶬鷃鶬也とあるを古訓にムギマキトリと見え今も遠江わたり其ほかの國にてもしかいふ處ありとぞ、其はなべては稻を刈收むる頃には麥を蒔或は刈田を耕へして蒔もするものなれば其候に來るよしもて名づけたるをおもひ合すべし、さて古く稻負鳥をよめる歌又書どもに見あたりたるを擧て證すべし凡其歌ゐし、又其書作る人の世の次第を考て記せり

古今集秋上　題しらず　　よみ人知らず

我門にいなおほせ鳥のなくなへに
　けさふく風に鴈は來にけり

按に、此歌六帖に人麻呂の歌として、初句我宿にとあり、顯注密勘の古本になくからにとあり、集に載らる、時撰者の意もて宿を門と改られたるにもやあらむ、貫之朝臣の土佐日記に阿倍仲麻呂朝臣の青海原ふりさけみればといふ歌を擧られたるに同主のむねと預り給へる古今には天の原とあり、この外古歌をそこ、改て撰集に載られたる事例多し

同秋下　是貞親王の家の歌合のうた　　壬生忠峯

山田もる秋のかりいほにおく露は
　いなおほせ鳥の涙なりけり

按に、此歌新撰萬葉集上卷に結の句涙那留部之とあり、さて詩には稼田上ヒ此秋登、秇稻青ヒ一本雖ヒ九種同、皷腹堯年今亦鼓、農夫扣レ角舊謳通、とありて稻負鳥の事なし、しかるに一説にこの詩に扣角とあるなるべし、稻負鳥は牛なりといへるはいとをさなし

大和物語云、夫木抄にも同じ俊子千兼を待ける夜來ざりければ

小夜ふけて稻負鳥の鳴けるを
　君かたゝくとおもひけるかな

云ふものを負ひて入るなり仍號レ之、定家卿の說とは、僻案抄の庭たゝきなりといへる說を、正說とすべしとのたまへるなり　○忌部正通の神代口決貞治年中著に鶺鴒を又云稲負鳥と云へり　○古今榮雅抄にも飛鳥井雅親卿全く定家卿の證說に據給へるさまに注されて、さて稲負鳥は庭たゝきなり黄鶺鴒を云へり　又爲家卿の定家卿の子秋の田のいなおほせ鳥のこかれ羽に木葉異本に梢もよほす山風そふく、異本、露や染らむといふ歌をあげて、あまとぶや夫木、秋の田のとあり稲負鳥のこかれはの紅葉の色をいそきかほなる、此こかれ羽につきてよまれけるにや、又家隆卿の、「我戀は稲負鳥のなくなへに涙や落る鴾（タウ）のこかれは、といふ歌を擧て、稲負鳥を鴾として讀まれたるやと、やうにも說はれたるは誤なり、大原三吟と云ふものに、たうの事を宗祇が說に、此鳥は鳴聲明らかならず、思ひにしづむ鳥なり、しかる間其思ひに羽こかれ候なり、貫之歌にとて、山高みすそのゝ夕日かゝやきてうへ田にうかふ鴾のこかれ羽、といふを引出たり、此歌貫之のなりといへるは信がたけれど、古歌なるべし　もみぢの色は黄葉こそ本にてあれば庭たゝきにも黄色の羽あれば相違なしと說はれたり此榮雅抄は文を約めて引たり、さて家隆卿の歌の鴾を稲負の義ならむと云はれたる說あれど、そは誤なり、鴾の事は因に下に云べし　件の黄鶺鴒なりといはれたるは定家卿の證文などにつきて正し給へる當時の正說なるべし、さてその引歌の稲負鳥のこがれ羽とは黄鶺鴒の羽の黄なるを焦レ羽といひそを木枯レ葉といふにとりなしてもみぢにかけてよみなしたる歌とこそ聞えたれ但家隆卿の、鴾のこがればの歌の鴾を、稲負の義ならむとやうに云はれたる說あれどこは誤なり、鴾は鵇字の皇國にて書なれたる古體にて、なほ鴇とも、鴾とも書て、鵇と通用の字なり、和名抄に、鴾異名を紅鶴、又桃花鳥と擧て、豆木と訓り、異本どもには鴾を鴾鵇と作たるもあり、それより古きものには、新撰字鏡には、鴾鵇二字、豆支、又云太字とあり、類聚名義抄に鴾をツキともタウ、タチ、字鏡集に、鴾をもタチ、ツキとよみ、玉篇の鴾字を、古訓にツキと訓り、なほ古字訓の書どもにも同じさまに見えたり、今の世にては、豆木を多くは登伎といふめり、或國人の言にタウといへるをもきゝたる事ありき、さて豆木に、鴾の字を塡て、其字音にタウとも呼ならへるなり、タチとは、芭蕉をハセチといふごとく皇國詞にとゝのへたるなり、難字記に、鴾をタホとあるは又轉れる詞なるべし、さて件の歌の意は、稲負鳥のこかれ羽といふ事のあるに、それがなく涙に背てや、鴾の羽の焦たりといふを表にして我戀ふるを否といふ人のあるを、慕ひこがるゝ情にとりなしてよみ給へるなり、さて砂石集に、彼入道（まへに東入道とあり）そのかみ毘沙門堂の連歌の座にありけるが、うす紅になれる空かな、と云句難句にて、多くかへりて興もなかりけるに、あまとぶやいなおふせ鳥のかげ見えて、花下の十念房ありけるが、あまとふやとうち出たりければ、あはつき候ぬるはと、心はやくいひけるとなん、を云へり、こはかの家隆卿のこがればの歌などをあしくこゝろえて、さかしらに鴾なりとして薄紅とよめるなり、此砂石集は、弘安二年の頃、僧無住が記にて、家隆卿の薨給へる嘉禎三年より、四十年ばかり後に記せる書なり、そ今件の古說どもに據りて己が見聞たる處をうちあはせて考ふるに上に云ふごとく鶺鴒は常ある鳥ながら黄鶺鴒はことに秋の末稲穗の赤らむころは大空を夜も鳴わたり、むねと田邊、堰手、澤邊などに細魚、小蟲などを求り食むも

給はざりしなりなほ下に云べし 但彼古歌にてはにはた、きとこそは見え侍れど順がわきまへざらむ事を今の世に定がたし 信友云、かく證しあるをすて丶、かへすゞく順ぬしをのみ信れたるはをさなし、さて以上奥義抄の文なり、今按に此順ぬしの倭名抄は、考得られざりしなり、其説は下に云ふべし 云々たゞいなおほせ鳥とて秋來て夜の田に鳴鳥にこそ侍らめ こは顯昭が地の文なり、顯昭の古今集注、顯注密勘なる顯昭の注は、此袖中抄の説よりはあらくて、異なる事なければ引かず ○定家卿の古今集密勘に愚意今按には猶庭た、きにやと思ひ侍れど無二差證一と記されたるは後に記し給へるなるべし同卿の僻案抄に、此鳥さまゞゝに清輔朝臣等の人々の 上に引たる清輔朝臣、顯昭法橋などの説を、さし給へるなるべし 説をかきて事きらざるべし、此歌雁は來にけりといふに 古今集なる我門にの歌の事なり 鴈といふ説は有べからず、時のけしき秋風涼しくなりゆくに庭た、きなれ來りておとろへゆく秋草の中におり居て色も聲もめづらしきころ初鴈の聞ゆる當時ある事なれば常の人の內庭などに馴こぬ鳥を遠く求め出さで目の前に見ゆる事につくべく思ひ給ふなり、いはまほしからむ人は鳳とも鸞とも心にまかせていひなすべしたがひに知るべからず、近年ある好士、安藝國にまかりけるに宿所より立出たりけるに庭た、きのおりゐて鳴けるを女の有けるが見ていなおほせ鳥と云ひけるを聞て、など此鳥をいなおほせ鳥とは云ふぞと問ければ、此鳥來りなく時、田より稻を負て家々にはこびおけば申なりといひけり、國々の田舍人はかやうの事をやすゞゝと云ひ出すをかしく聞ゆ、此事聞て後に安藝國に通ふ人にとへば同じさまに聞たる由を申すなり 谷川士清が謂ふ、伊豆國三島、又安藝國にて鶺鴒を神島なりとて、捕る事をせずと云り 大和河內などにもあまねく申よし聞ゆ、ひとへにおしていはんよりは國々の士民の説用ゆべくや、人の心にしたがふべしとあり 細川幽齋ぬしの古今集聞書のいなおほせ鳥の條に、故入道殿（幽齋の師は、三光院實枝公なり、此公の事なるべし）の申侍りしは、安藝の國よりのぼりたる下女の、にはたゝきを見ていなおほせ鳥は京にもありけるといひければ、などさはなづくるぞといひければ、安藝の國にはあの鳥いできぬればいれをかりてかづきはこべば、いなおほせ鳥と申なりといひければ、此義を存するよし申き、ふるき説にて侍るなりと記されたるは、僻案抄の説と專ら同じきを、安藝の國よりのぼりたる下女の云々とある趣は異なり、暗記のたがひなるか、又その後入道殿も同じ趣に聞たまひたりしにてもあるべし ○順德院天皇の八雲御抄にのたまはく、鶺鴒はいなおほせ鳥といふ異説にすゞめを稻負鳥といふ非説なり、大和物語云さよふけていなおほせ鳥のなくといふ庭た、きの條如何、庭た、きはよるなどはなかぬか云々 按に、庭たゝき夜も鳴く鳥なり、下に云ふべし 但定家卿説可正説、いなおほせ鳥かの鳥なく時人の家々に稻と

出ず

○稲負鳥

袖中抄に、「我門にいなおほせ鳥のなくなへにけふふく風に秋はきにけり」、顯昭云、いなおほせ鳥とは古くとかくいひたれどたしかに見えたる事なし、秋の田になくよしをよめりさる鳥侍るにこそ、是は古今讀人不知歌なり又古今にある歌は雅貞親王家の歌合忠峯の詠なり「山田もる秋のかりほにおく露はいなおほせ鳥の涙なりけり」、此歌は菅家萬葉集にもいれり第五句は涙なるらし和語抄に云山田に夜や曉などに鳴鳥なり 信友云、こはいかなる鳥ともしらで、たゞ歌につきていへるのみなり 綺語抄云 此書八雲御抄に、仲實の著されたる由記し給へり、藤原仲實朝臣は、堀河百首の歌人にて、俊頼などへ同時代なり いなおほせ鳥は庭たゝきなり 信友云、此說かなへり、其よしは下に辨ふべし 無名抄云 八雲御抄に、俊頼の著されたる由記し給へり、今世にある無名抄は、鴨長明抄にて、もとより此說ある事なし、已いまだ俊頼の無名抄を見ず 稲負鳥とは知れる人なし庭たゝきといへる鳥なめりといへる人あり 信友云、此考よろしきをこまかに云はざるはくちをし おしはかりの事なめり、此庭たゝきといへる鳥はとつきをしへ鳥とぞ申なる、それにつきて心ある歌、「逢事をいなおほせ鳥のをしへずは人を戀路にまとはさらまし 和泉式部集の歌なり、下に引て論ふべし 此歌を彼鳥の名に思ひあはするなめり 信友云、いかにもおもひ合すべき證なるを、みづからの何の說もなくて、たゞうけ引給はざりつるはいかが 雀と申人あれど雀は常にある鳥なれば今始ておどろくべき事にもあらず 信友云、此說しかり 奥義抄云 顯昭法橋の兄、清輔朝臣の作 の古歌にさま〴〵によめり或は秋の田にむれはむ鳥なり 信友云、此歌いかなる歌にや、しらずよみによみたるなるべし 或は秋たちてくるよしあり 信友云、こはさもよむべきことなり、下にいふに考合すべし 俊子歌には、「さよふけていなおほせ鳥の鳴けるを君かたゝくと思ひけるかな 信友云、此歌下にくはしくさたすべし 又あふ事ををしふともあり 信友云、こはとつぎをしへ鳥の意ばへときこゆればかなへり、さて奥義抄今本書には、さよふけての歌につゞきて、又古歌云、「逢事をいなおほせ鳥のをしへずは人を戀路にまどはましやは、と歌をあげたり、五の句の詞異なる處あり、さてこれより下文袖中抄印本誤字多し、今寫本と奥義抄とに參考へて糺して引り これにつきては庭たゝきと申人もあれど 信友云、此說よろし 本草和名兼名苑など云ふ書こそは萬の物の異名かたちをさへあらはしたるに見えたる事もなし、又順が和名には、にはたゝきをば鶺鴒、又鶺鴒などかきて注には日本私記云、とつぎをしへとりとかけり又別に稲負鳥とかきて注に其よみいなおほせとりと書て萬葉集をひき文に出したればこと鳥と見えたり、順しらざらむやは 信友云、こは順の知り

ケテといふべきをサカテといへるにてそは酒代をサカテ、酒杯をサカツキといへる類にて例いと多し、さて天のさかてはいかに拍にか知るべからねど古の禮儀には何事にも手うつならはしなりければ避手もたゞ尋常の禮儀のごとくに手拍たる事なるべし天といへるは天上より傳はれるならはしなるべし、外にもかくさまにいへる例あり、すべて天某といへるにちくさ〲の差別あり、別にいふべし伊勢物語にむかし男ありけり、女をとかくいふこと年月日經にけり云々、秋風吹たちなむとき必逢むといへりけり、さて秋まつころほひにこゝかしこより其人のもとへいなむすなりとてくせち出きにけり、さりければ此女のせうと俄に迎に來たりければ此女かへでの初もみぢをひろはせて歌をよみて書付ておこせたり、「秋かけていひしながらもあらなくに木の葉ふりしくえにこそ有けれ、と書おきてかしこより人おこせばこれをやれとていぬ云々、いにし所も志らず、かの男はあまのさかてをうちてなむのろひをる、むくつけき事人ののろひごとはおふものにやあらむ、おはぬものにやあらむ、今こそは見めとぞいふなる云々、按にこは秋は必逢むと約りおきつる女の云々せるによりて男深くいきどほりけれどもせむかたなく今はその女の心にまかせておのれは想を絶ちて避る意もて避手うちし趣ときこゆのろひをるより以下の文は、しかさかて打つゝも女を恨む心のふかきにえたへで、詛ひごとを爲るさまなり、此のろひごとは詛ひ事か、詛ひ言か、しりがたしこはかの事代主神のさかて拍給ひしも既くよりの禮儀にて、さる古の禮儀のなごりのかつかつ傳はれるを此時のさまにしたがひてさか手うちしものとぞきこゆる、今の世の俗に我居たる座を起て人を請むとするに居たる跡を手掌もてたゝくも我座を人に避け讓る意なりむかしは手拍たるにやあらむ又商人どち物の價をあらかひて後つひに買ふ人の乞ふまゝに賣り與ふるとて手拍つ事をするも、買ふ人に避け與ふる意なり此時、買ふ人もそれに和て手拍つなり又物いさかひしたる人どち中直りといふ事を爲る時に手拍つも、もとはかたきの怒をさけてそれが心にまかせ和むるかたの人の爲るわざなるをなべてはかたみに手拍つなる、こはおのづからしかあるべきいきほひなりかし、これら事、別なるがごとくなれど人に避けゆづる時にも手拍つならはしのかつ〲殘れるものなるべし天のさかてをよめる歌これかれ見えたれど、みな伊勢物語によりてよめるのみにして、古意を得てよめりときこゆるは見あたらず、故その歌どもは引きも

比古婆衣十九の巻

○あまのさかて

古事記に遣二天鳥船神一徴二來八重事代主神一而問賜之時、語二其父大神一言恐之此國者立二奉天神之御子一即蹈二傾其船一而、天逆手矣於二青柴垣一打成而隱也、とある逆手は借字にて避手の義なり、神代紀に我父宜奉避、吾亦不可違、因於海中造二八重蒼柴籬一蹈二船枻一避之、とあるをもおもひ合すべし避をサリとよまむはくはしからず ○舊事紀の此條の文は、神代紀と古事記とをとり合せ作りと見ゆるに、蹈船枻而天之逆手打而青柴垣打成隱云々とあるは、古事記に、天逆手矣於青柴垣打成而云々とあるとは、文とゝのひてきこえたり、もしくは古事記の原本に、天之逆手打而於青柴垣隱也などやうに有しが、後の本に誤寫せしにもやあらむ そは事代主神の御父、大國主神の領給へる此御國を皇孫命に避獻るとして其禮儀に手拍給へるなるべし、此古事を出雲國造神賀詞に、天夷鳥命、介布都怒志命手副天、天降遣天云々、國作之大神乎毛媚鎮天、大八嶋國現事顯事令事避支、こは云々して大國主神に、大八島國の現事顯事の事を避しめ給へる由なり、先輩の說くはしからず、本文の詞よく〱味ふべし、孝德天皇紀二年の處に、有爲妻被嫌離者特由慚愧所惱强爲事瑕之婢（事瑕此云居騰作柯）云々、如此等類愚俗所染今悉除斷勿使復爲とある事瑕も、妻たるもの丶夫の家の事を行はで、避たるを憎みて事避の婢と名け、苦使たる由なるとおもひ合すべし（瑕は避の義はみえれど、博雅に瑕裂也とありて名義抄にサクとあり、谷川士淸の日本紀通證に、事瑕之婢瑕疵也詩義瑕猶過也、言謫身爲婢以贖其罪也、萬葉集曰兩妻例云、有妻更娶者徒一年、女家杖一百離之）又萬葉集七卷に、殊放者奧從酒甞湊自、邊著經時爾可放鬼香、こは海上を男と女と舟に乘あひてしたしかりしが、其船邊に著て別れむとする時に、男のよめる歌ときこゆ（題寄船とあり）このコトサケも、上に云へると同意なり、又十三卷にも、愛十羽の松原、少子ども率わ出見む、琴酒者國丹放甞、別避宅仁離南、あめつちの神しうらめし、草枕この旅の氣に、妻應離哉、同反歌に、草枕此旅の氣に妻放、家路思へば生けるすべなし、又神代紀黃泉段の一書に、伊弉冉尊恥恨之曰云々、伊弉諾尊亦懼焉、因將出返、于時不直默歸而盟之曰、族離、又曰、不負於族乃所唾之神號曰速玉之男、次掃之神號泉津事斛之男、（通本、斛を解とあるは誤なり、別に考あり）とあるも女神男神族離給ふとて、掃ひ給ふ時に生りませる神にて、その事に就て負せ奉りし名なるべくきこゆ（この意によく叶へり）男神より掃ひ離け給ふ方につきて事斛之男と申し、古の事瑕之婢は女よりさけたるなり とあるをもおもひ合せて其時手拍給へる由なることを辨ふべし、さて古事談二六條顯季源義光所領相論の條顯季の詞に上略云々に侍れば欲レ奉レ避也とて不日に書二避文一取二具劵契一與二義光一了云々、東寺に藏る延喜の古文書に所領を人に讓與ふる書を避狀と書るもの見えたり、曆應三年の文書に當寺學衆避狀云々とあり、又東鑑にはそれにサケフミと假名をさしたり 又去文と書る處もあり、これも准へてサケフミとよむべし、去もつかひざまによりてはサケとよむべきなり 言も意も似通ひて聞ゆ、さらばサ

花のかほと同じくた、へて云へるなるべし

〇かきつはたの事

和名本草（深江輔仁撰）に由跋、和名加岐都波奈と見え、名義類聚抄（菅原是善卿の撰なりといふ古本なり）には由跋、カヽツバナ、カヽツバタ（片假字書なりヽはキの古體也）と兩樣に訓を施られたり、又常陸風土記（延長の奏進）久慈郡の下鏡山の條に所レ有土色如ニ青紺一用レ畫麗レ之俗云ニ阿乎爾或加支川爾一とある青紺はいはゆる紺青なるべし、加支川爾といへるは其土色のかきつばたの花の色に似たる由なり、これらに據りて考ふるに此もの、名もとはかきつといへるものなるを（今挿花家の俗もカキツといへり、古言の轉り傳はれるか、また俗言のかへりて古言にかなへるか）其花をさしてかきつ花といへるなり、又かきつばたともいへるはたははなり、はたとはなと通はしいへる例は日本紀に、裸伴阿箇播娜我等母とあるを舊事紀に赤花とあるも旣くしか書る古書のありしをとれるものなるべし、そはとまれ那と娜とは同韵のしたしき音なれば通はせてもいふべき也、萬葉集七卷に墨吉の淺澤小野の垣津幡衣に摺着けきん日しらずも、とあるもかきつの花の事なるべし、又大同類聚方の藥品に加支津とあるものもこれなるべし

比古婆衣十八の卷終

はなしといへり、なほこのもの、ことを考るに古今集戀五に典侍藤原直子、假名にはなほい子とかけり海人の刈藻にすむ蟲のわれからとねをこそなかめ世をばうらみじ此歌六帖に、われからと題ありて、歌主は内侍のすけきよい子とかなに書たり、此ぬしは作者部類に、五條后姪とあり、五條后と申奉るは、藤原冬嗣公の女、順子、仁明天皇の后にませり、さてこの歌よりふるくわれからをよめる歌いまだ見あたらずこを伊勢物語に二條后のとせるは物語書の趣向なりさて歌にねをこそなかめとは此蟲音をなくものにはあらざれどわれからと身を苦しめてかなしきよし歌人の情をよそへてよめるなりかゝる例歌に多し同物語に、「こひわひぬあまのかるもにやとるてふわれから身をもくたきつるかな、さて此むしをよみたる歌の物に見あたりたるひとつふたつ、六帖によみ人しられずわれからの題の下に、沖つ波打よする藻にいをなして通本三句、いほりしてとあるは誤なるべし、今古本によりて引つゆくへさためぬわれからそうき通本、われからそとは君は猶うらみられけり海人の刈藻にすむ蟲の名をわすれつ、此歌拾遺集戀部に、閑院小大君の歌とし、二の句、君をなほ恨みつるかなとあり、さてこはわれからといふをかくしてよめり又齋宮女御歌仙傳に、式部卿重明親王の御女、徽子、天暦元年入内御集に、「しらなくにわする、ものはおほつかな藻にすむ蟲の名にこそありけれ、御返し、「わするらむ藻にすむむしの名をとは、かひもあるそとあまは告まし此二首ともにわれからをかくしてよみ給へり、さて御返しのかひもあるそとは、忘貝をかくしてよみ給へるなり拾遺集戀五に題しらず、「あまのかるもにすむむしの名をきけはた、われからのつらさなりけり、など見えたりわれからてふ名の義、またむしの有さまなどなほもおもひあはせらるれば引出つ

○かほとり　かほ花

北村久備考、かほ鳥は一つの鳥の名にあらず百鳥の愛すべきものをいへるよしは先哲既に説畢りぬといへり、今按にかほ花といふも同じことにてすべて香氣あるもの、かくうるはしき花鳥と稱美したる詞なるべし、朝顏といふは朝咲てうるはしきをた、へ夕顏は夕べにさきてめでたきをいへるなり、稱へいふとては國にもかふむらせて鹽氣のみかほれる國ともよみたり、萬葉集三卷に容（カホ）鳥能間鳴數鳴、六卷に貌（カホ）鳥者間鳴數鳴、十卷に朝井代爾來鳴杲（カホ）鳥、また八卷に容花などあり、また人の顏をかほばせといふは和名抄に云、顏面加保波世人の身にてはまづ容貌の美を稱するには首をもて第一とす、故にかほ鳥、かほ

しくなりぬ、また一巻につがの木のいやつぎ〳〵に、また十九巻にち、のみのち、のみことなどよめると同じ例なり、さてそのスルガてふ舊地は富士川の下方の川邊に在しなるべく考たる事は、古駿河鄕と稱し處今慥ならず、又駿河郡と建(サダ)められたりし界域も慥ならねど今駿東郡とて富士郡の東にあるは古の駿河郡を東西と兩に割たれたる東の方なるべければ駿西郡はそれに接續きて西の方、今の富士郡の南の方かけて富士川の下流も其部内にて其處に舊のスルガてふ地は在しを又後に駿西郡を停て富士郡に合られたるなるべし、故舊スルガと云ひし地は今の富士郡の富士川の下流の川邊なりけむとはいへるなり、なほその國人によく訪ひ尋ねてさだむべし

右の考ははやくいさ、かおもひよりてのみありしをきのふ駿河人のしひてこひとへるによりてかたなりながらやがて書つゞりて見せたるしたがきなり

文政九年丙戌かみな月二十七日　信友稿

○われから

われからてふ蟲の事は、八雲御抄蟲部に藻にすむむしなり（これは古今集に、もにすむ蟲とあると同じければくはしからず）鈴屋翁の玉かつまに記されつれどおのれがすでに見たりしさま又名の意などをなほもいはむとす、若狹の海にわれからといへる蟲はそのさま海老の類の少さきものに海糠魚(アミ)といふもの、あるがそれに似て長さ二分又三四分ばかり、海藻の色していさ、か黄ばみたるもあり、和布また海菜などの中にをるものなり、そは海人のことさらにとるにはあらねど藻とともに刈あげられてわれからと命死ぬものなるが故にわれからともみづからともいふと浦人の翁がいへり、風葉和歌集に、しのびたる女にあふきに書て見せ侍りける、はつねの雲井の關白「われからとたく藻のけふり袖なれてたえぬおもひに身をこかすかな、とあるものわれからの藻とともに刈あげられて身をこがすよしよめるにいと打あひてきこゆるかし、さてそのわれからの和布などにつきて乾たるはいと少さくなりてうす赤きも黄ばみたるもありて目にたつばかりのものにあらず、かれ浦人の諺にみづからくはぬ僧

なるなり、又それと同色の花さきて木の大きくならざるがあり其實も如此なれど長からずまろくかたまりたるごとき形をなすなり、かくて白花咲くは男木にて、薄紅帶色なるは女木にて實を結ぶなり、さて又辛夷は三月中旬花さき櫻とともに葉落るなりと云へり、しかれば日向なるは冬落る事なしと云花の形もいたく違へれば同じ物とはおもはれず、しかれば日向なるは辛夷の一種とすべし

攝州灘吉田氏の被贈乎加多麻の圖（此事一宵話ニ見ユ、モト薩摩屋久島ノ品）



外皮大ニ開ケ果テ落タル所ナリ

○駿河國名義

和名抄に駿河國駿河郡駿河郷あり、今按ふに舊はスルガてふ一處の地名の例の漸々に廣ごりて郷名となり又郡名にも定められ竟に國名にも負せ定められたるものなるべし、さて其スルガてふ舊の地は富士川の下つかたの川邊に在しなるべし（此考は下に云ふべし）名義は此川世に名たゝる大なる荒川にてともすれば水かさ益り漲りて岸波立て川邊ゆすり流るゝが殊にその甚しきわたりをユスルガといへるをユスの約りておのづからスルガと呼びならへるものなるべし、さてユスルとはすべて鳴響むやうの事を云ふ言にて、そを水につきていへる例は萬葉集七卷に大海之磯本由須理立波之（同卷に、大海之水底豐三立波之、また十一卷に、四長鳥居名山響爾行水乃云々、此歌を六帖に、ゐな山ゆすり云々とよめり、トヨムとおほかた同意の言なり、さて響爾の爾は、彌の篇の脱たるなり）とよめるこれなり（沐浴などの字をゆするとよむも、本の義は同じけれど、轉りたる言にて、異義のごとくなれり、事長ければこゝにはいはず）カは處にて例多き言なるがことに當國には白須加、横須加、大須加、など云へる地名多しおもひ合すべし（但しこれらのスカは渚處の義か）萬葉集三卷に打縁流駿河能國、また廿卷駿河防人歌に宇知江須流須流河乃禰良波、とよめるヨスルもエスルもユスルの轉りたる言なり、ヨエともにユに親しき音にて打鳴響と同言なるを重ねて枕辭とせるにて、萬葉集十一卷にはまひさぎひさ

すてむもさすがにて書添おくになむ

文政七年八月十日夜下草稿なほ考べし

追記

文政十丁亥年七月内藤廣庭話云、武州豊島郡四谷十二叢祠（熊野十二社共）地の西南の池の南丘陵雑木林中にあり、又同所の村中にも二株あり其形狀枝葉ともに梨に似て實はことごとく草の穗の如く枝の最末に生れり、蔕なくして顆根相連續たり（兵庫なるは短帶ありて枝につけるもあり）實白し漸熟して皮二つにわれて實あらはるゝ、熟するに隨て外皮大に開け果落るなり、騂黑色となり柚子を干したるに似たり（外皮兵庫のよりは薄し）果紅の肉は白くして核をつゝむ其果多くは二ッづゝ累れり、これをわるに白綿の如き糸を引て此糸二筋實の外へ出て皮の中へ通り核をはさむ、核は西瓜の核に似て大きさも色も相似たり果一つなるは白綿糸一筋あり、果肉の氣味甘酸微苦や、橘柚に似て香も似たりと云へり

天保八丁酉年四月内藤廣庭又話云、此實なれる木をよくよく正せるに辛夷（こぶし）なり、但しなべて多かるこぶしは花白し其白花さく木には實を結ぶことなしその花いさゝか薄紅のにほひある色なる木に此實は

武州四谷野生辛夷圖



び、七日七夜の御神拜と云へるも、かの俚諺に此歌などをとりそへて、おろ／＼につゞりたる詞とぞ聞えたる、又中昔の俗諺に、伊勢や日向の物語といへる事もおもひ合すべし、さて又此歌によめるひもろぎは、神に獻る御食物をいへり、その委しきよしは別にいへるものあり　これかれおもひ合てをかたまは高千穗にありてふ木なることを知るべし

おのれさきにおもひけらく、をかたまは岡タマにて岡に生たるタマノ木の事なるべしタマは橡樟の類にてタモ、タブ、タビ、タボなども云ふ木なり江の島にても、タモをタマとも云へり、玉のごとき實なるなりと云へり、魚などをすくふ小手の類に、タマといふをタモといふごとく通はしていふ名なり、この木諸國にてくさぐ＼方言ありときこゆ　實は圓きがいくつも集り結りて其色は赤と濃紫なるとが二種あり、此實の形の玉に似たるによりてタマノ木といへるなるべし、此木國々の中にはもはら岡上などに多く殖並めたるをも見あたりたれば岡タマの木ともいふべし松躑躅などを、岡まつ岡つゝじ、山まつ山つゝじ、などいふたぐひなり　大同類聚方木部に多萬加波、一名加良多萬、味大爾辛甘久香之、十月或波正月採レ皮日爾乾而用とあり、加波は皮にてこれタマノ木なるべし一名を加良多萬といふも、唐玉の義なるべし、此タマノ木、漢名は何といふぞとさる道の事識人に試みとふに、其橡樟と云ふものゝ類にて、くさぐ＼あり、葉の云々花のしかぐ＼、實の云々それが眞の名は、何がしくれがし、和名は、なにがしくれがし、又しかぐ＼なるは、しかぐ＼とこちたく云ふを心とゞめてよく／＼きけば、徒漢籍に書たる其木の形狀を、おほよそにおしあてゝいへるにて、かれにもこれにも實にみな相當れりともきこえず、すべて近世彼ともがらのわれ賢く譯せる事は、大かたさる考も多からめ、そを假令ば、人の容貌のあるやうをものに書つけて、其に據りて實に其人を求むるが如きことわりなれば、さるべきことなり、されど漢風の醫のともがらは、其藥を採り擇ばむには、要とある品々は、つとめてよく明らむべき事なるべき、然らぬ人は漢名はとてもかくても有ぬべし、今いふタマノ木はむかしより御國にてはいかなる漢字をや用ひなれたりけむ橿の字を作りて用ひたらむとおもはるゝ事は下に云ふべし

又飛鳥井雅親入道榮雅の古今集抄一名古今秘密抄にをかたまに橿字を用ひ給へり、字書どもを考ふるに此字植木の名とは見えず、おもふに既くタマノ木に宛て靈字タマとよむを借りて木偏に合せてこなたにて更に製れる字なるををかたまにあて、用ひられたるなるべし、松永貞德が歌林樸樕拾遺に、一說に岡の玉の木なりといへりとあるは今己がいへるタマノ木の事か、さだかならぬ云ひざまなれど意は岡に生たるタマノ木ならんといへりと聞ゆれば、これらをもおもひ合せてタマノ木の事なるべくおもひたりしかど、まさしく日向に其名の木あるがうへにかの竟宴の歌などにもおもひ合さる、事のあれば、さきの考はわろからんとおもひなりぬ、されどすでに玄たがきをものし置たりつるを

これかの友則、勝臣の朝臣たちの歌によみ入れられたりしをかたまの木なるべし、さて又かの國人の神世より有來し故ある木なりと云ひ傳るは高千穗嶺は皇孫尊の天降まし、神世の古跡にして其山に生る希物なるが故に云ひ傳へたるものなるべし、其ををかたまとしもいへるは實の圓く玉のごとくにして赤きによりて赤玉といへるを訛りてをか玉と云へるか、又はみづ〳〵しきを稱へてわかたまと云へるが轉へる言なるか、いづれにも實の玉に似たるよしなるべし、さて此木さばかり世の希物ならむには物名にとり出む事の似つかぬこゝ、ちせらるゝにあはせてなほ考るにそのかみ日向の國司などの希しみ持歸りてもてはやせるをかの歌ぬしたちの見て興じて其名を題にとりてよまれたるなるべし 勝臣は、元慶七年阿波權掾に任され、友則は、寛平九年土佐掾、延喜四年大内記に任されたるよし、古今集目錄に見えたり、此二人おほよそ仁和寛平の頃、世を同じくせられたる人なるべし、古今集の撰者たちも、大かた同じ世の人なるべければ、そのをかたまの木は知られたるべきを、後の世となりて、其もの、希なるによりて、しれがたき事となれるなるべし、又おもふに、友則は、土佐掾、勝臣は、阿波權掾なりしかば、其國々より日向へ便りて、ともにをかたまを得て見られたらむもしるべからず さて右の二歌の外に此木をよみたるは詞林採要抄に日本紀竟宴歌とて、玉かしはをかたまの木のかゝみ葉に神のひもろきぞなへつるかな、といふを載たり此歌本妙寺本の元慶延喜天慶等の竟宴歌には見えず其より後の度のなるべし、此歌熟くと、のへりとはきこえぬを今其意を推量て按るに竟宴の時の頌題に太玉命を得て窟戸隱の時の招事に御幣に賢木に玉鏡等を取繫てものせる趣をよめるなるべし、さらば此歌主そのかみ日向の國人などの俚談に高千穗峯を高天原とたがへ窟戸隱の時の御幣の賢木は此をかたまの木なりと云へるを據にしてよまれたるなるべし 上古の事跡を、かゝるさまに誤り傳へたる事も、むかしよりこれかれ少からず 歌の趣はをか玉の木の鏡葉をかしはとして かしはとは、もと飯などを炊く時、便よき木葉を鋪き、又食物を盛る料につきて稱ふ名なり、鏡葉とは木葉のみづみづしく、つやめきたるをいへるなるべし、おのれ既に壁塗人の塗たる土を、光澤めかさむ料に、つばきの葉の、みづ〳〵しきを撰り採りて、そをかゞみ葉と云へるを聞たる事ありき それに供物を備へて神に獻りたりしがめでたき由にて、それにかのをか玉の賢木に玉と鏡とを取繫たりしといふ故事をもおもひよせて玉と鏡との詞をならべてはたらかせと、のへたる心用ひにぞあるべき 猿樂の弓八幡といふ謠詞に、天の岩戸の神遊び、むれゐて諷ふや榊葉の、青にぎてしらにぎて、云々今も道あるまつりごと、あまれしや ひもろぎの、をかたまの木の枝に、金の鈴を結ひつけて、ちはやぶる神あそ

野の瀧にうかひ出るあわをかたまの　きゆとみゆらむ、同墨滅歌に、藤原勝臣、「かけりてもなにをかたまのきても見むからはほのほとなりにしものを此うたは、いま／＼しき意詞にて、物名の部などに入るべきにあらねば、この集撰定の時、墨滅して除かれたるなるべし　此木の事むかしよりさだかならず諸説あれど論ふにもたらればあぐるにたへず　こゝに享保の頃日向國臼杵郡延岡の城主源牧野貞通朝臣の領じ給へる國内、高千穗山に生るをかたまの木の摸圖に、事書をそへてやごとなき御あたりへ奉られたりと云へる寫に、安永の末伊勢貞丈主も其圖を寫てなほみづから日向人に問て物に記しおかれたる趣をとりすべてこゝに記す、臼杵郡高千穗山にをかたまといふ木生ひ出づ此木神代より有て故ある木なりと云ひ傳ふ、此木の名、所によりて訛りてをたゝまの木ともいへり常葉木にして葉は世に青木といふものに似たり貞丈ぬしの古今集三木考に、其摸圖を見るに、葉は山茶花に似たりといはれたるは、未事昔を見られざりしほどの推量言なり　正月に花さく紫色にて蘂は黄なり、實は三つ四つ五つ集り結れるが、十月の頃に至りて外皮開けてもちの木の實のごとき丸く赤き實顯はれ出ていと美し、此本を他地に移し殖るにいさゝかも穢たる地には生たつ事なし、また寒氣をいとひ霜雪に遭へば枯るとぞ、さて又此木山中他木のごとく多くはあらず、故國人も其名だに志らぬもの多し、又薩摩の嶋々の中にもたま／＼此類の木生ふる處ありとぞ近頃尾張人牧墨僊と云人の著せる一宵談といふ書に、薩摩の鬼界、屋久、兀了（トカラ）等の島に、なかたまの木ありとて、其屋久島より攝津國人の得たるは、紫瓣黄蘂、實は橘柚の類と聞る由見えたり、瓣蘂等は同じくきこゆれど、實のさまの事たがひて聞ゆるは、聞傳の誤なるべし



○しるよししてかりにいにけり

むかしをとこ、うひかうむりしてならの京、春日の里にしるよしして、かりにいにけり云々、をとこのきたりけるかり衣のすそをきりて、歌をかきてやる云々、按にしるよししては知れる由縁ある人の在りとていへるなりしるよししてを、眞名本知由爲と作り文の意は、春日の里に知れる由縁ある人の在りといひて、そこを便りに宿りて鷹狩せんとて出立たるとなり領所あるによりて云々といへるは叶はず、末にいふと合せて見るべしその證は此物語の中にも、むかしをとこつの國うはらの郡あしやの里にしるよしして眞名本に、所知在而と作るをもおもふべしいきてすみけり云々、此をとこなま宮つかへしければ、それをたよりにてゑふのすけどもあつまりきにけり、このをとこのこのかみもゑふのかみなりけり、その家のまへの海のほとりにあそびありきて云々、還へり來る道とほくて云々、やどりの方を見やれば云々、家にかへり來ぬ、その夜みなみの風ふきてなごりいと高し、つとめて其家の子ども出てうきみるの波によせられたるをひろひて、いへの内へもてきぬ云々、とあるを考合すに此文の意、あしやの里に知れる由緒ある人の在とて行て住けり、其宿りは海邊なるいやしき浦人の家なるが、男なま宮仕へをしてければそれを便りに云云の人どものあつまり來れるよしなり、そもそも此蘆屋の里かの男の領所ならんにはさる浦人などの如きいやしき家を宿りとせる由に書べきものかは、またすべてのさまも其さとを領れる主のあへしらひとは通えずかし、又むかしをとこつの國にしる所ありけるに、あにおとゝ友だちひきゐてなにはのかたにいきけり、とあるは相知れる人の居る所のありけるにと云ふ意なり、いまも他國に相知れる人の在る所をさして知れる所のありといふなり、こは正しく相知れる人の家を其處へと心ざしおきてさて難波の方へ行たる由なり堤中納言物語、おもはぬかたにとまりする少將の卷に、大納言の姫君二人物し給ひ云々、いとこゝろぼそくおはせしに、右大將の御子の少將、しるよしありていとせちにきこえわたり給ひしかど云々、とあるしるよしありては、こは正しく知れる由緒ある人といへるなりこれら合せ考て辨ふべし、さてかりにいにけりは鷹狩すとて行たる由なり假にとおもふはわろしさは末に狩衣のすそをきりて云々、とあるをも思ひ合すべし狩衣は、必狩の時ならでも着ることなれども、こゝは文をかけ合せて書るものなり

○をかたまの木

古今集物名に、をかたまの木紀友則、「みよしの丶吉

河苔と云ふものに當れりや否や、其はいかにもあれさるもの他國にもありやなしや、なほよく尋ねてさだむべきものにこそ

かく記しをへて後、紀伊君の御侍長澤伴雄此考を見てわが産土の紀伊國にて件の若狹にて云々といへるともはら同じさまに清川の底に生ひ出る藻にかはなぐさと云ふがあり、里人どもなべては、とこともぬめともいへり、但し葉の形狀菅葉の如くにはあらず海藻の青海苔といふものに似たりといへり、和名抄に漢名の水苔、河苔を當られたるは此物なるべければこれぞ祝詞に見えたる眞の川菜なるべき若狹なるは同じ類の藻ながら異種なるべく思ひさだめつ

〇がのの詞主客の差

がのの詞、すべて彼此主客の差によりていふ言、が。はかなたの上へなりにあるさまをかれを主としてこなたよりいふ、の。は其をこなた主となりてかれをさしていふなり、松がえ、梅がえなどいふは松の枝梅の枝のかれがあるさまをいひてかれを主とし、梅の枝松の枝といふは其梅の枝松の枝をこなたより見て客としていふ、又某が云ふとは其人のかなたにて云へる上をかれを主として此方よりいふ、某のいふとは其を此方よりさして客としていふ、雁が音、田鶴が音は雁また鶴のかれが鳴く上をこなたより云ひてかれを主とし、雁の聲田鶴の聲はこなたより聞て彼を客として云ふ、甲斐が嶺富士の嶺の類すべてさすもの、主客によりて彼を主として云ふときはが。といひ、こなたを主となりていふ時はのといふ故、君が代もわが世もなどつゞけていふも一つは君を主とし一つは吾主となりて共に君が吾がといへり、なべては某がいふといふときはなめしきが如く某のいふといへば敬ふ意におもはるゝ、某がいふといへば彼がいひてあるをよそより聞く意ある故其意疎くおのづからなめしき意のごとく、某のいふといへばこなた主となりて其心親しくおのづから敬ふ意のごときなり、されども君が世君が心などいふは又かなたを主として云ふがかへりて尊み敬ふ意となるなり、さればその對するものにより又そのときのさま、事のさまによりて自らその情ばへによりていひ別てる事にていとこまかなる味ある詞づかひときこゆ

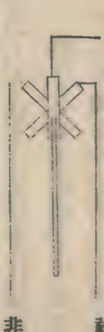
にかけわたすさま、蜘手はその縦横を斜にいくたびもかけわたすさまなり、さればおほやうに十文字を蜘手とはいふべく蜘手の形容したるを十文字と云ふべからぬはもとよりなり、これらも思ひ合せてくもでといふ事のさまをわきまへ知るべし、さて又古本今昔物語集に此條の物語の趣をのせて、其ヲ八橋ト云ナル様ハ、河ノ水出テ蜘手也ケレバ、橋ヲ八ツ渡ケルニ依テ、八橋トハ云ケル也、とあるによれば此處むかし河水の滂溢れ堤などのきれて水の蜘手に流るゝ様になりたりけるをよくも修らひあえずして、やがて其流れに橋をわたしたりけるが八つありしによりて地名ともなれるなるべし、然らばもとは水出て川の蜘手なればとありけるを、その水出てを水せくと書誤たる本のつたはりたるものなるべし

○川菜

鎮火祭祝詞に川菜とあるものは和名抄の水菜部に水苔、辨色立成云（下徒來切、和名、加波奈）一名河苔、亦作レ菭、草生ニ水中ニ緑色也と見え（此抄の文、印本脱字多し、今古本に據る）古今集物名題にかはなくさとあるも同じ物なるべし、しかれども其はいかなる物にかなべて世には詳ならぬを、この頃若狭の遠敷郡日笠の里人に因ありて正月の七種は何々を用ふるにかと尋けるに己が里わたりにては必しも定めたる事はあらず、雪間をもとめて菜となるべきものを採りて薄粥に雜て食ふ例なるが菁松、薺、川菜は雪中にもかならずあるものなれば此三種はおのづから定まれるものゝごとし（七種といはざる時は、件の三種のみものすることもあり、さて七日の暁起にその菜どもを俎に置て、菜刀もて剉むに、七種薺、疾う戸の鶏のわたらぬさきを、となりかへし唱へはやしつゝ、其調子に剉む例なりとぞ、さてこれにつけておもふにも、公事に用ひらるゝ若菜の、古書どもにとりどりにきこゆるは、必しもその品は定らず、おほかたあるにまかせられしゆゑなるべし）と語るにつきてその川菜と稱ふはいかなる物にかと問ふに、其は一名を川苣と稱ふものにて苣の葉に似て薄く緑の色して美しきが、清き谷川の水底に生ひ出て流れに打靡きて常とはにあるものなり、尋常はことさらに採食ふことはせざれど七種の菜にはいつもまづこのものを求るならひなりと答へき、按ふにその川菜と云へるもの然る清き谷川の水底に生ひて常とはにあらむには由ありて鎮火の神事の料に用ひたりけむこと、いと似つきてぞきこゆる（漢國にて屋に菱藻を畫きて、火災の壓とすといへるも、おのづから似たりげなり）かくてその川菜は和名抄に載たる漢名を水苔また

也、今も山里には常あるさまなるをおもふべしかれ按ふに水せく川のくもでなれば云々 通本に、水ゆく川のとあるはいかゞ、眞名本に、水堰河之とあるよろし、もとは假字に水せくとありしを、ゆくと誤りたる本の世にひろごれるものなるべし、せくとはなべては水を防止るやうの事にいへれど、もとは何にまれひろく通るべき所を、狹ばくして通す事なり、關も往來の人を徑にあふらさず、其所のみ通すべきかまへにしたるよりいへる號なり、類聚名義抄に、關の訓セキトホスとあるをおもふべし、また井堰といへるも、川水などをおの〳〵田地へひかん料に、尋常流るゝ水筋を防止て、田地へ通すやうの意なり、さればせくためにとどむる事をもすなる故に、言の轉ひては防止ることをもせくといへる也、此ことばの もとの意をえてよ といへるは川にまれ澤にまれ、その水をこなたかなたへひきわけたる井堰の川を越ん料にかけたる橋の目近く八つありたるによりて八橋といへるがやがて地の名ともなりたるよしなり 今攝津國大坂に四ツ橋とてある狀をもおもひ通すべし なほいはゞ平家物語の成親卿を捕こめたる事の文に、くもでゆひたる中にとりこめて 太平記の大塔宮を捕こめ奉れる所の文にもかくあり といへるは木にまれ竹にまれやりちがへて結ひわたしたる囹圄のさまをいへるなり、今もさるさまにしたるものをくもでといへり

燈臺などのくもでこれなり、また初瀨寺の緣起にろくろ引くちかひのつなのゆきかへりくもてにものをおもふころかな、とあるよしあるものにいへり、こはろくろのつなのとゞまるべきために、木耳ふたつやりちがへたるものある、それをくもで といへりと聞ゆ、又上に引たる奥義抄に、所謂橋柱にちがへてうちたるものを、今も蜘手といへれど、此八橋の歌、また詞書なるくもでは、夫れをいへるにはあらじとやうに、清輔朝臣のいはれつるはさる事なり、×かくの如き形を蜘手といふ事は、薩戒記重陽の見參の挿杖の事を、侍従一通縱、非侍従并緣法蜘手挿之とあり、そは康富記に其圖をのせたるに



とあるにて明なり、もとは蜘の手の如くなるをいふが、物によりて×かくさまなるをもいへる也、さて上に引たる蜘手あやふき八橋をとよめるは、橋をあやぶみてわたれるよしにて、一首の緣語なり、おもひ混ふべからず、又後撰集戀一に、「打わたしながきこゝろは八橋のくもでに おもふ事はたえせじ、俊頼家集に、「なみたてる松のしつ枝をくもでにて霞わたれる天のはしたて、などあるはかの橋柱のくもてといへるものゝ如くきこゆれど、これらは伊勢物語の文にすがりてよまれつるものときこえて、よみふせられたりともおぼえず、かゝる口づきの歌猶あれどひきもいでず

軍物語書どもに軍兵のひとりだちて多くの讐にむかひて勇みたゝかふ容子を、蜘手十文字にかけ破りて云々 又蜘手かく縄十文字、又蜘手輪違十文字などもあり などいへる十文字は縱横

もてあやふき八橋を夕くれかけてわたりかねぬる、廿二日八橋をいでて行云々とある玉葉集旅部に、安嘉門院四條三河國八橋を通るとてと詞書ありて、此歌を收られたり此人は正和のころの人なるにしかよめるは其比は再八橋のかゝりたりし趣なり但し橋は已にたえたりしかど、阿佛はさはしらずて、夜道なればしかよめるにやあらん赤染衛門集に此人大江為基三河になりてくだりしに云々守になりたる由なり、此書例多しくだるべきほどもちかくなりぬるを云々、「人しれす袖はぬれつゝわかるともたえしとそおもふ八橋の水、返し赤染衛門なり「八橋のくもての水のわかれなはとひわたりつることやまたれん、さてその八橋といふ所今東海道の驛路三河國知立（チリウ）と岡崎との間に八橋といへるあたりぞ古の跡ところなるべき今八橋山無量寺といふ寺ありて、そこにいさゝかなる池にかきつばたをうゑおほせたるは後のしわざにて、古の八橋のかゝりたる川は、はやくあせたるなるべしさてくもてとは清輔朝臣の奥義抄に、後撰集なる、「うちわたし長き心は八橋のくもてにおもふ事は絶せじ、とある歌をあげて八橋のくもでとよむことは橋にはくもでといひて杜にちかへて打たるもの、あればかくよむなりとあるものにはかゝれて侍れども、伊勢物語には三河國八橋といふ處にいたりぬ、そこを八橋といふ事は水のくもでにて橋をやつ渡せるによりていふなりと書り、さればくもでといふもの、橋にある故にいふにはあらずときこえぬ、其故ならばまことにいづれの橋にもよみてむ、やつはしにしもよむこれにかなへり、水のくもでなるとあるは、とかくながれたるにこそ、さてものをとかくおもふによせてくもでにおもふとはよめるなりとあり、猶按に大和物語或本に、見し人はいかに忘れざりけるにか、もし男などにぐしてきたるにやなど、くもでにおもひみだるゝほどに、といへるもとかくにおもふよしなり、又後撰に「おひすがふ谷の梢をくもでにてちらぬ花ふむきそのかけはし、くもでとは何にまれ蜘の手をひらき居る形容を比諭たる詞なり、後拾遺集戀三に題しらず馬内侍、「くもてさへかきたえにけるさゝかにの命を今は何にかけましなべて蟲には足といへど、蜘は糸をはり設くるとて、足もてあやどりつくるものなる故、此蟲にとりては手といひつべきものなり、足といひ手といふものな、さのみことわらんは、古意にはあらじそは大かたをたとへたるにて必しも正しく八方にわかれたるをいへるのみにはあらず、狹衣に山よりおつる水をおの〳〵竹の樋ども蜘手にまかせやりつゝ云々とあるは一すぢの山水を竹の筧もてかなたこなたへひきわけたるさまをいへる

九月云々百濟造二丈六佛像一、製二願文一曰、蓋聞造二丈六佛一功德甚大、今敬造以二此功德一願天皇獲二勝善之德一、天皇所レ用彌移居國（ミヤケ）百濟自の國を云へり、皇國の屯倉の國なる由なり俱蒙二福祐一、又願普天之下一切衆生皆蒙二解脫一故造レ之矣、とある甚大を古訓にオキロナリとよめるも全文の意を得て幽深の義もてよめるなり左傍の或訓にオホイナリとよめるは、字にすがりたる訓にて精しからずおもひ合せてその意を知るべし近世の書に、頤字にまがへて解頤をオギロチトクと訓み、また頤と同義の頷字にさへおよぼして、頷玉をオギロノタマとよめるが見ゆるは、誤を複れたるなるべし

文政十亥年正月

○上手　下手

上手、下手、後漢書に上手工巧など見えたる漢語なり、手を豆（ヅ）と呼ふは佛名の千手をセンズとも呼ひ、珠數をジュズ、員數をキンズといふ類なり、源氏物語にもの、上手などいへるこれなり、しかるにそれにむかへて下手と書てヘタと云ふ詞のあるは古き書にあるにやおもひ出ず近き世の俗語なるべし、そは谷川士淸の和訓栞に下手を訓むヘタは海邊をヘタと云ふより出て澳の深きに對して淺き義なりといへるはさることとなるべし、今俗言に物の至りふかきことを澳を越えたりといひ、至りなく淺きを磯といふ、その磯といふと同意にて上手に對へてヘタといひ、字もそれに對へて下手の字を書ことゝなれるものなるべし

○八橋

此件は古今集羇旅部に見えたるとは異なる處あり但し集には三河國八橋といふ所にいたれりけるに、その川のほとりにかきつばたいとおもしろくさけりけるを見て、木の蔭におりゐて云々、八橋といひけるは水せく川のくもでなれば橋を八つ渡せるによりて八はしとなんいひけるといふ由緣は見えねば、水せく川の蜘手なれば云々はもしくは物語の作者の附會說にもやあらんとおもひしかど、古今六帖に「戀せんとなれる三河の八橋の蜘手にものをおもふころかなこは古き歌ときこえたりともあれば此地名の由緣は正しかるべし、さて更科日記に常陸介菅原孝標の女の旅の日記なり八橋は名のみして橋のかたもなくなにの見所もなし云々、こは長元九年の頃の事なるが此頃已に八橋は絕たりし由なり、然るに安嘉門院四條の藤原爲家卿の後妻、爲相卿の母なり十六夜日記所謂阿佛道記なりには八橋にとゞまらんといふこの八橋は地名也、なほ下にいふべしくらさにはしも見えずなりぬ、「さゝかにのく

サといへるはアフナのアの同韻よりナに轉りて、上をナフといへるより、下のナは同韻のサに轉ひたるもの也〇ナツサは、ナフサのフの同韻よりツに轉りたる也、但しこは納所をナツショ、納得をナツトクといふ如く、言の促りたるなるべし〇ナムサは、ナフサのフの同韻にて、ムに轉ひたるものにして、納戸をナムドといへる如きの轉ひ也〇アフサ、アフナなどのアをナといへるは同韻の轉ひにて、姉をナネ（神代紀）ナニガシをアニガシ（源氏物語紅葉賀巻）といへる例なり、縄を綱と云ふナフももとはアハスなり、萬葉にみつあひの糸とあり、是アとナとかよへる例なり本の言の義は似合ふさまなるべし、そは上にもいへる如くかの隨分の字を塡たる意ありて大むね其身の分に隨ふやうの事をいへる言（俗言にいふ身分相應、又似合ふといはんが如き意）として、さてその事情の狀によりて辨ふるときはいづこも〳〵よく通ゆるかし（危き事をアブナキと云ふもアフナナキにて、身のほどに無き義なるべき事、上にいへるがごとし）そも〳〵此考よ、まなびあさくさとりつたなきが、書よむついでに心とゞめて、いはゆるあふな〳〵思ひえたるを、こたび書つゝしりたる也、あまれりやたらずや、よき人よくさだめて

子五月五日

〇おぎろ

周易の繫辭傳に、聖人有三以見二天下之賾一而擬二諸其形容一云々、言二天下之至賾一而不レ可レ惡とある賾字を古訓オギロとあり、此言いかなる意にかと或人の問へるにもよほされて考るに、その繫辭の疏に賾謂二幽深難一レ見と謂へるを古訓にオギロ（またフカシ）と見え、色葉字類抄字鏡集にも賾をオギロナリとよめり、按ふに此字をオギロとよめるは謂ゆる幽深難レ見といへる義に當たる古言にて萬葉集廿巻家持宿禰の長歌に、濱に出でて海原見れば、白波の八重をるがうへに、云々そきだくも於藝呂奈伎かも、こきばくもゆたけきかも云々、とよめる於藝呂これなり、言の義オキは際限なく幽深きさまを云ふ言と聞ゆ、海に瀛と云ふも此言より出たるなるべし（オキツ某と云ふも皆その瀛中につきて云へり、さて古は川にも野にもオキと云へる事あり、其は際限なき由に云へるなり、また奥といふは似たる言ながら、野山にまれ道にまれ家にまれ其ほかひろく用ふ言なるが、いづれもその極ある上にて深きを云言なり、故、口（クチ）に對へて云へり、但したまたま奥某と云ふべきを、オキ某と云へりときこゆるはあり、奥津某といふを、奥津某とも書る類は、奥を通音にオキとも云ふにつきて借用ひたるものにして、たゞにオキをオクとも云へる事は、をさ〳〵古書に見あたらず、言の相似たるによりて混ふべからず）かくてロは助語にて山の峯をネロ、家をイヘロなど云ひ或は兄をセロ、妹をイモロ、兒をコロなども云ふ類の語格なり、さらば於伎呂といふべきを伎を濁音に於藝呂とよみなれたるは呂に連ねて云ふときは然云ひなれたるものなるべし、欽明紀に六年

アフサマといへる言なるべし、そは萬葉八巻に、さをしかの萩にぬきおける露の白珠、相佐和（アフサワ）に誰の人かも手に卷むちふ、とあるアフサワは、アフサマにて、ワとマと同韻にて通ふ例は、浦回（ウラワ）をうらまともいへるが如し、さて其サワもサマも約りてはサといはる、から、いづれより轉りてもアフサといひ、又其サとナと通ふ音にてアフナ（またナフサともナッサともナムサともいへるよしは下にいはむ、そこと照し辨ふべし）ともいへるにてアフサワ、アフナ同言なるべし、歌の意は云々の露の白玉の美麗く可怜きをアフサワに（身の分に隨ひて似合しきの意、アフナアフナの言として意は同じ）誰人か手に纏んといふぞ（萩の花見に婦人の行たるよしをきゝて、かくよめりときこゆ）その人の偲ばしきよといへるなり（此アフサワをオホサウと同じ言なりといひ、またアハツケキ意といひ、又そしりたる意にとける説は非じ）また十一巻に、やましろの來背（クセ）の若子が欲しといふ余を、相狹丸（アフサワコ）吾を欲しといふ山代のくせ、とある相狹丸も（こは、てにをはなり）同じ歌の意は山城なる來背の若子がアフサワに（上にとける意と同じ）己を欲しといへる事のふさはしく嬉しき由の意なり、さて此歌は彼あふな〳〵思ひはすべし云々の歌と對へ見るに、かれはになき戀していきどほれる意、これは似あひたる男の己を欲しといへるを悦べるにて表裏の情なり（然るを久世の若子が似なき戀するを、あざけりたるよしにとける説は、かなへりともおもはれず）思ひ合せてアフナ〳〵てふ原の言の意をさとるべし（アフナ〳〵と疊ていへるは、切にいへるなり）さてそのアフナ〳〵の轉ひてはナフサ〳〵ともナッサ〳〵ともナムサ〳〵などもいへり、類聚名義抄、色波字類抄、平他字類抄等に隨分の字訓ナフサ〳〵と見え、朗詠集（管絃の部白居易）古訓本に隨分（通本ナフサイと訓を付たるは、〳〵をいと誤りたるなり）管絃還自足等閑篇詠被二人知一とあり（上に引たる源氏物語胡蝶卷に、あふな〳〵なをざりごとを打出給ふべきにあらずといへると、此隨分管絃云々、等閑篇詠は云々の文と詞のかけ合おのづから相似たり、もしくは此朗詠の文に口なれて書たる詞にもやあらむかし）後醍醐天皇の宸筆の御本に、かの朗詠集なる隨分にナフサ〳〵、ナッナ〳〵と兩訓をあそばせりとぞ、その隨分を白氏文集の古訓にはナッサ〳〵とあり、又古き節用集の姓氏に隨分附をナッサッケと唱たり、又今常陸國に隨分付村と書てナムサッケムラと唱ふがありとぞ（隨分付氏も此地より出たる人の氏にもや有らん）このナッサ、ナムサもアフナより復轉ひたる言にてもとは上に論へるアフサワ（アフサマともいふべし）といへる言より出たるものなるが、くさ〳〵に轉用ておの〳〵別なる言の如くきこえていとまぎらはしくはなりたれど（アフサマ、アフサヮのサマもサヮも約りてサとなれり、又アフサといへるが本語にて、ヮは徒にそはりたる言にてもあるべし、さて其アフサのサはナと同韻にて、アフナといへるなり○ナフ

もひはすべきなり、尊き卑き別のあるにわが卑き身にて尊き人を思ひ戀ふるは苦しきもの也と云へるなり、又アフナキと云ふは似無きなり末に云べし、此詞歌によみたるは未物に見あたらず書どもに見えたるは源氏物語胡蝶巻に、すべて女の物つゝみせず心のまゝにもの、あはれもしりがほつくり、おかしきことをも見しらなんそのつもりあぢきなかるべきを、宮大將はあふな〳〵なほざりごとをうち出給ふべきにもあらず兵部卿の宮と鬚黒大將と玉葛に情かけ給ふを、玉葛の諸ひきたまはぬ時の文にて、宮大將はなるほど身の隨分につけて、實なる情ありて、等閑言に打出て言ひ給ふべき人にあらずと、源氏の君のいさめたまへるよしの文と通ゆ蜻蛉日記に右大將道綱のまだ童なる時、賭弓をよく射給ひし事を書る下かたきは右兵衛源中將なんある、あふな〳〵射ふせられぬとて云々分に隨ひて似合しく物し給へるよしなり宇治拾遺物語十一巻あをつれの君の事をいへる下に堀河殿の殿上人にておはしけるが、あふな〳〵立てゆくうしろでを見て忘れてあのあをつねまるはいづち行ぞとの給ひてけりこのあふな〳〵も、その人の平常の容儀の隨分をいへりときこゆさてこれらのあふな〳〵は、ふかく心をいれたる意にて、俗言にセイ一パイといふがごとし、隨分の意の一しほ深きなり源氏物語桐壺巻に、御心につくべき御あそびをし、あふな〳〵おぼしいたづく云々、處女巻に右大將民部卿などのあふな〳〵かはらけとり給へるをあさましうとがめ出つゝ云々、紅葉賀巻に、うちにもかゝる人ありときこしめして、いとをしくおとゞの思ひなけかるなる、こともげに物げなかりしほどを、あふな〳〵かく物したる心を、さばかりのことたどらぬほどにはあらじを、などかなさけなくはもてなすらんとのたまはすれど云々、宿木巻に、かくあふなあふな思ひこゝろざしてとしへ給ひぬる云々また手習巻に、浮船の事をいへる尼君の詞に、かぎりと見えながらも、かくていきたるわざなりけりなど、あふな〳〵なく〳〵のたまへば、猶此詞、竹川、早蕨の巻などにも見えたり○又眞木柱巻に、近江の君、人々の中をおしわけて出ぬ給ふ、あなうたてや、こはなぞとひきいるれど、いとさがなげににらみてはりゐたれば、わづらはしくてあふなき事やのたまひ出んとつきかはすに云々、御幸巻に、きけばかれもおとりはらなりとあふなげにのたまへば、などあるあふなげは似無げにて危き事を、アブナキといふ詞太平記などにも見えて、少し轉ひたるにて、似合しからぬやうの意、俗に似合ぬといふが如し、上のあふな〳〵の下にいへる説と考合すべしなど見えたるあふな〳〵みな同言なり事の狀によりて、すこしづゝ意のかはれる事は上にいひき、下にもいふべし、さて貞德が歌林樸樕に、あふな〳〵やう〳〵と云義なり、又あらうや〳〵と云義もあり、是宗祇の說なり、丸案に、是例のつかひ太刀歟、只常に伊勢物語にて沙汰する如く懇にと云ふ心なり、定家卿ふの字に濁をさゝる、しかればあぶな〳〵とよむべし、懇の心をあふなと云ふべき義なし、あふなきと云詞こそ懇にはよく叶侍る、あやふき事をばそさうに人のえせぬもの也、唱ても濁たるは聞よきを、末代耳いやしくて結句あしきやうにおもひて淸てよみ來れり、定家卿聲をさしたる事なれば、向後はふの字濁りてよみ侍べし、聞なれたらばあふな〳〵一段をこなるべし、といへるは己が說に近しなほ此言の原を考るに

さて然名づけたる意ばえは神代紀の一書に陽神先唱曰ニ美哉善少女一、遂將ニ合交一、而不レ知ニ其術一、時有ニ鶺鴒一飛來搖ニ其首尾一、二神見而學レ之卽得ニ交道一とある古事に自ら符ひてかへすがへすもいと愛たくなむ、しかるを神代の古事によりてしか名づけたりと思はんはいとこちたし、今山城わたりの兒童のなべて鶺鴒の事を尾びこ鳥といへりと或人いへり、これらもおもひ合てよくよく味ひさとるべし、さて此鳥の尾よのつねの鳥どもに比らべてはいと長く其尾を臀とともに上下して搖すものなるを、紀に搖ニ其首尾一と記されたれど此鳥尾と同じさまに首を搖くものにあらず、そは漢籍毛詩衍義程氏云、脊令首尾相應と見えたるをおもへば漢國何そのふみの文に據りて潤飾たまへるにぞあるべき、神代卷此文の搖字印本の古訓にタヽクとあるは其實きこえたるを首尾を搖とよみては鳥のさまにも事の實にもかなはずなむ

○あふなあふな

伊勢物語にむかし男身はいやしくていとになき人を（になきは似げなきの義、言にゐをいはなくといへる如き詞づかひときこゆ、眞字本に、最高人の字を塡たるこゝの詞には大かたかなひたれど偏なり、さて紀氏六帖に、既に此歌をのせて、題にになくおもひとあり）おもひかけたりけり、すこしも（此も字、通本になし、異本眞字本にあり）たのみぬべきさまにやありけん、ふしておもひおきておもひわびてよめる、「あふなあふなおもひはすべしなぞへなくたかきいやしきくるしかりけり（初句通本、おふなおふな、またおほなおほなとかけるが多し、古筆ども多くはあふなあふなとあるが上に、細川幽齋主の此物語の闕疑抄に、天福の本にはあふなあふなと聲をさせり、たとひ此家の自筆の本たりとも、しやうをば後人のさす事もあるべければ、必筆を信ずべきにあらず、先あふなあふなとよみ來れりと見え（天福は定家卿世に存りて、此論ひはする也）はた詞の義もきこゆれば、あふなあふなと書る方によりて、此論ひはする也○三句、なぞへなくを、一本には、にげもなく、一本また六帖の通本にも、なのめなくとあれど、古本どもまたなそへなくとあるぞよろしかるべき、さてなぞへなくは、ナスラヘナクといふも同言にて、こゝは尊きと卑しきとの比等からぬをいふ、下の句と相むかへて悟るべし、萬葉集七卷に、磐たゝみかしこき山と知りつゝも、吾は戀ふるか同等不有爾、とみえたるは、山を貴人に譬へて、卑きもの、戀の情を述たるにて、おのづからおなじ意ばへの歌なり、これら一首の意にあづかることなるが故に、ひとわたりかくことわれるのみ）むかしもかゝる事は世のことわりにや有けん、按に此歌詞のあふなあふなは眞字本に隨分の字を塡たる意にて身の分に隨ふやうの事をいへる言にて常言ふ似合ふ似合しきなどと云意なり、色波字類抄に似ノレリ、似ニタリとも云アフとも云、モノニアフ也とあり、似字をアフとよめるにつきても此歌のあふなあふな云々を六帖に似なき思と題を書たるにもおもひ合すべし、此歌にとりては身の分に隨ふやうに似合たるお

志に、脊令俗呼雪姑、其色蒼白似雪、詩緝に、鄭氏（鄭氏箋にあらず、孔穎達が疏の說なり）以爲水鳥宜在水中、在原則失其常處、故飛鳴以求其類非也、今雪姑非水中之鳥、若失其常處而飛鳴以求其類、凡鳥皆然、何獨脊令哉、信友云、漢風に水中鳥とせむことは、いかゞあらむしられど、せぐろは、河邊に居る鳥にて、汀をあさりて、細魚などをあさり食ふなり、黃せきれいは、上に云ごとく河邊にも居れど、もはら田澤などに多し庭タヽキ、庭クナキ、などいふ義は庭に來たりてかの臀尾を上下に搖かすを地にたゝくさまに見なして名づけたるなるべし、夫木抄に庭叩を題にて、寂蓮、「をみなへしおほかる野邊の庭たゝき さかなきことな人にをしへそ、定家卿、「さらぬたに霜かれはつる草の葉をまつ打はらふ庭たゝきかな、源仲正集に、「賤の女かいなほこなくるからさをに打そへてくる庭たゝきかな（和名抄に、陸詞切韻、連枷打穀具也、釋名云、枷、加世、枷於柄頭、所以撾穗出穀也、或曰羅枷三枝而用之、和名加艮佐乎、いなほこは、その竿の杵に反轉きて、穗を撾つものをいへるなるべし）さて賤女が庭にありて連枷もて穗を撾を庭たゝきに云ひかけたるなり（經國集に、菅清人鶺鴒賦に、下集金門之內、頡頏玉階之前ともいへり）源氏物語明石卷にまくなきつくらせてさしおかせてけり、古の抄物どもにまくなきとはまたゝきをいふ、瞬字なり、和名抄に爾雅集注云、蠛蠓小蟲亂飛也、礚則天風春則天雨、日本紀私記云、蠛末久奈木と見えたる蠛は小蟲の亂飛て目に入らむとするに塞て目

を久奈具よしにて負せたる名なり、日本書紀允恭卷、闘鷄國造が乘馬ながら酒見皇女に曰せる言に、壓乞（イテ）戸母（トジ）、其蘭一莖焉、皇后則採二一根蘭一與二於乘レ馬者一、因以問曰何用求レ蘭耶、乘レ馬人者對曰行レ山撥レ蠛也（蠛此云摩愚那岐）とあるをもおもひ合すべし、さて男女の交接ふ時男の行ひをも久奈具と云へり、靈異記婚合之時とある婚をクナカヒ又婚二吾妻一の婚をもクナガヒヌとよみ古事談に人に妻をくながれてなどいへり（今も西國の俗に、しかいふ所もありとぞ）ニハクナギと云ふは庭に來居りて、臀尾を搖く狀もて名づけたるなり、石クナギと云ふは川邊の砂上或は岩上にありて云々するをもて名づけたるなり（クナギ、クナグなど活く格の言なり、クナガヒは、クナギのキを延たる言なり）さて上に云へるごとくむねと脊黑鶺鴒のもはら川邊に居り黃鶺鴒の庭にもより來るものなるをもて按へば、黃鶺鴒をニハクナギ、背黑を石クナギとぞ、別ち云める、又ニハクナブリと云ふクナブリはクナギブリのキの約まりたるにて意は同じ（これに准へて石クナブリとも云ふべきを、然云へる事は未物に見あたらず）古人のさかしたゞぬ眞心より、然名づけたるはいとめでたし、漢國の俗語に男根の事を鶺子と云へる事見ゆ、おのづから意ばえ相似たり、

葉字類抄に剉、挫、劉等の字をツヽクとよめり本語ツヽにてキクなど活く辭なり、此鳥の名に負せたるは、かのクナグといふと同じ意ばえなり、夫木抄に都々鳥、寂蓮、これもまたさすがに物ぞあはれなる片山蔭のつゝ鳥の聲、豆々那波世鳥は、ツヽは上に云へるツヽにて豆々那波令鳥の義ときこゆつゝはつゝなひ、つゝなふ、など活詞なるべし止豆岐袁志倍鳥といふと同じ意ばえなり、麻奈婆志良は、學間マナビバシにて伊邪那岐命の交合の術を學給ふ間ハシとなりたる由縁なり、婆之といふは何にまれこゝとかしこと通ふ間にたつやうの事をいふ詞なり橋柱なども此意なり、ハシヒトに、間人と書く間もこの意なり今の世に妻どひの事執るを波志となるとやうにいふ波志これなり姓ノ間人も、もとは媒人の由ならむとおもはるゝことあれど、こゝにはいはず良は、たゞ助辭にて猿をマシラといふ類の詞なり、古事記朝倉宮の卷に天皇歌曰、毛々志紀能淤富美夜比登波云々、麻那婆志良袁由岐阿閇、爾波須受米宇受須麻理韋弖云々との給へり、さて此鳥なべて二種あり其一種は脊黑く腹白く頸の下には黑き文ありこれを脊黑といふ此名は運歩集にも載たり、もはら河邊にをりて汀の細魚をあざりてくふ鳥なる事人みな知るがごとし、此鳥河邊の礫石或は岩上などに止り居て尾を搖すさまをもて石タヽキとも石クナギともいへるなり、クナグとはタヽクと大かた同言ながらタヽクは打意あり、クナグは打にはあらでわざと上より下へ動かすやうの狀をいふ詞ときこゆ、今一種は脊黑く青みあり頸より腹かけてすべて黃なり此黃脊令はつねにもまれ〳〵には居れども秋の末つかたになればいづこよりか多くなき渡り來て稻をかりたる田面に居或は澤邊などにて細魚、蟲などを食み又民家の庭などへも來るものにて鳴聲いと高く淸めきたり

毛詩小旻（二之五）小宛の詩の四章に云、題彼脊令載飛載鳴、こは周幽王の事を云へる詩にて、毛萇傳に、脊令不能自舍、君子有取節爾、鄭玄箋に云、則飛則鳴翼也、口也不有止息、朱注云、視彼脊令、則且飛而且鳴矣、既日斯邁、則汝亦月斯往矣、言當努力不可暇逸取禍、恐不及相救恤也、云々、小雅鹿鳴（二之一）常棣三章（この詩は小序に、閔管蔡之失道故作曰、と見えたり周公旦の詩也といへり）、曰脊令在原兄弟急難、傳に、脊令雝渠也、飛則鳴、行則搖不能自舍耳、急難言兄弟之相救於急難、箋云、雝渠水鳥而今在原、失其常處則鳴、求其類天性也、於兄弟之急難、」孔穎達疏に、正義曰、脊令者、水鳥當居於水、今乃在於高原之上、失其常處、以喩人當居平安之世、今在於急難之中、亦失其常處也、衍義程氏云、脊令首尾相應（皇國の脊令は、尾をこそ搖せ、首と應ずる事なし）急難之際、兄弟相應如是也（丘氏も、朱注も其趣みな同じ）漢書東方朔傳云、碎如鴟令飛且鳴、云々、また毛詩名物解に、脊令、和名トツキチシヘトリ、云々、脊令の事を、孔穎達が疏に、陸璣云、大如鷃雀、長脚長尾尖喙、背上青灰色（皇國なるは黑し）腹下白頸下黑如連錢、故社陽人謂之連錢、是也、物類相感應

比古婆衣十八の巻

○鶺鴒考

本草和名に鶺鴒貌似鷄而色白云々天鸐云々貌似鷃色似鷂而高飛作聲出崔禹一名連錢、一名鵖鷚、一名錢母鳥已上出兼名苑和名爾波久奈布利色葉字類抄に、天鸐、注云々を引て、ニハクナフリとあり、これと同じ、鶺鴒の訓も同じ字鏡集に䳺ニハクナフリ名義抄に鸎鶬ニハクナフリ、トツキチシヘトリ亦鶺鴒をもしかよめり、和名抄に鶺鴒、崔禹錫食經鶺鴒云々或作鶺鴒、和名爾波久奈布利、日本紀私記曰、止豆木乎之閉止里貌似ㇾ鷰而白、高飛作ㇾ聲者也、一名錢母頸下有錢文但今印本と古本と中西本參考して擧たり、白字色葉字類抄に據りて補ふ、聲點は中西本に據れり本草和名傳抄に鵃鴒、禹錫註見之似ㇾ鵙、仁波太々支、醫心方に鵃鴒、和名爾波久奈布利此漢名あたらずといへり字類抄も同じ本草和名に鵃鴒肉、一名舍利、一名吉良、一名黃金已上三名出兼名苑一名尸鳩出古今注、但古今注今本尸字作鳲とありて和名なし、又日本紀私記に鶺鴒、止豆岐萬奈比止利、又云止豆岐乎志倍止利、字鏡集に鵙、萬奈柱本に獨左古、また萬奈柱とあり、其は異鳥の一說をもとれるなり、さて鵙をよめるは本草和名傳抄に（醫心方同じ）鵃鴒を、仁波太々支とよみて似鵙とあり鴗、萬奈柱本に加利、又萬奈柱とあり、これも上に云ふと同じ鷚、豆々萬奈柱上に引たる本草和名に、此字ありて狩へり、字鏡集には、鶺を豆々萬奈柱とあり、夫木集に、都々鳥、節用集にも同じ古事記朝倉宮の巻に載たる大御歌に麻那婆志良袁由岐阿閉とあり、玉篇古板本に鸎イシタタキ鶺イシクナギ、亦トツキオシヘトリともよめり鴒イシタヽキ、イシクナギ、亦ニハクナフリ、トツギオシヘドリ、ムキマキドリともよめり難字記に鶨ニハクナブリ鴒ニハクナブリ鸎石クナギ、鸎本に、鸎とあるは寫誤なり、玉篇によりて改む新韻集に鴒、鶺鴒イシクナキ、イナオホセトリ、ツ、ナハセトリ運歩集に鴒セガロまた鴒鸎鴒也、ヒウ、此訓は誤寫なるべし、家隆卿の鴒のこがればと、訓給ふる誤をうけて、タウと訓たるを、タをヒと書誤たるなるべしさて神代紀上一書、鶺鴒の訓古本とも同じトツキトリ、トツキヲシヘトリ、ツ、マナバシラ袖中抄、日本紀公望注云、鶺鴒、師說つゝまなはしら、或說とつきをしへとり、又說には、くなふり、安氏說、つゝなはせとりとありツヽナハセトリ八雲御抄にも、日本紀には、ツヽナハセトリ、又トツキヲシヘトリとありイナヲセトリおほせと書べきを、たゞ打聞のまじるしにかゝるさまにかくこと、古書のかなに例多しツヽトリ、ニハクナフリなどありて、止豆岐袁志倍鳥、止豆岐萬奈比止利、止豆岐鳥といふ名の義は日本紀一書曰、云云、遂將合交而、不ㇾ知㆓其術㆒、時有鶺鴒飛來、搖㆓其首尾㆒、二神見而、學之卽得㆓交道㆒とある古事によりて負せたる名にてかくれたることなし、豆々鳥、豆々萬奈柱といふ義を按ふに豆々はツヽクのツヽにて突きたゝくやうの詞にて、萬葉集十六卷に小螺を云々、石もち都追伎破夫利云々、色

ば、藤色の袴に比喩たる名なるべし（世に土筆の花箭をはかまといひ、又稲莖の箭をも然いふを准へおもふべし、さてこの藤袴の名義は、はやく谷川士清のいへるがおほかた同じ趣ときこゆれど、踈にしてきこえがたければ、さらにかくはいふなり）新撰萬葉集上卷に、何人鹿來手脫係（ナニビトカキテヌギカケ）芝藤袴秋毎來野邊緒匂婆須（シフヂハカマアキクルゴトニノベヂニホハス）（詩に秋來野外莫人家、藤袴締懸玉樹柯云々、さて此歌古今集に、是貞親王家の歌合によめる敏行、四の句來る秋毎に）などよめるはたゞ袴といへる詞によせてよみなせるなり、さて又上に引出たる六帖に件のふぢばかまの唱和の御歌の外にも、ふぢばかまをよめる歌三首を載て題にはらにと書るは蘭の字音をなだらめたることばなり、源氏物語藤袴卷（宰相中將の蘭の花を玉葛君に奉る文）にらにの花のいとおもしろきをもたまへりけるをみすのへりよりさし入れて云々、といひて歌には、「おなじ野の露にやつるゝ藤はかまあはれはかけよかことはかりも」とよめり、そのかみ平言にはなべてらにといひしなるべし、かくて今世に玩ぶ蘭は漢名を漳蘭建蘭など云ひ其ほかにも異名多しとぞ、また延喜式に載られたる雜菜に蘭（把幾）とあるは本草和名菜類に蘭葶草（葶は葶の古體なり）和名阿良良岐とあるものにて和名抄には薑蒜類に蘭葶とみえて和名同じ漢名或は蘭葱ともいふとぞ（この阿良良岐の岐は葱なるべし）允恭紀に闘鷄國造が圃なる蘭を乞て山行に蠛を撥はむと云へる事の見えたるはこれにて其葷を蠛の恐るゝなるべし、新撰字鏡には蒜を訓り、また和名抄薑蒜類に辛夷其子可噉之、和名也末阿良々岐（ヤマアララギ）、一云古布之波之加美（コブシハジカミ）といふが見えたり、其を木曾の山里人はたゞに阿良々岐といふとぞ、また字鏡に蒜を家阿良々岐と訓り蒜は上に引たる蒜と同字にてこれも阿良々支なるを辛夷に對へて家あらゝぎとも云へるにて也末都以毛（ヤマツイモ）（薯蕷）以倍都以毛（イヘツイモ）（芋）など對へいへる例に同じかるべし

比古婆衣十七の卷終

分ちてかくれなし、又源氏物語匂宮巻に老をわするる菊におとろへゆくふぢばかまと云へり、其ほか昔より世々の歌にも多くよみ來りて今にいたるまでまぎれなきをそのかみいかなればを菊をしも然はよませ給ひけむと年ごろいぶかしがりつるに、此頃類聚國史のいさゝかばかり存る寫本を見たるに走書にものせる中に件の挿菊の菊字を艸手に𦱳とかけるをふと蘭の艸體の𦱳と見なしたりけるによりて意つきて考るに、件の菊字舊は蘭なりけるを其艸體を見まがへてはやくより菊と書誤たる本の今世に遺り傳はれるものなること決し擬本の日本後紀に、件の文を載て蘭とあるも同じ誤寫本に據れるものなり○かく記せる後に岡部翁の大和物語の頭注を見るに、其本書にかの御歌を載たるところに、件の類聚國史の文を擧て蘭は菊字の寫誤なるべしとはやくいはれたりきかくてぞ唱和の御歌辭もよくかなひて事も無くきこえ又和歌六帖に此唱和の御歌をらにの題に載たるにもかなひてぞきこゆるかし此御歌六帖第六らにの題の下に、さがのみかどの坊にて、「みな人のその香にゝほふ藤ばかま君が御爲とたをりたるけふ、」ならのみかど、「折人の心のまにまにふぢばかまむべも色こく咲て見えけり、」と載て次にふぢばかまの歌五首、次に別に菊の歌どもを載たり、さて此御歌を大和物語にはならのみかど位におはしましける時、嵯峨のみかどは坊におはしましてよみて奉り給ひける、「皆人の其香にめつる藤ばかま君のみためと手折つるけふ、」みかど御かへし、「をる人の心にかよ(なイ)ふふぢばかまむべ色ことににほひたりけり、」又袋草紙には、奈良帝長谷におはしましける時、嵯峨坊におはするに奉給ふ、「皆人のそのかにめづるふぢばかま君がためにとけふぞをりつる、」御返し、「をる人の心のまゝに藤ばがまうべ色深くにほひたりけり、」と載て蘭歌無疑大同帝歌也、嵯峨帝坊時之故也といへり、又續後拾遺集には、秋上にみこのみやと申けるとき、内に奉らせ給うける、嵯峨院御製、「皆人のその香にうつる藤ばかま君がためにとたをりつるかな、」御返し平城御製、「折人の心にまがふ藤ばかまうべ色ふかくにほひけるかな、」と載られたり、御歌詞の異なるところあるは、とりどりに傳あやまれるなり、類聚國史に載られたるを是とすべし　さて菊花宴は菊の考の中に論へる如く前の九日に行ひ賜ひたりき、此度二十一日はなにとなく神泉苑に幸し給ひけるをりから蘭（フヂバカマ）の開馥るを興給ひて侍ふ人々の挿にせさせ給ひたるなるべし大和物語に、故式部卿の宮に三條の右のおとゞこと上達部などどろゐして參り給ひて、碁うち御あそびなどし給ひて夜ふけぬれば、これかれゑひてものがたりし、かづけものなどせらる、女郎花をかざし給ひて右のおとゞ、「女郎花折る手にかゝる白露は昔のけふにあらぬ涙か、」となんありけるとみえたるも、似たるおもむきなり、式部卿宮とは敦慶親王、右大臣は藤原定方公、延長二年右大臣に任され給へり　さて右の御歌をはじめ藤ばかまの花を歌どもに香をめでたるよしよみなれたり、しかるに此花小家の垣内などにうつし植たるはさばかりかぐはしきはをさをさあらぬを、野原などにおのづからところ得て生ひ廣ごりて咲るはなつかしきかをりあるものなり、又それが名をふぢばかまとしも云ふよしは、此もの小花群聚咲て瓣は白みたる淡紫なるがその一莖の筩（ツヽ）は殊にうるはしき紫色にて瓣の下に著きたれ

り件の文詞歌どもによりて證考るに八日に菊花に綿を覆ひ置て九日に其綿もておもてをのごひて若がへらむとせるはかなき祝事にて其はかの彭祖などの故事をおもひてのわざなるべし北邊成元が歌靈といふ書に、紀事曰菊綿傳言、今日唱門師會大黒、參禁裡菊種花於常御殿之前、明朝宮女等取綿使蒙陛下菊花、是謂菊綿、又稱衣綿也、傳云菊綿挿小兒之衣領之內、無疾病、故節後須賜之と引載たり、此紀事といふ書、おのれいまだ見およばず、何れの時書たるものなるにか、さて件の文に今日といへるは七日、明朝といへるは八日の事なるべし、挿小兒之衣領之內云々は、節後の事をいへるなり、九日に面を拭ふ事のみえざるは省たるにか、また其書記せるところは既に廢たりしにもやあらん　また建長八年歌合に 行家卿、「色々に菊のわたきぬ染かけてまだきうつろふ花とこそ見れ」とあるをおもへば、菊花の色に合へて染綿をも用ひておほふ例なりしときこえたり新撰六帖に、信實朝臣、かきれなる菊のきせわたけさみればまだき盛の花咲にけりとよみ給へるは、九日に菊花のかづ〲咲そめたるに綿をおほひたるによりて、盛のごとく見ゆるよしによみなし給へるなり、上に擧たる行家卿の歌にまだきうつろふ花とこそ見れとよみ給へるは、きせ綿せるによりて眞の花のいきほひなきさまをよみ給へるなり、又永久四年百首に、九月九日を題にて源忠房朝臣、いくへともいさしら菊をえこそみれ綿おきながらたてるあしたは」此はきせ綿によりて花の彌重一重のけぢめの知られざるよしときこゆ今も品貴き御あたりにて白赤黄の綿をもてしかものし給ふとぞ或說に、九日の菊を見むとて雨露をふせぐ料に、前日より綿をおほふなりといへるは、古實にたがへり

○菊と藤袴とまぎらはしくきこゆる事の論

類聚國史第三十一天皇行幸部に云、大同二年九月乙巳廿一日幸神泉苑琴歌間奏四位已上共挿菊花、于時皇太弟嵯峨天皇頌歌云、美那比等乃曾能可邇米豆留布知波賀麻岐美能於保母能多乎利太流祁布、上平城天皇和之曰袁瑠比度能己々呂能麻丹眞布智波賀麻宇倍伊呂布賀久爾保比多理介利、群臣倶稱萬歲此文日本後紀のなるべけれど、此年の卷、今缺て傳はらず、件の文に挿菊花云々とありて御歌に布智波賀麻とよませ給へる事いと意得がたし、布智波賀麻は萬葉集山上憶良詠秋野花歌二首の中に、芽之花乎花葛花瞿麥之花姫部志、又藤袴朝貌之花とよみあはせたるものにて本草和名に蘭草一名水香一名煎澤草、一名蘭香、一名都梁香草一名蘭澤香草、一名蕙薫、和名不知波加末と注せるこれなり、和名抄にも兼名苑云蘭一名蕙和名本草云、布知波加麻新撰萬葉集別用藤袴二字香草也とあり李時珍が本草綱目の蘭草の條に、諸家說異同甚多、時珍曰、朱子離騷辨證云、古之香草必花葉俱香而燥濕不變、故可刈佩今之蘭蕙但花香而葉乃無氣、必非古人所指といへり菊の考の中にも引たる懷風藻に、霑蘭白露未レ催レ臭泛レ菊丹霞自有レ芳、また菅家文草重陽後朝の詩句に、蘭爲レ送レ秋深紫結菊依レ臨レ水淺黄凝、また田氏家集重陽後節の詩句にも、蘭佩始應鳴紫玉菊粧猶未綻黄袍、など殊さらに菊と蘭と相對へて其花色をさへに

とせられたるはいぶかし、いづれかまがひあるべし、又此菊合の歌を古今集に載られたるに、左八番なるをば詞書に其由をしるし、左二番右七番十番の歌には其よしをいはざるはいかなるこゝろしらひなるにか、又そが中の七番にはかたといふことだになくて、仙宮にてありし事のごとくきこゆるはことにいかゞ、今世に傳はれる本どもにうつしおとせるにや

○九月九日に菊にきせ綿する事のふるく書に見あたりたるは、伊勢家集に九月八日となりより菊に綿おほひにおこせたりけるあしたに、ほりてやるとて綿おほひながら根こぢておくりたる由なり「數知らず 君がよはひをのばへつゝ名たゝる宿の露とならなむ」、返し、まさたゞ、「露だにもなたゝる宿の菊ならば花のあるじやいくよなるらん」、とみえたり後撰集には、隣にすみ侍りける時九月八日伊勢が家の菊に綿を着せにつかはしたりければ、又の朝とりてかへすとて、伊勢、數しらず云々露となるらん、返し藤原雅正歌云々と載られたり伊勢は宇多天皇にめされて皇子生たてまつれる人なり此歌は宮仕しりぞきて里ずみせるほどのなるべし、上に論へるごとく寛平のころより、もはら菊をもてはやされたりときこゆれば綿おほふ事も同じ頃よりぞ始給ひたりけむ、然ればそのかみいまだ世にあまねくするわざにはあらざりけんを、伊勢が家の菊に宮びてものせるを雅正ぬしのうかがひ知りて綿おほひにつかはしたるなるべし、貫之集に九月九日おいたる女菊しておもてのごひたる、「けふまでに我を思へばきくのうへ露は千とせの玉にざりける」とみえたるもおほかた伊勢とあひおひのころよまれたるなるべし、又紫式部日記寛弘五年の下に九日菊のわたを兵衛のおもとのもて來てこれ殿の上のとりわきていとようおいのごひすてたまへとのたまはせつるとあれば、「菊の露わくるばかりに袖ぬれて花のあるじにちよはゆづらむ新勅撰集には九月九日從一位倫子、菊の綿をたまひて、老のごひすてよと侍ければ、紫式部、菊の露わかゆばかりに袖ふれて花のあるじに千世をゆづらん」として載られたり、又源氏物語幻巻に九月になりて九日わたおほひたる菊を御らむじて云々 中務集に九月九日菊の綿にておもてのごふ女、「おいにける身にはしるしも白菊の露の名たてになりぬべきかな」などみえ加茂保憲女集に、あえよとて菊の白露のごへどもすぎにし齡かへらざりけりまた枕册子に九月九日の曉より雨すこしふりて菊の露もこちたくそぼち、おほひたる綿などいたくぬれうつしの香もうつしの香とは薰物のをうつしたるなるべしもてはやされたる、つとめてはやみにたれどなほ曇りてや、もすればふりおちぬべくみえたるもをかしといへり辨内侍日記、寛元四年のところに、九月八日中宮の御方より菊のきせ綿賜けりたるが、ことにうつくしきを朝餉の御壺の菊にきせて、夜のまの露もいかゞとおぼえ侍りしに、九日のあしたまことに咲たるやうにみもわたされて、おもしろく侍りしかば、「九重やけふ九日の菊なれば心のまゝにさかせてぞ見る」なども見えた

ばもていづるにところせければおしあはせてひとつになるべく（すイ）かまへてわりてそをつぎて（けイ）ひとたびにおしあはせていださんとかまへたるを左方の一もとづゝ出すにおどろきてたびたびにいだしければあはせはてたればいとおもしろき所ひとつなれどあはするほどはわれていとかたはなり

占手

山ふかみいり（くイ）にしみこそいたつらに
　きくのにほひに色つきにけれ

二番

のむからにおや子の中もわかれす（にイ）と
　きく谷みつをひきてなりけり

三番

いまはとてくるまかけてしにはなれ（はなイ）は
　にほふ草葉もおひしけりけり

四番

皇のよろつ代までにまさりくさ
　たまひしたねをうゑしきくなり

五番

菊の水よはひをのへすあらませは
　さともあらさすけふあらましや

六番

かくはかり雲の上たかく（までにイ）のぼれゝは
　かけるとりたにあらしとぞおもふ

七番　○古今集素性仙宮に菊をわけて人のいたれるかたをよめる

ぬれてほす山路のきくの露のまに
　いつか千とせを我はへにけん（いかてかわれはちよをへぬらんイ）

八

秋はてゝ冬はとなりに（きくイ）成ぬれと
　あかねははなそにほひくはふる

九番

萬代をきくのたねとやまきそめて
　花みることにいのりきにけん

十番○古今集友則きくの花のもとにて人の人まてるかたをよめる

花見つゝ人待ときはしろたへの
　そてかとのみぞあやまたれける

今按ろに此菊合の歌人たちの名詳ならず、この中に撰集に入られたる歌五首ありて其見あたりたるは、其よし注せるがごとし、なほ見おとせるもありなんか、さて此左方の二番と右方の十番の歌を、古今集にのせてともに友則がなり

におもてをかざさせてもたせたり、いま九本をばすはまをつくりてぞしたるそのすはまのさまは思ひやるべし、面白き所の名をつけつゝきくにはゆひつけたり

占手　山城皆瀬菊

うちつけにみなせはにほひまされるは
　（廣イ）をる人からの花のかけかも

二番　嵯峨大澤池菊是よりすはま○古今集友則 大澤の池のかたに菊うゑたるをよめる

一もと〻おもひ（はな古）しきくを（廣イ）大澤の
　いけのそこにもたれかうゑけむ

三番　紫野菊○新拾遺集よみ人しらず寛平御時菊合に紫野の菊をよめる

名にしおへは花さへにほふむらさきの
　一もときくに置るはつ霜

四番　大井戸難瀬菊しろかれをよりて瀧におとしたり、ひと日ようさりおつれどこゑもせず

たきつせはた〻けふはかり音なせ（をイ）そ
　きく人もなき思ひもそ（するイ）ます

五番　攝津國田蓑島菊すはまに植たる菊の下に女の袖をかさにきて貝ひろふかたしたり

たみのをもいまはもとめし立かへり
　花の雫にぬれむとおもへは

六番　奈良佐保河菊

千鳥なくさほの河へを（原イ）とめくれは
　水底きよくさける花（菊イ）かな

七番　和泉吹居濱菊

けふ〳〵と霜おきまさる冬はた〻
　花うつろふとうらみにゆかむ

八番　紀伊國吹上濱菊○古今集菅原朝臣寛平の御時せられける菊合にすはまをつくりて菊の花うゑたりけるにくはへたりける歌吹上のかたに菊うゑたりけるをよめる

秋かせのふきあけにたてる白きくは
　花かあらぬか浪のよするか

九番　伊勢國網代濱菊

磯にさくあしろのきくを鹽ひには
　たまとそとらんなみの下草

十番　逢阪關川菊

この花にはなつきぬらしせきかはの
　たえすもみよとをれる菊の葉

右方これも殿上童ちご藤原重時あはの守ひろしげがむすこかねてきくどもおふすべきすはまをいとおほきにつくりてひとつにうゑたれ

とゆゑにとよめるはそのかみうちまかせて一もとぎくとも呼なれたるがうへに武藏野にかけたればわざと菊といはずして、それときこゆべくよみなせるにて興ある歌とぞきこえたる、此歌舊說のごとく染くさに用ふる紫草とせむはあまりにつぎなし、ことに武藏は紫草多き國にて延喜の民部式交易の中にも紫草三千三百斤と見えて、他の國々よりもこよなく多きをその武藏野にかけて紫の一藂故にとはいふべくもあらざるをや、萬葉集の歌に、「紫を草と分く分く臥鹿の野を別にして情は同じ」とみえたるぞまことに野なる紫草を賞るこゝろばえなる、さて後の歌に紫にゆかりといふは一もと菊のむさしのに緣あるよしを興してよみならへるにて、もはらかの古今集なる一歌のみをおやとせるにはあらざりけんを

六帖紫の題下に、作者しられぬ歌に、「しられどもむさしのといへばかこたれぬよしやさこそは紫のゆゑ」といふがみえたり、按ふにこは題詠にはあらで人のまじらひの中によみたる歌ときこえたれば、本意はきこえがたけれど、詞のうへはむさしのといへば、やがて紫の事とさとらるゝよときこえたり、これ紫は武藏野に名たゝるものなればなり、又伊勢物語四十一段に、むかし女はらからふたりありけり云々、むらさきの色こきときはめもはるに、野なる草木ぞわかれざりける、むさしのゝ心なるべしとみえたり、此むさしの云々は、かのむらさきの一もとゆゑにの歌をおもひ出て、ふと後人の注のごとく書入たるを、本文にうつしつたへたるものなるべし、上の文をみるに、さらに此歌によれる意はあらず、さて此歌古今集雜上に、妻のおとうともちて侍りける人に、うへのきぬをおくるとてよみてやりける、業平朝臣、「紫の色こきときはめもはるに野なる草木ぞわかれざりける」とみえたり、物語には此ことを例のおやなしこしらへて書なしたるものなるべし、六帖にも業平がなりとして紫の題下にのせ、下句、野なる草木もあはれなりけりとあり

もとの意をばおもひわかざりし人のたゞかの一首にすがりて、紫草の事なりとこゝろえてよめるもありけるをしらずよみにはかなくよみならへるもあるなるべし

附說

寛平菊合

菊の事を論へる因に寛平菊合卷を見るに、いづれの本もとり〴〵に誤寫の多かるを群書類從に、以甲斐權守季鷹藏本書寫以百花庵宗固屋代弘賢藏本校合畢とて載たるに、さらに飛鳥井雅章卿眞筆本また異本二つをかむがへ併せてきはめて誤寫ならむとおもはるゝかたをすて、又いづれともさだめがたきを傍に書そへてこゝに載す、かくてもなほつたなげなる歌のきこゆるはいとあやしきまでになむ

寛平菊合

題　菊

左方占手の菊は殿上童立(にイ)君を女につくりて花

きのひともとぎくとよめるは、もと武藏野に紫菊のうるはしきが一もと生ひ出たりけるを、そのかみ世の希物として移し植繼たるを武藏野の一もと菊と稱ひ、たゞに一もとぎくとも呼ぶがありけるなるべし、寛平の御時の菊合の歌に紫野を題にて、「名にしおへば花さへにほふむらさきの一もときくにおけるはつ霜」と紫野によせてよめるをも思ひ合すべし然て其寛平の御世を始にて相繼てたび〳〵菊合せられける事書どもに見え本考に引しるせる延喜十三年の御記に、令新菊花十本分三番相爭勝負賭としるさせ給へる新菊花とは、希しき花どもを撰ばせたまへるなりまたそれよりや、前の御世の頃より菊をめではやせる歌の多くきこえ來れるをおもふにそのかみすでにむさしの、一もと菊といふ一種のありけるを世にめでたりけん事おして知るべし今も世にめではやせる草木の希品を、然る意ばえに名づけたるがあるにもおもひあはすべしかくてかのよろづ世にこその歌の意は、この紫の一本菊はめでたく立榮えて萬世經べきことを、もとの緣の武藏野のはてなきがごとくおもふべきものぞとなるべし歌のうへは一もとゝいふに萬世をかけ合せたるなり、さて此集の歌、普通本には、むらさきの一もと菊に萬世を武藏野にこそたのむべらなれ」とあり、かくては此菊宴賜はれる尙侍の一もと菊にあえて、萬世をはてなくたのみ給ふべきものぞといへる意ときこゆ、さてかく歌趣のことなるは、いつれか後によみ改め給へるなり、いづれにてもこの考にはさまたげなしこれも同集に、

十月ふたつあるとしのおまへのきくの宴に、「かみなづきふたつある年のしぐれにはひともとぎくぞいろまさりけるふたつあると一もととかけあはせたるなり、歌の意は、花の紫なるが時雨にあひて、さらに色のまさりたるよしなり、上に注せる兼輔卿の紫の一もときくの歌の次に、「きくのはなをりてはとらじはつ霜のおきながらこそ色はまさらめ」とみえたるも同意なり、此歌新古今集に、延喜十四年尙侍藤原滿子に菊宴たまはせけるときと詞書して、二句手折ては見じ、終句色まさりけれとありまた躬恒集に「ひともとの菊にはあれど露霜ぞわけてこと〴〵色はそむらしこれもいはゆる紫の一もと菊なるを、歌詞にかくよみなせるなり、歌の意は、紫の花の中に濃薄があるは、露霜の別きて染るなるべしといへるなり續後撰集冬部に圓融院に一本菊奉るとて、尙侍藤原灌子朝臣、「しぐれつゝ時ふりにける花なれど雲ゐにうつる色はかはらず禁闕を紫微宮と稱ふによりて、紫庭紫門などもいへば、花色の紫なるをそへて雲ゐにうつるとよめるなり、夫木抄に、「むらさきの庭の春風のどかにて花にかすめる雲のうへかな」とよめる歌もみえたり辨乳母集に、「春秋のちくさの花の色はみなひともと菊にうつろひにけり白菊はさらなり、黄なるもなにもつぼめには紫だちたる色にうつろひゆくを、みなひとつ一本菊のごとくにうつろひぬるよといへるなりなどよめる一もと菊もみな紫なるよしにきこゆ、はたおもひ合すべし古今集秋下に、大澤の池のかたに菊うゑたるをよめる、友則、「一もとゝ思ひし菊を大澤の池の底にも誰かうゑけむ」、これも寛平の菊合の歌なり、一もとぎくを希物としてかくよみなせりときこゆ、重之集古本に、一もと菊をひたけに植て大將殿の仰ごとにて、「置露にまかせつゝみし菊の花よにもをしまずなりにけるかな」、又拾遺集物名に、ひともと菊、あだなりとひともとひくる云々、これらはこともなけれど見あたりたるまゝにされば古今集に紫の一も

當時衣服の染色などにつきて深黄なるを稱へる名なるべしすべて染色にはさる趣なる名ある事例多しされど季綱往來と云ふ書、今世にある事を聞ず、件の上文を見ざれば憶にはいひがたけれど、いづれにも承和菊の色の一證とすべし、さて季綱は本朝續文粹の撰者、藤原季綱朝臣なるべし、朝野群載にも此ぬしの文見えたり、古事談に、參河前司季綱栴檀紫檀の別をことわれる說みえたるも此人なるべし、書籍目錄に季綱切韻とみえたるも此ぬしのなるべし、尊卑分脈藤原貞嗣の流に、從四位上大學頭とみえて、堀河天皇の御世の頃の人ときこえたりかくて件の歌にてこらさとよめるは照濃（テリコ）さの義にてかの非緋非款冬といへるにおもひ合すべし其はうちある黄菊の中にも緋みの匂てうるはしきを、仁明天皇の殊に賞給ひたりしによりて然る色したるを後に承和菊と呼ならへるにぞあるべきかのそがきくの色なる河といへるも、たゞに黄なる由にはあらで、黄河の濁の色の深きをたとへたる詞なるべし、今の俗に河の洪水になりていたく濁りたるを、赤濁といふこれなり、又鴨長明の四季物語九月の段に、菊は其名くさ〴〵あれど、そがひにたてゝそが菊など、てこらけき色は、帝の御目とまる御こととよといへり、さて件の詞は、かの拾遺集なる歌詞によりていへるなるべきを、池邊をそがひと云へるは然書る本のありけるにや、若くは暗記の說なるにか、さて上に論へるごとく古は白菊の多かりしときこゆる中に、殊に然る色なるがいできたるを、帝のめで給ひたりしなるべしさて承和をそがと唱ふは承の字音ショウの約まりソウなるをソとも云へるなり、江家次第の古本の假名に承和にソウ禾承香殿の承香にソキヤウとあり三十六人集の中なる仲文集の詞書にある承香殿を、古寫本に所行殿と書えがあるも、ソキヤウの音を假借たるにて、これも承をソと唱へたる證とすべしまた和をガといふは轉れる音にて清和院をセガヰと呼ぶ例に同じ、袖中抄に此歌のそが菊をうるはしくそわ菊とかける本もありといへり、いづれにても有るべしかよはして呼へるなるべしさて此歌の古く鄙びたる口つきにきこゆるはもしくはいにしへ大嘗會の時に奏まつれる國風の歌にもやありけん、定家卿の拾遺愚草に「きしのまゝしげみさえだの露わけて袖をかたみのそが菊の花、」夫木抄に五條爲實卿「われさらばしめゆひたてんをかのべに人もすさめぬそが菊の花、」とみえたる歌どもはかの拾遺集なるに據りてめづらしくよみ給へるのみなるべし

〇また古今集雜歌に題しらず讀人知らず「紫の一もとゆゑに武藏野の草はみながらあはれとぞ見る此歌六帖紫の題下に、讀人なし、下句、草はなべてもなつかしきかなと見ゆ此紫の一もとよめるは紫菊なるべし、其は貫之朝臣の手なりと云へる堤中納言集兼輔卿のなりに、こないしのかみのすみたまひけるとき、ふぢつぼにてきくの宴せさせたまひけるに「むらさきのひともとぎくはよろづよをむさしのにこそおもふべらなれ此歌普通の兼輔集なるとは異なるところあり、下に論ふべしとあるによりて證考へたるなり、さて此歌一わたりにては其意きこえがたきをつら〱おし考るにまづ其むらさ

いたるまで漢名にのみ呼來れるものとこそおもはる壒嚢抄に、菊は音なり、訓を用ひぬ字なり云々、されば東福れ寺開山聖一國師、重陽の佛事の時、名匠の事なれば大衆は不及申本家候人以下群を成して耳を傾る所に云々、あきしべの花を北のまがきにうゑてのんど〳〵として南の山を見るぞとよ、とせられけり、當座の感嘆なのめならず云々、菊を北籬植優然見南山といふ古詩なりけりと云へり、但し此詩句文選に陶潜が作にて、採菊東籬下云々とあり、北のまがきにうゑてといへるは、聖一の暗記の誤か、又は傳聞の誤なるべし、聖一は弘安三年七十九にて死りたる人なり、そのかみ菊の和名世にあまねからざりつるに、聖一の當座に秋しべの花と稱へるを感たる趣なり、但し此秋しべを印本にはアキ草と書り、今或校本と平維章が和學辨に禪僧の語なりとて載たるに依れり、宗碩が藻鹽草に、あさぢふもまじる草葉もかるゝまで野に殘りけり秋しべの花」これ古きものにあり、或說に菊を秋しべとよむと云々といへり、この秋しべ印本には秋しくとみゆるを、今按本に正しく書るによりて引つ、元祿のころ槇島昭武の撰べる書言字考にも、菊をアキシベとよみて載たり、さて秘藏抄と云ふ書に、さはひこめ置く我宿のませのうちにかはらよもぎはうたゝかれけり」と云ふ歌を擧て、注にさはひこめとは霜をいふなり、かはらよもぎとは菊をいふ云々といへり、此書躬恒の撰べるものなりと云へど、いと後世人のみだりに作れる書なればとるにたらず、そのほか能因歌枕、莫傳抄、藏玉集、もしは草など云ふものに載たる菊の異名多かれど、これ又みだりなる說なればとるにたらず　さて和名抄に菊の和名を注せる處に、俗云本音重とあり、こは菊の字音を重く唱ふる由なり俗云とは云々の和名はあれどなべて俗にはあまねく菊と稱へる趣なりそのかみ既に歌にも菊とのみよめれば、鄙言のよしにはあらず　醫心方菊の和名の列に、岐久と如此去（サカ）る聲の朱圈をさしたり、これ雅言の唱にていはゆる本音重これなり都がた人は今も然呼へり

〇因に云ふ拾遺集雜秋部によみ人しらず、「かのみゆる池邊にたてるそが菊のしげみさえたの色のてこらさ」とあるこのそが菊といへるもの諸說區にしてさだかならず、今按るに後葉和歌集の序に此序の作者藤原爲經入道寂超は、崇德天皇近衞天皇の御世のころの人なりそがぎくのいろなる河一たびすみて云々此詞通本には誤字あるを、安藤爲章の年山紀聞に、伏見宮御本に依りて訂せるによれりといへるはもろこしの黃河と稱へる河の五百年に一度清むと云へる諺によりて作れる文にして、かの河水の黃なる由をたとへてそが菊のいろなるといへるなり、また定家卿の記しおかれつる三代集間事といふ書に件の歌を擧て淸輔朝臣說に仁明天皇好黃菊給仍號承和（ソガ）菊（キク）とありとのたまへるにも合へり奧義抄に、そが菊とは黃菊なり、承和の帝はよろづのもの、黃なる花をめで給ひて菊も黃なるを愛し給ひけるなり、されば承和菊とは黃なるをいふとみゆしかるに顯昭法橋の袖中抄にも同じさまにさだせる中に、季綱往來と云ふ書を引て非レ緋非ニ歟冬ニ可レ云ニ承和色ニ歟云々と云へる文を引たり、此文にては黃にいさゝか緋の匂ひたるにて今俗にかばといふ色にちかきを承和色と云へる由なるべし、但し件の文はうちまかせて菊の色の事をいへりとはきこえず、

良於波岐とあるは河原草蒿の義ときこゆれど菊はもはら河原に生ふるものにあらざれば然云ふべき由なし、同書に白蒿を加波良與毛岐また之呂與毛岐とあるぞかなひてはきこゆる、故按ふに本草和名に加波良於波岐とあるは字鏡に辛與毛支とあると同義にてもとは加良於波岐なりけるを、はやくより誤りて波字を衍し書たる本の世には弘りたるなるべし、然るに和名抄にも、菊和名加波良與毛木、一云可波良於波岐とあるは此書本草和名に據りて載されたるが多ければ、この一云とある可波良於波岐はかの寫誤ある本によりて加良與毛木と云ふにさへ准へて波字を加へられたるにやあらむ、同書に茵陣蒿和名比岐與毛木今俗是謂加波良與毛岐とも見え（今俗云々の十字、印本には脱たり、或本にあるをとりてひけり）また白蒿和名之路與毛木一云加波良與毛岐（この和名、本草和名なると同じ）今按菊又有此和名見上文（此和名とは、加波良與毛岐と云ふなさせり）と疑を遺されたり、又醫心方本草部はもはら本草和名に據りて書されたりとみゆるがこれも菊を加波良於波岐とあり、和名抄と同じ誤とすべし、但しこの加波良を加良の誤寫ならむとせる考はもはら加良といふになづみたる强說ならむか、さらば此考はすて、其義は得ざれど本のまゝにて或名としてあるべし、然てもすべての考にはさまたげなし、そも〳〵上世はよろづおほらかなりければ草本などの人目とほくはたさせるふしなきものははか〴〵しき名の無きが多かりけむを、草はことにしな多かればも今もさだかに名のきこえざるがあるをもて、いにしへをおもひやるべし、かくて漢風の醫方を用ふる世となりて醫のかの國の本草などいふ書に據りて藥品を採用るにつけては漢名に和名を考へ當てゝものすべきわざなればもはら其こなたの本名を糺しはた書にも書しるしおかむにはもとよりはか〴〵しき名のきこえざるをさすがに漢名を以て呼ぶべきわざならねば、あらたにこなたの言もて名を着たりけむとおもはるゝがあり、又漢名の彼にも此にも同じ和名ある、或は當たる和名の此書と彼書と齟齬たるなど混らはしきもあるは世々に人々のこゝろ〴〵にさだめたるがかれもこれも傳はれるが故なるべし、故さる類の和名は世にあまねからざりつるから今は知れる人もなく漢名にのみ呼べり、菊の和名もさるたぐひにて世にあまねからざりつるから古より今に

給ひつる翌の廿三日の事なりけり、菊を植たりけるさまおもひ合すべし、又枕草紙に、七日の若菜を人の六日にもてさわぎ、とりちらしなどするに、見も知らぬ草を子どもの持て來たるを、何とかこれをば云ふといへど、とみにもいはず、いざなどこれかれ見あはせて、みゝな草となんいふ、といふもの、あればむべなりけり、聞かぬかほなるはなど笑ふに、又おかしげなる菊の生たるをもて來れば、摘めど猶みゝな草こそつれなけれ、あまたしあれば菊もまじれり、と云へる菊も前栽などより子どもの摘來れるにて、野に出てものせるさまにはあらず、さて又古歌どもに多く白菊をよみ又うちまかせて白きものとしてよみ、又殘菊のうつろひて色のかはれるを、またさらにめづるよしによめるも白菊をいへるなり、古の菊はなべて白きが多かりしにこそ、漢國の花史左編といふ書に、菊の品類を擧たる中に、新羅一名倭菊、千葉純白也といひ、其を群芳譜に、標韵高雅非尋常比といへるも白菊なり、はやく宋の崇寧のころ、劉蒙が著せる菊譜にも然いへりとぞ、崇寧はわが康和のころに當れり、其は皇國にて生ひいだしたる白菊の麗しきを、新羅に移し植たりけるが、また漢土にも渡りたるにか、又こなたにてしら菊といふを、其品の名として新羅と言るにてもあるべし、然るに權大納言藤原長家卿集に「雲の上に菊ほりうゑて甲斐の國つるの郡をうつしてぞ見る、」左注に甲斐國風土記云鶴郡有二菊花山一流水洗レ菊飲二其水一人壽如レ鶴云々とあり夫木抄にも載たり此風土記は延長に勘進れるも本なるべし長家卿は康平七年六十歳にて薨給へり其はもはら菊を賞る世となりて後の事にて都留郡の山に菊の生たる所を見出、めづらしみて菊花山と呼ならへるにあはせて漢國の彭祖が古事に據りて南陽酈縣有菊潭飲其水者皆壽など云へるに郡名の都留を鶴に牽强言して造り出たる說とこそきこえたれ丹波嗣長宿禰の奥書ある假年要抄と云ふ醫書に、甲斐甲州鶴郡多菊、土民依食其土毛保年齢と云へるは、此風土記によりて云へる說なり此甲斐國なるをおきては風土記どもに菊を載たる事さらになし延喜の典藥寮式、諸國進年料雜藥條に、甲斐國黃菊花十兩とありて、此ほかに菊花を進る國多からぬをおもへば、そのかみ今の世のごとくあまねく多からざりしにこそ、躬恒集に、菊の花さきたる所に、よるとまりて人々見る、「菊の花秋の野ながらうつろはゞ夜ふかき色をこよひみましや」とみえたるは畫にかけるかたをよめるにて、まことに野なるを見てよめる歌とはきこえずさて菊に皇國言の名とりどりに聞ゆれど、そはみな後に名づけたるものなり、其はまづ新撰字鏡に菊花辛與毛支（カラヨモギ）とあるは菊を蓬蒿（ヨモギ）の類としてもとから國より出たる義にてさる名を作り當たるものなり、同書に蔄呂居反、平蓬類也、蒿也、伊波與牟支、又加良與毛支、また茵陳蒿、加良宇波支なども見え延喜式古寫本に茵陳蒿の假字カラヨモキまたカラオハキともあり右の名どもにつきたる中の與牟支は與毛岐の通音なり、さて宇波支は萬葉集の歌にも見えて本草和名傳抄また延喜式古寫本に薺蒿をよみ、於波支は本草和名に草蒿に當たり、みな與毛支の類にてその加良某と名づけたるはこれもから種なるをもて云へるにて、義はおのづから同じかるべしよめがはぎも、與毛岐の類なれば、よめかうはぎにて、言の約れるなるべし、又よめなとも云へり、此は漢名鷄兒腸草にあたれりとある人いへりしかるに本草和名に菊花を加波

なるべし、かくて延暦大同の御世賞給ひたる菊は天武天皇の御世に獻れる種の蓄たるもあるべく又其後に獻りたるもありけむかし、かくて大同に重陽の菊花宴を興させ給へる後は、永く恒例の公事となれるあはせて延喜の太政官式に、凡九月九日御神泉苑賜菊花宴於侍臣已上及文人と見えたる、令の節日に載られざるは、大寶の頃には比年停廢給ひたりし間なればなるべし、延喜の式は、既に大同二年に再興したまへる後なればなるべし、又建久の内宮年中行事に、九月九日御節供進云々、件菊花菊御薗勤也と見えたるに、延暦の兩宮の儀式帳に載せざりつるは、これも其停給へるほどの式なればなるべし、もはら漢風の行事とはいへど、むれむれしき事として行ひ給へるから、大神宮にも供進らしめ給へるなるべし六帖に「ながつきのこゝぬかことにもゝしきのやそうちびとのわかゆてふ菊」といふ歌もみえたり人々移し植て世々にもてあそぶこと、なれるなるべし上に擧たる菊の歌どもに繼て、古き人のには、古今集秋下に、人の前栽にきくにむすびつけて植ける歌、在原業平朝臣「うゑしうゑば秋なきときやさかざらむ花こそちらめ根さへかれめや、此歌主元慶四年まで世におはしゝ人なり、此ほか菊をうつし植たる由の歌、又大内にて菊合せさせ給ひける事は、寛平の頃よりおほくきこえそめて、人々の歌集どもにも見えたり、かくて其菊合のさまは、寛平の菊合の卷に、題菊、左方、占手の菊は、殿上童に立君を女につくりて、花に面をかざゝせてもたせたり、いま九本をば洲濱を造つてぞしたる、其洲濱のさまは思ひやるべし、面白き所の名をつけつゝ菊には結ひつけたり、占手、山城皆瀨菊、二番、嵯峨廣澤池菊、是よりはすはま、三番、紫野菊、四番、大井戸雑瀨菊、しろかねをよりて瀧に落したり、ひと日ようさりおつれども聲もせず、五番、攝津國田蓑島菊、すはまに植たる菊の下に、女の袖をかさにきて貝ひろふかたしたり、六番、奈良梓河菊、七番、和泉吹居濱菊、八番、紀伊國吹上濱菊、九番、伊勢國網代濱菊、十番、逢坂關川菊、右方、これも殿上童ちご藤原重時、あはの守ひろしげがむすこ、かれて菊どもおふすべき洲濱をいとおほきにつくりて、ひとつに植たれば、もて出るにところせければ、おしあはせてひとつになるべくかまへて、わりてぞをつぎて、ひとたびにおしあはせて、出さんとかまへたるを、左方の一もとづつ出すにおどろきて、たびたびに出しければ、あはせはてたれば、いとおもしろき所ひとつなれど、あはするほどはわれていとかたはなり、とありて左右の歌あり、又著聞集に、延喜十三年十月三日御記云、仰侍臣令新菊花十本分三番相爭勝負賭、以申時番方領花參入、一番入自仙華門、二番入自瀧口、次第進花立庭中、一番種花以洲濱形、二番栽火桶、各藏人所二人、取立御前、左衞門督藤原朝臣候御前、傳作勝負、十番勝方簾中拜舞、還進菊中各四本栽西方小庭とあり、新菊花とは希しき花どもを撰ばせ給へるなり、かくて此時各歌を奉れり、その名所には、水無瀨、廣澤、紫野、大井戸雑瀨、田蓑島、佐保川、吹貝、伊勢網代濱、相坂關川等を用ひたる由みえたり、此名所ども、もはら寛平の度の題に同じ、さて後世の歌どもに、菊を野山海川など名所によみ合たるがあるも、實景にはあらで、件の菊合の歌のごとく、たゞ作設て歌の趣をなせるものなり、又これも著聞集に、宇多天皇昌泰元年九月十一日、大井川に行幸のとき、貫之の奉れる序詞に、あはれわが君の御世長月のこゝぬかときのふいひて、のこれる菊みたまはむ、又暮ぬべき秋ををしみ給はむとて云々、大井の川邊にみゆきし給へば云々、きくの花の岸にのこれるを空なる星とおどろき云々と見え、又新古今集冬部に、延喜の御時大井河に行幸侍りける日、坂上是則「かげさへに今はと菊のうつろふは波の底にも霜やおくらん、などよめる大井川の邊の菊は、自然に生ひたるにはあらで、行幸のためにことさらによそほひうゑおきたりしものなるを、序詞には、わざと興あるさまに、殘れる菊などいへるにぞあるべき、大和物語に、亭子の帝石山につねにまうで給ひけり、國のつかさ、民つかれ國ほろびぬべしとなんわぶると聞しめして、こと國々の御庄などにおほせてとのたまへりければ、國々よりもて運びて御儲をつかうまつりて詣で給ひけり、近江の守いかに聞しめしたるにかあらむとなげきおそれて、又むげにさてすぐし奉りてむやとて、かへらせ給ふ打出の濱に、よのつねならずめでたきかり屋どもをつくりて、菊の花のいとおもしろきをうゑて、御儲仕ふまつれりけり、と見えたり、この御幸は躬恒集なる和泉にて云々とよめる歌の詞書にて考るに、延喜十七年九月廿二日、石山にものし

至忍壁皇子賜布各有差とみえたり、これ九月九日にて此時いはゆる菊花の豐明聞召給へるなり（これより前の史どもにはこの事見えず）然るに翌る朱鳥元年九月戊戌朔丙午九日此日に當りて天皇崩り給へるによりて忌避て後々までも停られつるを去か詔へるなり、かくて天武天皇の此節日をものし始給へる事は、そのかみから人の菊を獻りて漢籍に見えたる彭祖が菊を服て長壽せし古事のあるがうへに九月九日に菊花酒を飲めば災を避け壽を延といひて節日とせる由などを述しけるによりて、うち〳〵まねびもし給ひけむを今年に至りて始て其日を節として公事の菊花宴せさせ給へるなるべし（本朝通記といへる書に、仁德天皇七十三年始自唐獻菊種と云へり、古書どもに見當らざる說なり、信がたし）さて又懷風藻に、天武天皇の皇子境部王秋夜宴山池と題る詩に、對レ峯傾二菊酒一といへる句見え、また藤原朝臣宇合、秋日於左僕射長王宅宴詩に、帝里烟雲乘季月王家山水送秋光霑蘭白露未レ催レ臭泛レ菊丹霞自有レ芳云々、田中朝臣淨足、晚秋於長王宅宴詩に、巖前菊花芳、また安倍朝臣廣庭秋日於長王宅宴新羅客詩に、傾斯浮菊酒願慰轉蓬憂などいへる句あり、長王とは天武天皇には御孫高市皇子の御子長屋王に坐り（其を漢ざまに長王と作るなり、同書題目には長屋王と書り）この王だちみな菊を植て翫び、はた菊酒をもて宴し給へる趣なり（同書中、此ほかに菊をよめる詩あることなし）其は天皇の平におはしましけるほどよりの事なるべしおもひ合すべし、かくて九日の菊花宴を始てせさせ給へる事は天皇其ころ既に御惱の事おはしましけるによりていかで平愈給ひて御壽長く坐させ奉らむと奏し行ひたるにぞ有るべき、其はこれも同じ十四年紀に（今年九月九日の宴の事は上に擧たり）十月庚辰遣二百濟僧法藏優婆塞益田直金鍾於美濃一令レ煎二白朮一、十一月丙寅法藏法師金鍾獻二白朮煎一是日爲二天皇一招魂之とみえたり、これも漢籍に見えたる朮を服へば長生して神仙に致るなどいへる說によりて法藏等が奏勸奉れるなるべし（後の世の事ながら、惟宗時俊の作れる醫家千字文に、求仙服朮と云ふ句ありて、自注に本草曰、朮草者山之精也、結陰陽之精氣、服之令人長生、絕穀致神仙といへり）准へておもひ合すべきなり、また是日招魂せさせ給へるが御世御世の例となりて十一月の寅日に鎭魂祭行させ給へるにも合ひてきこゆるなり（書紀を按るに、この年ころ天皇の御惱の愈たまはむ事を神佛に御祈の事あり、また御卜ありければ、草薙劒の御祟なる由卜合奏せるによりて、即日熱田社に還置せ給へる事なども見えたれど、つひにさはやぎたまはざりき）さて萬葉集に菊をよめる歌のなきはその歌主だちの頃いまだ世に多からざるによりてよめる歌を得ざりし

類聚國史第七十五歳時部六旬宴に桓武天皇延暦十六年十月癸亥曲宴酒酣皇帝歌曰己乃己呂乃志具禮乃阿米爾菊乃波奈知利曾之奴倍岐阿多羅蘇乃香乎と有ぞ始なる此文日本後紀のなるべけれど、當年の四月以下の卷、今缺て傳はらず、さてこれより古くは續古今集賀部に、九月ばかり菊の花を、聖武天皇、百しきにうつろひわたる菊の花にほひぞまさる萬世の秋と載られたれど、此御歌さらに當時の風とはきこえがたし、きはめて後の世の人のなるを、かたじけなくも御製としも謬傳へたる說のありけるを、撰者の疎にして正しあへられざりつるにぞあるべき、さて菊に皇國言の名もとりどりきこゆれど、みな後に名づけたるものときこえたり、其は下に論ふべし　さて件の御歌に菊を漢名の字音によませたまへるは此草もと、から國より獻れるものなるを漢名のまゝに呼來れるがゆゑなるべし、もとより皇國のものにして其名あらむには御歌詞にしも漢名を用ひ給ふべきにあらず國花集に、貞元進士花艷谷が選たる國花合記集を引て、皇國の物名を漢字音にて譯し記したるを載たる中に、菊を著古と書り、皇國言に久と云ふを、かの國にて譯し記せるに、古字を用ひたるなり、此書のほかにも然る例多し、貞元進士と稱へる貞元は、唐の德宗が世の年號にて、其元年は皇朝の延暦四年なり、そのかみ既に菊を字音に呼べる事件の御製詞に符へり　然考たることはまづ此もの、事を諸國の人々に尋問ひ合するに、まれには人目とほきおくまりたる山谷野原などに生ふる處あり、英は大きなるところ又小さき處もありときこゆれど葩はいづれも疎なり色は黄なるとたまたま白きと薄紅きがあるのみにて世にあるごとき美たき色香はあらず秋のちくさの一くさにてとりわきてめづべき花のさまにはあらずとぞ俗野菊と呼ぶとは異なり、道興准后の回國雜記文明十八年九月九日の條に、野を分つくして山にいたりけるに、菊いとおもしろく咲て感緒きはまりなしと記し給へるはいかなりけむ、重陽の節にあひて見あたり給へるによりてことごとしく然は記されたりげなり、さて其菊見給へる處は、下總國葛飾郡鳥喰村を經て下野の安蘇郡なる佐野へ出給ふほどの山路に當りてきこゆ　古も然ぞありけむ故世に見はやす人もあらざりければはかばかしき名もなかりけるを上に云へるごとくから國より其美はしきを持て參りて菊と申て獻りけるをたまたま皇國言に似てきゝあしからねばやがて其漢名のまゝに呼來れるなるべし、かくて其から國より獻れる頃は天武天皇の御世ならむかとおもはるゝ由あり、其は類聚國史第七十四歳時部に平城天皇大同二年九月癸巳九日幸神泉苑詔曰云々、九月九日者菊花豐樂聞召日留在止毛忌避所有留依氏比年之間停止支奈毛聞行須然時節止云物者不可虛擲止自昔云來留事毛在仁依弖奈毛此乃豐樂聞食之始賜布故是以御酒食倍惠良支退止之弖奈毛酒幣乃大物賜久止宣と見えたる九月九日の例をこれより上御代の史どもによりて按るに、日本書紀に天武天皇十四年九月庚辰朔壬子宴舊宮岡本宮なり安殿之庭是日皇太子以下

き家がらの者をいふ號なり、この苟愚舍は世にしら
れたる甲斐國の德本にもやあらむ此人の傳世に傳は
らず甲斐國のある武士の子なりしが世のさわぎをさ
けて醫となり丹波家の醫道をよく受傳へて名たゝる
くすりしなりと世にはいひ傳ふるなり、なほしれる
人に尋ぬべし

○普通本は原本にもあるごとく丹波長平の本を和氣
某の（さきにもいふ如く、其名の明字の下裁切れて知りがたし）寫して醫心方の和名など
を書加へたるものなり其よしはあら／＼よみ考へて
上條に云ふがごとし

○上に論ふごとく此書原本定りたる題名なきがごと
し、かれ卷々に康賴和名撰とあるにもとづき又かの
和氣本に和名傳鈔と題し奥にも和名鈔といへるなど
によりて今本草の二字を加へて本草和名傳鈔とい
ふ、和名抄といひては順朝臣の和名鈔など、紛らは
しく又本草といはでは事たらぬこゝちすれば、輔仁
ぬしの本草和名といへるに准らへ和氣本の題名によ
れるなるべし（和氣本には、和名傳鈔と表題し、また加筆本には、卷末に和名鈔大尾としるせり、醫家にては本草といはで、たゞに然いひてもありなめども、丹家本草和名鈔など題してしかるべし）

○續後撰集の雜部に本草を見侍りて丹波經長
をしへおくそのことのはをしるべにてよもの草木
の心をぞわく」とあり、經長は丹波系圖に康賴より
九世孫典藥頭經基二男にて官位昇殿右兵衛府生施藥
院使典藥頭兵庫頭正四位下とありこは此書の事には
あらねどめづらしければ因にしるす

すべて上にいへる此書のあらまし又傳來の序を心
にしめ置て此書を見るべし、猶こまかに論ふべき
事もあれどわづらはしければ具にはいはず、はた
こはおのれこの鈔を寫しうつさせつゝ、ひとわた
り見て論へることなればたがへる事もまた考への
及ばぬ說も多かるべし、いとまなくてさのみはえ
せず後に見む人もあらばよく訂正したまへよ、お
のれもまた事のついでにおもひ得たらむには書加
へもすべしかゝる正しき古書の後つひにすたらむ
事をあたらしみて、此ころ風のこゝちにてさしこ
もりたるつれづれにみかよかのいとまにものしを
へたるは文化十三年三月九日の夜なりまた後に天
保十一年霜月十五日再び考を加ふ

○菊

菊をよめる歌萬葉集には見えず、古書に見えたるは

○苟愚舍云々以下終までは苟愚舍と稱へる人の自己が事をいひて明德元年十一月（此月は改元の前なれば合はず、十一は七の誤なるべし）此和名を寫せる由を記せるなり、また皆康曆年中從師而傳和名一通此一卷加之といへる康曆は明德より十年あまり前の年にて其比師より此類の和名書たるを傳へられたりしを、此和名傳鈔に書加へたる由を立かへりて云へるにて、記しざまの拙きなるべし、然れば上にも論へる如く此苟愚舍の書加へたる和名も交れるなり、また丹波長平丹波長家丹波弘家集々と書るは醫道傳來の統を云へるなり丹波系圖に支流長平まで載せて其子孫を記さず、おもふに長平の子長家その子弘家なるべしまた今傳處云々とは苟愚舍が智信より醫道を傳はりて此和名をも傳はりたる由にて上に師といへるは此智信が事と聞えたり、また千金翼方本草有名未用一百九十六味以下終までも苟愚舍が書添たるなるべし、本篇の末に千金翼方本草並諸方注以寫之云々一百九十味云々とある卅六字は、これも苟愚舍の書るにてこは頭書などにせるが本文に攙入れるなり、末の千金翼方云々の文に合せ見て知るべし、いつこも／＼書ざまの拙劣くて聞えがたきを其意えらひしてこれらの外にも猶よく考ふべし、かくて今おのが校合せる本又其書入たる事どもをも見合せて後に訂正すべし、いかで心あひの醫師の有てゆづりて正さまほしくこそ

○或人の云古人のことに醫とある人のかゝえ拙き書かくべきものかはといへれど、古人とても文のつたなきは多かるべし、ことに醫は其師の傳を守りてその如くさくえり又いたづらに漢籍よむ事のなかりし人も多かりしと見ゆ、その說長ければこゝには盡さず

○此原本は奥書を見るに長平ぬしの寫されたる本もて繼々に傳はりて（原本の跋文には、長平の署名のなきは、全脫たゑにて通本にあるぞ眞なるべき。）鎌倉の建長寺なる智信のうけ傳へたる趣なり、さて明德元年に寫し又康曆年中云々とあるは智信の書たる文の如く見ゆ（この智信の世にありし頃など後に考ふべし）又苟愚舍所生甲斐國志村之總領之末子也奥州合戰零落之終云々とあるは、甲斐國人某が寫し傳はれるよしなり、苟愚舍はいはゆる家號なるべし總領は日本紀にもみえて古へありし職名なり、ちかき世までも其名目遺りて田舍にありし事ものに見えたり、其處の長たちたる古

が五つばかりは片假字もて書るを本原はみな眞字假字もて書たり加筆本も元は眞假字なりしを寫すに便よきまゝに片假字に書しものなり（加筆本和名の書ざま、眞字假字、片假字互に異なるところもあり、これらことゞゝく挍へ書加へむことは、わづらはしければみながらはものせず）こはかゝるすぢの古書をうつせるものには例多し

○此鈔の題名の事、加筆本いづれも卷首に題名なし、普通の加筆本は今樣の表紙の外題に康頼本草と書るは近世人のわざなるべし、和氣本は上にいへるごとく古寫本にて表紙に和名傳抄と書て下傍に丹家累代秘本と書付たり又其和氣本も普通の加筆本もともに奥書に右和名鈔康頼卿撰抄當家爲秘本云々、卷末に和名鈔之大尾とあり、また原本はこれも今やうの表紙の外題に和名本草とあれどこは書ぬしのわざと見ゆ、この原本も卷首に題名はなくて採藥時節第一とあり此六字加筆本にはなし但しこの第一とあるのみにて第二以下はなし、おもふにこは採藥時節等のためにむねと書たるものなるべし、その時節等の事の闕たるはいまだ考へざりしなるべし、菜部上品集の末に論曰凡藥皆須採之有時日云々といへる事見えたり、さて此書はくさぐゝの事を記せる醫書どもの中の一種にてその第一なるよしの標なるべし、なほ考ふべきなり、卷末にも和名鈔といふ事はなし

○此書の發端に本草類編選云々より三行諸本ともに下文闕たりと見ゆ、四行の康頼の名署の兼字の下原本にはこれも闕たるを加筆本ともに云々とあるは後人の兼官と氏姓を次々に言加へたるものなるべし、よく讀見て考へ知るべし、又醫傳記錄云より述五行豈平（以下闕）までの文いと拙劣し（誤字もありと見ゆ）その醫道にとりての意の可否はおのれはえしらず、卷末の文どもの丹波長平の書りと見えたるに合せ見るに此人の書るにやとおぼし、さてその發端の文に康頼和名撰と書るは康頼主の自ら署されたる如くにも見ゆれど、そは記しざまの拙きにて撰者の名を書顯はせる意なるべし、又原本卷末の私云より（加筆本、此上に、右和名抄康頼卿撰抄當家爲秘本とあるは、別行の加筆なるを連れ書たるものなるべし）是醫師之內傳歟とある次に、加筆本丹波長平とあり、原本になきは決めて寫し脫せるにて以上は長平の書添たる文とみえたり、長平は丹波氏系圖を考ふるに康頼宿禰より十三代の裔に當る、支流權侍醫季博の子にて從五位下と見えたり

の或人の云へるに今京なる小森集は丹波氏にて典藥頭の門地なるがその家にふるき藏書目錄一通あり、それに和名傳鈔をのせり、心蓮院へ貸したるよしを書添てあるを見たりといへり、和氣本の跋に於栂尾心蓮院殿云々とあるに由ありて聞ゆ、この心蓮院はむかし栂尾にありて仁和寺に隸たる寺にてから今は廢て其寺の號のみ仁和寺に遺れりとぞ多門院日記にもこの寺の書の事の倭の書籍どもいと多く藏りしといひ傳ふ、見えたり、後に抄出て書加ふべし

○此鈔の和名おほかた醫心方と同じくて又異なるもあり、又醫心方なるよりは後の音便にうつりたる言も見ゆればさきには康頼主の撰には非らじやとも思ひしかど、よく按へば當時既に音便の詞づかひ又上古とは訛りたる詞づかひのありもすべきをただその物名を尋ぬるのみのわざなれば、さのみ正しあへず其時の詞のまゝに先記されたるものあるべきなり、かくて此鈔と醫心方といづれか先に出來たりけむそはしらねど醫心方は永觀二年に撰みて奏進られし由は尊卑分脈の彼ぬしの傳にみえたれば精撰とすべし、しかれば此鈔はとるべきにあらずと人おもふべけれど醫心方は本草內藥八百五十種第三卷とある一冊に本草の和名を載せたるにてそは深江輔仁ぬしの本草和名を抄してたゞに藥物の本名を標して和名を記し、粗その藥物の出所を記したるものなり、いま本草和名と比校するにいさゝか異なる處あるは互に傳寫の誤れるなり、されば醫心方なる本草の和名は康頼ぬしの自撰にはあらずこの鈔は康頼の自撰なれば醫心方なると違へる和名のあるは疑ふべきにあらず草木などの物の名を、正しく漢字にあつる事は、難きわざなり、此事は別に考說あり古しへ今によく考へわたして古名を辨ふる證とすべきなり但し加筆本の跋に、醫心方の和名書加ふといへれど、なほ疎なるも見えたり○因に云、本草和名の刊本よく訂されたりといへど、なほこの加筆本に據りて訂すべき處いさゝか見えたり、又色葉字類抄に載たる物名の中に、本草和名より抄き出たるがあり、これをも按へ合せて訂すべき處ありまた假字用格の古言に乖へるもあれど、これも上に論へるが如く物の名を尋ぬるまでのわざなれば、當時の俚言また世の訛言のまゝに記してさのみ正しあへざりしにもあるべく、又諸本互に假字用格また假字文字の差へるをおもへば寫手の何心なく口語のまゝに物して書違へたるもあるべし、これもさる方の古書の寫本には例ある事なり、假字の差誤は傍證に據りて訂すべし、たま加筆本の和名十

術通神靈、褒譽溢天下、永觀二年十一月廿八日、以醫心方三十卷撰進公家○信友按に、和氣氏系圖瑞策の譜に、曰通仙軒又號驢庵、正親町院云々、賜家傳醫心方三十卷ともあり、和氣明號重より丹波家の醫道を兼る事、此系譜に見えたり—重明—典藥頭—忠明—改宿禰賜朝臣—雅忠正四位下典藥頭施藥院この子孫に雅康雅繼あり、またたま〳〵順の和名抄また玉篇の中の動植字訓も見えまた末の書に見あたらぬ和名をも載せたり、これらの中にかの康曆年中從師而傳和名一通此一卷加之といへる加筆もあるべし、其外後に書入たらむとおもはるゝ文もありこれらの加筆の通本には攙入りたるはもと和氣本を寫し傳へたるものながら其本の跋を逸せるによりてたゞに本文のごと見ゆるから、記しさまの疑はしく見ゆるを今和氣本の跋文にて本書と加筆本との差別かくは知られたり、其は今此寫し出せる原本へ朱もてわかち書入たる加筆本の文をよくよみ辨へて知るべしもし寫し傳へむ仁あらば、其意して□などして別ちてよかくていづれの本も寫し誤り脫字など互にあるを挍へ合せて見る時は、おほかた正しくなりたりげなり、又その原本も加筆本も和名の古に符ひて證となるべくはためづらしき名ども、少からず、其物の名どもは既に下書をはじめ置つる動植名彙の中に書收れつ、さてかくものせるはおのれ醫の道にたづさはらされど草木動物などの古名を尋ぬるためかつは醫のかゝる道におよぶまで心を用ふる仁の用にもなりぬべく思ひてなりけり

○いはゆる和氣本は、おのれ京に在ける時ある人の介て某の秘本を借得て寫せるなり其は古製の帖本にて斐紙を用ひて表紙も同じ紙にて、和名傳抄丹家累代秘本と題し、卷尾に右和名傳鈔者丹家累代雖レ爲二秘本一當家亦用レ之矣、予重而於二栂尾心蓮院殿一丹家之諸鈔一覽之砌、醫心方和名書加恐可レ備二證本一者也、唯授二一人一不レ可レ出二戶外一云々、和氣末葉明とありて其明字の下を裁去たり、又卷の端に印を捺たるを墨もて塗抹したりそを思ひ合するに和氣氏の名の明字の下に字ありてそれが上かけて印の捺してありしを奸しき故ありて裁去りしものなるべし、おほよそ三百年にもあまれる本なるべくや、今按にその明集とありしは和氣系圖に、　明成—茂成—尙成—明重—典藥頭(中略)始准武家醫爲法師之體、法名宗鑑、實者丹波重長適子、豫知醫術、達才養而爲子、自是和氏兼丹家之醫道(下略)○信友云、和氣本の奧書に、丹家累代雖爲秘本、當家亦用之云々、和氣末葉明□とあるに考へ合すべし—利長—從五位上、刑部少輔、法名道三、實明重弟子、以醫術之精發雖有子爲養子、醫書之諸抄等多出、永正四正五卒—明親—明英—明親が、祖父と同名いか考へ訂すべしと系りてしるせり、か

比古婆衣十七の卷

○本草和名傳抄の論

此書康頼本草とてたま〳〵世にあるがその本とも誤字多くまた疑はしき事も少からず、されど草木鳥けだものなどの名のふるくきこゆるは必古書なるべくおもはるゝにつけて、その端末の文によりて考ふるに丹波康頼宿禰の書おかれしものを其裔丹波長平ぬしの寫して前後に文を加へたるを、明德元年にうつして康暦年中從師而傳二和名一通一此一卷加レ之と跋文に記せり、かくて其書の古寫の一本に和名傳鈔丹家累代秘本と題して跋文中に、於栂尾心蓮院殿丹家之諸抄一覽之砌、醫心方和名書加恐可備證本者也云々と記して和氣某の名署あり（此本の事、下に委しく論ふべし、今こゝに和氣本と稱ふは、これなり）こは上にいへる康暦の加筆本に又和氣氏の人の醫心方なる和名をも書加へたるものなり（醫心方も康頼宿禰の撰たるものなり）そは此書の凡ての體載の大概草木鳥獸などの漢名を標て其條下にまづ氣味能毒をしるし、次に和名（卷の始には和名云々とあり、後には和云々と記せるは、和名といふを省きたるものなり、そのいはゆる和名のなきにも、和の字を書て空位あり、こはもと其和名のしらるゝ毎に、書添むとのかまへなりしなるべし）さて採藥の用を云々と書て又さらに和名を再びしるせり、その和名は上にいへる如く後人の書加へたるものなるべくおもはるれど猶おぼつかなく思はるゝかたあれば、ただに見過したりつるを此比異本ひとつを見る事を得たり、則上にいへる普通本に挍へ見るに既におもひしもしるくかの各條の末の和名はた疑がはしかりつる文はひとつもある事なし、故さらにめでたくおもひなりてやがて書寫して原本としさて通本を挍へて悉く朱もて書わかち、又其字の異なるも傍に書加へてよみ見るに、後人の書加へたるものなる事疑なし、さて其を書加へたるやう醫心方なる和名はもとよりにて私云とて書加へたる事もあり、そが中に雅私ともあればこはもしくは丹波雅忠宿禰の書入られたるものにやあらむ（このぬしの良醫なりし由は、古書どもに見えてきこえたかし）さて丹波氏系圖に（尊卑分脈所載、以古寫本挍而取之、以群書類聚本批挍）後漢靈帝—正王—石秋王—阿智王—高貴王（始而爲本朝來客、住當國彌多倍、號都賀使主○信友按に、當國は丹波國なり、これ古系のまゝの文ときこゆ、群書類聚本には丹波國と書り）—志努直—（於本朝出生、住丹波國、賜坂上姓）—駒子—弓末—首名—孝子—大國—康頼—（針博士、醫博士、左衞門佐、從五位上、始而賜丹波宿禰姓、住丹波國矢田部、醫

引一者可レ及二難義一之條、益可レ被二思儲一也、於二身上事一者宜レ任二天命一之間、付二善惡一不二驚動一、以二一命一欲レ報二　先朝一許也、然而此方及二難義一者、天下靜謐無レ所レ期歟、且新主偏令レ憑二坂東安全一給、親王又御在國、付レ彼付レ此一身荷擔也、爲レ之如何、如二聖德太子御記文一者可レ被レ開二御運一之條、尙今年凶徒滅亡雖レ無レ所レ疑今見二此邊之體一危如二累卵一、短慮令二迷惑一候也、且何樣被レ存乎、奥方吉事重疊雖レ令レ悅耳、府中未レ入二掌握一歟、發向猶令二遲引一者此方事頗以不レ重、當時凶徒之體、其勢不レ幾、雖三少々有二戮力者一何無二對治之道一哉、然而自二去年一連々雖レ令レ申被レ加二斟酌一之上、不レ能二再往之懇請一、以任二運命一、相二持時節一、老心之辛苦可レ被レ察者也、奥邊事爲二催促一重遣二使節一以二便宜一染二短筆一而已、悉之、

三月廿八日　（花押）

結城修理權大夫舘

○今此結城文書どもを通考し、又古記どもにも併考るに、右の文書にいはゆる先朝とは後醐醍天皇、新主とは後村上天皇、親王とは守永親王の御事なり、さて花押は親房卿のなり、宛名の結城修理權大夫は親朝なり、年頃は興國二三年の間にて相合へりと見えたり、いはゆる聖德太子御記文とはまさしくかの未來記をたのみどころとして云ひ遣したるおもむきなり、そのかみなべての人心には佛敎をたのむ慣なりけるにあはせて正成主寺僧をかたらひ然る作文をものしてこれかれの御方に示し置き心機を勵まし給へるなり（但し其は親房卿とも心を合せて謀られたるにか、またこの卿もその記文の趣を受てたのみとしたまへるにか、知るべからず）此ほかにもこの主の軍術には今の世の一わたりの心にはいかにぞやとおもはる〻ばかりなる事もうち交りてきこゆるはよく〳〵其時世の情を察りて行ひたまひしものなるべし、そも〳〵此ぬしのみさを正しく賢德のおはして軍の道にもかしこかりつる事は世々に稱へ來れるにもなほあまりあるばかりなるべし、又名和長年主の船上にてたてたる忠義のみさをのいさをしさ、はた稱へ盡すべくもあらずかし

比古婆衣十六の巻終

とに禮儀し給ひければ盛嗣なく〳〵罷出ぬ、入道殿に此由こまぐ〳〵と申ければ力および給はずその後大臣は出家し給ひて後生菩提の御つとめより外他事なかりけるほどにつひに八月一日（治承三年）に薨じ給ひけり生年四十三云々（平家物語には、大臣熊野へ參り下向して、いくばくの日數を經ずして、病付て失給ひけるにこそ、げにもとおもひ知られけれ）そも〳〵此公の賢德は當昔より世々に稱へまゐらせてかくれなきをあはれ然ばかりきもよわくめゝしくなりて世を盡し異國までに大皇國の大臣の恥を遺し給ひつるはいともあさましくいふがひなき御事なりかし

○楠正成天王寺未來記披見の事

太平記（六卷正成天王寺未來記披見事の下）に元弘二年八月三日楠兵衞正成住吉に參詣し翌日天王寺に詣で、寺僧に對面して云へる言にまことやらむ傳承れば上宮太子の當初百王治天の安危を勘て日本一州の未來記を書置せたまひて候なる拜見不苦候はゞ今の時に當り候はむ卷許、一見仕候はゞやと云ければ宿老の寺僧答へていふ云々、以二別儀一密に見參に入候べしとて卽秘府の銀鑰を開て金軸の書一卷を取出せり、正成悅て則是を披覽するに不思議の記文一段あり其文に云

當二人王九十五代一、天下一亂而主不レ安、此時東魚來呑二四海一、日沒二西天一三百七十餘箇日、西鳥來食二東魚一、其後海內歸レ一、三年如二獼猴一者搖二天下一三十餘年大凶變歸二一元一云々

正成不思議に覺えて能々思案して此文を考るに云云、文の心を明に勘に天下の反覆久しからじと憑しく覺えければ金作太刀一振此老僧に與へて此書をば本の秘府に納させけり不思議なりし讖文なり、と見えたる未來記の事信がたきことはいふまでもあらぬ、をこは正成主の兵を勵まさむための計策なりといふ說もあれどあまりにつたなげにきこゆれば此は例の記者の興あるべく造言して添たるにかとおもひたりつるに然らずまことに官軍の兵どもを勵ましかつは朝敵までもきゝ傳へて叛心復さしめむ計策にぞありける、其は結城家文書の中（この書は、陸奥白河の結城上野介藤原宗廣入道道忠と稱ひし人の遠孫、白河某が家に藏傳へたる、宗廣をはじめ一族等の、南朝の天皇に仕奉り、軍事に關る書翰どもを數通寫したるものなり、その白河氏はいま出羽の秋田に居住りとぞ）北畠准后親房卿より結城親朝に贈たまへる書翰に

此邊爲二御方一城々、至レ今者隨分存二無二之忠一介二堪忍一、神妙々、但以二奥方之戮力一爲レ所レ期猶可二延

がめて君達のめされたる御帷子淨衣にうつりていまいましくおぼえ候めしかへらるべしとぞ申ける、ついでをもつて證誠殿の御前にて御念誦の時御うしろにてりひかりし事ありのまゝに申ければ大臣うちなみだぐみ給ひて重盛權現に申入る、むねありき御納受あるにこそ其淨衣ぬぎあらたむべからずとてこれより又よろこびの奉幣あり、人々あやしとは思ひけれどもその御心をばしらず下向の後いくほどなくて後に惡瘡の出來給ひたれどもつや／＼療治も祈誓もなかりけりと見えたり、其夢の事はさばかりおもひ逼り給えるあまりの夢にてもありぬべきを其をなほざりに人に語り給ふべきにあらず、おもふに此趣をはやく兼康にもかたらひあはせ置て夢に託けて人々に意をつけさせおのづから清盛公の耳にもきこえよしかしの御心しらひにこそはありけめ、さるほどにます／＼おもひせまりて五月に公達を率具して熊野詣し給ひけるも同じ心しらひにてかつは父入道の心をなごめて天下安全ならしめたまへさらずは重盛が運命をしゞめて來世を助けたまへとやうに祈念し給へるなるべし、さばかり心を盡し給へどはやくより賴朝の爲に平氏の黨こと／＼く亡滅され源氏の代りて權を執る世とならむ事をまだきに覺りて此日本に心を留めずもろこしに名たゝる寺僧を賴みにて己獨の後世を助からむとしていまだ其事も發覺れず己が存生中に育王寺に黃金を施入し給ひしなりけり、さて惡瘡のいできたるもかくて其主の薨たまへる事は盛衰記上に擧たる熊野詣の事のさし次、大臣所勞の事の條に小松殿のいたはり日々にしたがつて賴みなき由きこえければ入道殿より盛嗣を使にて仰せられけるは云々、內府は病の床にふして世にわびしげにおはしけるが入道殿に最後の對面のよし思はれけるにや人に扶け起されて烏帽子直垂にて盛嗣に出あひ返事申されたり、云々今度の勞かた／＼存ずるむねあるによつてことに醫療を加へず、其故は重盛去ぬる五月に熊野參詣して權現に申うくるむね侍りき、嚴重の瑞相等ありしうへ今此勞をうけ御納受の故と存ず、神慮の御はからひ凡夫の是非におよばざる歟その頃宋國より良醫の參渡り來てあれば、彼を召して療させ給へとありけるに、我國の恥なりとていなみ給へる詞あり、文長ければ略きつ云々かれにつけこれにつけ其事あるべからざるよしを申べしとて、年來のさぶらひにむかひ給ひてこ

臣あやしと思しけり夜半の參上不審なりもし我みつる夢などを見て驚き語らむとて來りたるにやと御前に召れ何事ぞと尋給へば兼康かしこまつて夢物語申す、大臣の見給へる夢に少しもちがはず、さればこそと涙ぐみ給ひてよし〳〵忘想にこそかやうの事披露におよばざれといましめのたまひけり、かゝりければ一門の後榮頼みなし今生の諸事思ひすてゝ偏に後世の事を祈り申さむとぞ思ひ立給ひける、同じき年五月に小松大臣宿願なりとて公達引具し奉り本宮につき給ひて證誠殿の御前に再拜し敬白せられけるは云々（平家物語三の巻に、是年五月十二日、辻風の事たゞこて、次に醫師問答の事の條に、同じき夏の頃、小松の大臣はかやうの事どもに、よろづ心ぼそくや思はれけむ、其頃熊野参詣の事ありけり、本宮證誠殿の御前にて、しづかに法施まゐらせて、終夜敬白せられけるは云々、以下大旨同じ）父相國禪門の體、惡逆無道にしてやゝもすれば君を惱まし奉る、重盛其長子としてしきりに諫をいたすといへども身不肖にしてあへて服膺せず、其ふるまいを見るに一期の榮花なほ危ふし枝葉連續して親をあらはし名を揚げむ事難し此時にあたつて重盛いやしくもおもへり、なまじひにへつらふて世に浮沈せむ事あへて良臣孝子の法にあらず、しかじ名をのがれ身を退て今生の名望を抛て來世の菩提を求めむには、たゞし凡夫の薄地是非に迷ふが故になほいまだ志をほしいまゝにせず願くは權現金剛童子子孫の繁榮絶ずして事へて朝廷に交るべくは入道の惡心をやはらげて天下安全をえせしめ給へ、もし榮耀一期を限り後昆恥におよぶべくは重盛が運命をしゞめ來世の苦輪をたすけ給へ、兩箇の愚願ひとへに冥助をあふぐと肝膽をくだきて祈念再拜し給ふにも云々、筑後守貞能御供に候ひけるが見奉りけるこそあやしけれ、大臣の御後より燈爐の火のごとくにあかく光りたる物の俄にたち、輝きてはぱつと消えばつと燃あがりなどしけり、あし事やらむよき事やらんと胸うちさわぎ思ひけれども人にも語らず左右なく大臣にも申さず、御よろこびの道になり給ひ音無の王子に詣で給ひたりけるに清淨寂莫の御身の上に磐石空より崩れかゝるとぞ大臣うつゝに見給ひける、岩田川に着き給ひて夏の事なりければ川の端に涼み給ふ權亮少將以下君達二三人川の水に浴したはぶれて上り給へり、うすきあをの帷子を下に着給へるが淨衣にすきとほりて諒闇の色のごとくに見えければ貞能これを見と

事也云々、秀義心中驚騷之外無レ他、不レ能ニ委細談話ニ歸畢云々、十一日定綱爲ニ父秀義使一參ニ着北條一、景親申狀具以上啓之處、仰云斯年四月以來丹府動レ中者也、依表ニ素意一之間可レ遣レ召之處參上、尤可レ有ニ優賞一、亦秀義最前告申、太以神妙也云々など見えて賴朝治承四年四月の令旨に依りて平氏を亡さむと企られたりときこゆるに重盛公この前年治承三年三月育王山黃金施入狀に、一列ニ大物一雖三一族皆輔ニ弼日域衰世一、源朝振ニ鋒劔於東夷一飛ニ大白於北狄一、然間云々と云はれたる源朝は源賴朝の匿名なる事著るければ是時より前に既く賴朝のたゞならぬ氣勢を聞きいま平氏權威を執るとはいへどよろづに正しからず天下の怨を受たるをりからなれば遠からず賴朝東國に起りて源氏の黨、もはら從ひ付べき機勢をまだきに察るよしあれど淸盛公さらにさとられずしばしく諫言したまへど納られず、ますく暴逆の行ひのみ募りければかくては平氏の滅亡れむ事の近きにあるべく測知れどもいかにともすべきやうなく思ひせまりたまひけむ、さるは盛衰記十一卷、小松殿夢、同じく熊野詣の事の條に治承三年三月の頃かの施入狀と年月同じ小松內府夢み給ひけるは伊豆國三島大明神へ詣給ひたりけるに橋を渡りて門のうちへ入給ふに門よりは外右の脇に法師のかうべをきりかけてこがねの鎖をもつて大きなる木を堀たて、三つはなづなにつなぎつけたり、大臣思ひ給ひけるは都にて聞しには二所三島と申てさしもものいみし給ひて死人にちかづきたるものをだに日數を隔て、參るとこそ聞しに不思議なりとおぼえて御寶殿の御前に參りて見給へば人多く居並びたり、其中に宿老とおぼしき人に問給ふやうは門前にかゝりたるはいかなるもの、くびにて侍るぞ、又此明神は死人をばいみ給はずやとのたまへば、僧こたへていはくあれは當時の將軍平家太政入道といふもの、くびなり、當國の流人源の兵衞佐賴朝この社に參りて千夜通夜して祈り申むねありき、その御納受によつて備前國吉備津宮におほせて入道を討してかけたるくびなりと見て夢さめ給ひぬ、恐ろしあさましと思召し胸さわぎ心迷して身體に汗流れて此一門の亡びむずるにやと心ぼそく思ひ給ひけるところに妹尾太郎兼康、をりふし六波羅にふしたりけるが夜半ばかりに小松殿に參り案內を申入る、大

兩をば汝に得さす三千兩をば宋朝へ渡し一千兩をばいわう山の僧に引、二千兩をば御かどへ參らせて田代をいわう山へ申よせて重盛が後世とぶらはすべしとぞのたまひける、めうてん是を給はつて萬里のへむらうをしのぎ大宋國へぞわたりける、育王山の方丈佛照禪師德光にあひ奉つて此由申ければ隨喜感歎してやがて千兩をばいわう山の僧に引二千兩をば御門へ參らせて小松殿の申されつるやうをつぶさに奏聞せられければ御門大きに感じ思し召て五百町の田代を育王山へぞよせられける、されば日本の大臣平の朝臣重盛公の後生善所と祈る事今にありとぞ承はる云々といへり、盛衰記なるとのたがひは上に擧たるその文の下に注して論ひつれどなほ此全文をも見合すべし

○今按ふるに吾妻鏡治承四年四月九日の下に源賴政子仲綱等を相具し高倉宮の御所に參り前右兵衞佐賴朝以下の源氏等を催し平氏を亡して宮を皇位に即奉らむと勸めまゐらせ令旨を得たる由を記し、同廿七日その宮の令旨賴朝の北條の館に到來せる由みえ五月廿六日賴政等宇治の合戰に敗死し宮も討れたまひ六月十九日散位康信が使者北條に來りて今度宮の令旨を請たる源氏等を追討の沙汰ある由を注進す、廿四日賴朝平氏追討の事書をもて使を立て累代の家人を催さる、廿七日三浦義澄千葉胤賴等北條の館に參向し日來番役に依て京都に祗候せるが去月中旬の頃下向せむとするに宇治合戰によりて延引せりといふに賴朝兩人に對面して閑談時を移す他人不レ聞レ之と見え、八月四日山木兼隆を討て軍を起す色を顯す、九日佐々木秀義相摸國より來て云、今日大庭三郎景親招二秀義一談云、景親在京之時（是月二日の下に、相摸國住人大庭三郎景親以下、依去五月合戰事令在京之東士等多以下着云々）對二面上總介忠淸一之間、忠淸披二一封書狀一令レ讀二聽于景親一、是長田入道狀也、其詞云、北條四郎比企掃部允等、爲二前武衞大將軍一欲レ顯二叛逆之志一者、讀終忠淸云、斯事絕二常篇一、高倉宮御事之後、諸國源氏安否可二糺行一之沙汰最中此狀到着、定有二子細一歟、早可レ覽二相國禪閤一之狀也云々、景親答云、北條者已爲二彼緣者一之間不レ知二其意一、掃部允者早世者也、者景親聞レ之以降意潛周章、與二貴客一有二年來芳約一之故也、仍今又漏二脫之一、賢息佐々木太郎等被レ候二于武衞御方一歟、尤可レ有二用意一

に見えたるは源平盛衰記十一卷、育王山に金を送らるゝ事の條に重盛公の事を我朝の三寶に財寶をなげうち給ふのみにあらず異國の佛佗にも志をぞはこび給ひける、奥州知行のとき氣仙郡より千三百兩の金をまゐらせたりけるを妙典といふ唐人の筑紫にありけるを召して妙典は施入狀に、自筆法華妙典一部とあるを、こゝに人名とせるは、そのかみ經の名と聞混へたるものなり、平家物語には、鎭西よりめうてむといふせんどうをめしのぼせとあり、但しせんどうは、とうじんと書るを、寫誤りたるにはあらぬか百兩の金を賜ひて仰けるは千二百兩の金を大唐へ渡すべし、其内二百兩をば育王山の衆徒に與へ千兩をば帝に奉りて當山に小堂を建立して供米所を寄進せられ重盛が菩提をとぶらふてたまはるべしと申べきとて平家物語に、金三千五百兩めしよせて云々、五百兩は汝に得さす、三千兩を宋朝へ渡し、一千兩をば育王山の僧に引、二千兩をば御かどへ參らせて、田代を育王山へ申よせて云々といり、施入狀、また返牒にも、黄金三千兩とあるに合ひ、又上に擧たる文安二年の周乘が記にも見えたるも同じ檜木ざいもく一艘こぎわたすべき由を下知し給ひければ妙典うけたまはつて平家物語に、此時を安元の春の頃といへるは、治承の年號を聞誤りたるなり、施入狀に治承三年三月廿三日とありざいもく砂金取具して事故なく渡唐して二百兩を僧衆に施して千兩を帝に獻じて事の子細を奏しければ帝そのふかき志を隨喜して一塵の贈物なほもつてもだしがたし況や千金の重寳をやとてすなはち檜木のざいもくをもつてはうきやうづくりの御堂を建て、五百町の供米田を此田數返牒と合ひ、平家物語も同じ、かの育王山へぞ寄せられける、これによつて當山の禪侶其志の眞實なる事を感じて平家物語に、育王山の方丈佛照禪師德光にあひ奉つて此由申ければ、隨喜感歎して云々といへり、この僧の事は上に擧たる佛照が頌偈、また周乘が記文に委しく見えたり始には息災の祈誓えけるが薨じ給ひぬと聞て後は大日本國武州太守平重盛神座と過去帳に入られて返牒の尾に、南無日本大將重盛奉入育王山過去帳畢よみあげ奉りとぶらふなるこそあはれなれ、此大臣のうせ給ひぬるは平家の運盡ぬるのみにあらず世のため人のためにもあしかるべし入道のよこがみをやぶり給ふをもなほしなだめられしかばこそおだしくてもありつるにこはあさましき事かなとぞ上下なげきける云々、平家物語三卷金渡の事の條には大臣またいかなる善根をもして後世弔はればやと思はれけるが我朝にはいかなる大善根をしおいたりとも子孫相續て重盛が後世弔はむ事有がたし、他國にいかなる善根をもして後世弔らはれんとて安元の春の頃鎭西よりめうてむといふせんどうをめしのぼせ人をはるかにのけて對面あり、金三千五百兩めしよせて汝は聞ゆる大正直の者なればとて五百

此一軸者、宋朝徑山萬壽禪寺佛照德光禪師之墨跡也、昔日高倉院之御宇、平氏朝臣小松内大臣重盛公、爲レ求二菩提於宋朝之徑山一被レ贈二黃金三千兩一、一者爲二吾朝天長地久一、一者平氏爲二靈魂祠堂一也、誠日域之名譽、至二後代一欲レ揭二扶桑之威光於萬里之宋一之有二厚志一被レ施二入徑山佛照德光禪師並千餘人之衆僧黃金千兩一、相殘而二千兩者被レ奉二天子一、然間帝王御感不レ斜、被レ寄二附五百町之田代於徑山一也、我朝之美譽無レ如レ之、其時佛照德光爲二住持一如レ此作二頌偈一以被レ贈二和國之相公内大臣一、其以後鹿苑相公秘レ之、至二東山慈照院相公一相二傳之一、自二慈照相公一細川持賢少年之時有二御寵愛一、被レ贈二此一軸於持賢公一、持賢發二大誓願一、爲二普廣院菩提所一、嘉吉三年當寺御建立也、然故可レ有二當寺御寄進一旨被二仰下一、則裏判被レ書也、日本無双重寶、永代之家珍、寺中不レ出云々

文安二年三月吉辰　周乘

細川賴春　賴之　賴元　滿元　持之（此持之之弟持賢典廐之始也）

恕軒より聞書（○信友云此に坦齋が聞書せる由なり）

金渡しの墨跡七言の絶句詩ありて　花押

紙中高一尺 横一尺四寸五分

其後鮫子曰今は御物に上候共申傳候

かく記せるをさきに寫し置るによりて併考るにこの佛照が頌偈の正瑛云々の書はかの育王山の返牒に具ておこせたるものなり（正瑛は重盛公に法名を授て呼へるなるべし）さて重盛公の施入狀は、治承三年三月廿三日とあるに其年の八月朔日に薨たまひたれば存生のほどに返牒の來るべきにあらず（返牒に年月の無きに、ゝ寫脱せるにもやあらむ）いかにしても翌の四年に及びて返牒は渡り來れるなるべきに書どもを按ふるに、その四年の四月に源賴政高倉宮を勸めまゐらせて事ありけるを始にて賴朝伊豆國に軍を起し平家はあはてふためきてあるをりからなるがうへに重盛公はすでになくなりたまひたりければ妙典が返牒を持歸り來れりとももてはやさるべくもあらず、いとつきなかるべれは返牒どもは今玄ばしにて誰しかの人の手に預りて施入狀の案とともにもたりけるを、後に其施入狀の案と返牒とは放失て寫のみ殘れるものなるべく頌偈の一通は眞書の存生るを後に鹿苑院殿の御物となりたるが今世に遺り傳はれるなり、其相傳の次第は周乘が記文に見え其後のあるさまは坦齋が聞書にて知られたり、さて其金渡の事の書

治承三年三月廿三日　　正二位內大臣平重盛

返牒

大日本國大將上柱國所レ被レ奉レ獻ニ阿育王山一之金泥大乘妙典一部拾卷、並黃金三千兩、送在レ斯矣、獻ニ上御門ニ之處、田數五百町寄ニ施當寺一畢、自筆妙典經佛前安ニ置之一、經王是現世安穩、後生善處眞文也、田數又則今世當來、供佛施僧新田也、就レ中當寺者、阿育大王殺ニ八萬四千人一之後、一時作ニ八萬四千基七寶塔婆一、奉レ請ニ釋尊一爲ニ夫人一供ニ養之一、使ニ賓頭盧尊者一被レ投ニ三州一、其塔婆內安ニ置佛舍利一被レ投ニ明州中間一、仍其塔婆施ニ放七色之光一、照ニ唐土一天下一、于時佛滅千一百歲後、漢明帝時彼七寶塔上造ニ覆新寺一、自號ニ其名於阿育王山一以降、漢家無双靈驗所、禪宗繁昌道場也、然間奉レ祈ニ唐帝本命元辰一加藍山庄(本ノマヽ)也、二千人禪侶等、朝祈レ保ニ天帝億代之遐年一、夕能到ニ國家靜謐之精誠一者也、撰ニ如是之殊勝靈場一、所レ被レ寄ニ進佛經並黃金一、君臣賢哉、隔レ海波濤漫々、雖レ爲ニ他國外京之臣一、運ニ心於阿育王山之月一、卜ニ將來頓證菩提之道一、予聞富餘ニ金銀珠玉一人々雖レ有レ之、未レ聞下投ニ黃金於異朝一期ニ當來作レ佛人上、昔須達上人者、四十里敷レ金、其地建ニ祇園精舍一奉レ獻レ佛、其志與下今和朝上柱國飛ニ黃金於阿育山一萌ミ菩提不退之道一、其心豈達期哉、雖レ異ニ上代末代漢土日域界一、潔心之至、無二之志、同レ昔（本書此昔字の下三四字空て一行を畢て佛照を平出に書り、若は本書の讀難りしにや）佛照良臣淸淨懸誠垂ニ納受一、當寺禪侶等者謹請ニ其施物一、奉レ祈下日本安穩太平君二世所中仰求上矣、仍佛照禪師所ニ請取一如レ右南無日本大將重盛奉レ入ニ育王山過去帳一畢

○江戶の人檜山坦齋か筆錄の中に（この坦齋古き書畫を好きて、善く其鑑定をせるが近ごろ死れり、それがさろすぢの事どもを記しおける書數十卷あり）

肥後細川家藏

正瑛求頌要修行
日用應須痛着鞭
會得个中端的意
從敎日午打三更
佛照老僧華押

印

紙中竪九寸四分、橫一尺五寸二分　表具細川三齋好　一文字風帶紺地紗金、中シケ紺薄淺黃、上下北絹花色、軸黑塗撥　內箱桐　銘書、拜領　金渡　三齋手跡之由○信友云拜領とは三齋主の秀吉公より賜はりたる由なり

菅家文艸　本朝文粹　性靈集　三善清行意見封事
新撰朗詠集　萬葉集　後撰和歌集　拾遺和歌集
金葉和歌集　詞花和歌集、千載和歌集、新古今和歌集
新勅撰和歌集　續古今和歌集　玉葉和歌集
新拾遺和歌集　伊勢物語　大和物語　清輔袋草子
山家集　徒然艸　鴨長明方丈記　作者部類
體源抄　撰集抄　壒囊抄　古事談
續古事談　十訓抄　古今著聞集　今昔物語
南都巡禮記　金渡墨跡因緣　寶物集　沙石集
鴨長明發心集　元亨釋書　續往生傳　翻譯名義集
叡岳要記　天台座主記　仁和寺諸堂記
東大寺別當次第　東寺長者補任　僧官補任
僧綱補任　東大寺續要錄　醍醐雜事記　諸門跡譜
日本長曆　貞觀政要　魏徵碑文

通計百十六部（今計ふるに、百十四部見ゆ、二部は寫脫せるものなるべし）

かくて全部四十八卷の首毎に常陽水戸府魯齋今井弘濟將興甫考訂、著軒內藤貞顯仲徵甫、砥齋栗山平坦叔甫重校と署せり保元平治の物語太平記の參考とともに光圀卿の命によりて著せるものなるべし、その保元平治の物語太平記ははやく彫本にせられていとめでたきを、この盛衰記のおくれてあるはいとくちをし

○小松內府育王山金渡しの事

おのれ今京に住てあるに豐前小倉の藩士西田直養が大坂に在て言かよはしけるたよりに育王山過去帳、織鷹集、琉球文と表書して其文どもを集て永正よりやや後の頃僧徒のかき集めおけりと見ゆる古寫本を贈りおこせたり其中に育王山過去帳といへるは世にいはゆる小松內府のもろこし育王山へ金渡の贈答の文なり、今その文をこゝに寫して其事の證を擧げまた當時のさまを考合せて私に論はむとす、

育王山黃金施入之狀

奉二書寫一自筆法華妙典一部十卷、懇志黃金三千兩

右伏以、正二位內大臣平重盛、恭投二昧身於阿育王山之盤石一、所ㇾト二當來頓證一、爰居弟子一列二大物一、雖三一族皆輔二弼日域衰世一、源朝振二鋒劍於東夷一、飛二大白於北狄一、然間奉ㇾ施二入件佛經並黃金於異朝之育王山一、卜二居菩提之場一、勵二細徵一勿ㇾ忽二緒予志一而已、仰願以二此大望一、剋二愚名之跡於永代一、開二短慮之旨於後年一、仍實二錄之一、在三鴻慈任二垂覺一矣

諸本有二闕本一、則注レ之、而顯下其卷所レ與二參考一異本數上、
一、印本者、所レ行二于世一、所謂一方本也、
一、八坂本者、城元所レ傳、所謂城方本也、
一、一本者、不レ知二所出一、世之所レ秘亦異本也、今以二一本一稱之、
一、鎌倉本者、問注所、上野介三善康豊、所二自書一者、得二之于鎌倉一、
一、長門本者、長門赤間關、阿彌陀寺、所レ藏本也、
一、如白本者、江戸處士、溫井桐陰、所レ藏本也、卷尾書曰、以下如白所二手書一之本上寫レ之、因稱二如白本一、
一、伊藤本者、伊藤友嵩、所レ藏本也、
一、佐野本者、佐野在綱、所レ藏本也、
一、南都本者、於二南都一得レ之、此本、自二第二一至二第五一闕、
一、南都異本者、亦於二南都一得レ之、此本唯存二第十卷一、
一、東寺本者、東寺執行法印、權大僧都榮增、所レ藏本也、此本唯存二第八第十第十一第十二一、

右凡例の末のかたに印本者云々、以下は上に以二平家物語十一部一、參互考訂云々といへる本どもの事をいへるなり〔眞字本、文安四年卯月五日玄秀執筆〕

引用書目

舊事本紀	日本書紀	續日本紀	日本後紀纂
續日本後紀	文德實錄	三代實錄	扶桑略記
日本紀畧	愚管抄	百錬鈔	神皇正統記
歷代皇紀	一代要記	皇帝紀抄	帝王編年記
皇年代畧記	皇代記	女院小傳	後宮畧傳
貴女抄	齋院記	和漢合符	和漢合運
水鏡	大鏡	大鏡裏書	今鏡
榮華物語	將門記	保元物語	平治物語
東鑑	保歷間記	太平記	永享記
小右記	水左記	中右記	台記
山槐記	玉海	吉記	明月記
園大曆	安元御賀記	延喜式	公事根源
職原抄	公卿補任	職事補任	辨官補任
朝野群載	姓氏錄	皇胤紹運錄	尊卑分脈
石清水祠官系譜		常陸國正宗寺所藏系圖	
小松寺舊記	一宮記	神書鈔	熊野略記

一書ノ名曰二平家物語一、相共評論者、三十四人、由レ是觀レ之、撰者蓋非二一人一也、今不レ可二考究一矣、

一、本書與二諸本一異者、不レ論二章句多寡一、或直分二注其下一、或別標二出圈外一、只要二便覽一也、又編次先後者、注二本書一云二某本載一在二某事上某事下一、其不レ妨二實蹟一者不レ在二此例一、如下理義確的關二係事實一者上、雖二小異一必採レ之、而作者夸飾摸二寫情景一、文藻詞華無レ益二于事一者、雖二大異一不レ採、

一、諸本大同而間有レ異者、則直曰二平家諸本並云一、而至二其異所一、卽註二其下一云下某本云上某、以表二其異一、

一、本書有下分二一事一爲二二段三段一、或以二前段尾事一置二後段首一、或以二後段首事一、置中前段尾上者、今訂レ之注二其下一、云下舊別揭爲二幾段一、或舊在中某段首某段尾上、

一、本書援二引故事一、以資二文藻一者、今悉除レ之、而注二其下一云レ除二某故事一、至二本朝事實一、雖二故事一亦存焉、又有下擧二或說一低二一字一書者上、今屬二本文一、而注云下自レ某至レ某舊低二一字一書上、若有二衍文誤字一、則直削レ之、而注云二某舊誤作一レ某、

一、本書、諸本、公卿、姓名、敍任、官階、及年月、支干、互有二異同一者、則質二諸公卿補任及諸實錄一、而注云二某本非某本是一、或諸本皆誤者、直云レ當レ作レ某、而引二實錄一證レ之、

一、本書諸本、或有下以二其人所レ歷官職一、前後混稱者上、又有下追二稱極官一者上、如レ此之類、不レ係二事實一者、不二必考證一、

一、本書、所レ載人物、不レ論二文武貴賤一、於二初出之所一、注二其世系名諱一、而取二諸諸氏系圖、及家傳系譜一、然或卑賤無二家譜一、或無二名諱一者、或有二家譜一而附會矛盾、難二信用一者、不レ在二此例一、又有下後載二其人系圖一者上、初出之所置而不レ注、

一、所レ行二于世一諸系圖外、彰考館所レ藏、有二諸氏系譜數部一、而一々揭二其名一、頗涉二繁冗一、故有レ所二引用一、則並稱二某氏系圖一、而不レ標二書名一、

一、古記實錄、干二涉于本書一者、莫レ不二悉載一、而斷レ章摘レ句、祛レ華拾レ實、唯抽二事實一擧二綱要一耳、

一、每卷題下注云下起二某年某月一至中某年某月上、以便二撿考一、記レ事之次、擧二其結末一、遂及二數年後之事一者間有レ之、如レ此之類、畧而不レ錄、惟標二本年月一、且

たるを文治三年に撰定の千載集雜中に題知らず法印慈圓として載られたるは法印にて在しほどの歌にていまだ座主僧正に補されざりし頃の歌なり、こは世にきこえたかき歌にしてそのかみ世に歌讀といはるゝ人々のごとき作歌のたぐひにはあらずはやくよりさばかりあつき志ありて此抄も書しるされけむとさへおもひ合せらるゝなり、さて又此書に記せるそのかみのありさま又其世にありて論へる趣のげにさることゝことわりにきこゆるに佛教に依りていへる説どもの少からぬはあかぬこゝちせらるれど記者のもとよりたてたる道なれば難むべきにあらず、もはら皇朝の御稜威の衰たまひて世の亂れゆくを慷慨悲しめるあまりの眞心より一向に志をいだして論へる事どもの懇切なる趣をよく讀あぢはふればほとほと涙もおちぬかし、そもく此書おのれが見たるはいづれの本ども、誤字脱字とりぐ少からずとほりて通えがたきところの多かるを年ごろ心にかけてあまたの本どもを校合たるに今はおほかたとほりてよみ得べくなりにたるをいかでなほよく正して彫本にもせさせて世にたやすく傳ふべくものせむまめ人もがなと心ひとつにおもふばかりになむ

弘化三正廿一信友七十四歳注了

○參考源平盛衰記

凡例

一、源平盛衰記、不レ詳二何人所一レ撰、其所レ記年代事實、大抵與二平家物語一相類、而同異詳略、互有二得失一、蓋平家物語一本、而異二其名一爾、比二校諸本一質二諸實錄一、次序本末、整而詳者、皆不レ及二盛衰記一、故以二盛衰記一立爲二本書一、以二平家物語十一部一參互考訂、補二闕漏一正二紕繆一、逐レ段注記以便二覽者一、

一、平家物語、撰人姓名、亦傳者不レ一、卜部兼好、徒然艸云、後鳥羽帝朝、信濃前司行長、有レ故遁レ世、後作二平家物語十二卷一、葉室系圖云、藤原時長、平家物語作者之第一也、羅山林子以謂、時長所レ撰、蓋盛衰記、而行長所レ作、乃平家物語也、日件錄、載二瞽者最一語一云、昔菅原爲長卿、作二平家物語一、留二在播磨國一、後世性佛者、被二之音曲一、而歌詠焉、又載二瞽者薰一語一云、如二將士戰略一、惡七兵衞景淸記レ之、如二搢紳歌詠一者、平大納言時忠記レ之、而爲長卿、捃摭集錄、玄惠法印、裁製爲二

山の座主にて有ける何も皆辭してければ云々慈圓僧正座主辭したる事をば賴朝も大に恨みおこせり以上など記せり、件の文どもを一わたりに讀見てはいかにも慈圓みづからの言にあらざれば此書の記者と云べきにはあらざれど、此書一部の趣意に右に抄出せる文の前後の言どもに意をつけてつら〱によみあぢはふるにもとより此書に注せる論ひは古よりの御代の沿革の御政をさだし、當代におよびていとおふけなき事どもなれば、わざと記者の名をあらはさずおもふ意を何くれと述て慷慨をあらはせる書なり、それにあはせては僧正のおのれが事をもいはまほしき事をば他人の言として、記せるものなり、されど其中にはおぼえずとりはづして他人より云へるにはあらでみづからの言ときこゆる事もおのづから交れりそは本書をかへす〲よくよみあぢはひて悟るべし、さて此書記者の名を顯はさゞれど僧正の注せるものなる事の世に知らる、由ありて云傳たるによりて古き書籍目錄にも慈鎭和尚抄と定めて注せるものなるは決し、たゞし此書本編六卷附錄一卷合せて七卷あるを書籍目錄に六卷とあるは附錄なき本によりて擧たるなり今も附錄無き本もあり、但し其はもとはありけるを寫し殘せるにか又闕たるにてもあるべしいづれにも本篇二の卷皇帝年代記順德の下の末に承久二年十月の頃記レ之了、後見人此趣にて可二書繼一也、最要尤大切歟、於二別記一者不レ能二外見一と云ひ又本編中附錄に云べしといへることのすなはち此附錄に見えたり別記といへるも附錄といへるも同書の事ときこえたり於別記者不能外見と云へればもとより附錄別記なりの具せざる本もあるべきなり今は附錄を具して全部七卷として見べきなり、さて又此僧正の歌どもを尊圓親王の集めて拾玉集と題したまへる書の歌の中に僧正の作名をもて書おけるままに載られたるが數多あり、其は桑門時貞、學生安成、我立杣門人、三部傳法阿奢梨、北山樵客、禪林朽木、志賀都逸民、正法金剛、流轉比丘往生、如法師丸、西山隱士信光など見えたるこれなり、此愚管抄にみづからの事をも記して他人の作に擬らへたる心ばえをかたへにおもひ合すべし、又其拾玉集に日吉社法樂百首とて載られたる歌の中に、「おほけなくうき世の民におほふかな我立杣に墨染の袖、とみえ

師の御修法をはじめられたりける修中にこの變はありけり云々、さて其雨はれて後は犯分遠くさりて此大事の變つひに消てけり云々、其修法はことに叡感有て勸賞など行れけり、また建永元年のころ崇德院の御靈の仲國法師が妻に詫(ツカ)せたまへりと云事のありけるくだりに云、さかしく慈圓僧正は院(後鳥羽)ことに賴み思食したりければにや大相國賴實卿のもとへ一通の文を書てやりたり云々と申たりけるをやがて院きこしめして我もさ思ふ、めでたく申たるものかなとて云々、僧正又申けるやうは云々と申されたりければいみじく申たりとて云々、また云法勝寺の九重塔の上に雷落て火付て燒にけり云々、ゑるし有なむとおぼえむ法、參りて行へと慈圓僧正に仰られたりければ云々(葉上といふ僧を僧正に任されたる事をいひてなり)大師號なんど云ふめざましきこと有ければ慈圓僧正申とゞめてけり、又承元四年彗星の出たる條に慈圓僧正など熾盛光法行ひなどして出ずなりたれど云々、七の卷に當時法性寺殿(忠通公)の子にてのこりたる信圓前大僧正、上なる人のにほひにもなりぬべきにこそ、又云僧中には山には青蓮院座主の後はいさゝかもにほふべき人なし、うせて後六十年に多くあまりぬ云々、この慈圓僧正の座主になりしまでは山には昔よりかぞへよく攝籙の家の人の座主になりたるは飯室の僧正尋禪と仁源、行玄、承圓とたゞ四人とこそは申しか、當時は山ばかりにだに一の人の子一度にならび出來て十人にも餘りぬらん、又云天台座主には慈圓、實全、眞性、承圓、公圓と五人あんめり、又云慈圓大僧正弟(信圓僧正の弟)にて山には殘りたるにや、さればこはいかにすべき世にか侍らむ云々、今は臨終正念にてとくとく頓死をし侍りなばやとのみこそおぼゆる、また二の卷皇帝年代記順德の條の末座主のところに慈圓三度の還補また四度の還補を載て云、此座主の間に前大僧正慈圓の四度までなりてかく辭しける事こそ心得がたくあさましきやうなれ、かう辭し申人をば上よりもいかになしたびけるにか又下にもかう辭し申べくばいかにして又なり〳〵せられけるにか、いかにも〳〵是はやう有べく事なり、かやうの事は山門の佛法、王法と相對する佛法のまゝと見え侍るとあらはに覺ゆれば山門の事を此奧に一帖書あらはし侍るなり云々、六の卷に九條殿の弟(九條兼實公の弟慈圓)

月九日還補、（四度）建保二年六月十日辭、（六十歲）嘉祿元年九月廿五日入滅、（七十一歲）嘉禎三年三月八日謚ニ慈鎮ニ（天台座主記尊卑分脈、僧綱補任等に見ゆ）と見えたる人にて此書かきしるせるこころを考るに 本書七の卷に 神武より承久までのこと詮をとりて心にうかぶにしたがひて書つゞけ侍りぬ（承久は順德院の御世）六の卷にことし承久までの世の政云々同卷にいま百王の 十六代のこりたるほど云々又云 百王を數ふるにいま十六代はのこれりといひ（百王まで十六代のこれりとは、順德院の神武天皇より八十四代に當らせたまへるをもていへり）一の卷の首漢家年代の末に承久二年注レ之、二の卷 皇帝年代記順德院の 條の末に 承久二年十月の 頃記レ之了、後見之人此趣にて可レ書繼レ也最畧尤大切歟とありてまた今上と擧て諱懷成、承久三年（辛巳）四月廿日（甲戌）受禪（四歲）云々（○九條の廢帝と申す御事なり）次にまた今上と擧て諱茂仁、承久三年（辛巳）七月九日（辛卯）受禪（十歲○後堀川院の御事なり）云々とありて 貞應二年（元年壬午）四月十三日（○この日承久四年を貞應と改元の由なり）その下文に 貞應二年の 五月十四日の事また同三年（○是年十一月廿日元仁と改元あり）六月十三日 關東武士將軍度々後見、義時朝臣死去了、同十七日夕、息男武藏守泰時下ニ向關東ニ畢、同十九日舍弟相摸守時房同下向了と注し、 さし繼の文に此皇代年代の外

にこの（皇帝年代記の外になり）神武より去々年に至るまで（此にいへる貞應三年より去々年は、承久四年にて貞應改元の年に當れり）世の移り 行道理の 一通りを 書りといへり、しかれば此書承久二年より書はじめて貞應三年（十一月廿日天仁と改元）に注畢たる書なり（僧正是年七十歲に當り、翌る嘉祿元年九月廿五日入滅）但し承久に 至るまでの事を 注せる由なるに 貞應三年におよべるは詮とある事の趣をとぢめたるものなり、（なほ下にいふべし）さて或人の考に、 此書の作者慈鎮とあるは慈圓僧正の謚なるに本書中に慈圓の事あまた處見えたるに他人の書たる趣にてみづから書たる文法にあらず、 然れば慈圓の作にはあらずといへるは一わたり然ることながら、 なほ慈圓僧正のなるべき由を論ひ定むべし、 まづ其慈圓の事の本書に見えたるは六の卷に山の座主慈圓僧正と云ふ人在けるは九條殿（忠通公の二男兼實公なり）の弟なりうけられぬことなれどまめやかの歌よみにて有ければ攝政（良經公）と同じ身なる人にて 必參り候へと御氣色もありければ常に 候けり院（後鳥羽）の御持僧には昔よりたぐひなく賴み思食たる人と聞えき、同卷にこの春三星合とて大事なる天變の有ける 司天の 輩大におぢ申けるにその 間慈圓五辻と云てしばしありける御所にて取つくろひたる藥

皇の系圖なるべし、その系圖は今廢て世に傳はらず釋日本紀に載たる帝皇系圖これにて、後人の加筆せるものならむかとおもはるゝ由あり、なほよく考定たらむには別に記すべしまた寛平四年に菅原贈太政大臣類聚國史を奏上り給へるを史二百卷、目二卷、帝王系圖三卷と菅家御傳記に見えたり、此帝王系圖は日本紀に具たる系圖一卷に文德天皇に至り給ふまでの系圖を新に書加へて二卷とし合せて三卷とし給へるものなるべし類聚國史は、日本紀より文德實錄までの五國史を類聚し給へる書なるべし、其委しき說は別にいへりまた釋日本紀に引れたる上宮記、王子枝別記といへる書天皇の譜系を記せる書とめでたくきこゆるにこれも今廢て傳はらず古事記、日本紀には、御世の首ごとにとりすべて御子たちの御名を載られたれど、みな其御母に係て記されたれば、總ての御子たちの次序は詳ならず、續紀より繼々の史どもには、いかなればかすべて御子たちをただに載られずとり〴〵にあたらしくかなしきわざになむあるを今の世にはこの宣胤卿のいたつきて增補し給へる帝皇系圖ばかりそなはりたるはあるべからず、いとめでたくたふとき御功にぞありける、さるは其こと請求給へる義尙朝臣もさばかり亂れにみだれたる世のなかのありさまにあはせては殊にめでたく有がたき御志にてなほそのほかにもたゞならぬ御心ばせどものきこえ給へるはおほかた足利の將軍の世々の中には前にも後にもたぐひすくなき君にこそはおはし、か、かくて此系圖はさばかりめでたき書とはいへどなほ漏れたる事も謬說ども、少からず、保己一が標注もめでたきわざながらなほ十がひとつばかりなるべきをいかで正しき古書どもに據りて又さらに訂改めたらむにはます〳〵尊くめでたき書となりなむものを、とおほけなく老が世までかひなきこゝろがまへのみしてありけるを、おのづからにもこゝろあひにはたさむ人のあらましかば、と、あいなだのみにおもひをるぞはかなきや

○讀愚管抄

此書本朝書籍目錄雜抄部に愚管抄六卷、慈鎭和尙抄と見えたるこれなり此書附錄一卷あり、合せて七卷、今世にあるこの目錄に六卷と載たるは、その附錄の離れて在りし本によりて然は記せるなり、其附錄の事は下にいふべし

慈鎭は法性寺關白太政大臣藤原忠通公六男、養和元年十一月六日叙ニ法印一、廿七歲元曆元年十二月護持僧、建久三年十一月廿九日天台座主任ニ權僧正一、同七年十一月廿五日辭、建仁元年二月十八日還補、二度同三年二月十八日不レ經ニ正官一大僧正、建曆二年正月十六日還補、三度同三年正月十一日辭、同年十一

官至左大臣とあり大日本史に、尊卑分脈とて引給へるすなはち此書なり巻末に天正十九年梵舜とありてかの紹運録の奥書と同年なるをおもへば駿府記に梵舜の慶長十六年に進二藤原系圖一卷一また十九年に諸家系圖七冊進上二之一と見えたるは今いはゆる皇胤紹運録一卷諸家系圖を兩度に進られたるを然記せるものなるべし紹運録は諸家系圖と記せる中におしこめていへるなるべし、さてその系圖はもとより巻の第幾を分たれざれば、したゞめざまによりて册數の今本とはたがひあるべきなり、又いはゆる本朝皇胤紹運録の名も、此時に題られたるにもやあらむ、又慶長十六年に、藤原系圖一巻進られたるは、今印本の第五巻なる本を、取わけて進られたるなるべしさて今印本紹運録と共に十四巻あるは書商人の十四巻の系圖といふこれなりかの駿府記に見えたる藤原系圖一巻また諸家系圖七巻とある本書を合せて一部とし十四巻に分ちたるものなるべし、さて其印本誤字多きを塙保己一が群書類從にその帝皇系譜をなほ本朝皇胤紹運録と題して後陽成院までの系譜を訂し載て跋に右皇胤紹運録流布印本頗多二誤脱一今以二古寫二本一校正之、且新加二標註一以備二考證一といへり又後水尾院より今上までの系譜をも、相續て正しく記せり、されどいまだ板には彫り續がずいと〳〵いさをしきわざになむありける、然るにいかなればにか此書の本名を削りて紹運録と稱へるを採り又撰者署名の跋をも刪り後人の加筆と本書の差別を辨へざりしはいと〳〵ちをし、そも〳〵天皇の系譜を記されたる書の舊く書に見えたるは推古紀二十八年の下に是歳皇太子厩戸皇子島大臣蘇我馬子なり共議之錄二天皇記、及國記、臣、連、伴造、國造、百八十部、幷公民等本紀一と見え皇極紀四年の下に、蘇我臣蝦夷等、臨誅悉燒天皇記國記珍寶、船史惠尺即疾取所燒國記奉中大兄、と見えたれば、天皇記など燒たりけむ古事記序に天皇天武朕聞諸家之所レ賫帝紀及本辭、既違二正實一多加二虛僞一、云々故惟撰二錄帝紀一討二覈舊辭一削レ僞定レ實欲レ流二後葉一云々卽勅二語阿禮一令レ誦二習帝皇日繼及先代舊辭一、また欽明記二年の下皇子等を記されたる條の下の分書に帝王本紀多有二古字一、撰集之人屢經二遷易一、後人習讀以レ意刊改、傳寫既多遂致二舛雜一、前後失レ次兄弟參差、今則考二覈古今一歸二其眞正一、一往難レ識者且依レ一撰而注二詳其異一、他皆效レ此云々など見えたり件の文は因に此に注されたるにて、紀中の凡例と心得べきなり件の天皇紀また帝紀、帝皇日繼、帝王本紀などいへる書はもはら天皇の系譜を記されたりけむ、なほ前々にもありしなるべし、すべて世に傳はらず國記本辭などいへるは、おほかた國史のさまに、御世々々の事記せる書なりしなるべしかくて養老四年日本紀奏上られたる時に紀三十卷、系圖一卷と續紀に見えたり系圖とは天

政行朝臣、一江州遼遠、使者往反難治之間、求二便宜一之處、清三位入道（常威）依レ召明日可レ參二江州一云々、仍今日遣二彼宿所一了、と記し給へるこれなり（將軍義尙、長亨元年九月より、佐々木六角高賴を征に、江州鈎里の陣營におはするほどのことなり）さて此書上件の如く長亨二年（百四代後土御門院天皇の御世）十二月清書し給へる書なるに其より後の後陽成院天皇（百八代）までの皇統を載せ寛永年中までの皇胤を載せたるは後人の繼々に書增たるものなる事著し、かくてその長亨二年三月清書周備せる書として年紀もて今本に對て事實を訂し考るに、卿の清書本には後土御門院の御事を當今と記し奉りて應永十二年十二月七日還二幸土御門殿本皇居一と云に止り（以下は後人の加筆）後柏原院の御事を皇太子など記し奉りて文明十二年十二月廿日御元服に止り（以下は後人の加筆）その御連枝は皇女比丘尼保安寺とある御方に止りたるなるべし（以下は後人加筆）かくて後土御門院の御連枝皇女（安禪寺）の譜又後柏原院の御連枝尊傳法親王の譜等に當今とあるは後土御門院の御事なれば、清書本のまゝなり（これも後人の御諡に書改むべきを漏らせるなり）又後奈良院の御連枝皇女比丘尼（大聖寺）の譜の今上は後奈良院の御事なりこは其御世の人の加筆なり、また後土御門院の御譜の中に明應九九廿八云々と云より已下、また後柏原院の御譜明應二正六云々と云より以下、又後柏原院の御連枝皇女比丘尼安禪寺と記されたる以下もともに後人の繼々に書加たるものなり熟く訂したらむにはなほあるべし、さて此書の本名は上に擧たる如く卿の奥書にも日記にも系圖と記し給へり、然るに普通印本には卷首にも奥書にも本朝帝皇系譜と書るは後人のわざなるべし、又本朝皇胤紹運錄といふ名は外簽に書るのみにて卷中に見えず後人類名の多くて混らはしきが故に別名を作りたるものなるべし（日本史にも此名をもて引書に標給ひ、世にもあまねく然云ならひたれば、今更あらためていはむは、なかなかなるものそこなひなり）かくて印本の奥書に天正十九年（辛卯）十月十日梵舜（在判）とあるに駿府記に云慶長十六年九月十六日吉田神龍院梵舜（吉田卜部兼右朝臣の弟兼視の法名なり）進二藤原系圖一卷一云々、十九年十一月六日、今日吉田神龍院諸家系圖七冊進二上之一と在を合考るに今流布の印本皇胤紹運錄一卷諸家系圖合て十四卷を一部とす、その皇胤紹運錄と云へるは上に辨へたる如く宣胤卿の撰給へる帝皇系圖なり、諸家系譜といふは第一卷の始に編纂本朝尊卑分脈圖とあり是その本名にて特進亞槐藤公定撰（家號洞院、後稱中園、

と呼來れるをおもへばこれも鬼室氏の人の墓なるべく王子と書るは上に擧て論へるごとくこれも鬼室氏の私の崇稱なるべし、むかし此村を王子村と呼しといふは此墓碑の顯に建て在し時の名なるべき事決し、また墓碑銘の王子の上に父字を五つ書るは王子といへるが上祖五世の魂を相共に鎭め在らせむの意にてものせるなるべし（上祖五世の名を記さゞるは、亡者の姓名だに記さゞるあはせて、此墓造れる子等の意なりしか、または亡者の遺言にてもありしなるべし）これら鬼室集斯に由縁ありてきこゆれば因に書そへつ

弘化三年丙午九月稿　　伴信友

比古婆衣十五の卷終

比古婆衣十六の卷

○皇胤紹運錄本名由來考

今世に本朝皇胤紹運錄といへる書は、長亭二年足利將軍義尙朝臣の求によりて中御門藤原宣胤卿既く在來れる帝皇系圖を增補して淸書を畢へ給ひ、翌三年三月十二日近江へ義尙朝臣のもとに遣はしたる中書の本なるを本朝紹運錄とも稱ふは後人のわざなるべく、また長亭二年より後の事は後人の續々に書加たるものなり、其は普通印本奧書に本云、右帝皇系圖、自㆓室町殿㆒被書之時中書也、但小書等以㆓他本㆒書㆑之、未㆑終㆓書寫之功㆒、時長亭二曆季冬淸書、翌年季春中旬進之、亞相藤原宣胤とありてその書主の宣胤卿記に長亭二年十二月二日辛卯、晴晩陰、自㆓室町殿㆒被㆑仰帝皇系圖、日々書寫無㆓他事㆒、晚二階堂（政行朝臣）狀自㆓江州㆒到來、彼御系圖朱引事也、申㆓遣經師（良椿）㆒之處申㆓子細㆒、また同三年の記に三月十日己巳、晴、去年自㆓室町殿㆒書寫事被㆑仰帝皇系圖、朱曳等周備之間、早可㆓披露㆒之由、以㆓書狀㆒遣㆓二階堂

山中に古ひたる石碑あり、正面に鬼室王女その下に施主國房敬白右の旁に朱鳥三年戊子三月十七日と彫りたるがありとぞ、この碑苔生して文字見えがたかりしを、前に日野の大蓮寺の住僧がとかくはからひて、讀たる趣なりとぞ今推考るにこは鬼室集斯が女のありしが是も同じ朱鳥三年戊子三月十七日父に先だちて死たるを此處に葬りたる傳のありけるを國房もかの美成氏が室徒株の人にて志をいたして其碑を建たるなるべし、鬼室王といへるは集斯が事を氏人の私にあがめ呼へる唱なりしなるべし、さて此碑建たる年頃は施主と書きまた國房といふ名のさまなどをおもふにいと古きものとはおもはれず

此碑の在るわたり伊勢の國境にて、鈴鹿山に續きて鬼神の住たりといふ、又三重岩屋、鬼神瀧などいふ處ありて、いにしへ鬼神の住たる山なり、と里人の云ひ傳ふとぞ、鈴鹿山に山賊の多かりし事、中昔の書どもにこれかれ見え、又鬼神の住て暴行たりし由を、世に語り傳ふるも上にいへる天智天皇の御世に、二郡に居住たまひし許多の百濟人の裔どもの中に惡者どもが梟帥となりて、黨をあつめ山中を巣居として、鬼室氏を鬼神のごとく言擧して、其わたりにて暴行たりしにもやありけむ

○又これも蒲生郡小坊塚（コボシツカ）村に鬼塚といふがあり、むかし王子の塚あるによりて王子村と呼ひしをいつの頃いかなる人にか其塚を壞ち埋みたりし後壞塚村と呼けるを又訛りてこぼし塚村と呼て字には小坊塚村と書こと、なれり、さて其壞埋みたる上に大石三つ置たる處鬼塚なりと里人云ひ傳へたりとぞ今按に、太平記天正本三十巻、追罰直義として尊氏下向近江と云へる條に、五郎左衛門高秀を大將として、二百餘騎を差向、蒲生小倉の一族どもを案内者にて、悪事高丸がこぼち塚を後に當て陣を張ると見えたり、そのかみ悪事高丸が此塚を壞ちたり、といふ説の世にあまねかりしなり、されば其壞ちたりし事の、古きこともしるべし　さて此わたり仙臺君の併せ知食す地なるが近き年頃淀君の其塚を尋たまふ由ありとて仙臺君に請ことわりて人々立あひてかの塚の上の大石を取除て土を堀て尋るに五六尺ばかり下に竪凡六尺許幅凡二尺五寸許の墓碑あり、よく洗磨きて見るに上の方に地藏と見ゆる佛像を彫りて其下に

父

父　父　父　王　子　墓

父

と彫たるが在るを見て摹しとりてもとのごとく埋みて大石をも前の如く居置たりとぞ、今推考るに鬼塚

大錦下一授二佐平餘自信沙宅紹明一、法官大輔以二小錦下一四年紀に集斯に授小錦下とあれば、この下は中か上かの誤寫なるべし授二ヶ室集斯一學職頭○學職頭は後の令制の大學頭の比にて、漢學に堪たるが故任たまひたるなるべし以二大山下一授二ムム鬼室集信一解薬○この鬼室集信は、集斯が同姓の近族ときこえたり○齊明七年紀の尾の本注に、或本云、辛酉年百濟佐平福信所獻唐俘一百六口居于近江國墾田、と本紀の證として存注其決といひて注せり、辛酉て齊明七年なり、墾田は、和名抄栗本郡治田とある處なるべし、さは齊明天皇は御世の七年七月崩たまひたれば、唐俘を近江に居れたるは、天智天皇の御世におよびての事なるべし、此天皇さばかり西戎人どもを數多近江國に安置たまひたるは、いかなる御事にや、七年紀に、三月己卯遷都于近江、是時天下百姓不願遷都諷諫者多童謠亦多、日々夜々失火處多とみえたり、この遷都は殊に例なき國がらといひ、とみにものしたまふべくもあらず、御世の始より思ほしかけたまへる御事なりしなるべし〔淸臣按、此遷都ハ殊ニ例ナキ國ガラト云ハレタルハ不審ナリ、其ハ成務天皇ノオハシマシヽ、志賀高穴穗宮モアレバ、例ナキ國ガラトハ云ヒ難キニアラズヤ、此ハ訂正ノトヾカザリシナルベシ〕

○朱鳥三年戊子は書紀の年紀にては持統天皇の二年戊子に當りて年號はあらず、この墓碑に記せるは前の天武天皇の御世の終の年を朱鳥元年と建たまへるをその年號も年次も改めずしてなほ持統天皇の御世かけて用ひたまへる當時のまゝに記せるなり、此事懐忠が考說に愚管抄皇年代畧記を證として云へるがごとし、但しおのれは右のほかの古書どもにも相證して委しき考あり其は前に著はせる長柄山風に附錄せる年號論の中にいへり、其論說長ければこゝにはいはず

○十一月八日殂　西宮の祭事を今も室徒株十七家の者年番に神主となりて毎年十一月八日に行ふはこの集斯が殂りし月日にものせるなり、殂は字書に殂とも作て死也と注へり集斯が事の見えたる、天智紀の四年よりこの朱鳥三年まで二十四年懐忠がかの掛物に添て墓碑銘を目安く書て與へたるには殂を殞とかきたりとぞ、殞も字書に歿也と注へり正目に刻字の趣を見れば然は見ゆるにや何れにも死の義なる事決し○庶孫美成造　庶孫にて墓を造れるは集斯が嫡子庶子は既に死て庶孫の美成が世嗣にて在しなるべし美成が鬼室姓を書ざるは、墓誌に鬼室集斯と書て、己を庶孫と書たれば省けるなるべし、さて上に擧たる鬼室集信、もしくは集斯が庶子にて、美成は其れが子にてもやありけむ　さて西宮の祭事に預る室徒株十七家は鬼室氏の徒の由にてともに集斯が族徒なるが故に然稱び來りて祭事に預れるなるべし株とは俗に、家筋、家柄などに通はし云ふ稱なり西宮なる元祿の石燈籠に室徒中と書りといふこれなり、又小野村の近きわたりに美成氏の人ありといへるは美成が裔なるべしこは西宮の祭事には預らざるか尋べし、但し農民などには居所を別にして、世を經るほどには、昔の故ある事にも預らざる事となりゆけるもまゝある事なり○また因に聞く蒲生郡日野より東の方三里ばかりの

に考說を書きたるを一幅の掛物として小野村の長に與へ置りとぞ懷忠がいたづきあはれむべし、懷忠字は主稅、近江の蒲生郡仁正寺といふ所におはする、市橋殿の御內人なりとぞ、おのれ京にありて、此ごろ近江の綿向神社由來幷附錄と題せるふるび損れたる書一册を購ひ得たり、その社家の舊記どもを記し整ふる時、此人の輔けたる由なども見えたる、寬政十一年自筆の跋文ありて、いと懇切なる意見えたり、今件りの文どもを見て、殊に感ふかし、此書いかにしてか、はふれ出たりけむ、尋訪て返し得させまほしくおもひをり

○おのれ又さらに尋あはするに小野村は小野を古乃と唱ふ蒲生郡日野より艮の方一里ばかりにあり、丹後の宮津の君の併せ領す處なり此村地舊は西明寺村の部內なりしが、天正四年に分れたりとぞ　その村の西宮と稱ふ祠の由は下にいふべし不動ともいふ、其境內林中茂草の中に、此碑の埋れたるがごとくにて在りしを懷忠が尋て顯はしたるなりその後、文化六年四月十二日、宮津の君、此所の奉行等を墓處に詣しめたまひける、其時奉行某が詩に、湖邊一道櫻溪源、探府初知小野邨、操土爲丘墳奇跡、塵苔封石字餘痕、何人好事徵前史、幾客長歌吊遠魂、唯恠千年雨露底、依然得見姓名存、と作りて書たるを、これも村長が藏りとぞ　さてその西宮の祭神は百濟人鬼室集斯なり古は封戶一烟ありしと云傳へて今に封戶屋敷といふ處の名のみ存れり、正長二年乙酉八月廿四日日尺一道人名祏榮、菅原氏、唐橋在豐叔父　不動明王を本地佛として祭始たる故、今なべては不動とはいへど集斯を祭れる事は村民の記に遺りかつ〴〵も云傳たり、毎年十一月八日をもて例祭の日とす、また此村に室徒株と稱ふ農民十七家ありて西宮祠の事に預り毎年に代る〴〵神主となりて神事を行ふこれ往古よりの例なり、さて其西宮の境內に尋常の石燈籠一基あり奉寄進室徒中元祿四辛未年五月吉日と彫りたるがありその室徒これなり、また近鄕に美成を氏に稱ふ農民あり、又この村の石子山に火燒岨といふ處あり、こはいにしへ百濟人大篝を燒て妙見菩薩に獻りし跡なりと云傳ふとぞ、此ほかの事は懷忠が文どもに記せるがごとし

○信友今按るに鬼室集斯が事は書紀天智卷に四年春二月云々、是月勘㆓校百濟國官位階級㆒、以㆓佐平福信之功㆒、福信既に其國のため皇朝の御爲に功あり、二年紀に百濟王福信謀反心あり、と疑ひて殺せる由見えたり　授㆓鬼室姓なり集斯小錦下㆒、本注に曰、其本位達率○按に集斯は福信が子か又弟なるべし、福信殺されたるによりて其亂を避て參來れるを、福信が功を賞て其本國の官位の階級を勘校て、皇朝より小錦下の位を授たまへるなり　復以㆓百濟男女四百四人㆒居㆓于近江國神前郡㆒、八年の條に以㆓佐平餘自信佐平鬼室集斯は本位達率なりけるを、既に皇朝にて小錦下に叙されたれば、この佐平は衍字か、又此下に人名の脫たるなるべし　鬼室集斯等男女七百四人㆒遷㆓居近江國蒲生郡㆒、これ悉百濟より遷來れるなり、前の四年紀に、百濟百姓男女を居于近江國神前郡、ともみえたるに、今度の蒲生郡はその隣郡なり、さて集斯が墓の蒲生郡に在るは、其居地に葬りたるなるべし十年紀正月條に是月以㆓

右　庶孫美成造

正面　鬼室集斯墓

左　朱鳥三年戊子十一月八日殂

懷忠が詩序考說に云

祭鬼室集斯墓詩并序

百濟學士之投ニ化于我一而任用也、前有ニ和邇吉師一、後有ニ鬼室集斯一、而吉師之於ニ河內一也、人盡知焉、唯集斯之在ニ淡海一絕無ニ識者一、人之遇否、物之顯晦雖ニ命也乎一亦可ニ慨歎一而已、集斯墓碣見ニ在于奥津保小野村一、石泐字湮、異說紛々、村井古巖嘗觀ニ其存ニ繫牲之形一以爲ニ儒士之碣ニ焉、而碣面僅見ニ田一之字畫一而不レ可レ識ニ其爲レ誰也、一日余與ニ菅祖白奥村菅麻呂等一展掃 方讀ニ得朱鳥之字一、因致ニ之國史一、或疑ニ田一其爲ニ鬼室之殘畫一、近我　君侯將レ修ニ郡志一、召レ余語及ニ于此一、乃迎ニ碣于公館一、摩揩數次始見ニ鬼室集斯墓五字歷々然一、於レ是自信ニ意量不レ謬、今還ニ諸本處一、奠以ニ酒脯一、且賦ニ一絕一以代ニ祭文一、歸化蕃人迹自明、碑苔剷去捧ニ瓶罍一、幽魂有レ識當ニ怡悅一、翰苑更稱ニ千載名一、

文化三年丙寅二月二十九日　西生懷忠敬白再拜

小錦下學職頭百濟鬼室集斯墓在ニ近江國蒲生郡奥津保小野村一

日本書紀云天智天皇四年、授ニ鬼室集斯小錦下一、八年以ニ佐平餘自信、佐平鬼室集斯等男女七百餘人一、遷ニ近江國蒲生郡一、十年鬼室集斯註學職頭是也、碣高一尺六寸、八面、面上二寸七分、下三寸二分、頂正中隆起、自上下五寸許存ニ結縛之痕一、蓋表ニ繫レ牲之形ニ云、石泐文字不レ鮮、唯秋日曛映時視隱然見ニ數字一、余暇日與ニ二三子一展掃 摩揩數次始能得レ讀焉、而碣中有ニ朱鳥三年字一、朱鳥无ニ三年一、卽持統天皇二年也、按レ史朱鳥元年天武天皇崩、皇后稱制、明年爲ニ稱制元年一、四年 皇后卽ニ天皇位一、是爲ニ持統天皇元年一也、然則其稱制之間爲ニ朱鳥一也必矣、愚管抄、皇代畧記亦云、天武天皇崩後七年猶存ニ朱鳥號一、併記以備レ考、

集斯墓者在ニ小野村西明王寺林一、多認爲ニ人魚塚一、人魚塚者別在ニ村東聖德谷南一、兒輩擲レ石禳レ禍、太子傳曰、人魚者是爲ニ國禍一、蓋據レ此

文化三年丙寅春二月　西生懷忠

懷忠この墓碑銘を揩りてその上に件の詩序を書き下

を擧て祭神米（正韻にかく注へり）志止支、また和名抄に祭祀具に漢語抄云粢餅と擧て祭餅也之度岐と注せるはともに字の正義にあらず偏たる注しざまにていかゞ、古は粢を美たきものとしてもはら神にも獻る例なりしとはきこゆれど神に獻る料の餅の名にはあらざるものをや、毛詩に以二我齊明一與二我犧羊一以社以方とある齊明を古訓にシトギとよめるは注に齊（音咨）與レ粢同、稷曰二明粢一此言二齊明一便レ文以協レ韻耳と注へるに依れる文義の上のよみざまなれば難べきにあらずかし

〔清臣按、上にみえたる米餅搗の訓は、まことにいはれたる考なるものから、この鏑着大使主のよみにあひかなひて通えざるをあかずおぼゆるまゝに、ある日わが友栗田寛にこの事をかたりしに、われもさこそおもへとて、後にやゝ考て語りけるは、合類大節用集に、鏨タカネ剪鐵具とみえ、和名抄調度部下の鍛冶具の條に鑽、陸詞切韻云鑽、徐感反上聲之重、漢語抄云太加禰、剪鐵器也、また伊呂波字類抄にも、鑽タカ子剪鐵器也などみえたれば、これらの訓によりて鏑着の二字をタガネツキとよみつべくや、かゝらば米餅搗のよみにもかなふべくおもふよしあり、わが水戸近邊の農家にては、屑米にて搗たる餅をタガネモチといへばなりといへり、この說によりておのれ猶考るに、類聚名義集にも鏨、塹土、タガネ（塹の下に土かくかけるは音の字の省畧なり）と訓をさしたるがうへに、内山眞龍が遠江風土記敷智郡曾許乃御立神社の條に、祭日九月九日、諸村奉造御酒御多賀禰、下注に以水練米粉、村民曰於多賀禰、としるせり、この風土記は近世のものなれど、村民のかくものして仕奉り來れるは、古式の存れるなるべければ、いまこれによりて米餅搗をもタガ子ツキとよみて難なかるべくや、但しおのが舊里なるにしの京あたりにては、粺米の粉を水にて練て、雛卵の大さににぎりかためて神にそなふるをシトギとよび來れり、さればシトギもタガ子も品目は同じくて、唱のかはれるものなることを知るべし〇因にいふ日本紀三の巻に、天皇又因祈之曰、吾今當以八十平瓮無水造飴、云々の造飴、飴郎自成とみえたるタガネも、文字は異なれど上にいへると同じ物にて、和名抄飲食部酥蜜類の條に飴、說文云飴、音怡、和名阿女、米蘖煎也、とみえたるものと文字のおなじきになづみてなおもひまがへそ〕

〇鬼室集斯墓碑考

或人云、近き年頃近江の日野の近きわたりに朱鳥三年戊子と書たる鬼室集斯の墓碑顯はれたりと聞およべり、そこの考に朱鳥は天武天皇の御世の末年に建られたる年號なるをなほ持統天皇の御世かけて用ひられたりといはれつる、又ひとつの證ともなるべきにやと云へるにつけてその近江わたりに由緣ある人々かれこれにたよりて尋あはするに、まづその墓碑銘を搨りたると其わたりに西生懷忠といふ人のその碑見顯はしたる由記せる詩序、また考說二通の寫を得たり、さてその墓碑石竪さまに八角に削造りて正面とその左右の面に銘ありといへるが石泐損ねて字畫鮮ならざれど字體を考て讀得たるところ左にしるすがごとし

よりの世數も合へり、但し餚饗の字いま在る字書どもにはいまだ見およばざれど餈字の首の次の通音の斯字を取て饗また餚とも作る一體なるべし（見在る漢國の字書どもに見えざる字の、斯方にて古く書輯たる字書、また古書どもに見えて、彼國には廢たりと見ゆる例多し、此事は別に委く論へり）其は字書どもに飯を餅と作き、餌を餕また飴とも作き、餉を餡、餃を饍など作き或は粄を集韻に屑米餅亦作粋餅といひ、說文に粢稻餅與レ餈同と見え（篇海に秶與粢同、といへるも、次偏を省きて、秶と作きて粢の通字とせるなるべし）また糒を粆、粰を粯、糧を粮、糖を粧また糕と作るごとき例數知らず多し、故餅は餅の訛、饗は其を饗と作る體の訛と訂して之度宜都幾とよみて米餅搗使主の事ならむとは云へるなり

〇因に云ふ粢餅制ること今世にあまねからず、故かレこれ尋考ふるに諸國の邊土の中にはさるもの制る由きこゆるが中に往年下野にものせるとき國人林眞由美かたりけらく武藏の多摩郡府中なる六所大明神の社家に隷たる宮大工棟梁と云ふ舊家の職人ありて古より神社を造る古實を傳へたりとてなにくれと語れる中に神社を新に造りて上棟の時粢餅を搗きて神に獻る儀式ありと云ふにつきて其制ざまを尋ぬるにまづ精けたる粳米粉を水にてほろ〳〵となるばかりに和合せて臼へ入れて手杵にて父母ある女子三人して搗くなりこれを粢搗といふ其時古風なる歌をうたふこれを粢歌といへり、かくてしば〳〵搗くほどに漸に粘て餅となれるを鷄卵の平みたるごとき形にものして土器に盛りて屋上に備置て神に獻り祭事を行ふ例なりと云へりと語りき（舌病に、漢名鷄口瘡と云ふを、斯方にて舌しとぎといふも、舌の白く腫たちたるが、粢餅に似たる由ときこえたり、但し粢の形は、必しも定まれるにはあらじ、古樣の太刀の制に、粢鍔と云ふがあるも、此ものの形に似たる由なるべし）眞田美また云此國の島山わたりの里人粳米の事を之度宜と云へり、こはむかし粢餅をもはら美きものとせるより轉りたる方言なるべしといへり、宇治拾遺物語に狐の託たる女の事をいへる語におのれはたたりのもの丶氣にても侍らずうかれてまかり通る狐なり、塚屋に子どもなど侍るがものをほしがりつればかやうの所には食物ちろぼふものぞかしとてまうで來つるなり、しとぎばしたべてまかりなむといへばしときをせさせて一折敷とらせたれば少し食ひてあなむまや〳〵といふ、此女のしとぎほしかりければそら物つきてかく云ふとにくみあへり云々と云ふこと見えたり、さて又此物の事を字鏡に餈餎の二字

せしめたまへるなるべし、又五年正月戊寅高麗遣ニ前部能婁等ニ進レ調、六月戊戌高麗前部能婁等罷歸、十月己未高麗遣ニ臣乙相、奄鄒副使達相遁一二一位玄武若等と見えたるはもとより皇國に臣服奉りたりけれど百濟新羅に事ありけるにあはせて貢調を闕たれば今般は殊更にものして調を奉れる趣なり、また六年二月戊午合上葬天豐財重日足姫天皇與ニ間人皇后一於小市岡上陵、是日以ニ皇孫大田皇女ニ葬ニ於陵前之墓一、高麗百濟新羅皆奉ニ哀於御路ニとみえたり、この新羅人の參來れる事前文に載られざれど既に參來居りて高麗百濟と相共に哀仕奉れるなり、また七年九月癸巳新羅遣ニ沙喙吸飡金東嚴等ニ進レ調と見えたりかくて七年十月大唐大將軍英公打ニ滅高麗ニとあるに十年正月丁未高麗遣ニ上部大相可婁等ニ進レ調とあるも百濟と同じさまに唐より鎭將などを置て舊のごとく貢調を獻りたるなり、然れば天智天皇の御世の初より韓國の世の亂はとり〴〵に甚しかりつれど御世の十年ばかりが間にかへりて唐國までも稜威のおよびて三の韓の國々はともに古への例のまゝに貢調を獻る事とはなりにしなり

文政元年五月十六日稿　信友

○姓氏錄に米餠搗と書る人名の訓、また粢の事

姓氏錄（左京皇別下）に小野朝臣、大春日朝臣同祖、（大春日朝臣、出自孝昭天皇皇子、天足彥國押人命也、と上に見ゆ）彥姥津命五世孫、米餠搗大使主命之後也、また（山城國皇別）和邇部、小野朝臣同祖、天足彥國押人命六世孫、米餠搗大使主命後云々、また（左京皇別下）櫟井臣、和邇部同祖、彥姥津命（彥姥津命は、羽束首の譜に、天帶彥國押人命男とあり）五世孫、米餠春大使主命之後也、と見えたる米餠搗の名、之度宜都幾とよむべし、之度宜は粳米屑を水にて搗きて蒸して餠とせるを云ふ名なり、和名抄に粢餠、之度岐（類聚名義抄に、粢、トシギ）新撰字鏡に糈、志止支とよみ（糈は、集韻等の字書に、祭神米と見えたり、字鏡に此字を訓る由は、下に論ふべし）說文に粢稻餠、與レ餈同、釋名に餈漬也、蒸ニ燥屑一使ニ相潤漬一餠レ之也、と云へるこれなり、（內膳式年料に、納志登伎料の筥四合）かくて又姓氏錄未定雜姓右京に中臣臣、觀松彥香殖稻天皇（諡孝昭）皇子、天足彥國押人命七世孫、鐱着大使主之後也、と見えたる（印本にはたゞ着大使主とあり、寫本どもを合考るに、字の脫たるなり）鐱着を一本に鏨着とも書たるは鐱は[illegible]の訛、鏨はその餠の偏を首に置て饕と作るを訛れるにて同字なるべければいづれにても之度宜とよみて米餠搗大使主の事なるべし、然ては國押人命

船師初至者與大唐船師合戰、日本不利而退大唐堅陣而守、己酉（廿八日）云々更率日本亂伍中軍之卒進伐大唐堅陣之軍、大唐便自左右夾船繞戰、須臾之際官軍敗績赴水溺死者衆、艫舳不得廻旋、朴市田來津（此人の氏姓は上に秦造とあるに、又上にもこゝにも朴市とあるは、居地などによりて氏の如くにも呼たるなるべし）仰天而誓切歯而嗔殺數十人於焉戰死、是時百濟王豐璋與數人乘船逃去高麗、九月辛亥朔丁巳（七日）百濟州柔城始降於唐云々、甲戌（廿四日）日本船師及佐平余自信ムム并國民等至氏禮城明日發船始向日本と見えたり、かくはありけれどいくほどもなく舊のごとく三韓ともに參來て調を進り、又因て唐國よりも使を奉れる趣はまづ同紀三年五月甲子百濟鎭將劉仁願遣朝散大夫郭務悰等進表函與獻物云々、十二月乙酉郭務悰等罷歸と見えたり、こは百濟豐璋王その國を棄て逃去たる後の事にて唐より劉仁願を百濟鎭將と云ふにして置たるが、もとより郭務悰を遣して表に具て物を獻れるなり、さてその郭務悰も唐國人ときこゆそは下に云ふべし、又百濟鎭將がわたくしに皇國に使を奉るべきにあらず唐王が皇朝の稜威を畏み憚り皇國の情狀を覘はむとて然はせさせたるものなり、次に四年九月壬辰唐國遣朝散大夫沂州司馬上柱國劉德高等注に等謂右戎衞郎將上柱國□□百濟將軍朝散大夫上柱國郭務悰凡二百五十四人、七月二十八日到對馬、九月二十日至筑紫、二十二日進表函焉と見えたるは唐高宗が麟德二年に奉遣る使なり、そも〳〵前に百濟に遣したる御軍は其國を救て新羅を伐むとせさせたまへるを唐より新羅を援て御軍に手向ひ奉れるに將軍等え堪ずして引て還りたるに、いくほどもなく上に擧たるごとく去年は唐より置たる百濟鎭將より表信物を獻らしめ、今年また唐王より專使を奉遣て表を上れるは、もはら稜威を畏みかの御軍に手向たりし事を謝奉る意を顯しかつは皇國の情狀を窺はむとせるなり、また去年百濟鎭將が使として參來れる郭務悰今年は百濟將軍となりて使人具に來れるをおもへば、これも唐人なるが皇國の導者となりて來れるなり、さてその十二月云々是月劉德高等罷歸、是歳遣小錦□守君大石等於大唐云々、註に等謂大山下坂合部連石積、大乙下岐彌吉士針間蓋送唐使人乎と見えたり、こは彼國の禮に酬たまひかつこなたよりもその消息を見

葉集に、績麻なうみをとよめるによりて、其郊名にはうみをのうを書きてみをともいふべければ、績麻の海邊の由ならむか、さらば下文に績麻郊とある郊字無くてあるべきこゝちせらるれど、其は地を主として云へる文としてあるべし、かくもおもはるゝをすてがたくて注しおきつ、さて又和名抄なる諸國の鄕名に、績麻と書て伊勢なるを乎宇美、信濃に二處あるをばともに、乎美と唱を注せるに據るときは、かの本文の績麻も、乎宇美、乎美など唱むべければ、此說はたちがたし、さて此績麻の績字を、萬葉集、和名抄にみな績と書き、餘の古書どもにも多くは然書たり、それも義ある事なるべし、此は因にいふ陀烏邏賦倶能理歌理鵜の二句は上にいへる言をうちかへして云へるなり〇甲子騰和與騰　甲子の子は与の草字の訛にて諸本みな子と書り、釋紀にもかく書て太子與吾也、私記曰義不遜語不勞飜也云々、太子者諸子之長也、故云甲之子也、和與者語也とありて、私記の本にも甲子とありし趣なれば、はやくより訛寫せるなるべし彼よと吾よとなるべし萬葉集四巻に汝乎與吾乎人曾離奈流とよめる言ざまに似たり〇美烏能陛陀烏邏賦倶能理歌理鵜　また〳〵うちかへしていへる言ながらこの上の句の彼よと吾よといへるにかけて彼と吾との軍にその御救の軍の終に敗績れぬべき前表に合せたる由ときこえたり、又紀に此時の官軍百濟の白村江にて唐軍と船軍せる狀を、云々官軍敗績赴㆑水溺死者衆、艫舳不㆑得㆓廻旋㆒と記されたる趣にも合せてきこゆるなりあなゆゝし〇この童謠に係れる後の事は齊明紀に七年春正月壬寅御船西征始就㆓海路㆒云々、三月庚申御船還至㆓于娜大津㆒居㆓于磐瀬行宮㆒、天皇改㆓此名㆒曰㆓長津㆒云々五月癸卯天皇遷㆓居于朝倉橘廣庭宮㆒云々、七月丁巳天皇崩㆓于朝倉宮㆒八月甲子朔皇太子（天智）從㆓天皇喪㆒還至㆓磐瀬宮㆒云々、天智紀の首同年の七月に係て皇太子（天智）遷㆓居于長津宮㆒稍聽㆓水表之軍政㆒、八月遣㆓前將軍大華下阿曇比邏夫連ムム等㆒救㆓百濟㆒云々、九月皇太子御㆓長津宮㆒以㆓織冠㆒授㆓於百濟王子豐璋㆒云々、乃遣㆓大山下狹井連檳榔、小山下秦造田來津㆒、率㆓軍五千餘㆒衞㆓送本鄕㆒云々、元年五月大將軍大華下阿曇比邏夫連等率㆓船師一百七十艘㆒送㆓豐璋等百濟國㆒宣勅以㆓豐璋㆒使㆑繼㆓其位㆒云々、二年二月云々、佐平福信上㆓送唐俘續守言等㆒、三月遣㆔前將軍上毛君稚子ムム㆒率㆓二萬七千人㆒伐㆗新羅㆖、夏五月癸酉朔犬上君（闕名）馳告㆓兵事於高麗㆒（高麗にこの兵事に關れる事、紀にみえず）八月壬午朔甲午（十三日）新羅以㆔百濟王斬㆓己良將㆒（良將とは福信が忠誠なりしを云ふ、此事上文に見えたり）謀㆔直入㆑國先取㆓州柔㆒、於㆑是百濟知㆓賊所㆑計謂㆓諸將㆒曰、今聞大日本國之救將廬原君臣率㆓健兒萬餘㆒正當㆓越㆑海而至㆒、願諸將軍等應㆓預圖㆑之、我欲㆔自往待㆓饗白村江㆒、戊戌（十七日）賊將至㆓於州柔㆒繞㆓其王城㆒、大唐軍將率㆓戰船一百七十艘㆒陣㆓列於白村江㆒、戊申（廿七日）日本

造レ船已訖挽二至績麻郊一之時、其船夜中無レ故艫舳相反、衆知二終敗一云々有二童謡一曰

摩比邏矩　摩は眞にて例の添たる言、比邏矩は發船する事を云り、萬葉集十五卷に安佐妣良伎こぎてし來れば又十七卷に珠洲の海に安佐比良伎して漕くればなどなほ多し、また臨時祭式に開二遣唐舶居一祭とある開も（漢文にはあらじ）發船の事なり○都能倶例豆例　綱繰連なり、都能は都奈の奈を能にかよはして都能と云へるにて例は古事記（仁徳卷）に御綱柏、造酒司式大嘗會供奉料に三津野柏、大神宮儀式帳（九月祭條）に三角柏など見えたり、能と奈と通はしいへる事は萬葉集東歌にはことに例多し、倶例の例も理と通はしいへるにてこれも例多し、水脈船の綱を繰連て大船を挽さまなり○於社幣　百濟を救たまはむ料の軍船なれば仇を壓塞の義なり、萬葉集二十卷に筑紫の國は仇まもる於佐倍の城ぞと云々とよめり、但しその於佐倍とこの於社幣とは征と守るとの差はあれど壓塞の言の意は同じ、軍物語などにもある言なり（神武紀に、天皇を天壓神と申せるは、天神御子と言擧して、軍士を率て大和へ上り幸し、敵どもを討破りたまふ御勢の、一向に物を壓すが如くなる故に、恐畏て稱へ奉れるなり、軍物語に押寄るなどいへる、押も、一向に壓意なり、壓塞は壓と塞防とを兼たる如き意あり、心得分くべし）さて此句を釋紀に於（十一）能（十二）幣（十四）陀（十三）乎（十五）と書て、私記曰師云二於能陀幣乎一、謂二小野田一也とあれば（師云の說は論ふにも足らざれど）そのかみ於社幣を於能幣と書る本もありしなり、されど今存る諸本どもに然書るは見えざるがうへに、さては讀解べき意も得ざればとらず○陀乎邏賦倶　陀乎邏はたをりなり、山のたわみたる所を太平利と云へること萬葉集また字鏡などに見えたり、賦倶は傾ぶくなどの例の活用にて此は船の波に搖られ撓み傾ぶく由にてかの艫舳相反れる佐にあたりてきこゆ、なほ尾句の下にいふを合せ見るべし○能理歌理鵝　乘碇の約りたる言にて船在る碇をいふ○美和陀騰能理歌　眞海門乘がにて舟子をいへりときこゆ、歌字は紀中清音に用ひたる例なるがうへに上句にも下句にも能理歌理鵝とあれば鵝は之の意のがならむにはこゝも鵝字なるべきを清音の歌を書たれば此釋かなひがたきがごとくなれど此紀に採載られたる本書にもかのおほほしきまゝに書たるに據りたるにや、さらでも紀中假字の清濁はかならず定まりたりと見えざるもあれば難なかるべくや○美鳥能陛陀烏邏賦倶能理歌理鵝　美鳥能陛は水脈の上なり（また本文に、船を挽至績麻郊とあるは駿河の地名ときこゆ、唱は萬

一より六十四までの數字を細字に書添たり、其は釋紀に載たる公望私記の説に摩比羅矩都能（二三四五一六）（私記曰翻云都摩比羅矩能、妻開也）云々、羅賦（六三六四）倶能理歌理鶏（六二六一六〇五九五八五七）（私記曰翻云鶏理歌理能倶羅賦鴈鴫之喰也）（再三讀前句也）とあるを採りて注せるものなり合せ見て知べし（板本をおきては、餘の本どもに、此數字書添たるは見およばず）さるはあるが中にも此童謡は意詞幽遠にしていかにしても讀解がたきあまりに其詞の文字どもを置換へうち飜しよみて意を解むと强てものせるを、そのおき換たる文字の次第をめやすくよむべき標に數字を旁に注せるなり、然るにさきの大人たちも此歌はゆゝしき事のたとへなるゆゑに文字の次第を書みだせりとして猶かの私記の飜云の説に倣ひてまたさらに文字を置かへ或は省き棄などして讀解れたるは心得がたし、いかにゆゝしき事なりとも文字の次第を書混して記さるべきにあらず、もしゆゝしき事なりとして憚られむにはこの事よりもいたくゆゝしき事どもはいと多かるものをや、かへすゞゝも心得がたきことなり、さはいへどかの大人たちすら讀わびられたりつるを今おのれがをぢなきさとりもて文字のまゝに讀解む事はかたしともかたきわざながら、たゞこゝろやりのすさびにものせるなり

齊明紀に六年九月癸卯（五日）百濟遣二達率（闕名）沙彌覺從等一來奏曰、今年七月新羅特レ力作レ勢不レ親レ隣、引二構唐人一傾二覆百濟一、君臣摠俘畧無二噍類一、於レ是云々福信等鳩二集同國一共保二王城一云々と見えたるを始にて冬十月百濟佐平鬼室福信遣二佐平貴智等一、來獻二唐俘一一百餘人一云々、又乞レ師請レ救幷乞二王子余豐璋一曰、唐人率二我蝥賊一來蕩二搖我彊場一覆二我社稷一俘二我君臣一、百濟王義慈ムム凡五拾餘人、於二秋七月十三日一爲二蘇將軍一所レ捉而送二去唐國一云々、而百濟國遙賴二天皇護念一更鳩集以成レ邦、方今謹願百濟國遣二侍天朝一豐璋將レ爲二國王一云々、詔曰乞レ師請レ救聞二之古昔一、扶レ危繼レ絕著レ自二恒典一、百濟國窮來歸レ我、以下本邦喪亂靡レ依靡レ告枕レ戈嘗レ膽必存極救上、遠來表啓志有レ難レ奪、可下分二命將軍一百道倶前上、雲會雷動倶集二沙喙一翦二其鯨鯢一紓二彼倒懸一、宜下有司具爲二與之一以レ禮發遣上、十二月丁卯朔甲寅天皇幸二于難波宮一天皇方隨二福信所一レ乞之意一（前年九月の下に見ゆ）思下幸二筑紫一將中遣救軍上、而初幸レ斯備二諸軍器一、是歲欲下爲二百濟一將上伐二新羅一、乃勅二駿河國一

く事は後の歌書などにこそは書なれて見えたれ古きものには見えざれど、げに其文字の義にて海面に見えて何もの丶燃とも知られぬ火といへる意なるべし、又近き年頃より筑後柳川わたりの海にも不知火顯はれ初たりとぞ、この事文化の末とおぼゆ、その柳川人西原晁樹が書の中にくはしくいひおこせたるにて知りぬ、ものに志るしおきてむとおもひつゝおこたりつる間にいづこにかおき混らわしけむ後に見出したらむときに書加ふべし、國圖を撿ふるに柳川も八代宇土などの北に連ける地にて同じ海面なれば肥後の方より見ゆる光物の廣ごりおよびたるなるべし、過し文政十一年の八月□日西國わたりの暴風吹ける時肥前の長崎の流海におびたゞしき熛いできて空よりも飛下り飛散りておそろしき事ありきときけり、これも不知火のたぐひのもの丶陸に近く寄り來りしなるべし、さて西國ならでも不知火の如く聞ゆる光物の顯はる丶處ある由諸國の事記せるもの丶中に見たれどよくもおぼえず、陸奥の岩城郡何がしの海上にも火顯はれて川を上り赤井山の麓にてあまたに分れ散りて後消失する事ありこれを赤井の龍燈といへりとさきに其國の事知れる人のかたれるをきゝつれど例のこまかにはおぼえず、漢籍本草綱目の火部の中にも不知火に似たる事きこえ其外の書どもにも見當りたれどこれも見過しつ、紅毛籍にもさるさまの火の見ゆるところある由記せりと其國籍よむ人いへり、いとよのつねならぬものにはあれどさして恠みうたがふべきものにはあらじかし

○齊明紀童謠推釋

齊明紀なる童謠はさきの先生たちの釋あれどなほいかにぞやおもはる丶を此頃五月雨降りつゞき、いささかこゝちさへそこなへるつれづれにおのれも志てみむとおもひおこしてなむ、そもそも古書に記せる童謠どもを見るに神憑の語のごとく語路愷に貫通ざるもありて其意はた幽遠なればおほゝしくて、うちき丶にもやがて悟りがたくして、まさしく聽とめがたかるべければ其を書記さむにもおほゝしきことぞ多かりけむ、さればまづ當時の事實をよく辨知りおきて、さてなむ其言の意をさぐりあぢはひて其事の表なりし意に合へて、おほらかに釋き心得べきわざにぞあるべき、さて此童謠板本に文字の旁に

土の濱邊より澳の海原に見ゆとさきに國人長瀨眞幸かたりき、今國圖を按ふるに天皇葦北浦より發船玄給ひて東北ざまに八代のかたへ幸して、云々の事ありし海路もかなひてきこゆ○天皇の火光を覽そなはして御船泊給ひつといへる豐村火邑などいへる地名今詳ならずとさきに眞幸いへりき、今按ふるに和名抄八代郡に豐福鄕みえ、兵部式に豐向驛とあるも其處なるべきに國圖を見るに八代の部内の海邊に豐福といふが見えたるはこれならむか、又火邑も和名抄同郡に肥伊鄕とみえたる所これにて伊字は地名を二字に作く例の書ざまなるべし、今八代郡に氷川といふ川ありとぞ其わたりの邑なりしなるべし○肥後の不知火はつねにもをりをり見ゆれど七月八月の頃闇夜にはおほかた見ゆ、七月の盡の日はことに多く顯はるとて人々こぞりて見ものにするならひとなれり、まことはついたち頃も同じほどの事ときこゆ、さはいへど風波あらき時はあらはれず、つねはさらなりと、これも眞幸かたりき、なほきゝたる事ありつれど年經て今は忘れつ、長久保玄珠の製れる輿地全圖に其事を記して、海面時有レ火、累々相連、聚散動止、蓋陰火といへり、おもふにおほかた夜光るものは晝は日の光にけおされて光らず月も日の光をうけて照るといへば、なほ其光にもたへでひからぬものなるをおもへば不知火も同じことわりにて闇にのみ顯はるゝが、みそかついたちなどいふ日のころはことに月のふかくこもりて其光の氣のおよばぬ頃なれば光の多く見ゆるなるべし、さて此もの肥前の藤津郡大浦竹崎などいふわたりの澳にも見ゆる由或紀行の書に見えたり、肥後に對ひたる地なれば同じもの、其處よりも見ゆるにやあらむ、又豐前の企救郡門司わたりの海上にもさるさまなる火光みゆる事ありと或船人語れりされどくはしき事はきかず、此事輿地全圖には海上時現ニ火光一、聚散飛動、初ニ火出レ自レ山、合ニ空中一如レ戰而落レ海、又歸レ山、名曰ニ不知火一と注せり、さてそれらの光物を筑紫にて不知火といひ來れるをはやく萬葉集に筑紫にかけたる枕詞としてよめる歌三首みえたり、さるはむかしより筑紫に名だかきめづらしものとして世のくちずさびにもなれればなりけり、但しその玄らぬひを萬葉集には斯良農比、之良奴日、白縫などかけり不知火とか

内なりしがや、後に肥國には屬しにやあらむ、肥前は筑前筑後と地接きて此三國は面一にも取つべき國形にて肥後とは濇く離れたればなり、されど此らは上代の事さだかには辨へがたしたゞ試みに驚しおくのみなり、さて日向の域も北方半國ばかりはもとは此肥國の内なりけんを肥後と日向とは面一に取つべき地形なり後に分れて一國にはなれるなりと注はれたるはさることなり但し記に肥國といへるは、後の名を古にめぐらして語り傳へたる文なりかくてなほ考るに上代に火國といへるは今の肥後の方なるべき由いはれたるは、まことにさることにてうごきなくきこゆるに、その肥後と離れたる域を肥前といふ由のおぼつかなく、さるにあはせてはいさゝかたゞよはしくおもはるゝにつきて、なほ國圖を按ふるに肥後は東の國岬より島傳ひに天草といふ大島を界、肥前ばその天草の北面より二三里ばかりに海を隔て、島原といふ域より北東ざまに肥後の西面より筑後の西方かけて流海（いりうみ）をへだて、曲り對ひて筑後の西方に隣れり、上代には今の肥後の方ざまを火國といひ後に今の肥前の方かけて火國に屬られたりしを又後に今のごとく前後に分たれたるものなるべし平陸よりいへば、肥後の北の方筑後に隣りて、その筑後を隔て、肥前なれば、肥前肥後、もと合せて一國なりつる由いへる風土記の說、こゝろへがたくきこゆれど、かく肥後の東の國岬より便れば一國とせられたりしことさらにうたがはしからず風土記に見えたる火國の故事の地の、みな肥後のかたにのみあるは其國の名にも號られたる故事の本土なればなり、肥前の風土記に其國内ならぬ肥後の故事を記せるは本土の國號の緣由を顯はさむために記せるなり、かくては記傳にいはれたる鈴屋大人の考まことによく當れりといふべし○肥後の隈本人中島廣足云、その國の風土記に見えたる八代郡の白髮山いづことも詳ならざりつるを、慶長の比その郡中田代村に袈裟市とて盲のありけるが人に書せたるなるべし、それが覺書といふものゝ、其あたりの里の民家の梁上に秘置たりけるを近頃取出したる其書中に、むかし火の降りたりしといへる山は今の八代の種山の内に白髮山といふ山なりと記しおけりと語れり、その國人だに詳にしらずなりつる山名の知られたるがめづらしければ書そへつ○上に引たる肥前風土記に景行天皇の故事に從二葦北火流浦一發船、幸二於火國一、度レ海之間云々、と見えたる火流浦はそのかみ不知火を火流といひて、それによれる浦の名なるべし、不知火は今も葦北八代宇

よくも勘へずしてかの景行天皇の火光により給へる故事におもひ合せたるなほざり説なりけり、さて又其景行天皇の故事の趣になほおもひ合せ奉らる、事は日本後紀に延暦十八年五月丙辰、前遣渤海使外従五位下内藏宿禰加茂麻呂等言、歸レ鄕之日、海中夜暗、東西掣曳、不レ識レ所レ著、于レ時有ニ火光一、尋ニ逐其光一、忽到ニ島濱一、訪レ之是隱岐國智夫郡、其處無レ有ニ人居一、或云、比奈麻治比賣神常有ニ靈驗一、商賈之輩、漂ニ宕海中一、必揚ニ火光一、賴レ之得レ全者不レ可ニ勝數一、神之祐助、良可ニ喜報一、伏望奉レ預ニ幣例一、許レ之と見えたり（神名帳に、知夫郡比奈麻治比賣神社みゆ、承和五年十月此神に始て従五位下を授けられ、貞觀十三年閏八月に正五位下、元慶二年五月正五位上を授給へる事、三代實錄に見えたり、或諸國の事記せる書に、此社今も知夫郡島前にありて、恒には火焼權現と稱す、船人暗夜に暴風に遭て行方にまどへる時、此神に祈れば、忽火を顯はして、海路を導き給へりといへり、或人云、もろこし籍傳子といふ書に、管寧自遼東歸也、海中遇暴風船皆沒、唯寧乘船自若、時夜風晦冥、船人盡惑莫知所泊、望見有火輙赴之得島、島無居人、又無火燼、行人咸異焉、以爲神火之祐也、といへる事見えたり、かゝる趣なる事なほかの國ぶみに多かりといへり）海路にてさる趣なることのありしことはむかしよりきこえ來り、いまの世にもさることのありし由船人のまのあたり語れるをもまた人傳にもこれかれとまさしくきけることなり、きゝしりてある人なほ多かるべし

○因に云肥前肥後もと一國なりし由風土記に相共に記して肥前なるは健緒組の古事をいへる文に連ねて後分ニ兩國一爲ニ前後一といへり、肥後なるも然ありけむを今本書世に傳はらざれば知られず、かくてその二國に分たれし事は他書どもには見えず、さてその前後の國號の古く書に見えたるは神功紀に火前國松浦縣、推古紀に肥後國葦北津と記されたり、但しこは後の號を古にめぐらしていへる傳によりて書されたらむも知られねど日本紀撰記されたる養老の頃より、はやく前後に分たれたりし事は著し、かくて此火國のもとは古事記大八島成出の章に、次生ニ筑紫島一、此島亦身一而有ニ面四一、毎レ面有レ名、故云々肥國謂ニ建日向日豐久士比泥別一云々とみえ其文の傳に上に筑紫島を有ニ面四一と云て肥國を其一に取れり、然るに國圖を考るに肥前と肥後とは海の隔りて地接かず正しく二に分れたれば面一ツには取がたき國形なり、故考るに書紀又風土記などの火國の故事は地名に依るに皆肥後國の地なり、然れば肥國といひしは初はたゞ肥後方のみにて肥前の地は本は筑紫國の

得レ著レ崖、天皇下レ詔曰、何謂邑也、國人奏言、此是火國八代郡火邑、（此邑字今本脱たり、肥後風土記によりて補へつ）但不レ知二火主一、于レ時天皇詔二群臣一曰、今此標火非二是人火一、所三以號二火國一知二其爾由一と見えて始て國名を定給へる由にはあらず、（知所以然、また知其爾由と書る文に意を着べし）其は前に崇神天皇の火國と號給へる事をば知食つれどその事の由をばいまだよくも尋ね給はで、そのかみ火國と號給ひしは如此る神火の事の由によりて號給ひつらむとをりにあひてふとなほざりに詔ひたりしなるべし、さるを書紀に云々故名二其國一曰二火國一と記されたるはそのかみその御なほざり言にすがりてまがひたる謬説のありけるを正しあへずして其説によられたるものなるべき事上に擧て論らひたるごとく崇神天皇の御世に國名を定給ひたると景行天皇の火光を覽そなはして云々と詔給へると兩度の差別兩國の風土記の傳相併に合ひていと明らかなり、然るに又肥後の海に不知火といふもの、光るをかの景行天皇の幸の時の火光これなりといへる説のきこゆるは心得がたし、さるはまづ此不知火の事は古事記傳に此火の事國人の説に云肥後國の海に松ばせの澳と云ところに龍

燈と云て今もあり、年毎の七月の末より八月ごろまで見ゆるうちに八月朔日の夜は殊に多く宇土のあたりの山よりよく見わたさるゝ也、其さま世に挑燈と云物の大さに見ゆる火初には一ツ二ツあらはれて其やうやくに分れて數多くなりゆきてさかりなるほどは幾千萬ともしられず、大かた海上竪横三四里がほどおしなべてみな火になるなり、風ふけば火すくなく雨ふる夜は見えず、さて其火のもゆる時に其海を往來船を遠く見渡せば火中を行と見ゆるを船にてはさらに火見ゆる事なくたゞつねの如くなりとぞと注されたり（但し記傳には、景行天皇の云々の時の火光を、いはゆる不知火なりとしていはれたれど、おのれが説は異にて、こゝにいへるがごとし）おのれもなほ國人に問ひたづね或道記に記せるをも見たるに、たがひにすこしづゝのかはりあれど（いつも〳〵同じさまにのみはあらで、時により少づゝの異なる事もあるべく、又見る人の心から、異さまに見なしたるもありぬべきなり）おほかたはたがひなくきこゆ、いづれにもこの不知火は澳の方に見ゆる光にて澳より陸に就て見ゆるものにあらざれば書紀また兩國の風土記に見えたる景行天皇の御船中にてみそなはし給へる趣の火光にはさらに合はず、（上に擧たる件の證文どもをよくよみあぢはひて知るべし）しかれば不知火はたゞ海面の光物にて別事なるを

天皇勅二肥君等祖健緒組一、遣レ誅二彼賊衆一、健緒組奉勅到來、皆悉誅夷、便巡二國裏一、兼察二消息一、乃到二八代郡白髮山一、日晩止宿、其夜虛空有レ火自然而燎、稍々降下著二燒此山一、健緒組見レ之大懷二驚恠一、行事既畢參二上朝廷一、陳二行狀一奏言、云々、天皇下詔曰、剪二拂賊徒一、頗無二西眷一、海上之勳誰人比レ之、又火從レ空下燒レ山亦恠、火下之國、可レ名二火國一とみえ、又肥前風土記にも此事を記して肥前國者、本與二肥後國一合爲二一國一、昔者礒城瑞籬宮御宇御間城天皇（崇神天皇の御名）之世、肥後國益城郡朝來名峰、有二土蜘蛛打猴（肥後風土記によるに、此間に頸猴の二字脫たるなり）二人一、帥二衆徒一百餘人一、拒二捍皇命一不二肯降伏一、朝廷勅遣三肥君等祖健緒組一伐レ之、於レ茲健緒組奉レ勅、悉誅二滅之一、兼巡二國裏一、觀二察消息一、到二於八代郡白髮山一、日晩止レ峰、其夜虛空有レ火、自然燎、稍々降下就二此山一燎之、時健緒組見而驚恠、參二上朝廷一奏言、臣辱被二聖命一、遠誅二西戎一、不レ需二刀刃一、梟賊自滅、自レ非二威靈一何得二然之一、更擧二燎火之狀一奏聞、天皇勅曰、所レ奏之事所レ未二曾聞一、火下之國可レ謂二火國一、卽擧二健緒組之勳一、賜二姓名一曰二火君健緒組一、便遣レ治二此國一、因レ火（火は之字の誤なるべし）曰二火國一、後分二兩國一而爲二前後一、

とも見えたるにて明かなり然るに書紀景行天皇十八年の下に、五月壬辰朔、從二葦北一發船到二火國一、於レ是日沒也、夜冥不レ知レ着レ岸、遙視二火光一、天皇詔挾杪者曰二直指火處一、因指火往之、卽得レ著レ岸、天皇問二其火光處曰何謂邑一也、國人對曰二是八代縣豐村一、亦尋二其火一是誰人之火也、然不レ得レ主、玆知レ非二人火一、故名二其國一曰二火國一、と見えて此時に國名を定給へる由に記されたるは謬傳に依られたるなり、さるは此故事も上に擧たる肥後風土記の文に連ねて又景行天皇誅二球磨贈唹（クマソヲ）一、兼巡二狩諸國一云々、幸二於火國一、渡レ海之間日沒、夜暗不レ知レ所レ着、忽有二火光一、遙視二行前一、天皇勅二棹人一曰、行前火見直指而往隨レ勅往之、果得レ著レ崖、卽勅曰火燎之處、此號二何界一、所レ燎之火、亦爲二何火一、土人奏言、此是火國八代郡火邑、但未レ審二火由一、于レ時詔二群臣一曰、燎之火非二俗火一也、火國之由、知レ所二以然一と記し肥前風土記にも又上文に連ねて又纏向日代宮御宇大足彥天皇（景行天皇の御名）誅二球磨贈於一而巡二狩筑紫國一之時、從二葦北火流浦一發船、幸二於火國一、度レ海之間日沒、夜冥不レ知レ所レ着、忽有二火光一、遙視二行前一、天皇勅二棹人一曰、直指二火處一、應レ勅而往、果

はからるゝなり
かくおもひとりてさきにしるしおきつるに、ことし天保七年の四月出羽の秋田人高階貞房、その國平鹿郡八澤木村に坐す波宇志別神社の鳥居の外に遠からぬ所の土中より、ゆくりなく人の掘出たるを得たりとて持來てくれたるを見るに、石にて作れる劔頭のさましたるもの、下は缺たるが一枚、また其身にもやあらむとおもはるゝもの、頭は缺たるが一枚あり其さまかくの如し





二枚の石質異なりと見ゆれどいまだよくも見さだめず、いづれにもその二枚を連ね見ればかの石椎ともいふべき物のさましたらむがごと思はるゝはしひたりやあらずや

○かく記しおける後ことし天保十四年八月水戸君の御侍西野宣明水戸にものしたる時、その常陸國久慈郡小林鄕太田村なる稻荷社地より、むかし掘出したるを社司の藏るを見て其ほどに合せて書き摹し來れりとてくれたるを見るに、上にいへる八澤木より出たる石器といとよく似てもはら同物と知られたり、今その圖を縮寫してこゝに添へつ宣明に問ふに、石質は予が得たると大かた同じくきこゆ、光圀卿の此器の記文に、非石非金とかゝせ給へりとぞ、又尾は予が得たるよりは尖なるかたなり、もとは突もすべくかまへたるものなるべしと云へり、おのれ考ふるに、柄といふべきところの短きは、握みたる掌中の便りにのみ儲けたるものなるべし



○火國名號、景行天皇の御船火國に着たる故事、また不知火

肥前肥後の本名を火國と云る由緣は肥後風土記に、肥後國者本與二肥前國一合爲二一國一、昔崇神天皇之世、益城郡朝來名峰有二土蜘蛛一、名曰二打猨頸猨一二人率二徒衆百八十餘人一、蔭二於峰頂一、常逆二皇命一不二肯降服一、

甘美韓日狹は御寳主になされ鸕濡渟は始て此國造となされたるなり、また出雲國造系圖に天穗日命より十世孫に毛呂須命神寳をめしに御使に遣されたる武諸隅なり其子飯入根止屋淵にて兄振根に殺されたり、弟甘美韓日狹は御寳主になされたり其子宇迦都久奴命と次第て振根毛呂須命の長子飯入根が兄を統に入れざるは誅せられたればなりこれら旁證とすべし

○久夫都々伊、伊斯都々伊

古事記神武天皇段八十建を誅給ふ條に、毎レ人佩レ刀誨ニ其膳夫等一曰、聞レ歌之者一時共斬、故明レ將レ打ニ其土雲一之歌曰、意佐加能云々、久夫都々伊、伊斯都々伊母知、宇知弖斯夜麻牟云々

此久夫都々伊、伊斯都々伊の說古事記傳十五卷の七十七張、十九卷卅七張に見えて久夫都々伊は記の上文に頭椎之大刀と見え、書紀には頭槌劍と書て訓注に頭槌は箇輔豆智とあるを證として久夫都々伊の久夫は箇輔と相通へる同言なり、都々伊は豆智を歌調に延て云なせるなるべき由いへるなどみないはれたる說ときこゆる中に頭椎と石椎を一物とし、また椎は書紀の私記纂疏この說によりて劒頭の形によれる名としその劒頭を石もて椎の如く作れるものなるべくいへるはいかゞ、其はまづ石もて劒頭の然製らるべきにあらず、よしやしか製りなしたらむにも其を用ふになにの便りよき事のあらめやは私記纂疏の說は、槌字にすがりたる強說なり、但し古代のものに、劒頭のふくらかに、いさゝか反りたるが見えたるは、柄を執りしばる便よからんためなるべければ、槌に譬ふべき形にはあらず、傳に谷川氏の劒の頭石にて槌の形に似たるを、土中より堀出せりといふを見たりといへる由いはれたるは、身ごめに石にて作れるものなりつるか、其語りざまのおもむき甚心得がたし故つらく考ふるに頭椎といふは劒頭の椎の形によりたる由にはあらで、ほかに其義あるべけれどいま考ふべきよしなければしばらく上古の大刀の一種と心得てありぬべし、かくて石椎は頭椎とは別にて石もて作れる刀の類にて大刀に佩添て事の狀によりては人を打きたむる具なりしなるべし土雲など征せ給はんにはふさはしかるべし、さるは中むかし足利家將軍のころ刄引とておほかた短刀のさまして柄ごめに鐵もて刄も無く鍔もなくうちひらめたるものゝありて走衆などいふもの刀に差添、或は携をりて前を逐ひ非違の人を戒めきたむるものとせりときこゆる事、其世の書どもに見えて其器もまれに世に傳はれり、近世の十手といふ物もそれより轉りたるものと見えたり、是ら上代の石椎におのづから似たるべくめぐらしておし

藻息津藻、朝羽振風こそ依せめ、夕羽振波こそ來寄れ、浪之共彼より此より、玉藻なす依宿し妹を云々、とよめるは事の趣は異なれど玉藻の風波の羽振に動搖くさまをいへる古言の趣熟くあぢはひておもひ合すべし○甘美　これも韓日狹を呼ふ言なり○御神底寶御寶主　御神は出雲大神之なり、底寶は鈴屋大人の說に寶の至極といふなりすべて物の至り極まる所を底といふと云はれたるがごとし、御寶主は御寶の大人なり、これまで振根が神寶を主りたるにかはりて甘美韓日狹に御寶主となりて仕へ奉るべしと云へるなりこゝにて句をきりて見るべし○山河之水泳御魂は止屋淵にて殺されて水泳てある飯入根のわが御魂をなり○靜挂は上にいへる鏡に飯入根の御魂を鎭めかけて祭れよとなり上の鏡押羽振へめぐらして心得べし○甘美　また韓日狹を呼べるなり○御神底寶御寶主也は初の詞を又打かへしていへる言ながら、やがて韓日狹が事をさしてかくいへるなり、かくて終の也は上文に言之とあるにかけ合て置たる文字にて云々トイヘリと訓付べき意に見てあるべし、こは小兒に神託の詞ゆゑことにさだかには聞とりがたかりしなるべし、そを語り繼たるを後に記し傳へたるものにしあれば事實につきてその心しらひしてあぢはひさとるべきなり、さて紀件の神託の詞に續きて、是非ㇾ似二小兒之言一、若有二託言一乎、於ㇾ是皇太子奏二于天皇一、則勅之使ㇾ祭とあるはすなはち託言のごとく甘美韓日狹を御寶主として出雲大神を祭らせたまひ、且飯入根が水泳御魂をも鏡に鎭めかけて祭らせたまへるなるべし、其は神名式に出雲國神門郡に鹽冶神社、鹽冶比古神社、鹽冶比古由彌能神社ありこの社はやく風土記に鹽冶鄕の下に載たり（三社ともに今も鹽冶鄕にありとぞ）もしくはこれらの中の社にもやあらむ、又このほか式には載せられざるが風土記には同鄕になほ四社ありそれらの中にてもあらむか、又神名式に河內國石川郡美具久留御玉神社といふがありて姓氏錄河內國神別に出雲臣あるも由ありてきこえ、また神名式丹波國桑田郡に出雲神社（名神大）ありて日本紀畧には出雲大神と書り、此國氷の上人氷香戸邊が兒に託言ありしも由ありてきこゆ、なほよく考べし、また按るに國造本紀に出雲國造瑞籬朝（崇神天皇の御世）以二天穗日命十一世孫宇迦都久怒一定二賜國造一とあれば

也とも注へるに依れるなり、さてたねといふ名義は田根にて田のもとゝなるもの、由なるべし稲實を田實と云ふにもおもひ合すべし又神代紀に水田種子をタナツモノとよめるもタネツモノなるを稲船などのごとく連語にはネをナに轉し云ふ例の言なり、又天智元年紀に百濟に賜へる物の中に稲種三千斛とある稲種をタナシネとよめるタナも種なり、シネは其用ふるさまによりて稲にも米にも轉しいふ言なり寛平熱田緣起に、稲種命といふ人名見えたり、此稲種も准らへてタナシネと唱へきにや、さて又夫木抄後頼朝臣の歌に「秋苅しむろのをしれをおもひ出て春をたなゐに種をかしける、とよめるをしれは小稲なり、たなゐは種井なり、種をかすは上に論へる種を井水に漬す由なり、歌主は後世人なれど、おのづからみな古語のさまに合ひてきこゆ然るに後世に草木の實の核をなべて種といふは稲實にいふ種より轉りたるなり、ひとつ心をたれとしてなどいひ、父の血脈を子に受たるを誰の胤などいへるたぐひ、みな稲實の種より轉れるなりまた天武紀十年八月に所レ遣二多禰島一使人等貢二多禰國圖一、其國去レ京五千餘里、居二筑紫南海中一、其國粳稲常豐一殖兩收とあるも粳稲常豐云々と言へる趣によりて多禰國と稱へるなるべく後世に種子島と書くこれなり又出雲風土記飯石郡の下に多禰郷者所二造天下一大神大穴持命與二須久奈比古命一巡二行天下一時稲種墮二此處一故云レ種、神龜三年改二字多禰一と云へるをもおもひ合すべし、さてこゝに眞種と云へる眞は稱

言にてその眞種を甘美韓日狹の名の甘美といふに係て稱言におきて、徒に甘美と親しみて喚へる意ときこえたり今の世にも親兄の子弟を召び、睦まじき友どち呼かはすにも、名を呼さす心ばえもおのづから似てきこゆ、さて又甘美韓日狹の名は、甘美乾飯と係たる稱言なり、此人の事を姓氏錄土師宿禰、凡河内忌寸等の譜に、天穗日命の孫に、可美乾飯根命、出雲風土記にもかく書るにても知るべし、又兄の飯入根といへるも飯に由れる名ときこえたりさて又姓氏錄中臣習宜朝臣の譜にみえたる味瓊杵田命を天孫本紀物部の系に味饒田命と書るがごとく、甘美を饒(ツミノエ)田の稲に係て稱へたる名なるべく、萬葉集に仙柘枝歌の左注に或云吉野人味稲與二柘枝仙媛一歌也この味稲を懷風藻の詩に美稲とも書るは甘美を稲に係て稱へたる由の名なるべしこれはた通はしておもひあはすべし○鏡押羽振は飯入根が己が魂を鏡に徙してゆらゆらと打振動して祭れと云へる意にて下の水泳御魂靜挂といへるに係て心得べし、さるは此託言の首に玉萎鎭石と云へるに合せおもふに飯入根が屍の玉萎の中に沈漬て波にゆられて在る狀を表して祭られむとの意なるべしある邊鄙にて人に殺されたる者の、怨魂を和鎭たる祠の祭事に、その殺されたる狀をまねびする處あり、と既に二所ばかりの事を聞たりき、うけばりたる事にはあらねど、ほのかにおもひあはしもあらずまた萬葉集三卷人麻呂が石見國より妻に別れて上り來る時の長歌に、石見の海云々海邊を指て和多豆の荒磯の上にか青なる玉

比古婆衣十五の卷

○崇神紀なる小兒の神託の詞

崇神紀に六十年七月癸酉十四日詔に太古武日照命天菩比命の子の天より將來れる神寶を出雲大神宮に藏めたり、これを見ま欲と詔たまひて武諸隅を遣はしてめしたまふ、此時出雲振根神寶を主れりしが筑紫に行て家に在らず其弟飯入根皇命を奉り神寶を弟甘美韓日狹と子鸕濡渟とに附けて上る因に云、類聚國史に、天長七年三月乙巳皇帝御大極殿、覽出雲國國造出雲臣豐持所獻五種神寶兼所出雜物、還宮授豐持從六位下、といふこと見えたり後に振根還り來りて其由を聞て己が還を待ずして奉れる事を深く恨怒り年月を經れども懷止ず、飯入根を殺さむとおもひて或日甘美韓日狹を欺きて止屋淵出雲國にありに萋多く生たるを見むとていざなひゆきて淵水清冷なりとてす、め共に川浴して陸に上る處にて刀をもて弟飯入根を擊殺せり此とき、時人の歌あり、此歌古事記には、日代宮段に、倭建命の出雲建を誅したまへる時の歌とす、こは記紀いづれか誤なるべし、こゝに擧る傳はその歌にはかゝはらず、其歌の事にはおもふよしもあれど、こゝには論はずこゝに甘美韓日狹、鸕濡渟等朝廷に參りて曲に訴奏ければ振根は誅されぬ、故出雲臣等一族なり此事を畏て不レ祭ニ大神ニ而有間時、丹波氷上人氷香戸邊、皇太子活目尊の御許に參りて啓けらく以上本文なゝめやすく擧記せり己子有ニ小兒一而自然言之、玉萋鎭石出雲人祭、眞種之甘美、鏡押羽振、甘美、御神底寶御寶主、山河之水泳御魂靜挂、甘美、御神底寶御實主也、この神託の詞は飯入根が靈神の小兒に託て弟甘美韓日狹を呼ていへる意の詞と通えたり○玉萋鎭石出雲人祭は飯入根が兄振根にいざなはれて止屋の淵に玉萋見にゆきて書紀此段の訓注に萋此云毛とあり、又萬葉集に、珠藻苅麻須、玉藻苅手名、なほあり川浴して振根に殺されてその淵の萋の中に沈漬て在る由なり、其しづきを鎭石と云へるは延たる詞にて行をゆかし佩をはかしなどいふ例に同じくて詞の本は物の水に沈み漬てあるが見ゆる由にて萬葉集十九卷に底きよく之都久いしをも又十一卷に淡海海沈白玉などなほ多し同十八卷に海行者美都久屍とある美都久も水漬にておほかた同じほどの詞ときこえたるにおもひ合すべし、出雲人祭とは出雲人をの意にて則己が魂を祭れとほのかにいへるなり○眞種之甘美　眞種はまたねとよむべし、まづ此種といふはもと稻實を田に生し植るうへに云ふ言なり種字をたねとよみ來れるも字書に蓺也植也と注ひ又禾

たりけんといふ由は續紀に元正天皇の養老七年十月丁卯詔に、今年九月七日得二左京人紀朝臣家所レ獻白龜一、仍下二所司一勘二撿圖諜一、奏稱、孝經援神契曰、天子孝則天龍降地龜出、熊氏瑞應圖曰、王者不レ偏不レ黨尊二用耆老一不レ失二故舊一、德澤流洽則靈龜出、是知二天地靈貺國家大瑞一云々とありて翌年二月甲午聖武天皇受禪卽位の時の詔詞に先帝元正の詔の趣を詔給ふ大命に去年九月天地貺大瑞物顯來理云々、今神龜二字御世乃年名止定氐改二養老八年一爲二神龜元年一而、天日嗣高御座食國天下之業乎、吾子美麻斯王爾授賜讓賜止詔云々とあれば專白龜の瑞によりて改元し給へるなり（年號を改て御世を讓り給へるなり）今推按ふるに此時は白龜と改給ひたりけるが再び議ありて其年の內に神龜と換へ給へるなるべし、そは唐六典に大瑞、上瑞、中瑞、下瑞と云へる品ある中にも白龜はあらず、大瑞に神龜といふあり、延喜の治部省式祥瑞の條にその種種の物を載られたるも同じ定なるを、そのかみにめぐらしおもふに白龜にては正しく大瑞に合へりといふ證もあらざるを諱てことさらなる改元とはなくてその證文に合へて神龜と換へられたるを（續後紀に承和十五年太宰府より白龜を獻りける時公卿の賀表に、孝經援神契云、王者德澤洽則神龜來、孝道行則地龜出、熊氏瑞應圖云、王者云云德澤流洽則靈龜出、後魏書云、冀州獻白龜云々之瑞、依據圖諜實合大瑞と奏せるを受たまひて嘉祥と改元し給へる由詔詞に見えたれど、白龜を大瑞と定たる證文を援たるには非ず。）史には其換へられたる上もて記されて詔詞をも改めて載せられたるものなるべし（三代格に載たる格文も、史には後に撰改て載られたる處これかれみえ、また東大寺に藏たる古文書どもの中に在る、天平勝寳九歳三月廿五日中務卿宣命に、前の廿日の宣命の趣を宣なほしたまへるがごとき意みえたり、前の廿日の宣命は續紀に載られたれど、この廿五日のは載られず、故ありて除かれたるなるべし、これらの趣にも准へおもふべし、さて此後に、續紀に、光仁天皇卽位の時の詔に、肥後國人の二度白龜を獻れるを合大瑞と歡ばせ給ひて、寶龜と改元の事あれど、此は前の神龜の例によりてたゞ大瑞ととりなし給へるなるべし、さて此白龜を獻れる兩度の月日を詔詞に、初度は今年八月五日とあり、稱德天皇崩給へる翌日に當れり、次の度は同月十七日とあり、然ばかりほどもなき諒闇の中に出たるものを、大瑞に合へて歡給ひ、年號と定給ひたるは、事々しき禮のみちにはいとつきなき御言なるべし、さてまた年內に二度改元の例は、續紀に、聖武天皇の御世改天平廿一年四月丁未爲天平感寳元年とみえて、同年七月甲午天平勝寳と改元の事を記されたれど、後なるは孝謙天皇卽位によりて改給へるにて、ことさらなる改元なり）そも〳〵から籍に皇國の事を記せるに誤れる事も說もいと多かる例ながら、中には斯方の書どもにはみえざる事の彼國籍にしも記し置るがありて、考の證とすべき事もまれ〳〵にはあるを、此年號の白龜も其たぐひなるべくやと意とまりてかくは考へたるなりけり

比古婆衣十四の卷終

人來貢二方物一云々、眞人好讀二經史一解レ屬レ文云々、開元始又遣使來朝、因請二儒士授一レ經、詔二四門助敎趙玄默一就二鴻臚寺一敎之、乃遺二玄默闊幅布一以爲二束脩之禮一、題云白龜元年調布、人亦疑三其僞二此題一云云、其偏使朝臣仲滿慕二中國之風一因不レ去改二姓名一爲二朝衡一云々と載たるを新唐書（宋歐陽修宋祁等撰、明文徵明が舊唐書の敘に、此書の事を論ひて曰、其事則增於前其文則省於舊といへり、前とは舊唐書をさしていへるなり）日本傳には長安元年其王文武立、改元曰二大寶一遣二朝臣眞人粟田一貢二方物一云々、眞人好レ學能屬レ文云々、文武死、子阿用立死（阿用は、元明天皇の御名の阿閇を誤れるなり）子聖武立、改元曰二白龜一開元初粟田復朝、請下從二諸儒一授上レ經、詔二四門助敎趙玄默一即二鴻臚寺一爲レ師、獻二大幅布一爲レ贄云々といへり（貢方物など作るは、己國を主とせる文法にて、まことはたゞ大御使をつかはしたるなり）さてまづ舊唐書に長安三年朝臣眞人の渡唐の事を記せるは續紀を撿ふるに粟田朝臣眞人大寶二年五月の頃遣唐使にて船出してまかり渡りたる時の事にて、そは彼國の長安二年に當れゝど年明てその都には至りたるべければ三年に係て記せるなるべし（その三年は、皇朝の大寶三年にて其七月都に歸上れり）然るに舊唐書に開元始又遣使來朝といひ、新唐書にも粟田復朝と記せり、紀を撿るに粟田眞人再遣唐使に差されたる事なし靈龜二年に遣唐使多治比眞人縣守等に從ひて罷渡れる下道朝臣眞備、安倍朝臣仲麻呂、彼國に留學し眞備は天平七年に歸朝せり、舊唐書に其偏使朝臣仲滿云々不レ去といへるもまさしく此度に合へり（仲麻呂は彼國に留りて卒たり）靈龜二年は開元四年に當ればいはゆる開元始は決く此度の事なるを、縣守の骨（カバネ）の眞人なるを、前の粟田眞人の名にまがへて同人のごとくこゝろえ眞備の儒士に從ひて留學せる事をも其眞人といふに係て傳へ誤れるものなり、かくて其玄默に贄れる布に白龜元年調布と題せるは眞備留學の間上國の商船などの其年の調布を持渡りたるを得て贈れるなるべし（眞備在唐大凡二十年、その留學中神龜二年より歸朝の前年天平六年まで、十年の間の事に當れり、さて調布の事は、賦役令に曰、凡調絹絁布兩端具注國郡里戶主姓名年月日各以國印印之、學令に曰、凡學生云云初入學皆行束脩之禮於其師各布一端云々）しかるを人亦疑三其僞二此題一と云へるは其布の制の唐國の物とさしも異ならざりけるによりて竊に此國の布を得て眞備が本國の年號を題せるにかと疑ひたる由なり、さてその白龜の年號は新唐書に聖武立改元曰二白龜一とあるに符ひてきこゆるをもて相證してかくは論へるなり、さてその年號の神龜をはじめは白龜と定られ

病を治す術をクスヽといへること、天文の比醫竹田法眼の著せる脈初心抄に病狀をさだして云々なるはくすしがたしと三ところみえたり、これ古言にてそのかみ醫などは常云ひなれたる言にて醫心方の古本に醫所不能治とある文の醫字にクシテと假字をさしたるもクスシテと訓べき由を示せるなり常云ひならへる言の、字を省きても書るは古書に例多し、醫心方にも、室にフサカテ、惡心にコヽクシキと、假字をさしたる類なほ多かり□年の印本の古文前集なる子瞻が綠筠軒詩の訓に、人瘦尙可レ肥、俗士不レ可レ醫、又明曆三年の印本の僧龍舒が淨土文の訓に藥者只能醫レ病不レ能レ醫レ命とみえたるも古訓の存れるなり、これらによりて推考るにこはいはゆる佐行四段の活クスサン、クスシ、クス、、クスセと活していふべき言なり

○クスリ藥は上にいはゆるクスシ、クス、など云ふ佐行四段の活詞を良行四段にも話して佐行四段活のワタシ、サトシなどを、良行四段活に、ワタリ、サトリなどいふ格にクスラン、クスリ、クスル、クスレ、などいふかたの言より病をクスヽ物を例の用言を體言に轉して、クスリとはいへるなるべし、前に吾友藤林誠之がもてる、古板本の文字訓の書をみたるに、瘵字をクスルとよめり、これ古言なるべく、めづらしくおぼえて、抄出て寫おきつれど、其書名を記おかでわすれてければ、さらにかの誠之に尋あはするに、其書名はやく書商に他書ととり易て、今はもたらず、書名も忘れにたりといへば、うけばりたる證にはいひがたし

○クスリシ、クスシ醫は同言なり、まづクスリシは佛足石に久須理師はつねのもあれどまらひとの今の久須理師たふとかりけり法華經に、佛爲醫王、遺經敎に、我如良醫、知病不說藥など云へるごとき意ときこゆとみえたり、藥をもて病を治すことをする者をいふ、師は士師、鑄物師などいふシにて其事を爲、其物を造りなどする者をいふ稱にて爲の意なり師字の義にはあらずまたクスシとも云ふは和名抄に說文云、醫治レ病工也、和名久須之、クスリシと同言にてクスリのりを略きていへるにて本草和名に、石斛の和名、須久奈比古乃久須禰と注し、一名以波久須利とみえたるをおもへば、久須禰の久須も、久須利の利を略きたるなるべし、又藥玉をクスタマともいへり土師をハジ、鑄物師をイモジといふと同例なり

○クス、などのクスのス、清濁さだかならず佛足石歌、和名抄ともに字の清濁の別なしクスシ醫はクズシともいふ人あれど藥をクズリとはいはざればクス、もクスシもスは清みていふ言と心得べし

○年號白龜

聖武天皇の御世の年號の神龜ははじめは白龜と定られたりけるを後に換られたりときこゆる事あり、其は舊唐書出自唐吳兢柳芳、五代劉晌爲全書倭傳に長安三年其大臣朝臣眞

相賓女子葛野眞咋女、しと書る專もタクメにて、女子も對へたる自稱なるべしさて又抄の一本また畧本の校本に專を婷と作き、また同本の一校本に專女と擧載てともに注にはなほ專と書るは世に專を太宇女に當て書ならへる上にてり字を加へても書き、また偏に添へて作り書く事もありけるにあはせて刀自を負と作く例のごとし後人の私にものせるなるべし、そは狐をタウメともいふを長承元年の中右記に專女また婷女と通はして書たまひ、百練抄にも專女と書き、新猿樂記にも伊賀婷と書るなどをもて知るべし源氏東屋の河海抄に、白狐を專女御前といふこと見え、また僞書ながら伊勢の外宮の古書どもにも專女と書り、但し說文に婷壹也、一曰婷、婷卽專義と注せるに、音通によりて同義にも用ひたるめれど、皇國にてさるものごとき字を用ふべきにあらず、こはおのづから相似たるなりさて又その太宇女といふは大かた專字の義にて老女の家內事をもはらまかなふ者をいへる稱なるが、そのもはらの古語のタウメ推しくはタクメといふかたの詞の義もて呼なれたるものなるべし、なほ件の條下今按の說を讀あぢはひて推知るべし、かくて女にたうめといへることの古書に見えたるは土佐日記におきな人ひとりたうめひとり云々、下文には淡路のたうめとありおきな人とならべいへる趣老女をいへりときこえたり本書を見て考知るべし但しことのさまによりては、老女ならぬ女に相も轉しいへること、上に論へる刀自の例に似たることもありけむ、此稱、書どもに多く見あたらねば、こはたゞ准へて云へるなり又狐をタウメといへる事中世より以下の書どもに見えたりは、中右記、百練抄に見えたる因に上に引出たりきさるはかれが形勢を老女にたとへたるにてそはもと女童などのあらはに彼が名を呼ふ事を憚て呼ならへるなるべし、源氏物語東屋卷に辨尼が薫大將のために媒せむといへる詞に、近きほどに御ふみなど見せさせたまへかし、ふりはへさかしらめきて心しらひのやうにおもはれ侍らむも、いまさらにいがたうめにやつゝましくてなむときこゆ、といへる趣をもおもひ合すべし河海抄の件の詞の注に、伊賀伊勢にては白狐をたうめ御前といふ、はとしるされたり、尼が詞に、伊賀專女といへるは、狐の人をたぶらかす意を、おのれがうへになずらへて、さればみていへるおもむきなり、上にも引出たるがごとく、新猿樂記に、伊賀婷といへり、しかいふ諺のありしなるべし、おもひ合すべし、このほか古書どもに、タウメを狐にかけていへること多かれど、こゝにはもらしつ、さてまた、おのれさきに、ある田舍の、狐を夜のおばさまといへるをきゝたる事ありき、たうめといへるこゝろに相似たりさてそのタウメの本語はタクメなるべき事上にいへるがごとし古事記傳に、伊斯許理度賣命の名義を解れたる條に、和名抄に、今呼老女爲太宇女とあるは、この度賣の轉れるにはあらじかといはれたれど、太宇女の本語は太久女なるべく、さらでも古言は然は轉るまじき例なれば、從ひがたくおぼゆ、さはいへどこれも其言の義をいまだ考得ず

○病を久須々といふ言の論

メヨとあるはすなはち件の私記の訓を用ひたるものなり、さて其タウメは抄に今按専訓毛波良、専一之義也、太宇女者毛波良之古語也、と注されたるかごとし、但し紀中件の景行紀の外には神武紀に非敢自専者、舒明紀に是遺詔也専誰人聆焉、また豈非専（タクメ・タウメ）（此ところにはかく兩かたに訓り）由蘇我臣之興行佛法、應神紀に天皇遣専使以徴髮長媛、また分注に以其父功専于任那、繼體紀に筑紫以西汝制之専行賞罰、欽明紀に専擅日本府政、用明紀に誰得恣情専言奉仁、皇極紀に蘇我臣専擅國政、孝徳紀に廼者我民貧絶専由營墓、天武紀に専捕赤烏者賜爵五級（紀釋にも、私記曰、専、又説美川加良と注せり、この専をタクメと訓て、左傍にミツカラと注して、こゝにタクメとよめるは、私記の本訓なる事、おのづから知られたり）などみなタクメと訓てたゞ一ところ左傍にタウメとも注せるをおもふに本語はタクメなるを私記の上件の文にはそのかみ言便にクをなだらめてタウメとも言へるかたにつきて注せるなり、色葉字類抄にも専字の讀タウメと注せり、さてまた抄に専字の讀の證に専領の二字の讀を引合せて太宇女平佐女與と擧られたる領字の讀（平佐女與）は贅にてかへりてまぎらはしきをよくも訂しあへられざりしなり、（しかれば、此平佐女の訓には拘らずして、義を得べきなり）さて此一條の注意を推考ふるに老女を太宇女と云ふ稱を載らるべきにその太宇女の訓に漢字を當たる例無く世俗に傍の字訓を借りて専字を用ひ來れるまゝに其専字を擧て一條に立られたるなり、其はこの抄の序中に若本文未詳則直擧辨色立成、楊氏漢語抄、日本紀私記、或擧云々三代式等所用之假字、水獸有葦鹿之名、山鳥有稲負鳥之號、野草之中女郎花、海苔之類於期菜等、是也云々、或復有俗人知其訛謬不能改易者、鮭訛爲鮭云々、用云々等是也、若此之類、注加今按、聊明故老之説、略述閭巷之談、總而謂之欲近於俗便於事臨忽忘如指掌、不欲異名別號義深旨廣有煩于披覽焉、と記されたる例の内と意得べし、さて注文に今呼老女爲太宇女故次於負耳とは（この太宇女を、略本に専と作り、さては擧出せる専字の訓ざま、二かたにわたりてきこえがたければとらず、略本に繼と作り、こはいづれにてもあるべけれど、おとりてきこゆ）上條に負をあげて今按俗人謂老女爲負云々と注されたるは老女の稱なるに太宇女といふもまた老女の稱なるをもて一條として並べ擧られたるが故に負に次て擧注せりといふ意ときこえたり（上にも引出たる嘉祥四年の劵文の署名に、賣人専葛野飯負女」、）

ふに、とぬしとは云ふべくもおもはれず、また戸主の義ならむには、家刀自、家の刀自など、家といふことを添ふべきにはあらざるめれば、件の説は隨ひがたし、然はいへど、おのれもその義は按ひ得ず　また御膳に仕奉る女官を刀自と稱ふももとより女は食饌の事を執行ふものなれば其職に長々しきを然呼ならへるなるべく類聚符宣抄に載たる弘仁八年六月廿三日の宣旨に有下稱二妃某姓色刀自一之辭上、自今以後宜三除レ姓只稱二妃色刀自一と見えたるは妃は御膳を直に仕奉るべき品なるをもて當時刀自といふ辭を加へて稱しなるべし（此度その姓を呼ことを除かしめたまへるは、親しく思ほしめせる御慮ばえなりしなるべし）かくとり〳〵に呼なせる中よりまた轉りては己が女子にも呼ひ、また尊卑をいはず某刀自、某刀自女など名に連ね、また地名などに連ねても稱ひ、或は徒に刀自、刀自女などを名とせるもあり、またたゞ老女をあがまへても呼ひ（事情によりては女を卑しめてもいへり）さらぬもともがらの中にて長しきをも稱へり、又まれ〳〵には女神の御名に加へて某大刀自神、某刀自神など、申せるもあり（又物の號に呼へる事もきこえたり）なほこまかにいはむには其差なありてきこゆれど准へて知るべし（かくいふを一わたり今の世のたべての人ごゝろには、然ては稱呼のしなきはやかならず、いとまぎらはしくみだりなるごときこゆめれど、古の風俗はよろづ大らかにしてこちたからず、うちいふ言も時宜に合せて、眞情のまゝにいへりときこえて、人どちの稱呼もきはやかならざれど、おのづから各々のほどにかなひてまぎれなく、いひしらず實ふかくきこゆるおもむきあり、故漢國のごとく一字に當てゝは、よくは當りがたきことわりなり、そは此刀自のみにはあらず、よろづの言も一むきに漢字に當りがたきが多かることを准へてしるべし、さて立かへりて猶いはゞ、この刀自などいふ稱こそ、今の世にいはぬ言なれば、まぎらはしくはきこゆなれ、幾美といふ言は、天皇を申奉るはさらにて、ほど〳〵におのれ〳〵が仕はるゝ主にも稱ひ、上族にも兄弟姉妹妻子などにもいひ、時宜によりては父母をはじめ、又君とある人より臣にもいひ、又たゞに貴い賤男女に相かよはしてもいひ、或は遊女をさへにうちまかせてきみともいへり、おほよそ人倫の間に事情のさまによりて、幾美といはざるはなきがごとくなれど、いさゝかもまぎれあることなく、この外にもさるこゝろざまにいへる稱呼おほかるに、今の俗稱にもさる言ひざま、はたすくなからぬを准へおもひめぐらして、古人の實ふかき意詞をあぢはひさとるべきなり、漢國にしても、もてつけたる禮義の上こそはあれ、まことはおほかたこゝに論へるがごとき意ざまなりとぞきこえたる、そはとまれかくまれ）

また貟の次の條に、專、　日本紀私記云（私記の二字、印本諸本脱たり、今一本と天文本に依り、またなべての例によりて加ふ）專領二字讀（太宇女乎佐女與、與字寶生院本に依りて補ふ）今按、專訓貟（毛波）專一之義也、太宇女者、毛波良（モハラ）之古語也、今呼二老女一爲二太宇女（タウメ）一、故次二於貟一耳

こは書紀景行天皇卷に五十六年秋八月、詔二御諸別王一曰、汝父彥狹島王、不レ得レ向二任所一而早薨、故汝專二領東國一、是以御諸別王、承二天皇命一、且欲レ成二父業一則行治レ之、早得二善政一云々と記されたるその專領の二字の訓にて今の印本の古訓にもタウメヲサ

と書るがあり、かく本文には飯刀自と書き四至の下と署名には飯召とも書るは、刀自の二字を合せ作るにていま麻呂を麿とも作くと同例の書ざまなり、さてしか麿と作くもいと古き事にて東大寺に藏る古佛經などの飜紙の背面に遺れる大寶天平の年間の公文に麿また磨など作るが見えまた戸主を屋と作るもをり〳〵見えたり、又東寺古文書の中に承和十年延喜九年の劵文にも戸主を屋其世ごろの假字文書には、へぬしと書り、その唱の證とすべし戸口を启と作るも見えたりこれらも同例の古の一つの書ざまにて此ほかにもなほ例あり、但し刀自の二字を合せたらむには召と書べきを自字の斜畫を省きて召としも作るはもとよりことそぎたるわざなればおのづから然は書ならへるなりおのれさきに若狹國にて得たる、其國内の神名帳の古本の寫に、國津大宿明神と書て、クンツオホトジと片假字をもさしたり此宿は戸自を合せたるにてかくも作きならへるなり　さてまた抄に刀自を老女の稱として召字を當られたるはもとより古訓に據られたるものにしておほかたはかなひたれど能くは當りがたき由あるを一わたり辨ふべし、さるは古書どもを合せ考ふるに刀自はもとともはら家内の事とる長しき(オトナ)婦を呼ふ稱ときこえたり、さて其稱の古きものに見えたるは

河内國西琳寺舊記に載たる船氏墓誌銅牌銘に安理故能刀自 此墓誌、天智天皇七年のものなる由文中に見ゆ、さて其文は、惟船氏故王後首者、是船氏中祖王智仁首兒、那沛故首之子也云々、共婦安理故能刀自同墓、其大兄刀羅古首之墓並作墓也云々とあり、今按るに、男子に某首といひ、婦に某能刀自といへるは、ともに子孫より云ふ尊稱なり、當時の稱呼のさま推して知るべし、但し件の文に安理故能刀自、とことさらに能字を加へて書き、此ほかにも古書に、某能刀自と書るがあるをおもへば、いにしへは某能刀自と稱へる例なりけむとおもはるれど、かたへの名どもを考ふるに、必しも然のみはあらで、其名の唱へがらにてひとむきに定まれるごとくにはあらざりしなるべし、 允恭紀に戸母の訓注に覩自(トジ)と見え 此事二年紀に、忍坂大中姬いまだ皇后に立たまはざりつるさきに、隨母在家、獨遊苑中時、鬪雞國造從傍徑行乘馬而莅籬謂皇后嘲之曰、能作園乎汝者也、且曰壓手戸母、其蘭一莖焉、皇后則採一根蘭、與於乘馬者因以問曰、何用求蘭耶、乘馬者對曰、行山撥蠛也、時皇后結之意裏乘馬者辭无禮、卽謂之曰首也、余不忘云々とあり、國造が戸母と呼へるに對へて、首也とのたまへるなり、なほ本文を見て事情おぢはひ知るべし、また船氏の墓誌の文の戸母と首の稱と、互に併考ふべし　萬葉集六卷の歌に、妣(ハハ)刀自 此歌父公爾吾者眞名子叙、妣刀自爾吾者愛兒叙云々とよめり、父ぎみ母とじと對へたる詞なり また家刀自 天平勝寶四年僧惠行が書寫せる報恩經の跋文に、右以長門國司日置山守家刀自三首那、爲父母敬寫奉如件、上野國山名村なる神龜三年に、三家兒等が建たる碑に、爲七世父母現在父母現在侍家刀自、他田君日頭刀自、ム如是智識結而天地誓願仕奉石文など書り、源氏物語に、いへとうじと云へるも、家刀自を延ていへるなり　靈異記に家室の訓注に伊戸乃止之(イヘノトジ)、遊仙窟の文の主人母を古訓にイヘトジとよめるなどこれなり 或說に、刀自は、戸主の約れるなりといへれど、上にも注せるごとく、古文書に、戸主を假字にへぬしと書るが見えたるに准へ

また漢書注に爲レ負の下に耳字あるを抄の諸本みな脱たり是をも補ふべし（古語云より漢書云々注引之といへるまでの文意は、漢書に見えたる武負が名の事を、顔師古が注に、劉向が列女傳に載たる曲沃負が名を證として、此則古語謂老母爲負耳、と云へるを引かれたる由なり、文調はずして、いとまぎらはしき注されざまなり、さて別本には、漢書以下爲目歟まで二十九字無し、上文に列女傳云、古語謂云々とあるは列女傳の文にはあらず、漢書の注なれば、いかにしても其由を云る文なくては通えず、はやく寫漏せるものなり）さて其負字の漢國の古書に見えたるは史記の陳平が世家に富人有二張負一とある注に索隱曰、按負是婦人老宿之稱、猶二武負之類一也、然此張負、既稱二富人一、或恐是丈夫耳、と見えまた周勃が世家に許負と云ふ者の事を注に索隱曰、應劭云、負河内溫人老嫗也、姚氏按楚漢春秋、高祖封レ負爲二鳴雌亭侯一是知三婦人亦有二封邑一など見えたり（此許負がうへに准ふれば、富人張負といへるも婦人には非じとも説びがたかるべくや、さて又正字通に、負媼婦通用の字なる由を注せるは、一説にて、件の説どもとは異なり）なほあるべしまた皇國の古書に用ひたるは、萬葉集十六卷（所聞多禰乃云長歌）に、目豆兒乃負云々、身女（こゝに豆の假字脱たるなるべし）兒乃負、また延喜の皇大神宮儀式帳に山向部古負女、磯部鹽負女、神主稲負女など書り、これらの負みな刀自と訓むべし、又三川國内神明名帳に西堂賁天神、東堂賁天神と書るが見ゆこの賁は大負を合字に作るなり（但し一本には賁と作り、それも例ある書ざまなり、然作く由は下に云ふべし）さて抄の文に今按俗人謂老女爲レ⿱𠂊目、字從レ目也、今訛以レ貝爲レ目歟と注されたる義は俗に老女を度之と謂ふをいま字に目に從て⿱𠂊目と書くは訛なるべし正しくは貝に從て負と書べきことわりなりといはれたるなり、但し爲目の目字印本諸本ともに自と書り一本に目とあるに隨ふべし（自字にてはさらに通えざる文なり）さて件の俗用二刀自二字一者訛也の九字印本一本にも脱たり今異本によりて補ふ此文の意は今俗に負を訛りて⿱𠂊目と書だにあるをその⿱𠂊目字を裂て刀自の二字に書くは又そのうへの訛なりといはれたるなり、然れども件の按に⿱𠂊目を負の誤なりとせられたるはあまりに負字になづみて考のおよばれざりしものなり、さるは刀自はもとより假字書にて古書どもに數しらず見え又⿱𠂊目と書るは其刀自の二字を合せたる古の書樣なり東寺に藏る古文書どもの中に嘉祥四年二月廿七日山城國葛野郡高田郷長が解の賣二買家地一立劵文に合地貳佰步云々、四至限、東葛野飯⿱𠂊目女地云々、「右得二左京三條一坊戸主葛野宮繼戸口同姓飯刀自女欵狀一云ゝ云々、仍勒二沽買一云々、「賣人專（タクメ）葛野飯⿱𠂊目女」相賣女子葛野眞咋女」

信近云、新羅眞德女主勝曼ノ年號ニ太和ノ年號アリト、穗井田忠友イヘリ、猶糺シテ本書改ムベキ由記シオカレタリ、今朝鮮史畧ヲ見ルニ、新羅主始改二元太和一後行二永徽年號一トアリテ、唐太宗ノ貞觀年間ニアタレリ、永徽ハ唐ノ高宗ノ年號ニテ、後ニ永徽ノ年號ヲ用ヒシ也、然レバ太和ハヤハリ新羅ノ年號ナリ、マタ菁州ヲ康州ト改メタルハ、其後景德王ノ代ニテ、唐ノ玄宗ノ代天寶年中也、サレバ康州ト改メザル以前ニテ菁州トアルモ時代合ヘリ、天寶ハ十五年ニテ至德ト改元ユヱ、資治通鑑ニ記セルト合ヘリ、注ニ記サレタル如ク、承和ノ牒狀ニ菁州トカケルハ、康州ト改メタル後本名復シタルニテモアルベシ、又新羅眞興王ノ代梁ノ元帝承聖年間、新羅王舍二新宮一爲二皇龍寺一鑄二丈六佛一トアリ然レバ考說ノゴトクイヨ〳〵朝鮮ノモノナル事決ナシ」

○㒵專考

和名類聚抄人倫部老幼類に、㒵俗作刀自 劉向列女傳云、古語謂二老母一爲レ㒵耳、漢書王媼武㒵注引レ之、今按俗人謂二老女一爲レ㒵、字從レ目也、今訛以レ貝爲レ目歟

今按和名度之、俗用刀自二字者訛也

㒵は漢國の字書どもを考るに正しくは負と書べき字様と見えたれど彼國にて書るなべての書どもには多く㒵と書き皇國にしてもなべて然書來れり故今も然書けりさて此注の劉向列女傳云とあるより引之までの文いとまぎらはしき注されざまなるがうへに本ども互に誤寫脱字さへありて意得がたきを今まづ印本を主として異本どもをもて校訂し又たちかへりて其引書に據りて正し辨ふべし、さて件の文は漢書高祖本紀にその高祖が事を云へる文に常從二王媼武㒵一貰レ酒、時飮醉臥件の文は史記の高祖本紀を採れるなりとある注に如淳曰武姓也、俗謂二老大母一爲二阿㒵一、師古曰劉向列女傳云、魏曲沃㒵者、魏大夫如耳之母也、此則古語謂二老母一爲レ㒵耳、王溫王家之媼也、武負武家之母也、貰賒也とあるを引れたるなり然るを今現在る抄の本どもに漢書五媼武㒵位引之、と書る五媼は王媼の誤寫、位は注字の誤寫にて抄の原本には漢書王媼武㒵注引レ之と注されたりけむ事決ければ訂正し改むべし、また古語の下異本二部に謂字あり松永貞德の歌林樸樕に引たるも同じ漢書の注にも合へれば補ふべし、

在りてつねに潮氣のかをりにあひて年經たるがゆゑにいたく鏽て銘は陽文ながらよのつねのごとく墨もて搨うつしがたし、故料紙を水にてよく打こみ置て乾きて後剝ぎとりて字痕をたづねてよく本字に見合せてまめやかに墨もて塡たりといふを前に敦賀人より得て寫しおけるを今この事書ゐるすにあはせておもしろくおぼゆるかたあればさすがに紛れ失せなむことのあたらしくてちなみにこゝに寫し添へ、又此ごろ其鐘の圖かきたるをも得たるをこれをもともにかきそへつ

鐘全圖



高自懸頭三尺八寸許、廻六尺九寸五分許、懸頭獸形面有一孔、身上方四面有乳起、數各九、合三十六

鐘銘拓本

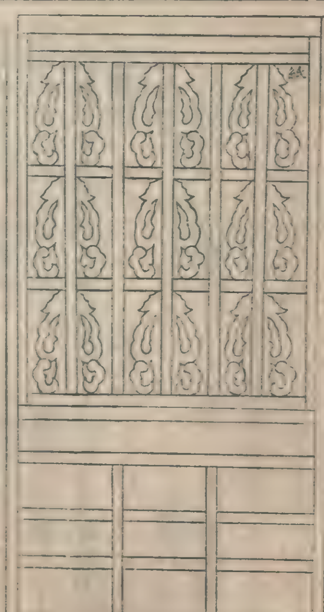
太和七年三月　日菁州蓮池寺
鐘成内節傳合入金七百十三廷
古金四百九十八廷加八金百十廷
成典和上　惠門法師　緇恕法師
上坐　則忠法師　都乃法昧法師
鄉村主　三長及手　朱雀咊杀
作報舍　宝淸軍師　龍碎軍師
史六（箭深クラ字ノ有先從ナラズ）　三忠舍知　行道舍知
成博士　安海哀大舍　哀忍大舍
節州琓　皇龍寺　覺明和上

〔近年舶來ノ紀元編ニ、朝鮮史畧ヲ引テ、新羅眞德女主勝曼ノ年號ニ太和トアリテ、唐貞觀十九年トアリ〕已上穗井田忠友勘出也、予史畧ニテ見オトシタルカ、本書吟味シテ書改ベシ、天保十五年正六

畢

萬比咩神社にて神功皇后を稱へ祭れりといへり、此社地にいと古き鐘ありて銘に太和七年三月日菁州蓮池寺鏡成云々とあり太和は唐の文宗が年號にてわが皇朝仁明天皇の御世に當れり、もろこしの鐘のいかなる由にて此所にあるにかといぶかしかりつるに延享のころ若狹の儒士稲葉正義が此鐘の記を見るに常宮の社僧の傳記なりとて慶長二年丁酉春二月二十九日刑部少輔大谷吉隆承ニ關白豐臣公之命ニ以納ニ于此靈社ニと記せり吉隆そのかみ敦賀を領れり又云く蓋所ニ傳聞ニ者、文武皇帝大寶三年癸卯、造ニ立神宮ニ以祭ニ神功皇后之靈ニ禁ニ防北狄ニ鎭ニ護北海ニ故其後異域之兵船浮ニ來此北津ニ已畏ニ此神之威徳ニ而退去也、是以豐臣公討ニ三韓ニ之日、得ニ異域之鐘ニ納ニ于茲宮ニ良有レ以也といへり但し異域兵船浮來此北津と云へるは、土俗の説に、古蒙古の寇船此津に來りける時、氣比神の靈驗ありて、敗歸れりといへるしどけなき説なるによれるなり、此事正しき書どもには見えたることなししかれば此鐘唐人の持渡れるものにはあらでもと朝鮮のものなりけり、さて其鐘銘に太和七年に成れる由誌せるは其國の例として唐の世の太和の年號を用ひたるなり、菁州は續後紀承和三年十二月丁酉の條に載られたる新羅國より奉れる牒狀に菁州と書るに當れり資治通鑑に、陳の世至德二年、新羅さらに九州を置て、菁州を康州と改たる由記したれど、この承和三年は、唐の太和九年を開成と改たる年にあたりて、至德二年より二百四十年あまり後のその國の牒狀に、菁州と書たれば、通鑑に康州と改たる由記せるは合はず、但し其康州と改たる後、本名に復して、又菁州と改たるにてもあるべし朝鮮史略に青州卽今北青と注へるはこの菁州の事なるべし、今其國圖を檢るに北青府は永安道に在り慶尙道釜山浦の西南に當りて同じ北の海邊に沿ひたる地にて舊の新羅の部内とみえたればよく合へり、かくて其鐘を秀吉公の此神社に獻られたる由は加藤清正記、鍋島家記、鎭西要略を併考ふるに秀吉公朝鮮征の度、文祿元年七月清正主北道の青州にて敵軍に遇ひ大に戰捷てその將留東司を虜り進て兀良哈まで討入り旋るさにも又青州を通りて、もと松前人後藤某がさきに此地に漂着て住つきて在けるを召びて次郎と名つけて譯者とせるがいはくこの青州よりいとよく天晴たる時は未申の方に當りて皇國の富士山みゆと語りたりし由みえたり、此とき清正主、勝のすさびに此鐘を取來りて秀吉公に覽せまゐらせ慰め奉らむとて内地に渡して奉りしを秀吉公しかくの御意ざしにて吉隆におふせて常宮に獻られたりしものなるべし、さて彼鐘もとより舊きものなるがうへに海邊に

無禮の罪ありて客舘に置れず直に放還されたりときこゆ丹後は若狹に隣りて越前とも同じ北の海に沿へる國なり、これらを除ては國史どもに見えざれど其來着たる地の事をば記されざりしにもやあらむこれらもおもひ合すべし若狹の遠敷郡泊山の外面の海中に、唐船島といへる高峻き巖島ありむかし唐船の來りて船繫せし島なりといひ傳へたり、又同國にて記傳へたる若狹國守護職次第といふ書に、應永十五年六月、南蕃の船小濱津に來り、黑象、山鳥、孔雀、鸚鵡等を將軍義持公に奉り、同十五年六月にも又來れる由くはしく記せり、これらは足利家政中の時にて、御世のさま古とは異なりしなり、因に云、秀吉公朝鮮伐の時、戎人らが賊を載來れる船、小濱津に著たる由にてその送狀を小濱の商人の家に持傳へたるがあり、こは難風にあひて漂着たりしなるべし　さてまた今敦賀津に唐人橋といへる橋あり、山城の東寺のわたり鴻臚舘の舊址なりといふ處の南の方にも唐橋町といふ處あり唐人橋といへるも江相公の詩題に松原の蕃客舘に係て鴻臚南門といへるにも似かよひたる名にて由ありてきこゆるを旁の證とはすべきなり上に云へるほかに、はやく北海に外國船の參來りし事は、崇神天皇の御世、意富加羅國王の子、都怒我阿羅斯等、はじめ穴門に來りけるが、故ありて北海より廻りて、笥比浦に着きたりし事、垂仁紀の一說に見えたり、こは今の敦賀津に當れり　又敦賀津より櫛川の松原に入る口の傍なる今濱村に正法寺といふ古寺の在るに古の鴻臚舘の物なりしと云傳へたるからめきたる古き紙障子四枚三枚は損れてありと聞て敦賀人に誂へて其圖をみるにかくのごとし



竪六尺許横三尺許用材厚太

土人の一說にこの障子は天正の頃大谷吉隆が營れる敦賀城の居宅の具なり、慶長五年吉隆滅亡て城を破却せる時家材を壞取たるものなりとて今も坊家の用材に存れるが在ると同じ類の物なりといへり、然らば此障子もと松原舘の廢物にて存りたるを城營るとき取用ひたりしをその城破却の時正法寺の物とせるから然二かたに語り傳へたるものなるべし

○附て云、かの松原より北に續きたる海邊沓浦といふ地に常宮といへる神社あり式に載られたる天八百

邊より古の靺鞨あたりを併せたる北の國なれば海路の便にまかせて多く北海の國々に參渡り來れるが故にかたく〵然る時のために都に近き敦賀津の松原に客館を儲置れたりしものなるべし、はやく欽明紀に高麗國の使の漂ひて越國に着けるを山城國相樂郡に館を起て、轉置れたる事見え、また續紀に天平寶字二年九月小野朝臣田守等至レ自二渤海一渤海大使云々楊景慶已下廿三人隨二田守一來朝、便於二越前國一安置とみえ其處より奈良都に召上て翌年二月暇たびて單使を差て送還さしめたまへる事みえたり此時も越前より發船せるなるべし、また天平寶字六年十月朔、正六位上伊吉連益麻呂等至レ自二渤海一、其國使云王信福已下二十三人、相隨來朝、於二越前國加賀郡一安置供給とみえ明年二月歸らしめ給へり、又寶龜四年六月丙辰能登國言、渤海國使烏須弗等、乘二船一艘一來二着部下一、差レ使勘問云々、戊午遣レ使宣二告渤海使烏須弗一曰云々、又渤海使取二此道一來朝者承前禁斷、自今以後宜下依二舊例一從二筑紫道一來朝上とも見えたり北海路を來る事は既に禁斷給ひたりし由なるに便に任せて北國に參渡り來れる趣なり、この後海路の便につけて愁訴たることのありてさらに御許のありけるにか、この後延暦廿三年六月甲午勅に比年渤海國使來着多在二能登國一、停宿之處不レ可二疎陋一、宜三早造二客院一と類聚國史に見え、また弘仁十四年十一月壬申加賀國言二上渤海國入覲使一百一十人到着狀一、天長元年二月壬午詔に天皇我詔旨良麻止宣大命乎、渤海國乃使等云々、此般波見賜比治不レ賜奴云々、便風遠待天本國爾退還止云々宣、四月丙申覽二越前國所レ進渤海國信物幷大使貞泰等別貢物云々一と日本紀略にみえ、續後紀に嘉祥元年十二月渤海國使能登國に參渡來れるを翌年四月京に召上て鴻臚館に置れたること見え、三代實錄に元慶七年十二月渤海國使加賀國に著岸せるをこれも翌年四月召上て鴻臚館に置れたること見えたりこれらはいまだ松原館を置れざりし時なるべし、また紀畧に延長七年二月渤海國入朝使英諸大夫裴璆、着二丹後國竹野郡大津濱一、今年二月進二怠狀一、扶桑畧記に延長八年四月朔日、唐客稱二東丹國使一着二丹後國一云々、須レ進二過狀一仰二下丹後國一とみえたり、唐客とはそのかみの俗稱にてまことは渤海國使なりき、さて此兩度は

二年閏七月十九日、唐人獻二鵝羊一、九月六日定二大宋國商客朱仁聰事一、また十一月八日、下二法家一令レ勘二大宋國商客朱仁聰罪名一百練抄に、此罪名云々の事を十一日の條に載て、裡書に小右記云、若狹守兼隆爲大宋國客仁聰等被凌礫云々、然者依此事被勘罪名歟、年紀相違歟といへり、小右記に此事永延三年の下にみえたればかくいへるにて、其疑然ることなり、されどなほよく考るに、永延三年は、この長德元年より六年の前なるが、其度朱仁聰が船若狹に着て、國守を凌礫したる事のありしを記されたるにて、其が放還されて再この長德元年にも來りしを、紀略に記せるものなるべし三年九月八日、返二給去年唐人所レ獻鵞羊一此後の事紀略に見えず、仁聰なほも無禮ことありて此度も放還されたりしなるべしと見えたる度も松原館に移されたるなるべきこと推て知るべし、又扶桑集に江相公の詩題に奉レ和下裴使主到二松原一後、讀二予鴻臚南門臨別口號一、追見二答和之什一、また渤海裴大使、到二越州一後見レ寄二長句一、欣感之至、押以二本韻一とみえたるも渤海使を松原館に置れたる時の事なりしなるべし但し此は何時のときなりけむ、いまだ書どもに考あたらず、江相公は大江匡衡の稱なり、此ぬしの齡を考るに、天元四年三十歳、長和元年六十一歳にて卒られたり、おほかた其間の事なりしなるべし又本朝無題詩に遊二長州臨海館一藤原通憲云々、於二長門壇一逗留重賦二六韻一、釋蓮禪落帆停レ棹暫客與、臨海館長門館名也邊望渺焉云々とみえたる臨海館も和名抄には臨海樓と載られたるに合ひてこれも蕃客の館なるべきはたおもひ合すべし備川なる松林も海濱にて山海の眺望何怜ければ勝景とも稱へつべき處なり又雜式に見えたる松原客館を氣比神宮司に檢校せさせ給ふ事は此國の府は丹生郡に在りて客館の在所と遙に隔りたれば敦賀の氣比神宮は大社にて宮司をも置れたりけるが此社松原に近くて便よろしき故なるべし、なほおもふに式に氣比神社七座と載られたるを社傳に其御名どもを申せる中に混らはしくきこゆるもあれど仲哀天皇、神功皇后、應神天皇の三柱坐まし、又建内宿禰をも祭れる事は混ひあるまじくきこゆるにつきて仲哀紀にみえたる故事を考るに皇后氣比の行宮より御船發して仲哀天皇に長門に參り逢給ひ天皇崩給ひて後神誨によりて幸して韓國を征伐ことむけ給ひ其時應神天皇は胎中に坐まし武內宿禰は御供に仕奉られたるなどおもひ合すれば此神宮の司に蕃客館を檢校せさせたまへるはかた〳〵因縁ありてきこゆ、さて氣比神宮司は續紀に寶龜七年九月始置二越前國氣比神宮司一とみえ符宣抄なる天曆四年の官符には氣比大神宮司とみえたり、さてまた此越前わたりは北海なれば西蕃國々より指して參渡來べき船路にはあらざれどともすれば漂流來り又渤海は舊の高麗國の北

どもにはみあたらず 其地の眺望によりて霽景樓と號たるにか、または蕃客の興したる詩句などによりて號たるにてもあるべし 此號たらむ趣は下にいふべし さてその樓の在けむ處は今敦賀津に接續たる櫛川村に屬る海濱に櫛川の松原 マツバラ と呼び、たゞに松原ともいひて二百四五十丈に七百丈ばかりの松原あり 敦賀津より西北松原の口におよぶまで十町許 このわたり延喜の兵部式に載られたる越前國松原驛にて 續日本紀、天平神護二年二月甲子の下に、宜令募運近江國近郡稻穀五萬斛貯納於松原倉、とみえたるもこの地なるべし 雜式に、凡越前國松原客館、令㆘氣比神宮司㆒檢校㆖とみえたるはその松原驛に蕃客のために館を儲置れ其館の樓を霽景樓と稱へりしなるべし 其證は扶桑略記に延喜御記を引て延喜十九年十一月十八日大納言藤原朝臣、令㆘尹文奏㆗自㆓若狹守尹衡許㆒告來渤海客徒來着之由㆖、一日客徒牒狀云、當㆓丹生浦海中㆒浮居云々、而無㆓着岸㆒之由云々、廿五日右大臣奏㆑渤海客事所㆓定行㆒事、可㆘還㆓若狹㆒安㆗置越前㆖ 丹生浦は、三方部の北の山に沿たる海邊の港にて、山の岬の海を同れば直に敦賀津に向へり 及可㆑令㆑入㆑京事㆙云々、十二月廿四日右大臣、令㆘邦基朝臣㆒奏㆗若狹國申還㆓送越前國松原驛館㆒客徒一百五人、幷隨身雜物等解文㆖、客狀中云、還㆓送松原驛館㆒而閉㆓封門戶㆒、行事官人等無㆑人、況敷設薪炭更無㆓儲備㆒者、仰宜㆘令㆔切責㆓越前國㆒急令㆗安置供給㆖者云々、廿年庚辰三月廿二日、遣㆓官使於越前國㆒、賜㆓渤海客時服㆒ 朝野群載に載たる是日の右辨官符に、下近江國、右衞門府生正六位上國造恒世云々、爲賜渤海客舍時服、差使者依知秦興相今日發遣於越前國云々、差件人等至穴太驛家令勤護送云云 七月八日唐客可㆑入㆑京云々 渤海人の事なり 六月廿八日仰、遁留渤海人等、准㆓大同五年例㆒越前國安置 此時の事なほ彼此と件の日次の中に見えたり、さて件の大同五年例とみえたるは、日本紀略に、大同五年五月庚申、渤海使首領高多佛、脫身留越前國、安置越中國給食云云と見えたる度の事に當れり と見えたる松原驛館なるべき事決し 雜式に、松原客館とみえたるこれにて、其館驛內にありし事、此文にて知られたり これより前に日本紀略に弘仁十四年十一月壬申、加賀國言㆓上渤海國入覲使一百一人到着之狀㆒、翌る天長元年四月丙申、覽㆓越前國所㆑進渤海國信物、並大使貞泰等別貢物㆒、又契丹大狗二口、㹨子二口在前進之 此度の事、日本後紀今缺て傳はらず、紀略には、後紀の文を略きて記せるものなり と見えたるも渤海使船はじめ加賀國に着たりけるを越前國松原館に移らしめ此處より信物を獻らしめられたりしなるべきこと准て知るべし 五月戊辰、此使人を退還らしめ給へる詔詞も、紀略に見えたり 又日本紀畧に長德元年九月六日、若狹國言上、唐人 下文に大宋國商客といへるこれなり 七十四人、到㆓着當國㆒可㆑移㆓越前國㆒之由有㆓其定㆒

和名抄居宅類に（中西本又古本二部に據る）観釋名云（音貫嵯峨在棲霞観）於上観望也と記され三善爲康朝臣の後拾遺往生傳なる清和天皇の御傳に讓位後の御事に係て元慶四年七月廿二日自二水尾一遷二幸嵯峨棲霞観一（朝野群載に、兼明親王の嵯峨の山亭起請の文に、東棲霞観、西雄藏山云々）ともみえたるこれにて洞淸樓は此観に屬たる樓なり次に文珠樓を在二天台山一と云へるは天台山は比叡山の別稱にて日本紀略そのほかの書どもにも見えたり、文珠樓のことは紀略に康保三年十月廿八日夜、天台山總持院、講堂、鐘樓、文珠樓、四王院、延命院、常行堂、僧房卅宇有レ火一とみえ後拾遺往生傳の僧正良源傳に比叡山の事をいへる文の中に山上文珠樓者慈覺大師之建立也、文珠所レ乘師子足下之土者、五臺山文珠所レ乘師子之跡土也、而高樓已燒灰燼多積、和尙移二文珠樓之跡一云々と記せるこれにて康保三年に其樓は燒亡たりしなり、さて件の樓は慈覺が建立たるものながら殊なる勅願の趣ありて修理などせさせ給へる事のありて公家ざまの書にもみえたるによりて諸樓の中に加へて記せるもの、ありけるをとりて載られたるものなるべし、又臨海樓を在二長門國一と記されたるは本朝無題詩にも藤原通憲朝臣の遊二長州臨海館一詩あり（詩句は下に擧べし）かく外國の三樓の次に霧景樓を載て在二越前國一と記されたるは事符ひてきこゆるがうへに下にいふごとく其證どものあるにあはせて然書る武谷本は舊本のまゝに寫傳へたるにて其外の本どもはやくより寫し脱せるかたの傳はれるにぞあるべき、但し宮中に霧景樓といふがあるに外國の驛館にも同じ名號のありけむこといかにぞやとおもはるれど和名抄に豐樂殿（豐樂院正殿名也）本名二乾臨閣一、後以二乾臨閣一爲二神泉苑正殿名一之時、以二豐樂一爲二此殿名一耳とみえたるを拾芥抄に、豐樂殿、匡遠本云、豐樂院正殿元名二乾臨閣一、而與二神泉苑一同名也、仍改レ之謂二之中臺一（一本に西臺）といへることみえまた宮中に棲霞樓といふがあるに、上にいへるごとく嵯峨に棲霞観といふがありしなど准へおもはるゝがうへにこは外國の越前なる驛館に蕃客のために儲置れたる樓なるべければ國守などの意にて宮中なる樓名にこゝろつかで（史書どもをよみ考ふるに、延暦十三年十月遷都ありて、明十四年閏七月、大風にて大内裏の官舍破れたるを始にて、たびたび門樓官舍の破倒などせる事見えて、門樓などの中には再修せられざるもありしにやときこえ、又その破壞の所々を記し漏されたりけむとおもはるゝもあれば、宮中なる霧景樓も壞れなどせるを、再修せられざりつるから、おのづから其名を遺忘たるにてもあるべし、さてこの霧景樓、棲霞樓など、宮城の製を記せるもの、外に、史書

り、おのれ年ごろ此書の異本を得るごとに校寫せる本どもを數ふるに鈴屋翁、荒木田久老神主、堤朝風の校本、內山眞多豆が校合の注本、そのほか異本十八本におよべり又いさゝか考證とすべきことゞもを何くれと書入おきつればよく校へ訂したらむにはおほかた善本となりぬべくおもはるれどいまだえはたさで年老ぬ、されどこれかれの人々にも借し寫させたれば、今ゆくさきそれかたへの助となりてつひには善本のいでくるよもありぬべくやとあひなだのみにおもはれてなむ

天保十三年七月十八日　信友

○霽景樓

和名抄居宅類の樓條に辨色立成云、樓（和名太加止乃）一云（和名呂）蒼龍樓（在龍尾道東）　白虎樓（在龍尾道西）　栖鳳樓（在應天門東）　翔鸞樓（在應天門西）　栖霞樓（在豐樂殿西北）　洞淸樓（在西霞觀）　文珠樓（在天台山）　臨海樓（在長門國）と記し次に霽景樓と連ね記してこの一樓のみ其在所を註さず（但し諸本樓の條首に、施藥樓、崇親樓、造紙樓、乳牛樓、悲田樓を載たるは錯訛れるにて、伊勢國山田人中西氏の藏る古寫本の中の一本に、件の五樓を某々院と書て、上なる院の條に載たるが正しければ、いま其本に據る）然るに若狹人板屋市助といふが記しおける書に一年但馬へ城崎に溫泉浴行ける時武谷某がもてる和名抄の古寫本を見たるに霽景樓の下に在越前國と注せり、然れば其霽景樓の在し地は今越前敦賀郡なる櫛川松原にて扶桑略記に見えたる渤海の客を置きたる越前の松原驛館これなるべしといへるはまことにいはれたる考なり、然るに其考說疎漏にしてつくさゞること多かれば今その說にもとづきてさらに考ふるに霽景樓と稱へるは大內裏の樓號にありて拾芥抄宮城部に栖霞樓左豐樂殿東北二閣五間、霽景樓右同殿西北二閣五間と見え（三善爲康朝臣の掌中曆にも如此みえたり）同書豐樂殿指圖にも其ごとくに見えたれば（此指圖印本どもに脫たりこは古本に依る）霽景樓を在越前國と記さるべきにあらずと一わたりにてはたれも然おもふべきことわりながらなほつらつら考ふるにまづ此和名抄の居宅類の下に載られたる殿舍堂院樓房坊などの名號は在が中より僅ばかり拔出たるにて其名號どもを悉擧たるにはあらず、此樓の條なるも僅に九樓の名號を載られたるに蒼龍より栖霞までの五樓は宮城の樓にて次に洞淸より霽景までの四樓は外國なるを連ね記されたるなり、さて其外國の樓なる證はまづ洞淸樓を在栖霞觀といへる洞淸樓は宮城の中の樓にきこえたることなく栖霞觀は

かりけるにより刊除かれたりしものなるべし　然れど序文の氏數なば本のまゝにて改ざるはおのづからのいきほひなるべし　續後紀に、承和四年六月己巳散位正六位上八多眞人清雄言、姓氏錄所ㇾ載始祖、錯謬非ㇾ實、私門之大患也、詔令ㇾ刊ニ改之一とあるをも准へおもふべし　この八多眞人、今本は刊改られたるかたの本と見ゆる由、古事記傳卅四卷に論はれたるがごとし、又姓氏錄は、弘仁五年に、萬多親王等の撰て奏進られたる書なるに、日本紀畧に、弘仁十年四月庚戌、勘本系使、中務卿萬多親王、中納言藤原緒嗣等奏曰、云々伏據舊記、刊定訛謬脊許之といへる事みえたり、撰進の後かくほども無きに、かゝることもありしはたおもふべし　さて又現在本、諸本みな卷首にのみ題名ある中におのれが見たるところたゞ二本と松下見林の刊本にのみ題名の下に抄字あるはその抄本なることを知りたる人の書加へたるかたの本の傳はれるなり　もとより抄字の在たらむには、其を刪りて寫たる本のあるべきに非ず、はやく見林の刊本の跋にも、惟憾其所存者、抄書而非完本也と云へり。おのれ前に新撰字鏡の天治元年に寫せる奥書ありて、法隆寺一切經の黑印捺したる古本の摹を得て、現在本に對校みるに、其天治本は本書にて、現在本はもはら字注を捨てゝ訓のみ抄出したるものなるに、題名の下に抄と書る本は、ひとつもあることなし、これをも准へおもふべし　また一本題名の下に目錄と書る本あるは、譜の疎略に見ゆるところのあるによりて　卷首にただ題名第幾卷といふことを記さず、終ごとにのみ右第幾卷と書るも、なべての書の例と異なり　此書を上らる表文に凡一千一百八十二氏並ㇾ目三十一卷と見え序にも凡一千一百八十二氏惣爲ニ三十卷一云々其諸姓目列ニ於別卷一といへるをもていはゆる別卷の目錄ならむとおもひてさかしらに書添たるものなり、かく二さまに書添たるもあるをもてもとより題名のみ書たるものなることとますます疑なし、さて其抄本の出來たる由を推量るに本書は大部にして書寫に堪がたく撿るにも煩はしきによりて史官などのはからひて譜文を簡約便よくものして官用に備たりしが世には弘まりたるものなるべし　文の調ひて通えがたきところゝ多きは決くこの故なり　又第一より第十の卷まで譜文の末にところ〴〵日本紀合、日本紀不ㇾ合、日本紀不ㇾ見、日本紀漏、など注しまた續日本紀を擧て然注せるがあり其を二紀に考合するにいと疎にしてその合ひ合はざるの違ひさへあり、又十一卷より巳下はその合否を注せる事なし此は後人の二紀をいささか讀てわたくしに書入さしたるものにして原書の文にあらず　なほいはゞ、本編の序中に、有諸姓漏本系而載古記則抄古記以寫附、本系之與古記違則據古記以删定、また、臣等奉勅謹加硏精摺摭群言沙汰金礫云々、除新系之逸誇撮通古之折中といへれば、古記に合不合を本編に記しつぐべきにはあらざるをや　然るに諸本みなその書入あるをおもへばもとは其書入ありしひとつの本を昔より彼此次々に寫し傳ふるほど互に誤脫などの違ありておのづから多くの異本どものいできたるな

辨ふべし、其はまづこゝに擧たる多米宿禰の一件を現在本と批校見て知らるゝ事は上に論へるがごとくなるがうへに東大寺要錄に（嘉承元年に記せる書なり）大中臣事云云姓氏錄第十一云、神護景雲三年、右大臣中臣朝臣清麻呂加二賜大字一、厥後延暦十六年定成等四十八人同加二賜大字一、同十七年船長等卅七人加二賜大字一、自餘猶留爲二中臣朝臣一、と引載たるに現在本第十一には藤原朝臣の次に大中臣朝臣、藤原朝臣同祖とばかり抄略て書けるをもて今本の抄本なる事其證明かなり（顯昭法橋の古今集注の序部に、山邊宿禰赤人は、姓氏錄云、垂仁天皇之後也、裔孫正六位上山邊大老人、已上敦隆作萬葉目錄に有と注し、建武四年元盛が著はせる、作者部類歌仙事の條に、萬葉目錄藤原敦隆引姓氏錄山邊宿禰赤人垂仁天皇後也、裔孫正六位上山邊大老人、云々と見えたり、又應永十三年に了譽が注せる古今序注には、たゞに姓氏錄云とて、件の文を載たるは、敦隆の説をたのみてなほざりに書載たるものにして、こは姓氏錄には無き事なるを、敦隆の謾説せるなり、其はまづ赤人は、古書には萬葉集にのみ見えて悉山部宿禰と書り、しかるに古今集の漢文序に、山邊と作るは謬なる事を知らで、姓氏錄に、山邊公のありて、垂仁天皇の後なるによりて、強てもてつけたる謾説なるを、顯昭の疎にして引用ひたるを、又次々に受つたへたる誤なり、惑ふべからず）さてこの因に云、三代實錄に貞觀十四年八月十三日左京人主稅頭從五位上兼行算博士家原宿禰氏主（以下同姓六人の名今畧けり）等賜二姓朝臣一、氏主父宿禰富依天長三年賜二姓家原連一之日、富依修レ解偁、富依先、出レ自二後漢光武皇帝一也、氏主今言曰先出レ自二宣化天皇第二皇子一、延暦十八年進二本系一之日、以二後漢光武皇帝一爲レ祖者誤也、父子所レ稱、始稱之所レ出、先後不レ同、未レ知二誰是一矣、但姓氏錄所レ記、可レ謂レ得二實正一焉、とみえたれど現在本に家原の氏はあらず又仁和三年七月十七日の下に丈部谷直忠直ムム合九人賜二姓春淵朝臣一忠直自言、大日本根子彥國牽天皇之後、與二安倍朝臣一同レ祖也、今撿二姓氏錄一、安倍朝臣之別、无二丈部谷直一、但後漢孝靈皇帝後、坂上大宿禰等之氏族、有二姓丈部谷直者一也と見えたれどこれも現在本に見えず、故考るに姓氏錄序に氏數の事を凡一千一百八十二氏と記されたるを現在の諸本に載たる姓氏を對校へて互に脱たるを採り加へて合せ數ふれば一千一百七十七氏あれどなほ五氏足らざるは諸本ともに寫脱せるなりしかれば件の二氏もたま〳〵其五氏の中にありたるが脱たるならむとも論ふべけれど（序に見えたる氏數の數字、諸本みな同じくて異なる事なし、但し卷首毎に總べ注せる氏數は、諸本異同ありて本編の氏數に合ざるもあるはその數字の誤寫なり）しひたらむこゝちすればなほつら〳〵按ふるに、件の貞觀仁和の度に正されたる家原丈部谷直の二氏、後に更にその祖を正し姓氏錄の錯謬著明

(十)四世孫小長田、稚足彦天皇諡成務御世、仕二奉大炊寮一御飯香美、特賜二嘉名一負二賜御多米一四世孫、成務天皇の御世に仕奉れる小長田が、神代にきこえたる日鷲命の四世の孫なることとあるべくも非ず成務天皇は神武天皇より十三代四の上に十字の脱たるなるべければ今加へつ、此ほかの事はこれも本系帳の證にとりていへるがごとし

六世孫三枝連男、倭古連之後一□天渟中原(瀛)眞人天皇諡天武御世、改賜二宿禰姓一

三枝連男、　三枝はミツヱとよみてあるべし男は子なり○倭古連之後□一天渟中原(瀛)眞人天皇諡天武御世、改賜二宿禰姓一、　倭古はワコと訓てあるべしさてこの倭古連之後の下に名のあるべきところなり脱たるなるべし天武天皇の大御名眞人の上に瀛字脱たりいま補へつ天武紀に天渟中渟中此云農難原瀛眞人天皇と書されたり姓はカバネとよむべしこの姓を改賜へる事は同紀十三年の條に十二月己卯田目連賜レ姓曰二宿禰一とみえたるこれなり但し此時多米連の同族悉宿禰を賜へるにはあらず姓氏錄に宿禰二世連三姓みえたり

姓氏錄抄本に載たる本、多米姓

右京神別上に多米宿禰同神上に神御魂命とあるを同神と書るなり五世孫、天日鷲命之後、成務天皇御世、仕二奉大炊寮一、御飯香美、特賜二嘉名一上に擧たる本書の文に挍合見て省略ける趣を知るべし

左京神別中に多米連、多米宿禰同祖、神魂命五世孫、天日和志命之後、成務天皇御世、仕二奉炊職一賜二多米連一也こは小長田が後ながら、天武天皇の御世に、宿禰姓を賜はらざりし族の後なり

攝津國神別に多米連、神魂命五世孫、天比和志命之後也これも宿禰を賜はらざりし族なり、神名式に、攝津國住吉郡多米神社あり、此族の小長田命を祀れる社なるべし、いづれにも由あり

大和國神別に多米宿禰同神上に神魂命とあり二十二世孫、日鷲命よりは十七世孫意保止命之後也

河内國神別に多米連、神魂命兒、天石都倭居命之後也これも宿禰を賜はらざりし族なり○此多米の氏人の古書に見あたりたるは、續紀、延暦七年六月の下に、外正八位上多米連福雄授外從五位下、類聚國史、天長七年四月の下に、大和國女孺多米宿禰當刀自女、三代實錄、貞觀二年二月十六日に大外記正六位上多米宿禰弟益、齊會の行事司に任され、同年十一月、外從五位下に叙され三年正月散位從五位下多米宿禰弟益爲山城介同十一年二月爲下野權介とみえ、仁和三年五月の下に、先是大炊寮助已下爲寮宰(一本掌)多米貞成所告云々と見えたり、又本朝世紀稿本、寛和二年の下に、少史多米國定、正曆元年の下には、權少外記とみゆ、長保元年の下に、左大史多米國平、伊呂波字類抄姓氏部に、多米自國平四位之時爲朝臣

○因に姓氏錄の今現在本は抄本なることの證を擧て

その酒を神に奉り、吾命の贖物にして、命長からむ事を祈禱て、中臣に祝詞申さしむるは誰が爲ぞ、幸く在りて汝に逢むためなるぞ、と眞情を述たるにて、命を延べむために神に祈禱て贖事せる趣は同じ古意なり、又垂仁紀に、殉死の事を止め給ひて、雖古風之非頁何從、と見えたるは命贖とは表裏にて共に古人の眞情の行なり　かくて是に賜二天皇御命贖之政一といへるはいはゆる御命贖の人等に係る政を委任賜へるなり○掌以仕奉也、　大歡御田御命贖の三事を掌りて也（この三事ともに御壽の事に係れり）　小長田命の子孫大炊職を始め此三事をも總て世々相繼て仕奉りけむを古書どもにいまだ見あたらず、たゞ三代實錄仁和三年五月廿一日の下に先レ是大炊寮助已下爲二寮宰（一本に宰を掌と作り）　多米貞成一所レ告二云々一といへること見えたりたまたま多米の氏人のこの寮宰なりしにかしらず

同氏系圖云、　志賀高穴太宮御宇、若帶（彥）天皇御世、以レ米入二大籠一而獻二天皇一也、因改二令宗一賜二多米連姓一、尒時天皇御命贖乃人平四方國造等獻支

大御命の帶の下に彥字脫たり今補ひつ、すべての文は上の本系帳の文に併せて相證して說たるがごとし

姓氏錄云、多米宿禰、出レ自二神魂命五世孫天日鷲命一也

こゝに擧たる姓氏錄はその本書にて今世に在る姓氏錄は本書の譜を省略たる抄本なり、（此文と、下に擧る抄本の文と、引合て知るべし、此ほかにも證あるを因に下に論ふべし）さてその抄本に此多米宿禰は右京神別上に載たり○神魂命は古事記の首に天地初發之時、於高天原、成神名、天之御中主神、次高御產巢日神、次神產巢日神とみえ書紀神代卷の一書に高皇產靈尊、次神皇產靈尊、皇產靈此云二美武須毗一と載られたる神に坐しませり、さてその武須毗に魂字を當てゝ書るは出雲風土記また姓氏錄の此なる餘にもあまたところ見え延喜祝詞式又そのほかの古書どもに高御魂、神魂など作るは例なり○五世孫天日鷲命　姓氏錄抄本、右京神別にも如此あり又右京神別に多米連、神魂命五世孫、天日和志命之後と見えたり（左京神別多米連の譜も同じ）　日鷲命は神代紀上石窟閉の一書に粟國忌部遠祖天日鷲神、古語拾遺神世の事を云へる下に天大玉命所レ率神名曰二天日鷲命一と見えたり（國造本紀の首に、盤余尊、發自日向、赴倭國、東征之時、云々、乃遣粟忌部首祖天日鷲命、使見之、云々といひ、また伊勢國造橿原朝以天降天牟久奴命孫天日鷲命、勅定賜國造、と記せるは疑はし、度會系譜の一本に、天村雲命孫、天波與命子、天日別命、一名天日鷲命、又名天日起命とあるは件の國造本紀を牽合せて作れる僞說とぞきこえたる）

がらそのかみ多米姓を賜はらで本氏のまゝにて在し族の氏なるべし上に召氏人等云々、特被詔勅小長田命云云、被詔定多米連也とみえたれば同族悉多米姓を賜へりともきこえず

尒時賜二大歃政一亦任二御田之職一(賜)二天皇御命贖之政一掌以仕奉也

大歃政、こゝに大歃といへるは其時の御飯の事に係ていへるなり政は師說奉仕事にて天皇の勅命を奉りて其職を仕奉るを云ふといはれたるがごとし委きことは古事記傳十八巻に見えたり賜とは其政を行へと委任ね賜へる也○亦任二御田之職一、その時大歃の稲を採たる田を始殊さらに國々處々の良田を選びて神饗に獻り天皇の御饌に獻るべき料の御飯田を定めさせ給ひてその御田の職に任給ひたるなるべし上にいへるごとく姓氏録に、仕奉大炊寮また任奉炊職とも見えたるは、是時より前に仕奉れる趣にきこえたれば其を改てなべての諸國の屯田司に任たまへるにはあらずさて又こゝにこの小長田命の名義をおしはかり言すべし其は神代紀一書に保食神の體より陸田種子水田種子の生りし事の條に、天照大神喜之曰云々、卽以二其稲種一始殖二于天之狹田及長田一、其秋垂穎八握莫莫然甚快也とみえたる狹田の狹は、借字にて眞に通ふ意の佐、長は長五百秋などの長にてともに田を稱へたる名なるべし後の歌ながら夫木集賀部に、源後兼、かぞふれば數も知られず君が世は長田につくる長彦の稲また一書に神吾田鹿葦津姫以二卜定田號一曰二狹名田一、以二其田稲一醸二天甜酒一嘗之とみえたる狹名田も狹長田にて狹田長田をひとつに小長田といへる名なるべし長中などを、奈とのみ云へること古言に例ありこのぬし大飯の事をはじめ御田之職となりて勤しく仕奉れるを稱へて小長田と呼べるなるべし前名はしられず、後名をもて前のことを語るは、古傳說のつれなり、但し命と呼へるは、其子孫などの稱言なりもしくはこれも多米と同じ趣に賜はりたる嘉名にてもやありけむ多米の小長田と連れ呼たらむにははえありてめでたかるべし○賜二天皇御命贖之政一こゝなる賜字本どもに無し一本に一字空たり、上文の例に依るに原本蠹損などのありて缺たりしものなるべき事決ければ補ひつ、また命字諸本脫たり系圖に依りてこれも補ひつ、さて此天皇御命贖の事は系圖に天皇御命贖乃人乎四方國造等獻支といへるによりて考るに上古の慣に天皇の御命長く坐まさしめ奉るべきために神に祈禱て凡人の命をしゞめて贖ひ奉る行のありて其御命の贖人を諸國の國造等の獻りたりしなり萬葉集十七巻に、大伴家持の造酒歌、中臣の太祝詞いひ祓へ、安賀布命は誰が爲に汝、とみえて歌の意は、いま新に酒を造りて身滌祓して、

て、其中にて一部づつと定め、さてその卜田の稲を抜穂使の預にて採るを、撰子稲といふとぞ、上古殊さらに佳稲を選採りし古言の遺れるにやあらむ　○即垂レ詔侑、　垂字漢文の書ざまなれどしばらくクダシテとよみてあるべし尋常の漢籍訓のごとく、タレテとよまむはあまりにつきなし○甚有香美平服聞食、　甚字すこし穏ならぬこゝちすれどイトとよみてあるべし一本には、其と書たるはことに訓がたし有香は佳米は飯に炊てはいひしらぬ香あるものなればなり美はウマシとよみてトノリタマヒキとよみつくべし姓氏録には此八字を御飯香美と作り○平服聞食、　服字これも穏ならぬこゝちす、いづれにもタヒラケクキコシメセリとよむべきところなりもしくは服用の義をおもひて、加へて書るにてもあらむか　大嘗祭祝詞に天津御食乃長御食能遠御食登云々、千秋五百秋爾平久安久聞食天このほか祝詞に多き言なり

故巨（召）ニ小長田命一、特賜ニ嘉名一朕御多米負賜、被レ詔ニ定多米連一也

巨字一本臣と作り、いづれにてもよみがたし、召の訛なるべし、命の下一本者字あり、いま無き本に従ふ○嘉名はホメナとよむべし字彙に嘉褒也喜也○朕御多米負賜、　この六字分書にせる本あるはわろし一本又姓氏録に本文とせるぞよき、さて多米とは古に凡て飲食のことさらに清く美味かぎりなるをいへる稱ときこえたり、其故は儀式の大嘗祭儀に辨大夫入レ自ニ儀鸞門一就レ版跪奏ニ兩國悠紀主基のなり所レ獻多米都物色目一とありて其詞に御酒、倉代、缶物、多米都物雑菓子飯など見えまた大多米津酒、大多米酒波、多米米、大多米院などもみえ延喜大嘗祭式にも多米米、多明酒、多米酒屋、多米料理屋など大嘗祭のところにのみ多く出て他には一も見えざるをもて知るべし故この時國敵に獻りたまふべき米を選びて御飯を炊ぎて奉れるに聞しめし嘗みたまひてこれぞ朕が神に獻るべき御多米なると深く歡賞詔たまへる御言をすなはち嘉名に負せ給ひ又氏をも改て多米連と詔定め賜ひたるなりさてこの氏に改賜へる事を系圖に云々、因改ニ令宗一賜ニ多米連姓一と云へり令宗の氏人書どもにいまだ見あたらざれど伊呂波字類抄與部姓氏の下に令宗ヨシムネと訓み名字のヨシの下にも令字を載たりまた拾芥抄に載たる姓戸録にも載て同じ訓假字をさしたりまた姓名錄抄の朝臣部に令宗みえ姓氏録抄の後附不レ載ニ姓氏録一姓として載たる中にも令宗ありこれら小長田命の族な

土記行方郡の大生里の下に古老曰倭武天皇坐二相鹿丘前宮一此時膳炊屋舎稱二立浦濱一云々、取二大炊之義一名二大生村一といへり○已不二聞食一　聞食は古事記に聞二看大嘗一などあるこれにて貴人の物食ひたまふ事を崇まへて云言なりこゝにては食ひたまはざるなり、已は言のもとは盡の意なれどもまた盡ものせむとして爲ざるにいへり此は下の不二聞食一に係る故に聞食さして止給へる意ときこえたり、さて此時供奉れる大飯は大歆に奉らるべき米を炊きて御嘗に進御れるが香味の佳らざるによりて神饌に奉らむ事を恐畏みたまへるなり此の文に仍召氏人等令作御飯云々、とあるをおもふべし、尋常の御飯きこしめさでおはしますべきにあらず　此時の事を系圖に以レ米入二大籠一而獻二天皇一也また此下文に仕奉御飯甚有レ香美平服聞食といへるにてその米を選びたまへる由知られたり

仍召二氏人等一令レ作二御飯一、特被二詔勅一、小長田命、作二備御飯一、進御之日、午吉聞食、即垂レ詔偁、仕奉御飯、甚有レ香美平服聞食

氏人はこの多米の氏人のことながら小長田命に多米氏を賜へることは下に見えたるごとくこの氏人等を召たる後の事なればこゝに氏人等といへるはその本の氏を令宗と稱へる時の事に當れりその令宗氏のことは次に擧くる系圖に見えたり○小長田命云々　小長田命の名の唱はサナガタなるべし其考は下に云ふべしさて氏人等の中にて是人特に詔を奉りて御飯を作備てすべて飲食を調ふるを古言に須久留といへり進御れるなり系圖に以レ米入二大籠一而獻二天皇一と見えたるを合せてその御飯獻りたるさまを知るべし○午吉聞食　午字は決く訛なり上にも云へるごとく系圖に以レ米入二大籠一而獻二天皇一と云へるをおもふに午は米の誤寫なるべし米を選びて御飯炊き奉れるをきこしめして米佳しと褒賞たまへるなり、さて如此聞しめし嘗み給ひてすなはち其米もて大歆に供獻り給ひたりしなるべし、但し上に云へるごとくそのかみ國大歆は天下諸國の民どもの貢れる新稻をもて饗し給ふ由ながら其あるが中に殊さらに佳米は選ばしめ給へるなり大嘗の時悠紀主基の國郡を卜定て其處の新稻を用ひらるゝは此御世よりはるかに後のことにて天武五年紀にみえたるぞ始なるべき此事中昔より悠紀は近江國、主基は丹波國と備中國と交替に宛られ、郡は一國に二郡づつ定置

比古婆衣十四の卷

○多米宿禰本系帳考（附新撰姓氏錄本編抄本考）

此は政事要略第二十六卷（年中行事十一月部）に多米宿禰本系帳同氏系圖の文、また姓氏錄なる同氏の文を引載たるがいと希らしくめでたき古事なるをいま其三條を表章していさゝか考說を注し、またその引載たる姓氏錄は本編にて現在本は抄本なることをも因に併せ辨へてかくはしるしこゝろみたるなりなほよく考へさだめてむ

多米宿禰本系帳云、天皇御躬爲ニ國(大)歆一、然之時供ニ御大飯一已不ニ聞食一、

天皇　漢樣の御謚成務天皇の御事なり系圖に志賀高穴太宮御宇若帶天皇御世（姓氏錄にも稚足彥天皇(謚成務)御世云々）とある時の事に相合へり古事記に若帶日子天皇坐ニ近淡海之志賀高穴穗宮一治ニ天下一也（系圖、若帶の下に彥字脫たるか又はぶきて唱奉れるにてもあるべし）書紀を合考奉るに景行天皇の皇子に坐ませりその大御父天皇御世の五十八年二月近江の志賀高穴穗宮に幸行ましける間六十年十一月に崩給ひ此天皇やがて其宮に坐まして天下治しめし御世の六十年六月に崩給ひき○爲ニ國(大)歆一　歆字は爾閇とよむべし其は說文に神食レ氣也、字彙に神饗レ氣、前漢書郊祀志の師古注に嘗謂ニ歆饗一また爾雅釋天に秋祭曰レ嘗（饗は集韻に、祭而神歆之也、鄭玄が詩の箋に、饗之言受而福之）など注へる意義に依りて大爾閇、神爾閇などの爾閇に（爾閇は新饗の約りたるにて、新稻をもて饗するをいふ名なり）嘗字（いはゆる秋祭曰嘗）借りて書ると同趣にこの字を借れるなり、かくてこゝに國歆と書るは下に大歆とあるをおもへばこゝも大歆なるを大字を寫脫せるなるべければいま補へて國乃大爾閇とよむべし、すなはち朝家の大嘗なり、然るを國大歆としもいへるは天下の諸國の民どもの貢れる新稻を以て神に饗し給ふ由なり（古事記、仲哀段に、國之大祓とみえたる國の意に准へて心得べし）○然之時供ニ御大飯一已不ニ聞食一姓氏錄多米宿禰譜に、稚足彥天皇御世仕ニ奉大炊寮一云々（また多米連譜にも仕奉炊職云々）とみえたるに相合へり、此時既にこの氏人大炊寮に仕奉りて在しなり其趣下には見えたり、さて大飯は御飯と云ふも同じ此下には然いへりまた大炊寮は大飯の寮なり、和名抄に於保爲乃豆加佐とある爲は決く比の謬なり、常陸風

りて總て五十郡を載たり、また享保の頃、陸奥仙臺の人の著はせる奥羽觀迹聞老志に按合するに、こは疎にして郡數分明ならず、今予が聞傳たる所は、國內の領主だちの政の掟にて郡を分增し、或は昔の郡の一名を呼などせられたりげなるも聞えて、いとまぎらはしきを、其委曲なる事はいまだ聞も定めず、さて又上に擧たる延喜式、和名抄、拾芥抄、及因に引出たる書どもの外に、既く國史に見えて後に聞えざる郡名に、丹取、富田、讃馬などあり、なほ見おとしたるもあるべし、後の書どもに又異なる鄕名どもの見えたるや、すべて字の用ざまの異なるなどは擧るに堪ず、因に云出羽國の郡は上に云へる如く、民部式等に載たる十一郡は、いづれも異なる事なきを、節用集には其十一郡の餘に由理仙乏の二を增して十三郡載たり、今の公帳には、其內出羽郡なくて十二郡あり、但し由理を由利、仙乏を仙北と書り、これを玄珠の輿地圖に合せ見るに、其內仙北河邊なく、檜原豐島の二郡ありて郡數は同じ、かく異なるはこれも陸奥と同じ趣にぞあるべき

比古婆衣十三の巻終

一部六郡のなごりなるべし、然るに節用集に、當國管十二郡と擧て、民部式、和名抄、拾芥抄等に載たる十一郡の外に、由理仙乏の二郡を增て郡名十三を載たり、本書に管十二郡と作る二は三の誤なり、さていはゆる由理仙乏の内一郡は、かの平家物語に十二郡といへる中の一郡なるべけれど、今考ふべき由なし、かくて其仙乏郡は吾妻鏡に山北と書たり、仙福と書るも其なるべし、由利郡は當國飽海郡福浦なる一宮兩所明神の社に藏たる、正平十三年の寄進狀に由利郡小石鄕と書りとぞ、然るに今件の由利仙乏二郡は在りて出羽郡は在らず、十二郡なるは早く廢たるなり

然らばかの講者のいへる六郡九部の制の事は國人の古傳說をきゝて云へるにやあらむ、さてまた上に云るごとく太平記に書記せるころまでは五十四郡なりしと聞ゆるを、その後足利將軍家の御政申の始より後々はいかなりけん其程の郡數を備へて記せるものの書どもに見及ばず殊にはなはだしき亂世となりたりし間にいかに沿革て混ひたりけん今の公帳には上に改記せる五十四郡の中に色摩、長岡、新田、小田以上四郡は式和名抄節用集に見えたり比內、阿曾沼、高野、大名門、郡載、階上、稻我、金原以上八郡は節用集に見えたり合せて十二郡無く、さて稗貫と云ふがあり陸奥の結城家の古文書の中に、建武の頃其國內の軍事の注進狀に、稗貫出羽權守一族等宗者云々と見えたる稗貫は、この地名と聞えたり但し其は稗縫の訛れるにて上に引たる如く節用集に縫を繼に書誤れり吾妻鏡に稗抜と書るこれなり印本には拔を枝と書誤りて假字はなほヒエヌキと書り同書に部貫郡とあるも稗貫のまた訛れる言のまゝに記せるにて其かみ既に然も唱たりしなり、また磐前をば盤前と書り、さて田村、河沼、磐手、九戸、二戸、三戸、北楢葉の八郡あり又もとより在きたれる白河宇多のほかに別にまた白川宇多の二郡あり同唱にて白河白川の二郡同字にて宇多二郡あるなり合せて五十二郡なり、さて今の公帳は

陸奥五十二郡

菊多（キクタ）　白川（シラカハ）　磐前（イハサキ）　磐城（イハキ）　楢葉（ナラハ）　標葉（シネハ）　行方（ナメカタ）
宇多（ウダ）　白河（シラカハ）　石川（イシカハ）　岩瀬（イハセ）　田村（タムラ）　安達（アダチ）　安積（アサカ）
會津（アヒヅ）　大沼（オホヌマ）　耶麻（ヤマ）　河沼（カハヌマ）　和賀（ワガ）　紫波（シバ）　稗貫（ヒエヌキ）
岩手（イハテ）　鹿角（カロク）　閇伊（ヘイ）　九戸（クノヘイ）　二戸（ニノヘイ）　三戸（サンノヘイ）　北（キタ）
刈田（カリタ）　伊具（イグ）　黑川（クロカハ）　賀美（カミ）　玉造（タマツクリ）　志田（シダ）　亘理（ワタリ）
名取（ナトリ）　宮城（ミヤギ）　登米（トメ）　牡鹿（ヲシカ）　桃生（モヽノフ）　本吉（モトヨシ）　氣仙（ケセン）
磐井（イハヰ）　膽澤（イザハ）　江刺（エソリ）　津輕（ツカル）　伊達（ダテ）　信夫（シノブ）　柴田（シバタ）
宇多（ウタ）　遠田（トホダ）　栗原（クリハラ）

かくの如く唱をも點して注されたり

水戶の儒士、長久保玄珠の寛政の頃製れる輿地圖に載たる、當國の郡名を此五十二郡に合見るに、石川、白川、宇多の三郡無く、別に階上郡あ

衡に饗食て領をりたる趣なり有一萬餘之村云々、基衡者果福軼父管領兩國、又三十三年也、復天亡、秀衡得父讓繼絶興廢蒙將軍宣旨、以降官祿越父祖榮耀及子弟、亦送三十年卒去已上三代九十九年之間云々と見え三代とは、清衡、その子基衡、その子秀衡が世までをさしていへるなり、秀衡は、文治三年十月廿九日に卒れり、さて其三代の世數を云へる言に據れば、九十五年なるを九十九年と書る九字は、五の誤字か、またもとより豊前介が暗記の誤なりしか、または記者の疎なりしにても有べし其武則が事は奥州後三年記に此記の畫巻に、貞和三年比叡山東塔南谷の僧の衆議にて、此記の畫圖をかゝしめたる由、玄慧法印の序あり、其かみは早くより在來りし書と聞えたり永保の頃奥六郡がうちに清原眞衡といふものあり荒河太郎武貞が子鎮守府將軍武則が孫なり眞衡が一家はもと出羽の國山の住人なり康平の頃ほひ源頼義貞任宗任をうちし時、武則一萬餘人の勢を具して御方にくはゝれるによりて武則が子孫六郡の主となれり、それより先には貞任宗任が先祖六郡の主にてはありけるなりと見え、其貞任等が事は陸奥話記に六箇之司有安倍頼良者是同忠良子也、父祖忠頼東夷酋長威名大振部落皆服、横行六郡劫畧人民子孫尤滋蔓代々驕奢誰人敢不能制之永承之頃太守藤原朝臣登任發數千兵攻之云々と見えたり、貞任宗任はその頼良が子なり頼良後に

頼時と改めたりさて其事ありける永承は後冷泉天皇の御世なり、其かみうちまかせて六郡といへりと聞ゆるはかの吾妻鏡の講者の說へるが如く六郡を九郡としたりし中の一部なるべく其は早くより六部三十六郡と定められたりけるを續紀に、養老二年五月割陸奥國之石城、標葉、行方、宇多、亘理、常陸國之菊田六郡、置石城國と見え、その後國を癈て、陸奥の部内爲られたる趣見え、民部式を始め書どもに件の六郡を載たり、國を癈給へるとならば舊の如く菊田をば常陸に還隷らるべきを、然はあらで餘あるまで大なる奥に加へられたるをおもふに、此頃早く六部一部の制ありしにもやあらん、さて右に引たる續紀の文、普通本には誤脱あるを今古本に依りてひけり後に平家物語記せる後鳥羽天皇の御世の頃はすでに九部五十四郡と定められたりけむさるはきはめたる廣き國なるが故に並ての諸國とはおのづから別なる制のありしなるべく、また其後漸々に村落のいでき廣ごれるに合せて其郡をも部をも増改られたるにやあらむ上に引る如くはやく和名抄なる郡名の下に國分ム郡、今分爲ム若干郡とも見えたり、すべて此國の御政の古き書どもに見えたる御世々々の趣に、心をつけておもひやるべし、古書には續紀に延暦四年の下に、名取以南一十四郡、三代格大同五年の太政官符に、黒川以北奥郡などいへる唱も見えたり、又陸奥の結城家の建武の頃の古文に、其國の事を記せる中に、奥郡、奥方、奥邊、中郡、中奥、東方、西方、南部、北部などいへる地方も見えたり、また上にいへる如く、出羽ももとは十一郡なりけるを、平家物語に十二郡と云へるは、是も陸奥と同じ國がらなれば、後に陸奥と同じく二部十二郡と定られたるなるべし、慶長七年佐竹義宣朝臣に、常陸の所領を轉て秋田六部を賜へり、と其頃記せる書に見えたり、其六郡といふは秋田、河邊、山本、仙北、平鹿、雄勝にて今も秋田六郡といふとぞ、むかしの

書紀、齊明四年津刈蝦夷亦見津輕郡領○運 ●宇多［式○和○拾○吾］ ●伊具［式○和○拾］ ●本吉 ●石川運 ●大沼［和、注白河郡下云、國分爲高野郡、今分爲大沼河沼二郡］ ●色麻シカマ［式○和○拾］ ●稻我［運○滿田出雲所錄蒲生氏鄕記云、稻川郡者盖是乎○切、我作義盖誤］ ●斯波シバ［後紀云、弘仁二年正月置斯波郡、下文或作子波○民部式脫、神名式在○拾云、不入式本○吾、作志波爲奥六郡之一］ ●磐前 ●金原［運○結城家古文書、在元弘四年以和知四郎重秀補陸奥國金原保内羽尾村地頭代職下文］ ●新田ニヒタ［式○和○拾］ ●伊達ダテ［兵部式伊達驛、神名式色麻郡伊達神社○和、安達郡鄕名、又磐瀨郡信夫郡下共注云、國分爲伊達郡○吾］ ●閉伊［續紀、靈龜元年十月閉村建郡家○切、一云糟部○吾、糟部郡］ ●氣仙ケセ［式○和○拾○吾又作華山］

さて又節用集に陸奥の下に市城宮室不可勝計と注せるは此ほかの諸國に例なき注ざまなり、然るは其かみ清衡基衡秀衡泰衡等が相續きたる榮耀全盛の間に其國の在狀をしるせるものなる事著し［吾妻鏡に、文治五年泰衡を討亡せる度の條々に、清衡より泰衡が世にいたるまで、陸奥より出羽かけて國郡を掠領し、居館をはじめ、屋舍堂塔など夥しきさまに結構へて莊嚴めしくものしたる趣見えたり、市城宮室云々とは、かゝるさまをいへるなるべし本書を見て知るべし］按ふに其世の頃に書せる諸國の郡名を寫傳へたるもの、ありけるを林逸がまた寫しのせたるにぞ有べき［吾妻鏡文治五年九月四日の下に、二品令求奥州羽州兩國省帳田文已下文書給、而平泉館炎上之時燒失云々、難知食其巨細被尋古老之處奥州住人豐前介實俊、并弟橘藤五實昌、申存古實之由之間、被召出令問子細給、仍件兄弟晴注進兩國繪圖、并定諸郡券契鄕里田畠山野河海、悉見此中也、注漏餘目三所之外、更無犯失、殊蒙御感仰則可被召仕之由云々といへる事も見えたり］但し吾妻鏡に節用集に見えざる郡名の見えたるは、後に郡を置かへられたるかまた別名なるもあるべし［日本後紀に、弘仁二年正月丙午於陸奥國置和我稗縫斯波三郡と載られたるに、ともに民部式に載られず、但し斯波は神名式に見えたれば式の今本に脫たるなるべき事上に論へるが如し、かくて件の三郡ともに、和名抄には無くて拾芥抄に見ゆ、上に引たるがごとし、又吾妻鏡の奥六郡といへる中にもあり、但し和賀稗拔志波と書り、節用集にも件の三郡あり、但し稗縫を稗繼と書あやまれり、此稗縫後に訛りて稗貫と云へり、其由は下に云べし、さてその稗貫和賀斯波の三郡今も在りて下に擧るがごとし］

さて其五十四郡につきてめづらしき一說あり、新井君美主の筆記に先師木下順庵［名は貞幹］の話にさきに吾妻鏡を講せし人の云く陸奥はむかし六郡づつ一部として六々三十六郡なりしが後に六九五十四郡となりたりしなり、泰衡を奥六郡の主といひしももとは其一部六郡を領したりしが故の稱なりしといへりと語れる由記されたり、今此說に據りて按るに吾妻鏡文治五年泰衡征伐の事を記せる九月廿三日の下に豐前介［此人上に奥州住人名は實俊とみゆ］爲案内者候御供申云、清衡繼父武貞、［注に號荒河太郎、鎭守府將軍武則子］卒去後、傳領奥六郡［注に、伊澤和賀江刺稗拔志波岩手］去康和年中移江刺豐田館於岩井郡平泉爲宿館歷卅二年［印本二を三に誤れり］卒而兩國［注に陸奥出羽○書どもに見えたる事跡につきて考るに、奥六郡より出羽の國内に及びて、

に畠山次郎重忠賜葛岡郡是狹少之地也と見えたる葛岡は上に擧たる諸書に見えざる鄕なり今葛岡村と云ふが玉造郡に在りて重忠の館址も在りとぞ、かくて栗原三迫は今栗原郡に三迫といふ地ありと云へばそのかみ葛岡郡は玉造栗原兩郡の間にありて狹少の郡なりしなるべし然るは五十四郡の外に秀衡が權置たりし郡にてぞありけむ天文の頃記せりとみゆる運步色葉集に、五十四郡とて鄕名をのせたるに、和名抄の郡名の外に、揩羽（揩は標の誤）外濱、津輕、金原、石川、高野、稻我、磐渉（磐瀨の誤）を入れて郡名四十四あり、但し外濱を載たるはいかゞなり、其はもと名たゝる所なれば津輕の下などに書そへたるを見て、誤て郡名に加へたるものなるべし、かくて上の件の外に、十一郡の名を脫せるなり、いま此おのれが見たる本は、なべて誤脫多けれど他本を見ざればえ訂さず、又延曆廿四年二月改定と記せる國圖に、各國の郡數を記して奧州五十四郡出羽十二郡とあり、此圖下鴨社に藏るを賀茂祐之の寫せる由記せり、されど此は延曆の頃記せるものにはあらず、後人のさかしらわざに舊めかしく作れるものなる事著ければとらず　さて今上件に考合せたる所をもて節用集の郡名を訂すときは五十四郡の名かくのごとし但し郡名節用集の次第に依て記し、さて其郡名の下に、延喜式、和名抄、拾芥抄に載たるを註し、又三書に載せずして國史また他書に見えたるを注す、また吾妻鏡に此郡名多く見えたれど篋に郡と云へるないみとり注して證とす、されど猶見おとしたるもあるべけれど、さのみはえたえず、さて又郡名の證とせる引書は、始に擧たるをおきては、略きてその頭字のみを注す

白河民部式川作河○和名抄、同而注其下云、國分爲高野郡、今分爲大沼河沼二郡、會津風土記云、今分以下九字當在會津郡下○拾芥抄　●黒河式○和○拾　●磐瀨式○和、當郡信夫郡下共注云、國分爲伊達郡、會津岡氏云、當郡注當在安達郡、不然地勢懸隔於理不合○拾○運步色葉集誤作磐渉　●宮城府式○和○拾○吾妻鏡云、多賀國府抜和名抄多賀爲宮城郡之鄕也　●會津式○和○拾　●耶麻式○和○拾○今寫耶・耶麻　●小田式○和○拾　●安積式○和○拾　●安達式○和○拾　●柴田式○和○拾○吾　●刈田カツタ式○和○拾○吾　●遠田式○和○拾　●名取式○和○拾　●信夫式○和當郡磐瀨郡下、共注云國分爲伊達郡○拾　●菊田又田（脫字敷○式○和○拾　●標葉シネハ式○和○拾○運、誤標字作揩羽　●阿曾沼　●行方式○和○拾　●磐井式○和○拾○本書混磐手今訂○吾作岩井　●磐手拾云、不入式本○吾、爲奧六郡之一　●和賀後紀云、弘仁二年正月置和賀郡○拾○陸奧話記、賀作我○吾、爲奧六郡之一　●比内吾○切要集一云、賀部（切要集ハ切用集ノ誤寫ニハアラヌカ）○吾、或云肥内郡贅構　●稗縫後紀云、弘仁二年正月置稗縫郡○拾云、不入式本○吾、作稗抜爲奧六郡之一、又作部貫說見下　●高野和、白河郡下云、國分爲高野郡、今分爲大沼河沼二郡○拾云、不入式本○運　●曰理ワタリ理或作利○式○和○拾　●玉造式○和○拾○吾　●大名門オホナト　●賀美式○和○拾　●志多多或作太○式○和○拾　●栗原式○和○拾、續紀神護景雲元年十月乙巳置陸奧國栗原郡、本是伊治城也）　●江刺刺或作差○式○和○拾○吾、爲奧六郡之一○今用江字　●膽澤式○和○拾○吾、作伊澤爲奧六郡之一　●長岡式○和○拾○吾　●登米トヨメ式○和○拾　●桃生式○和○拾　●牡鹿式○和○拾　●郡載切用集、節用集、別本、共載作栽、栽不見字書、人國記作栽、栽與載通用蓋是　●鹿角カトノ　●階上續紀云、延曆四年四月云々、置多賀階上二郡　●津輕

寫にやあらむ、されど節用集なる假字は、誤れるもさかしらなるも交ればたのみ難し、なほ國人などに問ひて考定むべし また江刺を江判又刺と書り判は古刺字を多く判又判とも書る例なるを判と寫誤れるはつね多し、刺と字の異なるにはあらざるを又刺と注せるは疎なり、その江判と書たるによりてエハンと假字さしたるはことにさかしらなり今訂して江刺とすべしむかしより在來れる郡なり、さて其江刺の次にまた江差と書るは誤りて重復なりそは江刺の下に又江差など書ざまを注せるが混ひたるなり、吾妻鏡にも江刺柄刺柄差なども通はして書り江差と書るかたを除くべし、今公帳にも江刺と書り、また杜鹿は牡鹿の重復なるその牡を杜と誤りたるに據りてこれもまたさかしらにツカと假字さしたるものなり、かくて其江差と杜鹿を削りまた上に云へる如く磐手を補ふときは五十四郡全く備はれり 磐城郡は、養老元年に石城國を置給へる時其國に入られ、其後當國に還し隷られたる趣續紀に見え、民部式等の三書にも載せて今もかくれなきを、此一郡のみ節用集に載せず、五十四郡に漏れたるは上に擧たる和名抄に無き郡名の中に、一名を呼て入たりしが今其と知られぬにか、又此郡當國の中にしては、小郡なるをおもへば、其かみ隣郡の部内なりしにもやあらむ、但し吾妻鏡文治五年泰衡征伐の條に、常陸下總國兩國勇士等、經宇太行方、廻岩城岩崎、渡遇隈河湊可參會也と見えたれば、岩城も郡名のごとくきこゆれど、此外に郡名と大名の地と並べ記せる例あれば必ず郡名とも定がたし、和名抄此郡に磐城郷見え、今も岩城平とて大名の地あんなり かくて又會津人大竹政文の手記の中に切用集といふ書に、陸奥五十四郡と擧て郡名を載たるに拾芥抄なる四十郡の餘に阿曾沼、比内一名贄部郡栽、鹿角、階上、津輕、本吉、石川、稲義、金原、磐前、伊達、閉伊一名糟部の十三郡ありといへり、しかれば總て五十三郡となるなり、これを節用集に按へ合するに大名門を脱したるものなり、これを補へて五十四郡とすべし、かくて考ふるに節用集に河内とある郡いづれの書にも見えず、こは切用集に比内とある郡なるを比と河の草體を誤りて變寫せるものなり節用集に、カハチと假字つけたるは、例の誤字によりたるさかしら也 吾妻鏡に比内郡と見えたる是なり又肥内とも書り さて稲義は節用集に見えたる稲我に當りて聞ゆされど兩名ともに此他の書に見あたらねばいづれ正しからむ姑く節用集に隨ひてあるべし、さて又吾妻鏡文治五年泰衡征伐の事の中に、八月廿日卯刻に二品令レ赴二玉造郡一給則圍泰衡多加波々城給之處、泰衡兼去城逃亡自殘留郎從等、束手歸降此上者出葛岡郡、赴平泉給云々、明る廿一日の條に追泰衡令向岩井郡平泉給、而泰衡郎從於栗原三迫等構要害云々、奉防失利某々被誅云々、また九月廿日の下

る原本なるにか、然らずは其を直に寫せる本なるべし、いづれにまれ件の年月は、逸が自ら識せるものなる事しるければ此書を撰れる頃推はかりつべし、かくて世に節用集とて種々あるは、皆これに本づきて作れるものなり、それらの中に見えたる郡名には、後に其世の唱に叶へて書改めたるにやと思はるゝもあり、すべて誤脱などありて紛はしければもはら證にとり難し諸國の郡名を載たる中に陸奥州奥大管五十四郡東西六十日昔與出羽一國市城宮室不可勝計云々大々上國也と擧て、和名抄に載たる三十六郡の中の耶麻を那麻と誤りナマと假字付たるもわろし、此郡名は和名抄の唱に山と註し、源重之集に、みちのくにやまの郡といふ所にて云々、歌にもやまの郡とよめり、今も正しくは然呼ぶを、賤しききはのものゝ中には、耶麻と作てナマとも云ふとぞ、然れば林逸が寫せる本書にも既にしか訛れるかたによりて記したりけむもしらず、参河の郡の寳飫に、和名抄の唱に穂とあるを、後世には寳飯と作てホイと呼り、猶諸國の地名の中にも然る例ありまた新田を葛田と擧て其下に葛又作新とあるは新田とある方ぞ正しき葛田と書るは、和名抄に刈田の唱を葛太と註し、今もカツタと呼ぶと聞ゆれば、刈田の一つの書さまにて、刈田の下などに註せるを新田とまがひたるものなる事決しまた盤井をば磐手の手字の左傍に井字を書加へ、また下にも又井の二字を註せり、こは一本に磐手は無くて磐井とあるを見て然は註したるものなり、今按るに其は二本互に磐井と磐手とを脱せるにて原本には磐井磐手二郡ともに載たりしなるべし、磐井は民部式和名抄拾芥抄にも見えたり、さて磐手は件の三書にもみえず但し拾芥抄には別に奥四道といへる郡名の中にも見え、

吾妻鏡に秀衡等が領れりし奥六郡と稱へる郡名の中にも註したれば六郡の事は下に論ふべしそれをも引て考定て磐井と磐手とを採り分て二郡とす、また大沼を大治と書誤りタイヂと假字つけたるは、ともにさかしらなりさて磐城は無くて餘に阿曾沼、磐手、和賀、河内、稗縫、高野、大名門、金原、伊達、稻我、斯波、磐前、郡載、鹿角、階上、津輕、本吉、石川、閇伊、江差、牡鹿の二十一郡有て總て五十六郡の名を載たり、今つら〳〵訂し案ふるにまづ稗繼は稗縫の誤なりヒエツギと假字さしたるは誤字に據りたるさかしらなり此郡名の事下に辨ふべし又群載（グンギ）は他書に見あたらず今もきこえぬ郡名なり、節用集別本には林逸にもとづきて作れるものなり郡栽と作てこれもグンギと假字をさしたり切用集といふ書にもしか作りとぞ此切用集の事は下に云ふべし栽は字書どもに見えず栽の近似誤とするときは載と同音なり、人國記といふ書に陸奥國の風俗を論へる中に五十四郡の内云々牡鹿郡栽鹿角階上津輕宇多郡之人は云々と記せり、此書むげに近世のものに非ず應永のころよりや後に記せる書なるべし、栽字を書たるが穏なるに倣ひかつ此郡名の傍證としてしばらくグンサイとよみてあるべしグンギとよめるに依る時は、載栽栽ともに義の誤

皇民無擾、誠望便乘時機遂置一國、式樹司宰永鎭百姓、奏可之、於是始置出羽國と記されて、其本國を詳に記されず、又同年十月割陸奥國最上置賜二郡隷出羽國とあり、國造本紀出羽國造 下に、和銅五年割陸奥越後二國始置此國也、拾芥抄にも同年に、始割陸奥二郡置之と記せるは、上に引たる續紀の九月と十月と、兩度の事をひとつにまがへたゐ傳へなりかくて其後郡を割ち建られたる事史に見えて、民部式和名抄拾芥抄ともに十一郡見えたり、かゝれば出羽國な置れたる始より十二郡ありしにはあらず、此は物語を書ける頃の郡數をもて國を分たれたりし昔を語れる詞なり、林逸が節用集に、管十二郡と記して、郡名は十三載たり後に又一郡增されたりしなり、此事はなほ下にいふべし 又義經記 此書其時にいたく遠からぬ頃作るものと見えたり、古寫本には判官物語と題せり 義經吉次のぶたかに逢給へるところの文に、これござんなれ聞ゆるこがねあき人吉次と云ふなり奥州の案内者やらん彼に問はゞやと思しめして、みちのくといふはいかほどのひろき國ぞと問給へば大過の國にて候ふ常陸の國とみちのくにとのさかひ、きんたの關と申て出羽と奥州とのさかひをいなむせきと申す、其中五十四郡と申ければ云々、又神皇正統記 後醍醐天皇下、 にも頼朝の時までも文治の頃にや奥の泰衡を追討しにみづから向ふ事ありしに平の重忠が先陣にて其功すぐれたりければ五十四郡の中いづくをも望むべかりけるに長岡の郡とてきはめたる少き所を望み賜りけると記され 此重忠云々の事、吾妻鏡に委く記て葛岡郡と書り、其文は下に引べし また太平記 奥州下向勢云々事の下 に奥州の住人結城道忠入道が言に、國の差圖を見るに奥州五十四郡恰も日本半國に及べりと云へる事も見えたりそも／＼此國はこよなき大國にてむかしは蝦夷と呼びてともすれば皇朝にも背き奉れるもの、住める地も多かりけるが、やうやくに治給ふに合せて郡を割て國を建或は廢め給ひ、ことに郡などを改め建給へる事の多かりし趣は史どもに見えたれど猶記し漏されたる事もありてその委曲事は知りがたし、かくて五十四郡の名も具にしるせる正しき書なければ知るべき由なしたゞ林逸が節用集に 此書の作者は、寛文十一年の印本の本朝書籍目錄の外錄、源氏物語註書類のところに、林逸五十四卷、逍遙院殿ヨリノ傳ニテ、饅頭屋宗二作、宗二南部人林和靖之後也ト云、節用集も此人の作也と見えたり、世に饅頭屋本の節用集と稱へるこれなり、さてその林逸が事は、奈良の饅頭屋鹽瀬氏の家傳を聞くに、家祖は林淨因とてもろこし宋世の林和靖が後なるが、曆應四年建仁寺の僧榮西がもろこしに渡て歸る時に伴ひ歸來て、奈良に住て饅頭を製りて業とせり、氏を林字の訓に從ひて、波也志と稱ひ、後に家號を鹽瀬とも號び、字を宗二と云へり、林逸は其が孫にてまた字を宗二と云ひ、號を方正齋と稱へり、逸は名なり、歌物語の好にて、西三條逍遙院實隆公、また牡丹花肖栢に從ひて學びたりとぞ、今も其子孫家業を相續て奈良に住來れりとぞ、こゝに家傳と云ふは其が家の事を聞書せるものに見えたるをとりすべて云へるなり、さてかの林逸抄の奥書の中に、所聞于牡丹花肖栢也 また後人の奥書に、此聞書宗二方正齋之抄云々と見えたり、肖栢が世に在りし頃をもて推考るに、逸はおほよそ文明より明應の頃は世に在りけんとおもはるゝに、尾崎雅嘉が群書一覽に、此節用集の古寫本を得て藏り、巻末に明應五年五月三日と記して花押ありといへり、其は逸が著せ

るに、まづ延喜の民部式に延長五年撰上陸奥國大管　白河　磐瀬　會津　耶麻　安積　安達　信夫　刈田　柴田　名取　菊田　磐城　標葉シネハ　行方ナメカタ　宇多　伊具　曰理ワタリ　宮城　黑川　賀美　色麻　玉造　志田　栗原　磐井　江刺　膽澤　長岡　新田　小田　遠田　登米トヨメ　桃生　氣仙　牡鹿　とありて郡名三十五を載られたり、然るに同じ神名式に斯波郡といふがありて民部式に見えざるは今世に傳はれる本に脫たるにて、まことは其斯波を入れて三十六郡在りしなるべき事決し和名抄に、標葉の唱志波とあれば其ならむかとふとはおもはるれど、神名試に標葉をも別に載られたれば、それにはあらず、標葉は國造本紀に染羽國とある地と聞ゆれば、抄の唱も本書には志女波と書たるを、女字を寫脫せる者なり、今は志爾波と呼ぶとぞ、志女波の訛れる也かくて和名抄郡名部に載たるは管三十六と擧てすなはち郡名三十六をのせたり、その三十五郡は民部式に見えたるともはら同じき中に斯波は無くて末に大沼あり但し鄕名の部に擧たる郡名には、件の大沼を耶麻として重出し、其下に記せる鄕名、また上なる耶麻郡の下の鄕名も、共に分注鄕名等を錯亂へ、また脫字誤字もありと見えたり、其考に別に論へり、さてまた和名抄に載たる國郡鄕名は延喜式より後に注せるものにして、もとより順朝臣の載られたるにはあらで、後人の加へ收れたるものなるべし、其考說長ければこゝにはいはず又白河郡の下に國分爲二高野郡一今分爲二大沼河沼二郡一國分爲云々とは、國の掟にて白河郡の內を分て高野郡とし、その後又高野郡の內を分て河沼郡とし、又管內の大沼郡へも加へたる由ときこゆ

また磐瀨郡と信夫郡と二郡の下にともに國分爲伊達郡と注せり磐瀨信夫二郡の內を分ちて伊達郡を建たる由なり、但し今の國圖を按るに、磐瀨郡を分て伊達郡とせむ事、地理協ひがたし磐瀨の下に註せるは衍文ならむか、されど地續きならねど、地勢の便宜によりて一郡とせりと聞ゆるが、まれまれ他國にも例ありければ、必ずしも衍文ならむとは思ひさだめかねつ、よく國人に問ひ合せてさだむべし然ればいはゆる國分爲云々とある高野河沼伊達三郡を合せては四十郡なり、拾芥抄にも三十六郡と擧てこれも三十五郡の名は民部式と同じくて末に和我通本和を知に誤り一郡を載せ、さて別に稗縫通本稗を蘇に誤り和我に連れて書けり斯波通本斯を販に誤り磐手高野を載せて奥四道已上四郡不入式本式本とは、延喜式にはあらず、此郡名記せる當時の公式を云るなりと注して惣て四十郡あり和名抄なる國分爲云々、とあると郡名と異なれど郡數は同じしかるに陸奥五十四郡と云る事のものに見あたりたるはまづ平家物語阿古屋松の段に出羽みちのくにもむかしは六十六郡が一國なりしを十二郡をさきわかちてのち出羽國をば立られしと云り、こは陸奥を五十四郡としていへる詞なり此物語の作者信濃前司行長は後鳥羽天皇の御世の頃の人なりそのかみはやくより五十四郡なりし事證とすべし但し續紀には和銅五年九月己丑太政官議奏曰、建國辟彊、武功所貴、設官撫民、文教所崇、其北道蝦狄遠憑阻險、實縱狂心屢驚邊境、自官軍雷擊凶賊霧消、狄部晏然、

は然るべき人の子など三四人うみて侍りしかど、この身のあやしきにや皆法師になしつ、云々おほかた見る世も侍らずたゞやしなひて侍る五節命婦とて侍し内わたりの事も語り世の事もくらからず申て琴のつまならしなどしてきかせ侍るも、齢をのぶるこゝちし侍りし、はやくかくれ侍りて又とのもりのみやつこなるをのこの侍るも、うひかうぶりせさせ侍しまで養ひたて、此春日のさとにわすれずまうでくるが朝きよめ御垣の内につかうまつるにつけてこの世の事もきゝ侍り、みなもとを知りぬれば末のながれきくにくまれ侍り やしなひ子の五節命婦、主殿の下部などの語れる事も、きゝもちたるおもむきにて、末の流れ聞に酌るゝといひなせり 世継が申おける萬壽五年なり 世継鶴の林の巻に、萬壽五年までしるしたるを云へり、其萬壽五年は長元と改給へる年なり ことしは嘉應二年かのえとらなれば、もゝとせあまりよそぢの春秋にみとせばかりや過ぎ侍りぬらむ その萬壽五年より嘉應二年庚寅まで百四十三年 世はとつぎあまり三つぎにやならせ給ふらんとぞおぼえ侍る 後一條より高倉の帝まで十三代 其をり萬壽五年にことしなりと申たれば 世継の鶴の林の巻に、道長公の薨後の世のさまないひつゞけて、かくて萬壽五年になりぬ、云、ことしはあたらし車みえず云といへるをさしていへり かの後一條のみかど世をたもたせ給ふ事廿年おはしましゝかば、萬壽五年の後いま十かへりの春秋はのこり侍らむ 此帝在位廿年なりければ、其御世の萬壽五年より後は十年御世を知しめしたりとなり、但し此帝長元九年に崩給へる事は、此書にものせて、其は萬壽五年より九年にあたれるを、十かへりの春秋はのこり侍らんといへるは、一年のたがひあり、こは年數をかぞへ誤れるにか、又わざとおほらかに云へるにてもあるべし 神武天皇より六十八代にあたらせ給へり其御世より申侍らむとて 序畢○すなはちその後一條院の御世より記し始むるよしなり 雲井巻名 後一條の帝とは云々と書始たり、これらの詞によりて世継の上篇は鶴の林にてとゞまりたる事しるし、またそれに継て此書を作りて續世継といへる事もともに明なり 上件に擧たる序文に、萬壽五年と三ところあるは、活字本又異本にもみな二年とあり、近ごろ得たる古寫本に、はじめは二年とかき、次々なる二ところは五年とあり、今こゝにわきまへたる如く五年とする時はことぐくかなへれば、五年と有る方ぞ本書の正文なるを、はじめに二年とあるにひかれて、次々なるをさかしらに改めたるか、又おのづから次々に寫誤れる本の多く世にひろまれるにか、いづれにも誤なる事しるければこゝに訂してとれり、さて又上に引出たる世継も、此續世継も異本どもに校へてよしとおもはるゝ方の文に訂して引出たれど、いと異ならぬはわづらはしくてひとつ〳〵にことわらで有り、普通の本と異なるところありとて見む人なあやしみそ

○陸奥郡數考稿

陸奥國の郡數の書どもに見えたるところまち〳〵なるが、中にも五十四郡と云へるは今の世にも稱ひならへれどいつばかり何々の郡なりけん詳ならぬを今これかれの書どもに見えたるをとりあつめて考ふ

長壽の相ありしと趣をいひて、さて小やかにうるはしければ小鑑とやいはんと云へるにて、陰には此書にしるせる御世の大鑑にも積たれど、御代の間も年數も少なければ、小鑑ともいふべくやと卑しめていへりときこゆ、そは大鑑は、文德天皇より此書に書始めたる後一條院の御世まで十四代百七十五年がほどの事を載せ、此書は後一條院より高食院まで十三代百六十七年ばかりの事を記したればなりよに人の見け◉うずる事かたり出されたる人のむまごにてこそおはすなれ、いとあはれにはづかしくこそ侍れよに人の見與する事語り出されたる人とは、世繼の書の事なるを、翁が祖父の世繼といひしが書はしたるおもむきにとりなして、さては其世繼といひし人の孫なるにこそ、とめでおどろきたるさまに書なせるなり、翁が前に世繼が子を學生なりしといひおのれそれが子なりと語りたれば、世繼が孫にこそといへるなり式部君たれが事にかととへば以上序者の詞紫式部とぞ世には申なるべしといふに以上翁の詞それは名たかくおはする人ぞかし源氏といふめでたき物語つゞり出して世にたぐひなき人におはすれば、いかばかりの事ともかき、もち給へらんうれしき道にもあひきこえたるかな、むかしの風も吹つたへ給ふらん然るべきことの葉をも傳へ給へといへば以上序者の詞〇こゝにて式部といへるは、紫式部なる事を知りて、さては聞ゆる才女に仕へたりしなれば、多くの事どもを聞もちたるもの識りなるべし、祖父世繼の家風もつたへたるべければ、かたぐ\世繼の語りおける後の御世々々の事どもを、つたへきかまほしといへるにてこれ續世繼を作れる發意をふくみたりかたぐ\うけ給はる事多かりしかども物語どもにみな侍らんといへば以上翁の詞〇物語どもとは前の世繼の書をさしていへるなり◉その後の事こそゆかしけれといふに以上序者の詞〇その世繼に記せる御世より、後々の事のきかまほしきといへるなり、其は世繼の上篇鶴の林の卷に、後一條院の長元々年までの事を記しとゞめたれば、それに繼て此續世繼を記せる趣をあらはせるなり、但し世繼は御堂殿の榮えを事と記せるが、後一條院の御世のころは殊にみさかりにおはしゝ時なれば、其かたざまの事のみ多く記して、ほかの事は疎なる事も見え、かつは其御世の事も書さしたれば、立かへりて後一條院の御世の始より、さらに書初めたるものなり、下に世繼が申おける萬壽五年より云々といへるより、下文をこゝにめぐらして明にきこえたり、なほくはしく考るに、此書すべらきの卷に、御世々々の事を記終へて、次に藤波の卷に、世繼は入道おほきおとゞの御さかえ申ざむとて、其御事こまかに申たれば、其後より申べけれど、みなかみあらはれればながれのおぼつかなければ、まづ入道おとゞの御ありさま、おろ／＼申傳ふべきなり、入道前太政大臣道長のおとゞは云々と書出して、其子の次々の御さかえを記せり、さてその世繼は入道御さかえ申さんとて、其御事こまかに申たれば とは、世繼が物語に寓せてすなはち世繼の書の事をいへるにて、其書の作意も此言にあらはれ、又後より申べけれど みなかみあらはれれば云々といひて、さて後一條院の御世より書はじめたるにても、世繼の上篇鶴の林の卷にてとゞまれる事の、おのづから明らかにきこえたり、かくておもへば此續世繼しるせる頃は、いまだ世繼の下篇はいできざりしにか、又いできてはありけれどいまだ世にひろまらざりしにても有るべし、其書ありたらむには、かくは云まじきものなるをや、さてみながみあらはれれば云々といへるは、道長公のうへにかけていへる詞ながら、上にいへる後一條院の御世に立かへりて書初めたるも同じ意ばえなる事、めぐらして察るべきなり、下文にもみなもとを知りゐれば、末の流れ聞くにくまれ侍りといへりちかき世の事はおのづから傳へきゝ侍ればおろ／＼としのつもりに申侍らん翁が長壽して見聞せる事を語らむといへるにて、すなはち此書に記せることどもなり若く侍りしむかし

高倉院までありしなめりと云へる是なり、作者某の大臣の名いまだ考得ず 愚管抄の序に、人代となりて神武天皇の御後云々、八十四代にもなりにける中に保元の亂出來て、後の事もまた世繼の物がたりと申ものも書繼たる人なし、少々ありとかやうけ給はれども、いまだ見侍らず、といへる世繼が物語とはすなはち榮花物語上下全篇をさしていへりときこえ、書繼たる書の事を少々ありとかやうけ給はれども云々とは、此續世繼の事を聞およべるにもやあらむ、また別にさる書のありしにもあるべし、さてこの續世繼は榮花物語とは文法ことにて女の書るものとは見えず さてまた此書を續世繼としもいへるは世繼榮花物語の一名に續て記せるよしなる事また今鏡とも稱ふべきよし此書の序に見えたり、然るに其序文寓言してほのかに書ながしたればうちよみには聞え難きを今其本文のむねとあるところ〴〵を擧て目安く其詞の下に小書して釋註すべし、さて其序の嫗の詞にいはく おほち祖父は云々、名は世繼と申しきおのづからもきかせ給ふらむ口にまかせて申しける物語とゞまりて侍るめり こは寓言にて、書の名の世繼を此祖父が名としてすなはち此書の作者にあてたるものなり、猶次々にいふを考合すべし おやに侍りしはなま學生にて云云、この女をも若くては宮づかへなどせさせ侍りて をやとは嫗か父なり、この女とは嫗か己が事をいへるなり からのうたやまとの歌などよくつゞり給ひしかばこしのくにのつかさにおはし御むすめに式部の君と申し、人の 越前守爲時の女、紫式部が事あるを、わざと式部の君とのみいひて下文にてあらはすべき文なり 上東門院の后の宮とまうし、時御母の鷹司殿にさぶらひ給ひし局にあやめと申してまうで侍りしを 嫗が若き時紫式部に仕へたりし由なり 五月にむまれたるかと問はせ給ひしかば 式部の問なり 五日になむむまれ侍りける あやめといへる名は、五月五日に生れたりといふにかなへて、まうけたるなり 母の志賀のかたにまかりけるに舟にてむまれ侍りけると申すに 以上嫗の詞 さては五月五日舟のうち波のうへにこそあなれ午の時にやむまれたると侍りしかば 以上式部の問 しかほどに侍りけるとぞおやは申侍りしなど申せば 以上嫗か答 もゝたびねりたるあかゞねなゝりとていにしへをかゞみ、今をかゞみるなどいふ事にてあるにいにしへもあまりなり、今鏡とやいはましまだをさ〳〵しげなるほどよりも、としもつもらずみめもさゝやかなるにこかゞみとやつけなましなどの給ひしとかたれば 以上式部か詞を嫗が語れるなり○もゝたびねりたる銅とは、百錬鏡といへるをかく云ひなせるなり、白氏文集新樂府の百錬鏡の詩に、百錬鏡鎔範非常、規日辰處々靈祇、江心波上舟中鑄、五月五日日午時云々、太宗常以人爲鏡、鑑古鑑今不鑑容といへる詩句によりて此書を今鏡と名づくべきまうけに、然はいひなせるものなり、其は五月五日午時江上の舟中にて生れたりと云ひ、式部が其意を得て女の名を今鏡と呼ばんといへる由をもて、やがて此書の題名とせるなり、またをさ〳〵しげなるほどよりもとしもつもらずみめもさゝやかなるに、こかゞみとやつけなましとは、女の幹了しきにあはせて年も積らずとは、若き時より

たることゞくあたれり、さる事と聞ゆれば衞門がなりと云へる説は信がたし（作者考、文長ければこゝには引も出ず、本書につきて見るべし）そもくこの物語の書ざまもとより宮仕せる女房の書たるさまにものして宮中の御みそかごとうちくのいさゝけごと女房のことゞひざま、きぬの色目などよろづいとこまやかに書つゞけたるおもむき、いかにも御前近く仕奉れる女房ならではたえて知るまじき事どもなるがうへに、人々の心中を思ひやりて云へる心ばえのたをやぎてあはれふかげなる文詞のくだくしきなどすべていとめゝしきを思ふにも、きはめて男子のあらたに撰びて書と、のへたる物には非でもはら其御世々の御前ちかく侍らへる女房の書記せる日記またこれかれが見聞せる事どもをおのがじし私に書記せる日記のたぐひの多かりけるをとりあつめて書つゞれるものなるべし（此物語の初花の巻の文は、おほかた紫式部日記をもて記せりと見えたり、此外にもなほありぬべけれどいまだよくもたづねあへず、さて又つぼみ花の巻に、村上の御時の事につきておほきなるさうしに四つにゑにかゝせ給ひて詞は佐理の兵部卿のむすめのきみと、延幹の君とに書せ給ひて云々と云る事見え、又歌合の巻に其日のぎしきありさま、女のしるす事ならればしるさずともいへり、又殿上花見巻に、わかき人いどみかはし扇をさしかくしつゝなみさぶらふといへるも御堂殿の出来給へる所にて、女房だちのありさまをいへる詞なるに、わかき女房だちのよしをばいはでうちまかせてわかき人といへるにて、おのづから女の記せるものなる事著し、かゝる意ばえに記せる所猶あり）今の世にてすら詳にしらるゝ其世々の事實どもを缺て記さゞる所のいと多く、又年だての覺束なき書ざまなるところのまじれるなどを思ふに、もとより御世々の事を書つらねむの心にはあらで、たゞ然る女房達の記しおける日記などにのみよりて書つらね作りとゝのへたるが故なるべし

○續世繼は一名を今鏡といふ、すべらぎの巻といふを上中下三巻として後一條院より高倉院の御世に及ぶまでの事を記して、其御世を當代と申し天皇を當今と記せり、其御世のほどに記せる書なる事しるし、さて其にそへて次々ふぢなみの巻上中下三巻あり藤原道長公御子孫の事どもを記せり、次に村上の源氏の巻ありて次なる御子だちの巻といふに其源氏の御子だちの事を記せり（世繼の趣は、此巻にて畢れりといふべし）次に昔がたりうちぎきの巻此二巻には昔の物語どもを記せり合せて十巻とす、其巻々の中に段をわかちて一段ごとに名あり三十三段あり、書籍目錄に今鏡十巻自後一條至高倉と錄し、增鏡の序になにがしのおとゞの書給へりとき、侍りし、今鏡には後一條より

抄に貞信公の御子に小野宮九條殿とておはすめり、此事どもは世繼のかみの巻にこま〴〵と書たれば云々ともいへり、かみの巻を通行本にかゞみの巻とかけるは誤なり、さる巻の名はある事なし、故一本によりて訂して引り　貞信公の御子の事は上篇月の宴の巻にこまかに見えたり、件の文どもに上の巻に云々といへるにて上下篇のわかちある事おのづから明なり、なほ續世繼の序にいへる趣によりて其證ます〳〵さだかなり、其は下に別に論ふべし、こゝに見合せて知るべし、さて此上下篇を合せて四十巻を一部とせるもふるきことゝなり、そは增鏡の序に、世繼とか四十帖のさうしに延喜より堀川の先帝まではすこしこまやかなる云々といひ、本朝書籍目錄に世繼四十巻、自宇多天皇至堀川院 御宇載君 臣事 藤爲業作と記せり、但しその延喜よりといひまた宇多天皇よりと記せるは巻の發端に其二御世の事より云ひ出せるによりてこま〴〵にさは云へるなめれど、事實は村上天皇の御世より記せる書なり、さてその作者は書籍目錄に記せる如く藤原爲業朝臣なるべし、尊卑分脈にも藤原冬嗣公流に爲業伊豆加賀等守皇太后宮大進從五位下 出家法名 寂然世繼作者とあり、父は木工頭爲忠保延二年卒　兄を爲盛弟を頼業といふ兄弟三人有和漢才と見えたり、作者部類五位の部にも藤爲業木工頭爲忠子淡路守法名寂然至保延五年と載せり崇德院の御世の頃みさかりなりし人ときこえたり、但し爲業の作るは上篇か下篇かしられねどまづは上篇なるべし、さて此書の印本目錄の奥に本云斯榮花物語赤染衞門述作なり云々と記し、抄出本目錄の下にも赤染衞門記之とありて其奥に衞門が傳を記せり、又書籍目錄印本に榮花物語 四十帖赤 染衞門 次に 世繼四十巻自 宇多天皇云々と並べ載たれど古寫本異本にはその榮花物語の條無し、印本なるは後人その世繼と書る傍に一說を書添たるを本條に書加たる事決しこの他にも印本誤寫脱字攙入などあり　安藤爲章の榮花物語作者考に、赤染衞門は此物語のをはり寛治六年まで存生せば百二三十歳なるべしさるぼけ人の記錄せん事疑はしとて衞門が世に在し年頃をくはしく考へ證を引て論へり、されど己が考たる如く此書上下篇の別ありと見るときは上篇は衞門下篇は爲業朝臣の書るならんともいふべけれど同人の論に右の條にも文詞につきても衞門が書せるものにあらざるよしかず〳〵辨へ

といのりてうたせ給ひしに（御堂殿のなり）其火一どに出て此二十よねんいまに消えず（此文の寛弘二年、本どもに寛仁三年と書るは誤なり、今古寫本また日本紀畧によりて訂て取れり、本朝文粹に爲左大臣供養淨妙寺願文に、寛弘二年乙巳十月十九日と記され、大鏡裏書にも寛弘二年十月御堂殿於木幡淨妙寺被始修法華三昧願文とあるにも符へり）といへる二十よねんは二十四年にて（印本に廿餘年とかけるはひが書なり）鶴の林の巻に書とゞめたる萬壽五年までの年毎にかなへて然書なせるものなり、これをも證とすべしかくて下篇の首三十一段（今下篇といひながら、かく巻の次第を上篇よりつられていへるは、今本の次第のまゝにめやすく云へるなり、下に云ふも同じ）殿上の花見の巻にはなほ長元元年（萬壽五年改元）の淨妙寺觀音堂の供養御堂殿の御はての事、そのほかしるすべき事ののこりたるべきを其事どもは記さずして巻の始に入道殿（道長公）うせさせ給ひにしかども關白殿（頼通公）内大臣（敎通公）女院（一條院后彰子道長公女上東門院）中宮（後一條院后威子道長公第三女）あまたの殿ばらおはしませばいとめでたし云々、と書出てまづ榮花のなごりをあらはせり、かくて同二年の事をさへにしるさずして三年に及びて（なほ後一條院御世なり）十二月十四日に女一宮の（章子後一條院皇女道長公の女威子の御腹）御裳着の事よりはじめて記せるは筆のはじめにものすばかりのめでたき事のなかりしが故なるべし、さて四十段紫野の巻に寛治四年（堀河院御世）の春大納言忠實卿（道長公曾孫）春日祭の上卿したまへる事までを記しとぢめたり、上につぎ〳〵わきまへたる如く後に書繼たるものなる事決ければ其別を立ていま下篇とは云なり、猶その證とすべきはすなはち其下篇の始三十一段殿上花見の巻に、高松殿の御はらには道長公の子某々など申ておとこ三人おはしますなり姫君は右衞門のかうのうへにてものし給ふ、かみの巻にしるしたればあたらしくも申たてずといひ（高松殿の御腹のとのだちの事、上篇ところ〳〵に見えたり、こゝにかみの巻にしるしたればあたらしくも申たてずと云へるも下篇の詞なり、心をつくすべし）また五節出させ給ふ（道長公の孫頼通公の子關白師實公）又三十六段根合の巻に、このたびはたゞいとうるはしくて云々御心ばへさへあかぬ事なく御さえなどおはしまし、よろづにすぐれさせ給へるを榮花のかみの巻には殿の（頼通公）御子おはしまさずと申たるに、かくさま〴〵とめでたく世のかためとならせ給ふべき一の人だちいでおはしましけるものを（こは上篇十二段玉の村菊の巻に、大納言頼通卿の弟左衞門督敎通朝臣の子の生れ給へる事をいへるところに、大納言殿にはうらやましくきこしめすべし、と有るをさして云へる詞なり、さて此文に師實公の事を榮花のかみの巻には云々と申たるに、かくさま〴〵とめでたく世のかためとならせ給ふべき一の人だちいでおはしましけるものを云々、といへるにても榮花物語の下篇を繼しるせる意ばえのおのづからきこえてめでたき書ざまなり）といへるをも證とすべし、又愚管

繼と云へるかたの多くきこえたるに、今已が見きたるかぎりの本みな榮花物語と題せり、但しすべてこの類の書の題名古き本どもに褾紙の外題こそはあれ、卷中にかけるはをさ〳〵ある事なく印本も多くは其例にものして此書の印本どもにも卷中には書さず外題にのみものしたり、たゞ後に作り添たる目錄の首とその尾に記せる本の奥書に榮花物語とあるのみなり、さておのれが見たる古寫本といへるも二百年ばかりあなたのならむと見ゆるが卷の中には卷の名もなくてこれも外題にのみ榮花物語と書て卷の名を題せり、第幾をも標さゞれば他に見合すべき本なくはたやすく卷の次もしらるまじきなり（因に云、うつぼ物語の卷次の混あるも、原本のかゝるさまなりしが、褾紙の損壞などありて詳ならざりしを、とりあつめたるが故なるべし）さて今ある印本も明暦二年の刻板なればそれと同じ頃寫せる一本なるべし、いづれにも此書の印本はやくより世にひろまれるにあはせて近き世には其かたの名のみよびならふ事となれるから、古本の寫などにも其かたの名をものしたるもあるべし今は世繼といひてはふとは聞しらぬ人もあるめり、かくて今此書に上篇下篇の差別ありといふ由は三十段鶴の林の卷の末に、萬壽四年十二月四日に御堂殿薨給ひしのちの事どもをあくる五年の（後一條院の御世）二月の頃かけて上下の人々のなげき世のありさまをいひつゞけて文につき〳〵のありさまどもまたあるべし、みき、給ふらむ人々かきつゞき給へかしといひとぢめて又さらに筆をおこして御堂の百體の觀音阿彌陀堂にぞやどり居させ給ふめる云々、あるじさらせ給へる御堂急がせ給ひ御はてにやがて供養とぞおぼしめしたる書さしたる如くに筆をとゞめて一篇を終へたるなり（かく云さして意詞のにほひをのこせるは、かゝる書のひとつの書ざまにて、あはれ深くきこゆるなり）かくてぞ榮花物語と名づけたる意もかなひてぞ聞ゆるかし、此鶴の林の卷の名は御堂殿葬送の時忠命內供が「けぶりたえ雪ふりしける鳥邊野は鶴の林のこゝちこそすれ、とよめる歌によれり鶴林は釋迦の死たる所なりと佛書に見えたり、この事にて筆を絕めたる事作者の佛道によりたるふかき意用ひときこえたり、これ上にもいへる大鏡に附たる目錄に此卷までを記せるにかなへり、又十五段疑の卷に、御堂の供養寬弘二年十月十九日より云々三昧の燎火を消たずか、げつくべくは此火いちどにとく出べし

篇三十六段根合巻に、榮花のかみの巻といへるも上篇の名をいへるなり、〽さて又一名を世繼としもいふよしはまづ世繼とはもと御世々々の事を繼々に語るうへの詞なるを其を書しるせる書どものなべての名にもいへり、五代帝王物語の發端に神代より代々の君のめでたき御事どもは國史世繼家々の記に委しく見えて云々といへる是なり、大鏡また續世繼の序に其物語せる人の名を世繼といへるは世繼の書の作者の寓名としたるものなり、おもひあはすべし大鏡の事を中古歌仙三十六人傳に、世繼物語壒嚢抄には世繼の大鏡ともいへりかくてその世繼といふを此書の名とせるはそのかみ六國史新國史をおきては新國史は、宇多天皇醍醐天皇の二御世まで撰成し書ときこゆ、別に考ありいまだ世繼を記せる書のともしかりけんから、おほらかに然は名づけたるなるべしさて此書の名をふるきものに世繼といへるは上に擧たる如く大鏡に世繼名とて三十段までの巻の目録をのせたるは上篇なり、愚管抄に世繼のかみの巻といへるは初段月宴の巻に出たる事をいへり此事は、なほ下に論ふべし、さて愚管抄に後堀川院の御世、貞應二年の頃記せる書なり、慈圓僧正がなりといへるは誤なりまた十訓抄に隆家大納言は云々、花山法皇を射奉る間兄弟ともに流罪せられ給ひけり云々、これら委しくは世繼にみゆと云へるは上に擧たる百錬抄に子細見榮花物語と記せる條の事にて、その第四段みはてぬ夢の巻に見え十訓抄に、延長四年に記せるよし序にみゆ、是も後深草院の御世なり袖中抄に世繼の第十二巻を玉のむら菊の巻と名づくと云へるも巻次全く合へり、これらともに上篇の巻々なり袖中抄の作者顯昭法橋は、後深草院の御世の頃より後宇多院の頃までみさかりなりし人なり、上にいへる如く後深草院の御世の頃著せる百錬抄には榮花物語といへれば、此ころすでに兩名ともによべりし事著し又續世繼の序に寓名せる世繼も上にいへる如く世繼といへる語によれ、ど是も裏には此書の上篇に當てたるなり、藤波の巻に世繼は入道おほきおとゞ道長公の御榮えを申さんとて云々といへるはまさに上篇にあたれり、また増鏡の序本朝書籍目録等に世繼といへるは上下篇四十巻をすべていへり其由は下にくはしく論ふべし、但し書籍目録印本に、世繼と榮花物語と別にして並べ載たるは誤なり、其由も下に云べし袋草子に、或人云如レ云ニ世繼物語一、萬葉集は高野御時諸兄大臣奉之撰云々拾芥畧要抄にも、京極中納言入道抄云、世繼物語云、萬葉集高野御時諸兄大臣奉之云々と記せり、こは月宴の巻に見えたる事なり清輔朝臣のころすでに物語と添ても稱へりしなり徒然草に、前中書王、九條太政大臣、花園左大臣みなぞう絶給はむ事をねがひ給へり云々、世繼の翁の物語にいへりと云へり、こに續世繼に記せる事なるを然いへるは兼好の暗記の誤りか、またおほらかに云へるにてもあるべしさて此書の名右に擧たる如く古くは世

に後一條院の萬壽五年までの事を記せり此年七月十五日に、長元元年と改られたり、されど本書には改元の事をいはず、されば此書の事をいへるものにも萬壽五年、とのみいへればきゝやすかるべく、しばらくかくはしるせるなり今あらたにこれを上篇と稱ふべし、さて三十一段殿上の花見の巻に同御世長元の頃より四十段紫野の巻に堀川院の寛治四年の頃までの事を記し終たるまでは後に書繼たるものなり今下篇と云べし、かくてその上篇は此上下編の差別ある事は下に辨へ云ふべし大鏡に世繼名もて一月宴云々、三十つるのはやしと書とゞめたるこれなりこの世繼の名なき本もありさて其は件の御世々々の事を記せる中に御堂關白道長公の榮花のありさまをもはら細にものして、萬壽四年後一條院御世御堂殿薨じ給ひあくる五年の春になりて其のちの世のありさま又淨妙寺いはゆる御堂なりにて觀音の供養御堂殿の周闋のもよほしの事までにおよびて書とゞめたり、さて榮花物語としも名づけたる意は十一段つぼみ花の巻に、東宮のむまれ給へりしを殿のおまへの初孫にて榮花の初花ときこえたる云々、又この土御門殿に道長公の第いくそたび行幸ありてあまたのきさきいてらせ給ひぬらむと世のあえものに聞えつべき殿なり是を勝地といふなりけり、これを榮花とはいふにこそはあめれ、とあやしのものどものしもをかぎれるしなども、よろこびゑみさかえたり、十五段疑の巻に、たゞこの殿のおまへの御榮花のみこそひらけそめさせ給ひにしより後千歳の春の霞秋の露にもたちかくされず風も動きなくなりて枝をならさねば、かをりまさり、よに有がたくめでたき事うどんげのごとく水に生ひたる蓮のよにすぐれてにほひたる花はならびなきがごとしと次第いへるにて記者の意もちひを知るべし大鏡の首章に、世繼が言に御堂殿の事をしかの如ぐに入道殿の御さかえを申さむとおもふほどに云々、又後一條天皇の條に入道殿下の御榮花もなにゝよりてひらけ給ふぞとおもへば、まづ御門后の御ありさまを申なりと見えたり、そのかみ御堂殿の甚しく時めき給へる御ありさまにつけて榮花といふ事を世のくちあそびにしたるなるべし、日本紀畧に、寛弘二年十月十九日左大臣供養木幡淨妙寺三昧堂准御齋會、今日始三昧、左大臣於佛前取火打、誓言云、若依此物我子孫相繼可施榮花者、此火一度可付也、一度付之、衆人莫不感嘆と記せり、此誓言榮花物語にしろせる所は此と異なるを、如此記せるは當時語言のまゝに榮華を云々と記せる物なるべきはた思合すべしかくて此書名を榮花物語といへる事のふるく物に見あたりたるは、百錬抄長德二年正月十六日の條に、内大臣權中納言隆家於恒德公一條亭奉射華山院、自註に子細見榮花物語といへり百錬抄は、後深草院の御世に作れる書なり件の子細は第四段見はてぬ夢、第五段うら〱のわかれの巻に見えたり、また下

多紀郡大山庄田之狀云々、彼庄地之內圖帳註公田七坪三百八歩十九坪四段七十二歩之外依レ員註二寺田一已了、無レ有二他妨一云々と書て、守源朝臣を始め介掾目の連署あり當時既に圖帳の在しこと知られたり、正しく民部省に圖帳の在し事は、玉海に安元三年四月廿八日內裏燒亡の條に、民部省圖帳倉不燒亡と見え、職原抄民部省條に又有圖帳國郡傍爾載以明白謂之民部圖帳、百錬抄に嘉祿二年盜人切穿民部省文庫盜取文書諸國圖帳少々紛失と見え、又延應二年四月廿日平戶記に、參大殿而渡御攝政殿云々仍郎參以大內記信房入見參之次、申民部省文庫破壞間事、是先日圖帳可濕損之間可渡外記文殿爲其被仰之故也、召二文預友兼一相尋子細之所逐年破壞性入之石勿論及五月雨而所殘之圖帳、雖一通不可全然之由所申也、仍申件事也、仰云猶被仰合人々可被左右云云、又民部省町皆以爲權門押領之間逐年凌夷之子細此次被申了といへる事見えたり、二條良基公の足利義滿公に撰て進りたまへる百寮訓要に民部省此省は諸國の事を司るなり、國々の年貢なども此省にて沙汰しける也民部省圖帳とて日本國の指圖境などを定たる文の數百卷此省には昔より傳はりて日本國の重寶にて侍りしなり、近頃うせて侍るにやいたく見及び侍らず諸國の境相論などの時は此圖帳にて考へられしかば明鏡にてぞ侍りしと見え、本朝書籍目錄に民部省圖帳と載て卷數を記さゞるは詳ならざりしなるべし、今按るに親房卿の職原抄に上に引る如く圖帳の事を記されたるは舊式を記されたる物にしてそのかみ圖帳の全くは在ざりしなるべし、其は同ぬしの書遺し給へる伊勢國洞津（アノツ）の考書に安濃社のほとりに安濃塚とて侍り是は國の圖帳して民のつかさに參らせしに牓示の塚とのみ書のせぬ、今尋るに其形ばかりもなしと書れたるは古の圖帳の遺れるを見て然曰へるなるべくまた古の圖帳に在し所の當時廢れたりし事をも證すべきなり、其より後には上に引たる如く百寮訓要に圖帳の事を近頃は失て侍るにや甚く見及ぶべからずと二條良基公の書給へるは當時はやく圖帳は絕たりしにこそ

○榮花物語　續世繼

榮花物語一名を世繼（また世繼物語）ともいふ、本書は第一段月宴卷に村上天皇の御世より始て第三十段鶴林の卷

紹巴の奥書あり、さて此奥書の趣にては、こゝに論へる四國の如き大和の風土記もあるべく、また山城大和の名所記もあるべきを、そはいまだ見ず當國穴師大明神の事を宗祇が至寶抄に風土記云とて引たる文、また名張郡の名の所由を風土記曰とて引たるも、全く此伊賀風土記の文を採れりまた伊賀史に跋に云、應或人之需、撰伊勢伊賀兩國史、蓋抄出於國史及諸家之記文、或復先年就任在于伊勢時、搜求寺社之諸記者相併記之、故雖未全其始終唯欠眼之所覃而已、後人補其不足正其謬則幸甚、天永庚寅（元年なり）十二月大江廣房、その奥書に伊賀伊勢兩國史者、信乃守橘直幹（主計頭橘以綱男、爲大江匡房卿子、改廣房而天永二年還本姓）所撰也、借得新大納言本而遂書、永享七載藤尹賢書、また素閒有世伊賀伊勢兩史、不慮從京都求出伊賀史令書寫畢、文明二年十一月權大納言伊賀の國號の事に付て風土記者雖出自其國之言野史之類乎とて論はれたるも、此風土記を斥せり、また島原山の祭神の下にも此風土記の説を擧たればむげに近き世にさかしら人の作れるものならぬ事は知られたり世に國名風土記とて、國名の所由のみを假字にて書たる物あり、また其を眞名にて書たるもあり、假字なるぞ元書と見えたる、さて此書むげに近き世に書たる物ならず、卜部家より出たるものなりとみゆる事あり、中には古書によりて書たるも有れど、大かた國名の由緒をさかしらに造りこしらへたる謾説にて、さらに據るべきものにあらず

○また彼惣國風土記にたぐひて元亨二年十二月下吏日下民部省史生源忠勝史生秦行宗とある圖帳の殘篇九國ばかり少づつ存りて其記ざま惣國風土記に似て見ゆれば同じ物ならむかと思はる、事の有て、同國郡なる所のあるに引合せて讀試るに合へるも違へるもあれどこれも惣國と同趣に僞作れるものにして、さらに圖帳と云べき趣にもあらざるを是も前にはまどひたりき此等の圖帳をも似閑が萬葉緯に集載て、序に圖帳之内至鳥羽後鳥羽兩代之事則非古代之圖帳明矣と云るはなほまどへるなり、さてまことの民部省圖帳いかなる體裁なるものなるにか其殘篇はさらなり書どもに引載たる文をだにいまだ見あたらず、又その圖帳といふ名も令式などにも見及ばず又いづれの御世にいでき始たるにやそれも考へざれど、書紀孝德卷大化二年八月の下に、宜觀國々壃堺或書或圖、持來奉示、國縣之名來時將定、職員令民部省の職掌に、道橋津濟渠池山川藪澤とあるを義解に唯據地圖知其形界至於撿勘不更關涉也など見えたるぞ圖帳の原始成べく、續紀天平十年八月辛卯令天下諸國造國郡圖進と見え後紀延曆十五年八月己卯勅、諸國地圖事蹟疎畧加以年序已久口字闕逸宜更令作之など見えたるは其圖を正し改させたまへるなるべし、さて其圖帳の事の古く物に見あたりたるは東寺に藏る古文書の中に、延喜十五年十月廿二日丹波國牒東寺傳法供家

秘置矣、記卷數亦可珍賞焉といへり與古書合符節といへど、然る事にさらに見えず、ふと踈に見て、然はいへるなり、また此風土記の加賀國の卷の奥に、右之風土記者加賀國之水帳也、尤爲官人爲其畢以官本令校合畢、嘉慶二年二月下旬、　左中將元晉とありて、その水帳を小帳と書ける本もあるを、　新井君美主の加賀人室直清がり答られたる書に、その風土記の事を小帳とある本によりて、民部省大藏省などの中に在し小帳と云ものなるを、後人の風土記と心得たるものなるべしと云はれたるはいかゞ、官の計帳に大帳といふはあれど、小帳と云ふはさらにきこえたる事なし、此ぬしも此風土記どもをよくも見ずして、ふと然るなほざりごとせられたるなるべし余わかゝりし頃古書を好む意にはかられて本文をばよくも讀考へずしてたゞまづこれ作らせ給ひたりけん頃などを考へてよく採撰ひて考に備ふべき書なるべくおもひて、まづ試におろ〳〵下書めくものを書すさびおきつるを、年經て後に取出し見ておもへばあらぬ強言してありけりとおもひなりぬ、其頃中山信名は古の制度どもを委しく心得たれば此事かたらひたるに其古にあらぬ事どもを明らめて僞書なるよしを論へるによりていよゝ前の考に強説せる誤をさとりてわれながらあさましく背に汗あゆばかり恥かしくてなむ、さて又それより先に彼下書を平田篤胤に見せかたらひたるに、玄ばしとて持去きて寫しおきたりとて己にも知らせず古史徵の開題記にとり載て板本にさへものしたりき、すべてかたなりなる考書などは謾に人に借しては見すまじきもの也とはかねて思ひながら心ゆるびてけりと悔れどもかひなし、自閑がかの與古書合符節と書るも後には悔たりけむかし、さて又所謂風土記どもの中に山城伊賀尾張のはたゞ風土記と題して總國とはあらず、但し山城伊勢に總國と書たる本も見えたれど、其はさかしらに加へたりと見ゆ其書ざまなべての總國とあるとは異にていさゝか其國の事記せる古き書に據り、おろ〳〵古傳説をもとりて記せるものなるべく聞ゆればよく選びとりてもの、考に備ふべし但し伊勢は二通ありて、一通は例の總國にて、文法もそれと同じ、こゝに論ふは其を除きて、いま一通の本をいふ、さて又總國伊勢風土記抄と題して桑名郡の部ばかりなあらぬ異本どもを擧げ按へ、又古書どもを引て註せる中にも、僞作れる文ありていと謾なる妄説なるを、これもさきにはまどはされたりきさはいへど古の風土記になずらふべくもあらぬ後世の私しに作れるものなればよく其心玄らひすべきなり、さて此は何の頃いかなる人のものせるにか考得ざれど其四國の中の風土記をむかしの書どもに引記せるを今おのれが見およびたるは、式に、山城國風土記云とて引たる伊奈利社來由の文卜部兼俱卿の神名帳頭註同姓兼見見本の二十二社註全く此風土記を採られたり、また伊賀名所記といふ書に此書一冊あり、卷尾に山城大和伊賀三國之風土記地圖等之內、並武林記錄抄等書拔之爲三卷畢、陽月齋永閑判、と有て、

そのかみ早く風土記の絶たる國々もありし事推して知るべくかの延長三年の官符に風土記を勘進せさせ給へる事狀もまた推して察るべし（清公卿の尾張介に任されたる大同元年よりこの延長三年まで中間百十六年を歷たり）

○右に論へる風土記にはあらで世に總國風土記といふが散々になりてあるを余が蒐集て見たるは二十七國ばかりぞある（新井君美ぬしの筆記には三十國ばかりの殘篇を見られつるよし見えたり）悉殘缺たる卷々にしていづれの卷もいたく蟲喰また破壞たる由にものしてひとつも全きはあらず、然る中に駿河のみ一國の諸郡備はりたれどこれも又蟲喰などして缺たる所多し、さて其風土記どもなべては卷端に日本總國風土記第若干某國某郡と記し、一郡毎に卷を分ち或は一國を一卷とせるもあり、大概は鄕庄等の下に公穀假粟、神社の下に圭田、寺の下に寄田など稱ふ名目をもて其稅數またそれらの地量を記しまた其土產の物などとりどりに記せり、さて其賦稅の名目田地の量稱などにもいとあやしき稱あり、又神社の創建祭神の名寺院の開基の由などをも記せり然ある中に諸國區にして同例ならず、又地名地理も古に合へるが無きにしもあらねど、古にも後にも合はざる謾なる事どもをしどけなく書なせる僞書なり、さはいへども稀には其國の古傳說を記せるものに依りて書交へたりげにおもはるゝ事あれどなべて謾說せる中に見えたればたやすく信がたきをよくよく選びとりて旁の考には備ふべし、さておほかた其本どもの奥書に殘篇なる由をことわりて文和の年間中原師行の名を記したる本を始にて、其後には嘉慶文龜大永弘治天正などの年月を記して寫せる人人の名を識せるがあり、又さばかり昔の年號はなくて寬文萬治のころ寫せる由記せる本もあり、さて又同じ國郡の殘篇の文の別本にて二通あるもあり、かにかくにもと僞書なればたやすく信まじき書にぞ有ける（多門院日記に、天正十八年七月廿九日日本國の郡里指圖繪に書き海山川里寺社田數以下悉註すべき由、御下知云々、禁中に可被籠置之用云々と見えたるは、此風土記に由ありて聞ゆれども、僞書の辨は暫く置て、その天正十八年より前々に此風土記の殘篇を寫せる由、奥書せる本の多かるにも合ず、又そのかみの亂世にさばかりの國の圖籍を選定て進りたるべくも思はれず、下知ばかりにて事止たりしなるべし、いづれにも此風土記にはあらずかし）然るをはやく今井似閑が萬葉緯に此風土記どもを採集めて今所書記風土記殘篇十四帖、並民部省圖帳殘篇二帖者荷辻柳陰之恩惠所摸寫也、傳聞從林氏之書樓出、近世引用此書雖未見及而與古書合符節、則非僞書必矣、誰家文苑所

太理とあるを思ふに、此記は當昔この金太理といふ人所の老として作るならむ其はまづ其記せる事實ども當時新に記せる舊聞も有べけれど大概は舊より當國に記し傳たる書のありて此時其をいさゝか修ひ勘へて造れるにて細思枝葉裁定詞源云々とは源よりの傳詞の枝葉とある繁多き文をば裁定めて公より命せ給へる趣に記し成せる由なるべし、其は意宇郡なる國引の古事を記せる文の類は決めて天平の頃の文に非ず、かの履中天皇の御世に國史を置て記させ給へる時などよりもなほ舊く書傳へたりけんとさへに思はるゝは、古文章を採て載たるなるべくそれに反りて安來郷の下なる語臣猪麻呂が古事は、始に淨御原天皇御世甲戌七月といひ終に自爾時至于今日經六十歳とあれば舊く聞傳たる事を天平五年に肇めて記せる物なるべきを思ひ合せて曉るべし（文の狀も國引の古事の文とはいたく異にして新しく見えたり）さて普通の本に右の文の上に字を下て得而難可誤といふ五字一行あり（一本には小字に書きまた此五字なき本もあり）此は後人の此の文の意を得がてに得而難レ可レ讀と傍書したるがまた後人の讀を誤にあやまりて固有の文と思ひ混へて一行に記せる物なりと云るは誠に然る

說等なり（上件論へる說どもを委曲に讀辨へて古風土記なる事どもを考へ通し、古事記日本記に洩たる傳を摭ひ採りて其闕たるを補ふべきもの也かし）さてまた江李部集に（大江匡房卿の詩集）冬日於州廟賦詩小序に、昔西曹始祖菅原京兆行縣邑以作風土記（作の字一本に注とあり、さてこの次きの文に、今東曹末儒江侍郎思卿貢以興學校院）と云へる文見えたり、いまその風土記の事を考るにまづ其西曹云々とは尊卑分脈の菅原淸公卿の傳に建文章院西曹司始祖也と見えたり是にて（大學寮に東西二曹あり、東曹の始祖は大江維時卿なりと物に見えて菅江二家其曹主たり）菅京兆とも云へるは乃ち淸公卿の菅原氏にて京職の官に任されたるをいへる文なり、行縣邑作風土記とは任國中其國に有來れる風土記の絕たるを慨て部內の縣邑を巡視て舊事を探求め古老に尋問などして更に風土記を作れる由なるべし（作の字を注と書ける本にても難なし）さて其國はいづくなりけん詳ならねどいま考るに尾張國なりしなるべし、然考たる證は續日本後紀に見えたる此主の傳に、大同元年任尾張介不用刑罰施劉寬之治、弘仁三年秩滿（中間五年を歷）入京補左京亮とある時に合ひて聞ゆるをもて知るべし（此後の外官は、式部少輔の時大同七年に兼阿波守、九年に朝儀の改制に關りその後彈正大弼に任されてありし時、天長元年出爲播磨權守不異左貶、時人憂之、二年八月公卿議奏國之元老不合違離、更使入都、兼文章博士、三年三月亦遷彈正大弼兼任信濃守、復轉左京大夫文章博士如故、承和二年兼但馬守、侍讀後漢書、六年正月云々、老病羸弱行步多艱、九年十月丁丑薨時年七十三と見えて任國に下られたりとは聞えず）これより

と記さしめ給へる物にして、古事を證す便となること少からず、いとも珍重く貴き籍なるが中にはいかにぞや思はるゝ事のをり〳〵無にしも非ず、然れど其は既くより誤り傳へたる事も有げに見え、また當時のさかしら說も稀々には有げに見ゆれば熟く見て撰び取べきなり

抑風土記は古老の舊聞を專と記さしめ給へる物なる由は上に引る和銅六年五月の詔命に古老相傳舊聞異事載ニ于史籍ニ言上と見え、其を奉りて記し進れる常陸風土記の發端に、常陸國司解申古老相傳舊聞事問國郡舊事古老答曰云々（上に引たる和銅六年の詔命の文を承たるなり、心を着て見るべし）と書出たるを始め記中に古老曰云々と書る所あまたあり（但し此記は國司の撰たる趣に作たり）また出雲風土記の發端に、老、細思枝葉、裁定詞源、亦山野濱浦之處、鳥獸之棲、魚貝海菜之類、良繁多悉不陳、然不獲止粗擧梗槩、以成記趣とあるは此記を上るべき詔命を當國の國司の奉りて其下宰に掌らせ古老等に命せて記させたる書なるが故に其老人等が言もて老と自稱へるなり、上に擧こる延長三年に風土記を召れたる官符に、探求郡內尋問古老早速言上とあるも和銅の舊章に准據たまへりと見ゆるをも思ひ合すべし（古は國々に國老郡老府老庄老古老一老など稱ふ長のありしと見えたり、そは東寺に秘藏たる古文書どもを見し中に、承平二年丹波國多紀郡司解狀の連署に、國老多紀臣國老日量公と記し、同年近江國蒲生郡安吉鄕字土田庄田地劵抄色目之事とある文書に、以前の立劵文の署名を載たる中に、郡老從七位上佐々木山公房雄と見え、應德五年伊勢國大國庄の文書の連署に庄老と云もあり、此外應永十八年の田劵に國名は破れて見えざれど其連署に一老とあり、弘安元年の文書に若狹國太良庄百姓藤井宗氏古老百姓眞利眞安など記せるもありき、また筑前國宇佐八幡宮に藏たる元亨二年の文書の寫を見しに、連署に府老監代紀朝臣とあり、こは太宰府の府老なるべし此等にも思ひ合せて老とは記の作者等が自稱なりと知らる、さて今世にも將軍家の御政申行給ふあたりの御事は更なり、大名衆の政申す職に家老といひ老といふがあり、また市にも驛にも年寄宿老など稱ふがあり、また國によりては郡または村にも年寄と稱ふがあるは上古より老人は能く物事を識り行ふものなるにより親み尊びて其分々の長と倚賴たるから、自然に老と云が職の稱の如くなりて某老といふ稱の出來たりと覺らるゝなり、なべて古世は人の心深く厚くして若人は賢立ずして何事も老人を貴び物問ひ習ひたりし風俗なること、書等に見えたる故實に考へ合せて熟々辨へ曉るべし、然るを後には老たる若きをいはず賢ぶるが長だちて事執る事もある俗とはなりにたれど、然すがに今も其なごり覺ていと尊き御國がらなりかし、漢國にてもいと上古には國老などいひて老人を尊む意ばえの無にしもあらざりしかど素より賢しだつ國がらなりければ、代々に官を建替へ事々しき名を付て賢々しく持成せるまに〳〵、ます〳〵世は亂れに亂れたりき、皇國にしても彼國の唐の世の官を擬び建め給ひしかど實はもはら其建給へるやうには非ずて、終に今の御世の樣に成來しは、彌益に古に復る御國風の所思ていとも尊し、こは因にいさゝか論へるなり）

さて此老細思枝葉云々の文の說につきて平田篤胤が云、終文に天平五年二月卅日勘造秋鹿郡人神宅臣金

し、文のさま出雲のよりも後れて見ゆれば延長三年に召上たまへる記ならむかと思はるれど（延長三年の官符の事は下にいふべし）延喜十四年四月二善清行朝臣の異見封事（本朝文粋に載たり）に臣去寛平五年任二備中介一彼國下道郡有二邇磨郷一、爰見二彼國風土記一云々とて引たる備中風土記の體を按るに（此文二十二社註式古本にも引たり、なほ此國の風土記とて萬葉集抄二十二社註式の異本、諸社根元記等に引たる文のあるも同じ體裁に見えたり）肥前豐後のよりも稍後ざまに見ゆるすら寛平の頃既に在し書なれば肥前豐後なるは元よりにて共に延長のあなたより在來し風土記なるべし（寛平五年より延長三年まで三十餘年なり）さて其外古書等に引たる諸國の風土記の文の體裁を考るに常陸出雲のなど、同じ趣に見ゆるがあり、また肥前豐後のなど、等じほどと見ゆるも有り、また彼備中のなるが如き書ざまなるも有と思はれて區々なるが如くみゆ（其文少づつなれば貫して論へるにはあらず、其大凡を推考へて言ふなり）また釋日本紀に筑紫風土記曰とて肥後の閼宗の事、筑前の芊湄野の事の文を引たる（今一つ御津柏の事の文を引たり、此は何れの國なるにか未だ考へず）又筑前宗像社記に、西海道風土記曰とて身形郡の名の所由を記せる文ありて古文と見ゆ、此等も上に論へる風土記なるを五畿七道に帙を分たる方の名を取れるなるべし、總て風土記は各國にて記せる書にして撰者も各別なれば必しも文法は等かるまじき理なり、然れば何れを何時のと慥に知べからねど上に論へる風土記どもは決く延長より已前に成たる物なる事は違ふまじくぞ所思ゆる」さて延長に風土記召れし事を朝野群載に載せる延長三年十二月十四日の太政官符に、五畿七道諸國司應三早速勘二進風土記一事、右如レ聞諸國可レ有二風土記文一今被二左大臣宣一偁、宜下仰二國宰一令上レ勘二進之一若無底探二求郡內一尋二問古老一早速言上者、諸國承知依レ宣不レ得二遲廻一符到奉行とあり（この符文案符宣抄にも載たり）此符の旨は諸國に前に進れりし風土記の案文有べきを今度そを覆勘て進るべし、もしそれ無底は更に郡內を探ね求め古老に尋問て更に撰記して上るべしとなり（上に引たる和銅六年の詔命に、古老相傳舊聞異事載于史籍言上とあると、此官符に尋問古老云々とあると同旨にて、國々の古傳を專と記さしめ給へる事知るべし）此官符に應て前に進れりし風土記の案を更に勘進れる國々の多かるべく、また新に古老の舊聞を探求めて上れるも有べけれど、古書どもに引てわづかに遺れるは其差別知るべからず（本朝書籍目錄に、風土記記諸土地本縁と載たり、此等の類の風土記なるべし）故古き風土記の趣を取り總て考るに、各國にして舊より聞傳へたる古老の說を專

比古婆衣十三の巻

○風土記考 附總國風土記、民部省圖帳

今世に遺れる諸國の風土記にいと古く珍重(メデタ)きとまた後なるとがあるを、今己が見たる限を以て其大概を論ひ定め試むとす、然るは大抵の人は風土記といへば延長の年頃に成れる物とのみ思ふ由なれど然有ず其より古く次々に出來たる物なり、其はまづはやく風土記を召れたりし事は續日本紀に、和銅六年五月甲子制畿內七道諸國郡鄕名著㆓好字㆒令㆑作㆓風土記㆒此五字見本どもに脫たり今扶桑略記濫觴抄に依て補ふ其郡內所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物具錄㆓色目㆒及土地沃塉山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事載㆓于史籍㆒言上とあるを奉て進れる記これなるべし、其は仙覺が萬葉集抄に大和國宇智郡の事を說て和銅六年令㆑註㆓進風土記㆒之時任㆓太政官下之旨㆒定㆓二字㆒用㆓好字㆒也と云るを思ひ合せて辨ふべし和漢合運に、和銅五年の格に作風土記と記せるは、此六年の事なるを一年違へて書誤れるものなるべし、さてこの合運は僧圓智吉田光由が、慶長十六年の頃撰集たる書なり此和銅の度に註進れる風土記の今世に逸れるは、常陸風土記ぞ其が中の一篇なるべき文を略ける所ありて全くはあらず、さて今傳はれる本に題名なきは、脫たるかまた原より無りしにや其は此風土記の發端に、常陸國司解申古老相傳舊聞事、問㆓國郡舊事㆒古老答曰云々記中に古老曰云々とも記せる所あまたありと書出たるは全く和銅の詔命の文を擧たる文なること著く、又白壁郡とあるは式和名抄等にも載たる眞壁郡なり、こは續紀延曆四年の詔に先帝御名及云々、自今以後宜㆓並改避㆒於㆑是改㆓姓白髮部㆒爲㆓眞髮部㆒云々とあるによりて思ふに此度白壁を眞壁と改られたるなるべし、然れば此記延曆四年より以前に書たるものならむ事決しこれも和銅の度に注進れるならむと論へる證とすべし、また郡に隷て里と書たるも慥き證とぞ思はる、出雲風土記に、鄕字者依靈龜元年式改里爲鄕とあるに依ていふまた出雲風土記は天平五年二月卅日勘造とあればかの和銅六年より二十年ばかりの後に進れる物なり、此は和銅の詔命によりて進りし後故ありて再勘へて進れる記なるべしまた釋紀に引たる土佐國風土記に、高野天皇寶字八年云々と記せる文あり、此は出雲風土記を勘進せる天平五年より三十年後のことなり、また萬葉集抄に引たる筑前風土記に、當奈羅朝天平四年歲次壬申とあるも彼天平五年の前年にて間近きが上に、當奈羅朝とあれば今の京となりての文なり、此等同時に出來たる記ならんか、是も萬葉集抄に引たる備中國風土記に、奈良朝廷以天平六年甲戌とあればまた其後に出來たる記なること決しまた肥前豐後のは大概出雲のと同じ體裁なれば同じ頃に進れる物なるべ

するを、或は中務卿の奏すこともあるを、親王その卿となりておはす時の例を注されたるなり、然るは大舍人寮は中務省の被官なれば、中務卿の掌りて奏すこともありしにて、かの加注に、大舍人寮記文に、親王若任二寮頭一者云々とみえたるこれなり、大舍人寮にて、中務卿たる寮頭と云へるは、そのかみの稱呼なりしなるべし、親王たる大舍人頭などの卑官に任されたることはあらずかくて考ふれば、親王省卿にておはす時、恒例の奏詞に進禮樂久と申すを、進樂久に替へ、進樂久を進禮樂久に替へ、或は恐の詞のあるを省き、無きを加へなどしてたゞその奏詞の差別にて、御身の品をあらはしたまへるなり、さてその進禮樂久としもいへるはこれらのほかにはきこえぬことばなり、其は進樂久といふをのどめて、禮音を助へて文なせるにて、別なる意のあるにあらず、また詞を活用したるにもあらず、たゞそのかみの一つの詞づかひとぞきこえたるそも／＼古の祝詞、壽詞、詔詞、奏詞、語詞などのたぐひ、おのづから其ふり／＼の詞づかひの文ありて、なべての歌詞物語の文詞などの例にのみ拘はりて、ひたぶるにさだすべきにはあらざるべし

比古婆衣卷の十二終

いへる壽詞あり、朝野群載にみえたるも、章曲は同じ體にて、男踏歌二首、女踏歌七首ありて、章曲の首ごとに、別に漢ざまの壽詞ありて、章句の尾ごとにも、また萬春樂、千春樂、天人感呼、聖主億千齡などいふ壽詞あり、いやましに漢文に轉れるなり、又河海抄初音卷の條に、萬春樂、踏歌曲催馬樂多氏之外不傳也、とて載られたるも、同趣なる漢文なり、やまと歌うたふ踏歌のときも、其漢文の壽詞を唱へたりしにこそ

○進樂久　進禮樂久と云詞の論

さきに弘仁內裏式の異本を校合する時、朝儀の奏詞に、進樂久といふを、進禮樂久とも云ひて、其差別ありげなるは、いかなるにかとおもひつゝ、さてすぐしつるに、此ごろ然るかたの書よむ次に、見あたりたる條々の同詞を併せみて考ふるに、まづその內裏式に、（此書諸本互に誤脫あり、いま滋野井家本を大塚嘉樹が寫して異本どもを校へ合せたる本と、別に二本、また藤原貞幹が諸本を校て、印本にせろとを校訂して採れり）元正受朝賀式の條に、中務省率二陰陽寮一云々、立二庭中一、退出 輔已上一人留奏、其詞曰、中務省奏久、陰陽寮乃仕奉流某年七耀御曆進禮樂久平恐美恐美毛申賜止奏、（無勅答、若親王任卿者以進禮樂久平恐美恐美毛詞替進樂久平、他皆效之）と見え、貞觀儀式元日御豐樂院儀の條に載られたるも全同じ、（この儀式も、諸本とりどりに誤寫多きを、前に下田師古等、公命を奉りて校訂せる本を、蛟田御風、また村井義古が重訂せる本に、中山家本をも校訂して採れり）また內裏式に、正月上卯日獻二御杖一式に、大舍人寮先入奏進、其詞曰、大舍人寮奏久、正月乃上卯日乃御杖供奉豆進禮樂久平申給止波久奏、（若親王奏、以進禮樂久平替進樂久）（○此條の末の加注に、案大舍人寮記文、親王若任寮頭者、奏辭進字下加恐美恐美毛之詞と注せり、こは異例を注せるなり、此ほかにも如此さまなる加注あり、さて此加注は、本書の末に、天長十年に裏旨を稟て、增損を加へたる由みえたる時に加へられたるにか、また後人のなるにか、いづれにも古人の注なり）儀式同儀の條に載せられたるも、本文は全く同じくて分注に、若親王奏以二進禮樂久平詞一代二進樂久平詞一、又其下加二恐美恐毛之詞一とみえ、また正月七日儀の條に、內舍人入レ自二逢春門一云々、奏云、御弓進牟止兵部省官姓名等、（大輔已上）候レ門止申、勅曰喚之、內舍人稱唯出喚、卿稱唯錄已上云々、入レ自二逢春門一云々、卿若大輔一人獨留云々、奏曰兵部省奏、兵庫寮乃供奉禮留正月七日乃御弓、又種々矢獻亘久平申給止波久申、（若親王任卿者奏詞云太天萬都禮亘久平）などみえたり、さて上のくだりの分注に、若親王任レ卿者云々とあるは、內裏式、儀式の元正の條なるは、親王中務卿に任されておはす時の事をいひ儀式の七日儀の條なるは、兵部卿にておはす時をいへるにて、それらの省の卿にておはすときは、詞を替て云々と奏したまふ由なり、また內裏式、儀式の上卯日儀の條に、若親王奏云々とあるも、親王任レ卿者云々とあると同義にて、本條に見えたるごとく、恒は大舍人寮の官人の奏詞

或はあられまじり、と宣命譜にはよめり、と記し給へり、この宣命譜のよみざまいと意得がたきを、その

踏歌差圖



據江家次第山田以文試製

書今世に傳はらざれば考ふべきよしなし、柱史抄に、政事要略百六云、（此巻闕て今世につたはらず）參議從四位上守宮內卿兼尾張守滋野朝臣貞主、造二宣命譜一奏問とみえたり、（仁和寺宮本の書籍目録に、宣命譜一巻）貞主朝臣は、淳和仁明の天皇の御世の頃の人なり、（仁和寺宮本の書籍目録に、秘府略千巻、天長八年撰集古今書籍、滋野貞主作之云々、貞主于時東宮學士因幡介、與諸儒撰集、また日本紀竟宴和歌の首に、承和十年日本紀の講者に、參議從四位上滋野朝臣貞主とみえたり、漢學にきこえたかき人ながら、皇國の古學にも心よせありし人ときこえたり）當時いまだ片假字、草假字などの世にあまねくは行はれざりつる時なりければ、件の訓は眞字もて注して、阿良禮波志里と書たりけむを、その波字を艸の手に㐫など書たるを滿を艸に㐫と書くに見錯へて寫せる本によりたまへるにぞあるべき、（古書といへど然る訛り例あることなり）しかるに西宮抄踏歌の條の首書に、宣命譜、安良禮末之利云々、と書る本あり、こは後人の宣命譜を見て書るにはあらで、公事根源の御説によりて、書加へたるものなるべし、さらずはいかにしてもあられまじりとはいふべきにあらず、又かの私記には、俗曰二阿良禮走一と云へれど、宣命譜にも然其よみを注せれば、雅しき稱なるを、そのかみ公事にも踏歌と字音にいふ例となりつるにあはせて、俗曰とはいへるなり、榮華源氏の物語などにも、たうかとのみ書るをもおもふべし、また今改云二萬歳樂一是古語之遺也、とは公望宿禰の頃は既に萬年阿良禮といふを改て、たゞ萬歳樂といへり、されどそは前に萬年といへる古語のなごりなりと說へるなり（阿良禮阿良禮と囃すが、禮儀にはつきなく聞なさるゝによりて、改させ給へるなるべし、類聚國史にみえたる延暦十四年の度の踏歌には、詩の七言絶句の體なる章曲を三首載られて、一首の尾ごとに、新京樂、平安樂土、萬年春など

此神歌堅可レ秘レ之、他家不レ可レ見レ之

今按るに、此は公事に行はる、踏歌の趣を、いさゝかまねびつくりて、氏神の祭に行へるものにして、上のくだりの詞どもは、事吹と嚢持の所作のうへを記せるものなるべし、またシユンケは、踏歌に歌頭といふに似たるものなるべし、（シユンケと云ふ由はしられず○この嚢持の一ッ二ッ云々と數ふるは、李部王記に、嚢の唱一十百千萬億等數云々、とあるに依りて考合するに、鎮魂祭に、行ふ鎮魂の故實に據りたる延壽の祝事なるべし、その鎮魂祭の故實は、別に稽へ記せるものあり）上に擧たる證文どもに、いさゝか考合すべき趣のきこゆれば書そへつ

なほほかの書にもあるべし、いまだよくもたづねず

○あらればしり

釋日本紀（持統巻述義）踏歌の注に、私記曰、（釋にこゝに私記といへるは、新國史にみえたる延喜四年講日本紀の時、紀傳博士矢田部公望宿禰の、尙復と爲されたる時の私記なり、故延喜公望私記とも云へるところあり、日本紀竟宴和歌の前に、延喜四年講、六年宴紀傳博士矢田部公望ともみゆ）今俗、曰二阿良禮走一、師說（公望宿禰の師の說）此歌曲之終重稱二萬年阿良禮一、今改云二萬歲樂一、是古語之遺也、（西宮抄踏歌の條の旁書に、古語云アラレハシリト讀云々、是禪閤仰也）この阿良禮走といふ由を考るに、阿良禮は歌曲の囃聲にて、今の俗の鄙謠の終かたに、阿良禮也、阿良禮也と重ねて囃し、又阿良禮也、許良禮也などやうにも囃すといはるゝなり、（阿良禮の、禮の節をいさゝか延ればおのづから合音のやうに、禮ー也と唱試て悟るべし）走とは、歌曲之終、重稱二萬年阿良禮一と說へる由にて、歌曲の終に、萬年阿良禮、萬年阿良禮、と重ねてをりかへし囃しつゝ、早足に退入趣（イルサマ）を興じて、阿良禮走と稱へるなるべし、（持統紀踏歌の古訓には、たゞアラレとあり、さも稱へりしなるべし）練足之事と題せる書（練歩次第など云ふ書を引き、又古說どもを集て、練足の作法を記せる古書なり）の中に、霰走先右ノ足ヲサツト出シテ、踵ヲ踏立テ、一拍子ニ沓サキヲ下ス、右ヲ踏定テ、左ヲ如レ右進シムル也、或ハ超練ト云、霰走モ早練モ、同練ノ同名也、と見えたり、此は踏歌の時、早足にものするさまに、早く練る由ときこえたる、はたおもひあはすべし、さて又踏歌のさまは、江家次第踏歌の下に、舞姫出、樂前大夫（帶劔者）前行、當二校書殿南端一東向立、舞妓分自二殿南一進當二校書殿南端一東折、夾二馳道一分進レ南、更北還作二大輪右廻一一匝、又分二左右一南行更折自レ內北進、了退留二校書殿東庭一東向立舞唱レ歌、了退入、（此段の旁注に、西宮抄、四十人至版位下折南行、更還北行踏舞三迊、了如元退）と見えたるにて大方おもひやるべし、さて又公事根源に、踏歌節會をばあらればしりのとよのあかりとも申にや、

の君もよそ人と見たまはねば御目とまりけり云々、みなおなじごとかづけ綿する中に、綿のさまもにほひことに、らう〳〵しうしない給ひて云々

○竹川　そのとしかへりて、をとこだうかせられけり、殿上のわか人どもの中に、もの〻上手おほかるころほひなり、其中にもすぐれたるをえらせ給ひて、此四位の侍従（薫）右の歌頭なり、かの藏人の少將（夕霧子）樂人の數のうちにありけり、十四日の月のはなやかにくもりなきに、御前より出て冷泉院にまゐる、女御も此みやすどころも、うへに御つぼねして見給ふ云々」、にほひもなくみぐるしきわた花もかざす人がらに見わかれて、さまも聲もいとをかしくぞありける、竹川うたひて、みはしのもとにふみよるほど云々」、月は夜深うなるまゝに、はしたなうすみのぼりて、いかに見給ふらんとのみおぼゆれば、ふむそらもなうただよひありきて云々」、ばんすんらくを御くちずさびにし給ひつゝ、御息所の御方にわたらせ給へれば云云」、

○賢木　年もかはりぬれば、内わたりはなやかに（諒闇はてゝなり）内宴踏歌など聞たまふも、もののみあはれにて云々

○司中公文抄云、（伊勢太神宮司家古記）十五日氏神離宮院踏家神事云々

バンスイラク、センシウラク、ヘイアンニ、スコシヅヽ、トミヲシテ、サヨヲフルマデ、ト三ドマウス、ツギニ「シン子ン、アラタマンテ、タカラノ、御アウデンニ、マ井リキタリテ、シロカ子ノタルキヲカケ、コガ子ヲモテ、ココノヘト、フキタテマツリタル御アウデント、ヲガミタテマツル カナヤ、ワウ〳〵（今按ふるに、ワウ〳〵はいはゆる稱唯にて、オオ〳〵の訛唱なるべし）「シユンケアテイハク、「フクロモチ〳〵ト申「フクロモチイハク、ヨトモヨトモト申「シユンケイハク、百千萬アソウギノ御タカラモノ、ヨミアケテタテマツレ、「フクロモチ、シユンケノマヘニ、スヽミイデヽ、ヒダリノヒザヲツチニツキテ、ミギノヒザヲタテヽ、ミギノ手ヲカリギヌノタモトヨリイダシテ、フクロヲツチニウチテアソブ、「一ッ二ッ三ッ七ッ十ヲ、百千萬アソウギノ御タカラモノ、カゾヘタテマツルト申、「シユンケノイハク、宮河ヤアナタコナタノ、ハシヅメナル、ハナゾノニ、トミコソフレヤ、チヨヲヘルマデト三ド申、

人二人裏レ面料トス●熨斗嚢持●歌頭六人●歌掌已下舞人、同日夜若有ニ男踏歌ニ云々●綿花白杖

○源氏物語中踏歌の事の文詞

○末摘花巻　(正月朔日)のほど過てことし男踏歌あるべければ

○初音巻　ことしはをとこ踏歌あり、うちより朱雀院にまゐりて、つぎに此院にまゐる、道のほど遠くて夜の明方になりにけり、月のくもりなくすみまさりて云々、殿上人なども、もの丶上手多かるころほひにて、笛の音もいとおもしろくふきたて丶云々」、朱雀院きさいの宮の御かたなどめぐりけるほどに、夜もやう〳〵あけゆけば云々、「青色のなえばめるに、しらがさねの色あひ、何のかざりかは見ゆる、かざしのわたは、にほひもなきものなれど、所からにやおもしろく、心ゆき命のぶるほどなり云々」、ほのぼのと明行に、雪や丶ちりてそゞろさむきに、竹川うたひてかよれる姿、なづかしき聲々の、繪にも書とめがたからむこそくちをしけれ、いづれも〳〵おとらぬ袖口どもこぼれ出たるこちたさ云々と見わたさる、あやしく心ゆく見ものにぞありける、さるはかうこじ(高巾子)の世ばなれたるさま、ことぶき(言吹)のみだりがはしき、をこめきたることも、こと〴〵しくとりなしたる、中々なにばかりのおもしろかるべきひやうし(拍子)も聞えぬものを、例の綿かづきわたりてまかでぬ云々、みづから(源氏)のあざればみたるかたくなしさは云とおぼしたり、ばんすらく(萬春樂)御くちずさびにのたまひて云々

○眞木柱　をとこだうかありければ云々、宮は(東宮)まだわかくおはしませど、すべていと今めかし、御前中宮の御方朱雀院に參りて、(踏歌のめぐり參るによりてなり)夜いたう更にければ、六條院にはこのたびは所せしとてはぶき給ふ、朱雀院より歸りまゐりて、春宮の御かた〴〵にめぐるほどに夜明ぬ、ほの〴〵とをかしき朝ぼらけに、いたく醉みだれたるさまして、竹川うたひけるほどを見れば、うちの大殿の君だちは四五人ばかり、殿上人の中に聲すぐれかたち淸げにて、打つゞきたまへるいとめでたし、わらはなる八郎君は、むかひばらにていみじうかしづき給ふが、いとうつくしうて、大將どの丶太郎君と立ならびたるを、かん

壽湛-露歸-休德、（天人感）日-暖春-天仰-戴陽、願-以嘉-辰常樂事、（天人感）千々億歲奉明-王、（萬春樂）事吹云々、（この云々は、事吹の壽詞を省きたるなるべし、さて事吹と稱ふもの〻言壽して仕奉るさまは、下に擧ることく、初音卷に、ことぶきのみだりがはしき、たこめきたることを、こと〴〵しくとりなしたる、なか〳〵に何ばかりのおもしろかるべき、拍子もきこえぬものを、祿の綿かづき、わたりてまかでぬといへるにておもひやるべし）新元嘗樂、（淡海三船撰）

○江談抄に云、嘉辰令月歡無極、萬歲千秋樂未央、謝偃任雜言詩、此詩踏歌詩也、古塔尾銘、有二萬歲千秋樂未央字一、今按件文見二唐神州三寶感通錄上一、件錄云、仁壽二年正月後、分布二舍利五十三列一至二四月八日一、同年時下其列如レ左云々、其中梨-列-塔地下尾文、千秋樂云々、件錄唐麟德元年終南山釋氏所レ撰也云々、因二此等文一、踏歌起源從レ唐初

○釋日本紀（持統卷述義）に、踏歌、私記曰、今俗曰二阿良禮走一、師說此歌曲之終重稱二萬年阿良禮一、今改云二萬歲樂一、是古語之遺也、（この阿良禮走といふよしは、別に下に考記せり）

○河海抄（初音卷踏歌の注）に云、新年の祝詞なり、歌頭以下相引て、月花門より入て、右近陣の前に列立、天皇出御、清涼殿の孫庇に御倚子を立て御座とす、內藏寮祿の綿をつみたる机をかきて、殿前にたつ、王卿めしによりて南の簀子に着座、御厨子所酒肴を供す、踏歌の人やうやくす〻みて、南殿の西頭より調子を奏して、仙花門より入て、東庭に列立、周旋三度の後、言吹御前にす〻みて祝詞を奏し、歌曲を奏す、舞人等東面の階よりのぼる、內侍二人相分て、綿をとりて踏歌の人々にかづく、其後所々に踏歌、曉に及て歸參、歌頭舞人等の座を殿中に儲られて、各祿を給はりて退出

○同抄（同卷かざしの綿の注）に云、かざしの綿、踏歌人以レ綿造レ花着二冠額一號二高巾子一也

○西宮記人々裝束部、踏歌條云、天皇服御直衣、王卿如レ例供奉着二青色無文麹塵闕腋一、白下襲、半臂石帶、扇（肩イ）綿花白杖、高巾子、言吹振六位以レ綿裹レ面、（近代不裹）童子絲鞋、召人諸衛府垂纓、不レ帶二劒笏一、被レ聽二禁色一者用二無文一、主典以下本位袍淺沓、諸衛府垂纓○同書踏歌事條（女踏歌なり）抄出●八日之定二踏歌之事一●召二大藏省木工寮官人等一、仰下來十四日可レ打二七丈幄於中院一之由上●召二修理職一令三內匠寮作二歌頭以下舞人以上之杖一（調樂之間假以二楷作之）●召二御巾子造一仰可レ奉二高巾子二口一又召二內藏寮一仰下可レ奉二高巾子料冠絹一之狀上●肩綿●信濃布一丈囊●同布六尺書所ヲツカハシテ小舍

萬春樂、萬春樂、萬春樂
我皇延祚億千齡 天人感呼　人霑湛露歸依德 萬春樂
日暖春天仰載陽 天人感呼　願以佳辰常樂事 天人感呼
千千億歳奉明王 萬春樂

女踏歌章曲七首

明明聖主億千齡 千春樂
無事無爲唯賞豫 千春樂　凝流端拱任群賢 千春樂
網踈刑措還千古 天人感呼　治定功成大平年 天人感呼
明明聖主億千齡 天人感呼
深仁潛及三泉下 天人感呼　鴻德遐充六合中 天人感呼
悅以紀民民悅服 天人感呼　一行闕
明明聖主億千齡 天人感呼
上月詔光早千春 天人感呼　階前細草　初新 天人感呼
南山雪盡春峯遠 天人感呼　北闕煙生瑞氣淳 天人感呼
明明聖主億千齡 千春樂
君王曉卷流蘇帳 千春樂　春日芳菲遣興催 千春樂
曉光偏着青櫻柳 天人感呼　寒色金舞玉砌梅 天人感呼
自此以下爲レ破
明明聖主億千齡 天人感呼
宮女春眠常嬾起 天人感呼　被催中使繪粧成 天人感呼
雲鬢尙恨無新樣 天人感呼　霧殿還嫌色不輕 聖主億千齡
明明聖主億千齡 千春樂
春歌淸響傳金屋 千春樂　雙踏佳聲繞玉堂 千春樂
借問曲中何憶有 天人感呼　仙齡寶祚與天長 聖主億千齡
早年愛光華 千春樂
春遊不知厭　暮景落朱顏
猶惜韶光短　徘徊不欲還 聖主億千齡
以レ此爲レ急

○師光朝臣年中行事踏歌條に云、歌詞七言也、如二絶句詩一以二平聲韻字一爲レ韻、年中行事秘抄にも如此あり○下に擧る河海抄の說に依るに、歌詞はみな字音に唱ひたるものなるべし

○河海抄竹川卷ばんすんらくを御口ずさびにし給ひつゝの注に云、萬春樂踏歌曲催馬樂多氏之外不得之ばんすんらく一段、かくわうえんそう、おくせんねん二段、ぐゑんせいくゑうぞ、ねんくわうれい三段、

○踏歌の歌に、我家、此殿、萬春樂、納蘇利この四曲をうたふ、みな呂なり、多氏の秘說なり、末に至りて有二事吹一、我皇延-祚億千齡、萬春樂元-正慶-序年光麗、天人感○此歌詞二句の假字は、上に見えたる草假字がきなうつし當たるなり、但しこの初句の尾の齡字のところれんとあり○この壽詞、朝野群載には、みな天人感呼とあり、後に呼字を省きたるにか延-曆佳-朝帝化-昌、萬春樂百-辟陪-筵華幄內、天人感千般作-樂紫震-場、天人感

清弘稱唯、綿處唱二一十百千萬億等數一少退、言吹、左權中將伊衡左歌頭、右權中將實賴右歌頭、出二北戸一參二中宮弘徽殿一、次飛香舍、王公座南椽次承香殿、右大殿女御次東宮、踏歌參二御前一、左右大臣有レ障、共不レ參二宿所一、故不レ踏」

○延喜彈正式云、凡京都踏歌一切禁斷

○河海抄末摘花卷注に云、踏歌式新儀式云、高巾子冠、自所麹塵給之正月十四日打熨斗、囊持褁着位袍」、當夜歌頭以下相率袍、白下襲集二中院一、暫而自二月花門一參入、行二列右近陣前庭一、時刻出二御御座一、清凉殿孫庇南四間、平文御倚子內藏寮舁二祿綿机一立二前庭一、南第四間、王卿依レ召參上、簀子南第三間當圓座、人多及南廊小板敷賜二酒肴王卿一、御廚子所供二御酒一、踏歌人進、南殿西頭始奏二調子一訖入二仙花門一列二立庭上一、踏歌周旋、三反後列二立御前一、言吹進出當二綿案一立奏二祝詞一、畢喚二囊持一二聲囊持稱唯進而計二綿數一奏二絹鴨曲一、次奏二此殿一訖着座列立間、掃部寮當二御階南邊一許丈一立二床子一爲二歌頭以下舞人以上座一相對北爲上仁壽殿西階南邊立二床子一爲二管絃者座一南廊小板敷東邊西面東上敷レ疊竝レ机、爲二打熨斗、囊持座一、又有二諸司二分吹レ管者一同着レ之、同壁下北面西上敷レ疊爲二殿上侍臣座一、內藏寮舁二四尺臺盤三基一立二舞人以上座一八尺臺盤一基立二管絃者座一、臺盤皆辨二備肴饌一次王卿已下取二勸盃一侍臣所雜色以下行酒、三四巡後管絃更二調子一唱二竹河曲一卽起座列立如レ前歌四唱之後舞人已上雙舞進而上二東階一、內侍二人相分被レ綿、且舞且還女藏人二人持入綿匣候內侍後但彈琴者以下男藏人二人傳二取御簾中一於二庭中一被レ之、奏二我家曲一、退三出自二北廊戸一」、其後踏歌所々、及レ曉歸參、御座如レ初、歌頭舞人賜二座於庭中一相對西爲上管絃者座在二橫切一北上西面打熨斗、囊持座在レ南、西上北面爲薦座出御之後公卿先候二簀子一歌頭以下依レ召參入着座賜二酒饌一、此間奏二管絃一數巡之後賜レ祿有レ差事了退出、歌頭支子染褂各一領、踏掌、打熨斗、囊持絹一匹、內藏寮立二高机一積二綿一百屯一

○朝野群載第二十一樂章部

踏歌秘曲

踏歌章曲二首　○目錄に踏歌章曲男女とあり

萬春樂、萬春樂、萬春樂

我皇延祚億千齡萬春樂　元正慶序年光麗萬春樂

延曆佳朝帝化昌萬春樂　百辟陪筵花蕚內天人感呼

千般作樂紫震場天人感呼

合せて四十八人なるに當りてきこゆるに、二人多きは後に女藏人を二人增されたるなるべし、また國史どもに宮人踏歌と記されたるも、この妓女に當れり、（中略）天皇著ニ御帳中倚子一、中略坊家別當奏レ圖、中略注に云、別當少將於階下授之云々、先披見後乍令持杖挿之云々○北山抄云、內教坊別當進舞妓奏、披見後取文杖挿之參上、是踏歌指圖也舞妓出傍書に、西宮抄四十人至版位下折南行、更還北行舞踏、三迊了如元退樂前大夫二人帶劍者前行當ニ校書殿南端一東行立舞、妓分自ニ殿南一進當ニ校書殿南端一東折夾ニ馳道一分進レ南、更北還作ニ大輪一右廻一迊、又分ニ左右一南行更折自レ內北進、了退留ニ校書殿東庭一東向唱歌首書に云、近代不及唱歌○唱歌、一本に立舞と作り了退入、踏歌雨儀は、三代實錄元慶七年正月十六日の度に、宮人踏歌於殿上以雪落地濕也とみえ、此次第にも雨儀の裝束をば載られて、首書に妓女踏歌舞於南庇如七日女樂、外廻輪轉南方從欄、見吏部王記後參ニ三宮一

○大后御記云、河海抄末摘花卷男踏歌の注延喜七年正月十四日、をとこだうかありて、わたかづけの藏人四人大うへわたりおはします云々

○延喜十三年正月十四日丁巳御記曰、河海抄上に同じ此夜有ニ踏歌事一、晚頭風雪、及ニ戌刻一雪晴、亥一刻踏歌人等參入於ニ右近陣前一理ニ管絃一、此時卽意子中務卿親王、常陸大守親王、大納言藤原朝臣、權中納言藤原朝臣參議仲平朝臣、定方朝臣等、侍ニ簀子敷一、舞人等進至ニ竹架東頭一列立、先奏ニ調子一、次萬春樂、漸進ニ南北一惣三度、訖當ニ御前一分立、言吹祝詞、囊持計レ綿、卽奏ニ絹鴨曲一、次奏ニ此殿曲一、此間內藏寮立ニ臺盤吳竹東邊一掃部立ニ床子一、奏歌人行着ニ床子一、公卿等下レ殿行酒、三四巡後管絃更ニ調子一歌ニ竹河曲一、便地列ニ庭中一內侍藏人等持ニ被綿一訖着ニ階座一、歌頭已下舞童以上舞進上レ階給レ綿、彈琴已下樂人等、令男藏人自後給之畢歌ニ我家曲一退出、于時子一刻自ニ瀧口一到ニ東宮息所曹子一踏歌、弘徽殿次尙侍曹子昭陽舍次飛香舍次承香殿息所曹子、麗景殿次克明親王直盧、參ニ入東宮一、寅四刻還參ニ入內裏一候ニ右近陣前一、召ニ之東庭一掃部給平敷坐給ニ酒肴一令レ奏ニ絃歌一、三四曲後給レ祿、歌頭舞人等給レ袴訖召人藏人所人等給ニ襖子一、雅樂物師等給ニ疋絹一、卽入內、歌舞人等退出、于時卯三刻、同十七年、廿年同レ之

○西宮記云、河海抄上に同じ延喜十三年正月十四日、踏歌參ニ所々一、尙侍幷一親王宿所等、此文今本首書に見えたり

○李部王記云、河海抄上に同じ延長七年踏歌人裝束、垂纓冠、麴塵闕腋袍、白下襲、着ニ深沓一、持ニ白杖一以立加レ列、前官挃本ノマヽ脈劍振靴高巾子着ニ綿面一、童子二人在ニ舞人列一、右衛門督兒今阿子、故貞辨字菖蒲町其裝束如ニ舞人一、着レ花加ニ兩鬟一、房爲着ニ絲鞋一、左少將行扶進中間綿臺東供喚ニ囊持ニ二聲、

みえたり、委しき事は年立のところに論へり次に醍醐天皇延喜三年、同七年に十四日男踏歌（こゝより正月といふを省きて日次のみをもていへり）同十三年十四日に男踏歌、十五日に女踏歌、同十七年十四日男踏歌、十九年十六日女踏歌、廿年十四日男踏歌、延長六年十六日女踏歌、七年十四日男踏歌、朱雀天皇承平四年十四日男踏歌、天慶四年十四日に男踏歌、十六日に女踏歌、同五年、六年うちつゞきて十四日に男踏歌、九年十六日女踏歌、村上天皇天暦元年、同二年、同三年十六日女踏歌、同九年論奏ありて踏歌を止め給ひ、冷泉天皇安和二年より舊のごとく十六日に女踏歌行はれ、圓融天皇御世天祿二年より天元五年まで十六日女踏歌、永觀元年十四日に男踏歌、十六日に女踏歌行はれ、此後十四日の男踏歌は行はれず、十六日の女踏歌のみ行はれけるが三條天皇長和元年におよびて又踏歌を止め給ひ、後一條天皇寛仁元年よりまた舊に復し給へる由にて十六日の女踏歌行はれけるが、世の亂によりて永正十六年のころより絶て行はれず、大御世治りて後女踏歌のおもかげばかりをせさせ給ふとぞ

踏歌之事類抄出

○弘仁内裏式、正月十六日踏歌式云、早旦天皇御ニ豐樂殿一賜ニ宴次侍從已上ニ云々、宮人踏歌出レ自ニ青綺門一五位二人分頭在レ前、差進經ニ左近仗東頭一南進、更西折當ニ殿中階南一進、當ニ顯陽堂南階一、于レ時大夫東去七許丈北面立、踏歌者踏分卽升ニ着顯陽堂坐一踏歌者欲レ還起坐、卽進引還如レ初云々、卽宣制云天皇我詔旨良麻止宣不大命乎衆諸聞食止宣云々、更宣云今日波正月望日乃豐樂聞食須日尒在故是以踏歌見御酒食閇惠良伎退止爲弖奈毛御物給止久宣云々、中務輔以上唱レ名賜レ綿各有レ差云々、所司献ニ祿餘於殿上一卽内侍令下ニ女史一賜中踏歌者上各有レ差、若有ニ蕃客一云々令下ニ客徒一奏中其國樂上訖宮人踏歌出レ自ニ青綺門一如レ上、踏歌者東向之時大夫進而引還如レ常

儀式に載られたるも、もはら同じ、内裏儀式にはいと簡に載られたり

○江家次第踏歌條抄出中務立レ標、並置ニ宣命版一、中略坊家妓女（坊家は内教坊なり）裝束依ニ請奏一給レ之、中略坊家妓女外、中宮春宮妓女各二人催レ之、女藏人奉仕、（本注に云、内裏女藏人四人必奉仕○首書に云、内裏女藏人自殿西戸下、中宮春宮女藏人自御膳宿出加列踏歌）○妓女の員は、此下文舞妓の傍書に、西宮抄四十人云々とあり、延喜中宮式に、正月十六日踏歌妓女四十六人祿料云々、とみえたるは、この坊家妓女四十人に中宮春宮妓女合四人、と奉仕の女藏人四人、

萬壽元年、二年踏歌みえず

○萬壽三年十六日踏歌　○四年十六日踏歌

長元元年踏歌みえず

○長元二年十六日踏歌　○三年十六日踏歌

○四年十六日踏歌　○五年十六日踏歌

○六年十六日踏歌　○七年十六日踏歌

八年、九年踏歌見えず

この後のものには百練抄後三條天皇御代の條事の末に、後冷泉後三條兩代之間、不ㇾ被ㇾ行ニ踏歌節會ㇾ依ニ後朱雀院御忌月一也（後朱雀院、寛德二年正月十八日崩給へり）と記せること見え、本朝世紀稿（缺卷缺文多し、此書の事は別に考辨へたるものあり）の中に康和五年、天養元年、久安元年、三年、四年、五年、仁平元年、二年の十六日の度々にもたゞ踏歌と記し、また其後には禮儀類典に玉海に記されたる仁安三年の度より、宣胤卿記なる永正十五年正月十六日の條に去年者三節會再興、當年元日許也、といへるまで諸家の記録どもに見えたるかぎり輯載られたるを見るに、みなたゞ踏歌と稱て其記しざまはとり〴〵疎略にて詳ならぬが多かれどいと事そぎたる女踏歌とみえきこえて男踏歌の趣にきこゆるは一度もあらず

○此踏歌行はれたる始より御世々々に行はれたる趣を今かく次第記してとりすべて考ふるに、もともろこしの國の唐の世に踏歌とてものせるまさなき遊態を擬びて、天武天皇三年正月朔日男女無別闇夜に踏歌せさせ給へるに始りて持統天皇七年正月十六日漢人等に踏歌せさせ給ひ、八年正月十七日に漢人、十九日に唐人に踏歌せさせ給ひ、其後聖武天皇天平元年、同二年正月十四日に男踏歌あり、同十四年正月十六日に少年童女の踏歌あり、又其後光仁天皇寶龜五年正月十六日女踏歌男踏歌あり、次に桓武天皇延暦十四年正月十六日平安新京にて女踏歌あり、同十八年正月十六日踏歌とあり（此時蕃客あり前後の例によるに女踏歌なるべし）その後、嵯峨天皇の弘仁六年、同十一年、同十三年ともに正月十六日女踏歌あり（三度ともに蕃客あり）此十三年の度より（この十二年正月卄日に成たる内裏式に正月十六日踏歌式に宮人踏歌とあり）光孝天皇の御世に至まで毎年の恒例として正月十六日に女踏歌あり、此後の御世は國史あらざればいま彼此の書どもに見およびたるうへをもて考るに、宇多天皇寛平元年正月十四日に男踏歌を始行ひ給ひ（但しこは承平の舊風に依り給へる由）

二年踏歌見えず

○一條天皇

○永延元年十六日踏歌　○二年十六日踏歌

○永祚元年十六日踏歌

正暦元年二年三年踏歌見えず

○正暦四年十六日踏歌　○五年十六日踏歌

○長徳元年十六日女踏歌　○二年十六日女踏歌

○三年十六日女踏歌　○四年十六日踏歌

○長保元年十六日女踏歌

二年三年四年踏歌見えず

○五年十六日女踏歌　紀略にはたゞ踏歌とあるを本朝世紀稿によりて女字を加ふ

○寛弘元年十六日踏歌　○二年十六日女踏歌

源氏物語の末摘花巻に、ことしをとこだうかあるべければ、又初音巻に、今年は男踏歌あり内より朱雀院にまゐりて云々、眞木柱巻に男踏歌ありければ、竹川巻に其としかへりて男踏歌せられけりなどいへり、まづ此物語作れる時世は紫女七論にこまかに考へて長保の末寛弘の始の頃までにいできたるものなるべきよし説へるはさることにて、そのかみ男踏歌は行はれざる御世なりけるを、朱雀天皇の御世の頃のさまにとりなして今年は男踏歌あり、ことしをとこだうかあるべければなどいへる趣の心しらひをかしくきこえたり

○三年十六日踏歌　○四年十六日踏歌

○五年十六日女踏歌　○六年十六日女踏歌

○七年十六日女踏歌　○八年十六日女踏歌

○三條天皇

長和元年、二年、三年、四年、五年踏歌無し、上に引たるごとく行成卿抄に天暦云々、安和云々、長和又止と見えたるは、この長和元年より止られたるに當れり

○後一條天皇

○長和六年十六日女踏歌

是年四月十三日寛仁と改元ありかの行成卿抄に長和又止同六年以後復舊とあるに當れり

○二年十六日女踏歌　○三年十六日女踏歌

四年、治安元年、踏歌見えず

○治安二年十六日女踏歌　○三年十六日女踏歌

とみえたればかたぐ〳〵この十四日には男踏歌
なりけむ事決し
○五年十四日男踏歌　○六年十四日男踏歌
○九年十六日女踏歌
○村上天皇
○天暦元年十六日女踏歌　○二年十六日女踏歌
○三年十六日女踏歌
四年より十年まで紀略闕たり
年中行事抄踏歌の條に、行成卿抄云、天暦九
年論奏止レ之、安和詔依レ舊行レ之、長和又止、
同六年以後復レ舊（行成卿は長和六年より十一年の後、萬壽四年に薨給ひたれば、此卿の在世の間に舊に復されしなり）また師遠年中行事にも、十六日
踏歌事依二天暦九年十二月十三日論奏一止レ之
今亦有レ之（中原師遠朝臣は大治五年に卒）
紀略に、康保元年（天暦十一年改元）より四年まで、冷泉
天皇の安和元年踏歌見えず、行成卿抄と合へ
り
○冷泉天皇
○安和二年十六日女踏歌行成卿抄に安和詔依レ舊行之
とある是年に當れり

○圓融天皇
天祿元年踏歌見えず
○天祿二年十六日女踏歌　○三年十六日女踏歌
○天延元年十六日女踏歌　○二年十六日女踏歌
○三年十六日女踏歌　○貞元元年十六日女踏歌
○二年十六日女踏歌　○天元元年十六日女踏歌
○二年十六日女踏歌　○三年十六日女踏歌
○四年十六日女踏歌　○五年十六日女踏歌
○六年（補）十四日男踏歌 十六日女踏歌 河海抄（初音卷男踏歌注）に云、天元六
年正月十四日有二男踏歌一（中略）今度以後男踏歌絶
而無レ之とみえたり、是年四月永觀と改元あ
り」此後男踏歌の事書どもに見えず、弘安八
年に記せる中原師冬朝臣の年中行事に、正月
十四日男踏歌事近代不レ被レ行といへるは此行
事記せる近き御代の事にはあらで前の御代に
は行はれたりつれど、其後行はれずなりし由
をおほよそにいへる史家の俗文なり、然る書
ざまほかにも例多し
○華山天皇
○寛和元年十六日女踏歌

して推察られたり

○醍醐天皇

延喜三年十四日男踏歌　河海抄初音巻男踏歌注に云正月十四日男踏歌也、其儀新儀式以下に見えたり今在る新儀式、此儀式のあたり缺たり

(補)七年十四日男踏歌　河海抄初音巻男踏歌注に云大后御記云延喜七年正月十四日をとこだうかありて云々

十三年(補)十四日男踏歌十六日女踏歌　十四日は河海抄初音巻男踏歌注に云延喜十三年正月十四日丁巳御記曰此夜有二踏歌事一中略踏歌人等参入中略歌頭已下舞童以上以舞進上レ階下略擧注して同十七年廿年同レ之とみえたり、また李部王記をも例に引て延長七年踏歌人装束中略童子二人在二舞人列一其装束如二舞人一とみえたり、此十三年の度に舞童とあるも童子にて舞人の列にありしなり、相證して男踏歌なりしこと知られたり

十七年十四日男踏歌　上に引たるごとく河海抄に同十七年廿年同レ之とあるに合へり

十九年十六日女踏歌　去年男踏歌あり、十三年に十四日に男踏歌十六日に女踏歌あり、また前の例に依りて推考るにも此度の十六日は女踏歌なりしなるべし

(補)廿年十四日男踏歌　上に引たるごとく河海抄に延喜十三年の男踏歌を擧て十七年廿年同レ之とあるによりて補ふ

○廿二年十四日男踏歌十六日女踏歌

○延長六年十六日女踏歌　たゞ踏歌とあれど例に依るに女踏歌なりしなるべし、延長五年に定給へる延喜式の中宮式にも正月十六日の踏歌妓女四十六人祿料云々と載られたり

(補)七年十四日男踏歌　河海抄初音巻男踏歌注に、李部王記延長七年踏歌人装束云々、童子二人在二舞人列一其装束如二舞人一云々

○朱雀天皇

紀畧承平二年七月十四日夕仰瀧口武士腰祖相撲入夜命近臣蹈歌、太后臨覽到曉賜祿」

○承平四年十四日男踏歌

○天慶四年(補)十四日男踏歌十六日女踏歌　西宮記に、是年に十四日踏歌とあり已前の例といひ十六日に女踏歌

ま在る巻々の中にてみえたるかぎり、踏歌の事を年立に擧しるし、又他書に見えたるをも、年立に並べ載て、その引書を注して、ともに考證せる由をしるす○本書日次の下に干支を記したれど、こゝにはいたづらなれば省けり、又他書に依て補へたるには、(補)かく目じるしして分ち、例證によりて補へたる字には、その右旁に○を點したり、

○宇多天皇

(補)仁和五年十四日男踏歌○是年四月改元寛平

年中行事抄に云、仁和五年正月十四日踏歌記云、議者多稱踏歌者新年之祝詞累代之遺美也、歌頌以延ニ寶祚一言吹以祈ニ豐年一、豈啻縱ニ樂遊於管弦一惜ニ時節於風景一而已哉、宜下依ニ承和故實一以作中毎歳長規上と見え此文年中行事秘抄にも載て故實を事實と作り年中行事抄に、廣相卿傳云仁和五年蒙レ勅造ニ撰踏歌記一卷一、件記仁壽以後四代中絶不レ行今年尋ニ承和舊風一始ニ行之一と見えたるを廣相卿は橘卿なり、秘抄に引たるは踏歌記の文なり、この抄に引たるは廣相卿傳なる踏歌記を造撰れる由の文なり併考るにこの踏歌記造撰る仁和五年は宇多天皇即位より二年にて、是四月に寛平と改元あり、仁壽以後四代中絶とは仁壽は文德天皇の御世なり、以後四代中絶とは清和陽成光孝の御世に當代を係けて四代におよぶまで此踏歌の事の中絶て行はれざりし由なり、承和の故實に依りまた舊風を尋ぎとも云へるは仁明天皇の御世の承和年中に行はれたりし踏歌の式を尋ぎて、今年仁和五年より始て長く毎歳に行ひ給はむと勅ありける由なり、然るに上の年立に記せるごとく嵯峨天皇の弘仁十二年の內裏式に正月十六日踏歌式を定めて載給ひ恒例として女踏歌行はれ儀式內裏儀式も同じ光孝天皇の御世に及まで絶えず行はれたればその恒例の踏歌を仁壽以後四代中絶とは云ふべきにあらず、故つらく推考ふるに承和年中別詔によりて正月十四日に男踏歌奏させて御覽したることのありけるが聖武天皇御世、天平元年正月十四日男踏歌ありし事、上の年立に記せるがごとし、此例に依り給ひたりしなるべしその後其男踏歌は絶て行はれざりしをもて與して今年より始行はるゝ由なるべし、さて其承和に行はれたる男踏歌の事を續紀に載られざるは別詔ありて內々の御遊なりければ續紀修撰の時議ありて載られざりつるなるべし、後の事ながら延喜中宮式に正月十六日踏歌妓女四十六人祿料細屯綿六百屯と載て男料を載られざるは元來踏歌を女の奏る事と定て男の奏るは別詔に依るが故なるべきを相證

○淳和天皇

天長二年庚申　爲諒闇無視踏歌

四年戊寅　聖體不豫不御紫震殿云々、觀踏歌、此時の詔詞に、比來寒風尒不當給御坐爾依之、今日乃豐樂里如常久不聞食、然毛常毋見留踏歌見太刀爲（こゝの上に字の脱誤あるべし）退止爲弖奈毛、御物賜波久止宣とみえて、今度は常も見留の御言を加へられたり

七年辛卯踏歌　八年乙卯踏歌

○仁明天皇

承和四年庚辰踏歌　五年乙亥踏歌

六年己巳踏歌　七年癸巳踏歌

九年辛亥踏歌　十一年己亥踏歌

十二年癸亥踏歌　十三年戊午踏歌

十四年癸丑踏歌　十五年丁丑踏歌

嘉祥二年乙未踏歌

○文德天皇

仁壽二年癸未踏歌如舊儀　三年丁未踏歌如常

天安三年十六日停踏歌之節諒闇也

○此度より踏歌之節と記されたる處あり、前に大同二年の詔に、正月七日十六日の二節とあり

○清和天皇　此御世より光孝天皇の御世に至まで、三代實錄のごとく、日の下に干支を記されたれど、こゝには干支を署きて擧ぐ

貞觀二年十六日踏歌節也如常儀　三年十六日踏歌

四年十六日踏歌節也如常儀　五年十六日踏歌之節也

六年十六日踏歌　七年十六日踏歌

八年十六日宮人踏歌　九年十六日宮人踏歌

十年十六日宮人踏歌　十一年十六日宮人踏歌

十二年十六日宮人踏歌　十三年十六日宮人踏歌

十四年十六日停踏歌之節　十五年十六日停踏歌之節

十六年十六日宮人踏歌　十七年十六日宮人踏歌

十八年十六日宮人踏歌

○陽成天皇

十九年十六日宮人踏歌○是年四月改元元慶　元慶二年十六日宮人踏歌

三年十六日宮媛踏歌　四年十六日宮人踏歌

六年十六日宮人踏歌　七年十六日宮人踏歌

八年十六日宮人踏歌

○光孝天皇

九年十六日宮人踏歌○是年二月改元仁和

仁和二年十六日宮人踏歌　三年十六日宮人踏歌

○日本紀略抄出

こはもはら國史に差繼たる書なるによりて擧たるなり、此書諸本互に脫文誤寫あるを挍へ合せて訂して採れゝど、素より記しさまに精粗あり、又缺たる卷もありて、御代も相續かされば、かた〲とにしては知られざれど、い

傳帝宅新成最可レ憐、郊野道平千里望山河擅レ美四周連、新京樂平安樂土萬年春」冲襟乃眷八方中、不レ日爰開億載宮、壯麗裁レ規傳二不朽一、平安作レ號驗二无窮一、新年樂平安樂土萬年春」新年正月北辰來、滿宇韶光幾處開、麗質佳人伴二春色一分行連レ袂舞二皇垓一、新年樂平安樂土萬年春」卑高泳レ澤洽二歡情一、中外含レ和滿二頌聲一、今日新京太平樂、年年長奉我皇庭、新京樂平安樂土萬年春（此樂章後の御世の例に擬らへておもへば、字音に唱へたりしなるべし、また一首の結句の尾ごとなる三句は、かの唐の則天紀に、踏歌萬歳樂とみえたると同趣なる祝辭なり、此後の御世の樂章の前後にもかゝる趣なる祝辭あり）五位以上賜レ物有レ差と見えたり、第二章句に麗質佳人伴二春色一分行連レ袂舞二皇垓一といへるをもておもふに此度は女踏歌なりしなり、さて此踏歌は前年の十月平安の新京に遷幸したまへる御賀に行ひたまひたるなるべし（朝野群載に載たる男踏歌の樂章に、延暦佳朝帝化昌とみえたるは、此度の事をさして稱へるなり、但し其は男踏歌の樂章ながら、たゞこの延暦の時の踏歌の昌なりつる事を讃美たるにて、男女の差別までにおよべるにはあらず）

●十五年己酉　●十六年癸卯

●十七年丁酉

十八年辛酉踏歌（續紀に云、宴群臣并渤海客奏樂別奏踏歌○前後の例に依りて考ふるに、女踏歌なるべし）

●二十年己酉　●廿一年戊辰

●廿三年壬辰　●廿四年丙戌

○平城天皇

大同二年十一月停二正月七日十六日二節一」といふ稱こゝに始て見ゆ

○嵯峨天皇

●弘仁三年乙亥　●四年庚午

●五年甲子　六年戊子踏歌蕃客あり

●七年壬午　八年丙子

九年庚子　十年乙未

十一年己丑踏歌蕃客あり

十三年戊申踏歌蕃客あり（○是前年正月廿日に成たる内裡式に、正月十六日の踏歌式に、宮人踏歌とあり、又蕃客ある時の式もみえたり、又宣命の詞に、今日波正月望日乃豐樂聞食須日爾在故是以踏歌見、御酒食閇惠良伎退止爲弖奈毛御物給久止宣、また此式の分注に、延暦以往踏歌訖云々、大同年中此節停廢、弘仁年中更中興、但絲引榛楷、群臣踏歌並停之といへること見えたり、こは内裏儀式、また儀式等にも註されたり、また件の三式に、宮人踏歌とあれば、もとより女踏歌を式とせられたりしなり（後宮職員令に、宮人、義解に謂婦人仕官者之惣號也）但し分注に、群臣踏歌停之とあるをおもへば、以前には官人の踏歌訖て、群臣の中より輿に乘て踏歌せる事のありしを、停め給へるなるべし）

えたるに同じ、さて件の文に連れて、又賜宴天下有位人幷諸司史生於是六位以下人等鼓琴歌曰、新年始迩何久志社供奉良米萬代摩提丹、宴訖賜祿有差とある歌を此時の踏歌の歌とこゝろえて記せる書どものあるは誤なり、又賜宴云云、於是六位以下人等鼓琴歌曰、とありて踏歌とは別事なるをや

○孝謙天皇（類聚國史、此御世を載られず）

續紀云、天平勝寶三年三月庚子（十六日なり）云々踏歌、歌頭女孺忍海伊太須、錦部河内、並授二從五位下一とあり女踏歌なり○同四年四月乙酉盧舍那大佛開眼によりて東大寺に行幸の時、王臣諸氏種々の歌舞を奏せる中に踏歌あり

○大炊天皇（此御世も類聚國史に載られず）

續紀云、天平寶字二年正月乙酉（十八日なり）高麗使等に位祿を賜ひ、又饗二五位已上及蕃客幷主典以上於朝堂一、作二女樂於舞臺一、奏二內敎坊踏歌於庭一（十六日を是日に延て行はせたまへるにか）○同七年正月庚申（十八日なり）帝御二閤門一、饗二五位以上及蕃客（高麗使なり）文武百官主典已上於朝堂一、作二云々等樂一、奏二內敎坊踏歌一、客主（客主は、蕃客と官人となり）主典以上次レ之、賜下供二奉踏歌一百官人及高麗蕃客綿上有レ差（これも十六日を延て行はせたまへるにか）こは內敎坊の女踏歌の次に蕃客、次に百官の主典以上に踏歌せさせ給へるなり

○稱德天皇（この重祚の御世も類聚國史に載られず）

類聚三代格天平神護二年正月十四日の官符に云、禁二斷兩京畿內踏歌一事、右被二右大臣宣一偁、今月十四日宣一偁、奉レ勅今聞里中踏歌承前禁斷、而不レ從二提搦一猶有二濫行一嚴加二禁斷一不レ得二更然一、若有二強犯者一追捕申上と見えたり、當時はやくより踏歌する事の京中畿內の諸國にもおよびて濫行のありしにこそ

○光仁天皇（類聚國史、光字を廣と作り、當初しか稱へ奉られしにや）

●寶龜二年甲戌

五年丙辰（補）女踏歌（補）男踏歌　續紀に、踏歌の事を記されず○師光年中行事云、女孺卅人分頭奏踏歌五位已上奏踏歌

●六年庚戌　●八年己巳

●九年癸亥　●十年丁巳

○桓武天皇

●延暦二年癸巳　●三年戊子

●十二年乙未　●十三年庚寅

●十四年乙酉（補）女踏歌　類聚國史に、延暦十四年正月乙酉（十六日なり）宴二侍臣一奏二踏歌一曰、山城顯樂舊來

ろを、いろこゝには、其御代に係たる年立と、その十六日に當れる干支とを擧寫せるなり、さて此類聚國史に、國史どもの本文に、十六日宴を記して、踏歌の事を記されざるをも、おしこめて悉この踏歌の部に載られたるは、いかなるにか、今その本文に、踏歌の事を記されざるをば、年號の上に●を點し、踏歌と記されたるには、その年立の下に、たゞ踏歌と記し、それ仕奉れる男女の差別の勘へ知らるゝは、その男女の字を書加へて、右傍に小さく○を施せり、さて又考證して論ふべき事のあるをば、それ〴〵の年立の下に注し、また他書に見えて國史に見えざるを補擧げて（補）の印をもて分ちて、其下にその本書を引注し、又異時に踏歌せさせ給へることの國史に見えたるをば、年次の中間に別に低て記し添へつ

●五年乙卯　●朱鳥元年丁巳

○持統天皇

●三年己巳　●六年壬午

七年丙午 漢人等踏歌 書紀云、丙午十六日なり漢人等奏二踏歌一

●八年庚子

○書紀云、正月辛丑十七日なり漢人奏二踏歌一○同月癸卯十九日唐人奏二踏歌一、この二度に、考合すれば、七年の度に漢人等と記されたるは、唐人と等に奏させたまへるにか

●九年乙未　●十年己未

●十一年癸丑

○文武天皇

●五年庚寅　●大寶二年癸未

○元明天皇

●和銅三年丁卯　●八年己亥

○元正天皇 類聚國史、この御世を載られず、今按るに、續日本紀に、此御世元日の宴ありて、十六日のはあらず

○聖武天皇

（補）天平元年 十四日 男踏歌 河海抄末摘花卷男踏歌注に、聖武天皇天平元年正月十四日、始有二男踏歌一、年中行事秘抄に、此文を載て男字脱たり、又拾芥抄踏歌節會の注にも、天平元年正月十四日始之とあり、但し件の注文、印本には明日射禮とある注下に書つゞけ、元年を二年と書るは訛なり、今古本に據る　この事續日本紀には見えず、

天平二年辛丑 男踏歌 續紀に、天平二年正月辛丑十六日なり天皇御二大安殿一、宴二五位已上一、晩頭移二幸皇后宮一、百官主典已上陪從踏歌、且奏且行、引二入宮裏一以賜二酒食一とあるは此さし續の文に、因令探短籍云々、踏歌に關れる事にはあらざるを、類聚國史には因に載られたり

●十二年癸卯　●十三年戊戌

十四年壬戌 少年童女踏歌 續紀に、天平十四年正月壬戌十六日なり天皇御二大安殿一宴二群臣一、酒酣奏二五節田舞一訖更令下二少年童女一踏歌上、少年童女云云、とは幼少き男女を雑へてなり 朝野僉載に、少年少婦と見

この中間に、一花冠一巾皷皆萬錢、裝束一妓女皆至三百貫の十九字あり妙簡二長安少年少婦千餘人、秘笈本、少年を萬年と作り、また此中間に、衣服花釵媚子亦稱是の九字あり於二燈輪下一踏歌三日三夜秘笈本三日夜歡樂之極未二始有一レ之也秘笈本也字無しといふ文を引載たり年中行事秘抄にも、正月十五六日月明時、京中士女踏歌云々、見朝野僉載、右詩云、天上姮娥遙解意、偏教月向踏歌明、注曰、月夜者美人踏歌誇張ともしるせり、また書言故事注に、昔長安少婦千餘人、於燈毬下踏歌三日、といへるも正月の時の事なるべし、四時調攝牋に、唐觀燈、士人作踏歌唱之歌曰、長安少女踏春陽、卓氏藻林に、唐樂府詞李白が詩に、忽聞岸上踏歌聲など見えたり、司馬光が通鑑の唐則天紀に、默啜使閻知微招諭趙州、知微與虜連手蹋歌萬歲樂於城下、將軍陳令英在城上謂曰、尙書位任非輕、乃爲虜蹋歌、獨無慙乎、注に蹋歌者連手而歌、蹋地以爲節といへる事もみえたり、然ばかり唐世に盛なりつる風俗を、天武天皇の聞食およびて其踏歌のさまを擬移して、それ爲させて御覽し給ひたりしなるべし、但し元日の闇夜にせさせ給へるは、唐にて望月の頃する例なるを、元日にせさせ給へるによりて、月夜に對へて闇夜と記せる文なるべし、持統天皇には漢人唐人に仰せて、やがて其國風のごとくせさせ給ひたりしなるべし、但し漢人等はもと漢人の胤にて、其國人にはあらざれど、本國の漢世の頃の踏歌を傳へたりける由を聞食して、其せさせて御覽し（史記樂書に、漢家祀太一、以昏時祠到明、今人正月望月夜遊觀燈、是其遺迹といへるを見えたり）唐人は上にいへるごとく、旣に歸化たりし唐人どもの族、またその御世に歸化來り居れるもありけむを、その黨類等に仰せつけ給ひたりしなるべし、さてその漢人の踏歌を正月十六日にせさせ給へるも、かの僉載にみえたる正月十五六七日夜不閉京城門云云、踏歌三日三夜とみえたる、中の十六日にせさせ給へるなり、唐人の十九日なりしも十五日に定給ひたりけるが、障る事などのありて日を延給ひたりしにもやありけむ、是より後の御世々々、正月十六日と定めて踏歌せさせて御覽し遂に恒例の公事となりぬる趣は、下に擧記すがごとし（但し十四日に男踏歌せさせ給ひたる事もありしかど、別なる趣にて、恒例とはせさせ給はざりき、その度々は、これも下に共に擧しるすがごとし）然れは路歌は、もと唐世のまさなき風俗を擬ぐ移されたるものにして、乞巧典などに等しき御遊事になむありける、（年中行事抄、同秘抄等に引載たる、橘廣相卿の作られたる仁和五年の踏歌記の文に、議者多稱、踏歌者新年之祝詞、累代之遺美也、歌頌以延寳祚、言吹以祈豐年、豈啻縱樂遊於管絃、惜時節於風景而已哉といへるは、由もなき虚稱なり、又色葉字類抄に、踏歌長輪曆云正月十五日踏歌意何、當除將來之凶兼祈年中之吉、故從唐五帝之時起也、顓頊氏治天下之時也、といへるに殊にしどけなき俗說なり、さてまた貞治五年年中行事歌合に、二條關白基良公の踏歌の旨趣詞に、おほかた京洛の遊士の、聲よくもの歌ふを召て、年始の祝詞を作りて、舞をまはせられけるなり、されば十四日十六日は月の頃なれば、明月に踏歌曲御覽しけるなるべし、云云と記されたり、一條兼良公の公事根源にも、件の文をもて記されたる事あれど、ともにおほゝしき記されざまにて、すべて事の證には心得がたき趣なり）但しもとは詩をやがて唐音のまゝに唱ひてものする例なりときこゆるに、後に催馬樂などをも歌ひ又こなたざまなる囃言などをそへなどしておのづからみやびたるてぶりに轉化りておもしろき樂わざとなりしものなるべし、その行はれたりしおもむきは古書どもを證考へて、次々に記せるがごとし

踏歌年立

○天武天皇

三年正月朔男女無別闇夜踏歌此時の事は、上に本文を擧記せるがごとし

○類聚、國史第七十二歲時部正月十六日踏歌之條所載、本書にには御代を標て、某年正月干支云々、と載られたるは、みな十六日宴を、國史どもの本文のまゝに記された

比古婆衣十二の巻

○踏歌考

踏歌といふ事を奏させ給へる事の書に見えたる始は、伊呂波字類抄に本朝事始云（事始は、通憲入道藏書目錄に、本朝事始二号、また本朝書籍目錄雜抄部にも載たり）天武天皇三年正月朔、拜㆓朝大極殿㆒詔㆓男女无㆑別闇夜有㆓踏歌事㆒と見えたり（年中行事抄、年中行事秘抄、河海抄、江次第等にもかく記し、濫觴抄にも此趣に記せり、但し正月の下の朔字無き本どもゝありて定がたし、又公事根源踏歌節會の條にも、天武天皇三年正月に大極殿に渡御なりて、男女別つ事なく闇夜踏歌の事あり、と記されたるも件の說に據り給へるなり）此事書紀には見えざれど古傳說なりしなるべし、史には其後持統紀に七年正月丙午（十六日なり）云々、是日漢人等奏㆓踏歌㆒、八年正月辛丑（十七日なり）漢人奏㆓踏歌㆒、癸卯（十九日なり）唐人奏㆓踏歌㆒と見えたり漢人は雄略紀（十六年十月の下）に詔聚㆓漢部㆒定㆓其伴造者㆒賜㆑姓曰㆑直とみえたる漢部の族なるべし、續紀（卅八卷）に坂上大忌寸苅田麻呂等上㆑表言、臣等本是後漢靈帝之曾孫阿智王之後、漢祚遷㆑魏阿智王因㆓神牛敎㆒出行㆓帶方㆒云々卽携㆓女弟迁興德及七姓氏㆒歸化來朝云々、於是阿智王奏請曰臣舊居在㆓於帶方㆒人民男女皆有㆓才藝㆒近者寓㆓於百濟高麗之間㆒云々、其人男女擧落隨㆑使盡來永爲㆓公民㆒積㆑年累㆑代以至㆓于今㆒今在㆓諸國㆒漢人亦是其後也と云へる事見えたり、唐人とはこの踏歌せさせ給へる翌々の丁巳に以㆓務廣肆等位㆒授㆔大唐七人與㆓肅愼二人㆒とみえたる屬、またはやく歸化たりしその國人の族どもにて（そのかみもろこしは、唐の世兩に分れて、中宗が世は嗣世、武后か世は長壽と號へる年ごろに當れり）その漢人唐人に仰せて其が本國風の踏歌を奏させて覽はし給ひたるなるべし、そは年中行事抄（此書上下二卷あり、作者は詳ならざれど、中原の師遠、師元、師光師冬の主たちの年中行事と、大むれ同じ記さまなり、外記職中原家の記錄なるべきこと決し）踏歌の條の引勘に、朝野僉載云（此書今世に在ことを聞かず、漢國にも絕たりげにきこえて、說郛唐代叢書、そのほか何くれの叢書に收れたるもみな缺本にて此に引たる文見えず、然るに寶顏堂秘笈と云へる叢書の中に、此書六卷收れたる中の第三卷に、此文在りとて、北靜廬が抄して見せたるを、この文に挍見るに、かへりて彼かた〳〵寫誤れりと見ゆるがあり、また彼にありて此に無き文のあるは、略きたるものと見えたり、めづらしくおほゆれば、今其異なる文を悉擧て分注す）唐先天二年（睿宗が世の末、皇朝の和銅六年に當れり、秘笈本に、唐字を睿宗と作り）正月十五十六十七日夜（秘笈本、十七日の三字無し）不㆑閉㆓京城門㆒於㆓安福門外㆒作㆑燈高廿丈（不閉云々六字、秘笈本、於京師の三字とす、また燈を燈輪と作り、下文に合へり）衣以㆓錦繡㆒、飾以㆓金銀㆒（秘笈本、繡を綺とし、飾を餙とし、銀を玉と作り）然㆓五萬盞燈㆒（秘笈本、然を燃と作り）望㆑之如㆓花樹㆒（秘笈本、望を簇と作り）宮妓千餘（秘笈本、宮女千數）衣㆓羅綺㆒曳㆓錦繡㆒輝㆓珠翠㆒施㆓香粉㆒（秘笈本

らはしなりその約りたる詞にほそちといへるなるべし和名抄に、熟瓜を和名保曾知俗用熟瓜二字、或説極熟蔕落之義也とみえたる、人の臍も菓蔵の蔕も、もとは同義なれば保曾知といふもまた同義なり、さて今世の言に臍を保曾とも保叙ともいひて曾の清濁一かたならず、むかしはなべて曾と清む音に云ひしなるべし、歌の、ひかけのことばなどには清濁にかゝはらざる例あれど、此歌にては保叙知とよみては細乳を兼てはきゝとりがたければ、かたがた保曾知と清む音によめりと意得べしかくてほそちにつけてあえすとは今世に臍蔕の落たるとき臍に母の乳汁を塗る方あるをおもへば世間に、よろづの傷に乳汁を塗て愈す方あり、この方神代より爲しこと、きこゆること古事記大穴牟遲神手間山の厄の下にみえたりそのかみ然爲る方を乳あえといへるなるべしさて其あえはあゆ、あゆる、あゆれと活きて乳汁血などの出るにいふ言にて乳にいへるは枕草紙すさまじきもの、段に乳あえずなりぬる乳母乳の出ずなりたるよしなりと見えたるこれなりそのほか古書に血あえたり、血あゆ、汗あゆるなどこれかれみえたり、萬葉集十八巻橘をよめる歌に、安由流實は云々とみえ、八巻に安要奴がに花咲にけり、十巻にみ草の花の阿要奴がに、などよめるも安要といふ言を活かしたるなり、さて其阿要といふ言の意は肥後人中島廣足が云、己が國わたりにて菓の落るをアエルといひ、人の竿などして搗落すをアヤスと云へり、萬葉に安由流實は云々とよめるは、橘の落るをいひ、又阿要奴がに花さきにけりといへるは落ぬべく花咲にけりの意なり、み草の花にいへるも同じ、さて又汗血などの垂落るをアユルといひ、雨のほろほろと降下るをもアユルといひ、又物の高きところより落るをウチアユルと云へり、玄々集に馬内侍いしなどりの石を中宮に奉りける人に代りて、「すめらぎのしりへの庭の石ぞこれおもふこゝろありあゆるまでとれ」とみえたるあゆるも落る意なり、また乳あゆるなどいへるも乳汁の出ることにて垂落る意なり、これらの言肥後ばかりならず九州のうちはおほかたいふ言にて、古言の遺れるなり、しかるに萬葉集略解に土佐人は菓などの熟することをアユルといふ由に注せり、菓熟すればかならず落る故轉してはさもいふめれど、もとの意は落ることなりといへるはさることとなり、なほ案るに此言アヤスともいふは、醫心方古本に合汗不可汗、また千金方古今に不須汗など訓をさしたり、今肥後にてアヤスとも云といへるはこれにて、自よりものするにはアユをアヤと通はして別に活かしていふ格の詞にて、洞物語に、血をさしあやしてなどいへるこれなり、其はアヤサン、アヤシ、アヤス、アヤセと活く詞にて、燃エモユなどいふ詞をモヤシモヤスなどいひ、冷エヒユなどをヒヤシヒヤスなどサシスセと活かして云ふと同格の詞づかひなりその乳あゆるを臍に塗る方に轉して體言に乳あえといふを上に乳といへるによりて徒にあえすすは爲るの意なりといへるなるべし、一首の意はかけ歌に答へて漢籍よみの博士の家の乳母にはしかおもほさむはさることなめれど日本魂だに賢くは乳智を兼ぬはほそくとも臍蔕落に塗るばかりの乳母の用には足りぬべきものぞといへるなるべし

〔眞云あえすといへる詞のときさま更にきこえずなほあるべし〕

比古婆衣十一の巻終

內野の道の苦しさこそさばかりはとおぼゆれど、春は雪ふかく秋は霧まよふしばふのうへ、冬は神がきとほき雪の中など誠にさはる陰なき大甞畠はるかに見わたされて心のすごきをり〳〵も侍るらむ、右歌云々いかさま左の菜うりのすがたまさるべきにやなどいへるにて明らかなり、さるをなさうとしもいへるはそのかみ都ちかき里の賤女が賣詞に、單に菜とのみはよびがたきにあはせて草の音を添へて菜さうとよびならひたるなるべし（または菜さふらふといふを下をいひ滅ちて菜ざふときこゆるを、やがてその菜のことゝし、そを賣る女を菜さふ賣といひならひたるにてもあるべし、七十一番職人合の畫の、もの賣の詞にも菜さふらふと書るが見えたり、さる樂の詞にも云々さふらふといふべきを、云々さふといへる例あり、しからばなさふと書べきをなさうと書て假字のたがへるは、此比の書などのうへにはさだすべきにあらず、さて又このなさうをなべての本どもに誤て、なさら、なささ、など書き菜さくと書たるところさへあるを、こゝには古本又一本などひきあはせて正しとりて論へるなり、また其ほかのことばも同じくたゞして引けり、さて又谷川士淸が和訓栞に、上に擧たる上野歌のくゝだちをりはやしとよめる言につきて、若狹にてくゝだちや〳〵折はやしや〳〵と呼賣は、莖立は根本より採たるをいひ、をりはやしは中ほどより又生たるをいふとぞといへり、こは予が故鄕の國の事なるに然呼て賣ことはさらにて、さる言もきゝしらず、さらに國人どもに問たづぬるにみな知らずといへり、さるはうきたる事にはあらざめるをいとしも遠からぬほどにおほかた然いふ言のたえたるなるべし、こはなさふといへるなどゝはことにてたゞしき古言なるを諸國にもこれと同じ例に古言の近世になりてたえたるがありぬべし、あたらしきことなりかし）

○ほそちにつけてあえすとよめる歌詞

後拾遺集誹諧部に、めのとせむとてまうでたりける女の乳のほそく侍りければよみ侍りける、大江匡衡朝臣、「はかなくも思ひけるかなちもなくて博士の家の乳母せむとは」、返し赤染衛門、「さもあらばあれやまとごゝろしかしこくばほそちにつけてあえすばかりぞ」（この返歌のあえすを、印本にあらずとあるは意得がたし寫誤なるべし、こゝには一本によれり）とみえたる衛門が返歌の四五の句のきこえがたきをおし考ふるに、こはまづ衛門匡衡ぬしの妻となりて後開胎のころ、乳母の來りけるにしか〳〵なりければ夫主の戯笑歌よめるをその乳母に代りてよめる返歌ときこえたり（尊卑分脈に匡衡の子に擧孝母赤染衛門とみゆ）かくてかけ歌に、ちもなくてとよみ返歌にはほそちといへるもともに乳に智をかねたるなり（乳に智をかねてよめる例は夫木抄に、其中衆生悉是吾子といへる經文を題にて、西行が歌に、「ちもなくていわけなきこのあはれみはこののりみてぞおもひしらるゝ」とみえたるも同じ、但し印本に二の句いわけなき身のと書るは、こをみと誤れる本によりて身字に書なしたる誤なり、今古寫本によりて訂して擧げつ、）但しこの返歌は衛門が乳母に代りてよめるなりさてその返歌の下句のほそちは臍蔕落（ホソチ）に細乳（ホソチ）を兼、それに又智の乏きをも兼たるにて其は產兒の胞衣を斷りて後臍蔕の落るを今世にほぞおちともいへば（其をほそのをの治るといひ、またすべるなどいふは言忌する俗のな

とく飛にたとへて物のほどなき事をいへり投ろは和名抄に遠射を登保奈介とありとて委しく論はれたるがごとし、なほ考ふるに綏靖紀に神渟名川耳尊突開其戸、神八井耳命則手脚戰慄不能放矢、時神渟名川耳尊掣取其兄所持弓矢射手研耳命、一發中胸再發中背遂殺之、天武紀に射中一箭など見えたるよみざまを考合すべし、和名抄に戲射郭璞方言注云、平題者今之戲箭也と擧て、今按戲射世間云佐以多天是乎、平題見征戰具同書に、平題箭楊雄方言云、鏃不鋭者謂之平題箭、和名以太都岐、郭璞曰、題猶頭也、今戲射箭也又的矢也とある佐以多天も箭射立の義にてさる射ざまのありけむはた考合すべし但し冠辭考妻こもろの條に、武烈紀につまごもる鳴佐哀なすぎ、萬葉にあらしをの伊平佐たばさみたちむかひ、などある鳴佐平佐は小箭なりとてこまかに論はれたるもさることながら、こは射て遣るべき矢といふ意にうつしたる言ときこえたり、又或人の考に、萬葉集十三卷に、葦邊往雁之翅乎見別公之佩具之投箭之所思、また十九卷に梓弓須惠布理於許之投矢毛知千尋射和多之とある投箭投矢も舊訓ナゲヤとよみたれど、共になぐさとよみてかの投左とあるに同じといへるはめづらしけれど、おのれが考のごとくサは矢を射遣るかたにつきて云ふ本語とするときは二首ともに舊訓のまゝにてもあるべし敵と戰ふ事をいくさといふは谷川士清が和訓栞に、日本紀に射をいくさとよめり、射合箭の義、軍も此義にやといへるは互に射合ふ義といへる意ときこえたり、おのれがおもふところは上にいへるがごとくなればこなたより射くはす箭といふ意なり古はむねと弓にて射とらむとしたりければそれにもうつしていふを後には戰ふ事にのみいふことゝなりしものなるべし「俗に楊弓といふ戲射に木もて圓き的をつくり其中心に空を穿ちて矢の其穴に立て斜ならぬを中りの最上たるものとするなりもしくは然る趣などにはあらぬか」

○職人歌合にみえたるなさうといふもの

勸進聖判職人歌合書卷十六番の左歌書に、なさう賣と書て女の桶に草葉とみゆるものを入れて戴きたるさまをゑがきて花を題にてよめる歌に、「春霞にくく立ぬる花の影にうるやなさうもこゝろあらなん」、又三十二番にふたゝび述懷を題にて、「さだめおく宿もなさうの朝夕にかよふ内野の道の苦しさ」ともみえたり、此なさうといへるものいかなるにかと心とまりて考ふるに、和名抄園菜類に蘴、唐韻云音豐、蘴菁苗也、和名久々太知、俗用莖立二字とみえたる久久太知にて、十六番の左歌の二句によみいれたるも是にて、萬葉集上野國歌に、「かみつけ野左野の九九多知をりはやしあれは待むゑ今年來ずとも」とよめるこれなり今の俗言に、蘴菁の類の莖のやゝ生ひ立つ狀につきてくゝだちの善き惡きなどいへり、むかしは蘴菁の苗の莖立たるをうちまかせてくゝだちといへるなり、今の俗にも蘴菁の鹽漬にしたるを菜莖ともただに莖ともいへり其は十六番の歌の判詞に右雁料理この番の右歌は鳥賣、「かへらすは花にとまろもあき人のうろ雁がれはこゝろなきもの得二左句々多智一添二氣味一此番可爲持といひ、又三十二番の判詞に左歌、さだめおく宿もなさうの朝ゆふにといへるなだらかに侍り、かよふ

したる人ありしときこゆ、其はひとりして持ばかりなる歩楯にて板を鐵もて張たるによりて射通したる人のありしなるべし 唯的臣祖盾人宿禰射ニ鐵的ー通焉、時高麗客等見之畏ニ其射之勝巧ニ共起以拜朝、明日美ニ盾人宿禰ニ而賜レ名曰ニ的戸田宿禰ニとある介射をイクハシムまたイクハサシムとよむべく假字つけたるをこの一段の文の趣によくよみあはせて意得べし、さて其はイク、スといふが本語にてイクヒ、イクフと活して云ふ言ときこえたり、されど言の義は詳ならぬをしひて考ふるに矢を射食すにて目當の物に矢の通貫るを其もの、受て食ひ入る、こゝろばえに云ふ言のごとくきこゆ木工の言に賀の木を鑿てこなたより木をさし入るゝを、し食すまた切食すなどいひ、そのほかにもさるこゝろばえにいふ言あり、また卵などにハメといひ又ハシバメなどいふハメも、令食の義にてこれも似たるこゝろばえの言のごとくきこゆ、漢籍に矢のよく物に通貫きたるを飲レ羽といふもおのづからその意似たり、孝德紀に三年春正月壬寅射於朝庭とある射をイクフとよめるは、かの目當の方より食ふ義、イクヒスともよめるはイクヒの業を此方より爲る由なるべし、但し此時の射はたゞの的射にて中りを試みて矢の通貫るを主とはせざりつらめど、言のうへにも轉して云べきなり、いづれにも射くはすといふは矢の通貫るをいふ言ときこえたり、的をイクハといふももとは上に擧たる仁德紀に鐵を的として射クハスうへより云ふ名にて盾人が射藝の勝巧たるを美て的戸田宿禰といふ姓を賜ひ戸田は本氏にてさらに的を複て賜へるなるべし、子孫も的臣にて在りしなり仁德紀に、的臣祖盾人宿禰姓氏錄に的臣見ゆさてこの氏の的をイクハとよめる事は上に擧たるが如く仁德紀の文の古訓に見え欽明紀の分注に、百濟本記云、遣召烏胡跛臣蓋的臣、新撰字鏡に的人姓由久波とあるなどは、ともに通音に訛れる也和名抄具射藝に射梁以久波止古路、世間云阿無豆知とみえたる以久波これなり、射は中を主とするはもとよりの事ながら堅き物を通すをもて最とする藝なれば今の世にいふ堅物射以久波止古路といふをそのかみ世間には阿無豆知と云ふとなり中昔の書に山形また山ともみゆ今アヅチといふこれなり、さて又その射の試をいくさといへりときこゆ、そは持統紀に觀レ射、また射、また築ニ習レ射所ニ的場なるべし、和名抄にいはゆる以久波止古路は的懸るあづちなり天武紀に習レ射また觀レ射などよめるこれなり、このイクサはイクヒサにてサは矢の事ながら其射遣るかたにつきていふ名なるべし、さてその矢をさといへることは岡部翁の冠辭考に、萬葉第十三に投左乃遠離居而とあるを投る箭の遠く飛を人の離れてあるにいひかけたり、又歌にさをなぐる間とよむもこの投る箭の

籍帳、同四年の藥師寺佛足石の碑の歌等に見えたり、但し件の書どもに止のほかに訓假字は見えざれど、もとよりいとも多からぬ字數の中なればおのづから無きなるべし、またそのかみ止の訓假字のみなべて世に用ひ習ひたりしにてこれより後の世つぎつぎに訓假字の多くなりたるにてもあるべし、萬葉集より此集に寶龜延暦の比の人までの歌見えたるに、古今集の序によりて考ふるに、平城天皇の御世の頃作れる書なるべし、そはもはらそのかみ在來れる歌集どもをとりあつめたるものと見えて、書ざまとりどりの風ありて中には歌主の書置るまゝなるも、そのうち後人の書集たるまゝなるもあるべし、又もとより書傳へたりし歌を撰者の字をば心のまゝに書たる、或は打聞に書たるなども多かりぬべし、然る中には止の字のほかにも訓假字を多く用ひて書たるがあり、又音假字のみをもて數首書たる中に、訓假字のたゞ一ツ二ツ交れるもあり、今それらの歌どもをえり分ていつばかり書たるものぞとはさだめ難ければ、此集をばしばらく佛足石の歌などより後へまはして論へるなり後々の書どもには續日本紀以下の史新撰字鏡延喜式本草和名類聚和名抄など訓假字多く交れる中に止字を漸に殊に多く用る事となり來し也片假字にトと書き草假字にとと書くも共に止字に據りて製れる者なり、さて古事記日本書紀の歌訓注等の假字に止字なきはもとより字音の假字のみ定て用ひられたればなるべし但し書紀允恭卷の歌に迹津の二字あれど迹は釋紀に邇とあり津は古事記に波とみえて其義も叶へればともに轉寫の誤なりされば今も記紀などに擬ひたる正しき假字書せむには止字は用ふまじきなり漢籍全浙兵制の中なる日本風土記に、おのが漢字に當て皇國言を譯注せるが多し、此書明世嘉靖の頃集成せるものなり、もとより正しからざる其國音の漸に轉び訛りたる世の字音もて聽もならはぬ正音の皇國言をうちぎゝに譯せるものなれば、古く皇國に用ひ來れる字音もてさだすべくもあらぬ書ざまながら、皇國言の登といふに止字を當て譯せるがたゞ二ところばかり見えたり、此書なべては止字を皇國の知津等の言に當て注せるは然もきゝなし書なしたるべきを、いかに訛て登の音に當たるにか此書のほかにもはやく皇國言を譯注せる書どもの多かれど止字を登に當たるはあらず、おもふにこの書なるはそのかみ皇國の通事などの吾國の言を示すに、かれが國の字音もて書て與へける中に、もとより書なれたる止字をふと交へ書たりけるを寫し傳へたるにぞあるべき、こはさきにうちかたぶかれたる事のありしを思ひ出て今ちなみに書そへつ

○いくさといふ言

いくさと云ふ言のもとは、古言に弓射て矢の物を通すかたにつきて射くはすといひ、又矢を射遣るかたにつきてさと云ひ、さて其わざをこゝろみるをいくさと云ひ其試の目當とするものをいくはといへり、さてそのいくさといふを仇と戰ふ事に轉してもいふを後世にはその戰ふ事をのみいくさと云ふ言となりしものなるべし、さてその物を通すかたにつきて射くはすといへる證は仁德紀にこゝに引く書紀の文の假字古訓を證とせるが故にわきて其假字の旁に目じるしをつく下に引くも同じ十二年秋七月辛未朔癸酉高麗國貢鐵盾鐵的、八月庚子朔己酉饗高麗客於朝是日集群臣及百寮、令レ射（イクハ）ニ高麗所レ獻之鐵盾的一諸人不得通的盾をば通

るべといふ詞の意を兼てよみなしたりと通ゆ、しからば名たゝる物がたりの歌詞のおのづから祖となりて後によるべと云ひならはしたるにてもありぬべし、たとへば呼子鳥ももとはよびこ鳥といへる證のみゆるに歌には誰よぶこ鳥などいひかけたるが多きによりてそれが詞の祖となりてつひによぶこ鳥と云なれたらんとおもはるゝ事あると同例とすべきにや（そのよぶこ鳥の事は別にくはしく考たるものあり）和泉式部の歌は源氏物語作れる頃の人のなるに、それにもよるべとあれば此考かなひがたしともいふべけれど此歌のよるべも便意を兼たりともきこゆめり、さらでもりとるの草がなはつづけさまにかくときはつねに相誤るもじなれば書誤れるにもあるべく、また後の人の源氏によりてあやまりならむとおもひて書改めたるにてもあるべし、しかればよりべといふが本名にて其水を體見の水ともいひて其水に影をうつして占問しまた神水ともいひてその水を飮て誓盟をもせしなるべし

○止字を登の假字に用ふる事

止字を登の假字に用ひたるは趾字の偏を省き書ならひたるにて伎を支、憶を意と書るなど、同例なるべし、然らば趾は趾迹などの字に通はしてアトともトとも訓みてそのトの訓を假用ひたるにて女三江などの訓を用ふるも同例なり、但し趾字うちまかせて然訓べき義はあらざれど新撰字鏡に趾足後也足乃宇良とよめるがごとき義を轉してアトとも訓べきなり天台三部經音義にアトと訓めるも古き訓ざまにてアトすなはちトと同じ言なり、かくて跡迹の字をかよはして登に用ひたる事はまづ日本書紀に迹見池、迹見驛と書されたるはともに大和の地名なるを萬葉集の題詞に跡見莊、歌に跡見乃岳邊と書りこは地名にて假字の例にはあらざれどなべてはアトと訓むをトと訓るも古き例なり、さて萬葉集に件の跡見のほかに跡迹を登の訓假字に數處用ひたりその趾字の偏を省きて止と書て登の訓假字に用ひたるにぞあるべき（或説に止字はトメトムなど活かしてよむ言にて、本語はトの一言なり、然れば止字をトに用ふるは正訓なりといへりとぞ、其はもと人の音聲の一音ごとにそなはれる意をさとりおきて、よろづの言を解むとするともがらの、言魂の道とか名づけたる私のさだめにて、さらに古言の意にかなはず何の證もなく傍例もなき臆説ときこゆれば論ふに足らず）かくて止字の假字の古く書に見あたりたるは常陸風土記（この風土記は、元明天皇の御世に撰進れる書なるべし、其考は別に記せり）天平十九年に記せる法隆寺大安寺等の縁起並流記資財帳天平勝寶年間の東大寺奴婢

いへれど、初句の神水にの詞此集の印本こそはあれ、かれこれの古本どもには澤水に又河水になどありて、いづれにてもこともなくきこゆれば此考はたちがたし一わたりにて然ることのごとくきこゆめれば論らへるなり、かくて按ふにかたみとはいはゆる神水に占問ふ人の體を臨し見る義にてよりへの水の別稱なるを彼泔器の水を夫（ヲトコ）のかたみとせる意を兼てよめるにやあらむ、さてまた上に引たる奥義抄なる説又歌どもをひき合せて考るに神さひてよりへにたまる雨水の云々（此歌の二句袖中抄に、ふるえにたまるとせるを上に論らへるごとく正していふ）又よるべにたまる水といひける（和泉式部）などよめるをおもへば、瓶よりは神社の御前の大庭に居ゑ置て雨水もたまるものときこえたり、また著聞集に鳥羽法皇の女房に小大進といふ歌よみ有けるが、待賢門院の御方に御衣一重うせたりけるをおひて北野にこもりて祭文かきてまもられけるに、三日といふに神水をうちこぼしたりければ撿非違使これに過たる失やあるべきいで給へと申けるを云々とみえたり、此神水は奥義抄神社に瓶を置て云々神水とてこれをのむなりといへるこれなるべし、しかれば社の内外いづれにも例のままに置く事のありしなるべし、軍物語などに神前にて神水を飲て誓盟せし事のみえたるも此神水のなごりなるべし、さて其神水にて占問するには其水にのぞみて己影をうつして占ふる方のありしなるべし其は上に引たる歌どもの中にさもこそはよるへの水にみくさゐめ云々（源氏）よるへにたまるあま水のみくさゐるまて妹を見ぬかも（奥義抄）又たえぬるか影だに見えばとふべきに（占問ひすべきになり）かたみの水はみくさゐにけり（道綱母）などよめるをおもへば水草ゐては影のうつらで占問ふわざの爲がたき意をふくみてよめりときこゆるをもて考へ知るべし、さてしかして占問するに神の水によりまして示給ふ瓶なるが故に、よるべといひ其水をよりへの水といへるにて上に擧たる袖中抄の顯昭が説の文にはみなよりへとあるをとりてその意もて解けるは然ることなり、神の憑る瓶の由なるをよるべとはいはでよりべとしもいへるはすべて物名などには用言を體言に呼べる例にて、神依板、寄占、依坐、依來の巫などいふごとくいかにもよりへといふべきことわりなり然るを源氏物語にさもこそはよるべの水に影たえめ云々とよめるは便義のよ

たまふ事なり、よりきと巫を申も神のつきてものおほせらるゝ者なり（よりきとは神の憑來ます由の稱なるべし）されば よりべの水といふも此瓶の水に神の立より給ふを神水とてのみつれば有事無事の慥にあらはるゝ心なり、又物つきをよりましといふも同じ心なり、又寄占と書てよりうらとよめり神のより給ふうらにこそ、又萬葉に神より板にする杉といふ歌あり、さやうの心にこそ「かみなひの神より板にする杉の思ひもすきす戀の玄けきに」、又源氏の歌に云「神かけて君はあらかふ誰かさはよるべにたまる水といひけむ（此歌は上に引出せるごとく和泉式部がなるを源氏にといへるは誤なり）此歌に付てよるべの水と申人もあり、又古歌云「神さひてふるえにたまるあま水のみくさゐるまていもをみぬかな」、此歌に付てふるえの水と申人もあり、ふるえにたまるあま水といへば雨などのふり入てたまる水にこそ（此ふるえとかけるはよるべの僻書なる事既に論へるがごとくなればこのふるえの説はうへなひかたし）あま水は天水の心にてもありぬべし、故左京兆は（左京大夫顯輔卿の事なるべし）よりべの水とぞ侍しこの水の事を委しく知りてよりべと云ふことの義をたゝう紙に書て顯昭にあづけて隆縁と申僧にいかにと云ふことぞと尋られしかば、その申義京兆の義にあひて侍しかば感じて絹とり出て纏頭にせられしかば名利きはまりぬとこそ歡びたまへりしか（これまでにて一段の文なり）奥義抄に云是は神社に瓶を置て云々（糺の社などに今もあり上に引たる文と同じ）今云これもよりべといふ名をば玄やくせねば承りし事にて注し申なり（以上袖中抄の文）といへり、かく奥義抄の説を擧てよりべといふ名をば釋せねばといへるをおもへばその抄の原本には神さびてよりへにたまる云々とありしこととききこえたり、かくて契沖の源註拾遺の説に道綱の母の歌に、「たえぬるか影だに見えばとふへきにかたみの水はみくさゐにけり」、（此歌新古今集に見えて、詞書に入道攝政久しくまうでこざりけるころ鬢かきて出ける泔器の水いれながら侍りけるを見てとあり、こは蜻蛉日記よりとりて載られたるなり）かたみの水とは占をうらかたとも云それをたゞかたとのみもいへば神の玄るしのあらはるゝ心にてよるべの水といふに同じきか、とふべきにといへるは占ひによれり、又云中務家集に、「神水に影のかたふく山吹は蛙の聲をあはれとやきく」これもよるべの水の上に山吹のさきかゝりて打なびきて影のみゆるを蛙の聲をあはれなりとて山吹により給へる神の他念なく打かたぶきて聞給ふにやとよめるかと見ゆと

盟誓て證さんと申糺の社の御前なるよるべにたまれる水のごとく、吾心のしたにごりて有し事をつゝみてあるごとく誰か　さはいひ出しつるぞ、其はきみたちにこそありけれいとうたてしければ、しひても糺すべきものぞとよみたりときこゆ、但しこはかたみにされればみてよみかはせる歌なれば、詞書にも心をいれて當時の世の有さまを推量りてわきまふべきなり、しかるを夫木集に稲荷の祭見けるに人のもとより遣はしける歌の返事とて、神かけての歌一首をのせたり、さて此因に云、詞書とゝのはずして歌の意何事ともさとりがたし、すべて事ありてよめる歌は、當人當世當事の在り樣の知られざれば實に歌主の意のきゝしらるまじき事の多かるべきことわりなれば、歌によりてはもはらその意しらひあるべきわざなるを、大かた物語の歌などはたれも其意してときなれつれど、さらぬ歌はその心なくてとかむとするもあるめり、心用ひすべきわざなりかし、されば今とける歌の意もあたれりやあたらじやいかゞあらむ、なほ後にも考ふべし

又源氏の葵上の歌とて引れたる歌今本になし、そのかみの本にはえかありしにや、けだし暗記の誤にや今本幻巻に「さもこそはよるべの水にみくさゐめけふのかざしよ名さへ忘る、」とみえて同し趣なり　こは賀茂祭のころ中將の君の源氏にむかひてよめる歌なり、其文詞にあふひをかたはらに置たりけるをとり給ひて、いかにとかや此名こそわすれにけれとの給へば、さもこそはと云々とはぢらひてきこゆ、げにいとおしくて大かたは思ひすてゝし世なれども、あふひは猶やつみをかすべきなどひとりばかりはおぼしはなたぬけしきなりとあり、中將の君の歌の意は、源氏の葵をとりて云々とのたまへるを聞て、さこそはわがよるべとたのみたりし昔の御契りとはかはりて、加茂の社の御前のよるべにたまる水にみくさゐるごとく、心にごりてぞおはすらめ、さればけふのそのかざしにしたまふべきあふ日といふ草の名をさへにわすれ給ふ事もことわりなり、とかこちてよめるを源氏の其意をいたはりて、歌に大かたの世ごゝろはおもひすててしあれどおほきみにあはまほしき心はすてがたしと云ふ意を、陽には葵を摘採る事に云なして、陰には婚まほしき意をへりくだりて罪犯すべきとよみなし給へりときこゆ、さて上に擧たる神かけての歌主和泉式部は源氏物語の作者紫式部と大かた同じ頃の婦人なり

又嘉應二年十月住吉社歌合に社頭月といふ題にて清輔朝臣「月影はさえにけらしな神垣やよるべの水につらゝゐるまで」この歌を判者俊成卿の難め給へる詞の中に、よるへといふ事は源氏の物語にもかもの祭の日にさもこそはよるへの水にみくさゐめとよめるを見たまへし、さらでは古き歌にも候はんか見及侍らず此水をおろおろうけたまはるに譬ばいづれの社にも侍らめど云云、歌主の陳の詞に、よるへの水はいづれの社にも侍るにこそ又歌によめる事源氏のみにあらず和泉式部集などは御らんぜざりけるにや、和泉式部集とは上に引たる神かけて云々の歌の事をいへるなり云々とあり、又袖中抄には、よりへの水と擧て、「さもこそはよりへの水にかけたえめかけし葵をわするべしやは」の歌を出して　こは上に引出たるごとく源氏物語のなるに、そのよるべをよりべとして擧たるは、そのかみしか書る本のありしによれるなり　顯昭云　清輔は顯輔の子顯昭も顯輔の猶子なり、此袖中抄はむれと清輔の奥義抄を引て今案を加へたる書にて、よりべの水の條にも奥義抄の説をことごとく引たり、但しよるべをよりべといへることの論は、下にいふべし　よりべの水とは神社に瓶を置たるにたまれる水なり、其瓶をよりへと云ふは神にはよりと云ふ事あり、託宣とは神の人の口によりてつきの

の二首にもことさらに羽がひとよみ、つばさとよみ給へなるどをおもへばこの鳥翼廣く大なるが、また飛事の徐(ユルヤカ)にて目にたつものなればなるべし、頓阿の草庵集に夏月「かさゝぎの峯飛こゆるほどもなし外山に明る短夜の月」とよめるはかの新撰萬葉の歌を本としてよめりときこゆ吉田敏成此考をよく見て云、件の新撰萬葉集に見えたる鵲はなほから國のなるべし、千里の句題に鵲飛云々といへる意をよめるにて、笠鷺のかたにはあらじ、夫木抄の中務卿のみこ、新拾遺集なる御製などは、かの新撰萬葉集にすがりてよませたまへるにて、羽がひつばさなどよみいれ給へるにたゞ一首をあやなせる虚詞なるべければ、鵲にまれ笠鷺にまれ其姿をおもひとらむ證にはたちがたかるべし、但し千里の鵲にとりなしてよまれたりといへるは然る事なりと論へり、此説おだやかなるべくや

○よりべの水

清輔朝臣の奥義抄に「神さひてよりべにたまるあま水のみくさゐるまでいもを見ぬかも」といふ歌をあげて云按に、此歌今ある本に神さびのと書るは誤なり、袖中抄に古歌云、神さひてふるえにたまる云々いもを見ぬかな、と載たるフルエはヨをフに誤り、リをルに誤り、又へを音便にエのごとく唱ふにひかれて僻書せるにて、よりへの誤なること著ければ、もはら同歌なるに初句を神さびてと書るは此歌のかたぞ言とゝのひてきこえ、又三句奥義抄今本によるへと書たれど、袖中抄によりべとして引るによりてともにいま訂して書りこれは神社に瓶を置てそれなる水をのむを無き事などおひたるものは、神水とてこれをのむなり、糺の社などに今もあり和泉式部の歌にも「神かけてきみはあらがふたれかさはよるへにたまる水といひけむ家集また夫木抄には結句、水といひけるとあり、此歌の事は下に論ふべし又源氏の葵のうへの歌にいふ「さもこそはよるべの水にかげたえめかけし葵を忘るべしやは」これらもかの瓶の水をよめるなりと云へり、今按にその和泉式部が歌は家集に稲荷祭見しにかたはらなるくるしきさまのちまきなどとりいれてまろが車にとりいれしとき、むのぶの少將、くら人の少將いひけると聞しを一日まつり見るとてまつりは加茂祭也車のまへをすぐるほどゆふかけて注一本にゆふみてとりいれさせし「いなりにもいはるときしなき事をけふぞたゞすの神にまかする」返し、なにごとゝえらぬ人にはゆふたすきなにかたゞすの神にかくらむ」といひたればみてぐらのやうにかみをしてかきてやる「神かけてきみはあらかふたれかさはよるへにたまる水といひける」とあり此引たる家集の詞書、また歌の意一わたりにてはきこえがたし、今その大意をとほして試にとかば、式部が藤原公信朝臣の爲に無き事負ひたりしを、賀茂祭の日にかの人々を見かけて今日こそ折にあれ、君たちのいひふらし給へる事の有りや無しやは御名にも負せる糺の神にまかせて盟て證すべしとよみかけたるなり、それにこたへたる歌に、それなき事ならむにはさてあらなむ、糺の神に盟ひ給はん事はあるべくもおぼえぬものをと返し歌よみいれたるに、又對てわが神かけて申にもなほあらがひ給ふ人たちかな、今わが無き事を

こそいはまほしけれ、をぐろは馬毛の尾黑な田の小畔に云かけ、さてその小畔にたてる青さぎ毛の駒とよみなされたるなり、吾妻鏡馬の毛付にあをさぎかすげといふがみえ、庭訓往來馬毛色に青鵲とあるも其色なるべし、玉篇の古訓に鵲カサ、キアチ馬ともあり　さて又かさゝぎと呼ふ義は壒嚢抄鵲事と標たる下の問言にかささぎとはみの毛の頭にある鷺歟答に鵲は毛極長云々、成尋阿闍梨の在唐記に云、云々、播磨風土記に云、云々といへり、この答の文は全く上に引たりき、かくて此答は鵲と云ふ鳥はみの毛の頭にある鷺かといへる問につきて、事を辨へて答へたるのみの文なり　鵲のしこいへるはすなはち青鷺の事にて、これを世にかさゝぎとも云ふに鵲をもかさゝぎといふがまぎらはしくて問たる趣なり、さて鷺はいづれも冠毛あるものなるが青鷺は殊に大に總になりて目にたちて見ゆるものなれば、云々といひて問たるなり、かくて其冠毛の大なるが笠を着たるさまに見なさるゝものなれば笠鷺といへるにぞあるべき　上に引出たる歌に「雨ふればみの毛の上に露おちてあさき川瀬にたてる笠鷺、えびかたに來ゐるみと鷺をあさりに出る海人かとぞ見ると」よめるをも思ひ合すべし　なほ此ものをよみたりとおもはるゝ歌の古くきこえたるは、新撰萬葉集夏歌に鵲之嶺飛越手鳴往者夏之夜度月會隱留（カサヽギノミネトビコニテナキユケバナツノヨワタルツキゾカクルル）鵲は借字なり　此歌六帖に、夏月またかさゝぎの題の下、二ところに載てともによみ人をしるさず　但しそのかさゝぎの題の下に今一首、夜やさむき衣やうすきかさゝきの云々の歌あり、其は上に注せるがごとく鵲の事なるを此歌とともに擧たるは疎なり　後撰集には夏部に題しらずよみ人知らずとて載られたり　此歌の二の句新撰萬葉集の印本或本に、嶺飛越斗とあり、一本に斗を手と書き六帖後撰集にも飛こえてとあれば訂して引り、しかるに夫木抄に鵲飛山月曙と云ふ句題にて、大江千里「かさゝぎの峯飛こえて鳴ゆけばみ山かくるゝ月かとぞ見る」と載たり、赤人集といふものにも然かき載たれど此集は後人のよくも正さずして書あつめたるものとみえて、さらに赤人のころの口つきならぬ歌どもいと多く、又後世の歌主のさだかに知られたるも載たれば信がたし、此歌も赤人の口つきならぬことしるけれは千里の歌といへるぞ正しかるべき、但し此歌下句きこえがたし、決て傳寫の誤なるべし、さて又此句題の鵲といへるものまさめにみるべきものならばこれも笠鷺にとりなしてよめるなり、其は同人の寛平六年の句題和歌に薄暮烏鵲飛「雲まどひ夕の雨もおつる江にからすもさぎもしをれてぞゆく」とあり、これは烏と鵲とを二種として鵲をかさゝぎにあてゝよまむとせるに言ゐまれば、せんかたなくてたゞさぎとよまれたるなるべし、但し笠鷺をさぎとのみはいひもすべけれど、鵲をたゞさきと云べきよしなければ、これも鵲を笠鷺にとりなしてよまれたる證とすべきなり、おのれさきに夫木抄なる、み山かくるゝ月かとぞみる、といへる下の句によりて青鷺は夏の半ころより秋の始つかた、まれ／＼夜中にその羽の光る事ありてその光りながら飛行を見たる事もありき、しかれば其光りて飛行さまを月に見なしたる趣ならむかと思て考出たる說のありしかど、よく思へばしひごとゝおもひなりぬ　又その後の歌には夫木抄に夏月中務卿のみこ「かさゝぎのおのが羽かひの山こえてなくねも涼し短夜の月」とみえ　初二の句萬葉集に大鳥の羽易の山とよめるまくら詞よりかゝれる詞をとりなし給へりときこゆ　新拾遺集雜上に後鳥羽院御製「夏山の嶺とびこゆるかさゝぎのつばさにかゝる在明の月」とよませ給へり、さて上に擧たる「かさゝぎの嶺とび越てなき往けば夏の夜わたる月ぞ隱るゝ」とよみなせるにこ

サギなど、よめり馬の毛色に青鷺と云ふがあるを、玄惠法印の庭訓往來に青鵠とかけるはアヲサギとよむべくかけるなるべしこれ等おもひ合すべし、此鷺いづくにもあるものにて羽色薄黒きに蒼きにほひあり、毛冠の毛ふさに生たり、もはら水門洲崎或は水田などに、夜晝下り立居るものなりかの夕月夜に云々さむき洲崎にたてるかさゝぎのすがたも所からはいとおかしく見ゆるに云々といへるありさまいとよくうちあひて、まさめに見るがごとくきこゆかし鳥獸に立るといふはことに脚の長きをいふ例にて、鳥にはもはら鶴鷺などにいへり、あしたづのたてる川邊、入江にたてる白鷺などこれなり、鵠はしかいふべきすがたにあらぬをもおもふべしさて件の浮船卷の文は朗詠集にも載られたる張讀が閑居賦の、蒼茫霧雨之霽初寒汀鷺立と云へる句を、例のとりなほしたる文なるべくきこゆしからば鷺をかさゝぎに換たる趣いと〳〵おもしろし、其さまを見知りたらむ人はおもひしるべし、さて此浮船の文を河海抄にかの朗詠集の句を擧て、すさきにたてるさぎとかける古本もあり、此句のこゝろによらば誠に可然歟、能因歌枕にも烏をかさゝぎといふとあり云々、たま〳〵さぎとある本もあれば用捨可在人心乎とあれど、いはゆるさぎとある方の本は決てかさの字の脱たるか、又朗詠の句にかなへんとてさかしらせるものなるべし、なほすべての考を見わたして知るべし　夫木抄に嘉元元年百首入道前太政大臣藤原實兼公「見渡せばしらすにたてるかささぎをさしてぞくたす宇治の川舟」とあるもかの浮船の文によりてよみ給へりときこゆ、又同抄寂蓮法師の歌に「霜氷る洲崎にたてるみとさぎのすがたさむけき朝ぼらけかな」とよめるも浮船の文によれるか、二三四の句は全く本文を摘りてたゞ別名もてみとさぎとよみかへたりときこゆ夕月夜を朝ぼらけとして一首によみとゝのへたるたくみおもしろし此ほかかさゝぎをよめる歌は同抄立春の歌に季能「今朝よりは澤邊の氷とけぬらむはるかせ一本はるかにかよふかさゝぎの聲青鷺の聲はいとけさやかに一聲二聲なきすつるが遠く聞には興あるものなり、よのつれの白鷺のは、きゝのよろしからぬものなり　他阿上人の大鏡集に「雨ふれば蓑毛の上に露おちてあさき川瀬にたてる笠鷺」など見えたり、なほあるべし太田道灌の平安紀行に洲崎にかさゝぎのたてりければ「あさぼらけ霞うながす川さきに波とみるまでたてる白鷺」と書るはかさゝぎしら鷺同じものゝごとくきこゆれど、詞書と歌と名をかへて書るべくもあらず、故推量に本書には洲崎にさぎの云云とありけるを其にもじを脱せる本の傍に、後人のにかと書添たるを又後人の本文に書換へたれば、洲崎にかさきのと云ふ詞となりてとゝのはぬから、さかしらにさもじを加へて洲崎にかさゝぎのと書なせるものなるべし、此考くだくだしけれどしかすがにやみがたくてなむ又僧澄月が歌枕名寄未勘國部に笠鷺川と云ふを擧て「かさゝきの川風たちぬたなばたの紅葉のとばり波やかくらむ」と云ふ歌を引たり、これもかのかさゝきによれる川の名なるべきを星會の鵲にとりてよみ合せたるなりみとさぎとよめる歌上に擧たるほかに、夫木抄に忠良「霜むすぶ入江のまこもうらがれてたつみとさぎの聲もさむけし」正三位知家「入汐のひかたに來ゐるみとさぎをあさりに出るあまかとぞみる、又あをさぎとよめるはこれも同書に寄馬毛戀後賴卿「ひまもあらばをぐろにたてるあをさぎのこま〳〵と

よみなれたるは此鵲の事ながら、そは漢國の諺に七月七日の夕星會と云ふ事を、淮南子に牽牛織女二星會夜也烏鵲銀河來爲翼橋渡織女など云へるごとき寓言によりて詩によみ文に作りなどして戲ればみもてはやせるをこなたにてもはやくよりまねびよめるものにしてまさしく其鵲を見てよめる歌はさらにきこえたる事なし、萬葉集に七夕星會の趣をよめる歌あまた載たれど鵲をよみ入たるはひとつもある事なし、今の京となりて後の歌人のよみそめてそれならはしとなりたるなるべし星會の寓言の趣より轉りて、常にも天の事を云ふとては天漢烏鵲橋などの事をいひ、又轉しては禁中公主の家などの事などにも准へ稱へる事詩人などの常なるを、こなたにもそをまねびて然る意ばえにとりなして鵲をよめる歌もきこえ、又さらぬも詩句などによりて鵲をよめる歌もあり、此らの心しらひして見るべきなり、さて其鵲をよめる歌の古くものに見あたりたるは、古今六帖に人麻呂「かさゝぎのはねに霜ふり寒き夜を獨やわが寢む君待かねて」といふがみえ、新古今集に大伴家持「かさゝぎのわたせる橋におく霜の白きをみれば夜ぞふけにける」此歌家持家集といふものにもみえて、また「かささぎの橋つくるより天の川水もひなゝむ河わたりせむ」「鵲のつばさにかけてわたす橋またもこぼれぬ心あるらし」と云ふをも載たり、これらの歌眞に人麻呂主家持主のなるにやおぼつかなけれど、もし眞のならむには萬葉集に載たる頃の作者のなりけり、又六帖にかさゝぎの題に「夜やさむき衣やうすき鵲の行逢のはしに霜やおくらむ」とよみ人志られぬ歌もあり、さて又古今集にはかさゝぎをよめる歌一首もある事なし、大和物語に壬生忠岑の歌に「鵲のわたせる橋の霜の上をよはにふみわけことさらにこそ」こは古今集撰者の歌なり、これらよりもふるくよめる歌主ありやいまだあまねくも考得ず、そはありもあらずもすべての歌にさまたげなし、又八雲御抄に載させ給へる「月きよみ楯をめぐるかさゝぎのよるべもしらぬ身をいかにせむ」といへる歌は、曹操が短歌行に、月明星稀烏鵲南飛、繞樹三匝無枝可依といへる文をよみたりときこえ、夫木抄に後頼朝臣「ます鏡うらづたひするかさゝぎの心かろさのほどを見るかな」とあるは遊仙窟の鏡の詩に、月下時驚鵲云々、注に吳均詠鏡詩曰、願爲飛鵲鏡翩々照離別とある句などによりて作れりときこゆ、此ほか詩句などによりてかゝるさまによめる歌なほあり、准へて知るべし、さて新撰字鏡に嘖烏鳴、又加左々支鳴と注せり、嘖は字書どもに鳥鳴と注して烏鵲にかぎりたるにはあらぬを、そのかみ詩文などのさしあたりたる誦ざまなりしなるべきを、うちまかせたる誦として注せるは疎なりといふべし、此字注紛はしければ因に辨へおきつ

さていま一種かさゝぎといふがありそはまづ源氏物語浮船巻に、夕づくよにすこしはしちかくふしてながめ出し給へり云々、山のかたはかすみへだて、さむき洲崎にたてるかさゝぎのすがたも所からはいとおかしく見ゆるに宇治橋のはる〳〵と見わたさるゝに云々とあるかさゝぎこれなりこをかのから國よりわたれる鵲とせむはいとつきなし其は鷺の類に蒼鷺とてあるが〔蒼鷺は湊鷺の約にて水門鷺の義なるべし〕今の世になべてあをさぎといふもの、又の名とこそおもはるれそは和名抄に蒼鷺崔禹錫食經云、鷺又有一種相似而小、色蒼黒並有水湖之間、漢語抄云蒼鷺美止佐木(ミトサギ)とあるこれなり、類聚名義抄に鵈水鳥アヲサギ、字鏡集に鵲カササギ、ミホサギ、ニホサギ、鴽、カササギ、撮壤集に蒼鵈カサヽギ、古き節用集に鶅胡ミトサギ、アヲ

の話を併て說へるなり、さて書紀にまたその後は天武天皇十四年五月新羅王の獻物の中にも鵲二隻と見えたり其が名は本草和名抄等に鵲は和名加佐々木と訓るものこれなり、さて其はもと皇華言もて負せたる名にはあらで新羅の國言もて呼びならゝるものになんありける、其はもろこし宋世に孫穆と云へるが朝鮮國の事を記せる鷄林類事と云書にその國語どもを載たる中に、鵲曰喝則寄(カツツキ)と註せりしかるに朝鮮の崔世珍が著せる訓蒙字會と云書に此書明の嘉靖六年に著せる由序にみゆ皇朝の享祿元年なり漢字の鵲をおのが朝鮮にて呼名に當て諺文字もて加佐とよむべく注せり字會鵲字の下に諺文にて、가차작と注せりこれを諺文の例に據りて讀むに、가は加、차は佐なり、此二字引合て加佐とよむべし、さて其下なる작は志也久なり、鵲字の音を注せるなり、然るに新井君美主の書されたるものに今の朝鮮語に鵲を加之と云へりと云はれたるは、かの加左とやうに云へるだみ言を然きゝなしたる說なるべしいはゆる喝則寄の畧言なるべし、しかれば鵲を加佐々木と云ふはもと韓言の名なるをそのかみ磐金が新羅より持歸りてその國言に加佐々木と呼ぶ由奏して獻りけるが今に其名の傳はれるものなりけり、かくて此鳥の事のふるき書に見えたるは壒嚢抄に鵲は尾極長背短、水邊にはすまず山木にすむ一名飛駮といへり、天川のかさゝぎの橋と云ふも是なり全白鷺の類に非ず、鳥鵲橋列浪往來など申を誤て黑きものにこそ云ひ習はしたれ冬至日巣つくり初めて春子をうむものなり自注に云見毛詩箋成尋阿闍梨の在唐記に云、見鵶鵲似烏頗小腹白背黑羽白斑也といへり、鵶鵲は烏鵲也中略播磨國風土記に引佐郡船引山と云ふ此山有鵲鳥世俗云韓國烏栖枯木穴春見之夏不見と云へり、此國にもあるものにこそ」と記せり、件の風土記の外にまさしく鵲のありし趣を記せるものいまだ見あたらず世の希ものなりけらし日本紀略に、貞元元年二月廿九日但馬國言上、出石大社内鳥鵲集會古老曰國内第一靈社也鳥鵲蚊虻不入云仍有占トとみえたるはたゞ烏を鳥鵲と文なし書るなるべしさてその鵲の形狀は漢籍本草綱目に李時珍が曰、鵲烏屬也大如鴉而長尾尖觜黑爪綠背白腹尾翮黑白駁雜上下飛鳴云々、段成式云鵲有隱巣木如梁云々などあり、此鵲の形狀なるもの近世西國の方所所にいできてなべては朝鮮烏と呼びまた所によりて高麗烏唐烏とも呼びこれらの名、播磨風土記に韓國烏といへるにおのづから合へり或は褐烏など呼べりそは尾長鳥の類と見えてやゝ大きく、頭背黑く褐色のにほひありて肩のあたりに白羽あり、翅は黑く綠みて光あり、尾は同じ色して身よりも長くて星あり、又いさゝか羽色の異なるもあり、烏に雜りて居る處もありとぞ、世に捕養て翫ぶ人もあるなりもとから國より渡り來れるが漸に蕃息たるなりと語り傳ふとぞ、これいはゆる漢國の鵲にてこなたにては古より韓言に呼び傳へたる加佐佐木なるべし、かくて古歌どもにもはらかさゝぎと

ておのれにも同じやうにとてとりつたへけるときゝ、篤胤かたりけるは考説の中のきつにはめなむの條をよみて、かの翁にぬしの考とて記されたるきつのことはもとおのれが心つきて信友にかたれるに、信友それにつきて考たる説にてさきにとりつたへて見せたる草稿に記せる趣にはあらずや、さるをぬしの始て考出たるごとく記されたるはたがへるに似たりといひければ、さりけり〳〵されどきつのことはなほおのれもかの國人に尋ね合せて書記すとてもとよりうべなる説なりとおもひたるが、己が心のあるじのごとくなりて考主のことをわすれてかく記せるは誤なりき、さはいへど今はかく彫本にものしてやむ事なきあたりにもまゐらせたれば書も改がたければ、おもひのどめて信友にもよくつたへてよといはれつとかたりき、そも〳〵學の道は大なるすぢも小なることもただ世に明ならむ事をおもふおほやけわざなれば、たれかれと考主をあらそふべきにあらず、ことにかゝるいさゝけ事の考説などはさらなり、さればさて有なむを、かの翁の考説とて記されたるはおのれが草稿とは疎にていひたらぬこゝちせらるれど、かの翁の考説にゆだねて草稿をかいやりすてむもさすがにて、こたびもの、ついでに其草稿をもとり出していさゝか文をあらためて人にあつらへて書とゝのへたるなり、忘れたりかの翁よりさきに文化のはじめつかた此草稿を藤井高尚にも見せたりけるが、こはありのくたりいひて吾説を約めて伊勢物語新釋といふに書のせて同十二年に板本にしたり、これも己が考説をはぶきたるところありてなほあかぬこゝちせらるればかたがたさらにものしつるなりなほよく考へさだむべし

○かさゝぎといふ鳥に二種ある事

かさゝぎと云ふ鳥に二種あり、まづ其一種はもと韓國の産にて漢國にて鵲といへるものにてその皇華（ミクニ）に渡り來し始は、日本書紀に推古天皇の御世六年夏四月難波吉師磐金至自新羅而獻鵲二隻、乃俾養於難波杜因巣枝而産之と見え其杜は難波の古圖に玉作村の邊に鵲森と載せる處あり、今も其わたりに當れる處に森あり、小社ありて森宮といへり、むかし其邊に本願寺某上人偶居の事きこえたり、天正八年のころ本願寺織田信長公と軍して和睦の後、紀伊國に退きて在ける寺を鵲森御堂とて今も在とぞ、むかしの地名をうつして呼べるなるべし、こは難波人と紀人

よ、またの夜よりはしか宵鳴はせさせじとなり古今和歌六帖に「夏の夜のこもちがらすのたからかに夜ぶかく鳴て君をやりつる、とよめるこゝろばえ、おもひ合すべし、舊説にきつにはめなでは狐に食せむとなりといへれど、女情にいと人なれぬ夜の神なる、狐にしも夜の明くるをまちてその鶏を食せむとおもひいふべきにはあらざるをや、夫木抄に「人も見ばあなしら〴〵し老狐いとどもひろのまじらひなせそ、古事記八千矛神の沼河比賣を婚にいでまし時の御歌に、阿遠夜麻邇奴延波那伎佐怒都登理岐藝斯波登與牟爾波都登理迦祁波那久宇禮多久母那久那留登理加許能登理母宇知夜米許世泥、この終の句打脳めむと乞望ふ意なりと鈴屋翁いはれたり、又和泉式部集に、とりのこゑにはかられていそぎいでてにくかりつれば、ころしつとてはれにふみをつけて給へれば「いかゞとはわれこそおもへあさな〳〵猶きかせつるとりをころせば、これら男女の間はかへさまながらおのづから似たるこゝろばえなり此歌も上にみえたるくはこにもとよめると同じくひなびたる女の口つきに眞情のあらはれていとあはれにぞ聞ゆるかし

○此歌の初句奥義抄に我宿のとあり、當時然書たる本もありしなるべし、夜も明ばといへるよりは情あさくおとりてきこゆ、二の句きつにを或書に此書名忘れたり花鳥物語に、きつねはめなてとありと云へり、こはねはにの誤か、又さかしらにしか書たるにもあるべし、いづれにもこのところにては狐とはいふべきにあらず、又はめなんは諸本のごとくはめなでにてははめずしてといふ詞の意にきこえて古語の例にかなひがたく古今集に「見るめなき我身をうらとしられぱやかれなであまの足たゆくくる、伊勢集に、見もはてゞ空にきえなでかぎりなく、竹取物語の文に、ぬれたるきぬをだにぬきかへなでなむたちまうで來つる、此ほかなほ多かりさては歌もと、のひがたくおもはる、に、奥義抄の一本にもはめなんと書るがみえ、眞名本に爲食と書るもはめなんといふ假字に塡たる書ざまなるがうへに、おのが見たる一本の中に、はめなんと書り、義かなひてきこゆればはめなんとあるを正しからむとして採れるなり、古の假字のさま上の字より連ね書るにんとてとはことにまぎらはしく見ゆれば、はやくより書誤れるかたの本の多きなるべし但さばかり古き寫卷にもあらざれば、その本書は普通のごとくはめなんと連ね書りけるを、其んをてと見誤れるわざならむもしらず、然あらむにはこれもむかし誤りけむ趣を、かへさまにおもひ准ふべし屋代弘賢主のもたれたる古筆の本にははめな手と書りとぞ、こは牟を草の手に牟と書けるを手の草書に見なしてあやまりたるにもやあらむ

○おのれさきに伊勢物語の中に見えたる事どもこれかれ考そめたる下書のありつるを、あるふる翁のきゝおよびて平田篤胤を中人にて乞へるまゝに見せたる中に、件のきつにはめなむの說もありつ、るを其をかへして後二年ばかり經て、文化十年にかの翁伊勢物語の異本どもを校へ合せ奥にいさゝか考說を書加へて板本にしたるを、篤胤におくり

キッといひて人家の門に居置て、常の用ひ水とするところあり、老人に問ふに此キッむかしはおほかた家毎に門に居置くならひなりつるが、近きころやうやく大瓶などを用ふる事となり又其をだに置かぬ家も多くなりて、今はキッある家はまれなれば其名だに知らぬ人はたおほかめりといへり、これ古き東語にてきつにはめなでの歌はもしくは鶏をそのキッてふ器の水中にうちはめむといへるにはあらじかといへりおのれ又後に、秋田人高階貞房に問ふにもはら篤胤の云へるに同じ、猶その後おくの國人に問ひ試るに有り無し知りしらずとりどりなる中に、所によりては尋常のごとく板にて合せ造れるをキッといふともいへり、キッは木櫃の約りたる言なるべし、キもヒも共にイの韻ある言なれば、ヒを省きていはむ事ことに例多し、板にて造れるをいふは名の轉れるなり、予さきに下野の二荒路にても家の門に板にて造れる水槽を居置たるを見あたりて、其名をとふに水ためにてさふらふといらへて、はかばかしき名はきこえざりきこはいと希しき説なるにつきてなほ考ふるに、今も鶏の宵鳴するを凶みてしかさせじとするにはその鶏の腹をしばしば水に漬し冷せばその事止むものなりまた雌鶏の卵を孚さむとて塒に在を、止させむとするにも然すれば止むるものなり、そは腹の熱をさます術なりとぞ、宵鳴を止むるも同じことわりなるべし女その鶏のまたしも宵鳴せむことを悪嫌て明旦きつの水に打沒入むといへるなり水などにハメ、ハムルなどいふは、今の世の俗言のごとくきこゆれどさにあらず、萬葉十七に、鶯の鳴く闇谷に宇知波米底云々、土佐日記に船中の事を記せる文に、ゆくりなく風ふきて、こげどもこげどもしりへしぞきにしぞきて、ほとほとうちはめつべし云々、鏡をたいまつるとて海にうちはめつれば云々などなほありさてくたかけは腐鶏にてクタのタ清むこゑによむべしその鶏をいたく悪み罵たる言にてくたはくさるといふとおほかた同じほどの事を通はしいへる詞にて、宇治拾遺物語に男の詞に、ものもおぼえぬくさり女といへるもくたり女といはむに同じいひざまなるを、このくだかけと云へるにおもひ合すべし、さてそのクタとクサと通はしたる例は、まづクタは萬葉集にうの花を令腐霖雨のなどみえて、くた腐字を書り、此詞後の世にもきこえたる詞なり、また萬葉集に豐後のくたみ山を朽網山と書るは、朽字をくたに用ひたるにて風土記にはその地名のくたみを球覃と書て、もとは臭泉といへるを訛りたる由みえたり、くさの意はことなれどこれもくさとくたとかよはしいへる例なり、又繼體紀に彌をクタルまたタヽルと兩かたに訓り、このクタルもクサルと通はしたる古言にてクタり、クタルなど活く詞ときこえたり、但しくたすといへる詞の中には損なふ意に轉したりときこゆるもあり、此詞の委しき考は別にいふべし、さて奥義抄くたかけの條に、くたはくつといへるにてくつにはとりとよめるにやとみえたり、此文きゝとりがたし、おもふにくつは原本にくちと書たるを、くつとまがへて誤寫せるにはあらざるか、しからば朽の意なるべければおのれが考よりもいとはやくいはれたるを舊説にそのくつを塵芥の意にとりていへる説はうけがたし、又壒嚢抄にくたかけの事を、常ニ聞ク處ハ狐ニクラハレテ、クツ庭鳥トイフ云々、又證本ニハ、クロカケト書タリ、烏鶏ナリト云々異説區ナルベシ」といひ、また近き頃百濟鶏なりなどいへる説もきこゆれど、論ふにも足らずしこほとゝぎすなどいへると同趣なるいひざまなり萬葉集八巻十巻などにしかよめるが見えたりせなをやりつるは夫を歸し遣りつるなり、一首の意は、夜明なばキッの水にうち入なまし腐鶏よ汝が宵鳴したるを曉がたぞとおもひてまだ夜ふかきに夫を歸しやりつるがくやしく悲しき

るを或本に、宇麻勢胡之に云々、十二卷に「柜楉越に麥はむ駒の詈らゆれど猶し戀らく忍ひかねつ、とある柜楉も舊訓マセとあるを改てウマセとよみて馬柵をもウマセとよむべきよしいはれたれどいかが、マセはマセガキともいひて楉又竹などにてかりそめにする墻を云へり、今もなべて畠などにゆひまはす垣これなり、マセは馬塞の義なるべし見忌抄に載たる、寛治八年前大判事藤原有眞の勘答の文中に、假令郷内有作田云々、作人等爲防牛馬自然搒垣於四面云々、また康和三年範政の勘答の文中に、郷内作田垣内穢若爲一曲者云々、爲防放畜逆搒垣之間、自然數十町被棧柵之内非必一曲云々といへる事見えたり、一曲の曲は字書に局と通用とす、此勘文中に一局と書るところも見えたれば通はし用ひたるにて、局は田法に若干坪といふ坪と又通はして書ならひたりしなるべし、さて件の爲防放畜逆搒垣といへるは、馬塞の義に合ひ被棧柵之内とはその垣の内の方よりいへる言なり、是にて馬塞とかの馬柵との義おのづからその差別きこえたり、かくて和名抄に釋名云 籬以柴作之（一本に竹垣藩籬）言踈離也、和名末加岐一云末世とあるは馬塞のごとくかりそめなる垣をも、なべて末世とも末加岐とも轉しいふうへの名もて注されたるものなり、末加岐は馬垣の義ときこえたり、萬葉集にマカキを前垣と書るは借字の略訓にて、六帖に山賤のかきほにかこふませ垣の云々、などかりそめなる垣をもいふはつれなり其マセ垣越しに麥はむ駒の云々とよめるなり十四卷の宇麻勢胡之と云へるウマセも同言なり、また久敝越にといへる久敝はいま東語に垣をクネとも云ふと同言にて、もと同歌の首句をクべともウマセとも二さまによみ傳へたるものなるべし、これにて馬柵と宇麻勢との差別もさだかなるがごとくおもはる、を字書どもに、柵は編竪木爲欄と注ひ、また埒は封道也又堤也などみえて、埒はもと土もて封匡たる處をいへりときこえ、皇國にて埒といふは、上に辨へたるごとくチリに當りて楉竹などもて作れるをいへば、埒よりも柵とかけるかた字の本義にはちかく合ふべしなほ人々にもかたらひあはせておもひさだむべし（馬射式沿革の考、伊勢物語由來の考可書入）

○きつにはめなんくたかけ

むかし男みちの國にすゞろに行いたりにけり、そこなる女、京の人はめづらかにやおぼえけむせちに思へる心なん有ける、さてかの女「なかくに戀にしなずはくはこにもなるべかりけりたまのをばかり、歌さへぞひなびたりける、さすがにあはれとやおもひけんいきてねにけり、夜ふかく出にければ女「夜もあけばきつにはめなんくたかけのまたきになきてせなをやりつる

按にこは雞の宵鳴といふ事したるを、まことの曉がたぞと心得て男の歸りたる跡にて詠たる趣の歌なり夜ふかく出にければとある文にかけ合せておもふべしかくて歌の二句の、きつにはめなんといへる言は、平田篤胤が話におのれが生土の出羽の秋田わたりにて太き丸木を鑿て作れる水槽を

をりたれば、ひをりの日とは云なりとぞ、秦の兼方は申けれども、あらてつがひの日も引をれりおぼつかなしと見え、又今鏡 高倉院天皇の御世に記せる書とみゆ、清輔ぬしの老の世頃なり しきしまの打聞の巻にいづれのとしにか侍りけん右近馬場のひをりの日にやありけん 中略 ひをりといふ事はおぼつかなき事に侍るとかや、兼方はまてつがひと申侍けるとかや、匡房中納言の江次第とかやにも此事は見え侍るとぞきゝ侍し」としるせり、今江次第の諸本を見るに、ひをりの日といふことみえずはやくより件の文をよみ誤てそのかみさる虚言せる人もありしにこそ、さてまたいはゆる右近の馬場の日とは、其馬場にて馬射を行ふ日といふ意にてそのかみ然云なれたりしなるべし 今も馬を乗習はす日を定めおきて、其日を某處の馬場の日ともいふがごとし、左近も准へておもふべし 但し儀式國史等を併考るに業平朝臣の頃は はやくより五月五日六日天皇武徳殿に幸して、内馬場にて馬射を覽はし給ふ式なりけれど、御世々々其式行はれし事の史に載られたるはいと稀なるをおもへば、右近馬場にて代行はるゝ例なりしときこえたり、然れば右近の馬場のといへるは上に擧たる今昔物語集によれば六日の式を右近馬場にて代へ行はれし眞手結の時の事に當れり この馬射行はれし趣古と後との沿革ありてきこゆる事どもは別に論ふべし

附考

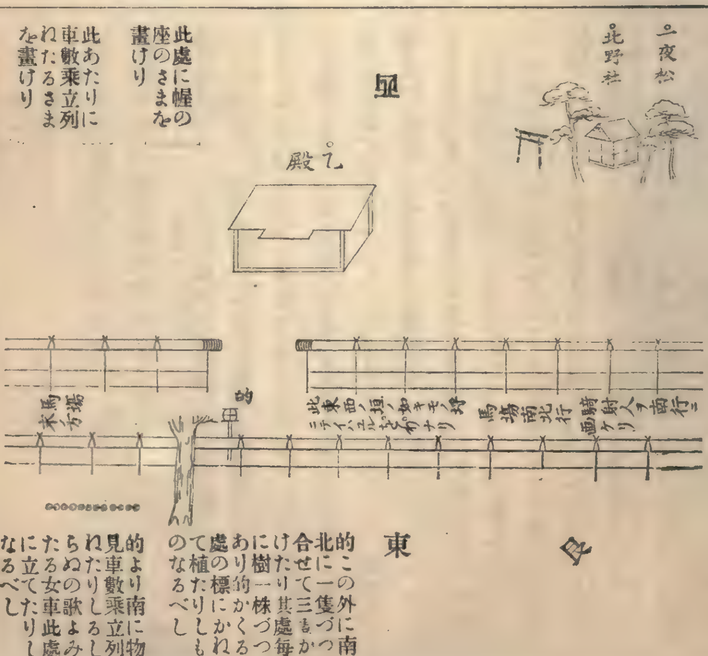
萬葉集四巻聖武天皇海上女王に賜へる御歌に「赤駒之越馬柵乃緘結師妹情者疑毛奈思 此馬柵を鈴屋翁のウマセと訓れたるを、略解にも用ひたり、さて女王の御和歌に「梓弓爪引夜音之遠音爾毛君之御幸乎聞之好毛、この四の御句を岡部翁の説に幸は事の字の誤にてみことと訓べし、御言なりといはれたり とみえたる馬柵は舊訓のごとくウマヲリとよむべし、またヲリとも云べし、後に字音にて埒と云へるものなるべしさて本のごとく赤駒之越とよみてはウマヲリにてもウマセにても御歌の意通えがたし、之は不の誤 又之は本のまゝにて其下に不字脱たるか にてコサヌとよむべし、一首の御意は赤駒の 集中たゞ馬と云ふべきを赤駒とよめる例多し、こは毛色の美しきをめでて詞をかざりたるなり 越えがたき埒の標結しごとく女王の奥まり おはしまして外に出給ふ事のなければ疑ひ思ほす事なしとなり 越る馬柵とよみては、すべての意きこえず、さて人の行の取締なきを放埒と云ふを、下學集に人不順法度如生馬放埒也と注し、また書の名は忘れたり、中昔の俗語に 野競馬など云ふ言のきこえたるもともに柵なき場を、馬を乗はしらかすにたとへたる意なるを、此馬柵の御歌の御意に反さまに及ぼして心得べきなり しかるを本居翁の説に十四巻東歌に「久敝こしに麥はむ駒のはつ〳〵に逢見し子らしあやにかなしも、とあ

大將車立レ北、其南出車及共人次第立並也(中略)是元永例也、凡見物之翟車馬成レ市 皆副ニ下 手埒方ニ(下手は、埒の東をいへるに當りて、いはゆるをりの日向ひに立てたる車は、この見物之翟車馬成市と記されたるにあたれり) 秉燭以前事訖歸來と記されたるこれなり、こは業平朝臣の頃とははるかに後の事ながら、そのかみなほむかしのありさまに異ならざりしときこえたり(今昔物語集の、右近馬場殿上人種合語の中に、いさゝか思ひ合さるゝ事のみえたるを書ぬきて、なほ考に備ふ、其語中に云、右近ノ馬場ノ大臣屋ニ各渡リヌ云々、大臣屋ノ前ニ埒ヨリ東ニ南北向樣ニ、錦ノ平張ヲ卯酉ニ長ク立テ、同錦ノ幔ヲ引廻シテ其内ニ種合ノ物共ヲ悉取置タリ云々、殿上人ハ大臣屋ノ中ノ間ヲ分テ左ハ南右ハ北ニ別レテ皆着並ヌ、埒ヨリ西ニハ其レモ南北ニ向樣ニ勝負ノ舞ノ料ニ錦ノ平張ヲ立テ、其内ニ樂器ヲ儲ケ舞人樂人等各居タリ、其裔々ニハ京中ノ上中下見物ニ市ヲ成シタリ、女車立不敢ヌ所ナシ、其中ニ關白殿忍テ女車ノ樣ニテ埒ヨリ東ノ方屋ノ面ノ裔ニ立テゝ御覽ジケリ) かくて又年中行事の書の中なる右近府眞手結卷の書の此考に主とあるところをぬき出て縮めてこゝに寫出せり、併せ考へて證とすべし

さて奥義抄に(此書の撰者藤原清輔朝臣は、治承元年七十四にて卒られたる人なり) 右近の馬場のひをりの日まゆみのまて結の日なり五月五日なり(右近の眞手結は六日なり、五日は左近のなるをふと誤られたるなり) 此日はかちのしりをひき

年中行事右近眞手結卷にゑがけるさま

給中字の上に圏を施たるは本書に書るまゝを寫せる標なり、そのほかなるはおのれが注せるなり



かしからぬことぞ、はやくすぎよとてゆきもてゆけば云々、といへることもみえたり、こは左近の荒手結の時の事ながら右近のときも同じかるべければ、そのかみのさま准へておもひ合すべし、さてその左近の中將を刊本等に右近中將と書るは誤寫なる事著し、今他本によりて訂して引り　さてまた業平朝臣の事は、三代實錄に業平體貌閑麗放縱不拘略有才學善作和歌とみえ、元慶元年古今集目錄に正月とあり爲右近衞權中將明年兼相摸權守後遷兼美濃守とありて同四年五月廿八日卒年五十六と見えたり才學の上の有字、諸本無とあり、古今集目錄に引たるもしか書たれど略無才學といふ文辭のあるべくもあらず、はやくより書誤りたりしものなるべし、然るに大永四年五月廿五日の奥書ある卜部兼夏宿禰の寫されたるこの卷の抄本の校字に、有とあるが正しくきこゆればそれに依るべし、さて此兼夏宿禰の抄本の事は別に考訂して記せるものあり　伊勢物語に中將なりけるをとこといひてみずもあらずの歌よめるは、右近衞權中將になされたる元慶元年より同四年まで歳は五十三より五十六までのほどの事に當れり、さて右近の馬場の眞手番の時のありさまの書どもに見あたりて件の考の證とすべきは、仁安二年五月六日の山槐記中山內大臣藤原忠親公記に今日右近騎射眞手結也、任大將初度大將有二見物事一也、可レ奉二相伴一之由先日內府忠親公の兄花山院忠雅公なり、永萬二年八月廿七日右大將、仁安二年二月十一日內大臣大將如元、と尊卑分脈にみゆ有レ仰仍未刻出車の頃、次に引く玉海にも未刻計とあり、此騎射夕づきてものせるが古よりの例なりしなるべし、かの夕陽の日向におもひ合すべし參二花山院一自注に云、召取八條院判官代賴成車乘之下略頃

之令レ出給この間の自注略　次予車次三位中將車自注に云、他人車也檜網代　次前兵衞佐賴實車、次皇大后宮亮賴輔車、次五品行雅車、次家司職事等車中略至二于馬場一自注に云、爲取次將棧也、則基等也埒西去二乙殿屋一十四五許丈立二御車一自注に、頗向艮立榻解轍（牛のなり）於馬場末令下簾給令上馬給、予以下隨之○この馬場は南北行にて北より馬を上げ、北を馬場末といへるなり、證とすべし　去二御車一五六許丈立二予車一、其南次第又立連云々、家司職事等下レ車列居、與二予車一之間束帶職事等在二此所一、臨二可レ取レ祿之期一向二乙殿屋一、少將泰通朝臣可レ着云々、遲參之間依二大將仰一始行中略此間泰通朝臣參着不レ申二案內一、只於二御車西邊一下レ車經二幄西方一入二乙殿舍一了下略また治承四年五月六日の玉海月輪攝政兼實公記に、此日近府右近衞府なり眞手結也、未刻計大將爲二見物一向二馬場一乘二藤宰相定能卿車一、依レ爲二密々儀一先例召二人車一也、元永召二宮內卿忠長朝臣車一自注に云即御同車〇此間本文中略大將着二冠直衣一與二侍從良經一同車中略女院女房、及余女房、頗以見物、出車五兩自注に云、一車左中將泰通朝臣、二車左馬權頭宗雅、三車左少將兼宗、西車右兵衞權佐盛光、五車右衞門佐隆雅、一兩別共侍各二人、衞府內舍人瀧口上日衆等相扶、女院侍中衞府不足仍余侍兩三倍加之各出二衫袖一殿上人已下君達諸大夫等連レ車扈從、又大將共侍三人路頭行列、先出車、次大將車、次殿上人等車、次諸大夫車、到二馬場一副二上手埒一上手とは埒の西をいへるに當れり立二並車一此時

にてはあるなり、右近馬庭の邊に云々とはすなはち北野に當りその松の生たる由にて、千本といふ所の今もあるなど、右近馬場の地の證とすべし、又年中行事秘抄施米之事の條に、東手は於愛宕寺給之、北手於右近馬場給之、西手於右兵衛馬場給之と見えたる、北手もかなひてきこゆ、かくてまた年中行事古畫右近眞手結の處に北野社一夜松を書きて、その名稱を注して馬場を畫るさま、すべての方角件の説に合へり、其畫は下に寫し出さむを見て知るべし、又下に引く山槐記玉海今昔物語集の種合の語の中にも、おのづから其方角知られたり、それども考合すべし、百練抄に寛和二年三月十日左近馬場可改南北行之由宣下とある事を、年中行事秘抄にも載たるに、ともにその左近を右近と書る本もあれど、其は本朝世紀の稿本に收たる史官記に、寛和二年三月七日乙亥停左近馬場東西改南北行、同三月十日云々此日被定下左近馬場改南北行並云々可有宣旨と見え、上の件に辨へたる考證にも合はざれば、右近と書るかたの本は誤なり、但し伊呂波字類抄宇部に、右近馬場花山院御宇寛和年中被置之と記せるは、既く何れの書なるにかこれも左を右と寫誤れる書により、又寛和の度の改行の事を始て置れたる由にこゝろえひがめたるなり、かたへのみよみ見て思ひまどふべからず 柵の東方の車中に夕日さす頃のさまことによくかなひてきこえたり、女の返歌におもひのみこそしるべなりけれとよめるもおもひを日によみかけたるはたおもひ合すべし古今集の戀歌に、「夏蟲の身をいたづらになすこともひとつおもひによりてなりけり、とよめるもおもひを火によみかけたるなり さて此事を今昔物語集に此物語記されたる宇治大納言隆國卿は、叙爵侍從の後、長元七年參議に任し歷任して權大納言に至り、承保四年辭仕同四年七月薨給へり、享年はいまだ考へず今ハ昔右近ノ馬場ニ五月六日弓行ハレケルニ在原業平ト云人中將ニテ有ケレバ大臣屋（オトヾヤ）ニ着タリケルニ、女車大臣屋近ク立テ物見ル有リ、風ノ少シ吹ケルニ下簾ノ被吹上タリケルヲリ女ノ顔ノ不憖ラズ見エタリケレバ、業平ノ中將小舍人童ヲ以テカク云ヒ遣リケリ、ミスモアラスミモセヌ人ノコヒシキハ云々ト、女ノ返、シルシラズ云々トゾ有ケル」とあり、但し此傳は柵の日向ひに立てたりける車に女のかほの見えたる由にはあらで、下簾の風に吹上られたるをり女のかほの見えたる由に記せるは、女の返歌におもひのみこそしるべなりけれとよめるにかなはざれば誤れる傳なり、さて件のことの外にも伊勢物語に出たる事どもを書載られたるにところ〴〵異なる處のありて、それによるべきことゞも、あるはそのかみの伊勢物語にはしか書たる本もありけるにや、又別に書傳へたるもの、ありしにてもあるべし、いづれにまれなほ此今昔物語集の趣を相照して見るときはいよ、其時のさま明なり源氏物語葵卷に、五月五日の賀茂祭にかけてむまばのおとゞのほどにたてわづらひてと見えたるを、河海抄にむまばのおとゞは左近の馬場の宿屋なり、花鳥餘情に乙殿屋とて左右近の馬場にあり、五月の騎射の時中少將着座するところなり、賀茂の大内の時は北陣はてゝ一條を東へとほるに依て、左右の乙殿のほどをわたるなり、また枕草紙に五月五日清少納言が賀茂へ行く處の文に、むまばといふ所にて人多くさわぐ、なにごとするぞといへばてつがひにてまゆみいるなり、しばし御らんじておはしませとて車とゞめたり、左近の中將みなつき給へりといへど、さる人も見えず、六位などのたちさまよへばゆ

車にと云ふ詞を加へ又その上にも詞を補へて右近の馬場の日をりのひむかひにたてたりける車にと書とのへられたりけるを、後に立かへりてその詞書によりて此物語をも直したりし本どもの今の世には傳はれるものなるべし、此ほか古今集なる歌の詞書の伊勢物語と同じさまなるがあるをばたがひに其こゝろしらひして見るべきなり、さて右近の馬場の日とは五月六日の眞手番マテツカヒの時の事なるべし此日の事は下にいふべし　をりはその馬場の柵にて埒ともいふものこれなるべし埒のさまは、衛門府式に凡内馬場埒料楷二百四十荷、葛二十荷とみえたるに准らへて、下に載する右近馬場の繪に見えたる埒におもひ合すべし　但しなべては人にまれ鳥獸にまれ捕り籠めおく處はをりといへど古き字書どもには檻柙穽升などの字を訓り　そはもと其ものを放れざらしめむ爲に造れるもの、名ときこゆれば、馬場にて馬を逸ざらしめむ料に標構シメカマヘたる垣をもをりとは云べきなり伊呂波字類抄に境をヲリと訓るも義通へり　相撲集に男とよみかはせる歌の中に、「はなれにしこまのをりにも我ならぬ人をばえこそなつけざりけれ返し、「はなるれどあらぶるこまのなきものを君が心はなつきしもせじ、又その返し、「ひきかへてなつけむこまの綱たえにいかゞ野がひの人はみるべき」とみゆ、さて此歌どもに馬のなつかぬよしをよめるは野より牽來りたる駒を乘るに、人に馴かざるをいへり、古記どもに片馴付の駒といへるは、いまだ片なりにてよくなつかざるほどをいへるにおもひあはすべし　とよめるをりも馬場の埒をいへるにて男のうへを馬のをりを放れたるにたとへたりときこゆるにおもひ合すべし人の放縦にふるまふを、放埒といへること中むかしの記どもにみえ、今もいふ語なり、下學集にこの語を載て、人不順法度如生馬放埒と註せり、相撲のこの歌もしくはこの放埒の意をよめるにはあらぬか、いづれにも似たるこゝろばえとぞきこえたる　萬葉集に赤駒之越馬柵乃緘結師妹情者疑毛奈思とある馬柵を舊訓にウマヲリとよめるも古の名なるべき、はたおもひ合すべしこの馬柵をウマセと訓る說は非じ此歌のことは下に論ふべし　さて柵の日向ひに立たりける車に云々とは柵に添ひて日の射す方に向ひてたてたる車なるが故に日向ひといへる言は、萬葉集に高北之八十一隣之宮爾日向罽、このほか古書どもに見えたる言なり　日を負ひたる方より見れば下簾の内へ日光の射しとほりて女の容貌の髣髴に見え透たるよしなり源平盛衰記に、松殿基房公の狼藉に逢給ふ事を云る文に、三條表に女房の車あり夕陽の影に車のうちすきてくもりなく見透るにえぼし着たるものゝ乘たりけり、といへる下簾に夕日のさしとほりたるさま似たるおもむきなり　右近の馬場は南北行なれば右近馬場の事は、吾友内藤廣庭云、河海抄に一條大宮也と見えて北野天神宮の南東にいま北野の馬場とて存る、南北行の馬場これに當れり、拾芥抄に一條京極末號右近衛馬場と記されたるは謬傳なりといへり、此廣庭は今の都の古の條路のありかた大内裏のありさまを年ごろ博く古書古圖によく考合せて、前に然るかたの事を考證せる何がしの書をさへに訂補へるまめ人なり、おのれなほ考ふるに、扶桑略記に載たる天暦九年三月十二日天滿天神託宣記に、右近乃馬庭古曾興宴乃地南禮、我彼乃馬庭乃邊仁移居牟、但至亘牟所仁八可生松と宣へる由註せり、此記みながらは信みがたくきこゆることもあれど、古說

業平の宿紙にて手づから書る伊勢物語、朱雀院の塗籠にありけると申めり、ともみゆ只右近の馬場の日むかひにたてりける女のかほの下すだれよりほのかに見えければとぞ書けりける、されば日をりの日とは書あやまてるにやとしるされたり顕昭法橋の袖中抄に、童蒙抄なる件の文を引載たり、但し其は諸本ともに脱字あり然るに今の世に朱雀院塗籠御本の寫とて傳はれる本には、件の文今ある本どもとまたく同じ、範兼卿の見て引給へる本とは別なり、さてその朱雀院なりける御本拾芥抄に朱雀院は累代後院、或號四條後院とあり、朱雀院天皇の御物とさだめては心得べからずまことに業平朝臣の手なりけるにか業平朝臣の世の末より、範兼卿の世ざかりまでは、凡二百五十年ばかりの後にて、さばかり遠きむかしのものならず、ことに御物の書にてさへありければ眞筆の混もあらざりけむそはいかにまれそのかみ後院に置れたりつる御本にて古き一本なり、そも〳〵此物語にはまことに異なる本どものありてとり〴〵にみえきたれるは、この本書のいまだ草本にてありけるほどこれかれに寫傳へたるが世にひろごりたるもあるべく、又後人のとりなほして寫しつたへたるもあるなるべしすべて古書どもの中に、異本どものあるは此故なるべし、古歌に此と彼と詞の異なるがあるも、いづれか後によみ改たるなるべきをも准へておもひやるべし、また歌の撰集に、その歌主の家集などの詞書の趣はさらにて、歌をさへに改めて入られたるもみえたり、さて此異本どもの事は、はやく定家卿自筆本の奥書に、合多本所用捨也、可備證本、近代以狩使事爲端之本出來、末代之人今案也、更不可用之、此物語古人之説不同、或稱在中將之自書、或稱伊勢之筆作、就彼此有書落事等、上古之人強不可尋其作者、只可翫詞花言葉而已、戸部尚書判と記されたり、この本は世にいはゆる若狹武田本なりさて伊勢物語を讀てつら〳〵かむがふるに此原書は業平朝臣のおもふこゝろありて、身のおこなひを放縦にしてわざと有しことも、あらまじごとをも心のおもむくまに〳〵みづからかき記されたる歌集のごときもののありけむを、後人の詞を加へ或は改めなどし古今集の序に、業平朝臣の歌を其こゝろあまりありて詞たらず、しぼめる花の色なくてにほひのこれるがごとし、とさだめられたり、詞がきのさまもしかありけらし又さらに業平朝臣より後の人の古歌をさへにとりて詞がきをまねびてつくりそへなどしておもしろかるべく作りなしたるものなるべし、また古今集に業平朝臣の歌には多く詞書をこまかに長く記されたるがこの物語とおほかた同文なるは其原書の歌集よりとり載られつるが故なるべし業平朝臣の卒給へる元慶四年より、古今集を撰び奉れる延喜五年までわづかに二十五年なり然らば此右近馬場の歌もその集よりとりて載られたりつらむを、其は童蒙抄に記されたる塗籠御本の伊勢物語のごとくしるしてありけむを今世に業平朝臣集とてあるは、後人の書集たるものなることしるければ、こゝに論ふにたらずさては上に車といへる事なくてうちつけに下すだれより云々とては詞たらざるがごとくきこゆれば上に

院とも見えたり、然るに三世に當り給へる後龜山院は、院號を申て天皇と稱し奉られざるは、此御世に芳野を出させ給ひ、北朝後小松院に御讓位の儀を以て御世をつくし給ひたりければ、なべての院號に稱し奉れるなるべし○古書どもを考ふるに、御謚ならで其まし〳〵ける都の地名をもて稱し奉れるがあり、舒明天皇を岳本天皇また高市天皇とも稱し奉り、又陵地名をもて聖武天皇を佐保天皇、桓武天皇を柏原天皇、仁明天皇を深草天皇、文德天皇を田村天皇、光孝天皇を小松天皇と稱し奉れるが如き例なほあり、又宇多天皇讓位後朱雀院に坐ましけるによりて朱雀院天皇と稱し、又白河院讓位後常に鳥羽宮に坐まし、また六條宮にもおはし坐しけるによりて鳥羽院とも、六條天皇とも稱し奉れり、これらはみなたゞそのかみの唱へならはしなり　さて又なべて某院と申奉るを某院天皇とも申し、院を申さで某天皇と稱せる事をふるき書どもにをり〳〵見えたり、そもそも御謚のさまのかくとり〴〵に沿革來ぬる中に現御世に由緣ありし地名御在所などにより又その例に准へて稱へ奉らるゝは、あなかしこかへりて古へ樣にもかよふ趣ありてめでたき御ためしなるべきにや　もろこし人といへど、秦王政が制に太古有號毋謚、中古有號死而以行爲謚　則是子議父、臣議君也、甚無謂朕不取矣、自今以來除謚法、朕爲始皇帝、後世以計數、二世三世至于萬世傳之無窮といへる事、史記の秦始皇本紀に見えたり、謂れあることなり　此らの事どもかの傳の考說に加へて心得おくべきなり

比古婆衣十の巻 終

比古婆衣十一の巻

○右近の馬場のひをりの日とよみきたれることの論

伊勢物語にむかし右近のうまばのひ、をりのひむかひにたてたりける車に女のかほのしたすだれよりほのかに見えければ、中將なりけるをとこのよみてやりける、「見ずもあらずみもせぬ人の戀しくは 一本こひしきは あやなくけふやながめくらさむ、かへし、「しるしらぬ 一本しるしらず 何かあやなくわきていはんおもひのみこそしるべなりけれ、のちはたれとしりけりこのことを古今集には右近のうまばのひをりの日むかひにたてりける車の下すだれより女のかほのほのかに見えければよみてつかはしける在原なりひらの朝臣云々、かへしよみ人しらず云々とありて、歌はともに同じ、いま按ふるに藤原範兼卿 範兼卿は、保延五年三月五日卒、五十四と尊卑分脈に見えたり の和歌童蒙抄に　ひをりのひとは古き疑ひなり云々、業平がてづからかみ屋紙に書ける伊勢物語の朱雀院の塗籠にありけるには 壒嚢抄に紙屋紙を宿紙とも云ふ由論へる條に

同例なり、同三年六月の詔詞には聖武天皇と稱奉りたまへり、かくて延暦の御世におよびて前の文武聖武の御謚を例として上御代々々の天皇に漢様の御謚を撰定めさめて奉り給ひ、はた後の御代々々にも同例に奉るべく令たまへるによりて公式令にも然新に加へられたるにぞあるべき其は延暦十六年に撰成せる續日本紀の文中に、漢ざまの御謚をもて載されたるをもて證とすべし、これをおもへば卷の首ごとに天皇の御名を標たる下の旁に御謚を註せるも、もとよりのわざなるべし、但し書紀に然註せるは後人のわざなること、上に論へるがごとし、さて延暦の後には大同二年に奏りたる古語拾遺に、神武天皇と記し、弘仁五年に奉進れたる新撰姓氏錄序に、天皇を御謚もて書し本文にも御謚を用ひ、或は御名の下に御謚を分註せり、さてまた漢ざまの御謚を、もとは尊號と稱したまへりときこゆ、其は續紀大炊天皇卷に敬依舊典追上尊號策稱勝寶感神聖武皇帝、謚稱天璽國押開豐櫻彦尊と見えて、漢ざまなるを追上尊號といひ、皇國の例のまなるを謚と記されたり、又同紀元明天皇讓位の後の遺詔に、朕崩之後宜云々謚號稱其國其郡朝廷馭宇天皇流傳後世、と見えたるは陵の碑文に、大倭國添上郡平城宮馭宇八洲太上天皇と誌されたるに當れり、此はなべて前の天皇を稱し奉る上古よりの例なるを、ことさらにかく謚號と記されたり かくてその御謚重祚には其二度の御世に別て御謚を二號(フタツ)奉られたり、天豐財重日足姬天皇の御謚前の御世の間を皇極後を齊明と申し奉る、又高野姬天皇の前の間を孝謙後を稱德と申奉る、但し此天皇は前の御世の讓位の時尊號を寶字稱德孝謙皇帝と奉られたりきその尊號の寶字は其御世の年號なり、稱德孝謙の二稱を分ちて二度の御世の御謚に別用ひられたるなり、又大炊天皇は淡路に廢されさせ給へるによりて淡路廢帝と申て御世繼には立給ひ後に御墓を陵と稱し守戸をも置れたれど御謚は奉られず この後御世の中に、崇德、順德、後鳥羽、土御門の天皇も遠國遠島に遷されさせ給ひたりしかど、御謚あり さて其漢ざまの御謚は桓武天皇までにて次の御世の平城天皇を御始にて光孝天皇は除き奉りては多くは讓位給へる後の大宮所の地名 平城 また御在所の院號 嵯峨、淳和、清和、陽成、冷泉など 寺號 圓融、花山など 或は陵の地名 宇多、醍醐、村上など 又御意にかなひて時々幸坐ましたりし別宮 鳥羽 六條 なるをもて御謚とせられ (頭註、伊勢集詞書に陽成院の帝の御七十の賀にてとあるは御在世の天慶元年に當れり時の上皇なしか申せるまゝに後の御名にも申奉れり) 又後には何となく上のくだりの例に擬へられたる名號を用ひ給ひ、或は前の御謚の同號を用ひて後の字加へられたるもあり 後一條御はじめなり 但しさる御中にまれにはたちかへりて、上代の如く漢ざまなるもあり 安德、順德など さて又冷泉院より後はなべて某院と申して某天皇と稱し奉らざる例のごとくなりたるに、安德天皇のみ天皇と稱し奉るは西海に沈て崩給ひ陵もあらざれば院と稱すべき由緣なきによりてなるべし 但し南朝三御世の中、後醍醐、後村上を天皇と稱し奉るは、御世のさまにあはせて殊なる御こゝろばえましての御事なりしなるべし、北朝にて記せるものには、後醍醐

始釋二奠於國學一與二隆儒敎一大寶元會之儀文物大備と賛し給へるがごとき御世にて新律令をも撰定めたまへりき、そも〳〵この天皇（文武）御齢十四にて御代を受繼給ひ十二年御世知召してわづかに廿五にて崩り給ひぬ、そのほどにさる御政の行はれつるは時の大臣藤原不比等公などを始てこれかれの臣等の甚しく輔成し給へるなるべしさるにあはせて次の御代元明天皇の御時この天皇（文武）に特にはじめて漢様の御謚を奉られたるにぞあるべき（不比等公は、元正天皇の御世養老四年八月三日薨し給ひ、同月十日文忠公と謚賜ひたる事、尊卑分脈の傳また公卿補任等に見えたり、此公鎌足大臣の嗣子にて、眞は天智天皇の御子なりければ、殊に重みし給ひかたがた文武の漢様の御謚に准ひて、かつても例なき謚號を文忠としも賜ひたりしなるべし、因におもひあはすべし、さて此不比等公の眞の血脈の事は、委く考て別に記せるものあり）上に引たるごとく、義解に云々爲レ文云々爲レ武之類也と擧て文武と稱ふを謚法の例として注されたるも、撰者の心しらひありてのわざなりしなるべし、なほ其謚とすべき事は伊福部臣徳足比賣の墓誌に（安永三年因幡國法美郡府中と云處にて堀出せる也）藤原大宮御宇大行天皇（大行の字右の方へよせて小さく書たり）御世慶雲四年歳次丁未春二月二十五日從七位下被レ賜仕奉和銅元年歳次戊申秋七月一日卒云々、故謹錄レ錍和銅三年十一月十三日己未と記せる大行天皇は文武天皇の御事なるを、しか大行としも稱せるは漢國にて王の死て謚せぬ間の稱なるを其頃まねばせ給へるにて（漢書音義曰禮有大行人小行人主謚號、官有差號故稱大行などみえたり）其は此天皇慶雲四年六月辛巳十五日に崩給ひたるに始て漢様の御謚を奉らるべき御定ありて諒闇はてゝ後奉らるゝまでは大行天皇と稱し奉るべく御おきてありけるによれるものなるべし、故德足比賣のみまかれる和銅元年七月は元明天皇いまだ諒闇に坐ましていまだその御謚奉られざりつる間なりければ、當時の御稱をもてしか記せるものなるべし（また、和銅三年十一月に錍に錄せる時の文とみる時は、漢風の三年の御喪の御こゝろばえに據りて其日數はてゝ後御謚奉らるべき定なりけむ、そはいづれにてもあるべし、さて皇國の古禮の御謚は崩たまへる年の十一月十二日丙午に奉り給ひき）萬葉集（一の巻）に大行天皇幸二于難波宮一時歌、また大行天皇幸二于吉野宮一時歌と書る既に岡部翁の考おかれつるごとく文武天皇の御事なるを、これもかの御謚奉られざるほどに記おけるまゝの文なるを其まゝに書集めたるものなるべし、おもひ合すべし（持統紀三年五月貴新羅使詔書に、大行天皇と書しめ給へるは、前の天皇（天武）崩給ひて三年にあたれる年なり、此頃いまだ漢ざまの御謚あらざれど、から國に賜へる漢文の詔書なるが故に、漢國風の文に作しめたまへるなり、こゝに論へるとおもひ混ふべからず）その後には天平寶字二年八月文武天皇の大御子豐櫻彦天皇に勝寶感神聖武皇帝と漢ざまの御謚奉られたるも

言通秀卿の議詞を載られて、凡諡法事起於周道遠及日域者歟、神武以來至文武四十二代者、是淡海□公所製已幽合也、其後儀式依平日之徳行諡號或以後院御所證成追號、有山陵之由緒有庵號之遺詔、彼是非一者乎云々、また勸修寺中(前大)言納教秀卿の議詞に如爲長卿記者元明天皇勅命以其國其郡可爲諡號之由分明也云々と記されたるこれなり、此教秀卿の議は、續紀養老五年十月元明天皇讓位後の遺詔に、諡號稱其國其郡朝廷馭宇天皇流傳後世とみえたる趣を述給へるなり、さて件の記の文は、己が京にて見たる公家さまの御本の寫なりといふを書ぬきおけるなり、淡海公とある海字の下蠹食とおぼしく、一字間空きたるによりて考ふるに、原本には其の空たるところに三の字ありて、次に船の字のありけむを三の字より船の字の偏かけて蠹食たりけるを、その三の字を闕きて船の字の旁のみ寫たりつる本を、後に又寫せる人のさかしらに淡海公と引合せて寫せる本の世には多きなるべし、さてまた淡海公は養老四年八月三日に薨給ひ、日本紀は同年五月廿日に奏上られたる書なるに、御諡を記されざるをも證とすべし、但し卷々の首の大御名の下旁に小字に、某天皇と御諡を注し、一本には諡某天皇と注せるもあるは、後人の加筆と見えたり、本文に御諡を記されたる事は ひとつもある事なし

然るに既く公式令の平出の例を擧られたる中に、天皇諡と載られて義解に、謂諡者累二生時之行迹一爲二死後之稱號一、即經二緯天地一爲レ文、撥レ亂反レ正爲レ武之類也、とありそも／＼律令の書は天智天皇の御世に創て製り給ひたりけるを文武天皇の大寶元年に大に改定給ひ又元正天皇の養老二年に亦修(ツク)り更められたるが、今現に行る律令これなり、しかるに今引出たる公式令の天皇諡とある條は養老に定加へ給へりとしても延暦よりは六十年にも餘る前の事なれば、桓武天皇の御世に撰定めしめ給へりと云ふ說は通りがたくきこゆるを、猶よく考るに續日本紀に延暦十年三月丙寅日十二刪二定律令廿四條一辨二輕重之舛錯一矯二首尾之差違一至レ是上(下イ)レ詔始用之とある中に、かの公式令なる天皇諡とある條も此とき新に加へられて今より後の天皇だちにもさる諡を奉るべく令め置せ給へるにて、今現行ところの令は其本の傳はれるにぞあるべき(本朝書籍目錄に、刪定律令問答といふを載たり、延暦の時のなるべし、今世に在る事をきかず) 但し延暦より前に、既に漢ざまの御諡を奉られし事は、淡海御船眞人の、天平勝寶三年十一月に撰める由序せる懷風藻に、文武天皇と題て御詩を載たり、序文に作者六十四人具題二姓名一並顯二爵里一冠二篇首一と記したれば、此御諡は素より然題記したりしなり(また序文に、神后征坎品帝乘乾と作る神后も、神功皇后と申は諡かとおもへど、品陀天皇を品帝と申して對へ記せるを思へば、神后はたゞ稱へ奉れる文にて、御諡によれるにはあらず) さて其天平勝寶三年は孝謙天皇の御世にて御船眞人は廿五の齡にていまだ姓を賜はらざりし時に當れり、故按に文武天皇は天縱寛仁慍不レ形レ色博涉二經史一と續日本紀に載られたるが此御世また更に漢風興り行れて、大日本史に方二帝之時一淳朴未レ散而文明漸開譬猶二春化之新敷陽曦之將レ中、

垣人として課役を免し代々其事にのみ供奉るべく定置せ給ひつる黨類の在けるをもて遊部もその類なりと云へるなるべし○穴云遊部並從二別式一謂給不之狀也これより別條なり穴は說者の氏を略稱せるなり、此集解中あまた見えたり（姓氏錄に、穴師穴太部の氏見えたり、他にもなほあるべし）遊部並從二別式一は令の本文なり、謂給不之狀也は其別式といへるは給不之狀也と注へるなり、但しこの給不字よみ得ず、しひて考るに二字タマモノ、アリナシと訓べき意ならむか○遊部、謂令釋云隔二幽顯境一鎭二凶癘魂一之氏也謂百姓之中有レ人鎭二凶癘魂一是人之氏也事細在二古私記一　此令釋云の文は上に釋云とて擧たる文なり、謂より以下は穴の說なり百姓之中有レ人云々とはいま百姓の中に凶癘の魂を鎭る者ありて是人の氏を遊部と云へり、其事の細しき事は古私記に在りとなり古私記とは上に古記云遊部云々と云へる文これなり○又其人好爲レ鎭二凶癘魂一　上に百姓之中有レ人云々といへる人のことをたちかへりて又いへるなり、さて此遊部の事この令條をおきてはいづれの古書にも見えたる事なきはそは大喪の時殯所に供奉るのみにて、書に記すばかりの事の無きが故なるべし○故終身无レ事免二課役一任レ意遊行故云二遊部一終身課役无二差科一故謂二之終身勿一事　義解に遊部者終身勿レ事故云二遊部一也と謂へるを解けるなり、くだ〳〵しき文ながらきこえはする也、また遊部の殯所に供奉る事を停められたるは三代格に見えたる延曆十六年四月二十三日の太政官符に、應レ停三土師宿禰等預二凶儀一事云々、夫喪禮之事人情所レ惡、專定二一氏一爲二其職掌一於レ事論レ之實爲レ不レ穩、臣等伏望永從停止縱有二吉凶一同二於諸氏一、其殯宮御膳誄人長、及年終奉幣諸陵使者普擇二所司及左右大舍人雜色人等一充レ之、伏聽二天裁一謹以申聞者奏聞既訖云々、自今以後永爲二恒例一と見えたる時よりの事なりしなるべし

○古事記傳漢樣御諡附考

記傳（神武天皇段）に天皇の漢樣の御諡の事を論はれたる中に、此事の始は桓武天皇の御世延曆四年七月までのほどに淡海御船眞人に命て神武より光仁までの御諡を撰定め給ひけむとて其證どもを擧て說はれたるはまことにさる事なり（但し親長卿記に、淡海公不比等に勅して定めしめ給へる由あるは、委曲も考へざる浮たる說なりと論れたる、その記の文は、文明三年院號定の別記に、二月後文德院と申御諡を後花園院と改給へる時、中院大納

をかく稱びて比自支和氣に代りて例のまゝに殯所の事にのみ供奉る氏人とせさせ給へるなり、君とは古書どもを考合するに上に論へる比自支和氣の和氣と同じさまに上古は稲置縣主のごとく諸國の内に長だちたる宰の稱なるを、これも氏に係て唱へる例なり、この遊部はさばかりの宰だちたる身にはあらぬさまなれど、王の列といひ殯所によく供奉りし功勞を賞給ひて並ての君に擬へ賜ひたりしなるべし、さてかく詔へるまゝに其氏人の繼々其族の遊部にて在しなり、喪葬令に遊部義解に終レ身勿レ事故云二遊部一またこの下に擧たる令釋に終レ身无レ事免二課役一任レ意遊行故云二遊部一と見えたる是なり○但此條遊部謂野中古市人歌垣之類是也　此條遊部謂云々とはこの喪葬令に遊部といへるは今所謂云々是也といへるなり今字脱たるこゝちす（無くてもきこえはすめり）野中古市人云々、此はこの令釋注せる人の頃野中古市の人に歌垣といへる部の在りて歌垣召す時のみ供奉りて（此歌垣の事下にいふべし）課役を免されて在りけるを遊部は其が類なりと比て注へるなり、今考ふるに其野中古市は和名抄に河内國丹比郡野中（乃奈加）郷、古市郡古市（不留知）郷と見えたる地これにて歌垣と云へるは續紀に神護景雲四年二月庚申（稱德天皇御世平城の都に坐しませり、天皇是年八月四日崩給ひ十月朔日光仁天皇即位ありて寶龜元年と改元あり）車駕行二幸由義宮一云々、辛卯葛井、船、津、文、武生、藏六氏男女二百三十人供二奉歌垣一、其服並着二青摺細布衣一垂二紅長紐一、男女相並分レ列徐進歌曰、乎止賣良爾乎止古多智蘇比布美奈良須、爾詩乃美夜古波（同紀）與呂豆與乃美夜、其歌垣歌曰、布智毛世毛佉與久佐夜氣志波可多我波、知止世乎萬知天須賣流可波可母、毎レ歌曲折擧レ袂爲レ節、其餘四首並是古詩不二復煩載一、時詔二五位已上内舍人及女嬬一亦引二其歌垣中一、歌數闋、訖河内大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂已下奏二和儛一賜二六氏歌垣人商布二千段綿五百屯一と見えたる時に定められたる黨類の代々に傳はりて在りしなるべし其は同紀を撿ふるに（是より先聖武天皇天平六年二月癸巳朔平城宮の朱雀門に御して歌垣を覽し給へり）此時行幸ありし由義宮は河内國弓削の地に基きて宮所を定め給へる別宮なり（件の歌垣の歌に、爾詩乃美夜古といへるは、此前年この宮所を西京と號給へるによれり、河内は大和の西に當れり、また波可多我波は、此行幸の時博多川に臨幸して宴遊し給へる事も見えたり、この川今もさだかに在りとぞ）此時歌垣供奉れる六氏はその河内なる野中古市の人どもなりけるが其を愛賞給へるあまり、それが中にその事に堪たるものを選りて歌

爾時諸國求㆓其氏人㆒或人曰圓目王娶㆓比自岐和氣□㆒爲㆑妻是王可㆑問云、　比自岐和氣の下に女字脫たり上文により補ふべし○仍召問答曰然也　召問は御世繼ませる成務天皇の召て問はしめ給へるなり答云は圓目王の也○召㆓其妻㆒問答云我氏死絕妾一人在耳卽指㆓負其事㆒　比自岐和氣の氏の人この氏といへる事上にいへるが如し既死絕て己一人存りと申に依て卽その圓目王の妻に殯所の其事に供奉れと差課せ給へるなり○女中云女者不㆑便㆓負㆑兵供奉㆒仍以㆓其事㆒移㆓其夫圓目王㆒　女の身にては例のまゝに兵を負て供奉がたしとて請奏して其事を夫の圓目王に移し讓りたるなり、負㆑兵とは上に禰義負㆑刀並持㆑戈余比者捧㆓酒食㆒並佩㆑刀並入㆑內供奉と見えたるこれにてこゝに負㆑兵といへるは刀に戈をも兼ていへるなり○卽其夫代㆓其妻㆒而供㆓奉其事㆒　その夫圓目王妻の比自岐和氣氏に代りて殯所の事に供奉りたるなり、唯し前々は禰義余比二人して供奉りし例なるを此度は圓目王一人にて供奉れる趣なるは既に氏人の廢たりしによりて此事得ず二職を總て供奉れるなるべし○依㆑此和平給也、圓目王の然供奉れるによりて御魂の暴び和平給ひたりしなり○爾時詔自㆓今日㆒以後手足毛成㆓八束毛㆒遊詔也故名㆓遊部君㆒是也　この故名遊部君と云ふまでは古の記文にて是也より以下は令釋の地の文なり、さてこの詔は成務天皇のなり自㆓今日㆒以後は大御父天皇の御葬の事畢りて圓目王殯所を罷るときの詔詞ときこえたり、手足毛成㆓八束毛㆒と詔へる八束毛は八拳鬚と云へる八拳と同じく彌掬毛にて手足の毛の總に生ひて掬みよするばかりになりたる形狀につけて齡ざかり過たる男夫を稱ふ古語と通えたり　但し舊說に八拳鬚の八拳を七拳脛、八握劍、九握劍、十拳劍などの例に物を握みて四指並びたる間をもて、八拳と量れる趣に解たれど、諾ひがたし、　そも〳〵此八拳鬚の事は古事記神代段に須佐之男命を八拳鬚至于心前云々と見え、垂仁段に本牟知和氣御子をも然稱せるを書紀には既三十髯鬚八掬云々と記され、出雲風土記仁多郡條に阿遲須伎高日子根命御須髯八握至于生云々など見えたる中に、至于心前とも云へるは、髯の胸前に至らむにはおほかた其人の手して四拳ばかりにて至るべし、八拳ならむには小腹にも至るべし、然る長髯も稀にはありもすべけれど件の文どもを考ふるにすべて三十ばかりの人の壯なる形狀を云へる古語にて、たゞ髭髯頰毛どもの總に生たるを八掬鬚とはいへるなるべし、　高日子根命の御須髯には八握至于生ともいへるをもおもふべし、なほいはゞ古事記神代段に新巢之凝烟之八拳垂摩弖燒擧といへるも、凝烟のふさ〳〵と多く垂るさまをいへるにて長を主といへるにはあらず、これをも思ひ合すべし　ここにかく詔へるはその久しく供奉りし功勞を賞め惠み給ひて　上に云へるごとく殯宮に供奉れることおほよそ二十三月餘なりしなるべし　終身遊びて在れと詔へるなり、故名㆓遊部君㆒とは圓目王の族の氏

昔泊瀬はことに廣き大名の地にて萬葉集の歌に泊瀬の國とよめり、和名抄城上郡の郷に長谷あり山邊は其部内にありて又其内に道と稱へる處のありて小野は其所にありけるによりて道小野と名つけたまへるなるべし、既く二陵もその山邊の道の勾之岡の上にあるを、山邊の道の上ともいへるなり、故こゝには景行天皇の御事を陵所の地の大名をもて、長谷天皇と稱し奉れるなり後の事ながら、聖武天皇を佐保天皇と稱し、桓武天皇を柏原天皇、仁明天皇を深草天皇と稱し奉れるなどなを例ありさて崩の事は、此天皇紀に六十年冬十一月乙酉朔辛卯七日天皇崩ニ於高穴穗宮五十八年春二月幸近江居志賀三歳是謂高穴穗宮時年一百六歳この享年垂仁紀三十七年に立爲皇太子、時年二十一とあるに合はず、紹運錄に百四十三歳とあるは合へり、古事記には壹佰參拾漆歳とあり御葬の事は成務紀に二年冬十一月癸酉朔壬午十日葬ニ於倭國山邊道上陵と見えたり、近江より遷し葬り奉れるなり、其間大凡二十三月あまりを歴給へる殯宮は志賀にぞ作られたりけむ、圓目王の仕奉れるも其處の殯所なるべし〔清臣按、長谷天皇は、雄略天皇を稱し奉れるなることと、垂仁天皇の御事を生目天皇と稱し奉れるが如し、さるを景行天皇を稱し奉れるよしにいはれたるは、雄略天皇にては生目天皇の孽子とみえたる圓目王に御時代のかなはざるからに、あひかなひて通ゆる方に強て說をなせるものなり、いにしへ長谷の地の廣かりしはさることなれど、この御陵のおはします山邊之道上あたりかけてまかよびしにはあらず、其は中間に大物主神の鎭りませる大神の地あり、また倭迹々日百襲姫命を葬りまつれる大市の地あり、これらみなふるくより聞え來れる地なりしからに、後には和名抄に大神（於保無和）大市（於保以智）とみえたる鄕名にもなればなり、かくの如き地理なれば、景行天皇の御ことを陵地の大名もてさは稱し奉るべきことわりなきことあきらかならずや、かれ長谷天皇は、雄略天皇を稱し奉れるものなること決く、圓目王は、生目天皇の遠孫にましませるを、其傳說のまかひて令釋の傳への如く誤れるものなること疑なかるべくこそ〕

○依ㇾ檕ニ比自支和氣七日七夜不ㇾ奉ニ御食檕字一本に擊また一本に繫と作りいづれにても讀がたし互に寫誤たるものなる事決し、然はいへどもと何の字なりけむ考得ず今しばらくしひて文義を推考るに下に見えたる比自岐和氣氏の女の言に我氏死絶云々と見えたるによりて廢字の誤ならむとして比自支和氣廢タルニ依リテ七日七夜ノ御食ヲ奉ラザリキとよむべし、漢文さまには字の置ざま錯へれどかゝる書ざまの交れるは古書に例あり長谷天皇を殯宮に遷し奉れる時比自支和氣の氏人の死絶たりしに依りてその死絶たりし由は下文にみゆ前々の例のまゝに、奉るべき七日七夜の御食を奉らざりし由ときこえたり殯宮に遷し奉れる日より、七日七夜御食を奉る例なりしなるべし、天武紀に朱鳥元年九月九日に天皇崩給ひ、廿四日に殯于南庭云々、是日肇進奠と見えたり、此時も例のまゝに遊部が供へ奉りたりしなるべし○依ㇾ此阿良備多麻比岐件の御食を奉らざるによりて御魂の怒暴び給へるなりこの天皇性のはなはだ猛勇き德ましゝける御事古事記書紀に見え給へり○

るべし後の事ながら太平記に五尺六寸六尺三寸七尺三寸などいへる大太刀に見え古き軍書に長き刀を脊負たるも見えたり、余此は酒食を捧持て尋常の刀を佩て並に殯所の宮内に入て供奉るなるべし、さてその禰義といふは御魂に禱言申す由にて神に供奉る禰宜と同意の名なるべし、余此は儀式祈年祭儀に史復二本座一中二領レ幣畢一伯命云縦(ヨシ)と見えたるごとく下ざまより云々といふを受て縦と答ふる例右のほかにも公事の儀式を記せる書どもに見え、諸家の名記どもの中には余此など假字に書たるもあり（俗に聞届た、承知致たなどいふが如き意なり）かくいふが古の禮辭なりときこゆ、さてこの余此といへるは禰義が御魂に禱言奏畢ると、余此は御魂の御心を奉たまはりて縦と云ふがおほかたの例なるによりて然は名に呼たるなるべし○唯禰義等申辭者輙不レ使レ知レ人也　禰義等とは余此を兼て云へるなり輙不レ使レ知レ人は幽顯の境に隔て申す秘辭なればなり○後及二於長谷天皇崩時一而　長谷天皇は景行天皇の御事を陵所をもて稱し奉れるなり、しか考奉れる由はまづ崇神天皇の陵を古事記に山邊道之勾之岡上と見えたるを書紀には山邊道上陵と見え諸陵式には其地を在二大和國城上郡一と見えまた景行天皇の陵も古事記に山邊之道上陵、書紀に倭國山邊道上陵とありてこれも諸陵式に大和國城上郡と見えて二陵同地なるを古事記傳二十三の巻に其地の事を古書どもに證考へてこの山邊といふは大和國山邊郡の南の方より城上郡へかけて廣き地名にて二陵の在るあたりは城上郡に屬る地なるべし、されば此御陵の山邊も隣の郡名の山邊ともとはひとつなりけり、さて道之勾之岡は道は長谷の方より山城國の方へ往ふ大道にて（此筋今の世にも大道なり）勾之岡といふは其大道の曲る所に在る故の名なるべしといはれたるによりて（蒲生秀實が著せる山陵志に、崇神陵云々、陵旁遶谷村即山邊古道而西距今道四町餘、景行陵乃其北相並云々、二陵並但書山邊道上而不言其孰南北也、然今以南者定爲崇神則北是爲景行可知矣、且景行御名忍代而北陵呼爲忍代山即古遺言也、云々陵旁柳本村北隣乎釜口曰勾岡按今呼爲向山、蓋以勾向字形近似遂謬爾、ともいへり）なほ考るに雄畧紀に踐祚の年の十一月に設二壇於泊瀬朝倉一即二天皇位一遂定レ宮焉と見え、六年二月天皇遊二乎泊瀬小野一觀二山野之體勢一慨然興レ感歌曰云々、於レ是名二小野一曰二道小野一と見えたるは、此野泊瀬の部内にてたゞ小野と呼來れるを此時感賞たまひて野の名なきをあかず思ほして其所の地名をもて道小野と名つけ給へるなるべし、さるは當

でき給ひたる故に、陰に生母に屬て劣しめ置給ひ皇子の列には數まへられざりつるによりて、書どもには記し傳へざりしなるべし、こゝには其長り給ひて後皇子なる由の顯はれ給へるによりて その由は下に見えたり 王と稱し傳へたるなるべし、孼字はものどほき書さまながら其由を明さむとてこゝろえらひして書るものなるべし、さて又御名の圓目は豆夫羅目と唱べし、圓のよみは履仲紀に圓大使主 圓此云豆夫羅 なほ例あり、俗に目の圓く大きなるを豆夫羅目といふ人あり御父の大御名の活目は御目の大に潤澤めきて御眼光の甚しきを稱へ奉れるなるべし、俗に然るさまに目の潤澤めきたるを活々とゑたる眼ざしなりといへり此王も御父に肖て目のただならず圓なる目にて おはしたるによりて稱へたる名にやありけむ○娶二伊賀比自支和氣之女一爲レ妻也、 支の字、こゝなるも下なるも、友と書る本あるは、古書に支を友友など作る例あるを、友字に書誤れるなり、下には岐とも書り 又伊賀は國名なりこの 國名の古くきこえたるは內宮儀式帳に載たる天照大御神鎭坐國求の古文の垂仁天皇の御世に係れる條に伊 賀國 造見えたり 古事記に垂仁天皇の皇子に伊賀帶日子命と申すも見え給へり 持統紀に伊賀郡もありて和名抄にも載たり、比自支は伊賀風土記 には 此風土記は出雲常陸など、同度のにはあらざれど、僞作れるものにはあらず、古き書にてはある也、これらの風土記の事は別に考記せり 伊賀郡の下に比自岐里、神鳳抄に伊賀國比志岐御薗見えたり 神名式に、伊賀郡比自岐神社あり、この國人の記せる伊賀考といふ書に、此神社比自岐森村に在て、つれには大森明神と稱へりと記せり、國人云近きころ國君の領地の村名を二字に書べく定給へるによりて、比自岐森を栫森と書ことゝなりぬといへり この地名に依れる氏也、和氣は古事記景行段に七十七王者悉別二賜國々之國造亦和氣及稻置縣主一也 景行紀にも七十餘子、皆封國郡各如其國故當今時謂諸國之別者、卽其別王之苗裔也 と見えたる和氣にて、これを古書どもに考合するに上古の制に諸國の內に長だちたる宰の稱なるを氏に係て比自支和氣と唱へるなり、この氏の人の女を娶りたるなり○凡天皇崩時者比自支和氣等到二殯所一而供二奉其事一 これより立かへりて比自支和氣が上古より供奉り來れる例を述へる語なり、さてこゝに比自支和氣等と云ひ、下に取二其氏二人一云々と見えたれば其同族のなほ數人ありしなり○仍取二其二人一名稱二禰義 余此一也 取二其二人一とは比自支和氣等の中二人を撰採りて也○禰義者負レ刀並持レ戈余比者持二酒食一並□レ刀並入レ內供奉也 酒食の上の持の字は捧の訛、また刀の上には佩字の脫たるにて捧二酒食一並佩レ刀云々なるべしさて禰義が負レ刀とは殊に長き刀を脊に負ひたるな

をいへる古言にて、俗に筋目家筋などいふ意ときこゆ、さて其血統を別て何の氏、くれの氏と名づくることゝなれるにて、そのなづけたるうへをのみ氏といふと意得むは、本末たがへるなるべし○終㆑身勿㆑事故云㆓遊部㆒　この事下に見ゆ○古記云この下文に在㆓古私記㆒といへるは、この古記の事なり、古人の令の私記ときこえたり（またこの下にも、他巻にも古記といふを引だり、こゝに引たると同書なるにか、また異なる古記なるにか知られず）直本の世にありし元慶の比、古記古私記などいへればそのかみ百年にも餘れる前に記せる書なるべし、然らばおほよそ寶龜の比より前の書にて、令義解の首に載たる應㆑撰㆓定令律問答私記㆒事とある天長三年の官符に（此文荷田在滿本に、類聚國史三代格の官符を以て批按せるによりて、官符とさだめつ、おのれが見たる二書どもには缺たり）載られたる明法博士の解文に、令律修撰の事を述て自㆑爾以來諸博士等相承教授、文略義隱情理難㆑通、卽無㆑不㆑由㆓先儒舊說㆒、而彼舊說或爲㆓問答㆒、或爲㆓私記㆒互作㆓異同㆒未㆑詳㆓誰作㆒と見えたる私記の類にてありしなるべし（上に見えたる令釋も、いはゆる舊說問答の書の類ときこゆ）○遊部者在㆓大倭國高市郡㆒續日本紀に、天平九年十二月丙寅改㆓大倭國㆒爲㆓大養德國㆒、同十九年三月辛卯改㆓大養德國㆒依㆑舊爲㆓大倭國㆒、天平寶字二年二月己巳の日の詔詞よりぞ初メて大和國と書されたる、これより後はみな大和と書されたり、この古記上にいへるごとく寶龜以前の書なるべくをもはるゝに、こゝに大倭國と書るも合へり、高市郡は天武紀に見え和名抄に大和國の郡名に高市多介知また同郡に遊部鄕あり、この遊部の居住りし地名よりはじまりて鄕名となれるなるべし（藻鹽草に、笛吹ノ社の神は音にきく遊の岡や行かへるらむといふ歌を載たり、今高市郡笛吹村に遊の岡と云所ありとぞ、由ありてきこゆ）○生目天皇之苗裔也　生目天皇は垂仁天皇の大御名なり、古事記に伊玖米入日子伊沙知命、また伊久米天皇と見え、書紀にも活目入彥五十狹茅天皇また活目天皇と記されたり○所㆔以負㆓遊部㆒者　遊部と名に負たる謂はなり○生目天皇之孽圓目王　上に遊部は活目天皇之苗裔也と云へる由來を明せるなり、孽は說文に庶子也、又通論に妾隷子曰㆑孽々之言蘖也、有㆑罪之女沒㆓入於公㆒得㆑幸而有㆓所生㆒、若㆓木既伐而生㆑枿故於㆑文从㆓子辥㆒爲㆑孽々辠也など註へるごとき義に依て書るなるべし、美於登之陀祢と讀べし（蜻蛉日記に王の御おとしだれ）さて此圓目王古事記書紀紹運錄そのほかいづれの書にも見えず、按ふにこの王ことに卑しき腹にい

故名ニ遊部君ニ是也、但此條遊部謂野中古市人歌垣之類是也（中略）穴云遊部並從ニ別式ニ謂給不之狀遊部謂令釋云隔ニ幽顯境ニ鎭ニ凶癘魂ニ之氏也、謂百姓之中有レ人鎭ニ凶癘魂ニ是人之氏也、事細在ニ古私記ニ又其人好爲レ鎭ニ凶癘魂ニ故終身无レ事免ニ課役ニ任レ意遊行故云ニ遊部ニ終身課役无ニ差科ニ故謂ニ之終身勿ロ事

令集解は本朝書籍目錄に律集解三十卷令集解三十卷ともに惟宗直本撰とあり（諸本ともに惟宗の二字脫たりいま一本に據る）直本は三代實錄に元慶七年十二月廿五日秦宿禰永原秦公直宗秦忌寸永宗同越雄秦公直本等男女十九人賜ニ姓惟宗朝臣ニと見えたる中の一人なり（この集解今營繕軍防倉庫醫疾關市捕亡獄雜の八令の部缺たり、律集解は絕たるにか今世に在る事をきかず、さて此書もとよりうるはしく撰註せるものにあらず、多くは諸說を打聞に記せる如き私記どもを書集たりと見えたるが、中には文ざまのつたなく調はざるところあり、事の次第も前後いりくみ、又は同じ事のいたづらに重りなどしてしどけなきものながら、さすがに古書なれば令意を讀辨へむに助となるべきはさる事にて、又引載たる古記の文またそのかみの傳說その世にありし事のさまなどの、他書に見えざる希らしき古事の稀々見えたる中に、此遊部の古事はことにめづらしければ、こゝに抄出して其意を明し、いさゝか考を加へたるなり）

○釋云　令釋なり、下の穴云の條に令釋云とて此なる文を擧たり書籍目錄に令釋七卷（撰者を記さず）と見えたるこれなるべし、いまこゝに中略と書るは遊部の事にあづからぬ事なるが故に略けるなり○隔ニ幽顯境ニ　幽顯は神代紀に幽事顯露事と見えたる趣にて舒明紀に幽顯とあるこれなり、隔ニ幽顯境ニとは幽と顯との境に隔ての意なり○鎭ニ凶癘魂ニ之氏也　凶癘魂は漢籍に癘鬼などいへるごとく（癘は漢籍に四時氣不和之疾也、疫氣也、惡氣也、殺也、爲災也など註せり）死者の魂の癘暴ぶるをいへるにて其暴を和平め鎭むる方を知れる氏の人なる由なり、下に圓目王の妻の言に我氏絕云々といへる氏もこれなり（凶癘魂を鎭むる事は、下件に見えたる比自支和氣、また遊部の古實によりて推考ふるに、此はいと上古の道になむありける、今その由を論はんとするに、いはゆる下のくだりに見えたる天皇の御上にかけて申さむはかしこけれど、凡人のうへをもていふべし、そも〳〵人の死て軀を離遊たる魂、すなはち神にて其運用の異しく奇しき事、さらに言に述べつくす事あたはず、在りと思へば無きがごとく、無しとおもへばありて、素より神にて坐ませる神たちの御所爲に、いたく異ならざる趣あり、其は上古より以來の正しき史書どもに載えたる事どもの本末を、よく考合せ近世にまさしく見え聞えたる事の蹤に徵してつら〳〵考ふるに人魂の癘氣にて世間の凶災起り、或は愛しかるべき子孫といへど、其が身に來格りておのづから凶禍となる事もあるを、顯には然とはえ悟らで其魂を和平め鎭むる事をせでゐるぞ多かりぬべき、さればこの幽顯の境ある趣を辨へ悟りて、貴き卑き身のほど〳〵につけて、よく謹て其こゝろづかひすべき事なるべし、さて此幽顯の趣はさかしき人々の智もて測定めたる理にのみ拘泥み、或ははらぐろき佛者の妄說にすがりたる人のさくじり心には、めゝしくたど〳〵しき說のごときこゆめれど、さばれ云へばえに、いはればはらのふくるればぞかし）さて其氏としも云へるは、もと宇遲といふは人のうへの血統

天皇を申奉るこの天皇御世知食る間は平安宮に坐まし讓位の後平城宮に坐まして崩給へるによりてかく申奉れるなり○天推國高彥尊、前の天皇たちの御名に推某某推と申すがかれこれ聞え給へるもさせることもなくたゞ御威稜を稱へ奉れる言なるべくきこえたり（神武紀に天皇ノ御威稜を畏みて天壓神と稱せる事みえたり）其ほかもたゞ佳き言をもて稱奉れるなるべし○承和の度の條事に上ニ太上天皇諱諡一諱曰とあるは諡上らるゝかたを主とせられし趣にきこゆ○讓國而御坐志　延曆の度には坐まし、平安の新京の宮號を申し（次の御代嵯峨天皇に前たちて崩給へる）此天皇には不易と定給ひたりけむ平安宮に坐ましけるをいにしへ度々遷都ありし御代々々の例に准へて同じ平安の宮號をも繼々に申奉るべきにあらざればかく宮號を省きて申されざりしなるべし○御名の事乎前の二度は御名事とありて上に論へるがごとし○恐美恐母　こゝなるも下なるも前のには恐牟恐母とありてこれも旣に論へり○天地止共長久日月止共遠久　前の二度は天地乃共長久日月乃共遠久とあるにあはせてはや後さまにきこゆ○天高讓彌遠尊、日嗣をめでたく讓たまひてなほ御世を彌遠長に守幸はへ給ふべく稱へ奉れるなるべし

○遊部

喪葬令云凡親王一品云々、（云々は、親王一品より大納言三位までの葬具等の事を載られたるを略きたる也）以外葬具及遊部並從ニ別式一レ、同葬具遊部下の義解云、謂葬具者帷帳之屬也遊部者終身勿レ事故云ニ遊部一レ、同令集解云釋云（中略）遊部隔ニ幽顯境一鎭ニ凶癘魂一之氏也、終レ身勿レ事、故云ニ遊部一、古記云遊部者在ニ大倭國高市郡一生目天皇之苗裔也、所三以負ニ遊部一者生目天皇之甥圓目王娶ニ伊賀比自支和氣之女一爲レ妻也、凡天皇崩時者比自支和氣等到ニ殯所一而供ニ奉其事一、仍取ニ其氏二人一名稱ニ禰義余此一也、禰義者負レ刀並持レ戈、余此者捧ニ酒食一並佩レ刀並入レ內供奉也、唯禰義等申辭者輙不レ使レ知レ人也、後及ニ於長谷天皇崩時一依レ廢ニ比自支和氣一七日七夜不レ奉ニ御氣一依レ之阿良備多麻比岐爾時諸國求ニ其氏人一、或人曰圓目王娶ニ比自岐和氣女一爲レ妻是王可レ問云、仍召問答曰然也、召ニ其妻一問答云我氏死絕妾一人在耳、卽差ニ負其事一、女申云女者不レ便ニ負レ兵供奉一、仍以ニ其事一移ニ其夫圓目王一、卽其夫代ニ其妻一而供ニ奉其事一依レ此和平給也、爾時詔自ニ今日一以後手足毛成ニ八束毛一遊詔也、

奉ㇾ誄二日嗣一と見え持統紀に奉ㇾ誄二皇祖等之騰極一（古云日嗣）也次第一とも見えたるは、遠御祖より日嗣の次第に崩坐る御まで御代々々の天皇だちの御名を稱す例なりけるを、こゝには其をことそぎてたゞ御名事とのみ申せるにか又はこゝの詞の云々誄白臣末とまをして日嗣の次第の御名を申せるをその御名の事は記されざるにてもあるべし、さてこの御名事遠とあるを承和の度には御名の事乎とあり、いづれにてもあるべけれど御名事遠と體言に申せるや古風なるべき○恐牟恐母　この詞此なる下文にも又天長の度の二ところなるもみな恐牟恐母とあり下の恐母も上の辭に效ひて引合て恐牟恐牟母とよむべし、承和度なるは二ところともに恐美恐母とありかくさまなる恐詞は祝詞策命文などになべて恐美々々毛、或は恐美恐母など作る例なるに、文德實錄なる齊衡二年九月壬子八幡大菩薩に申さしめ給へる策命に三ところ、同三年五月丙寅佐保山陵の策命に二處、十一月辛酉後田原山陵の策命に一處、畏牟々々毛ともあるをおもへばかく云ふも古の一ツの詞つかひなりしなり（但し佐保山陵の時の中の一處、牟字二ツ後田原山陵の時のに一とところある牟字、二ツを美と作る本もあるは、なかなかにさかしらなり）なべての語格に拘泥てあながちに論ふべきにあらずかし○臣末は、也都古良末とよむべし、舒明紀に臣等顯宗紀なる寶壽の御詞の後に云々御裔僕是也（弘計尊の御詞ながら億計尊と共に僕との給へる也）とよめるこれなり臣等といふに麻を助たる言なり、さて首の畏哉よりこの臣末まで一段にて（上に云へる如く、かく申て日嗣の次第の御名を稱す例なりしにやありけむ）こゝにて臣末と申が誄の例なりしなるべし（次段なるも同し）○またの畏哉より一段なり○日本根子天皇、こは當代の天皇を申す例の稱なるを殯宮にしてもなほ然申し奉れるは眞情なり（初段の誄に、平安宮爾御座志天皇と過去し辭もて申し、こゝに當代に申す稱もて申奉れるいと感ふかし）○所白は麻乎須登古呂、將去御謚は毛天由伎萬佐牟美那とか、毛天伊傳萬佐牟美那とか讀べし、思ひ定めかねつ、但し謚字近世にはオクリナとよめど古書どもには見あたらざれば美那と讀てあるなり○日本根子皇統彌照尊、安萬都比都藝伊也天良須乃美古登と唱へ奉れるなるべし、此天皇平安都を殊さらに嚴重めしく美しく創建て還御まし萬づ華飾たる御政を制給へるを稱奉れるなるべし、御謚の上に日本根子と申せるもなほ生時を忘れざる眞情にて是も亦感ふかし○天長の誄に、讓ㇾ國而平城宮爾御座志皇は平城

にさることにぞありける、さはありけれどかの三つの誄詞もさすがに古のなごりなれば左に擧記してかれこれいさゝか解きこゝろむ

日本後紀に延暦廿五年三月辛巳桓武天皇崩給ひ四月甲午朔の下に云々奉レ誄曰

畏哉平安宮爾御座志天皇乃天都日嗣乃御名事遠恐牟恐母誄白臣末」畏哉日本根子天皇乃天地乃共長久日月乃共遠久所白將去御謚止稱白久日本根子彌照尊止稱白久恐牟恐母誄白臣末 この誄詞類聚國史にも載られたり、釋日本紀にも日本後紀卷第十三曰とて引載たり（印本後字脫たり）但し、類聚國史に一ところ臣末を臣等と書ろ本あるは訛なり、釋紀印本には脫字闕字あり、今古寫本に依て訂して云ふ

類聚國史に天長元年秋七月甲寅平城太上天皇崩丙辰奉レ誄曰

畏哉讓レ國而平城宮爾御坐志天皇乃天都日嗣乃御名事遠恐牟恐母誄曰臣末」、畏哉日本根子天皇乃天地乃共長久日月乃共遠久所白將去御謚止稱白久日本根子天推國高彥尊止稱白久止恐牟恐母誄白臣末 釋紀に、日本後紀延暦の度の祝詞に連れて同第卅二曰とて載たり、但し稱白久止の四字脫たり、後紀是年の卷闕て今世に傳はらず

續日本後紀に承和七年五月癸未淳和天皇崩の時同月甲申云々上太上天皇誄謚誄曰

畏哉讓レ國而御坐志天皇乃天津日嗣乃御名乃事乎恐美恐母誄白臣末」畏哉日本根子天皇乃天地止共長久日月止共遠久所白將往御謚止稱白久日本根子天高讓彌遠尊止稱白久止恐美恐母誄白臣末 上の臣末の末字印本來に誤り一本等に訛れり、下の臣末印本に脫たり、また讓を印本に壞に誤れり、みな一本に依りて訂せり

右延暦天長承和三度の誄全同例の文にて承和の度なるはいさゝか辭の異なるところあり、今延暦の度なるを主として天長承和の度の別なる文は或は相對へ或は其誄の次第に別て說ふべし○平安宮　類聚國史に延暦十三年十月辛酉車駕遷ニ于新京一、日本紀畧に十一月丁丑詔曰云々山勢實合前聞云々、此國山河襟帶自然作レ城因ニ此形勢一可レ制ニ新號一宜下改ニ山背國一爲中山城國上、又子來之民謳歌之輩異口同辭號曰ニ平安京一云々 今按に、延暦十□年□□造營の古文書に捺たる印文に、造平安宮城職之印と見えたれば、遷都より前造宮の始より平安の號は定たまへるなり、詔詞に謳歌之輩の號曰平安京とのたまへるは、平安と號給へるが宜しき由を民どもの賀ぎ歡べる趣の文飾なるべし

この都名の平安を多比良と唱ふる古證は、類聚國史に、弘仁四年四月甲辰幸ニ皇太子第南池一命ニ文人一賦レ詩右大臣從二位藤原朝臣園人上レ歌曰、祁布能比乃伊介能保度理爾保止度伎須多比良波知與止那久波企企都夜と見えたり、多比良は都名をよみ給へるなり 遷都より是年まで十五年 ○天津日嗣乃御名事遠、皇極紀なる誄に

るよしにて、大日本史にもしか記し奉れゝど、そはあらぬひがことにて、實は首と申奉れりしなりと、吾師谷森翁の考へあかされたるものあり」天璽國押開豐櫻彦天皇と申奉れるは、御謚ときこえ給へど、その御謚上られたる事も誄のことも史に見えざるは漏されたるにか、又大炊天皇稱德天皇には異なる御世のさまなるにあはせておのづから然る御事もなかりしなるべし 仁明の御世嵯峨天皇崩の御時より誄の事も御謚上りたまへる事も史どもに見えず、廢給へるなるべし 續後紀淳和天皇の遺詔に、予聞人沒精魂歸天、而空存冢墓、鬼物憑焉終乃爲祟長貽後累、今宜碎骨爲粉散之山中と詔へるによりて、崩の後火に化し奉り御骨を碎きて大原野の西山の嶺上に散し奉りて陵を作られず、また前の御世知食し嵯峨天皇は、この天皇におくれて崩り給ひけるが、遺詔によりて殊に薄く葬りてこれも陵を作られず、故諸陵式に其二陵を載られず、かかる御ありさまなりけるにあはせて嵯峨天皇の崩の時より誄の事も御謚の事も廢給ひたりしなるべし さて文武天皇の時より誄して始て御謚上り給へるは、説文に誄謚也、禮記曾子問に孔子曰云云賤不レ誄レ貴幼不レ誄レ長禮也、何晏注に累ニ擧其平生實行ニ爲レ誄而定ニ其謚ニ以稱レ之也といへる如き説によりて漢風を擬して御謚號を作りて上られたるべし 持統天皇より前に御謚を上られたる事なし、書紀神功卷に六十九年崩云々、是日追皇太后曰氣長足姬尊とあるを、鈴屋翁の説に此御名を後謚の如く記されたれども然らず、此も生時よりの御名なりしこと著し、御弟をも息長日子と申ししかば、彼息長日子の例をもて思へば、此姬尊も本は息長日女命と申せしを、崩坐て後に足日女とは加稱へ申せるにやあらむと云はれつるは、然ることにて、もとは御弟と相對たる御名なりしを、後世に御身の尊き品を示さむために足と云ふ稱辭を加へて申し奉るべく定られたるにて、漢風の謚號とは別なる御事なりしなるべし そも〳〵天皇たちの崩ませる時誄し奉

れることは上に擧たる如く推古紀をはじめてをりをり載されたれど、まことはいと上代よりの事なりけむをその度々の事の傳はらざりつるによりて紀には載されざりつるなるべし、臣たちに誄賜ひしことはさらなりかの孝德紀に爲ニ亡人ニ云々誄とあるをおもへば、古は貴人のみならず下ざまゝで誄せしこと著し、鈴屋翁の詔詞解に、書紀に誄の事を記されたるさまを見れば其儀式又其詞さま〴〵の事有しと覺ゆ、誄ニ某事ニ々々とある其詞どもいかなるさまのことどもなりけむ其文いとゆかし能不レ能とあるを思へば其詞を作るも讀もたやすからざりしほどしられていかにめでたくあはれなりけむ、其儀式も詞も絕て世に傳はらずいと〳〵あたらしきことなり、誄とて記されたるはたゞ延曆廿五年桓武天皇崩の時云々、また天長元年平城天皇崩の時の此二つ類聚國史に見え、さては續後紀に承和七年淳和天皇崩の時の一つ見えたると合せて三つのみなるを、其文みな件の延曆の度のと全同じことにて これらはかのくさぐさの事を申しゝ古のとはこよなくことそぎてたゞ形ばかりとこそきこえたれ」といはれたるはまこと

四位上當麻眞人知德率ニ誄人一奉レ誄、謚曰ニ倭根子豐祖父天皇一卽日火ニ葬於飛鳥岡一（臣たちには、同紀養老元年三月癸卯左大臣正二位石上朝臣麻呂薨、帝深悼惜焉爲之罷朝、詔遣式部卿正三位長屋王左大辨從四位上多治比眞人三宅麻呂就第弔賻之、幷贈從一位、右少辨從五位上上毛野朝臣廣人爲太政官之誄、式部少輔正五位下穗積朝臣老爲五位已上之誄、兵部大輔正六位上當麻眞人東人爲六位已上誄）天平勝寶六年七月壬子太皇大后藤原宮子崩の條事に、八月丁卯正四位下安宿王率ニ誄人一奉レ誄、謚曰ニ千尋葛藤高知天宮姫之尊一、是日火ニ葬於佐保山陵一」、天應元年十二月丁未光仁天皇崩の條事に、同二年正月己未正三位藤原朝臣小黑麻呂率ニ誄人一奉レ誄上ニ尊謚一曰ニ天宗高紹天皇一」、延曆八年十二月乙未桓武天皇の大御母尊皇大后高野新笠姫崩の條事に、同九年正月辛亥中納言正三位藤原朝臣小黑麻呂率ニ誄人一奉レ誄、上レ謚曰ニ天高知日子之子姫尊一、壬子葬ニ於大枝山陵一、同年閏三月丙子桓武天皇の皇后藤原乙牟漏崩の條事に、甲午參議左大辨正四位上紀朝臣古佐美率ニ誄人一奉レ誄、謚曰ニ天之高藤廣宗照姫之尊一、是日葬ニ於長岡山陵一（類聚三代格に、延曆十六年四月廿三日の太政官符應停土師宿禰等預凶儀事の論奏に、其殯宮御膳誄人長云々、普擇所司及云々等充之云々者、奏聞既訖と、いへる事も見えたり）日本後紀延曆二十五年三月辛巳（是年五月大同に改元あり）桓武天皇崩給へる條事に、四月甲午朔中納言正三位藤原朝臣率ニ後誄人左方中納言從三位藤原朝臣內麻呂參議從三位坂上大宿禰田村麻呂侍從從四位下中臣王侍從從四位下大庭王參議從四位下藤原朝臣諸嗣權中納言從三位藤原朝臣乙叡參議從三位紀朝臣勝長散位從四位上五百枝王參議正四位下藤原朝臣繩主從四位下秋篠朝臣安人等一奉レ誄曰云々（この誄詞は下に別に擧ぐべし）と見えて御謚を日本根子皇統彌照尊と上り給へり、（四月庚子葬于山城國紀伊郡柏原山陵）類聚國史に、天長元年七月甲寅平城太上天皇崩己未葬ニ於楊梅陵一丙辰奉レ誄曰云々（この誄詞も下に擧ぐべし、さて此條を釋日本紀に、日本後紀第卅二円とて引載たり、今其巻は闕て世に傳はらず）御謚を天推國高彥尊と上り給へり」、續日本後紀承和七年五月癸未淳和天皇崩給へる條事に、同月甲申令ニ參議從四位下刑部卿安倍朝臣安仁上ニ後太上天皇誄謚一、誄曰云々（この誄詞も下に擧ぐべし）御謚を日本根子高讓彌遠尊と上り給へり（同月戊子奉葬於山城國乙訓郡物集村御骨碎粉散大原野西山嶺上、これ遺詔に依りてなり、皇年代私記皇代記に火葬し奉りて御骨を云々と記せり、諸陵式に此天皇の山陵を載られず）さて右に擧たる如く文武の御世持統天皇崩の時例のまゝに誄奉り始て御謚を上り給ひ、相續て文武（元明元正聖武大炊孺德の天皇たちをおきて）光仁桓武平城（嵯峨天皇は、仁明天皇の御世に崩たまへり）淳和の天皇までにおよびて（但し、その御代の中間に位讓上られたる事の史に見え給はざるも元明天皇を日本根子天津御代豐國成姫天皇と稱奉れるは、成姫と申御名に云々と加へ奉れる御謚ときこえ、元正天皇の日本根子高瑞淨足姫天皇とは、足姫と申に云々と加へ奉れる御謚ときこえ、聖武天皇の御名は、美麻斯ときこえ給へるに、清臣按、聖武天皇の御名は美麻斯と申奉れ

しめ給へる誄は、續日本紀天平神護二年正月甲子の詔に淡海乃大津宮仁天下所知行之天皇我御世爾奉仕末之藤原大臣復後乃藤原大臣爾賜天在留志乃比己止乃書爾勅天在久」子孫乃淨久明支心乎以天朝庭爾奉侍波良牟必治賜牟其繼方絶不レ賜」止勅天在我故爾今藤原長手朝臣爾右大臣之官授賜止勅天皇御命乎諸聞食止宣と見えたり、子孫乃云々は天智天皇の御世に鎌足公不比等公に勅給ひたる誄詞を志乃比古止の書に載られたる文の由なり政事要略に載たる高橋氏文に、景行天皇の御世に係て記して云、六雁命七十二年秋八月受病同月薨也、時天皇聞食而大悲給、准親王式而賜葬也於是宣命使遣藤河別命武男心命等宣命云、天皇加大御言良末止宣波久、王子六獦命不思保佐々流外爾卒上太利止聞食迷之、夜晝爾悲愁給比川々、大坐須天皇乃御世乃間波平爾之天、相見曾奈波佐牟止思保須間爾、別由介利、然今思食須所波、十一月乃新嘗乃祭毛、膳職乃御膳乃事毛、六雁命乃勞始成流所奈利、是以六雁命乃御魂乎、膳職爾伊波比奉天、春秋乃永世乃、神財止仕奉志迷牟、子孫等乎波、長世乃膳職乃長止毛、上總國乃長止毛、淡國乃長止毛定天、餘氏波萬介太麻波天、乎佐女太麻波牟、若之膳臣等乃不繼在、朕加王子等乎志天、他氏乃人等乎相交天波、亂良志女之、和加佐乃國波、六雁命爾永久子孫等可遠世乃國家止爲止定天授介賜天支、此事波世々爾之過利違傍之、此志乎知太比天、吉久膳職乃内毛外毛、護利太比天、家患乃事等毛无久、在志女給太戸度奈毛、思食止宣太麻不、天皇乃大御命良麻乎、虛川御魂毛聞太戸止申止宣太麻不、と見えたるも、もはら誄詞ときこえたり考合すべし、なほ此詔詞の意は既に高橋氏文考注に說へり、さて其後々は、續紀に大寶二年七月壬辰左大臣正二位多治比眞人島薨詔遣二右少辨從五位下波多朝臣廣足治部少輔從五位下大宅朝臣金弓等一監二護喪事一、又遣二三品刑部親王正三位石上朝臣麻呂一就レ第而弔二賻之一、正五位下路眞人大人爲二公卿之誄一、從七位下下毛野朝臣石代爲二百官之誄一、大臣宣化天皇之玄孫多治比王之子也、と見えたり、これにて天皇たち臣たちに上古の例のまゝに誄せる趣おほかた推考ふべし、さて志乃比詞に書紀より始て誄字を當用られたるは周禮春官大祝に作二六辭一以通二上下親疏遠近一云々、六曰レ誄、註に謂積二累生時德行一以錫レ之命主爲二其辭一也、また論語に誄曰禱二爾于上下神祇一、疏に累二功德一以求レ福釋名に誄累也累列其事而稱之 何晏註に誄者哀レ死而述二其行一之辭也と云へるごとき意に依りたるめれど、全合へるにはあらずと知るべし、さて其後天皇には誄して謚號を奉り給へり、續紀に大寶二年十二月甲寅持統天皇崩給へる條事に辛酉殯二于西殿一同三年十二月癸酉從四位上當麻眞人智德率二諸王諸臣一奉レ誄二太上天皇一、謚曰二大倭根子天之廣野日女尊一是日火二葬於飛鳥岡一壬午合二葬於大内山陵一」臣たちには同紀に、慶雲二年七月丙申大納言正三位紀朝臣麻呂薨近江朝御史大夫贈正三位大人之子也、とあるに公卿補任に此文に續て、帝深悼惜特賜葬儀、遣中納言正四位下高向朝臣麻呂宣命と見えたり、こは續紀の文なるが、今ある本どもに無きは脫たるなるべし、さてこの宣命も誄詞なりしなるべし 慶雲四年六月辛未文武天皇崩給へる條事に、十一月丙午從

屋大連に逆を惡む由ありて謂り給へる語に、逆類無禮矣於殯庭誄曰、不荒朝廷淨如鏡面臣治平奉仕とも見えたり、漢文にはしるされたれど誄詞の趣はおもひやるべし、又孝德紀大化二年の下に凡人死亡之時云々、或爲亡人斷髮剌股而誄如此、舊俗一皆悉斷といへること見えたり、上古より賤民も誄する習俗のありけるを此時斷髮剌股ことを禁めたまへるなり」舒明紀に、十三年冬十月己丑朔丁酉天皇崩於百濟宮、丙午殯於宮北是謂百濟宮大殯、是時東宮開別皇子年十六而誄之」、皇極紀に、元年十二月甲午初發息長足日廣額天皇喪（舒明天皇前年十月崩給へり）是日小德巨勢臣德太代大派皇子而誄、次小德粟田臣細目代輕皇子而誄、次小德大伴連馬飼代大臣而誄、乙未息長山田公奉誄日嗣」（東宮開別皇子は前年十月に誄し給へること上に擧たるが如し）天武紀に、朱鳥元年九月丙午天皇病遂不差崩于正宮云々辛酉殯于南庭云々、甲子云々、是日肇進奠卽誄之第一大海宿禰蒭蒲誄壬生事、次淨大肆伊勢王誄諸王事、次直大參縣犬養宿禰大伴誄宮內事、次淨廣肆河內王誄左右大舍人事、次直大參當麻眞人國見誄左右兵衞事、次直大肆采女朝臣筑羅誄內命婦事、次直廣肆紀朝臣眞人誄膳職事、乙丑諸僧尼亦哭於殯庭、是日直大參布勢朝臣御主人誄太政官事、次直廣參石上朝臣麻呂誄法官事、次直大肆大三輪朝臣高市麻呂誄理官事、次直廣參大伴宿禰安麻呂誄大藏事、次直大肆藤原朝臣大島誄兵政官事、丙寅僧尼亦發哀是日直廣肆阿倍久努朝臣麻呂誄刑官事、次直廣肆紀朝臣弓張誄民官事、次直廣肆穗積朝臣虫麻呂誄諸國司事、次大隅阿多隼人及倭河內馬飼部造各誄之、丁卯僧尼發哀之是日百濟王良虞代百濟王善光而誄之、次國々造等隨參赴各誄之仍奏種々歌舞、持統紀の天武天皇崩給へる條事に、元年春正月丙寅朔皇太子率公卿百寮人適殯宮而慟哭焉、納言布勢朝臣御主人誄之禮也誄畢衆庶發哀云々、於是奉膳紀朝臣眞人等奉奠云々樂官奉樂、三月己卯（十五日）丹比眞人麻呂誄之禮也、五月乙酉（廿三日）隼人大隅阿多魁帥各領己衆互進誄焉、三月己卯（廿二日）以華縵進于殯宮藤原朝臣大島誄焉、八月丙申（十日）嘗于殯宮而慟哭焉於是大伴宿禰安麻呂誄焉、十一月戊午（四日）皇太子率公卿百寮人等與諸蕃賓客適殯宮而慟哭焉於是奉奠奏楯節舞諸臣各擧己先祖等所仕狀遞進誄焉、己未蝦夷百九十餘人負荷調賦而誄焉、乙丑布勢朝臣御主人大伴宿禰御行遞進誄直廣肆當麻眞人智德奉誄皇祖等之騰極（古云日嗣）也次第禮也畢葬于大內陵、これにて上古の天皇たちに誄奉れる趣おほかた推考べし、又臣等に誄詔ら

條の下文にもこのみかどの源氏にならせ給ふ事も知らぬにや、王侍從と申けりと見えたれば（この下文諸本に脫たるを、裏書を書入たる一寫本によりて引出つ）源氏と書る本に依るべきをいかなればからいしものと書る本のあるにかと考ふるに、舊本に源氏を草假字もてくゑんじと書るにて（古書には然かける例也）。其體をゑくゑとやうに古ざまになだらめ書るを、そのしを者字の草體なりと見誤りて、からいししとよみ誤りてはやくよりしか書なせる本のいできたるものなるべし、すべて古書をよく讀まむにはまたの本どもを校合せてよまざれば辨へがたき事の多かるものぞかし

比古婆衣九の卷終

比古婆衣十の卷

(一)誄詞

志乃備詞（シノビゴト）は人の身まかりたるとき其人を慕（シノ）びて其靈に告ふ詞にて上古よりの禮儀なり、書紀よりはじめて誄字を當て、用ひきたれるこれなり（古によりて正していはむには、志奴比詞といふべきを、今はやゝ後ざまに志乃備詞といひてあるべし、書紀の誄字にはシヌヒコト、シノヒコトと二ざまに訓をさしたり）續日本紀なる天平神護二年正月の詔詞に、志乃比己止乃書にとて其詞もいさゝか見えたるをおもへばそのかみ世々の誄詞を記せる書ありしなり、さて誄の事の書に見えたるは書紀推古卷に、二十年二月庚午改ニ葬皇太夫人堅鹽媛於檜隈大陵一是日誄ニ於輕街一第一阿部内臣鳥誄ニ天皇之命一則奠レ靈明器明衣之類萬五千種也、第二諸皇子等以ニ次第一各誄之、第三中臣宮地連烏摩侶誄ニ大臣之辭一第四大臣引ニ率八腹臣等一便以ニ境部臣摩理勢一令レ誄ニ氏姓之本一矣、時人云摩理勢烏摩侶二人能誄唯鳥臣不レ能レ誄也（書紀に、是より前敏達紀に八月天皇崩の條に、是時起殯宮於廣瀨馬子宿禰大臣佩刀而誄、物部弓削守屋大連听然而咲曰、如中獵箭之雀鳥焉、次弓削守屋大連手足搖震而誄焉、馬子宿禰大臣咲曰可懸鈴矣と見えたり、そのかみ其儀の嚴重なりけむことおもひやるべし、又同時穴穗部皇子三輪君逆が事を馬子宿禰守

八衢佐行變格

紐鏡斷言第八段

易爲

カヘセン　カヘニセン　カヘンセン
カヘシ　カヘニシ　カヘンジ
カヘス　カヘニス　カヘンズ
カヘスル　カヘニスル　カヘンズル
カヘスレ　カヘニスレ　カヘンズレ
カヘセリ　カヘニセリ　カヘンセリ
カヘセル　カヘニセル　カヘンセル
カヘセレ　カヘニセレ　カヘンセレ

ニを音便にンといふ時は鼻音に引れて濁音にいはるゝなり

右カヘの上にウケを加へ云ふも同じければ圖にはあらはさず

○又いふ漢文訓に字音をてにをはにて受てよむはつねの事なるが字音を活かして用ふ(ツカ)には彼いはゆる變格中のセ、シ、スの三言と紐鏡のセリ、セル、セレの三言のみにて皆爲(ス)の言の活きにてこれも同格なり

漢字活の格

愛

爲　セン　シ　ス　スル　スレ　セリ　セル　セシ

敬、奏、制、拜などすべて悉此格なり

論

爲　セン　ジ　ズ　ズレ　セリ　セル　セレ

怨、念、觀、贊などすべて鼻聲の韻字は悉其韻に引れてセ、シ、スを濁音にいへり

八衢に死を奈行變格になゝに、ぬ、ぬる、ぬれ、ぬの活詞とし秘(ヒソ)を麻行下二段活詞にめむ、むる、むれの活として示されたるはもとより皇國言にて其活詞なり漢字もたまく死のシの音なる、秘のヒの音なるを、字音にてよむときは死セン、死シ、死ス、秘セン、秘シ、秘スなど此格によむなり

○又此外に字音を活していへるがあり裝束の束のクを活かして加行四段にそうぞき、そうぞくなどいひ又執念を同四段の活にしうねき、しうねくなどいへること物語書の類にみえたりなほあるべし、これらふるき詞とはいへどあまりにおほどかなるいひざまにて雅しき詞づかひにはあらじかし

○からいしもの

大鏡亭子の帝(多宇)の條に天皇の御事を元慶八年甲辰四月十三日からいしものになり給ふ御歳十八云々とみえたり、このからいしものいかなることにかと考ふるに此書よのつねの刻本又活字本のほかにも、とりどり寫本どものあるが中に件のからいしものを寫本二つには源氏と書るがあり、その年月日源氏になり給へる事は紹運錄その ほかの 書どもにも見えこの

ウケガヘといふべき語格なれど此は萬葉集に春日有羽買山とあるを大鳥羽易乃山（鶴の翅と云かけたるなり）とも書て、易買ともに通はしてカヒの借字に用ひたるをおもふに、もとより買も易る意の言ときこえたれば、易を買ふ意にも轉してウケガヒともいへるなるべし（今の世にもなべてウケガハム、ウケガヒ、ウケガフ、ウケガヘと活く格にいへり物語ぶみなどにもありとおぼゆれどおもひ出ず、なほたづぬべし）

古訓證例

●肯（易 カヘス　カヘニス　カヘンズ）（易 ウケガフ）

●不肯受（受 ウケカヘズ）（易 ウケガヘニセズ　ウケガヘンゼズ）（カヘニセズ　カヘンゼズ）

莫肯（カヘズ）

活用格

○易　ヘ　フ　フル　フレ

○買　ハ　ヒ　フ　ヘ

此ちなみに考ふるに件の易スのスは上に論へるごとく、爲の意にて其は詞八衢佐行變格の活詞なり、但しその本書に變格の事を此詞のさま一やうならずさまぐ\なる中にする。おはする。此二つのみ正しくこゝの活詞にてそのほかは爲といふ詞をそへていへるが、やがて一の詞の如くになれるなりと云はれたり此考によりてなほこまかにおもふに此變格の活詞はすべてみな爲といふが本語にてスル、スレと活き（スルはカナ、マデ、ニ、ナ、ヨリ、とうけスレはバ、ド、ドモと）。又第四音のセに轉しては此格のセンと紐鏡第八段の斷る、言のセリ、セル、セレと活き又第二音のシに轉しては變格の中のシの格となるなり（テ、ケリ、ケン、ツル、シ、ツ、キ、ナバ、ヌル、ジカとうくまた散木集に「かたちこそ人にすぐれめ何となく志とすることもなかしかりけり、とよめるはシを體言として、スを用言とせるにて有りとある、さきとさくなどいへると同じたぐひの又の格なり） さてまた件の變格の斷書（コトハリ）におはするといふをも正しくこゝの活詞にて云々といはれたれど、おのれがおもふところはおはするはもとおほます（大坐なり）の約りておはすといふを其おはを體としておは爲（セ）、おは爲（シ）、おは爲（ス）と活しいふ詞となれるにてこれも同格なるべし（紐鏡、八衢などに變格といはれたるは變といふべきにはあらず、なべての格と別なれば別格などいはまほし）

肯の訓詞の活を八衢、紐鏡の格によりて圖にあらはすときはかくのごとし

まは類聚名義抄に肯ウケカヘまたムベナフ、不肯カヘズまたイナブ、莫肯カヘズ、不肯受ウケカヘズ伊呂波字類抄に肯カヘンスまたウケカフ、日本書紀に肯をカヘス不肯をカヘンセスなどよみ壒嚢抄に肯をカヘンスとよめり可也と云へり今件の訓ざまを併考ふるにカヘス、カヘニス、ウケカヘス、ウケカヘニスなど云ふが本語の訓ざまなりさて其かへは易にて彼方より請ふ意のあるを納受可して此方の意と易へに爲と云ふかごとき意にて、ウケカフは受易ふにて諾ふといふにちかき意の言ときこえたり然れば肯字をカヘスとよめるは易爲なり欲す、盡す、舊すなどの活と同じ又名義抄に販また賞の字をもカヘスとよめり字書に販は賤買貴賣也、賞は小罰以財自贖也などみえたるを、易るかたの意にとりて訓るにて同言なり不肯受をウケカヘズとよめるは受易へずなり宇治拾遺物語にむかし東大寺に上座法師のいみじくたのしきありけり、つゆばかりも人に物與ふる事をせず慳貪に罪深く見えければ其時聖寶僧正の若き僧にておはしけるが此上座の物をしむ罪のあさましきにとてわざとあらがひをせられけり、御房何事したらむに大衆に大僧供ひかんといひければ上座思ふやう物あらがひしてもし負たらんに僧供ひかんも由なし、さりながら衆中にてかくいふことを何とも答ざらんもくちをしと思ひてかれかへすまじき事を渠が易爲まじき事となり思ひめぐらしていふやう云々とみえたるかへすこれなり、よみあぢはひて知るべし、また莫肯をカヘズとよめるは不易の意なり江談抄に否不替と稱ふ笙の名義の談に唐人賣レ之千石買云、伊奈加倍志砥云介禮波以レ之爲レ名云々とみえたるは買はむといふに易へじと答へたるなり、また拾遺集雜戀に「はし鷹のとかへる山の椎柴のはかへはすとも君はかへせし、とよめるも易へ爲じにてともに同意の言なりさて又カヘンス、カヘンセズなどのンは、いはゆるカヘニス、カヘニセズのニを音便にいへるなりンの音の下のセスなどは音便に濁りて唱ふるがおのづからのさだまりにてサキニスをサキンズ、サキニセズをサキンゼズといふに同じ然るに今の俗習のごとくガヘンズ、ガヘンゼズなどカを濁るは訛なり、正しくはカヘニスまたカヘスともよみ音便にはカヘンズとよみ、不肯をばカヘニセズ又カヘンゼズなどよむべきなりかく訓て肯字義にはもはら熟くは當はずとも訓語の意はかくぞあるべき、さて又落窪物語にけふは御忌日なるものをなにかうけがひあらむとみえたるうけがひは肯字の意なれば

たひかへたるにて伊奈平佐乃は伊奈平可母の寫誤か、また誤りたるものなるべしといへる說もきこゆれど、上に引出たるがごとく舊本六帖にいなをさのかひの云々とありといへばもとより然うたひたる歌なる事明なり、かくて考るに伊奈平佐は加比といふ言の枕辭なるべし、さて其伊奈平佐は稻筬にて稻實を扱き取る具をいふなるべし其は稻を刈乾して後連枷もて穗を撾て穀を取り、なを遺れるをば櫛齒を上になしたるさまに竹串または鐵串を立並て莖を通して扱き取る器を（連枷を用ひずして刈たる穗のまゝにて扱とる處もあり）いなこき又いなぐしなど云へるものこれなるべし、そは織具の筬は（和名抄に筬平佐織具也）齒の間を絲を通してものする由の名なるべきに（ものを治むるといふも亂れ滞りたるを通す意、又人のうへに上たちてものする人を長といふも、もとは同義の稱なるべく、また外國人の言語を通はすものを譯者といふも、これももとは同義なるべきを）おもひ合するに稻筬とは云ふべきなり、かくて其稻筬には頴の多く止まり附くものなれば加比といふ詞の枕辭として其國の甲斐といふ名にかけて云ひなれたる諺なるべく（常陸風土記に、風俗諺云とて、衣袖漬國、霰零香島之國など見え、內宮儀式帳に、味酒鈴鹿國、五百枝剌竹田國などみえたるも、その國々の人の稱へて云へる風俗の諺ときこゆるにもおもひ合すべし）風俗歌にはことに似つきてぞきこゆるかし、さて又介古呂毛は意得がたきをしひて考るに褻衣（ケゴロモ）なるべし、然らば四月のころ山里人の着馴らせる夏衣の白きをとり出て乾せるをいへるにて、「春過て夏來たるらし白栲の衣ほしたり天のかぐ山」とよませ給へるト同じ趣ときこゆ、又佐良須天川久利は手作の布の水にひたしてものしたるを干曝せるにてこともなし、一章の意は、それらのもの、ともに山上に白く見ゆるを雪なるにかと見なしたる趣なり（上にあげたる萬葉の常陸歌は、雪を布とみなしたるにて、此歌とはうらうへなり）但し此風俗の歌詞尋常のごとくとゝのへる歌にはあらざれど、なべて風俗歌の中には意詞のとゝのひをこまかにさだすべきにもあらぬもある例なれば、此歌もそのこゝろしらひしてこゝろみにかくはよみとけるなり

〇肯字の訓詞（肯古字肎）

漢文の肯字をガヘンズ、不肯をガヘンゼズと訓來りたれども其言漢文の訓をおきては見えたる事なく又其言の意もさだかならぬを、いかなるにかと考るに、まづその肯字は毛詩邶風に惠然肯來（モト）、注に肯可也と見え說文に肯骨閒肉と見えて原肉に从へたる字義を轉用ひて心中に受可意（ウケユルス）と通えたり、さて其訓ざ

もひ合すべし、さて又顯忠公の額白の馬を好み給ひたるは然る毛の馬は主の爲に凶き由云ひて忌惡へる習俗なれば價の賤かるべきを儉約の甚しき意よりその厭ひなく額白を好みて飼給へるなるべし、所謂毛づるめにいとよく似つきて聞えたり 太平御覽馬部に、白額入口名楡曰寫、一名的盧、奴乘客死、主乘棄市、また安驥集に、的盧知入口有瞬也、須防鬪象馬經曰、新纂集成等書曰的盧白點入口者、一名愈雁、或作俞膺、不利主、大凶馬也、〇宇治拾遺物語に、伏見修理大夫のもとへ殿上人廿人ばかりおしよせけるに云々、各戯れて出ける、廐にくろ馬の額少し白きを廿匹たてたりけり云々、各此馬に移の鞍おきて乘せて返しにけり云々、つとめてさても昨日いみじくしたるものかなと云ひて、いざ又おしよせむといひて又廿人おしよせたれば云々、廐を見れば黑栗毛なる馬をぞ廿匹までたてたりける、これも額白かりけり、大かたかばかりの人はなかりけり云々、これは宇治殿の御子におはしけりとあるは、上に額少し白きとあればいはゆる的盧にはあらで、戴星と聞えたり、こは客を善く會釋ふとして然馬をもめでたく揃へ給へるにて、顯忠公の飼給へる額白とは異なり さて七日の節に覽し給ふあを馬は上に考へて云へるごとく、いにしへは放飼の馬なるが多かるべければその毛深くて髦なども垂れ連れるさまを、みな青驄の毛づるめとむかしの狀をめづらかによみいだし給へるものなるべし 此歌主信實朝臣の才の事は上に云へり、おもひ合すべし

文政十年正月十日

〇風俗歌の加比加禰（カヒカネ）

風俗加比加禰の歌に、加比加禰仁之呂支波由支加也（カヒカネニシロキハユキカヤ）伊奈乎佐乃加比乃介古呂毛也佐良須天川久利也佐良須天川久利（イナヲサノカヒノケコロモヤサラステツクリヤサラステツクリ） 今引音を省きて寫せり、二ところの天川久利通本川を不と作り、一本その結句の不を川と作き、古き箏譜に二ところともに、ツと作けるがうへに、下に引くがごとく、六帖にも此本歌をのせて、てつくりとみえたれば、それらに據りてかく正して書つ 此伊奈乎佐と云へる言ほかにきこえたることとなくいかなることにかと考るに、まづ此歌は夫木抄布の題に六帖五を引てよみ人しらず、「をちかたにしろきはなにぞいなをさのかひのてこながさらすてつくり 此歌六帖諸本にみえず、はやくより寫脫せるものなるべし、袖中抄十五巻かひのけころもの條に、六帖云とて此歌をのせたるに、一二句は同じくて三句よりいなおそかしかひのくなのさらすてつくり、おのれがみたる諸本みなかくあれどきはめて誤寫ときこゆればとらず とみえてもと甲斐の國歌なるを大歌所の風俗歌に入らるゝとて詞をあらためられたるところのいできたるが、また其國にてさも歌ひたるにてもあるべし 但し句の終なる也は歎詞なり しかるに萬葉集十四巻の東歌の中の常陸國歌に、筑波禰爾由伎可母布良留伊奈乎可母加奈思吉兒呂我爾努保佐流可母 此歌意は、略解に、ふらろは所零の東語、いなをかもは、否よ然はあらぬよなり、かなしきは愛しむ意なり、にぬは布なり、ほさるは所干の東語なり、もとは雪なるを、布とみなしてよめりといへり、袖中抄に此萬葉の歌を引出て三句をいなてかもとよみて、考論へる說あれど諾ひがたし、さて又いなをかもといふ詞は、四巻相聞部に、人麻呂あひみては千歲やいぬる伊奈乎加母、あれやしかもふきみ待がてに、此歌十一巻にも載たり とみえたる歌の趣に似たれば風俗なるは此歌をう

左馬寮白馬四匹事爲美濃國術役任先例早可令下知
給之由内々可申旨候也恐々謹言

正月七日　　　　親衡

大政殿

といへる案を載られたり（東富記に、應永の度に四匹とあると馬數相同じ）さて此牒に正月と記し又申文に正月七日とあるはすなはち節會の當日なればかくては事調ふべきにあらず（式には青馬二十匹自十一月一日至正月七日二寮半分飼之）此は上に辨へたるがごとく式に諸國に仰て放飼國飼の青馬を貢らしめ給ひたりし時の例に據りて、たゞ形ばかりにものせられたりしなるべし（牒に左馬寮とあれど、當時既に左馬寮は廢て右馬寮ばかりなりし事書に見えたり）かの二寮の奏文を古例のまゝに書來れるがごとくにはあらざれどしかすかになべての文詞はおほかた古例に據れるものなるべし（上に放飼國飼の馬を貢らしめ給ひたる事を論ひたるに考合すべし）

○因に上に引出たる信實朝臣の歌に、青鷺のけづるめとよみ給へる、けづるめと云ふ馬は、いかなるにか詳ならぬを、いさゝか考たる趣のあるを試に說ふべし、此けづるめと云へることは古事談（臣節條）に富小路右大臣（顯忠）時平御子也以儉約爲事（中略）又出仕之時全無前駈只車後如形被相具云々、大饗之日小野宮殿爲尊者殿キタナゲナリ無由所ニ來ニケリトオボシケル程ニ車宿ニ毛ツルメナル馬二匹引立之（此書惣て片假字書にて、毛ツルメナルと書るを、一本には毛ツルメアルとかけり）皆額白云々、尊者自幕隙見之令咲給云々、額白馬ヲ無術令好給ケリと見えたり、このほかにはいまだ他書に見あたらざる詞なり、今此談によりて按るに毛づるめとは放飼の馬の毛深く髭なども長く垂り連なりてこちたき狀を云へるなるべし（慈圓僧正の拾玉集に、「東路や毛ふかき馬にくつかけて我むかばきもおぼれがちなる」とよめるも馬の毛の長きに行縢の毛も沒むばかりなる由なり）然るは此公儉約の甚しきあまり馬の飼丁などをも備へ給はず梳刷もせさせで放飼の馬のごとく毛深かりつるを誚れる詞とぞ聞えたる（けづるめのけづるは、毛連の義なるべし、伊勢貞丈主の說に、馬の毛につるふちといふは連駮にて、駮の連り續ける義なるべしといはれたるがごとく、ツルツラ通はし云へる例なほ多かり、めと云ふ意はいまだ考得ず、馬ならむかともおもはるれど穩ならぬこゝちす、さて一本に毛ツルメアル馬とあるも聞えはすれど、なほ毛ツルメナルとある方よろしかるべし、曾我物語に、一匹持たる馬をだに毛なだらかにかはずと云へる詞みゆ、祐成等が家賤しくよろづに乏しくて、馬の毛をだにえ刷けざりつる趣をいへるなり）帥記に（承暦五年正月二日）臨時客の事を記されたる中に自東牽毛馬とあるも主人の禮無くてよくも毛を刷けざるを引出物にせられたるを難め給へるなり（今の俗にも、乘馬の料に牧より牽出たるまゝにて、毛深きを毛馬と云へり、さて帥記に牽毛馬とみえたるは、小右記寬仁三年臨時客の條に、酒闌有引出物、馬一匹瘦殊甚、似輕尊者と記されたるに似たる趣なり）お

左右允、次白馬七匹、次左右屬、次白馬七匹、次左右助、次右白馬陣度畢、次白馬經殿上前無名門明義門仙華門度御前自瀧口出などあるをもて知べし三代實錄に、貞觀十四年正月壬申朔天皇不受朝賀、以太皇大后崩心喪未畢也、七日戊寅天皇不御紫宸殿以停節會也、召左右馬寮青馬各七匹於內殿前覽之、青馬及雜人並不裝飾と見えたるは、云々の御故によりてことそきて兩寮より、たゞ七匹づゝかたばかりに奉らしめて覽はしたまひたりしなり　又署名の下に、貢葦毛と書けるは公事根源に、今日の毛づけの奏にも、皆あし毛とばかりありと記し給へるは此事なり　貢とはこの節の料に貢れる由なるべし其は馬寮式に凡青馬二十匹二十の下に一の字脫たるべき事上に論へるがごとし　自十一月一日至正月七日二寮半分飼之匹一互飼其料日秣米五升大豆二升燈油二合奏聞請受、國飼以正稅充之と見えて、此節に用らるゝ青馬は寮の御馬の中に その 毛色なるが有らむには用ひたるべけれど然ばかりとゝのふべきにあらざれば、むねと放飼の馬を選びて貢らしめ其足らざれば國飼の馬を貢らしめて二寮に分ちて飼せ給へるなり然るは國飼は云々充之と分ち定られたるをもてむねとは放飼を用ひられたりけむことを知るべし　同式に凡諸節云々、應用國飼御馬者斟量頒數奏聞、乃下官符令進唯牧放飼馬者寮移當國國司令牧子牽送但攝津國鳥養牧豐島牧不移當國寮直放繫とあるをもおもひ合すべし永亨五年觀音寺相國記正月條に、左馬寮より美濃國衙に七日の白馬を進濟すべき由牒送の文案を載せられたり、こは件の式に據りたる後世の新式なるべし、下に其文を擧て論ふべし、こゝにめぐらして考合すべし　さて此式の馬數後の御世々々に漸減されたり上にも引たるごとく江家次第白馬節會條に御馬本必二十一匹也云々とあり、本必云々とあれば當時既に馬數を減されたりし事知るべし、延久五年大府記に正月七日節會無御出云々入夜馬寮持參白馬十匹於南庭御覽之とも見えたり江家次第は、大江匡房卿の作にて延久以後禮儀也と桃華蘂葉に曰へり、さて其江家次第には上に引たるごとく七匹づゝ三次度る由載せられたれど、そは舊式を載せられたるなり　かくて足利家の政中の末の世となりては朝廷ますます衰微給ひてよろづの儀式も廢れ行此白馬乃數もいたく減されたり、これも康富記に應永廿九年の度に白馬四匹渡南庭とみえ、又永亨五年觀音寺相國記正月七日の條に

左馬寮牒　　美濃國衙

欲被早速進濟馬四匹事

使

牒件馬今年正月七日白馬料也任式數早速可被進濟之狀牒送如件候也衙寮狀依件濟□□□□有限不可延怠故牒

永亨五年正月　　頭藤原朝臣

正五位下行權頭源朝臣
從五位上頭安倍朝臣
御監正二位行權大納言兼右近衛大將藤原朝臣

と載たり 文安四年正月七日の條にも、右馬寮の奏に白馬合壹拾壹匹と載て、件の二通と全同例乃文なり 上にも論へるごとく奏文に合白馬某干匹と書て毛付にはなほ葦毛と書て青馬を用られたりし時の例のまゝに書きたれるものなり 此康富記の頃は既によろづの公事も略きて行はれたりければまことは、此白馬の數も減されたりけれど奏文は例のまゝにものしたりしなり、さてその馬數を減されたる事は下に擧ぐべし さて件奏文の趣を考るにまづ江家次第白馬節會條に、御馬本必二十一匹也 此次第を書れたる頃は、既に馬數を減されたりしによりて、本必云々と記されたるなり 毎年左右寮 左右の馬寮なり 各十匹進之其殘一馬稱之餘馬隔年兩寮互進之と見えたり左右の馬寮各奏文を奉りて其馬を進る例にて件の奏文これなり 治安四年小右記白馬節會の下に先左奏持來云々、次持來右奏云々この次第家記どもに多く見ゆ かくて延喜馬寮式に凡青馬二十匹自十一月一日至正月七日二寮半分飼之 一匹互飼 とあるは此節會の料の馬の事なり、然るに見本に青馬二十匹とあるは符はず、分書に一匹互飼とあるはいはゆる餘馬の事としてよく通ゆ、本儀二十一匹なる事は上に引たるがごとくはやく寛平御記にも載させ給へるをや、しかれば式の本書には二十一匹と在けるを一字を寫脱せる本の世には傳はれるものなりけり、さて白馬奏左奏書樣右奏書樣各別也とは左右の馬寮の奏文の書樣に別なるところのある由なり、其は件の右馬寮の奏文書樣の發端に合白馬壹拾壹匹と書るは其一寮より出すところの馬數なり、但し此はかの隔年に餘馬を進る年の書樣にて同度（オナジトキ）に左馬寮は餘馬を出さぬ年なればかならず合壹拾匹と書例にて左右の奏の書樣を各別也といへるは此事なるべし 康富記に、壹拾壹匹と書るかたをのみ載たるは、餘馬を進る方の文を擧れば餘馬無きかたは准へて知らるれば略けるものなり また署名の上旁に、一七、二七、三七と注せる事は一二三は馬を三次に引出す次第にて七とは其一次に左右の兩寮より合て馬を七匹づゝ引出す由なり、其は弘仁內裏式に左右馬寮引青馬入自延明門云々、度殿庭近衛分配前後毎七匹前後寮官人分陣云々、出自延秋門訖、儀式に左右馬寮牽青馬入自延政門云々、其行列也左近衛左右各五人前行、左右馬寮頭次之、青馬七匹在中次之、左右寮允左右各一人次之、青馬七匹在中次之、左右寮屬左右各一人次之、青馬七匹在中次之、左右寮助左右各一人次之、右近衛左右各五人次之とみえ、江家次第に左右馬頭度、次白馬七匹、次

末と謂り、こは下に擧ることく白馬奏の毛付には、故實のまゝに葦毛と書て奏る例なるをきゝて、又其たも雅名なりとこゝろえたるなるべし、しかるにその一本には、安平支馬と書添たり、此一本書添は、康頼宿禰の曾孫雅忠朝臣の醫心方に據りてのわざなるべくおもはるゝ事あり、すべて此書の事は別に考記せるものあり、こゝには盡しがたし、また洞物語俊蔭巻に觀音の乗りて出たりといへる白馬を、一本あを馬とかけるもさかしらなりさて上に辨へたるごとく葦毛馬を白馬に更用ひ給ふ事となりても其白馬ノ奏の毛付にはなほ故實のまゝに葦毛と注して進る例なり、今因に其奏文を寫して又一わたり辨ふべし、嘉吉四年中原康富記正月六日の條に

右馬寮謹奏

合白馬壹拾壹匹

一七　頭卜部朝臣兼敏　貢葦毛

權頭源朝臣氏尚　貢葦毛

權助

二七　頭卜部朝臣兼敏　貢葦毛

權頭源朝臣氏尚　貢葦毛

權助

三七　頭卜部朝臣兼敏　貢葦毛

權頭源朝臣氏尚　貢葦毛

助

權助

右依例如件謹言

嘉吉四年正月七日

正五位下行權頭源朝臣氏尚

從五位下守頭卜部朝臣兼敏

御監正二位行大納言兼右近衛大將藤原朝臣實照

此白馬奏左奏書樣、右奏書樣各別也、雖見舊本猶尋申清外史第之間返報如此仍書調遣之

また享德四年正月七日の條にも

右馬寮謹　奏

合白馬壹拾壹匹

一七　頭安倍朝臣有淳　貢葦毛

權頭源朝臣氏尚　貢葦毛

權助藤原朝臣永賢　貢葦毛

二七　權頭源朝臣氏尚　貢葦毛

權助藤原朝臣永賢　貢葦毛

頭安倍朝臣有淳　貢葦毛

三七　權助藤原朝臣永賢　貢葦毛

頭安倍朝臣有淳　貢葦毛

權頭源朝臣氏尚　貢葦毛

享德四年正月七日從五位下權助藤原朝臣

見二白馬一卽年中邪氣遠去不レ來公事根源河海抄等にも此文を引れたりなど云るかたの說にさらに據り給へるものなるべし、さて又上に引出たるごとく新撰六帖信實朝臣の歌に、「見渡せばみな青さぎの毛つるめを引つゞけたる馬寮かな、」とよまれたるをおもへば當時青鷺毛の馬を上に云へるごとく青馬なり用ひられたるがごとく聞えたり、此新撰六帖の奥書に信實朝臣の歌は寛元元年後嵯峨天皇の御世十一月廿四日より明る年の正月十三日までによみ畢給へる由見えたれば其頃は昔のごとく復青馬を觀給ふ事となりけむと既にはおもひしかどよくおもへばさにはあるべからずと、その頃すでに朝威いたく衰へ給ひ武家の陪臣北條が專私に政を執行ひて公家のよろづの儀式も廢、さあらぬもたゞ形ばかり行はせ給ひ白馬をも事省きて觀給ひし趣其頃の家記どもにもみえて儀式などを古に復して行はるべき時粧ヨソホサマにあらずしかればたゞ六帖のあを馬といふ題によりてむかしの青馬なりし時のさまをよみ給へりとぞ聞えたる

此六帖題、あを馬の歌主五人の中に、爲家卿、「くれ竹の青葉の色の駒なべてよゝのためしを雲ゐにぞひく、」知家卿、「霞しく春の色なる青馬をたれ引わたす今日は來にけり、」とこれも青馬によみなされたり、衣笠内大臣又光俊朝臣の歌は、たゞあを馬とよみ給へるのみにて、そのよせもなければ引におよばず、さて又この五人の歌主の中の信實朝臣を、或は行家朝臣と云ふ說あれど、此六帖題のあを馬の歌、其外のも夫木抄に信實朝臣として載たり、かくてその夫木抄を書集めたる藤原長清は、此六帖題をよみ給へる爲家卿の子、爲相卿と世を同じくしたる人ときこえて、其世に近き人なればそを證として信實といへるを正說とすべし、なほ其外にも證あれど、こゝにはいはず、因に論ふ、此新撰六帖といへる歌書は、古今六帖の題にて五人の人々歌よみて、互に點つけ給へる集なれば、新撰とは云ふべくもあらず、いと後人の題たる名なるべし、撰の字なくば聞ゆべし

おもふに信實朝臣は歌に文章によくものし給ひける上に畫の道にも勝れて古樣の圖を書出し、また眼前のもの、似畫をも能く書給ひし由書どもに見えたるをおもへば古き青馬節の圖などを見おき其故實をも辨へて人々とよみ連ぬる中にて一ふしきゝ所あるべく、さる方に力を入れてわざと希らしくよみ出し給へるべし

けづるめと云へる詞いとめづらし、其は下に云ふべし、さて公事根源に白馬節會の根源を述られたる趣は、青とも白とも葦毛ともきこえて、おほゝしき記されざまなり、甚く白きものは本文を見て知るべし、或書に白馬を青馬といふは、青みて見ゆるによりて、其白きを賞て青馬と云ふと云へるは、古言の趣をも又此式の故實をも稽へざる杜撰說なり、續日本紀に、神護景雲二年九月青馬の髮尾の白きを獻けるを、顧野王符瑞圖を引て、白青馬白髮尾者神馬也云々とて、大瑞なりと定ありし事みえたり、白き馬ならむには尾髮の白きを希らしとすべきにあらぬをもおもふべし、しかるに丹波康頼宿禰の永觀二年に奏進れりといへる醫心方藥品の條に、白馬を安平支馬と訓るはいかゞなり、當時儀式に用ひらるゝ白馬を言にはアヲ馬と呼ふによりて、其を雅名とおもひ誤られたるなるべし、醫心方に載たる藥品のいはゆる和名は、大かた深江輔仁ぬしの本草和名に據りて書たるものとみゆるに、其本草和名には、白馬の和名を擧られざるによりても、醫心方なるは康頼宿禰の新に當られたる事決し、しかるに本草和名傳抄には、白馬を安之計字

漏されたるにぞあるべき 或人此考をきゝて、貫之ぬしの白馬節會の事をおもひ出て、たゞ波の白きのみぞ見ゆると云はれたるは、いと事舊りたる例に慣れたる口つきにて、その近き世に更れる事とはおもはれずといへれど、そは何の證もなき空考へなり、近き世の事なりとてなどか思ひ出ることの無かるべき、彼日記の七日の件の文のさし次に、人の家の池と名ある所より鮎はなくて鮒よりはじめて、川の藻、海の藻、こと物も長櫃に荷ひつゞけておこせたり、若菜ぞ今日と知らせたる歌あり、其歌あさぢふの野邊にしあれば水もなき、池につみつる若菜なりけり、いとおかしかし、この池と云ふは所の名なり、よき人の男につきて下りて住けるなりともあり、七日の若菜の事は、大外記中原師光朝臣の年中行事に、醍醐天皇延喜十八年正月七日辛巳、後院進七種若菜とみえて、これぞ此事のはじめときこえたれば、これも其世には近き事なるを、かく事なれていはれたるものなや 故延長の末よりの事なるべしとは云ふなり、又平兼盛朝臣集にあをうまを題にて、「降雪に色もかはらて引ものをたれあをうまと名つけそめけむ」と云ふ歌みえたり、此ぬし天暦年中越前權守に任され從五位上駿河守まで進みて正暦元年に卒り給へり貫之朝臣には凡三四十年ばかり後れて壯なりし人なるべし 此ぬし其世に名たゝる歌よみなるが、漢才さへありて、されたるふるまひし給へる事書に見えたり、此歌青馬を白馬に更られたる事の、古實に違へるを裏に誘られたりげに聞ゆ、さて又土佐日記は、わざとさればましくしるされたる文の多かるにあはせておもふに、彼青馬などおもへどかひなし、たゞ涙の白きのみ見ゆるとしるされたるも、青馬を白馬に更へられたる上をおもひて、さればみたることばなるべし、かひなしといへるも兼たる意ありげなり さて遂に其青馬儀の字をも白馬と改られたり所謂白馬奏白馬節會などこれなり、されど白馬と書ても詞にはなほ舊のまゝにアヲウマと唱ふ例なり かく更られつゝも昔の唱を輙く改られざるなど、おのづから御國の重厚き風の失せはてざるなり かくてしか白馬と書たる事の書に見えたる始は（西宮記七日節會條左右御監白馬奏とある方始なるべし）日本紀略 此書六國史より後の御世の事は、外記日記の類の史官の舊記より抄出して、書たるものと見ゆ 村上天皇の天暦元年正月七日癸巳白馬宴と書るを始にて次々皆白馬と書き其外の書どもまた家々の記どもにも延喜より後のものには皆白馬と書て青馬と書るはをさ〳〵ある事なし 但し拾芥抄に、建禮門云青馬陣とあるは、そのかみ古書に記せるままを引載られたるか、又たゞ古名の遺れるにてもあるべし、又慈昭院關白次第に載られたる雜例に、有故無節會時、被行白馬御覽例、長保二左右大將於弓場殿白馬奏、付藏人奏之、青馬經南庭並御前如恒例不飾馬云々、是貞觀十四年の例也とあれば、青馬を覽給へるがごとくきこゆれど、上文には白馬御覽、白馬奏と書り、此貞觀十四年の度の事は、三代實錄に召左右馬寮青馬各七匹於内殿前覽之、青馬及藏人並不裝飾と見えて、こは天皇心喪の中の事を載られたる異例なるを、其本文に青馬とあるによりて然書るにか、又詞にはアヂウマと云ふ例なれば、口語のまゝにふと然書るにもあるべし、かの長保二年の度の事は、紀略にも載て白馬と書り、又その長保の前後の家記どもを見るに、青馬と書るは一も見あたらず、たゞ治安四年の小右記正月七日白馬節會の下に、余不還昇於軒廊催青馬奏、先左奏持來云々、次持來右奏と記されたるが見えたれど、そは青馬乃奏文奉禮と仰する例の詞をもて記されたるなるべし、件の節會の條の地の文には白馬と書きたり、又古本催馬樂の曲名には、青馬と書たるを撮壤抄には白馬と改て書り さて然白馬に更給へる謂は、年中行事秘抄に正月七日白馬事、十節記云馬性以レ白爲レ本天有二白龍一地有二白馬一是日

くて其葦毛と葦花毛との差別は拾遺集に廉義公の家の紙書にあを馬あるところに葦の花毛の馬あるところ、惠慶法師、「難波江の葦の花毛のましれるは津の國飼の駒にやあるらむ、とよめるをもても知るべしあを馬は上に云へるごとく葦毛なり、其を難波江の葦といひて青馬とし、さて其葦の花の色したる駒の交りて在るは、攝津の國飼の馬にやあらむとよみなせるなり、延喜馬寮式に、國飼御馬、攝津國十匹とあり、さて此歌初句の難波江は、畫といふ事を裏によみかけたりときこえたり、然ては衣惠の言違ひたれど、當時既に然るたぐひの訛ある歌まれ〳〵きこえたり、但し其意ならずとも、歌の意詞は異なる事なし、さて和名抄に、辨色立成云、桃花馬葦花毛馬之紅色者也と云も見えたりさて今俗に青毛といふを黒毛の潤澤にて青みたちて見ゆ古は黒みどりと云へり、和名抄に唐韻云騆（クロミドリノウマ）青驪馬今之鐵驄馬也、漢語抄云鐵驄馬久路美度利能宇麻とある是なり、順朝臣家馬毛名歌合に何葉葦毛緑乃青と題を別にして歌あり、此題には皆毛色の上に序語をおかれたる例ながら此緑乃青の緑は序語に毛色を兼たるにて青驪馬の事ときこえたり其由はその歌合の注にいへり、を長ければこゝにはつくしがたし、さて又或人の説に、青馬と云ふは、萬葉集の歌に水鳥の鴨の羽の色のとよめるをおもへば、いはゆる青驪にして今も青毛といふ色ならむと云へれど、其は空考にて古意にあらず、此歌の初句二句は、たゞ青と云はむ料の序辭なり、さて黒毛は雄略紀に、甲斐黒駒、御歌に柯彼能矩廬古磨（カヒノクロコマ）とよませ給へり、和名抄に毛詩注云、驪純黒馬也、漢語抄云、驪馬黒毛馬也とあり、黒毛いにしへは知らず、今は世にいと多からぬものなりこれかれ考合て知るべし内宮儀式帳、月讀瀧原宮等の神財の中に、青毛土馬一匹とあるを、荒木田經雅神主の解に、延暦の後の大神宮の古記どもを引たるに、鴾斑毛、鵇毛、黒斑毛などの毛色にものせる由みえたり、近世のその神財の圖を見るに、連錢葦毛畫たり、上にわきまへたるがごとく葦毛すなはち青毛にて、連錢もまた葦毛なれば、儀式帳に青毛と注せると違へるにはあらず然るを後の御世となりて青馬を白馬に更て覽し給ふ事となれり、其は醍醐天皇の御世延長の末つ方よりの事なるべし然稽へたる由は延喜五年八月詔ありて延長五年十二月に撰集して奏進られたる延喜式に正月七日青馬云々、また青馬二十匹自十一月一日至正月七日半分飼之とあるに紀貫之朝臣の延長八年正月土佐守に任されて彼國に下り京を發たまへる日頃は詳ならず任畢て上京の時の土佐日記承平五年正月七日の條に此土佐の任の年立は、かの日記の古本の奥書の歌の端詞に、古今集目錄に載たる傳を合考て云へり今日はあをむまなどおもへどかひなし、たゞ波のしろきのみぞ見ゆると書れたるをおもへば延長八年の頃には其儀の名目にはなを青馬と唱へながら既に白き馬を換用ひ給ひたりし事決し、然るに延喜式撰ばるゝ時既に白馬を用ひられたらむには其馬をさして青馬と書るべき謂なし寛平御記にも、禮記に據りて以青馬七匹云云、と記し給へる事上に引たるがごとししかれば延長六年七年八年の三年が間にぞ更へられたりけむ、さらすば延喜の末つ方より更られたりけるを式撰集の間既に舊式を載おかれたるまゝにて訂し

戀といふ題にて、「ひまもあらばをぐろにたてるあをさぎのこま〳〵とこそいはまほしけれ、」とよみ給へるあをさぎも同じ馬の毛色にて　をぐろは、馬毛の尾黒を田の小畔にいひかけ、又青鷺毛の駒といはむとて、あをさぎのこま〳〵といひかけて、よみとゝのへ給へるなり、吾妻鏡にも青鷺毛、又あをさぎかすげといふも見えたり、庭訓往來に馬の毛色を擧たる中に青鵠とあるも、あをさぎとよむべし、玉篇鵠字の古訓にカサヽギ、アヲ馬と見えたり、カサヽギハ青鷺の又の名なり、但鵠字に當たるは違へり、鵠もカサヽギとは訓めど、そは又別種にて別に考しるせるものあり　そは蒼鷺の羽色に似たる由なり　和名抄に、漢語抄云蒼鷺美止佐木とあるこれなり　玄かれば今俗に水青といへるぞ當るべき、すべて鳥獸の羽毛の色に蒼といふは草木の葉などのごとき青色にはあらず鵐(シトヽ)に蒼鵐あをじとも云　あを犬　古今著聞集に、あを毛なる犬と見ゆ　鹿の類に安平之々　本草和名傳抄に、鹿を阿乎之々と訓り、今なべてはカモシヽと云ふ獸にて、奧の國にては今も然いへりとぞ、もろこしにて蒼鼠といふも、かれが老たる毛色の蒼きをいふなるべし、　などいふ類の色をおほかたに稱へり、然るを又葦毛とも云ふは上に引たるごとく和名抄に菼騅は青白如菼色也今按菼者蘆初生也俗云葦毛是也とあり、案ふにその如菼色と云へるに據りて葦毛ともいへる也　こはもと漢名によりて呼へる名と聞えたり、さる類諸物の名に例あり、さらでは物遠き名づけさまなり、さて又古今著聞集に、大津馬の雨の降りたる日粟田口の大道を通りけるに、道あしくてしろき馬のどろがたになりたりけるを見て、綠溪法印よみ侍りける、白馬はどろかたにこそなりにけれつちあしげとやいふべかるらむ」とみえたり、白馬にどろのかゝりたるが、雨後にかわきたる色あひ、この歌のよみざまにもおもひ合すべし、さて件の文のしろき馬のとあるを、印本又一本などに、あしげなる馬と書るは、後人のさかしらに書かへたるものなり、然ては歌の意詞さらにきこえがたし、故古本によりて訂して引り　かくて今の俗になべて葦毛と呼ぶ毛色をば昔は葦花毛と稱へり、これも和名抄に說文の驄青白雜毛馬也と云へるを擧て、漢語抄云驄青馬也　一本に青驄也　黃驄馬葦花毛馬也、日本紀私記云驄馬美太良乎乃宇萬とあり、美太良乎とは亂青の約たるにて青に白が雜れる義にてこれも葦毛の類ときこえたり、新撰字鏡には騘驄同、倉江反、馬青白色、又青色、阿乎支馬　萬葉集に、騘馬之面高ふさにと書る騘馬も、アヲウマとよむべく書りとみゆ　また和名抄に連錢を俗云連錢葦毛是也などもみえたり　但し連錢は、葦毛馬の齒を積むにしたがひて漸に圓き斑の肩尻に出くるにて、生質たる毛色にはあらず、　さて葦花毛とも云へるは青に白が雜りて葦葉に其花の白きが散かゝりたるに似たるを以て、稱けたるなるべし、上にいへる如く美太良乎といふも亂青なるべく聞ゆると互に思ひ合すべし　但し葦花毛ならむには、漢名には白驄と云ふべし、黃字にては當りがたしともいふべけれど、惣て鳥獸の色などは、尋常の染色彩色などのごとく鮮明ならねば、人の心々に大かたに見なしたるものなり、殊に漢籍に謂へる動物の色などは、注者の意々にて異なるがあれば、其意しらひして辨ふべきなり　さて又源平盛衰記などに青葦毛とみえたるは其色の深きをいひ、白葦毛といへるはたゞ葦毛の尋常なるよりは淺きをいへるなるべし、今もしか云ふなりか

辰朔甲戌七日幸豐樂殿以覽青馬助陽氣也、賜宴群臣如常と實錄に載られ相次て清和陽成光孝の三代の實錄にも恒例として廢えず載られたり、これによりて稽るに仁明天皇の御世に停られたる事も有けれど嘉祥二年より舊に復して又恒例と爲給ひけるが、上に云へるごとく明る三年は天皇仁明不悆ましけるによりて行はれず遂に崩給ひ文德天皇御世を嗣まし〳〵て明る仁壽元年の正月は諒闇に坐ましければ行ひ給はず、その明る二年に其式を相繼て行はれたるなり、故其事を載らる、御世の始なれば覽青馬助陽氣也と其覽給ふ謂を記して賜宴群臣如常と言分て記され此日賜宴の事は、舊儀にて青馬を覽給ふにつきての事にはあらずそれよりうち連續て行はれたる事を年々載られたるをもて知るべし、さて其青馬を覽し給ふ事は右にいへるごとくかの助陽氣也の謂にて、江家次第白馬節の裡書に御馬本數二十一匹、禮記曰以青馬七匹然而用二十一匹者三七之義也、三陽之義七日之義之由見寛平御記公事根源に馬は陽の獸なり、青は春の色なり、是によりて正月七日に青馬を見れば、邪氣をのぞくといふ本文侍るなり云々、禮記に春を東郊にむかへて青馬七匹を用ふるとあり、七は少陽の數、正月は少陽の月なり云々、今の節會には三七廿一匹をひかるゝなり、是三陽にかたどり七は七日にあつるよし、寛平の御記にのせられたりまた年中行事秘抄に帝王世記云高辛氏之子以正月七日恒登崗命青衣人、令列青馬七匹調青陽之氣馬者主陽青者主春崗者萬物之始人主之居、七者七曜之徵陽氣之溫始也など見えたる漢國の風俗により給へるものなりけり、さてその青馬は儀式の青馬儀の條の宣命に、常毛見留青岐馬見太萬閇退止爲弖奈毛云々、弘仁內裏式內裏儀式延喜式等に載られたるも同じくて萬葉集に青駒之足搔平速、古本催馬樂に青馬歌に、安平の末云々、又洞物語俊蔭卷に、鞍置たる青き馬いできておどりありきていなゝくそは或は葦毛とも云ふ毛色とぞきこえたる、和名抄に爾雅注云菼騅今按菼者蘆初生也、吐敢反、俗云葦毛是也青白如菼色也とある毛色にて白馬毛付奏文にも葦毛と書例なるをもおもふべし其文は下に引べし、公事根源に、今日の毛付の奏にも、皆葦毛とばかりありと記されたり、然るに其文に引つゞけて、是白馬をもといせる故なりと記されたるは、いかにともきこえがたき文なり、もしくは見本此處に文の脫たるにや、さて其白馬の事は下に云ふべしさてその青といひ葦毛ともいふ毛色を、又或は青鷺毛ともいへり、其は新撰六帖の歌にあを馬を題にて右京權大夫源信實朝臣、「見渡せばみなあをさぎのけつるめを引つゝけたるうま司かな、とよまれたるをもて知るべし此歌夫木抄に、六帖題白馬節會、信實朝臣四句引つられたるとあり、さて此歌につきてその時世の事、又因にけづるめといへる馬の事は下に說ふべし、さて又古今六帖のあをうまの題には、かの家持卿の水鳥の鴨の羽の青馬をの歌、一首のみのせたり夫木抄にのせたる俊賴朝臣の寄馬毛

り、はなはだしき眞情なりかしや此餘の事は傳にいとよく解おかれたれば前後を見合せて此ときの事狀をおもひやりたてまつるべし

○七日の青馬白馬

正月七日青馬を御覽し給ふ事は、萬葉集に水鳥乃可毛能羽能伊呂乃青馬乎家布美流比等波可藝利奈之等伊布かぎりなしとは、命の限り無きよしを賀ぎたるなり右一首爲七日侍宴、右中辨大伴宿禰家持預作此歌、但依仁王會事却以六日於內裏召諸卿等賜酒、肆宴給祿因斯不奏とあるぞ書にみえたる始なる、こは前に天平二年春正月三日初子の日なり召侍從竪子王臣等令侍於內裏之東屋垣下、卽賜玉箒宴云々、應詔旨各陳心緒作歌賦詩、始春乃波都禰乃家布能多麻婆波伎云々、右一首右中辨大伴宿禰家持作云々とあるさし次に載たれば、此卷の例に依るに聖武天皇の御世天平二年正月七日の事なり、此事これより前に始給へるにか其は詳ならず、又其後相續て行はれしにやそれも考るところなけれど、うけばりたる恒例にはあらざりしにや、色葉字類抄に本朝事始を引て光仁天王寶龜六年正月七日天皇御楊梅院安殿設宴於五位以上、已而內廐寮進青御馬兵部省進五位已上裝馬とあり、河海抄にも此文を引て是青馬始也と注されたり、此事續日本紀には載られざれど舊記の文ときこえて實に此事の恒例として行はるゝ事となりたる始にぞあるべき進青御馬とあるをおもへば、其もと馬寮より青毛の御馬を出して、覽しめ奉りたるが恒例となりたるなるべし、なほ下に云ふと考合すべしされど此後の御代々々に行はれたる事は續日本紀日本後紀等には載られずして弘仁內裡式弘仁十二年正月卅日撰上正月七日の會式に引青馬式を載られたり、水鏡に弘仁二年正月七日はじめて青馬をみそなはし給ひきと見え、紹運錄嵯峨天皇の御譜に弘仁二始覽青馬と見えたるをおもへば中間廢られたりつるを、此時再興し給へるをかくは記せるものなり師遠朝臣の年中行事にも、嵯峨天皇弘仁二年正月七日始御覽白馬とあり、但し白馬と書るは後世のうへをもて云へるなり、その白馬の事は下に辨べし國史には續日本後紀より始て載られて仁明天皇の御世承和元年正月壬子朔戊午七日なりなり御豐樂殿觀青馬宴群臣と見えたるぞ始なる公事根源に、此時を始のごとく記されたるは疎なり此後二年をおきて同五年より七年まで行はれ又中間八年をおきて嘉祥二年に行はれ、同三年には行はれず、但此正月の頃は天皇不念し給へり三月廿一日崩給ひき次に仁壽元年の正月は既に文德天皇の御世となりて諒闇のほどなり、明る二年正月戊

したりしなるべし、さてその蠶はもと百濟より持參れる種にて尋常なるとは希らしく大きなりけむ、今も朝鮮には大なるがありとぞ姓氏錄左京諸蕃に、太秦宿禰秦始皇帝三世孫孝武王之後也、男功滿王足仲彥（謚仲哀）天皇八年來朝、男融通王（一云弓月王）譽田（謚應神）天皇十四年來朝、率百二十七縣百姓歸化云々、大鷦鷯（謚仁德）天皇御世以百二十七縣秦民分置諸郡、卽使養蠶織絹貢之と見え、三代實錄に、仁和三年七月時原朝臣春風自言、先祖出自秦始皇十一世孫功滿王也、帶仲彥天皇十四年歸化入朝、奉獻珍寶蠶種等とみえたるも、卽功滿王が事にて、其は韓國より參來れるなれば、その獻れる蠶種も韓のなるべし、これをもおもひ合すべししかれば其蠶のよのつねなるとは異に大なりけむには、蛾も又大なるべければ鳥になると云ひなしたるはことに言のよせあり上代は、すべて草木鳥蟲などの差別も大らかに呼びならひて、飛蟲も大なるをば登利とも稱ひたりけむ、枕草紙におもしろく咲たる櫻を長く折て、大きなる花瓶にさしたるこそおかしけれ云々、其わたりにとりむしのひたひつきいとうつくしくてとびありく、いとおかし、といへるとりむしは決て蝶をいへるにて古意の言なり、又源氏物語玉鬘卷に、梅のをり枝にてふとり飛ちがひ云々、紫式部日記にも秋の草むらにてふとりなど云々などもいへり、又新撰字鏡に鷰また鳦の字を豆波比良古、また蛺蝶等の字を加波比良古とよめり、今も出羽の國內にては蝶をたゞに比良古とのみ云ふ處ありとぞ、比良古とはかろくひら〱と飛ぶさまに依れる名なるべきを、燕にも蝶にも負せたるをもおもひ合すべしさて然奏すを天皇の聞食して此は大后に逢せまほしくおもひてこしらへ奏す事ならむとは察しめしつらめど、陽にはさらぬみけしきにてさらば其虫を朕も見に行むと詔ひつれど陰には大后に逢給

はまほしくおぼしてなるべしさきに鳥山をおくり給へる御歌、日子臣につけて大后にたてまつらしめ給へる御歌、また奴理能美が家に入まして大后によみかけ給へる御歌に、云々汝が言へせこそ來入り參來れとよみ給へる、又其ほかの御歌どもにすべての御行をおもひあはせてかくは推はかり奉れるなり、書紀には此時の事を乘輿詣于筒城宮喚皇后云々、遂不奉見乃車駕還宮、天皇於是恨皇后大忿、而猶有戀志と載されたり、さて書紀に據りて考るに天皇此時御齡五十にあまり給へりまた其奴理能美己所養之三種虫といへる三種はかの蠶の匐へると繭をつくりたると蛾になりたるとを交へたるをいへり、其は上に變三種の奇虫と云へる言によりてやがて體言のごとくに云へる文なり、さて獻於大后とは天皇奴理能美が家に入ます期に、彼三種の虫を何となく大后の御前へ出して天皇の今此家に入來坐せるは此蠶を希らしと聞召て見そなはし給はむとてなり、よきをりからなればいかで御情を和めて逢はせ給へかしなど御中とり奏して獻りおきて、其を天皇の見におはしておのづから大后に逢見たまふべくはからひたるなり、爾天皇御立其大后所坐殿戶歌曰云々こゝにして天皇大后に御歌をよみかけたまへるなりかげろふ日記に、兼家公倫寧の女にすみ給ひて、又他女に通ひ給ふをいたく嫉妬みたるふるまひ多かる中にも、石山寺にこもり居て家に歸らざりつるを、兼家公みづから二度までむかへにものしてなごめ給へる事を、女の自ら記せる趣、此大后の御事にこゝろばえよく似たり、いにしへは貴人にもかかる心ばえなる行ひありし事、このほかにもかれこれものに見えた

を大后の聞食ていたく嫉妬み怒り思ほす御情のすさびに、紀伊國の行幸より大宮には還給はず山城の筒木なる韓人奴理能美が家に入り逗まりて坐ましけるを、天皇舍人鳥山また丸邇臣口子を遣はし宥め給ひけれども大后御情とけ給はざりつるによりて、口子臣その妹口比賣また奴理能美三人議りけるやう（この時口子臣に、既に御使に遣はされて大后の坐ます奴理能美が家にあり、口比賣は既に大后に仕奉りて御供にあり）天皇この奴理能美が家に入來まして大親自大后に御逢まして御情をとりて宥め給はゞいかでかくつれなくてのみ坐しますべき、然れども其由天皇に勸め奉らむこともさすがなれば、何ぞの事に託けてこの奴理能美が家に入りますべく謀らひ奉るべきを、其はいかにせばよけむと相議り定めて、人を難波の大宮に奉りて大后の山城に逗り座ませる所以は奴理能美が所養虫の云々かく希しきが在るを看そなはしに入り坐るにこそあれ、別なる御意は坐まさずと奏上たるなり、さて此虫は蠶の事なるを希らしげに言ひなしたるものなり、その一度は爲匐虫と云へるは蠶はもとより匐虫なるをまづかく云おきてさて一度は爲殼（カヒゴと、コを濁音によむべし、類聚名義抄に、濁點をさしたり）と云へるは蠶の繭をつくりて其中に籠れるものなるが、その繭の形の白く丸くて鳥の殼に似て見ゆるを然云ひなせるなり、また一度は爲飛鳥とは此虫繭をつくり畢て最後に羽の生ひて蛾と化りて繭を脱て飛ものなるをもていへり（和名抄に、蛾蠶作飛蟲也比々流とあるものなり、其形蝶に似たり、今俗にはやがて蝶に化るとも云へり）さて其一度爲云々、云々と三度重ねて云へるはしか變りゆく由に次第て希らしげに曲言る詞なり輕く心得て見るべし（正しく云はむには、まづ其蟲の元の形を云おきてさて一度爲云々、云々といふべきを、かくおほどかに謀言せる古人のこゝろばえなかなかになかなかにをかし）さて如此奏せるは天皇の聞食してそれ希しとおぼして大親自も奴理能美が家に入まして見そなはし給はむには、おのづから大后に御逢ますべく計ひ置て御中とりもち奉らむとの意しらひとぞきこえたる（本文に三人議といへるは、かく謀り奉らむと議たるなり、さてかく謀り奏せる事は、もはら虚言にはあらず、たゞ蠶のあるさまを希怪しげに申なして、御なかとり和し奉らむとおもひよせたるにて、古人のいとねもころなる眞情の云ひしらずあはれなり、今の世にも夫婦の中の疎くなれるをとり和すには、さる意しらひしてはからふ事のあるならひなり）さて奴理能美は此條の上文に筒木韓人とありて、もと百濟の國人なり、姓氏錄の諸蕃に調連百濟國奴理使主之後也、譽田天皇御世歸化（奴理使主が事なり）孫阿久太、男彌和云々、彌和弘計天皇御世蠶織絁絹之樣、仍賜調首姓と見えたるによりておもふに、既く奴理能美が時よりよく蠶養

し又並ての皇后たち皇子等の中の陵を擧て、遠陵の例に收て荷前奉らるゝ事となされたるは、かの天長元年の度より始りたらむとおもはるゝ由あれど姑く論はず 又其後元慶元年十二月十三日勅定毎年獻荷前幣十陵五墓云々、同八年十二月廿日定毎年獻荷前幣十陵五墓云々と、これも同紀に見えたり、又其後の御代々々にも廢置ありて延喜式の頃は十陵八墓なり諸陵式に見えたり すべて諸陵の祭の事、また陵墓に近遠を別たれたる事のもとは、漢國の制に據り給へるなるべき趣など師の古事記傳二十卷に注はれたるをも併せ考ふべし、猶おもふに上に云へるごとく荷前使の動すれば闕怠て其事の遂がたかりしをわび給へる御心しらひもかつはありけむかし かくて後々はたゞ近陵にのみ荷前の幣とてかたばかり奉られて遠陵に奉られたる事はものにも見えず 上に說へるごとく、もとは荷前の奉幣のために、近陵墓を定られたるを後には陵に申給ふ事ある時は、いつも近陵にのみものし給へる事となりしときこゆ、年中行事秘抄に、獻年終荷前幣使今不憚念誦、小浴可宜云々、雖似神事頗涉不淨、仍不行他神事といへることも見えたり、此事西宮記にも見えたれど、此文約なればとりて引り かくて後保元平治の頃の朝家の內亂より起りて朝政漸に衰へ給ひ神事も廢れ行にあはせて亂世となりければ、荷前の奉幣の事も正しくは行はれがたくつひには其おもかげだにも殘らず廢て久しくなりぬとぞ 觀應元年十一月の園大曆に、荷前次官無之云々、頭辨仲房朝臣入來云々、無次官可被行歟、將又停止歟、可爲何樣哉云々、予申云荷前停止皆不及承事也云々、後聞次官遂不出來云々、仍遂不被行、また後醍醐天皇御製年中行事荷前條に、此ごろ行はれぬ事なれども、面影ばかり殘りたりと遊ばされたり、此書の奧書に後醍醐天皇製作也云々、觀應三年暫歸正平七年被行一統之政務時分、被清書上件四卷云々とあり、世には建武年中行事と云ふめり、兼好が徒然草の四季の章に、荷前の使たつなどぞ、あはれにやむごとなき事どもしげく、春のいそぎに取かされてもよほし行はるゝさまぞいみじきやといへるは、後醍醐天皇よりやゝ前の御世のさまをもていへりときこゆ、貞治五年の歌合また一條兼良公の公事根源などに、荷前祭の事をあげられたるは、當時既に廢たりけれど、たゞ其古式を載られたるものなり 天照太御神また山陵に鎭坐す御代々々の天皇の大神靈のいかにおもほすらむ いとも畏き御事なるべし、しかるに時の來ぬれば天下かくめでたく、おだひに治まりとゝのひて廢たる神事も漸にもておこさせ給ふにあはせて、この荷前の御祭事もはた古にかへされむ時の來ぬらむかし

○變三色奇虫

古事記仁德天皇の段に上略其大后石之日賣命甚多嫉妬中略於是口子臣亦其妹口比賣及奴理能美三人議而令奏天皇云、大后幸行所以者奴理能美之所養虫、一度爲匐虫一度爲殼一度爲飛鳥有變三色之奇虫、看行此虫而入幸耳更無異心、如此奏時天皇詔然者吾思奇異故欲見行、自大宮上幸行入坐奴理能美之家時、其奴理能美已所養之三種虫獻於大后、爾天皇御立其大后所座殿戸歌曰云云、此件は天皇八田若郎女を婚給へる事

るぞ始なる、これ荷前の幣を獻らる丶に差を別ちて十陵四墓を近陵近墓と定られたるにて其を除きては悉遠陵遠墓也 今年八月清和天皇御齡わづかに九歳にて卽位し給ひ、藤原良房大臣當代の御外祖父にして、攝政の時の事なりければ、此公の御心より出たる政申しなりけり、さて此時の十陵には天智天皇、光仁天皇、桓武天皇、平城天皇、仁明天皇、文德天皇、また施基皇子、早良親王、桓武の母后高野氏、と后藤原氏となり、四墓には、藤原不比等公、文德の外祖父藤原冬嗣公、また外祖母藤原氏、當代の外祖母源潔姬なり、荷前の幣を墓に進らる丶事は、此時よりや始りつらむ、さて此後近墓に增置ありて、其數を增し給ひけるが、多くは天皇の外戚の藤原氏なりき、これをおもへば上に論へる藤原の祖神、春日大原野枚岡の神だちに荷前奉らる丶事も此御世のころより始りたる事なるべく推はからる丶なり、又これも同じ御世春日大原野の神社にはじめて齋女を奉り給へり、そは三代實錄に、貞觀十七年六月八日遣從四位下行左馬頭藤原朝臣秀道於春日神社奉幣、兼禱欲奉齋女以祈甘雨也、告文曰、近來經日陟旬天雨澤不降之天百姓農業枯損奴倍之、仍茲卜求留、皇大神齋女不奉留依天致此災賜倍利止卜申世利、是非故怠、今必卜定天令奉仕牟云云、遣左衛門佐從五位上藤原朝臣利基於山城國大原野神社、其禱同春日社告文云々、准春日神社、また十一月四日藤原朝臣意佳子爲春日大原野齋女（二社兼給へるなり）以前齋女藤原朝臣可多子遭喪也、意佳子中納言兼右近衛大將行皇太后宮大夫藤原朝臣良世女也と見えたるこれなり、そのかみの藤原氏の權勢これをもおもひ合すべし「清臣按、此時の四墓の一は不比等公のにはあらず、鎌足公の多武峰墓なる事三代實錄また類聚符宣抄にみえたる詔書などにてあきらかなり、不比等公の葬所は、公卿補任に火葬佐保山椎崗とみえたるが上に、朝野群載三の卷にみえたる永承二年の告文にも佐保山椎崗廟とみえ、養和元年七月二十日の玉海にも可立多武峰椎崗等告文使云々、また文治四年正月十九日の條にも此日立二墓使多武峰家司業實朝臣椎崗職事對馬守親光也（中略）余着束帶於庭中拜之、（先奉拜春日依有所思也、次拜多武峰、次拜椎崗也）次乍立庭中座召使々賜告文各進發了と記し給へるなどにて、其地の異所なる事おのづからしるきにあらずや、されば鎌足公の墓は多武峰、不比等公の墓は椎崗なることをわきまふべし、但し諸陵式に多武峰墓の條に、贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣とみえたる贈官位淡海公の事などは別に委しく記せるものあればこゝにはいはず」

さて然別定められたる事は早く續日本後紀に仁明天皇の御世承和七年五月辛巳淳和太上天皇の遺詔に、歲竟分綵號曰荷前、論之幽明有煩無益、玆須停狀必達朝家云々、予聞人沒精魂歸天而空存冢墓鬼物憑焉終乃爲祟、長貽後累今宜碎骨爲粉散之山中と詔へる御意に根ざしたり こはそもいかなる御意ぞもや、いとも慨はしき御事にこそはありけれ、さて遺詔のごとく崩まして後火に化し奉り、御骨を碎きて大原野の西山嶺上に散し奉りて、陵を作られず、又此天皇の御兄と坐て前の御世知食し嵯峨天皇は、此天皇におくれて崩り給ひけるが、遺詔によりて殊に薄く葬り奉りて、これも陵を作られず、故諸陵式に其二陵をば載られず、されば、いはゆる遠陵にも收れ奉らざれば荷前幣をも奉られざるなり さてその淳和天皇の御世天長元年に天智天皇を始て八陵に殊さらに參議以上云々の人を荷前使に差給へる事上に引たるごとく、符宣抄に見えたれば、右の八陵の外は劣しめてあへしらひ給へる事著し、此例に據て天安二年に十陵四墓の御定も出來たるなり、但し其陵に遠近を別たれたるは幣を奉らる丶狀に輕重を定給へるにて、全荷前幣を停給へるにはあらざれど、去か遠陵と云ふ事を定て輕しめ事省き給へるはかの八陵の例に、件の遺詔の趣もおのづから加はりたる御計らひなるべ

前物山陵使とも稱へる事宣旨文に見えて、其は因に上に引るがごとし、此ほか荷前の幣を奉らるゝ事の式どもは、諸陵式、大藏式、中務式、內藏式等に見え、また班幣の時の儀は、儀式又西宮記政事要略等に見えたり

抑かく諸陵に近遠を別定めて祭儀に差別ある事、又臣等の墓をしも陵と等し並に祭らるゝ事は上代よりの制にはあらで、古は御代々々の天皇の諸陵はことごとく御使を差て同し等にぞ祭り給ひけむを、やゝ後の御世となりては其陵によりて御使人の等をば別定られたり、そは符宣抄に載たる弘仁四年十二月十五日の宣旨文に、承前之例供奉荷前使五位已上外記所定、今被右大臣宣自今以後中務省點定永爲恒例者、但三位已上外記申上可點、また天長元年十二月十六日の宣旨文に、山階後田原大枝柏原長岡後大枝楊梅石作等山陵、獻荷前使宜差參議以上若非參議用三位以上、また獻荷前物山陵使五位已上六位已下云云など見えたるをおもふべし、又續日本後紀に承和八年五月壬申神功皇后の陵に申給ふ詔詞に、頃日涉旬天不雨佐流波如有祟天河止卜求禮波山陵爾奉遣太流例貢之物闕怠禮流祟見由香椎廟毛同爲祟賜倍理登卜申勢理驚而尋撿爾所司申久自去年以往兩年間荷前乃使輙久陵戶人爾付奉遣志與里不必供致毛介無可止布止申今恐畏天將來波不令然之弖貞令進致武香椎廟爾毛當遣專使謝申武止差參議從四位上和氣朝臣眞綱謝申狀乎平久聞食天云々と見えたるも、此陵後の制にては遠陵の中に坐すを當時は未だ諸陵に近遠の差別あることなく荷前使を立給ひたりし事の證なり同紀に同十年四月己卯、使云々奉謝楯列北南二山陵、去三月十八日有奇異搜撿圖錄有二楯列山陵、北則神功皇后之陵、南則成務天皇之陵、世人相傳以南陵爲神功皇后之陵、依之口傳毎有神功皇后之祟、空謝成務天皇之陵、今日改奉神功皇后之陵といふ事見えたり、上にも引たる諸陵式に遠陵の事を、頒幣日差各陵墓預人奉、但神功皇后陵差寮主典以上奉とあるは、前々陵を誤りて祟ありし事を、なほも畏み給ひて後に此陵をも遠陵とは定られつれど、別に諸陵寮の主典以上を御使に差して幣を奉らるゝ事となされたりしものなるべし、さて又荷前使の闕怠ありし事は、件の度より既く在來しなり、其は符宣抄に載たる承和二年十二月九日の宣旨文に、應勘責侍從非侍從闕荷前使事、右去弘仁十三年二月五日、右大臣宣奉勅荷前使五位已上侍從次侍從闕怠、件使自今以後解侍從任、非侍從者宜奪位祿者、今被右大臣宣偁、宣旨之興其責已重、而頃年之間猶致違闕奉公之義豈合如此、宜自今以後闕事之輩不論侍從非侍從、一切莫預正月七日節會共引前後之宣以令懲將來者と見え、其後にもます〳〵闕怠人多く、はた其事に預る人さへに怠りけるにより、度々勘責給へる事の宣旨文も多く載たり、さて其後の御世々々いや増に闕怠ありし狀、古人の家記どもに見えたり、抑さる重き御事の御使に差遣はさるゝ事を、辱しともおもひたらで闕怠を致し、又其怠をわび給ひて實に罪なひ給ふ事の緩かりしなど、其事の根ざしを深くおもへば、あなかしこ謂ある事と察らるれど、志ばらくこゝに論はず

扨陵墓に近遠を定めて荷前の幣を奉らるゝ事は、三代實錄に淸和天皇の御世の始め天安二年十二月九日詔定十陵四墓獻年終荷前之幣云々其陵墓を載られたりと見えた

ノトリとよめり、こは地名にはあらず、荷を執持丁(ヨボロ)の事ときこゆ、件の荷持田村も荷持(ノトリ)に因縁ありたる名なるべし、釋紀に韓國の荷山をノムレとよめり、ムレは山の韓語なり、又似たるを古言に乃麻とも云へり、通音なり　木を許、火を保とも云ふごとく第二の音を第五音に轉して木末(コスヱ)、木の葉、木枕、炎(ホノホ)燼(ホクソ)燄(ホムラ)など云ふごとく　成語の上につけて云ふ時に例ある言なり今世には乃邪伎(ノサキ)と唱ひなれたるあれど乃佐伎と佐を清みて唱ふ稱なるべくおぼゆ　かくて又荷前を年竟に諸山陵に奉らる、例は、職員令に諸陵司正一人掌祭陵靈云々、義解に謂十二月奉荷前幣是也とあり、こは決て上代よりの制なるべし續日本後紀承和七年五月、淳和天皇の遺詔に、蓋竟分祭號曰荷前、しかるに清輔朝臣の奥義抄に、みたまのふゆと云ふは、亡人の恩德を報ずとて、年の果には是を祭るなり、下人はみたま祭と申なり、公家には荷前祭と云ふとあるは疎なり、又皇年代略記持統天皇段裡書に、荷前事初此代云々といへり、こは諸陵に荷前幣を奉らるゝ事の始を云へりときこゆれど、證文詳ならず猶考べし　延喜式に據て稽るに太政官式に凡季冬獻幣於諸山陵及墓諸山陵とは、御代々の天皇、また皇后皇子等の中の陵をこめて云へり、墓とは有功臣等を選びて定られたる由みゆ皆用當年調物この當年調物とあるは、荷前なり、下に引く大藏式の文に考合すべし　中務省預擇大神　祭十二月上卯日なり　後立春前吉日十二月丑日以前申送太政官云々、諸陵式に凡毎年十二月奉幣諸陵及墓其陵別五色帛各三尺庸布一段一丈四尺倭文三尺木綿四兩麻一斤以上、諸陵に遠近を別定られたるが中の遠陵になり　近陵別五色帛各一丈絁一匹絲一絇調布一端倭文一丈木綿十三兩麻三斤五兩裹料薦五尺黑葛三兩、遠墓及近墓幣各同遠陵例其別貢幣物色目見內藏式など見え、其幣物は大藏式に十二月供諸陵幣其物納調之日別收正倉儀式にも此趣見えたれば、これ調の荷前を取分て、正倉に收置る由なり供幣數見諸陵式既に上に引たりとありて其幣物の事を同式に荷前物とも云へり、さて諸陵墓に近遠を別定められて諸陵式に見ゆ遠陵をば輕く近陵をば重くもてなし給へり此遠近は、陵の在所の由にはあらず、荷前祭の輕重の式を別たれむためときこえたり、猶此事の始りたる時の事などは下に云ふべし　まづ遠陵には諸陵式に頒幣日差各陵墓預人奉、但神功皇后陵差寮主典諸陵寮の屬なり　已上奉と見え儀式に、參議官率使者等參來云々、治部大輔率諸陵寮屬以上進就座、省掌然使者等(神功皇后陵寮屬以上一人、自餘各陵墓預人)列立庭中云々、大藏取幣授使者、卽受退とあり、使者とはいはゆる各陵墓の預人なり　近陵には　太政官式に至時刻天皇御建禮門前幄禮拜奉班云々政事要略に、清涼記を引てこの時諸衛不解警蹕　と見え、さて公卿以下を御使に差して幣を獻出し給ふ其幣物は遠陵のとはこよなく多きが上に幣物の色目は上に引たるがごとし　別貢の幣物をさへに獻られていと重くし給へり別貢とは、調荷前にはあらぬ由なり、こは內藏寮より供ることにて、其色目は內藏式に見えたり　中務式に凡十二月奉諸陵幣者云々、其別貢幣者臨幸使所奉送とあり年中行事秘抄荷前下に弘仁式を引て、此別天皇御便殿禮拜奉班幣とあるに、貢幣を奉らるゝ式をのみ引べきにあらず、そのかみは並て便殿にて班幣ありしにや　さて其御使を同式に荷前使と稱へり此式よりもはやく續日本後紀なる承和八年の詔詞にも、荷前の使とあり、さて又獻荷

女とよみかはしたる歌の中に、東人之荷向篋乃荷之緒爾毛、妹情爾乘爾家流香聞とよめるがみえたり、禪師は天智天皇の御世の人なり、さてこの歌に東人之云々と打出たる意は古より東人は殊に勇悍つよくて人に劣らじ後れじと一向に思ひ入てものする風俗なりけるによりて、朝廷に獻る調庸物も他國よりは早く荷前奉らむといつも一向に思ひ入りてうち競ひて都に參上る殊さらなる國俗なりけるが世の諺とぞなりたりけむ萬葉集廿巻大伴家持卿歌に、天皇乃云々、聞食四方國爾波、比等佐波爾美知弖波安禮杼、登利我奈久安豆麻乎能故波、伊田牟可比加弊里見世受弖、伊佐美多流多家吉軍卒等云々、續日本紀天平神護三年十月朔の詔詞に東人波常爾云久額爾箭方波立止毛背爾波箭方不立止云天君乎一心乎以天護物曾云々などみえたり故歌には其趣によりてことさらに東人の荷前の箱にたとへて其荷前の箱の荷緒のごとく、吾は誰よりも早く戀そめて妹がうへの事の吾情に乘りて忘ましも離るゝ事無くてあるよと云へるなり、さて荷前と云ふ由は職員令に諸陵司正一人、注に祭陵靈、義解に謂十一月奉荷前幣是也、政事要略に件の文を擧て基案義解所謂荷前者四方國進御調荷前取奉故曰荷前とあるぞよろしき此基案云々の文は、令集解の文ときこえたり、此餘にも集解の文をかくさまに引たる處あり、此文予が見たる集解に無きは、既く脱たるものなり、此文江家次第荷前定の首書にも引たり、さて此文、上に引たる延喜講書私記に、調庸荷前先祭神祇云々といへるにもひき合せて心得べし

荷前とは前と書くは借字なり、上に引たる萬葉集に荷向と書ける向も借字なり荷の先にて早物といはむがごとし仙覺の萬葉集注釋に、のさきとはにのさきと云ふなり、はつほともいふおなじことなりといへり、但しはつほとは、もと稻の早穗より轉りたる言なるを、こゝにはその轉へるうへの言もて釋けるにて、實は荷前と早穗と同物にはあらず四方の國々より進る御調物の荷の先に早く到來れるをまづ神に奉られむ料に取分たるを云ふ稱なり今の世、商物を運ぶ馬の荷先を取ると云ふ事をする所ありて、其を駄別とも云へりと既に聞たる事ありき、荷前と云ふ意に似かよひたる詞なり先とは内宮儀式帳に赤引生絲四十斤、注に神郡度會郡調先絲とあり、調先絲とは荷前絲といふがごとし、同宮年中行事に、赤良引荷前御調絲ともあり又外宮儀式帳に織乃大御衣二匹云々、此は度會郡調先絲織奉また養蠶之絲先乎神宮並云々奉進今外宮の初贄に奉る熨斗鰒を、熨先の鰒と云ふとぞなど云へる先これなり、また同書に佃奉拔穗乃御田稻乎先穗乎波拔穗爾拔弖云々とある先穗も初穗の事なるにおもひ合すべし先穗をハツホともよむべけれど、なべて此帳の字づかひの體の易らかなるに、かの糸先と書るにもおもひ合すれば、先をハツとよむべきがごとき、物遠き書ざまとはおもはれずさて荷前の荷を乃と唱ふ事は神功紀に肥前國の荷持田村を荷持此云能登利と注る例にて色葉字類抄に、荷持を

さて又十一月相嘗祭の時その預り給ふ神々に調庸の荷前を幣物に奉り給へるなり、其は度會延經神主の大神宮式の首書に、延喜講書私記云調庸荷前先祭神祇號相嘗祭、後奉山陵號荷前也、諸國雜物爲充國用と引載たり この私記古書に引たる文なるべけれど、おのれいまだ其本書を見およばず、この首書なべてうきたる引書のみえざるがうへに、谷川士淸の和訓栞にも私記を引て、此文の首尾ないさゝか省きて注せるに據れるなり この相嘗祭に荷前奉らるゝ事も式には載られざれども、決く正しき舊式なるべし、但し其文のとゝのひてきこえがたき處あるは誤寫あるにか さらば相嘗祭の上なる號字は、奉の誤にて、諸國の上に然而などの字、脫たるならむか 又私記のなほざり書にて素より文のとゝのはざりしにてもあるべし、今此文意を推考るに諸國の調庸の荷前を取て相嘗祭の時の幣物に奉り 相嘗祭の事のものに見えたるは、天武紀五年十月丁酉の下に見え、神祇令に、仲冬上卯日祭らるゝ例として載られ、延喜四時祭式には、七十一座の神たちを定めて祭らるゝ例として、其神名をも載られたり 其後山陵に奉らるゝを荷前幣と云ふ 此事は下に云べし 此等の料の荷前を取分おきて殘る調庸の雜の物を天皇の御物として國用に充給ふ由なり、さて伊勢二宮にしても各の封戸の御調の荷前を其神宮に 其攝社の中にも 獻る例なり、其は大神宮式に九月神嘗祭 但朝廷幣數在內藏式 大神宮云々、調荷前絹一百十三匹一丈二尺五色幣料絹 以下今數目を略きて引り 門幌料絹絲綿布木綿麻腊蔘海鼠堅魚鰒鹽油海藻 已上諸國封戸荷前 とあり此は既く延暦の內宮儀式帳月例九月の條に供奉太神宮處々神戸荷前物と標て、件の種々を載たるに同じ 但し其種々の數量大神宮式と異なるもあるは、後に改られたるものなり、さて外宮の荷前も、大神宮式にも、儀式帳にも見えて同じ趣なり、扨その荷前は、內宮儀式帳に、國々所所之調荷前雜物等納外幣殿踰年禰宜給之、と見ゆ 扨是にて神々に奉り給ふ荷前の品々のおほよそを知べく、尙又右に引たる大神宮式に調荷前絹云々、諸國封戸調荷前など見え、儀式帳には神戸荷前物云々、國々所々之調荷前雜物等、また調荷前絲荷前御調絲荷前御綿などみえ符宣抄に載たる天長元年の宣旨文に獻荷前物山陵使などあるにも思ひ合せて知べきなり 相嘗祭の時奉らるゝ荷前の品々は、何ならむ知がたし、四時祭式に、相嘗祭神七十一座に奉らるゝ料物を載られたる品々、調布庸布絹木綿堅魚腊海藻鹽は何れの社にも必奉らる、又絲綿凝海藻鮑など社によりて奉られさまもあり、これら皆荷前物なるにや、又かの私記に調庸荷前といへるに就きておもへば、調布庸布とあるのみ荷前物ならむか考定がたし、さて山陵に奉らるゝ荷前物の色目は、下に引くがごとし、或說に荷前とは新稻をはじめ、其年の貢物をまづ取て山陵に奉らるゝ事なりと云へるは委からず、新稻をば初穗拔穗など稱ひて、穗ながら神に奉り、或は酒に釀り、また御食に調へなどして奉る古例なり、稻の初穗を荷前と云へる事は有事なし さてまた荷前といふことの古くものにみえたるは萬葉集二卷に、久米禪師が石川郎

比古婆衣九の巻

○荷前

荷前とは諸國の御調の絹布の類をはじめ、くさ〴〵の中の最物を撰びて取分置て其をまづ天照大御神宮に奉り給ひ、又相嘗に預り給ふ神たちの幣物にも奉り給ひ、また御世々々の山陵に奉り給ひさて其殘を天皇の受納領す御事になむありける、其は延喜祝詞式二月祈年祭の時の祝詞中に、辭別伊勢爾坐天照大御神能大前爾白久皇大神能見霽志坐四方國者云々、青海原者棹柁不干大海爾舟滿都々氣氐自陸往道者荷緒縛堅氐云々、長道無間久立都々氣氐云々、皇大御神能寄奉波荷前者皇大御神能大前爾如横山打積置氐殘乎平聞看云々とあり、こは天下の四方の國々より獻る御調物は其もと皇祖天照大御神の依し賜へるなればまづ其荷の前を取置て大御神に奉り給ひ、殘を天皇の受納領しめす由にて其を辭別て申て奉らせ給へるは、まことに然あるべき義にぞありける、但し荷前物は其年の九月神嘗祭に伊勢二宮に奉り給ひ又十一月の相嘗祭の時その預り給ふ神々に奉り給ひ又十二月に山陵に奉り給ふ例なる事下に擧るがごとし、然かるに其年を踰てこの二月祈年祭の時にも又さらに奉り給へるなり、さて其祭の時の幣物は四時祭式奠幣案上神とある條に載られたる品目に當りて大神宮と度會宮には各加馬一匹とみえて別て荷前物なる由は注されざれど、祝詞には古式のまゝに其由を申さしめ給ひたりしなるべし 此辭別の荷前奉らるゝ由の祝詞は、内宮にのみ申さしめ給ひて、外宮にもきこえず、其餘尊重き神等へも奉らるゝ由はきこえざるを、春日大原野枚岡の神たち、また平野神には殊に祝詞申て荷前奉らるゝ例なり、そは春日祭の祝詞に、四方能國能獻禮留御調能荷前取置氐云云、獻流云云、大原野枚岡准之と見え、また平野祭の祝詞にもしかあり、まづ春日大原野枚岡は同神にて、臣列藤原氏の祖神なり、中にも大原野神は官帳にも載られず、按ふに春日等の神たちをしか内宮と同じさまに祝詞申て、荷前奉らるゝ事は、決て上代よりの制にてはあるべからず、其は中葉より藤原氏の家門繁榮て天皇の外戚となり給へるが多かりければ、朝家にても其氏の祖神なれば、殊に重し給ひ、伊勢にも亞ぐばかりにあへしらひ給ひ、又其同神と坐す大原野枚岡の神たちをも、准へて重く祭給ふ事となりたる後の事にこそあるべけれ、さて其神等に荷前奉らるゝ事は、淸和天皇の御世より始まりつらむとおもはるゝ事あり、下に云ふべし、さて平野神たちは桓武天皇の御後の諸王諸臣たちの、由緣ありて氏神のごとく重し給ひたりければ、これも春日に准へて祭り給ふ事となりたる謂はれありければ、同等の御あへしらひに預りたまへるものなるべし、さて此平野の神たちのいはれの委しき事は、蕃神考にくはしく論へり

黒の色のけちめだに心に知らぬ身として怪しく書を好て人に讀せ聞ては、頓て暗にうかべて忘るゝ事なく、こゝらの古書を廣く集め世に隱れたりける珍書どもをさへに、數多索出し貯へて人に讀せて誦うかべ校訂して、る是彼のめでたき古書どもを次々に搨本となし、又百枚に足らぬばかりの書どもを千二百七十餘部とり集て、群書類從と號たるを六百三十卷あまり搨本になして世に現はし、猶其に遺せるを又前にもまさるばかり續編とすべくものして、したがまへの目錄は既く搨本にして世に出せり、又古書どもを參へ考へて書整へたる書どもゝ何くれと見え聞えてとりどりめでたき中に、此史料はしも上に論へる新國史本朝世紀にもたち勝りたらむと思はるゝばかりにて、殊に大きなる功になむ在ける、かの世紀を著し始たる信西主の世盛りの頃より六百五十年計の後の世にして盲にてさへあるが、年頃力を盡せる勞の思ひやられてめでの餘にほと〳〵涙も落ぬ計になむ常に思はれぬる、さて彼の史料は宇多の帝の御世を首にて次々の事記を書調へ近き御世にも及べくしたがまへして、己がなからむ後の事までも能認め置て、過にし文政五年の七月九日八十あまりにてみまかりぬるとぞ、あはれ其始をきけば尋常のよろぼひ盲にて在つるが、書學びの道に志深く力を出せる勤しみによりて其徒のよき階に進み、つひに其長とある職檢校といふにさへなされて世を盡せるは、古より類なき大人とこそはありけれ、

比古婆衣八の巻終

通憲冒姓高階氏、至于後憲等悉復本姓、然無題詩及仁和寺書籍目錄書藤原通憲、據此則通憲既復本姓也今從之、歷事鳥羽崇德近衞三朝敘正五位下任日向守系圖平治物語　通憲善相法云々、天養元年遂任少納言無何薙髮更名圓空又改信西台記○尊卑分脈を按るに、通憲ぬしは左大臣藤原武智麻呂公の裔、文章生實兼の長男、母信濃守源有房女、或云下野守有家女、或說云若狹守通宗女、前齋院女房達諸道才人也、通九流八家、長門守高階經敏養爲子、改姓依入他家、不遂儒業不經儒官、但子孫皆依歸本姓注當流とあり、當流とは藤原南家流をいへり、世紀稿本に、また天養元年二月七日政、少納言高階通憲、源長俊拜任後始從事とありて、すでに正月六日敘位議あり、其時任れたるなるべし、又同年七月廿二日辛未、今日少納言藤原通憲出家三十九、件人拜任少納言之後改高階復本姓藤原、依氏神祟云々、多年素懷云々、久安四年六月十八日の條に、入道少納言藤原通憲等依仰勘申子細、抑通憲非儒士又非公卿、今關朝議依稽古力歟と云事もあり、云々、平治元年云々謂其妻曰、天變既如此汝告之兒輩、乃策馬犇于大和田原云々、走過石堂山復見星變歎曰此忠臣代君受災之象、今君弱臣彊忠臣代君者其將在我乎云云、乃穴地自瘞用竹筒通氣息云々、出雲前司源光泰率兵索　通憲所　在獲奴　鞫問得實、乃就堀其所　通憲氣息未絕遂斬其首徇之都市梟獄門愚管抄、平治物語、按愚管抄爲信西自刺胸死、未知執是○尊卑分脈の傳に、平治元年十二月十三日右衞門督信賴亂逆事見天變兼知彼災端入大和國多原山自害、先被堀埋土中入棺不死之前被埋也、同月十五日伊賀守光保尋出此所注進、依信賴卿卽堀出骸斬首渡大路被梟獄門了とあり、此文印本錯亂たり、一本によりて訂したる處かくの如し、愚管抄平治物語の兩說を合て此傳に符へり、しかれば此系譜の傳ぞ正しかるべき、上に引たる世紀稿本に、出家の時三十九とあるをもて推考るに沒年五十四歲なり、云々通憲宏才博覽諳練典故曉天文台記愚管抄今鏡古事談云々、所著有本朝世紀法曹類林日本紀注二卷唯心院關白秘鈔仁和寺書籍目錄○書籍目錄に法曹類林二百三十卷（印本には七百三十卷）藤原通憲撰、法曹勘文類聚通憲加今案とあり、此書缺本纔に世に遺れり、予が得たるは第百九十二寺務執行、第二百公務八、第二百廿六公務卅四、此三卷のみなり、百九十二と二百卷は既に群書類從に收めたり、さて日本紀註は、世に絕たりと聞ゆ、千金方の古寫本に、永世の頃書入たりと見えたる中に、日本紀注とていさゝか其文を引たり、云々、贊曰藤原賴長藤原通憲皆以經濟之學自許、而世傳通憲善相、故髡首免禍、此叢說之繆妄而其實出於挾才憤世耳、一旦柄用擧廢典尋墜緒井々然有可觀、施於政事紀綱稍振、豈賴長之所能企及哉、然其怙寵弄權矜伐智能、則與賴長无以異也、保元屬上皇者佯定竄流定處死刑、其心術可知矣、賴長固不足論通憲德不勝才不免君子之譏惜哉

己此考をものせる折しも瞽者職檢校塙保己一が公ざまにも聞えあげて纂創たりと云ふ史料の首、宇多天皇の御世の事記を得て見るに、數多の古書どもの中より其御世に係れる事を抄出て紀年日次に書載たり、宇多天皇の紀十六卷あり、醍醐天皇の紀は、讀終へず、其引據の正しく考證の明確なる事、誠に史料とすべきいとめでたき書になむ有ける、そも〳〵此檢校は幼なき頃よりの盲にて、白

の表題を書ざる本なるべし、其は上にも引出たる袋草子の追考に、國後抄の事をいひて、件書に延喜御書所預紀貫之、撰進古今集以之可爲指南處云々といへるに、今の日本紀略、醍醐卷、延喜五年四月の下に、十八日御書所預紀貫之、撰進古今集一部廿卷とあるに合ひて、袋草子の本文の古今集撰進の月日の論にも合ひ、又件の追考のさし次に、同書云同七年七月七日七條皇后崩といへるに、今の紀略同年月日に、皇太夫人藤原温子崩年卅六號七條皇后、とあるにも合へるにはた證とすべし、さてその國後抄の表題なき本をいはゆる日本紀略に合せて一部のごとくせるがありけるを、同書と心得て日本紀略の表題をおよぼしたる本もいできたりしものなるべし、さてその國史後の卷々を打まかせて日本紀略といへるは、大日本史の引書に見えたり、それより前の書どもにはいまだ見あたらず、さてこの考あまりにさくじりたるにか、おのれすら思ひ定めざれど、しかすがにすてもやらでなむ

さて其を置ては藏人記と云ふを引たる處もあり、又諸家の日記の類を採りて書連ねたるところ又其文を抄出して載たりと見ゆる中に、江記左記大内記長光私記私字を省きて書る所もあり權大納言伊通卿記頭中將新宰相中將とも經宗記侍從大納言成通卿記侍從中納言記とも助正記以隆記など書名を擧たるもあり、又系圖とて引たる文もあり、又史官の記と見ゆる中に通憲の事を載たる文有り下の此主の傳の下に引出し注すべし其は本書のまゝに書寫して採入たる者なればあやしむべきにあらず、又首に本文の事件を約めて目錄の如く標たる卷あり、其は修撰の時目安からむ料に書さし置れたるにやと見ゆされどこは後人のわざにてもあらむか、されど蟲喰ある所を缺て寫せる所のあるをおもへば、いづれにも古くよりありしものにてはあるなり

さて又今存る世紀はもと滋野井家にて寫置れつる本を寫傳へたるが世に弘まれる者なるべし、然思はる由は、滋野井家の祖九條師輔公又その六代の裔三條實行公、その嫡男公敎公其二男滋野井實國卿等の名の輔行敎國等の字を諱て——と作るをもて知べし但し其の——傍に某と字を書添たる處のあるは、後人のわざなり、又まれ〳〵件の字どもを諱ずして書る處もあるは、とりはづせるにか、又後人の書改めたるもあるべし、さて實國卿の裔は、嫡男公時卿、承久元年薨、次に實宣卿安貞二年薨、次に公光卿建長七年薨、次に實冬卿乾元二年薨、次に冬季卿正安四年薨云々、今に家門を傳へ給へりかくて今その本朝世紀稿本二部をもて相補ひて一本とし、寫誤を校訂して又他本をも置て其を人々に課せて寫さしめ自ら讀合せて後程をはからひて十四卷とす、私には木朝世紀稿本と云べし、文字の蟲喰にて缺たるや或は破裂て知られざる處は何れの本も相同じ、其は上にいへる如く原書の一本なるを彼此に寫傳へたるが故なり、又既くより誤字脫字有けむと見ゆる處も多かれど一字も私に改めたる事はあらず、猶此後缺たる卷を得たらむには寫補ひ又好き異本を見たらむには校へ訂してむ

通憲主の傳は大日本史曰藤原賴長公の傳と合せ記されたれどそは今省きて引けり藤原通憲文章博士實兼子也長門守高階經敏子養之平治物語〇系圖曰

於大后御在所召範家仰曰、近代殿上日記絶不書、自今以後後任舊可令書番日記と云ふ事をも記されたり、思ふに頼長公は漢才に長給ひたりけるが、通憲を師として專ら經濟の學を學び給へる由書どもに見え、台記にも其趣往々見えたるに併せて察ふに件の日記どもの事は内々通憲主の申請はれたるによりて外記に仰せ給ひ、所謂史官記をも出さしめ給へるにや有けむ 通憲主は少納言に任されて兩局の上官なれば、外記の私の記録のあるさまをもよく知られたりしなるべし、又既にいへるごとく、此世紀は内内申請ひて撰始られけむ事なるも、こゝに思ひ合すべし 又是も台記に、久安二年五月相具國史後抄參院使顯遠奏之、先日可御覽之由被仰仍持參、良源僧正不逢一條院御時事見此補任 時於山上法皇被仰逢一條院御時之事、座主同之、余申不逢之由 仰云國史後抄尤神妙、僧正逢一條院御時事昨日被仰辯事也云々といふ事をも記されたり、其國史後抄は道憲藏書目録に國後抄十六卷とみえ、書籍目録帝紀部にも國後抄十六卷 印本には卷數缺たり 自仁和至堀川院敦基抄 自仁和とは、仁和三年宇多天皇踐祚より始たる由なるべし、仁和三年八月廿六日光孝天皇の崩までは、三代實録に記されたり、さて此撰者敦基朝臣は、尊卑分脈に、藤原明衡朝臣の二男、文章博士大内記を歴て、正四位下右京大夫に至、堀河院の御世嘉承元年卒六十二歳とみえたり、當代の事まで記されたりしなり とある書にて、清輔朝臣の袋草紙首書追考に、

世ニ國後抄ト云物アリ自延喜至堀河院國史後事記之、件書ニ云々と記して少引注されたる事見えたるもこれにて 書籍目録に、自仁和と注せるは國史後と稱へるに合るを、此袋草紙に自延喜と云へるは、ふと誤られたるなるべきこと決し これをも世記に取收れたるにか又後にものせむのしたかまへのみせられつるにてもあるべし

書籍目録通本堀川院の次に、後嵯峨院とあるは攙入なり、其二帝の間十代を隔りたるを、然連注すべき由なきがうへに、台記に記されたる久安は、後嵯峨天皇の御世より百年ばかり前の事なるをや、故今古本に無きに據る、さて此國後抄とあるは、國の下に史字脱たるにやと思はるゝに、一二の目録にもしかありて、書籍目録同部に、國後要抄二卷、中御門右府抄とあるも、其書の抄録ときこえ、袋草紙にも國後抄と見えたれば脱たるにはあらず、唱便に史字を省きても稱へるまゝに載たるものなり、他書にもさる例まゝあり、さて其國史後抄、今世にありとだにきかず、せめて考ふるに、世に日本紀略とてある書、文武天皇元年より、中間宇多天皇の御世闕て、後一條院の長元九年五月十九日まであるを、日野家本、伊勢林崎本に題名無しとぞ、又おのれが見たる金澤文庫の國史後の闕本、また一本の國史後の卷々にのみ表題無きがあり、又表題を書る卷と、書ざる卷と交れるもありて、とり〴〵なるによりてつら〳〵考ふるに、此書舊は神代より陽成天皇の御世までは、六國史を抄略して記せるものなるが、文武天皇の上の御世の卷々の闕たるにて、書籍目録の一本に日本紀略と載たる本これなるべし、但しその目録板本には日本史略と擧て、異本に日本紀略、また日本史記略ともありと旁注せり、今はその紀略とあるかたを正しとして論へるなり、さて其題名はもはら日本紀といふを、六國史におよぼして日本紀の抄略の由ときこえたり、かくて今其國史の後の醍醐天皇より、後一條院の御世まであるは、上に論へる國後抄にて、いはゆる日本紀略とは別にて、國史の後の宇多天皇より、堀川院の御世までありけるが、首の宇多天皇の卷と後朱雀院より、堀川院までの卷々の闕たるにて、その國後抄

別は未だ考得ず、さて又略記の右に引たる外にも外記記また外記日記とて引たる處ありて其中に一本に外記記とあるを又一本には外記日記と書たる本もあり、其記體の同じ趣なるを思ふに正しくは外記日記と云ふを言省きて外記記とも云へるなるべし、（政事要略に、外記日記云、（件の記文年付無所見）今日信乃諸牧御馬五十匹牽進、と擧て其次第を記し、次に天慶四年九月十三日の例を載たるには、世紀の史官記中の文を抄畧して記せるなり、なほさる趣なる證みゆれど、あまりにわづらはしければいはず）さて外記局の日記文書等は、朝家の重き記錄なるにはやく亡せたるぞ多かりけむ、日本紀畧に天延三年（圓融天皇の御世）十二月二十一日今夜外記局文書自然燒失、可謂物恠、後朝奏之可令轉讀金剛般若經者と見えたり（文書とは、日記をもこめていへるなるべし、自然燒失といへるは、いとつきなくきこえて疑はしき災なりけり、其を物怪として佛經を轉讀せさせ給へるは、あやしき御政にこそはありしか、）藤原頼長公の台記久安三年（近衛天皇の御世）六月十七日の下に、在仗座之間云々、召大外記師安朝臣於軾仰曰、近代外記日記不書後世何以知朝家之事、自今日後記之可無闕怠、師安言曰上古當直史生記之、中古以來依無俸祿不直、是以六位外記書之、至于故織部正通景書之、其後絕不書、仰曰雖須令史生書其俸祿非上卿之力所及、任中古之例可令六位外記書也、師安答曰是募最末外記之役令書之如何

仰曰善矣とありて（世記同日の下に、內大臣殿參仗座云々とあるは、此時の事なれど、件の外記日記の事は載せず、さて內大臣殿は頼長公なり）世紀の同五年五月七日の條に內大臣（頼長公なり）召大外記中原朝臣師長被仰曰、去年外記日記六位外記等令注歟、早可尋沙汰者、仁平元年十月廿日の條に左大臣（頼長公久安五年七月廿八日左大臣に成たまへり）仰大外記師業云、自久安三年以後（一上）（上に引たる久安三年六月十七日の台記の文考合すべし）到今年十月（以後）外記日記可令注進、限以來月十六日若期日以前不書進者、於常職輩者可召籠陣、到敍爵之人者付使部三人可責伏、兼又可搦從者兩三人者と見えたり（此後の事はみえず、さて此に引る久安五年五月七日、仁平元年十月廿日の頃は、台記缺て傳はらぬを、此世紀の文によりてかくまでは知られたり）然れば當昔既に外記日記を記さゞりしなりけり、そは所謂依無俸祿云々といへる趣にて廢めたるにては有べけれど、外記とあるもの記錄なくてはあるべからぬわざなれば實は廢て記さゞるにはあらで、私によりより書記たるもの、在ぞしにけむ（其を頼長公の內々知りて責り給へるを、外記も嘘とところありて滯りたりしものと聞ゆ）これかれ考合するに世紀に史官記と云へるは外記日記を始すべて然るかたの記を云るにて、專ら其等の記に據りて集たるものなり、さて史官記と標さゞる卷も大かた同じ事なるべし、さて又上に引たる久安三年六月十七日台記の文の續に、

の草稿なるが故也、又其書中卷首に史官記と標たるがあり（其を表帋の裡に書たる本もあり、又是に有て彼になきもあり、又そをなべて書ざる本もあり、無きは寫脱せるにてあるぞ本のまゝなるべき）史官とは外記と史との兩号を惣ても稱へる例なれば其等の記なる事決し、そは其史官記とある卷中天慶四年八月六日の下に、太政大臣云々被獻辭攝政之表、寫件表案續加号表卷已了、仍更不載其文、同十一日の下に有令給太政大臣辭攝政表勅答之事、上卿召大外記橘直幹令作勅答、其文在号表卷、仍更不載日記、又九月十日の下に官符四通具旨在長案、又太宰言上狀者（表カ）詳載官符在長案、仍更不注本解案文於日記、又云々事在別日記など云事見え、又同五年四月十日の下に、上卿召權少外記多治文正仰云、可奉停止五月五日節行幸神泉苑年々日記者、文正卽奉覽仁和五年日記並年々行幸日記と見えて、別に再同年の二月より五月までの記の殘缺あり、其は此年頃の別記の載るを得て史官記に洩たる事件を抄出して副たる者也 其はまづ本篇には三月の記の始缺て詳ならねど十五日より全文あり、別記は二月の條の始缺て廿六日より文全く三月四月五月の日件を僅に記せるを前の史官記の文に校るに別記の三月四日の記文に史官記の二月日缺て知られぬ記文の中に僅に同件ならんと見えて、下文の異に見ゆるがたゞ一處あるのみにて其外に同件の事一ッもある事なく、また別記の日の干支又人々の官位又事の記しざまなどをも史官記と相同じく見ゆるをもて、思ふに是も史官の又一ッの別記の上に採れる記事に泄たる條々を抄出て載たる者也（但し其別記の四月の條の日の干支を推考ふるに、閏三月の條なるを、首の文の缺て何の月とも知られねど、後人たゞ一わたりの月次によりて四月と定めて書添へたるものなり、故今訂して閏三月とすべし、かく訂す時は別記には二月三月閏三月五月の記あり、然るに其閏三月四日丁亥の陰晴の合ざるは、いづれか一方後日に記す時におぼえ違へたるものなるべし、古き日記どもを引合せみるに、さる差ひは折々ある例なり）又久安二年十月にも侍從中納言記を採りて重記せる處あり、其は同月の事件の前條に洩れたるを抄出て載たるなり、又天慶元年八月十二日また九月二日の下の記文、扶桑略記に外記記曰とて載たる文と全く同じ（引合て見るべし、但し其畧記の文、二條共に天慶二年の條に收たるは謬なり、其は日の干支にて明なり、畧記に件の外記記曰の四字無き本もあるは省きて寫せる本なり、然る例餘にもあり、）さて其天慶元年の卷は外記記の文なるべきを其記體史官記と同じさまに見ゆれば、史官記と云へるも外記記の一名ならむか、又史官記と云へる中に外記記もこめたるにか其差

稿の殘缺本なる事決し、さて今己が集得たる處の卷卷の目錄を擧ぐ

承平五年（五月六月）　天慶元年（自七月）　同　二年（自四月）
天慶四年（自七月）　同　五年（自三月至六月）　同　八年（自七月）
寛和二年（自正月至六月）　正暦元年（自七月）　同　四年（自七月）
正暦五年（自正月至六月）　長德元年（自七月）　長保元年（自二月至六月）
長保四年（自八月至十一月）　同　五年（自正月至六月）　治暦四年
寛治元年（自七月）　康和元年　同　五年
康治元年　同　二年　天養元年
久安元年　同　二年　同　三年
久安四年（自正月至閏六月）　同　五年　同　六年（自七月）
仁平元年　同　二年　同　三年

かくのごとし（平維章が和學辨に、本朝世紀は希代の珍書なり、六國史に並べて七國史といひてもなさ〳〵劣るまじきと思はる、予が見たる本は三十卷あり、近年東都にて寫させ給ひしは四十六卷ありといふといへり、今おのれが見たる本どもとりどりに分ちて卷數等しからず、近藤守重の記せる物に、此書四十六卷の年紀を載たり、己が集たるも全く同じ、さて又和學辨に世紀の事を六國史にならべて七國史といひてもなさ〳〵おとるまじきと思はるといへるは讃めすぐしたるなり、さらに六國史に比ぶべき書にはあらずかし、さて世に本朝世紀とて康和元年三月より十二月までと、同五年の部を合せて一卷とせるが別にあるは、右に擧たる中の一本也、群書類從に本朝世紀殘編とて收れたるもこれなり）但し藏書目錄には承平天慶天養久安の年號のみえて其餘の年號は字缺て知るべからず、はた餘にも字の脱たりげに思はるゝ處もありて今考ふべき由なけれど、年號を擧たる部の弖數に准へて推察るに歴代全く調ひたらむには、猶弖數の多かるべきを合て五十餘弖なるをおもへば、いまだ歴代の記錄全く整はざりつるものなるべし、かくて藏書目錄には近くは久安までの年號まで見えたるを殘缺本には次の仁平の部まで存るは、かの缺字の所々其仁平の字在りしにか、又藏書目錄注せる頃は久安までものせられたりけるを其後仁平の記錄を得て書繼たるが程なく保元の朝家の甚しき亂出來、うちつゞきて平治の故あるに及びて其十二月十五日信西命失はれたれば功卒へられざりつるを、其草稿の世に遺り傳れるものなるべし、今世に現在本は便にまかせて合せも分ちも玄たるものなれば、卷數はとり〴〵にて定まらず、年紀を整へてさたすべきなり、さて卷首に折々◎本朝世紀と題したれど卷の第幾を記さず、又尾に本朝世紀第と書さして幾字を空たる卷もあり、さるはたゞ世々の記錄どもを年紀して蒐輯め續々の修撰の料に備へたるのみ

紀郡當宗氏神祭幣帛使、國司一人專當其事使食薑等並用國正稅永爲恒例、當宗社天皇外祖母之氏神也

此文師光朝臣年中行事にも載たり、此書もはら秘抄によりて記されたりと見えたり、互に誤字あるを挍合見て訂して採れり、さて此文諸神記神名帳頭注にも引たれど、中間國司云々の廿一字を略けり、さて又秘抄の件の文の上に、寛平御記云仁和五年四月十四日乙亥朕外祖母當宗氏神在河内國志紀郡自今年可祭始之狀仰畢とあり、此御記の文を諸神記神名帳頭注には新國史曰とて引り、されば新國史には、此御記の文を全く載たる者也、但し秘抄等に世紀を引て寛平五年とせるは誤なり、是年の四月に戊辰の日はあらず、御記に仁和五年四月十四日乙亥云々、自今年可祭始之狀仰畢と記し給へるに、其月の七日戊辰に當りて其祭始給へる事の由相合へれば、寛平は仁和の誤なる事明確なり、さるは秘抄の撰者世紀の年立をふと前後に記誤りたるものなるを、師光年中行事諸神記等には其誤を受て記せる者也、世俗淺深秘抄にも自仁和五年被祭之云々、大概見寛平御記歟とあるをも證とすべし、然るに世紀に四月七日始て幣帛使を奉遣し給へる由云々と見えたるに、御記に十四日の條に云々と記させ給へるは、後に其事をおもほし出て自今年云々と記置せ給へるなるべし、さるを公事根源に、仁和五年四月十四日に祭を始め行はるとあるは御記に依りて記されたる者ながら十四日に云々と記されたるは疎なり

かくて醍醐天皇の世紀も共に新國史に據りて相續て撰すべき志なりしかど功卒られざりしなるべし 其原づける新國史も、延喜十四年廿一年の部は缺たりし事其藏書目錄に注せるがごとし さて次の朱雀天皇の御代承平より後は 新國史朱雀天皇の紀の草案の有けむ事は上に考て論へる如くなるを得られざりしなるべし 更に修撰すべき志にてまづ御代々々の記錄どもを集めて草稿としたるが今缺ながらも世に遺り傳はれる本朝世紀にて、則藏書目錄に本朝世紀承平一結十三号 同紀天慶一結十五号 本朝世紀口口十三号 本朝世紀一結天慶一号久安五号 本朝世紀口口一結七号 合五十一号とある是也 但し群書類從に收たる本に、天養五号久安三局とあるは決めて誤なり、其は下に擧る世紀の現在本の卷數に證し知るべし 但し目錄に載たる号數今數ふるに五十四局也 塙本にては五十六号なり、共に合五十一号とあるには少餘れ、ど其はいづれか數字に寫誤あるべし、又号數の上年號の有るべき例の處字の缺て空たるは舊本蟲喰などぞ有なりけむ今考べき由なし、又号數の下にも空たる處ありて字の缺たりけに思はるれどそれも考ふべき由なし こは此世紀の處のみにあらず、なべて然る處をりをり見えたるを保己一本は大かたうるはしく書續けたりとみゆ さて寛平後の世紀の文は、日本紀略古寫本醍醐天皇の紀の頭書に、本朝世紀云醍醐天皇仁和元年正月一日丁巳降誕、ただこれのみ見あたりたり、醍醐天皇の御世の始に見えたる文を抄き出て注せるものなるべし、かくて今己が得たる本朝世紀の殘缺四部ありて互に異同あり、されど熟く比校みるにもと皆同書なるが年頃彼此に寫傳ふる程缺たる卷の出來はた文字の差誤も多く出來たる者也けり、故今其本どもを合せ校へ相補ひて見る時は彼藏書目錄に注せる承平より以降の草

此一結の中に寛平に次て延喜十年までの部有るべきに右に定め云へるごとく寛平の部を二弓とする時は、延喜の十箇年の間たゞ一弓に當れり、さては弓數いたく少したとひ三弓を延喜の其間とせむにも次に一結十弓自延喜十一年至同廿二年但十四年廿一年兩年缺とある（延喜の二十箇年の間の）弓數とはいたく少なきを思へば、かの四ヶ弓とあるはもと十四ヶ弓と有しが十の字の脱たるなるべし（故上の引書にも圏内に十の字を補へつ）さて右の二代の草本の中宇多天皇の紀は此目錄記せる後に抄出の功畢へて三十卷とせる也、玉海に上帙七卷とあるも件の目錄に七ヶ弓世紀上帙とあるに合へり（但し、玉海に上帙七卷云々と記されたる後に、次の卷々の事見えざれば、總ての卷數は知られねど、目錄に世紀上帙、次に同二帙と見えたれば、上帙二帙三帙と分ちて三十卷を四五帙にも分たれけむ、）扨其宇多天皇の紀も玉海に記されたる趣にてはそのかみ世には弘まらざりけむ其後も猶遍くは弘まらずて有けむを、古書にいと希々に此書を引たるが見ゆるは其全本にはあらで纔に缺逸る本の在しに據れるが故なるべし、然るに今は其缺逸本だに廢たるに世に有る事を聞かずいと口惜しき事也、さて今己が見及びたる所の古書に引たる其記の文は、御産部類記に云、本朝世紀云寛平五年四月二日庚午、爲皇太子天皇御南殿、百寮侍列其儀如例、册文曰、天皇詔旨勅命乎親王諸王諸臣百官人等聞衆食止宣、朕即位以降年月漸積奴其間一二皇子生長□然而頃年五穀不登留志天百姓疲弊留多留依天可有煩支事波不行賜志弖思賜倫賜度毛倫法留可有支政止志天敦仁親王乎立天皇太子留定賜布此位波不得已志天□置賜止毛諸事波從儉約志弖坊可品官雜色□□不據舊例志天隨宜就便弖治賜任賜布事乎信天百官人等仕奉禮止宣勅乎衆聞食止宣、册立了皇太子拜覲天皇賜御裝束一具并櫻色合褂一雙、又參覲中宮賜白綾褂一襲蒲桃染褂御衣一重、また同日任坊司等大納言正三位兼行左近衛大將民部卿陸奥出羽按察使源朝臣能有爲皇太子傅、中納言兼右近衛大將從三位藤原朝臣時平爲春宮大夫、參議從四位下守左大辨兼行式部權大輔勘解由長官菅原朝臣道眞爲亮、正五位下守右近衛權中將藤原朝臣敏行爲大進、從五位下守右衛門佐藤原朝臣定國爲少進、右大史從六位下壬生忌寸望村爲大屬並本官如故、また十日戊寅奉遣使者於山陵令告立皇太子由、

年中行事秘抄當宗祭の下に本朝世紀云寛平（この寛平は仁和の誤なり、其由は下に辨へ注すべし）五年四月七日戊辰是日始奉遣河內國志

數舊は三十卷と有しを三を二に寫誤たるものなり、其由は下に云ふべし、治承三年十月十一日玉海月輪關白兼實公の日記に、大外記師尚來中略余仰本朝世紀可進借之由申可持參之旨、件文信西法師作之寛平一代國史云々、而給師元朝臣令書寫之、傳在師尚之許他人一切不持云云、仍所尋召也、また同十四日同記に大外記師尚持參本朝世紀上帙七卷七卷を一本に十卷とあるは誤なり其證は下に擧て論ふべし信西法師所抄出也と見えたり、此書當時いと稀なりし事知べし信西は、少納言藤原通憲剃髮の後の法名也、寛平一代國史とは、宇多天皇の御代の國史なる由なり、桃華蘂葉にも然ありて上に引たるが如し。師尚は、系圖を按ふるに中原師元朝臣の子也、給師元朝臣令書寫云々とは、既に御本を父師元に借下し給ひて書寫したりしを藏傳へたる由なり、後に正中元年花園天皇の御記の卷尾に凡今年所讀本朝書並記錄とて、六國史の次に本朝世紀令律云云と記置せ給へる本朝世紀は、前に師元朝臣に借下されたりし御本なりしなるべし今按此本朝世紀は六國史に續きて御世々々の史をものせむと思ひ起て撰始たる書なるが〔宇槐記仁平元年五月卅日條信西法師良久交語法師曰、奉法皇密詔自去年冬制作國史自宇陀御代至于堀川院以續三代實錄云々〕此ぬし和漢の才學あるが上に、經濟の志有けるが、然るすぢにて殊に君寵に逢たる由、書どもにみえたり、内々請奉りて撰始られたるにもやありけむ其は上に考證せるごとく既に新國史の草案は在しかどはやく缺たる卷々もあるがうへに、あかぬ處の有けるに依て其草案の存る限りは其に據りて改删せむとしてなほ古記どもを抄出してまづ宇多天皇の紀を三十卷に書整へ卒りたるものなるべし玉海に、信西法師所抄出也と記されたるを思へば、國史の體裁に全く成文修撰の功を遂たる書とは聞えず醍醐天皇より後の御世々々の紀は、其草稿のしたがまへに記錄どもを蒐集てまづ年紀を次第置たるまゝにて、いまだ中書にも及ばれざるほど故ありて廢たる者なるべし、しか考たる由は通憲主の自の藏書目錄に通憲藏書目錄と題して一卷あり、今群書類從の中なる本と一寫本と二部を合せ見てここに訂してとれり新國史一結七ヶ弓世紀ノ上帙一結十一ヶ弓同二帙一結九ヶ弓仁和寛平一結㊉四ヶ月寛平延喜一結十弓自延喜十一年至同廿二年但十四年廿一年兩年缺一結八ヶ弓自延長元年至同八年と載たり、これ宇多天皇醍醐天皇の二代は新國史を本書として始に新國史一結と記し、次々に徒に一結と書るも新國史の事なるを省きたるなり、世紀を撰べる草本の目錄なる事著し一結とある下に若干弓と注せるは世紀の草本の卷數なり、弓は卷の古字なり朱雀天皇の御代の部をのせざるは其本を得られざりつるなるべし、さて目錄に載たる世紀の草本惣て四十九弓の内仁和寛平とある部三結合て廿七弓但し仁和は三年八月廿六日宇多天皇踐祚より四年までとすべし又一結四ヶ弓寛平延喜とある内寛平の部三弓とする時は宇多天皇の紀三十弓なり、桃華蘂葉に寛平一代之國史了三十卷也といへるに合へり、但し次に自延喜十一年云々とあれば

て其體裁に倣ひてその前後の御代々々の時歴を撰次と、のへたるものなるべし延暦寺の事を記せる山家要略記は、扶桑明月集といふ書を引て大江匡房記、匡房在世之時、號臘月集、後改名明月集と分注して大比叡明神の事をいさゝか記せり、其は佛に牽合せたる妄説ながら、はやく然る説のおこなはれたる世なりければ僞書ならむとも定がたし、いづれにも古書に引て名の似かよひて混らはしければわきまへつ、さてその山家要略記は、天台沙門顯眞撰とあり、文治六年に座主に任されたる僧なりさてその扶桑畧記は書籍目錄に三十卷阿闍梨皇圓抄とあり皇圓は、尊卑分脈に、藤原氏粟田關白道兼公流、重兼朝臣の子に山阿闍梨皇圓とみえたり、元亨釋書源空傳に投功德皇圓剃落受戒云々とみえたるを、便蒙に皇圓の父祖を右に引たるごとく擧て、上台山師杉生皇覺名響三塔住功德院爲衆開講、有史才、撰扶桑略記三十卷嘗發願爲遠州笠原櫻池之水主、依持長壽而待龍華會也、具見源空廣傳、州民至今盛饌祭之、世人所多知也といへり第三十卷に堀河天皇を今上皇帝と擧て一本に、堀河天皇と擧たるは後人のわざなる事決し、さて皇圓の世に在りしほどを彼是に考合するに、頃壯年なりけむとおもはる此寛治八年三月二日までの事を記せり是年十二月十五日改元嘉保此書世に在る本ども缺たる卷々の多かるを近き頃弘文院にていできたる印本に神功皇后の卷の首は缺て半ばかりよりあるを始として後の御世々々の卷どもを缺ながらも多く輯られたりこの印本の成れる後に、第廿陽成天皇卷近頃世に出たり、彫らせて補へられまほし其外に世に神武天皇より神功皇后までの卷の抄本あり弘文院印本の中にも聖武天皇以下の記の抄本ありしかれば皇圓の撰次てたる扶桑略記は神武天皇より堀河天皇まで七十三代の記なる事著し濫觴抄に、扶桑記とて引たるも此書なり、其外にも然書るもの見あたりつとおぼゆれど、いまおもひ出ず然るに近き頃尾崎雅嘉が群書一覽におのれが見たる本なりとて載たる目錄に右の寛治八年の後中間缺ありて崇德、近衞、後白河、二條、六條、高倉の天皇の御世々々又缺ありて後鳥羽天皇の建久二年まで記せるよし見えたり寛治八年より建久二年まで九十八年是は皇圓の撰ならぬ事は云ふまでもあらねどそれもし正しき書ならむには、これも亦後人の續撰しものなり、しからば今井似閑が萬葉緯に伊勢兵亂記に載たる北畠家の系譜の親房卿の譜に、著書四部元々集、扶桑略記、神皇正統記、職原抄と見えたりと云へり、此傳正しからば其は親房卿の續撰給ひしものなるべし、さて又上の件の考のごとくならむには扶桑略記の中宇多天皇の御代より一條天皇の長德まではおほかた扶桑集の文なるべきに、上に引出たる新國史の文の一條もあることなし引書の目にもみえずそのかみ新國史の世に乏しかりし證ともすべきなり

〇本朝世紀考附、史官記國史後抄

本朝世紀の事を考るに、桃華蘂葉に本朝世紀信西法師作寛平一代の國史了三十卷也、また本朝書籍目錄帝紀部に、本朝世紀二十卷藤原通憲撰と載り、但し此卷

京にて或人の秘藏る古寫本を借て寫たるなり、其注に引たる書どもの中には、今世に在としもきこえぬ書をも引たり、されど其中には疑はしき事も交りてきこゆれば、信がたきものながら、近世に僞り作出たる類とひとしなみには見すぐしがたくて、ある中に新國史とて引たる文、右に擧たるがごとし、しかるに其文の趣こゝに論ふ新國史にはあらず、然れば僞作れる文ならむとすべけれど、しかすがに新國史を引る由にてかく似げなき文を作り出べくもおもはれず、故しびて案ふに、天永元年大江廣房朝臣が撰ばれたる伊賀史、伊勢史とて其國々の事蹟記せるがありて、その伊勢史を此風土記抄に所引たるが、徒に史とのみもいへるなどおもひ合するに、もし其伊勢史に續て作れる新伊勢史といふがありけむを、其國の事を注すうへなれば、國名を省きて新國史と呼べるにてもあらむか、其はとまれ今論ひ定めたる勅撰の新國史のならむとおもひまがふべからず

〇附て云、いにしへ扶桑集と云へる書のありてこれも三代實錄に續て宇多天皇の御世より始て八代の時歴を記せるものなりけるを後に其御代の前後の事どもを書とゝのへたるが今世に傳はれる扶桑略記ならむかとおもはるゝ事あり、其はまづ江談に此書大江匡房卿の談話を、藏人實兼の打聞に記せるものなる趣、續世繼敷島の打聞の卷に見えたり、そのかみの俗文にてとゝのはぬ書ざま多かり、其こころしてよむべし扶桑集長德年中所レ撰也云々、時歴ニ八代ニ歟、今上之時也と云ふ事見えたり、さて其扶桑集今世に在る事をきかず故いま件の江談の文意を按ふに、長德年中に今上の天皇以上八代の時歴を撰記せる書なりと談れる由ときこえたり、さてその今上の帝は一條天皇に坐ませり、此御世以上八代は宇多天皇の御代に當れり、其前代光孝天皇までは三代實錄に記されてすでに國史備りたれば、其に續ぎて宇多、醍醐、朱雀、村上、冷泉、圓融、花山の天皇だちの七代に、その今上の一條天皇の御世の長德までかけて八代の時歴を記せる書なる事決し江談に、八代歟とある歟字はむかしの俗文に、諸辭のごとく助ていへる例の辭にて、疑辭にはあらず、また八代の八字を九と作る本あるは寫誤なり、八と九と互に誤れる事例多し、もし九とある本を正しとせば、談者の暗記の謬か又記者の誤とすべし〇書籍目錄詩家部に、扶桑集十六卷、紀齊名撰とあるは皇國人の作れる詩集にて、嘉吉元年九月十四日萬里小路時房公記に、扶桑集八冊十六卷全部也、代百卅四自長橋局被行之と見えたる、これにて全部今世に絕て僅に一册ばかり遺れるを、群書類從に收たるこれなり、釋信阿が倭漢朗詠集註に、仁流秋津洲之外云々の序詞の註に、扶桑集を引て其一章の注とせり、明衡往來に樂府扶桑集隨命奉借云々とみえたるも、此書ときこえたり、混はしければ證し辨へつさて又慶長十九年京要法寺より公方さまに獻りたる御本に扶桑集と題したる缺本三卷あり、第幾はなくて一卷は仁和帝に起り仁和帝は宇多天皇の御事なり一卷は村上帝に起り一卷は一條帝に起れりとぞ、これかの八代の中の帝の御代に當りたれば件の考は符へり、然るに其三卷今世に傳はれる扶桑略記とおほかた異なる事なくて又其扶桑集と共に普通の扶桑略記の缺本廿一之二の卷と廿四之八の卷と廿五の卷と三卷惣て六卷を一帙としてその簽題には扶桑集とありとぞ、然れば扶桑略記はかの扶桑集にもとづき

新儀式に云、新國史云、修二國史一事、修二國史一隔二三四代一修レ之先定二其人一修畢奏進之後、頒二下所司一に按（此文年月を載されど宇多天皇の御世の御定なるべき事既にいへるがごとし）

仁安二年大倭神社注進狀に云、新國史曰、寛平九年冬十二月壬寅朔甲辰、奉レ授二五畿七道諸神三百四十社一各位一階、官符云、大和國大和大國魂神奉レ授二正一位一また丹生川上神社下にも新國史曰云々（文上に同じ）官符曰、大和國丹生川上雨師神奉レ授二從二位一（是年七月三日宇多天皇讓位給ひ、醍醐天皇踐祚し給へる御世の事なり、さて件の官符曰云々は新國史の文にはあらず、此神社に下されたる官符の文ときこゆれど、しばらく本書のまゝに連れ書す）

釋日本紀（卜部兼方宿禰著）に云新國史曰延喜四年八月廿一日壬子是日於二宜陽殿東庇一令レ初二講日本紀一也、前下野守藤原朝臣春海爲二博士一、紀傳學士矢田部公望、明經生葛井清盛等爲二尙複一、公卿辨大夫咸以會矣、特召二大舍人頭惟良宿禰高尙、文章博士三善朝臣清行、式部大輔藤原朝臣菅根、大內記三統宿禰理平、式部丞大江千古、民部少丞藤原佐高、少內記藤原博文等一令レ預二講座一焉

なほ餘書どもの中に見あたりたらむには書加ふべし（政事要略に、六國史また類聚國史等の文を引たるに並て、徒に國史とのみ云へるが多き中に、六國史の後醍醐天皇の御世の延長年中の事をも、國史云とて載たる文あるは、新國史の文ならむか、なほよく考ふべし、又東大寺要錄十卷に、續日本紀より三代實錄までの四史の部を分て寺門の事に係れる文を抄出し次に新記二十卷と標て仁和五年四月二十六日より、康保三年までの文を抄出て載たり、これ宇多天皇より村上天皇の御世までの事なり、おほかた件の四世の間の記なるべし、文體もうるはしき國史のごとくにはあらず、これもしくは新國史の草案などに、村上天皇の御世まで書續たるものにはあらざるか、此要錄をおきては他書に引たるをだにいまだ見あたらず、さて件の要錄は、奥書に長承三年八月十日東大寺僧覲嚴集之と識せり、かくて又今世に新國史とてあるを、おのれが見たる本二部あり一本は扶桑略記なる宇多天皇の御世の記を全く拔出せるのみのものにて、論ふにも足らぬ僞託書なり、いま一本は、日本新國史卷第十二諸國祥瑞妖災之部とある一卷を得たり、宇多天皇より後冷泉院の御世までの云々の事を載たり、こは或公家ざまのひめ藏め給へるが世にもれたるものにて、もとより此一卷のみありとぞ、是は類聚國史に續ぎてものせむとて、日記家記などの中より抄出し類聚したるものゝごとく見ゆ、但し其記せる事どもの眞僞はいまだよくも考正さゞれど、江次第古本押紙に（中院通秀卿記に、文明三年二月一日自曉天雨降、遣人於前右府許城南也、是江次第首書裏書等事也と見えたり、もしくは此卿のものしたまへるにか）、新國史卷十二曰とて、天德四年九月禁闕回祿云々の一條を記せるが見え、また天明のころ、裏松固禪主の撰ばれたる皇居年表に、新國史と標て貞元元年五月十一日、天元元年九月十五日の事を載られたる條々も、共にその日本新國史に見えたり、然古本の押紙にも引注し、又きこゆる博識人の固禪ぬしも採り給へるなどをおもへば、うきたる事記せる書にはあらざるべし、さて其書を新國史としも稱へるは類聚國史に續べく新にものせる由の名なるべし、そは古書どもに類聚國史を徒に國史とのみ云へる例あればなるべけれど、にげなき題名なりかし、又伊勢風土記抄といふものに、伊勢の國號の謂を云へる文の注に、新國史所引風土記とて、字の異なるを按へ加へたるが二所、又桑名部の條の注に、中右記載桑名蠑魚人以王餘魚曰蠑字歟云、今按新國史有參議蠑魚桑名直云々、夫是歟、また同郡中村山の條の注に、新國史曰、中村山在於桑那部、每年秋九月中子小上鳴動、是神示祭時也祭之以申樂、今土俗言試樂諺也と注せり、此風土記抄は已さきに

寮俄なる炎上の災ありて度ごとに何くれとあまた燒亡たる由、記錄どもに見えたり、それらの時にぞかの草案の國史も燒亡たりけむ（符宣抄に、安和二年の度までの直撰國史所の宣旨文を載たり、その安和二年より此初度の火災の貞元元年まで八年なり）さらでも其さわぎに紛失などしたりけむを（續日本紀の修撰の時、日本紀所にて舊案中、寶字元年紀全亡て存らざりし事、日本後紀に載たる延曆十六年の表文とみえたり、事なき御世すら然る事のありしなり）其後更にもておこして撰國史所を置る、事もなくておのづから其業の廢たるものなるべし（繼々の御世のさまを推考へて察るべし）さてまた書籍目錄に新國史を大江朝綱撰と一人の名を擧たるは、村上天皇の御世此ぬしの別當の時（符宣抄によるに、天曆八年六月二十九日撰國史所別當になされ、天德元年十二月二十八日卒去）成たる四十卷の草本に時の上首たるが故に姓名を載られたりしなるべし、また或淸愼公撰とあるは同御世此公總裁になされ給へりし後の事にて、朱雀天皇の紀には此公の名を載たりけむ、さらずともいまだ草案にて全部此公のあづかり給ひたれば然も云べきなり、かくて此國史右に云べるごとく草案の在りしのみにてうけばりて奏進に及ばずして亡たるが故なるべし、かの新儀式に見えたる撰國史所の一條をおきては公ざまにて用ひ給ひたりし事をさく〳〵聞えたる事なく世にも普は廣まらざりけむ

（正中元年の花園院天皇の御記に、凡當年所讀本朝書幷記錄とて六國史の次に本朝世紀、令、律、古事記、古語拾遺、次に記錄どもを序て載給ひつれど、新國史をばのせたまはず、又桃華蘂葉（文明十二年一條兼良公著）に文德實錄、三代實錄を載て共に卷數紀年の自盡、撰者の名を注し、次に新國史を擧て宇多天皇已來之事也とのみ記して卷數撰者を注されざるは、本書をば見給はざりしなるべし、同公の作り給へる尺素往來にも、此書名を國史に連載せられたり）古書どもにも新國史の文を引たるはいと〳〵希なるがうへに其文もたゞ少ばかりなるは、そのかみはやく全書は亡失て抄本のわづかに遺り傳はりたるを採れるものなるべし、さる中にも朱雀天皇の御世の事を引たるは見あたらず、通憲藏書目錄にも缺たるをおもへばはやくよりことに世に稀なりけむ、かくて古書どもに引載たる新國史の文を予が見あたりたるをこゝにあげしるす

源氏物語の花鳥餘情（一條兼良公文明四年著）若菜卷上の部に云、新國史云仁和四年八月十七日、於二新造西山御願寺一行二先帝周忌御齋會一（宇多天皇の御世の事なり、按に西山御願寺は仁和寺なり、先帝とは光孝天皇の御事なり）

諸神記（卜部氏の記）また神名帳頭注（卜部兼倶卿撰）當宗神社之下に云、新國史曰、仁和五年四月乙亥詔、朕之外祖母當宗氏神社、在二河内國一、自二今年一始可レ祭之狀仰畢（宇多天皇の御世なり」）

大日本史宇多天皇紀に云寬平元年九月廿四日修二御八講於嘉祥寺一四日（註に云宸筆御八講記引新國史〇此宸筆御八講何御世のなるにかいまだ其本書を見ず）

（この公はよに殊なる才徳おはしけるがうへに、時にあひていさをしき御ありさまにておはしゝ事のありしかば、かゝるおしはかり説はするなり）かくて其御定のまゝに國史撰ばしめ給はむとして朱雀天皇の御世承平六年より業創めせさせ給ひ（此年ごろは上に引たる符宣抄なる宣旨文に據りていふ）前史三代實錄に續ぎて宇多天皇、醍醐天皇二御代の國史をあらかじめ撰ばしめ給ひ、また續々其定に撰ばしめていはゆる三四代を隔たる後の御世に當りて修定して出し進らしめ、所司にも頒下さるべくまた其後々も廢ず其定に爲させ給はむとのいともめでたき御おきてなりしなるべし、しかるに上に擧たるごとく拾芥略要抄に新國史五十卷村上御時小野宮殿奉ㇾ仰被ㇾ撰ㇾ之云々、或號二續三代實錄一、自二新國史一後、諸家記錄相並出來、目錄在ㇾ別と見えたるは（此公村上天皇の御世の始は、左大臣にておはし、康保四年太政大臣に任され、同五年關白に補され、圓融院の御時天祿元年攝政に爲されて其年薨たまへり）朱雀天皇の次の御代村上天皇の御時におよびて清愼公に勅ありて此撰國史の總裁となされ、前に詔ありし宇多天皇醍醐天皇二代の史に續ぎて前代朱雀天皇の史をも修撰べき旨重て勅ありけるによりてそれより其修撰の三代の史を續三代實錄とも號ひたるなるべし（上に注せるごとく、天慶二年の頃より十餘年ばかり撰國史所の別當を闕れたりとみえて、天曆八年に大江朝綱朝臣を別當に擧げ給へり、これをおもへば、その天曆八年の頃清愼公を總裁としてさらに修撰の業を勵ましめ給ひ、中間闕たりつる別當をも興し宛給ひたるにぞあるべき）また自二新國史一後、諸家記錄相並出來、目錄在ㇾ別といへる由を考るに上にいへるごとく三代の事記せる新國史に續たる後の記錄は百練抄なるべし此書今現在本第一第二卷は缺て第三卷冷泉天皇の御世安和元年十月より存り、按ふにその第一卷に村上天皇の御世第二卷には同御世より冷泉天皇の御世かけて安和元年九月まで載たるにこそはありけめ、しかればその新國史の宇多天皇より朱雀天皇の御世まで三代の史なる事ます〳〵明なり、かくて此書いまだ修撰の功を畢へず奏進におよばざる草案なればうけばりて續三代實錄とも稱はで始よりのまゝに新國史と稱へりしなるべし、かくて書籍目錄に新國史四十卷と載たるは、宇多天皇、醍醐天皇二代の記を寫し傳へたるかたの本の卷數なるべく、又通憲藏書目錄に新國史を載せ年紀を注して、宇多天皇、醍醐天皇の二代に止りたるを同本にて、拾芥抄に五十卷とあるは後に勅ありて朱雀天皇の御代の記を合せたる本の卷數にぞあるべき、かくて圓融天皇の御世に及びて貞元元丙子年天元三庚辰年、同五壬午年と相しきりて禁裏より火起りて宮殿諸

被二右大臣宣一偁、式部少輔橘朝臣雅文所レ申國史、隨二彼請申一宜レ令二出見一、見了之後全可二返收者一といへる宣旨文をも載たり、此はかの國史の草案を請申によりて許し見せしめ給へるなるべし、かくて此國史草案は成たりしかど刪定修撰の功を畢へず奏進に及ばずして廢たるが故に、いまだ前史に例へる題名もあらずたゞ新國史とのみ呼びてありつるを其草案を寫傳へたるにてぞありけむ、かくて百練抄貞永元年十月二日の下に、於二前關白里第一被レ定二讓位事一、依二應德例一也、權中納言定家、注二出寛平史一、今度依レ可レ追二彼例一也とある寛平史はその新國史の草案の宇多天皇紀を云へるなるべし、また諸神記、神名帳頭注等に新國史曰仁和五年四月乙亥、詔朕之外祖母當宗氏神社、在二河內國一、自二今年一始可レ祭之狀、仰畢とあるはさらに史の文體にあらず、年中行事秘抄に寛平御記云仁和五年四月十四日乙亥云々と全件の文を載たるをおもへば新國史には御記の文のまゝに採り載せていまだ文を成へざりしものなる事決なし、これをもても其草案にて廢たりし證とすべきなり次に引く新儀式に見えたる新國史云々、修國史事云々の文も、史の文體には成はぬところあるをも思ひ合すべし、然るに下に擧る釋日本紀に引たる新國史の、初講日本紀の文は成ひて見ゆ、こはもとより然記しとゝのへたるもの、ありけるを採りて書載たるものなるべし

そもそも此國史修撰の業の創又其功畢へずして廢たりける謂を考るに、まづ新儀式に新國史云修二國史一事修二國史一隔二三四代一修レ之先定二其人一修畢奏二進之一後頒二下所司一と見えたり此事定給へる年頭をば載ざれど宇多天皇の御世に定させ給へるなるべし、其は此御世に三代實錄清和、陽成、光孝の三代を撰ぶべき由詔ありて其人を定め給ひたりき、其頃因に向後の修國史の事をも云々と定めおきてさせ給へるなるべし三代實錄は、次の醍醐天皇の御世におよびて功畢へて奏進られたり、此史撰ばしめ給へる事の由はその序文にくはしくみえたり、さて又序に、撰者の中源能有公の事を云へる年頭につきて推考ふるに、此修撰の詔ありしは寛平の始つかたの事ときこゆ、さて符宣抄に、撰國史所の宣旨を聚載たる首に、陽成天皇の御世元慶四年十二月十六日、史生上毛野有統、件人宣令直撰國史所と見えたるは、前に元慶二年十二月文德實錄成りて奏進れるに續て、清和天皇の御世の史をも撰べく、前に詔ありて撰者を定られつるに、此時撰者の中の闕替に直られたるが、其修撰の功畢ずして廢たるなるべし、さるを宇多天皇の御世に、その清和天皇の御代をはじめとして、三代實錄を撰べく詔ありしなるべし〇菅原陳經朝臣の勘作の菅家御傳記に、寛平四年五月十日、類聚國史奏上、先是道眞奉勅修撰至是功成、史二百卷、目二卷、系圖三卷とみえたり、此公三代實錄の撰者に預り給へり、其修撰の詔ありけるも、おほかた此年頃の事なるべき事、上にいへるがごとし、御世のさまにつきてつらつら推考ふるに、類聚國史の撰も上件の國史撰修の事どもゝ、もとは此公のうちうち奏し給へる事のありけるにねざし給へるにやあらむ、又醍醐天皇の御世に、延喜格式を撰ばせ給へるをさへに、もとのねざしのおしはかられてなむ、

醍醐二代の史を修撰ぶべく事始給ひける草案四十卷ありて其を新國史といへり、次の御代村上天皇の御時に及びて前代朱雀天皇の史をも續ぎ撰ぶべき由重て詔ありけるによりて又撰繼て三代の紀を合て五十卷とす、これよりその草案の新國史を續三代實錄ともいへるなるべし、しかるにその史どもいまだ草案にして修撰の功を竟へず既に定置せ給ひける奏進の期に及ばぬほどに事ありて其草案みなうせたりけむを、さきにその草案を寫せる本のありてたまたま世にも遺り傳はりたりしものとこそおもはるれ、かく考たる由は類聚符宣抄の撰國史所の部に載たる宣旨文に、朱雀天皇の御世承平六年十一月廿九日大納言藤原恒佐卿、中納言平伊望卿を爲二撰國史所別當一同日に右少辨大江朝綱朝臣を宜レ令レ直二撰國史所一とみえ（書籍目錄に、新國史を此朝綱朝臣の撰とせる事上に引たるがごとし猶下にも論ふべし）同七年十二月廿二日に史生□善友、滋賀相國、天慶八年九月廿八日に史生奈癸元雄、左史生勝良成、上藤枝を宜レ令レ直二撰國史所一とみえ、村上天皇の御世には天曆二年六月廿二日に史生秦部安平、同七年六月十三日に史生美努眞香を宜レ令レ直二撰國史所一、同八年六月廿九日に參議備前守大江朝綱朝臣を宜レ爲二撰國史所別當一、（前に承平六年此別當と爲されし恒佐卿は同七年右大臣になされ、天慶元年薨じ給ひ伊望卿は承平七年大納言に爲され、天慶二年十一月十六日薨給ひき、此天曆八年迄十四年が間別當を闕れたりしにか、この抄にその間別當に爲されたる宣旨文見えず、省けるにてもあるべし）同十年三月九日大外記御船宿禰傳說を如レ舊宜レ直二撰國史所一、（傳說宿禰の前に、直撰國史所の事此抄には見えず、下にも然る例あり、省けるなるべし）同年七月十一日に少監物平季明、越前權少掾清原仲海等を能登守藤原朝臣利博、故左少史笠雅望之替宜レ令レ直二撰國史所一、天德元年十二月廿八日參議大江維時朝臣を大江朝臣朝綱卒去之替宜レ爲二撰國史所別當一、橘忠幹朝臣を宜レ直二撰國史所一應和三年二月十三日に備後權介菅乃正統朝臣、右少史井原連扶を宜レ令レ直二撰國史所一、康保元年八月廿八日に史生額田良秀を美努眞香任二備中權大目一之替宜レ令レ直二撰國史所一、同五年三月七日に史生肥田維延、左史生大石清廉等を宜レ令レ直二撰國史所一とみえ、冷泉天皇の御世におよびて安和元年八月廿二日に大主鈴秦春樹を宜レ直二撰國史所一、同二年二月十三日に史生日置卿明を額田良秀任二讃岐權大目一之替宜レ直二撰國史所一と云ふまで連ね載たり、さて其康保五年三月七日云々の次に同年四月廿六日大外記菅乃正統朝臣の奉にて

比古婆衣八の巻

○新國史考 附扶桑集扶桑略記

新國史と云ふ書の事、古き書目錄に見え、またまれまれ古書どもに其文を引たるも見えたるに今其書の世に在りとだにきこえぬは、いとくちをしきわざになむありける、其はいかなる書なりけむとせめて考るにまづ本朝書籍目錄に 此書奧書に、以禁裏御本令書寫了、次に以仁和寺宮本書之、普光院被尋之時注文云々、又次に此抄入道大納言實冬卿密々所借賜之本也、永正二年八月四日寫之師名在判とあり、但し以禁裏御本云々の九字印本には無きを古寫本に在るに據る、さて此目錄仁和寺宮の本をもて寫たる由なるを世に仁和寺書籍目錄と稱ふは誤なり、嘉吉元年三月十二日建内記に、本朝書籍目錄内、人々所在注進分、今日内々奏聞、付親長申入了、五月四日の同記に、本朝書籍事可被尋園城寺之由以參會中聖護院と見えたるは此目錄の事なるべし、師名主の此目錄寫されたる永正二年よりは六十餘年以前の事なり 新國史十本四十卷、或號續三代實錄大江朝綱撰 古寫本に十本の字なし、又一本に四十四卷とあり、四字は衍なるべし、其由は下に云へる考にて知べし、大江字も一本にあるをとれり、綱字印本に繩とあれど、一本また系圖其外の書どもにもみな綱と書るに隨ふ 或淸愼公撰、自仁和至延喜と載たり、今按ふに自仁和とは宇多天皇の御世をさして云へり、但し仁和は光孝天皇の年號にて其三年八月廿三日天皇崩給へり それまでの事は三代實錄に載られたり さて宇多天皇踐祚ありて尙仁和の年號を用ひさせ給ひその五年四月廿七日に寬平と改給ひつれど、其御世の始の年號をもて爰に自ニ仁和一といへるなり かく考定たる證は下に明なり なべては光孝天皇を仁和の帝と稱し宇多天皇をば寬平の帝と稱しならひつれど、こゝに云へるは異なり、おもひまがふべからず、また至ニ延喜一とは延喜は醍醐天皇の御世の始よりの年號にて後に延長と改られつれど、後世延喜帝と稱し奉れる例にて此天皇の御世をいへるなり、大江朝綱朝臣は少納言玉淵朝臣の三男にて辨官などをへて參議正四位下までになりて天德元年十二月廿八日七十二にて卒られぬ、世に後江相公と稱ふる文人なり 帷宗允亮の政事要略天曆五年十月五日の文に、左大辨大江朝綱と記せる下に、幄下第一博士也と注せり 淸愼公は小野宮關白藤原實賴公の諡なり、また拾芥略要抄 天正の頃撰べる書と見ゆ、たゞに拾芥抄とも稱ふ には新國史五十卷村上御時小野宮殿奉レ仰被レ撰レ之云々、或號ニ續三代實錄一、自ニ新國史一後、諸家記錄相並出來、目錄在別とみえたり、今件の二書に據りてなほその證をとりて考たる趣をまづとりすべていはゞ、宇多天皇の御世の御定によりて朱雀天皇の御時撰國史所を置れて其別當撰者を定給ひ、前史三代實錄に續て宇多、

鹿屢往ニ野島一與レ妾相愛无レ比既而牡鹿來宿ニ嫡所一明旦牡鹿語ニ其嫡一云、今夜夢吾背亡雪零於都止見支又曰ニ都須須紀止多利見支此夢何祥、其嫡惡ニ夫復向レ妾可レ往乃詐相之曰、背上生レ草者矢射ニ背上一之祥也又雪零白鹽塗レ宍之祥汝渡ニ淡路野島一者必遇ニ船人一射ニ死海中一謹勿ニ復往一、其牡鹿不レ勝ニ感戀一復渡ニ野島一海中遇ニ逢行船一終爲ニ射死一故名ニ此野一曰ニ夢野一天平十九年の法隆寺流記に、攝津國雄伴郡宇治郷宇奈五岳壹地東限彌奈刀川南限加須加多池西限河内寺山北限伊米野 俗諺云刀我野爾立留眞牡鹿母夢相乃麻爾麻爾と記せり 少異なるところはあれどその事の委しき傳なり

○驛起稻 此驛起稻ノ事或ヤムコトナキワタリヨリ取調テヨトアルニヨレリ己ガ常心トシテ有筋ニハ非ザリキ

續日本紀云、大寶二年二月丙辰諸國大租驛起稻及義倉幷兵器數文始送ニ于辨官一、和銅二年六月乙巳令ニ諸國進ニ驛起稻帳一、天平元年四月癸亥勅爲レ造ニ山陽道諸國驛家一充ニ驛起稻五萬束一天平六年出雲國計會帳八月條云九日進上驛起稻出擧帳壹卷天平十一年六月戊寅令ニ諸驛起稻咸悉混ニ合正稅一○令按るに件の驛起稻は驛田の稻の事にて、驛稻といふもおほかた同じ名目ながら其別ありときこゆ、まづ其驛田の事は田令に、凡驛田皆隨レ近給大路四町中路三町小路二町とみえ、同令の集解に驛田の事を古記云不レ輸レ租朱云以ニ驛戸人一可レ作者といへるこれなり、東大寺なる古文書の背面に遺れる天平十二年十一月廿日の解の遠江國濱名郡の輸租帳の堪田の内に參町驛起田と見えたるは前年混合正稅とおきて給へるに合ひ件の驛田の中路三町とあるに合ひてきこゆ」、かくて驛起稻と云由は、字書に起猶發また擧也平擧體也といへる義にて驛田の稻を收穫して租法の如く平擧せる上をいふ名目なるべし但し大寶元年二月紀に、驛起稻と見えたるは大寶令前よりの名目なり、令は其年の八月に撰定せられたり後紀に 弘仁二年二月壬午敕常陸國去レ京遙遠貢調脚夫路粮多レ費、去靈龜年守從四位上石川朝臣難波麻呂始置ニ稻五萬束一、每年出擧以レ利充レ粮曰ニ郡發稻一其用度者載レ帳言上云々と見えたる郡發稻も同じ意義なるべく通ゆ、おもひ合すべし、また驛稻といふは、廐牧令に諸道置ニ驛馬一云々、若馬有ニ闕失一者卽以ニ驛稻一市替と見え、その驛稻は義解に謂ニ驛田之收穫一と見えたり同令驛傳馬の條にも、驛稻を用ふること見えたり驛起稻の中より其用に宛る上にては驛稻といへる例なりしなるべし驛田を置るゝ制は、もとは漢國の制に據られたるなるべければ、驛起稻驛稻などいふも彼國の例に倣へる名目なるべけれど、其證文は、いまだ考へず、通典にには、諸驛封田皆隨近給、每馬一匹給地四十步、驛側有牧馬之處、匹各減五畝、其傳送馬每馬給田二十畝、と見えたり

比古婆衣七の巻終

とてしばし人の家に來逗りてありけるがあるじどものかたりするをかたはらにてきゝをりつるに、さきに紀伊國熊野にものせし時山路をふみまよひてからくして谷蔭なるさゝやかなる一家を見つけてたのみてやどりぬ獵人の家なりけり、初夜過るころ若き男の鐵炮を持たるが歸り來て今日は大鹿に逢ひつれどえ射とらざりつるこそくちをしかりしがとつぶやくを、父と見ゆる翁の其はちがへせられためりとうちいひてあるに耳とまりて、そのちがへとはいかなる事をするにかと問ふに、鹿の獵人に遭たる時此方に向きて前足をやりちがへてつき立て見おこせてある事をするをちがへをすといふなり、かれが然して立向へるときはいかによくしたゝめねらひてもいつも射はづしはべるなり、但し若き鹿は然ることせず大なる老鹿にはおり／＼さることしはべりとこたへたりとて何とかや古歌を誦して鹿のちがへをすといふ事これにて知られたりといへり、さるはいかなる歌のあるにかと問ふに、かのあらちをの云々の歌なるべしといへばさりけり／＼といひてさてかたりけるは、おのれが里わたりの山里人の山深く入らむとするにはまづその山口に向ひ左の足を上にやりちがへつき立て心をふとくもちて入るなり、しかすれば山中にて災に遭ふことなし、また山入ならでもことさらなる事ありてものへゆくときも然するならひありといへり、あやしくめづらしき事なり、さてかのちがへの歌を夢違の歌といへるは相夢（ユメアハセ）に凶を吉に轉ふるやうのことをちがふるといふに 金葉集に寐ぬる夜のかべさわがしく見えしかどわがちがふればことなかりけり、と見えたるなどこれなり、かべとは夢のことをいへる歌詞なり 其を鹿のちがへをするにそへて、兎餓野の鹿の相夢の古事にとり合せて作れる歌と聞えたり、其は書紀仁徳卷に佐伯部が鹿を殺せる由を記されたる因に、俗曰昔有二一人一往二兎餓一宿二于野中一時二鹿臥レ傍將レ及二鷄鳴一牡鹿謂二牝鹿一曰吾今夜夢之白霜多降之覆二吾身一是何祥焉、牝鹿答曰汝之出行必爲レ人見レ射而死、即以二白鹽一塗二其身一如二霜素一之應也、時宿人心裏異レ之未レ及二昧爽一有二獵人一以射二牡鹿一而殺、是以時人諺曰鳴牡鹿矣隨相夢也と見えたるこれなり 但し拾芥抄に見えたる夢誦に、から國のそのみたけに云々といへるは、佛説の鹿野苑のことにとりあはせてつくりかへたりときこゆ 此事攝津國風土記に、雄伴郡有二夢野一父老相傳云昔者刀我野有二牡鹿一其嫡牡鹿居二此野一其妾牝鹿居二淡路國野島一彼牡

われるなり　高野の奧の山中にて、老僧の用ひたりけむさまおもひやらる、おもしろきいひざま也、さて宇治拾遺物語に、舍人下野武正が雨風甚しかりける時、法性寺殿にて簑笠など着て殿舍の壞を防ぎけるさまをいへる文に、かせ杖をつきて走りまはりておこなふなりけり、といへる事も見えたり、又同書に、經賴といふ相撲がさまをあしだはきてまたぶり杖といふものつきて云云、といへるも、かせ杖の事ときこゆ、そのかみさもいひしなるべし　かくてはかせ杖といふはもと鹿角にたとへたる名なるが後に其杖の形の替りてもなほもとの名をいふ由もおぼつかなからず、たちかへりて鹿をかせぎともかせとも呼ぶ由をもおしはかられてなむ、さて鹿をかせぎといへることの古く書に見えたるは書紀の景行卷推古卷の古訓に白鹿をシロキカセキとみゆ　私記などの訓なるべし、色葉字類抄にも、鹿、カセキ、カノシ、　赤染衞門集に云々上に引出たり宇治拾遺物語に、天笠に身の色は五色にて角の色は白き鹿ありけり深山にのみすみて人に知らさず云々、其山に又烏あり此かせぎを友として過す云々、國の后夢に見給ふやう大なるかせぎあり身の色は五色にて角白し云々　はかなき物語ながら、鹿とかせぎとかよはして書たるはめづらし　承安二年三月十九日清輔朝臣尙齒會記に、後朝感二昨日事一送二一首一とて辨阿奢梨の歌に、「鶴の髮かしづくことはいにしへのかせぎの苑のふることぞこれ、とよめるを返しには、「鶴のはねかきつくろひしうれしさはしかありけりな鹿の苑にも、とよめり　これもかせぎと、しかとを贈答によめり、さて鹿の苑も、かせぎの苑も佛書にいへる鹿野苑にかなへてよめるなり、この歌著聞集にも見えたり　新撰六帖に爲家卿、「山深くおこなふ道のかは衣よものかせぎもきてなれにけり、玉葉集に西行、「山ふかみなるゝかせぎのけぢかきに世にとほざかるほどぞしらるゝ、鴨長明が方丈記に、峰のかせぎの近くなれたるにつけても、世にとほざかるほどをしる、と書るは、此歌詞のいとよく似たり、長明は西行に少しおくれたる世の人なるが、もし此歌詞を用ひたらむには、ふかくめでたるが故なるべけれど、そのがみさばかり世に口なれたる古き歌にしもあらざるを、歌ぬしを云はざるは口なし　加茂保憲女集に、み山吹あげおろす風のおとの朝ゆふべにかなしきはかせぎの聲にいるときにこたふるがごときこゆれば云々、なほあれどさのみやは

○鹿のちがへ

袋草紙に吉備大臣夢違の誦文の歌とて、「あらちをのかる矢のさきに立鹿もちがへをすればちがふとぞきく」、拾芥抄に夢誦とて、「から國のそのゝみたけに鳴鹿もちがへをすればゆるされにけり、といふ歌見えたり、いかなる事をよめるにかと年頃いぶかしくおもひつるに、この武藏の多摩郡松原村阿伎留神社の神主阿留多伎貞樹がおのれがもとに來かよひて物かたらふちなみに語りけらく、前年吾里へ筑紫人某が歌などこのめるおもむきにて諸國をめぐるなり

なべて横木をものする例なりつるから横首杖を併せて加世都恵とは訓めるなり、其は伴大納言の書巻に



かく畫けるが見えたるこれなり、この外古書どもにこれかれ見えたり 平家物語大塔建立の段に清盛高野へのぼり大たふを拜み奥の院へ參られけるにいづくより來るともなく老僧の白髮なるが眉には霜をたれひたひに波をたゝみかせ杖のふたまたなるにすがつて出來給へり、といへるはそのかみなべてはいはゆる横首杖を用ふる事となりぬれど、名をばなほかせ杖といひならへるから今もかせ杖といへり俗にいふ鐘木杖なり こゝの語言には老僧のさまをこまかにいはむとてわざとかせ杖のふたまたなるにとことと

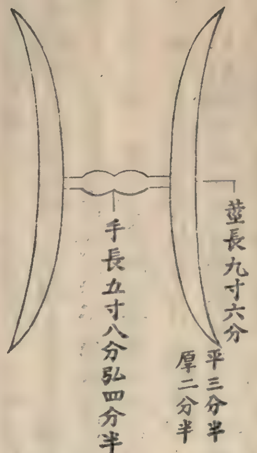
又日吉山王利生記文永の末建治の比の畫に



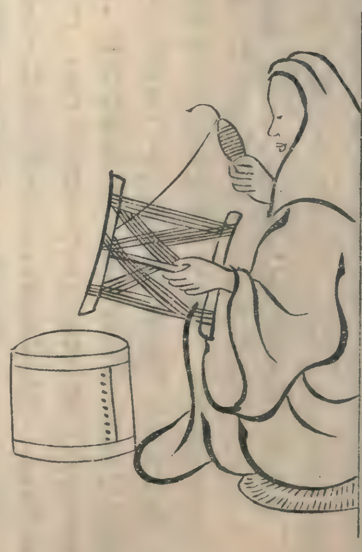
枯木一と見え、書紀に其戴角類ニ枯樹末一と記されたるは、古の斐（アヤ）なせるめでたき語書ときこえて然枯木にたとへたる古言の拵にたとへたるにもおのづからかよひてきこゆ、これも又思ひ合すべし、また著聞集に、豐前國住人太郎入道といふもの男なりけるとき常に猿を射けり或日山を過るに大猿ありければ木におひのぼせて射たりけるほどに、かせぎにいでけり、すでにおちんとしけるが何とやらん物を木のまたに置やうにするを見ければ、子猿なりけるをおのが疵をおひて地に落むとすれば子猿を負ひたるを助けんとて木のまたにすてむとしけるなり、と見えたり、こゝにいへるかせぎは冬枯などせる木末のさまのこれも拵を數枚も集め置るさまにたとへたる名にてそのかみの言なりしなるべし（かせぎにいでにけりといへるは、常盤木の梢の葉がくれより、枯木の木末に出あらはれたるよしときこゆ）下文に木のまたに云々といへるは、其かせぎといへる枯木の岐の事ときこえたり、然れば其かせぎといへるは織具のかせぎに似たる由の名にて鹿をいふかたには由なき言ながら相めぐりておのづから同義の言におつるなり、さて又赤染衞門集に法輪にこもりたりしに曉に蔀をおしあぐる人の鹿のいと近くありけるかなといひしに、「朝ぼらけ蔀をあぐと見えつるはかせぎの近く立てるなりけり、とよめる歌見えたり、こを蔀を上るには杈（マタ）椏（ブリ）の棹もてものすめれば其を目馴れたりけるにたまたま山寺にやどりて朝ぼらけに近く鹿の立るがそれが角の目にたちて見えたるを、人の蔀をあぐとてかの棹もちて立てりと見えつる由によみなせるなり（その棹の名なども、かせぎといひたるにもやあらん、いづれにもところからにあはせておもしろくよめる歌なり、さて又然るさましたる棹を俗に俣棹といふ、またサンマタともいふは杈椏俣の訛れるなるべし近世の兵杖に刺俣といふがあるは杈首俣の義なるべし）かくておもへば鹿をかせぎといふはもとは牡鹿の角のさまによりていへる又の名なるを、ことのさまによりてはたゞおしなべて鹿を呼ぶ言ともなれるなるべし、またかせ杖といふは木杖の尾に岐あるをいへり、和名抄僧房具に、鹿杖漢語抄云鹿杖加世都惠、また行旅具にも、横首杖、唐韻云䟣横首杖也、注に漢語抄云䟣加世都惠一云ニ鹿杖一と見えたる鹿杖これ也、杖の尾の岐あるを鹿角にたとへたる名なり（然杖尾に岐あれば、老人などの輔にはことに便りよくかまへたるなり）横首杖は杖の首に鐘木の如く横木あるをいへば（俗になべては鐘木杖といふ）鹿杖とは別なるを同物の如くにも注し載られたるは鹿杖の首には

りぬべきをなほたづぬべし、さて今の世のかせはおほかた同じさまにて誰も知れる如くなるを上にいへる如く其古ざまなるを考ればことにしたしくおもひなさる、なり、そは伊勢二所皇大神宮の神寶の圖に見えてかくのごとし

御桛 二枚は金銅 一枚は銀銅



今按るに、この神寶の御桛大神宮式に、金銅賀世比二枚、長各九寸六分、手長五寸八分とみゆ、長暦官符に注せるも同じ、此圖の寸法も又同じ、寛正官符には、莖長九寸七分、手長六寸七分、方三分半、手厚二分半、手弘四分半とみゆ、此圖と少違へり〔但し式官符ともに莖の平厚また手の弘は注されず〕



春日驗記九の卷初段

かくて鹿の一名をかせぎといふは、もとは大なる牡鹿のさゝげたる角を右に摹たるさまの桛の莖のごとく見なして山里人などのたとへ呼べるあだ名の一名となれるものなるべし 萬葉集に、夏野行く牡鹿の角の束の間も云々とよめるは、鹿はおほかた常は角の高やかに目にたちて見なれたるが、夏の始に落かはる若角の短きほどは、まださらに目につきてみゆるを、短きたとへにいひ出て束の間といはむ序とせるなり、これもまたおもひ合すべし 今も周防の山里の中には鹿を加世ともいふ所ありと國人いへり 諸國の中にも然いふ所あるべし、和訓栞に、鹿をかせぎと云は、角の體桛に似たるよりの名ありといへれど云々といひて、諸はずして別に説あれど、其説はおのれはかへりて諸はず、はやく桛によれる由の説のありしにこそ、されど其くはしき説を聞ざればさらに己が説を立ていへるなり また古事記 雄略天皇の御世の段 に綿之蚊屋野多ニ猪鹿ニ云々指擧角者如ニ

乄鹿をかせぎともいふよしは、牡鹿の角を織機具の拤(カセ)の如く見なしてたとへたるなるべし但し今の世になべて用ふ拤はさばかりたとへつべくもあらぬを其古ざまなるをおもひてかくはいへるなり、さるにあはせてはこゝにいはむもことぐ\しくてつきなけれど、いにしへの拤の事をもわきまへがてらいふべし、其はまづ古語拾遺に、御歳神の所爲を記せる文に發レ怒以レ蝗放ニ其田一苗葉忽枯損似ニ篠竹一云々とありて、其を大地主神の占へ給へるに御歳神の告給へる言に宜下以ニ麻柄一作レ拤拤上之と見えたり、拤は新撰字鏡に、拤力棟反加世比とみえたるこれなり、但し拤と作るは誤寫なるかまた略體なるべし、延暦大神宮儀式帳に金銅加世比、また金拤銀拤などみえ、大神宮式にも金銅加世比、祝詞式には金拤と作り、大神宮の神寶圖にも此具ありて御拤と書せり、文永の遷宮記の神寶の中に綵一拤卷レ綵器也と注せりか、そのほか大神宮の書どもに拤と書るいと多し、さてこの拤の字なべての漢籍には見えず、たゞ五韻類聚に俗弄字と注せりとぞ、弄は亘棟切と字書どもに見えたれば、字鏡に力棟反とあるに合ひて同音なり、然るに弄字を字書どもに考ふるに、加世比と訓むべき義ある事なし、字體につきて製造の義を推考れば、手に从ひ上下に从ひたれば、加世の義ある字なるを、はやく彼國には其義を注せる書の絕て、皇國に其義の訓の傳はれるなるべし、然おもはるゝが他の字にも例あり、又加世比とよむべき料に、皇國にて新に製れる字なるが、をのづから彼國に在來れるにて義は異なるを字鏡にはかしこの字音と、こなたの讀詞とを交へ注せるにてもあるべし、しかおもはるゝもまた他字のうへに例あり、それらの例どもはこゝに論ふにたへずかくて加世比といふ義はもと加世不と云ふ言にて手業などに上下にをりかへしてものする事をいふ言なるを、この具は然して綵を卷く器なるが故にその加世比といふ言を活かして加世比といへるなるべし拤ふ、拤ひなど活く言にて、ものを飾ふ器をふるひ、拂ふものをはらひ、扱ふものをすくひ、などいふ例の詞なるべし然らばいはゆる宜以拤拤之とある文は、カセヒヲモテカセヘとよむべきなり、さるは麻柄にて作れる拤をもて稻の苗葉をしばぐ\上下にものして蝗を拂へよと神の敎給ひたりし由ときこえたりこの加世比といふ言、また拤字を用言によむべきところに書る例は、他書どもに見およばざれど、これかれをかよはしてかくはおもひとれるなり、俗に人の勤み働きてものすることをかせぐといひ、然爲るうへをかせぎといふ、此言撰集抄にも見えたり、字には拤とも稼とも書ならへり、此加世不より轉訛れる言にもやあらむ又加世比を加世ともいへり萬葉集六の四十五丁にをとめらが績麻繋云鹿脊之山とよめる山は、績麻をかくる拤といひ下して序とせるなり、またたゞに鹿脊山とよめる歌も見ゆ山城國相樂郡に在りて其を類聚國史に拤山とあり、今もなべてはかせといふ、さきにいづれの國のなりけむ田舍女のかせぎといふを聞たることありきしかいふ所あ

る意ときこえたり 或人此說をきゝていふ、鹿をすがるといふよしはいはれたり、されど萬葉集の歌に

蜾蠃をもて女の形容にたとへたるは、腰の細きを愛賞たる例なり、この古今集なるすがるを女の己がうへをいへりとする時は、みづからの形容をほこらしく、蜾蠃にたとへたるになりてつきなきにはあらずやといふに、答へけらく、さまでいはむはかたくななるべし、此歌にては其形容をめづるうへにはかゝはらず、鹿はことにつま戀して鳴かはすものなれば、其心ばえにてよめるなり、なほふかくおもひやりていはゞ、女のおのれ牝鹿のこゝろばえになりてよめるにやとさへにもきゝなさるゝなり、さてはいふべき事なし、但し牝鹿は鳴かぬものなりときけばそれが心ばえになりてよめるにやといへる說はいかにぞやといふに、それもまたかたくななるべし、すべて歌のうへには心なき草木すら心ありてことゝふさまにとりなしてよむはつねなり、ことに牡鹿も牝鹿のごとくにこそは高かられど、秋になりては牝を戀ふとて音にたてゝ鳴ものなり、獵人の鹿笛すなはちその牝鹿の聲をまなびたるものなり、吉田兼好が徒然草に、をみなのはけるあしだにてつくれる笛には、秋の鹿かならずよるといへり、と云へるこれなり、今もさる心ばえにものして其笛つくることあるよしを、さきに獵人のかたるをきゝたりき、然ればその秋の萩原をふかくおもひやりて牝鹿の聲と聞なせるも難なかるべくや

かくてなほ思ふに鹿をすがるといふは牝鹿は殊にたをやぎたればもとは牝鹿をいふ一名なりけるを後には牝牡にわたりて呼ぶことゝなれるにても有べし、さて鹿をすがるとよめる歌は、康和太郎百首に 野を題にて 大江匡房卿「すがるふす野中の草や深からむ行かふ人の笠の見えぬは、夫木集に原上鹿俊頼卿、「秋くればしめぢか原に咲そむる萩のはつえにすがるなくなり、按察大納言長方卿集に、「すがるふす栗栖の小野の絲すゝきまそほのいろに露やおくらむ、慈鎭和尚の拾玉集に、「奥山にかきこもりなむ後はさはすがるまじらや友となるべき、」なほあるべし 或人の說に、萬葉集に春之在者酢輕

成野之雀公鳥保等穗跡妹留不相來爾家里、とある歌の酢輕成の成は、原本には鳴と書たりけむを、鳴も成も共にうちまかせては奈留とよむにひかれて、成と書あやまてるにて、舊はすがる鳴く野のとよむべく書りしなるべし、古今集なるすがるなく秋の萩原と讀るもこれにて、蜾蠃は春より秋かけて野にすだく蟲なれば、春にも秋にもありといへりとぞ、こはいみじき强說にて論ふるにもたられど、ちなみにいさゝかいはまほしき事のあればこゝに云べし、此歌の意は、加藤千蔭が此集の略解に、蜾蠃の事を云々といひて、春巢を借て生る故にすがると云なるべし、ほとゝぎすも鶯の巢を借て生たてれば、かのすがるの如くといふ意にてすがるなすとはいへるなるべし、さて集中野にほとゝぎすをよめること多し、上はほと〳〵といはん序にて、殆妹に逢べきを逢ずして年月を過し來にけりといふなりと、翁いはれき、されど二の句穩ならず、誤字あらんかといへり、眞淵翁の說は、おほかた然ることゝきこゆるを、二の句穩ならず云々といへるは、考の及ばざりしなるべし、をのれが思ふ所は、翁の說本書にはいかに注されたりけむ、略解の文蹟にてよくはきこえがたきを、件の翁の說によりてなほいはゞ、まづ二の句をすがるなすとよみきりて、野のほとゝぎすとつられよみて意得べし、さるは春さればといふは、春になればといふ意の言なるに、ほとゝぎすの鶯の巢を借りて卵生むは、おほかた春の暮より夏かけての事なれば、首句の春さればほとゝぎすの事にはあづからず、此歌よめる時節をいへるなり、一首のおもむきははやくものいひける女を、男の春になりてたびたび訪ふにたほくはたがひて家にあらず、しばしかたらふまだになく、日頃經てやうやくにうとくなりて逢ずなりぬるを、ほとゝぎすの鶯の巢をかりて子を生みにゆくにたとへて、女のほか心のいできて他夫のもとに行て在るにこそと、ねたく思ふよしなるべし、さては事もなくをかしくはあれ深き歌とぞきこえたる

鹿をすがるといふよしは鹿はあるがなかに長高く痩弱たるが立てるさまの腰のことに細くみゆるものなれば蜾蠃の腰の細きに譬へて野山に近き里人などの目馴たるまゝに、あだ名にすがると呼たるがおのづから世にもあまねき一名となれるものなるべし山里人云鹿は肩胸のかたは強くて腰の弱きものなり、狩すとて鹿猪に追入れ或は雪になづみたるを腰のつがひをつよく打てばありくことえせずなるものなりといへり　舊説に、若き鹿なりともいへるはかれが若きほどは殊にひわづに痩ばみたれば其たとへにしたしくきこゆ、もとはかれが若きをいへるをなべてのうへにおよぼして呼ぶ事となれるにてもあるべし、然るは岡部翁の冠辭考に、萬葉集に腰細之須輕娘女之其姿之端正爾云々こは卷十六にも飛翔爲輕如來腰細丹とよみ雄畧紀に蜾蠃此云須我屢と有て常には似我蜂(シガ)といへり、此蜂ことに腰ほそければ女の腰の細きに譬へていへるなり、他の國の何がしの王の好みけん如く女は腰の細きをほむめり、自注にこのすがるは他の國にても細腰蜂といへり身細く色黒し雌なく子なし土して房を作り桑蟲をおひ來て房に置てまじなひて七日ふればおのが子となるといひ傳へし如く今も見ること有なり、さてかく他し巢にて生たつ故に巢借蟲(スガル)とはいふなるべしといはれつる如く、人にすら然譬へていへるをおもふべし、なほいはゞ俊頼卿の散木集に、ひきがへの牛の事のほかにちいさくやせてえひかざりしかばいぼうしりとつけて笑ふほどに云々、くび細くいぼうしり(イボムシリ)して立直れ云々と見えたるいぼうしりは、蟷螂の轉語にて今俗にかまきりといふ蟲の頸のあたりの細きにたとへたるなり新猿樂記に、蟷蜋舞之頸筋といへるも、其蟲の姿のまねびして頸のさまもその氣はひするをいへるなるべし、さてこの蟲の名いひぼむしりといふを、いぼむしり、いぼしり、いぼうしりなど轉稱へり　これ蟷蜋の形を以て牛にたとへたるなり、又一條兼良公の尺素往來の文詞に蟷蜋廿匹進之候と書せ給へる蟷蜋は馬の痩さらぼへるをたとへたるあだ名なり但し此文にては、卑下の詞に用ひ給へるなり　そのかみ痩馬を蟷蜋といへりしこと知られたり今若狹にて鄙言に痩馬をおとしめてダカロギといへり蟷蜋を訛れる言と聞ゆかく牛をも馬をも蟷蜋にたとへたるを蜾蠃のたとへに准へて思ひ合すべし、かくて古今集なる歌の意は、女の男にわかるとてよめるおもむきにて女のおのがうへを鹿によそへていまかく萩の咲たる野を朝立てゆくきみになく／＼別るゝが歸りをばいつとさだめてか待つべき、そはいとほど遠き事なるべきを其ほどをいかにしてかは堪ふべきといへ

攝津國の分配に干鯛あり、又運歩色葉集に五種削物蛸鰻鮑鰹干鯛也〇本文延喜式の干鯛某式と書べし）さて干鯛は腹より顋ごめに頭までさきひらきておし平めて干したるものなり、むかしよりしかぞしたりけむさて海人の鯛を得て磯邊にてしかものしたるを磯干鯛といへるなるべし、今播磨國にて濱干鯛といふもそれなりとぞ、かくて件の歌はその干鯛の頭の左右にありて背向に寢ふせるが如くなるにたとへてよみなしたるものときこえたり、但し四の句ひねりふすとも又ひねりふせどもとある本どもによる時は一首の意よくと〻のひても聞えぬを、享徳の寫本にひねりふしてはとあるぞかなひてはきこゆる、さて二の句のかたねぶりは片眠なるべし、一本にかたおもひとあるもきこえはすめり、夫木抄に建保三年歌合知家、「さても又猶あふ事はかたし貝ならひふしてもかひやなからむ、」と見えたるは似たるおもむきの歌なり、又信實朝臣集の歌に、「此よははまだふけなくに老らくのかたねふりするともしひのもと、」此かたねぶりは俗に居眠といふさまにて傍人にうちそむきて眠れる趣ときこえてこ〻に論へるとは少し異なれど言の意ばえは同じかるべし或人の説にいそひたひは、磯額にて冠の縁をいふ名なり、ひれりふすとは、うちかたぶきてもの思ふすがたなりといへれど、冠の縁をば磯といひ、いたゞきをば額といふ例にて、別に磯額といふ冠のあるべくもあらず、たとひ冠にさる名ありともさては一首の意さらにきこえ難ければうべなひがたし

〇鹿をすがる又かせぎともいふ由

鹿の一名をすがるといふ由は顯昭法橋の袖中抄すがるの條に無名抄綺語抄奥義抄童蒙抄等にみな鹿をいふといへり、或は若き鹿ともいへりさそりをも鹿をもともにすがると申にこそといへるは然ることなり八雲御抄にも此説を用ひさせ給へり、但し上の件の人々の説の中には、いと妄りにて信がたき説も多かれば、傍證なくては輙く從ひ難し然るに蜂にも蜾蠃一名さそりといふがあるに混はしく聞ゆるから近世の人の中にはかへりて鹿の一名なる事を疑ひて、古今集の歌に、すがるなくとあるを古人の鹿の事なりと心得ひがめたる謬なりといへる説のきこゆれど、其古今集なるをばいかなるものぞと憶にわきまへたる説はいまだきかず、今おのれがおもふ所はなほ上の件の舊説に隨ふべし、かくて鹿をすがるといへる事の物に見えたるはかの古今集なる離別の歌によみ人志らず「すがるなく秋の萩原朝たちて旅行人をいつとかまたむ、」と見えたるぞはじめなる、さて

底にみつわくむ影もむかしのともならなくに、夫木抄に賀茂重保、「かも山の谷のみたらしむすふまにみつわくむまて見ゆる影かな、よみ人しらず、「つかへませしらかの髮をゆふにしてみもすそ川のみつわくむまて、新葉集に老後述懷從三位國量、「うきことにさらてももろきわか涙みつわくむ身と袖ぬらしつゝ左大將家百首歌合に老戀、「いひわたるわか年なみもはつせ川うつれる影もみつわさしつゝ」風葉和歌集作物語どもの歌を集めたるものにて文永八年に選たるよし序文にみゆわかのうらの歌合よしあしさだむべきよし申侍りけるを、狂言綺語のあやまちひるがへしがたくやといひ侍るとて此詞は物語の地の文によりて選者の作りたるなり西の海のあまかひ西海は物語の名あまかひは歌主の名なりみつわさすしほひにあさるあまかひはおもひもよらすわかのうら波、」なをあるべし、さてこれらの歌の中には既にその言の意をば得ずしてたゞむかしの歌文などの言にのみすがりてその意をふかくもたづねずたゞ老人の容子なりとのみ心得たるにやよくよみとゝのへたりときこえざるもあり、されど猶後の考のたつきにもと見あたりたるかぎりはこゝに擧おきつ、さて又こゝに引出たる書ども草假字にみつわみつはなどわとはを此本かの本とりどりに書傳へて定らぬを、今考たる趣によりてみなみつわとさだめて書り、そもそも此みつわくむと云へる言の義さだかならず昔よりとりどりの説あれどいづれかなへりともきこえざれば、いかにせむさてありぬべきをさきにおろおろ考出て書さしたるもの、ありてふとある人にかたらひたりつるに、此ごろに及て其說よくきかまほしいかで書つらねてよとこへるにもよほされてやがてかくものしたるなり、かくてつらつらに考ればこれも猶しひごとならめどわが心にすらあさましく思ひなりぬれど更にまたの考のいでくべくもあらざればとりもとらずも見む人の心にこそとすなはちかの人がりおくりたるこはその下書なり

○いそひたひ

金葉集戀よみ人しらず、「逢ふ事はかたねふりなるいそひたひひねりふしてはかひやなからむ、按にいそひたひは磯干鯛なるべし、干鯛は延喜式にも見えたり（侍中群要に、御厨子所例書を引て、延木十一年の官符にて定られたる六箇國日次御贄の目錄の中、

ひ、また男のかけ歌に、「夏の日のもゆる思ひのわびしさに水乞鳥のねをのみぞなく、返し、「いたづらにたまる涙のみつならばこれして消てといはまじものを、とよめるかけ歌の水乞鳥は女をミツと名づけたるによりてミツ戀鳥といふにかけ返しのたまる涙のみつならばのみつも水にミツを兼たるなり、但し後世の歌詞の云ひかけには清濁にかゝはらずしてよめる例もまれ〳〵にはあれど件のミツコヒ鳥を女の名のミツにかけてミヅコヒ鳥とよみてはあまりに口づつにてつきなきが上に、返しにたまる涙のみつならばとよめるも水にミツを兼て應へたるにて其意とほりて聞ゆるをたゞ涙の水とのみするときはいと拙劣く成て聞え難き、はた思ひ合すべし 萬葉集には、水といふに美都とも美豆とも二かたに書り、此集は清濁定ならぬ書ざまも交れゝば證としがたし、すべて言の清濁は素より其差別ありて意も異事となれるもあるは、すべて言の根本の清音なることは今さら論ふまでもあらねど、連聲言便などによりて自然濁音をも交へて云習れ來つる言のありけるを、又其言を合せていできたる言もありぬべく、又本言の延約によりておのづから濁音に云習れたるもありときこゆるを、そは人の口つきにもよるわざなれば、古より必しも一定ならぬも雜りたりけむ、その委しき說は別にしるせるものあり 故雅しくは美都和佐須と都を清て唱ふべし 上に引たる如く、類聚名義抄にミツ禾サ爪と、ツに濁聲の點をさしたるは、そのかみ既に今世の如くなべてミヅと云ひならへるかたに依れるものなるべし かくてみつわぐむ、又みつわさすといへる詞の上に擧たるほかに、書どもに見あたりたるは源重之集に、繪に女いし井に水くむとてさしのぞき影見る、「年をへてすめる泉の影見ればみつわくむまで老ぞしにける 此歌後拾遺集に收られて、端詞に冷泉院の東宮と申ける時、女の石井に水くみたるかた繪に書たるをよめとおほせごと侍りければとありて、歌は同じ、後拾遺集一本に二の句すめる清水のとあり 源氏物語夕貌卷に、これみつか父の朝臣のめのとにて侍りしもののみつわくみて住侍る也 年老たる尼の事を云へる文なり 濱松中納言物語に、「月影のうかべるみつわくむまでにあはれいくよをながめきぬらむ、俊賴卿の散木奇歌集に、「秋まてもいかゝはまたん飛鳥井のみつわくむまでなれる身なれは、又七夕の歌に、「老ぬれはたなはたつめにことよせて鳥もわたらぬみつわをそくむ 顯昭法橋の此集の七夕の歌注に、みつわくむとはおいぬるをいふなり、みつわさすともいふ、支離と書けり、七日の朝にはいまだとりもわたらぬさきに水をとるといへり、萬葉集には、みつわなすともよめりといへり、但し萬葉集の歌は、水沫奈須微命母栲繩能云々とある水沫を然よめるなれど、このほかにも水沫と書たる歌ありて、みなミナワとよむべきなり、みつわの證とすべきにあらず誤なり、松永貞德の歌林樸樕拾遺に、此歌を解て云七月七日曉とりのいまだ鳴ざる時、井花水を取て仙藥を調る事あり、それをたよりによせて老人は短夜もねられず鳥のいまだ鳴ざるさきより起てみつわぐみて居ると云事なりといへり、醫心方古寫本に、井花水にトリノ禾タヲヌアツと訓をさしたるにも相合へり、貞德の說然るべし 新後撰集に鴨長明、「いかにせむ鏡の

狛のわたりにいそちばかり侍りきなどいへる形容をおもひやりてかむがへ合すべし、さて此言を漢字に當たるは類聚名義抄（古本仁治二年に寫せる本な、建長三年に寫したる）支離をミツ禾サ爪と訓めり（此字訓色葉字類抄にも載せたり、又顯昭法橋の散木奇歌集の注に、みつわくむ、みつわさす、ともに支離とかけりといへり）大江匡房卿の續本朝往生傳に、沙門增賀云々、兼詠和歌曰、水輪指矢曾千餘之老乃波久良希之骨爾逢爾介留哉、とあるを印本に、支離八十有餘之老乃波海月之骨爾逢爾計留鉇と作き、尾張國眞福寺に藏る建長五年の古寫本には二樣ともに並載たり、多武峯畧記（跋に建久八年歲次丁巳閏六月十二日於多武峯南院撿挍靜胤撰之）に載たる增賀上人傳にも長保五年六月八日未時詠二和歌一曰、支離八十餘之老乃浪海月之骨爾逢仁計流鉇と書せり、件の歌にもみつわさすに支離を當て書るなり、然るに古本今昔物語集にも此歌を載て美豆波左須夜曾知阿末利乃於比乃奈美久良介乃保禰爾阿布曾字禮志伎と書り、美豆波と書るは記者の疎なりしなり（近き頃、或人件の今昔物語集の歌の書ざまに據りて美豆波といふを正しとして、解る說あれど、本書三句に老を於比と書るも假字違へるを、ひそかに於以と書直しおきて美豆波と書る方をのみとらへて證とせるは、いかがなるがうへに其解說もはやく谷川士清の和訓栞にいへる兒齒の說に、もはら同じくてさらに諾がたし）かくて支離の字は漢籍莊子に見えて注に身體無二收拾一之貌と云へり、この字義をおほよそに得てミヅワサスと云ふ言に譯せるなりこれをも合せ考て言の義の證とすべきなり、かくて今考たるごとく三句の義ならむにはミツワとツを清音にこそ唱ふべけれ、ミヅワといへるにはかなひ難しといひおもふ人もあるべけれど、此言かの檜垣嫗がよめる歌詞を始にてそれより後の歌どもにもおほくは水にいひかけたるは、古はもはら水をミツと清みて云へりしなるべし、然考たる由は今もその肥後の水島を其島人はさらにて其わたりの土人もなべて彌都島と清音にいひ、その所のほかにも又他の筑紫の國々の中にも水を清みていふ所ありと肥後の熊本人木原楯臣いへり、古言の遺れるなるべし、然るは古事記に彌都波能賣神神代記に罔象の訓注瀰菟破迺迷とみえたるは水神の御名なれば彌都瀰菟など書るは決て水の義なるべきに然清音の字を用ひられたるをもて證とすべく、又伊勢集の首に伊勢に男の文をおこせたりけるに返事せざりける由をいへるところに、こゝらの年月になりぬれどなどか見つとだにのたまはぬと云ひければたゞ見つとのみぞいひたりける、それより此女をミツとぞつけたりけるとい

むひがきのごといびけり、いみじうあはれがり給ひてよばすれど、はぢてこでかくなんいへりける、「ぬば玉のわが黒髪は白川のみづわくむまでなりにけるかな、といへり、こは大貳の事のさまたがひ歌詞も又異なるところあるは傳の誤れるなるべし　さて此みつわぐむをみつわさすともいひて同言なり、言の意は後撰集正義に諸説を擧られたる中に或老人云、みつわくむと云事老人のかゞまり居るかたちなり左右の膝立てやとしたる貌なり、まさに三輪ありとみゆと載られたるのみぞかなひたりげにきこゆれど、なほきこえ難き處あるを、その老人の説に據りてつら〳〵考ふるに、みつわぐむは三勾ぐむの義にてそは老に極りて腰の二重に勾まりたるが上に膝もまた折れ勾みたる容貌をみつわといへるなるべし　わとは、打まかせては圓きものを云ふ言ながら、轉りては物を二にも三にも勾めたるをもいふべし　夫木抄に載たる源仲正朝臣の歌に、「かまともるみつわのおみないほりよりはひいての小田に早苗とる見よ　老勾まりて歩行もしがたき嫗によみかけたる趣なり、さてヒイデは、門より舍屋内に入までの間をはひいり、又はひりと云へる反對にて舍屋内より門へ出る間にいへりときこゆ　とたゞにみつわとよまれたるをもおもふべし、古事記に倭建命の御言に吾足如三重勾而甚疲とあるも御足の腫れたるを譬へ給へるにて、體狀はことなれど三重としも詔へるに此三勾と云へるおもむきのおのづから似通ひてきこゆ、さて腰の二重になるとは今の世にもいふ言にて夫木抄の歌に、「おいらくの腰二重なる身なれとも卯杖をつきて若菜をそつむ、大鏡に、此姨いといたう老てふたへにてゐたりなどもみえたり、然二重といへるなどにつけても身體の三に析れかゞみたる形容を三勾と云けむ事おもひ合すべし　此頃下總の佐倉わたりの民の老たるが、ものがたりせる言の中に、おのれ年老たれどいまだ足腰の三に折るゝばかりにもあらずといへり、これいにしへの言のさまの殘れるにて、三勾ぐむの言の意とおなじ　さてみつわくむ（みつわくみ）とは、しか三勾になれるをさし交たるごとき狀に甚しく云へる詞なるべし、又みつわさす又みつわさしと云ふは、さすは氣ざし根ざしなどいふさしとおほかた同じ意にて殆みつわともいふべくなりたる形容をいへるなるべし　みつわくむは、既にしか成極まりたるうへの形容をいへるなり、檜垣嫗が家集に、おいにきはまりて云々、と云ひて歌にみつわくむとよめるをもおもふべし　鴨長明抄に、道因法師が事を九十ばかりになりて耳などもおぼろなりけるにや會の時はことさら講師の座のきはにわけ寄りてわきもとにつとそひ居てみつわさせるすがたに耳をかたぶけつゝ他事なくきゝけるけしきなど等閑の事とは見えざりき、又續世繼の序の文に、みつわさしたる女の杖にかゝりたるが云々もとは都に、もゝとせあまり侍りてその、ち山城の

種のむさし鐙と云ふものにやあらん、實錄とはさらにおもはれねど、盛衰記のもこの輪鐙に乗たるが、遠目には本考のむさしあふみとも見まがへたるにか、またはわがいへる一種のむさしあぶみを、そのまゝ住處のよせあれば、ひき出たるにかと二やうにおもふも、その尾につきて例のおしはかりになむ。木原楯臣」



所藏の名等も忘れたり

○みつわくむ　みつわさす

みづわくむといふ詞のふるき書に見えたるは檜垣嫗の歌なるぞ始なるべき、其は清輔朝臣の袋草紙に肥後國遊君檜垣老後落魄者也家集云おいにきはまりて（此おいに云々の詞、袋草紙普通本に脱たるを、一本によりて取れり、このほかにも本どもに互に寫誤あり、又この文を後撰集正義に清輔記に云とて引れたるにも、またいさゝか異なる處あり、これかれ按へて、其よしとおもはるゝかたに據りて訂して引り）すみ所もなくなりて手づから水くむほどになりて桶ひきさげて出るにしも、國のかみ神拜に（正義に引れたるには神詣にとあり）出給ふ道にさしあひたればめざとなるもの見つけていかでかかくはと見とがむればかみ何ぞと問ければ名高き檜垣なりと人の云けるをきゝてよびいづれば、はづかしけれどかくれ所もなきに思ひ侘て桶さしをきてゐればいかでなどかくは成しぞとあるに、老はてゝ、かしらの髮も白川のみづはくむまでなりにけるかな、白河は件の所にある河の名なり、如二後撰一大貳興範にあひて詠と云々と見えたり（此文今世にある檜垣嫗家集なるは寫誤ありと見えたれば、袋草紙に引れたるをとれり、さて其家集にはおいにきはめてすみかもなくなりて、手づから水くむきはになりて、桶をひきさげて出るにしも、國のかみしばし出らるゝ道にさしあひて、めかどなるもの見つけてなどかくはなど見とがむるに、名高きひがきなりと人のいへば、はたかくるゝによびいづ、はづかしけれどかくれ所もなくて桶をきしにおきてゐたれば、いかでなどかくはありしぞあはれなどあれば、思わびて歌二句、かしらの髮はとあり）

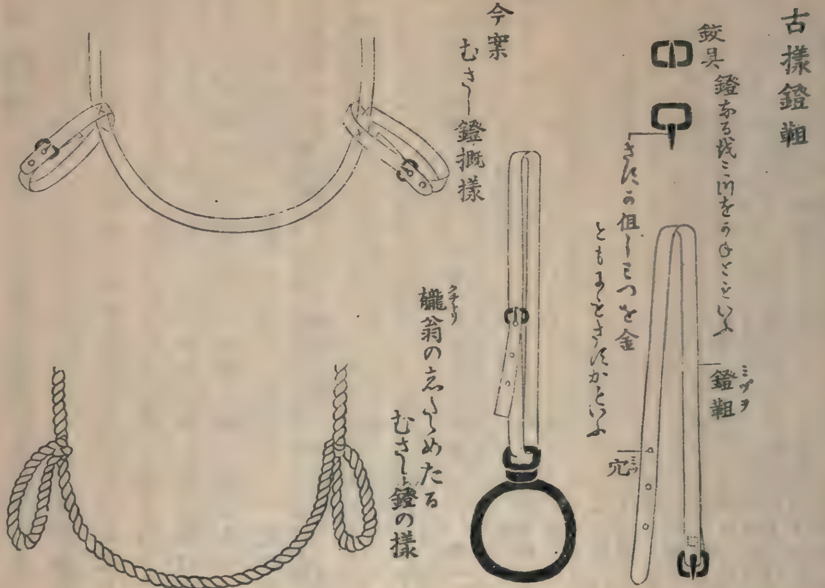
後撰集雜三には、つくしの白川といふ所に住侍りけるにまへより大貳藤原興範朝臣のまかりたるついでに水たべんとてうちよりてこひ侍りければ、水をもて出てよみ侍りけるひがきの嫗、「年ふればわが黑髮も白川のみづわくむまでなりにけるかな、として載られたり（五の句、普通本には老にけるかなとあれど、今は正義に擧られたるに據れり、さて家集に國のかみといへるは、この大貳の事をいへるなるべし、又家集の詞書の趣、歌詞の此集と異なるところあるは、撰者のとり直されたるものなるべし、さて大和物語にも此件の事を記して云、筑紫にありける檜垣の御といひけるは、いとらうありてをかしくて世をへけるものになむありける、年月かくてありわたりけるを、純友がさわぎにあひて家もやけ亡び、ものゝぐもみなとられはてゝ、いといみじうなりにけり、かゝりともしらで野大貳好古、うてのつかひにくだり給ひて、それが家の有しわたりをたづねてひがきのごといひけむ人に、いかであはんいづくにかすむらんとのたまへば、このわたりになむすみ侍りしなど、ともなる人もいひけり、あはれかゝるさわぎにいかに成にけん尋てしがなとのたまひけるほどに、かしら白きおうなの水くめるなんまへより、あやしきやうなる家に入ける、ある人ありてこゝな

餘鞍准之（この鞍も馬具をすべて稱へり）とあるに據りて考るに、當昔鐙靼と云へるは牛皮の單なるを長三尺廣一寸五分ばかり造りて鐙を懸るものなり（其は鐙靼の料の皮一條の廣三寸とあるを、竪に截ちて二條として左右の鐙靼とすべきなり）力革はその鐙靼に鐙をかけて踏むに、其單なる皮の力の堪へずして斷えむ事を恐れて其表に復一條の同じ皮の廣一寸五分ばかりなるを同じ樣に造りて鐙靼に重ね懸て力を助るものなるが故に力革と云ふなるべし（其は力革料の皮の廣一寸五分なるを截ちて二條とす、さて此鞍具の作工單七十一人の中靼一人とあるは、鐙靼逆靼をかれていへるなり〇同式の件の前條に、造御鞍一具料の中には牛革四條各長四尺已下二尺四寸已上廣三寸已下一寸已上鐙靼韉力革料と載りて、寸尺を一に定られざるは、御體に合へて造る故なるべく、又革四條とあるは、御物なるが故に鐙靼力革をば別に一雙づゝ儲を造り置る定りにて、其料もこもれるなるべし、さて又御物の方には牛革と革字を用ひ凡てのには皮字を書れたるは、御物には革を用ひられ、凡ては熟ざる毛皮にて造りたるなるべし、式中皮革の字の用ひざま其差別ありと通ゆ）保元物語半井本に源爲朝の弓射たるさまを記せる文に、景義が膝節を片手切に射切鐙の力革みづを皮馬の折骨二つを射切馬のあなたへ徹りて門柱にぞ立たりけると云へるをもて相證して明なり（但し此事を京師本杉原本には、景義が妻手の膝節片手切にふつと射切て鐙の力革、みづをがれ、馬のをりぼれ五枚、さつときれて矢は後へ洞つて大地に立と記し、義經記に、長崎太郎が女手の鐙の草摺半枚かけて膝の口鐙のみづをがれ、馬のをりぼれ五枚、かけて切付たりと記せるも同じ趣ながら、力皮の事をばいはでみづをがれをいへるは力皮ごめにをほ尖くいへる文なり）かくて後の世の製は多くは簡きて鐙靼と逆靼とを相兼て革を二重に縫合せて用ふる事となりて、そをもはら力革と稱ひならへり（後世は下さまといへど、いはゆる力革に革を用ふる事となりたり、中昔よりの書どもに、赤革の力革、白滑の力革、或は色糸縫力革など稱へる事ら見えたり、鎌倉年中行事に、公方樣云々、播磨皮の白き力革金具摺をば黑皮にてくけらる、管領同奉公衆諸大名云々、播磨皮白き力革金具摺色皮にてくけらるなども見えたり、金具摺とは力革に別にふくらかに縫たる革を付て、鐙の鉸具頭を覆ふものにて、今いふ巾着皮の類なるべし、古は鐙靼の表に力革を懸たる故、鉸具も其裏になりて直に脚に當る事無きを、後の製になりては鉸具脚に當る故にしか鉸具摺を付添る事とはなりたるなり、さて又治承四年五月四日玉海に、右近府荒手結の騎射物具の條に、鞍廿具橋鐙黑漆熊皮切付有力革無下鞍とみえたり、有力革とは、そのかみなまめきたる儀式の時には、みづをばかりをも用ひたりけむを、さては騎射には危ふければ、力革をもかけたるが故に、ことさらに有力革とことわり記されたるなり、また無下鞍とは、下鞍は儀式などの裝にはうるはしけれど、騎射には無きが鞍下輕くてよかるべきなり、この二種の有無につきてかたみにおもひ合すれば、おぼつかなからず）ますく〳〵故今の世には鐙靼と力革との差別まぎらはしくなりたるものとこそおもはるれ

〔本文に引れたる重忠がむさしあふみに乘たると、又こゝに引れたる南向茶話にむさしあぶみ云々、といへるによりておもふに、安齋翁の鐙の品類をあげて、こはいづくいかなる工がなりこれによりてかゝるさまもいできぬなどゝ、あまたかきつとへられたる一卷あり、（題はあらされば私に鐙品類とす）、此卷のしりへに、畠山重忠がなりとてかゝる唐鞍たつ鐙をのせられたり、これ則一

上總歟も盛衰記にはじめて見えたり　そのかみ武藏に鐙工の多かりけるがおのづから名高くなりたるものなるべし、伊勢物語は古より世人のあまねく知れるものなるにそれにむさし鐙とあるに耳なれてことにその名の高くなりたるにあはせて、旅行などに用ふるむさし鐙の名はつひにかくれゆきはた其を用ふる事も漸に絶たるが、たま／＼片田舍に其名とともに用ひさまの遺れるにぞあるべき　盛衰記に、重忠は祖より武藏の住人なる由上條にいひ、此下文にも武藏へ歸りたる由記せり、其國產の名高きをおもひて記者の文をかざりて武藏鐙と書たるものなり、打見にそれと見ゆばかり異なる造りざまの鐙には非ざるべし、すべて軍物語にいへる兵器などの色目は、其書記せる時のものをもて文のかざりとせるが多ければ、其心しらひして見るべきなり、今擧たる此重忠の軍裝の上文に、赤地の錦の直垂に火威の甲に、蝶のすそ金物をぞ打たりける、白星の冑に廿四差たる鵠の羽のやなぐひ筈高に取てつけ、紅の緂懸薄緑と云太刀の三尺五寸なるに、虎の皮の尻鞘入てぞ帶たりける、青毫毛の馬に中は金覆輪、耳は白覆輪の鞍を置といへるが如きこれなり、さて今江戸に武藏鐙といふ鐙工ありて、それが家の系譜なりとてはかなく記たる書あり、今そのしるせるおもむきはとりすべていはゞ、古武藏國足立郡浦和宿の近鄉芝村と云ふ所に武藏鐙と云ふ鐙工ありき、凡三四百年ばかり代々其業を繼て住たりけるが、寬正年中同郡箕田村に移り住けり、其頃金子重郎家忠が裔に金子助左衞門家昌といふが其弟子となりて、武藏鐙作る事を業とす、此家昌天正十年に沒といひて其子孫代々其業を繼ぎて今に至れりとて其名を系り記せり、家祖の事は信がたきがうへに寬正のころ家昌といへるが、その鐙工の弟子となりて天正十年に沒といへるにことに信がたし、いはゆる寬正年中より天正十年までは百二十年ばかり經たれば、年歷のほどかなはざるものをや、されど此鐙工の流を武藏鐙と稱ひ繼ぎ來れる事はさも有べし、沼田光兼の鞍工の口傳書といふものに、武藏鐙は幅狹く形すぼく、如何にも木厚なり揉葉深し大かた美頭がれすかしぬくなり云々、貞奉はむさし鐙の少し手薄きものなりと見えたり、鞍鐙工記に據りて按るに、光兼は伊勢貞奉が弟子なり、貞奉は延德より永正の頃まで其を業とせる由見えたり、また寬延の頃著たる南向茶話といふ書に、武藏の高麗郡の事をいへる條に、此郡の人々の物語に所の鎭守高麗の神と號す、彼國より持來れる所の兵器を以て神寶とする由承及候、又武藏鐙の事伊勢物語の歌にも相見え候、承傳候處上古鐙の製は兩方へ相續き中華の鐙の製に似たり、當國よりたゞ今相用候を製し出せり、其故に歌にも片おもひなる意ありと云其鐙製作の工人代々傳り近代胄を製作せし早乙女と申たる此末葉にて候由、近き頃までも其住邊には其末葉有之候と古老の物語也」と記せり、今按に此高麗郡は續日本紀に、靈龜二年五月以駿河甲斐相模上總下總常陸下野七國高麗人千七百九十九人遷武藏國始置高麗郡焉と見えたれば、鎭守を高麗神と稱ひ彼國より持來れる兵器を神寶とせりといへるは然もありぬべし、さてしか高麗人のみ集り居れる鄕なれば、馬具などもから風にものして鐙も其風のさまをこそ製りも出しけめ、されどさるからざまなるは漸に行はれざる世となるまゝに尋常の鐙を製り出せる事となりぬるを、かへさまに意得たがへたる傳說なるべし、但し歌にも片おもひなる意ありなどいへるは、論ふにもたらぬ謬說にて、さらに東田舍の傳說とはおもはれず、近き世に誹諧人など云へる輩のさいまくれごとしてきかせたるをまことゝおもひて語傳へたるものとぞきこえたる　しかれば伊勢物語等に見えたるむさしあぶみと混におもふべからず、

因に云みづを皮と力皮の差別を考ふるに、和名抄に楊氏漢語抄云鐙靻美豆乎下音祖　一云鞍斬音斤去聲　また楊氏漢語抄云逆靻知賀良加波　一云逆斬と見えたり、そを馬寮式造二女鞍一具一料の中に（こゝに鞍とあるは馬具を總て稱へり）牛皮一條長三尺廣三寸鐙靻料」牛皮一條長三尺廣一寸五分力革料」云々



してよのつれの修行僧どもの回國するに等しきさまにものし給ひたりければ、驛馬などなやとひてむさしあぶみかけて乘給ひたりけるが、野の名に打あひたるがをかしとて興じ給へるにや、但しその旅行し給へるは文明十九年の事なり、そのかみなほさだかにむさし鐙といふものを用ひたりつるにか、いさゝかおぼつかなきここちす、たゞむさし野のよせによみ給へるにてもあるべければ、うけばりたる證にはとりがたし、また石山緣起當摩曼陀羅緣起の古畫卷に、田舍人のものへ行さまにて馬に乘たるところをかきたるに尋常の鞍置て繩をわなに垂て足踏とし、差繩を手綱にとりたる狀を畫きたり、こは今も田舍にて荷鞍置たるにも、又肌脊にても、繩鐙といひてさる趣にものするなり、されど遠き旅行などにはさては足たゆくなりて休まりがたかるめるを、おのれがいふむさしあぶみは今の世にから尻とて乘るごとく、鞍橋に尻うたげて足を馬の脊みれの前ざまにさしのべて、かこに踏入て乘たるべければかの畫どもに見えたる繩鐙とはことなり

附考

新猿樂記庭訓往來などに上總鞦武藏鐙など雙べ記せる武藏鐙は尋常の鐙なり、そは武藏にて作れる名產にて源平盛衰記（小坪合戰の下）に畠山重忠が軍裝を言擧して青葦毛の馬に云々、もえ立ばかりの厚ぶさのしりがいかけむさし鐙に重藤の弓のまむ中取てあゆませ出づ、と書たるもそれなり（民部式交易雜物の中、そのほか式中に、件のご品を載られず、）

其むさし鐙のごとく君はいづれの馬に乗給へばにか約(チギ)りし鐙を蹈違へ給へる事よと云へるにて、裏の意は蹈に書を兼て男の逢ふべき期を書にて約り置つるに違へたるを怨みたるなるべし大江千里句題和歌の追加に、あづまにまかる人に鐙をやるとて、「あづまぢにへだてはつともむさしあふみふみたがふなと思ひてぞやる」、と見えたる歌も似たるこゝろばえにきこゆ、又加茂保憲女集に、たなばたの契れる月日を侍て云々、むさしあぶみはじめにうつしひとはおのが心のみじかきなもちて千とせとちぎり數しらぬ言の葉をかはせば云々、と見えたり、此集すべて文詞つたなげにて何事とも通えがたき所少からぬが、此むさしあぶみ云々は殊にきこえがたきを、しひておしはかるに、かのあまたにかくるむさしあぶみとよめる意に似たりげにもきこゆれど、全くとほりてもきこえがたし、又伊勢物語のむさし鐙の段をふまへたる文詞なるにか、なほ考ふべしかくて伊勢物語に、むかし武藏なる男京なる女のもとにきこゆれば恥かしきこえねばくるしと書てうはがきにむさしあぶみとのみかきてやりてのちおともせずなりにければ、京より女、むさしあぶみさすがにかけてたのむにはとはぬもつらしとふもうるさし云々、と云へるそのむさしあぶみとうはがきせる意は男東國にさすらひて武藏田舍に旅住して鄙びて在る由を國の名に言かよひて しかも 鄙びたる むさしあぶみを とりいで、さてあぶみといふに逢身といふ意をもふくめて さればみたるなり、かくて後男音信もせずなりにければ女の方より云々と歌をよみかけたるなり、歌の意は、さきにむさしあぶみと書ておこせ給ひつるが其むさし鐙と云ふは尋常なるとは異樣にてさすがばかりをかけてのるものなれば危ふくおもはるゝを、夫が心も其ごとくに危ふくはおもはるれどさすがに末かけてたのむ心にはとはれねばつらく、又とはれなばなか〳〵に例のまめならぬ心きはの見えなどしてうるさき事のいでくればかにかくに物おもひのせらるゝよとさきに男の書に聞ゆれば恥かし、きこえねばくるしといへるにあらかひたるにて、歌の趣はかのむさしあぶみといひおこせたるを據にして深き情をふくめてたくみによみなしたるものとぞきこえたる此歌につゞけたる文に、とあるを見てなむたへがたきこゝちしける、とへばいふ、とはねばうらむむさしあぶみかゝるをりにや人はしぬらむ、とあり此男の返歌の、むさしあぶみは始よりの贈答の趣によりてむさし鐙をおのれが事として、さて鐙の縁もてかゝるといひかけたるなりこれかれおもひ合せてむさし鐙のさまをおしはかり知るべし

なをこの一章をつら〳〵によみあぢはふべし、また聖護院道興准后の廻國雜記に、武藏野に出て云々、此野より歸るとて馬上にて或同行に申かけける乘駒に、むさし鐙をかけぬれどさすがに名ある野にもなづまずとよみ給へり准后の此度の旅行は、いたくやつ

也此間云加古、と見ゆ、加古は鉸具の字音より轉れる言なるべし、さて後の鐙の製は鉸具を鐙の頭に作り屬て其處を鉸具頭と云ふ、今訛りてかく頭とも云ふ、又高頭ともいふも今訛りてたこ頭とも云へり、又今世馬に乘て進むる術に鐙にて敲つをかくを入る、かくを當つなど云ふ鉸具より出たる言なり、又奥の南部わたりの馬飼等は、鐙の事をすべてかこといふとぞ、さて鉸具頭に屬たるからくりの釘をさすがといふは革の穴へ挿入て關る義なるべく、又の名をみづを金ともいふはかの鐙靼の穴へ挿入るゝ義なるべし、保元物語京師本杉原本に、爲朝の弓射たる趣を記して、景義が妻手の膝節片手切にふつと射切て鐙のみづをがれ、馬のをりぼね五枚さつときれて矢は後へ洞つて大地に立、義經記に、權守兼房討死の條に、長崎太郎が女手の鐙の草摺半枚かけて膝の口鐙のみづをがれ、馬のをりぼね五枚かけて切付たりなど見えたるこれなり、さて又みづをとは鐙のさすがを挿入べき穴の在るによりたる名なり、又運歩色葉集に、小笠原宗信の記を引て鐙名所とて擧たる中に、かことは上の丸き所、さすがとは分革入所の金と見え、又小笠原家記の大雙紙といふ書に、水尾金の下をばかくと云なり云々、又高頭をもかくといふなり、みどうがね同じ事なり、今はびどうがね、びじよがねなどいふなり云々、鐙の力革かくるところを今みどうがねといへど、是はわろし、さすがといふが善しなど見えたり、これらは後世樣の鐙につきて云へる事ながら、猶古を考ふる證ともすべければ因に引出て注せるなり　むさし鐙は上にいへるごとく旅行などの料にて尋常の鐙とは樣かはりてかの鉸具の屬たる鐙靼のいたく短き樣なるものをつくりて、尋常の鐙の頭に掛るべき處の折れ逆りて在る處へ足を蹈懸くべく製りてさて太き繩にまれ當胸などの如き糸の組にまれ前の鞍橋(クラボネ)の左より右の鞍橋へかの田舍翁がせし如く馬の胸前をさし廻し結ひかためてそれに彼足踏を懸て足を踏入て在るべくしたるごときものなりけむ、拾玉集加茂法樂百首雜に、「東路や毛深き馬に沓かけて我行縢もおほれかちなる、とある歌も今云ふごとき製の足踏に沓をふみかけて乘れる由と聞ゆ　尋常の鐙ならむには、さはよむべきにあらず　また夫木抄に載たる文永四年歌合に爲家卿の歌に、かこ川を題にて、「旅人の駒うち渡すむさし鐙たゝ名そかくる加古の川波、とよみ給へる考合さるゝ事あり、此歌の意を按ふに旅人の馬にて加古川を渡るを見るにむさし鐙を懸たり、そは尋常の鐙ならねば名は鐙といへど實は鉸具の革なれば所の名に打あひて加古の川波をかけたりと云ひなすべきものぞとざればみてよみ給へりと聞え、また同書に六帖題にて、「打わたす宮の瀨川の瀨をはやみむさしあふみはさすかぬれつゝ、と云ふ歌見えてこれも旅のさまをよめりと聞ゆるに、むさし鐙はさすがの濡るよしよめるをもおもひ合すべし、又六帖に因香内侍の歌に　作者部類に、典侍藤因香朝臣、藤氏系譜内大臣高藤女貞觀平人　「さためなくあまたにかくるむさしあふみいかにのれはかふみはたかふる、といふ歌見えたり、此歌の意はむさしあぶみは驛に儲置ていづれの馬の料とも定なくあまたに懸るものなるが　上に引注せる廐牧令の文をもおもひ合すべし

とは異にて、こゝにいへる鞍鐙のおもむきに製りたるものなりけむ名義むさしとは胸さしの約まれる言なるべし、國造本紀に國名の武藏を胸刺と書るもおのづから似かよひてきこゆ。さし。はさすの用言にて縄もて馬を御むる上に云ふ言なり古書どもに馬具に差縄といへるもの見え、今の世にも常用ふるものなり兵家に六指縄とて當胸の絕たらむ時の儲にする縄のあるも胸さしの義なるべし〔廣臣云このむさし鐙の御考ことにめづらしく可奉從御說にて上にも申せる如く朝鮮鐙のさまのある所のかはるまでなりと思ひ侍りてその御說のおむかしさに一日小林仲弘に物語けるにいとうよろこびていへるはおのれつねに旅行ごとに海道にて三度飛脚といふいやしきものが荷から尻の上にまたがりて右の鞍つぼ穴の傍に細引をつなぎ馬の胸の前より又左の鞍つほの穴にむすびつけて其細引に兩足をかけて馬上にねぶり行るさまを見るになれたる事とは云ながら聊もあやうき事なしつね馬にのりてねぶり行んと思ふにつねの鐙にては足にちから入てねぶりがたし遠行する時などはかの朝鮮鐙と云ものを皮して作り馬上にねぶり行んと思ふにいまだ製せす此說を承るにます〳〵其事をしれりと答へきされば御說の旅行料にて尋常の鐙とは樣かはれりとの御考ことにをかしく承りはべりぬされば御說の如くむさしあぶみのむさしは國のむさしにてはなく胸刺の御考ことによろしかるべし」さてしか考出たる事は古歌どもに據りて證とすべくおもはるゝ推はかり說のあるをそはまづ古樣の鐙の事を辨へ置て次々に說ふべし、古の鐙の樣は鐙鞖（ミヅヲ）とて單の皮一條の片方の端に鉸具を屬け片方の末には穴を穿て鉸具のさすがを挿すべく造りたるを其穴の在る方を馬副として鞍の由木の孔の外より通し鐙の頭の輪へ引懸け上ざまに引上げて鉸具にて關むるなり、但しその鐙鞖の下の穴より上のかたへ一寸ばかり隔て穴二ッ三ッばかり穿たるは乘人の脚に叶へて延べも縮もすべきためなり、かくて其鐙鞖の上に又逆鞖（チカラカハ）とて單皮一條を懸て助とす後世には、此鐙鞖逆鞖相兼て革を二重に縫合せ用ふる事となりて、其を力革といふ事となれるなり、此事はなほ下にいふべしさて其鉸具といふは鐙鞖に屬けたる金具の惣名にてみづを金といふ、其下の方に釘をからくりに作り屬けたる者ありてさすがといふこれなり、其さすがをみづをの穴へ挿入て鐙の落ざる樣に關むる者なるを和名抄鞍馬具に、逆鞖知賀良加波また鐙靻美豆乎、保元物語一本にみつを皮ともいへるこれなり、鉸具は和名抄に腰帶及鞍具以銅屬革

給ひたりし趣をしか〳〵と記しおけり、貞樹も前年都に上りてある公家さまにまみえまつりける時かの御鏡の事しか〳〵と問ひまゐらせけるに誠に然なりとの給ひき、然ればかの卿の鈴の形のマユに似たりとの給へるにあはせておもへばマユもサナギも同じ形なればそれすなはち古にいはゆるサナギにて蠶の巣は其に似たるによりて名づけたるもの成べしといへり、まことにいわれたる證正しき考にて古のサナギの形かくてぞ明らかなるあなめでた

〇むさしあふみ

文政五年の八月下野の那須へゆあみむとて出立ける道のほどの事なりけり、すでにその國にいたりて大田原のすくより北ざまにわかれ小道に入りて毛野のはたちと云ふわたりを過て高林といふ里にて馬をやとひてからじりと云にのる、そは荷鞍おきたる上にあらごも敷きたるなり、もとより鐙なければ足をば脊みぬの左右へさげてぞある、ぬかり道ところどころありてあがきあぶなすに下げたる足いとたゆくて苦しかりければ口とれる翁のなゝそぢばかりにみゆるにかくといへばさあんべいむさしあふみかけて參らせむといふをいかにするにかと思ふに、ありあふ藁繩を二あひによりあはせて前の鞍ぼねの下ざまにつきたる竪木の右のつめにゆひつけて少し間をおきてむすびとめてさて當胸（ムナガイ）の上ざまの胸さきをさし廻してまた同じおもむきにわなをむすびて左のくらぼねの竪木のつめにゆひかためて、いざたまへ此あぶみに足を入れてふみひらきてよとおしふ、あぶみとは彼のむすびたるわなをいふなりけり、すなはちしかするにいとよし、さてかくするをなぞむさしあぶみとはいふとあなぐりとへばうたてむかしからいへばこそさはいへおれらがなんちふ事かしるべいとこときりてたゞそお〳〵と馬のみ追ひてふたゝびものをだにもいはざりき、そも〳〵むさし鐙は伊勢物語に始て見えて誰も耳なれてはあれどいかなる鐙ぞといふ事は諸説さま〴〵聞えてさだかならぬを此翁がせし事に心とまりてつら〳〵考ふるに、いにしへむさしあぶみといへるに旅路などに行々馬をやとひて荷鞍に乗るときかの翁がせし如く馬の胸さきをさし廻してものする足蹈なるべし 廐牧令に、凡諸道須置驛者毎三十里置一驛云云、乘具及蓑笠等各准所置馬數備之、義解に驛長替代之日馬及鞍具缺闕並徵前人云々、とある乘具は鞍鐙などは尋常なる

も記せるはうち見たる上より記せるによりて其物實の異なるが如くきこゆるなるべし、かくて其矛にはは佐奈伎を十口着け賢木には鈴十口を着て佐奈伎の鳴を助る料としたるにて（式の此祭の料物に鈴十口、佐奈伎十口とあるこれなり、然るにそのむれとある矛と賢木を件の式に載られざるは、御巫の自調へて持參る例なりしにか、いづれにも故あることなるべし）これすなはちかの着ㇾ鐸之矛の遺式にぞあるべき、然ればあらゆる須受の中にも佐奈伎は天上より傳はれる製のものなるべきを今その形樣だに知られずなりぬるはいとあたらしき事になむありける（佐那伎の伎の清濁、古語拾遺延喜式ともに假字の清濁を分たず書されたれば詳ならず、しばらく清て唱ふべし、さて或人鈴屋翁に鈴のおこりはいかに、又佐那伎は鈴の事歟と問へる答書に鈴のおこり未詳、まづは古語拾遺石屋戸段に鐵鐸の事見えたり、これや始ならむ、さて其古名を佐那伎と云よし記せるは心得ず、鐸は古事記雄畧段の大御歌に奴弖とみえ、又仁德紀に須受とあり、佐奈伎と云物は何にも見えず、故おもふに古語拾遺に著鐸之矛とあるをサナキノホコとよめり、然れば佐奈伎は鐸を着たる矛の名なるを廣成心得あやまりて鐸の古名の由記せるにや、キナキノホコと云ふよしは、ササナギを畧けるなるべし、サヽは鈴と同く鳴る音を云ひ、ナキは草薙などの薙にて鐸を着たる矛もて物を薙げばサヽと鳴る故にサナキの矛と云ふにやと說れたるは、いまだ熟くも考へ得られざりつるほどの說なるべし、また雄畧段とあるは、書紀の顯宗卷に見えたる事なるをこは暗記の誤なり、さて佐那伎と云ふ名は或人の亮鳴の義にて、さやなりと云ふ畧言なりとて釋る說あれど、かなへりともきこえず、然はいへどおのれも未考得ず）

追つぎて云ふ

武藏國多摩郡阿伎留鄕なる松原に坐す阿伎留神社の神司阿留多伎貞樹件の考を見て云く、己が鄕わたりにて蠶の繭をつくり畢て其內に別に薄く皮の如き巢を囊につくりて籠りてあるものをサナギといふ、其は繭糸を引きとりて後栢實の形に似て黃ばみ黑み乾び遺りみゆるものこれなり（繭つくり畢て後、絲を引とらずして日を經ればサナギの內に蛆生りて、それが蛾と化りてサナギを破け繭を嚙破り出て卵を物に產附おきて死去るなり）かくて又おのれが祖父貞利が記おけるもの、中に、享保のころ正親町公通卿江戶にものし給へる時御館に參りてまみえ奉りて物問ひ參らせける時、己が仕奉る神寶の中にいと明き鏡の如くなるもの、巡（メグリ）に孔八ツあくがあり、いかなるものなるにかと問まゐらせければ其見まほしと宣へるまに〳〵やがて立歸りて持參りけるを見給ひて、あなめでたこは大宮內になにがしの御鏡と申すが在るをおのづから其と同じ造りざまなる物なり、巡なるは鈴を着たる孔なり、宮中なるは其鈴よのつねなるとは異ざまにて金を薄く打延て金珠を含て包みたるものにていはゞ繭の形に似たるが、御鏡の巡りに着たり、さて其を鳥居形の臺に寄せ懸置る、なりおもき御物なればたやすからぬことながら此神寶のために示し給ふ由にてなほこまかにの

別なりしとぞきこえたる、しか考たる由は字彙に鐸大鈴也金鐸金鈴金舌軍法用レ之木鐸金鈴木舌文敎用レ之と注しまた鈴字をば似レ鍾而小又有下爲二圜形一者上半裂切出レ聲錮二銅珠於內一以鳴レ之といへり、漢國にてなべて鈴といへるはおほかた皇國の今の尋常の須受に似たるべく鐸は大きにして裂切(サケメ)間に舌を下て鳴しむるものを云へりと聞えたり、かくて古事記顯宗天皇の段に鐸懸二大殿戶一云々引二鳴其鐸一云々と書され、大御歌に奴弖由良久母(ヌテユラクモ)とあり（例に依るに、奴弖の弖は淸音によむべし）此事を書紀には繩端懸レ鐸云々則鳴レ之天皇遙聞二鐸聲一歌曰云々、奴底喩羅倶慕與(ヌテユラクモヨ)云々と書されたり（例によるに其底も淸音）其は記の傳に鐸は奴理氐と訓べし、字鏡に銀奴利氐（自注に銀字は心得ず）政事要畧に鐸和訓塗手などあり鈴の大なるを云り鐸字說文に大鈴也と云へるに當れり（自注に、須受は總名にて、其中に大なるを奴理弖とは云なり、故古書に須受をば鈴を書き、奴理弖をば鐸と書て鈴とは書ず）又御歌の奴弖由良久母は鐸瑲々もなり、奴弖は奴理弖の理を省ける名なりと說はれたるが如し、なほいはゞ上に引たる書紀の鐸字の古訓にヌリテ左傍にスヾと見え、類聚名義抄に鐸ヌリテ、オホ爪々と訓みまた垂仁紀なる鐸石別命の鐸石を古訓にヌテシ左傍にヌリテイハともよめり、古く鐸字をヌテともよめりこれらをも證とすべし（但御名はヌテシとよむべきなり、さて式に河內國に鐸比古神社、鐸比賣神社あり、此唱いま詳ならず、また但馬國に佐嚢神社あり、此唱も今詳ならぬを、色葉字類抄にサナキと訓り、鐸に由あるにか、これら後の考の料に注しそへつ）また崇峻紀に白膠木此云二奴利泥一とあるを和名抄には沼天(ヌテ)とよめり、須受に云ふ奴理弖を奴弖とも云ふと同例なり、今これかれ考合するに佐那伎は奴利氐とは異なる鈴の一種にて鉄をもて大キに爲りたるものなる、を古語拾遺には鐸字を當用ひて銕鐸とも書るなるべし（また古くより然書傳たる書のありけるに據れるにてもあるべし）また鎭魂祭の料物に鈴とあるは、尋常の須受にて、佐奈伎とあるはすなはち古語拾遺に鐸と書て古語佐那伎といへると同物なるべき事決し（然るに、式に鐸字を用ひずして假字書にせられたるは、其物のよくも當りがたく外に當べき字の無かりしなるべし、和名抄に陸詞が切韻云鈴似鐘小、揚氏漢語抄云鈴子須々、三禮圖云鐸令鈴其匡以銅爲之とありて、鐸字の訓は注されず）江次第及其傍注兵範記等に鎭魂祭の式を記されたる中に、付レ鈴賢木と見えたるをそのほかの古記どもに合せ考るに御巫その賢木をもて宇氣槽を衝く法あり、然るを薩戒記に引載られたる深山御記には御巫以二桙柄一合二琴笛音一突二槽上一とあるを合せおもふにかの賢木を矛に持添へて宇氣槽を衝く例なりしなるべし、然るに記錄どもに賢木とも桙と

川邊を廻り腰なづむ雪をも蹴はらゝかしてものし給ひ、或は角鷹をさへに遣はして兎狐などを踐起して捕らせ給へば上中下のこゝろもおのづからをゝしくおもしろくてげにふさはしきもの、ふの八十とものをの御遊びわざとなむなれりける、鷹經の御序に放鷹の用を賛げて云々との給ひつる趣の後の世のさまにあはせては、なほなまめきておもひたまへらるるはそのかみさるべき御世のさまなりしかばなるべし

こはこの頃ある人の來りて新修鷹經の注をものすとてかたらひあはするにもよほされてひとつふたつ考へあはせたる事のちなみにうちおもへるすさびなり

比古婆衣六の巻終

比古婆衣七の巻

○鐸考

古語拾遺石窟の段に、令下三手置帆負彥狹知二神一云々兼作中御笠及矛盾上令三天目一箇神一作中雜刀斧及鐵鐸上（古語佐那伎）其物既備云々、又令三天鈿女命一云々手持中着レ鐸之矛上而於二石窟戸前一覆二誓槽（ウケ）一云々、相與歌舞と見えたる佐那伎と云ふもの、事を考ふるに延喜四時祭式の鎭魂祭の料物の中に鈴二十口佐奈伎二十口と並載られたるものこれなり、さてその鎭魂祭はこれも古語拾遺に凡鎭魂之儀天鈿女命之遺跡と見えて件の時の例に因れる神事にて佐奈伎をも用ふるによりて載られたるものなり、然るに古事記日本書紀をはじめ古書どもに鐸字を奴利氐に當て用ひたるをおもへば佐奈伎は奴利氐の一名なるにかとおもはるれど然にはあらず、古事記に佐久々斯呂伊須受とあるを傳に古の鈴には種々の形樣ありしとおぼしとて考へ注されたるは然る說にて（本書を見て知るべし）佐奈伎も奴利氐も古の須受の類ながら形樣の異なるにあはせて名も

めて誤寫なるべし、おもふに越前權守の下は大伴宿禰友足とありけるを寫誤れるものなるべし、然おもはる、由はまづその大伴の二字は此本書に虫喰などのありて知られざれば其字を空おきたりつるを轉寫の人の心えらひなくて直に書連ねたるものなるべし、白示は宿禰の字の虫喰などのあきてさだかならざりつるを偏傍の見ゆる限りおろおろ摹しおけるを後に本行に書連ねたるか、又は宿禰の字畫を省き書るにてもあるべし（毎にうるさきまで書馴たる字には、然るさまに物すること、他に例あり）久は友字の横畫を脱せるなり、迷は足字を草體に足と書るを迷と見あやまりたるものなるべし、さて其友足は後紀に弘仁六年七月丙午朔授ニ正六位上大伴宿禰友足從五位下ニと見え同日右兵衞佐に爲されたる事見えたり、此人次々に官位進みて此位署のごとくなされたりしなるべし（後紀は、弘仁七年より以下缺て傳はらざれば、其官途を詳に考ふべきよしなし）そもそも放鷹の遊は、書紀に仁徳天皇四十三年秋九月庚子朔、依網屯倉阿弭古、捕ニ異鳥ニ獻ニ天皇ニ曰、臣毎張網捕鳥、未ニ曾得ニ是鳥之類、故奇而獻之、天皇召ニ酒君ニ（百濟人なり）示鳥曰、是何鳥矣、酒君對言、此鳥之類多在ニ百濟、得馴而能從人亦捷飛之掠ニ諸鳥、百濟俗號ニ此鳥曰ニ倶知（是今時鷹也〇和名抄に、鷹蔣魴切韻云鷙鳥鶺總名也和名太加、今按古語云倶知、兩字急讀屈、百濟俗號鷹也、見日本紀私記と注されたり、今按に書紀に應神天皇の皇子に隼總別皇子と申すがおはせり、古事記にも見えて速總別命と書り、仁徳天皇の御弟なり此御名は隼に由縁ありし御名なるべし、古事記仁徳天皇の御歌に、此皇子の事を「高行也波夜夫佐和氣能云々とよませ給へり、しかれば御父應神天皇の御世すでに隼と號けたる鷙は、人に知られて在りしなり、然れば此時阿弭古は異鳥なりとおもひて獻れるは、和名抄鷹條に、漢語抄云大鷹於保太加と注されたる鷙にて、今も然いへるこれなるべし、さて件の和名抄の文印本には脱たり、他本どもに依りて引り）乃授ニ酒君ニ令ニ養馴、未ニ幾時ニ而得馴、酒君則以ニ韋緡ニ着ニ其足、以ニ小鈴ニ着ニ其尾、居ニ腕上ニ獻ニ天皇ニ是日（九月朔日なり）幸ニ百舌野ニ而遊獵時雌雉多起（雉は翼重げにてわづかに遲く飛ものなるが雌雉はことに遲し）乃放鷹令捕獲ニ數十雉、是月甫定ニ鷹甘部、故時人號ニ其養鷹之處ニ曰ニ鷹甘邑ニと見えたるが始にて、御世々々の帝のおもしろき御遊わざとせさせ給ひ、又良人もものするならひなりつるに、後の御世のありさまにしたがひてもはら武士のむねとある人にうつりて小鷹狩はこともなし、はかばかしく翔りだにえせずて草ぶしする雉鶉などをば、犬をやりて、追出し、列卒と、のへて履立てしめ舊江にすだく葦鴨はことにもあらず、天飛ぶ鴈、雲居行鶴をさへにかたきとはしてはすらををあともひたて、馬よりも徒よりも野越え山越え畔をつたひ

り、こは大炊天皇の御製ながら孝謙天皇讓位給ひながらなほ御政をいろひ給ひみだりに道鏡を寵用ひ給ふ事の甚しき頃なりつるがその乙亥の日より八日に當れる日に天皇を廢し給ひてやがて重祚し給へるをおもひ奉れば、主鷹司を廢て云々し給へるは孝謙天皇の御はからひなりけむ事疑なし、次に光仁天皇の御世御遊獵の事史どもに見えず（御年六十二にて即位し給ひ、七十三歳にて崩たまひぬ）次に桓武天皇の御世には度々野の御遊獵の事史どもに記されたり、御鷹獵せさせ給ひしなるべし、然ればこの御世に舊に復して放生司を廢て主鷹司を置せ給ひたるなるべし、次にこの嵯峨天皇の御世に及びて野の御遊獵の事度々史どもに見え弘仁九年に此鷹經をも撰ばせ給へるなり（主鷹の正令史の名署あるをもてすぐに其司を復置れたりし事證なり）かくて同十一年より主鷹司鷹飼三十八人、犬三十牙食料、毎月宛二彼司一云々といへる事三代實錄元慶七年七月五日の勅詞に見えたり（令後主鷹司に預れる事の書に見あたりたるに、續記に神龜三年八月壬戌定鷹戸十戸と見えたり、然るに職員令集解に古記云、鷹養戸十七戸、倭、川内、津、右經年毎丁役爲品部免調役と見えて、鷹戸の増してきこゆるは神龜の後の制なるべし、又淳和天皇の御世承和九年七月丁未放棄主鷹司鷹犬及籠中小鳥と續後紀に見えたるは、嵯峨天皇讓位の後崩給ひて御療のほどの事なりき）○署名の人々の事歷おほかた日本後紀に載られたりけむを當時の年ごろの卷缺て傳はらざればよくは考難けれどこれかれ考合するに巨勢朝臣馬垂は類聚國史に弘仁十年正月丙戌正六位上巨勢朝臣馬垂（垂を乘と書る本あり誤なり）に從五位下を授られたる事みゆ、上野公祖繼は弘仁十三年十一月丁巳正六位上より從五位下に叙されたる事これも同書に見えたり、二品式部卿親王は桓武天皇の皇子葛原親王の御事なり、公卿補任類聚國史を併考るに弘仁元年式部卿、三年兼太宰帥、七年授二二品一と見えたり、冬嗣公の官位は公卿補任を考るに當時かくのごとし、良峯朝臣安世は弘仁五年正月七日從四位下に叙されたること公卿補任に見え、大野朝臣直雄は弘仁元年從四位下の事、類聚國史にみゆ、安倍朝臣男笠、諸本男を易に作るは誤寫なり後紀中處々に男笠と書て弘仁三年の下に從四位下と見えたり、安倍朝臣雄能麻呂は弘仁八年に從四位下に叙されたる事、類聚國史に見えたり、但しかく見出したる中には當時の位階に當らぬもあれど年序によりて位階の次第を推考れば違ひあるまじくおぼゆ、官はもとより史に記し漏されたりげに見ゆるも交れり（然はいへど、官位ともにおのれが見おとせるもありぬべし）かくて最下の列に白示久迷と書る姓名讀がたしきは

たりとて弘仁九年に新修鷹經を鷹所へ出さる別當親王大臣連署して是を天下に弘行せらると記し給へるこれなり、さて件の卷尾の文の內裏の二字諸本脫たり、水戸御本に據りて補ふ、奉の字本どもに拳また擧と作るは誤なり一本によりて訂せり、さて賜レ自ニ內裏一の下の奉は原本には別行に馬垂の位署の上に書て奉正從六位下云々と署名の列に書たるを混へて連ね書るものなり（別當二品云々と署されたるに同じ）奉は件の內裏より賜へる鷹經の旨を主鷹司の官人の奉る由なり、かくて正は主鷹正にてすなはち馬垂なり、第二列の令史は主鷹令史祖繼なり、帝この道を翫好ませ給へるによりて漢國の鷹經どもに據らせ給ひ（御序文の中に見えたり）又その道の人にも正し合せて大みづから此書を撰たまへるなり、さはあれどかゝるはしたなきことをあらはに御製なりと申すべきにあらざれば次に（一段引はなちて）別當をはじめ名署し給へる君だちはもとより鷹所の曹司に預り給へるによりて此書を下し賜ひ主鷹司の用に備ふべく勅せさせ給へるを弘仁九年五月廿二日賜自內裏と記して下されたるを（嵯峨野物語に、此鷹經を天下に弘行せらると記されたるはいかが、そのかみ凡人の鷹狩する事は禁め給へる事格文どもに見えたり）正馬垂、令史祖繼等の奉れる由をものせるなり（專其職掌に關る文書には、主官の名を除きて分官の名のみ書く例多し、こゝも其例に書るなり）二品式部卿親王以下は鷹曹司を掌りて（嵯峨野物語に、大內には鷹の曹司といふ所に鷹を數連つなぎおかる曹司とは局の儀なり）其事を下し行ひ給へるなるによりて奧に別當をはじめ某々と名署し給へるなるべし、件の人々の中に阿倍男笠朝臣は類聚國史に、天長三年五月丁卯卒云々、性質素無ニ才學一、歷ニ職內外一、不レ聞ニ善惡一、調レ鷹之道冠ニ絕衆倫一、また安倍雄能麻呂朝臣天長三年八月丁酉卒云々、初以レ調レ鷹得レ達、無ニ他才學一、品秩顯要一身之幸也と見えたる人だちなりき（法曹至要抄に、弘仁八年九月己酉の宣旨を載て中納言藤原朝臣冬嗣宣、奉勅、飼鷹者頃年禁斷已久、而今諸人無有公檢、乖制盜養、但仰看督長、嚴令禁察云々、所持之鷹皆進內裏と見えたり、此鷹經を撰給へる前年なり、又大和物語に、ならの帝の御時陸奧國磐手の郡より獻れる鷹いとよき鷹にて、帝いとになくおぼして鷹飼のつかさの大納言に、かの鷹を預け置せ給ふに、大納言あやまりてそらし給へり云々と見えたり）さてまた鷹飼の職は、職員令（兵部省の被管）に主鷹司、正一人、注に掌下調ニ習鷹犬一事上、令史一人、使部六人、直丁一人、鷹戶、（印本正の次に佑一人と書るは衍なり、諸本ともに無く、集解の本文にもなく、官位令にも無し）又位階は官位令に主鷹正は從六位下階、主鷹令史は少初位下階に當て載られたり（此書の署名に、正馬垂の官位は相當、令史祖繼は正七位上なるが故に行字を加へたるにて合へり）さて令後、續紀に天平寶字八年十月乙亥廢ニ主鷹司一置ニ放生司一と見えた

損摩剝ながらよまる、を臨本空跟にしたるもあり、今いさゝか缺畫を塡補て寫せり、そは字體よりも用を主とするが故なり又古本字様の古體なるを臨本には普通に書なしたる處多かれど一々訂正にたへず、たゞ其奇古なるをのみ訂寫して他の古書に證し見るべき便とす今墨もて滅して直したればうち見には其訂せる處明ならず、又第七葉の左に大和室生寺の印一つ捺たり朱色滅てわづかに油色にまじりてはつ／＼見ゆるを今朱もて臨摹せり、さてまた古本の標紙に外典書籍目錄室生寺とありまた目錄の後に大宋平王宛云々七緯云々一葉片面九行に記せり臨本には省きたるを今摹し加へつ 天保二年五月八日追記

○新修鷹經

新修鷹經は嵯峨天皇の御製なるをいまだ其由を記せるものを見ず、さて其御製なる由はまづ其御序に夫鷹者俊鳥也云々故孫-行-人喩二忠猛於前一、支-道-林（道字諸本道と作るは誤なり、今水戸御本によりて訂せり）賞二神俊於後一、朕每務隙不レ廢二翫好一愛下其隨二指授一以應レ機任二馴擾一以効上レ力、豈同下魯侯之鵠徒費二稻粱一、衞君之鶴空御中華軒上哉、若二乃妖壽快性一、寔有二相法一調養療治非レ無二厥術一、所以斟二酌古今一隨レ類甄別、懼二覽レ之者未一レ詳、重復示以二圖像一、勒成二三卷一、名曰二新修鷹經一、斯事雖レ細、可二以喩一レ大、凡厥來者得以觀焉と記し給へり、かくて本文の卷尾に

弘仁九年五月廿二日

賜レ自二

内裏一奉

正從六位下兼行備前權掾勳六等巨勢朝臣馬垂

正七位上行令史兼美作大目上野公祖繼等

別當二品行式部卿親王

中納言兼左近衞大將從三位行春宮大夫陸奧出羽按察使 藤原朝臣冬嗣

參議左衞門督從四位下兼守右大辨行近江守 良峯朝臣安世

從四位下行越前守勳五等大野朝臣直雄

從四位下行美濃權守安倍朝臣男笠

右兵衞督從四位下安倍朝臣雄能麻呂

右近衞中將從四位下兼左中辨越前權守白示久迷

かく署せり、二條良基公の嵯峨野物語に鷹の事を何くれと記されたる中に新修鷹經も弘仁に鷹所に出されたる文なり云々、また嵯峨天皇ことに好ませ給ひ

と同じ、其中に琴操の作者蔡伯喈とあり今本その蔡字蟲損あり喈字を諧とあり又琴法の作者今本越道耶黎とあるを趙耶梨とあり 件の字の差いづれよけむいまだ考へず 〔革暦勘文元應三年大外記中原朝臣師緒朝臣勘文中易緯十卷中曾無此文此外有緯哉否雖勘現在書目録亦無所見〕さて此朝臣の時世事歷は大日本史に藤原佐世式部卿宇合之裔父菅雄民部大輔佐世初爲攝政基經家司、貞觀中對策及第、藤原氏獻策始於佐世 江談抄 擧文章得業生補越前大掾、十四年與大學頭巨勢文雄燕饗勃海使於鴻臚館、元慶中叙從五位下爲彈正少弼民部少輔陽成帝始讀御注孝經佐世爲都講既而進從五位上爲右少辨、八年遷大學頭奏貸新錢三十貫於左右京職以其子錢充大學寮學生菜資、仁和元年奏令云凡學生公私有禮事令觀儀式、又承和十二年宣旨云車駕行幸之日官人引文章生等陪從然則朝堂之儀公私之禮節會宴享之日巡狩遊獵之時必須率學生縱觀陪從而察本無幕幔臨幸多闕諸司例給二張領四百之生徒非兩幕之可容望四張以爲儲備從之、二年爲左少辨遷式部少輔 三代實錄 寛平三年任陸奧守兼大藏少輔 續文粹藤原敦光狀 至從四位下右大辨、朝野群載 昌泰元年卒 子文貞對策及第至文章博士 系圖 子孫相繼業儒世稱式家云々と見えたり、かくて今此書の位署を以て考るに寛平の頃此書を撰たるものなり、但上野權介と爲されたる事はいまだ他書に見あたらず、さて此本誤字少からずされどおほかたは推量りによむべくさらぬは他書どもに考合せても知らるべきなり、又書名の下に間卷數を寫脱せるところあり又某家と題せる下の卷數目録と合ざるがあり、こはいづれか寫誤れるものなり

文化十三年十二月

此本は己さきに室生寺古本の臨本を得て信近に命せて寫させおけるをこの頃其眞古本を見る事を得たり、すべて經亮のいへるが如し校合するに既に寫したりし本は第三葉の左第四葉の右又第九葉の左第十葉の右おの〳〵其片葉を脱せり、さるははじめ古本を臨せる時二葉づゝ虫食濕澁の爲に粘着合たるが二處ありしを知らで其まゝ寫せるから脱たるものなりけり、かくて臨本に寫脱せる字また寫しあやまれる字ありそは今寫し加へまた寫し訂せり又眞本に蟲

錄河海抄に日本見在書目錄藤原佐世撰大和室生寺の印ある古本粘葉一冊書肆が買得せしを見るに五六百年前の古本なり、日本國見在書目錄正五位下行陸奧守兼上野權介藤原佐世奉勅撰とありて部門を立て書目あり、佐世は藤氏の儒士にて宇多醍醐の朝の人なり希代の書なり予寫おかざりしは遺恨なり、といへるを見ていと見まほしくて都がた人にあつらへて年ころたづね求るほど、こたびからくして臨寫本を得て見るにそのかみ世にありし漢籍どもの目錄なりけりいといふかひなきこゝちせらるれどさすがにいにしへのものなれば手のすぢもじのかたちなどさへにこれかれなつかしきかたのなきにしもあらねば、やがて信近に命せてうつさせつ

此書の事書どもに見あたりたるは運歩色葉集天文十六七年間所撰歟之部に、記典日本儒道自二吉備大臣一始也或目在二十八ヶ條、漢書百卅卷、史記八十卷或百卷、後漢書九十二卷或百卅卷已上三史、文選卅卷、注文選八十卷、魏志卅卷、吳志廿卷、蜀志十五卷、陳書卅卷、隋書八十五卷、唐書二百卷、齊書五十卷、高祖實錄廿卷、貞觀政要十卷、群書治要五十卷、北史九十卷、南史八十卷、修文韓覽三百六十卷、韓花廿卷、說苑初學記卅卷、文集七十二卷、文粹十四卷、帝範二卷、注範二卷、百詠二卷、朗詠二卷、蒙求一卷、唱和集卷數脫たるか唐韻一卷、宋韻一卷已上經家書、毛詩廿卷、尙書十三卷、禮記廿卷、左傳卅卷、周易十卷已上五經周禮十二卷、儀禮十七卷、已上七經公羊傳十二卷、穀梁傳十二卷已上九經孝經一卷已上十一經、老子經二卷、莊子經廿三卷已上經家書記傳法華算道書凡大唐書數十二萬餘卷也、亦云佛經者達二術道一者也則算道之書也陸奧守藤原佐世注文也と云へるは此書に依りていへるなり、又國名風土記此書作者詳ならず卜部家の作れるものと見ゆの奧入に見在書目錄云、合四十家始レ自二易家一至二總集家一所在一萬八千八百廿卷或七千九百六十二卷、凡大唐文書數十二萬餘卷也、陸奧守藤原佐世注文也、本云于時至德元年甲子九月望書之とあり、此所在卷數今本に脫たり因に云清乾隆中に開創四庫全書之館と稱ふを作りて集る所の書一萬三千七百二十五種と云へり　また源氏物語若菜下卷の河海抄に樂家廿三部二百七卷藤原佐世撰とあり、此書目にあるを引給へるものなり見在書目錄云とあるべきを无きは脫たるなるべし婦人養草と云書に、藤原佐世日本見在書目錄を撰す樂書二十三部二百七卷と擧て十二部の目錄卷數撰者を載たり、全く此本

かりの老の齡にて此書を書寫し給む事疑なきにはあらねどいとすこやかなる本性におはしたらむにはたえてあるまじきわざにはあらぬを、公夏卿は清水谷權大納言藤原實久卿の男なり、橋本權中納言藤原公國卿の後絶たりしを、此ぬしをもて其家を繼興さしめ給へり、權大納言までに至永正十七年三月六十七歳にて出家し給へるよし見えたるに依りて推考るに應永九年より五十年の後亨德二年の生に當り給へば時世さらに合がたし、然るを應永九年に書る一部の書をかの二卿の筆跡なりとしもいへるはきはめたる謬説にて、かの道風朝臣の手の朗詠集のむかしがたりにひとしといふべし、そはもと劣なき監定家などのなほざり説を信て奥書をさへにものせるはなか〳〵なるものそこなひにてかたはらいたきわざなり、かくて此本は永和二年に云云と奥書せる女房の寫し書の本を應永九年に寫畢たるものにしてめでたき本なり、筆者は詳ならずとすべきなり、さて此增鏡の撰者慥なる書に見あたらず俗には一條冬良公の撰なりと言傳ふめれど公卿補任を按るに公は永正十一年三月廿七日五十一歲にて薨給へれば、永和二年よりは八十餘年應永九年よりは六十餘年の後に當りて寛正五年に生れ給ひたるべければ時世さらに合はざれば信べからず水鏡の古本に、永正九年公の奥書あるがありて、上に擧たるが如し、增鏡も公の寫給へるよし名題ある本のありけるを見て、ふと心得ひがめたる人の說のひろごりたるにはあらざるかさて此書を撰給へる頃はかの古本の奥書に記せる永和二年は此書に書とぢめたる正慶二年の後四十八年に當れり、その間に出來たる書なる事は決し、かくてなほ考るに此書の終のくめのさら山の卷に正慶二年後醍醐天皇隱岐國より還幸の事まで書て、「むかしたにしつむ恨を隱岐の海に波立歸る今そかしこき、といひ、又大塔宮還俗して將軍の宣旨を蒙り給ひ四條中納言隆資卿の剃髮して身を隱し給ひしも髮を生し給へるよしをいひて、「黑染の色をもかへつつき草のうつれはかはる花の衣に、といふ歌にて筆を絕めたる趣、すなはち其御世にありつる人の心しらひして書るものと見えたり、北朝と定まりて後書たらむには云々の事にて筆をとゞむべきにあらず、なほその御世のころのなべての文のさまにも意をつけて熟くよみあぢはひて悟るべきなり

○見在書目錄を寫して奥に書つけたる

梅宮の神主橋本經亮が梅窓筆記に云、日本見在書目

なほのたまへなどすかせば此つくもかみの物語はいまだしらず、彼世繼が孫が物語といへば大鏡に次て其後の世繼の書なりしなるべし、つくもかみとは伊勢物語に、百年にひとゝせたらぬつくも髮とあるによりて、九十九になれる老女の物語を書とゞめたる趣にものせるなるべし、されど大鏡に次て水鏡あれば、其中間に缺たる御世のなければ、大鏡の中に八九十年ばかりこなたの事のもれたるがありしを、補ひたる書にもや有けむ、こはつくも髮と云にてかくは推量りたるなり老女詞に、いざたゞおろ〳〵見及びしものどもは水鏡といふにや神武天皇の御世よりいとあら〳〵かに記せり水鏡には、神武天皇より仁明天皇までの事なげにいとあらゝかに記せりその次には大鏡文德の古しへより後一條の御門まで侍しにや大鏡の事は、前に事わけて考記せるがごとし又世繼とか四十帖のさうしには延喜より堀河の先帝まではすこしこまやかなるこの世繼とは、榮花物語ともいふ、此書の事もこと別て前に考記せるがごとし又なにがしのおとゞの書給へりときゝ侍りし今鏡には、後一條より高倉院までありしなめり今鏡は、一名續世繼といふ、これも事別て前に記せりまことやいや世繼は隆信朝臣の後鳥羽院の御くらゐの御ほどまでをしるしたりとぞ見え侍りし書籍目錄に、彌世繼二卷とあり、此書今世にある事をきかず、絕たるにや、隆信朝臣は作者部類四位の部に、藤原隆信長門守爲經子至壽永二年正治二御百首詠之とありて、千載集を始にて十一代の作者なり、時代よく合へり此主なるべし　其後の事なむいとおぼつかなくなりにけり、おぼへ給へらむ所々にてもの給へ云々などかたらへば、老女詞そのかみの事はいみじうたど〳〵しければ云々、たえ〳〵にすこしなむ云々、かの古きことばにはなぞらへ給ふましうなんとて古き詞とは上に云る世繼の書どもなりおろかなる心やみえむます鏡古き姿にたちはおよばで云々、問者さらば今のたまはむ事をもまた書記して此書記せるが增鏡なりかの昔のおもかげにひとしからむとこそはおぼすめれといらへて、今もまた昔をかけばます鏡ふりぬる世々のあとにかさねむ

或人の藏てる增鏡古寫本の奧書に

永和二年卯月十五日

この本女房のうつしかきにて侍を、其まゝうつし侍る程に如法ふしんなることゞも侍りいとゞ僻書もおほく侍らん、よき本をたづねてしづかになをし侍べし（應永九年六月三日うつしおはりぬ）

書ぬしその本をもて活字本に比校せる奧書に、古本分二三卷一上卷小倉大納言實名卿中下二卷橋本大納言公夏公眞跡也云二筆者一云二奧書一世所レ傳者可レ疑、と記せり、今按るに件の筆者のさだめいと疑はし、そは公卿補任を按るに上卷を書給へりといへる實名卿は小倉權中納言藤原公脩卿の男、前名は季保權大納言までに至奧書に見えたる應永九年に八十八歳にて出家し九十歳にて薨給へり、さば

一位源雅行卿女とある御事なり 雅行卿は、尊卑分脈仁和御後に、庭田大納言源重賢卿男正二位權大納言までに至り給へり 南御所とは、大慈光院の別號と聞えたり、妙善院殿とは母儀の法名にもやあらむ〔淸臣按、妙善院殿は尊卑分脈に藤內麻呂公の流政光公の譜に男女あまたを擧記せるが中に、女子從一位富子贈相國義政公室義凞公母號妙善院とみえたる御方なれば、大慈光院宮の母儀の法名ならざる事しるし、また予もこの古本水鏡の寫し卷をもたり、それには妙善院殿と記したれど、後深心院關白 藤道嗣公 記に妙善院殿云々と記し給へるがあまた見えて、この校本の奧書也、分脈にみえたるみな同じ御方なれば、妙善院は妙善院の寫誤なる事もまたあきらけし〕卿掌侍の父基綱卿は公卿補任を按るに參議藤原昌家卿男にて從二位中納言までになりて永正元年四月廿三日於ニ飛州ニ卒六十四法名常心と見えたり、古槐の槐は三公の異稱ながら打まかせては太政大臣の自稱とし給へる例にて古槐としも稱へるは前太政大臣の異稱ときこえたり、かくて永正九年に前太政大臣にておはしゝは公卿補任に藤原政平公藤原冬良公の二方なり、冬良公は一條禪閤兼良公の二男にて兄敎房公の嗣となりて關白に至り給ひ永正十一年三月廿七日五十一にて薨給へり、後妙花寺と號す此公も父公の御ゆかりに博學有識のきこえおはするにおはせておもふにいはゆる古槐散木とは冬良公の卑下の自稱なるべし 散木は、莊子に櫟樗散木といへる文ありて無用の材といふ意なり 右に見えたる人々みな永正九年の世に打あひて聞ゆれば此奧書眞に正しき證文とすべきなり

○增鏡

これも序文は寓言なり、大意は或女の二月十五日嵯峨の淸凉寺に詣て老尼に逢てそれがむかし語を打聞に記せる趣なり、さて今その問答の言の要を擧てその意を明す、問者の言にさていくつにかなり給ふ老女答いざよくも我ながら思ひ給へわかれぬほどになむ百とせにもこよなくあまり侍りぬらむ 百とせにもこよなく餘りといへるは、この書後鳥羽院の御世の始より正慶二年後醍醐天皇隱岐國より還幸の事まで百五十年計りのことを記せるなもて、其年のほどに合へていへるなり 問者詞にかの雲林院の菩提講に參りあへりし翁の言の葉をこそ假名の日本紀にはすめれ 大鏡の序に、おほやけの世繼翁といへるをさしていへり 又かの世繼がむまごとかいひしつくもがみの物語も、人のもてあつかひぐさになれるは御ありさまのやうなる人にこそ侍りけめ、

世盛の頃より萬壽まで百三十年餘に當れり、賀茂長明の無名抄に古人云假字に物書く事は歌の序は古今假名序をもとゝす日記は大鏡のことさまをならふといひ徒然草に世繼翁の物語塔嚢抄に世繼の大鏡といへるも是なり

○水鏡

應永卅三年十一月十六日薩戒記に、下二賜宸筆水鏡一帖於予一此抄中山内大臣殿御作也正本紛失而今賜二此御本一頗家寶也可レ秘云々○本朝書籍目錄に、水鏡三卷自二神武一至二仁明一中山内府抄と記せり、この中山内大臣殿と申は忠親公なり公卿補任を按るに建久二年正二位内大臣同五年出家法名静和同六年三月十二日薨六十五歳と見えたり

此書は大鏡にもとづきて其より上つ御世神武天皇より仁明天皇の御世までの事を記されたり、序文は寓言にて大意は七十三になれる尼の長谷寺に詣て通夜せるに年頃卅四五ばかりなる修行者が去々年の秋葛城山にて仙人に逢けるが萬壽の頃世繼の翁が文德天皇の御世嘉祥三年までの事は語り置たれば、それより上つ御世々々の事をとて語れる由を聞もちて又語れるを、尼が打聞に書付たる趣なり（尼が齢を殊更に七十三と云るは由ありげなれど、よくも考ず、しひて按に、作者忠親公の年ならむかとおもへど此公の享年公卿補任に六十五歳とあるに合はず、尊卑分脈には享年を記されざれば考正すべき由なし、補任の諸本數字互に相誤れるを思へば六は七の誤にて、享年七十五歳ならむには七十三のとき書給へるにや、又序の七十三は六十三の誤ならんか、此書もなべて數字其外にも諸本異同あれば、かくも思はるゝなり、又修行者の卅四五を一本には廿四五とあり、こは其齢の人に書て與へ給へるを、反さまにそれが仙人に聞たる由として、又かへさまにおのれ其仙人となりて語れる趣を下にふくみて寓言せられたるにもやあらんいづれにも此書の年立にあづかる事とはきこえず）又卷尾にたゞ若くよりかやうの事の心にしみならひて行ひのひまにもすてがたければ我ひとり見むとて書つけ侍りぬ、大鏡の卷も凡夫のしわざなれば佛の大圓鏡智のかゞみにもよもおよび侍らじ、これももし大鏡に思ひよそへ侍らば其かたち正しく見えずともなどか水鏡のほどは侍らざらむとてなむと書修め給へり

古寫本奥書に

校本云　此水鏡申二請大慈光院（南御所）御本一（妙善院殿御物也）

借二鄕掌侍（古中納言基綱卿女）筆一令二書寫一可レ秘藏一也

永正第九後四月十六日　古槐散木判

件の奥書を按ふに大慈光院は紹運錄に後柏原院天皇の皇女に比丘尼大慈光院諱覺有母贈從二位源子贈從

てのみおもひまどひてあるほど、からぐして他本を得てよみ合せて見ればしかくとあるたゞ一もじ二もじのうへにてこともなくさだかにきこえたるはいとうれしく、ふゆくわざにて、いさごの中にて玉ひろひたらむはなにならじとさへにおもはる、かし、まことやこゝにはいはでもあるべき事をちなみにすゞろごとしてけり

○大鏡

此書撰者の名を顯はさず序文に匿名を作り寓言して作意を述たるものにしてふと見ては通えがたきをつらく讀考るに文德天皇より今の帝までを十四代と云ひまた嘉祥三年庚午の歳より今歳までは（文德天皇の御世）一百七十六年ばかりにやなりぬらむといひ又仁壽三年雲林院の菩提講に翁の物語せるを記せる由みえたるは撰者の言にて後一條院の御世いはゆる萬壽三年にて其年までの事を述作りと通えて則本文に合へり（又神武天皇より當代まで六十八代といへるも後一條院の御世に當れり）さて其序文の趣をとりすべていはゞ後一條院の御世萬壽三年雲林院の菩提講に翁二人老女一人參り會て文德天皇の嘉祥三年より今年まで帝は十四代年は百七十六年がほどの事を語合ひし由にとりなして書るものなり、さて又其翁一人は時の母后宮の召使おほやけの世繼といふ（世繼とは、もと御世御世の事を語ろうへの詞なるを、こゝなるは其を寓名とせるなり、氏のおほやけは朝家の事なるをかくしてかりにいへるなり、なほ此世繼といふ由の事どもは榮花物語の一名を世繼といふ條にいふべし）貞觀十八年正月十五日の生にて今年百五十歳になれりと稱ひ（年曆を推算ふるに、百五十一年に當るを、おほらかにいへる趣なり、さらずは一の字諸本に脫たるか）いま一人の翁は貞信公藏人少將の時小舍人童にて大犬丸といひけるが、元服して夏山の繁樹といひて今年百四十歳になれりと稱ひて此二人の翁の語合ひたる趣を傍なる老女の打ぎゝに書付たるさまにものせるなり、さて其世繼が語に神世また神武天皇より後中間の事は耳とほければたゞ近きほどより申さむといひ、又水鏡序に萬壽の頃ほひ世繼と申し、さがしき翁（大鏡におほやけの世繼といへるこれなり）文德天皇より後つかたの事はくらからずきはやかにかきたる由うけ給はる云々、かの嘉祥三年よりさきの事をおろ〳〵申すべしと見えたる萬壽の頃ほひ云々といへるも此大鏡の事なり、されば水鏡はこの書をみて後にこの書にならひて立かへりて前の御世を記せるものなること明なり、さて水鏡の作者中山忠親公は建久六年三月十二日六十五歳にて薨給へり此公の

を新に修撰ひて二卷とし合せて三卷とし給へるものなるべし、然るに今世にある類聚國史に三代實錄の文ある事疑はし、三代實錄は延喜元年八月三日奏進の書にて類聚國史の奏上におくれたる事九年なりしかのみならず道眞公ははじめ三代實錄の撰者となされておはしけるが延喜元年正月廿五日左降せられ給ひて業を遂給はざりつるよし其序にも記されたるが如し（御傳記にも、三代實錄預編集不遂其業と見えたり）しかればいかにしても類聚國史に三代實錄の文あるべき理なし、故按ふに今世にある類聚國史なる三代實錄の文は後に他人の書加へたる本なるにか、又後人の六國史をもて更に撰たるにてもあるべし、なほおもふに今本の首に神代紀上下卷の全く副ひたるは類聚の要にもかなはずいたづらなるが如し、其は何となく一部の如く副ひて在ける本の世に弘まれるものなるべし（延喜式の首に、歷運記のあるたぐひなるべし、上に擧たるが如く御傳記にも史二百卷目二卷帝王系圖三卷とありて神代紀の事はきこえず）いかにまれ今本は道眞公の修撰ひて奏上り給へるまゝの本にはあるべからず、さはいへど古き修撰の書にて便よき書なるを今世には多く散ほひ佚せて全からぬはいとあたらしき事なり、今は其遺れる本どもをとり集めて他本どもとよく校合せてもはら六國史に校へ讀て國史の誤字脫文を訂す料に用ふべき書にてはあるなり（日本後紀の全く世に在し時記せる書なれば、ことに其ほどの文を撰採るべし、早く日本逸史にもはら採載たれど原本の誤字を訂しあへざりしも少からず、又見殘せる本どもなるは漏たり）但し今世にある類聚國史の中に國史に無き事どもを記せる卷交れり（おのれがみたるは卷十二漁獵卷五十二別勅神階といへる部あり、猶あるべし）いと謾說を書つらねたるものなり、こは類聚國史といへる題名の意をだにわすれたるえせもの、僞作りて本書の缺卷の第幾を假りて加へたるものなる事著るければ論ふにもたらず、然るに近き頃仙石政和ぬし正しき其遺本を撰びて六十一卷とりあつめ他本どもを校正して楷本にはからひて世に弘められつるはめでたきわざになむありけり、されどなほひろく他本どもに校べ見れば又訂さまほしき文のなきにしもあらず、もろこしのなにがしが校ㇾ書如㆓風葉塵埃㆒隨掃隨有といへるはまことにさる事にていとわづらはしく堪がたきわざながら、すべて古書は然ものしてなよまざればその事實をあやまることのあるならひなりこと、ありてことさらに心をいれてよむ書の中に、おぼつかなき文のありてかしらいたきまでしば／＼うちかたふかれ

たりし本なるを永正大永の頃逍遙院實隆公の寫給へる本なり（此公天文六年十月八十三歳にて薨給へり）或寫本に兼夏宿禰の名題あるがありて大方この京本とことならず見ゆるがあるは、もと此本を寫たるなるべきを異なる處もあるは互に轉寫の間の差誤なるべし、さて又諸本共に本文中を省略して云々と書る所又叙位の條を畧きて叙位若干人と書る處のあるが此京本もなべて諸本と同じき中にまれ〳〵諸本に畧きたるが此京本にあり、又京本に畧きたるが諸本に在るもあり或は京本に叙位の條又さらぬ文をも畧きて云々と書て其を抹して更に其傍或は別紙に其全文を擧たる所をり〳〵あり、其は始は畧きて寫たれど亦全く寫べく思ひなりての所爲と見ゆ、今校合の間に考ふるに此京本は今世に行はる、印本を始諸本の原本にして他の本どもと異なる所のあるは彼此寫し傳ふるほどに又省畧したるが故なるべし、かくて今在る印本寛文十三年松下見林の跋に以爲二三十年來（推量るに正保の頃より以來の事ときこゆ）世有二寫書之商一藏二本朝群書一筆耕以爲レ養好レ事者就求レ之商人所レ寫不二精詳一云々、遂聚二數本一或證二類聚國史及諸書一補二其闕一正二其誤一下二雌黃一者不レ可二枚擧一云々、といへる事も見えたり、かくて今ある諸本どもに本文を畧きて云々と書たる所の文を古書共に引たるが遺りてあるべきをおさ〳〵見あたらぬをおもへば既くより全本は世に希なりしにや、但し扶桑畧記第廿卷（此卷弘文院印本にも闕たるを、近頃或秘本を借りて寫得たり）元慶四年八月卅日辛亥菅原是善卿薨の條の傳をのせたり、こは三代實錄の今本に云々と書る處の文なり、其は畧記光孝天皇の卷の終に以上三代實錄五十卷抄二記之一とあれば（但し他書をも引加へたれど、此は他の文をいへるなり、本書の引注を見わきまへて知るべし）三代實錄の文なる事疑なし、故己が本に書補へつ、なほ後々古書どもの中にて見あたりたらむには書補へてむ

○類聚國史

類聚國史修撰の事は菅家御傳記（嘉承元年菅原陳經朝臣勘作）に寛平四年五月十日類聚國史奏上先レ是道眞奉レ勅修撰至レ是功成史二百卷目二卷帝王系圖三卷（菅家文草に、みづから撰主命小臣分類舊史、と書されたるこれなり、また本朝書籍目錄に、類聚國史二百卷菅原御撰）と見えたり、日本紀續日本紀日本後紀續日本後紀文德實錄の五國史を類聚して修撰給へるなるべし、又帝王系圖三卷は日本紀に副たる系圖一卷に（續紀に、日本紀を奏上られたる事を載られて紀三十卷系圖一卷とあり、系圖とは天皇系譜なるべし、此系圖今世に傳はらず）文武天皇より文德天皇までの系圖

本の奥書にして第五第十一第十五第十八の巻々の奥には正和元年とありて皆抄出と書きて其中に神祇權大副卜部兼夏と題名せる巻あり、此一部みな兼夏宿禰の抄出本なる事決し、但し第一巻の奥に延文元年丙申六月兼豐宿禰修㆓補之㆒神祇大副卜部兼豐、」とありて此事下に云べし次に一部重修補缺卷書加了正三位行侍從卜部朝臣とあるは兼熈朝臣のことなり後愚昧記に、永德二年正月十三日神祇權大副卜部朝臣兼熈吉田神主也、彼一流尸賜朝臣また第七巻の奥に至德三年十月一日抄了從三位神祇大副卜部朝臣兼熈」とあり、此主は兼夏宿禰には孫兼豐宿禰の子なり此巻の欽たりしを此時に寫加へられたるものなるべし、又第一第二第五第六第七第十一第十四第卅二第卅四第卅五第卅七第卅九の巻々の奥書には延文元年丙申六月修補但し第四十四巻には六月三日修補とありて正四位上神祇大副卜部兼豐の名題あり正和元年より四十五年に當れり此主は兼夏宿禰の子なり、又第五十巻の尾に貞治二年八月三日加㆓一見㆒挍合當家之祕本不㆑可㆑出㆓閫外㆒矣とあるは兼豐宿禰の他本を校合せられたる由なり、然るに其中第二巻の奥に延文元年丙申六月日修㆓補之㆒第五十巻の奥に、貞治二年云々とある年より七年神祇大副卜部兼豐抄了判とあり、抄の字きこえがたし、

こは決く校字を寫訛れるものなり、又第一巻の奥に一見了兼被㆓抄出㆒了從三位行神祇權大副卜部兼名とあるは此卿一部を通覽してこは祖たちの兼て被㆓抄出㆒たる本なりとの意にや又兼夏宿禰被㆓抄出㆒了とありしを字を脱せるにてもあるべし、又第一巻の奥に永正十二年九月廿二日於㆓燈下㆒書寫了第二巻の奥に永正十二年十月四日書寫了第五巻の奥に永正十二年十一月四日書寫了判逍遙院とあるを始にて一部中廿一巻より次々書寫の年號を記して第四十七巻の奥に大永四年二月卅日了と云までありて第五巻の奥に記されたる永正十二年より此年まで十年一部の奥書如此ありて毎巻に年號をば記されざれど、通考るに一部同人の寫せる本なり正和元年より大永四年まで百六十年あまりさて又第五巻の奥に逍遙院とあるは三條西内大臣實隆公の法號なり、判とある下に此法號を書たるは自らの書給へるには有べからず後に寫せる人の此公のなりと知る由ありて加筆せるなるべし、さて又すべて毎巻に奥書の備はらざるは元より然ありける歟又轉寫の間に寫おとせるにもあるべし、かくて今通考たる趣をとりすべていはゞ此本は卜部兼夏宿禰の抄出本にて兼豐兼熈の主たちの傳領せられ

の三代相傳と云へるをおしのぼせて考れば、大凡六條高倉の頃の本なるべきを其頃すでに全からざるを思へば其よりや、前の御代保元平治などの甚しき亂世の頃ほひにかの二令は失たりけるを、史官の人などの惜みて集解三代格要畧等の中より抄出し書集て補ひ置たるものなるべし、但し件の三書今世に在るは缺本なるにかの抄出の文みな在り三書全本ならむにはなほその餘の逸文もあるべきに僅に倉庫令の文たゞ一條のみ今在る三書に見えざるを思へば、かの三書も同じ亂世に缺失てそのかみ大かた今の世に傳れるばかり殘りたりしものなるべし、然るに後の書に法曹至要抄と貴嶺問答に倉庫令の文を唯一條づつ引たるは既く要畧に載たれば其より又轉し引たるものなるべし、又關市令義解も吉田某が刻板本には缺たるを其後世に出たり、然るに明和六年尾張人神村正鄰の關市令の考に初條の凡行人云々の一件を論ひて、參二諸職員令公式令集解所レ存者一有二不レ可レ解者六一焉疑斷簡之餘爲二後人攙入一也云々、と辨へてさて今竊擧二集解所レ存者一以備二校讐一云とて訂し載たるはあたれる事なりと、既くおもひをりつるに但し條數の合はざる事を辨へざりつるはふと考へもらせるなり今白文本をみるに件の初條正鄰の考訂せる文と全く同じ、正鄰の考まことにめでたし、是をおもふにも書はよく訂してよむべきわざなりかし、さて此白文本をもて予が藏る義解の校本に批校するに本注と義解の文のまぎれ明なり、又すべて字をつゝしみ寫して誤字脱字などはおさ〳〵見えずいとまれなる好き寫なり、又句讀の點正しく口・口句點口・口讀點かくの如し、又てにをはの訓例云々ナランニハ云々セヨなどつとめて令する詞を用たるなど、その外他本の訓例にまされること多し、かへす〳〵もめでたき本なるをかた木にものして世に弘めてしがなど心のうちにはおもひをり

〇三代實錄

三代實錄は印本を始予が得て比校せる諸本みな原はト部兼夏宿禰の省畧の抄本にして全部の本あるを見ず、今其抄畧せる趣を辨ふべし、さるは佐藤忠滿が或人の京にて得たる本をもて寫傳たるを借りて批校し其京本の奧書を通考するにまづ第一卷の奧書の首に、本云 安貞三二十 五書了校二他本一了天福二十一二」第二卷の奧に本云安貞三二十校了」、とあるは原

豐公一階、以レ供下奉撰二日本紀一所上也（以類聚國史西本挍訂）

○令義解及令集解三代格政事要畧缺本考

此ごろ小山田与清の購得たる令を借りて檢るに本注ありて義解なし、かくて今其本をもて己が藏る本に比校書傍るにつきて〆ばらく白文本といふ、さて此本反古の背紙に寫したるものなるが其中に慶長の頃萩原兼從朝臣のならむとさだかにみゆる日記の草稿あり、〆かればもと此朝臣の家本なるべくはた寫せる頃もおしはかりつべし、さて白文本に載るところ倉庫醫疾の二令は全文にあらず三代格令集解政事要畧等に載たる文を抄錄せるものにて、近年尾張人河村氏の抄錄して印本にせると合せ見るにその次第こそは異なれ文は全同くして倉庫令の文たゞ一條多きのみなり、さて今此白文本の奥書どもを合せ考るに、大外記清原敎隆三代相傳の本を以て正元元年より文永二年までの程に金澤侍所北條越後守平實時（法名稱名寺）に傳へたる本なり、但しその中第五卷は少外記清原俊隆の文永二年閏四月に書寫せる本なり、俊隆は敎隆の子にて關東評定衆となりし人なり、御本日記附注（近藤守重撰）に令義解七卷慶長十九年八月菊亭右大臣晴季公より駿河の御所へ進らせられたる御本なり、其中第一卷の中職員令缺第二卷の中神祇令僧尼令缺第八卷廐牧倉庫醫疾の三令缺第九卷の中假寧喪葬捕亡の三令缺たり、金澤文庫本の寫なり、第一卷の末に正嘉二年五月十日相傳秘說奉レ授二越州使君尊閤一了前三河守清原とあり、第六卷の末に文應元年八月十六日云々とあり（今本書の文[illegible]とりすべて[illegible]）件の御本の奥書白文本の奥書と全く同じ但し御本第一卷の奥書の文は白文本には見えざれど事の趣年號の次第もかなへれば其奥書は白文本に寫しおとせるものなる事決し、〆かれば白文本は御本の原書金澤本のさばかり缺ざりしほどに既に世に出たりしを其義解を省きて寫傳たるものなりけり、かくて此本敎隆三代相傳の本と云へれば祖父より傳はりたる本もすでに彼二令缺たりけるを古書どもより抄出して加へおけりしものなり、さてかの二令の文を引載たる政事要畧の撰者惟宗允亮は一條院の頃の人なれば其頃は全かりしなり、集解は要畧に引たれば古き事論なし、かくて要畧より後の書どもにかの二令の文を引たる事の見えざるを思へば早く世に廢たるなるべし其はかの敎隆

非啻制勅語開聲教、理歸勸懲、總而書之、以備故實、勒成一十四卷、繋於前史之末、其目如左、臣等學謝研精、詞慙質辨、奉詔淹歲、伏深戰兢、有勅藏于秘府、以三本挍訂

日本後記卷第五曰、延曆十六年二月己巳先是重勅從四位下行民部大輔兼左兵衞督皇太子學士菅野朝臣眞道從五位上守右少辨兼行右兵衞佐丹波守秋篠朝臣安人、外從五位下行大外記兼常陸少掾中科宿禰巨都雄等、撰續日本記、至是而成、上表曰、臣聞三墳五典上代之風存焉、左言右事、中葉之迹著焉、自茲厥後世有史官、善雖小而必書、惡雖微而無隱、咸能徽烈絢緗、垂百王之龜鏡、炳戒照簡、作千祀之指南、伏惟天皇陛下、德光四乳、道契八眉、握明鏡以總萬機、懷神珠以臨九域、遂使仁被渤海之北、貊種歸心、威振日河之東、毛狄屏息、化前代之未化、臣往帝之不臣、自非魏々威德、孰能與於此也、既而負扆餘閒、留神國典、爰勅眞道等、詮次其事、奉揚先業、夫自寶字二年、至延曆十年、卅四年廿卷、前年勒成奏上、但却起文武天皇元年歲次丁酉、盡寶字元年丁酉、總六十一年、所有舊案卅卷、語多米鹽、事亦疎漏、前朝詔故中納言從三位石川朝臣名足刑部卿從四位下淡海眞人三船、刑部大輔從五位上當麻眞人永嗣等、分帙修撰、以繼前記、而因循舊案、竟无刊正、其所上者、唯廿九卷而已、寶字元年之紀、全亡不存、臣等搜故實於司存、詢前聞於舊老、綴叙殘簡、補緝缺文、雅論英猷、義關貽謀者、總而載之、細語常事、理非書策者、並從略諸、凡所刊削廿卷、幷前九十五年卅卷、始自草稿、迄于斷筆、七年於茲、緇素總畢、其目如別、庶飛英騰茂與二儀而垂風、彰善癉惡、傳萬葉而作鑑、臣等輕以管窺、裁成國史、牽愚歷稔、伏增戰兢、謹以奉進、歸之策府、是日詔曰、天皇詔旨良麻止勅久菅野眞道朝臣等三人、前日本紀與利以來未修繼在留久年乃御世々々乃行事乎勘搜修成弖續日本紀卅卷進留勞勤美擧美奈毛所念行須故是以冠位擧賜治賜波久止勅御命乎聞食止宣從四位下菅野朝臣眞道授正四位下從五位上秋篠朝臣安人正五位上、外從五位下中科宿禰巨都雄從五位下、癸酉太政官史生從七位下安部宿禰空主、式部史生賀茂縣主立長叙位二階、中務史生大初位下勝繼成、民部史生大初位下別公清成、式部史生無位雀部

けれは、上表には其名を載されし此廿卷の首毎には右大臣從二位兼行皇太子傅中衛大將臣藤原朝臣繼繩等奉勅撰と名題して進れり、さて然ばかり總裁て去年の秋まで世におはしゝ繼繩公の事を、一言だに表に云はれざりつるはいかなるにかいと足ずさきこゆる、さて又今度の件の撰者たちの外に、太政官史生安部宿禰笠主、式部史生賀茂縣主立長、中務史生勝繼成、民部史生別公清成、式部史生雀部豐公この撰日本紀所に仕奉れり拜せたる卷數なりさてこの紀前々に撰たるはたゞ國史とのみ稱ていまだ題號定まらず前の延曆十三年の度の表文に、八月癸丑ムム等奉勅修國史成詣闕拜表曰云々、有勅藏秘府此度修撰整て上れる四十卷の史をもて續日本紀とは着られたるなりけり、そは日本後紀に延曆十六年二月己巳先レ是重勅二云々等一撰二續日本紀一至レ是而成上表曰云々、是日詔曰天皇詔旨良麻止勅久菅野眞道等三人前日本紀與利以來未二修繼一在留久年乃御世々々乃行事乎勘搜修成弖續日本紀卌卷進留勞乎勤美譽美奈毛所念行須云々とあるをもて知るべし

○證文

類聚國史卷第百四十七文部下國史條曰、延曆十三年八月癸丑右大臣從二位兼行皇太子傅中衛大將藤原朝臣繼繩等、奉レ勅修二國史一成、詣レ闕拜表曰、臣聞、黃軒御レ曆、沮誦攝二其史官一、有周闢レ基、伯陽司二其筆削一、故墳典斯闡、步驟之蹤可レ尋、載籍聿興、勸沮之議允備、暨下乎班馬迭レ趣、述二實錄於西京一、范謝分レ門、騁中宏詞於東漢上、莫レ不下表レ言旌レ事、播二百王之通猷一、昭レ德塞レ違、垂中千祀之焰光上、史籍之用蓋大矣哉、伏惟聖朝紹運騰レ極、貫二三才一而君臨、就レ日均レ明、掩二八州一而光宅、遠安邇肅、文軌所二以大同一、歲稔時和、幽顯於焉禔レ福、可レ謂下英聲冠二於胥陸一、懿德跨二於勛華一者上焉、而負扆高居、凝旒廣慮、修二國史之墜業一、補二帝典之缺文一、爰命三臣與二正五位上行民部大輔兼皇太子學士左兵衛佐伊豫守臣菅野朝臣眞道、少納言從五位下兼侍從守右兵衛佐行丹波介臣秋篠朝臣安人等一、銓二次其事一、以繼二先典一、若夫襲レ山肇レ基以降、淨御原御寓之前、神代草昧之功、往帝庇民之畧、前史著粲然可レ知、降自二文武天皇一、訖二于聖武皇帝一、記註不レ昧、餘烈存焉、但起レ自二寶字一、至二于寶龜一、廢帝受レ禪、韞二遺風於簡策一、南朝登レ祚、闕二茂實於徒誦一、是以故中納言從三位兼兵部卿石川朝臣名足、主計頭從五位下上毛野公大川等、奉レ詔編輯、合成二廿卷一、唯存二案牘一、類無二綱紀一、臣等更奉二天敕一、重以討論、芟二其蕪穢一、以撮二機要一、摭二其遺逸一、以補二闕漏一、刊二彼此之枝梧一、矯二首尾之差違一、至レ如二時節恒事一、各有司存、一切詔詞、非レ可レ爲レ訓、觸レ類而長、其例已多、今之所レ修、並所レ不レ取、若其蕃國入レ朝、

四卷といへるは寶龜八年までの紀なりけるを次に記す延曆十年の度の勅によりて件の二卷をも撰繼しめ給へるものなり、猶この次の延曆十六年の撰の條に論はむを合考て知るべし

また次に同御世延曆の十年に菅野眞道朝臣秋篠安人朝臣中科巨都雄宿禰に重て詔ありて（この詔ありけるを延曆十年と定めたる證は下に云べし）前朝（光仁天皇）名足等に修撰せさせ給ひたりし文武天皇より孝謙天皇（寶字元年）までの紀（三十卷）をもて因ニ循舊案一竟無ニ刊正一とて改撰せさせ給へり、但し其中に寶字元年紀（孝謙天皇の御世の末年）一卷全亡たりけるを新に補撰しまた光仁天皇の寶龜九年より今年（すなはち延曆十年）までの史を新に修撰せしめらる、同十六年二月己巳功成て奏進れり其時の表文に、捜ニ故實於司存一詢ニ前聞於舊老一綴ニ敍殘簡一補ニ緝缺文一、雅論英猷義關ニ貽謀一者總而載レ之、細語常事理非ニ書策一者並從畧レ諸、凡所ニ刊削一廿卷並レ前九十五年卌卷始自ニ草創一迄ニ斷筆一七ニ年於玆一（當年より七年前、すなはち延曆十年なり、彼年修撰の詔ありしなり）緇素總畢、といへるこれなり、謂ゆる所刊削廿卷とは文武天皇元年より孝謙天皇の御世の盡（カギリ）寶字元年（實は孝謙天皇讓位し給へる同二年七月）まで今度改撰して奏進る由なり、並レ前九十五年とは既に（延曆十三年）撰進たりし大炊天皇の寶字二年（踐祚の八月）より光仁天皇の寶龜八年の紀に同九年より今般の撰の事詔ありつる延曆十年までを盡に新に繼撰て功畢たるにて、此度の表文に自ニ寶字二年一至ニ延曆十年一卌四年廿卷前年勒成奏上とある廿卷これなり、但し其中寶字二年（大炊天皇）より寶龜八年（光仁天皇）までの紀は既に延曆十三年に成て獻りし事上に擧たるが如くなるをこゝには其をおしこめて云へる文なり、故その年數を幷せて九十五年とは云へるなり、但しその文武天皇の元年より延曆十年までの年數實は百一年なるを然云へるは延曆の元年までを算へたるものなり、然るは當世の窮無き趣に心しらひしたる文法なり、さて卌卷といへる卷數は上に云へる文武天皇の元年より孝謙天皇の寶字元年までの紀二十卷に（この第一卷より第廿卷までは、眞道安人巨都雄の撰にて、卷首毎に從四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子學士臣菅野眞道等奉勅撰とあり）大炊天皇の寶字二年より延曆十年まで二十卷を（此は、既くより繼繩公の相續きて預給へる紀にて、その中第廿一卷大炊天皇の寶字二年より第卅四卷光仁天皇の寶龜八年までの紀、十四卷は既に延曆十三年に繼繩公眞道安人等の撰上れるなり」、また第卅五卷同天皇の寶龜九年より第卅六卷天應元年までの二卷、また第卅七卷桓武天皇の延曆元年より第四十卷の同十年に畢までの四卷、合て六卷は今度延曆十六年眞道安人巨都雄等の新に撰上れるなり」但しこの前年七月十六日繼繩公薨玉ひたり

て見むとす
この紀撰始めさせ給ひし事は光仁天皇の御世年は詳ならず石川朝臣名足上毛野公大川等に詔ありてまづ大炊天皇の御世の始寶字二年より當代の寶龜八年までの國史この寶龜を八年までと定めたる證は下に説ふべし二十卷修して奏上られき、但しその寶字二年より前の御世の史は日本紀に相繼て文武天皇より聖武天皇の御世までの史のあり來れるを其は記註不レ味餘烈存焉とて此度更に修撰の詔はあらざりき、「延暦ニ早良ノ文ヲ改タルヿ紀略に其文アルヿ穂井田子ノ說可書入、反正十四」次にまた同天皇の御世これも年詳ならず石川朝臣名足淡海眞人三船當麻眞人長嗣等に勅ありて前に在來れる文武天皇元年丁酉より孝謙天皇の寶字元年丁酉まで六十一年の紀舊案三十卷語多ニ米鹽ー事亦踈漏とて更に其を修撰しめ給へり、但し此はさきに記註不レ味餘烈存焉と謂へる文武天皇より聖武天皇までの紀に、別に孝謙天皇の天平寶字元年までの紀を合せていへるなり、かくて其修撰の功を畢て三十卷に整て奏進りけるを前紀日本紀に繼たる史とさだめ給ひけり
又次に桓武天皇の御世延暦の始つかた、前朝に光仁天皇石川名足上毛野大川等の撰上られたりし大炊天皇の寶字二年戊戌より光仁天皇の寶龜八年丁巳までの史二十卷唯存ニ案牘ー類無ニ綱紀ーとて、更に右大臣藤原繼縄公菅野眞道朝臣秋篠安人朝臣に改撰べき旨詔ありて同十三年八月癸丑功成て奏上られたり其上表いはく、臣等更奉ニ天勅ー重以討論芟ニ其蕪穢ー以撮ニ機要ー摭ニ其遺逸ー以補ニ闕漏ー刊ニ彼此之枝梧ー矯ニ首尾之差違ー至レ如ニ時節恒事ー各有司存一切詔詞非レ可レ爲レ訓、觸レ類而長ニ其例ー已多今之所レ修並所レ不レ取、若ニ其蕃國入朝ー非ニ常制ー敕語開ニ聲敎ー理歸ニ勸懲ー總而書レ之以備ニ故實ー勒成ニ一十四卷ー繫ニ前史之末ーと奏して上れるを有レ敕藏ニ秘府ーと見えたり、かくて右の表文に繫ニ於前史之末ーといへるは前朝光仁天皇に名足等に撰ばしめ給へりし文武天皇より孝謙天皇までの史に繫繼らるゝ由なり、然るに今續日本紀をもて按るに大炊天皇の寶字二年八月より稱德天皇の御世を終て光仁天皇の御世の盡天應元年までは十六卷ありて廿一の卷より卅六の卷までとす表文に一十四卷といへるとは二卷餘りて卷毎に藤原朝臣繼縄等奉勅撰とあり、さてその餘れる二卷は卅五卅六の卷にて寶龜九年十年十一年より天應元年までの紀なり、然ればかの一十

たるは、いかなる論義にやありけむ、そのかみ聞たるの人ありやなしや其説を書傳へたる書はいまだ見あたらず、

比古婆衣五の巻終

比古婆衣六の巻

○撰續日本紀次第考

續日本紀の撰は元正天皇の御世養老四年に日本紀を撰上られしより聖武孝謙大炊稱德の天皇だちの四世五十餘年を經て後光仁天皇の御世に事創給ひたりけるを、度々改撰補修ありて竟に桓武天皇の延暦十六年に迄(イタ)りて功遂りて奏上れる史になむ有ける、其は類聚國史(百四十七の巻)に載られたる延暦十三年八月癸丑(此條日本後紀缺て今傳はらず)右大臣藤原繼繩公菅野眞道朝臣秋篠安人朝臣等勅を奉りて國史を修して奏上れる表文、また日本後紀なる同十六年二月己巳菅野眞道朝臣秋篠安人朝臣中科巨都雄宿禰等に重て勅ありて續日本紀を撰て奏進れる時の表文に據りて相照して考知らるゝを、もとより其表文の作ざまいたく漢文にまつはれたるが上に其次第いりくみてひとわたりよみ見ては貫りて通えがたきを、其二度の表文をよみ辨へむねとある趣を採り備へて其意を述へまたその撰とゝのへしめ給へりし次第を目安く書しるし

も按合せて訂してひけり　定家卿の天福二年三月二日と奥書したまへる後撰集を爲家卿の（本には法名を署して桑門融覺とあり）傳領して書添給へる文に萬壽按察大納言之筆定爲㆓證本㆒歟之由致ㇾ信尋㆓出彼本㆒按合（色紙紗表紙二十卷也）無㆓殊珍事㆒近代說々相異事等以ㇾ朱注ㇾ之とありて、彼本の異なる處を抄出て記されたる中にさくさめのとし或抄云此大納言筆（上に萬壽按察大納言之筆と記されたる大納言と同人にて、行成卿の事なり、萬壽は年號なり、此卿その萬壽四年に薨たまへり）眞字に丁年と被ㇾ書（眞字とは、假字に對へてなべての漢字をいふ例なり、楷書を眞とも云ふとは別なり）於㆓此本㆒は全無ㇾ異ㇾ他假字七字也（爲家卿のみづから尋出て見給へる此行成卿の本には、さくさめのとしと假字にて書て全他本に異なる事なしとなり）七字にと記されたる或抄云の丁年の事は、右に引たる顯昭法橋の袖中抄の說なるべし、爲家卿の見給へるは同筆ながら別本なりし事みづからも然云はれたるが如し、三代集間の事に後撰集の事を書寫握翫人（于時行成卿相並多被書此書云々）とも見え僻案抄なる後撰の歌また此正義等に大納言本とて所々に引れたるも行成卿本なり（紫式部日記寛弘五年の事ときこゆる條に、古今、後撰集、拾遺抄その部どもは五帖につくりつゝ、侍從の中納言（行成卿也）と延幹とおのおの草紙ひとつに四貫を充てつゝ書せ給へりと、いへる事も見えたり）そのかみ此卿の書たまへる本のなほ數ありし事おもひ合すべし、さてその行成卿の筆にとじを丁年と書き給へりといへるは刀自を草手にヿ（自）とやうに書給ひたりけるをヿ（丁年）と見誤りて書寫たる本の誤なり（行成卿の眞蹟なりといへる古今集の零紙の摹書を見るに、なべてなだらかなる草假字の中に、まれまれ眞字の草を書交へ、又みながら眞字假字を草にて書給へるが一首あり、そのほか古人の歌書たるにさる例あり）上にも引たる如く正義に淸輔卿云行成卿刀自と書れたりと匡房卿かたりしと記されたるをもて證とすべし（袖中抄に、無名抄には行成大納言の書たりける後撰には、ていのとしといへる文字を刀自とかゝれたりけるにあはせて、匡房中納言申しゝは云々、此續の文もともに既に上に引て記せり）然るに三代集間の事さくさめのとしの條に、淸輔朝臣所ㇾ注追考と書之中に十年にて死由歟と疑云と記されたるは、既にかのヿ（刀自）を十年の草體にヿ（十年）とも見誤りたるを人の說などをきゝてさる强說はせられつらめど、後に匡房卿の正しく讀得て談られたるを聞て刀自とある事を知りたまへるなり（夫木抄卅五知家卿の歌に、「我せこに年の數をもあらはさて猶わかゆてふさくさめのとし」とよみ給へるは刀自を年の事としたる說によられたるなれば、こゝに論ふにたらず）これによりても草手を人々の見誤りたりけむ事推て察るべし、さて此さくさめのとじ又あとうがたりと云へる言をはやくよりとりどりに解る說あれど論ふにも足らぬはすべて引も出ず、但し童蒙抄に此さくさめのとじの事を四條大納言（公任卿）の和歌論義に此事云きかせむ人もがなと記し給へるよし見え

にあとうがたりの心をとりてとは書るなり、あとうがたりはあとがたりとも云ひて互に知れる事をあらはに云はず他の事を言かけて擬へて其事と悟らする俗なるが、其を悟り得ざる時は後にて説り聞する由にてさは云なるべし、定家卿の天福本の後撰集の奥に、爲家卿の行成卿の筆の本に校へて（此本の事は、下に云ふべし）あとうかたりを、あとがたり被書と記し給へり（三代集間之事にも或本あとかたりと書とあり）此言洞物語（藤原君巻）にさて物がたらひも打聞えんか知れるどちこそあとうがたりもすなれ、と見えたり（これも普通本にはあとがたりとある）されば アトウのウはたゞ助て云ふ辭にて、しり言をしりうごと、しりぎたなしをしりうぎたなしなど云ふ例の詞なり（上に引たる如く、舊說になぞ〳〵がたりといふ事かとあるは、意はいさゝか似たれど別なり）此あとうかたりの意ばへをとり如此申すとて、佐草女の古諺をもて女の母のおもふ心を歌によみて男のもとに云ひ遣りたるなるべし（その佐草女の古言は、そのかみあまねく世人の知れる事にて、歌は其の趣に合へてめづらしくよみなしたるなるべけど、その諺今詳ならねば其趣をこまかに知るべき由なし、さて件のあとうがたりのこゝろをとりていへる詞の事を、袖中抄に童蒙抄にはふたりの心をとりてと書り云々、或本にはあづまうたの心をとりてとかけり、或本にはあづまうたの心をとりてと書り、或本にはあづまかたりの心とありき、あとうがたりはあづまがたりと同心なり、ふたりの心とかけるぞ女男の心をはからへるとはおもへどさる本もいと見えぬうへに心もげにともきこえずといへり）

さて又このとじと云るに異說あるをこゝに辨ふべし、まづ袖中抄さくさめのとじの條に云々、又行成卿の書れたりける後撰には此歌の終の七字を丁年とぞか、れたりけると或書にはかけり、丁年は若くさかりなる心なり、さればさくさめのとしもその心歟といひたれどしうとめの わかくさかりなりと いはんことはいかゞときこゆ、又丁年をば或は廿或は六十と云ふ事もあれば六十に付て老たる心歟、或は年とよむべしといへり、丁歲をば强圉といふ、綺語抄には赤奮若歲云々、丑歲名也、或物には丙寅歲云々、或作噩歲歟、酉歲名也今按にかの女かやうの才學ありて其年を考へよむべからずとおもへど、行成卿の書れたりけるぞあやしきに 無名抄には 行成大納言の書れたりける後撰集には、はてのとしといふ文字を刀自と書れたりけるにあはせて匡房中納言の申ししはさくさめとはしうとめの異名なりとぞ申し、、さればかの歌のはてのとしといへることは、年にはあらで刀自にてありけるなめりとぞきこゆる云々、されば行成卿の書樣も已以相違あれば慥ならぬ事歟といへり（無名抄とは、俊賴卿の抄なり、さて袖中抄の件の文は印本字の誤あり、今異本に挍へ 無名抄の文は 本書に）

など有しが說たるなるべし、尤恭紀に戸母此云覩自とあり、能因歌枕にも、さくさめはしうとめなりと云へりと注されたり顯昭法橋ヶ袖中抄にも、さくさめとは能因歌枕にはしうとめを云ふなりといへり、それのみならず古き髓腦どもにもかくなんいへりとあり、さて八雲御抄にさくさめしうとめを云なり、匡房說の由後賴抄にありと記させ給へり、後賴抄とは今世に後頼無名抄とも徒に無名抄ともいへるこれなり今按に松永貞德が歌林樸樕拾遺にさくさめの條出雲の國造公事につきて上京の時に語られし稻田姫の歌とて、「日もくれぬさくさめの戸をはやとちよ心のやみに我まとはすな、後撰の歌は此を本歌とせるにや、戸の義なるを刀自にいひかへたるなりと云はれたりと云へり谷川士淸ヶ和訓栞に、貞德が說にとて此文を擧て此神詠の事は佐草記に委く見えたりといへり、其佐草記に已いまだ見ず、さて此歌林樸樕世に普れからぬ書なるが、いづれも脫誤錯亂など有て全きを見ず、今引たる文の脫たる本もあり雲州樋河上天淵記大永三年に著たる書也素戔嗚尊稻田姬を得て大蛇を避むとしたまふことの下に、素戔嗚尊先欲レ隱二此女一、去者七里構二八重墻於佐草里一隱二女於其中一、于時始詠二三十一文字和歌一曰八雲起云々、稻田姬乃八重墻大明神是也と見えたるも共におなじ古諺なるべきにおもひ合するに出雲風土記に、意宇郡大草鄕云々、須佐乃乎命御子青幡佐久佐日古命坐故云大草、とありて佐久佐社と云ふが載たり、文德實錄に青幡佐草壯丁命、三代實錄に左草神神名、式に佐久佐神社と載られたるも同神なり、今大草鄕に佐草村ありて此神社在、俗には八重垣大明神と稱すと國人談へり、同風土記に、大原郡斐伊鄕高麻山云々、古老傳云神須佐能袁命御子青幡佐草貼命是山上、麻蘇初故云高麻山、卽此山峰坐其御魂也といへることも見えたり、さて件の稻田姬の事の二說正史に記されたるとは異なるところある傳にて、殊に稻田姬の歌といへるは信がたけれど、もとは古傳に依りていできたる出雲の國俗の古諺ときこえたり此後撰の歌は件の古諺によりてよめるものなるべし、正義にしうとめ平懷の事にて侍らば詞にあとうがたりの心をとりてとは書べくもおぼえず、すこし常になきことなればあとうがたりとはいへるにやと云はれたるは然る事にて、其は我女に竊びて通へる男のもとに母のよみておくれる歌なればわざと實を隱し佐草女の古諺に據りて女を佐草女に擬へ、母はみづからそれか家の刀自に託へてしかよみなしたるものなりなほおもふに、サクサメは嚏をクサメとも云ふを、サクサメともいへるにかけてよめるなるべし、今俗にクサメを女童などはハクサメとも云へり、共に鼻鳴る聲をもて然はいひなせるなり、さてクサメといふ言いとふるき書には見およばれど、徒然草に老たる尼の行つれけるが、道すがらくさめ／＼といひもて行きければ云々、拾芥抄に嚏時頌、クサメノトキノ事云々など見えたり、はやくよりうちとけ言などには然もいひけむ、さて嚏せるを待人の來べき表とする事は古諺にて、萬葉集に「眉根搔き鼻鳴紐解け待りやも何日かも見むと戀來し我を、答歌に「今日なれば鼻し鼻し鳴眉痒み想ひし事は君にしありける、とよめるこれなり、女の母のくさめしつゝ待てるよしの意をもかねてよめるにもあらん（出て行人なといめんよしなきに隣の方に鼻も鳴ぬかな、枕草紙〔したりかほなるもの〕正月一日さいそに鼻ひたる人）

かくて其歌平常の懷ひを述たるとはことにて一わたり打聞てはいかなる事とも通えがたきによりて、詞

母、「今こむと云ひしはかりを命にて待にけぬへしさくさめのとし、むこ」かすならぬ身のみものうくおもほえてまたるゝまてになりにけるかな、

さくさめのとしと云へる事、舊說とりどりきこゆれどいづれもいかにぞやおもはるゝにつけて、をりをりものに見えたる說どもを書ぬきおきていさゝか考めけるものありけるを、或さくじり人の書つゞりて見せてよとしひてせむるになまなまに筆をとりて書つく

後撰集正義に 奥書に、嘉元二年九月下旬受庭訓畢、去乾元元年之頃、自正月十八日及三月晦、古今後撰之兩集受庭訓畢、雖然猶受說、桑門昇蓮在判、元應元年十月重書畢、とあり、此昇蓮と云へる人の本名詳ならず、按に書中に庭訓或は師說とある說どもを、他書に考合するに、大かた俊成卿定家卿等の說なり、然れば彼卿の子孫の家說とおもはるゝにつけて、奥書の年號によりて考るに、爲世卿の家說を昇蓮が受て書記せるものなり、さて其昇蓮は尊卑分脈に宇津宮貞綱入道昇蓮と云人ありて、曾祖父賴綱入道蓮生より、父景綱入道蓮瑜まで代々撰集に入たる作者なり、其上賴綱の女は爲家卿の室爲氏卿爲教卿の母なり、かゝる因緣にや右の外にも宇津宮の族に歌人多きなどをおもふに、時代もかなひてきこゆれば、決て此宇津宮昇蓮なるべし、舊說どものあるが中に、此正義には大方とゝのへて記したれば、主と此書を引て論へり、さて又右に引たる尊卑分脈の貞綱入道昇蓮を印本には蓮昇と作るは誤なり 師說云さくさめの刀自諸人一同の說しうとめの名の由金吾も申されければ、さてこそはあらめ、但し讃岐入道顯綱朝臣の說とてむすめ伊豫三位申けるは異說あり 定家卿の三代集間之事とて記されたる書にも、庭訓に云々とて今此件に記す如く記されて、少年の昔外祖母示含云、親父讃岐入道顯綱朝臣、受其母辨乳母之說、是極秘說也、近世無知人とあり、さてこゝに庭訓と云はれたるは父俊成卿の說なり、さて又右の外祖母と云は伊豫三位兼子堀川院御乳母と注せり、 さくさめのとしといふは早蕨、早苗など申早字の心なり、若草、初草の草、未通女、たをやめ、初瀨女、河內女の女もじなり、故にさくさめのとしは早草女のとしにて待に消ぬべしとよめる歟 三代集間之事には、此文に引つゞけてあぢきなき事をおもひて、待に消ぬべし早草女の年とよめるなり、此說後撰第一秘事也、無知人云々、又さくさめの年待に消ぬべしといへば、あとうかたりの心と書云々、又淸輔朝臣所注追考と書之中に、十年にて死由歟と疑、彼推量與此秘說相叶可謂有興、と記されて、とじを年の事と心得給へるはいかゞあらむ、さて おのれが考は下にいふべし しうとめ平懷の事にて侍らば詞にあとうがたりの心をとりてとは書べしともおぼえず、すこし常に無きことなればやあとうがたりとは云へる、あとうがたりとはなぞなぞがたりといふ事歟、拾遺集枕草紙にはなぞなぞがたりと書たり 以上本書の文、誤字脫字ありて讀とゝのへ難きを、異本どもに按へ訂し、又此說は定家卿の僻案抄また三代集之間事にも載られて、全く同說なれば、なほ其本どもにも挍合せて詞のとゝのひてきこゆる方につきて訂して引り、さて此より下文は正義の地の文なり 淸輔卿云行成卿刀自と書れたりと匡房卿かたりし、さくさめはしうとめの異名なり、とじは非レ年刀自なり、此云しうとめ刀自にて有けるなるべし、或云さくさめのとじはしうとめなり日本紀に見えたり 今按に日本紀に、さくさめのとじと云へる事なし、此は日本紀とある上に刀自は

ろなり

かくて又後にはかれが住む國を、えぞといふことゝなりにたり、さるはもと陸奥の鼻音かけたる舌だみ言にえびすをえびそといひけむが約りたるものなるべし 夫木抄に、清輔朝臣、いしぶみや津輕のをちにありときくえぞ世の中をおもひはなれぬ、慈圓僧正の拾玉集に、頼朝卿によみておくれる歌、おもふこといなみちのくのえぞいはぬつほの石ふみかきつくされは、このかへし歌、新古今集に、みちのくのいはてしのふはえそしらぬかきつくしてよつほのいしふみ、西行の山家集に、いたけもるあまみか時になりにけりえそか千島をかすみこめたり、夫木抄に、爲家卿「こさふかは曇りもそする陸奥のえそにはみせし秋の夜の月、そのかみ世にあまねく口なれてしか歌にもよむはかりになりたりしにこそ、さて此えその國な島々かけてみづから安以乃と稱へりとぞ さて又かの歌の義は愛瀰詩烏毘儀利は、かの大倭なる八十梟帥が黨のえみしを一人なり、荒木田久老翁の説にひとりをひたりといふは類聚三代格に見えたる額田國造今足を類聚國史に今人と書り、一人はひと足二人はまた足にて此ほかかみな同じかるべしといへるはさることとなり、人數の詳ならぬをいくたり 幾人なり といふにてたりの義ますく明なり、神代紀に唯弟獨見御をタヾイロトヒタリメセリとよめるもまた證とすべし、今も若狹の奥まりたるあたりの里の中に一人をひたりといへる所あり（廣臣も、一人をヒタリといふと賤しきがいへるをきゝし事ありて、記し置つる拔書をさぐり見るにみえず、尾張の名古屋なる東山のものか、また讃岐國にものしつることありしが其道中の事か、今其所を云がたし）古言の遺れるなり、毛々那比は百合の約まりたるにて呉の藍をくれなゐといふごとき例の言なるべし、和名抄讃岐の香川郡の郷名に百相、毛々奈美とみえたるも同じ約語なるを、比を美に通はしたる唱なり 神なびを神なみといふ例に同じ かくて百合の合とはもの、かたきに對ひて合手などいふ合是にて、相撲合、鷄合などいふも介〻合なり、えみしはいちはやく猛勇く暴くて、かれ一人は尋常人百人の合手に當ると諺にはいひならはしつれど 漢語に、一人當千といふこゝろばえにおなじ 天皇の御稜威蒙れる猛皇軍人に恐れて手對ひもえせで誅れつることよといへるなるべし 但し毛々那比苦云々を、記傳に蝦夷一人は百人に當ると世人は云なれどもなりといはれつれど、おのれが思ひとれるところはかくの如し

○さくさめのとし　あとうかたり

後撰集第十八巻雜四に、人の聟の今までこんと云ひてまかりにけるが、ふみをおこする人ありと聞て 正義には、ふみかよはす所の人あなりと聞てとあり 久しうまうでこざりければあとうがたりの 爲家卿の奥書の朱注に、行成卿の筆の本にはあとがたりと有りとあり、此本の事は下にいふべし 心をとりてかくなむ申けるといひ遣はしける女の

たゞ愛瀰詩を夷也といひ、夷狄八十梟師也とことゝもなくいはれたるは穏にておのづから此説に合へり そのほか土雲熊襲などいへる類のものをも、或は愛瀰詩ともいひけむこと、准へおもはるゝなり さてまたえぞが島より陸奥に渡り來て暴行ぶる黨類をも愛瀰詩といへるなるべし、しかるに大倭なるは そのほかにはありけむも はやくなごりなく滅亡せたりしかば、おのづから陸奥わたりなるをのみ呼ふ名となりてやがてそれが本郷の號にもおふせてえみしの國と稱ふ事とはなりしなるべし 但し上代には、その愛瀰詩の本郷あることをばしらで、たゞ其種類を然呼びてありつるを、後にその本郷の知られたるなるべし かくてそのえみしを蝦夷とかくは、古事記景行段にはじめて見えたり、そははやくより蝦字の訓を借りて夷字に加へて書くことゝ定められたりつるものなるべし 蝦は、本草倭名また倭名抄にも衣比と訓たれど、古は衣美ともいひしなるべし、蛇などもそれらの書どもに倍美とよみたれど、後のものには倍毘とみえて今もしか云へり、美と比とはことに親しく通ふ音にて、さる例ほかにも多かり、さて又漢ぶみ唐書などに蝦夷と書るは、もと皇國より書て示せたるを用ひたるなり、しかるにえぞ人は長鬚の多き故に蝦に比へたるにて、えびをえみとかよはしていへるなりといへる説、はやくよりきこえたれど、蝦夷國の事記せる書どもに、そのえぞ人の形容をいへる肖像に見えたる、またまさめに其人を見たる人の、かたれるをきくにも、鬚は多けれどいたくは長からず、上鬚はさながらにてあれば、口は覆はれて見えず、眉は一連なるが如くにて、毛ふかく生たり、總て身に毛多しとぞ、唐書に鬚長四尺許と云へるは、長きをことさらにえらびて示せ給へるなるべし、されば敏達紀また他古書どもに、毛人と書きたるは、さることにて、宋史日本傳に、僧奝然が宋國に行たりける時、皇國の事を語れる中に、國之東境接海島夷人居、身面有毛と云たる由記せるこれなり、永觀のころの事なりき、また萬葉集に、こちたみといふ言に、毛人髪と書たるはたおもひ合すべし、蝦はたれも知るごとく、目下に長き角のごときものゝ二つあるのにて、鬚のごときものゝさばかり多かるものにあらず、さて其角のごときものをなべては鬚といふめれど、鎌倉にては角といふとぞ、其を古は鰭といへりときこゆ、儀式に海老鰭槽、宮内式に鰕鰭槽などみえたる、器の寸法を宮主秘事口傳に、延慶二年の記を引て、卜部兼夏宿禰の説に、長一尺二寸五分、廣四寸餘、或説長二尺餘云々とみえたり、その槽の左右の手の長きを鰕の鰭に比へたるなるべし、いかにしても、えぞ人の顔を譬ふべきにはあらざるを、蝦字に泥みたる强説とこそきこえたれ、さはいへどえみしといふ義はいまだ考へず 後に衣毘須ともいふは衣美志の轉語にて 昆布は、もはらえぞの海にて採りて出すものなるを、本草倭名などに衣比須女といへるこれなり、また芍藥を衣美須久須利とよめるを、字鏡に衣比須草和名抄に衣比須久須利（印本には、新抄本草云とて此名みえたり、そは本草倭名の事なるに、上に引たるごとく、その本書とは違へり、故古本にその引書なきに據りていふ）ともみえたれば、はじめはえみしを轉して衣美須といひ、又衣毘須とも轉しいふ事となれるなり、また書紀に蝦夷をエヒシと訓をさしたるところもあり、さて右のほかに本草倭名などに、茯また決明を衣比須久佐、地楡を衣比須禰にあてゝよめるも衣毘須に由ある名なるべし 其を蠻夷戎狄などの字の訓とし又陸奥人東人などのいやしくあら〳〵しくもの、情なきともがらにもうつして呼び 袖中抄に、「陸奥のえびすのみより出す血のことをと氏なれやあはぬ戀かな、と見えたる歌は、陸奥なる蝦夷がことをよめるなり、堤中納言物語逢坂越えぬ權中納言段に、心深けにきこえつゝげ給ふことゞもは、おくのえびすも思ひ知りぬべし、といへる詞もみゆ、又伊勢物語にも女かぎりなくめでたしとおもへど、さるさがなきえびす所をみてはいかゞはせむは、といへるは、陸奥のひなびたる所のおもむきをいへるなり、源氏物語東屋巻に、えびすめきたる人をのみ見ならひて、狹衣にあらきえびすもなきぬべきさまなり、などいへるはたゞあら〳〵しくひなびたる田舎人かたへ

ざにおほく見えたれど、上代陸奥、出羽、越の國々などに在し蝦夷のありさまを論ひ辨へたる說のきこえざりつるを、鈴屋大人の古事記傳に景行天皇の卷にその蝦夷の事のはじめて見えたるところに委曲にわきまへ注されたるは、○まことに然ることなるをそのえみしと名づけたるもの、ことは別におのれが考たるよしあるを論はむとす、さるはまづ日本書紀神武卷戊午年十月に、大倭の國見丘にて八十梟帥を誅たまひまた道臣命に勅して其餘黨をうたせ給へる時皇軍密旨を奉てうたへる歌二首の中に、「愛瀰詩鳥毗儺利毛毛那比苔比苔破易倍迺毛多牟伽比毛勢儒、とみえたる愛瀰詩は八十梟帥等をさしていへる稱なり、然るを古事記には生尾土雲八十建としるされたり、そのもの、種類形容ありさまの異なること、記の其條の傳に注されたるがごとし、然るに傳の同じくだりに件の歌を擧て愛瀰詩を云々とは八十梟帥等の猛勇き事を蝦夷に比へて云りと注はれたるはいかゞあらむ、おのれがおもふと○ころはいはゆる蝦夷はこの御世よりはるかに後の景行天皇の御世よりきこえそめて、古事記、書紀にみえたり、その蝦夷は記傳に注はれたるがごとくいはゆるえぞの島人にて素より皇國人とは形容も情もなにも同じからず種類の甚く異なるものなるが、そのかみ越、陸奥のはてつかたのいまだ皇化のいたらざりしと○ころに參渡り來入り居れる黨類が暴行たりしなり（其說のくはしきことは、記傳を見て辨ふべし）さて其蝦夷の事を景行紀四十年に、天皇持ニ斧鉞ニ以授ニ日本武尊ニ曰云々、其東夷之中蝦夷尤强勇云々、往古以來未レ染ニ王化ニ云々とみえたれば、いとはやくより渡り來れりとはきこゆれど神武天皇の大倭に入まして八十梟帥等を誅たせ給へる頃、蝦夷等はいまだ渡來居りつる事はあるべからず、よしすでに來居りつとも天皇西國より幸してはじめて大倭に入ましていまだ大宮所だに定め給はざりつる御許に、さばかり歌にも歌はしめ給ふばかりかれが在狀のさだかにきこゆべき御世のさまにあらず（歌詞に、えみしを云々人はいへどもとは、云々と世人の諺にいへどもの意なり、なほ下に其詞を解きて云ふべし）しかれば愛瀰詩といふは、もとよりものの情もなすわざも異にて猛勇く暴行ぶる類のものを呼ぶ上代の稱にて、件の歌詞の愛瀰詩は件の大倭の八十梟帥（古事記にいはゆる生尾土雲八十建）をさしていへるなるべし、釋紀のこの歌の注になにの論もなくて

へるは桑の類ときこゆれど此名古き他書に見えざれば證し辨ふべくもあらねど、いかにしても桔梗の一名なるべくはおもはれず今の世に、あら桑と云ふは桑の中に木も大きく成りて、實も大なる一種を云へり　又阿佐加保と訓たれど桔梗の花は咲そめたるころは夕かたよりつぼみてあしたに朝日の影をうけてひらき、や、日をへては夜晝とほして三日四日も過ぐばかり萎まであるものなれば、ことさらに朝顔と云ふべき義さらにある事なければ決て誤なり和訓栞に、字鏡の此訓にすがりて古は泛くよびしなるべしと云へるは疎なり　そも〳〵此字鏡は昌泰の頃撰たる字書にて今世に流布れるは漢字の訓あるをのみ抄出たるものなり、しかすがに古き書にしてめづらしき訓言ども、多く見えたれば古を考るにはいとめでたき書ながら、中には其訓の漢字の義には叶がたく聞ゆるが少からず、今殘缺る本書を見るに字注の義と訓と相叶はざるもみゆるは序に云へるが如く彼此の書どもを混へ集めて記せるものなるが故に糺しあへざりしも交れるなり、然る中に、草部に殷孽を於爾和良比、土陰孽を保志和良比、孔公孽を水不々支、禹餘粮を宇支草、陽起石を波々久利、金牙を阿志乃豆乃、石英を山阿不支、白礬石を加波奈彌と訓り、これら其ものざねは本草なる玉石類にして名の草名なるはあまりなる誤あり、桔梗を重複て載せまた加良久波阿佐加保など訓るも同例の誤にて其は今存る字鏡の原本に錯亂のありけるをさかしらにと、のひげに書寫せるが世に傳れるにか、また字鏡を撰べる時本づける書の混ひ亂れたる、或は誤寫などの有けるを糺しあへずして取れるもあるべきなり、字鏡の自序の中に於二字之中一或有二東倭音訓一、是諸書私記之字也、或有二西漢音訓一、是數疏字書之文也云々、大槩此趣者以二數字書及私記等文一、集混雜造者也云々、蠢暗之意、部文之內、精不二捜辨一、若有下等閑可二見用一者上、後覺達者、普加二諸糺一、以流二布於後代云々と云へる懇なる撰者の意を得て但し、本草綱目桔梗の條に、蘇頌が説を擧て、夏開小花紫碧色、頗似牽牛花といへり、人の私記などに桔梗の花色を牽牛花に似たる由記せるもの、ありけるを、わろく書たるによりてふとよみあやまりてとれるにも有るべし、さらでもかゝるさまにものする草稿は、纔々に書加へなどするものなれば、年經て書とゝのふるときになりて、われながらたど〳〵しくなりて書あやまる事も有るものなり、ことにさる大部なる書をひとりして新に撰ばむには、誤も出來べきなり　よく讀みよく糺して古學の助書とはすべきなり

○えみし

近世に蝦夷國の事記せる書また地圖など彼此つぎつ

た誦皆にひるがほの事を旋花一名鼓子花、四五月開花、田野墻塹皆生、また至秋開花如白牽牛花、花紛紅色などいへり　昔も人里に生繼たるは殊にうるはしかりけむ其はもと野なるを移してよく養ひたてたるにて、其が種の漸に弘ごりて亦とりぐ\に異なる品の出來たれるなるべく　近き年頃、朝顔をさまぐ\に巧み養ひていと異ざまなるを、種々咲せ出せり、これをも思ひ合すべし　又外國より來れるもあるべきなり、さて憶良臣の歌はいづくの野なりけむふと目路に見あたりたる花どもをよみと、のへられたるなるべし、但し上に云へるごとく朝顔はまれにならでは野に無きものなればもしくは野中の賤の家の垣ねなどよりあくがれ出て咲たるか、又其種のこぼれたるが里近き野原にも生たりけむを道の行手の花どもに見ならべてかぞへ入れられたるにてもあるべし　其はもと人里に生たるものなれば、野花の數に入べきにあらずなど云はむは、かたくなし、此歌野に生ふる秋草の花は、何よけむなどことさらにおもひめぐらして、詠みならべたるにはあらず、心得わくべし　六帖に、「戀しくはみかたの原に出て見よまだ朝がほの花はさくやと、と有るは野原によめり　此歌作者さだかならざれど、古き歌にて、相聞に女のよみたりときこゆ、みかたの原は、若狹國三方郡三方郷ありて三方村といふもあり、三方湖も其地にあり、萬葉集に、「若狹なる三方の海の濱清みいゆきかへらひ見れどあかぬかも、とよめるところなり、みかたの原其わたりの野なるべし、此は己が生土の國なれば其わたりの里人に問ひ聞つるに、今も湖邊に遠からぬ草原にも、をりぐ\朝がほのあるを見あたれりといへり、此歌は其わたりの里人のよめるにて、萬葉集にいはゆる國歌なるべきにや　さてこれも萬葉集に、朝杲朝露負咲雖云暮陰社咲益家禮、とよめるがあり、此歌一わたりにてはいと意得がたきを己が案には秋の半過ぬる朝けの風のさむき頃朝日にそむきたる垣ねの木蔭などに露深く蓄める朝がほは、朝間開く事得ず夕日さす頃になりて咲き出る事のありて希(メヅラ)く見なさる、ものなり、此歌は然るさまにて咲るを見てよみたるなるべし　おのれ既に庭の朝顔の然りけるを見て、此歌の意をおもひ得たりき　さてあさがほを漢名に當たるは、本草和名に牽牛子、陶景注云、此出ニ於田舍ー凡人取レ之牽レ牛易レ藥、故以名レ之、和名阿佐加保　和名抄も同じ　古今集物名には其漢名のまゝにけにごしと呼て、「うちつけにこしとや花の色をみむおく白つゆの染るはかりを、とやがて其花のおもむきをよめり　こしは濃しなり　然るに新撰字鏡に、桔梗加良久波、又云阿佐加保と載せ、また本草木名の下にも桔梗阿佐加保、又云岡止々支、とかく二所に擧たり、岡止々支と云へるは叶へるを　本草和名草部に、桔梗和名阿利乃比布岐、一名乎加止々岐、和名抄にも草類に載て阿里乃比布木とのみあり　加良久波また阿佐加保としも訓るはいかにぞや、まづ桔梗は本草に草部に載たるを本草木名の下に擧たるは誤なり、加良久波と云

奪衣婆、一名ニ懸衣翁、婆鬼警ニ盜業、折兩手指、翁鬼惡ニ無義、逼ニ頭足一所、尋ニ初開男、負ニ其女人、牛頭鐵棒挾ニ二人肩、追ヨ渡疾瀨などいへる別都頓宜壽はほとゝぎす、死天山はしでのやま、葬頭河はさうづがはなり、所レ渡有レ三とはみつせ川をいひ、尋ニ初開男ニ云々などもふるき物語どもなどに見えたる事にてその外も皆世中にいひならへる說によりて作りたるものなり、さるをかへりて世にいひならへるは此經より出たるものと心得たる人もあるはいみじきたがひなり、つくりたる名どものさまも事のさまもあらたにものしたるさまにはあらず世の說をとれるほどしるきものをや、といはれたるは然ることなり、なほいはゞ死天山といへるも鷶鸛をしでのたをさといふにとりあはせ險坂尋レ杖路石願レ鞋と書るも、沓直（クツテ）の說によりてほとゝぎすの事にひゞかして作りたるものとぞきこえたる（袖中抄に、寂蓮入道はほとゝぎすしでの山より來といふ事は、慥に經の說なり、地藏本願經歟、地藏十輪經歟、地藏陀羅尼經歟に見えたるよし申けり、可考之といへり、さるは寂蓮が暗記にて經名は違ひたれど、かの十王經の說の事ときこえたり、そのかみはやく在來し僞書なりけるを、慥なる經說と心得たりけるはをさなし）

○朝顏

あさがほとは、朝とく咲出る花の貌のいとうるはしきが日毎に新しく咲かはりて其朝がほのことにめでたきを稱へたる名にぞあるべき、それが類にて晝間のみ咲くを晝顏といひ、また夕さり白く咲出て黃昏時に花のかほの目にたちて見ゆるを夕顏と云ふなど、おのづから相對へておもふべし（大和物語に、「垣ほなる君が朝顏みてしがな歸りて後はものや思ふと、といへる歌みえたり、又枕草子の草の花はといへる條に、夕がほは花のかたちあさがほに似ていひつゞけたるに、いとをかしかりぬべき花のすがたにて、にくき實のありさまこそいとくちをしけれ）かくて朝顏の名のきこえたるは萬葉集なる歌に見えたるぞはじめなる、其中に山上臣憶良詠ニ秋野花ノ歌二首「秋野爾咲有花乎指折可伎數者七種花、また「芽之花乎花葛花瞿麥之花姬部志又藤袴朝貌之花、とよめり、然るに此歌をおきて朝顏を野によみたるはをさ〳〵きこえず、此ものなべては人里にのみ生ひ繼て野に生ひたるはいと見あたらぬが如くなればいかならむと云ひ思ふ人もありぬべけれど、土地によりてまれには野原河原などに蔓ひわたりてあるなり、されど今の世に玩ぶが如きとり〴〵にうつくしきはあらずなべては淺葱の色したるがいとまれには白きもあり此は己も見、また田舍人にもたづね聞たる趣なり（漢籍には、李時珍が本草綱目牽牛の條に、宋蘇頌が圖經本草を引て七月生花、微紅帶碧色、似鼓子花、時珍云、處々野生尤多といへり、ま

でを、人の死て行途に死出の山と云ふがありと云へる俗諺にかなへて、かの「しての山こえて來つらむほとゝきす云々　古今集に、こゝちそこなへりける頃、あひしりて侍ける人のとはでこゝちおこたりて後とぶらへりければ、よみてつかはしける、兵衛「しての山ふもとをみてそ歸にしつらき人よりまつこえしとて　などよみなせる事としもなりたるにて　此歌、伊勢集に載たる日記に、生みたてまつれる皇子の八歳にてうせ給ひける事を記して、下文にかへる年の五月に、時鳥の鳴を聞てひとりごちけるとあり、さて此歌は、かの「やまとに鳴てか來らむほとゝきす汝かなくことになき人おもほゆ、とよめると、おのづから同じこゝろばえなり　よみの國鳥とも云へるも其意によりて名づけたるものなり　天祿元年源爲憲朝臣の撰れたる口遊と云ふ書に、與美津止利、和加々支毛止爾奈支徒奈利、比止美奈支々津由久多末毛安頁志、謂之鵼鳴時歌とあり、此歌奥義抄拾芥抄にもみえたり、鵼は深山に栖鳥なれば、今の京わたりに來て鳴べきにあらねば、さる諺のあるべくも非ず、おもふに徒然草に喚子鳥を鵼なりと云へると同說にて、實はかの眞言書にいはゆる喚子鳥鳴時の招魂法を行ふときの咒歌なるべし

○またこのちなみにいふ、奥義抄にほとゝぎすの一名をくつて鳥といふ由を載て鵙といふ鳥のほとゝぎすの沓の料をとりてかくれにければそれ尋ぬとてよびありくより此名ありとみえ、綺語抄にも同說を擧てくつてたばらんとなくとみえたり、寛平御時后宮歌合の夏の歌に、「ほとゝきす鳴つる夏の山邊にはくつて出さぬ人やすむらん、とよめるは　此歌合の讀人、貫之友則など十三人の名みえたれど、歌ごとには讀人をしるさず、此歌も讀人みえず、さて此歌を菅家萬葉集夏部に、「郭公鳴立夏之山邊庭沓直不輸人哉住蓬、と書て載られたり、奥義抄には、結句人やあるらむとみゆ　其よしにてそのかみはやくより女童などのいひならへる俗の諺なりしなり、さて本居宣長翁の玉勝間に云、よに十王經といふものあり、佛說地藏菩薩發心因緣十王經と題號したりそのいへることゞもみなむげにつたなきいつはりごとのみなり、ざるはもろこしにても僞經にいふが多くあるをこれはさにもあらずたゞ皇國人の作れるものなり、其文の中に一切衆生、臨二命終時一閻魔法王遣二閻魔卒一、一名二奪魂鬼一、二名二奪精鬼一、三名二縛魄鬼一、即縛二三魂一、至二門關樹下一、樹有二荊棘一、宛如二鋒刄一、二鳥栖掌、一名二無常鳥一、二名二抜目鳥一、我汝舊里、化成二鶻鸛一、示二怪語一、鳴二別都頓宜壽一、我汝舊里、化成二烏鳥一、示二怪語一、鳴二阿和薩加一、爾時知否、亡人答曰、都不覺知云々、然通二樹門一、閻魔王國、堺二死出山南門一、亡人重過、兩莖相逼、破レ膚割レ肉、折レ骨漏レ髓、死天重死、故言二死天一、從レ此向二入死山一、險坂尋レ杖、路石願レ鞋云々、死天冥塗間、五百臾繕那云々、葬頭河曲、於二初江邊一官廳相連承所、渡二前大河一、即是葬頭見渡亡人名奈河津、所レ渡有レ三、一山水瀨、二江深淵、三有橋渡、官前有二大樹一、名二衣領樹一、影住二二鬼一、一名二

を擧て敎長卿云、時鳥をばよみのくに鳥と云ふ事の侍ればうせにし人の宿へやかよふさらばかけてねにのみなくと告よとよめり、私云以下顯昭の說 ほとゝぎすはしでの山より來ればしでのたをさとは云ふといへり、伊勢が歌にも「しての山こえて來つらむ云々とよめりなどみえたり、これらの說いりほかにて通えがたければ一わたり證し辨ふべし、そはまづほとゝぎすの別名をしでのたをさと云へる證は、伊勢物語に「ほとゝきすなか鳴く里のあまたあれは云々と男のいへりけるに、女の「名のみたつしてのたをさは云々とよめる由書たるにてしるし、名の義は袖中抄にしづのたをさと云ふなりといへれど、しづをしでといはむ事いかにぞや別義あるべけれどいまだ考へず、たをさは田長の意にて然る事なるべし、さてその田長といふは古は里每に田長といふを定めてそれがもはら農事を勸めたりしなるべし詩の豳風の七月云々の首章に、田畯至喜といへる田畯を、古訓タヅカヒとあり、おのれさきに都に在りけるとき、見たる或人の藏本に、訓點をいさゝか朱もて書添たる中に、件の田畯云々のもとの訓の傍に、タチサキタテヨロコビヌと書たるを見たりき、こは博士の家などに傳へたる訓ざまなるべし、田畯は注に田大夫勸農之官也と見えたれば、それに叶へたる古き訓なるべくや かの「いくはくの田を作ればかほとゝきすしでのたをさを朝なく〱

よふ、とよめるはほとゝぎすの盛に鳴五月にはもはら田殖る頃なれば、かれが啼ころをしでのたをさときゝなして名づけたるなりかれが鳴を、ほとゝぎすと聞なしたると同じおもむきにて、聞なしがらの異なるなり 榮華物語の歌に、「早苗殖るをりにしも鳴時鳥してのたをさとむへもいふなり、安法法師集に此僧は寬和の頃の人なり ほとゝぎすさつきなくをきゝて「たをさして田長してなり ゐひにけらしな五月雨にたちゐみたれてなくほとゝきす、などよめるをも思ひ合すべし枕草紙に見えたる田歌に、「ほとゝぎすはおれよかやつよおれなきてぞわれは田に立つ、といへるも又おもひ合すべし、さてほとゝぎすを時鳥と書は、漢名にはあらず、皇國にてはやくより書なれきたれるなり、其は田殖る時をたがへず來なく意なるべし、古きものに見えたりたるは、明衡往來の文中に見えたり、此作者明衡朝臣は、後朱雀、後冷泉天皇の御世の頃の人なり、其頃はやくより世に普く書なれたりけむ また勸農の鳥といへるもしでの田をさといふと同じ意にて、かの本草綱目に、杜鵑を春暮卽鳴夜鳴達レ旦云々、至レ夏尤甚、晝夜不レ止、其聲哀切、田家候レ之以興二農事一と云へるにもおのづからかなへる名なり、常磐の物語といふものに載たる田歌に、「田うゑや田うゑよさをとめ五月ののうをはやむるはくわんのうの鳥ほとゝぎす云々、五月ののうはさかんなりといへるこれなり、さてまた杜鵑をもろこしにて蜀魂と云へる說によりて、しでのたをさのし

常縁の古今集傳授箱内切紙と云ふものに、呼子鳥た、かつほう〳〵と鳴鳥の事なりとみえ、岡部翁の萬葉集考に、呼子鳥はかつほう鳥、又かんこ鳥とも云ふ鳥なりと説はれたるも同説ときこゆ、こは昔より諸説のあるが中には然るべく聞ゆれど、させる證もなきが上に、萬葉集の歌によめる鳥のおもむきに合ひてもきこえず、此鳥は或本草學とてする物識人の云、漢名を鳲鳩と稱ふ類のものにて、和名山鳩といふものなり、深山に栖むものにて、をりをり山かたづきたる里へは出來るものなりといへり、又田沼善一は、その鳥の事本草家の説くはしからず、居る處も深山にかぎらず、外山にも又常の森にも居るものにて、江戸近きわたりにも、日暮里、西原、曹子谷、早稻田などの邊にてあまたたび鳴を聞り、其鳴聲かくこうともきゝなさるゝなり、漢名布穀、また郭公と云が是にあたるべし、その布穀と云は夏の初のころなくものなれば、穀實を布種べき時にあたる意の名なるべし、漢國にて郭公といへるもその聲によれる稱と聞ゆ、さて山鳩は鳩の中の一種にて、別種の鳥にあらず、かのかつこう鳥の如く夏の初のみなく者にあらず、むれと秋のころ鳴ものなりと云へり、さて又多武峯少將物語に、「山路知る鳥に吾身をなしてしか君かくこふと鳴てつぐべし、とみえたるはかのかくこうと鳴聲に、それが名の郭公をも兼てたくみによめる趣ときこゆ、めづらしきよみざまなり、但し郭公の公字はコウの音にて、戀ふとは別なれど、此物語などの上にては難むべきにあらず、是もかの鳥をとる賤しきものゝ物語を、又つてにきゝたる由なりか、ゝる事はあまりにねもごろに物とはむとして賤しきものゝ物語をとひつむればうるさがりて問ふまに〳〵さる事も侍り、さもいひ侍りなどいらふる事も常あるならひなれば件の説のみにてはたのみがたし、萬葉によめる歌のさま、めづらしものとはおもはれずかしと論へるは然ることとなり

附考

○しでのたをさ

ほとゝぎすの一名をしでのたをさと云ふ由は、範兼卿の和歌童蒙抄、清輔朝臣の袋草紙、仲實朝臣の綺語抄などを殆、はやくものに見えてかくれなきを然名づけたる義は顯照法橋の袖中抄十一に、古今集俳諧歌部に藤原敏行朝臣の「いくはくの田をつくれはかほとときすしでのたをさをあさな〳〵よふ、とある歌を擧てしでのたをさとはしづのたをさといふなり、ほとゝぎすは勸農の鳥とて過時不熟となくといへり、時すぎば實のらじと云ふ義なりそれがほとゝぎすぐとなくとは聞ゆといへり云々但し過時不熟となく云々の説は、強説なり、ほとゝぎすといふ名の義は、本條に注せるがごとし、さて此引文に云々と、ものせるはよしもなき説なれば省けるなり催馬樂歌に云、「妹か門夫なか門行過かねてやわが行かばひぢ笠の雨もや降らむしでたをさ雨やどり笠やどりやどりしてまからむしでたをさ云々、伊勢歌集云、「しての山こえて來つらむほとゝぎす戀しき人のうへかたらなむ、とよめり此歌古今集に載られて、二句こえてや來つるとありされはしでの山より來る事はむかしより申けりときこゆと云ひ以上袖中抄又同人の古今集注に、「なき人の宿にかよはゝほとゝきすかけてねにのみ鳴とつけなむ、と云ふ歌

さてその强言せるよりどころは萬葉集の長歌の中に奴延鳥ののどよびをればとよめるがみえ、又ぬえ鳥をぬえこ鳥とみえたる詞などによりておもひよりたるものなるべし、源爲憲主の口遊に、與美津止利和加々支毛止爾奈支徒奈利、比止美奈支々津由久多末毛安良志、謂二之鵄鳴時歌一と見えたるも、かの喚子鳥鳴く時招魂の法を行ふときの一種の呪歌にて、與美津止利とは黄泉つ鳥なり、ほとゝぎすをしでのたをさといへるにもかよひてすなはち喚子鳥の事に當りてきこゆるを鵄鳴時歌とせるは後のさかしら說の傳によりて注されたるものなり、さて口遊は天祿元年に撰ばれたる由序に記されたればそのかみすでに喚子鳥を鵄とせる事知られたり、かくて此呪歌奥義抄拾芥抄にもみえてもはら口遊に記されたると同じ、さて又藻鹽草にほとゝぎすの一名を玉迎鳥と注せるも招魂の由にてむかしよりいひ傳はり來つる名なるべしこれをもおもひ合すべし〔元亨二年四月廿六日花園天皇御記に、今日郭公滿耳、朕於隱所聞之、世俗近古以來惡之、可祈禱之由女房等諷諫（中略）是併愚迷之至也と記させ給へる事みゆ、隱所とは御厠の事なるべし、こは荊楚歲時記に、杜鵑云々登厠聞之不祥、といへるもろこしの俗忌によりてさる說もいできたりしものなるべし〕又下學集〔文安元年撰〕に日本呼二王孫一曰二喚子鳥一者也と注へり、こは漢國にて猿の一名を王孫と云へる由柳氏と云ふ書に載たりとぞ、なほ他書にもあるべし、むかしの歌讀人の秘說に喚子鳥は猿の異名なりと云へる事きこえたり其をまた秘めてわざとその異名をもて王孫と書るもの、ありけるを下學集に引たるものなり、かくてその王孫の字にすがりて王だちをさして云ふともまた良人なりともいへる說のきこゆるは咲ふにたへず、松永貞德の抄に〔貞德は天正文祿のころの人なり〕呼子鳥の事をさだせる中に櫻井基佐心敬法印に逢ひて大原に行て夜話の雙紙一帖あり、其中に猿をもよみ、山鳥、山つぐみ、うぐひす、ほとゝぎすをもよめり、歌によりてかはりある由記せり〔上に論へるごとく、今京よりこなたの歌は心のひき〴〵知らずよみによめるが故に、しかとり〴〵に聞ゆるなり〕ほとゝぎすをもよめりと云へるは己が說に合ひてきこゆれど、こはとり〴〵に聞ゆるが中に然も聞ゆる歌のあるによれる推量說にてまことに其證ありて定たる說にはあらず、又萬葉集類林に見牛云春の末終夜人を呼やうに鳴て鳥の大きさ鵓鳩にひとしく薄がき色にて青く羽先黄なる鳥を、鳥をとるいやしき者、よぶこ鳥といへりとなりと云へる、まことめきてきこゆれど〔信友云、此鳥は東

然云ふべきことわりなり 詞ノ八衢にいはゆる四段の活詞にて、呼ぶ聲を、ヨビ聲、侘ぶる人を、ワビ人、醉ふ人をヱヒ人、などいふもこれなり、さて上に擧たる萬葉集の歌どもの中にも、「やまとには鳴てかくらむよびこ鳥きさの中山よびそこゆなる、「こたへぬになよびとよめそよびこ鳥佐保の山邊をのぼりくだりに、とよむときは詞のつゞきがらことによくとゝのひてきこゆるをもおもふべし しかるを歌詞の縁にて誰よぶこ鳥など體言に轉してもよめるによりておのづからヨブコ鳥と云ふがもとよりの名のごとくなりたるにぞあるべき 萬葉集に、「きなきわたるはたれ呼子鳥と書るは、歌主の意はいかなりけむ知るべからねど、たれよぶこ鳥なるべし、されどたれよびこ鳥にても聞えぬにはあらず 和名抄に與不古止利と讀れたるは、其轉れるかたの當時の歌詞によりて載られたるなるべし 類聚名義抄に喚子鳥ヨフコトリとあるも同じ

○むかし人の呼子鳥をさだせる說どものあまた聞えたれどうけがたき說は書もとゞめず、多くは忘れたれど其が中にいさゝか書とゞめ置つるをこゝに擧て論ひてむ、徒然草に 兼好法師著、土肥經平此書の文どもをよみ考へて建武延元のころ書るものなりといへり、然るべくきこゆ 喚子鳥は春のものとばかりいひていかなる鳥ともさだかに記せるものなし、或眞言の書の中によぶこ鳥啼く時招魂の法を行ふ次第ありこれは鵺なり、萬葉集の長歌に「霞たつ長き春日のなどつゞけたり こは一卷に出て、「霞たつ長き春日の晩にけるわづきもしらずむらきもの心をいたみ、奴要子鳥うら嘆をれば云々、とよめる歌なり ぬえ鳥も喚子鳥のことざまにかよひてきこゆと云へり 此兼好の考說は信がたし、其は下に論ふべし さてその眞言書によぶこ鳥と云へるもほとゝぎすなるべし、其は漢國にて杜鵑を蜀魂、不如歸など稱ふは蜀帝が他國にて死たりけるがその魂の杜鵑に化成て不如歸と啼て歸りたりと云へる說に據りて喚子鳥と云ふ名を、死人の魂を喚歸すよしにて招魂とてする法のあるによりてそれよぶといふ言の縁あるをもてとり交へ 萬葉十卷に、大伴旅人卿の妻の身まかりたる時石上堅魚の歌に、「倭には鳴てか來らむほとゝきす汝か啼ことに亡人おもほゆ、とよめるもかの蜀魂の說によりてよめりときこゆ、上に擧たる同集に、「やまとには鳴てか來らむ呼兒鳥きさの中山呼びそ越ゆなる、とよめると上句はまたく相同じくてたゞほとゝぎすと、呼兒鳥と稱の別なるのみなり、誦みあぢはふべし 又ほとゝぎすをしでのたをさともいへるを佛道に冥途と云へるにことつけて人の死て行途に死出の山といふがありといひなせるにも縁あれば、かた〴〵さる說を附會たるものとぞきこえたる しでのたをさといふ由は下に附へて論ふべし そはもと大和わたりなる僧の喚子鳥と云ふがほとゝぎすの別名なる事をなべて人の知れる世に作り出たる招魂の法なりしなるべし、然るに兼好が其喚子鳥を鵺なりといへるはそのかみはやくより喚子鳥の知られずなりしによりて眞言家にてその喚子鳥といふは鵺の事なりとさかしらに强言せる傳をきゝていへるなるべし、

（しつまれは人よふこ鳥聲もまきれす）などある呼子鳥のさま萬葉集なるとは別にきこゆるをおもふべし、俊頼卿の散木集に、花がつみといへる事をある人のよみけるをいかにいふことぞと尋ければ、よくもしらぬことをしりがほにいふときこえければ、心のうちにおもひける「鴫のゐる玉江におふる花かつみかつよみなから知らぬなりけり、とあるをもてもそのかみのさまおもひやるべし、かゝるさまの歌をしらずよみせる人今京となりて後はなほふるくもをり〳〵きこえたり、また夫木抄に定家卿の歌とて（松葉集に引たり、普通の本には脱たり）「陸奥のその濱なるよふこ鳥なくなる聲はうとふやすかた、とあるなどはあまりに甚しき事になむ有ける（但し此卿の古今集密勘、僻案抄その外の書どもにも、よぶこ鳥の事をさだし給へる事見及ばず、さて又此卿のなりといへるそとの濱の歌の他には、拾遺愚草員外に「あしぶきのこやてふかたに宿からん人よふこ鳥こゑもひまなし、とよみ給へるが見ゆ）さて又此鳥の名をヨブコドリと呼びならひたれど、もとは字鏡集に注せるごとくヨビコドリなるべし、名の義はまづほとゝぎすと云ふは其鳴聲を然きゝなして名づけたるものなり故それが鳴くを名告ともいへり（萬葉集に「あかときに名のりなくなるほとゝぎすいやめつらしくおもほゆるかも、「うの花の咲くにしなけはほとゝぎすいやめつらしも名のりなくなへ、枕草子に、夕暮のほどにほとゝぎすのなのりてわたるも云々、江談抄に云、戸部談曰郭公云々、昔人宅之樹蔭造巣生子漸生長之頃云々、保止々岐須止鳴去了、續世繼に、ほとゝぎすの子をそれと知らで飼けるよしを記して、子のやう〳〵おとなしくなりてほとゝぎすと啼ければ云々、源平盛衰記に、昔忠平中將の扇に書たりける郭公鳥扇をひらくごとに、ほとゝぎすとは啼けるなり、など見ゆ、此ほかにも書どもに見えたり、又ほとゝぎすをしでのたをさといふも、かれが鳴聲を然きゝなして名づけたるなり、此考は因に下に云べし）かくてほとゝぎすの友などを喚戀ふごとく晝夜鳴きわたるをもて喚戀の義にて別名をヨビコ鳥とも云へるなるべし、顯昭の古今集注に鶯、郭公、雁、鶴は我名を鳴なり、されば名のるとも又友を喚ぶともいはるゝなりといへり、己が件の説もおのづから相通へり（今鳥を捕る料に、飼置て鳴する招鳥を、よび鳥といふも、似たるいひざまなり）萬葉集二巻（十四丁）に幸二于吉野宮一時、弓削皇子贈二與額田王一歌「いにしへに戀ふる鳥かも弓弦葉の御井の上より鳴わたりゆく（ほとゝぎすを、たゞ古に戀ふる鳥とよみたまへり、古にはいにしへなり）次に額田王奉和歌「古に戀ふらむ鳥は霍公鳥けたしやなきしわか戀ること、此ほか古を戀ひ妻をよび戀ふる趣によめる歌なほ多し、後世はさらなり（近き頃、世に弘まれる大同類聚方と題せる醫書に、古比須一名保度々支すとある古比須も、由ありてきこゆ、但し此書まことに大同のなる事は信がたけれど、古書に依りて書りとみゆる事も少からねば、かたへの證に引注しつ）さて字鏡集にヨビコトリとみえたる名は、世に小鳥を捕る媒鳥をヨビ鳥といふも友鳥を呼ばしむる由の名なるに同じ、すべてヨビヨブなど活用く例の詞をば物名にはヨビ某といふ例なれば

の歌の詞書を論へるにも合せおもふべし然るに、寛平御時后宮歌合の夏歌二十番の中によみ人みえず「ながめつゝ人まつをりによふこ鳥いつかたへとかたちかへりなく」と夏季にさだめてよめるはめづらしこれより後の歌に、ほとゝぎすをなちかへりなく由によめるが、かれこれきこゆる中に源氏（花散里巻）に「をちかへりえぞしのばれぬほとゝぎすほのかたらひし宿の垣ねに」とよめるおのづから似たる趣にきこゆるは、こゝろのなしにやさてまた後撰集の天暦四年撰者たりし高名の順朝臣の和名抄に、萬葉集云喚子鳥其讀與不古止利とのみ註してなべての例の漢名を擧られざりつるはいかなる鳥ぞとはえさだめあへられざりつるなり清輔朝臣、顯昭法橋等の著されたる勘の書どもにも、此鳥の事におよばれつるは、詳ならざりしが故なるべししかるを上にいへるごとく世々に人々のこのみよめるにあはせてこはいかなる鳥ならむとおもふ心つきて、人々とり〴〵におしはかりにさだめてよめりときこゆ、そは上に擧たる後撰集なる列樹宿禰の歌の詞書に「呼子鳥を聞て云々、又中務集に、村上先帝の御時の屏風に國々所々の名をかゝせ給ひてと端書して名所の歌十首しるせる中に、もる山を題にて「人めのみもる山になく呼子鳥忍ひに誰をまつねなるらむ末の句一本にしのびにたれをなくれなるらむとみえたるを、能宣朝臣集にもる山にてよぶこ鳥のなき侍るを、とはし書して件の歌の末をしのびに誰かあひそめにけむとしてしるせるは、もと中務のなるをまがへて能宣朝臣のなりといへるにつきて後人さかしらに詞書をつくりて集に書加へたりしものなるべし、夫木抄に、能宣「人めもる山になくなるよふことりしのひにたれかあひこたふへき」とみえたるはまことに此ねしのなるべきを中務の歌によく似たるによりてまがへたるにもやあらむ惠慶法師集に作者部類に云寛和頃人もみぢにとりのゐたるところ繪題なるべし「紅葉見てかへらむ方もおぼえぬを呼子鳥さへなく山路かな此は秋によめり、さて此歌を夫木抄十五卷に載て詞書に、もみぢによぶこ鳥のやどりたるなと書り、集にはたゞ鳥とあるを、歌詞にあはせてよぶこ鳥と書なせるものなるべし源賢法眼集に尊卑分脈作者部類等に源滿仲男よるよぶこ鳥を聞て「あとたえて人もかよはぬ山里に何よもすから呼子鳥そも、又後拾遺集に、法輪寺に道念法師の侍けるとぶらひにまかりわたるによぶこ鳥のなき侍りければよめる、法圓法師作者部類に長保頃人「我ひとりきくものならは呼子鳥ふた聲まではなかせさらまし、康資王母家集に尊卑分脈を案るに、白河院の頃の人なるべし物おもひ亂たるによぶこ鳥のなくを「世の中をなぞやといふもよふこ鳥わかなく聲をこたふとやきく、仁和寺覺性法親王集に諸門跡譜に嘉應元年寂四十一歳ありまへおはする道によぶこ鳥の鳴ければ「山路ゆく我をとゝめて呼子鳥いふことなしに谷をすくなりまた同集に、閑宵呼子鳥といふを題にて、「さよ更て隣のおとの

意詞に縁ありてよめる例なるが中に、伊勢物語に「ほとゝぎすながなく里のあまたあれはなほうとまれぬおもふものから、といへり、此女けしきをとりて「名のみたつしてのたをさは今ぞなく菴あまたとうとまれぬれは、時は五月になんありける、男返し「いほり多きしてのたをさは猶たのむわかすむ里に聲したえすは、とあり、かくほとゝぎすをよめる歌のこたへに、しでのたをさとよめるにて、その別名なること明らけし、是をも准へおもふべし　かくて今京となりて後やうやくに其ほとゝぎすの別名なる事をしらずなりゆきつゝ、も、歌よむ料には古歌の詞にすがりて喚といふ言の縁に此鳥をよみたるがをかしげにきこゆればまことにいかなる鳥ぞとはよくも知らで人々このみてよみ來れるにぞあるべき、さるは古今集に、題知らずよみ人しらず「遠近のたつきも知らぬ山中におほつかなくもよふこ鳥かな、といへる歌を春上の部、柳の次、もゝち鳥云々の歌の下におきて歸雁梅花などの歌を次々に載られたれば春の始つかたを節と定られたるおもむきなり、さて其集の撰者とありし躬恒の歌には「よふこ鳥春のむなしく過行けは心ほそなる音をもなく哉「年ことになけとしるしもなきものを暮行春をなに呼子鳥、貫之の新撰和歌集春の歌によみ人を載せず「年毎に鳴ても何ぞよふこ鳥よふにとまれる花ならなくに、延喜十三年三月十三日の亭子院歌合に、季春の題にて興風「あかすして過行春をよふこ鳥よひかへしつゝ、來てもつけなむ躬恒集に、聲きけは老のまさるに人にくゝ來つゝのみなくよふこ鳥哉、貫之集に、「いつしがも越えてむと思ふ足引の山になくなるよふこ鳥かな、これらの歌は季なしなどみえたるこれなり、これら萬葉に呼子鳥をよめる趣とはいたく異なり誦みくらべてあぢはひ知るべし、もはら春のものとしてよめるは萬葉集に此鳥の歌の春の部に見えたる方をのみ見てひとむきにしたがひたる物なるべし、但し後撰集春部に、よぶこ鳥を聞てとなりの家におくり侍りける、春道列樹「我宿の花になゝきそよふこ鳥よふかひありて君もこなくに、この歌ぬしは歌仙傳を按ふるに延喜の頃の人なり詞書の趣にてはまさしくよぶこ鳥を知てよまれたりと聞ゆれど、すべて撰集の歌の詞書は新に作り或は書あらため歌詞をさへに改て載られたるもある例にて、其は歌ぬしの家集と違へるにても知らるゝを今世に傳はれる後撰集は撰のいまだかたなりなるところも交れる中にことに詞書はよくも書とゝのへられざりし本と見えたるに、此詞書のおもむきもよくとゝのひては きこえざるを おもへば歌にあはせて撰者の新に作られたるにもあるべければ、まさしく其鳥を知りてよまれたる證とはおもはれずなほ下の惠慶法師

に「旦霧八重山越えてほとゝぎすうの花邊から鳴て越え來ぬ、とよめる歌あり（此旦霧も八重の枕詞なるべし）又霧は霞の寫誤にてもあるべしいづれにも上句同じさまなるをおもひ合すべし、このほかに萬葉集中にみえたる喚子鳥をよめる歌どもを擧てほとゝぎすをよめる歌の同じ趣にきこゆるをいはゞ、「やまとには鳴てか來らむ呼兒鳥きさの中山よひそこゆなる、とよめるに「やまとには鳴てか來らむほとゝぎすなかなくことになき人おもほゆ、とある歌上句相同じ（此やまとには云々の二首の意は、なほ下に徒然草の説につけて論ふべし）又「わかこゝたしぬはくしらにほとゝぎすいつへの山を鳴かこゆらむ、とよめる下句の趣相似たり、又九卷（十三丁）に「瀧の上のみ舟の山ゆあきつへに來鳴わたるはたれよふこ鳥、といふに「ほとゝぎす鳴渡りぬと告れとも吾は聞繼かす花は過つゝ、「木のくれの夕やみなるにほとゝぎすいつくを家と鳴わたるらむ、とよめる「こたえぬになよひとよめそ喚子鳥佐保の山邊をのほりくたりに（此歌は上にも擧たりき）とよめるに「筑波峯に吾行けりせはほとゝぎす山ひことよめ鳴ましやそれ「うれたきやしこほとゝぎす今こそは聲のかるかに來鳴とよまめ「戀死なは戀も死ねとやほとゝぎす物思ふときに來鳴とよむる、などよみたる（このほかに、ほとゝぎすの鳴とよむよしよめる歌、なほ多し）十卷（七丁）に「朝霧にしぬゝにぬれて喚子鳥み舟の山ゆなきわたる見ゆ、とあるに「きゝつやと君か問はせる霍公鳥しぬゝに沾れて此ゆ鳴渡る、とよめるなどいづれも呼子鳥ほとゝぎす相換へて歌の趣かなひて聞え、又同卷（六丁）に「わかせこをなこせの山のよぶこ鳥きみよびかへせ夜のふけぬとに、とあるもほとゝぎすなるを、たゞ呼と云ふ言に關てよめりときこゆるなどおもひあはすべし、さて又上に擧たる萬葉集に載たる呼子鳥の歌九首の中八首の地名を按ふるに大和にてよめる歌なり、たゞあさ霞八重山越ての一首のみ地名なけれどもこれも前後の歌によりて考るに、決めて大和にての歌ときこえたり、故察ふにいにしへ大和わたりにてほとゝぎすの別名を呼子鳥とも稱へるにて世にあまねき名にはあらざりけむ、さて萬葉集に呼子鳥をよめるは多くは喚といふ言に縁ありてよめりときこゆるをおもへば打まかせてはほとゝぎすと云べきを歌の趣向をとゝのへむとてことさらに別名もて呼子鳥とよめるにもやあらむ（古歌どもに、ほとゝぎすの別名をもてしてのたなさとよめるも、其

と春にかけてもよめり　はた佐保の山邊も所かなひてきこゆこは例よりも早くほと〻ぎす（すなはち呼子鳥）の多く來鳴て響みたるよしなり（八の巻廿五丁に、大伴清繩「みな人の待しうの花ちりぬともなくほと〻きすわれわすれめや」とよめるはうの花の散りぬれど、ほと〻ぎすの來なかぬを猶まちこひてわすれぬ由なり、こは例よりもことに遲かりし趣なり）かくて郎女の歌の意は、戀情を述たるにてよのつね人を思ひむすぼ〻れたる時に呼子鳥を聞ば其人の戀しくなりて苦しく聞なさる〻ものなれど、かねて三月の頃われを喚むと契りたりしをりに近づきてあればその聲のなつかしきとなるべし、さて此鳥のなくを聞に苦しきといへるはすなはち同じ郎女の歌に同巻（廿四丁）「何しかもこ〻ばく戀るほと〻きすなく聲きけは戀こそまされ」八巻（廿六丁）「ほと〻きすいたくな喧きそひとりゐていの寐られえに聞けは苦しも」とよめるに是も八巻（十四丁）なる鏡女王の「神なひのいはせの森の喚子鳥いたくな鳴そ吾戀まさる」とよみ給へるなど思ひ合せ、はたほと〻ぎす呼子鳥同物なるべき證ともすべきなり（十五の巻卅八丁に「戀死なば戀も死れとや郭公ものおもふときに來なきとよむる」八の巻廿二丁に「ほと〻きす無かる國にも行てしが其なく聲をきけはくるしも」十の巻廿丁に「うれたきやしこほと〻きす今こそは聲のかるかにきなきとよまめ」など、此鳥の鳴を厭ふ情の歌猶あり）又十巻（六丁）に「春日なる羽買の山ゆ佐保のうちへなき行くなるはたれ喚子鳥」「こたへぬになよふひとよめそ喚子鳥佐保の山邊をのほりくだりに」といふ二首を並べのせたり、契冲云これは上の歌の作者おし返してよめり二首にてかやうによむ事集中に多しといへり、この歌春雜歌詠鳥とある下に十三首ある中に交れりこのほかにも喚子鳥の歌あり、其は下に擧べし、これらはもと暮春によめるによりて春歌の中にありしをそのま〻春の部に收れたるものなるべし、又十巻（十九丁）に「あさ霞八重山こえて喚孤鳥吟や汝か來る宿もあらなくに」此歌夏雜歌詠鳥とある下に廿七首ある中の五首めにありて、このほか廿六首は悉く霍公鳥をよめる歌なるにこの喚孤鳥の歌の交れるはもとより同物なればほと〻ぎすの歌の中に載たりけむ、すべて萬葉集は人々の歌集又人々の歌を書あつめ置たるもの〻ありけるをそのま〻書のせたるも多くて、古今集を始繼々の撰集などのごとく題の次第などをこまかに撰定めたるものならねば、其こ〻ろして見るべきなり、しかるを此歌は春の部に收るべきを誤てこ〻に入たるなりと云へる說あるはかへりて疎なるべし、さて此歌の朝霞は八重といへる枕詞なりかくて　その廿六首の中（廿三丁）

とも、遊行女婦土師「二上の山にこもれるほとゝぎすいまもなかぬかきみにきかせむ、又家持卿「をりあかしこよひはのまむほとゝぎすあけむあしたは鳴わたらむぞ、二日應立夏節故謂之明日將喧也、能登臣乙美「あすよりはつきてきこえむほとゝぎすひと夜のうらにこひわたるかも、などあり 又十九の巻に、「月立し日よりおきつゝうち慕ひ待てと來なかぬほとゝぎすかも、又長歌に「四月したては夜こもりになくほとゝぎす云々 此ほか集中ほとゝぎすの鳴を四月を節とせる意によめりときこゆる歌なほあり、後の世はさらなり 古今集よみ人しらずの歌に、「五月まつ山ほとゝぎすうちはふき今もなかなむこぞのふるこゑ、「いつのまに五月來ぬらんあし引の山ほとゝぎす今ぞなくなる、とよめるなどは五月を節とせるおもむきなり、因に云、或說にほとゝぎすに時鳥と書るは、夏の來る時を知りてなく鳥なる義にて、皇國にて制りたる字なりと云へり、然ることなるべし、しかるに朗詠集の信阿が注に、郭公の事を郭國公裏所憶家泣而爲時鳥乃以爲名焉と記せるは、漢籍に見えたる說とはきこゆれど、爲時鳥とは皇國の通用の字をもてほとゝぎすとよむべく書るなり、又文選に、時鳥多好音とあるを、注に時鳥春鳴之鳥といへりこはもはら春を時として鳴く鳥をすべて稱へるにてほとゝぎすにはあらず されど上にも云へる如く實は春の末、夏の始つかたより鳴始るものなるが、國によりて東南の山かたづける所などにては三月の始つかたより鳴そむる事もありとぞ もろこし唐の世の詩、李渉が竹枝詞に、十二峯頭月欲低、空舲灘上子規啼、孤舟一夜東歸客、泣向春風憶建溪また竇常が香山館聽子規といふ題にて、楚塞餘春聽漸稀、斷猿今夜讓沾衣、雲埋老樹空山裏、髣髴千聲一度飛など春に作り、是ら暖國にてよめりときこゆ

しかるに同集八巻十九丁に、大伴坂上郎女、「よのつねにきくは苦しき喚子鳥こゑなつかしき時にはなりぬ、右一首三月朔日佐保宅作とみえたる喚子鳥すなはちほとゝぎすの事なるべく聞ゆ、佐保は奈良より東の方に在る山なり、郎女の父大友安麻呂卿の宅佐保に在し由集中にみえたり、さて此歌上に擧たる三月三十日家持卿の越中にてほとゝぎすのことを、「たまくしけ二山上になくとりの聲のこひしき時は來にけり、とよまれたると三句以下同じ趣なるをも思ひ合すべし 四巻四十一丁安部宿禰年足の歌に、「佐保度り吾家の上に鳴鳥の聲なつかしきはしき妻のこ、とよめる鳴鳥もほとゝぎすにて、すなはちよぶ子鳥ときこゆ 但し郎女の歌は三月朔日のなれば時たがひたれど、こは例年よりは暖にて夏のけはひの催したるに興れて喚子鳥すなはちほとゝぎすの來鳴くべき頃になりぬるよといへる意なり、右一首は三月朔日云々と注せるも其意を明すべく書加へられたるものなるべし 拾遺集に春かけてきかむともこそおもひしか山ほとゝぎすおそく鳴らむ 又八巻廿四丁に家持卿、「うの花もいまださかねば開かぬになりほとゝぎす佐保の山邊を來鳴きとよもす、此歌一二の句の趣三月の事ときこえ ほとゝぎすは、夏の首より鳴き、うの花も夏のはじめより開くものなるを、例として對へてかくよめるなり、四月を卯月と云ふも溲疏の花さく月の義なりと、既くより云へり、萬葉集春相聞に「春さればうの花くたし吾越し妹か垣間はあれにけるかも、

かりあなたに書るものとみゆるがありて、奥の白紙に、貞亨三年此本を人に與へたる由他筆にて記せり、後に又一本を見ろ、こはさばかり古からぬ寫にて、奥書はあらず、二本ともに誤寫あれど、かたみにあはせみればおほかたたがひなくみゆ　鶗ヨブコドリと訓り、　鶗は廣韻に鶗鴂鳥とみえ、楊雄反騷に恐ニ鶗鴂之將レ鳴兮、故先百草爲レ不レ芳、注に師古曰鶗鴂鳥一名子規一名杜鵑、常以ニ立夏一鳴、鳴則衆芳皆歇、農事興といへり、これらによりてなほその證とすべき事どもを考るに、まづ杜鵑を漢國にて三月鳴といひ又春暮卽鳴云云、至レ夏尤甚、或は以ニ立夏一鳴などいへるは皇國にてもおほかた同じ趣なり但し國のありかたによりて鳥どもの鳴そむる節はもはら同じからぬものなる事は人みなしれるがごとし漢國も然るべし　されど、ほとゝぎすは暮春より鳴そむる事もあれど、もはらは夏のものなれば立夏といふ節より鳴始るとぞ云ひならはしたる、しか云ふも古よりの諺なり、さるは萬葉集十七卷卌三丁　に大伴家持卿越中守に任りて其國にてよめる歌に、　立夏既經ニ累日一而由末レ聞ニ霍公鳥喧一因作ニ恨歌一二首、「あしひきの　山も近きをほととぎす月立つまでになにか來鳴ぬ「たまに貫くはな橘をともしみしこの吾里に來鳴かずあるらし此萬葉集の歌ども、今日安く草假字に眞字を交へて書り、下なるも同じ霍公鳥者立夏之日來鳴必定、又

越中風土希レ有ニ橙橘一也、因レ此大伴宿禰家持感ニ發於懷一聊裁ニ此歌一　三月二十九日　〇此霍公鳥云々の注、一わたり見ては後人の加筆のごとくにも見ゆれど、此卷は首より年月日をも、次でゝ書たれば後人の書るにはあらず、家持卿のみづからうちとけ書にものしおかれつるまゝに、寫傳たるものなるべし、他卷にも例あり、さて上に引たる歌の端詞の立夏云々の下に、四月とあるは通えがたきを、拾穗本に無きぞよき、かくて件の下注に霍公鳥者立夏之日來鳴必定云々、首なるは月日をよめば今日は三月二十九日、とあるに合せて歌の意を考ふるに、三月二十九日、大(大本ノマヽ)にもなりぬ、既に立夏の節になりて日を經つ、また明後日は四月の月たつ日なるをなどほとゝぎすの今日まで來鳴ぬぞ、大和にしてはかく遲き事は無りつるものをと、霍公鳥を恨むる情を述られたるなり、此卿の歌に、「月よめばいまだ冬なりしかすかに霞たなびく春立ぬとか、とよまれたるは遲速のたがひなれど、同じ口氣にて猶かゝる意ざまの歌あり、しかるを略解につきたつまでには三月のうちに四月の節に入たるをいふなり、故に立夏とことわれりといへるはおろそかなるべし、又次の歌はほとゝぎすは花橘を慕ひ來るものなるが、此國には其れ希きによりて此卿に來鳴ぬなるべしとの意ときこえたり　次に二上山賦一首此山者在射水郡也「たまくしげ二上山に鳴く鳥の聲のこひしきときは來にけりなくとりとはほとゝぎすなり　右三月三十日依レ興作レ之大伴宿禰家持これも越中にてよめるものときこゆ、歌主のみづから書れたる下なるも同じ、さて此次に同卿の四月十六日夜裏遙聞霍公鳥喧述懷歌一首云々とあり　又同卿の歌十九卷十七丁に二十四日應ニ立夏四月節一也、因レ此二十三日之暮、忽思ニ霍公鳥曉喧聲一作歌とて二首あり、二十三日二十四日はともに三月のなり、又十八卷十三丁に四月一日掾久米朝臣廣繩之館宴歌四首とありて、家持卿「うの花のさく月立ぬほとゝきす來鳴とよめよふくみたり

比古婆衣五の巻

〇喚子鳥

よぶこ鳥いかなる鳥なるにか詳ならず、昔よりさまざまのさだ聞ゆれどそれしからむともおもはれず、然るに萬葉集に呼子鳥をよめる歌どものいづれもほとゝぎすと同じ趣にきこゆれば、もしくはいにしへ大和わたりにてほとゝぎすの一名なりけるが今京となりて後漸にそのものざねをしらずなりゆきて、たゞ古歌にのみすがりてまねびよむ事となりこしを、しかすがにしらずてはとさかしらにおしあてごとして、世々にとりどりの説どものいできたるにはあらざるかとおもひよりてありつるに、此ころ字鏡集と云へる古き字訓の書を見て其證を得たり、げにおもひなりぬるをおのれひとりのこゝろやりに書つゞりてみむとす（字鏡集は、奥書に寛元三年四月二日小河法印乘澄示云、朱點東宮切韻墨點唐玉篇也、（下略）とあり、漢字の古訓どもを集めて片假名もて注したるが中に、東宮切韻玉篇等に載たる訓には、朱墨を別ちて音の上下を點したる由なり、今世に寫傳たる本には其墨點いさゝかはあれど、その位も誤がちにて、はた多くは寫脱せり、此書撰たる世詳ならず、今京となりて延喜より後のものなる事は著けれど、其訓は希らしき言も多かり、舊く書傳たるものに據れるぞ多かりぬべき）さるは其字鏡集に鵑杜鵑也三月鳴ヨビコドリ、また塢ヨビコドリと注せり、按に鵑は杜鵑とも稱て（本草綱目時珍注に、蜀人見鵑而思杜宇、故呼杜鵑、説者遂謂杜宇化鵑誤矣）なべてホトヽギスと訓來れる字なり、（色葉字類抄、又本草和名傳抄の後附に、杜鵑ホトヽキス、雜字記又玉篇の古訓等に鵑ホトヽギス、）三月鳴とは壒嚢抄に異名志を引て、鷤搗一名杜鵑至二三月一鳴晝夜不レ止と見え（廣韻に、鴂子規也）臨海異物志に、鷤搗也（韻會に、鷤鳩子規、新撰字鏡に鷤鳩、保止々支須）一名田鵑春三月鳴晝夜不レ止、格物論に杜鵑三四月間、夜鳴達レ旦、本草綱目に、時珍云杜鵑云々、春暮卽鳴、夜鳴達旦云々至レ夏尤甚晝夜不レ止、其聲哀切、田家候レ之以興二農事一などある類の説の本文に據りて注せるものなるべし（文華秀麗集に、杜鵑啼序春將闌）また塢は集韻に、塢動五切、音杜、塢鵑鳥名也、玉篇にも塢徒古切、塢鵑鳥名とあるを、古訓にホトヽギスとあり、しかれば鵑も塢も同物にて共にホトヽギスに當てよみなれ來つるに、その二字をともにヨビコドリと訓るは舊訓を傳へ注せるにて、呼子鳥則ほとゝぎすの別名なるべき事推して知るべし、又其より後のものとは見ゆれど字要集といふ書に（此は世に節用集などいふものゝごとく、門部を分ちて伊呂波の頭字によりて、言語物名の訓を載たり、撰べる頃も撰者も詳ならず、近頃古き寫本をみるに、おほよそ二百年ば

のますかゞみうれしきことをうつしてぞ見る」、次に、命とて官位をます鏡年の始に見るぞうれしき」とあり、けふよりはの歌は俊頼朝臣の永久四年の百首の中の元日題の歌なり、こは後に加へたるなるべし、また命とての歌は、いと拙きよみざまなり、これも又後に加へたるものなるべし、天地の歌はおほどかにて古き言壽歌ときこえたり と見えたる歌これにて、歌の意は年の始に袋を縫ひて一年の幸を入る、よしの壽言するがそのかみの風俗なりしなるべし 今の俗に、女子の春の縫始とて袋を縫ひて歳德神の備物にすることのあるも、その遺風なるべし、さて此わざは正しき故實にはあらで、陰陽家などのつくり出したることなるべし 狹衣に、今姫君の事をいへるところに、持たまへる扇のうちおかれたるが手習せられたるは手づからのしわざにやとゆかしう取見給へばまだはかゞ〳〵しうもつゞかぬもじどものいとをさなくあさましきさまなるは、何と見とくべうもあらぬをせちにまもればあめつちを袋に縫ひてとあるは母代（ハヽシロ）がならはしきこえたる壽言なめりといへるもこれなり、また天延三年の一條大納言家歌合に、いしなどりの題の右歌に、あめつちの袋の數しおほかればおもふことなき今日にもあるかな かの誦歌をもと、してよめるなり これをもおもひあはすべし、又相模集に箱根の社に百首歌奉れる中に、さいはひといふ題にて、天地の神のひろめむさいはひを袋にうけてかへりてしがな」結句かへりにしかなと書る本あるは、きこえがたし、今一本による、さて箱根の僧の此歌どもの返しのごとくよめる歌どもの中に、此歌にかけあはせて、さいはひを朝日にそへて今よりは都のかたにやらむとぞおもふ とよめるも同じ風俗のありけるによりてよめりときこえたり、かくて日記にいへる趣は兼家公の通ひたまふことの夜がれがちなるにあはせて今年は三十日三十夜をわか許に入れむと戯にいひかへたるにてその歌は、天地を袋に縫ひて月毎の三十日三十夜を我もとに入れむ」とやうに書て道綱朝臣のをさなかりつるにもたせて夫公（セギミ）の許につかはしたるを上のことばにゆづりてさながら書てといひてその歌をしるさゞるはおもしろくあやなせる書ざまなり、さてそのかへし歌をしるすとて今年は五月ふたつあればなるべし、としごとにあまれる戀か君がためうるふ月をばおくにやあるらむ 通暦もて推考ふるに是年五月に閏あり とは、かけ歌にあらがひて一年の内に閏月を置てその一月は逢はじとするならむとの意によみなしたまへるなり、さていはひそじつとは祝ひ損じつにて公のあらがひにまけていふべき詞もなきを祝ひ損じつと思ふとざればみて書とゞめたる、これもまたおもしろし

比古婆衣四の巻終

二句印本かけちの小野と作るは、たなけと誤たるなり、此歌もと新撰六帖の葛の題にてよみ給へるなり、然るにその六帖の印本に二句かけるふ小野にと書るは、蜻蛉小野とかけるを後人のうちまかせたるよみざまに、假字に書なせる誤なり、一本にかけちの小野とあるは、夫木抄と同じ誤なり、又一本にかけちの外にと書るは、その誤をうけたるがうへに、なのをほかと訛り其を眞字にて外と書なせる誤なり、然れば夫木抄の一本に見えたるごとくもとはみよし野のかたちの小野にとよみ給へること決し　新續古今集一戀に源範政今川民部大輔この集撰ばれたる永享の頃の人なり　一目見しかたちの小野に刈草のつかのまもなど忘れざらなむ」など見えたるは上に擧たる萬葉十二卷なる蜻の小野爾刈草之の歌にもとづきてその蜻をカタチと點したる本によりて二三の句をさへにとりてよまれたり上に擧たる萬葉に玉蜻たゞ一目見し人ゆゑに、又玉蜻ほのかにみえて云々などよめる趣にもおのづからかよへり　ときこゆれば、たれも顯昭の論へると同じむかしの一本にて、蜻をカタチともよめるまたの證とすべきなり

○天地を袋に縫ひて云々といへる事

蜻蛉日記安和二年のくだりに、かくはかなながら年立かへる朝になりにけり年頃あやしく世の人のする言忌などもせぬ所なればや、かうはあらむと心おきていさり出るまゝにいづちこゝに人々今年だにいかに言忌して世の中こゝろみむといふをきゝてはらからとおぼしき人、まだ臥ながらものきこゆ、あめつちを袋にぬひてと誦するにいとをかしくなりてさらに身には三十日三十夜は我もとにといはむと云へば、前なる人々笑ひていと思ふやうなることにも侍るかな、同じくはこれをかゝせ給ひて殿兼家公にやは奉らせ給はぬといふにふしたりつる人も起ていとよきことなりてん卦の恵方にも勝らむなど、わらふわらふ云へばさながら書てちひさき人道綱して奉れたれば、此頃時の人にて世の中の人までいみじく多く參りこみたり内へもとくとていとさわがしげなりけれど、かくぞある、今年は五月ふたつあればなるべし、年毎にあまれる戀か君かためうるふ月をばおくにやあるらむ」とあればいはひそじつと思ふ」此くだりにあめつちをふくろにぬひてと誦したりといへること耳にとまりていかなる事にかと考るに、こは當時女がたの年の始に誦する言壽歌の詞なりとぞきこえたる、然るは女房私記といふ書に巻首に九條政所樣の遊し候寫なり、公方樣仰によりて伊勢守殿へ御傳へなりとみえ、奥に伊勢祐和都にて寫し得て承秋門院の典侍石井局が校正を受たる由記せり、承秋門院は、東山院天皇の后宮にて享保五年に崩ましき　禁中樣女中御祝の次第、正月御鏡のもちひ祝ふ時の歌とて三首ある末に、「天地を袋に縫ひて幸を入れてもたればおもふことなし」とありて右の歌どもも三べんよむべし但しこの歌の上にけふよりは我をもちひ

る意ときこえたり 但しこの秋津羽の袖は羅の衣としてもきこえぬにはあらざるめれど、さてははえなくきこゆ、萬葉十三巻廿六丁長歌に、まそ鏡に蜻領巾負並持てとよめるは、略解にいへるごとく古圖に見えたる鏡の具の比禮のうすものにて、蜻蛉羽の形したるものを云へるなるべし

○上に引出たる醫心方また本草和名傳抄に注せる蜻蛉の一名を加太千(カタチ)と云へることは、そのほかの書どもに見あたらず今の世に然いふところもあるにか、さらに聞およばざる名なるを、袖中抄三巻にかたちの小野の事を論へる說によりてその證を考出たるを例の因に云ふべし、そは件の抄のかたちの小野の條に、萬葉十二巻廿四丁に、「三吉野之、蜻乃小野爾刈草之念亂而宿夜四曾多」とある歌を、草假字に、みよし野の蜻の小野にかるかやの、云々とうつし書て顯昭云、蜻をばあきづとよむなり然れば此歌をばあきつの小野とよむべしかたちの小野は旁そのいはれなし云々といひて 蜻字をかたちとよまむことはいづれにもいはれ無きことなりといへるなり 同集一巻十八丁なる長歌の吉野乃國之花散相秋津乃野邊爾とある句を、これも草假字に書て證として俊頼朝臣の歌云、みよし野のかたちの小野の女郎花たはれて露に心おかるな」是はかたちの小野と點じたる本に付てよめるな り是はかの三吉野之蜻乃小野とある、蜻字をカタチと點じたる本によりてよみ給へるなりと云へるなり、さて顯昭は仙覺よりおよそ五十年ばかり前の人なれば、こゝに論へる萬葉の點は仙覺より前の人のよみざまなり 萬葉の よみはやう〳〵なるを能々見定て可詠也、一說に付てよみつればひがごとになる也、かげろふのをのとよみたどることもありそれもいはれずといへり そのかみ萬葉に様々のよみを付たる本どもの在しこと此說にて知られたり しかればそのかみ萬葉の一本に件の蜻の小野の蜻字をカタチ カゲロフとも とよめるがありしなり、然るに顯昭其を蜻蛉の一名なることを知らざりつるから其いはれなしといひて考說たゞよはしくてたちがたきを、今その蜻の一名なることを知れるうへは其よみざまの可否はしばらくおきて然よめりしいはれはさだかにきこえたり 契冲の勝地吐懷編形の小野の條の、伴蒿蹊が首書の說に、雄略帝あきつ野にての御歌(上略)虻かきつき、其虻をあきづはや嚙ひ、昆ふ蟲も大君に仕奉ふ、汝が形は置かむと詔ふ御言により、もしは一名形の小野ともいひけるにやといへるはすてがたき說なり、これによりて考るに此時の事を紀に、四年八月戊申行幸吉野宮庚戌幸于河上小野云々、虻疾飛來嚼天皇臂、於是蜻蛉忽然飛來齧蟲將去、天皇嘉厥有心詔群臣曰、爲朕讃蜻蛉歌賦之、群臣莫能敢賦者天皇乃口號曰とありて、御歌を載られて因讃蜻蛉名此地爲蜻蛉野とあり、しか讃たまふあまり其處に蜻蜓の形を象どりて塚を作らせなどせさせ給ひたりけむ、さるは神武紀に天皇腋上嗛間丘に登りて國狀を廻望まして蜻蛉の臀呫せるがごとしと詔給ひたりし、國形の事をもかつはおもほしよらせたまへるにもあるべし、然らばその蜻蛉の形を置れたりしによりて其野の一名を形の小野とも呼び、つひにその蟲の名にも負せてカタチといへるにもやあらむ さて又かの俊頼朝臣より後の歌に夫木抄野の部に衣笠內大臣、みよし野のかたちの小野にはふ蔦のしたのうらみは知る人もなし

たがふを、ありとみて手にはとられずみればまた行へもしらずきえしかげろふ、あるかなきかとれいのひとりごち給ふとかやといへるこれなり　但しこの歌の意、裏には日「影に見ゆる陽炎のこの蟲の名にも、そのさまにも相かよふ趣にほのかによみといのへて、さて歌にひきつゞけてあるかなきかと、れいの獨ごちの詞にその心ばえをしらせてとかやと地の文に書とぢめたるいひしらずたくみに妙なることばとぞきこえたる。和歌六帖に、世の中と思ひしものをかげろふの　あるかなきかの世にこそありけれ」こはもはら陽炎によせてよめるなり、金葉集に懐尋、いつをいつと思ひたゆみてかげろふのかげろふほどの世をいかにせむ」とよめる三句のかげろふは、陽炎をいひ四句なるは日のくもりて蔭になりて見えずなりぬるをいへり後の歌どもにもはら世のはかなき事にそへてよみなれたるにあはせていはゆる黒きとうばうの小さきをのみいふことのごとくになれるなるべし

○蟲のかぎろふの古名を阿岐豆（アキヅ）といへり、書紀神武卷の末に、皇輿巡幸因登二腋上嗛間丘一廻二望國狀一曰、云云、雖二內木綿之眞迮國一猶如二蜻蛉之臀呫一焉、由レ是始有二秋津洲之號一とみえ、古事記雄略段に、天皇坐呉床爾蜩咋御腕、卽蜻蛉來咋其蜩而飛云々、此時御歌よませ給ひける其御歌詞に、多古牟良爾阿牟加岐都岐曾能阿牟袁阿岐豆波夜具比加久能碁登那爾淤波牟登蘇　良美都夜麻登能久爾袁　阿岐豆　志麻　登布　この御歌書紀には異なるところあれど、阿岐豆の事は同じ、一本云々と細注なるは全同じ　などみえてくだりの二書ともに阿岐豆に蜻蛉の字を當て記されたり、萬葉にも蜻蛉の宮、蜻島　此は長歌にて下の句に玉蜻云々と一首の中に同字を二かたによむべく書り　蜻野、蜻領巾など書き又蜓野とも書り、陸奥出羽にては今も阿岐豆また阿計豆ともいふところありとぞ

○またそのあきづのことのごとくきこえてさにはあらじとおもはる、古言のきこゆるを因にわきまふべし、秋津葉爾爾寶敝流衣、吾は着じ君に奉者夜も着るがね　萬十卷五十八丁相聞寄衣　前人の説に此秋津葉は蜻蛉の羽のうるはしきをにほふといへりと云へれど、蜻蛉の羽は羅にこそはたとへつべけれ、にほふとはいふべきにあらず、おのれがおもふところは秋津葉は字の如く秋の葉にて秋の木葉のもみぢたるさまにうるはしく染たる衣といへるなるべし　後のことながら飾抄などいふ書にみえたる衣の色あひに、紅紅葉、黄紅葉、青紅葉、モヂリ紅葉、蝦手紅葉、紅葉重、櫨紅葉などみえたるを、又そのくさぐさなすべてたゞ紅葉ともいへりときこえ　またさる色あひのかれこれの書どもにも、とりぐ見えたるをもかたへにおもひ合すべし　萬葉十七卷廿四丁に安吉乃葉乃爾保幣流等伎爾また十九卷廿六丁　秋葉之爾保比爾照在惜身之また同卷　秋葉能黄色時爾とよめるに證して意得べし　秋津葉の津は、乃に通ふ辭にて秋の葉を體言にいへるなり、また秋葉と書るをアキツバともよむべきなり　かくておもへば同集三卷廿七丁に、「秋津羽之袖ふる妹を玉くしげおくにおもふを見たまへ吾君」とよめるも、秋津葉に染たるうるはしき衣の袖をといへ

たるを陽炎にたとへさせたまへるなり 河内國人伴林光平が云く、埴生坂より難波までの見わたしおほよそ二里餘り隔りたるべけれど、河内の方は土地高ければ近く見下さるといへり、頓阿の草庵集に蟲名十を物名に、「あふてうきは雲にかげろふ在明の風身にしみてかへるさの道」とよめる二三の句、在明の月影さえて雲にうつろへるさまを、雲にかげろふといへるなり、相模家集に、「いなづまのいそがしきをみて、いなづまはてらさぬ宵もなかりけりいづらほのかに見えしかげろふ」とよめるも、須臾見えかくれするほどのことながら其かぎろひのごと見ゆるさまは似たる趣なりけむ、冠辭考にこの御歌の迦藝漏肥を、火影のきらめくをいふ言なりとして、春の空に見ゆるはその火影のかぎろひに譬へたるものなるよしに注されたるを、古事記傳にも其説に隨ひて炫火なりと説はれつれど、おのれがおもふところはかくのごとし

○往影乃月文經往者玉蜻日文累念鴨 萬十三卷九丁長歌

こは玉蜻をたゞカギロフとよみて陽炎をカギロフともいへるにあはせて書るにか、又蜻をカギロフともいへるにあはせて書るにか、いづれにも春の日影の陽炎に借て書るなり、陽炎のもゆる空の日といふ意にて日にかけたるまくら辭なり 陽炎は日影にうつろひて見ゆるものなり 往影のといひて月のまくら辭とせるに對へて知るべし 但しこの歌玉蜻を諸本玉限と書たれど、先輩の説に限は蜻を草の手より見誤りて、寫し傳たるものなるべし、と云へるに隨ひて訂して書たるなり、それひがことならむには本のまゝに玉限と書てもその一名の意を得てカギロヒとよむべく戯書のさまに書りともすべければ、よみざまにはさまたげなし

○かぎろふをかげろふといへることは、倭名抄にみえて上にいへるがごとくなるに、中むかしよりカゲロフといふはもはら一くさのものにのみうつして呼ことのごとくなりて今におよべり、和歌童蒙抄に 藤原範兼卿の著されたる書なり、このぬし鳥羽崇德の御世の頃みさかりにおはしゝ人なり かげろふのことを黒きとうばうのちひさきやうなるものなりと見えたるごとく 蜻蜓を林逸節用集新韻集に、トハウ、本草和名傳抄に、止ム波宇、又加計呂不、運歩集撮壤集に、トンハウとよみ、壒嚢抄に蜻蛉といふは大小のとんばうの惣名なりといへり 今なべてとんばうといふもの、中の一種に殊に細く小くして黒きが秋の半ごろよりいで來て中空に飛ちがふときはいと微にひらひらと見ゆるが、しばしのほどに飛去るものなり、此ものの晝はをさをさ見えこず朝蔭夕暮などに出來るものこれなり 江戸にて兒童などは、かれつけとんばうといふめり 兼好が徒然草に、世間のはかなき譬にかげろふの夕べをまち云と云へるが如く、兒童の捕りて蟲屋に入れ置くを見るにとかくするほどに死ぬるものなり 新撰六帖に、かげろふ、衣笠内大臣、「夕ぐれの軒のかげろふ見るまゝにあはれさためもなき世なりけり」左大弁光俊、「あはれなり山おろしふくゆふくれになき數まさる軒のかげろふ」 源氏物語 蜻蛉卷薫君のうへの事をいへるところ につくづくと思ひつゞけながめ給ふ夕暮 上に薫君のさまをいへる文に東の高欄におしかゝりて夕かげになるまゝに花のひもとく御前の草むらを見わたし給ひものゝみあはれなるに、中に就いて腸を斷ふるは秋の天といふことをいとしのびやかに誦しづゝ居給へりといへるに遠からぬ頃の文なり かげろふのものはかなげに飛

の多く中天を微に飛ちがふさまを陽炎にたとへてカギロヒといひまたカギロともいひ、其をまたカギルとも轉しいへるにてカゲロフといふもカギロヒを轉していへるなるべし日影に見ゆる陽炎を後世にカゲロフといふも同じ　さてその日影につきていふカギロヒの萬葉にみえたる歌どもをこれも目やすく左に擧しるす

○蜻火之、燎留春部　萬十卷七丁○この歌今さらに雪降らめやも蜻火のもゆる春へとなりにしものを

もゆとは、火はさらなり日影によりて氣の起ちて見ゆるをもいへるなり、草の生ひたついきほひのさまにさへ云へり、蜻は借字なり

○炎乃春爾之成者　萬六卷四十二丁

炎字を書るはカギロヒを陽炎と書馴たるうへより陽字を畧けるなり歌のうへにておのづから然ときこえたり　陽炎のもゆる春になればなり

○東野炎立所見而　萬一卷廿二丁

朝日影には殊に陽炎の起つものなり、野はさらなりさて此下句反見爲者月西渡とあり、西方をかへり見れば曉明の月のなほ入らである趣にて廣野に旅寢したるさまにきこゆる歌なり、上句の炎を曙の光なりといへる説あれどいかゞ

○蜻火之燎流荒野爾　萬二卷三十八丁長歌

廣野は殊に陽炎の起つものなり、此歌にもカギロに蜻字を假借たり

○香切火之燎流荒野爾　同卷四十丁同歌或本

こはカギロヒをカギルヒと轉しいへるにて上にいへるごとく蟲の名に通はしいへると同例なり

○蜻蜓火之心所燎管　萬九卷三十四丁長歌

カギロに蜻蜓のよみを借り用ひたるなり、陽炎のもゆとかけたるまくら辭なり

○迦藝漏肥能毛由流伊幣牟良　古事記履仲天皇御歌

此は履仲天皇難波大宮にて大嘗せさせ給へる時御酒に沈醉ひて御眠ませるほど弟墨江中王天皇を弑せ奉らむとして大宮に火を着給へるを阿智臣さながら御馬に乘せまつりて倭國へ逃れいでまさしめ奉りける間、夜に入りて河內國埴生坂に至まして難波の大宮の方を遙に見やらせ給ふになほ火氣の見えたりければ、埴生坂朕が立見れば迦藝漏肥のもゆる家むら妻が家のあたり」とよませ給へる御歌これなり、さてかくよませ給へるは難波の火氣の遙に見ゆるに俗にいふ雲燒なり山氣などの臨ろひてみえ

し、但し垣をカギに用たるは借字の訓言の清音を濁音に借用ひたるにて集中に例あり、また萬葉二巻に蜻火（カギロヒ）と書るを或本に香切火（カギルヒ）と書るも同例に通はしいへる證とすべし（かぎろひの事は下に別にいふべし）

(三)多萬可岐留波呂可爾美縁弖伊邇師古由惠邇（此は靈異記上巻第二縁にみえて、一二の句こひをみなわがへにおぢぬとあり、三句已下(一)(二)と同じ）

(四)玉蜻蛉、髣髴所見而別去者萬八巻三十四丁

萬九巻三十七丁に蜻蜓火と書て蜻蜓をカギロに當てて書り互に證とすべし

(五)蛛蜻、髣髴谷裳不見思者萬二巻三十九丁

以上五首蜻蛉の中空を飛さまによりて髣髴また遙になどいへるなり、まくら辭ながら其さま下の詞まで應きたり

(六)玉蜻、夕去來者萬十巻五丁

(七)玉限、夕去來者萬一巻廿一上長歌

右二首蜻と限と同言なる證上にいへるがごとし蜻蜓は夕になれば蚊などを食はむとして多く中空を飛めぐるものなれば然いへるにて夕さりにかけたるまくら辭なり

(八)玉限、石垣淵乃隱而孋萬十一巻十三丁

(九)玉蜻、石垣淵之隱庭萬十一巻三十二丁

(十)玉蜻、磐垣淵之隱のみ戀つ、在るに萬二巻卅七丁

以上三首蜻は水上に集（スダ）きて萍などに下りつ、飛めぐるものなるを此は磐垣の淵に在るうへを云ひて人目の遠きに譬へたるなり（漢籍埤雅に蝍蛉飲露、六足四翼、其翅輕薄如蟬晝取蚊蝱食之、遇雨即多好集水上款飛、一名蜻蛉）

(十二)玉蜻、直一目耳視之人故爾萬十巻五十九丁

こは蜻の空中を須臾の間に飛過たるさまに譬へたるなり

右對合せみて、カギロフ、カギロ、カギルまた玉カギルといふも同名を轉し呼へるなるべきことを知るべし

さて此蟲をカギロフといふ義は、春の日影によりて見ゆるカギロヒにたとへたる名なるべし、さてそのカギロヒといふは廣野などにて春の日に影ろひて中天に起昇る氣の見ゆるをいふ名にて萬葉集に、かぎろひのもゆる荒野かぎろひのもゆる春べ」など見えて漢名陽炎遊絲野馬などいへるこれに當れり、後世にかげろふといふこれなり（寛平御時后宮歌合に、夏の月光をしまず照ときは流るゝ水にかけろふぞたつ」とよめるは月影の流水に臨れる趣を甚しくいはむとて巧てよめるにて陽炎の實景にはあらず）さて此蟲

とす、其はまづ本草和名に蜻蛉一名諸乘、一名胡蜇、一名卽蛉、一名狐梨、一名阜螽、一名靑亭、一名胡黎、小而黄一名赤卒小而赤一名絳騶、一名赤衣使者、一名赤弁丈人、一名靑蜓、一名蜻蛉和名加岐呂布とみえ加岐呂布の岐濁音によむべし、其は下に擧る古事記に迦藝漏肥とあるに准へて決むべし、さて此本草の漢名和名ともに伊呂波字類抄にも引載たり、萬葉に陽炎を蜻蜓火蜻火など火字を加へて作るをおもへば、そのかみ加岐呂布を加岐呂また加岐流ともいひ、そが中の一種に玉加岐呂といふがありて其を玉加岐流とも呼へりと知られたり、然るに倭名抄に蜻蛉本草云蜻蛉一名胡蜇和名加介呂布釋藥性云一名蜻蛉、兼名苑云、虹蛵一名胡蝶蜻蛉是也と注されたるは加岐呂布といふは古名にて當時なべて加介呂布といへるにあはせて注されたるなるべし、醫心方には加岐呂布又加太千、又加介呂布と注されたり、塩囊抄にも蜻蛉といふは大小のとんばうの惣名なりと云へり、さて萬葉に玉蜻蜓玉蜻など書るは、タマカギロとよみて今俗にヤンマと呼ぶものなるべし倭名抄に、胡黎一名胡離、蜻蛉之小而黄也、和名木惠無波また赤卒、一名絳騶蜻蛉之小而赤也、和名阿加惠無波とみえて加介呂布の中に呼分てる名を注されたり、此二種本草和名にはなべて加岐呂布とよめること上に擧記せるがごとし、袖中抄にはあきつとは蜻なり、ゑむばなりといへり、さて今の俗にとんぼうの大なるをヤンマといふは惡無波を訛れるにて、其を大なるかたの名に呼ならへるなり、さて其類の中に鬼ヤンマ、牛ヤンマ、車ヤンマなど國々にてとり〳〵にわかち呼ぶ名あり玉とは頭の大なる目ごめにあるが、透徹りて玉のごとく目にたちて見ゆる故に玉カギロと呼たるなるべしこの蟲大なるも小さきも頭目の貌はおほかた等しけれどいはゆるヤンマの目は殊に目にたちて見ゆるものなり、俚言に物の狀を譬へてヤンマの目の如しといへることのあるにも思ひ合せらるゝなり、博物志に五月五日埋蜻蜓頭于西向戸下、埋至三日不食則化成青眞珠といへるは、頭目の貌によりてことなし〳〵いひなせる僞談なるべくきこゆ、兒童のヤムマの頭を撮取て青玉なりといひて弄ぶことをするなど思ひ合せらるゝかしかくてその萬葉に見えたる歌ともを左に目やすくならべ擧て證し論ふべし、但し歌詞の頭に數の字を注せるは互に見合せなどして考ふべき便とせるなり

(一)玉蜻、髣髴所見而、往兒故爾萬十二卷廿七丁〇一二の句、朝影にわが身はなりぬ

(五)(六)(九)(十)(十一)の歌に、蜻字を用ひたり、萬葉二卷十卷に陽炎を蜻火、九卷に蜻蜓火と書て蜻蜻蜓ともにカギロに當て、用ひたり、そは下に擧るを互に見あはせて證とすべし

(二)玉垣入風所見而、去見故爾萬十一卷五丁(一)と同歌を復載たるにて、玉蜻を玉垣入と轉し呼へるのみ異なり

(三)に多萬可岐留(七)(八)に玉限と書るによりて相證してこの玉垣入をタマカギルとよむべ

誦、妙則妙矣、豈是朝廷之儀哉、是以經籍之文故老之說、可用朝家難拋閣卷之類、勅成一卷、々中分門、々中載曲凡十九門三百七十八曲、名曰口遊、敢上賢郎、其詞或歌欲令令郎就於心也、其體或直欲令令郎近於俗也、願爲此卷於掌底之玩當爲其文於口中之遊、惣而言之爲小郎而作不爲他人而作之也、（下略）于時天祿元年冬十二月廿七日僕夫源爲憲序とあり、奥書に于時弘長三年二月五日於山田亭愚息行文書寫之、少少加愚筆畢と記せり、序に左親衞相公殿下といへるは左親衞は左大將、相公は大臣の唐名、殿下は攝政關白の稱呼なり、序末の歲月の時に當れる其官位の人を公卿補任尊卑分脈の藤原系圖等に據りて考ふるに、攝政從二位右大將兼左大將藤原朝臣伊尹公諡謙德公なり、第一郎は系圖を按るに右兵衞佐從四位上親賢朝臣に當れり　此本書古筆とはいへど誤寫脫字蟲損など多く、この誦歌はた然あるを誤字は本書に臨せる字體の趣をよく見合せ、又其轉訛を推考へ彼此考訂してこゝに擧げ本書の誤脫などを其字下に分注して後の考に備ふ、かくて其歌詞を考るになほ其意と、のひてもきこえざれどもとよりかゝる歌など作らむ事はいと難きわざなれば其心しらひしておほかたによみときてあるべし、さて此をいま太爲爾歌といふは伊呂波歌といふに倣ひてなり、

書籍門　序に卷中分門門中載曲凡十九門三百七十八曲名曰口遊

九雜曲　九はいはゆる三百七十八曲の中の第幾なり曲字本書には省略てゝを作り　中略

略誦　この二字本書の凡ての例に依るにこの誦歌の上にかく別行に書べき目なるを本書誦歌の上行の上頭の分注の左行の上頭に攙へ書たるは誤なり

太爲爾伊天　太字本書大と書り　奈徒武和禮遠曾　奈徒武三字を本書奈從戒と書り　支美女須止　本書美を差と書き止を立と書り　安佐利於比由久　本書利を利と書り於音字本書に脫たるを、今こゝに補へて七言の句に調へ、その詞を考へてしばらく比字の上に補ふ　也末之呂乃　本書之を乙と作り　宇知惠倍留古良　倍字本書償と作り　毛波保世與　与字本書蟲食ありて、乙かくのごとし、与をちと書る畫の殘れるなり　衣不禰加計奴　禰字本書祢と書り　「謂之借名文字」この六字分注なり、之借二字本書之供と書り

今案世俗誦ニ阿女都千保之曾羅也方ニ　阿字本書蟲食あれど、字體髣髴にみゆ、羅也萬の三字を本書里女也と作り、草變の轉訛なり　訛說也　本書說を誂と作り　此誦爲レ勝　世俗にあめつちほしそらやまと云々といへる誦文あれど、この太爲爾伊天云々の誦勝れりといへるなり

太爲爾伊天は田井に出でなり、奈徒武和禮遠曾は菜摘む我をそなり、支美女須止は君召すとなり、安佐利於比由久は求り追ひ行くなり、也末之呂乃宇知惠倍留古良は山城のうち　宇知の地名を兼ぬ　醉へる子等なり、毛波保世與は藻干せよ、衣不禰加計奴はえ船繫けぬにて、えは船を曳く聲なるを囃詞のごとく加へて詞をとゝのへたりときこゆ、一首の意はさだかにとほりてもきこえざれど爲憲ぬしの論はれたるがごとくあめつちの文にはいさゝか勝れりといふべし

○玉蜻考

萬葉集の歌に玉蜻蜓玉蜻珠蜻など書るを前の人々カギロヒとよみ來れゝど　蜻蛉をカギロヒといへること古書どもに見あたらず　おのれはタマカギロとよむべくおもへるよしあるをいはむ

け（こけの歌、本に、このはもろ云々あらしと思ふなとあれどなもじはえたさむみの歌の尾にあるがうへに、結句の意もとほりてきこえず、さるはあらしこそふけの寫誤なるべし、かく正すときは全文の詞に合へり）ひといぬうへすゑゆわさるおふせよえのえをなれゐてか、れば順集と文の次第の異なると、又連語の異なるところもありとは見ゆれど、もと同文なること知るべし、洞物語（國譲巻）に仲忠の書て孫王に奉れる御手本の書ざまをいへるところに春の詩夏の詩あめつちとみえたるも此あめつちの文の事なるべし（但しこの物語本どもあめつちの下に、その字一つ衍れり、或校本になきぞよき、本書をよくよみわきまへて知べし）此物語は天徳の頃作たるものなりとみゆれば順ぬしのみさかりにおはし、頃なり（一華堂切臨が源義辨引抄に、此物語を源順ぬしの作なりといへり、據ある説なるにか）天祿元年に源爲憲朝臣の著されたる口遊の四十七音の誦歌を載られて（其詞は、たゐにいでなつむわれをぞきみめすと云々と、長歌のさまによみたるものなり、この歌は別に下に注すべし）今按世俗誦二阿女都千保之曾羅也萬一訛説也、此誦爲レ勝と見えたるもこれなり（この口遊しるされたる天祿元年は、順ぬし六十歳の時に當れり、いはゆるたゐにの誦歌も、そのかみ此あめつちの文ともに世に行はれたりしことしるべし）又加茂保憲女集に（相模と同じ頃の人なり）よばひ星のいとまなくわたる雲路のあした夕なれずならねば、うきこともならはずいまはすさまじといふ空もなく、まれに逢ふ曉の涙をおとしたる露をあつめてうつぶしぶみをかきはじめけるよりなむ、あめつちほしそらといひけるもとにはしける、といへるもまたこれなり（但し此集の文かきざまつたなげにてとほりてきこえがたきところ多し、こゝにはあめつちの文の事をいへるをとれり）かたみに證とすべし、そもそも此あめつちの文は千字文などいふもののさまにならひて作れるものにしてあめつち（天地）よりくもきり（雲霧）といへる迄は事もなきをむろ（室）こけ（苔）ひと（人）いぬ（犬）うへ（上）すゑ（末）と聯ねたるいとせむかたなげなり、その次なるゆわさるより以下はなに事ともきこえがたし、しひてもてつけてよまばよみもしつべけれどあまりにかたはにつたなきを上に引出たるがことくはやく口遊にもそれに載られたる誦歌に比べては劣さまに論はれたりき、然るにそのかみさばかり世々に唱へなれたりけむことこそあやしけれ

○太爲爾歌考

太爲爾歌は、四十七音を詞にとゝのへて長歌のさまに誦むべく作れるものなるを源爲憲朝臣の口遊の中の書籍門に載られたり（この口遊の本書は、尾張國大須の眞福寺に藏る弘長三年の古寫本を摹して前に影本とせるなり、卷首に口遊序、竊以左親衞相公殿下第一小郎（小名松雄君）年初七歳天性聰敏（中畧）今年秋以門下書生爲師讀李嶠百廿詠矣（中畧）然猶誦習之餘或有遊戲、々々之裏間有歌謠、蓋是年少之所致也、彼韓櫓帶刀之歌、優則優矣、終非吏幹之備也、雖渡內豎之

ふ事なり（あめつちくもきり云々といふ歌のよしにはあらず、いろは歌とはことなり、いろは歌は昔の今様といへる歌風なり、委しき事は既に假字本末に論へり）

あるところに庚申の夜あめつちをかみしもにてよむとてよませし十六首

春

あさみどり春めづらしくひとしほに
　花のいろますくれなゐのあめ
つきもせぬ子の日の千世を君がため
　まつひきつれむ春の山みち
ほかよりはのどけき宿の庭ざくら
　風のこゝろもそらによぐらし
そのかたとゆくへしらるゝ春ならば
　闕するてまし春日野のはら

夏

やどちかき卯の花かげは波なれや
　おもひやらるゝ雪のしらはま
かたらはゞをしみなはてそ時鳥
　きゝながらだにあかぬこゑをば
みしまえの玉江のまこも夏がりに
　しげくゆきかふをちこちのふね
たぎつせによどむときなくみそぎせむ
　みぎは涼しきけふのなごしに

秋（歌闕）

冬

むしのねも秋すぎぬれば草むらに
　こりゐる露の霜むすぶころ
このはもる時雨ばかりのふるさとは
　軒のいたまもあらしと（こそ）思ふを（け歟）
えこそねゝ冬の夜ふかくねざめして
　さえまさるかな袖のこほりの
えださむみつもれる雪のきえせねば
　冬と見るかな花のときはを

今按るにあめつちの文を歌の首尾にするゑてよまむには二十三首に一言餘れり、相模は其中三十二言を得てよめるが今本に秋歌四首缺て十二首あるなり此ほかは他人のよみたりしなるべし（順集なるあめつちの歌の詞書に、有忠朝臣と藤六と二人してよまれたる由みえたり）かくて其十二首の首尾の音を書つらね上に擧たる順集なる全文にあて、其は字を圍みて別ちみるにかくのごとし

あめつちほしそらやまかはみねたに缺四首（くもきり）むろこ

云々と書るは戯におのが名をかくして、わざとしか書るざれわざにて、公任卿の金玉集に、柿本末成また清輔朝臣の袋草紙に柿本躬貫など匿名をしるされたるも、おのづから似たる心ばえなり、さるを三十六人集にはまことの人丸がなりとこゝろえて收たるものなり、さて其ほかに此ぬしの歌の撰集に見えたるは、新拾遺集戀部に、人に對面せんといひおくり侍しかへりことばなくて、小石をおくりければ、あふことのなぎさにひろふ石なれや見ればなみたのまづかゝるらむ」といふがひとつ見えたり、俳諧部には入れられざれど、これも心ばえはざれてきこえたり、又宇治拾遺物語に、今はむかし藤六といふ歌よみありけり、げすの家に入て人もなかりけるをりを見つけて入にけり、鍋にある煮物をすくひ喰ひけるほどに、家あるじの女云々あなうたてや藤六にこそいましけれ、さらば歌よみ給へといひければ、むかしより阿彌陀ほどけの誓にてにゆるものをばすくふとぞしる」とこそよみたりけれ、又袋草紙に、昔は獄前栽菊云云、藤六輔相(中納言長頁の孫也)過獄前于時囚獄一人走出て抱之入獄門内云、朝歌合アル之由承之爲題此菊可令詠一首云々、輔相即詠云、人や植しおのれやおひし菊の花しもとにうつる色のいたさよ」、囚人感歎シテ免之云々、などみえたり、今推考るに此人放縱に身をはふらかしてめでたき家門の人ながら官も賜はらず藤氏のたゞの六位なるよしにてみづから藤六と名のりて、異さまなる行してざれ歌などよみて世をつくしたりしなるべし、仁和寺本の書籍目録の人々傳の部に、藤六一巻と見えたるも此人のなるべし、いはゆるあめつちの歌よめる心ばえおしはかりつべし　かくてもとの歌にはあめつちの文を一もじづゝ次第のまゝに歌毎の起句の上にするゑてよみたりけるを、順ぬしそれに競ひてさらに其もじを起句の上と結句の下とにするゑて四季と思戀の六題に分ちてよみ給へるなり然しひてよまれたるが故に、歌ざまとゝのはずかたはなり、三十六人集の古本に載たる此ぬしの集に、雙六番の歌これは有忠がよみはじめたるによみつぐとて雙六盤の界の形に歌詞を書つられて竪横より廻らしてよみとゝのふると、次に田畦形のごとき趣に書なしてめぐらしよむべくものせるがあり、これらもみなしひてよまれたるが故に、ぬしの尋常の歌口には似ずともに其こゝろしらひしてよむべきなり、さて其二歌めづらしければちなみに下に書そふべし　さて件の歌の次第のまゝに起句の上のもじを結句の下のもじも書つらね見るにかくのごとし

あめつちほしそらやまかはみねたにくもきりむろこけひといぬうへすゑゆわさるおふせよえのえをなれゐて

然るに戀部えの位にえもいはで云々、おふる松がえと有て次にのこりなく云々、その次に又えもせかぬ云々山はつくばねとありて四十七音の外にえもじの歌一首あまれり、相模集なる此あめつちをよめる歌にも然る次第に見えたるがうへに其歌どもは、下に書載てあげつらふべし。此順集の歌の題の下に、四十八首ともあれば全文にえもじ二つあるに合へり、さるはいかなることにかさらに心得がたし、しひてたすけていはゞもしくはあめつちほしそらといふごとく二音づゝとゝのへて四音を一句として唱へむには四十七音にては一音足らざれば其句をとゝのへむとしてえ音を一つ助へて唱へなれたるにもやあらむ、かへすがへす心得がたきことなり、さて又端書にあめつちの歌と書るはあめつちと稱ふ文を首と尾とにするゑてよめる歌とい

ものおもふ時はなみだとぞ見る

思ひをもこひをもせゞにみそぎすと

ひとかたなでてはらへてはお、

吹風につけても人を思ふには

あまつそらにも有やとぞ思ふ

せをふちにさみだれ川の成ゆくは

みをさへうみに思ひこそなせ

芳野河そこのいは波いはでのみ

くるしや人を立居こふるよ

戀

えもいはで戀のみだるゝ心かな

いつとやいはにおふるまつがえ

殘りなくおつる涙は露けきを

いづら結びし草むらの野の

えもせかぬ涙の川のはてくや

しひて戀しき山はつくはえ

をぐら山おぼつかなくもあひみぬか

なゝしろばかり戀しき物を

なきたむる涙は袖にみつしほの

ひるまにだにもあひみてしがな

れうしにもあらぬ我こそ逢ことの

ともしのまつのもえこがれぬれ

ゐてもこひふしてもこふるかひもなく

影あさましくみえぬ山の井

照月ももるゝ板間のあはぬよは

ぬれこそわたれかへすころも手

今まづ件の端詞の意を按ふるに、そのかみ四十七音を物事の言にとりのべてあめつち云々と唱ふる文のありて其發端の言をとりてあめつちと稱ふがありけるを、もとその文によりて藤原有忠朝臣と藤六と二人して歌によまれたりけるに順朝臣其返しに此歌をよみ給へるよしなり この集の末に、雙六番の歌これも有忠がよみはじめたるによみつぐとて異體の歌十四首あり、このあめつちの歌よみ給へるに似たる趣なり、その歌のことは下に云ふべし、さて有忠朝臣の名は諸本假字にて書るに本願寺本に有忠と書るに依りて考ふに、尊卑分脈閑院家の流に、恒佐天慶元年五月薨六十その四男に有忠左馬頭從四位上歌人とみえたり、また藤六は、同書に權中納言藤原長良卿には孫、弘經朝臣の三男に輔相、無官號藤六歌人とみえ、作者部類六位部に、藤輔相號藤六とみえたり、拾遺集物名部にこのぬしの歌卅七首載られたり、悉俳諧のざれたる同じ口つきなり、其中に三十六人集の首に人丸集とてある中に、柿本人丸あからさまに京近き所にあるやむごとなき所にたてまつりけるとなんと詞書して、六十餘國の名を物名に俳諧めきたるさまに、これも同じ口つきによめる中の、大和の歌を載せられたり、しかれば件の諸國の歌みな輔相がなるを、詞書に柿本人丸

昨日こそゆきて見ぬほどいつのまに
　うつろひぬらんのべの秋萩
りうたうも名のみなりけり秋の野の
　千草の花のかにはおとれり
結ひおきししら露を見る物ならば
　よるひかるてふ玉もなにせむ
ろもかぢも船もかよはぬ銀河
　たなばたわたるほどやいくひろ
木のはのみふりしく秋は道をなみ
　わたりぞわぶる山川のそこ
今朝みればうつろひにけり女郎花
　われにまかせて秋ははやゆけ

冬

日をさむみ氷もとけぬ池水や
　うへはつれなくふかきわがこひ
とへといひし人はありやと雪分て
　たづねきつるぞ三輪の山本
いづみともいさやしら波たちぬれて
　したなる草にかけるくものい

ぬることに衣をかへす冬の夜に
　夢にだにやは君が見えこぬ
うちわたしまつあじろ木のいとひをの
　たえてよらぬはなぞやこゝろう
へびゆみのはれるにもあらでちる花は
　雪かと山にいる人にとへ
すみがまのもえこそまされ冬さむみ
　ひとりおもひのよるはいもねず
ゐごひする君がはしたかしもがれの
　野になはなちそはやゝてにするゐ

思

夕さればいとゞわびしき大井川
　かゞり火なれやきえかへりもゆ
わすれずもおもほゆるかな朝な〳〵
　ねしくろかみのねくたれのたわ
さゝかにのいをだにやすくねぬころは
　夢にも君にあひみぬがうき
るり草の葉におく露の玉をさへ

春

あらさじとうちかへすらんをやま田の（しイ）
　苗代水にぬれてつくるあ（畦）
めもはるに雪まもあをくなりにけり
　今日こそ野邊に（のイ）若なつみてめ
つくは山さける櫻の匂ひをば
　いりてをらねとよそながらみつ
千くさにもほころぶ花の匂ひかな
　いづら青柳ぬひし絲すぢ
ほのぼのと明石の濱を見わたせば
　春の波わけいづる船のほ（帆）
しづくさへ梅の花かさしるきかな
　雨にぬれじときてやかくれし
そら寒み結びし氷うちとけて
　いまやゆくらむ春のたのみぞ（冬・夜イ）
らに（蘭）もかれきく（菊）もかれにし秋の野の（小山田のはらイ）
　もえにけるかなさほの山づら

夏

山も野も夏草しげく成にけり
　などかまだしきやどのかるかや
待人も見えぬは夏も白雪や
　猶ふりしけるこしのしらやま
かた戀に身をやきつゝも夏蟲の
　あはれわびしき物をおもふか
はつかにも思ひかけてはゆふだすき
　賀茂の河波立よらじやは
身をつめば物思ふらし郭公
　なきのみまどふ五月雨のやみ
ねをふかみまたあらはれぬあやめ草
　人を戀ぢにえこそはなれね
たれによりいのるせゞにもあらなくに
　あさくいひなすおほぬさにはた
庭みればやほたで（八穗蓼）おひて荒にけり
　からくしてだに君がとはぬに

秋

吳竹のよさむに今はなりぬとや
　かりそめふしに衣かたしく
最上河いな舟のみはかよはずて
　おり（下）のぼり（上）なほさわぐあしかも（蘆鴨）

とかしこくをかしがりたまひて使に祿給へりけり、伊勢集の首の日記文に前栽のをかしかりければ、洞物語後蔭卷に、をかしうおもしろしなどなほあり、これらの後のふみには數しらずおほくつかふ詞となれり

○安米都知誦文考

ある遠き國人の源順朝臣家集に、あめつちの歌といふがあるはもとあめつちほしそら云々と音のかぎりをつくしと、のへたる古文のありしことしるく、其はめでたきことばなりときこゆる由をくはしく考出たる説あり、そこにはいかにか見つるといひおこせたるにおのれ既にかの集をよみ見たる時は一すぢたてたるかたのあかしにせむどおもへる時にてなべての歌どもに心いれざりければ、そのあめつちの歌いかなることならむとまではたづねも見ずて歌ぬしのなべての歌に似ず、いかなればさばかりつたなげなるにかとのみおもひてうち過ぐしにき、しかるに後に假字本末といふ書記せる因に、うつぼ物語に手本の書ざまをいへるところに詩にならべてあめつちといへることとの見えたるはもしくはそのかみさる誦文のありしにやときこゆるかたもあるにあはせてかの集のあめつちの歌の事の心にうかびつれど傍の事なれば後にこそとさしおきたりつるがいつしかうち忘れてありけり、其考説いとみまほし、いかでとく見せてよと答やりつるが年月經にたれどおともせぬに老らくのまちどほにおぼえてかの集とり出し見てかれこれ考合するに、いはまほしきことのいでくるまに〳〵かくは書記し試みつ、後にかの人の考をみてもし同じからむには此考は捨つべしかれよくば隨ふべし、又かたみにえらびあはせたらむにはとゝのひたる考ともなるべくや、とまれかくまれ例のこゝろやりのすさびにこそ

天保十二年正月廿七日

源順朝臣家集云 （此集三十六人集（また歌仙家集ともいふ）なるもたゞ在る刊本寫本もともに互に異なる詞あり、又誤字脱字のあるを今校へ合せて誤としるきはよきなとり、いづれともさだめがたきは右旁に書そへ、又左旁にはまゝ眞字を書そへて讀やすからしむ）

あめつちの歌　四十八首

もと藤原の有忠の朝臣藤六なむよめるかへし（返）なり

かれ（彼）はかみ（上）のかぎりにそのもじをすゑたり、これ（此）はしも（下）にもすゑ、とき（季）をもわか（分）ちてよめる

妻ニ語中に、可咲キ事共語リ奉リケル次ニ平中がなり云々大臣心ノ内ニハ可咲クナム思ヒ給ヒケル國經大納言の事なりと見えたるは上の可咲は感賞る意のをかしくにて、下なるは侮弄る意のをかしくなり、かく同字同言をならべ用ひても事の趣によりておのづから混ひなくわかれきこゆるをもても知るべきなり眞名伊勢物語にも妹乃最可咲有乎見而とかけり、此書は假字違もある書ながらさすがに古きかきざまも少からねば、かたへの證とすべし、さて又靈異記の序に、後生賢者幸勿嗤と書て、訓注に幸チカシクモとしるせるも幸字を侮弄る意に叶へてよめるなり又蜻蛉日記に、みちのくに、をかしかりける所々を繪にかきてもてのぼりて見せ給ひければ、　みちのくの　ちかの島にて　見ましかばいかにつゝしのをかしからまし」と岡にいひかけてよめるも感賞る意のをかしなり但し此日記なる歌に、乾くを河伯に兼てよめる誤もみえたれど、さばかりとがむべきにあらず、なべての雅しきによりて證とすべしまた曾根好忠集にも、　にほはねどほゝゑむ梅の花をこそ我もをかしと折てながむれ」と載たるに此集の首の詞に花のゑめるをみれば誰もをかしと見るらめど人はかしこきかほをつくり我ははかなき言をのこしおきて云云、といへるは件の歌と同趣の詞にてともに感賞る意のをかしにて　其をゑむにかけ　あはせたる　なり、さてゑむは心にめで、をかしとおもふあまりに顔に

あらはれてにこやかなるをいふ、續紀淡路廢帝卷に記されたる藤原仲麻呂を褒賞たまひて押勝と名を改賜ひ姓中に惠美二字を加へて　藤原惠美と賜へる事を水鏡にゑみといふ姓も御覽するたびにゑましくおぼすとてたまはするとぞ申あひたりしとみえたる惠美これにて、　其ゑむあまりに聲を出すをわらふといふを其ゑむも　わらふも侮弄る　かたに轉してもいへるなり、故咲字をヲカシともヱムともワラフとも通はして訓來れるなり可咲を乎加之とよめるは上に擧たるがごとし、又笑は名義抄にヱムとも禾ラフともよみ、字鏡に和良不とよみて今も然訓きたれりしかるを今の俗には侮弄る意のかたにのみをかしといひわらふもおほくはさるかたにいふめれば　まぎらはしくきこゆるなり、　さるはかなしといふももと心にしみて懇切におもふ意の言なるを轉して悲哀むかたにのみいひ、をしむはもと深く愛する意の言なるを惜むかたにのみいふがごとき例に同じ、しかれば感賞る意のをかしも、　かの可咲の假字によりて乎加之とさだむべし、　まことや　感賞る意にをかしといへる言の古きものに見あたりたるは伊勢物語にいもうとのいとをかしげなりけるを見をりて、又聲はをかしうてぞあはれに歌ひける、又い

轉してもいふ言ときこゆるを、感賞る意にいふかたの言の假字の古書にみえざるによりてはやく或説に侮弄る意のをかしは古書に可咲を阿奈乎加之と書るを證とすべし、感賞るかたにいふはおむかしの畧語なるべければおかしとさだむべしといへるはいはれたる説のごときこゆれど、よくおもへば其説とほりがたきかたありてかたふかるゝに、後に又ある人の説に其は侮弄る意にをかしといふがもとにて感賞る意にも轉していふ言なりといへるぞおほむねは然ること、きこゆれど、其説おろそかにしてただよはしきを、今おのれがおもひとれる趣をさらにわきまへむとす、さるは侮弄る意にをかしといふは感賞る意より轉れる言ながら假字の證あるに因みてかへさまに其言に據りて論ふべし、さてその侮弄る意にいへるをかしは新撰字鏡に可咲見レ醜貌、阿奈乎加之、また釋日本紀に、神武紀に兄猾等を討給ひたる條に皇軍大悅仰天而咲因歌曰とある歌詞の中に、阿々(アヽ)時夜(シヤ)塢(ヲ)とあるを、公望私記を引て阿阿咲聲也、時夜塢猶レ言ニ乎加志一と注せり、歌詞の意を釋けるは當れりともきこえざれど其説は別に云ふべし本文の咲とあるにつきて乎加之と釋ける言はしかすがに古にて字鏡の訓と相符へり字鏡は、寛平四年に撰たる書なり、公望私記は延喜のなりまた類聚名義抄には可咲をたゞにヲカシとよみまた咥々然をもしかよめり此名義抄なる訓言假字づかひの違ひなさ〲あらず、旁證には備ふべし、すべて此書の事は本書の考に注へり咥は詩に咥其笑矣話文に咥大笑也他の字書どもにはたゞに笑也笑貌也など注へるによれる訓ざまなり遊仙窟に、咥々然低頭而笑とよめり咥は咥字の古體なりさて咲は笑と同字にて唐韻に欣也欣は說文に笑喜也喜也喜は釋古に喜樂也、玉篇に悅也增韻に喜而解顏啓齒也又嗤也嗤は玉篇に笑貌哂也哂は、正韻に微笑一曰大笑と注へり、又詩に顧我則笑とあるを毛傳に侮之也なども注へり、もとは喜而解顏といへる趣の言より侮弄る意にも轉れりときこゆるを其意を得て皇國言にとりてもおのづからおほかたさる言づかひなるにあはせて乎加之と訓るなるべし、今昔物語集廿二の卷第三語に房前公の事を此大臣ヲバ亦可咲門ト申ス亦河内ノ大臣ト申ケリ、其レハ河内國滋河ノ郡□ノ郷ト云所ニ山居ヲ作リテ微妙ク可咲クシテ住給ヒケレバ也眞字の傍の訓假字は本書にはあらず、全篇をよみわたして其意を得て例によりて訓るなり、さて此公は天平九年五十七歳にて薨たまへりと見えたる可咲は感賞る意の言にて同書中然書るがなほあり□の屋いとなかしに檜皮葺げに作らせてとみえたるも同じ言づかひなりまた同書同卷時平大臣取ニ國經大納言

○續日本紀の中なる古き錯亂の文

國史は印本はさらにて諸本互に誤字脱文あれば其諸本どもを校合せて訂してよむべきわざなる中に、日の干支にも㕝の混ひ多かるを、ふとよみては心づかぬものなれば、長曆通曆などにも引合せて正して讀べきなり、故己年ごろ藏てる印本をもと、して異本とだにいへば校書し人のものせるも借寫してやまず、さるはたゞ其國史の異本のみならず他の古書どもにも考合せて訂すべくおもひおきて、おふけなきわざながらいかでよく訂して校異などいふ趣なるものをだに書記して見むとこゝろざしてありふるほどに、むなしく年老てくちをしくこそ、此ごろ或人續紀の中にて日の干支の疑しき處をいさゝか書出していかに校正せるにかといへる中に更に書注して見せたる一くだり

續日本紀卷九印本二十一張左二行 神龜元年三月の下に、庚申定二諸流配處遠近程一伊豆安房常陸佐渡隱岐土佐六國爲レ遠諏訪伊豫爲レ中、越前安藝爲レ近とあるは六月の下にあるべきがこゝに混入たるなり、其はまづ是月の初に、庚申朔天皇幸芳野とありて次々に甲子五日辛己廿二日壬午廿三日の條事を記て次に亦件の庚申の文あり、上に庚申朔ありて再庚申あるべきにあらず今此干支の混を考むとして拾芥抄下本卷に遣流人國々伊豆安房云々と、件の紀の流配處の遠近の十國を載て神龜元年六月三日定とあるによりてこの月日を此紀の六月に索るに同卷廿三張左六行諸本庚巳云々とある日を日本紀畧に庚寅と作り、庚巳の干支配偶すべき理なきがうへに是月戊子朔にて庚寅すなはち三日に當れば、拾芥抄に六月三日定と見えたるが此流配處の條事に全符合へり、然れば紀に三月庚申として載られたるは六月の庚寅の條に在べきが庚寅を庚申と誤りて三月の條に錯ひて入たるなり、但しこの條事續紀の諸本はさらにて類聚國史八十七叉紀畧にも三月庚申に係て載たるをおもへばいと既くより干支を誤りて三月の下に錯ひ入たりつるを、拾芥抄には他の正書格文などより採りて載たりけむがおのづから此錯を訂す證となり、かつその六月の庚巳とあるは庚寅の訛なる傍證とさへになれるなり

○をかしといふ言の論

をかしといふはもと感賞(メヅ)る意の言なるを侮弄(アナヅ)る意に

螢とぶなり」露のこぼるゝに螢の光をそへて、数まさる由によみなし給へるなり又千載集夏部に藤原定通朝臣、燒すてし古野の小野の眞葛原玉まくばかりなりにけるかな」春燒すてし葛の生ひ出て、夏野に繁くなりて、かの玉播くばかりになりたる由なり六帖にないがしろ、又あいおもはぬの題に重ね載て、ともによみ人なし秋萩に玉まく葛のうるさく〳〵我をな戀そあひも思はず」萩の花に葛の延びかゝりなどしてあるが、其露の亂れかゝるさまに喩へてよみなせるなりなども見えたり、これらも又おもひ合すべし、後拾遺集に惠慶法師、あさぢ原玉まく葛のうら風のうらがなしかる秋はきにけり」建禮門院右京大夫集に、前なる垣ほにくずはひかゝり小篠うちなびくに、山里は玉まく葛のうらみにて小さゝが原に秋の初風」、新千載集に、定家卿、ちぎりおけ玉まく葛に風ふかばうらみもはてし春のかりがね」などみえたるはたゞ詞をよそほひて葛の名のごとくよめりときこゆ、また相模集にをたままく此をたまくり、と書る本のあるは、きはめて誤寫なり葛のうら葉にあらねどもかへらぬ野邊はなしとこそきけ」とよめるも同じ、をたままくとよめるはめづらし、さて又此詞のふるくきこえたるは順集に前栽合の歌の判歌に、こなたしもなびきおとれる花すゝき玉まく葛のまくるなるべし」これもうちまかせて葛に玉まくと云なれたる詞をとりてまくるといふよせによまれたりときこゆればそのかみはやくよりいひなれたる詞なりしなるべし

○そやし豆

拾遺集物名部高岳相如歌に、そやし豆と見えたるはいかなるものなるにかと人のいふにもよほされてうちつけに考へたるやう、今の世にもやし豆といふものなるべし　そをそやし豆といふよしは今の世の詞に人を褒て悦ばせむとして其を事々しく言擧するをほめそやすといひ、其ほか人のしかせむとする事を強てすゝむるやうの事をそやしたつるなどもいふめり、今の世に豆をよのつねのごとく蒔く事はせでしひて萌やして食料とするをもやし豆といふを、むかしはそやし豆といへるなるべし古書にそやすといふ言見あたらねど、此そやし豆といふ意にあはせておもへば、さとび言にはあらざるめり、字鏡集に熅字の訓ソヤシとあり、此字說文に一曰心悶とも注へり、字鏡集の類の字訓書には、漢籍に施たる訓詞を拾ひ出て載たるが見えて、其はもとより字義によりて定たる訓にはあらで、姑く其書の文義に叶へて訓る詞もあれば、うちまかせて字義に當らざるもあり、この熅字も其類にて心中の熱け動くごときおもむきの訓ざまにもやありけむ、しからば此そやし豆といふそやしともとは同語なるべし但し萌しむるをもやすともいふべければひゆるをひやす、あゆるをあやす、いゆるをいやすなどいふ例なりもやし豆といふもわろからじ

るせるにあはせて思ふにいはゆる白うるりとは、かの法師の愚に癡たるを誹謗れるにて其は漢語に不慧なるものを白癡ともいふを白うるりといひなせりときこえたり、さて其うるりといへるは神代紀に癡騃を干樓該(ウルケ)と訓る字書に癡を不慧也、また神思不足也など注し、騃は癡也と注せりと同言の轉れるなり俗言におろかなるもの丶狀をうろりうろ〱、うろつくなどいひ、又うろたゆなどもいへり和名抄に細魚字留里古とみえたる魚は一寸許なる小魚にてあまた群り浮連りて川の汀に沿ひて遡るものなるが、いとおろかげにて人に怕れ驚くことなきを童子などのたやすく漉捕てもてあそびにもするものなり、其が名をうるりことといへるも癡(ウルク)たるよしの名なるべきはたおもひ合すべし若狭にてはうろりこともいへりさてかの法師を盛親が然名付たりけるをその意を得ざる人の白うるりとは何なる物ぞと問へるを、やがて其人をも併せ誹謗て然る物を我もしらずもしあらましかば云云とされぱみたるまさな言とぞきこえたる、但し盛親もし世にありてこの辨說を聞たらましかばまたさらにえせ口をひ丶らかしてむかし

○玉まく葛

玉まく葛といふは玉を播くよしにていふ詞なるべし、葛は野などにひろく延び蔓りて在るが其葉はよく風にしたがひて裏の見ゆばかりさわぎ飜るものにて、歌にも其趣によめるはつねなり、されば其葛原におきわたしたる露のいさ丶かも風吹けばおしなべてその露の亂れこぼる丶が、玉を播きちらすごとく見ゆるによりて其を葛の葉の玉をまくといひならへるを歌詞には打まかせて玉まく葛とよみならへるものなるべしまくといふ詞は、蜻蛉日記に、水まかせなどせさせしかど色つける葉のなづみてたてるを見れば云々、中むかしの書ともに米をうちまきといへるも、呪術にまく米をいへるにて、榮花物語蕾花卷に加持參りうちまきしさわぐ、源氏物語橫笛卷に、うちまきちらしなどしてと見えたるなどこれなり、前の人々の說に玉を纒たる狀によりてとり〱にいへるは强說ときこゆまづその露の亂れこぼる丶を玉まくといへる證は月清集に後京極良經公おく露をはらひて見れば淺茅原玉まく庭となりにけるかな」又加茂保憲女集に、かる薦に玉まきすぐる五月雨をせちにも人におもふべきかなこは薦を刈みだしてあるに、雨の降りかゝれるを、玉を播くさまに見なしたる趣なりなどよめるこれなり、さて葛によめる歌は新後撰集秋部後宇多天皇の御製に、おきもあへずみだれにけりなしら露の玉まく葛に秋風ぞ吹く」とよませ給へる趣これなり後撰集に、文屋朝康白露に風の吹しく秋の野はつらぬきとめぬ玉ぞちりける」とよめるおもむきなり又千五百番歌合に、後京極殿良經公眞葛原玉まく數やまさるらむ葉におく露に

あまかづき出る玉もにも云々、あしまこし舟ならねどもあふことの云々、朝夕にあまのかるもは何なれや云々、次に此御歌あり、四首ともにあまがつによせて海人のうへにとりなし、又藻に裳をかねなどしてしひてよみ給へるにて、この御歌はただ海邊にて蜑の藻鹽草を燒く煙に寄へて戀の情をよみ給へるなり但し濱を除きて潮水の滿干ある干潟にて汐をやくべきにあらざれば、初句は某の浦になどおかるべきを、海人といふ言の緣によりてまてかたのいはれはよくもたづね給はで、をかしかるべき詞をもとめいで、よみつゞけ給へるなるべければ、ふかくさだし申べきにあらず、此ほか夫木抄に家隆卿、伊勢のうみの海人のまてかたまてしばしうらみに波のひまはなくとも」爲家卿、とへかしな海人のまてかたさのみやはまつに命のながらへもせじ」、行能卿、いせのうみあまのまてかた行かへりくみほす汐のまなく戀つゝ」新六帖に、衣笠內府、いせのうみの海人のまてかたかきつめていくたびおなじもしほたるらむ」と見えたる歌どもは、たゞまてかたを待てといふ緣語にとりて馬蛤を捕る趣にはおよばざるよみざまなるがうへに、行能卿衣笠內府の潮汲み藻潮たるゝ業をよみあはせ給へるはいとつきなし、さるはかの女御の御歌を例にせられたるにかいづれにも干潟にてものする趣によみ給へるは實事にはかなひがたかるべし

○白うるり

ある人いふ徒然草に盛親僧都が事をいへる條に、或法師を見て白うるりといふ名をつけたりけり、とは何物ぞと人の問ひければさるものを我も知らず、もしあらましかば此僧の顏に似てむとぞいひけるとしるせり、この白うるりといふもの、ことをかの册子の中の難義なりとてさだかなる注を見ず、いかならむといふにおのれその注どもはいかなりけむもとよりまさなごとゝして見すぐしておぼえざれば又我もしらずとたはぶれつゝも、此問にもよほされてすなはちに件の條をひらきみるにまづその盛親が人がらをいへる中に辨說人に勝れて云々、世をかろく思ひたるくせものにてよろづ自由にしておほかた人にしたがふ事なしなどさまざまへ放縱なる行狀せる由をし

潟の出來ばかり潮干る事のあらざれば、海人のことさらに馬蛤とることはせずといへり、されど此歌よめるはいまだ丹後に下らざりつる前の事にて、まことに其海を見たるうへにてよめるにはあらず、たゞ花波里の繪によりて與謝海をおもひやりて馬蛤潟に言よせてよめる歌なれば、馬蛤潟のありなしにはかゝはらでたゞそのする業の趣の證とすべきなり、さて此歌上句はこともなし、下句は里名のはななみを波の花無みといふに兼て干潟のさまをいひ、又波の花なきにあはせて折や取けむと緣語をかけ合せてたくみによみなせるなり　まくかたとして　はさらに　きこえずかし

奥義抄云、あまは潮燒くとては潮干の潟のすなごをとりてすゝぎ集めて其しるを垂れて燒くなり、さて又其すなごをばもとの方にまき／＼するを海人のまくかたとはいふなり、潮干の間に急きていとなめばいとまなきことによせていとまなくてひさしくとはざりける身をなむ恨むるとよめるなり

定家卿の三代集間事抄に、庭訓に（父俊成卿のなり）先年參崇德院之時以女房内々仰云、清輔所獻之和歌雜抄此物得失如何一見可申（中略）あまのまくかたと書て未勘と注、作事也、所習之説まてかた也、海人沙中に見馬蛤忩搜取之尤無暇事也、仍詠之と承と申、清輔後日傳聞此事貽意趣云々と記されたり（此事かの六百番の歌合に、顯昭のまくかたの歌の俊成卿の判詞の中にもいはれたり、さてこの俊成卿の馬蛤の說はおろそかながらこともなし）　このまくかたの說の妄なるよしは上にまてかたといふよしをわきまへたるにておのづから明なればさらに論ふまでもあらず、かの清輔ぬしのみならずむかしの名たゝる歌人だちの中にもさるたぐひの臆說せられたることかれこれの書どもに見えて少からず

齋宮女御集云、まくかたに海人のかきつむ藻鹽草烟はいかにたつぞとや君」私云（顯昭のなり）まてかたといふはまてとるともきこえたり、まくかたといふは何をまくともきこえず又汐たるともやくともいはねば何事ともきこえずや、此女御の歌ぞしほやくとはきこえたる、但證本を見るべし

まくかたと書たりしは、そのかみの誤寫本なり、此女御集今ある本ども初句みなまてかたとあり證本とすべし（本抄この御歌の結句、一本にたつぞとかきみ、又一本にたつやたゝずやと書るがあり、六百番歌合の俊成卿の判詞には、まてかたにかきつむ海人のもしほ草、結句たつぞとや君、夫木抄にも此御歌を載てまてがたに云々、結句はたちぬとやきみ、一本にたちぬとやきくとあり、さて齋宮女御と申すは村上天皇の女御徽子女王の御事にて、寛和元年五十七にて卒給へり）さて此御歌は御集に后の宮よりあまがつを、これをかたみに見給へとて奉れ給はるを返し給ふとて、裳などきせ給ひてその裳に蘆手にて浪間より

蚶は今いふ赤貝なりいとまなみとは其干潟におりたちて海潮のさし來ぬ間にと忙がはしく求りものするさまをいへるなり

さればきはめていとまなくうるさきことにてあればまてかたいとまなみとはよめるにや、まてとるともいはぬぞ心得ねど、まくかたと云ふ義も砂まくともいはねばそれは同じことなり、和泉式部歌云、與謝の海の海人のあまたのまてかたにをりやとるらむ波の花なみ」但し此後撰の歌おぼつかなし、てとくと書たがへつべし、この式部歌もまくかたをまてかたと書なしたるやらんも知りがたし、龜鏡集といふ文は伊勢の室山の入道が撰なり、以此歌入馬蛤歌甲蟲類也或人云まてかたといふに付てまく形といふはいはれず、まて潟と可書なり、彼人道伊勢海の邊にて能知案内歟

六百番歌合、十五番寄海士戀の左方、顯昭の歌に、「もしほやく海士のまくかたならねども戀のせめきもいとなかりけり」とよめるに右方よりあまのまてかたまくかたと云說あり、これはいかやうに定られたるにか顯昭陳云、まくかたと存して詠せるなりとていへる說あり、俊成卿の判にまくかたといふは僻說なる由いはれたり、その難陳判の詞長くさせる解說なければ引しるさず顯昭此歌よめる時まではまくかたといふ說を是と心得たりつるがこの抄には後に其說を更めてまてかたといふをよしとせる趣に記せり、然るに此いとまなきよしの說は上の釋の趣にもかなはずせむかたなげなり又まくかたといへる說もなほすてかたげにて其に拘はれる說はさらによしなき强說なり、其由は次々下にいふべし、和泉式部の歌は今存る家集にも見えて繪に花波といふ所を書たるに、と詞書して歌は諸本ともにもはら同じ一首の意は與謝の海のはな、みの干潟に海人等の居るは波のたち來ぬほどに馬蛤をとるなるべしと見やりたる趣によみと、のへたるなり與謝の海は、丹後のなり、式部丹後守保昌に具して其任國に下りたる事、金葉集玉葉集の詞書に見え、又家集にもそのことみえたれど、此歌は家集の歌の次、また歌の趣をおもふにもいまだ丹後に下らざりつる前によめりときこえ、また丹後に下る時の歌につられて人のかへりことにとて、「花波の里としきけばものうきに君ひきわたせ天のはし立」、とよめる歌もみえたり、今こゝに論へる歌に與謝海の馬蛤潟に花波をよみ合せたる趣をおもふに、花波は與謝の海邊の里ときこえたり、さて此歌につきて國人に尋合するに、花波里は與謝の海邊なりと語り傳ふれど今その處詳ならず、又與謝海は北海にて干

集の正義にもまてかたと書り

汐の干たる潟にて馬蛤を捕るには馬蛤かりといふかねの先細きを二岐に造りて竹をつかに細うしてすげて持てまづ鍬にて砂の上を曳けば、馬蛤の穴より汁を吐出せばそこに馬蛤かりをさし入れて引出してとり〳〵すといへり、また鍬ならねど上手はふぐせ土堀子にても砂を掻けば汁をば吐出すといへり、春秋冬とるとぞ申す夏は馬蛤横さまになりてあれば捕らず、馬蛤はおほやう穴に竪さまにあるなり

まては本草和名に馬刀一名馬蛤云々、和名末天乃加比、また和名抄に馬蛤唐韻云蟶音檉、辨色立成云、萬天　蚌屬也、本草云馬刀一名馬蛤和名上同　おのれ前に伊勢紀伊周防豊後豊前肥後などの國人に馬蛤とるさまを尋問ひけるにみな此抄の上のくだりにいへる趣と異なることなきを、なほ其かたれる趣をとりあつめていはむまづその馬蛤の形狀は兩殼合ひて細き竹筒の如く首尾少し細く平みたり長さ三四寸より五六寸なるもあり色は淡黒にいさゝか黄赤を包たり、殼の首尾通りて内に細身あり其身の頭に巾のごとく見ゆるもの、中に口ありて殼外に出入す此もの海中にありて潮干るときは頭を上にして竪さまに沙中に引入てあるを、海人どもその干潟におりたちてそれが引入りたる沙上に小さき穴の見ゆるを求て輕歩し寄りて白鹽を穴中に入るれば殼を搖し頭を出し沫汁を吹出すを候ひて小鍬鏫カナベラなどをもて急く堀出してとるなり足音高ければ驚きて沙中に深く引入りてとりがたきものなりとぞ或人此説を聞て云、今この武藏の砂村わたりの洲崎にて、三月の汐干の頃干潟におりたちて貝ひろひの遊して見るに、その海邊の里の子などのあそびがてら馬蛤とるさまもはら同じ、安房上總下總などにても然すときけりといへり　然ればこれまでの件の文はもはら今の世にものするさまとおなじきを、このさし次の文にされはきはめていとまなきことにてあればまてかたいとまなみとはよめるにや云々といへる説はいかゞ、おのれがおもふところはこの下文に或人の伊勢の室山入道の龜鏡集によりて馬蛤潟なりといへるは然なことにて其はいづこにまれ海士どものもはら馬蛤を求りとる時の干潟になりたるを馬蛤潟と云ひならへるにて出羽の象潟を、延喜式に蚶方と書り、後拾遺集に、出羽國に退りてきさ潟といふ處にて能因法師、世中はかくても經けりきさ潟の海人の苫屋を吾宿にして」もはら海人の蚶をとる潟なる由にてつひに名に負たるにはあらぬか、倭姫命世紀に載せたる古文に、阿佐加加多尉伎佐平阿佐留とあるも皆鹿潟に蚶を求るなるべし、事のさまかたへにおもひ合すべし、

るにて、注に今薩摩國也とあるは後にその戍柵を廢め戍卒を置る、さまも替られたるによりて舊の薩摩の名に復されたりける御世になりて此紀を撰されたるが故に今薩摩國也とことわり記されたるなるべしさはいへど疎にて混らはしき記されざまなり拾芥抄改名所々部に薩摩國元唱更國といへるこれなりいはゆる唱更國に戍卒を置れたる前の年大寶元年の八月に、律令の撰定成りたる由續紀に見えたれど、いまだ普く遵行るべくもあらざれば、此時の唱更は令制の太宰府の被接とある守邊の防人とはもはら同じかるべからず、さて唱更はそのかみ字音のまゝに唱たりしなるべし、防人を佐幾母利といふは、主と異國の守に備へ給へれば海邊の崎々を守る義の稱なるべきを、唱更は隼人の輩の守なれば佐幾母利と稱ふべきにあらずさて其戍柵を廢め給ひ國名をも舊に復されたる證は、同紀に養老元年四月甲午天皇御ニ西朝一、大隅薩摩二國隼人等奏ニ風俗歌舞一授レ位賜レ祿各有レ差とみえて唱更柵を建られたる大寶二年より十六年是より先に二國の隼人等の暴戾たる輩はこと〴〵く平伏たる趣なり、故いはゆる唱更の柵を廢給ひ既に令制も漸調ひて防人も備はりたるなるべしそれにあはせて國名をも舊の薩摩に復されたりしなるべし、然るは大隅薩摩二國隼人等云々とたちかへりて薩摩の國名を記され、此後唱更國と記されたることはあることなくみな薩摩國と記されたるをもても知るべし

○あまのまてかた

古歌に、あまのまてかたとよめるに諸說あり、そこにはいかにおもふと或人の語らひ出たるにもよほされて考るにまてかたは馬蛤潟にて、汐干の潟にて馬蛤貝を捕るによれる言にて袖中抄に釋ける說はまことにいはれたれどいますこしたゞよはしきところありてきこえ、又まくかたといへる說のあるにつきてまどへる說をも記せるは、なか〳〵に僻ことなるをいま其抄の本文を擧てその條々にことわり記す、但し抄の書ざま假字がちにてふとはよみなづまる、かたもあれば其言をあかしがてら眞字に換へて書るもあり

袖中抄第六卷あまのまてかたの條に云、伊勢の海の海人のまてかたいとまなみながらへにける身をぞ恨むる」顯昭云あまのまてかたとは、海人の馬蛤といふ貝つものとることなり、あまのまくかたと書る本もあれど多本にまてと書たればそれにつきて釋すべし

伊勢の海の云々、この歌後撰集戀部に見えて題書に心にもあらで久しくとはざりける人のもとにつかはしける源英明朝臣とあり、今在る諸本又後撰

比古婆衣四の巻

○唱更國

續日本紀に大寶二年十月丁酉先レ是征ニ薩摩隼人一時禱ニ祈太宰所部神九處一實頼ニ神威一遂平ニ荒賊一爰奉ニ幣帛一以賽ニ其禱一焉、唱更國司等今薩摩國也言於ニ國內要害之地一建レ柵置レ戍守レ之許焉とみえたる唱更の名の事由いまだ詳なる說をきかず、古事記傳に隼人の別稱のごとく說はれたるもなほ穩當ならぬこゝちせられつるに、此ごろふと史記の中に見あたりたる事のあるに據りて考たる說のいできたるを試にいふべし、さるは其史記の吳王濞傳に漢文帝の時濞が封國に在て反心ある狀を云へる下に其居國以ニ銅鹽故一百姓無レ賦、卒踐更輒與ニ平賈一とあるを正義に踐更若ニ今唱更行更一者也言民自著ニ卒更一有ニ三品一、有ニ卒更一有ニ踐更一有ニ過更一、古者正卒無常人皆當レ迭レ之、是爲ニ卒更一、貧者欲レ雇レ更錢者次直者出レ錢雇レ之月二千、是爲ニ踐更一、天下人皆直ニ戍レ邊三日一亦各爲レ更、律所謂繇戍也雖ニ丞相子一亦在ニ戍レ邊之調一不レ可ニ人々自行ニ三日戍一不レ行者出ニ錢三百一入レ官官給ニ戍者一是爲ニ過更一、此漢初因ニ秦法一而行レ之後、改爲レ謫、乃戍レ邊一歳といへり、今その大意を考るに史記にいはゆる踐更は漢世の制に邊塞の戍卒をいふ稱にて、唐世の制に唱更行更などいふとおほかた同じ趣なる戍卒の稱なりといへるなり、こなたの唱更もその唐制に准へて擬びたまへる戍卒の稱なりとぞきこえたる、然るは上に擧たる續紀に大寶二年十月云々と載されたる前に八月丙申朔薩摩多褹二國なり、同紀和銅二年六月の下に、薩摩多褹兩國司と見ゆ隔レ化逆命於レ是發レ兵征討、遂校レ戶置レ吏、九月戊寅討ニ薩摩隼人一軍士授レ勳有レ差とみえて此二件を併考るに、此時逆命たるは二國の隼人なるが薩摩なるを征討たれば、多褹なるは畏れて自伏たりときこえたり十月におよびて上に擧たるがごとく唱更國司等今薩摩國也言於ニ國內要害之地一建レ柵置レ戍守レ之許焉と載られたるは、薩摩國の要害の地に隼人を守る押の柵を建て、戍卒を置むと奏せるを許し給へるなり、この時その柵を建て戍卒を置れたるにかの唐制の唱更の稱を擬びて薩摩を唱更國と改められたるを正義は、唐張守節が開元二十年に著せる書にて、それに今の唱更といへるは此戍柵を置れたる大寶二年より三十年ばかり後に當れゝば、時世もよく符へりこゝには國司の稱におよぼしたるうへをもてかく記されたた

る草とも知がたく花狀たゝらめにはさらに合はず、もしくは細辛の事ならむかと考ふるに古今ともに然る名きこえず又菜として食ふべきものにもあらず、又玉小櫛にいはれたるたゝらべといふものいかなるものにか知らず、おのれさきに多々良女をたづぬとて本草の道にくはしき人々にたづね問ひたるに、本草毒草部に載たる石龍芮本草和名に、之々乃比多比久佐、一名布加都美といへるもの諸國の方言くさ〴〵ある中にタヽラメ、タタラベ、タヽナヘ、タヽベ、タヽラビ、タヽロベ、タヽライなどとり〴〵にいへり、いづれ本の名なるにか知らず此方言の中に、タヽラメ、タヽヘともいへるを、本考のたゝらめ、たゝべ相通はして呼ぶ考の僻證とはすべきなり　此もの秋冬より溝瀆また水田などの中に生出て二三月の頃五瓣の黄花開くものなり、また濕草部にみえたる鱧腸本草和名に宇末岐多之をもタヽラビといふ所あり此は春末夏初つかたに生出て夏のなかば枝項ごとに白き碎瓣なる花さくものなりこれらをおきては似かよひたる名の木草をしらずといへりき、この二種花色あかからずまた食料とすべきものにあらざればば本考にあげつらへる多々良比賣にも多々良女にもあらざること明なり

また云かのたゝらめの花のこと云々といふにつらねて三笠の山のをとめをばすて、と歌ひ給へるはかのたゝらめとは別なる風俗の歌なるをとりまじへてうたひ給へるなるべし、命婦が御つゞしり歌といへるはしか他の歌をもとりあはせ給へるをいへりときこゆつゝしり歌とは、一二句づゝきり〳〵にほかの歌をもとりまじへて歌ふよしにて、賢木卷に、陸もよしなどつゝしりうたふほどに、といへるも催馬樂の飛鳥井の陸もよしの句など、そのほかにもとりまじへて歌へる間にといふ意なるべし、さて此つゝしるといふ言の意は、別にくはしく論へり　さはいへどその本歌はいまだ考得ず、然うたひ給へる意をおしはかるに三笠の山のをとめとは常陸宮の姫君の隱語にとり給へるなり、其は春日明神はもと常陸國よりふり奉りて大和の三笠山に祭はじめたるよしむかしの書どもに見えたれば、本歌の詞にその意をうつしてかの姫君をいとひ給へる下心をふくめてたはぶれたまへる趣なるべし

比古婆衣三の巻終

太々㒵古支、比與也（比與也は囃言なり）太禮加波多平利之得錢子末歌に、和禮古曾波見禮波也字禮太左太平利古之加也得錢子也多々㒵古支比與也太平利己之加也得錢子云々と見えたる、太々㒵古支と女官の下臈などの太々㒵米を扱くことをやくとせる稱のごとくに呼べるを、然歌にもうたひなせるなるべし、齋宮女御集に、内にて御まへゐ藤をなむ志のびてこく人ありときかせたまひてといへることも見えたり、これをもかたへの證とすべきにや　今の俗に梅花の蕾を鹽漬にして食の酊酒の肴などにすることあり、馥氣ありてめでたきものなりしかるに其を漬て後尋常の花の白きはや、黄ばみゆくを紅梅はほころばむとせる蕾のほどは殊に紅きものなるが、さながら色あせずしていと美麗きものなるをおもふに岐蘇の驛路の民家にて、此ものをうるはしく調して賣るも、むかしの製の遺れるにやあらむ　そのかみあるが中にわきて紅梅をものして奉る例なりしなるべく、また此梅むかしより字音に紅梅と呼でもてはやし來れるを歌にさへこをはいとよみきたれり御饌に奉るにもなほ然申さむは、さすがにつきなければさらになまめかしく多々良比賣と申して奉りきたれるを、やがて式にも其名もて載られたりしものなるべし然名づけたりけむ意は、考得ず、志ひておもへば、多々㒵とは紅梅の蕾のあかきを、器に盛たるをたゝらの熾の色におもひよせたるにはあらぬか、但しこゝにいふたゝらは、今の俗に爐といふものゝ類にて、蹈鞴のみにはあらず、壒嚢抄に、大嘗會の火桶元三の御藥温むるたゝらなどは、世の始りの物なりしが、冷泉院の御時燒たりといへりと記せるたゝらこれなり、色葉字類抄に、鑪をタヽラとよめり、鑪は爐と同字なり、字書に火狀と注せり、さてたゝらの熾の色に云々とおもはるゝことの、搔練の紅きを火色といひなれたるも、いさゝかかよふこゝちす、比賣はこの花の蕾のうるはしくなまめかしきによりて、たゝへも志つべし、此はせめて試にいふのみ　さるをうちまかせて紅梅の一名のごとくに呼ことゝもなりてたゝらめともいひ、又たゝべと急ていふことゝもなりしなるべし、かくておもへば源氏君のかのたゝらめの花のごと云々と歌ひ給へる後に、またかの姫君のもとにおはしてかへるさに二條院へ紫君のもとにおはして例の姫君の鼻の色につけたるたはぶれごととして立いで給ふところの詞に、はしがくしのもとの紅梅いととくさく花にていろつきにけりくれなゐのはなぞあやなくうとまるゝ梅の立枝はなつかしけれどいでやとあひなくうちうめかれ給ふとみえたるも、さきにたゝらめの花の色と歌ひたまひしにこの紅梅をみて歌よみし給へる趣のひゞきあひてぞきこゆるかし、そへて云新撰字鏡に、華所巾反長也衆也姓也洸也聚也多多良女とみえたるものこゝにあげつらへるたゝらめのことなるべくおもはるれど、件の字注は他義なれば其ものざねを考ふべき由なしこの字鏡、今なべて世に在本は、原書を抄書せるものにて、字注と訓と合がたきが多く、又他字の訓の錯入たるもあり、近ごろ原書の闕本世に出たれど、此華字の在べき部はなほ缺たれば正しがたし　正字通に、華草生山澤如蒲黃葉如芥とみえたれど、何な

れ其ものさねをしらざればさらに考ふるにまづかのたゝらめの花の色のことゝうたひたまへるは、政事要略六十七に載たる衞門府風俗歌に、多々良女乃花乃如加以禰利好牟夜減紫乃色好牟夜と見えたる歌をうたひ給へる下こゝろは、かの常陸の君の鼻のあかきにそへ給へるにて下文の命婦が詞にさむき霜あさにかいねりこのめる色あひや見えつらむ（寒き朝鼻の赤らむさまをふくみていへるなり）御つゝしり歌のいとをかしきといへるに相照へて其こゝろばえみえきこえたれば、多々良女の花は紅色なること著し（河海抄のこゝの注に、掻練は兩面ふくさばりにて、中重なし紅の色なりと志るされたるはひとむきなり、掻練は絹を練りたるをいふ名にて、色の事にはあらず、こは既く伊勢貞丈主の委しき考あり）さて減紫は縫殿式の染法に、深紫（紫草卅斤）淺紫（紫草五斤）に次て深減紫綾一匹紫草八斤酢一升灰一石薪百二十斤中減紫綾一匹紫草八斤酢八合灰七斗薪九十斤淺減紫絲一絇紫草一斤灰一升薪三斤とみえて（この淺減紫には、綾とは無くて絲とあるは、此は服色には用られざりしなるべし、さて又この減紫、式の古本に、ヘシムラサキと假字をさしたり）紫草の分量を二等に減じて淺く染る法なれば薄紅に似たる色なるべし、多々良女の花にならべて歌へるをおもへばその花の色に似て淺きなるべし、さはいへど其多々良女いかなるものなるにかとこゝろにかゝりつるに、

此比源順朝臣歌集の古本の寫をみるに（此は富士谷成章が歌仙家集の校本の中に見えたり）田の條里の形に歌四十五首を廻らしよむべく書とゝのへられつる中の歌に、をり〳〵ににほふたたべのうめなればをしめどかひな花のにほひや」とみえたり（但し單行の此集の一本には、いはゆる四十五首をなべての歌と一列に書り、其は群書類從に收たるに、たゝべなたしへと書るは疊字をわろく書たるか、又は彫工の失にてもあるべし、さる誤このほかにも多く見えたり、又三句うめなれや）今考ふるにこのたゝべはたゝらめの急りたるにて、紅梅のことなるべし（此歌に、にほふとよみ給へるは、香ににほふよしなり、紅梅の香をめでたる歌は、和泉式部集に、梅櫻いづれおもしろきと人のいふに、櫻より色はさこそは深からめ香さへことなりくれなゐの梅」さてまた此もの、ほかにたゝらめといふ草を、たゝべともいふがあり、通はしいふ例とすべし、其は下に別に辨ふべし）そは內膳式に見えたる多々良比賣も同物にて、漬年料雜菜の條漬春菜料の中に多々良比賣花搗三斗（料鹽三斗）と載られたるこれなるべし、さてその多々良比賣花とあるは紅梅の花にて搗とはそを搗とりて鹽漬にして奉る料なるべし（搗はカチとよむべし、カツとは稻麥などの穗を、連枷などにて撃おとすをいふ言ながら、式などに菁根搗韮搗などみえたるは、葉莖より斷離りたるにも轉しいへるにて、和名抄に、本朝月令云滑海藻、阿良女、俗用荒布末、滑海藻、加知女、俗用搗布搗末之義也と注されたるも、荒布の末をちぎりたるにて、其を搗布といふ、此多々良比賣の花の搗といへるも、紅梅の蕾を枝より扱きちぎりとりたるをいふ稱とぞきこえたる、また神樂歌得錢子の本歌に、得錢子加（得錢子は、得選子なるべし、江家次第に、得選御厨子所女官於采女中選其人故得名）彌也名留也志毛由不比波乎（志毛は、志米の唱訛にて注連結ふ檜葉か）太禮加波太平利志得錢子也、

かるは千載集戀に左兵衛督隆房朝臣、戀死なばうかれむたまよしばしだにわが思ふ人のつまにとゞまれ 上に引出たる澤の螢も、わが身よりあくがれ出るたまかとぞ見る、とよめるにむかへて、殊にけちめよく聞ゆ 六百番歌合に、季經卿、うかれめのうかれてありく旅枕すみつきかたき戀もするかな」など見えたるこれなり、詞には源氏葵巻に、ひとふしにうしとうかれにしこころしづまりがたうおぼさる、けにや、狹衣に、あさましくおぼしうかれたりし心もすこしなほりて云々、また君の御心のうかれまどひてつゆばかりこころとゞめ給ふ人もなくて云々 天武紀六年の詔に凡浮浪人送其本土 なども見ゆ、このうかるといふ詞は、上にいへるごとくあくがれたるうへをいふことばながら事のさまによりてはあくがれたると互にかよひて同じ意のごとくにもきこゆるからまぎらはしきを 色葉字類抄に、浮宕をアクガルとよみ、又宕を浮宕也と注してウカル、ウカフなど訓るも、このまぎれなり、さて宕は正字通に與蕩通と注せり もとの詞の差別をかくわきまふるときはおのづからそのこゝろもあぢはひ知らるゝなるべし

○たゝらめの花

源氏物語末摘花巻に 源氏君の常陸宮の姫君の事にかけて たゝうめの花の色のこと、三笠の山のをとめをばすてゝとうたひすさびて出給ひぬるを、なほ命婦はいとをかしと思ふこゝろしらぬ人々、なぞ御ひとりゑみはとゝがめあへりあらずさむき霜あさにかいねりこのめるはなの色あひや見えつらむ御つゞしり歌のいとをかしきといへば、あながちなる御事かな此中ににほへるはなもなかめり云々

玉の小櫛に件のたゝうめの花のとあるを論ひて、これはたゝらめの花のと有しを此名きゝなれぬ故にらをうの誤ならむと思ひてさかしらに改めつるなるべし、たゝらめを梅とかへてうたふべきよしもなきうへにたゝといふことも穩ならざるをや、注にたゝらめの花といふはたゞむめの花といへるを書誤れるなるべしとあるはいみじきひがごとなり、新撰字鏡に萃太々良女と見え、内膳式には多々良比賣花と見え、後の書どもにはたゝらべともあり、風俗歌花鳥に引給へるとして、注されたるたゝうめはたゝらめなるべしと説はれたる、まことに然ることなり 但しウとラとはいとよく似て、つれ書訛る字なれば、さかしらに改たらむとおしはかりさだむべきにはあらざるべし されど字鏡に太々良女、式に多々良比賣とみえ後の書どもにたゝらへといへるものいかなるものとも注されず、おの

るゝ件の歌によりたりときこえ、きぬ〳〵といへることのさまもおのづからよく聞えたり

○あくがる

あくがるといふはうかるとおほかた同じ言のごとくきこゆれど、その差別ありてきこゆ、まづあくがるとは何にまれその在所を離れ出るをいひ言の義は在所離なるべし、然いふ由はアは在の約まりなり、クは萬葉集にいづくといふ言に何處何所何方など書てクといふに處所許などの字を當たるによりて心得べく、カレは同集に離字を用たるにて其意を知るべし、但し此言の義ははやく荒木田久老翁のいへる説にもきこえたるを其は疎なるかたあればさらにかくはいへるなりうかるはあくがれ出てうきたゞよへるがごとくさだまりなくてあるさまをいへりときこゆ、さてそのあくがるといへる詞萬葉集などの古歌には見えず古今集春に素性法師、いつまでか野邊に心のあくがれむ花しちらずば千世も經ぬべし」貫之集に、思ひあまり戀しきときは宿かれてあくがれぬべきこゝちこそすれ」と見えたるなどや古かるべき、さてその詞のこゝろのきこえやすきをこれかれ擧ていはば伊勢集に、月影の軒のあまりにさしいりてなほわがこゝろあくがらしつゝ」源重之集に、花も散り鶯の音もくれ行かばわが山里はあくがれなまし」後拾遺集神祇に和泉式部、ものおもへば澤の螢も我身よりあくがれ出るたまかとぞ見る」源氏柏木巻に、まとひそめにしたましひの身にもかへらずなりにしをかの院の内にあくがれありかばむすびとゞめたまへよ、箒木巻の歌に、なきたまぞいとゞ悲しきねしとこのあくがれがたき心ならむにこの巻の詞にも云々、あくがれまかりありくになどその他の卷にもなほあり千載集に俊頼朝臣、梅が香はおのが垣ねをあくがれてまやのあまりにひまもとむなり」六百番歌合に有家卿、住なるゝとこを雲雀のあくがれてゆくへもしらぬくもに入ぬる」など見えたるをもて知るべし類聚名義抄に、憧字を往來也と注してアクガルと訓り、往來也とは易の感卦に憧々往來とみえたる由なるべし、説文に憧意不定也と注せり、是らの義もて心えらひして當たる訓ときこゆ又そのあくがるをあこがるとかよはしてもいへり、續後拾遺集秋下に藤原行房朝臣、わだのはら八十島かけてすむ月にあこがれいづる秋の船人」とみえたるなどこれなり印本にあくがれと書るは訛なり、こは大永寛永の古寫本に依る、船によせてあこがれといへるなり、此外にも例あり、さて又上に擧たる憧字をも林逸が節用集にはあこがるゝとよめり詞には箒木巻に、わつらはしげに思ひまつはすけしき見えましかばかくもあこがらさゞらまし上に引たるごとく此巻の歌にはあくがれとよみ詞にはあくがれ、あこがれ、まじへて用ひたり若菜上巻に、吾身をさしもあるまじきさまにあこがらし給ふ云々、なほあり、他の物語どもにも見えたり、かくて又う

むしろといふ言の義はことに考ふべきかたへの證だにもなきを、せめてかむがふるにもとは敷物の筵と同義にかよふ言ならむかとおもはるゝこと有り然るはその筵といふものはもと草を束ねて一重に編みて敷物に作れるをいふ名なり菅むしろ薦筵稲むしろなどいふたぐひこれなりさて其むしろをいく重もかさねて安く居るべくものしたるを疊といふ神代よりきこえ來れる八重疊といふは、むしろを殊に厚く重ねたるを稱ふ名なり、八重は例の彌重なり、後世に疊といふはその便宜く製れるものながらなほ名の遺れるなりかくてむしろは地上にまれ板敷簀にまれかりそめに座を設くる時に引敷くものなれば、やがてその敷物の名にもうつしていへるにもやあらむたゝみのむしろといふは、むしろをわづかに二重三重ばかりとぢかされたるをいふ名にて、其を御座ともいふはむしろ敷の座の中に貴人の御座處に敷く由なるべし、今の俗間にはなべて御座といひまた薄縁とも呼ぶものゝあるは、其なごりなるべし、さてこのむしろたゝみの差別は古書どもにみえたる趣をとりすべてくはしきことは別にしるせるものありなほおもふに小馬命婦集に、たゝみの中よりきり〳〵すのさ月ばかりにいできたれば、きり〳〵すむしろいかにかおもふらんたゝみの中に秋は來にけり」といへるはむしろはかりそめなるものなれば蟲も安からずおもひて疊のなかをむしろをたゝみ重れたる中なりおのが秋として住みたりと見えてこゝに出來れる事よといふ意にて、二句のむしろといふに本語のかりそめなる意のむしろといふ詞をもたせたりときこゆ但しこの歌の四句うらみの中にと書る本ありこれをとりていはゞ蟲の床下に住て筵の裏を見てありし意ともきこゆれど、さては歌ざまおとりてきこゆれば今群書類從本によりて引出つ、さはいへどもこの歌の三句におもふらんといひ結句に秋は來にけりといひすてたるなど、意詞とゝのひてもきこえがたけれど今詞書によりて歌主の意をおしはかりてかくはいふなりそも〳〵この考は年ころおぼつかなくおもひわたりつるを此比ある人のいかにおもふと請問へるにもよほされたるによりて殊更に考たるなり、甚しきしひごとには非るかと我だに思ひ、たゆたはるゝをたゞに知られずとてあらむよりはと考こゝろみたるよしをかくは書しるしつ、なほ後によく考定むべし

○きぬ〳〵

此詞はあがりたる世にはきこえたることとなし、古今集戀三よみ人しらずの歌に、しのゝめのほがら〳〵とあけゆけばおのがきぬ〳〵なるぞ悲しき定家卿の此集の顯注密勘に擧られたる顯昭本に、結句をきるぞ悲しきとあるは、おとりてきこゆ、今在る全部の顯昭の注本には、この歌みえずとよめるが見えて情ふかくめでたきをおやとして男女相寢して別るゝ期のことをうちまかせていふ詞のごとくにもなりたるものなるべし、源氏浮船卷に、風の音もいとあらましく霜深き曉におのがきぬ〳〵もひややかになりたることちして御馬に乗り給ふほど云々といへ

つたの川を渡るかち人」夫木抄に載たるは誤あり　とよめるは霞の中に立田川のみゆるを霞のみをと見なしたる趣と聞え、また同歌合祝部成茂宿禰、水上や岸の柳のふかみどり霞のみをのしるしなりけり」師兼卿千首に、すみの江の松や霞のみをつくし深き淺きもほどは見えつゝ」などみえたるは、霞の海のごとく見ゆる心ばえにて柳松を澪標にとりなしたる作意ときこえたり、但し上のくだりのごとく雲霞などにみをといへるは歌詞にて萬葉集七巻の詠天歌に、天の海に雲の波たち月の船星の林にこぎかくる見ゆ」とみえたる詞などに擬ひたるごとき詞なるべくきこゆれど、其天の海の歌すらあまり巧に過て卑しげにてこのもしからずきこゆるは、おのれがこゝろぐせなるべし

〇寧字をむしろと訓む論

漢籍の訓に寧字をむしろとよみなれたるは類聚名義抄其ほか古き字訓の書どもに見え、無寧無乃をも共に同訓によみきたりて古語なるべきをなべての古書歌書などにいまだ見およばざれば其詞の意考ふべき由なし此詞中昔僧徒の書る法語などいふたぐひの假字書にはみえたれど、漢籍よみの書ざまなればとるに足らず故かへさまながらしばらく漢文の字義によりて考ふるに、論語に禮與其奢寧儉、また與其媚奧寧媚竈などよめるたぐひの寧字は、說文に願詞也と注へるをおきては詳なる釋あるを見ず書紀神代上巻に、寧可以口吐之物敢養我乎、とよみたれど此ところの寧は胡字に通ふ義にて、ナニゾモ、ナゾモ、ナンゾなどよむべき格のところなるを、ムシロとよめるは疎なり、いはゆる僧徒の假字法語にもこの謬言みえたり　今それらの文義によりて推考ふるに寧は正中からぬものごとのあるが中につきて彼にくらべては此が少許さる、かたありとかりそめにさだするほどのところに用ひたる意の辭と通ゆるを、古の博士たちの然る意に叶ふべき言を釋びてこゝろしらひしてさだめたる訓詞の傳はれるものなるべしめでたき古言の古事記書紀萬葉集、或は宣命祝詞などの中にたゞ一つ二つ見えたるを近き世におよびては古學するともがらはさらにて、さらぬきはの人さへに用ひあふ言もあるめり、むしろといふ詞もたまたま漢籍よみのかたにのみ遺り傳はりてさるかたにはたれもたれもことともなくよみなれたれど文義こそはあれ言の義のさだかならぬはくちをしきこゝちぞする、但し皇國には寧字のごときこちたき意の言ばもとよりあらざりつらめど、おほかた其意にちかき言をえらびてこゝろしらひして當たりしものなるべし、豈蓋などの詞も古言にて、萬葉集の歌詞の中にいと希には見えたれど他の古書どもにはをさをさ見えず、もはら漢ぶみよみのかたに遺れるが本語の意にはまたく合ひがたきにも准へおもふべし　また無寧も無乃も、寧とは意の異なるおもむきあれどおほかたにおよぼして寧と同じ訓を當たりしものなるべし於と於乎と、嗚呼などを、ともにア、とよみ、縱と縱饒と縱使などを、並にタトヒとよむなどもとりどり其意にことなるあぢはひあるを、同じよみによむにも准らへつべしかくて其

川流水尾の湍をはやみゐで越す波の音のさやけさ」又武庫川の水尾急嘉毛の辭脱たるなるべし赤駒の足がくそゝぎにぬれにけるかも、十二卷に神山の山下とよみ行水の水尾し絶えずば後もわが妻、又長歌の句中にあすかの川の水尾速み生ひためがたき石枕苔むすまでに云々、又廿卷長歌に堀江より美乎さかのぼる楫の音の云々、堀江こぐ伊豆手の船の可治都久米久米は夫爾の寫訛にて可治都夫爾なるべし、同集十八卷に、かぢの音の都波具都婆具爾とよめるにもおもひ合すべし、其は楫に觸れて水の鳴を都夫とも都婆具ともきゝなしていへるにて、古事記に海水之都夫多都時とある都夫これなり、後の歌に岩間の水のつぶ〳〵と、軒の玉水つぶ〳〵となどもよめり、此事こゝにいはでもあるべきをこの引歌のちなみに考出たるをしばらくこゝに書つけつ後の歌には伊勢集に、山川の音にのみきくもゝしきをみはやながら見るよしもがな」源氏物語須磨卷に、逢ふせなき涙の川にしづみしや流るゝみをのはじめなりけむ」狹衣に、落たぎつ涙のみをははやけれど過にしがたにかへりやはする」などよせてよめるもきこゆ、又和歌六帖に貫之、春たちて風や吹とくけふみれば瀧のみをより玉ぞ散ける」と見えたるは瀧川の氷の春風に解けそめて一すぢ流るゝが、ことに速くて石などに觸れて飛ちる趣をよめるなり、夫木抄雜に行家、水上は瀧のみをにてはやければ布引川の末ぞ氷れる」准へて知るべし、又古今集に雜題志らずよみ人も天の川雲のみをにてはやければ光とゞめず月ぞ流るゝ」と見えたるはたゞあふぎ見たるところの大空を天川と見なして浮雲の風にしたがひて行くを水脈に見なしてそれにつれて月のとゞまらず流れかたぶくおもむきにこしらへてよめりときこえたり、然るに夫木抄に大藏卿有家、夕立の雲のみをよりつたひきて軒端におつる瀧の白玉とよみ給へるは雨雲のことに一すぢ風に吹ながされて見ゆるを川水のみをにたとへられたりときこえ、又定家卿、天の川八十瀨も知らぬ五月雨におもふも深き雲のみをかな」又爲家卿、天の川雲のみをなる五月雨にとだえもしらぬかさゝぎの橋」などよみ給へるはかの古今集なる詞にもとづきてよみ給へるものなるべし嘉元御百首に權大納言局、あとたえて人も渡らず五月雨の雲のみをなる峯のかけはし又土御門院御集に、冬の日は雲のみをにてはやければながるゝ年のしがらみもがな」とよませ給へるは是も風のはやくて浮雲の一すぢ流れ行く如くに見ゆるを水のみをにたとへ、冬日の短く過行くによそへさせ給へるなるべし、寛喜四年石清水若宮歌合に賴氏朝臣、朝まだき霞のみをもしら波のた

○みを

みをは海にまれ川にまれ渡り行く水路をいふ名なり、其はまづ玄蕃式に蕃客來朝て難波津に到る時迎船を遣はして國使に宣しめ賜ふ大命に、參上來留客等參近（奴登）攝津國守等聞著（氐）水脈（母）敎導賜（幣）宣隨迎賜（波久登）宣とみえたる水脈これなり、雜式に太宰貢雜物船到縁海國、澪引令知泊處とみえたる澪引は船にて水脈を敎導く事にて、和名抄に水脈船美乎比岐能布禰とみえたるこれなり其は水の深さ淺さ暗礁のありなしなどを知りよろづにつけて水路の便宜をわきまへて泊處に到りまた發船してさして行く澳（オキ）べまで出る水路を敎導く船をいへり、萬葉集十五卷（長歌）に御津の濱びに大船にま楫しゞぬきから國に渡り行かむとたゞむかふ敏馬（ミヌマ）をさして潮待ちて美乎妣伎ゆけば澳へには云々、廿卷に四方の國より奉る貢の船は堀江より美乎妣伎しつゝ朝なぎに楫ひき上り云々とみえ、又十八卷に堀江より水乎妣吉しつゝ朝なぎに楫ひき上り云々、又堀江より水乎妣吉しつゝ御船さすしづをのともは（下男の徒者なり）川の瀨申せ（瀨とは川を竪にも横にも渡り行べきところをいふ名なり澪引して御船路よく仕奉れといふ意なりさて此歌は御船以綱手泝江遊宴之日作也と附注せり）など見えたるこれなり、又その水脈に標本を立置て表準とするをみをつくしといふ水脈つ杙（クヒ）の義なるべし、雜式に凡難波津頭海中立澪標若舊標朽折者搜求拔去（色葉字類抄に此式文を引て澪標ミヲツクシ）とみえたる澪標これにて貫之ぬしの土佐日記に、六日みをつくしのもとよりいで、難波の津につきて河尻に入ると見えたるこれなり、古きものには萬葉集十四卷（遠江歌）に遠つあふみいなさ細江乃水乎都久思あれをたのめてあさましものを（澪標の在る處は水の深からむと思へるに、かく心の淺きは人だのめなるよしの譬喩歌なり、源氏物語みをつくしの卷に源氏のきみの歌にみをつくしこふるしるしにこゝまでもめぐりあひけるえには深し」などよめるも澪標のおもむきをよみとゝのへたり、さて万葉集十九卷に水咫衝石、心盡而云々と書る歌のみをつくしは、たゞ序の詞にてこゝの說には由なけれど、然書る意を推かむがふるに咫字は字書どもに中婦人手長八寸謂之咫、周尺也、またたゞ八寸曰咫と注せるをおもふに、周世に咫といへるは今の尺のことにて、その分量は今尺の八寸に當る由ときこゆるを、なべての說に周世に八寸のことを咫といへりとのみ心得たるは疎なるべし、こちたきかの國風とはいへど、寸ごとに名をつけたる字ある事はきこえざるに、八寸にのみ咫字のあるべきにはあらざるをや、しかれば水咫と書るもそのこゝろしらびして水尺の義を假り通はして澪標にて潮の滿干を量て水の淺深を察るかたにつきて用ひたるものなるべし、衝石はたゞ訓を假借りて連ね書たるなり）など見えたり、今も諸國の中にはその水脈つ杙を立置るところありてみをじるし、又みを木、みをぐし、みを杭などもいふとぞ、さて又本語のまゝにたゞにみをといへるは萬葉集七卷に、泊瀨

流而上曰泝洄洄一本には囘と作り也行宇加夫、又於與久久一本支と書りとあり字書どもに考るに爾雅に逆流而上曰泝洄順流下曰泝游と見え、字彙に溯字鏡に載たるは遡と書り此躰今の字書に見及ばず古躰なるべし然る例古書にいとおほし與泝同逆流而上也、また游順流下也など云へるをおもひ合するにも於與具の於與は及ぶのオヨとおほかた同意にて所謂逆流はさることにて川を横ぎりて渡るにも又流に沿てもいかにまれ水を淩ぎて此より彼へ及び行く意の言なるべし天智紀に、大野及椽二城とある及椽を舊訓にチヨキ引合とあるチはオの訛にて、二字を合せてオヨキとよむべき由なり、このオヨに及字を塡たるをもおもふべし、又於餘豆禮言も及連言の意ならむか、其は別に考あり於布須は言の意は、いまだ考ざれど上に引たる書どもに據りて按ふに、川浴すとてたゞ水に浮びて遊ぶ藝をいへりときこゆ、然るを後世にはなべて於與具とのみ云なれて於布須とはいはぬ事となり來れるものなるべし源氏物語手習巻に、池におよぐいをや、山にしなく鹿をだに云々といへり、今も田舍人の言に魚の向ざまへさしく行をおよぐと云ひ、浮沈などして立巡りをるをあそぶといへるを聞けり、此およぐといへるは古言にてあそぶと云へるが於布須の意に近し游字などをオヨグとよめるは實は精しからねど然る訓ざまは古すら多かり○不令泛の令字印本合とあるは訛寫なり一本によりて訂すべし○滃々汎の三字印本に滃々沉と書るは訛寫なりこれも一本によりて訂すべし印本のまゝにては其義さらに通えず字書に滃は水疾聲、また波下などみえ汎は浮貌とみえて此の文義にかなへるがうへに印本の假字に三字引合せてトクスミヤカニウキオドリツヽとあるにも合へり、これも古訓の假字は正しく遺れるなり、そも〳〵國史どもの今在る印本どもはいづれも誤多きを他本どもに挍合せてよく訂して板にも彫らせおかまほしく人もわれもおもひわたる中に、日本書紀の印本の此印本といふは寛文九年己酉正月書賈武村昌常山本常知八尾友春等が名署あり訓假字の中には上の件に論へるごときめでたき古言も存り、又假字によりておのづから本文を訂すべき證とすべきことなどもあるはいにしへの私記どもの説又博士たちの訓ざまを書加へたるにてよく選びとりて用ふべきことのすくなからぬを印本にはその片假字を寫誤り又本文の字旁に施くべき位を差へたるところなどもあり、又彫工の彫りたがへたりと見ゆるところはたすくなからぬがうへにあまたの年經ぬるまゝに刻字の鈋損ねて鮮明ならずなりぬるはいとあたらしき事なり、いかでまづ今の印本を訂し、訓假字をば舊本のまゝにてかしらを加へずよく訂して彫改めさせ永く世に傳へまほしきことにこそ

かくて今の印本かの築而の假字にタヱテとあるを細密に見ればテの字の上書の三角なるがごとく見ゆるは彫工の削り遺せるものと見えたり、しかれば印本の彫下の本文の字ハ既に誤たりけれど假字はなほむかしのまゝにタヱテとありしものなること疑なし（テはマの古體にて紀中にもをり〳〵用ひたり）然れば今此處の文を訂正して是時有兩處之斷間乃壞之難塞とするときは其義明なり（此假字の誤の因に云ふ、神功紀に則到新羅時隨船潮浪遠逮國中とある、隨船潮浪の假字のテナ、カいかにとも讀がたきを其條の一云の文中に件の事を隨船浪と書て、フナ・ミと假字をさしたり、然ればかのテナ、カは、もとフナ、アと書るをフをテと見誤りてテ字に移しまたアをカと誤たるものなり、アはミの古體なり、應永卅五年に寫せる奥書ある私記にも隨船潮浪布奈々美とあり、但し此誤既くよりの事とみえて釋紀にも訓本と同じく誤たり、すべて印木の假字にさる誤いと多きを准へて正し辨ふべきなり）○また衫子取全匏兩箇臨于難塞水、卽取兩箇匏投於水中請之曰云々、また六十七年紀にも於備中國川島河派有大虬云々、於是笠臣祖縣守云々臨派淵以三全匏投水曰云々、汝沈是瓠云々とある全匏の舊訓ともにオフシヒサゴとあり、其オフシは和名抄雜藝類に文選云拍浮（拍打也普伯反、今按俗云於布須是也）また類聚名義抄にも拍浮オフスとある於布須と同言にて其は水上に浮ぶ藝を云ひてオフシ、オフスと活く言と通えたり、故水に浮ぶ料に用ふる匏をオフシヒサゴと云へるにて、今浮ふくべといふものこれなるべし、から籍晉書に、拍浮酒船中また列子の林注に游拍浮者也、また淮南子百人抗浮注に浮瓠也、埤雅に匏云云古者佩以渡水とあるなどみえたるにもおもひ合すべし、かくて全匏とし も書けるは漢名はいまだ見あたらねど匏の類の種々あるが中に今も水に浮ぶ料にはなべて俗にふくべと呼びて形狀の圓に長く太細なる處なきを用ふるが便よければ、古も必然る狀なるをぞ用ひたりけむ、さればそのかみ尋常に水斟器とし或は酒など入る、器とする類の太細ある匏とは殊にて、狀の全き義にて其物實をこまかに傳へむとて然は書れたりけむ故下文には全字をば省きて徒に匏とのみ書れたるなるべし、六十七年紀なるも同じ、さて又この於布須と云へる言右に擧たるほかにはいまだ書に見およばず言の義もおもひ得ず（於與具と同言ならむかともおもはるれど）和名抄拍浮のところにも於與岐など云べき正き訓をば擧ずして俗云於布須とのみ載られたるはいかなるにか、今按ふに於與具と於布須とはもとは別なかむか、於與具は新撰字鏡に泝（泝一本に泝と作り）溯等の字を書して同桑古反去逆

りて池中に沈みて在つるなるべしこれはたおもひ合すべし（上に引たるごとく、文德實錄に建御名方富神前八坂刀賣命神祝云々と見えたれば、相殿の八坂刀賣神の祝も別てありしなり、さて又件の銅印の事は度會延經神主の神名帳考證に、近世に云々とみえ其印字の摹は藤貞幹が金石遺文また何がしの君の集古十種の中にも見えて諏訪社藏とあるこれなり）然ればとて南方刀美神の后神なるべくさだめおもはむはたやすし、然らぬ女神の由ありて主神の前（ミマヘ）取持坐して祭られ給へるにてもあるべければ推定めがたし、今上諏訪に上諏訪社（上社とも）下諏訪にも下諏訪社（下社ともいふ）ありて併に二座の神を祭りて一座は南方刀美神と申せど今一座の神名は詳ならず（其一座はいはゆる前八坂刀賣神に坐せる事上に辨へたるがごとし）いづれ式內の社なるにか定かならずとぞ、今推考るに上古より仕奉り來れる大宮司の大祝と云ふが古より上社の方に住着きて在りといへば、その上社ぞ本社にて下社は諏訪の地を上下と別てる後に上諏訪なる本社より移して下諏訪にも別に祭來れるにぞあるべき（上にいへる賣神祝印の下諏訪の千尋池より出たるを證として下社を本社ならむと論ひもすべけれど、さばかり輕からぬ祝の印の池中に在べきにあらず、むかし紆ましき人の偸いだしわざと持來りてその池にうちはめたりしにてもありぬべければ、其印の出たる池の地をもて證とはなしがたし、又或說に上社は南方刀美神下社は八坂刀賣神なりと定いへるはみだりなり、式に南方刀美神社二座と載られたれば八坂刀賣神の社の別に在るべきにはあらぬものをや、因に云帳に水內郡健御名方富命彥神別神社名神大とあるは、彥は孫の借字にて健御名方富命の孫神にて別神と申すが御名なるべし、如此さまに唱ふる神號の例は、帳に常陸國新治郡鴨大神御子神主玉神社とあるなど是なり、持統紀に五年八月己亥朔辛酉遣使者祭龍田風神信濃須波水內等神とある須波は南方刀美神、水內は健御名方富命孫神別神なるべし、古事記傳十四卷に說れたるこの諏訪社の考にいかにぞやおもはるゝ其は文德實錄三代實錄に見えたる神名の誤寫を訂しあへられざりつるによりてなるべし）

○仁德紀中築而の字また全匏

仁德紀十一年冬十月云々、將防北河之澇以築田茨堤、是時有兩處之築而乃壞之難塞、時天皇夢有神誨之曰、武藏人强頸河內人茨田連衫子二人以祭河伯必獲塞、則覓二人得之因㠯强頸泣悲之沒水而死、乃其堤成焉、唯衫子取全匏（オフシヒサゴ）兩箇臨于難塞水乃取兩箇匏投於水中請之曰、河神祟之以吾爲幣是以今吾來也、必欲得我者沈是匏而不令泛、則吾知眞神入水中若不得沈匏者自知僞神、何徒亡吾身於是飄風忽起引匏沒水、匏轉浪上而不沈則潝々汎以遠流是以衫子雖不死其堤且成也、是因衫子之幹其身非亡耳、故時人號其兩處曰强頸斷間衫子斷間也、件の文中の築而の二字讀がたきをよく按るに斷間の寫誤なり、其は斷間を原本に㫁間といふ趣になだらめて書るを筑而と見なして寫誤たるうへにまた筑を築と混寫たるものなるべし（上文に築字あり）下文に强頸斷間衫子斷間とあるこれに當れり、

健御名方富命前八坂刀賣神從五位下」、（一神なり、其由は下に辨へ論ふべし）文德實錄に、嘉祥三年十月信濃國建御名方富命神（建字諸本脫たり、類聚國史に據りて補ふ、名字印本に脫たり二寫本また類聚國史によりて補へつ）建御名方富命前八坂刀賣命神並加從五位上（二神なりこれも下にいふべし）仁壽元年十月進信濃國建御名方富命前八坂刀賣命等（前八の二字印本彥及と作るは誤なり、今二寫本又類聚國史に據りて正せり）兩大神階加從三位」、同三年八月後三位建御名方富神前八坂刀賣命神祝（此神名印本建御名方八坂前富神と書て、誤多し、今二寫本に據りて正せり、さてこゝなるは二神なり）預於把笏」、三代實錄に、貞觀元年正月奉授信濃國正三位勳八等建御名方富命神從二位從三位建御名方富命前八坂刀賣命神正三位」、（二神なり）同年二月奉授信濃國從二位勳八等建御名方富命神正二位正三位建御名方富命前八坂刀賣命神從二位」、（これも二神なり）同九年三月信濃國正二位勳八等建御名方富神進階從一位從二位建御名方富命前八坂刀目命神（目字印本自と誤れり今二寫本に依る）正二位」（これも二神なり）と見えて南方刀美神一柱を申すときには神と稱ひ八坂刀賣神一柱を申すときには上に南方刀美命前と稱ひ（命といひて神といはずさて南方刀美も建御名方富と書るも同神名なれば、此をはじめにて下にも南方刀美と定めて書り）また二柱を並べては共に命と申して下に兩大神と稱へるをおもふに南方刀美神は主神にて前八坂刀賣神は相殿にて前としも稱へるは南方刀美神の前の神の由なり、故南方刀美命前八坂刀賣神と稱ひて別てるなり（但し仁壽三年の度の書下にのみ二神名の書ざま前後の例のごとくならざれども二神なることは慥にきこえたれば難なし）かくてぞ二神に進階の次も全く合へるかし、さて前とは古事記にみえたる天照大御神の思兼神取持前事爲政と詔へる趣にて南方刀美神の前の事取持たまふ由縁ありて相殿に祭られたるが故に南方刀美命前八坂刀賣神とは申せるなるべし、さてこの前を崇めては美萬閇（ミマヘ）と云べし（此はかすべて主神ありて相殿に祭らるゝ神も同じ趣なるべきを、他の神に然稱せる事のきこえざるは、然言別きていはでもあるべきを、此神社におきてははやくより稱し來れるまゝに、官にても用ひ給ひたりしなるべし、帳に主神の餘の神を前と記されたるも此由なり、又古事記に墨江三前大神など云へる例の前は崇言にて、其神座の前といふ意にて貴人をさしておまへと稱ひ、今世に御前とも云ふがごとくにて異なり、さて一社に坐す主神の餘の相殿の神を前といふよしは古事記傳十二卷に注されたる說なるを、今それにもとづきてかくは考たるなり、此に其本說と差へるところあるは己が考なり、本書に合せ見て知るべし）さて此八坂刀賣と申す御名の刀賣は書紀に石凝姥此云伊之居梨度咩と見え、字書に姥老母也と注ひ、女名に古事記に春日建國勝戸賣、沙本大闇見戸賣（サホノオホクラミトノ）、志理都紀斗賣（シリツキトノ）など稱へたる例の御名にて女神に坐すなるべし、前に下諏訪の千尋池の中より出たる古銅印文に賣神祝印とあり、賣神は女神にて八坂刀賣神祝の印のむかし事あ

書紀などに武字を書るも同じ、かくて其兄弟の名の味、建といふに内の宿禰と引合せて呼へるなり、古事記仁徳天皇の御歌に建内宿禰の事を宇知能阿曾とよみ給ひ神功紀に見えたる熊之凝が御軍人に向ひて唱へる歌にも于地能阿曾(ウチノアソ)といへるをも證とすべし 阿曾は朝臣の省かりたる言なるよし傳に委しく説はれたるがごとし さてその内とは古事記の傳に建内宿禰の内は味師内の内と一ッにて共に居地名にて大和國有智郡これなり、神名帳有智神社諸陵式有智陵なども此郡にあり萬葉一に内の大野とよめるも此處なり、兄弟共に此地にぞ居住れけむ云々と云はれたるがごとし 此地文武紀元明紀にも宇知郡と見え、萬葉集にいはゆる内の大野も仙覺が抄に大和國宇智郡之野也、和銅六年令註進風土記之時、任太政官下之旨定二字用好字也とも注せり、假寧令の集解に、古記云葛上葛下内等郡云々とある内もこの郡名なり 古事記に孝元天皇の娶給へる内色許男命の妹内色許賣命の内もこの内の地名を負たるなるべし 天孫本紀に大矢口宿禰の子に欝色雄命欝色謎命とあるも、此兄妹ノ事と聞ゆ、然るは内を古は宇都とも云る例多ければ然もいへりしなるべし、但しその内之といへる之を省きたる上より宇都志古と引合ても唱へるものなるべし その内色許男命の女伊賀迦色許賣命を娶して比古布都押之信命を生し給ひ、其子味師内宿禰次に建内宿禰なり相徴して内の地名を負へる由を知るべきなり

○倭日向武日向彦八綱田

垂仁天皇五年紀に、皇后の御兄狹穗彦王謀反し給へるに依りて八綱田を將軍として撃しめ給ふ、王師を興して戰ひ遂に皇后皇子を率て城に籠りて堅く拒きて降り給はず故八綱田火を放て其城を焚き皇子を取返し奉る、王は皇后と共に城中にて薨給ひて事平きぬる由を載て、天皇於是美將軍八綱田之功號其名謂倭日向武日向彦八綱田也 倭の字書紀に脱たり、舊事紀また姓氏錄によりて補ふ、さて此時ノ事古事記に委しく載られたる中に、書紀と異なる趣も見え八綱田が名は記されず と記されたる其美名の義を考るに、日向は舊訓のごとくヒムケとよむべし其は城に火を向けて功を立たるを褒めたまへるなり、倭は世に比等なき由にて後世に天下一日本一など稱ふこゝろばえなるべし 外國に對へて云ふ意にはあらず 武はタケシといふべき語勢なり彦は例の男子の美稱にて本名の八綱田に引合せて唱ふべく命せ給ひたりしたるべし

○南方刀美神社二座考

神名帳に信濃國諏訪郡南方刀美神社二座 名神大 とあるいま一座は八坂刀賣神に坐せり、今その證をいはむ續日本後紀に承和九年五月奉授信濃國諏訪郡無位勳八等南方刀美神從五位下」、同年十月奉授信濃國無位

とをタケリタケルなど活して云ふ言の上もて稱とせるなり、字鏡に誇擧言也伊比保己留、又云太介留類聚名義抄に嗷哮等の字をタケルとよめるも元は猛勇き意にてこゝに云ふと同言なるを擧言して猛勇々々しく言ふ方より云ふ一方の訓にとりて注せるものなり今の俗にもタケリ起テ云々など云ふこれなり、かくて又此命の又名倭男具那と申せる倭も倭國におきて勝れ給へる由にてかく申す御名義は古事記傳に説はれたるがごとしさて景行紀四十三年此命の崩給へる處に日本武尊化白鳥云々、因欲錄功名卽定武部也と見えたる武部を古訓にタケルべとあり、又出雲風土記に出雲郡健部郷所以號健部者、纏向檜代宮御宇天皇勅不忘朕御子倭健命御名、健部定給爾時神門臣古稱健部定給、卽健部臣等自古至今猶居此處故云健部、また姓氏錄に建部公云々日本武尊之後也など見えたる建部もみな多祁流倍と呼へるなるべし、かくて諸國に健部とも建部とも云ふ地の多きは出雲風土記に見えたる趣にて健部の住居るによりて負へる名なるべし、此地名和名抄にも多く見えたる中に伊勢國安濃郡建部太介無倍と唱を記せり、こは多祁流倍の流を音便に無と云へるにて書紀にタケルべとよめるにもおもひ合せて證とすべきなり今建部と云ふ地名も氏もなべてタケベと云ふめれどそはタケムべのムを省きて云なれたるなり、氏にはタテベとも唱ふが聞ゆるは字に泥たるさかしらなり、但し續紀に延暦三年十一月建部朝臣人上等が奏言に始祖息速別皇子云々、胤子意富賀期武藝超倫足示後代、是以長谷旦倉朝廷改賜建部君とみえたるは武藝を賞て負せ給へるにて建の意に同じともいふべけれど、こはたゞに武き藝に關たる稱なればタケべなるべし、もし此建部に依れる地名ならむには准へて呼別つべきなり

因に云此尊の御事を常陸また阿波の風土記に倭健天皇と書るはこの尊その國々を征に出ましけるときいと勇猛くおはしましける御稜威を畏敬み奉るあまりに國人ども倭健の天皇と稱へ奉りしを、そのかみの語言のまゝに書記せるものなるべし、今の世諸國の邊鄙にて其地の領主の宰人の巡察などに出たるを朴直なる賤民どもが殿樣と稱て崇へ拜むがあるめり、准ふべきにはあらざれどいさゝか其こゝろざまの似たるを上古にめぐらして推て察るべし

○建内宿禰の名の唱

建内宿禰の名は兄を味師内宿禰と稱へる味師に對へたる美稱にて、多祁志宇智宿禰と稱ひしなるべし、其はまづ古事記に兄の名を味師とあるを書紀には甘美と書き姓氏錄には味と一字に書るをおもふに宇麻志の志は甘美の活言なる事著し、弟の名も同じさまに相對へて多祁志と唱へるに建字を當て書るなり、

かたち多く見えたり　これら思ひ合せて宇那てふ言の義を知るべし、かくて今この考說をとりすべていはゞ此神の御形體短少く童子のごとくおはすよしをもて御名に申せるにはあらず上にいふごとく少は大穴牟遲の大に對へて相亞ますの義、宇那は御形體の短少く童子のごとくおはす由なるに彥那と申稱辭を引合せて唱奉れるにて然稱すがかへりて大なる功德の坐ます趣を讃顯はし奉る義にもやあらむ　今の世にも短小き男のいさをしきを男はちいさけれど云々とかへりてその短小き由を言擧して響むる意に相似たり味ひ考べし

○倭建命の御名乃唱

倭建命乃御名ヤマトタケルと稱し奉たりしなるべし、其は古事記に此命熊襲建兄弟を殺し給ふ時　建は健字の偏を省けるにて古書に例多きよし傳に辨へられたるがごとし　弟建が言に於西方除吾二人無建强人、然於大倭國益吾二人而建男者坐祁理、是以吾獻御名自今以後應稱倭建御子云々、故自其時稱御名謂倭建命云々　かくて還上ます時に、入坐出雲國欲殺其出雲建而云云とありて、その出雲建を打殺給ひ其時の御歌に、伊豆毛多祁流とよみ給へる事もみえたり、さて又件の熊襲建等が事は書紀の傳も大旨はおなじ　と見えたるによりて知られたりかくてその建が稱申せる言の義は今此西方の國々に吾等二人に並ぶ建き者は無きに大倭國には猶勝りて建き男は在しけり、故御名を獻りて今より以後倭建御子と稱へ奉らむと申せるにて裏の意は己等二人に勝れる建き人は世間に在らじとみづからおもひあがりたりけるが、今皇子のこよなき武力に堪ざる事を悟り畏りて皇子は眞に大倭の建と稱し奉るべきなりと鄙びたる眞心にところ避りて負けなくも褒め稱へ奉れるなり　この建が言に於大倭國と云へるは大宮所の國名ながら、此國名のおのづから皇國の惣號となれるごとく如此云へるが、やがて天下の建に坐せりと云ふ意なり、さてそは軍物語に日本一の剛の者と云ふが卽天下にならびなき剛もの、意なるに相似たり　さて彼が殺され奉る今はの期に然ばかり眞心に稱へ申せるを憐に欣感く聞し認て、やがて御名と爲たまへるなり　後の事ながら陸奧話記に、義家驍勇絶倫騎射如神、冒白刃突重圍出賊左右云々、夷人靡走敢無當者、夷人立號曰八幡太郎と見えたるもの、おのづから似たる心ばえなり

さて此皇子の御名書紀に日本武また餘古書どもに倭武とも書きてその武字は例にタケまたタケシなどこそは訓めタケルとはよむまじきがごと思ふ人もあるべけれど、書紀に梟帥と書るを既く古事記に建字を用ひられたるにも准へしるべく又猛字も武字と同じ義としてつねにタケまたタケシなどよめど書紀に五十猛神と書るなどおもひ合すべし、さて又タケルてふ稱の義は記傳に威勢ありて猛き者を云ふ稱なりと說はれたるがごとし、なほ述はゞ猛勇きこ

これらの謌はそのかみ既に剥壊たるところのありつるを、とり〴〵に強てよみなして書寫せるが三通在りつるを、ともに寫載たるものなり、この要錄は嘉承元年に寺家の舊記どもを書集たる書ながら件の八巻なる碑文はその別巻にて彼此比挍補闕拾落成一巻了といへる中にありて、その記せる年頃は知られざれど仁治二年に寫せる由奥書せる本なれば、その舊き寫なること推察るべくまたいま世にある碑文の拓本はさかしら人の要錄なる文を訂し改めてものしたる物なることも著明なり

○少名毘古那神御名義

少名毘古那神の御名の義にひとつの考あるを試に説はむとす、少名は少童子(スクウナ)にて少は須久那志(スクナシ)の須久なり、字も少を須久に當たるにて那志那伎と活かし云ふ詞なり（但し書紀には少彦名、萬葉集には少彦名と書て少の字をも須久那に當ても書り）さてその須久はもと大に對へたる小き意の言にはあれど此御名にては大に亞ぐ義ありて書紀の私記に昔稱皇子名大兄、又稱近臣爲少名也宿禰之義取於少兄也とみえ、又官職の大少に大を於保伊、少を須奈伊と云へる意に同じ（於保伊須奈伊の伊は、伎の音便なり、但し須奈伊は須久奈伎の省言なり）此神天神の御任によりて大穴牟遲神と兄弟のごと相並て云々の大功坐しましけるによりて大と少ともて稱へまつれるなるべし（大穴牟遲神は兄の如く、少名毘古那神は弟のごとく、相亞て國作などの大功を立たまひしこと古事記書紀等を始、古書どもに見えたるがごとし）名は宇那の宇の省かりたるなり（上に須久の久に宇の勾あるによりて引合て唱ふる時は、おのづから下の宇の省かるゝ言のいきほひにて例多し）其は童子を宇奈爲といふ宇奈にて此神の形體いと短小く坐して（此事古事記書紀等に見えたり）小童のごとく見えたまへるによりてしか稱せるものなるべし、さてその宇奈は和名抄に髫髮和名宇奈爲、俗用垂髮二字、謂童子垂髮也、まな字鏡に髡髮至肩垂貌也、宇奈井、など見えたる宇奈これにて童子の髮を肩のあたりまでつゝらかし居るを宇奈久といふより凡て童子を宇奈爲と稱へりと聞ゆ（宇奈爲の爲は集かいまだ思ひ定めず）萬葉集十六巻に宇奈雅流珠(ウナゲルタマ)のとよめるも然るさまに頭の飾の珠をうなぎ垂る由なるべし、古事記書紀に見えたる神代の歌におとたなばたの宇那賀世流玉のみすまる云々とあるも同じ（ウナガセルは、ウナゲルを延たる詞なり、魚の宇那藝も髮のウナギ垂たる形の似たるによりてなづけたるにもやあらむ、さて頭後を宇奈之といふも髮のうなぎかゝるあたりなるをもて云ふなるべし、ウナブク、ウナダルなどいふウナは、項に據りていひなせる言と通ゆ、又童子をメザシといふもおほかた宇奈爲と同じ髮のさまながら、めざしは面の方に垂たる額髮の餘ほと〳〵目にさし入るばかりなるをいふ稱なるべし、古書にもさる

となりて仕奉りし姿をおもひやるべし

○かくしるしおける後に奈良の坊長西村知氏この考を見て云ふ、すべての考どもはいはれたり御陵の碑いま見るところ石質殊れて堅硬かるべく推はからるれど、年經たるがうへに久しく土中に埋れたりし故にや石面いたく舊び剝落てさだかならず、表面の上方に碁局のごとき堺のわづかに見ゆるのみにて、文字は一雙だに見えずとてすなはちにあるかたちを圖て見せたるかくのごとししかるに今世にこの碑文の拓本のあるはいと疑はし此碑面の剝落ざりし前のむかしの世にさばかり鮮明に臨（ウツ）したりしもの、世に傳はるべくもおもはれずといへり、これによりて再考ふるに東大寺要錄八の巻雜事章に奈保山太上天皇山陵碑文養老五年十一月七日崩と標て畧圖三通寫載たり別一通には元明天皇佐保山陵碑文馬腦石高三尺許とあり



大	之	太	所	養	冬	三
倭	宮	上	也	老	十	日
國	馭	天		五	二	乙
御	㝢	皇		年	月	酉
谷	八	之		歲	癸	葬
郡	側	陵		次	酉	
平		是		辛	揆	
城		其		酉	十	

馬腦石鐫之碑高三尺許廣二尺許厚一尺許案之隨御陵町數彼碑文之地也則東西十町南北八町歟

此別の二通は堺中に文字ばかり寫載たりさてその三通を比校るにともに初行に御谷郡と作るは添上郡の譌なり、又こゝに寫出せるかたの二行に㝢と作るを別の二通には夸と作り共に宇字の譌なり、又三共に側とかけるは洲字の譌なりこれらかの擬文にも然改作るはよろしきを七行の乙酉を己酉と作るはわろしまた六行に揆とかけるを別の二通には撥また撥と作り、此は是月癸酉朔なれば朔字の譌なるべしかの擬文にも朔と改作り、但し唐韻集韻等に撥芟草也と注し、戰國策の注に葬具とありとぞ、上に注せるごとく此天皇の遺詔に、藏寶山雍良岑造竈火葬、莫改他處云々、丘體無鑿就山作竈、芟棘開場卽爲葬處と見えたるに由ありげにも聞ゆる字なり

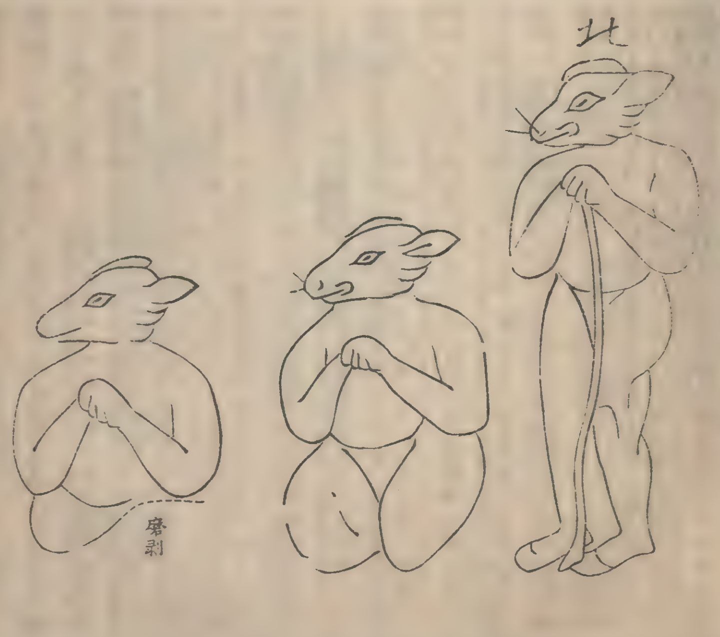
其狗人の像かくのごとし

　立像長二尺六寸許

按ふにこはそのかみ朝廷の大儀に隼人の狗吠して奉仕るときには狗の假面を被る例なりけるからやがて其像を石に摸して陵域に殉置しめ給へるものなるべし、今昔物語集卅一の巻に此天皇の陵の事をいへるところに石ノ鬼形共ヲ廻ニ地邊ニ陵ヲ墓様ニ立テ微妙ク造レル石ナド外ニハ勝レリとみえたるこれなり、但し鬼形といへるは見たる人の跡なりしか又傳聞の誤なるべきこと決し、さて今遺れる立像の上に北字あるはそのかみ陵域の四面にそれと同じ狀なるを建られてその方位を標したりけむを後に東西南の三基は亡せたるなるべく、踞像も舊四基ありて四隅に建られたりけむが二基は亡せたりしなるべし、そは隼人の宮墻を衛れる意にて陵の四方四隅に建られたりしものにぞあるべき、しかるを昔七基ありけるによりて今も七匹狐とも呼ならへることは八基の中一基ははやく亡せて七基存りし世の傳説なるべし、そも／＼此天皇の遺詔に陵の作りざま又その陵に刻字の碑を立べきよしなど前の御世々々に例なき事どもを詔ひおきてさせ給へる事績日本紀に見え、すなはち其陵碑も今に存るに准へておもひ奉るに續紀養老五年十月丁亥、太上天皇詔曰云々朕崩之後宜於大和國添上郡藏寶山雍良岑造竈火葬、莫改他處、謚號稱其國其郡朝廷馭宇天皇、流傳後世、庚寅詔曰云々、卑儉是順、仍丘體無鑿、就山作竈、芟棘開場、即爲葬處、又其地者皆殖常葉之樹、即立刻字之碑、十二月己卯太上天皇崩于平城宮中安殿、葬於大和國添上郡檜山陵と見えたり いはゆるその刻字碑は往年山陵の南方の崩れたる時、顯出たるを今奈良坂善城寺の春日祠の側に移置り、土人なべては佐保姫影向石といふとぞ、かくて其碑文を摺寫せるものなりといふが世にあるを見るに、大倭國添上郡平城之宮馭宇八洲太上天皇之陵是其所也、養老五年歲次辛酉冬十二月癸酉朔十三日己酉葬と、縦横界の中に一字づゝ誌されたり、東大寺要録に、奈保山太上天皇山陵碑文養老五年十一月七日崩、馬腦石鐫之碑高三尺許廣二尺許厚一尺許と記して、石の形を畫きて其文を寫載たるに、字も碑石の方量も全く合へり、但し己酉は續紀また要録によるに乙酉なるべきを臨誤りたるものなること決し、また要録なるは文字の違ひたるところあり、其は讀誤りて寫したりしものなる事著しければ論ふまでもあらず、さて此の天皇の陵地續紀の今在る本に椎山と書き、一本に稚山ともあるは共に誤寫なり、諸陵式に奈保山東陵平城宮御宇元明天皇在大和國添上郡とみえ、上に引たるごとく要録にも奈保山と記たれば椎稚など書るは檜の誤寫なること決ければ、上にも訂して書るなり、さてその奈保山陵を要録に佐保山陵とも書き、又上に擧たる續紀の詔詞に藏寶山雍良岑云々ともみえたり、其わたり佐保といふが大名の地ときこゆればなべて佐保山とも呼しなるべし、今土人の佐保姫影向石と呼も舊の在處の地名によりていひならひたりしものなるべし、さて其陵矢田原村より西六町ばかりにありて土人王塚と呼び其わたりの字を太奈閇と呼ぶとぞ此犬石も遺詔によりて立られたりしものなるべし、されば此犬石の像を見てそのかみ隼人の狗人

其群官初入發吠、また凡遠從レ駕行者宮人二人史生二人率ニ大衣一人番上隼人四人及今來隼人十人ニ供奉、其駕經ニ國界及山川道路之曲ニ今來隼人爲吠、また行幸經宿者隼人發吠但近幸不吠など見えたるこれなり（長和元年小右記十一月廿二日大嘗の條に、隼人不發吠聲諸卿ニ雨相催纔吠、不似例聲とみえたるは古實の尊き由をわすれて、なべての儀式の嚴重めしきに似つかぬから恥がましくおもひたりしなるべし、後の御世にはこの吠聲を發す式は廢もぞしけむ）かくてその隼人の狗人となりて仕奉りし狀のおもひやらる、證あるをこゝにいはむとす、其は大和國添上郡奈保山の元明天皇の陵（土人王塚といへり）今そのわたりの字を大奈閉山といふ其陵邊に建てたる犬石と呼ぶもの三基あり、みな自然なる石の面を平らげて狗頭の人形を陰穿（エリ）たり頭は狗の假面なるべし、身中みな貫き裝束て狗の狀を表せりと見ゆもとは朱をさしたりと見えてところ〲に剝げ遺れりとぞ、其狗人一枚は立像にて楚とおぼしきものを杖けり上に北字あり、二枚は踞像なり此も手のさま楚を持たらむとは見ゆれど慥ならず石の長立像なるとは短し、此狗石昔は七基ありしとて土人大奈閉の七匹狐とも呼びならへるをいつのころにか四基は亡て今三基存れりといふを、おのれ既く其像の圖を得

後にその立像を摺うつしたるをも得て藏り狐としもいへるは其形を然見なしたる里俗のさかしらなり



みぞろが池のあたりより奉れること定まれる古實なりといへり、こゝにいわしのはさみものといへるは當時既にいわしをなよしに代へて用ふる格となりたりしなるべし、さて此事を追儺の條にしるせるは長明もまことのもとの古實をばよくも辨へ知らざりけむかし（壒嚢抄に、節分の夜大豆を打事の因緣なりとて、佛説ざまなるいと孟浪なることゞもをいへる中に、美曾路池の端の穴に、藍婆惣王といふ鬼の在けるを、其穴を封して大豆を熬て其鬼の目を打盲し、又聞鼻といふ鬼の人を食はむとするをば鉾を炙串と名付て家々の門にさす由を記せり、この附會説を捨てそのかみ世に行はれたりつる追儺のさま、上に引出たる書どもの傍證とすべし、さてこの壒嚢抄は文安三年に僧行譽がしるせる書なり）さて又ひゝらぎのほことといへるをおもへばいにしへ杠谷樹の八尋矛ときこえたるものに擬へて其木を矛形に削りて立る例なりしにもやありけむ（ひゝらぎの矛の事は、己別に考ありこゝにはつくしがたし）さてもひゝらぐといふ言によれる意ならむ、といへる考はうごきなし、近むかしよりの世の風俗に春の節分の前夜儺すとて鰯とひゝらぎの枝を葉ごめに門戸に挿すも上に論へるごとく元日の賀儀の儲を大晦にものせることの春の節分に儺ふ事となれるにつれて混にうつり來しものなるべし（春の節分の前夜大内にて追儺の豆うちせさせ給へること、文龜四年の元長卿記に見およびたり、そのかみ既く古の式は變り革りたりしなり）かくておもふに今こゝに論へるしりくめ繩、なよしの頭、ひゝらぎを供進る事延喜式などに見えざれど上に引出たるごとく四季物語に、かにもりの司の例としてつかふまつれり云々とみえたれば、古より掃部司の供進れる例なりけるを式には載られざりつるなり、式には諸司の供奉るよろづの科條を載らるとはいへどそのかみの在狀によりては省ぎて載られざる事もありとおもはる、があれば、これもそのたぐひなるべし

○隼人の狗吠

神代紀海神宮の段に火酢芹命の伏事のことを一書云、云云、乃伏罪曰吾已過矣、從㆑今以往吾子孫八十連屬恒當㆑爲㆓汝俳人㆒（一云狗人）請哀之云云、於是兄知㆔弟有㆓神德㆒遂以伏㆓事其弟㆒、是以火酢芹命苗裔諸隼人等至今不㆑離㆓天皇宮墻之傍㆒代㆓吠狗㆒而奉仕者也とみえたる隼人の狗吠の故實は、隼人司式に凡今來隼人令大衣習吠左發本聲右發末聲、惣大聲十遍小聲一遍、訖一人更發細聲二遍と見えて其供奉事は同式に、凡元日即位及蕃客入朝等儀に云云今來隼人發吠聲三節（蕃客入朝不在吠限○なべての儀式の漢樣なるが多かる中にこの發吠聲仕奉る儀の似つかぬによりて蕃客入朝の時は停られたりしなるべし）また凡踐祚大嘗日分陣應天門內左右

端出之縄讀與注連同と載されたるはこゝに論へる神事に混らはしくきこゆるを辨ふべし、今其顏氏家訓を撿るに、偏傍之書、死有二歸煞一、子孫逃竄莫二肯在一レ家、畫レ瓦書レ符作二猒勝一、喪出日門前燃レ火戸外列レ灰祓二送家鬼一章二斷注連一、凡如此比不レ近二有情一、乃儒雅罪人、彈議所レ當レ加也、とみえたり、抄に注連章斷と反さまに載されたるは注連を主として反讀の次にものせられたるなり、いま件の本文の章斷注連を和名抄の訓によまむには之利久倍奈波ヲモテ之度太智スとよむべし（字書に章表也、また注灌也といへる義なるべし）其は喪出の日縄を灌ぎ清めて戸口に曳連ねて家鬼の歸入らむことを表斷つ猒術なるべし、然るを注連を書紀の端出之縄に當て又章斷を之度太智とよめるは、後戸斷（シリトダチ）にて鬼を歸入らしめじと後戸を斷つ由ときこえて（この言、章斷の字によりて新に作りたる訓にはあらで、もとよりの古言なるべけれど、他書どもには見あたらず。又私記に端出之縄讀與注連同と註されたれど、書紀ノ訓は斯梨倶梅儺波とあり、同言ながら倍と梅の差あるを然いはれたるは疎なり）おのづから似たる趣なり、しかるに江家次第追儺の條の裏書に、唐志唱二十二神名一、次逐二惡鬼一索二於室中一而毆二疫鬼一云々、と見えたるはたゞ唐國の追儺の文を引しるせるにて、皇朝にてものせらる、式の

引勘にはあらず、件の索於室中といへる索は葦索にて和名抄注連の上に蔡邕獨斷云懸葦索於門戸以禦レ凶也、阿之乃奈波（アシノナハ）といへるこれにて、そのかみ陰陽家にて唐國風によりて此ものを用ふることのありけるにあはせて注連の類として並載られたりけむこと決し、しりくめ縄と同物なりと混へおもふべからず、又いにしへ地堺または他人を寄せじと構ふるところなどにしめ縄亘し趣の古歌どもにみえたるも自他の隔をなせるにて、そのこゝろばえはた同じかるべし、又しめ縄をたゞにしめともいひて標字を當て用ふるは其しめを延て堺の表記とする義にて、古語に玄めし野、家をしめおきてなどいへるはそのしめを活かしてもいへるなるべし、但ししめ、しむ、しむるなど活かしていへる例はいまだ見あたらず、こは猶考ふべし、また鴨長明が四季物語十二月の條に、追儺の夜は云々いわしのはさみもの、ひゝらぎのほこはなやらふ家にはも、しきならでもあることなれども、あとに大内には、かにもりの司の例としてつかふまつれり云々、ひゝらぎはわが神の社（下鴨の攝社に比良木社あり、社邊に柊多く在りて神木なりといへり、なほ此社の事は予が書著せる瀬見小川に云へり）或は

ていひあへる由ときこえたり（しりくめ縄のことは、下に論ふべし）さてひひらぎとしもいふは、葉さきの刺の人の身に觸るれば疼痛ぐ由にて名にも負せたるべければ、口女の鈎のために喉のひゝらぎたるによそへたる例にて、其は火々出見尊の海神宮に幸してかの失ひ給ひし鈎を得て上國に還幸まし、賀儀なるべし、隼人式に見えたる隼人の威儀に須ふる楯に、鈎形を畫くも例なるも　隼人は火酢芹命の苗裔なれば、元祖の徵鈎の事によりて辛苦られて自伏給へる故實を表せるなるべし（わが古郷の若狹國にて、童部どち他の物をとりて餘物をもて償ふをきゝ入れぬとき、拭いても否々洗うてもいや〳〵、故の針もどせと唱ひ慣へり、かの鈎を徵り給ひし古諺とぞきこえたる、世人不債失針此其縁也、とあるには背きたる凶語ながら、然る神世の古事の童部の口に傳はりたるいとめづらし）神代紀に此時の古事によりて隼人等が狗人となりて宮門を衞り（此狗人の事は下に別にいふ）べまた俳優して仕奉る例となりし由のみえたるにもおもひ合すべし（但し此に論へる餘の事どもは、古事記傳十七卷火照命奉仕段に、とりすべて論ひ注されたり參考ふべし）さて又上に引て論へる土佐日記にみえたる宮門のしりくめ縄は、追儺の料ならむといへる、そのしりくめ縄ひく縁由は外より内に入れじと隔をなして曳亘す縄にて、もと高天原にて天照大御神の石室にさし隱坐ましけるを招出し奉りて御後よりその石室戸に曳亘して此より内に勿かへり入ましそ、と奏し行ひたるよし神典にみえたる神事にて、後世にしめ縄といふもこれにて然いふは言の約りたるなり、鈴屋翁の說に（古事記傳八の卷）しりくめなはと今いふしめ縄なり、しりは藁の本をいひ　くめはこめにて藁のしりを斷去ずてさながらこめ置たる縄なり、書紀に端出之縄と作て此云斯梨倶梅儺波とあるにて知べし、端出とは斷ざる藁のしりの出たる由にて卽後世のしめ縄の狀なり、といはれたるがごとしさてそを追儺にものせらるゝことは陰陽寮式追儺祭文に見えたる意にて、宮内の疫鬼を追ひ出して歸入らしめざる神事なるべし、但し追儺は唐國の風俗をまねたる神事ながら皇國風を交へられたるなり、祭文も唐語と皇朝の祝詞ざまとを告る例なるもおもひ合すべし、かくて此縄を神境神社に曳亘すももとは其神の坐す所に隔をなして邪神を入らしめざる神事なるべきを、たゞ不淨を忌避る術とのみひとむきに心得むは故實には疎かるべし、しかるに和名抄祭祀具に、注連顏氏家訓云、注連章斷師說注連、之利久倍奈波、章斷之度太知、日本紀私記云、

口女の事をいへるかたの傳說を考るに古事記には口女のこと見えずまづ件の赤女卽赤鯛魚也、口女卽鯔也の十二字並ての文例に似ず、もしくは後人の注の攙りたるならむか、然るにても古本どもにもありて古き說なること疑ければとるべし、さて鯔は本艸和名に鯔似レ鯇或人云、鯇を和名抄に阿米に當られたるは誤なり、鯇はミともミコヒとも云ふに當れり和名抄に鱯、文字集略云鱯鯉屬也、漢語抄云美とあり、鯇を阿米に當て別物とせられたるは、誤なるべしといへり而大頭出二崔禹一和名奈與之また和名抄に孫愐切韻云、鯔魚名也、遊仙窟云東海鯔條、鯔讀奈與之、靈異記にも鯔の訓を名吉と注せり、本艸綱目に鯔生二江河淺水中一似レ鯉身圓頭偏骨軟性喜レ食レ泥と云へり、俗に善良(ボラ)また伊勢鯉ともいへり、川に生れて海にも入りてすむものなるが川に在るほどこそはあれ海に入りてはいかに餌誘ひてもさらに鈎呑ふ事なく、もとより尋常の魚どものごとくはかぐ\しく餌を食ふことなしとぞ腹内なべての魚どもとは異やうにて衜(モノハミ)だちたるもの、中には、たゞ泥或は水苔のごときもの、み多し此魚延喜式諸國の進御、また御饌の料などにもすべく載られず、其ほか古書どもにも然る例見えたることなしはやく野必大といふ人の著はせる本朝食鑑に、鯔魚江海處々有之、小者江河淺水中亦生云々、狀圓頭扁、背黑肚白、性喜食泥而未嘗食餌者、故不能釣之、若構池通潮以畜之者食餌云云、俗所謂夕食鯔化爲塊是也といへり○因に赤女のことを考ふるに鯔の類に目と脣の朱らみたるがあるをシクチといへり、江戸わたりにてはメナダといふ、永久四年百首に、俊頼卿、しくち鬼くあこの濱屋に云々とよみ給へるこれなり、出羽の秋田わたりにては鯔をシロメといひ、しくちをアカメといふ、シロメの腹内に鮓の滿て在るをとり、干かためたるを唐墨といふ、アカメには鮓あらずとその國人かたれり、このアカメといへる決て古名の遺れるなるべし、但し紀に赤鯛魚也と書るは漢名に當たるなれど、その當否はおぼつかなし、さてしくちといふは口女の口の朱きよしにて朱口と云が約まりたる古きさとびごとにもやあらむいづれにも口といふ言由ありてきこゆさてまた此魚をなよしといふは名吉の義にて運歩集に名吉又伊勢鯉かの不レ得レ預二天孫之饌一、卽以二口女魚一所三以不二進御一者、此其緣也、とある古事を忌々しみて此を食料とするうへに言忌して名吉と呼かへたるものなるべし出羽の秋田わたりにてはミヤウケチともいふとぞ、名吉と書く字音の訛れるなり土左日記元日の條に、今日は都のみぞおもひやらる、、こ、のへのみかどのしりくめ繩のなよしの頭、ひ、らぎらいかにとぞいひあへる、とあるはそのかみかの口女の喉の鈎のために痛み疼(ヒヾラ)きたる古事によりて元日にかの魚の頭と杠谷樹(ヒヽラギ)を宮門に挿れたりしなるべし、但しいはゆるみかどのしりくめ繩は卅日の夜の追儺の料にて、なよしの頭ひゝらぎは年始の賀儀なるを卅日の夜より宮門にものせるを元日に見なれたりしさまをおもひいで

威雄走神云々 とあり此石屋事を下文に、逆塞上天安河之水而、塞道居故他神不得行云々とあれば、これも尋常の家にはあらず この石屋は傳にも、こは實に石もて構へたる屋にぞあらむと云はれたり 其ころ慮ふ由ありてことに石屋にこもりて河水を塞湛へて道路を絶て在しなり、あなあしこ、こは大御神の御に准ふべきにはあらざれど石屋に籠れる趣のかつはおもひ合はせら、なり、かくてまた天武天皇紀に朱鳥元年正月己未十八日 朝庭大餔是日御御窟殿前而倡優等賜祿有差、亦歌人等賜袍袴とみえたる御窟殿は天石窟に擬へて上古より大宮の中に造置せたまへるにて、いと上世よりの例なりしなるべし 既に谷川士淸の書紀通證に、按御窟殿蓋天石窟之遺象と云へり かくて大御神の天石屋を出たまひつる めでたき吉事の故事の例に因て、倡優歌人等を召集へてその御窟殿の前にて神遊の態供奉しめ給ひたるにてこれも古よりの例なりしなるべし この御窟殿、いと上古世より大宮の中に造られし例なりけむを、此御世に至りて始て載られたるは、前の御世々々には記さるばかりの事の、傳はらざりければおのづからきこえざりつるを、此紀撰び給へる頃にしては遠からぬ御世の事なれば、云々の事をも擧て載たまへるものなるべし、さて此時の大宮は大和國飛鳥淸御原なりき 又同年七月の條に宮中御窟院とあるも決くかの御窟殿の事なるべし もし院は殿の誤寫にてあらぬか、さらでも同所の事とは通えたり、いづれにも院はトノとよむべし これらも思ひあはせて天石窟の趣をもおもひ辨ふべく、はたその故實に因りたまひて古大宮中に御窟殿とて在し舊制をも察るべきなり 御窟院とある書紀の文は、七月丙寅選淨行者七十人以出家、乃設齋於宮中御窟院云々とあり、この設齋せさせ給へる事の由は、紀中を按るに今年五月の頃より、天皇御病にわづらひたまひけれは、其さわやぎ給はむことを乞禱給へるなるべきを、神代の重き由ある御窟院にして、しか佛事を行はしめ給へるならむには、あなかしこ大なる大御過なるべし、此ほかにも然る佛ざまの御祈事行はしめ給へる事多く見えたる中に、僧正僧都等參赴宮中而悔過矣、また請一百僧讀金光明經於宮中など、宮中にて佛事せさせ給へる事なほみえたり、さりけれど其驗はおはしまさで、同年九月丙午崩給ひにき、さていはゆる此御窟殿、御窟院、この後の史にもまた餘書どもにもさらに見えたることなきは、はやく絶たるにこそ、この次の御代持統天皇の八年十二月遷都ありて、大和の藤原宮に遷幸坐き、この時よりや停廢られたりけむ、さて古事紀傳四十三卷新室の解に、この御窟殿御窟院の御窟をミムロとよみて塗籠たる殿なるべしと說はれつれど、己がおもひとれるところはこゝに論へるがごとし

○口女

神代紀海神宮の段に、火々出見尊御兄火酢芹命の鉤を失ひ給へる由を海神のきゝて魚どもを集て覓得たる事を載られたる一書の中に、海神召ニ赤女口女ニ問之時、口女自レ口出レ鉤以奉焉、赤女卽赤鯛魚也、口女卽鯔魚也、また一書に亦云、口女有ニ口疾一卽急召至探ニ其口一、所失之鉤立得、於レ是海神制曰、儞口女從レ今以往不レ得レ呑レ餌、又不レ得レ預ニ天孫之饌一、卽以ニ口女魚一所三以不ニ進御一者此其緣也とみえたる、

比古婆衣三の卷

〇天石屋

古事記天石屋段の傳に天石屋戸は必しも實の岩窟には非じ（信友云、此の傳に石屋戸の戸を石屋の戸の事として說れたるに、文にはなべて石屋の事を石屋戸と書れたり、書寫の誤なるべし）石とはたゞ堅固を云るにて天之石位、天之石靫、天磐船などの類にてたゞ尋常の殿をかく云るなるべし、書紀に瓊々杵尊の天降坐處にも引開天磐戸とあるも、よのつねの殿戸をかく云り、書紀に岩窟とある文字に拘るべからずと說はれたり、今按にこは實の石屋にて尋常の殿とは別に在る石窟殿なるべし（其は故ありて旣く結構置かせ給へるなるべし、さて傳の注に、天之石位、などのほかに豐石窓櫛石窓などの石も、みな堅固を云るなるを、或說にこれらの石は祝と云ふことなりと云は非なる由いはれつれど、よくおもふに堅固義としては穩ならず、これらの石は齋の義にて齋位齋眞門の義としてかなふべし、石靫石船などの石も、それなるべし）其は神代紀に入二于天石窟一閉二磐戸一而、幽居焉、一書にも入二于天石窟一而閉二籠磐戸一焉、また居二于天石窟一閉二其磐戸一などいづれの傳もみな石窟磐戸と對へ書れたるがうへに、上に天石窟と書て閉其磐戸と其の字をさへに書れたる處のあるをもおもふべし（萬葉集に、大汝少彦名乃将座志都乃石室者幾世将歷、また久米能若子我伊座家留、三穗乃石室者云々、次に常磐成石室者今毛安里家禮騰云々、次に石室戸爾立在松樹云々とある石室も石屋にて、石室戸とは石室の戸口なり、和名抄に、說文云窟土屋也、野王按掘地爲窟也といへる本文を擧て、和名伊波夜と訓るは疎なり、土屋ならば無呂也、都知無呂などぞ云ふべき、色葉字類抄には窟を石窟也と注してイハヤと訓めり、さる字注もありしにこそ、類聚名義抄にも窟をイハヤまたイハムロともよめり）また神代紀の一書に以レ鏡入二其石窟一者觸レ戸小瑕其瑕今猶存とあるにても、其幽居たまへる處の石戸の石なりしこと著ければ、其石窟なることおのづから明なり（神代紀の一書に、天手力雄神侍磐戸側則引開之者云々とみえたるも、磐戸を引開むために、殊に手力の優たる神を選ひ充たるにて、卽其神の名にも負ひたるなり、萬葉集に、石戸破手力毛欲得とみえたる歌詞をもおもひ合すべし）かくて世間常闇となりしは石窟殿に幽居坐るによりて大御光の其石窟に韜障られて世に照明らざりしなり（記に細開天石屋戸而內告者、因吾隱坐而以爲天原自闇、亦葦原中國皆闇矣、何由以云々、出坐之時高天原及葦原中國自得照明とあり、神代紀なる傳どもゝみな此趣なり、尋常の殿に幽居坐して大みづから大御光を止め給へるによりて、世間の闇かりたるにはあらず、さて其石窟は地上に造構へられたるか穴を堀て造られたるにか其は知るべからず）記に以尻久米繩控度其御後方、白言從此內不得還入（神代紀なるも同じ趣なり）とあるも尋常の殿ならむにはこゝより內に勿還り入坐しそとは奏上べきにはあるべからぬものをや、熟々におもひ合せ奉るべきことにこそ、かくて天上にして石屋の事のきこえたるは、記に坐天安河河上之天石屋名伊都之尾羽張神（神代紀には天石窟所住神稜

父信友世にありしとき鈴屋翁の教をうけて明くれ古學のすぢの考なと何くれとかきおけるもの、多くあなるか去年の冬身まかりし後遠きあたりよりも見せてよといひおこせたる人々少からすされとみつから書る本のみにてみちのほとおほつかなくまた添もしけつりもして中書のま、なるはわきて押紙なとの入みたれてちりうせむこともやあらんとおもへはよみやすきさまに書あらためて人のもとめにもかなへなむとおもひわたれとおのれいとまなき身にてきのふけふと過にしを此頃京人鈴川清瀾父のかきおける書共の中にこの比古婆衣は巻數も多かれはまつこれを始にて繼々に板にゑりてむさらはおなし志の人々のうつしもすへきいたつきはふきなむといへりされと父世にありしときも考ともの中板にゑりてよとそゝのかしつる人もありしかいへるやうすくれたる人のものせるはなにかいはむおのれらかおろかなる才にてはけふはよしと思ひをりしもあすはさもあらすおほゆることおほくてもの、考なと生のかきりさためうへきことならねはたやすく人にみすへきにもあらすされとまたかうかへともものうちをかしとみむ人もあらはそはうれしきことならんと常に人にもいひおのれにもいひしことなれはひたすら人に見せしとのこゝろおきてにはあらしとおもひつれとそか中にも此ふみは中書の儘にて清く書とゝのへおけるにもあらねはましてなき父の心にはたかひやせむとおもへとたゝひとつのなかかきのみなるをあやまちてはふらかさはいかゝはせむなほいたにゑりおきなは世になかく殘りもすへくよきあしきはみむ人々の心にこそあらめとおもひさためていまは清瀾かもとめにまかせてかくはものしつるなりけり

弘化四とせといふとしの霜月

伴信近しるす

而、不知晝夜之相代とも、天下恒闇無復晝夜之殊ともみえて、ふたたび世にあるべきことかは、あなかしこ准へおもふべきにあらずかし然るはかたみに別なる神社の祝を合葬る事を、神の厭惡給へる故ありて然る怪氣の起たりしなるべし其を阿豆那比之罪と云へるは、阿豆那比は相宇豆那比の言便、罪は大祓の詞などにいふ意にて、此はもはら神の厭ひ惡み給へる都美なるべし、かの社記に都奈合とあるも、都奈比とよみて、阿豆那比の阿を省ける語言なりしなるべしさてむかしも然ることのありしを老父の聞傳へて在つるが云云と申せるによりて、すなはちその傳説にしたがひて墓處を異にして埋まさせ給ひたりければやがて怪氣も去て日暉尋常のごとく炳燦わたることゝなりし趣なり、しかればこは一處の神異にて日蝕にはあらず、もとより天日にあづかれる事にはあらざりし事明なるものをや水鏡平城天皇の段に、此帝位につきたまへる日、御弟の神野親王（嵯峨天皇）を、東宮にたてさせたまひたりしを、帝すてたてまつらむの御心まし〳〵ければ、冬嗣の大臣東宮傳にておはしけるが、かゝる御事こそ侍れと告申されしかば、東宮おぢ恐れたまひて、いかゞせむずるとのたまはせしかば、冬嗣この事すでにけふあすにきはまり侍るべきにこそ、人の力のおよぶべきにあらず、父帝のみさゝぎに祈り申させたまふべしと申たまひしかば、東宮日の御さうぞくたてまつりて、庭におりさせおはしまして、遙に柏原の陵の方を拜して、あめしづくと泣きうれへ祈り申させたまひしに、にはかにけぶり世の中にみちて夜のごとくになりにしかば、帝大に驚きおのゝかせたまひて、御占ありしに、柏原天皇の御祟と申しゝかば、帝おそれさせたまひて、陵の方を拜したまひ、此事を悔申させたまひしかば、三日ありて、けぶりやう〳〵きえ、天もとのごとく晴れにけり、と見えたるも、かの阿豆那比之罪にはあらねど御陵に坐ます御靈の祟ませる趣の、相似たることとなりけり

比古婆衣二の巻終

一統の御政に復さむとせさせ給へる御事始の頃にて、其より前の甚しき世の亂にあはせて曆博士の測量定めたる月蝕の非考なるか、又は蝕分の頒曆とはたがひてきはめたる薄蝕なるべきことを他に測り知れるもの、ありけるによりて、亮禪をかたひきて月蝕の御祈をそ、のかし奉れるもの、ありて亮禪が法驗にて月蝕は祈止たりと欺き奉れるものなりけむこと決し、さるは件の舊記に載たる同年の八月二條河原の落書に、此頃都ニハヤル物、夜討强盜謀綸旨、召人早馬虛騷動、生頸還俗自由出家、俄大名迷者、追從讒人禪律僧、下克上スル成出物、云云、賢者ガホナル傳奏ハ、我モ〻〻トミユレドモ、巧ナリケル詐ハ、ヲロカナルニヤ劣ルラン、云云、譜第非成ノ差別ナク、自由狼籍世界也、云云、天下一統メヅラシヤ、御代ニ生レテサマ〲ノ、事ヲミキクゾ不思義トモ、京童ノ口ズサミ、十分ノ一ヲモラスナリともみえたる當時の御世のさまはたおもひ合すべし、又阿豆那比（アツナヒ）の罪によりて云云の事は、神功紀攝政元年二月の條にみえたることにて皇后故ありて忍熊王を攻給ふとて紀伊國に幸し

小竹宮に遷坐せる時の文に、適ニ是時一也晝暗如レ夜、已經ニ多日一時人曰ニ常夜行一之也、皇后問ニ紀直祖豐耳一曰是怪何由矣、時有ニ一老父一曰傳聞如レ是佐謂ニ阿豆那比之罪一也、問何謂也、對曰二社祝者共合葬歟、因以令レ推ニ問巷里一有ニ一人一曰ニ小竹祝一與ニ天野祝一共爲ニ善友一、小竹祝逢病而死之天野祝哭泣曰吾也生爲ニ交友一何死之無レ同レ穴乎則伏ニ屍側一而自死、仍合葬焉、蓋是之乎、乃開レ墓視之實也、故更改ニ棺櫬一各異レ處以埋之、則日暉炳燦日夜有レ別と記されたるこれなり　此事紀伊國天野社記に、品太天皇、天都社國部社山門川海門定賜時爾、伊刀郡佐夜久乃宮大座時爾、爲雲雲口在時止、時爾雞毛不鳴伎、故爾時爾、常爾冥爾在止知奴、占相依此事、然問諸人等召集弖問爾、不得知事、但國造豐耳占相弖申弖牟止、伊刀村君等祖、兄地弟地二人申伎召上時參向來、德神陰明一町明而、參上來坐伎、然即奈爾奈爾在止天皇問賜伎、即申久、都奈合爾在止申伎、即奈蘇都奈合止問賜伎、即天野乃祝止、神野乃祝止、二人同心在弖死祁利止、死止母生止母同棺枯入牟止云伎止、即豐耳占相申伎、とみえたり、希らしき古文ながら誤字ありてよみがたきところあり、書紀といさゝか殊なるところあれど是一の古傳なり、併考ふべし　こは多日日に蝕ありて天下常闇になれるにはあらず、其時皇后のおはしましける紀伊國わたりにて數日怪しき雲霧などの深く起塞りて日光を隔て、晝も夜のごとく暗かりつる由なり　かけまくもかしこけれど、天照大御神の天石屋戸隱の御時の事は、古事記に、高天原皆暗、葦原中國悉闇、因此而常夜往、と記され、書紀の文には、故六合之内常闇

日蝕にこそはありつれ、然るをかの釋書には寛平九年の日蝕無かりつるによれる御修法を昌泰元年の實の日蝕の時の事として聖寶が祈によりて蝕の止みたりし由に、云ひなせる說のはやくありけるを正しあへずして採載たるものなり釋書の撰者師錬はなべての僧にはこよなくて、みつから虛言せぬ人ともはるれば、かくさたするなりまた道助法親王の御事は、その御傳に建保一本に平治と書るは誤なり六年六月廿六日丙寅より大炊殿にて仁王經の御修法し給ひつる事を記して、七月四日癸酉御結願中略修中有二日蝕一御祈請書雖レ不レ被レ載二彼御祈之由一至二六月晦日一通曆によりて日の干支をもて推勘ふるに、六月小七月庚午の朔の蝕なり、晦日と書るは疎なりしなり一向可レ有二御祈請一之由被レ申二國々一、而朔日早旦天晴四方不レ見レ雲至レ巳始陰雲盈氳大雨滂沱、未刻天晴蝕惣不レ現法驗掲焉、叡感是甚下略とあり、こは仁王經御修法中に別に日蝕によりて災あらむ事を懼れ給ひて更に其前日に詔ありて其御祈をもせさせ給へるなり蝕の前日に、被申國々とあるは、翌の朔の蝕の刻までにはあらず、後に此詔を承知りたるも、蝕によりたる災無からしめむ御祈せさせ給はむとなりかくてその日蝕の刻におよびて陰雲起り大雨の降いで、日の見えざるによりて蝕も見えざりつるを、法驗なりとして叡感まし〳〵しなりもとより日蝕を止めたまはむの御祈にはあらで蝕のみゆるを忌ませ給ふあまり、雲霧などの覆ひて、まさめに見えざるべくものせさせ給へるものぞしかれば件の兩度の事は法驗によりて蝕の止みたりしにはあらざる事明なり、新後撰集に、春のころ月蝕を祈りて思ひつゞけける法印能海、かすむだに心づくしの春の月くもれといのるよはもありけり」とよめるを准へてもさとるべし、縱やむかしの汝だちの徒の書たるものに祈の法驗によりて蝕の止みたる由記せるがありなむにも、その垣內ならで少しくもの、こころわきまへたらむもの、其を實とおもふべきものかは、但し建武年間の舊記に、建武元三十六日月蝕事、」被二綸旨一偁月蝕天雖レ泛二青玻瓈之色一月不レ掩二黑水精之容一三才之和融也、一朝之光華也法驗所レ露叡感無レ端者綸旨如レ此悉之、謹狀」三月十七日」右少辨藤長」師僧正御房、」同十八日被レ捧二請文一云、」月蝕不二正現一事」片雲雖レ盡二碧漢一望月不レ蝕蒼天併酬二金輪之德化一消二玉鏡之災變一者歟、尙以二羊質一拜二鳳輪一生前之面目老後之大慶也加二脣吻一宜令奏達誠々恐々謹言三月十八日」權僧正亮禪、」左辨官、」と記せることと見えたり、此は後醍醐天皇去年武家北條が徒を討亡し給ひ絕て久しかりつる公家

ぬが見えきこえなどせるにつけて祥災を占候ひもてさわぎ給ひける御世には、さる事の度々出來て世の禍災も多くきこゆるは然る世の人心にまじこりてあらぶる神の御所爲なるぞ多かりけん、其御世々々の史籍どもに心をとめてよみあぢはひさて近き御世になりてさるかたにをさ〳〵かゝはり給はざればかへりて世間の安けく穩なるに驗み比べてさとるべし、ひとり〳〵のうへにとりても此おもむきをわきまへさとりふとくをゝしく心を鎮て尋常ならぬ事に遭たりとて肝弱におぢまどひてことさらなる殃を招くまじきことなりかし、」或僧此説を讀見ていふ、吾が佛門にていにしへ聖寶僧正また道助法親王勅によりて日蝕を祈り止め給へる法驗の事正しき書に見えたり、又日本紀に阿豆那比の罪といふ事によりて天下常暗になりたる由みえたるも數日日蝕せるにか又は天日の歩を停めて隱れたるなるべし、佛力神力の妙なる事は凡慮をもて測知るべからず定理の推歩のみになづみて論ふべきにあらず、いかにと詰問れるに書つけて答けらく、佛力の事は予が信ざる道なればしばらくいはじ、神力の妙なる事はいふもさらなり、但し今汝の證とせる事はみな事實に違へりまづその聖寶僧正の事佛書には元亨釋書資治表に寛平十年云云九月朔聖寶祈㆓日蝕㆒自注に、九月朔日有㆑食之詔㆓沙門聖寶㆒祈焉天晴不㆑虧勅賜㆓御衣㆒とみえたり、されど年號の記しざまたがへり、いま論ふべき事あればまづ正しわきまふべし、其は寛平十年は八月十九日に昌泰と改元ありければ九月は其元年に係て記すべきをなほ寛平と記せるは疎なり、かくて此時の聖寶が事は扶桑畧記に寛平御記を引て寛平九年九月一日癸酉太政官奏、可㆑有㆓日蝕㆒而日不㆑蝕律師聖寶（東大寺要錄を案ふるに今年齡七十）御修法終罷㆓歸山㆒召給㆓衾一條㆒と載たるこれなり（醍醐寺雜事記殘編に上文缺て可有日蝕而不日蝕、因律師聖寶修法、終罷歸山、召給衾一條（延喜御記文）と記せり、下文を考ふるに此時に當れり）然るは司暦の過にて日蝕無かりつるを天變なりと驚きおもほしてあからさまに其御祈の御修法せさせ給へるなり、日本紀畧に、此日の條に日蝕諸司廢務とのみ載たるはあらかじめ當日の儀をしるせる記錄を採り載たるにて其差誤なりし事はしるさでありしが故なるべし、かくて同書に翌昌泰元年九月一日戊戌日有㆑蝕之と記せるぞ實の

たるは此御世より始て漢國の暦を用ひ給ひけるによりてかねて蝕をも推考てかの國風をまねびて書記め置つるふみの遺りたりけるを、彼國の史に例ひてものせられたるなるべし（但し漢國の史に月蝕を記せる例は見えたる事なきに、書紀に皇極二年五月乙丑と、天武九年十一月丁亥とのみ、たゞ二度の月蝕を載られたり、件の二度ともに十六日なり）儀制令に凡大陽虧有司預奏皇帝不レ視事百官各守ニ本司一不レ理レ務過レ時乃罷とあるも漢國風をまねび給へるなり（かの春秋に鼓用牲于社といへる趣などをまねび給はざりつるは、しかすかに神事を重くし給ひて、漢風を用ひ給はざりしなるべし）また禁秘御抄には、日月蝕主上當ニ日月曜一時御愼殊重（御注略）不レ然年非レ輕、天子殊不レ當ニ其光一、雖ニ蝕以前以後一不レ當ニ其夜光一、日月惟同以レ席裹ニ廻御殿一如ニ供御一不レ當ニ其光一日蝕未レ明前月蝕未レ暮（月不出前）人々可ニ參籠一御持僧或他僧奉レ仕ニ御修法一其上於ニ御殿一有ニ御讀經一（中略）有ニ出居堂童子一引ニ廻席一之上内引ニ軟障一外席所乘引レ之内藏人引レ之（中略）又曰、凡日月蝕月内猶不レ聞ニ音樂一又止ニ行幸警蹕一（下略）と記させ給へり（此順德院の御世の頃は、すでに月蝕をさへにかく忌給へることゝなりたりしなり）これらの事の起は陰陽家佛家などの謾說せるを信り給ひたりしなるべし、吾妻鏡に文治六年六月十四日丁酉二位家渡ニ御小山兵衛尉朝政之家一云云、今夜依ニ月食一（丑刻）令ニ止宿一給、また元久元年九月十五日甲戌將軍家其夜白地入ニ相州御亭一云云、今夜依レ爲ニ月蝕一不意亦御逗留といへる事も見えたり、（西行が山家集に、月蝕を題にて歌よみけるに、いむといひて影にあたらぬこよひしも、われて月みる名やたちぬらむ）そも〳〵日月の蝕を忌む事はもとより古傳にあらず何の故實もなきいとはかなきならはしなるものからその光の翳るゝを見て忌しげにおもはるゝもなべての人の眞情なればなほかたの世のならひのまゝに事によりてはその日其夜を避てものするもよかるべきなり、さて因に論ふ書紀中推古天皇の御世より始まりて所謂天變地妖を載られて漸に多かるは、上にいへるごとく此御世よりもはら漢風の暦を用ひ始給へるにつけて彼國風として天地の間に在とありて行はるゝ物事はすべて人の智もて其理を測り定めたるが如くにのみあるべくものせる心ならひに、をり〳〵世の常に異なる事の行るときはいとこちたく云擧て吉凶を占候ひ、かにかくに定め論ひなどする俗なれば史どもにも記せる例なるを皇國にしてもそれにならひ給へる世となりたるが故なり、そも〳〵天變地妖などいへる事をはじめ萬物事につけて世の常なら

又天武九年十一月壬申朔日蝕之とみえたる所にはハエタリと訓り、是ぞ其ハエといへる言の書に見えたる始なるべき、さて其蝕をハエといへるは日月の光映の翳る、を忌て反さまに映（ハエ）と云なしたるにて死を奈保留、病を夜須美、葦を與志など云ふと同じ例なるべし、但し映（ハエ）の意ならむには假字ハエなるべきを此に擧たる推古紀などにハヱと作るかたは誤寫にて、天武紀にハエと書るぞよろしかるべき（すべて書紀の假字は、古の私紀どもに據れりとみえて、古言のめでたきがあれど假字づかひの違ひたるも交れるは、後人の作ひがめたるものなり、其言の義を考へて訂し用ゐるべきなり）さて推古紀なる日有蝕盡之をハヱツキタルヿアリと訓るは、ハヱを蝕の名として其ハエの殘りなくかゝりたる由なり、但しこは字にすがりて訓る詞なればよくは當らず、字をはなれてはノコリナクハエタリなど訓むべきなり、或人此説をききて因に問ふ天地定位りたる後は今の定のごとくかならず日月の蝕あるべきを上世はいまださる理を窺測り知るべきに非ざれば、人皆のいかに怪み畏れたりけむそは既くより賢々しく物の理を測りごつ漢人すらなほ古くは天の變異として畏れたりげにきこえたり、然るに書紀のいと上御代の卷々に一度も此事を記されずして推古天皇の御世に及て載始められたるはいかならむ、答けらく後世のごとく天學推步の術明かになりたる上の意のみになりておもへばいはれたるがごとし、然れど說れたるごとく天地定位たる後はかならず蝕ありぬべければ世々の人皆おのづから見知りをりてさらに怪しとも畏しともおもふべきにあらず、またことさらに蝕の事をいふ名もなくてぞあり經にけむ（上古の人はおほらかなりければ、後の世にあはせては、おのづから詞もすくなく、また無用に物に名つくる事などは、なさく〳〵あるべからず、古意を得て悟るべし）今の世にてもいと邊土なるものなどには然おもひとりてあるも多かめり、其はいづれの國にても上世にはなべてしか思ひてありけむを、漢國にては世を治る謀に天變なりとして畏れがほに神祭などして人をおもむけむともしたりけるが（漢籍に古く書に記せるは、春秋の始隱公三年に、二月己巳日有食之と書たる始にて度々に記せり、其中に文公十五年六月辛丑朔日有食之、鼓用牲于社と書せる下の左氏傳に、日有食之、天子不擧、伐鼓于社、諸侯、用幣于社、伐鼓于朝以昭事神、訓民事君、示有等威古之道也）後に推步の術もて豫て窺測り知る世となりても猶むかしの例に因准て史にも書載る例となれりとぞきこえたる（漢國にては、後漢の世の末より日月の蝕を推考る法始りて、漸に精密くなれりとぞ）皇國にても推古天皇の紀より始て日蝕ををり〳〵載られ

ありける此前年よりの世の亂のさまゝ、本書そのほかの書どもにみえたりまた百練抄に、壽永三年正月朔日辛卯節會不ㇾ進二腹赤贄一依二西國賊亂一也とも見えたり壽永二年七月平氏奉安德天皇を擁奉りて、都を出、西國に赴たる事、諸書に見えたるがごとし、中にも玉海に、平氏去八月廿八日入鎭西了放火以外云云、肥後國住人菊池、豐國住人臼木、御方等未歸服とみえたり、そのかみ肥後國わたりの亂おもひやるべし、かくて都には上皇の御計ひとして、八月廿日に尊成王を帝と定給ひつれど、西國より恒例の獻物などすべきにあらず御世のさまを思ひやるに此頃より廢たりしなるべし上にいへる西行が歌よみたるは、これよりやゝ前の事ときこゆ建武年中行事には、元日節會云云七曜御暦腹赤の奏など古は庭にすゝみて奏しけるとかやと記されたり此仁倍魚の形狀は、この考書誌せる時、既にかき添まほしくおもひつれど、たやすからぬわざなれば、さてありつゝるほど、讃岐の高松殿の御さふらひ、寺井肇、この考說を見



仁倍魚之形狀　藤爲恭寫之

て云けらく、巳か國にては、此魚の少さきほどをニベと云ひ大なるを底ニベといひて、稀には八九尺一丈ばかりなるもあり、其は少さなるとは異にて、海底にのみありて、浮くことをせぬによりて、わきて然いへるなりといへり、さていま予が此魚の事を、たづねとへる心をしりて國に歸りて後、ものゝ象よくかき寫す人にあつらへて、其底ニベの形狀を、書せておこせたるを、すなはち、こゝにそへたるなり、かくて後、紀伊國君の御內人、長澤伴雄、この江戶にものして、しば〳〵來かよひて、ものかたらふに、あるとき此書のかたはらにありけるをとりて、手まさぐりに、ふと此圖のところにひらきあたりて、此は鰐の魚なるにかといへるに、ほゝゑまれて、さは景行天皇の御世の吉備の朝勝の後、ぬしこそはありけれといひて、さて本文をも見せたりき、おもしろかりつればそのことをもかきそへつ

仁倍の魚をいまもにへさにきみか世の

長渚の海人のたてまつらなん

○月日の蝕をはえといふ由近き頃となりて古事しのぶともがら日月の蝕といふことになれるを、古はハヱといへりと心えて文などにもものすめり、されど和名抄にも蝕字の下に和名を載られず、其餘古き書どもの訓にもをさをさ見あたらず、たゞ書紀の古訓に推古三十六年三月丁未朔戊申日有二蝕盡一之とある蝕盡をハヱツキタルコと訓み、舒明八年正月壬辰朔日蝕之とある蝕はハヱタリと訓み次に、九年三月乙酉朔丙戌之、とあるところの訓も同し皇極二年五月乙丑十六日月有蝕之とある蝕字もハヱタルコとよみ、

事なり、此氏文彼此の書に引たれど、畧きたる文あれば、本朝月令に引て全きをとれり、さて此氏文の文古書どもに引てなほ存るを、採り集めて別に考へ注せるものあり さて又官曹事類にみえたる筑後よりも腹赤獻れる縁は、今其國の風土記世に傳はらず、史どもにも記されたる事なければ考ふべき由なし、また其國に語り傳へたる古事もあらずとぞ、いま地理に據りはた筑後肥後の國人に尋問けるに、肥後の長洲と筑後の三池三池は古の御木と相隣りて海濱たゞちに連續て遠からず漁人も多く住て長渚わたりの漁人と入雜りて網をおろす處なりといへり、然れば其ほどの海中にての事なるべければ筑後のかたにても其國の事に係けて風土記にも誌して奏上たりしなるべし風土記の原書は元明天皇の和銅六年の制によりて進れるものなるべし、此事おのれ別に考注せるものあり 但し此時御船を長渚濱に泊給ひたりければおのづから其古事の迹はもはら肥後國に遺りて世にも語り傳へたるべきを、御贄の魚はなほ兩國より隔年に獻らしめ給ひたりしにぞあるべき、されど他書どもに筑後より獻れる事のみえざるをおもへば故ありてはやく停められしなるべし源平盛衰記に、はらかの奏とは魚なり、天智天皇のいまだ位につき給はざりける時、君は乞食の相おはしますと申ければ云云、西國の御修行あり、筑後の江の崎、こさしまと云處を通らせ給ひけるに云云、網ひく漁人に召れて、御つかれやめさせ給ひわれ位につきなば、必供御に召れむと思召れ、其名を御尋ありければ、鰚とぞ奏し申ける云云、といへるは、はなはだしき誤り説なれど、筑後の事をいへるは、片はし古説の遺れりしをとり交へたるにやあらむ、件の地名などなほ考ふべし さてかの故事によりて天平十五年に此魚を始て獻れる度、其あるが中に大きなるを取り選びて、たゞ一隻獻りたるが、御代々々の例となりたりしなるべしかの西行が歌の詞書に、腹赤と申す魚の釣をば、十月一日におろすなり、十二月に引あげて京へはのぼせ待る、その鉤の繩はるかに遠く引わたして、云云といへるも、大魚を釣るさまときこえ、また十二月に京に獻る料に、十月朔日より釣はじむる例ときこゆるも九尺九寸ばかりなる大きなるは、獲易からざるがゆゑに、然はやくより釣はじむる例なりしなるべし さるは其を進るときの申詞に腹赤一隻長若干尺と寸法を申す例なるは、其魚の大なる由を稱へたりときこゆるに太宰府の解文には必九尺九寸と注す例なりときこゆるは天平の始の度の寸法の例によれるにて大魚などの長を量るに、九尺九寸ならむにも、一丈に量り足らはしはしぬべきを、然ことたらはぬ寸法を言たて、御世々々の例にさへせられたるは、漢國にて九々の數を盡無き理に説あへるを、めでたきためしにとりなして、御世を賀ぎ奉りたるを、太宰府の官人の、解文に記して、受給ひたりしなるべし實は然しも寸法は合はずともあるが中に勝れて大なるを選り出て進りたりしにぞあるべき、かくて源平盛衰記に、治承五年正月一日あらたまの年立かへりたれども内裡には東國の兵革南都の火災によつて朝拜なし、節會ばかり行はれけれども主上出御もなし舞樂も奏せず吉野の國栖も參らず、はらかの奏も無かりけり、たゞま〳〵行はれける事も、みな〳〵かたのごとくにぞ

天皇の筑紫の熊襲征に幸せる時節を日本書紀に考ふるに、御世の十八年四月三日筑紫夷守今の筑前國より熊縣今の肥後國球磨郡に到り給ひ十一日海路より葦北今肥後國葦北郡に泊給ひ五月朔日其處より發船して火國八代縣今肥後國八代郡に到り、肥前に渡り給ひて六月三日高木縣今肥前國高來郡より玉杵名邑今肥後國玉名郡に渡り給ひ首に擧たるが如く、風土記に玉名郡長渚濱云云、還駕之時泊御船於濱と見え、また肥前風土記高來郡の下に、昔者纒向日代宮御宇天皇、在肥後國玉名郡長須濱之行宮覽此郡山曰、彼山形似於別島、屬陸之山歟別在之島歟、朕欲知之仍勅神大野宿禰看之、征到此郡、爰有人迎來曰、云云と見えたるは、まさに此時の事に符合へり、いま國圖を見て案ふるに、高來郡は海中にさし出て、溫泉嶽といへる大山ありて、長渚濱に對ひたるが、遙に別島のごとく見ゆるなるべし、其山の見ゆるさまにつきて考たらむには、行宮の舊蹟も探れ知らるべきなり、さて又西行のはらか釣る大わたさきとよめるは、高來の海中にさし出たる岬わたりの海路にての事なりしなるべし、さて今地理を按るに、此處より陸路をものし給へるなるべし、○肥後の隈本人中島廣足この腹赤の考說を見て、諾ひて、さて件の風土記の古蹟を證して云ひおこせけらく、彼山形似於別島云云、と詔ひたるは高來郡溫泉山なり、この山下四面海に至り、みな田地にて鄕村あり、但し西の方の海中に纔に緯十町ばかり經二里ばかり高き岡のごとくにて、陸に續きたるが長渚わたりよりは、海上十四五里ばかり離りたれば、かすめる時はさらにて、海のにはのおもむきによりては、別島のごと見ゆれば、さは御覽はしたりしなり、さて今長渚の海邊を五里はかり南に、伊倉と云ふところあり、其處を丹倍津ともいへり、然るは古名にて、爾倍魚の故事に由ありて、負ひたるなるべしまた長渚に四王寺宮と稱へる神社あり、景行天皇の皇子四柱を合せ祀り奉ると云傳えたり、但し其御名は詳ならず、また長渚の濱邊を南へ三里ばかりに、女石と云ふところに、女石神社あり、景行天皇を祀り奉れりと云ふ其處に天皇の御腰居たまひたりしと語繼ぎ來たれる石あり、件の二社は、風土記に見えたる行幸の時の舊蹟につけて祀り奉れるなるべしと云へり、これにつきてなほおもひ奉るに、四王子宮は其時四柱の皇子を率て幸したりけむ、其御子たちを由ありて、祀り奉れるなるべし、また女石は上に注せる行宮の舊蹟にはあらざるか、さて女石としも云ふは、天皇の御腰居の石を御石と稱へるを訛れるにて、其を地名にも呼び、やがて御社の號にも稱しならへるにやあらむ十六日阿蘇國今肥後國阿蘇郡阿蘇鄕に到給ひ、七月四日筑紫後國御木筑後國三毛郡今の三池郡、またた三池といふ大名の地もありに到り高田の行宮に入御座し七日八女縣今筑後國上妻郡わたりに到り八月的邑今筑後國生葉郡に到り御座し、明る十九年九月廿日日向國高屋の行宮に還座ましき、しかればかの風土記に記せる玉名郡長渚濱の故事は、十八年六月三日の頃の事に當れり、そのころ其魚の小さなるが長渚の海の渡中にて御船に隨ひて希異までにべさに游き綿亘りてどよみ來りしなるべし、上に引たるごとく本草綱目に石首魚の事を小者名二踏水一踏字書に驅逼也其次名二春來一、また毎歳四月來レ自二海洋一綿二亘數里一其聲如レ雷といへるは漢土の事ながら似てきこゆるをはたおもひ合すべし延暦十九年に注せる高橋氏文に、景行天皇御世の五十三年、上總國に安房浮島宮に行幸の時、磐鹿六獦命大后の詔を奉りて、異島を尋捕むとして安房の浦より船に乘て、海中に出て還る時の事を記して、顧舳魚多追來、卽磐鹿六獦命、以角弭之弓當遊魚之中、卽著弭而出、忽獲數隻仍名曰頑魚、此今諺曰堅魚云云、船遇潮涸天渚上爾居奴、堀出止爲爾、得八尺白蛤一貝、磐鹿六獦命、捧件二種之物獻於大后、云云、乘輿從御獦還御入座時爾、爲供奉、云云、大后奏之者磐鹿六獦命所獻之物也、卽歡給比譽賜天勅久、此者磐鹿六獦命獨我○○波非矣、斯天座神乃行賜倍流物也、云云、といへり、此古事に相似たる

く申てむつかしく侍るなり、そのこゝろをよめる、はらかつるおほわたざきのうけ縄に心かけつゝ過むとぞおもふ」肥後わたりの海路にての事ときこえたり（おほわたざきは大海岬なり、此集中に西行筑紫に下りし事みえたり）又此魚を節會の御饌に供りしさまは、年中行事歌合に、良基公の腹赤贄の歌の旨趣詞に右歌は筑紫より腹赤の魚とて奉れり昔は節會の御饌などにもやがて供しけるとかや、腹赤の食様とてくひさしたるを皆取渡して食けりいとおもぎらはしき様にぞ侍ると書し給へり（公事根源に記されたるも同じ、又壒嚢鈔にもしかいへり）節會の御饌とは、其を獻れる元日すなはち御饌に調して供へ奉り群臣にも賜ひたるなるべし、又くひさしたるを皆取渡して食けりとはわざと大魚なるさまをあらはして大鰛（オホサラギ）などに盛りて賜へるを屠り食ひて次々に取渡して食ふ例なりしにぞありけむ、內膳式年料貢物を載られて右諸國所レ貢並依二前件一仍收二贄殿一擬二供御一但腹赤魚收二司家一とみえたればそのかみ尋常の供御には奉らぬ事となりたりしなり、かくて此魚を尋常の饌に用たる事のものに見あたりたるは、仁平二年正月廿六日の台記の大饗の儀を記されたる中に、蘇一盃某々腹赤一盃某々白絹面鯉鱠一盃鋺二様器一敷二鏡葉一重二敷濱木綿一と見えたり、また盤外の第三には並二居雉鯉鱒鯛一とありて鱒をば別に記されたり、上にも論ひたるごとく腹赤と鱒と同物ならぬ證とすべし、また江次第の執レ聟事の條の供膳に、第二臺居二乾物五盃生物五坏一（是腹赤切也）とみえたり此儀すべて供膳の品物を載られざるに腹赤のみ注されたるはこの物はかならず備ふる例なりしが故なるべし（さるは夫婦の際に腹赤といふ名詮もて賀たるなるべし、また切也とは、かの腹赤の贄を賜ふときくひさしたるを、とりわたして食ふ由をもておもふに、尋常とは殊に大切に料理れるなるべし、（今俗に魚の切身また切目ともいえり）こゝに切也と注されたるも、大切にものする由ときこえたり、さるは此時夫婦睦ましく腹赤をとりわたして、おもぎらひなく食ふ、こゝろしらひの例なりしなるべし）又河海抄に內膳自二青瑣門一供二御齒固具二云云或説無二鹿宍一有二腹赤一ともみえたり、かくてたちかへりて風土記に記せる趣をこまかに考ふるに、御船左右游魚多之棹人吉備朝勝以レ鉤釣レ之多有レ所レ獲といひ、又詔に俗見二多物一即云二爾倍佐爾一（爾倍佐は當時筑紫わたりの俗言なりしなるべし、下の爾は辭なるべし、神武紀に甚、敏達紀に饒と有を、ともにニヘサニと訓るは讀主の殊更に件の古言を求てものせるなるべし、此外にはさらにきこえぬ詞なるをや）今所レ獻魚甚多有可レ謂二爾倍魚一詔給へる趣などをおもふに當時釣りて獻りし爾倍魚は大魚とはきこえず此魚の小さきが（今肥後にていふ赤グチ）夏の頃多かりときこゆるによりてかの景行

ければもはら其事に係て風土記には記せるなり、さて又腹赤御贄を平城天皇の御世に停給へること、日本後紀に、大同元年五月己卯停レ獻二諸國雜贄腹赤魚木蓮子等一以息二民肩一也とみえ、さし次給へる嵯峨天皇の御世に舊に復し給ひて弘仁の内裏式に其儀を載られたり、かくて其を進るさまはその内裏式元正受二群臣朝賀一式の條、宮内省氷樣進るところの文に、省丞以下史生以上相分與二主水司官人以下一共執二氷樣一又與二太宰使一同執二腹赤御贄一省輔相扶入レ自二同門一（建春門なり）共安二庭中一退出一人留就レ位奏曰、宮内省申久主水司乃今年收（多流）氷合若干處云云供奉（禮流）事又太宰府乃進（禮流）腹赤乃御贄一隻長若干尺進（樂久平）申賜（等）申（無勅答）訖退出、即膳部水部等入レ自二承秋門一取二氷樣腹赤御贄一退出とみえたり、三代實錄に元慶二年春正月丁酉朔天皇不レ受二朝賀一澍レ雨降レ雪也七曜曆藏氷樣腹赤魚等所司付二内侍一奏といへることとみゆ（此式延喜宮内省式にも載られたり江次第に腹赤奏、若違期不參七日奏之）かくて件の申詞に、腹赤の御贄一隻長若干尺といへるは上に引たるごとく太宰府解文寸法長九尺九寸とありと見え（年中行事抄、また師遠朝臣年中行事裡書に記せる寸法も同じ）長九尺九寸なるを定れる寸法として其を一隻太宰府の解文を具へて進れる例なりしと聞えたり（申詞に、長若干尺とあれば、もとより寸法の定りたる事はあらで、毎度にその寸法を記せる例なりけむともおもはるれど、上に引たる三部の書に載たる解文、みな九尺九寸なるをおもへば、もとより寸法は然定まりたりけれど府の解文によりて申す例なるが故に、式には若干尺と書されたるものなるべし、さて源平盛衰記に、筑紫よりはらかの使の上るこそ、かい道十五日とは聞えしか、と云ること見えたり、此魚さばかり遠き筑紫より進れゝば、鹽漬にて奉りしなるべし〇清原元輔集に、大貳くにのり、正月にはらかといふものおこせて侍りしに、美吉野も若菜つむらん、まきもこの、檜はらかすみて日頃へぬれば、筑紫より御贄獻る使に贈りたるなるべし）然ればその腹赤の御贄には上に辨へたる爾倍の殊に大きなるを選びて進りたりし者なりけり、但し爾倍を腹赤と云るはかの詔ありし後の世の肥後わたりの方言の別名なるを心ぎたなきを腹黑と云にむかへて腹赤と呼ふが心の明きよしにきこえてをかしきかたもあれば申すまゝに受給ひたるにもやあらむ、そはいかにまれ詔もて負せ給へる爾倍魚の名を廢給へるはその古事を賞て慕び給へるには似げなくいとくちをし、さて其を御贄の料に釣けるさまは西行法師が山家集雜部に、はらかと申いをのつりをば十月一日におろすなりしはすに引あげて京へはのぼせ侍る、そのつりの繩はるかに遠く引わたしてとほる舟の其繩にあたりぬるをばかこちかゝりてがうけがまし

伊之毛知みな別魚のごとくきこゆるなり、今引合せて考ふれば上に辨へたるがごとく漢名和名ともに相合ひて同物なる事明なるをや（すべて魚鳥よろづの物の形状を云へるに、其人のこゝろごころに見なしたるおもむきのとり〳〵にて、はた精しきと疎きもありなどして、おのづから異なるがごときこゆるもあり、又は同じものにても種々異なるもあり、また諸國の中にては、もとより形状のこゝとかしこともはら同じからぬもあり、又いかにしてもその形状を眼前に見るごとくには、言にも述がたく、書もつくしがたきものもあり、漢籍に本草などいふものゝことさらに精しく記さむとかまへたる書にすら、上件に云へるごとく、とり〳〵まち〳〵にして詳ならぬぞおほかる、今皇國の物を漢名に當注せるものによりて考さだむるには、ことにそのこゝろ志らひすべき也）但し鮪字いま見在る漢の字書どもには見えず、既くかの國にては廢たるなるべし（上に引たるごとく、古書どもに其字音を注したれば、皇國にて製れる字にてはあるべからず）かくて今肥後の長洲の腹赤村わたりにて鯛の一種にて殊に赤きがあるを腹赤なりと呼ていにしへ御贄に奉りしものこれなりといふと國人いへり、おのれさきにその國人の其魚を生ながら似せ畫に書たるを見たるにもはら件の談のごとく見えて腹は白く彩たり、あはれ御贄獻る事の廢て久しく年經るほどにかつ〳〵名のみつたはりてまことのものざねをわすれゆきたりける後の世になりてなまざかしき漁翁などのみだりにさる強言はし出したるにこそ、さていはゆる爾倍魚を腹赤と申て御贄に獻る縁は上に擧たるごとく肥後風土記に見えたる景行天皇球磨噌唹を誅て還駕ときの云云の故事に依りて、上に引たる如く官曹事類に天平十五年正月四日始供と見え、江次第抄にも天平十五年正月十四日（官曹事類には四日とあり、いづれか誤寫なるべし）太宰府進レ之毎年可レ供之由被レ定と記されたり（公事根源に記されたるも同じ、此事續日本紀には載られずそのはじめは、時の太宰帥などの、かの故事をおもひて、獻られたりしなるべし、然らば正月七日に青馬を覽始ふ事の始のごとく、もとは内々にものしたまへるを、恒例とせさせ給へるなるべしさて其青馬の事は別に考注せるものあり）かくて官曹事類に、腹赤魚筑後肥後二國所レ出委見二兩國風土記一とあるは、肥後は然る事ながら筑後よりも獻る縁は、今其風土記の文絶て知べき由なし、されどこれも又同書に供二腹赤魚一事始レ自二大足彦天皇御代一歟、肥後風土記於二長渚濱一云云とみえ此外の書どもにも同じ趣に記せるを、風土記に長渚濱の條に載たるをおもへば筑後は長渚に近く隣りたればそのわたりの海上にてぞ其魚をば獲たりけむ（此事なほ下にも云べし）故兩國より獻れるを太宰府の解文を具へて朝廷に進る例となりし後兩國所二進出一其數隨レ得と載られたる是なり、但し肥後の長渚の濱は其時天皇の御船泊給へる地なり

魚仁倍といふものなり按ふに今器を粘る料に、獸皮を煮て製りたるを、たゞ爾倍といひ、爾倍魚の鰾膠をば殊に魚爾倍といふ、然るは獸皮にて製れるを専ら用ふる事となりたるが故にて、もとは爾倍魚によりたる名なるべしさてその爾倍の小なるほどを石もちと云へり、又別に鏡鯛といふものに似たるニベといふがあり、其は七八寸より大なるは見ず脂少きものなり、またかの仁倍の小さなるをいふ石もちに似て腹白くこれも頭中に白き石のごときものありて長さ一尺に過ざるをも石もちといへり、此は常に食ふ魚にて脂も少なし人あまねく知れるがごとし心得わくべしと云へり、今按ふに爾倍を腹赤といふは字のごとく腹の赤き由なり、撮壤集には鰚ハラアカと本語のまゝによめり、さて又かの故事をおもひて肥後の國人に問ひ合せたるに、爾倍はかの魚商人の語れると全ら同じされど其大なるは今いと多からずその小なるほどなべては七八寸ばかり一二尺におよべるをグチとも赤グチとも云ふ夏時ことに多しといへり、鰣魚に似たりやと問ふに其れが小さきはうち見にはいさゝか似たりとも云べし但し鰣にあはせては圓きかたにて鯉に似てや、ひらみたりといへり、またいふ小魚にてなべて世に石もちといへるをば白グチといふ形の相似たるによりて腹の赤と白きをもて呼分つなめりと云へり、これ腹赤の一名を久知といへるに合へり筑前人貝原篤信の大和本草に、石首魚下品也、夏月味美也、頭に碁石のごとくなる小石二あり、西土にてはグチと云、小なるをクチといふ、大きなるを鮸といふ、ニベは四五尺六七尺あり、赤色なり、鱗大なり、腸中なる白鰾を膠とする事本草に見えたり、と云へり、件の文中少しきこえがたきところもあれど、これをニベといふと云へる筑紫人の説にてさへあるがうへに、おほかた相合ひてきこゆれば引そへつまた本草綱目に、石首魚、石頭魚、鮸魚、江魚、黄花魚、甘平無レ毒合二蓴菜一作レ羹開レ胃益レ氣、臨海異物志曰、石首魚、出レ水能鳴夜有レ光頭中有レ骨如二碁子一、時珍云、其形如二白魚一劉翰曰、頭昂大者長六七尺扁身弱骨細鱗黄色如レ金首有二白石二枚一瑩潔如レ玉云云、腹中白鰾可レ作レ膠、臨海異物志、小者名二踏水一其次名二春來一、田九成遊覽志曰、毎歳四月來レ自二海洋一綿二亙數里一其聲如レ雷と云へるも合ひてきこゆ、又同書に臨海異物志を引て以レ鯼爲二石首魚一非也とあるは一説なり、和名抄には字指云鯼頭中有レ石故名二石首魚一也とある説を取載られたるなり、さて上に引たる書どもに鰚、鮸、鯼、石首魚など別物のごとくとりとりに記して混らはしきはそのものざねをばよくも正さずしてたゞそのかみ既く在來し和名の書どもを取集めてものせるが故におのづから爾倍、腹赤、久知、

釣レ之其名曰二鱒魚一麻須〇中原師光朝臣の年中行事にも如此記せり、但し棹字を澁と作り、上に引たる書どもに、皆棹とあれば誤とすべし、さて棹人はカヂトリとよむべし、和名抄に檝工を然よめりとあるも、もはら上に擧たる書どもに記せると全く同説なるを其名曰二鱒魚一とあるは決て傳寫の誤なり、今風土記の説に據りて考ふるに、官曹事類の本書には釣レ之の下に不レ知二其名一曰似二鱒魚一麻須などありけむを麻須と小字に書るは鱒字の訓を注せる也はやく寫誤多き抄本などの世に傳はりたるに據りて引たるものなるべし、貞治五年の年中行事歌合に、右腹赤贄初春の千世のためしの長濱につれる腹赤も我君のため、判者申云云云二條關白良基公の旨趣詞に右歌は筑紫國宇土郡長濱にて筑紫國宇土郡とは、とゝのはぬ記されざまなるがうへにこれも郡名違ひ又長渚濱を、歌にさへ長濱とよまれたるは、ともに誤給へるなり、さて今も長洲濱は玉名郡にありて、其處に腹赤村といふもありて、むかし腹赤御贄獻りし里なりといひ傳ふとぞ此魚を釣りて奉りけるを年毎の節會に供すべきよし定おかれたるなり、云云、はらかとは鱒の魚の事なりとも記されたり、然腹赤を鱒の魚の事とせられたるはもと上に論へたる官曹事類の誤寫本の文に據りて誤給へるなり一條關白良基公の江次第抄に、腹赤鱒魚也、云云、景行天皇御字、於筑紫宇土郡長濱釣得獻之、云云、公事根源に記されたるも同じ、すべて公事根源に記されたる事の、件の年中行事の旨趣詞と異ならぬが多をおもへば、此腹赤の事も、もはら良基公の御説によりて誤給へるものなるべし、さて又台記に載られたる大饗の饌に、腹赤と鱒と別に記されたるをもても、同魚ならぬ證とすべし、其台記の文は下に引べし

かくてその腹赤の本名の爾倍魚なる事は、上に論へるごとく混れ無けれど、なほ書どもを併せ考ふるにまづ和名抄に、鯇魚辨色立成云鯇魚音宣波良可、今按所出未詳、本朝式用腹赤二字〇訓字の旁に朱點を施したるは、聲の平上去を示せるなり、和名抄いづれの本にもかく聲を施したるは無きを、今伊勢國山田人中西氏の藏てる古寫本にあるを採れり類聚名義抄にも鯇音宣ハラカ未詳鯇魚同新撰字鏡にも鯇波良加〇天台六十卷音義、また源平盛衰記にも然訓りとみえ撮壤集には鯇ハラアカと訓り、爾倍は字鏡に鮸石首魚也爾戸（ニヘ）、名義抄には石首魚をニヘクチと二名に訓み、和名抄には鮸唐韻云鮸音免、辨色立成云鮸仁倍、一云久智魚名也とこれも二名を載られて、鮸は新撰字鏡に爾戸上に擧たるがごとし同書に字指云鮸音聰和名伊之毛知其頭中有レ石故名二石首魚一也字類抄に記せるも同じと載られたり、今彼此を通はしおもふに爾倍を腹赤と稱ふほかに、久知、伊之毛知といふも別名なりけり、さて爾倍はおのれはやく魚市の場に見あたりたる事もありつれどよくも心をとめざりしかば、さらにまめやかなる魚商人どもにつきてよく尋問ふに、爾倍といふは大魚にてなべて長さ六七尺ばかりなりまれ〳〵にはなほ大なるもありと聞けり、鱗黄に黑みて光あり尾に岐なし膘丹色を帶て赤し捕りてやゝ日を經るほどに黃ばみもし、また日を歷れば、白みもするものなり腴は白し頭中に白き石のごときもの二枚あり、此魚の膘を干堅めたるが

比古婆衣二の巻

○腹赤

年のはじめに獻る腹赤の御贄は、肥後風土記に釋日本紀に引たるに據る 玉名郡長渚濱在郡西 昔者大足彦天皇景行天皇の大御名誅球磨噌唹還駕之時泊御船於濱云云、又御船左右游魚多之棹人吉備朝勝以鉤釣之多有所獲、卽獻天皇、勅曰所獻之魚此爲何魚、朝勝見奏申未解其名、正似鱒魚耳、歷御覽曰俗見多物卽云爾倍佐爾、今所獻魚甚多有可謂爾倍魚、今謂爾倍魚其緣也とみえたる故實によりて聖武天皇の御世その爾倍魚の別名を腹赤と申て獻りそめたるなり、其は中原師遠朝臣の年中行事正月元日の條の裡書に、奏腹赤贄事、腹赤尺寸九尺九寸載太宰府解文、本朝月令曰昔大足彦天皇誅球麻噌唹還駕之時於肥後國玉名郡長渚濱釣此魚矣、帝問左右吉備國朝勝見之未知其名云云帝曰今俗見多物卽云爾倍左爾云云、事見月令第一と見えこの第一の卷今缺て傳はらず また年中行事抄此書上下二卷あり、記者詳ならず外記の記しおける書とみゆ 正月元日の條に、

宮内省奏腹赤贄事、魚長九尺九寸太宰府解文載寸法、官曹事類云 此書今世に在る事をきかず、本朝書籍目錄政要部に、官曹事類目錄三十卷、延曆廿二年二月十三日（こゝに撰の字など脫たるなるべし）類聚符宣抄に、延喜十四年九月十日、勘解由使請、被下宣旨借行雜書事、官曹事類卅卷、云云、とみゆ、承久の頃記せる愚管抄に、官曹事類とかやいふ書もあむなれど、持たる人もなきとかや、蓮華王院の寶藏にはおかれたりときこゆれど、取出してみむといふことだにもなしといへり、惟宗允亮朝臣の政事要略殘缺二十七卷ある中に、此書を引て古符案云養老五年云云のたゞ一條引たり、允亮朝臣は一條院天皇の御世の頃の人なり、はやくより全本は世に有がたくて、抄書などの世には傳はりたりけむ 腹赤魚筑後肥後二國所出 天平十五年正月四日始供 委見兩國風土記、また色葉字類抄波部に鮪 腹赤同、國俗用之、出本朝式太宰府解文寸法長九尺九寸云云 大足彦天皇誅球磨噌唹還駕之時於肥後國玉名郡長渚濱釣此魚、帝問左右吉備國朝勝見之、未知其名云云、今帝曰今俗見多物卽云爾倍佐爾云云、などみえたるをかの風土記の文に徵して並せ考るに、爾倍魚と稱ふは景行天皇の負せ給へる名、腹赤といふは其魚の別名なること著く、また件の故事によりて聖武天皇の御世天平十五年正月四日に獻らせ始めたまひたる事も知られたり、然るに年中行事秘抄 奥書に、永仁之頃被書始之處自然被閣之畢、嘉曆令終寫功者也、云云 奏腹赤贄事の條に、官曹事類云、供腹赤魚事始自昔大足彦天皇御代歟、肥後風土記於長渚濱棹人

ろ行ときこえたり、さるはそのかみ、王の蒐狩の禮の狀を賦たる詩にて上章に、吉日維戊、既伯既禱、云云とある註に、戊剛日也、伯馬祖也、謂天駟房星之神、といひて、以下章推之是日也、其戊辰歟、といひ又此章の註に、庚午亦剛日也、差擇齊其足也、云云、戊辰之日既禱矣越三日庚午、遂擇其馬而乘之、云云、唐孔穎達が疏に、必用午日者干辰午爲馬故也、などいへり、この說のごとくならむには、豫て庚午日に馬を差ぶべく定めおきて、其三日前の戊辰日に、馬祖を禱る式とせりときこえたり、志かれば周世すでに十二肖の說ありしなり、しからば佛說にいへるは、漢國の僧が、おのが國の說を附會たる妄說なるべし　さるを皇國にて鼠牛などの義にかなへてよみを定め用ふる事となれりしはいつの頃よりか始りけむ、萬葉集天平寶字二年正月三日戊子の肆宴の時詔を奉てよめる大伴家持卿の歌に始春乃波都禰（ハツハルノハツネ）とみえたるは初子なり、また同集に卯字を宇の借字に用たるも支のよみによれるなり、又申をマシの借字に用ひたりそのかみ支のよみにマシと唱ひけるを後にサルと唱ふことゝなりぬるにや、但しもとよりサルとよみたりけるをわざと轉してマシに當てゝ書くまじきにもあらざれば、さだめては論ひがたけれど申を猴に當たるよみなることは著し、然れば初子の歌よめる天平寶字のころ十二支のよみははやく定まりて（此歌よみ給へる天平寶字二年は、唐肅宗が世の二年に當れり）世に普き唱とはなりたりし事明なり（その十二支のよみをそなへてものに見えたるは、中納言兼輔卿集に、四隅を物名歌に、ひつじさる、いぬゐ、うしとら、たつみ、とよみたまへり、ね、う、うま、とり、は次第にて推して知られたり）　さてその十二類の中に鼠をネ、兎をウ、蛇をミとよむは、なべてはいはざる言のごとくなれど和名抄に、鼠禰須美（ネヅミ）とよめるに、また鼱鼩小鼠也乃良禰（ノラネ）などみえ（野鼠なり）又兎を宇佐木（ウサギ）とよめるに兎字を古事記その外の古書どもに宇の借字に用ひたればしか單言にもいへりしなるべし、蛇をミといへる例はいまだみあたらざれど和名抄などに蛇倍美とよめるに准へておもへばさもいひけむ（雞は古事記の歌詞に、爾波都登理とみえたれど、又爾波登理とも、たゞ登利ともいふは古も今もつれなり）　但ししか單言なるかたをことさらに選びて用ひたり、げにきこゆるは十二支の名を連唱ふる音便のよからむために定めたりしにやあらむ、かくておもへば干支をとり用ひ始給へるはじめつかたの御世には鼠牛などいへる說によれるよみをば用ひ給ふべくもあらざるめれば、干支ともに字音にて唱ふる例なりけるを後に皇國言もて唱ふべくそのよみを定めて世に行はしめ給ひたりしにぞあるべき

比古婆衣一の巻終

黠、卯酉爲二日月二門一二肖皆一竅、兎舐二雄毛一則孕、感而不レ交也、雞合踏而無レ形交而不レ感也、辰巳陽起而變化龍爲レ盛蛇次レ之、故龍蛇配二辰巳一龍蛇者變化之物也、戌亥陰斂而持守狗爲レ盛猪次レ之故狗猪配二戌亥一狗猪者鎭靜之物也、或云皆取二不全之物一配二肖屬一者非也庶物萬類豈特十二哉、況無二義理一不レ足レ信也明矣、また宋の洪蒝が暘谷謾錄には、子鼠、丑牛、寅虎、卯兎、辰龍、巳蛇、午馬、未羊、申猴、酉雞、戌犬、亥猪、爲二十二相一焉、前輩未レ有下明レ所二以取一レ義者上今曩日見二家璩公選一云、子寅辰午戌俱陽故取二相屬之奇數一以爲レ名、鼠五指虎五指龍五指馬單蹏猴五指狗五指、丑卯巳未酉亥俱陰故取二相屬之偶數一以爲レ名、牛四爪兎兩唇蛇兩舌羊四爪雞四爪猪四爪、其說極有レ理などいへることも見えたり、此ほかにもとり〴〵にさることぢたきをさなき强說どものなほきこえたり、しかるにその說のもとは佛書の大集經虛空目分淨目品に、此世界諸菩薩等或作二種々天人畜生之像一於二閻浮提一敎化、如二是種類衆生一若下爲二人天一調中伏衆生上是乃不レ爲レ難、若下爲二畜生一調中伏衆生上是乃爲レ難、閻浮提外東方海中有二瑠璃山一、其山有レ窟是昔菩薩所レ住之處、有二一毒蛇一在レ中而住、復有二一窟一中有二一馬一、復有二一窟一中有二一羊一、南方海中有二玻瓈山一、其山有レ窟有二一獼猴一、復有二一窟一中有二一雞一、復有二一窟一中有二一犬一、西方海中有二一銀山一、中有二一窟一中有二一猪一、復有二一窟一中有二一鼠一、復有二一窟一中有二一牛一、北方海中有二一金山一、中有二一窟一中有二一獅子一、復有二一窟一中有二一龍一、是十二獸晝夜常行二閻浮提內一人天恭敬功德成就、已於二諸佛所一發二深重願一、一日一夜常令下二一獸一遊行敎化上餘十一獸安住修レ慈周而復始、七月一日鼠初遊行以二聲聞乘一敎二化一切鼠身衆生一令下離二惡業一勸中修善事上、如レ是次第十三日鼠復還行、如レ是乃至盡二十二月一至二十二歲一亦復如レ是といへり此本文いと長きを祖庭字苑に約めて引るを取れり、さてこれらのほかの經の中にも此說ありて、十二獸名を用て歲月日を紀せる由見えたりとぞ　また十二緣生祥瑞經に、若復有レ人審諦觀二察十二緣生一了二達善惡憂喜得失一應下書二轉輪一圖寫分別上謂下從二無明一乃至老死月日分位次第羅列鼠牛虎但し上に引たる大集經には、虎を獅子といへり、七佛神咒經なるもおなじ　兎龍蛇馬羊猴犬豕十二相狀本形轉輪上云云、などいへることも見えたり、かゝる佛說に據りて僧徒の牽合せたる妄說なるべし但し詩經小雅に、吉日庚午、既差我馬、云云、と見えたるは、午に十二肖の馬を當たるに依れ

説加上説にはいかにはからひてもいづれの説にも合はず、これも一種の妄説に依りていへりときこゆ

○附干支唱考

干支は、もともろこしの國にて暦を造る法にてはた年月日を定むる料に設たる名目なるを、やがて日次を稱ぶ目にも用ひ但し尚書益稷篇に、辛壬癸甲云云とあるを、四日也と注せり、當昔日次を十干にて稱びたりときこゆ殷の世三十代の王の名の下に、かならず十干を一字づつ著る例とせりと見えたるは、おのおの生日の干を取れるにやありけむ、又いと上古には干ばかりを用ひて、支は後に作り加へて、用ふることゝはせしにはあらざるかとおもふ趣あれど、いまだ考さだめざればいはず後に年に係ても稱ぶこと、なりたるなるべしかの國の古書どもの紀年に、干支をかけて呼べる例の、をさをさきこえざる事、本考にいへるがごとし暦には月次にも干支をかけてものすれど平常に某の干支月といはざるはたおもひ合つる、なり、さて干支の義のもとは皇極内篇に、十爲レ干十二爲レ支十干者五行有二陰陽一也十二支者六氣有二剛柔一也といへるほどのことなるべし、其を皇國言にうつして十干の甲乙などをキノエ、キノトなど唱ふは、木ノ兄木ノ弟の義なりとはやくよりいひきたれるはさることゝきこゆるを十干のよみの古くものに見あたりたるは、中納言兼輔卿集の物名の歌にみえたり、きのえなどのえを悉衣の假字に當てよみ給へり、さて此よみのさだまれるは、十二支とともにはやくよりさだめられたりけむ、その十二支のよみのことは下に論ふべし

十二支の子丑寅卯などを、ネ、ウシ、トラ、ウなどよみて鼠牛虎兎などに當て稱び用ふるは俗に酉字をひよみのとりと云ひなれたるは古きものいひざまのかたへ遺れるなり、清輔朝臣の童蒙抄に日よみのうま、顯昭法師の袖中抄に日よみのさるなどみえそれより後の書どもにも、然る定にいへる例ありみな准へ知るべし、いかなる由にかと年ごろ心にかゝりて事のついでにから籍どもの中にて見當りたるは後漢の王充が論衡言毒篇に、天下有レ路畏レ入二南海一鴆鳥生二於南一人飯レ鴆死、辰爲レ龍、巳爲レ蛇、辰巳之位在二東南一龍有レ毒蛇有レ螫云云といへり、當時はやくより十二支肖屬の説ありし趣なり此書和帝が世永元八年の頃著せるものと見えたりまた明の陳眉公が太平清話に、十二支所屬北周時已有レ之宇文護之母與レ護書曰昔在二武用鎭一生二汝兄弟一大者爲レ鼠次者屬レ兎汝身屬レ蛇又陸長源以二舊德一爲二宣武行軍司馬一韓愈巡官同レ事唐の德宗の頃或譏二年輩相遠一愈曰大蟲大蟲は虎の異名なり老鼠俱爲二十二相屬一何怪之在といへること見え、宋の王逵が蠡海集に、十二肖屬子爲二陰極一幽潛隱晦以レ鼠配レ之鼠藏レ迹、午爲二陽極一顯易剛健以レ馬配レ之馬快行、丑爲レ陰俯而慈愛以レ牛配レ之牛舐レ犢、未爲レ陽仰而秉レ禮以レ羊配レ之羊跪乳、寅爲二三陽一陽勝則暴以レ虎配レ之虎性暴、申爲二三陰一陰勝則黠以レ猴配レ之猴性

(寛)男神人皇氏治世九十二萬一千六百年
(文)(運)(祿)(合)百億萬歲

○泥土煮尊
沙土煮尊
(寛)男神陰神
(運)運數二百億萬歲
(文)(祿)(合)二百億萬歲

○大戸道尊
大戸邊尊
(寛)男神女神 五龍氏 治世二十三萬四百年
(運)運數二百億萬歲
(文)(祿)(合)二百億萬歲

○面足尊
惶根尊
(寛)男神女神 治世五萬七千六百年
(運)運數二百億萬歲
(文)(祿)(合)二百億萬歲

○伊弉諾尊
伊弉冊尊
(寛)男神女神 神農氏

(運)一代二神治二萬三千歲謂二天地循環變化常住神代一
(文)(祿)(合)二萬三千四十歲

○天照太神
(寛)治世九千四百廿八萬四千年
(運)治天二十五萬歲自甲子至癸丑
(文)(合)二十五萬歲
(應)(祿)五千廿八萬七千六百七年

○忍穗耳尊
(寛)治世八十八萬三千九百廿九年
(運)治天三十萬歲自二甲寅一至二癸巳一右二代尊神治三十萬年之內十萬年之時迦葉佛出世
(祿)五千二十八萬七千六百七年
(文)(合)三十萬歲

この外に雲州樋河天淵記に、曆數二百三十四萬四千六百五十年昔といへる下の自注に自二天照皇太神即位甲寅一今至二大永三年癸未一也といへる妄說あり、いま神武天皇即位辛酉より大永三年まで二千百二十三年を耗して算ふるに、いはゆる神世は二百三十四萬二千四百七十六年となれり、然るに上に擧たる原

云三年とあるは二年の寫誤にて原說と同じかるべしさるは次の二世も原說と同じければなり然らば原說の三世の歷數と全同じければ自乙酉とすべきを甲午といへるは合はずただ漫に記せるものなり此は論ふべくもあらぬ事ながらなほ其みだりなる趣をあらはさむとていふなり

右(正)(ロ)(應)(運)なる年數字轉寫の誤あるべし

○彥火々出見尊

○僞妄原說

(佛)(元)(倭)(編)(簾)(東)(ロ)(皇)(瑳)(應)(運)(寬)(文)(文明)(祿)(合)六十三萬七千八百九十二年○但(運)云自丁亥至戊午第四代尊神治六十三萬七千八百九十二年之内七萬三千八百三十七戊申歲盤古王生

(正)六十三萬七千八百九十三年

(文)六十三萬七千八百九十〇年

右(正)(文)これも寫誤なるべし

○鸕鷀草葺不合尊

○僞妄原說

(佛)(元)(倭)(編)(簾)(東)(皇)(瑳)(運)(文)(文明)(祿)(合)八十三萬六千四十二年○但(運)云自己未至丁未右三代謂下化現量神代

(正)(ロ)八十三萬六千四十三年

(應)八十二萬六千四十〇年

(寬)八十三萬五千六百七十六年

右(正)(應)(寬)も寫誤ありとみゆ

右僞妄三神世歷年。原說合一百七十九萬二千四百七十六年

○加上神世歷年僞妄原說不定

○國常立尊

(寬)男神天皇氏治世五萬四千年

(運)是神无名云云右第一代謂無量無邊无始无終不變常住神代

○國狹槌尊

(寬)男神地皇氏治世三萬三千六百年

(運)在天元氣水德神云云人賢元靈神運數百億萬歲

(文)(祿)(合)百億萬歲

○豐斟渟尊

る意巧の推察らる、なり、さるは例の神佛を習合せる最澄空海などの徒の所爲にはあらざるか、とまれかくまれかへすぐ〲もかの書紀の天祖降跡の年歴にゆめまどふまじきことなりかし 阿蘭陀譯官志筑忠雄か記せるものに、かの國籍をよみ考ふるに、西洋の國、國の開基より、享和元年辛酉まで、年歴凡六千二百四十八年なるが、故ありて、その三千九百四十八年を革め元年として、西洋の諸國正朔を同にす、すなはちいま、辛酉の年はかれが一千八百零一年といふに當れり、といへり、もとより賤しき夷國の傳說おぼつかなき事ながら、もろこしの上古の荒唐說のごとくにはきこえず かくて又上に論ひ辨へたる三神の御世の上世にかけて國常立尊を始にて天照太神忍穗耳尊までにおよぼして御世御世の歴年を加上して記せるがあり、さるはかの一百七十九萬云云、年にてもなほ及がたき許多の年數のきこゆるに競ひたるわざなるべし、但しそは元亨釋書正統紀などにも載られざれば其ころよりも後に加上したる說とみえたり、あまりにかしこくあまりにあさましき僞妄說にこそはありけれ されど此歴年も、下に目安く記すべし 上に論へる神世の年歴の僞妄說記せる書どものいま見當りたるかぎりを目安く記す

○僞妄神世歴年說所レ見書目錄 並切字例

(佛)佛法和漢年代暦 觀應元年校本　(元)元亨釋書 東福寺僧師練、元亨二年撰上

(倭)倭姫世記 外宮記錄皇字沙汰文永仁四年陳狀以此書稱神宮祕記

(正)神皇正統 記カ 北畠親房卿興國元年撰上　(口)神代卷口訣 忌部正通貞治年中撰

(編)帝王編年記 正安年中撰　(簾)簾中抄 藤原資隆朝臣元暦年中撰按至元德二年後人增補

(東)東寺年代記 止永享八年　(皇)皇代記

(文明)文明本王代記 本書至文明年中　(壒)壒囊鈔 觀勝寺僧行譽文安二年撰

右三神世歴年所レ記者十一部

(合)倭漢合運圖 要法寺僧圓智吉田光由同撰至慶長十六年

(運)日本運上錄 本書至天正年中　(寛)寛正本天神祇王代記 本書至寛正年中

(應)應安本年代記 本書至應安年中　(文)文正本年代記 本書至文正年中

(祿)文祿本年代記 止文祿五年

右三神世歴年加上所ニ合記一者六部

○僞妄三神世歴年

○瓊々杵尊

○僞妄原說

(佛)(元)(倭)(編)(簾)(東)(皇)(壒)(寛)(文)(文明)三十一萬八千五百四十二年

(正)(口)三十萬八千五百三十三年

(應)三十一萬八千五百四十一年

(運)三十一萬八千五百四十三年○自ニ甲午一至ニ丙戌一此神初而降ニ化下界一○この(運)の年數云

しますと記し給へり、これそのかみはやく僧徒の作りおける僞妄說をうけ給へるものなること著し（此書ぬしの御心、さばかりめでたき御心おきてのおはしましながら、かゝる妄說をまことゝおもほしたりけるは、あまりにあさましく、くちをしき御ことにこそはありしか）又瓊嚢鈔に、地神五代事、第一天照太神第二正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊已上二神天上御座シテ未此國不二栖給一ト云云、第三天津彥々火瓊々杵尊治二天下一給事三十一萬八千五百四十二年後奉レ葬二日向可愛山陵一者也此一十七萬六千八百六十三年當テ震旦盤古首王持レ國元年也其治一萬八千歲ト云云、同一十九萬四千八百六十三年ニ當テ天皇氏元年タリ十三人治二天下一事各一萬八千歲已上廿三萬四千歲ト云云、第四彥火々出見尊治二天下一給事六十三萬七千八百九十二年奉レ葬二日向高屋山陵一ト云云、此十一萬三百廿一年當地皇氏元年タリ十一人治二天下一事各一萬一千歲合十二萬一千歲也、同廿三萬三百廿一年當テ人皇氏元年タリ六十五代泛二天下一事四萬五千六百年ト云、第五彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊治二天下一給事八十三萬六千四百十二年也奉レ葬二日向吾平山陵一云云、此尊ノ御世八十一萬四千餘歲後漢朝三皇五帝等代持ケル也又八十三萬五千六百七十六年當テ天竺釋迦佛出生給ヘリ震旦周與テ一百六年第四代昭王廿六年（甲寅）歲此當ル也、其ヨリ二百八十九年有テ庚申ニ當レル歲此神隱レ御座ス」といひ、又三皇事、大昊是虙犧氏ト云氏風姓也八卦此代始レリ子孫十五代合一萬七千七百八十七年天下持テリ、此元年ハ葺不合尊八十一萬四千百三十四年合ト云云、儒書伏犧氏ヨリ上ヲバ慥不レ曰ヲヤ、但異書記ニ渾沌未分形チ天地人初メヲ云ルハ又本朝神代體似タリトナン、又廣雅漢土開闢ヨリ獲麟ニ至マデ二百七十六萬歲ト註セリ獲麟トハ孔子在世魯哀公十四年也炎帝是ヲ神農氏ト云、云云、子孫八代合テ五百二十年天下ヲ持テリ黃帝是有熊氏ト云、云云、一百年天下ヲ持チ給ヘリ云云、」また五帝事、少昊是金天氏ト云、云云、天下ヲ治給フ事八十四年一百歲御座シキ此御門ノ元年ハ葺不合尊ノ八十三萬二千九百三十一年に合へり云云」また三王事といへる下に、夏殷周ヲ三王ト云也此元年ハ日本不葺合尊八十三萬四千四百三十二年ニ當レル也といひ、又周武王が元年ヲ葺不合尊八十三萬五千五百七十七年に當れりなども記せり（此壒嚢抄は文安二年の頃、觀勝寺の僧、行譽の記せる書なり）これらの說によりてもその妄說作出せ

後輕清物は天となり重濁物は地となり中和の氣は人となる是を三才と云（是までは我國初りていへるにかはらざるなり）其はじめの君盤古氏天下を治る事一萬八千年、天皇地皇人皇などいふ王相續て九十一代一百八萬二千七百六十年、さきにあはすれば一百十萬七百六十年（是一說なり實には明ならず）しからば盤古のはじめは此尊の御世の末つかたに當るべきにやといひ、次に葺不合尊の條に、此神の御代七十萬餘年の程にやもろこしの三皇の初め伏犧と云王あり、次に神農氏軒轅氏三代あはせて五萬八千四百四十二年（一說には一萬六千八百二十七年、然らば此尊の八十萬餘の年にあたるなり、親經中納言、新古今集の序に、伏犧皇德の基して、四十萬年といへりいづれの說によれるにか、覺束なき事なり）其後に少昊氏顓頊氏高辛氏陶唐氏（堯也）有虞氏（舜也）と云五帝あり合て四百一年、其次に夏殷周の三代あり夏には十七主四百三十二年、殷には三十主六百二十九年、周の世となりて第四代の主を昭王と云き其二十六年甲寅の年までは周おこりて一百二十年この年は葺不合尊の八十三萬五千六百六十七年にあたれり、今年天竺に釋迦佛出生しまします同じき八十三萬五千七百五十三年に佛御年八十にて入滅し給けり、もろこしには昭王の子穆王の五十三年壬申にあたれり其後二百八十九年ありて庚申にあたるとし此神かくれさせまし〳〵つ、すべて天下を治め給ふ事八十三萬六千四十三年といへり、是より上つかたを地神五代とは申也、二代は天上にとゞまり給下三代は西州の宮にておほくの年をおくりまします、神代の事なれば其行迹たしかならず、葺不合尊八十三萬餘年まし〳〵しに其御子磐余彥尊の御世より俄に人皇の代となりて暦數もみじかくなりにける事うたがふ人も有べきにや、されど神道の事おしてはかりがたし誠に盤長姬詛けるまゝ、壽命も短くなりしかば神のふるまひにもかはり頓て人の代となりぬるにや、天竺の說のごとく次第ありて減じたりとはみえず、又百王ましますべしと申めり十十の百にはあらざるべし、窮なきを百といへり百官百姓など云にてしるべきなり、むかし皇祖天照大神天孫尊にみことのりせし寶祚を隆當與二天壤一無レ窮とあり、天地もむかしにかはらず日月も光をあらためずいはむや三種の神器世に現在し給へり、窮あるべからざるは我國を傳る寶祚也、あふぎてたうとみ奉るべきは日嗣をうけ給ふ皇になんおは

瓊々杵尊の降臨といへるは乙酉年に當れり、さてまた暦運記の説の年數一百七十九萬云云、七十餘歳といへるは、そのもとづける書に七十の下の字の滅損ねなどして明ならざりしによりて餘と書るなるべし、さばかりの許多の數の知られたらむにわづかに十年にもたらぬばかりの間の小數の傳説の缺べきにあらざるべければさだかに數を書べきわざなるべくおぼゆ、されどもとより僞造の説なればその作れる人の心にてわざとおぼめかしたること、ろしらひして作りたりしにてもあるべし、しからば釋書に明神の語とせるごとき説は件の云云餘年といへる説によりて其をさらに三代の御世ごとに配當てたる説を作れる人のその配當の年數を合せて云云、六年とさだかに記せるかたの説によれるものとすべし、かの元亨釋書（王臣篇）に神世云云七十餘歳と書るは暦運記かまたそのもとづける書によりて記せるにて、白山明神の傳に三代の饗國の年數を記せるぞ（佛法和漢年代暦に云へる惣數にも合ひて）僞妄説とはいへど、其原説とこそはきこえたれ（皇和通暦に、上古暦法と立たる説に自天祖降臨甲申、距神武天皇東征歳在甲寅、積一百七十九萬二千四百七十一、距即位歳次辛酉、積一百七十九萬二千四百七十八算上といへるは、かの書紀に云云七十餘歳、とある餘歳のさだかならざるにあはせて、しか算へたるものなり、さるは書紀に記されたる暦法の後に傳はれる暦法と、異なる由に心づかで、神代の年數の妄説をさへに信て、知吾邦神聖開基自有若天授民之教、といへるにこそはありしなるべけれ）かくて然る僞妄説作り出せる意は北畠親房卿の神皇正統記（此書は櫻雲記に興國元年に作りて、常陸より吉野へ獻せられたる由みえたり、興國元年は、北朝暦應三年に當る）瓊々杵尊の條に此尊天下を治め給ふ事三十萬八千五百三十三年（此年暦三十一萬八千五百四十二年、とあるべきを、はやく傳へ寫すとて誤れるなるべし、此ほかの年暦はみな他の書どもなると全同じ、猶下の僞妄神世歴年の目安を見て知るべし）といへり、是よりさき天上にとどまります神だちの御事は年序知りがたきにや天地わかれしより以來の事幾年を經たりといふ事見えたる文なし、抑天竺の説に人壽無量なりしが八萬四千歳になり、それより百年に一年を減して百二十歳の時（或は百歳とも）釋迦佛出給ふといへる此佛の出世は鵜鷀草葺不合尊の末さまの事なれば（神武天皇元年辛酉、佛滅の後二百九十年にあたる、是より上へかぞふべきなり）百年に一年をまして是をはかるに此瓊々杵尊の初めつかたは迦葉と云佛の出給ひける時にや當り侍らん、人壽二萬歳の時この佛は出給ひけりとぞと云ひ（引書の分注は其自注なり、下なるも然なり）次に彦火々出見尊の條に、此尊天下を治め給ふ事六十三萬七千八百九十三年といへり、震旦の世はじめていへるに萬物混然として、あひはなれず是を混沌と云、其

紀にはじめて見えたる干支をよすがに、いはゆる一百七十九萬云云の年暦を作りて、かの歷運紀のごとき說もいできたりしものなるべし、さるは僧師鍊の撰べる元亨釋書（王臣篇）に神世一百七十九萬二千四百七十餘歲といひて歷運記と全く同じ年數にいへるに、白山明神傳には明神の語なりとて我是伊弉諾尊也云云天津彥火瓊々杵尊受二祖天祖太神勅一降治二此國一始爲二地居一饗レ國三十一萬八千五百四十二年、生二彥火々出見尊一饗レ國六十三萬七千八百九十二年、生二彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊一饗レ國八十三萬六千四十二年云云、神武天皇者鸕鷀草葺不合尊第四子也在位七十六歲天皇年四十六始登二皇位一辛酉年也と記せり、神語に託けたるは僧徒の例にて今更論ふにもたらざれど件の年歷を立たる說は、はやくよりありきたれるをもて神語にも託たる說のそのかみ古くよりきこえ來れるを、師鍊が釋書に採り載たるものなり（元亨釋書を讀見るに、師鍊は僧ながら、最澄空海などの黨の類にはあらず、心正しき人にて、わたくしに僞說などすべき人とはおもはれず、書中に載たる事ども、みな前錄により、又傳聞のまゝに記せりときこゆ、虛誕妄說の選なくものせるはかたはらいたけれど、そは其道に拘泥るが故なれば、難むべきに非ず）いま件の三代の饗國の年數を合計ふるに、一百七十九萬二千四百七十六年なり、佛法和漢年代曆にも三代の世數を同じくしるして天祖（天津彥々火瓊々杵）至二葺不合尊一百七十九萬二千四百七十六年と記して全く相同じ（此年代曆はおのれ前に京に在し時、東寺觀智院に藏るを寫得たり、注に和漢年代、兩國年曆雖異說多、正依貞元釋敎目錄、兼抄諸家和漢年代記矣、と記し卷尾に、觀應元年四月廿五日挍諸本畢、とあり、こは書寫の時の年月と見えたる古卷なりき）しかるに寛正本天神祇王代記に天祖天降以來至二神武天皇一合一百七十九萬二千四百七十九年と記せるは、これも天祖天降より三代の事なるを至二神武天皇一とも書るは此天皇の御代におよぶまでといふ意にて、これも年代曆元亨釋書などにいへると、もはら同說の年數なるべきを、云云七十九年とあるは九は六の寫誤なるべし（此書たゞ一本見たるのみにて、いまだ他本を校へず）しかれば此書にしるせるも又同說なり、またそのほか古き年代記の類また古書どもにみえたる三代の年數を合せ計ふるに、みなかの惣年數に合へり（其は下に目安くしるして論ふべし）但し此歷年の說を作れるにもと三代の御世ごとに當て、歷年を作りたるを惣たる年數なるにか、また三代惣たる歷年を作りたるがありしを、後に三代に配當てたるにかその本末は推考ふべき由なし、かくてこの惣年數を書紀の年紀によりて神武天皇卽位辛酉年の前年庚申より遡算れば

るのみなるをさへに、書紀には載られざりつるはたおもひ合べし さて其年數を記せるもののこゝのほかに書にみえたるは延喜式の首に添たる歷運記の 題名の下方に今名公卿記と注せり、此書いかなりし由にて式に添たるにか、諸本ともにあり、たゞ出雲君の校へられたる中の一本に無きがありとぞ 首章に按本紀 紀一本には記と書り 等諸書昔者天津彥火瓊々杵尊始從レ降二始王二西土一 あまりに拙省き文なりもしくは誤字あるにか 次彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊總二三代經一一百七十九萬二千四百七十餘歲一竝時世邈遠事迹神異具二于舊記一更不二煩述一云云といひて帝世に漢地の年代を引合記して至二今上弘仁二年辛卯一云云といへり、すべて年曆をも其年に限りてしるせり文も拙劣く記しざまもとゝのはぬ書にてそのかみのころの他の書どもには似つかず、まことに其御世の書なるにかおぼつかなきこゝちせらるれど、此書はもとより記者の拙劣かりしにてもあるべし、いづれにも古きものとはみえたり、さはいへどもしそのかみの實の書ならむには、日本後紀にその弘仁二年より二年前大同二年四月の勅に、倭漢惣歷帝譜圖天御中主尊標爲二始祖一至レ如二魯王吳王高麗王漢高祖命等一接二其後裔一倭漢雜糅敢垢二天宗一愚民迷執輙謂二實錄一宜二諸司官人等所レ藏皆進一若有二挾レ情隱匿乖レ旨不レ進者一事覺之日必處二重科一と見えたる倭漢惣歷帝譜圖の類の書の說によれるにもやあらむ 歷運記に伏羲氏以前、天皇以還、年代綿邈、史無詳錄、接帝系譜等諸書、總曆八代九百六十八萬餘歲、既非經史未爲實錄、聊復存之以廣異同といへることもあり いづれにもおもひ合すべし、かくて書紀に傍書したりけむかの年數は此歷運記の說をとれるにか然らずは同說記せる他書によりてものせるなるべし、そもそも然ばかり邈に遠き神世の年數をものせる事は漢國にて三皇五帝などいへる世の年記をさかしらごとしてとりどりに定たる荒唐說どものあるにあはせては漢の 司馬遷が史記には、いはゆる五帝より記して、年紀もなにも詳に記さゞるを、唐の司馬貞諸書に依て、三皇本紀を作り補ひ、又一說によりて、天皇氏地皇人皇の世數をいへるを合計ふるに、八萬千六百歲ばかりときこえ、其後五龍氏などいへる十七氏の世あれど、年紀詳ならずといひおきて、別に春秋緯を引て、自開闢至獲麟までの年數、云云といへるを、いま神武天皇卽位辛酉までにあてゝ計ふれば、三百二十七萬五千九百二十歲ばかりに當れり、さて此三皇の事を、注に蜀の譙周が古史考、晉の皇甫謐が帝王世紀の二說を採れるものなるべき由いへり、そのほか竹書紀年などいふたぐひのものにも、さる趣なる年代の事みえ、皇國にても帝王編年記、その外古き年代記の類に、もろこしの然る年數をとりどりにいへるも、本かの國の書どもによれるものと見えたり、いにしへそれらのほかにも、さる類の年代を詳に記せる、もろこし書のこれかれ渡り來りたりしに依れるが、其本書の今絶たるもあるべきなり 皇國の神代の殊なる趣をわすれてたゞ國初のかれよりはいたく後れておとりざまにきこゆるを、あかぬ事に競ひおもひてかの國のあるが中の一說に合へたるか、またたゞ其說に競ひたるにてもあるべし、神武

より天下に頒行し給ひ いはゆる中古暦なり、是年もろこしは隋の文帝が世仁壽四年にて元嘉暦を用ひたりけむを、元圭が考に、其暦法ならずといへば、そのかみ百濟の改法なりしなるべし又皇極天皇二年癸卯より暦法を改め給ひ いはゆる晩古暦なり、但しこれも又百濟改暦の法なりしか、又はこなたにて改させ給へるか、考ふべき由なし、もろこしは唐の太宗が世の貞觀十七年にて、なほ元嘉暦を用ひたりけむ 持統天皇五年より元嘉暦を用ひ給ひ 元嘉は劉宋の文帝が世の年號なり、允恭天皇の御世に當れり 文武天皇元年より儀鳳暦を用ひたりしなり 儀鳳は唐の高宗が世の年號にて、天武天皇の御世に當れり、さて此後の改暦の事もくはしく通暦に記したれど、こゝにはいたづらなれば云はず さて又神武紀の首章に天皇云云 謂二諸兄及子等一曰 下文の例に依るに、子字の上に皇字脱たるなるべし 彦火瓊々杵尊闢二天關一披二雲路一駈二仙蹕一 闢仙の二字印本誤れり今古本に訂して擧 以戻止是時運屬二鴻荒一時鍾二草昧一故蒙以養レ正治二此西偏一皇祖乃神乃聖積レ慶重レ暉多歷二年所一 自天祖降跡以逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歳 而遼邈之地猶未レ霑二於王澤一 王字印本玉に誤れり今古本に據る とある文中の自天祖云云の二十三字、印本そのほかの本どもにも多く本文に書連ねたるを契冲荷田春麻呂等の挍本に細字とあり、故意をつけてよく讀考ふるにまづ通本のごとくにてよみ連ぬれば多歷年所自天祖降跡の九字其意重りていたづらにきこゆ、しかればその二十三字を細字に書て本文とせざる本は正しきかたながら猶それも訛にてもとは後人の傍書なりけるを注のごとく書入たる本なるべく、通本は其傍書をみて脱文を書加へたるものなりと心得誤りてやがて本文に書攙へたるものなるべき事相照して知るべきなり、紀中このほか然るたぐひの混ひ彼此みえたり 崇神六十五年紀に、七月任那國遣蘇那曷叱知令朝貢、と見えたるに、次の垂仁二年に、是年任那人蘇那曷叱智請之欲歸于國、蓋先皇之世來朝未還歟、云云とある蓋以下の十字は、後人前紀を疎に見すぐして、旁書せるが本文に攙入たるものなること決し、かゝるたぐひの混ひなほあり 挍本どもを見ておもひ合すべし、しかれば其二十三字をば攙入文として削りて正本とすべし、さてその天祖降跡より云云といへる年數のことを論はむにまづ皇國にて暦日を用始給ひたりし趣は上に論へるがごとくなれば、神武天皇より上世に遡りて年紀を造らむにはいく億兆とかいふらむ年數もいでくめれどまことにはそのかみ皇孫尊の天降坐しし年よりいくとせといふばかりさだかに傳はるべき世のさまにあらず、故天皇の御言にも是時運屬二鴻荒一、時鍾二草昧一云云、多歷二年所一、と詔へるに立かへりてさらに自天祖降跡云云と年歷を詔べきにはあらざるものをや、かへす〴〵もおもひまどふべからず 釋日本紀に、此暦年の事を注されざるは、もとより其事の攙入ざる本なりしにや、さて正しき古典に、神代の御世の年數を記せることは、をさ〳〵みえず、古事記に、日子穗穗手見命の御事を、坐高千穗宮、伍百捌拾歲、とたゞ一くだりに記された

持統天皇の御世におよびて 政事要略に右官史記云、太上天皇（持統）元年正月頒暦諸司、とみえたるは、前の頒暦の例の外に、別に諸司ごとに暦を頒賜ふ事を始給へる由なるべし、この事書紀には見えず、さて此右官史記は持統天皇の御世の事を、太上天皇元年と記せるをおもへば、文武天皇の御世の右大史の記なるべし 紀に四年庚寅十一月甲申勅始行二元嘉暦與一儀鳳暦一とみえたり 中根元圭の皇和通暦に、件の兩暦を推算して、この御世の五年より元嘉暦を用ひ給ひ、文武天皇元年より、儀鳳暦を用ひ給ひしものなりといへり、此元圭といへるは、暦道に卓れて精しき人ときこゆれば、きはめて然ることなりしなるべし かくて皇和通暦に、持統天皇遡至二神武天皇一歳月支干昭然可レ見、而推二諸異邦諸暦一牽多二牴牾一、伏稽崇神天皇時遠荒不レ奉二正朔一遣二六師一討レ之載有二明文一則知三吾邦神聖開レ基自有二若レ天授レ民之敎一焉世多二臧二歷古杳邈湮滅不一レ傳也、今特因二史籍支干朔望之所一レ在推而求レ之則其法具存矣、蓋千三百有餘年間三更二斗憲一、神武天皇東征甲寅以至二仁德天皇十年壬午一凡九百八十九年、一法今號曰二上古暦一、同十一年癸未以至二皇極天皇元年壬寅一凡三百二十年、一法今號曰二中古暦一、同二年癸卯以至二持統天皇五年辛卯一、凡四十九年、一法今號曰二晩古暦一、といひて 持統天皇以前不レ知レ用二何暦一則又不レ知レ用二何建一といへり 此考説の中に、晩古暦を至持統天皇五年辛卯といへるは意得がたし、さるは四年庚寅の十一月に、勅始行云云暦、とみえたるは、改暦せさせ給ふ詔にて、翌る五年正月より其暦を頒行ひ給ひたりしなるべければ、至四年庚寅凡四十八年、と書べきを、ふと書錯りたりとみゆ、又いはゆる上古中古晩古の三暦を、神聖開基若天授民之敎、といへるは、そのかみの國史を熟く讀て、世のさまを稽へわきまへざりつるが故に、暦法の異なるに惑ひ、書紀の崇神天皇の御世に、遠荒不奉正朔、と記されたる、此紀の例の漢文の潤飾の正朔の語に泥めるにて、かたはらいたき説なり さてこの推算暦法によりて今おのれが考に當て推考ふるに おほよそ 神功皇后の御世のころより そのかみ韓國にて、はやくよりもろこしざまの暦を用ひたりとは決く聞ゆれど、その國にてさらに作れるにか、又もろこしより得て用ひたるにか、神功皇后の御世のはじめつかたは、もろこしは後漢の獻帝が世のころにて、はやく夏の定めの如く、今の正月を正月として在こしなり 仁德天皇の十年壬午まで 百濟の暦日を用ひ給ひ、そのほど其國人などに命せて其暦法によりて上世に遡て年紀を製らしめ置て さて韓國御征のはじめより御政にあづかることゞもをもはら記さしめ給ひ、又上古より語繼來れる古事をもかつ〴〵記さしめ給ひたりしなるべし これまでいはゆる上古暦の間なり かくて仁德十一年癸未よりは もろこしは西晉の明帝が世に當れり かの國にて改たりけむ暦日を用ひ給へるほど上にも論へる如く欽明天皇の御世におよびて百濟より暦博士をめさげて其趣をきこしめしその暦法を習はし試みてこなたにて暦本作らしめ給んとせさせ給ひたりけんが業ならでやみたりしに、推古天皇の御世の十年にさらに玉陳に命せて百濟僧觀勒に暦法を習はしめ給ひ業成てければ始てその暦本を作らしめ給ひ、十二年甲子

を治め給ふ御政には備はらぬかたもありぬべきを、さらに其韓人の情を知召して治め給はむには、便よきかたもあるべく又かの國より奏せる事などをも記しおかしめ給ふべくそのほかよろづに便よかるべければその文字の義をもこなたにて知召し、なべて便よからむかたには、こなたの事にかけてもかつぐ〳〵用ひさせ給ひたるべく、この文字の皇國にうつり來り、其を普く世に用ふる事となり、つひにもろこし籍を召上げて、其國風の事を學びとらせ給ひつる趣の本末の考は、中外經緯傳に論へりまたかの國にて用ひ來れる年月日次の定を知召さずては、八十艘の調貢船の往還などを正さるべき便よろしかるまじく、はたこなたにてもさる定あらむにかれとこなたとしるしあはするに便よきわざなればかたぐ〳〵かの國にて用ふる暦の一年一月の日數の定などを年々に召上て用ひ給ひたりしなるべしもろこしにて外の國々を懷けなどしておのが國の暦を授け用ひさせて、其を正朔を授くなどいひて、わが臣國なりと稱ひて、われたけく誇りをるとは、いたくしな殊にて、そのかみ皇國にしては、ことに暦といふべき事をしたゝめて用ひ給へることはあらず、おのづから其定ありて、よろづにたゝひたりつれど、から國を治め給ふとして、かの國にて用ひ居れる正朔を獻らしめて、取用ひ給ひたりしことわりなりさてその欽明天皇の御世におよびてはその暦をまたく用ひ給はむとして其道の博士を召上て常に交替仕奉るべく詔ひつけ給ひ、暦法の書をも奉らしめ其趣を聞召し臣たちの中をゑらびてかつがつ學ばせ給ひたりしなるべし、かくて敏達天皇用明天皇崇峻天皇の御世を歴て推古天皇の御世におよびて紀に、十年冬十月百濟僧觀勒來之仍貢二暦本及天文地理書一云云書一也是時云云、陽胡史祖玉陳習二暦法一大友村主高聰學二天文遁甲一云云皆學以成レ業とみえたり、かくて同十二年より其暦を用ひ給ひ始て天下に頒行はせ給ひたりしなり、其は政事要略廿五卷に儒傳云、以二小治田朝十二年歳次甲子正月戊戌朔一始用二暦日一伊呂波字類抄に引載たる本朝事始にも如此いへりとみえたる是なり、書紀には是日に始賜二冠位於諸臣一各有レ差と見えて始用二暦日一の事みえず、かゝる重事を記洩さるべきにはあらざめるを既く寫脱せる本の今の世に傳はれるものなるべしさて又今も法隆寺に在る釋迦佛光後銘文に、法興元卅一年、歳次辛巳、十二月云云、明年二月廿一日癸酉、云云、とある辛巳年は、推古天皇二十九年に當り、また其下文に癸未年三月中、如願敬造釋迦尊像、と記せる癸未年は、同三十一年に當りて、此佛像を造りて、すなはち彫りたる文なり、かの始て暦日を用ひ給へる十二年より、二十年の後に當れり、そのかみ既に暦日を用ひ給ひ、年にも日にも、干支を當て行ひ給ひたりし證とすべし、然るに伊豫風土記に載たる、大分速見湯の碑文に、法興六年歳在丙辰、とみえたるは、同天皇の四年に當れば、此は彼暦日を用始め給へる十二年より、十二年前なれど、此は後に定めたまへる暦日を遡せて作るものとすべし、さていはゆる法興は年號ながら、後の御世のとは其趣同じからずすべて上古の年號年立の事は、長柄山風の附錄年號論の中にいへり、互に考合すべし其のち

にてまことにさることとなるべければさらにいふべくもあらず、漢ぶみ魏志東夷傳に、倭人云云とて皇國の事を記せる中に魏略を引て其俗不レ知二正歳四節一但記二春耕秋收一爲二年紀一といへるは、おのが國の如くこまかに暦日を定むる事のなかりつる趣をき、およびて記せるにておほかた合へり魏志の撰者、晋陳壽に、應神天皇の御世廿八年に當れる年五十六にて死たる人なり、魏略は前に在來し書なる事著し、もろこし後漢の世のころより、皇國人のわたくしに彼國に渡り、かの國人も渡り來りし事中外經緯傳に辨へ記せるがごとし又眞暦考に、月次のさだまりつるはいづれの御世よりともさだかには知りがたけれども暦をもちひそめ給へりし比よりははるかに古の事とは思わるれば、もしくは難波高津宮の御世仁徳のころにもやありけむ、また甲子といふ事を用ひはじめられしも同じ御代などよりの事ならむか、かくてあまたの御世〳〵を經て後に暦をもちひはじめ給ひけるよりぞ月次の月と天の月に因る月とをひとつにあはせて、いくかの日いくかの日といふ日次も一年一月の日數もみなきはやかに定まりてよろづ今の如くにはなれりけると論ひ、又もろこしの國のこよみの皇國に渡り來つるは、まづ師木島宮の御世欽明の十四年に暦博士また暦本をたてまつれと百濟國に勅ありて同十五年に暦博士固徳王保孫といへる人まうで來つる事見えたり、これや始なりけむ、されどいまだ世には行はれざりしを又小治田宮推古の御世の十年に百濟の僧觀勒といふがまうで來て、暦本を獻りしを陽胡史の祖玉陳といふ人この僧に暦法をならひて事なれりとは見えたれども、此時もまさしくこれを用ひて世におこなひはじめ給へりし事は見えず、政事要略に、此御世の十二年正月朔より始て、暦日を用ひ給ひしよし見えたりさもあるべしといはれたり、これにつきてなほ考ふるに、件の欽明紀十四年の度には六月遣二内臣一使二於百濟一云云、別勅醫博士易博士暦博士等宜二依レ番上下一今下二上件色人一正當相代上、年月宜下付二還使一相代上、又卜書暦本種々藥物可二上送一、とみえたるをよくおもふにはやく神功皇后の韓國を征給ひ其國の御政せさせ給ふにあはせては、かの國にて用ふる文字をも朝廷にて知食し彼が奉れる書どもを讀しめ給ひ、またこなたよりも詔詞書せて賜ふべく、又上古よりありこしまゝにて神ながらなるおほらかなる御政のみにては新しく臣服來れるこちたき韓國人

れざるはもろこしの例によられたるなるべきを日次ももろこしの例に干支もて記されたり、但し三代實錄にのみ日數の日次を書て、干支を記されたり書紀にのみしか大歳干支を記されたるは肇めて御世御世の年立干支を定られたるが故なるべし、但しもろこしの史書どもにしか年に係て大歳干支とかけるはをさ〳〵見あたらぬ例なり、繼體紀二十五年の條の注に百濟本記を引載て其文云、大歳辛亥三月云云と注されたるによりておもへば、其はもと韓國のなべての書ざまにて、この百濟本記などの例に據られたりしにもやあらむ、かくて書紀にその大歳干支を元年の條下に記されたるなべての例なるにまれにはそれと異なる記されざまのあるをいかなるにかと考ふるに、さるはなべてならぬ御世の事のさまによりて大歳を記されたりとぞ見えたる、其はまづ神武紀に卽位より前に始めて大歳甲寅と記されたるは上に論へるが如し、又綏靖紀に卽位元年の前年に于時也大歳己卯とあるはさきに神武天皇崩給ひて後手研耳命の御上につきてしか〳〵の御事ありける三年が間を空位のごと記されたる中の事にかけて干支を擧て其年を示はされたるなるべし但し紀中なべて是年也大歳と記されたる例なるに、こゝにのみ于時也大歳と書されたるはこゝろしらひの文なるにかまた紀中なべて御世の始毎に元年と標られたる例なるに、神功紀に首章の末に是年也大歳辛巳卽爲二攝政元年一と記されたるは皇后應神天皇の攝政にておはしましける差別をあらはされたるなるべし、然るにその御世六十九年皇后崩たまへる條事の末にもまた是年也大歳己丑明年應神天皇の元年にも例のごとく大歳庚寅としるされたるはこれもなべてならぬ攝政の御世なりし差別をあらはされたるなるべし、そのほかには天武紀二年の條事の末に、是年也大歳癸酉とみえたり、こはもと大友天皇の紀元年に大歳壬申天武紀元年に大歳癸酉と記されたりつるが故ありて後に改削して大友紀元年を除きて天武紀の元年と定られたりけむとき、もとの元年紀の條の大歳を削り遣（遺カ）し元年と改られたる條に記さるべき大歳をわすれたるものなるべし此考は長柄山風にくはしく論へり、こゝにはつくし難し

さて又皇國にて漢法の暦日を用ひ始給ひしさまをおし考ふるに、まづいにしへ暦といふもの、なかりし世に年月日といへりしはおのづからおほらかなるさだまりありて事た、ひたりしものなるべし、其は先師の眞暦考にくはしくいはれたるが如く

まりすらもはら後のごとくにはあらざるべきことゝわりなるに、件の甲寅戊午辛酉甲子の年に當りて御所爲の合へるさまにきこゆるはもろこしの暦法を用ひらるゝ御世となりてそれより上つかたの事どもは暦によりたる年月を當て書記せるもの、、やうやくにいできたりけむをはるかに遠き御世の古傳説は近くさだかなる御世よりかつ〴〵推のぼせて神武天皇の御上におしおよびてはそのかみの御所爲の次第にあわせて件の四干支を當てもろこしの星運の說に合せて年紀をとゝのへられつるものなるべし、但しそは日本紀を撰ばるとてあらたに然ものせられたるにか 續紀元明天皇の養老五年二月の詔に、世諺云歲在申年常有事故、此如所言云云、と詔へることみえたり、此前年日本紀奏進ありき、そのかみはやくより歲につけて、吉凶などさだむゝ說のありて、世諺にもいふばかりなりし御世のさまはたおもひ合すべし、さてかく考出たることは、清行朝臣の、革命革令の星運の說を主張して、神武天皇の御世の趣に牽合せられたる說によりて、己はかへりて上古の年紀を定られたりけむ趣を推考へたるなり またはやくより史などの然年紀を作りて當たる書のありしにてもあるべし、さるははやく神功皇后の御時よりかつ〴〵漢文字を用ひ給ひ 此事中外經緯傳に論へり 年次月日などをば、もろこしざまの韓國の正朔を取用ひ給ひたるめれば 此事は下に云ふべし 其定に書記せるものもありけむを、古事記にはその御世のころはさらなり、うけばりてもろこしざまの暦を行はせ給へる推古天皇の御世まで記さしめ給へるに年紀月日に係てきはやかに記せる事の、ひとつも見えたることなきは天武天皇の大御慮にふかくおもほす趣ありて、みながら年紀月日をも記させ給はざりつるなるべし 古事記序に天皇詔之、朕聞諸家之所賷帝紀及本辭、既違正實、多加虛僞、當今之時、不改其失未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、とみえたるは既に前世の事を年紀月次などを推量りて、定め記せる書のありけるをも、既違正實、多加虛僞とのたまへる中のひとつにて、よろづにおほらかに記させ給ふべき御心しらひなりしかばなるべし、されどもろこし書に比べては、あまりにはかなげにてあかぬ事におもはるべき世のさまなれば、さらに日本紀を撰ばしめ給ひ、もろこし書にきそひて、ことさらに年紀月日をも定め當てゝ知らるゝかぎりはくはしく訂して、よろづに委しく記し給へるものなるべし、 さて又書紀に、なべて天皇元年の條事の末のごとくに是年也大歲干支 是年を、仁賢紀にのみ是歲とあるは、例に違へり訛なるべし、敏達紀の一本に、是歲と訛れるにも、おもひ合すべし、また書紀に大歲太歲と大、太の字とり〴〵に書て、諸本もまたとり〴〵にて定がたけれど、こはもと漢國にて、星運といふことをさだするに、大歲といへる語に當りてきこゆれば、しばらく大の字にさだめ書て引つ と記されたる例なるにつきて考ふるに、まづもろこしの古書、春秋、史記・漢書、三國志などいふ類の編年の史また尙書などに紀年に干支を配當て記せるはをさ〳〵見えず 日次はみな干支もて記せり 皇國にても書紀を除きては次々の史どもにも、年にあて、干支を記さ

○日本紀年暦考

上古の暦日のおもむきは眞暦考にいはれたるまことにさる事なるべきに、日本紀に記されたるにもろこし風の年紀暦日はいかにして定められけむとつらつら考ふるに、そはまづ革暦部類に載たる昌泰四年（辛酉）二月二十二日三善清行朝臣の勘奏に、請改元應天道之狀一今年當大變革命年事云云易緯云辛酉爲革命甲子爲革令云云、詩緯云十周參聚氣生神明戊午革運辛酉革命甲子革令注云云謹按易緯以辛酉爲蔀首詩緯以戊午爲蔀首然而本朝自神武天皇以來皆以辛酉爲一蔀大變之首此事在□□未出之前天道□□自然符契然則雖有兩說猶可從易緯也云云今依緯說勘合倭漢舊記神倭磐余彥天皇從筑紫日向宮親帥船師東征討滅諸賊初營帝宅於畝火東南地橿原宮辛酉春正月卽位是爲元年四年甲子春二月詔曰諸虜已平海內無事可以郊祀卽立靈畤於鳥見山中謹按日本紀神武天皇此本朝人皇之首也然則此辛酉可爲一蔀革命之首又本朝立時下詔之初在同天皇四年甲子之年宜爲革令之證文、といひてなほ革命革令の說どもを擧げなほ又皇國史と漢史にみえたる辛酉と甲子の年の變事を牽合せて云云といひて改元あらむ事を奏されたることとみえたり（此勘奏によりて是年七月十五日延喜と改元あり）さるはいと信がたき說ながらもろこしにて舊くより然る說をたてゝいひさわげるものもありしなり（革暦部類に、元應三年辛酉年、大外記中原師緒朝臣の勘文に、淸行朝臣の勘文に、易緯云とある文を擧て、就之按之、易緯十卷中曾無此文、云云稽考典籍五經暦算、引易說有此文、同暦記經歟、といひて、その說を難めたる說あり、然れば淸行朝臣の易緯といはれたるは、五經暦算を引たがへられたる誤なるべし、いづれにてももろこしのふるき一說にてはあるなり、）今其論說につきてさらに按ふるに、神武紀の首章に東征として幸ませる事を記して始て年の干支を擧て是年也大歲甲寅と記し、これより干支を擧て年紀を記されたり、さてその甲寅の干支ももろこしにて爾雅に、十干先甲十二支先寅曰攝提格、淮南子に、天維建元常以寅始也、三五暦記に、歲起攝提元氣肇始有神人號天皇といへる趣の說に合へるに似たり、又同紀戊午年に、御兄五瀨命軍中に薨給ひまた饒速日命長髓彥を殺して歸順ひ奉りたる由記されたる事どもはいはゆる革運年ともいはゞいふべきに似たり、故つらつら考ふるにそのかみもろこしにて作りたる干支を世に用ひられたることのあるべくもあらず、年次月次日次の定

義は、帝王本紀は古書にて、古字の多くありて、讀がたき處の有を、此を撰集め籍作る人々〻しひ讀にして、今用ふる字に遷易記して、舛れるが有を、そを後々の人の習ひ讀みもてゆくに、義通えがたきに依て、誤字ならむなど思ひて、私の意もて刊改たるを其を傳へ寫せること、既に多く遂に甚しき舛り雜をなして、御世つぎの前後の次第を失し、兄弟の列の參差へる事とさへなりぬ、故今は古今に考覈して、誤を去り舊の眞正に歸して、此紀を撰み記せり、されど一往に識がたきは、且一書によりて、撰び採りて本文に載し、其異なる由をば、註に詳にす、此處の他すべて此紀の前後ともに、此效と知べしと云る意ときこえたり、さてまた古字とは、漢の古字なり、そは彼漢國の國風として製れる字の、次々に體變り、或は更に各々私に製り增し、或は廢え、また字の訓義もとり〴〵に用ひなどして、いと煩はしく謾なり、そは今に傳はる古書等にも、彼國の字書にすら、後の物には、見えざる古字の多かるをもて、當時の多有古字云云、といへるをも思ひ合すべし、さて此註卷の初つかたに有るべきを此處にしも有は、有が中にこゝなる一書の文は、殊に多きによりて前後をかれて、因に凡ての例を記されたりと聞えたり、註に一書曰、一書云、一云、又云ともあり、又その一書の中に、亦云、一云、といへる文もあり、など有は、依レ一撰而注詳二其異一と記されたる異傳にて、神代紀にも其例にて三様に書れたり 三様に記されつる事は、只何となき筆すさびには非ずて、決めて裏に心しらひして、其差別を書分られつる物なるべし、但し天武紀二年の下に、一云、云云、とある一處のみはいかゞ、此は必一本云とあるべき處なり、本字の脱たるものなるべし さて其一本云とある例のことは下にいふべし さて又旨華山陵の追加に、吉田兼倶卿の抄にいはく、流通の本には一書を如註の細字に書之ぞ、吾祖兼延曰、此一書は天上天下海中の神の語なり、與正文不可優劣也、故家本には一字さげて大字に書之ぞといへり、件のごとくなれば、一書を大書にしたるは卜部家の本よりおこれるなり、兼延は一條天皇の御世の頃の人なれども、其家本の世にあまねくなれるははるかに後のことなり、兼倶卿のころなほ流通の本は細字に書りとあればなり、といはれたるがごとしさはあれど、なほその三様の細字に殘れるもあり、さて兼倶卿の抄とは神代卷抄なり、さて又類聚國史なる神代紀の三様ともにみな細字に書るは、いはゆる流通の本なるべし、しかるに神代紀 印本 諸本 延喜本の一書の、大書細字互に同じからぬところあるをおもへば、卜部家の本ならぬも、大書を細字に書るにて、其は細字は、書くにも讀むにも煩はしきをいとひて、書寫す人の心々にものせるが故に、本によりて互に異なるがあるなるべし、此餘に某者云云也是謂二云云一、今云二云云一、亦名云云、此云二云云一などある訓註は原よりの紀の文にて、其餘は多くは後人の加筆なるべし 舊本云、一本云、或本云、或云、別本云、などゝあるは、本書にしか記さるべきに非ず、極めて後人の、異本を校合て書入れたりと見ゆ、中には、和銅上奏の本もあるべし、又加筆の本文に攙入たりと見ゆる處もあり 神代紀なるは、山陵に論はれたり、其論ひざまによりて、全部を辨べし、 さて神代紀には書名を顯はして引たる文なきを神功紀より以下は引書の名を出たる處あり、其引書には日本舊記伊吉連博德書譜第百濟記百濟本記百濟新撰高麗沙門道顯日本世紀など見えたるこれなり、すべて書名を顯して注さるゝ例に非ざればこれも後人の加筆なること決し 神功紀の文中に、漢籍魏志を引たるのみにて、年紀をなしたる處あるは、後人のわざなること論ふまでもなくまた傍書に、從新羅至社稷、清本爲疏、猶可見他本、と書たる類の處もこれかれ有りて、いはゆる疏の本文に攙たりとおもはるゝ處もあり、其を一一に云むはいと煩はしければ言ず此心しらひして見ば大旨の考は違はじか

又下に平假字もて、其歌の事實を、日本紀によりて御國詞に書る中には、今の日本書紀の文義とは異にして、打あはぬ事の見ゆるは、其原の文今本と異なるが有しに據たるにや、又それを作る人の本文を讀そこれて、さかしらわざせしにも有べし、さてその平假字もて書ることは、後に別人の書入たる物なること決し、合せ見て知るべしまたかの幾齋が見たる異本を印本に挍ふるに文字の異同少からず、中にも印本の景行紀の二十五年の一章二十七年二月壬子の一條異本に無く印本應神紀九年の一章異本に無く印本四十年の一章異本十四年二月の上にあり、またその異本天智紀に大友皇子受禪の事など、なほありといへり、當時、とみに抄記せるまゝにて、いとみだりがはしければ、後に書とゝのへて見すべし、といひおこせたりけるが、いくほどもなく、とみに江戸に歸ることゝなりて、そのゝちことしげくて在經るほどに、幾齋は年老て身まかりたりとぞ、その書とゝのへたるものを、見ずてやみぬるぞくちをしきや今其大友皇子受禪の事見えたりといへるをもて推考るに、其本に大友紀もありしなるべし、さて大友天皇受禪卽位のことは明證あるをもて既に水戸光圀卿大日本史を撰給ひて大友天皇紀を立て皇統に定奉りたまひき己はたおふけなけれど、その紀に齎されざることゞもを採集めて考ふるに、日本紀の原本には壬申年を大友天皇紀に立られたるを後に改删て其壬申年を天武天皇の元年とし、其につけて天智天武持統三代の紀の中の文をも改られたるところのありしなるべく推知られたり、但し其改删られたる時は考定むべきよしなけれど弘仁より前の事とは知られたり今延喜式の首に加へたる、弘仁二年につくれる暦運記に、大友天皇を御代に載奉らず件の幾齋が見たりし異本は、いまだ大友紀を除かれざりしかたの本なるべし、さていまかく論へることの考説はことしげければこゝには述がたし、其は既に大友天皇の御上に係れる事どもを書集めたる長柄山風にくはしく論へる中なる此事の說の大旨をとりすべていへるなり、此外異本どもを挍合るに、異なる處のあるは是も纔々にいさゝかづゝ、改たる事の有しなり、はやく清輔朝臣の奥義抄に、日本紀も本々あひたがへる事あればいづれと定がたしと云はれたるもかゝる違のありしなり、さてまた欽明天皇紀二年の處御子たちの御名を記されたる分註に、一書云々と有て、其下文に、帝王本紀多有二古字一、撰集之人屢經二遷易一、後人習讀以レ意刊改、傳寫既多、遂致二舛雜一、前後失レ次、兄弟參差、今則考二覈古今一、歸二其眞正一、一往難レ識者且依レ一撰、而注詳二其異一、他皆效レ此、と注されたるに依て案ふに此文この紀の凡例として見べし、其はまづ帝王本紀とは、古事記序に見たる、帝紀の類なるべく、書籍目錄に、巻數は記されど、帝王本紀とあるは、其か否か知らず、文

合へり　公卿辨大夫咸以會云云と見えたるは、すなはち其本をもて講せたまひしなるべし よく事狀を思ひわたして辨ふべし、 また天慶六年の竟宴歌の橋直幹の序に、上起ニ混一沌ニ下別ニ人神一始ニ於辛酉之元一 神武天皇紀の始に是年大歳甲寅とあれど、辛酉年と云は、即位の元年なさせり、 終ニ於壬寅之歲一 今の日本書紀三十卷、持統天皇の十一年丁酉八月乙丑に、禪天皇位於皇太子、と云まであり、壬寅は、大寶二年にて、持統天皇崩御の年にて、續日本紀に記されたり、舊は持統天皇崩御の頃の事まで記されたるを、續日本紀に讓りて、後に削られたるなるべし、されど、此序の下文に、自天孫云云神倭云云、泊于持統禪讓之際とある文によれば、紀の今文の終りと同じきにやとも通ゆれど、正に終於壬寅之歲と書たれば、持統天皇崩御までの事を書たるにて、禪讓云云の文は、書ざまの拙きにや、また支干の違ざまの今本とは異なりしにもあるべし 惣三十卷云云、自下彼天孫云云神倭云云上 この天孫云云も、上起混沌とは、遙に後の事なれども、かく云るは文なり、神倭云云は、神武天皇の御事を、一つ擧て云へるなり、 泊ニ于持統禪一讓之際一傳以ニ洪一基一文武謳歌之初受ニ其曆數一 こは持統天皇の、文武天皇に御位を讓り給へる事を云る文と聞ゆれど、上に論へる壬寅の支干の事は相符はず、 乃是四十二帝之興衰者纖微必錄一千餘年之治亂者旨要無レ遺、とある支干、また御世繼の數も今本と異なり 神武天皇より、神功皇后を數へて、持統天皇まで四十一代なるを、こゝに四十二帝とある二は一の誤寫なるべし、此書肥後本をおきて、他本を見ざれば、訂すべきよしなし、また本のまゝにて論はゞ、飯豐青皇女をも、皇代に立られたるによれるものなり、其は扶桑略記、水鏡、紹運錄、などに、和銅上奏の日本紀に、此皇女を、皇代に入奉りてある由見えたり、此字書ける時の紀には、なほ此皇女を皇代に立られたりけるを、後に除き奉りて、今本のごとく記されたるにてもあるべし、類聚國史に、延曆十三年八月癸丑、藤原繼繩公等勅を奉りて、日本紀に續たる國史を修撰びて、(こは續日本紀の前修本なり、其由は別に撰續日本紀次第考にいへり)奏上られたる時の表文に、若夫襲山肇基以降、淨御原御寓之前、神代草昧之功、往帝庇民之略前史著繁然可知、とあるをふと見ては、當時の日本紀には皇孫尊の天降坐る時より、天武天皇の御世まで載られたりけむとおもはるれど、然らず、件の下文に、神代草昧之功往帝庇民之略、といへると照應たる文にて、皇孫等の天降坐まして以降、天武天皇の御世に至りて、大に皇業を恢弘め給ひたりし由を、贊美奉れる文にて、日本紀に載られたる、神代の始より天皇紀の終を云へるにはあらず、おもひ泥むべからず

また同じ竟宴歌の中に、得ニ聖德太子一從四位下行右中辨藤原朝臣師尹、佐支珥保敷、波奈乎者於幾弖、登與止美己、萬津爾者見萬須、伊呂那賀利介里、と有りて平假字の詞書にはるもゝのはなのあしたにちゝのみこ太子ともろともにそのにあそびたまふにみことひてのたまはく伝太子こたへたまはくもゝのはなはしばらくのものまつのはゝひさしきなりゆゑにおもしろしとのたまへりとあり、此歌によめる太子の事蹟今世に傳はれる日本書紀に見えず、太子傳曆に、三年甲子春三月桃花之日云云とあるに符り、天慶六年の頃の日本紀には此事蹟の文有しこと知べし 天慶六年は延喜四年より四十年の後なり 然れば天慶の後にも改させられし事の有けるが其御本の今に播これるなること疑なし 竟宴歌序、また端詞の漢文なるは更なり、歌も眞假字もて記せるを、其歌の左に平假字にうつし、

書に延喜四年勅月畫日」從五位下守右少辨藤原朝臣清貫」右大史正六位上兼行算博士阿保朝臣巨賢奉行」位祿官符文等毎枚別在之と記せり、此文解りがたきをつら〴〵讀考ふるに此はそのかみ日本紀再修の詔ありて其業成りて奏進れる本案のまたの草案本これなるべし、さて年號の下に勅月畫日と在るは其案どもの奥に令條の例に准へて奏進の年月日を題せるがいまだ其月の定まらざるほどなりければ、月次の數の字位を空て月字を書き日字の上は例のまゝに日次の數の字位を空けて書おきたるほど、本案を奉りて勅畫ありて後此草案にしるしおける月日の上の數字を書加ふることを遺れて、たゞその傍に勅畫としるしおけるを後に轉寫せる人の月日の二字の上の空たるを見て字の闕たりとおもひ傍に書る勅畫の二字をその脱字なりと意得てかの二字の空たる位に書攙へたりしものなべし（いはゆる勅畫の大概は、詔書勅書勅符等の案の奥に、年月を書き、日字の上を空けて書て奉上れるを、御覽して、宸筆にて、日次の數字を書きて返下し給ふ、これを御畫日と申し、其を覆奏し奉る式のありて、返下し給ふ時、年號の上旁に可字を畫せ給ふを、可御畫と申し、論奏には聞字を畫せ給ふを、聞御畫と申す、公式令禁祕御抄など併せ見て知るべし、さて然宸筆を加へ給ふを、すべて勅畫とも御畫とも申せること、記錄どもに見えたり、此日本紀奉勅の再修案も、くだりの奏案に准へて奏上し、勅畫の後、更に再修本を奏進りたりしものなるべし）○かく註せる後に西宮抄を見るに、御畫事詔書勅書及勅符並用二畫日一詔書勅書等覆奏文並書レ可論奏及諸衞擬舍人奏並畫レ聞（復任無聞）皇太子令旨用二畫日一（公式令）今按公式令勅旨式無二御畫日一又覆奏不レ可レ畫レ可而舊例有レ之此依二年中行事文一歟是就二何所レ注一歟但大唐六典發日勅如二詔書一有二御畫一用二黃紙一勅旨式如二本朝一然本朝不レ制二此式一何依二彼六典一乎延喜天曆之間度々有二此難一或不レ給二御畫一勅符或又無二御畫一而前例有レ之未レ知二其意一と見えたり、かたへに考合すべし、また奉行とは再修の事をくだりの二人して奉行せられたりしなるべし、また位祿官符文云云とは再修本の寫手の人々の祿物は紙數の功程に應へて賜へるが其官符は別に在りといふ由をかりそめに記しおける當時官家通用の俗文なるべし、さて此本は彼長良公のいたく嘆きて近者文一臣請レ詔敷增三補之一云云と記し給へる本をまた更に潤飾はせ給へるなるべし、釋紀に引たる新國史に延喜四年八月廿一日壬子是日於二宜陽殿東廂一令三初講二日本紀一前下野守藤原朝臣春海爲二博士一紀傳學士矢田部公望明經生葛井清監等爲二尙復一（紀略に、八月九日、大學寮差進日本紀尙復廿一日講日本紀と見えたり、此度に）

圖一巻副たる古寫本を見せて、此は既に西國人に賣たるをしか〳〵にて預りなれりと云をしばしとて、あながちに借もて歸りてあらあら讀あはせたることありき、かの異本裏書の文は押紙にて在るを、寫しおきたりしを、往年經亮に與へたるこれなり、と書つけておこせたりき、さはありけれど、幾齋がり訪らひてなほよく問尋むと思ひわたるほどに、急に殿にさもらひて江戸に歸る事となりて立のいそぎに、とはで止ぬるぞ口をしかりける、さて又いはゆる古寫本の日本書紀のことも、因に問ひたりけるが、その答の趣は、下に擧て此本論の一證とすそも〳〵長良公の行狀は文德實錄に載されていと〳〵實やかなる仁におはしければ、彼裏書に記されたる事をも痛嘆せられけむ事宜なり、近者文臣請ㇾ詔と云より紊ニ千古之實ニ可ㇾ不ㇾ痛哉と云までの文に眼を著て辨ふべし文德實錄に、齊衡三年秋七月癸卯、權中納言兼左衛門督從二位藤原朝臣長良薨、贈大政大臣正一位、冬嗣之長子也、志行高潔寛仁有度、弘仁十三年爲內舍人、仁明天皇在儲宮時、長良侍坐、花時月夜戲席射場天皇毎許以交歡之恩、長良逾修冠帶不敢和狎、天長元年二月敍從五位下、二年二月爲侍從、十年二月爲左兵衛權佐、三月轉爲左衛門佐、太子踐祚之日敍正五位下、承和三年正月敍從四位下、云云、天皇晏駕之後、哀泣不絶如父母、初斷啖肉求冥助也、仁壽元年十一月敍從二位、四年八月爲權中納言、薨時五十五、長良兄弟之間友愛、天至接士大夫常以寛容、人無貴賤慕而仰之、後至于元慶元年追贈正一位左大臣、三年重贈太政大臣、有子六人、第三子基經、今攝政右大臣也、基經幼少之日敬愛異於諸子、古人有言知子不如父誠哉、とあるもて其仁體を見るべし、さて彼裏書を書給へる承和甲寅は元年にて公の三十五歲の時に當れり又其後延喜四年に日本紀再修の事有しと知らるゝことあり、其は醍醐理性院に藏傳へたる本これなり、其本神代の下巻ただ一帖存るをおのれ前に文化の中ごろ京に在ける時

或人の摹して祕藏るを借得て見たるに本書粘葉次第紙にものして、兩面に書りとぞ、其摹本を見るに、いたく書ひがめたる字多く、また一書の文を細書したるは、古さまなるが、又其細書の半より、本書のさまにかきつられ、或は一書を本書にかき交へなどして、いとみだりなれど、しかすがに字體は古樣なり、古筆に目かどなる人に、書體といひ紙品といひ、今より四百年ばかり前に寫せる本なるべしと云へりとぞ、又片假字にてところ〳〵訓をさしたり、其訓ざま印本他本などゝ異なるも見ゆれど、つたなげにて採るべくおもはるるはいと希なるがうへに、これもいたく書ひがめたるが多かり、さて此假字は、後に別人の書たるものなりと、かのめかど人のいへりとぞ、卷首に普通本のごとく日本書紀第二神代下とありて其行の下にひきはなちて是曰ニ祇世ニ（クニツカミノミヨト）と書き假名もかくのごとし、さて此文に准へおもふに第一巻には、この例に是曰神世とありしなるべし尾の卷名の下に、これも同じさまに神祇世代下と書終めたりこれも准へおもふに第一巻には神祇世代上と在しなるべし、さてその神祇世代とは、第一二巻神代の部を別ちたる稱なるべし但し其神祇下卷を、今ある神代下巻の諸本ともに挍べ見るに、一二字ばかりの異なるところ少はあれど、今の印本と、類聚國史に添たる神代紀、又これ、かれの本どもの異なると、合ひ合はざるは、おほかた同じほどのたがひあるのみにて、さしも異なることなけれど、他の巻々はいかなりけむ、今知るべきよしなし、かくてその全文は今ある本どもに挍べ見るに然しも異ならねど其はもはら再修せる文は他卷にありて此卷には再修すべき事の少かりつるが故なるべし、首尾の卷名の下に祇世神祇世代など書るが異なるとまた奥書の文にて再修本なるべき事推して知られたり、さて其奥

に非ざる事は更にもいはず文の改ざまに依ては其事も意もおのづから古の傳の趣とは違へる事もあり、或はいかなる由とも聞えがたく成ぬる節さへをりをりに交りなどして、大かた上世の意はうづもれ果て世に知る人なくなむ成れりける此を物に譬へていはゞ彼古傳書のやうは人の像を寫しかくに顏やうは更にもいはず形姿衣の色あやまで其形のまゝに物したるが如くにて、古の有形は目の前に見るが如くになむ有けるを此書紀は世人の好みに合へむとてその古く寫せる狀をば變て見る目おかしくと書成たれば其人には似もつかであらぬ漢人の貌形になれるが如し、抑人の像をうつすは繪を玩ばむとには非ざればいかに見る目はおかしきも其人に似ざらむは甚ほいなき事ならずや、然書改たるを見てばいかでか其人の眞の形は知らるべからむ、世々の物しり人たゞ其繪の狀のおかしきにのみ心を留めて古の形には似てやあらむ似ずでや有らむとは尋もしらぬはいかなりける心ぞや、また古き世のは繪もうち見るにはうはべの筆きえて見所なきが如くなれども今一たび能見れば後の世人の及がたき所の有を、たゞ今樣の上手めき花やぎたる方にのみ人は目を留むるが如くいにしへ文いにしへ意の世にめでたき事をば知らずしてひたぶるにその漢めきたる事をのみめであへるも又いかなりける心ぞや、と有に感おどろきて是いと論はれたる說なり實にも日本紀は古の實を文餝り失へりと見ゆる事の多かるは次々に文餝を加たる物には非じかと思ひしも灼く、これかれ其證を待たり、其はまづ若槻幾齋と云人の見たりし古寫本の日本紀の押紙に、裏書云日本紀三十卷　崇道盡敬皇帝所レ撰也舍人親王は、大炊天皇の御父に坐しかば、彼天皇の天平寶字三年六月に、崇道盡敬天皇と謚し給へる故に、かく記されたるものなり、近者、文臣請レ詔數增ニ補之一合ニ叡旨一永歛ニ秘符一、嗟呼欲レ取ニ一時之寵一輙棄ニ千古之實一可レ不レ痛哉、愚竊寫ニ原書一藏ニ之函底一、若是證ニ乎來世一幸矣承和甲寅左衞門佐藤原長良謹記、と有しといへり此事は、前に京人橋本經亮の自書記しおける、橘窓自語と云ものを見たりしに、若槻元三郎が物語に、むかし浪華にて所見の日本紀の裏書に、日本紀異本裏書云とて件の文を寫載たり、甚めでたく思ひて其若槻氏いづくいかなる人なるにか、尋問はまほしく年頃思ひわたりつるに、過にし文化十年の四月、ゆくりなく殿にさもらひて、京に上りて在つるほど、若槻幾齋といふ翁の朱熹流の儒者にてあると云がもとに、我友山本勝從か物學びに行と聞て、かの若槻といへるに心づきて、よくたづねきけば、幾齋が壯き時は元三郎といひしとぞ、やがて勝從を中人にてかの經亮が書おける文を書寫して問はするに、今は五十年ばかりのむかし、難波に物學びに往て在ける間、書商人が日本書紀の系

ゆる、台記に、久安四年四月廿三日、季房朝臣來話大日本紀事と記されて、大字を添たるは珍し、此は私に尊みてのわざなることと決し、然るに此紀延喜四年本また其後の古寫本、今世にある慶長四年の國賢の跋ある印本など、おのれが見聞たる限の本ども、皆書字あるは上にいはゆる弘仁の頃より始りて、後に題名とも爲たるものなりけり、然れども、上に云るごとく、書どもには日本紀と書たるが、いと〱多きは、原よりの名の、世に普きによれる物なり、永正奥書本の本朝書籍目錄にも、日本紀三十卷とあり、承和元年に、藤原長良朝臣の奥書し給へる本に、日本紀とあるぞ原の御典の名なるべき、此本の事は、末に委くいふべし、さて明靜抄に載せたる、承和三年十二月記たる、廣隆寺緣起に、讃撿日本書紀とあるは、例の文人の作爲なりかし、なほいはゞ此紀原より書紀と題せる物ならば繼々に令撰られし史ども、續日本書紀、日本後書紀など稱ふべきを、然有ぬを以ても證とすべきなり、さて書紀といへる由は、釋紀に師說依レ注二日本國帝王事一謂二之日本書紀一、又曰師說宋太子詹事范蔚宗撰二後漢書一之時、敍二帝王事一謂二之書紀一、敍二臣下事一謂二之書列傳一、然則書紀之文依此歟云云とある義なるべし、然るを、尾張人、河村氏の得たりといふ古本には、たゞに書紀とのみ題せしとか、其實ならば、昔のさかしら人の私わざなるべし、さて鈴屋翁の、日本書紀と云はうけばらぬ名なる由を論ひて、書紀と稱られたるは、眞にいはれたることながら、そのかみうけばりて有とある書はおほかたから書にて、漢書唐書など云るに倣ひて、何となく日本紀と、公にて名づけ給へる物なるべきを、今私に何とかせむ、日本文德天皇實錄、日本三代實錄とさへ題られたるをや、さて彼河村氏の得たりといへる本の、書紀と題したるを、甚くめづる人のあるは、鈴屋翁の論におどろかされて、中々に原の書名を辨へざる誤なり、もし省きて言むには、元正天皇紀に、一品舍人親王奉勅修二日本紀一云云、奏二上紀三十卷系圖一卷一とあるに據りて、唯に紀とのみは云ひもすべきなり、されど見在本に、日本書紀と題したれば、省きては書紀とばかり云むも、難むべき事にはあらず、鈴屋翁の髻華山蔭に、書紀は古書の有が中にいとも尊く珍重たくやごとなき御典になむ有を、さるに取ては古學の爲にはしも不足ことはた小緣ならずなむ有ける、然言ふ故はまづ古事しるす史はおほかた古の傳說を失はず過たずして後の世に傳へむためなり、されば其史ども古きは上代の事を記せるやう唯その有形のまゝにして潤色添たる事なく文の章はた自然に具はりていと美たくなむ有めりしを、此書紀の作ざまは然る古傳書には依ながら當時の世中の好みに叶へて悉く漢史風に改めて詞にその方の潤色の多有のみならず、事にさへ意にさへ其潤色を加へなど凡て萬づをいかで漢めきたらむと力られたるほどに、なべての詞の古

比古婆衣一の巻

伴信友稿

○日本書紀考

日本書紀、もとは日本紀と題られたるを、おほよそ弘仁の年中より、文人たちの書字を加へて、遂に題名となりしと見えたり、然るは續日本紀に、養老四年云云舍人親王奉勅修日本紀と有を始め、六國史は更なり、古書どもには、悉く書字なきを、釋日本紀に引たる、この紀の弘仁私記序に始めて日本書紀と見えたり、（日本後紀に、弘仁三年六月戊子、是日始令參議從四位下紀朝臣廣濱、陰陽頭正五位下阿倍朝臣眞勝等十四人講日本紀散位從五位下多朝臣人長執講とあり此時の人長の私記なり、永正奥書本の書籍目錄に、弘仁四年私記三卷、多朝臣人長撰とあり、）また此紀の竟宴歌の本に、延喜六年天慶六年の度ともに日本紀竟宴各分レ史得ニ云云一并序と書き出して（これより前、元慶六年の度も、日本紀竟宴云云とありて、序文はなし、）其序文には、ともに日本書紀と書り、（此竟宴歌の書は、契冲が宗尊親王の眞跡なりといふを、肥後國熊本にて臨摸し來れるを、元祿十三年に、今井似閑に與へたる自筆本による、普通の寫本には、延喜六年の序文には、書字脱たり、）これら決く、文人の潤色作爲なるを、始めに日本紀竟宴と書出たるは、舊名に依れるなるべし、（文章のいたく狹ざまなるをも思ふべし、さて延喜六年の序の作者は、三統宿禰理平なり、）又朝野群載に載たる承和三年に記せる廣隆寺緣起、釋日本紀に引たる延喜講記にも、日本書紀と見えたり、（萬葉集中に、日本紀また日本書紀ともあれど、後人の勘文と見えたれば、論ふべきにあらず）さて上に擧たる弘仁より前の書どもには、續日本紀なるはさらにて本朝月令に引たる、高橋氏文に載たる、延暦十一年三月十八日の太政官符に、日本紀と見え、日本後紀に、延暦十六年二月の下、また弘仁三年六月の下にも、日本紀とあり、（但し同紀大同元年七月の下に、是日勅命據日本書紀云云とあるは、後人の加筆か今他本なければ按べき由なし、古語拾遺卜部家傳來の奥書ある古本の奥に、此文を引たるにも書字あるは此本に據れるものなるべし、又按ふに後紀は、承和七年に奏進られて、弘仁より廿餘年後に撰れたる書なれば、當時の名目もて記されたりしにもあるべし、さて又後紀の延暦十六年二月の下なるは、續日本紀を撰はじめ給へる時の詔詞にて、前日本紀とあり、こは續日本紀に對へたる文なり、さて其次の文に其續日本紀の事をさへに、單に日本紀とあり、古書どもに續日本紀より以下の國史どもを、すべて日本紀と云ること例あり、大神宮諸雜事記天平神護二年神宮燒亡條に、日本紀二部と見えたり、此記いと古く撰たるものならねど、もはら古記どもを書集たる書と見えたれば、當時題名の一證とすべし）此後の古き書どもにも、日本紀と書るは甚多く、日本書紀と書るはをさ〳〵有ことなきをもて、日本紀といへるが原よりの名なる事を知べくぞおぼ

（原本ニ目錄ナシ今便利ノ爲ニ之ヲ作リテ附ス）

比古婆衣目錄終

比古婆衣目錄

伴信友全集第四

總目錄

叛臣なりと論ぜる一事、最も其識見を觀るべし。
本書伴翁自筆稿本を以て校訂す。
一此全集材料蒐集につきては、若狹小濱人和田信二郎氏の盡力によること多大なり。其他或は內閣文庫、靜嘉堂文庫の秘藏の本を得、或は谷森善臣翁、文學博士井上賴圀氏等の指導を受け、本集を大成するを得たり、茲に附記してよろこびを述ぶ。

明治四十年四月

ろは廿卷本にして、翁の自筆本によりて校訂せり。

一長等の山風二卷附錄四卷　本書は弘文天皇の御事蹟に關して記し奉りしものにて、自筆稿本には淡海朝考とあり、長等の山風は蓋し後に改めし名ならん。書中敍述の大綱は弘文天皇御降誕の事、御卽位の事、壬申の年は大友天皇の御世なる事、崩御地の事、御子孫の事、御母宅子娘の事、御妃十市皇女の事、附錄にはこれに關連せる壬申紀證注、壬申年の官軍の中に其名きこえたる人々、吉野皇子に從ひて其名きこえたる人々、吉野皇子に從ひたる事の其年の紀には見えずして天武二年紀より續紀に及ぶまでの史に見えたる人々、年號の論、持統天皇草壁皇子尊高市皇子尊珂瑠皇子尊の御うへの事、天智天皇立太子及大兄名稱考、三山考論等を詳に記せるものにして、記事の精細なる、立論の正確なる、翁一代の大作たり。殊に壬申の功臣に對しては、後大津朝の爲には

伴信友全集第四

例言

一本編には、比古婆衣、及び長等の山風の二種を收む。

一比古婆衣二十卷　本書は、信友翁多年國史國文につき、研究せし考說を集めたるものにして、翁の事々物々に就き、如何に細心なる考究を積まれたるかを伺ふに足る。讀者繙て其眞價を知るべし。

本書編輯順序、傳寫の諸本不同にして一定せず。されば卷一より卷四までは板本により、卷五より卷二十までは二十卷本により、順序を定めたり。

本書曩に卷一より卷四まで出板し、近來近藤氏存採叢書に卷五より卷十一まで出板したれども、全本ならず。こゝに收むるとこ

伴信友全集

第四